

大正九年八月廿一日印刷
大正九年八月廿四日發行
大正十年七月十五日再版發行
大正十二年六月十七日三版發行
大正十三年八月十五日四版發行
昭和九年六月十五日五版發行

國譯漢文大成 經子史部 第八卷

【非賣品】

編輯兼發行者 國民文庫刊行會
東京市神田區小川町一丁目六番地

右代表者 鶴田久作
東京市本郷區西片町十番地

印刷者 君島潔
東京市小石川區久堅町百八番地

印刷所 共同印刷株式會社
東京市小石川區久堅町百八番地

發行所 國民文庫刊行會
電話神田（五三五番・八三八番）
振替東京一八五七二番

一伇。塗茅屋若積薪者。厚五寸已上。吏各舉其部界中財物可以佐守備者上之。有讒人。有利人。有惡人。有善人。有長人。有謀士。有勇士。有巧士。有信士。有內人者。外人者。有善人者。有善鬭人者。守必察其所以然者。應名乃納之。民相惡若議吏。吏所解。皆札書藏之。以須告之至。以參驗之。諸小兒五尺不可卒者。爲署吏。令給事官府若舍。藺石厲矢諸材器用。皆謹部各有積分數。爲解車以梓。載矢以軺車。輪軲廣十尺。轅長丈。爲三輪。廣六尺。爲板箱。長與轅等。高四尺。善蓋上治中。令可載矢。子墨子曰。凡不守者有五。城大人少。一不守也。城小人衆。二不守也。人衆食寡。三不守也。市去城遠。四不守也。蓄積在外。富人有墟。五不守也。率萬家而城方三里。

墨子終

職。天下事得。偕其所喜。天下事備。強弱有數。天下事具矣。築郵亭者環之。高三丈以上。令倚殺。爲臂梯。梯兩臂長三丈。連版三尺。報以繩連之。塹再匝爲縣梁。聾竈。亭一鼓。寇烽・驚烽・亂烽。傳火以次應之。至主國止。其事急者。引而上下之。烽火已舉。輒五鼓傳。又以火屬之。言寇所從來者少多。無厭怠。去來屬・次烽勿罷。望見寇舉一烽。入境舉二烽。射要舉三烽三鼓。郭會舉四烽四鼓。城會舉五烽五鼓。夜以火如此數。守烽者事急。候無過五十。寇至堞。隨去之。無厭怠。日暮出之。令皆爲徽幟。巨阜山林・皆令可以迹。平明而迹。迹者無下里三人。各立其表。城上應之。候出置田表。斥坐郭內。立旗幟。卒半在內。令多少無可知。若有警舉外表。見寇舉次表。城上以麾指之。斥坐鼓整旗。以戰備從麾所指・田者男子以戰備從斥。女子亟走入。若見寇鼓傳到城止。守表者三人。更立郵表而望。守數令騎若吏行旁視有以知其所爲。其曹一鼓。望見寇鼓傳到城止。斗食終歲三十六石。參食終歲二十四石。四食終歲十八石。五食終歲十四石四斗。六食終歲十二石。斗食食五升。參食食參升小半。四食食二升半。五食食二升。六食食一升大半。日再食。救死之時。日二升者二十日。日三升者三十日。日四升者四十日。如是而民免於九十日之約矣。寇近亟收。諸離鄉金器若銅鐵。及他可以佐守事者。先舉縣官室居官府不急者。材之大小長短及凡數。即急先發。寇薄。發屋伐木。雖有請謁勿聽。入柴勿積魚鱗簪。當隧令易取也。材木不能盡入者燔之。無令寇得用之。積木各以長短大小惡美形相從。城四面外各積其內。諸木大者。皆以爲關鼻。乃積聚之。城守司馬以上父母昆弟妻子。有質在主所。乃可以堅守。署都司空大城四人。候二人。縣候面一。亭尉次司空亭一人。吏侍守所者。財足廉信。父母昆弟妻子有在保宮中者。乃得爲侍吏。諸吏必有質。乃得任事。守大門者二人。夾門而立。令行者趣其外。各四戟夾門立。而其人坐其下。吏日五閱之。上逋者名。池水廉有要有害。必爲疑人。令往來行夜者射之。誅其疏者。牆外水中爲竹箭。箭尺廣二步。箭下於水五寸。雜長短。前外廉三行。外外嚮。內亦內嚮。三十步一弩廬。廬廣十尺。袤丈二尺。隧有急。亟發其近者往佐。其次襲其處。守節出入。使主節必疏書。署其情。令著其事。而須其還報以參驗之。節出使所出門者。輒言節出時操者名。百步一隧。閤通守舍。相錯穿室。治復道。爲築墉。墉蓋繕其上。取蔬令民家有三年畜蔬食以備湛旱歲。不爲常令。邊縣豫種畜芫芒烏喙椒葉。外宅溝井可窒塞。不可置此其中。安則示以危。危則示以安。寇至。諸門戶令皆鑿而幎竅之。各爲二幎。一鑿而屬繩。繩長四尺。大如指。寇至先殺牛羊雞狗鳧鴈。收其皮革筋角脂腦羽。彘皆剝之。吏樿桐自爲鐵錍。後欄爲衡杜。事急卒不可遠。令掘外宅材。課多少。若治城上爲隔三隅之。重五斤已上諸材木。渥水中無過

之法其罪聅。矜色謾正。淫囂不靜。當路尼衆。舍事後就。踰時不寧。其罪聅。讙囂駴衆其罪殺。非上不諫。刺主凶言其罪殺。無敢有樂器奕棋軍中。有則其罪聅。非有司之令。無敢有車馳人趨。有則其罪聅。無敢散牛馬軍中。有則其罪聅。飲食不時。其罪聅。無敢歌哭於軍中。有則其罪聅。令各執罰盡殺。有司見有罪而不誅同罰。若或逃之亦殺。凡將帥鬬其衆失法殺。凡有司不使士卒吏民聞誓令。代之服罪。凡戮人於市。屍三日徇。謁者侍令門外。爲二曹。夾門坐。餔食更無空。門下謁者一長者。守數令入中視其亡者。以督門尉與其官長。及亡者入中報。四人夾令門內坐。二人夾散門外坐。客見持兵立前。餔食更上侍者名。守堂下高樓。候者望見乘車若騎卒道外來者。及城中非常者。輒言之守。守以須城上候。城門及邑吏來告其事者。以驗之樓下人受候者言。以報守。中涓二人夾散門內坐。門常閉。餔食更。中涓一長者。環守宮之隧衢。置屯道。各垣其兩旁。高丈。爲埤俔。立勿雞足置。卒挾視葆舍。而札書得。必謹案視參驗若不法。止詰之。屯陳垣外隧衢街樓。高臨里中。樓一鼓聾竈。若有物故。鼓吏至而止。夜以火指鼓所。城下五十步一廁。廁與上同圂。諸有罪過而可無斷者。令抒廁利之。

雜守第七十一

禽子問曰。客衆而勇。輕競見威。以駭主人。薪土俱上。以爲羊坽。積土爲高。以臨民。蒙櫓俱前。遂屬之城。兵弩俱上。爲之柰何。子墨子曰。子問羊坽之守邪。羊坽者。攻之拙者也。足以勞卒。不足以害城。羊坽之攻。遠攻則遠禦。近攻則近禦。不至城。矢石無休。左右趣射。欄爲柱後。望以固。厲吾銳卒。愼無使顧。守者重下。攻者輕去。養勇高奮。民心百倍。多執數賞。卒乃不怠。作土不休。不能禁禦。遂屬之城。以禦雲梯之法應之。凡待堙・衝・雲梯・臨之法。必應城以禦之。曰不足則以木椁之。左百步。右百步。繁下矢石沙灰以雨之。薪火水湯以濟之。選厲銳卒。愼無使顧。審賞行罰。以靜爲故。從之以急。無使生慮。養勇高奮。民心百倍。多執數賞。卒乃不怠。梯臨衝皆以衝衝之。渠長丈五尺。其埋者三尺。跌長丈二尺。渠廣丈六尺。其梯丈二尺。渠之垂者四尺。樹渠無傅堞五寸。梯渠十丈一梯。渠荅大數。里二百五十八步。渠荅百二十九。諸外道可要塞以難寇。其甚害者。爲築三亭。亭三隅織女之。令能相救。諸巨阜山林溝瀆。邱陵阡陌。郭門若閻隧可要塞。及爲徽幟。可以迹知往來者少多。及所伏藏之處。保民先舉城中官府民宅室署大小調處。保者或欲從兄弟知識者許之。外宅粟米畜產財物。諸可以佐城者。送入城中。事若急則使積門內。民獻粟米布帛金錢牛馬畜產。皆爲平直價。與主券書之。使人各得其所長。天下事當。均其分

忠信無害可任事者。其飲食酒肉勿禁。錢金布帛財物。各自守之。愼勿相盜。保宮之牆。必三重牆之垣。守者皆纍瓦。塗牆上。門有吏。主諸里門管閉。必須太守之節。保衞必取戍卒有重厚者。謹擇吏之忠信無害可任事者。令將衞。自築十尺之垣。周還牆。門閨者幷令衞司馬門。望氣者舍。必近太守。巫舍必近公社。必敬神之。巫祝史與望氣者。必以善言告民。以情上報守。守獨知其情而已。巫與望氣。妄爲不善言。驚恐民。斷弗赦。度食不足。令民各自占家五種石斗數。爲期。其在薄者。吏與雜訾。期盡匿不占。占不悉。令吏卒微得皆斷。有能捕告。賜什三。收粟米布帛錢金。出納畜產。皆爲平直其賈。與主券人書之。事已。皆各以其賈賠償之。又用其賈貴賤多少賜爵。欲爲吏者許之。其不欲爲吏。而欲以受賜賞爵祿。若贖出親戚所知罪人者。以令許之。其受購賞者令保宮見。以與其親。欲以復佐上者。皆倍其爵賞。某縣某里某子家。食口二人。積粟六百石。某里某子家。食口十人。積粟百石。出粟米有期日。過期不出者。王公有之。有能得若告之。賞之什三。愼無令民知吾粟米多少。守入城。先以候爲始。得輒宮養之。勿令知吾守衞之備。候者爲異宮。父母妻子皆同其宮。賜衣食酒肉。信吏善待之。候來若復就閒。守宮三匝。外環隅爲之樓。內環爲樓。樓入葆宮。丈五尺。爲復道。葆不得有室。三日一發席蓐。略視之。布茅宮中厚三尺以上。發候必使鄉邑忠信善重士有親戚妻子。厚奉資之。必重。發候。爲養其親若妻子。爲異舍。無與員同所。給食之酒肉。遣他候。奉資之如前。候反。相參審信。厚賜之。候三發三信。重賜之。不欲受賜而欲爲吏者。許之二百石之吏。守佩授之印。其不欲爲吏。而欲受購賞爵祿。皆如前。有能入深至主國者。問之審信。賞之倍他候。其不欲受賞。而欲爲吏者許之二百石之吏。扞士受賞賜者。守必身自致之其親之令其見主之任。其欲復以佐上者。其購賞爵祿。贖出罪人。倍之。出候。無過十里。居高便所樹表。表三人守之。比至城者五表。與城上烽燧相望。晝則舉烽。夜則舉火。聞寇所從來。審知寇形必攻。論小城不自守通者。盡保其老弱粟米畜產。遣卒候者。無過五十人。客至堞去之。愼無厭怠。候者曹無過三百人。日暮出之。爲徽幟。空隧要塞人人所往來者。令可以迹。迹者無下里三人。平明而迹。各立其表。城上應之。候出越陳表。斥坐郭門之外內。立其表。令卒之半居門內。令其少多無可知也。若有警。見寇越陳表。城上以麾指之。斥坐擊。正旗以戰備。從麾所指。望見寇舉一郵。入境舉二郵。甲郭舉三郵。入郭舉四郵。甲城舉五郵。夜以火皆如此。去郭百步。牆垣樹木小大盡伐除之。外宅井盡窒之。無令可得汲也。外宅室盡發之。木盡伐之。諸可以攻城者。盡納城中。令其人各有以記之。事已。各以其記取之。吏爲之券。書其枚數。當隧材木不能盡納。卽燒之。無令客得而用之。人自大書版。著之其署中。有司出其所治。則從淫

發自燔。燔蔓延燔人斷。諸以眾彊淩弱少。及彊姧人婦女。以讙譁者皆斷。諸城門若亭。謹候視往來行者符。符傳疑。若無符。皆詣縣廷言。請問其所使。其有符傳者。善舍官府。其有知識兄弟欲見之。為召。勿令入里巷中。三老守閭。令繕厲矢為荅。若以他事徵者。不得入里中。三老不得入人家。傳令里中有以羽。羽在三老所。家人各令其宮中。失令若稽留令者斷。家有守者治食。吏卒民無符節而擅入里巷官府。吏三老守閭者。失訶止皆斷。諸盜守器械財物。及相盜者。直一錢以上皆斷。吏卒民。各自大書於楬。著之其署隔。守案其署。擅入者斷。城上日壹發席蓐。令相錯發。有匿不言人所挾藏在禁中者斷。吏卒民死者。輒召其人。與次司空葬之。勿令得坐泣。傷甚者。令歸治病家。善養。予醫給藥。賜酒日二升。肉二斤。令吏數行閭視病。有瘳輒造事上。詐為自賊傷以辟事者族之。事已。守使吏身行死傷家。臨戶而悲哀之。寇去事已塞禱。守以令益邑中豪傑力鬭。諸有功者。必身行死傷者家。以弔哀之。身見死事之後。城圍罷。主亟發使者往勞。舉有功及死傷者數。使一爵祿。守身尊寵。明白貴之。令其怨結於敵。城上卒若吏各保其左右。若欲以城為外謀者。父母妻子同產皆斷。左右知不捕告。皆與同罪。城下里中家人皆相保。若城上之數。有能捕告之者。封之以千家之邑。若非其左右及他伍捕告者。封之二千家之邑。城禁吏卒民下。效寇徽幟和旌者斷。不從令者斷。擅非出令者斷。失令者斷。倚戟懸下城。上下不與眾等者斷。無應而妄讙呼者斷。縱失者斷。譽客內毀者斷。離署而聚語者斷。聞城鼓聲。而伍後上署者斷。人人自大書版。著之其署隔。守必自謀其先後。非其署而妄入之者斷。離署左右。共入他署左右。不捕挾私書。行請謁。及為行書者。釋守事。而治私家事。卒民相盜。家室嬰兒。皆斷無赦。人舉而籍之。無符節而橫行軍中者斷。客在城下。因數易其署。而無易其養。譽敵少以為眾。亂以為治。敵攻拙以為巧者斷。客主人無得相與言及相借。客射以書。無得舉。外示內以善。無得應。不從令者皆斷。禁無得舉矢書。若以書射寇。犯令者。父母妻子皆斷。身梟城上。有能捕告之者。賞之黃金二十斤。非時而行者。唯守及操太守之節而使者。守入臨城。必謹問父老吏大夫。諸有怨仇讎不相解者。召其人。明白為之解之。守必自異其人而籍之。孤之。有以私怨害城若吏事者。父母妻子皆斷。其以城為外謀者三族。有能得若捕告者。以其所守邑。小大封之。守還授其印。尊寵官之。令吏大夫及卒民皆明知之。豪傑之外多交諸侯者。常請之。令上通知之。善屬之所居之吏。上數饌具之。令無得擅出入。連質之。隧鄉長者父老豪傑之親戚妻子必尊寵之。若貧乏食。不能自給食者。上食之。及勇士親戚妻子皆時賜酒肉。必敬之舍之。必近太守。守樓臨質宮而善周。必密塗樓。令下無見上。上見下。下無知上有人無人。守之所親舉吏貞廉

鬬者。隊二人賜上倖。如勝圍。城周里以上。封城將三十里地。爲關內侯。輔將如令賜上卿。丞及吏比於丞者。賜爵五大夫。官吏豪傑與計堅守者。士人及城上吏比五官者。皆賜公乘。男子有守者。爵人二級。女子賜錢五千。男女老少无分守者。人賜錢千。復之三歲。無有所與。不租稅。此所以勸吏民堅守勝圍也。吏卒侍大門中者。曹無過二人。勇敢爲前行。伍坐。令各知其左右前後。擅離署戮。門尉晝三閱之。莫鼓擊門閉一閱。守時令人參之。上逋者名。餔食皆於署。不得外食。守必謹微察。視謁者執盾中涓及婦人侍前者。志意顏色使令言語之情。及上飲食。必令人嘗。若非情也。繫而詰故。守有所不悅謁者・執盾・中涓・及婦人侍前者。守曰斷之。衝之。若縛之。不如令。及後縛者皆斷。必時素誡之。諸門下朝夕立若坐。各令以年少長相次。旦夕就位。先右有功有能。其餘皆以次立。日五閱之。各上嬉戲居處不莊。好侵侮人者名。諸人士外使者來。必令有以執將。出而還。若行縣。必使信人先戒舍室。乃出迎。聞守乃入舍。爲人下者。常伺上志。隨而行。從上不隨下。必須□□隨。客卒守主人。及以爲守衞。主人亦守客卒。城中戍卒。其邑或已下寇。謹備之。數錄其署。同邑者弗令共所守。與階門吏爲符。符合入勞。符不合收言守。若上城者。衣服他不如令者。宿鼓在守大門中。莫令騎若使者操節閉城者。皆以執圭。昏鼓鼓十。諸門亭皆閉之。行者斷。必繫問行故。乃行其罪。晨見掌文。鼓縱行者。諸城門吏。各入請籥開門。已輒復上籥。又符節不用此令。寇至樓鼓五。又周鼓。雜小鼓乃應之。小鼓五後從軍斷。命必足畏。賞必足利。令必行。令出輒入。隨省其可行不行。號名有號。失號斷。爲守備程而署之曰某程。置署隨衢階若門。令往來者皆視而倣。諸吏卒民有謀殺傷其將長者。與謀反同罪。有能捕告。賜黃金二十斤。謹罪非其分職而擅取之。若非其所當治而擅治爲之。斷。諸吏卒民非其部界而擅入他部界。輒收以屬都司空若候。候以聞守。不收而擅縱之。斷。能捕得謀反賣城。踰城歸敵者一人。以令爲除死罪二人。城旦四人。反城弃父母去者。去者之父母妻子。悉舉民室材木瓦。若藺石數署長短小大。當舉不舉吏有罪。諸卒吏民居城上者。各保其左右。左右有罪而不知也。其次伍有罪。若能身捕罪人。若告之吏。皆購之。若非伍而先知他伍之罪。皆倍其購賞。城外令任。城內守任。令丞尉亡。得入當滿十人以上。令丞尉奪爵各二級。百人以上。令丞尉免。以卒戍。諸取當者。必取寇虜。乃聽之。募民欲財物粟米。以貿易凡器者。以平價予。邑人知識昆弟有罪。雖不在縣中。而欲爲贖。若以粟米錢金布帛他財物免出者。令許之。傳言者。十步一人。稽留言及乏傳者斷。諸可以便事者。亟以疏傳言守。吏卒民欲言事者。亟爲傳言請之。吏稽留不言請者斷。縣各上其縣中豪傑。若謀士若大夫重厚口數多少。官府城下吏卒民家。前後左右相傳保火。火

卒民多心不一者。皆在其將長。諸行賞罰及有治者。必出於王公。數使人行。勞賜守邊城關塞。備蠻夷之勞苦者。舉其守卒之財用有餘不足。地形之當守邊者。其器備常多者。邊縣邑視其樹木惡則少用。田不關少食。無大屋草蓋少車乘。多財民好食。爲內堞內行棧。置器備其上。城上吏卒養。皆爲舍道內。各當其隔部。養什二人。爲符者曰養吏。一人。辨護諸門。門者及有守禁者。皆無令無事者。得稽留而止。其旁。不從令者戮。敵人且至。千丈之城。必郭迎之。主人利。不盡千丈者勿迎也。視敵之居曲。衆少而應之。此守城之大體也。其不在此中者。皆以術與人事參之。凡守城者。以亟傷敵爲上。其延日持久。以待救之至。不明於守者也。必能此乃能守城。守城之法。敵去邑百里以上。城將乃令盡召五官及百長。以富人重室之親。舍之官府。謹令信人守衛之。謹密爲故。及傅城。守將營無下三百人。四面四門之將。必選擇之。有功勞之臣。及死事之後重者。從卒各百人。門將幷守他門。他門之上。必夾爲高樓。使善射者居焉。女郭馮垣。百步一人守之。使重室子。五十步一隔。因城中里爲八部。部一吏。吏各從四人。以行衝隧及里中。里中父老。不與守之事及會計者。分里以爲四部。部一長。以苛往來。不以時行。行而有他異者。以得其姦。吏從卒四人以上。有分守者。大將必與爲信符。大將使人行守操信符。信不合。及號不相應者。百長以上輒止之。以聞大將。當止不止。及從吏卒縱之皆斬。諸有罪自死罪以上。皆逮父母妻子同產。諸男子有守於城上者。什六弩四兵。丁女子老少人一矛。卒有警事。中軍疾擊鼓者三。城上道路。里中巷街。皆無得行。行者斬。女子到大軍。令行者。男子行左。女子行右。無並行。皆就其守。不從令者斬。離守者。三日徇。此所以備姦也。里正與有守者。宿里門。吏行其部。至里門。正與開門納吏。與行父老之守。及窮巷幽閒無人之處。姦民之所謀爲外心。罪車裂。正與父老及吏主部者。不得皆斬。得之除。又賞之黃金人二鎰。大將使信人行守。長夜五徇行。短夜三徇行。四面之吏。亦皆自行其守。如大將之行。不從令者斬。諸竈必爲屏。火突高出屋四尺。愼無敢失火。失火者斬。其端失火以爲亂事者車裂。伍人不得斬。得之除。救火者無敢讙譁。及離守絕巷救火者斬。其正及父老有守者。巷中部吏皆得救之。部吏亟令人謁之大將。大將使信人將左右救之。部吏失不言者斬。諸女子有死罪。及坐失火。皆無有所失。逮其以火爲亂事者如法。圍城之重禁。敵人卒而至。嚴令吏民。無敢讙囂三聚並行。相視坐泣流涕。若視舉手。相探相指相呼。相麾相踵。相投相擊。相靡以身及衣。訟駁言語。及非令也。而視敵動移者斬。伍人不得斬。得之除。伍人踰城歸敵。伍人不得斬。與伯歸敵。隊吏斬。與吏歸敵。隊將斬。歸敵者父母妻子同產皆車裂。先覺之除。當隧儒敵離地斬。伍人不得斬。得之除。其疾鬭却敵於隧。敵下終不能復上。疾

四望山川社稷。先以戒乃退。公素服誓于太廟曰。某人爲不道。不脩義祥。唯力是征。曰予必懷亡爾社稷。滅爾百姓。二三子夙夜自厲。以勤寡人。和心比力。兼左右。各死汝守。既誓。公乃退食。舍於中太廟之右。祝史舍于社。百官具御。乃升鼓于門。右置旂。左置旌。于隅練名。射參發告勝。五兵咸備。乃下出俟。升望我郊。乃命鼓俄升。役司馬射自門右。蓬矢射之。矛參發。弓弩繼之。校自門左。先以揮。木石繼之。祝史宗人告社。覆之以甑。

旗幟第六十九

守城之法。木爲蒼旗。火爲赤旗。薪樵爲黃旗。石爲白旗。水爲黑旗。食爲茜旗。死士爲倉英之旗。競士爲虎旗。多卒爲雙兎之旗。五尺童子爲童旗。女子爲梯末之旗。弩爲狗旗。戟爲旌旗。劍盾爲羽旗。車爲龍旗。騎爲鳥旗。凡所求索。旗名不在書者。皆以其形名爲旗。城上舉旗。備具之官致財物。物足而下旗。凡守城之法。石有積。樵薪有積。菅茅有積。藋葦有積。木有積。炭有積。沙有積。松柏有積。蓬艾有積。麻脂有積。金錢有積。粟米有積。井竈有處。重質有居。五兵各有旗。節各有辨。法令各有貞。輕重分數各有誠。主循道路者有經。亭尉各爲幟。竿長二丈五。帛長丈五。廣半幅者六。寇傳攻前池外廉。城上當隧鼓三舉一幟。到水中洲。鼓四舉二幟。到藩。鼓五舉三幟。到馮垣。鼓六舉四幟。到女垣。鼓七舉五幟。到大城。鼓八舉六幟。乘大城半以上。鼓無休。夜以火。如此數。寇卻解。輒仆幟如進數。而無鼓。城將爲絳幟。長五十尺。四面四門將長四十尺。其次三十尺。其次二十五尺。其次二十尺。其次十五尺。高無下十五尺。城上吏卒置之背。卒於頭上。城下吏卒置之肩。左施於左肩。右施於右肩。中軍置之胸。各一鼓。中軍三。每鼓三十擊之。諸有鼓之吏。謹以次應之。當應鼓而不應。不當應而應鼓。主者斬。道廣三十步。於城下夾階者各二。其井置鐵甕。於道之外爲屏。三十步而爲之圜。高丈。爲民圂。垣高十二尺以上。巷隧周道者必爲之門。門二人守之。非有信符。勿行。不從令者斬。城中吏卒民男女。皆辨異衣章微識。令男女可知。諸守柞格者。三出卻敵。守以令召賜食前。予大旗。署百戶邑。若他人財物。建旗。其署令皆明白知之。曰某子旗。柞格內廣二十五步。外廣十步。表以地形爲度。勤卒中教解前後左右。卒勞者更休之。

號令第七十

安國之道。道任地始。地得其任則功成。地不得其任則勞而無功。人亦如此。備不先具者。無以安主。吏

木。樴樽亥八尺。廣七寸。徑一尺。數施一枯而下之。爲上下釾而斲之。徑一尺。鉤。木樓。礧石。懸荅植內毋植外。柞格埋四尺。高者十丈。木長短相雜。銳其上。而外內厚塗之。爲前行行棧。懸荅隅爲樓。樓必再重。土五步一。毋下二十累。雀穴十尺一。下堞三尺。廣其外。轉傅城上樓及殺與池革盆。若傅攻卒擊其後。緩失治。革車火。凡殺蛾傅而攻者之法。置薄城外。去城十尺。薄厚十尺。伐薄之法。大小盡木斷之。以十尺爲斷。離而深埋。堅築之。毋使可拔。二十步一殺。殺有𡑞。厚十尺。殺有兩門。門廣五步。薄門板梯。埋之勿築。令易拔。城上睎薄門而置楬。懸火四尺一檝。五步一竈。竈門有爐炭。傳令敵人盡入。熏火燒門。懸火次之。出載而立。其廣終隧。兩載之間一火。皆立而待鼓音而燃。即俱發之。敵人闢火而復攻。懸火復下。敵人甚病引師而逃。則令吾死士左右出穴門擊遁師。令奔士主將皆聽城鼓之音而出。又聽城鼓之音而入。因素出兵。將施伏。夜半而城上四面鼓譟。敵人必惑。破軍殺將。以白衣爲服。以號相得。

迎敵祠第六十八

敵以東方來。迎之東壇。壇高八尺。堂深八。年八十者八人主祭。青旗青神。長八尺者八。弩八。八發而止。將服必青。其牲以雞。敵以南方來。迎之南壇。壇高七尺。堂深七。年七十者七人主祭。赤旗赤神。長七尺者七。弩七。七發而止。將服必赤。其牲以狗。敵以西方來。迎之西壇。壇高九尺。堂深九。年九十者九人主祭。白旗素神。長九尺者九。弩九。九發而止。將服必白。其牲以羊。敵以北方來。迎之北壇。壇高六尺。堂深六。年六十者六人主祭。黑旗黑神。長六尺者六。弩六。六發而止。將服必黑。其牲以彘。從外宅諸名大祠。靈巫或禱焉。給禱牲。凡望氣有大將氣。有小將氣。有往氣。有來氣。有敗氣。能得明此者。可知成敗吉凶。舉巫醫卜有所長。具藥宮養之。善爲舍。巫必近公社。必敬神之。巫卜望氣。以情報守。守獨知巫卜望氣之情而已。其出入爲流言。驚駭恐吏民。謹微察之。斷罪不赦。望氣舍近守宮。收賢大夫及有方技者。若工秩之。舉屠酤者置廚給事秩之。凡守城之法。縣師受事。出保循溝防。築薦通塗。脩城。百官供財。百工卽事。司馬視城。脩卒伍。設守門。二人掌右閹。二人掌左閹。四人掌閉。百甲坐之。城上步一甲一戟。其贊三人。五步有五長。十步有什長。百步有百長。旁有大帥。中有大將。皆有司吏卒長。城上當階。有司守之。多卒中處。擇急而走之。士皆有職。城之外。矢之所遝。壞其牆。無以爲客菌。三十里之內。薪蒸材木皆入內。狗彘豚鷄食其肉。斂其骸以爲醢鞲。病者以起。城之內。薪蒸廬室。矢之所遝。皆爲之塗菌。令命昏緯狗纂馬堅緯。靜夜聞鼓聲而譟。所以閹客之氣也。所以固民之意也。故時譟則民不疾矣。祝史乃告於

令入穴中四五尺。維置之。當穴者。客爭伏闕。轉而塞之。爲窯容三員艾者。令其突入。伏傳突一旁。以二橐守之。勿離穴。矛以鐵長四尺半。大如鐵鈇鉞。即刃之。二矛穴去竇尺。斜鑿之。上穴當心。其矛長七尺。穴中爲環。利率穴二。鑿井城下。俟其穿井且通。居版上。而鑿其一偏。已而移版鑿一偏。桔槹爲兩跌。而旁埋其植。而傅鉤其兩端。諸作穴者。五十人。男女相半。五十人攻穴。爲傳土之□。受六累。約枲繩以絆其下。可提而擧投。已則穴中人退守壘。中爲大甒一。藏穴具其中。難穴取城外池脣木瓦散之外。塹其中深到泉。難近穴。爲鐵鈇金與鈇枋長四尺。財自足。客即穴。亦穴而應之。爲鐵鉤鉅長四尺者。財自足。穴徹以鉤客穴者。爲短矛・短戟・短弩・虻矢。財自足。穴徹以闕斲以金爲斫。長五尺。爲木杘孔。杘有轆轤收。以佐客穴。戒持罌容三十斗以上。埋穴中三丈一。以聽穴者聲。爲穴。高八尺。廣善爲傅埴。具鑪牛皮橐及瓦缶。衛穴二蓋。陳藿及艾。穴徹以熏之。斧以金爲斫。杘長三尺。衛穴四。爲藟。衛穴四十。屬四。爲斤斧鋸鑿钁。財自足。爲鐵校。衛穴四。爲中櫓。高十尺半。廣四尺。爲橫穴大櫓。盆具橐枲。財自足。以燭穴中。盆持醯。客若熏以救目。救目分方鑿穴。以盆盛醯。置穴中。大盆毋少四斗。若熏以目臨醯上。及以洒目。

備蟻傅第六十三

禽子再拜。再拜曰。敢問敵人强弱。遂以傅城。後上先斷。以爲法程。塹城爲基。掘下爲室。前上不止。後射既疾。爲之柰何。子墨子曰。子問蟻傅之守邪。蟻傅者將之忿者也。守爲行臨射之。校機窄之。擢之。火湯迫之。燒荅覆之。沙石雨之。然則蟻傅之攻敗矣。備蟻傅爲縣脾。以木板厚二寸。前後三尺。旁廣五尺。高五尺。而折爲下磨車。輪徑尺六寸。令一人操二丈四矛。刃其兩端。居縣脾中。以鐵鎖敷縣縣脾上衡。爲之機。令有力四人下上之。弗離。施縣脾。大數二十步一。攻隧所在。六步一。爲壘。荅廣縱各丈二尺。以木爲上衡。以大麻索編之。染其索塗中。爲鐵鎖。鉤其兩端之縣。客則蟻傅城。燒荅以覆之。連篷遮火。皆救之。以車兩走。軸閒廣大。以禦犯之。觸其兩端。以束輪。徧編塗其上。室中以榆若蒸。以棘爲旁。命曰火捽。一曰傳湯。以當隧。客則乘隧燒傳湯。斬維而下之。令勇士隨而擊之。以勇士爲前行。城上輒塞壞城。城下令爲下鋭。鑱杙長五尺。大圍半以上。皆剡其末。爲五行。行閒廣三尺。埋三尺。犬牙樹之。爲連殳。長五尺。大寸。大梃長二尺。大六寸。索長二尺。椎柄長六尺。首長尺五寸。斧柄長六尺。刃必利皆築。其一後。荅廣丈二尺。□□丈六尺。垂前衡四寸。兩端接尺。相覆勿令魚鱗槮。著其後行。中央大繩一。長二丈六尺。荅樓不會者以牒塞。數暴乾。荅爲格。令風上下。牒惡疑壞者。先埋木十尺一枚。若壞斲植以押櫨樽於

備穴第六十二

禽子再拜。再拜曰。敢問敵人有善攻者。穴土而入。縛柱施火。以壞吾城。城壞或中人。爲之柰何。子墨子曰。問穴土之守邪。備穴者。城內爲高樓。以謹候望敵人。敵人爲變築垣聚土非常者。若暴有水濁非常者。此穴土也。急塹城內。穴其土直之。穿井城內。五步一井。傅城足。高地丈五尺。下地得泉三尺而止。令陶者爲罌。容四十斗以上。固幂之以薄𩊱革。置井中。使聰耳者伏罌而聽之。審知穴之所在。鑿穴迎之。令陶者爲瓦罌。長二尺五寸。大六圍。中判之。合而施之穴中。偃一覆一。下迫地。柱之外善周塗。其傅柱者勿燒。柱善塗其竇際。勿令泄。兩旁皆如此。與穴俱前。置糠若灰其中。勿滿。灰糠長亙竇。左右俱亙相如也。穴內口爲竈。令如窯。令容七八員艾。左右竇皆如此。竈用四橐。穴且遇。以桔槔衝之。疾鼓橐熏之。必令明習橐事者。勿令離竈口。連版以穴高下廣狹爲度。令穴者與版俱前。鑿其版。令容矛。參分其疏數。令可以救竇。穴若遇。以版當之。以矛救竇。勿令塞竇。竇若塞。引版而却。過一竇而塞之。鑿其竇。通其煙。煙通疾鼓橐以熏之。從穴內聽穴之左右。急絕其前。勿令得行。若集客穴。塞之以柴。塗令無可燒版也。然則穴土之攻敗矣。寇至吾城。急非常也。謹備穴。穴疑有應寇。急穴。穴未得。愼毋追。凡殺以穴攻者。二十步一置穴。穴高十尺。鑿十尺。鑿而前。步下三尺。十步擁穴。左右橫行。高廣各十尺爲殺。埋兩罌。深平城。置板其上。聯板以聽。井五步一。密用梓若松爲穴戶。戶內有兩蒺藜。皆長極其戶。戶爲環。纍石外廓。高七尺。加堞其上。勿爲陛。與石以懸陛。上下出入。具鑪橐。橐以牛皮。鑪有兩甀。以橋鼓之。重百斤。毋下重四十斤。燃炭杜之。滿鑪而蓋之。毋令氣出。敵人疾近吾穴。穴高若下。不至吾穴。卽以斜鑿而求通之。穴中與敵人遇。則皆禦而毋逐。戰且北。以須鑪火之燃也。若去而入。擁穴殺。有鼠竄。爲之戶及管籥綞幎。得往來行其中。穴壘之中各一狗。狗吠卽有人也。斬艾與柴長尺。乃置窯竈中。先壘窯壁。迎穴爲連版。鑿井傅城足。三丈一。視外之廣狹而爲鑿井。愼勿失。城卑穴高。從穴難。鑿井城下。爲三四井。內新甀井中。伏而聽之。審知穴之所在。穴而迎之。穴且遇。爲桔槔。必以堅材爲跌。以利斧施之。命有力者三人。用桔槔衝之。灌以不潔十餘石。趣伏柴井中。置艾其上。七八員。盆蓋井口。毋令煙上泄。傍其橐口。疾鼓之。以車輪爲轀。一束樵。染麻索塗中而束之。鐵鎖懸正當寇穴口。鐵鎖長三丈。端一環。一端鉤。鼠穴高七尺。五寸廣。柱閒七尺。二尺一柱。柱下傅舄。二柱共一負土。兩柱同質。橫負土。柱大二圍半。必固其負土。穴二窯。皆爲穴瓦屋。爲置吏舍人各一人。必置水。塞穴門以車兩走爲轀。塗其上。以穴高下廣狹爲度。

姑亡姑亡。古有其術者。內不親民。外不約治。以少閒衆。以弱輕强。身死國亡。爲天下笑。子其愼之。恐爲身僵。禽子再拜頓首。願遂問守道。曰敢問。客衆而勇。堙茨吾池。軍卒並進。雲梯既施。攻備已具。武士又多爭上吾城。爲之柰何。子墨子曰。問雲梯之守邪。雲梯者重器也。其動移甚難。守爲行城雜樓。相間以環其中。以適廣狹爲度。環中藉幕。毋廣其處。行城之法。高城二十尺。上加堞。廣十尺。左右出距。各二十尺。雜樓高廣如行城之法。爲雀穴熏鼠。施荅其外。機衝棧城。廣與隧等。雜其閒以鐫斵。持衝十人。執斵五人。皆以有力者。令案目者視敵。以鼓發之。夾而射之。重而射之。校機藉之。城上繁下矢石沙灰以雨之。薪火水湯以濟之。審賞行罰。以靜爲故。從之以急。毋使生慮。若此則雲梯之攻敗矣。守爲行堞。堞高六尺而一等。施斵其面。以機發之。衝至則去之。不至則施之。雀穴三尺而一。蒺藜投。必當隧而立。以車推引之。置裾城外。去城十尺。裾厚十尺。伐裾之法。小大盡木斷之。以十尺爲斷。雜而深埋之。堅築毋使可拔。二十步一殺。殺有一隔。隔厚十尺。殺有兩門。門廣五尺。裾門一施。淺埋毋築。令易拔。上城晞裾門而置楬。懸火。四尺一鉤機。五步一竈。竈門有鑪炭。令敵人盡入。熏火燒門。懸火次之。出載而立。其廣終隧。兩載之閒一火。皆立而待鼓。而燃火。卽俱發之。敵人除火而復攻。懸火復下。敵人甚病。故引兵而去。則令我死士左右出穴門擊遺師。令奔士主將。皆聽城鼓之音而出。又聽城鼓之音而入。因素出兵施伏。夜半城上四面鼓譟。敵人必惑。有此必破軍殺將。以白衣爲服。以號相得。若此則雲梯之攻敗矣。

備水第五十八

城內塹外周道廣八步。備水。謹度四旁高下。城中地偏下。令渠其內。及下地地深穿之。令漏泉。置則瓦井中。視外水。深丈以上。鑿城內水渠。並船以爲十臨。臨三十人。人擅弩十四酋矛。必繕。以船爲轒轀。二十船爲一隊。選材士有力者三十人共船。其二十人人擅酋矛劒甲鞮瞀。十人人擅弩。先養材士爲異舍。食其父母妻子。以爲質。視水可決。以臨轒轀。決外隄。城上爲射機。疾佐之。

備突第六十一

城百步。一突門。突門各爲窯竈。竇入門四五尺。爲其門上瓦屋。毋令水潦能入。門中吏主塞突門。用車兩輪。以木束之。塗其上。維置突門內。使度門廣狹。令人入門中。四五尺置窯竈。門旁爲橐。充竈伏柴艾。寇若入。下輪而塞之。鼓橐而熏之。

音𤒻炬。復鼓。內炬雀穴中。照外。諸藉車皆鐵鍇。藉車之柱。長丈七尺。其埋者四尺。趺長三丈以上。至三
丈五尺。馬頰長二尺八寸。試藉車之力。而爲之梱。趺四分之三在上。藉車趺長三丈。四之三在上。馬頰
在三分中。馬頰長二尺八寸。趺長二十四尺以下不用。治梱以大車輪。藉車桓長丈二尺半。諸藉車皆
鐵鍇。後車者佐之。寇闉池來。爲作水甬。深四尺。堅羃埋之十尺。一覆以瓦而待令。以木大圍長二尺四
分而中鑿之。置炭火其中。而合羃之。而以藉車投之。爲蔟藜投。長二尺五寸。大二圍以上。椽杙。杙長七
寸。杙閒六寸。剡其末。狗走。廣七寸。長尺八寸。爪長四寸。犬牙施之。子墨子曰。守城之法。必數城中之木。
十人之所舉爲十挈。五人之所舉爲五挈。凡輕重以挈爲人數。爲薪樵挈。壯者有挈。弱者有挈。皆稱其
任。凡挈輕重所爲。使人各得其任。城中無食。則爲大殺。去城門五步。大塹之高地一丈五尺。下地至泉
三尺。施機其中。上爲發梁。而機引之。比附薪土使可道行。旁有溝壘。毋可踰越。而出挑戰且北。敵人遂
入。引機發梁。敵人可禽。敵人恐懼。而有疑心。因而離。

備高臨第五十三

禽子再拜。再拜曰。敢問敵人積土爲高。以臨吾城。薪土俱上。以爲羊黔。蒙櫓俱前。遂屬之城。兵弩俱上。
爲之柰何。子墨子曰。子問羊黔之守邪。羊黔者。將之拙者也。足以勞卒。不足以害城。守爲臺城。以臨羊
黔。左右出距。各二十尺。行城三十尺。强弩之校。機藉之。奇器口口之。然則羊黔之攻敗矣。備臨以連弩
之車。材大方一尺。長稱城之薄厚。兩軸四輪。輪居筐中。重下上筐。左右旁二植。左右有衡植。衡植左右
皆圜枘。枘徑四寸。左右縛弩。皆於植。以距鉤弦。至於大弦。弩臂前後與筐齊。筐高八尺。弩軸去下筐三
尺五寸。連弩機郭用銅。一石三十鈞。引弦轆轤收。筐大三圍半。左右有鉤距。方三寸。輪厚尺二寸。鉤距
臂博尺四寸。厚七寸。長六尺。橫臂齊筐。外爪尺五寸。有距。博六寸。厚三寸。長如筐。有儀。有屈勝。可上下。
爲趺重一石。以材大圍五寸。矢長十尺。以繩堅縛矢端。如弋射。以轆轤卷收。矢高弩臂三尺。用弩無數。
矢人六十枚。用小矢無數。十人主此車。燧視寇。爲高樓。以射敵。城上以荅礧矢。

備梯第五十六

禽滑釐子事子墨子三年。手足胼胝。面目黧黑。役身給使。不敢問欲。子墨子甚哀之。乃澄酒膊脯。寄于
泰山。槭茅坐之。以醮禽子。禽子再拜而嘆。子墨子曰。亦何欲乎。禽子再拜。再拜曰。敢問守道。子墨子曰。

尺。四尉舍焉。城上七尺一渠。長丈五尺。埋三尺。去堞五寸。趺長丈二尺。臂長六尺半。植一鑿。枘徑長五寸。趺兩鑿。渠夫前端。下堞四寸而敵。鑿渠鑿坎。覆以瓦。冬日以馬矢塞。皆待命。若以瓦爲坎。城上十步一表。長丈。棄水者操表搖之。五十步一廁。與下同圂。之廁者不得操。城上三十步一藉車。當隧者不用此數。城上五十步一道陛。高二尺五寸。長十步。城上五十步一樓撕。樓撕必再重。土樓百步一。外門發樓。左右渠之。爲樓加藉幕。棧上出之。以救外。城上皆毋得有室。若他可依匿者。盡除去之城下州道內。百步一積薪。毋下三千石。以土善塗之。城上十人一什長。屬十吏士。一百尉。百步一亭。亭垣丈四尺。厚四尺。爲閨門。兩扇令各可以自閉。亭一尉。尉必取有重厚忠信可任事者。二舍共一井爨。灰糠粃秠馬矢。皆謹收藏之。城上之備。渠幨。藉車。行棧。行樓。斲。桔槔。連梃。長斧。長椎。長鎡。距。飛衝。縣梁。批屈。樓五十步一。堞下爲雀穴。三尺而一爲桔槔。二圍。長四尺半。必有挈。瓦石重二斤以上。城上沙。五十步一積。竈置鐵鬵焉。與沙同處。木大二圍。長丈二尺以上。善聯其本。名曰長從。五十步三十。木橋長三丈。毋下二十。復使卒急爲壘壁。以蓋瓦覆之。用瓦木罌。容十升以上者。五十步而十。盛水且用之。五斗以上者。十步而二。城下里中家人。各保其左右前後。如城上。城小人衆。保離鄉老弱。國中及他大城。寇至度必攻。主人先削城編。唯勿燒。寇在城下。時換吏卒署。而毋換其養。養毋得上城。寇在城下。收諸盆甕。耆積之城下。百步一積。積五百。城門內不得有室。爲周宮置吏。四尺爲倪。行棧內閉。二關一堞。除城場外。去池百步。牆垣樹木。小大盡壞伐除去之。寇所從來。若昵道近蹊。若城場皆爲扈樓。立竹箭水中。守堂下爲大樓。高臨城。堂下周散道。中應客。客待見。時召三老在保宮中者。與計事得失。行得計謀合。乃入保。保入守。無行城。無離舍。諸守者審知卑城淺池。而錯守焉。晨暮卒鼓。以爲度。用人少易守。守法五十步。丈夫十人。丁女二十人。老小十人。計之五十步四十人。城上樓卒率一步一人。二十步二十人。城小大。以此率之。乃足以守禦。客馮面而蟻傅之。主人則先知之。主人利客病。客攻以隧。十萬之衆。攻無過四隧者。上隧廣五百步。中隧三百步。下隧五十步。諸不盡百五十步者。主人利而客病。廣五百步之隧。丈夫千人。丁女子二千人。老小千人。凡四千人。而足以應之。此守隧之數也。使老小不事者守於城上不當隧者。城將出必爲明旗。令吏民皆皆知之。從十人百人以上將出。不操旗章。從人非其故人。及非其旗章也。千人之將以上。止之勿令得行。行及吏卒從之皆斬。具以聞於上。此守城之重禁也。夫姦之所生也。不可不審也。城上爲雀穴。下堞三尺。廣其外。五步一雀穴。大容炬。高者六尺。下者三尺。疏數自適爲之。穿外塹。去格七尺。爲縣梁。城窄陜不可塹者勿塹。城上三十步一聾竈。人擅炬長五尺。卽寇在城下。聞鼓

尺。廣袤各丈六尺。皆爲亭。三十步一突。九尺。廣十尺。高八尺。鑿廣三尺。袤二尺。爲亭。城上爲攢火。趺長以城高下爲度。置火其末。城上九尺一弩・一戟・一椎・一斧・一艾。皆積碟石蒺藜。渠長丈六尺。趺長丈二尺。臂長六尺。其埋者三尺。樹渠毋傅堞五寸。藉幕長八尺。廣七尺。其木也廣五尺。中藉幕。爲之橋。索其端。敵攻。令一人下上之。勿離。城上二十步一藉車。當隧者不用此數。城上三十步一聾竈。持水者。必以布麻斗・革盆。十步一柄。長八尺。斗大容二斗以上到三斗。敝綌新布。長六尺。中屈柄。長丈。十步一。必以大繩爲箭。城上十步一鬵。水甌。容三石以上。小大相雜。盆蠡各二。財自足。爲卒乾飯。人二斗。以備陰雨。而使積燥處。令吏卒爲城內堞外行餐。置器備。殺沙礫鐵。皆爲坏斗。令陶者爲薄甌。大容一斗以上至二斗。即用取。累施合束。堅爲斗。城上隔。棧高丈二。剡其一末。爲閨門。閨門兩扇。令可以各自閉也。救闉池者。以火與爭。鼓橐。馮垣外內。以柴爲藩。靈丁三丈一。犬牙施之。十步一人。居柴內弩。柴半爲狗犀者環之。牆七步而一。救熏火。爲熛矢。射火城門上。鑿扇上爲棧。塗之。持水麻斗革盆救之。門扇榑植。皆鑿半尺。一寸一椓杙。杙長二寸。間一寸。相去七寸。厚塗之。以備火。城門上所鑿以救門火・有各一甀。水容三石以上。小大相雜。門植關必環錮。以銅金若鐵鍱之。門關再重。鍱之以鐵。必堅。桄關。關二尺。桄關一管。封以守印。時令人行視封。及視關入桓淺深。門者皆無得挾斧斤鑿鋸椎。城上二步一渠。渠立程丈三尺。冠長十丈。臂長六尺。二步一荅。廣九尺。袤十二尺。二步置連梃長斧長椎各一物。槍二十枚。周置二步中。二步一木弩。必射五十步以上。及多爲矢。即毋竹箭。以楛桃樜楡可。益求齊鐵矢。播以射衝及欐樅。二步積石。石重千鈞以上者五百枚。毋下百。以亢蒺藜壁。皆可善方。二步積苣。大一圍。長丈。二十枚。五步一罌。盛水有奚蠡。奚蠡大容一斗。五步積狗屍五百枚。狗屍長三尺。喪以茅。銳其端。堅約杙。十步積摶。大二圍以上。長八尺者二十枚。二十五步一竈。竈有鐵鬵。容石以上者一。戒以爲湯。及持沙。毋下一石。三十步置坐候樓。樓出於堞四尺。廣三尺。長四尺。板周三面。密傅之。夏蓋其上。五十步一藉車。藉車必爲鐵纂。五十步一井屏。周垣之高八尺。五十步一戶。戶上必爲關籥守之。五十步積薪。毋下三百石。善蒙塗。毋令外火能傷也。百步一欐樅。起地高五丈。三層。下廣前面八尺。後十三尺。其上稱議衰殺之。百步一木樓。樓廣前面九尺。高七尺。樓輣居坫。出城十二尺。百步一井。井十甕。以木爲桔槔。水器容四斗到六斗者百。百步一積雜秆。大二圍以上者五十枚。百步爲櫓。櫓廣四尺。高八尺。爲衝隧。百步爲幽竇。廣三尺。高四尺者一。二百步一立樓。城中廣二丈五尺。長二丈。出拒五尺。城上廣三步到四步。乃可以爲使鬬。俾倪廣三尺。高二尺五寸。陛高二尺五。廣長各三尺。道廣各六尺。城上四隅重廈高五

備城門第五十二

禽滑釐問於子墨子曰。由聖人之言。鳳鳥之不出。諸侯畔殷周之國。甲兵方起於天下。大攻小。強執弱。吾欲守小國。爲之奈何。子墨子曰。何攻之守。禽滑釐對曰。今之世。常所以攻者。臨。鉤。衝。梯。堙。水。穴。突。空洞。蟻傅。轒轀。軒車。敢問守此十二者奈何。子墨子曰。我城池修。守器具。樵粟足。上下相親。又得四鄰諸侯之救。此所以持也。且守者雖善。而君不用之。則猶此不可以守也。若君用之。守者又必能守。守者不能。而君用之。則猶此不可以守也。然則守者必善。而君尊用之。然後可以守也。凡守禦之法。城厚以高。壕池深以廣。樓撕修。守備繕利。薪食足以支三月以上。人衆以選。吏民以和。大臣有功勞於上者多。主信以義。萬民樂之無窮。不然父母墳墓在焉。不然山林草澤之饒足利。不然地形之難攻而易守也。不然則有深怨於敵。而有大功於上。不然則賞明可信。而罰嚴足畏也。此十四者具。則民死不德上矣。然後城可守。十四者無一。則雖善者不能守矣。故凡守城之法。備城門爲縣門。關機長二丈。廣八尺。爲之兩相如。門扇促令相接三寸。施土扇上。無過二寸。塹中深丈五。廣比扇。塹長以方爲度。塹之末爲之縣。可容一人所。客至。諸門戶皆令鑿而幕孔。各爲二幕。一鑿而繫繩。長四尺。城四面四隅皆爲高樓磨撕。使重室子居其上。候敵視其態狀與其進退左右所移處。失候斬。敵人爲穴而來。我亟使穴師選卒。迎而穴之。爲之具內弩以應之。民室材木瓦石可以益城之備者。盡上之。不從令者斬。皆築七尺一倨斸。五步一壘。五築有鍥。長斧。柄長八尺。十步一長鎌。柄長八尺。十步一斲。長椎柄長六尺。頭長尺。銳其兩端。三步一大鋌。箭長尺。爪長五寸。兩鋌交之。置而平。如不平不利。銳其兩末。穴隧若衝隧。必審知攻隧之廣狹。而令斜穿其穴。令其廣必夷客隧。疏束樹木。令足以爲柴搏。貫前面樹。長丈七尺。一以爲外面。以柴搏縱橫施之。外面以強塗。毋令土漏。令其廣厚能任三丈五尺之城以上。以柴木土稍杜之。以急爲故。前面之長短。豫蚤接之。令能任塗足以爲堞。善塗其外。令毋可燒拔也。大城丈五爲閨門。廣四尺。爲郭門。郭門在外爲衡。以兩木當門。鑿其木維敷上堞。爲塹縣梁。令穿斷城。以板橋斜穿外。以板次之。倚殺如城勢。城內有傅堞。因以內堞爲外。鑿其閒深丈五尺。室以樵。可燒之以待敵。令耳屬城。爲再重樓。下鑿城外堞內深丈五。廣丈二。樓若令耳。皆令有力者主敵。善射者主發。佐皆礪矢。治裾者。延堞高六尺。部廣四尺。皆爲兵弩簡格。轉射機。機長六尺。埋一尺。兩材合而爲之轀。轀長二尺。中鑿趺二。爲通臂。臂長至桓二十步一。令善射者佐之。一人皆勿離城上百步一樓。樓四植。植皆爲通舄。下高丈。上九

速離。故交相愛。交相恭。若此相利也。今子鉤而止人。人亦鉤而止子。子距而距人。人亦距而距子。交相鉤。交相距。若此相害也。故我義之鉤距。賢子舟戰之鉤距。公輸子削竹木。以為鵲。成而飛之。三日不下。公輸子自以為至巧。子墨子謂公輸子曰。子之為鵲也。不如匠之為車轄。須臾斲三寸之木。而任五十石之重。故所為巧利於人謂之巧。不利於人謂之拙。公輸子謂子墨子曰。吾未得見之時。我欲得宋。自我得見之後。予我宋而不義我不為。子墨子曰。翟之未得見之時也。子欲得宋。自翟得見子之後。予子宋而不義子弗為。是我予子宋也。子務為義。翟又將予子天下。

公輸第五十

公輸盤為楚造雲梯之械。成。將以攻宋。子墨子聞之。起於齊。行十日十夜。而至於郢。見公輸盤。公輸盤曰。夫子何命焉為。子墨子曰。北方有侮臣者。願藉子殺之。公輸盤不悅。子墨子曰。請獻千金。公輸盤曰。吾義固不殺人。子墨子起再拜曰。請說之。吾從北方聞子為梯。將以攻宋。宋何罪之有。荊國有餘於地。而不足於民。殺所不足。而爭所有餘。不可謂智。宋無罪而攻之。不可謂仁。知而不爭。不可謂忠。爭而不得。不可謂強。義不殺少而殺衆。不可謂知類。公輸盤服。子墨子曰。然何不已乎。公輸盤曰。不可。吾既已言之王矣。子墨子曰。何不見我於王。公輸盤曰。諾。子墨子見王曰。今有人於此。舍其文軒。鄰有敝輿而欲竊之。舍其錦繡。鄰有裋褐。而欲竊之。舍其粱肉。鄰有糠糟。而欲竊之。此為何若人。王曰。必為有竊疾矣。子墨子曰。荊之地方五千里。宋之地方五百里。此猶文軒之與敝輿也。荊有雲夢。犀兕麋鹿滿之。江漢之魚鼈黿鼉。為天下富。宋所謂無雉兔鮒魚者也。此猶粱肉之與糠糟也。荊有長松文梓。楩枏豫章。宋無長木。此猶錦繡之與裋褐也。臣以三吏之攻宋也。為與此同類。臣見大王之必傷義而不得。王曰。善哉。雖然。公輸盤為我為雲梯。必取宋。於是見公輸盤。子墨子解帶為城。以牒為械。公輸盤九設攻城之機變。子墨子九距之。公輸盤之攻械盡。子墨子之守禦有餘。公輸盤屈。而曰吾知所以距子矣。吾不言。子墨子亦曰。吾知子之所以距我。吾不言。楚王問其故。子墨子曰。公輸子之意。不過欲殺臣。殺臣宋莫能守。可攻也。然臣之弟子禽滑釐等三百人。已持臣守禦之器。在宋城上。而待楚寇矣。雖殺臣。不能絕也。楚王曰。善哉。吾請無攻宋矣。子墨子歸過宋。天雨。庇其閭中。守閭者不內也。故曰。治於神者。衆人不知其功。爭於明者。衆人知之。

用我道。則翟將往量腹而食。度身而衣。自比於羣臣。奚能以封爲哉。抑越王不聽吾言。不用吾道。而吾往焉。則是我以義糶也。鈞之糶。亦於中國耳。何必於越哉。子墨子游魏越。曰。既得見四方之君子。則何將先語。子墨子曰。凡入國。必擇務而從事焉。國家昏亂。則語之尚賢尚同。國家貧。則語之節用節葬。國家憙音湛湎。則語之非樂非命。國家淫僻無禮。則語之尊天事鬼。國家務奪侵凌。卽語之兼愛非攻。故曰。擇務而從事焉。子墨子仕曹公子於宋。三年而反。睹子墨子曰。始吾游於子之門。短褐之衣。藜藿之羹。朝得之則夕弗得。弗得祭祀鬼神。今而以夫子之教。家厚於始也。又家享。謹祭祀鬼神。然而人徒多死。六畜不蕃。身湛於病。吾未知夫子之道之可用也。子墨子曰。不然。夫鬼神之所欲於人者多。欲人之處高爵祿。則以讓賢也。多財則以分貧也。夫鬼神豈只攫黍拑肺之爲欲哉。今子處高爵祿。而不以讓賢。一不祥也。多財而不以分貧。二不祥也。今子事鬼神。唯祭而已矣。而曰病何自至哉。是猶百門而閉一門焉。曰盜何從入。若是而求百福於鬼神。豈可哉。魯祝以一豚祭。而求百福於鬼神。子墨子聞之曰。是不可。今施人薄。而望人厚。則人唯恐其有賜於己也。今以一豚祭。而求百福於鬼神。唯恐其以牛羊祀也。古者聖王事鬼神。祭而已矣。今以豚祭而求百福。則其富不如其貧也。彭輕生子曰。往者可知。來者不可知。子墨子曰。藉設而親在百里之外。則遇難焉。期以一日也。及之則生。不及則死。今有固車良馬於此。又有奴馬四隅之輪於此。使子擇焉。子將何乘。對曰。乘良馬固車。可以速至。子墨子曰。焉在不知來。孟山譽王子閭曰。昔白公之禍。執王子閭。斧鉞鉤腰。直兵當心。謂之曰。爲王則生。不爲王則死。王子閭曰。何其侮我也。殺我親而喜我以楚國。我得天下。而不義不爲也。又況於楚國乎。遂死而不爲。王子閭豈不仁哉。子墨子曰。難則難矣。然而未仁也。若以王爲無道。則何故不受而治也。若以白公爲不義。何故不受王。誅白公。然而反王。故曰。難則難矣。然而未仁也。子墨子使勝綽事項子牛。項子牛三侵魯地。而勝綽三從。子墨子聞之。使高孫子請而退之。曰。我使綽也。將以濟驕而正僻也。今綽也祿厚而譎夫子。夫子三侵魯。而綽三從。是鼓鞭於馬靳也。翟聞之。言義而弗行。是犯明也。綽非弗之知也。祿勝義也。昔者楚人與越人舟戰於江。楚人順流而進。迎流而退。見利而進。見不利則其退難。越人迎流而進。順流而退。見利而進。見不利則其退速。越人因此勢。亟敗楚人。公輸子自魯南游楚。焉始爲舟戰之器。作爲鉤距之備。退者鉤之。進者距之。量其鉤强之長。而制爲之兵。楚之兵節。越之兵不節。楚人因此勢。亟敗越人。公輸子善其巧。以語子墨子曰。我舟戰有鉤距。不知子之義亦有鉤距乎。子墨子曰。我義之鉤距。賢於子舟戰之鉤距。我鉤距。我鉤之以愛。距之以恭。弗鉤以愛則不親。弗距以恭則速狎。狎而不親則

君。君喜則賞其父。豈不惡俗哉。子墨子曰。雖中國之俗亦猶是也。殺其父而賞其子。何以異食其子而賞其父者哉。苟不用仁義。何以非夷人食其子也。魯君之嬖人死。魯人爲之誄。魯君因悅而用之。子墨子聞之曰。誄者道死人之志也。今因悅而用之。是猶以貍首從服也。魯陽文君謂子墨子曰。有語我以忠臣者。令之俯則俯。令之仰則仰。處則靜。呼則應。可謂忠臣乎。子墨子曰。令之俯則俯。令之仰則仰。是似影也。處則靜。呼則應。是似響也。君將何得於影與響哉。若以翟之所謂忠臣者。上有過則微之以諫。己有善則訪之上。而無敢以告。外匡其邪。而入其善。尙同而無下比。是以美善在上而怨讎在下。安樂在上。而憂慼在臣。此翟之所謂忠臣者也。魯君謂子墨子曰。我有二子。一人者好學。一人者好分人財。孰以爲太子而可。子墨子曰。未可知也。或所爲賞譽爲是也。釣者之恭。非爲魚賜也。餌鼠以蟲。非愛之也。吾願主君之合其志功而觀焉。魯人有因子墨子而學其子者。其子戰而死。其父讓子墨子。子墨子曰。子欲學子之子。今學成矣。戰而死而子慍。猶欲糶糶讎則慍也。豈不悖哉。魯之南鄙人有吳慮者。冬陶夏耕。自比於舜。子墨子聞而見之。吳慮謂子墨子。義耳義耳。焉用言之哉。子墨子曰。子之所謂義者。亦有力以勞人。有財以分人乎。吳慮曰有。子墨子曰。翟嘗計之矣。翟慮耕而食天下之人矣。盛然後當一農之耕。分諸天下。不能人得一升粟。藉而以爲得一升粟。其不能飽天下之飢者。既可睹矣。翟慮織而衣天下之人矣。盛然後當一婦人之織。分諸天下。不能人得尺布。藉而以爲得尺布。其不能煖天下之寒者。既可睹矣。翟慮被堅執銳。救諸侯之患。盛然後當一夫之戰。一夫之戰。其不禦三軍。既可睹矣。翟以爲不若誦先王之道。而求其說。通聖人之言。而察其辭。上說王公大人。次說匹夫徒步之士。王公大人用吾言。國必治。匹夫徒步之士用吾言。行必脩。故翟以爲雖不耕而食飢。不織而衣寒。功賢於耕而食之。織而衣之者也。故翟以爲雖不耕織乎。而功賢於耕織也。吳慮謂子墨子曰。義耳義耳。焉用言之哉。子墨子曰。藉設而天下不知耕。教人耕與不教人耕而獨耕者。其功孰多。吳慮曰教人耕者其功多。子墨子曰。藉設而攻不義之國。鼓而使衆進戰。與不鼓而使衆進戰。而獨進戰者。其功孰多。吳慮曰。鼓而進衆者。其功多。子墨子曰。天下匹夫徒步之士。少知義。而教天下以義者。功亦多。何故弗言也。若得鼓而進於義。則吾義豈不益進哉。子墨子游公尙過於越。公尙過說越王。越王大悅。謂公尙過曰。先生苟能使子墨子至於越。而教寡人。請裂故吳之地方五百里。以封子墨子。公尙過許諾。遂爲公尙過束車五十乘。以迎子墨子於魯。曰。吾以夫子之道說越王。越王大悅。謂過曰。苟能使子墨子至於越。而教寡人。請裂故吳之地方五百里。以封子。子墨子謂公尙過曰。子觀越王之志何若。抑越王將聽吾言。

而身不行。是子之身亂也。子不能治子之身。惡能治國政。子姑亡子之身亂之矣。

魯問第四十九

魯君謂子墨子曰。吾恐齊之攻我也。可救乎。子墨子曰。可。昔者三代之聖王。禹湯文武。百里之諸侯也。悅忠行義。取天下。三代之暴王。桀紂幽厲。讐怨行暴。失天下。吾願主君之上者尊天事鬼。下者愛利百姓。厚爲皮幣。卑辭令。亟徧禮四鄰諸侯。驅國而以事齊。患可救也。非此固無可爲者。齊將伐魯。子墨子謂項子牛曰。伐魯齊之大過也。昔者吳王東伐越。棲諸會稽。西伐楚。保昭王於隨。北伐齊。取國子以歸於吳。諸侯報其讐。百姓苦其勞。而弗爲用。是以國爲虛戾。身爲刑戮也。昔者智伯伐范氏與中行氏。兼三晉之地。諸侯報其讐。百姓苦其勞。而弗爲用。是以國爲虛戾。身爲刑戮也。故大國之攻小國也。是交相賊也。禍必反於國。子墨子見齊大王曰。今有刀於此。試之人頭。卒然斷之。可謂利乎。大王曰利。子墨子曰。多試之人頭。卒然斷之。可謂利乎。大王曰利。子墨子曰。刀則利矣。孰將受其不祥。大王曰。刀受其利。試者受其不祥。子墨子曰。幷國覆軍。賊殺百姓。孰將受其不祥。大王俯仰而思之曰。我受其不祥。魯陽文君將攻鄭。子墨子聞而止之。謂魯陽文君曰。今使魯四境之內。大都攻其小都。大家伐其小家。殺其人民。取其牛馬狗豕布帛米粟貨財。則何若。魯陽文君曰。魯四境之內。皆寡人之臣也。今大都攻其小都。大家伐其小家。奪之貨財。則寡人必將厚罰之。子墨子曰。夫天之兼有天下也。亦猶君之有四境之內也。今舉兵將以攻鄭。天誅其不至乎。魯陽文君曰。先生何止我攻鄭也。我攻鄭。順於天之志。鄭人二世殺其父。天加誅焉。使三年不全。我將助天誅也。子墨子曰。鄭人二世殺其父。而天加誅焉。使三年不全。天誅足矣。今又舉兵將以攻鄭。曰。吾攻鄭也。順於天之志。譬有人於此。其子强梁不材。故其父笞之。其鄰家之父。舉木而擊之曰。吾擊之也。順於其父之志。則豈不悖哉。子墨子謂魯陽文君曰。攻其鄰國。殺其民人。取其牛馬粟米貨財。則書之於竹帛。鏤之於金石。以爲銘於鍾鼎。傳遺後世子孫曰。莫若我多。今賤人也。亦攻其鄰家。殺其人民。取其狗豕食糧衣裘。亦書之竹帛。以爲銘於席豆。以遺後世子孫曰。莫若我多。其可乎。魯陽文君曰。然。吾以子之言觀之。則天下之所謂可者。未必然也。子墨子謂魯陽文君曰。世俗之君子。皆知小物。而不知大物。今有人於此。竊一犬一彘。則謂之不仁。竊一國一都。則以爲義。譬猶小視白。謂之白。大視白。則謂之黑。是故世俗之君子。知小物而不知大物者。此言之謂也。魯陽文君語子墨子曰。楚之南有啖人之國者。舉其國之長子生。則解而食之。謂之宜弟。美則以遺其

子曰。儒固無此四政者而我言之則是毀也。今儒固有此四政者。而我言之則非毀也。告聞也。程子無辭而出。子墨子曰。還反復坐。進復曰。鄉者先生之言。有可聞者焉。若先生之言。則是不譽禹。不毀桀紂也。子墨子曰。不然。夫應孰辭。不稱議而爲之。敏也。厚攻則厚禦。薄攻則薄禦。應孰辭而稱議。是猶荷轅而擊蛾也。子墨子與程子辯。稱於孔子。程子曰。非儒。何故稱於孔子也。子墨子曰。是其當而不可易者也。今鳥聞熱旱之憂則高。魚聞熱旱之憂則下。若此雖禹湯爲之謀。必不能易矣。鳥魚可謂愚矣。禹湯猶有因焉。今翟曾無稱於孔子乎。有游於子墨子之門者。身體强梁。思慮濬通。欲使隨而學。子墨子曰。姑學乎。吾將仕子。勸於善言而學。期年。而責仕於子墨子。子墨子曰不仕子。子亦聞夫魯語乎。魯有昆弟五人者。其父死。其長子嗜酒。而不葬。其四弟曰。子與我葬。當爲子沽酒。勸於善言而葬。已葬而責酒於其四弟。四弟曰。吾末予子酒矣。子葬子父。我葬吾父。豈獨吾父哉。子不葬。則人將笑子。故勸子葬也。今子爲義。我亦爲義。豈獨我義也哉。子不學。則人將笑子。故勸子於學。有游於子墨子之門者。子墨子曰。盍學乎。對曰。吾族人無學者。子墨子曰。不然。夫好美者。豈曰吾族人莫之好。故不好哉。夫欲富貴者。豈曰我族人莫之欲。故不欲哉。好美欲富貴者。不視人。猶强爲之。夫義天下之大器也。何以必視人强爲之。有游於子墨子之門者。謂子墨子曰。先生以鬼神爲明知。能爲人禍福。爲善者富之。爲暴者禍之。今吾事先生久矣。而福不至。意者先生之言。有不善乎。鬼神不明乎。我何故不得福也。子墨子曰。雖子不得福。吾言何遽不善。而鬼神何遽不明。子亦聞乎匿刑徒之有刑乎。對曰。未之得聞也。子墨子曰。今有人於此。什子。子能什譽之。而一自譽乎。對曰不能。有人於此。百子。子能終身譽其善。而子無一乎。對曰不能。子墨子曰。匿一人者。猶有罪。今子所匿者若此其多。將有厚罪者也。何福之求。子墨子有疾。跌鼻進而問曰。先生以鬼神謂明。能爲禍福。爲善者賞之。爲不善者罰之。今先生聖人也。何故有疾。意者先生之言。有不善乎。鬼神不明知乎。子墨子曰。雖使我有病。鬼神何遽不明。人之所得於病者多方。有得之寒暑。有得之勞苦。百門而閉一門焉。則盜何遽無從入。二三子有復於子墨子學射者。子墨子曰。不可。夫知者必量其力所能至。而從事焉。國士戰且扶人。猶不可及也。今子非國士也。豈能成學又成射哉。二三子復於子墨子曰。告子曰。言義而行甚惡。請棄之。子墨子曰不可。稱我言以毀我行。愈於亡。有人於此。翟甚不仁。尊天事鬼愛人。甚不仁。猶愈於亡也。今告子言談甚辯。言仁義而不吾毀。告子毀猶愈亡也。二三子復於子墨子曰。告子勝爲仁。子墨子曰。未必然也。告子爲仁。譬猶跂以爲長。隱以爲廣。不可久也。告子謂子墨子曰。我能治國爲政。子墨子曰。政者口言之。身必行之。今子口言之。

爲天下之聖人。管叔爲天下之暴人。此同服。或仁或不仁。然則不在古服與古言矣。且子法周而未法夏也。子之古非古也。公孟子謂子墨子曰。昔者聖王之列也。上聖立爲天子。其次立爲卿大夫。今孔子博於詩書。察於禮樂。詳於萬物。若使孔子當聖王。則豈不以孔子爲天子哉。子墨子曰。夫知者必尊天事鬼。愛人節用。合焉爲知矣。今子曰。孔子博於詩書。察於禮樂。詳於萬物。而曰可以爲天子。是數人之齒而以爲富。公孟子曰。貧富壽夭。錯然在天。不可損益。又曰。君子必學。子墨子曰。教人學而執有命。是猶命人葆而去其冠也。公孟子謂子墨子曰。有義不義。無祥不祥。子墨子曰。古聖王皆以鬼神爲神明能爲禍福。執有祥不祥。是以政治而國安也。自桀紂以下。皆以鬼神爲不神明。不能爲禍福。執無祥不祥。是以政亂而國危也。故先王之書。箕子有之曰。其傲也出於子不祥。此言爲不善之有罰。爲善之有賞。子墨子謂公孟子曰。喪禮。君與父母・妻・後子死。三年喪服。伯父叔父兄弟期。戚族人五月。姑姊舅甥皆有數月之喪。或以不喪之閒。誦詩三百。弦詩三百。歌詩三百。舞詩三百。若用子之言。則君子何日以聽治。庶人何日以從事。公孟子曰。國亂則治之。國治則爲禮樂。國貧則從事。國富則爲禮樂。子墨子曰。國之治。治之故治也。治之廢。則國之治亦廢。國之富也從事故富也。從事廢。則國之富亦廢。故雖治國。勸之無饜。然後可也。今子曰。國治則爲禮樂。亂則治之。是譬猶噎而穿井也。死而求醫也。古者三代暴王桀紂幽厲。薾爲聲樂。不顧其民。是以身爲刑戮。國爲虛戾者。皆從此道也。公孟子曰。無鬼神。又曰君子必學祭禮。子墨子曰。執無鬼而學祭禮。是猶無客而學客禮也。是猶無魚而爲魚罟也。公孟子謂子墨子曰。子以三年之喪爲非。子之三月之喪亦非也。子墨子曰。子以三年之喪。非三月之喪。是猶裸謂撅者不恭也。公孟子謂子墨子曰。知有賢於人。則可謂知乎。子墨子曰。愚之知亦有賢於人。而愚豈可謂知矣哉。公孟子曰。三年之喪。學吾子之慕父母。子墨子曰。夫嬰兒子之知。獨慕父母而已。父母不可得也。然號而不止。此其故何也。卽愚之至也。然則儒者之知。豈有以賢於嬰兒子哉。子墨子問於儒者。曰何故爲樂。曰樂以爲樂也。子墨子曰。子未我應也。今我問曰。何故爲室。曰冬避寒焉。夏避暑焉。室以爲男女之別也。則子告我爲室之故矣。今我問曰。何故爲樂。曰樂以爲樂也。是猶曰何故爲室。曰室以爲室也。子墨子謂程子曰。儒之道足以喪天下者四政焉。儒以天爲不明。以鬼爲不神。天鬼不悅。此足以喪天下。又厚葬久喪。重爲棺槨。多爲衣衾。送死若徙。三年哭泣。扶後起。杖後行。耳無聞。目無見。此足以喪天下。又弦歌鼓舞。習爲聲樂。此足以喪天下。又以命爲貧富壽夭治亂安危有極矣。不可損益也。爲上者行之。必不聽治矣。爲下者行之。必不從事矣。此足以喪天下。程子曰。甚矣。先生之毀儒也。子墨

者曰。我謂先生不可以北。子墨子曰。南之人不得北。北之人不得南。其色有黑者。有白者。何故皆不遂也。且帝以甲乙殺青龍於東方。以丙丁殺赤龍於南方。以庚辛殺白龍於西方。以壬癸殺黑龍於北方。若用子之言。則是禁天下之行者也。是圍心而虛天下也。子之言不可用也。子墨子曰。吾言足用矣。舍吾言革思者。是猶舍穫而攈粟也。以他言非吾言者。是猶以卵投石也。盡天下之卵。其石猶是也。不可毀也。

公孟第四十八

公孟子謂子墨子曰。君子恭己以待。問焉則言。不問焉則止。譬若鐘然。扣則鳴。不扣則不鳴。子墨子曰。是言有三物焉。子乃今知其一耳也。又未知其所謂也。若大人行淫暴於國家。進而諫則謂之不遜。因左右而獻諫。則謂之言議。此君子之所疑惑也。若大人爲政。將因於國家之難。譬若機之將發也然。君子之必以諫。然而大人之利。有之也。君得之則必用之矣。若此者雖不扣必鳴者也。若大人舉不義之異行。雖得大巧之經。可行於軍旅之事。欲攻伐無罪之國以廣闢土地。籍稅貨材。出必見辱。所攻者不利。而攻者亦不利。是兩不利也。若此者。雖不扣必鳴者也。且子曰。君子恭己待。問焉則言。不問焉則止。譬若鐘然。扣則鳴。不扣則不鳴。今未有扣子而言。是子之所謂不扣而鳴邪。是子之所謂非君子邪。公孟子謂子墨子曰。實爲善。人孰不知。譬若良巫。處而不出。有餘糈。譬若美女。處而不出。人爭求之。行而自衒。人莫之娶也。今子徧從人而說之。何其勞也。子墨子曰。今夫世亂。求美女者衆。美女雖不出。人多求之。今求善者寡。不強說人。人莫之知也。且有二生於此。善筮。一行爲人筮者。一處而不出者。行爲人筮者。與處而不出者。其糈孰多。公孟子曰。行爲人筮者其糈多。子墨子曰。仁義鈞。行說人者。其功善亦多。何故不行說人也。公孟子戴章甫。搢笏儒服。而以見子墨子曰。君子服然後行乎。其行然後服乎。子墨子曰。行不在服。公孟子曰。何以知其然也。子墨子曰。昔者齊桓公。高冠博帶。金劍木盾。以治其國。其國治。昔者晉文公。大布之衣。牂羊之裘。韋以帶劍。以治其國。其國治。昔者楚莊王。鮮冠組纓。絳衣博袍。以治其國。其國治。昔者越王句踐。剪髮文身。以治其國。其國治。此四君者。其服不同。其行猶一也。翟以是知行之不在服也。公孟子曰。善。吾聞之曰。宿善者不祥。請舍笏。易章甫。復見夫子可乎。子墨子曰。請因以相見也。若必將舍笏易章甫。而後相見。然則行果在服也。公孟子曰。君子必古言服然後仁。子墨子曰。昔者商王紂。卿士費仲。爲天下之暴人。箕子微子。爲天下之聖人。此同言。而或仁不仁也。周公旦

墨子曰。必去六辟。嘿則思。言則誨。動則事。使三者代御。必爲聖人。必去喜去怒去樂去悲去愛去惡。而用仁義。手足口鼻耳。從事於義。必爲聖人。子墨子謂二三子曰。爲義而不能。必無排其道。譬若匠人之斲而不能。無排其繩。子墨子曰。世之君子。使之爲一犬一彘之宰。不能則辭之。使爲一國之相。不能而爲之。豈不悖哉。子墨子曰。今瞽曰。皚者白也。黔者黑也。雖明目者。無以易之。兼白黑。使瞽取焉。不能知也。故我曰瞽不能知白黑者。非以其名也。以其取也。今天下之君子之名仁也。雖禹湯無以易之。兼仁與不仁。而使天下之君子取焉。不能知也。故我曰天下之君子。不知仁者。非以其名也。亦以其取也。子墨子曰。今士之用身。不若商人之用一布之慎也。商人用一布市。不敢謑詬而讐焉。必擇良者。今士之用身。則不然。意之所欲則爲之。厚者入刑罰。薄者被毀醜。則士之用身。不若商人之用一布之慎也。子墨子曰。世之君子。欲其義之成。而助之修其身則慍。是猶欲其牆之成。而人助之築則慍也。豈不悖哉。子墨子曰。古之聖王。欲傳其道於後世。是故書之竹帛。鏤之金石。傳遺後世子孫。欲後世子孫法之也。今聞先王之道。而不爲。是廢先王之傳也。子墨子南遊使衞。關中載書甚多。弦唐子見而怪之曰。吾夫子教公尙過曰。揣曲直而已。今夫子載書甚多。何有也。子墨子曰。昔者周公旦。朝讀書百篇。夕見七十士。故周公旦佐相天子。其修至於今。翟上無君上之事。下無耕農之難。吾安敢廢此。翟聞之。同歸之物。信有誤者。然而民聽不鈞。是以書多也。今若過之心者。數逆於精微。同歸之物。既已知其要矣。是以不教以書也。而子何怪焉。子墨子謂公良桓子曰。衞小國也。處於齊晉之閒。猶貧家之處於富家之閒乎。貧家而學富家之衣食。多用則速亡必矣。今簡子之家。飾車數百乘。馬食菽粟者數百匹。婦人衣文繡者數百人。若取飾車食馬之費。與繡衣之財。以畜士。必千人有餘。若有患難。則使數百人處於前。數百人處於後。與婦人數百人處前後。孰安。吾以爲不若畜士之安也。子墨子弟子仕於衞。所仕者至而反。子墨子曰。何故反。對曰。與我言而不審。曰。待汝以千盆。授我五百盆。故去之也。子墨子曰。授子過千盆。則子去之乎。對曰不去。子墨子曰。然則非爲其不審也。爲其寡也。子墨子曰。世俗之君子。視義士不若負粟者。今有人於此。負粟息於路側。欲起而不能。君子見之。無長少貴賤。必起之。何故也。曰義也。今爲義之君子。奉承先王之道以語之。縱不悅而行。又從而非毀之。則是世俗之君子之視義士也。不若視負粟者也。子墨子曰。商人之四方。市賈倍蓰。雖有關梁之難。盜賊之危。必爲之。今士坐而言義。無關梁之難。盜賊之危。此爲倍蓰。不可勝計。然而不爲。則士之計利。不若商人之察也。子墨子北之齊。遇日者。日者曰。帝以今日殺黑龍於北方。而先生之色黑。不可以北。子墨子不聽。遂北至淄水。不遂而反焉。日

欲殺子。以子爲施。不祥言者也。悅子亦欲殺子。不悅子亦欲殺子。是所謂經者口也。殺常之身者也。子墨子曰。子之言惡利也。若無所利而必言。是蕩口也。子墨子謂魯陽文君曰。今有一人於此。羊牛。饔人袒割而和之。食之不可勝食也。見人之作餅。則還然竊之。曰與余食。不知耳目安不足乎。其有竊疾乎。魯陽文君曰。有竊疾也。子墨子曰。楚四境之田。曠蕪而不可勝闢。墲墟數千。不可勝入。見宋鄭之閒邑。則還然竊之。此與彼異乎。魯陽文君曰。是猶彼也。實有竊疾也。子墨子曰。季孫紹與孟伯常。治魯國之政。不能相信。而祝於欉社。曰。苟使我和。是猶弇其目而祝於欉社。曰。苟使我皆視。豈不繆哉。子墨子謂駱滑氂曰。吾聞子好勇。駱滑氂曰。然。我聞其鄉有勇士焉。吾必從而殺之。子墨子曰。天下莫不欲與其所好。廢其所惡。今子聞其鄉有勇士焉。必從而殺之。是非好勇也。是惡勇也。

貴義第四十七

子墨子曰。萬事莫貴於義。今謂人曰。予子冠履。而斷子之手足。子爲之乎。必不爲。何故。則冠履不若手足之貴也。又曰。予子天下。而殺子身。子爲之乎。必不爲。何故。則天下不若身之貴也。爭一言以相殺。是義貴於其身也。故曰。萬事莫貴於義也。子墨子自魯卽齊。過故人。謂子墨子曰。今天下莫爲義。子獨自苦而爲義。子不若已。子墨子曰。今有人於此。有子十人。一人耕而九人處。則耕者不可以不益急矣。何故。則食者衆。而耕者寡也。今天下莫爲義。則子宜勸我者也。何故止我。子墨子南游於楚。見楚獻惠王。獻惠王以老辭。使穆賀見子墨子。子墨子說穆賀。穆賀大悅。謂子墨子曰。子之言則誠善矣。而君王天下之大王也。毋乃曰賤人之所爲而不用乎。子墨子曰。唯其可行。譬若藥然。一草之本天子食之。以療其疾。豈曰一草之本而不食哉。今農夫入其稅於大人。大人爲酒醴粢盛。以祭上帝鬼神。豈曰賤人之所爲而不享哉。故雖賤人也。上比之農。下比之藥。曾不若一草之本乎。且主君亦嘗聞湯之說乎。昔者湯將往見伊尹。令彭氏之子御。彭氏之子。半道而問曰。君將何之。湯曰將往見伊尹。彭氏之子曰。伊尹天下之賤人也。若君欲見之。亦令召問焉。彼受賜矣。湯曰。非汝所知也。今有藥於此。食之則耳加聰。目加明。則吾必悅而強食之。今夫伊尹之於我國也。譬之良醫善藥也。而子不欲我見伊尹。是子不欲吾善也。因下彭氏之子。不使御。彼苟然。然後可也。子墨子曰。凡言凡動。利於天鬼百姓者爲之。凡言凡動。害於天鬼百姓者舍之。凡言凡動。合於三代聖王堯舜禹湯文武者爲之。凡言凡動。合於三代暴王桀紂幽厲者舍之。子墨子曰。言足以遷行者常之。不足以遷行者勿常。不足以遷行而常之。是蕩口也。子

可以利也。而和氏之璧。隋侯之珠。三翮六翼。不可以利人。是非天下之良寶也。今用義爲政於國家。人
民必衆。刑政必治。社稷必安。所爲貴良寶者。可以利民也。而義可以利人。故曰義天下之良寶也。葉公
子高。問政於仲尼曰。善爲政者若之何。仲尼對曰。善爲政者。遠者近之。而舊者新之。子墨子聞之曰。葉
公子高未得其問也。仲尼亦未得其所以對也。葉公子高。豈不知善爲政者之遠者近之。而舊者新之
哉。問所以爲之若之何也。不以人之所不知告人。以所知告之。故葉公子高未得其問也。仲尼亦未得
其所以對也。子墨子謂魯陽文君曰。大國之攻小國。譬猶童子之爲馬也。童子之爲馬。足用而勞。今大
國之攻小國也。攻者農夫不得耕。婦人不得織。以守爲事。攻人者。亦農夫不得耕。婦人不得織。以攻爲
事。故大國之攻小國也。譬猶童子之爲馬也。子墨子曰。言足以復行者常之。不足以擧行者勿常。不足
以擧行而常之。是蕩口也。子墨子使管黔敖游高石子於衛。衛君致祿甚厚。設之於卿。高石子三朝必
盡言。而言無行者。去而之齊。見子墨子曰。衛君以夫子之故。致祿甚厚。設我於卿。石三朝必盡言。而言
無行。是以去之也。衛君無乃以石爲狂乎。子墨子曰。去之苟道。受狂何傷。古者周公旦非管叔。辭三公。
東處於商奄。人皆謂之狂。後世稱其德。揚其名。至今不息。且翟聞之。爲義非避毀就譽。去之苟道。受狂
何傷。高石子曰。石去之。焉敢不道也。昔者夫子有言。曰天下無道。仁士不處厚焉。今衛君無道。而貪其
祿爵。則是我爲苟啗人粻也。子墨子悅。而召子禽子曰。姑聽此乎。夫背義而向祿者。我嘗聞之矣。背祿
而向義者。於高石子焉見之也。子墨子曰。世俗之君子。貧而謂之富則怒。無義而謂之有義則喜。豈不
悖哉。公孟子曰。先人有則三而已矣。子墨子曰。孰先人而曰有則三而已矣。子未知人之先有。後生有
反子墨子而反者。我豈有罪哉。吾反後。子墨子曰。是猶三軍背失。後之人求賞也。公孟子曰。君子不作。
述而已。子墨子曰。不然。人之甚不君子者。古之善者不述。今之善者不作。其次不君子者。古之善者不
述。己有善則作之。欲善之自己出也。今述而不作。是無所異於不好述而作者矣。吾以爲古之善者則
述之。今之善者則作之。欲善之益多也。巫馬子謂子墨子曰。我與子異。我不能兼愛。我愛鄒人於越人。
愛魯人於鄒人。愛我鄉人於魯人。愛我家人於鄉人。愛我親於我家人。愛我身於吾親。以爲近我也。擊
我則疾。擊彼則不疾於我。我何故疾者之不拂。而不疾者之拂。故我有殺彼以利我。無殺我以利彼。子
墨子曰。子之義將匿邪。抑將以告人乎。巫馬子曰。我何故匿我義。吾將以告人。子墨子曰。然則一人悅
子。一人欲殺子以利己。十人悅子。十人欲殺子以利己。天下悅子。天下欲殺子以利己。一人不悅子。一
人欲殺子。以子爲施不祥言者也。十人不悅子。十人欲殺子。以子爲施不祥言者也。天下不悅子。天下

者也。

耕柱第四十六

子墨子怒耕柱子。耕柱子曰。我毋俞於人乎。子墨子曰。我將上大行。駕驥與牛。子將誰驅。耕柱子曰。將驅驥也。子墨子曰。何故驅驥也。耕柱子曰。驥足以責。子墨子曰。我亦以子爲足以責。巫馬子謂子墨子曰。鬼神孰與聖人明智。子墨子曰。鬼神之明智於聖人。猶聰耳明目之與聾瞽也。昔者夏后開使蜚廉折金於山川。而陶鑄之於昆吾。是使益斮雉。已卜於白若之龜。曰。鼎成四足而方。不炊而自烹。不擧而自藏。不遷而自行。以祭於昆吾之墟。尙饗。已又言兆之由。曰饗矣。蓬蓬白雲。一南一北。一西一東。九鼎既成。遷於三國。夏后氏失之。殷人受之。殷人失之。周人受之。夏后殷周之相受也。數百歲矣。使聖人聚其良臣。與其傑相而謀。豈能知數百歲之後哉。而鬼神知之。是故曰。鬼神之明智於聖人也。猶聰耳明目之與聾瞽也。治徒娛・縣子碩問於子墨子曰。爲義孰爲大務。子墨子曰。譬若築牆然。能築者築。能實壤者實壤。能睎者睎。然後牆成也。爲義猶是也。能談辯者談辯。能說書者說書。能從事者從事。然後義事成也。巫馬子謂子墨子曰。子兼愛天下。未云利也。我不愛天下。未云賊也。功皆未至。子何獨自是而非我哉。子墨子曰。今有燎者於此。一人奉水將灌之。一人摻火將益之。功皆未至。子何貴於二人。巫馬子曰。我是彼奉水者之意。而非夫摻火者之意。子墨子曰。吾亦是吾意。而非子之意也。子墨子游耕柱子於楚。二三子過之。食之三升。客之不厚。二三子復於子墨子曰。耕柱子處楚無益矣。二三子過之。食之三升。客之不厚。子墨子曰。未可知也。毋幾何而遺十金於子墨子。曰。後生不敢死。有十金於此。願夫子之用也。子墨子曰。果未可知也。巫馬子謂子墨子曰。子之爲義也人不見汝助。鬼不見汝富。而子爲之有狂疾。子墨子曰。今使子有二臣於此。其一人者見子從事。不見子則不從事。其一人者。見子亦從事。不見子亦從事。子誰貴於此二人。巫馬子曰。我貴其見我亦從事。不見我亦從事者。子墨子曰。然則是子亦貴有狂疾也。子夏之徒問於子墨子曰。君子有鬭乎。子墨子曰。君子無鬭。子夏之徒曰。狗豨猶有鬭。惡有士而無鬭矣。子墨子曰。傷矣哉。言則稱於湯文。行則譬於狗豨。傷矣哉。巫馬子謂子墨子曰。舍今之人而譽先王。是譽槁骨也。譬若匠人然。知槁木也。而不知生木。子墨子曰。天下之所以生者。以先王之道敎也。今譽先王。是譽天下之所以生也。可譽而不譽。非仁也。子墨子曰。和氏之璧。隋侯之珠。三翮六翼。此諸侯之所謂良寶也。可以富國家。衆人民。治刑政。安社稷乎。曰不可。所謂貴良寶者。爲其

小取第四十五

夫辯者將・以明是非之分。審治亂之紀。明同異之處。察名實之理。處利害。決・嫌疑・焉摹略萬物之狀・論求羣言之比。以名舉實。以辭抒意。以說出故。以類取。以類予。有諸己。不非諸人。無諸己。不求諸人。或也者不盡也。假者今不然也・效者爲之法也。所效者所以爲之法也。故中效則是也。不中效則非也。此效也。譬也者舉他物而以明之也・侔也者比辭而俱行也・援也者。曰子然。我奚獨不可以然也。推也者。以其所不取之同於其所取者予之也。是猶謂也者同也。吾豈謂也者異也。夫物有以同而否。率遂同辭之侔也。有所至而止。其然也有所以然也。其然也同。其所以然不必同。其取之也。有所以取之。其取之也同。其所以取之不必同。是故譬侔援推之辭。行而異。轉而詭。遠而失。流而離本。則不可不審也。不可常用也。故言多方。殊類異故・則不可偏觀也。夫物或乃是而然。或是而不然。或一周而一不周。或一是而一非也。白馬馬也。乘白馬乘馬也。驪馬馬也。乘驪馬乘馬也。獲人也。愛獲愛人也。臧人也。愛臧愛人也。此乃是而然者也。獲之親人也。獲事其親非事人也。其弟美人也。愛弟非愛美人也。車木也。乘車非乘木也。船木也。入船非入木也。盜人也。多盜非多人也。無盜非無人也。奚以明之。惡多盜非惡多人也。欲無盜非欲無人也。世相與共是之。若若是則雖盜人也。愛盜非愛人也。不愛盜非不愛人也。殺盜非殺人也。無難矣。此與彼同類。世有彼而不自非也。墨者有此而非之。無他故焉。所謂內膠外閉與。心毋空乎・內膠而不解也。此乃是而不然者也。夫且讀書非讀書也。好讀書好書也。且鬬雞非鬬雞也。好鬬雞好雞也。且入井非入井也。止且入井・止入井也。且出門非出門也。止且出門。止出門也。世相與共是若若是。且夭非夭也。壽夭也。有命非命也。非執有命非命也。無難矣。此與彼同類。世有彼而不自非也。墨者有此而衆非之。無他故焉。所謂內膠外閉與。心毋空乎。內膠而不解也。此乃是而不然者也。愛人待周愛人。而後爲愛人。不愛人・不待周不愛人。不周愛。因爲不愛人矣。乘馬不待周乘馬。然後爲乘馬也。有乘於馬。因爲乘馬矣。逮至不乘馬。待周不乘馬。而後爲不乘馬・此一周而一不周者也。居於國。則爲居國。有一宅於國。而不爲有國。桃之實桃也。棘之實非棘也。問人之病問人也。惡人之病。非惡人也・人之鬼非人也。兄之鬼兄也。祭人之鬼。非祭人也。祭兄之鬼。乃祭兄也。之馬之目盼則謂之馬盼。之馬之目大。而不謂之馬大。之牛之毛黃。則謂之牛黃。之牛之毛衆。而不謂之牛衆。一馬馬也。二馬馬也。馬四足者。一馬而四足也。非兩馬而四足也。馬或白者。二馬而或白也。非一馬而或白。此乃一是而一非

尺之不至也與不至千里之不至不異。其不至同者。遠近之謂也。是璜也。是玉也。意楹非意木也。意是楹之木也。意人之指也。非意人也。意獲也。乃意禽也。志功不可以相從也。利人也。非爲其人也。富人非爲其人也。有爲也以富人。富人也治人又爲鬼焉。爲賞譽利一人。非爲賞譽利人也。亦不至無貴譽於人。知親之一利未爲孝也。亦不至於不爲己之利於親也。知是世之有人也。盡愛是世。知是室之有盜也。不盡惡是室也。知其一人之盜也不盡惡是人。雖其一人之盜。苟不知其所在。盡惡其朋也。諸聖人所先。爲人效名實。實不必名。苟是石也白。取是石也盡與白同。是石也雖大。不與大同。是有使謂焉也。以形貌命者。必知是之某也。乃知某也。不可以形貌命者。雖不知是之某也。知某可也。諸以居運命者。苟入於其中者。皆是也。去之因非也。諸以居運命者。若鄉里齊荊者皆是。諸以形貌命者。若山邱室廟者皆是也。知與意異。重同具同連同同類之同。同名之同。同根之同。丘同。附同。是之同。然之同。有非之異。有不然之異。有其異也爲其同也爲其同也異。一曰。乃是而然。二曰。乃是而不然。三曰遷。四曰強。子深其深。淺其淺。益其益。尊其尊。察盜止此室。因指得盜。察盜聲。端名因情得。匹夫辭惡者人有以其情得焉。諸所遭執。而欲惡生者。人不必以其情得焉。聖人之撫汨也。仁而無利愛。利愛生於慮。昔者之慮也。非今日之慮也。昔者之愛人也。非今之愛人也。愛獲之愛人也。生於慮獲之利。慮獲之利。非慮臧之利也。而愛臧之愛人也。乃愛獲之愛人也。去其愛而天下利。弗能弗去也。昔之知嗇。非今日之知嗇也。藉臧也死而天下害。吾持養臧也萬倍。吾愛臧也不加厚貴爲天子。其利人不厚於匹夫。二子事親或遇熟。或遇凶。其親也相若。非彼其行益加也。外勢無能厚吾利者。長人之與短人也同。其貌同者也。故同。指於人也。與首於人也異。人之體。非一貌者也故異。將劍與挺劍異。劍以形貌命者也。其形不一故異。楊木之木與桃木之木也同。諸非以舉量數命者。取之盡是也。故一指。非一人也。一人之指乃是一人也。方之一面非方也。方木之面方木也。夫辭以故生。以理長。以類行也者。立辭而不明於其所生妄也。今人非道無所行。雖有強股肱。而不明於道。其困也。可立而待也。夫辭以類行者也。立辭而不明於其類。則必困矣。故浸淫之辭。其類在鼓栗。聖人也爲天下也。其類在于追迷。或壽或卒。其利天下也相若。其類在礜石。一日而百萬生。愛不加厚。其類在惡害。愛上世有厚薄。而愛二世相若。其類在蛇文。愛之相若。擇而殺其一人。其類在阬下之鼠。小人與大人。行厚相若。其類在申。凡興利除害也。其類在漏甕。厚親不稱行而類行。其類在江上井。不爲己之可譽也。其類在獵走。愛人非爲譽也。其類在逆旅。愛人之親。若愛其類。其親在官筍。兼愛相若。一愛相若。其類在死也。

通意後對。說在不知其誰謂也。

取下以求上也。說在澤。

是是與是同。說在文。

大取第四十四

天之愛人也。薄於聖人之愛人也。其利人也。厚於聖人之利人也。大人之愛小人也。薄於小人之愛大人也。其利小人也。厚於小人之利大人也。以臧爲其親也而愛之。非愛其親也。以臧爲其親也而利之。非利其親也。以樂爲利其子。而爲其子欲之。非愛其子也。以樂爲利其子。而爲其子求之。非利其子也。於所體之中。而權輕重。之謂權。權非爲是也亦非爲非也。權正也。斷指以存腕。利之中取大。害之中取小也。害之中取小者。非取害也。取利也。其所取者。人之所執也。遇盜人。而斷指以免身利也。其遇盜人害也。斷指與斷腕。利於天下。相若無擇也。死生利若一。非無擇也。殺一人以存天下。非殺一人以利天下也。殺己以存天下。是殺己以利天下也。於事爲之中。而權輕重。之謂求。求爲之非爲之也。利之中取大。害之中取小。求爲義非爲義也。不可正而正之。爲暴人語天之爲是也而性。爲暴人歌天之爲非也。諸陳執既有所爲。而我爲之陳執。陳執之所爲。非因吾所爲也。若陳執未有所爲。而我爲之陳執。陳執因吾所爲也。暴人謂我謂天之以人非爲是也而性。利之中取大。非不得已也。不得已欲之非欲之也。害之中取小。不得已也。所未有而取焉。是利之中取大也。於所既有而棄焉。是害之中取小也。義可厚厚之。義可薄薄之。之謂倫列。德行。君上老長親戚。此皆所厚也。爲長厚不爲幼薄。親厚厚。親薄薄。親至薄不至。義厚親。不稱行而類行。爲天下厚禹爲禹也。乃爲禹之愛人也。爲禹之加於天下。而厚禹不加於天下。若惡盜之爲加於天下。而惡盜不加於天下。愛人不外己。己在所愛之中。己在所愛。愛加於己。倫列之愛人愛己也。臧之愛己。非爲愛己之人也。厚不外己。愛無厚薄。譽己非賢也。聖人惡疾病。不惡危難。正體不動。欲人之利也。非惡人之害也。聖人不爲其室。臧之。故在於臧。聖人不得爲子之事。聖人之法。死忘親爲天下也。厚親分也。已死忘之。體竭與利。有厚薄而毋倫列之。興利爲己。天下之利驩。語經語經也。非白馬焉。執駒焉。說求之。無說非也。殺犬之無犬非也。三物畢具。然後足以生。義利。不義害。志功爲辯。有有於秦馬。有有於馬也。智來者之馬也。愛衆世與愛寡世相若。兼愛之又相若。愛上世與愛後世一若今世之人也。鬼非人也。兄之鬼兄也。聖人有愛而無利。俔曰之言也乃客之言也。天下無人。子墨子之言也猶在。意殺臧非殺臧也。意殺盜。非殺盜也。凡學愛人。小圓之圓。與大圓之圓同。不至

不堅白。說在。

無久與宇堅白。說在因。

在此其所然此不然。說在於是推之。

影不徙。說在改爲。

立影二。說在重。

影倒在午。有端與影長。說在端。

影迎日。說在轉。

影之小大。說在迆正遠近。

大而必正。說在得。

負而不撓。說在勝。

挈與收反。說在權。

倚者不可止。說在梯。

柱之必住。說在廢材。

買無貴。說在反其賈。

賈宜則讐。說在盡。

無說而懼。說在弗必。

域過名也。說在實。

知知之否之。足用也悖。說在無已。

謂辯無勝。必不當。說在辯。

無不讓也。不可。說在殆。

於一有知焉。有不知焉。說在存。

有指於二。而不可逃。說在以二參。

所知而弗能指。說在春也。逃臣狗犬遺者。

知狗而自謂不知犬過也。說在重。

荊之大。其沈淺也。說在有。

以檻爲摶。於以爲無知也。說在意。

意未可知。說在可用遇仵。

一少於二。而多於五。說在進。

非半勿斫。則不動。說在端。

可無也有之而不可去。說在嘗然。

正而不可搖。說在摶。

宇進無近。說在敷。

行脩以久。說在先後。

一法者之相與也類。若方之相合也。說在方。

狂舉不可以知異。說在有不可。

牛馬之非牛與馬之可。說在兼。

此此與彼此同。說在異。

唱和同患。說在功。

聞所不知若所知。則兩知之。說在告。

以言爲盡悖。悖。說在其言。

唯吾謂非名也則不可。說在反。

無窮不害兼。說在盈否。

不知其數而知其盡也。說在問者。

不知其所處不害愛之。說在喪子者。

仁義之爲內外也非。說在頡仵。

學無益也。說在誹者。

誹之可否。不以衆寡。說在可非。

非誹者悖。說在弗非。

物甚不甚。說在若是。

環俱柢。
障易也。
動或徙也。
讀此書旁行。
經下篇旁行句讀。
止類以行之。說在同。
四足牛馬異說推類之難。說在名之大小。
物盡同名。二與鬭。愛食與招。白與視。麗與暴
　跌與屨。
一偏棄之。
謂則因是也。說在因。
不可偏去而二。說在見與俱。一與二。廣與脩。
不能而不害。說在害。
異類不比。說在量。
偏去莫加少。說在故。
假必悖。說在不然。
物之所以然。與所以知之。與所以使人知之。
　不必同。說在病。
疑說在逢循遇過。
合與一。或復否。說在拒。
數物一體也。說在俱一唯是。
宇域徙。說在長宇久。
二臨鑑而立。影倒。多而若少。說在空區。
鑑立影一少而易。一大而正。說在中之外內。
鑑團影一。

法同則觀其同。
法異則觀其宜。
止因以別道。
正無非。

所存與存者。於存與孰存。
五行無常勝。說在宜。

無欲惡之無益損也。說在宜。
損而不害。說在餘。
知而不以五路。說在久。
火不熱。說在視。
知其所以不知。說在以名取。
無不必待有。說在所謂。

擢慮不疑。說在有無。
且然不可正。而不害用工。說在區蓋。
均之絕否。說在所均。
堯之義也。任於今。而處於古。而異時。說在所義。
狗犬也。而殺狗非殺犬也。可。說在重。
使假義。說在使。

夢臥而以爲然也。
平知無欲惡也。
利所得而喜也。
害所得而惡也。
治求得也。
譽明美也。
誹明惡也。
擧擬實也。
言出擧也。
且言然也。
君臣氓通約也。
功利民也。
賞上報下之功也。
罪犯禁也。
罰上報下之罪也。
同異而俱於之一也。
久彌異時也。宇彌異所也。
窮或有前不容尺也。
盡莫不然也。
始當時也。
化徵易也。
損偏去也。
大益。

彼不可。兩不可也。
辯爭彼也。辯勝當也。
爲窮知而懸於欲也。
已成亡。
使謂故。
名達類私。
謂移擧加。
知聞說親。
名實合爲。
聞傳親。
見體盡。
合正宜必。
欲正權利。惡正權害。
爲存亡易蕩治化。
同事體合類。
異二不體不合不類。
同異交得知有無。
聞耳之聽也。
循所聞而得其意心之察也。
言口之利也。
執所言而意得見心之辯也。
諸不一利用。
服執說言利。
巧傳則求其故。

於是。故是不文。是不文。則是而不文焉。今是不文於是。而文與是。故之與是不文同說也

經上篇旁行句讀。

故所得而後成也。

體分於兼也。

知材也。

慮求也。

知接也。

智明也。

仁體愛也。

義利也。

禮敬也。

行爲也。

實榮也。

忠以爲利而强君也。

孝利親也。

信言合於義也。

佴自比也。

狷作嗛也。

慊作非也。

令不爲所作也。

任士損己而益所爲也。

勇志之所以敢也。

力形之所以奮也。

生形與知處也。

臥知無知也。

止已久也。

必不已也。

平同高也。

同長以正相盡也。

中同長也。

厚有所大也。

日中正南也。

直參也。

圜一中同長也。

方柱隅四襍也。

倍爲二也。

端體之無序而最前者也。

有閒中也。

閒不及旁也。

纑閒虛也。

盈莫不有也。

堅白不相外也。

攖相得也。

仳有以相攖有不相攖也。

次無閒而不相攖也。

法所若而然也。

佴所然也。

說所以明也。

楹輕於萩。其於意也洋然。錣椎錐。俱事於履。可用也。成繪屨過椎。與成椎過繪屨同過仵也。一五有一焉。一有五焉。十二焉。非斫半。進前取也。前則中無為半。猶端也。前後取則端中也。斫必半。毋與非半。不可斫也。可無也。已然則嘗然。不可無也。久有窮無窮。正丸無所處而不中懸摶也。區宇不可偏舉宇也。進行者。先敷近。後敷遠。行者必先近而後遠。遠近脩也。先後久也。民行脩必以久也。一方盡類。俱有法而異。或木或石。不害其方之相合也。盡類由方也。物俱然。牛性與馬雖異。以牛有齒。馬有尾。說牛之非馬也不可。是俱有。不偏有。偏無有。曰牛之與馬不類。以牛有角。馬無角。是類不同也。若舉牛有角。馬無角。以是為類之同也。是狂舉也。猶牛有齒。馬有尾。或不非牛而非牛也可。則或非牛而牛也可。故曰牛馬非牛也。未可。牛馬牛也未可。則或可或不可。而曰牛馬牛也未可。亦不可。且牛不二。馬不二。而牛馬二。則牛不非牛。馬不非馬。而牛馬非牛非馬無難。彼正名者彼此。彼此可。彼彼止於彼。此此止於此。彼此不可。彼且此也。彼此亦可。彼此止於彼此。若是而彼此也。則彼亦且此此也。唱無偶。無所用若稗。和無偶使也。不得已。唱而不和。是不學也。智少而不學必功寡。和而不唱。是不教也。智而不教。功適息。使人奪人衣。罪或輕或重。使人予人酒。或厚或薄。聞在外者所不知也。或曰在室者之色若是其色。是所不知若所知也。猶白與黑也。誰勝。若是其色也。若白者必白。今也知其色之若白也。故知其白也。夫名以所明。正所不知。不以所不知。疑所明。若以尺度所不知長。外親智也。室中說智也。以為悖不可也。之人之言可。是不悖則是有可也。之人之言不可。以當必不當。唯謂是虎可。而猶之非夫虎也。謂彼是是也。不可謂者。毋唯乎其謂。彼猶唯乎其謂。則吾謂行。彼若不唯其謂。則不行也。無南者有窮則可盡。無窮則不可盡。有窮無窮未可知。則可盡不可盡。未可知。人之盈與否未可知。而必人之可盡。人之可盡不可盡。亦未可知。而必人之不可盡愛也。悖。人若不盈無窮。則人有窮也。盡有窮無難。盈無窮則無窮盡也。盡有窮無難。不一一知其數。惡知愛民之盡之也。或者遺乎其問也。盡問人則盡愛其所問。若不知其數而知愛之盡之也無難。仁。仁愛也。義利也。愛利此也。所愛所利彼也。愛利不相為內外。所愛利亦不相為外內。其謂仁內也義外也。舉愛與所利也。是狂舉也。若左目出。右目入。學也以為不知學之無益也。故告之也。是使知學之無益也。是教也。以學為無益也。教悖。論誹誹之可不可。以理之可誹。雖多誹。其誹是也。其理不可非。雖少誹非也。今也謂多誹者不可。是猶以長論短。非誹非己之誹也。不非誹非可非也。不可非也。是不非誹也。物甚長甚短。莫長於是。莫短於是。是之是也。非是也者。莫甚於是。取高下以善不善為度。不若山澤。處下善於處上。下所謂上也。不是是。則是且是焉。今是文於是。而不

中引横也。倚倍拒堅。邪倚焉則不正。唯并石累石耳。夾寢者柱也。方石去地尺。關石於其上。使適至方石。不下柱也。膠絲去石挈也。絲絕引也。未變而名易反也。買刀糴相爲賈。刀輕則糴不貴。刀重則糴不易。王刀無變。糴有變。歲變糴則歲變刀。若鬻子。賈盡也者。盡去其所以不讎也。其所以不讎去則讎正賈也。宜不宜正欲不欲。若敗邦鬻室嫁子無子。在軍不必其死生。生聞戰亦不必其生。前也不懼今也懼。域知是之非此也。又知是之不在此也。然而謂此南北。過而以已爲然。始也謂此南方。故今也謂此北方。智論之非智。無已也。謂所謂非同也則異也。同則或謂之狗。其或謂之犬也。異則或謂之牛。其或謂之馬也。俱無勝。是不辯也。辯也者。或謂之是。或謂之非。當者勝也。無讓者酒。未讓殆也。不可讓也。於石一也。堅白二也。而在石。故有知焉。有不知焉可。有指子知是又知是吾所無舉重。則子知是而不知吾所無舉也是一。謂有知焉。有不知焉可。若知之則當指之。知告我則我知之。兼指之已二也衡指之參直之也。若曰必獨指吾所舉。毋舉吾所不舉。則指固不能獨指。所欲指不傳。意若未悅。且其所知是也。所不知是也。則是智是之不智也。惡得爲一。謂而有知焉。有不知焉。所惷也其勢固不可指也。逃臣不知其處。狗犬不知其名也。遺者巧弗能網也。智知狗。重知犬。不知則過。不重則不過。通問者曰。子知騾乎。應之曰。騾何謂也。彼曰騾也。則知之。若不問騾何謂。徑應以弗知則過。且問必應。問之時若應。其應有深淺。人堂中在。其人其所。室堂所存也。某子存者也。據存者。而問室堂惡所存也。主室堂而問存者孰存也。是一主存者。以問所存。一主所存。以問存者。五合木生火。火離燃。火鑠金火多也。金靡炭金多也。合之成水。木離土。若識麋與魚之數。惟所利無欲惡。傷生損壽。說以少適是誰愛也。嘗多粟或者欲不有能傷也。若酒之於人也。且怒人利人。是誰愛也。則唯恐弗給也。損飽者去餘。適足不害。而飽害。若傷麋之無髀也。且有損而後益者。若瘧病之人於瘧也。智以目見。而目以火見而火不見惟以五路智久不當。以目見火若以火見火。謂火熱也。非以火之熱。我有此視曰知。雜所知與所不知而問之。則必曰是所知也。是所不知也。取去俱能之。是兩知之也。無若無馬則有之而後無。無失陷。則無之而無。摧疑無謂也。臧也今死。而養也得之。之死也可。且猶是也。且然必然。且已必已。且用工而後已者。必用工而後已。均。髮均懸。輕重而髮絕不均也。均其絕也。莫絕。堯鶴。或以名視人。或以實視人。舉友富高也。是以名視人也。指是鶴也。是以實視人也。堯之義也是聲也於今。所義之實。處於古。若殆於城門與於臧也。狗狗犬也。謂之殺犬可。若兩髀。使令使也。義使義。義不使亦使義。假義亦使。不義亦使假。荊沆荊之有也。則沆淺非荊淺也。若易五與一。以楹與摶也見之。其於意也不易。無知意想也。若

經說下第四十三

止彼以此其然也。說是其然也。我以此其不然也。疑是其然也。謂四足獸。與牛馬異。物盡異大小也。此然是必然則俱。馬麋同名。俱鬬不俱二。二與鬬也。色肝肺子愛也。㭴茅食與招也。白馬多白視馬不多視白與視也。爲麗不必麗。麗與暴也。爲扉以人足不爲非。若爲跌踴不爲跌爲𨂷。以買衣爲𨂷。跌與𨂷也。二與一亡不與一在。偏去之。有文實也。而後謂之。無文實也。則無謂也。若假與義。謂是則是固義也。謂他則是非義。無謂則執也。見不見離。一二不相盈。廣修堅白。擧不重不擧箴非力之任也。爲握者之觭倍。非智之任也。若耳目異。木與夜孰長。智與粟孰多。爵親行賈四者孰貴。麋與虎孰高。蚓與蠶孰長。偏。俱一無變。假。假必非也。而後假。狗假虎也。猶氏虎也。物或傷之然也。見之智也。告之使知也。疑逢爲堅則土。爲牛廬者夏寒逢也。擧之則輕。廢之則重。非有力也。柹從削非巧也。若石羽循也。鬬者之敝也。以飲酒若以日中。是不可智也。遇也。智與以已爲然也與過也。俱。俱一。若牛馬四足。惟是當牛馬。數牛數馬。則牛馬二。數牛馬則牛馬一。若數指。指五而五一。長宇徙而有處宇。宇南北。在旦。又在暮。宇徙久。無堅得白必相盈也。任堯善治。自今任諸古也。自古任之今。則堯不能治也。影光至影亡。若在盡古息。影二光夾一光。一光者影也。影光與人煦若射。下者之人也高。高者之人也下。足蔽下光。故成影於上。首蔽上光。故成影於下。在遠近有端與於光。故影障內也。影日之光反燭人。則影在日與人之間。影木迤影短大。木正影長小。光小於木。則影大於木。非獨小也。遠近臨鑒立。影多寡貌態白黑。遠近迤正異於光鑒。影就當俱去亦當俱。俱由比。鑒者之俱。於鑒無所不鑒。影之俱無數。而必過正。故同處。其體俱然鑒分。鑒中之內。鑒者近中則所鑒大。影亦大。遠中則所鑒小。影亦小。而必正起於中。緣正而長其直也。中之外鑒者近中。則所鑒大。影亦大。遠中則所鑒小。影亦小。而必易合於中。而長其直也。鑒。鑒者近則所鑒大。影亦大。其遠所鑒小。影亦小。而必正。影過正故。橋負衡木。加重焉而不撓。極勝重也。右權交繩。無加焉而撓。極不勝重也。衡加重於其一旁。必錘。權重相若也。相衡則本短標長。兩加焉。重相若。則標必下。標得權也。挈有力也。引無力也。不正所挈之正於迤也。繩制挈之也。若以錐刺之。挈長重者下。短輕者上。上者愈得。下下者愈亡。繩直權重相若則正矣。收上者愈喪。下者愈得。上者權重盡則墜挈。兩輪高。兩輪爲輲。車梯也。重其前。引其前。載引其胡。是梯。挈且挈則行。凡重上弗挈。下弗收。旁弗抾。則下直。拖或害之也。流梯者不得流直也。今也廢石於平地。重不下無踦也。若夫繩之引胡也。是猶自舟

樞免蝨。止無久之不止。若牛非馬。若矢過楹。有久之不止。若馬非馬。若人過梁。必謂臺執者也，若弟兄一然者。一不然者。必不必也。是非必也。同捷與往之同長也。心中自是往相若也。厚惟無所大。圓規寫交也。方矩寫交也。倍二尺與尺但去一。端是無同也。有閒謂夾之者也。閒謂夾者也。尺前於區穴而後於端。不夾於端與區穴。及。及非齊之及也。纑閒虛也者。兩木之閒。謂其無木者也。盈無盈無厚。於石無所往而不得。得二堅白異處不相盈相非。是相外也。攖尺與尺俱不盡。端與端俱盡。尺與端或盡或不盡。堅白之攖相盡。體攖不相盡。仳兩有端而後可。次無厚而後可。法意規員三也。俱可以為法。佴然也者。民若法也。彼凡牛樞非牛。兩也。無以非也。辯或謂之牛。或謂之非牛。是爭彼也。是不俱當。不俱當。必或不當。不若當犬。為欲斫其指。智不知其害。是智之罪也。若智之慎之也。無遺於其害也。而猶欲斫之則罹之。是猶食脯也。臊之利害。未可知也。欲而得臊是不以所疑止所欲也。牆外之利害。未可知也。趨之而得刀則弗趨也。是以所疑止所欲也。觀為窮知而懸於欲之理。斫脯而非知也。斫指而非愚也。所為與所不為相疑也。非謀也。已為衣成也。治病亡也。使令謂。謂也不必成偏。故也必待所為之成也。名物達也。有實必待文名也。命之馬類也。此實也者必以是名也。命之臧私也。是名也止於是實也。聲出口俱有名若姓字。鹿謂狗犬移也。狗犬舉也。叱狗加也。知傳受之聞也。方不障說也。身觀焉親也。所以謂名也。所謂實也。名實耦合也。志行名也。聞或告之傳也。身觀焉親也。見特者體也。二者盡也。合其迹反中志正正也。義之為宜也。非彼必不有必也。宜者用而勿必。必也者可勿疑。權者兩而勿偏。為甲臺存也。病亡也。賣鬻易也。霄盡蕩也。順長治也。蛙鶉化也。同二名一實。重同也。不外於兼體同也。俱處於室合同也。有以同類同也。異二畢異二也。不連屬不體也。不同所不合也。不有同不類也。同異交得。於富家食知有無也。比度多少也。蛇蟥旋圓。去就也。象梗用桐堅柔也。劍戈甲死生也。處室子子母長少也。兩絕勝白黑也。中央旁也。論行學實是非也。難宿成未也。兄弟俱敵也。身處志往存亡也。虎為姓假也。賈宜貴賤也。諸超城負正也。相從。相去。先知。是。可。五也。長短前後輕重援。正五諸。皆人於知有悅。過五諸。若負無直無悅。用五諸。若自然矣。執服難成。言務成之。說則求執之。法法取同。觀巧傳法。取此釋彼。問故觀宜。以人之有黑者。有不黑者也。止黑人。與以有愛於人。有不愛於人。止愛人。是孰宜止。彼舉然者。以為此其然也。則舉不然者。而問之。若聖人有非如不非。

在勝。一法者之相與也類。若方之相合也。說在方。挈與收反。說在權。狂擧不可以知異。說在有不可。牛馬之非牛與馬之可。說在兼。倚者不可止。說在梯。此此與彼此同。說在異。柱之必住。說在廢材。唱和同患。說在功。買無貴。說在反其賈。聞所不知若所知。則兩知之。說在告。賈宜則讐。說在盡。以言爲盡悖。悖。說在其言。無說而懼。說在弗必。唯吾謂非名也。則不可。說在反。域過名也。說在實。無窮不害兼。說在盈否。知知之否之。足用也悖。說在無已也。不知其數而知其盡也。說在問者。謂辯無勝。必不當。說在辯。不知其所處。不害愛之。說在喪子者。無不讓也。不可。說在殆。仁義之爲內外也非。說在頡件。於一有知焉。有不知焉。說在存。學無益也。說在悖者。有指於二。而不可逃。說在以二參。誹之可否不以衆寡。說在可非。所知而弗能指。說在惷也。逃臣狗犬遺者。非誹者悖。說在弗非。知狗而自謂不知犬過也。說在重。物甚不甚。說在若是。通意後對。說在不知其誰謂也。取下以求上也。說在澤。是是與是同。說在文。

經說上第四十二

故。小故有之不必然。無之不必然。大故有之必然無之必不然。若得之成是也。體若二之一。尺之端也。知材知也者所以知也。而必知若明。慮慮也者。以其知有求也。而不必得之若睨。知知也者。以其知過物而能貌之若見。知知也者。以其知論物。而其知之也著若明。仁愛己者非爲用己也。不若愛馬者。義志以天下爲愛。而能利之。不必用。禮貴者公賤者名。而俱有敬慢焉。等異倫也。行所爲不善名行也。所爲善名巧竊也。若爲盜。實其志氣之見也。使人如己。必若金聲玉服。忠不利弱子孩。足將入正容。孝以親爲愛。而能能利親不必得。信必以其言之當也。使人視城得金。佴與人遇人衆揗。狷爲是之詒彼也。弗爲也。慊己雖爲之。知其諰也。所令非身弗行。任爲身之所惡。以成人之所急。勇以其敢於是也名之。以其不敢於彼也害之。力重之謂下。擧重奮也。生盈之生。常不可必也。臥夢。平惛然。利得是而喜。則是利也。其害也非是也。害得是而惡則是害也。其利也非是也。治吾事治矣。人又治南北。譽之必其行也。其言之欣。誹使人督之。必其行也。其言之欣。擧告以文名擧彼實也。故言也者。言口之能出名者也。名若畫虎也。言也謂言由名致也。且自前曰且。自後曰已。方然亦且。臣民者也。君以此名者也。功不待時若衣裘。賞上報下之功也。罪不在禁。惟害無罪迨辜。罰上報下之罪也。同二人而俱見是楹也。若事君。久古今且暮。宇東西南北。窮或不容尺有窮。莫不容尺無窮也。盡俱止動。始時或有久。或無久。始當無久。化若蛙爲鶉。損偏去也者。兼之體也。其體或去或存。謂其存者損。環俱氐也。庫區穴若斯貌常。動偏際徙者。戶

令不為所作也。攖相得也。任士損己而益所為也。仳有以相攖。有不相攖也。勇志之所以敢也。次無間而不相攖也。力形之所以奮也。法所若而然也。生形與知處也。佴所然也。臥知無知也。說所以明也。夢臥而以為然也。彼不可兩不可也。平知無欲惡也。辯爭彼也。辯勝當也。利所得而喜也。為窮知而懸於欲也。害所得而惡也。已成亡。治求得也。使謂故。譽明美也。名達類私。誹明惡也。謂移舉加。舉擬實也。知聞說親。名實合為。言出舉也。聞傳親。且言然也。見體盡。君臣萌通約也。合正宜必。功利民也。欲正權利。惡正權害。賞上報下之功也。為存亡易蕩治化。罪犯禁也。同事體合類。罰上報下之罪也。異二不體不合不類。同異而俱於之一也。同異交得知有無。久彌異時也。宇彌異所也。聞耳之聰也。窮或有前不容尺也。循所聞而得其意。心之察也。盡莫不然也。言口之利也。始當時也。執所言而意得見心之辯也。化徵易也。諾不一利用。損偏去也。服執誽言利。巧傳則求其故。大益。環俱柢。法同則觀其同。障易也。法異則觀其宜。動或徙也。止因以別道。讀此書旁行。正無非。

經下第四十一

止類以行之。說在同。所存與存者。於存與孰存。四足牛馬異說。推類之難。說在名之大小。五行毋常勝。說在宜。物盡同名。二與鬬。愛食與招。白與視。麗與暴。夫與履。一偏棄之。謂則因是也。說在因。不可偏去而二。說在見與俱。一與二。廣與修。無欲惡之無益損也。說在宜。不能而不害。說在害。損而不害。說在餘。異類不仳。說在量。知而不以五路。說在久。偏去莫加少。說在故。火不熱。說在頓。假必悖。說在不然。知其所以不知。說在以名取。物之所以然與所以知之與所以使人知之不必同。說在病。無不必待有。說在所謂。疑說在逢循遇過。擢慮不疑。說在有無。合與一或復否。說在拒。且然不可正而不害用工。說在區蓋。數物一體也。說在俱一唯是。均之絕否。說在所均。宇域徙。說在長宇久。堯之義也。任於今而處於古。而異時。說在所義。二臨鑑而立影倒多而若少。說在空區。狗犬也。而殺狗非殺犬也可。說在重。鑑立景一小而易。一大而正。說在中之外內。使假義說在使。鑑團景一。不堅白說在荊之大其沈淺也。說在有。無久與宇堅白說在因。以楹為摶。於以為無知也。說在意。在此其所然此不然。說在於是推之。意未可知。說在可用過仵。景不徙。說在改為。一少於二而多於五。說在進。立影二。說在重。非半弗斫則不動。說在端。影倒在午。有端與景長。說在端。可無也。有之而不可去。說在嘗然。景迎日。說在轉。正而不可搖。說在摶。影之小大。說在迆正遠近。宇進無近。說在敷。大而必正。說在得。行脩以久。說在先後。負而不撓。說

知以行邪。勸下亂上。教臣殺君。非賢人之行也。入人之國。而與人之賊。非義之類也。知人不忠。促之爲亂。非仁義之類也。逃人而後謀。避人而後言。行義不可明於民。謀慮不可通於君臣。嬰不知孔丘之有異於白公也。是以不對。景公曰。嗚呼貺寡人者衆矣。非夫子則吾終身不知孔丘之與白公同也。孔丘之齊見景公。景公悅欲封之以尼谿。以告晏子。晏子曰。不可。夫儒傲踞而自順者也。不可以教下。好樂而淫人。不可使親治。立命而怠事。不可使守職。宗喪循哀。不可使慈民。危服俛容。不可使導衆。孔丘盛容修飾。以蠱世。弦歌鼓舞以聚徒。繁登降之禮。以示儀。務趨翔之節。以觀衆。博學不可使議世。勞思不可以補民。累壽不能盡其學。當年不能行其禮。積財不能贍其樂。繁飾邪術。以營世君。盛爲聲樂以淫愚民。其道不可以期世。其學不可以導衆。今君封之。以移齊俗。非所以導國先衆。公曰善。於是厚其禮。留其封。亟見而不問其道。孔丘乃恚怒於景公與晏子。乃樹鴟夷子皮於田常之門。告南郭惠子以所欲爲。歸於魯。有頃閒齊將伐魯。告子貢曰。賜乎舉大事於今之時矣。乃遣子貢之齊。因南郭惠子以見田常。勸之伐吳。以教高國鮑晏。使毋得害田常之亂。勸越伐吳。三年之內。齊吳破國之難。伏尸以億率數。孔丘之誅也。孔丘爲魯司寇。舍公家而奉季孫。季孫相魯君而走。季孫與邑人爭門關決植。孔丘窮於蔡陳之閒。藜羹不糝十日。子路爲烹豚。孔丘不問肉之所由來而食。褫人衣以酤酒。孔丘不問酒之所由來而飲。哀公迎孔丘。席不端弗坐。割不正弗食。子路進請曰。何其與陳蔡反也。孔丘曰。來吾語汝。曩與汝爲苟生。今與汝爲苟義。夫飢約則不辭妄取以活身。贏飽則僞行以自飾。汙邪詐僞。孰大於此。孔丘與其門弟子閒坐。曰。夫舜見瞽叟蹵然。此時天下岌乎。周公旦其非仁也邪。何爲舍其家室而託寓也。孔丘所行。心術所至也。其徒屬弟子。皆效孔丘。子貢季路輔孔悝亂乎衛。陽貨亂乎齊。佛肸以中牟叛。漆雕刑殘。亂莫大焉。夫爲弟子後生期師必修其言。法其行。力不足。知弗及而後止。今孔丘之行如此。儒士則可以疑矣。

經上第四十

故所得而後成也。止已久也。體分於兼也。必不已也。知材也。平同高也。慮求也。同長與正相盡也。知接也。中同長也。智明也。厚有所大也。仁體愛也。日中正南也。義利也。直參也。禮敬也。圜一中同長也。行爲也。方柱隅四雜也。實榮也。倍爲二也。忠以爲利而強君也。端體之無序而最前者也。孝利親也。有閒中也。信言合於義也。閒不及旁也。佴自比也。纑閒虛也。狷作嗛也。盈莫不有也。慊作非也。堅白不相外也。

所以重親也。爲欲厚所至私。輕所至重。豈非大姦也哉。又强執有命以說議曰。壽夭貧富。安危治亂。固有天命。不可損益。窮達賞罰幸否有極。人之知力不能爲焉。羣吏信之則怠於分職。庶人信之則怠於從事。吏不治則亂。農事緩則貧。貧且亂。背政之本。而儒者以爲道敎。是賊天下之人者也。且夫繁飾禮樂以淫人。久喪僞哀以謾親。立命緩貧而高傲踞。背本棄事而安怠傲。貪於飲酒。惰於作務。陷於飢寒。危於凍餒。無以違之。是若乞人。鼸鼠藏。而羝羊視。賁彘起。君子笑之。怒曰。散人焉知良儒。夫夏乞麥禾。五穀既收。大喪是隨。子姓皆從。得厭飲食。畢治數喪。足以致矣。因人之家以爲睟。恃人之野以爲尊。富人有喪。乃大悅喜曰。此衣食之端也。儒者曰。君子必古服古言然後仁。應之曰。所謂古之言服者。皆嘗新矣。而古人言之服之。則非君子也。然則必服非君子之服。言非君子之言。而後仁乎。又曰。君子循而不作。應之曰。古者羿作弓。伃作甲。奚仲作車。工倕作舟。然則今之鞄函車匠。皆君子也。而羿・伃・奚仲・工倕皆小人邪。且其所循。人必或作之。然則其所循。皆小人道也。又曰。君子勝不逐奔。揜函弗射。施則助之胥車。應之曰。此皆仁人也。則無說以相與。仁人以其取舍是非之理相告。無故從有故也。弗知從有知也。無辭必服。見善必遷。何故相與。若兩暴交爭。其勝者欲不逐奔。揜函弗射。施則助之胥車。雖盡能猶且不得爲君子也。抑暴殘之國也。聖人將爲世除害。興師誅罰。勝將因用儒術。令士卒曰。毋逐奔。揜函勿射。施則助之胥車。暴亂之人得活。天下害不除。是爲羣殘父母而深賊世也。不義莫大焉。又曰。君子若鐘。擊之則鳴。弗擊不鳴。應之曰。夫仁人事上竭忠。事親務孝。得善則美。有過則諫。此爲人臣之道也。今擊之則鳴。弗擊不鳴。隱知舍力。恬漠待問而後對。雖有君親之大利。弗問不言。若將有大寇亂。盜賊將作。若機辟將發也。他人不知。己獨知之。雖其君親皆在。不問不言。是夫大亂之賊也。以是爲人臣不忠。爲子不孝。事兄不弟。友遇人不貞良。夫執後不言之朝。物見利便己。唯恐後言。若言而未有利焉。則高拱下視。噲噎爲深曰。唯某未之學也。用雖急。遺行遠矣。夫一道術學業仁義也。皆大以治人。小以任官。遠施周偏。近以修身。不義不處。非理不行。務興天下之利。曲直周旋。不利則止。此君子之道也。以所聞孔丘之行。則本與此相反謬也。齊景公問晏子曰。孔子爲人何如。晏子不對。公又復問不對。景公曰。以孔丘語寡人者衆矣。俱以爲賢人也。今寡人問之。而子不對何也。晏子對曰。嬰不肖不足以知賢人。雖然嬰聞所謂賢人者。入人之國。必務合其君臣之親。而弭其上下之怨。孔丘之荊。知白公之謀。而奉之以石乞。君身幾滅而白公戮。嬰聞賢人得上不虛。得下不危。言聽於君。必利人。敎行下必利上。是以言明而易知也。行明而易從也。行義可明乎民。謀慮可通乎君臣。今孔丘深慮周謀以奉賊。勞思盡

之將何若者也。是故子墨子曰。今天下之君子之爲文學出言談也。非將勤勞其喉舌而利其脣吻也。中實將欲其國家邑里萬民刑政者也。今也王公大人之所以蚤朝晏退聽獄治政終朝均分。而不敢怠倦者何也。曰。彼以爲強必治。不強必亂。強必寧。不強必危。故不敢怠倦。今也卿大夫之所以竭股肱之力。殫其思慮之知。內治官府。外斂關市山林澤梁之利。以實官府而不敢怠倦者。何也。曰。彼以爲強必貴。不強必賤。強必榮。不強必辱。故不敢怠倦。今也農夫之所以蚤出暮入。強乎耕稼樹藝。多聚菽粟。而不敢怠倦者何也。曰。彼以爲強必富。不強必貧。強必飽。不強必飢。故不敢怠倦。今也婦人之所以夙興夜寐。強乎紡績織紝。多治麻絲葛緒。綑布縿。而不敢怠倦者。何也。曰。彼以爲強必富。不強必貧。強必煖。不強必寒。故不敢怠倦。今唯在乎王公大人。借若信有命而致行之。則必怠乎聽獄治政矣。卿大夫必怠乎治官府矣。農夫必怠乎耕稼樹藝矣。婦人必怠乎紡績織紝矣。王公大人怠乎聽獄治政。卿大夫怠乎治官府。則我以爲天下必亂矣。農夫怠乎耕稼樹藝。婦人怠乎紡績織紝。則我以爲天下衣食之財。將必不足矣。若以爲政乎天下。上以事天鬼。天鬼不使。下以持養百姓。百姓不利。必離散。不可得用也。是以入守則不固。出誅則不勝。故雖昔者三代暴王。桀紂幽厲之所以共損其國家。傾覆其社稷者。此也。是故子墨子言曰。今天下之士君子。中實將欲求興天下之利。除天下之害。若有命者之言。不可不強非也。曰。命者暴王所作。窮人所述。非仁者之言也。今之爲仁義者。將不可不察而強非者此也。

非儒上第三十八 闕。

非儒下第三十九

儒者曰。親親有殺。尊賢有等。言親疏尊卑之異也。其禮曰。喪。父母三年。妻後子三年。伯父叔父弟兄庶子期。戚族人五月。若以親疏爲歲月之數。則親者多而疏者少矣。是妻後子與父同也。若以尊卑爲歲月數。則是尊其妻子。與父母同。而親伯父宗兄如卑子也。逆孰大焉。其親死列尸弗斂。登屋窺井。挑鼠穴。探滌器。而求其人矣。以爲實在則贛愚甚矣。知其亡也。必求焉僞亦大矣。娶妻親迎。玄端爲僕。秉轡授綏。如迎嚴親。昏禮威儀。如承祭祀。顚覆上下。悖逆父母。父母下則妻子。妻子上侵父母。若此可謂孝乎。儒者曰。迎妻與之奉祭祀。子將守宗廟。故重之。應之曰。此誣言也。其宗兄守其先宗廟數十年。死喪之期。兄弟之妻。奉其先之祭祀弗服。則喪妻子三年。必非以守奉宗廟祭祀也。夫愛妻子已大負絫。又曰。

非命下第三十七

子墨子言曰。凡出言談。則不可必不先立儀而言。若不先立儀而言。譬之猶運鈞之上。而立朝夕焉也。我以爲雖有朝夕之辨。必將終未可得而從定也。是故言有三法。何謂三法。曰。有考之者。有原之者。有用之者。惡乎考之。考先聖大王之事。惡乎原之。察衆之耳目之情。惡乎用之。發而爲政乎國。察萬民而觀之。此謂三法也。故昔者三代聖王。禹湯文武。方爲政乎天下之時。曰。必務擧孝子。而勸之事親。尊賢良之人。而敎之爲善。是故出政施敎。賞善罰暴。且以爲若此則天下之亂也。將屬可得而治也。社稷之危也。將屬可得而定也。若以爲不然。昔桀之所亂。湯治之。紂之所亂。武王治之。當此之時。世不渝而民不易。上變政而民改俗。存乎桀紂而天下亂。存乎湯武而天下治。天下之治也。湯武之力也。天下之亂也。桀紂之罪也。若以此觀之。夫安危治亂。存乎上之爲政也。則夫豈可謂有命哉。故昔者禹湯文武。方爲政乎天下之時。曰。必使飢者得食。寒者得衣。勞者得息。亂者得治。遂得光譽令聞於天下。夫豈可以爲有命哉。固以爲其力也。今賢良之人。尊賢而好道術。故上得其王公大人之賞。下得其萬民之譽。遂得光譽令聞於天下。亦豈以爲其命哉。又以爲其力也。然今夫有命者。不識昔也三代之聖善人與。抑昔三代之暴不肖人與。以此說觀之。則必非昔三代聖善人也。必暴不肖人也。然今以命爲有者。昔三代暴王。桀紂幽厲。貴爲天子。富有天下。於此乎不能矯其耳目之欲。而從其心意之僻。外之驅騁田獵畢弋。內沈於酒樂。而不顧其國家百姓之政。繁爲無用。暴逆百姓。墜失其宗廟。其言不曰。吾疲不肖。吾聽治不强。必曰。吾命固將失之。雖昔也三代疲不肖之民。亦猶此也。不能善事親戚君長。甚惡恭儉而好簡易。貪飮食而惰從事。衣食之財不足。是以身有陷乎飢寒凍餒之憂。其言不曰。吾疲不肖。吾從事不强。曰。吾命固將窮。昔三代僞民。亦猶此也。昔者暴王作之。窮人述之。此皆疑衆稚樸。先聖王之患之也。固在前矣。是以書之竹帛。鏤之金石。琢之盤盂。傳遺後世子孫。曰。何書焉存。禹之總德有之。曰。允不著。惟天民不能保。无防凶心。天加之咎。不愼厥德。天命焉保。仲虺之誥曰。我聞有夏人。矯天命。布命于下。帝式是憎。用喪厥師。彼以無爲有。故謂矯。若有而謂有。夫豈爲矯哉。昔者桀執有命而行。湯爲仲虺之誥。以非之。太誓之言也。於太子發曰。惡乎君子。天有顯德。其行甚章。爲鑑不遠。在彼殷王。謂人有命。謂敬不可行。謂祭無益。謂暴無傷。上帝不尙。九有以亡。上帝不順。祝降其喪。惟我有周。受之大商。昔紂執有命而行。武王爲太誓太子發以非之。曰。子何不上考之乎商周虞夏之記。從十簡之篇以上皆無

之者。有原之者。有用之者。於其本之也。考之天鬼之志。聖王之事。於其原之也。徵以先王之書。用之柰何。發而爲刑政。此言之三法也。今天下之士君子。或以命爲有。或以命爲亡。我所以知命之有與亡者。以衆人耳目之情。知有與亡。有聞之。有見之。謂之有。莫之聞。莫之見。謂之亡。然何不嘗考之百姓之情。自古以及今。生民以來者。亦嘗有見命之物。聞命之聲者乎。則未嘗有也。若以百姓爲愚不肖。耳目之情不足因而爲法。然則何不嘗考之諸侯之傳言流語乎。自古以及今。生民以來者。亦嘗有聞命之聲。見命之體者乎。則未嘗有也。然何不嘗考之聖王之事。古之聖王。擧孝子而勸之事親。尊賢良而勸之爲善。發憲布令以敎誨。明賞罰以勸沮。若此則亂者可使治。而危者可使安矣。若以爲不然。昔者桀之所亂。湯治之。紂之所亂。武王治之。此世不渝而民不改。上變政而民易敎。其在湯武則治。其在桀紂則亂。安危治亂。在上之發政也。則豈可謂有命哉。夫曰有命云者。亦不然矣。今夫執有命者言曰。我非作之後世也。自昔三代有此言以傳流矣。今何先生非之。曰夫有命者。不識昔也三代之聖善人與。抑昔三代之暴不肖人也。何以知之。初之烈士傑大夫。愼言知行。此上有以規諫其君長。下有以敎訓其百姓。故上得其君長之賞。下得其百姓之譽。烈士傑大夫。聲聞不廢。流傳至今。而天下皆曰其力也。必不能曰我見命焉。是故昔者三代之暴王。不糾其耳目之淫。不愼其心志之辟。外之驅騁田獵畢弋。內沈於酒樂。而不顧其國家百姓之政。繁爲無用。暴逆百姓。使下不親其上。是故國爲虛厲。身在刑戮之中。不肯曰。我疲不肖。我爲刑政不善。必曰我命固且亡。雖昔也三代之窮民。亦猶此也。內之不能善事其親戚。外不能善事其君長。惡恭儉而好簡易。貪飲食而惰從事。衣食之財不足。使身至有饑寒凍餒之憂。必不能曰我疲不肖。我從事不疾。必曰我命固且窮。雖昔也三代之僞民。亦猶此也。繁飾有命。以敎衆愚樸人久矣。聖王之患此也。故書之竹帛。琢之金石。於先王之書。仲虺之誥曰。我聞有夏人矯天命。布命于下。帝式是惡。用喪厥師。此語夏王桀之執有命也。湯與仲虺共非之。先王之書。太誓之言然。曰。紂夷之居。而不肯事上帝。棄厥先神示而不祀也。曰我民有命。侮戮其務。天亦棄縱而不保。此言紂之執有命也。武王以太誓非之。又於三代百國有之。曰。汝毋崇天之有命也。今三代百國。亦言命之無也。於召公之非執命亦然。曰。敬哉無天命。惟予二人而無造言。不自天降自我得之。在於商夏之詩書曰。命者暴王作之。且今天下之士君子。將欲辨是非利害之故。若夫有命者。不可不疾非也。執有命者。此天下之厚害也。是故子墨子非之也。

其百姓。以上尊天事鬼。是以天鬼富之。諸侯與之。百姓親之。賢士歸之。未歿其世。而王天下。正諸侯。昔者文王封於岐周。絕長繼短。方地百里。與其百姓。兼相愛。交相利。移則分。是以近者安其政。遠者歸其德。聞文王者。皆起而趨之。疲不肖股肱不利者。處而願之曰。柰何乎。使文王之地及我。則吾豈不亦猶文王之民也哉。是以天鬼富之。諸侯與之。百姓親之。賢士歸之。未歿其世。而王天下。正諸侯。鄕者言曰。義人在上。天下必治。上帝山川鬼神。必有幹主。萬民被其大利。吾以此知之。是故古之聖王。發憲出令。設以爲賞罰。以勸賢。沮暴。是以入則孝慈於親戚。出則弟長於鄕里。坐處有度。出入有節。男女有辨。是故使治官府。則不盜竊。守城則不背叛。君有難則死。出亡則送。此上之所賞。而百姓之所譽也。執有命者之言曰。上之所賞。命固且賞。非賢故賞也。是故入則不慈孝於親戚。出則不弟長於鄕里。坐處不度。出入無節。男女無辨。是故治官府則盜竊。守城則背叛。君有難則不死。出亡則不送。此上之所罰。百姓之所非毀也。執有命者言曰。上之所罰。命固且罰。不暴故罰也。以此爲君則不義。爲臣則不忠。爲父則不慈。爲子則不孝。爲兄則不長。爲弟則不弟。而強執此者。此特凶言之所自生。而暴人之道也。然則何以知命之爲暴人之道。昔上世之窮民。貪於飮食。惰於從事。是以衣食之財不足。而飢寒凍餒之憂至。不知曰我疲不肖。從事不疾。必曰我命固且貧。昔上世暴王。不忍其耳目之淫。心志之辟。不順其親戚。遂以亡失國家。傾覆社稷。不知曰我疲不肖。爲政不善。必曰吾命固失之。於仲虺之誥曰。我聞有夏人矯天命。布命于下。帝式是惡。龔喪厥師。此言湯之所以非桀之執有命也。於太誓曰。紂夷處。不肯事上帝鬼神。禍厥先神祇不祀。乃曰吾民有命。侮戮其務。天亦縱棄之而弗保。此言武王所以非紂執有命也。今用執有命者之言。則上不聽治。下不從事。上不聽治。則刑政亂。下不從事。則財用不足。上無以供粢盛酒醴。祭祀上帝鬼神。下無以降綏天下賢可之士。外無以應待諸侯之賓客。內無以食飢衣寒。持養老弱。故命上不利於天。中不利於鬼。下不利於人。而強執此者。此特凶言之所自生。而暴人之道也。是故子墨子言曰。今天下之士君子。忠實欲天下之富。而惡其貧。欲天下之治。而惡其亂。執有命者之言。不可不非。此天下之大害也。

非命中第三十六

子墨子言曰。凡出言談。由文學之爲道也。則不可以不先立儀法。若言而無儀。譬猶立朝夕於運鈞之上也。則雖有巧工。必不能得正焉。然今天下之情僞。未可得而識也。故使言有三法。三法者何也。有本

徒從飾樂也。於武觀曰。啓乃淫溢康樂。野于飲食。鏘鏘鍠鍠筦磬以方。沈濁于酒。渝食于野。萬舞翼翼。章聞于天。天用弗式。故上者天鬼弗式。下者萬民弗利。是故子墨子曰。今天下士君子誠將欲求興天下之利。除天下之害。若在樂之爲物。將不可不禁而止也。

非樂中第三十三闕。

非樂下第三十四闕。

非命上第三十五

子墨子言曰。古者王公大人。爲政國家者。皆欲國家之富。人民之衆。刑政之治。然而不得富而得貧。不得衆而得寡。不得治而得亂。則是本失其所欲。得其所惡。是故何也。子墨子言曰。執有命者以雜於民閒者衆。執有命者之言曰。命富則富。命貧則貧。命衆則衆。命寡則寡。命治則治。命亂則亂。命壽則壽。命天則天。命雖強勁何益哉。上以說王公大人。下以阻百姓之從事。故執有命者不仁。故若執有命者之言。不可不明辨。然則明辨此之說。將柰何哉。子墨子曰。言必立儀。言而毋儀。譬猶運鈞之上。而立朝夕者也。是非利害之辨。不可得而明知也。故言必有三表。何謂三表。子墨子言曰。有本之者。有原之者。有用之者。於何本之。上本之於古者聖王之事。於何原之。下原察百姓耳目之實。於何用之。發以爲刑政。觀其中國家百姓人民之利。此所謂言有三表也。然而今天下之士君子。或以命爲有。蓋嘗上觀於聖王之事。古者桀之所亂。湯受而治之。紂之所亂。武王受而治之。此世未易。民未渝。在於桀紂。則天下亂。在於湯武。則天下治。豈可謂有命哉。然而今天下之士君子。或以命爲有。蓋嘗上觀於先王之書。先王之書。所以出國家。布施百姓者。憲也。先王之憲。亦嘗有曰福不可請。而禍不可違。敬無益。暴無傷者乎。所以聽獄制罪者。刑也。先王之刑。亦嘗有曰福不可請。禍不可違。敬無益。暴無傷者乎。所以整設師旅。進退師徒者。誓也。先王之誓。亦嘗有曰福不可請。禍不可違。敬無益。暴無傷者乎。是故子墨子言曰。吾當未盡數。天下之良書。不可盡計數。大方論數而三者是也。今唯求執有命者之言。不必得。不亦可錯乎。今用執有命者之言。是覆天下之義。覆天下之義者。是立命者也。百姓之悴也。悅百姓之悴者。是滅天下之人也。然則所謂欲義人在上者何也。曰。義人在上。天下必治。上帝山川鬼神。必有幹主。萬民被其大利。何以知之。子墨子曰。古者湯封於亳。絶長繼短。方地百里。與其百姓。兼相愛。交相利。移則分。率

並興。不可禁止也。然即若爲之撞巨鐘。擊鳴鼓。彈琴瑟。吹竽笙。而揚干戚。天下之亂也。將安可得而治與。即我以爲未必然也。是故子墨子曰。姑嘗厚籍斂乎萬民。以爲大鐘鳴鼓琴瑟竽笙之聲。以求興天下之利。除天下之害。而無補也。是故子墨子曰。爲樂非也。今王公大人唯處高臺厚榭之上。而視之。鐘猶是延鼎也。弗撞擊將何樂得焉哉。其說將必撞擊之。唯撞擊將必不使老與稚者。老與稚者。耳目不聰明。股肱不畢強。聲不和調。明不轉變。將必使當年。因其耳目之聰明。股肱之畢強。聲之和調。明之轉變。使丈夫爲之。廢丈夫耕稼樹藝之時。使婦人爲之。廢婦人紡績織紝之事。今王公大人唯爲樂。虧奪民衣食之財。以拊樂如此多也。是故子墨子曰。爲樂非也。今大鐘鳴鼓琴瑟竽笙之聲。既已具矣。王公大人鏘然奏而獨聽之。將何樂得焉哉。其說將必不與賤人。必與君子。與君子聽之。廢君子聽治。與賤人聽之。廢賤人之從事。今王公大人惟爲樂。虧奪民之衣食之財。以拊樂如此多也。是故子墨子曰。爲樂非也。昔者齊康公興樂萬。萬人不可衣裋褐。不可食糠糟。曰食飲不美。面目顏色不足視也。衣服不美。身體從容不足觀也。是以食必粱肉。衣必文繡。此常不從事乎衣食之財。而常食乎人者也。是故子墨子曰。今王公大人。唯虧奪民衣食之財。以拊樂如此多也。是故子墨子曰。爲樂非也。今人固與禽獸麋鹿飛鳥貞蟲異者也。今禽獸麋鹿飛鳥貞蟲。因其羽毛。以爲衣裘。因其蹄爪。以爲絝屨。因其水草。以爲飲食。故雖使雄不耕稼樹藝。雌亦不紡績織紝。衣食之財固已具矣。今人與此異者也。賴其力者生。不賴其力者不生。君子不強聽治。即刑政亂。賤人不強從事。即財用不足。今天下之士君子。以吾言爲不然。然即姑嘗數天下分事。而觀樂之害。王公大人蚤朝晏退。聽獄治政。此其分事也。士君子竭股肱之力。殫其思慮之智。內治官府。外收斂關市山林澤梁之利。以實倉廩府庫。此其分事也。農夫蚤出暮入。耕稼樹藝。多聚菽粟。此其分事也。婦人夙興夜寐。紡績織紝。多治麻絲葛紵。綑縿布。此其分事也。今唯在乎王公大人。悅樂而聽之。即必不能蚤朝晏退。聽獄治政。是故國家亂。而社稷危矣。今唯在乎士君子。悅樂而聽之。即必不能竭股肱之力。殫其思慮之智。內治官府。外收斂關市山林澤梁之利。以實倉廩府庫。是故倉廩府庫不實。今唯在乎農夫。悅樂而聽之。即必不能蚤出暮入。耕稼樹藝。多聚菽粟。是故菽粟不足。今唯在乎婦人。悅樂而聽之。即不必能夙興夜寐。紡績織紝。多治麻絲葛紵。綑布縿。是故布縿不興。曰孰爲而廢大人之聽治賤人之從事。曰樂也。是故子墨子曰。爲樂非也。何以知其然也。曰先王之書。湯之官刑有之。曰其恒舞于宮。是謂巫風。其刑君子出絲二衡。小人否。以二百黃經。乃言曰。嗚呼舞洋洋。黃言孔章。上帝弗尙。九有以亡。上帝不順。降之百祥。其家必壞喪。察九有之所以亡者。

必罰之。今執無鬼者曰。抑不中親之利。而害爲孝子乎。子墨子曰。古今之爲鬼。非他也。有天鬼。亦有山水鬼神者。亦有人死而爲鬼者。今有子先其父死。弟先其兄死者矣。抑雖使然。然而天下之陳物曰。先生者先死。若是則先死者非父則母。非兄而姒也。今潔爲酒醴粢盛。以敬愼祭祀。若使鬼神誠有。是得其父母姒兄而飲食之也。豈非厚利哉。若使鬼神誠亡。是乃費其所爲酒醴粢盛之財耳。且夫費之。非特注之汙壑而棄之也。內者宗族。外者鄉里。皆得而俱飲食之。雖使鬼神誠亡。此猶可以合驩聚衆。取親於鄉里。今執無鬼者言曰。鬼神者固誠無有。是以不供其酒醴粢盛犧牲之財。豈非乃今愛其酒醴粢盛犧牲之財乎。其所得者將以何哉。此上逆聖王之書。內逆民人孝子之行。而爲上士於天下。此非所以爲上士之道也。是故子墨子曰。今吾爲祭祀也。非直注之汙壑而棄之也。上以交鬼神之福。下以合驩聚衆。取親乎鄉里。若鬼神誠有。則是得吾父母弟兄而食之也。則此豈非天下利事也哉。是故子墨子曰。今天下之王公大人士君子。中實將欲求興天下之利。除天下之害。當若鬼神之有也。將不可不尊明也。聖王之道也。

非樂上第三十二

子墨子言曰。仁人之事者。必務求興天下之利。除天下之害。將以爲法乎天下。利人乎卽爲。不利人乎卽止。且夫仁者之爲天下度也。非爲其目之所美。耳之所樂。口之所甘。身體之所安。以此虧奪民衣食之財。仁者弗爲也。是故子墨子之所以非樂者。非以大鐘鳴鼓琴瑟竽笙之聲。以爲不樂也。非以刻鏤文章之色。以爲不美也。非以犓豢煎炙之味。以爲不甘也。非以高臺厚榭邃宇之居。以爲不安也。雖身知其安也。口知其甘也。目知其美也。耳知其樂也。然上考之不中聖王之事。下度之不中萬民之利。是故子墨子曰。爲樂非也。今王公大人唯造爲樂器。以爲事乎國家。非直掊潦水折壤壇而爲之也。將必厚籍斂乎萬民。以爲大鐘鳴鼓琴瑟竽笙之聲。古者聖王亦嘗厚籍斂乎萬民。以爲舟車。旣已成矣。曰吾將惡許用之。曰舟用之水。車用之陸。君子息其足焉。小人休其肩背焉。故萬民出財賫而與之。不敢以爲慼恨者何也。以其反中民之利也。然則樂器反中民之利亦若此。卽我弗敢非也。然則若用樂器。譬之若聖王之爲舟車也。卽我弗敢非也。民有三患。飢者不得食。寒者不得衣。勞者不得息。三者民之巨患也。然卽當爲之撞巨鐘。擊鳴鼓。彈琴瑟。吹竽笙。而揚干戚。民衣食之財。將安可得而具乎。卽我以爲未必然也。抑舍此。今有大國卽攻小國。有大家卽伐小家。強劫弱。衆暴寡。詐欺愚。貴敖賤。寇亂盜賊

曰。嗚呼古者有夏。方未有禍之時。百獸貞蟲。以及飛鳥。莫不比方。矧惟人面。何敢異心。山川鬼神。亦莫敢不寧。若能恭允。惟天下之合。下土之保。察山川鬼神之所以莫敢不寧者。以佐謀禹也。此吾所以知商書之鬼也。且商書獨鬼。而夏書不鬼。則未足以爲法也。然則姑嘗上觀乎夏書。禹誓曰。大戰于甘。王乃命左右六人。下聽誓于中軍。曰。有扈氏威侮五行。怠棄三正。天以勦絕其命。又曰日中。今予與有扈氏。爭一日之命。且爾卿大夫庶人。予非爾田野寶玉之欲也。予恭行天之罰也。左不恭于左。右不恭于右。若不恭命。御非爾馬之正。若不恭命。是以賞于祖。而僇于社。賞于祖者何也。言分命之均也。僇于社者何也。言聽獄之中也。故古聖王必以鬼神爲賞賢而罰暴。是故賞必於祖。而僇必於社。此吾所以知夏書之鬼也。故上者夏書。其次商周之書。語數鬼神之有也。重又重之。此其故何也。則聖王務之。以此書之說觀之。則鬼神之有。豈可疑哉。於古曰。吉日丁卯。以代祀社方。歲於祖若考。以延年壽。若無鬼神。彼豈有所延年壽哉。是故子墨子曰。若鬼神之能賞賢而罰暴也。蓋本施之國家。施之萬民。實所以治國家利萬民之道也。是以吏治官府之不潔廉。男女之爲無別者。鬼神見之。民之爲淫暴寇亂盜賊。以兵刃毒藥水火。迓無罪人乎道路。奪人車馬衣裘。以自利者。又鬼神見之。是以吏治官府不敢不潔廉。見善不敢不賞。見暴不敢不罪。民之爲淫暴寇亂盜賊。以兵刃毒藥水火。迓無罪人乎道路。奪車馬衣裘。以自利者。由此止。是以天下治。故鬼神之明不可爲幽閒廣澤。山林深谷。鬼神之明必知之。鬼神之罰不可爲富貴衆強勇力強武堅甲利兵。鬼神之罰必勝之。若以爲不然。昔者夏王桀貴爲天子。富有天下。上詬天侮鬼。下殃殺天下之萬民。徉上帝伐元山帝祀。故於此乎天乃使湯致明罰焉。湯以車九輛。鳥陳鴈行。湯乘大贊。犯逐夏衆。入之郊隧。王手擒推哆大戲。故昔者夏王桀貴爲天子。富有天下。有勇力之人推哆大戲。生裂兕虎。指畫殺人。人民之衆兆億。維盈厥澤陵。然不能以此禦鬼神之誅。此吾所謂鬼神之罰。不可爲富貴衆強勇力強武堅甲利兵者此也。且不惟此爲然。昔者殷王紂貴爲天子。富有天下。上詬天侮鬼。下殃殺天下之萬民。播棄黎老。賊誅孩子。焚炙無罪。刳剔孕婦。庶舊鰥寡。號咷無告也。故於此乎。天乃使武王致明罰焉。武王以擇車百輛虎賁之卒四百人。告庶國節窺戎。與殷人戰乎牧之野。王手禽費仲惡來。衆畔而走。武王逐奔入宮。萬年梓株折紂而繫之赤環。載之白旗。以爲天下諸侯僇。故昔者殷王紂。貴爲天子。富有天下。有勇力之人費仲惡來崇侯虎。指畫殺人。人民之衆。兆億惟盈厥澤陵。然不能以此禦鬼神之誅。此吾所謂鬼神之罰不可爲富貴衆強勇力強武堅甲利兵者此也。且禽艾之道之曰。得璣無小。滅宗無大。則此言鬼神之所賞。無小必賞之。鬼神之所罰。無大

是時宋人從者莫不見。遠者莫不聞。著在宋之春秋。諸侯傳而語之曰。諸不敬愼祭祀者。鬼神之誅。至若此其憯遫也。以此書之說觀之。鬼神之有。豈可疑哉。非唯此書之說爲然也。昔者齊莊君之臣。有所謂王里國・中里徼者。此二子者。訟三年。而獄不斷。齊君欲兼殺之。恐不辜。欲兼釋之。恐失有罪。乃使二人共一羊。盟齊之神社。二子許諾。於是莅盟。剄羊而灑其血。讀王里國之辭。既已終矣。讀中里徼之辭未半也。羊起而觸之。折其腳。跳神之社而敲之。殪之盟所。當是時。齊人從者莫不見。遠者莫不聞。著在齊之春秋。諸侯傳而語之曰。諸盟矢不以其情者。鬼神之誅。至若此其憯遫也。以此書之說觀之。鬼神之有。豈可疑哉。是故子墨子言曰。雖有深谿博林幽閒毋人之所。施行不可以不謹。現有鬼神視之。今執無鬼者曰。夫衆人耳目之情。豈足以斷疑哉。柰何其欲爲上士君子於天下。而有復信衆人耳目之請哉。子墨子曰。若以衆之耳目之情。以爲不足信也。不以斷疑。不識若昔者三代聖王堯舜禹湯文武者足以爲法乎。則於此乎。自中人以上。皆曰若昔者三代聖王足以爲法矣。若苟昔者三代聖王足以爲法。然則姑嘗上觀聖王之事。昔者武王之攻殷誅紂也。使諸侯分其祭曰。使親者受內祀。疏者受外祀。故武王必以鬼神爲有。是故攻殷伐紂。使諸侯分其祭。若鬼神無有。則武王何祭分哉。非唯武王之事爲然也。古聖王其賞也必於祖。其僇也必於社。賞於祖者何也。告分之均也。僇於社者何也。告聽之中也。非唯此書之說爲然也。且雖昔者虞夏周三代之聖王。其始建國營都日。必擇國之正壇。置以爲宗廟。必擇木之脩茂者。立以爲叢社。必擇國之父兄慈孝貞良者。以爲祝宗。必擇六畜之腯肥粹毛。以爲犧牲。珪璧琮璜。稱財爲度。必擇五穀之芳黃。以爲酒醴粢盛。故酒醴粢盛。與歲上下也。故古聖王治天下也。固必先鬼神。而後人者此也。故曰官府選效。必先祭器祭服。畢藏於府。祝宗有司。畢立於朝。犧牲不與昔聚羣。故古者聖王之爲政若此。古者聖王必以鬼神爲有。其務鬼神厚矣。又恐後世子孫不能知也。故書之竹帛。傳遺後世子孫。或恐其腐蠹絕滅。後世子孫不得而記。故琢之盤盂。鏤之金石以重之。又恐後世子孫不能敬若以取祥。故先王之書。聖人之言。一尺之帛。一篇之書。語數鬼神之有也。重又重之。此其故何。則聖王務之。今執無鬼者曰。鬼神者固無有。則此反聖王之務。反聖王之務。則非所以爲君子之道也。今執無鬼者之言曰。先王之書。聖人之言。一尺之帛。一篇之書。語數鬼神之有。重又重之。亦何書之有哉。子墨子曰。周書大雅有之。大雅曰。文王在上。於昭于天。周雖舊邦。其命維新。有周不顯。帝命不時。文王陟降。在帝左右。穆穆文王。令聞不已。若鬼神無有。則文王既死。彼豈能在帝之左右哉。此吾所以知周書之鬼也。且周書獨鬼而商書不鬼。則未足以爲法也。然則姑嘗上觀乎商書。

兵刃毒藥水火。退無罪人乎道路術徑。奪人車馬衣裘。以自利者。並作由此始。是以天下亂。此其故何以然也。則皆以疑惑鬼神之有與無之別。不明乎鬼神之能賞賢而罰暴也。今若使天下之人偕信鬼神之能賞賢而罰暴也。則夫天下豈亂哉。今執無鬼者曰。鬼神者固無有。旦暮以爲敎誨乎天下。使天下之衆皆疑惑乎鬼神有無之別。是以天下亂。是故子墨子曰。今天下之王公大人士君子。實將欲求興天下之利。除天下之害。則當鬼神之有與無之別。將不可以不察此者也。既以鬼神有無之別。以爲不可不察已。然則吾爲明察此。其說將柰何而可。子墨子曰。是擧天下之所以察知有與無之道者。必以衆之耳目之實知有與無。爲儀者也。誠或聞之見之。則必以爲有。莫聞莫見。則必以爲無。若是何不嘗入一鄉一里而問之。自古以及今。生民以來者。亦有嘗見鬼神之物。聞鬼神之聲。則鬼神可謂無乎。若莫聞莫見。則鬼神可謂有乎。今執無鬼者言曰。夫天下之爲聞見鬼神之物者。不可勝計也。亦孰爲聞見鬼神有無之物哉。子墨子言曰。若以衆之所同見。與衆之所同聞。則若昔者杜伯是也。周宣王殺其臣杜伯而不辜。杜伯曰。吾君殺我而不辜。若以死者爲無知則止矣。若死而有知。不出三年。必使吾君知之。其後三年。周宣王合諸侯而田於圃田。車數百乘。徒數千人。滿野。日中杜伯乘白馬素車。朱衣冠。執朱弓。挾朱矢。追周宣王。射之車上。中心折脊。殪車中。伏弢而死。當是之時。周人從者莫不見。遠者莫不聞。著在周之春秋。爲君者以敎其臣。爲父者以警其子。曰。戒之愼之。凡殺不辜者。其得不祥。鬼神之誅。若此之憯遬也。以此書之說觀之。則鬼神之有。豈可疑哉。非惟此書之說爲然也。昔者秦穆公。嘗晝日中處乎廟。有神入門而左。人面鳥身。素服玄純。面狀正方。秦穆公見之。乃恐懼奔。神曰。無懼。帝享女明德。使予錫女壽十年有九。使若國家蕃昌。子孫懋毋失。秦穆公再拜稽首曰。敢問神名。曰予爲句芒。若以秦穆公之所身見爲儀。則鬼神之有。豈可疑哉。非唯此書之說爲然也。昔者燕簡公。殺其臣莊子儀而不辜。莊子儀曰。吾君王殺我而不辜。死人毋知亦已。死人有知。不出三年。必使吾君知之。期年燕將馳祖。燕之有祖。若齊之有社。宋之有桑林。楚之有雲夢也。此男女之所屬而觀也。日中燕簡公。方將馳於祖塗。莊子儀荷朱杖而擊之。殪之車上。當是時。燕人從者莫不見。遠者莫不聞。著在燕之春秋。諸侯傳而語之曰。凡殺不辜者。其得不祥。鬼神之誅。若此其憯遬也。以此書之說觀之。則鬼神之有。豈可疑哉。非唯此書之說爲然也。昔者宋文君鮑之時。有臣曰祝觀辜。固嘗從事於厲。祝子杖殳。出而言曰。觀辜。是何珪璧之不滿度量。酒醴粢盛之不淨潔也。犧牲之不全肥。春秋冬夏。選效失時。豈汝爲之與。抑鮑爲之與。觀辜曰。鮑幼弱在荷繈之中。鮑何與識焉。官臣觀辜特爲之。祝子擧殳而敲之。殪之壇上。當

義也。又書之竹帛。藏之府庫。爲人後子者。必且欲順其先君之行。曰。何不嘗發吾府庫。視吾先君之法儀。必不曰文武之爲政者若此矣。曰攻國覆軍殺將若干人矣。則夫好攻伐之君。不知此爲不仁不義也。其鄰國之君。不知此爲不仁不義也。是以攻伐世世而不已者。此吾所謂大物則不知也。所謂小物則知之者何若。今有人於此。入人之場園。取人之桃李瓜薑者。上得且罰之。衆聞則非之。是何也。曰不與其勞獲其實。以非其所有取之故。而況又踰人之牆垣。担格人之子女者乎。及穴人之府庫。竊人之金玉布絲者乎。及踰人之欄牢。竊人之牛馬者乎。而況又殺一不辜人乎。今王公大人之爲政也。自殺一不辜人者。踰人之牆垣。担格人之子女者。及穴人之府庫。竊人之金玉布絲者。及踰人之欄牢。竊人之牛馬者。及入人之場園。竊人之桃李瓜薑者。今王公大人之加罰此也。雖古之堯舜禹湯文武之爲政。亦無以異此矣。今天下之諸侯。將猶皆侵凌攻伐兼幷。此爲殺一不辜人者。數千萬矣。此爲踰人之牆垣。担格人之子女者。及穴人府庫。竊人金玉布絲者。數千萬矣。踰人之欄牢。竊人之牛馬者。及入人之場園。竊人之桃李瓜薑者。數千萬矣。而自曰義也。故子墨子言曰。是紛我者。則豈有以異是紛黑白甘苦之辯者哉。今有人於此。少而示之黑謂之黑。多示之黑謂白。必曰吾目亂。不知黑白之別。今有人於此。少能嘗之甘謂甘。多嘗之甘謂苦。必曰吾口亂。不知其甘苦之味。今王公大人之爲政也。或殺人其國家禁之。此爪牙有能多殺其鄰國之人。因以爲大義。此豈有異紛白黑甘苦之別者哉。故子墨子置天志。以爲儀法。非獨子墨子以天志爲法也。於先王之書。大夏之道之然。帝謂文王。予懷明德。毋大聲以色。毋長夏以革。不識不知。順帝之則。此語文王之以天志爲法也。而順帝之則也。且今天下之士君子。中實將欲爲仁義。求爲上士。上欲中聖王之道。下欲中國家百姓之利者。若天志而不可不察也。天志者義之經也。

明鬼上第二十九闕。

明鬼中第三十闕。

明鬼下第三十一

子墨子言曰。逮至昔三代聖王既沒。天下失義。諸侯力征。是以存夫爲人君臣上下者之不惠忠也。父子弟兄之不慈孝弟長貞良也。正長之不強於聽治。賤人之不強於從事也。民之爲淫暴寇亂盜賊。以

四境之內。故愛越之人。今天兼天下而食焉。我以此知其兼愛天下之人也。且天之愛百姓也。不盡此而止矣。今天下之國。粒食之民。殺一不辜者。必有一不祥。曰誰殺不辜。曰人也。孰予之不祥。曰天也。若天之中實不愛此民也。何故而人有殺不辜。而天予之不祥哉。且天之愛百姓厚矣。天之愛百姓徧矣。既可得而知也。何以知天之愛百姓也。吾以賢者之必賞善罰暴也。何以知賢者之必賞善罰暴也。吾以昔者三代之聖王知之。故昔也三代之聖王堯舜禹湯文武之兼愛天下也。從而利之。移其百姓之意焉。率以敬上帝山川鬼神。天以爲從其所愛而愛之。從其所利而利之。於是加其賞焉。使之處上位。立爲天子。以爲民父母。是以天下之庶民。屬而譽之。業萬世子孫繼嗣譽之者。不廢也。名之曰聖人。以此知其賞善之證。是故昔也三代之暴王桀紂幽厲之兼惡天下也。從而賊之。移其百姓之意焉。率以詬侮上帝山川鬼神。天以爲不從其所愛而惡之。不從其所利而賊之。於是加其罰焉。使之父子離散。國家滅亡。抎失社稷。憂以及其身。是以天下之庶民。屬而毀之。業萬世子孫繼嗣毀之者。不之廢也。名之曰暴王。以此知其罰暴之證。今天下之士君子。欲爲義者。則不可不順天之意矣。曰順天之意者兼也。反天之意者別也。兼之爲道也義正。別之爲道也力正。曰義正者何若。曰大不攻小也。強不侮弱也。衆不賊寡也。詐不欺愚也。貴不傲賤也。富不驕貧也。壯不奪老也。是以天下之庶國。莫以水火毒藥兵刃以相害也。此事上利天。中利鬼。下利人。三利而無所不利。是謂天德。故凡從事此者。聖知也。仁義也。忠惠也。慈孝也。是故聚斂天下之善名而加之。是其故何也。則順天之意也。曰力正者何若。曰大則攻小也。強則侮弱也。衆則賊寡也。詐則欺愚也。貴則傲賤也。富則驕貧也。壯則奪老也。是以天下之庶國。方以水火毒藥兵刃。以相賊害也。若事上不利天。中不利鬼。下不利人。三不利而無所利。是謂天賊。故凡從事此者寇亂也。盜賊也。不仁不義不忠不惠不慈不孝。是故聚斂天下之惡名而加之。是其故何也。則反天之意也。故子墨子置立天志以爲儀法。若輪人之有規。匠人之有矩也。今輪人以規。匠人以矩。以此知方圓之別矣。是故子墨子置立天志。以爲儀法。吾以此知天下之士君子之去義遠也。何以知天下之士君子之去義遠也。今是大國之君。囂然曰。吾處大國而不攻小國。吾何以爲大哉。是以差論爪牙之士。比列其舟車之卒。以攻伐無罪之國。入其邊境。刈其禾稼。斬其樹木。殘其城郭。以抑其溝池。焚燒其祖廟。攘殺其犧牷。民之格者則剄殺之。不格者則係纍而歸。丈夫以爲僕圉胥靡。婦人以爲舂酋。則夫好攻伐之君。不知此爲不仁義。以告四鄰諸侯曰。吾攻國覆軍殺將若干人矣。其鄰國之君亦不知此爲不仁義也。又具其皮幣。發其徒遽。使人饗賀焉。則夫好攻伐之君。又重不知此爲不仁不

刑政也。下將以量天下之萬民爲文學出言談也。觀其行。順天之意。謂之善德行。反天之意。謂之不善德行。觀其言談。順天之意。謂之善言談。反天之意。謂之不善言談。觀其刑政。順天之意。謂之善刑政。反天之意。謂之不善刑政。故置此以爲法。立此以爲儀。將以量度天下之王公大人卿大夫之仁與不仁。譬之猶分黑白也。是故子墨子曰。今天下之王公大人士君子。中實將欲遵道利民本察仁義之本。天之意不可不順也。順天之意者義之法也。

天志下第二十八

子墨子言曰。天下之所以亂者。其說將何哉。則是天下士君子。皆明於小而不明於大。何以知其明於小。不明於大也。以其不明於天之意也。何以知其不明於天之意也。以處人之家者知之。今人處此家得罪。將猶有異家所以避逃之者矣。然且父以戒子。兄以戒弟曰。戒之愼之。處人之家。不戒不愼之。而有處人之國者乎。今人處此國得罪。將猶有異國所以避逃之者矣。然且父以戒子。兄以戒弟曰。戒之愼之。處人之國者。不可不戒愼也。今人皆處天下而事天。得罪於天。將無所以避逃之者矣。然而莫知以相儆戒也。吾以此知大物則不知者也。是故子墨子言曰。戒之愼之。必爲天之所欲。而去天之所惡。曰天之所欲者何也。所惡者何也。天欲義而惡其不義者也。何以知其然也。曰義者正也。何以知義之爲正也。天下有義則治。無義則亂。我以此知義之爲正也。然而正者無自下正上者。必自上正下。是故庶人不得恣己而爲正。有士正之。士不得恣己而爲正。有大夫正之。大夫不得恣己而爲正。有諸侯正之。諸侯不得恣己而爲正。有三公正之。三公不得恣己而爲正。有天子正之。天子不得恣己而爲正。有天正之。今天下之士君子。皆明於天子之正天下也。而不明於天之正天子也。是故古者聖人。明以此說人曰。天子有善。天能賞之。天子有過。天能罰之。天子賞罰不當。聽獄不中。天下疾病禍祟。霜露不時。天子必且犓豢其牛羊犬彘。潔爲粢盛酒醴。以禱祠祈福於天。我未嘗聞天之禱祠祈福於天子也。吾以此知天之貴且知於天子也。是故義者不自愚且賤者出。必自貴且知者出。曰誰爲貴。天爲貴。誰爲知。天爲知。然則義果自天出也。今天下之士君子之欲爲義者。則不可不順天之意矣。曰順天之意何若。曰兼愛天下之人。何以知兼愛天下之人也。以兼而食之也。何以知其兼而食之也。自古及今。無有遠墟孤夷之國。皆犓豢其牛羊犬彘。潔爲粢盛酒醴。以敬祭祀上帝山川鬼神。以此知兼而食之也苟兼而食焉。必兼而愛之。譬之若楚越之君。今是楚王食於楚之四境之內。故愛楚之人。越王食於越之

谷。播賦百事。以臨司民之善否。爲王公侯伯。使之賞賢而罰暴。賦金木鳥獸。從事乎五穀麻絲。以爲民衣食之財。自古及今。未嘗不有此也。今有人於此。驩若愛其子。竭力殫務。以利之。其子長而無報乎父。故天下之君子舉謂之不仁不祥。今夫天兼天下而愛之。撽遂萬物以利之。若豪之末。無非天之所爲也。而民得而利之則可謂厚矣。然獨無報夫天。而不知其爲不仁不祥也。此吾所謂君子明細而不明大也。且吾所以知天愛民之厚者。不止此而足矣。曰殺不辜者天予不祥。殺不辜者誰也。曰人也。予之不祥者誰也。曰天也。若天不愛民之厚。夫何說人殺不辜而天予之不祥哉。此吾之所以知天之愛民之厚也。且吾所以知天之愛民之厚者。不止此而已矣。曰愛人利人。順天之意。得天之賞者有之。憎人賊人。反天之意。得天之罰者亦有矣。夫愛人利人。順天之意。得天之賞者誰也。曰若昔三代聖王堯舜禹湯文武者是也。堯舜禹湯文武。焉所從事。曰從事兼。不從事別。兼者處大國不攻小國。處大家不亂小家。強不劫弱。衆不暴寡。詐不謀愚。貴不敖賤。觀其事。上利乎天。中利乎鬼。下利乎人。三利無所不利。是謂天德。聚斂天下之美名。而加之焉。曰此仁也義也。愛人利人。順天之意。得天之賞者也。不止此而已。書其事於竹帛。鏤之金石。琢之盤盂。傳遺後世子孫。曰將何以爲。將以識夫愛人利人。順天之意。得天之賞者也。皇矣道之曰。帝謂文王。予懷明德。不大聲以色。不長夏以革。不識不知。順帝之則。帝善其順法則也。故舉殷以賞之。使貴爲天子。富有天下。名譽至今不息。故夫愛人利人。順天之意。得天之賞者。既可得而知而已。夫憎人賊人。反天之意。得天之罰者誰也。曰若昔者三代暴王桀紂幽厲者是也。桀紂幽厲。焉所從事。曰從事別。不從事兼。別者處大國則攻小國。處大家則亂小家。強劫弱。衆暴寡。詐謀愚。貴敖賤。觀其事。上不利乎天。中不利乎鬼。下不利乎人。三不利無所利。是謂天賊。聚斂天下之醜名。而加之焉。曰此非仁也非義也。憎人賊人。反天之意。得天之罰者也。不止此而已。又書其事於竹帛。鏤之金石。琢之盤盂。傳遺後世子孫。曰將何以爲。將以識夫憎人賊人反天之意。得天之罰者也。大誓之道之。曰紂越厥跠踞。不肯事上帝。棄厥先神祇不祀。乃曰吾有命。侮戮其務。天亦縱棄紂而不保。察天以縱棄紂而不保者。反天之意也。故夫憎人賊人。反天之意。得天之罰者。既可得而知也。是故子墨子之有天志。譬之無以異乎輪人之有規。匠人之有矩也。今夫輪人操其規。將以量度天下之圓與不圓也。曰中吾規者謂之圓。不中吾規者謂之不圓。是以圓與不圓。皆可得而知也。此其故何。則圓法明也。匠人亦操其矩。將以量度天下之方與不方也。曰中吾矩者謂之方。不中吾矩者謂之不方。是以方與不方。皆可得而知之。此其故何。則方法明也。故子墨子之有天志也。上將以度天下之王公大人爲

今天下之人曰。若天子之貴於諸侯。諸侯之貴於大夫。確明知之。然吾未知天之貴且知於天子也。子墨子曰。吾所以知天之貴且知於天子者有矣。曰天子爲善。天能賞之。天子爲暴。天能罰之。天子有疾病禍祟。必齋戒沐浴。潔爲酒醴粢盛。以祭祀天鬼。則天能除去之。然吾未知天之祈福於天子也。此吾所以知天之貴且知於天子者。不止此而已矣。又以先王之書。訓天明不懈之道也知之。曰明哲維天。臨君下土。則此語天之貴且知於天子。不知亦有貴知夫天者乎。曰天爲貴天爲知而已矣。然則義果自天出矣。是故子墨子曰。今天下之君子。中實將欲遵道利民。本察仁義之本。天之意不可不順也。既以天之意以爲不可不順已。然則天之意將何欲何憎。子墨子曰。天之意不欲大國之攻小國也。大家之亂小家也。强之暴寡。詐之謀愚。貴之敖賤。此天之所不欲也。不止此而已。欲人之有力相營。有道相教。有財相分也。又欲上之强聽治也。下之强從事也。上强聽治則國家治矣。下强從事則財用足矣。若國家治財用足。則內有以潔爲酒醴粢盛。以祭祀天鬼。外有以爲環壁珠玉。以聘交四鄰。諸侯之怨不興矣。邊境兵甲不作矣。內有以食飢息勞。持養其萬民。則君臣上下惠忠。父子弟兄慈孝。故唯明乎順天之意。奉而廣施之天下。則刑政治。萬民和。國家富。財用足。百姓皆得煖衣飽食。便寧無憂。是故子墨子曰。今天下之君子。中實將欲遵道利民。本察仁義之本。天之意不可不順也。且夫天之有天下也。譬之無以異乎國君諸侯之有四境之內也。今國君諸侯之有四境之內也。夫豈欲其國臣萬民之相爲不利哉。今若處大國則攻小國。處大家則亂小家。欲以此求賞譽。終不可得。誅罰必至矣。夫天之有天下也。將無以異此。今若處大國則攻小國。處大都則伐小都。欲以此求福祿於天。福祿終不得。而禍祟必至矣。然有所不爲天之所欲。而爲天之所不欲。則夫天亦且不爲人之所欲。而爲人之所不欲矣。人之所不欲者何也。曰病疾禍祟也。若己不爲天之所欲。而爲天之所不欲。是率天下之萬民。以從事乎禍祟之中也。故古者聖王。明知天鬼之所福。而避天鬼之所憎。以求興天下之利。而除天下之害。是以天之爲寒熱也。節四時調。陰陽雨露也。時。五穀熟。六畜遂。疾菑厲疫凶饑則不至。是故子墨子曰。今天下之君子。中實將欲遵道利民。本察仁義之本。天意不可不順也。且夫天下蓋有不仁不祥者。曰若子之不事父。弟之不事兄。臣之不事君也。則天下之君子舉謂之不祥者。今夫天兼天下而愛之。撽遂萬物以利之。若豪之末。無非天之所爲也。而民得而利之。則可謂厚矣。然獨無報夫天。而不知其爲不仁不祥也。此吾所謂君子明細而不明大也。且吾所以知天之愛民之厚者有矣。曰以歷爲日月星辰。以昭道之。制爲四時春秋冬夏。以紀綱之。雷霆雪霜雨露。以長遂五穀麻絲。使民得而財利之。列爲山川谿

必得賞。反天意者。別相惡。交相賊。必得罰。然則是誰順天意而得賞者。誰反天意而得罰者。子墨子言曰。昔三代聖王禹湯文武。此順天意而得賞者也。昔三代之暴王桀紂幽厲。此反天意而得罰者也。然則禹湯文武。其得賞何以也。子墨子言曰。其事上尊天。中事鬼神。下愛人。故天意曰。此於我所愛。兼而愛之。我所利。兼而利之。愛人者此爲博焉。利人者此爲厚焉。故使貴爲天子。富有天下。業萬世子孫傳稱其善。方施天下。至今稱之。謂之聖王。然則桀紂幽厲。其得罰何以也。子墨子言曰。其事上詬天。中詬鬼神。下賊人。故天意曰。此於我所愛。別而惡之。我所利。交而賊之。惡人者此爲博也。賊人者此爲厚也。故使不得終其壽。不歿其世。至今毀之。謂之暴王。然則何以知天之愛天下之百姓。以其兼而明之。何以知其兼而明之。以其兼而有之。何以知其兼而有之。以其兼而食焉。何以知其兼而食焉。曰四海之內。粒食之民。莫不犓牛羊。豢犬彘。潔爲粢盛酒醴。以祭祀於上帝鬼神。天有邑人。何以弗愛也。且吾言殺一不辜者必有一不祥。殺不辜者誰也。則人也。予之不祥者誰也。則天也。若以天爲不愛天下之百姓。則何故以人與人相殺。而天予之不祥。此我所以知天之愛天下之百姓也。順天意者義政也。反天意者力政也。然義政將柰何哉。子墨子言曰。處大國不攻小國。處大家不篡小家。强者不劫弱。貴者不敖賤。詐者不欺愚。此必上利於天。中利於鬼。下利於人。三利無所不利。故擧天下美名加之。謂之聖王。力政者則與此異。言非此。行反此。猶背馳也。處大國攻小國。處大家篡小家。强者劫弱。貴者敖賤。多詐欺愚。此上不利於天。中不利於鬼。下不利於人。三不利無所利。故擧天下惡名加之。謂之暴王。子墨子言曰。我有天志。譬若輪人之有規。匠人之有矩。輪匠執其規矩。以度天下之方圜。曰。中者是也。不中者非也。今天下之士君子之書。不可勝載。言語不可盡計。上說諸侯。下說列士。其於仁義。則大相遠也。何以知之。曰我得天下之明法以度之。

天志中第二十七

子墨子言曰。今天下之君子之欲爲仁義者。則不可不察義之所從出。既曰不可以不察義之所從出。然則義何從出。子墨子曰。義不從愚且賤者出。必自貴且知者出。何以知義之不從愚且賤者出。而必自貴且知者出也。曰義者言政也。何以知義之言政也。曰天下有義則治。無義則亂。是以知義之言政也。夫愚且賤者。不得爲政乎貴且知者。貴且知者然後得爲政乎愚且賤者。此吾所以知義之不從愚且賤者出。而必自貴且知者出也。然則孰爲貴。孰爲知。曰天爲貴。天爲知而已矣。然則義果自天出矣。

然則葬埋之有節矣。故衣食者人之生利也。然且猶尚有節。葬埋者人之死利也。夫何獨無節於此乎。子墨子制為葬埋之法。曰。棺三寸足以朽骨。衣三領足以朽肉。掘地之深。下無沮漏。氣無發洩於上。壟足以期其所則止矣。哭往哭來。反從事乎衣食之財。佴乎祭祀。以致孝於親。故曰子墨子之法。不失死生之利者此也。故子墨子言曰。今天下之士君子。中請將欲為仁義。求為上士。上欲中聖王之道。下欲中國家百姓之利。故若節喪之為政。則不可不察此者也。

天志上第二十六

子墨子言曰。今天下之士君子。知小而不知大。何以知之。以其處家者知之。若處家得罪於家長。猶有鄰家所避逃之。然且親戚兄弟所知識。共相儆戒。皆曰。不可不戒矣。不可不慎矣。惡有處家而得罪於家長而可為也。非獨處家者為然。雖處國亦然。處國得罪於國君。猶有鄰國所避逃之。然且親戚兄弟所知識。共相儆戒。皆曰。不可不戒矣。不可不慎矣。誰亦有處國得罪於國君而可為也。此有所避逃之者也。相儆戒猶若此其厚。況無所避逃之者。相儆戒豈不愈厚然後可哉。且語有之曰。於此晏日焉而得罪。將惡避逃之。曰無所避逃之。夫天不可為林谷幽閒無人。明必見之。然而天下之士君子之於天也。忽然不知以相儆戒。此我所以知天下士君子知小而不知大也。然則天亦何欲何惡。天欲義而惡不義。然則率天下之百姓以從事於義。則我乃為天之所欲也。我為天之所欲。天亦為我所欲。然則我何欲何惡。我欲福祿而惡禍祟。若我不為天之所欲。而為天之所不欲。然則我率天下之百姓以從事於禍祟中也。然則何以知天之欲義而惡不義。曰天下有義則生。無義則死。有義則富。無義則貧。有義則治。無義則亂。然則天欲其生而惡其死。欲其富而惡其貧。欲其治而惡其亂。此我所以知天欲義而惡不義也。曰且夫義者正也。無從下之正上。必從上之正下。是故庶人竭力從事。未得恣己而為正。有士正之。士竭力從事。未得恣己而為正。有將軍大夫正之。將軍大夫竭力從事。未得恣己而為正。有三公諸侯正之。三公諸侯竭力聽治。未得恣己而為正。有天子正之。天子未得恣己而為正。有天正之。天子為正於三公諸侯士庶人。天下之士君子固明知之。天之為正於天子。天下百姓未得明知之也。故昔三代聖王禹湯文武。欲以天之為正於天子。明說天下之百姓。故莫不犓牛羊。豢犬彘。潔為粢盛酒醴。以祭祀上帝鬼神。而求祈福於天。我未嘗聞天之祈福於天子者也。故天子者天下之窮貴也。天下之窮富也。故欲富且貴者。當天意而不可不順。順天意者兼相愛交相利。

政必亂。若苟貧。是粢盛酒醴不淨潔也。若苟寡。是事上帝鬼神者寡也。若苟亂。是祭祀不時度也。今又禁止事上帝鬼神。爲政若此。上帝鬼神始得從上撫之曰。我有是人也。與無是人也。孰愈。曰我有是人也。與無是人也無擇也。則雖上帝鬼神降之罪厲與禍罰而棄之。則豈不亦乃其所哉。故古聖王制爲葬埋之法。曰。棺三寸足以朽體。衣衾三領。足以覆惡。以及其葬也。下毋及泉。上毋通臭。壟若參耕之畝則止矣。死者既已葬矣。生者必無久喪。而疾而從事。人爲其所能。以交相利也。此聖王之法也。今執厚葬久喪者之言曰。厚葬久喪雖使不可以富貧衆寡定危治亂。然此聖王之道也。子墨子曰不然。昔者堯北教乎八狄。道死。葬蛩山之陰。衣衾三領。穀木之棺。葛以緘之。既窆而後哭。滿坎無封。已葬而牛馬乘之。舜西教乎七戎。道死。葬南己之市。衣衾三領。穀木之棺。葛以緘之。已葬而市人乘之。禹東教乎九夷。道死。葬會稽之山。衣衾三領。桐棺三寸。葛以緘之。絞之不合。通之不坎。掘地之深。下毋及泉。上毋通臭。既葬收餘壤其上。壟若參耕之畝則止矣。若以此三聖王者觀之。則厚葬久喪。果非聖王之道。故三王者皆貴爲天子。富有天下。豈憂財用之不足哉。以爲葬埋之法也。今王公大人之爲葬埋。則異於此。必大棺中棺。革鞼三褋。璧玉既具。戈劍鼎鼓壺濫。文繡素練。大鞅萬領。輿馬女樂皆具。曰必捶垛羨道。壟堆倣山陵。此爲輟民之事。靡民之財。不可勝計也。其爲無用若此矣。是故子墨子曰鄕者吾本言曰。抑亦使法其言。用其謀。計厚葬久喪。誠可以富貧衆寡。定危治亂乎。則仁也義也。孝子之事也。爲人謀者不可不勸也。抑亦使法其言。用其謀。此人厚葬久喪。實不可以富貧衆寡。定危治亂乎。則非仁也。非義也。非孝子之事也。爲人謀者不可不沮也。是故求以富國家。甚得貧焉。欲以衆人民。甚得寡焉。欲以治刑政。甚得亂焉。求以禁止大國之攻小國也。而既已不可矣。欲以干上帝鬼神之福。又得禍焉。上稽之堯舜禹湯文武之道。而正逆之。下稽之桀紂幽厲之事。猶合節也。若以此觀。則厚葬久喪。其非聖王之道也。今執厚葬久喪者言曰。厚葬久喪果非聖王之道。夫何說中國之君子。爲而不已。操而不釋哉。子墨子曰。此所謂便其習。而義其俗者也。昔者越之東。有輆沭之國者。其長子生則解而食之。謂之宜弟。其大父死。負其大母而棄之。曰鬼妻不可與居處。此上以爲政。下以爲俗。爲而不已。操而不釋。則此豈實仁義之道哉。此所謂便其習而義其俗者也。楚之南有啖人國者。其親戚死。㓟其肉而棄之。然後埋其骨。乃成爲孝子。秦之西有儀渠之國者。其親戚死。聚柴薪而焚之。燻上。謂之登遐。然後成爲孝子。此上以爲政。下以爲俗。爲而不已。操而不釋。則此豈實仁義之道哉。此所謂便其習而義其俗者也。若以此若三國者觀之。則亦已薄矣。若以中國之君子觀之。則亦已厚矣。如彼則太厚。如此則太薄。

庫府。然後金玉珠璣比乎身。綸組節約。車馬藏乎壙。又必多爲屋幕。鼎鼓。几筵。壺濫。戈劍。羽旄。齒革。挾而埋之。滿意。送死若徙。曰天子殺殉。衆者數百。寡者數十。將軍大夫殺殉。衆者數十。寡者數人。處喪之法將柰何哉。曰哭泣不秩聲。擁縗絰。垂涕。處倚廬。寢苫枕塊。又相率強不食而爲飢。薄衣而爲寒。使面目陷陬。顏色黧黑。耳目不聰明。手足不勁強。不可用也。又曰。上士之操喪也。必扶而能起。杖而能行。以此共三年。若法此言。行此道。使王公大人行此。則必不能蚤朝晏退。治五官六府。闢草木。實倉廩。使農夫行此。則必不能蚤出夜入。耕稼樹藝。使百工行此。則必不能修舟車。爲器皿矣。使婦人行此。則必不能夙興夜寐。紡績織紝。計厚葬。爲多埋賦財者也。計久喪。爲久禁從事者也。財已成者。挾而埋之。後得生者而久禁之。以此求富。此譬猶禁耕而求穫也。富之說無可得焉。是故求以富家而既已不可矣。欲以衆人民。意者可邪。其說又不可矣。今唯以厚葬久喪者爲政。君死喪之三年。父母死喪之三年。妻與後子死。二者皆喪之三年。然後伯父叔父兄弟孼子期。族人五月。姑姊甥舅皆有數月。則毀瘠必有制矣。使面目陷陬。顏色黧黑。耳目不聰明。手足不勁強。不可用也。又曰上士操喪也。必扶而能起。杖而能行。以此共三年。若法此言。行此道。苟其飢約又若此矣。是故百姓冬不忍寒。夏不忍暑。作疾病死者不可勝計也。此其爲敗男女之交多矣。以此求衆。譬猶使人伏劍而求其壽也。衆之說無可得焉。是故求以衆人民。而既已不可矣。欲以治刑政。意者可乎。其說又不可矣。今唯以厚葬久喪者爲政。國家必貧。人民必寡。刑政必亂。若法此言。行此道。使爲上者行此。則不能聽治。使爲下者行此。則不能從事。上不聽治。刑政必亂。下不從事。衣食之財必不足。若苟不足。爲人弟者。求其兄而不得。不弟弟必將怨其兄矣。爲人子者。求其親而不得。不孝子必且怨其親矣。爲人臣者。求之君而不得。不忠臣必且亂其上矣。是以淫僻邪行之民。出則無衣也。入則無食也。內積謑詬。並爲淫暴。而不可勝禁也。是故盜賊衆而治者寡。夫衆盜賊而寡治者。以此求治。譬猶使人三還而毋負己也。治之說無可得焉。是故求以治刑政。而既已不可矣。欲以禁止大國之攻小國也。意者可邪。其說又不可矣。是故昔者聖王既沒。天下失義。諸侯力征。南有楚越之王。而北有齊晉之君。此皆砥礪其卒伍。以攻伐幷兼。爲政於天下。是故凡大國之所以不攻小國者。積委多。城郭修。上下調和。是故大國不嗜攻之。無積委。城郭不修。上下不調和。是故大國嗜攻之。今唯以厚葬久喪者爲政。國家必貧。人民必寡。刑政必亂。若苟貧。是無以爲積委也。若苟寡。是修城郭溝渠者寡也。若苟亂。是出戰不克。入守不固。此求禁止大國之攻小國也。而既已不可矣。欲以干上帝鬼神之福。意者可邪。其說又不可矣。今唯以厚葬久喪者爲政。國家必貧。人民必寡。刑

風寒。逮夏下潤溼。上熏蒸。恐傷民之氣。於是作爲宮室而利民。然則爲宮室之法。將奈何哉。子墨子言曰。其旁可以圉風寒。上可以圉雪霜雨露。其中蠲潔可以祭祀。宮牆足以爲男女之別則止。諸加費不加民利者。聖王弗爲。

節用下第二十二闕。

節葬上第二十三闕。

節葬中第二十四闕。

節葬下第二十五

子墨子言曰。仁者之爲天下度也。譬之無以異乎孝子之爲親度也。今孝子之爲親度也。將奈何哉。曰親貧則從事乎富之。人民寡則從事乎衆之。衆亂則從事乎治之。當其於此也。亦有力不足。財不贍。智不知然後已矣。無敢舍餘力隱謀遺利。而不爲親爲之者矣。若三務者。孝子之爲親度也既若此矣。雖仁者之爲天下度。亦猶此也。曰天下貧則從事乎富之。人民寡則從事乎衆之。衆而亂則從事乎治之。當其於此。亦有力不足。財不贍。智不知。然後已矣。無敢舍餘力隱謀遺利。而不爲天下爲之者矣。若三務者此仁者之爲天下度也。既若此矣。今逮至昔者三代聖王既歿。天下失義。後世之君子。或以厚葬久喪。以爲仁也義也。孝子之事也。或以厚葬久喪。以爲非仁義。非孝子之事也。曰二子者言卽相非。行卽相反。皆曰吾上祖述堯舜禹湯文武之道者也。而言卽相非。行卽相反。於此乎後世之君子。皆疑惑乎二子者言也。若苟疑惑乎之二子者言。然則姑嘗轉而爲政乎國家萬民而觀之。計厚葬久喪。奚當此三利者。我意若使法其言。用其謀。厚葬久喪。實可以富貧衆寡。定危治亂乎。此仁也義也。孝子之事也。爲人謀者。不可不勸也。仁者將求興之天下。設置而使民譽之。終身勿廢也。抑亦使法言。用其謀。厚葬久喪。實不可以富貧衆寡定危理亂乎。此非仁非義。非孝子之事也。爲人謀者不可不沮也。仁者將求除之天下。措廢而使人非之。終身勿爲。是故興天下之利。除天下之害。令國家百姓之不治也。自古及今未嘗之有也。何以知其然也。今天下之士君子。將猶多皆疑惑厚葬久喪之爲中是非利害也。故子墨子言曰。然則姑嘗稽之。今唯毋法執厚葬久喪者言。以爲事乎國家。此存乎王公大人有喪者。曰。棺椁必重。葬埋必厚。衣衾必多。文繡必繁。丘隴必巨。存乎四夫賤人死者。殆竭家室。存乎諸侯死者。虛

之利。凡爲舟車之道。加輕以利者則止。不加者去之。凡其爲此物也。無不加用而爲者。是故用財不費。民得不勞。其興利多矣。又去大人之好聚珠玉鳥獸犬馬。以益衣裳・宮室・甲盾・五兵・舟車之數。於數倍乎。此則不難。故孰爲難倍。唯人爲難倍。然人有可倍也。昔者聖王爲法曰。丈夫年二十毋敢不處家。女子年十五毋敢不事人。此聖王之法也。聖王既歿。於民恣也。其欲蚤處家者。有時二十年處家。其欲晚處家者。有時四十年處家。以其蚤與其晚相踐。後聖王之法十年。若純三年而字。子生可以二三人矣。此不惟使民蚤處家。而可以倍與。且不惟此爲然已。今天下爲政者。其所以寡人之道多。其使民勞。其籍斂厚。民財不足。凍餓死者不可勝數也。且大人惟毋興師以攻伐鄰國。久者終年。速者數月。男女久不相見。此所以寡人之道也。與居處不安。飲食不時。作疾病死者。又與侵就伏橐攻城野戰死者。不可勝數。此不今爲政者所以寡人之道。數術而起與。聖人爲政特無此。此不聖人爲政其所以衆人之道。亦數術而起與。故子墨子曰。去無用之費。聖王之道。天下之大利也。

節用中第二十一

子墨子言曰。古者明王聖人所以王天下正諸侯者。彼其愛民謹忠。利民謹厚。忠信相連。又示之以利。是以終身不饜。歿世而不倦。古者明王聖人。其所以王天下正諸侯者此也。是故古者聖王制爲節用之法曰。凡天下羣百工。輪車・鞼鞄・陶冶・梓匠。使各從事其所能。曰。凡足以奉給民用則止。諸加費不加于民利者。聖王弗爲。古者聖王制爲飲食之法曰。足以充虛繼氣强股肱耳目聰明則止。不極五味之調。芬香之和。不致遠國珍怪異物。何以知其然。古者堯治天下。南撫交阯。北際幽都。東西至日所出入。莫不賓服。逮至其厚愛。黍稷不二。羹胾不重。飯於土塯。啜於土鉶。斗以酌。俯仰周旋威儀之禮。足以將之則止。諸加費不加於民利者。聖王弗爲。古者聖王制爲衣服之法曰。冬服紺緅之衣。輕且暖。夏服絺綌之衣。輕且凊則止。諸加費不加於民利者。聖王弗爲。古者聖人爲猛禽狡獸暴人害民。於是教民以兵。行則帶劍。爲刺則入。擊則斷。旁擊而不折。此劍之利也。甲爲衣則輕且利。動則變且從。此甲之利也。車爲服重致遠。乘之則安。引之則利。安以不傷人。利以速至。此車之利也。古者聖王爲大川廣谷之不可濟。於是制爲舟楫。足以將之則止。雖王者三公諸侯至。舟楫不易。津人不飾。此舟之利也。古者聖王制爲節葬之法曰。衣三領足以朽肉。棺三寸足以朽骸。掘穴深不通於泉。氣不發洩則止。死者既葬。生者毋久喪用哀。古者人之始生。未有宮室之時。因陵丘掘穴而處焉。聖王慮之。以爲掘穴曰。冬可以避

赤鳥銜珪。降周之岐社曰。天命周文王伐殷有國。泰顚來賓。河出綠圖。地出乘黃。武王踐阼。夢見三神曰。予既沈漬殷紂于酒德矣。往攻之。予必使汝大戡之。武王乃往攻之。及商之國。天賜武王黃鳥之旗。王既已克殷。成帝之賚。分主諸神。祀紂先王。通于四夷。而天下莫不賓。乃襲湯之緒。此即武王之所以誅紂也。若以此三聖王者觀之。則非所謂攻也。所謂誅也。則夫好攻伐之君。又飾其說。以非子墨子曰。子以攻伐爲不義非利物與。昔者楚熊麗始封此睢山之閒。越王繄虧。出自熊渠。始邦於越。唐叔與呂尙邦齊晉。此皆地方數百里。今以幷國之故。四分天下而有之。是故何也。子墨子曰。子未察吾言之類。未明其故者也。古者天子之始封諸侯也萬有餘國。今以幷國之故。萬有餘國皆滅。而四國獨立。此譬猶醫之藥萬有餘人。而四人愈也。則不可謂良醫矣。則夫好攻伐之君又飾其說曰。我非以金玉子女壤地爲不足也。我欲以義名立於天下。以德來諸侯也。子墨子曰。今若有能以義名立於天下。以德來諸侯者。天下之服可立而待也。夫天下處攻伐久矣。譬若童子之爲馬然。今若有能信交先利天下諸侯者。大國之不義也。則同憂之。大國之攻小國也。則同救之。小國城郭之不全也。必使修之。布粟乏絕則委之。幣帛不足則供之。以此交大國。則大國之君悅。人勞我逸。則我甲兵强。寬以惠。緩易急。民必移。易攻伐。以治我國。功必倍。量我師舉之費。以爭諸侯之斃。則必可得而享利焉。督以正。義其名。必務寬吾衆。信吾師。以此援諸侯之師。則天下無敵矣。其爲利天下。不可勝數也。此天下之利。而王公大人不知而用。則此可謂不知利天下之巨務矣。是故子墨子曰。今夫天下之王公大人士君子。中情將欲求興天下之利。除天下之害。若繁爲攻伐。此實天下之巨害也。今欲爲仁義。求爲上士。上欲中聖王之道。下欲中國家百姓之利。故當若非攻之爲說。則將不可不察此者也。

節用上第二十

聖人爲政一國。一國可倍也。大之爲政天下。天下可倍也。其倍之非外取地也。因其國家。去其無用之費。足以倍之。聖王爲政。其發令興事。使民用財也。無不加用而爲者。是故用財不費。民得不勞。其興利多矣。其爲衣裘何以爲。冬以圉寒。夏以圉暑。凡爲衣裳之道。冬加溫。夏加凊者則止。不加者去之。其爲宮室何以爲。冬以圉風寒。夏以圉暑雨。凡爲宮室之道。有加圉者則止。不加者去之。其爲甲盾五兵。何以爲。以圉寇亂盜賊。若有寇亂盜賊。有甲盾五兵者勝。無者不勝。是故聖人作爲甲盾五兵。凡爲甲盾五兵。加輕以利。堅而難折者則止。不加者去之。其爲舟車何以爲。車以行陵陸。舟以行川谷。以通四方

殺其萬民。覆其老弱。遷其重器。卒進而亟鬬。曰死命爲上。多殺次之。身傷者爲下。又況失列背撓乎哉。罪死無赦。以憚其衆。夫兼國覆軍。賊虐萬民。以亂聖人之緒。抑將以爲利天乎。夫取天之人。以攻天之邑。此刺殺天民。剝振神位。傾覆社稷。攘殺犧牲。則此上不中天之利矣。抑將以爲利鬼乎。夫殺天之人。滅鬼神之主。廢滅先王。賊虐百民。百姓離散。則此中不中鬼之利矣。抑將以爲利人乎。夫殺人之爲利人也薄矣。又計其費。此爲害生之本。竭天下百姓之財用。不可勝數也。則此下不中人之利矣。今夫師者之相爲不利者也。曰將不勇。士不奮。兵不利。教不習。師不衆。率不和。威不圉。圍之不久。爭之不疾。係之不強。植心不堅。與國諸侯疑。與國諸侯疑則敵生慮而意羸矣。偏具此物。而致從事焉。則是國家失足。而百姓易務也。今不嘗觀其說好攻伐之國。若使中興師。君子數百。庶人也必且數千。徒倍十萬。然後足以師而動矣。久者數歲。速者數月。是上不暇聽治。士不暇治其官府。農夫不暇稼穡。婦人不暇紡績織紝。則是國家失足。而百姓易務也。然而又及其車馬之疲斃。幔幕帷蓋。三軍之用。甲兵之備。五分而得其一。則猶爲厚餘矣。然而又及其散亡道路。道路遼遠。粮食不繼際。食飲不時。廝役以此飢寒凍餒疾病。而轉死溝壑中者。不可勝計也。此其爲不利於人也。天下之害厚矣。而王公大人樂而行之。則此樂賊滅天下之萬民也。豈不悖哉。今天下好戰之國。齊晉楚越。若使此四國者。得意於天下。此皆十倍其國之衆。而未能食其地也。是人不足而地有餘也。今又以爭地之故。而反相賊也。然則是虧不足而重有餘也。今遝夫好攻伐之君。又飾其說。以非子墨子曰。子以攻伐爲不義。非利物與。昔者禹征有苗。湯伐桀。武王伐紂。此皆立爲聖王。是何故也。子墨子曰。子未察吾言之類。未明其故者也。彼非所謂攻。所謂誅也。昔者三苗大亂。天命殛之。妖日宵出。雨血三朝。龍生於廟。犬哭乎市。夏冰地坼及泉。五穀變化。民乃大震。高陽乃命禹於玄宮。親把天之瑞令。以征有苗。雷電勃震。有神人面鳥身。奉珪以侍。搤矢有苗之將。苗師大亂。後乃遂幾。禹既已克有三苗。乃歷爲山川。別物上下。彰制四極。而神民不違。天下乃靜。則此禹之所以征有苗也。遝至乎夏王桀。天有酷命。日月不時。寒暑雜至。五穀焦死。鬼呼國。鶴鳴十夕餘。天乃命湯於鑣宮。以受夏之大命。夏德大亂。予既卒其命於天矣。往而誅之。必使汝堪之。湯乃敢奉率其衆。是以嚮有夏之境。帝乃使陰暴毀有夏之城。少少有神來告曰。夏德大亂。往攻之。予必使汝大戡之。予既受命於天。天命融降火于夏之城閒。西北之隅。湯奉桀衆。以克有夏。屬諸侯於亳。薦章天命。通于四方。而天下諸侯。莫敢不賓服。則此湯之所以誅桀也。遝至乎商王紂。天不享其德。祀以失時。兼夜中十日雨土于亳。九鼎遷止。婦妖宵出。有鬼宵吟。有女爲男。天雨肉。棘生乎國道。王況自縱也。

之閒者。亦以攻戰也。是故子墨子言曰。今者王公大人。情欲得而惡失。欲安而惡危。故如攻戰則不可不非。飾攻戰者之言曰。彼不能收用彼衆。是故亡。我能收用我衆。以此攻戰於天下。誰敢不賓服哉。子墨子言曰。子雖能收用子之衆。子豈若古者吳闔閭哉。古者吳闔閭教士七年。奉甲執兵。奔三百里而舍焉。次淮汭。出於澠阨之徑。戰於柏舉。中楚國而朝宋與魯。及至夫差之身。北而攻齊。舍於汶上。戰於艾陵。大敗齊人。而保之大山。東而攻越。濟三江五湖。而保之會稽。九夷之國。莫不賓服。於是退不能賞孤。施舍羣萌。自恃其力。伐其功。譽其智。怠於教。遂築姑蘇之臺。七年不成。及若此。則吳有離疲之心。越王句踐視吳上下不相得。收其衆以復其讐。入北郭。徙大舟。圍王宮。而吳國以亡。昔者晉有六將軍。而智伯莫爲强焉。計其土地之博。人徒之衆。欲以抗諸侯。以爲莫若攻戰之速。故差論其爪牙之士。比列其舟車之衆。以攻中行氏而有之。以其謀爲既已足矣。又攻范氏而大敗之。幷三家以爲一家。而不止。又圍趙襄子於晉陽。及若此。則韓魏亦相從而謀曰。古者有語。脣亡則齒寒。趙氏朝亡。我夕從之。趙氏夕亡。我朝從之。詩曰。魚水不鶩。陸將何及乎。是以三主之君。一心戮力。闢門除道。奉甲興士。韓魏自外。趙氏自內。擊智伯大敗之。是故子墨子言曰。古者有語曰。君子不鏡於水。而鏡於人。鏡於水。見面之容。鏡於人。則知吉與凶。今以攻戰爲利。則盍嘗鑒之於智伯之事乎。此其爲不吉而凶。既可得而知矣。

非攻下第十九

子墨子言曰。今天下之所譽善者。其說將何哉。爲其上中天之利。而中中鬼之利。而下中人之利。故譽之與。抑非爲其上中天之利。而中中鬼之利。而下中人之利。故譽之與。雖使下愚之人。必將曰。爲其上中天之利。而中中鬼之利。而下中人之利。故譽之。今天下之所同義者。聖王之法也。今天下之諸侯將猶多皆勉攻伐幷兼。則是有譽義之名。而不察其實也。此譬猶盲者之與人同命白黑之名。而不能分其物也。則豈謂有別哉。是故古之知者之爲天下度也。必順慮其義。而後爲之行。是以動則不疑。速通成得其所欲。而順天鬼百姓之利。則知者之道也。是故古之仁人有天下者。必交大國之悅。一天下之和。總四海之內。乃率天下之百姓。以厚臣事上帝山川鬼神。利人多。功又大。是以天賞之。鬼富之。人譽之。使貴爲天子。富有天下。名參乎天地。至今不廢。此則知者之道也。先王之所以有天下者也。今王公大人天下之諸侯則不然。將必皆差論其爪牙之士。比列其舟車之卒伍。於此爲堅甲利兵。以往攻伐無罪之國。入其國家邊境。芟刈其禾稼。斬其樹木。墮其城郭。以湮其溝池。攘殺其牲牷。燔燎其祖廟。剄

知白黑之辯矣。少嘗苦曰苦。多嘗苦曰甘。則必以此人爲不知甘苦之辯矣。今小爲非則知而非之。大爲非攻國。則不知非。從而譽之。謂之義。此可謂知義與不義之辯乎。是以知天下之君子辯義與不義之亂也。

非攻中第十八

子墨子言曰。今者王公大人爲政於國家者。情欲毀譽之審。賞罰之當。刑政之不過失。是故子墨子曰。古者有語。謀而不得。則以往知來。以見知隱。謀若此可得而知矣。今師徒唯興起。冬行恐寒。夏行恐暑。此不可以冬夏爲者也。春則廢民耕稼樹藝。秋則廢民穫斂。此不可以春秋爲者也。今唯廢一時。則百姓飢寒凍餒而死者。不可勝數。今嘗計軍出。竹箭羽旄幄幕。甲盾撥劫。往而靡弊腐爛不反者。不可勝數。又及其矛戟戈劍乘車。比列而往。碎折靡弊而不反者。不可勝數。及其牛馬肥而往。瘠而反。死亡而不反者。不可勝數。及其塗道之脩遠。糧食輟絕而不繼。百姓死者。不可勝數也。及其居處之不安。食飲之不時。飢飽之不節。百姓之道疾病而死者。不可勝數。喪師多不可勝數。喪師盡不可勝計。則是鬼神之喪其主后。亦不可勝數。國家發政。奪民之用。廢民之利。若此甚衆。然而何爲爲之。曰我貪伐勝之名。及得之利。故爲之。子墨子言曰。計其所自勝。無所可用也。計其所得。反不如所喪者之多。今攻三里之城。七里之郭。攻此不用銳。且無殺而徒得此然也。殺人多必數於萬。寡必數於千。然後三里之城。七里之郭。且可得也。今萬乘之國。虛城數於千。不勝以入。廣衍數於萬。不勝以闢。然則土地者所有餘也。士民者所不足也。今盡士民之死。嚴土地之患。以爭虛城。則是棄所不足。而重所有餘也。爲政若此。非國之務者也。飾攻戰者言曰。南則荊吳之王。北則齊晉之君。始封於天下之時。其土地之方。未至有數百里也。人徒之衆。未至有數十萬人也。以攻戰之故。土地之博。至有數千里也。人徒之衆。至有數百萬人。故如攻戰。則不可非也。子墨子言曰。雖四五國則得利焉。猶謂之非行道也。譬若醫之藥人之有病者然。今有醫於此。和合其注藥。之于天下之有病者而藥之。萬人食此。若醫四五人得利焉。猶謂之非行藥也。故孝子不以食其親。忠臣不以食其君。古者封國於天下。上者以耳之所聞。近者以目之所見。以攻戰亡者。不可勝數。何以知其然也。東方有莒之國者。其爲國甚小。閒於大國之閒。不敬事於大。大國亦弗之從而愛利。是以東者越人挾削其壤地。西者齊人兼而有之。計莒之所以亡於齊越之閒者。以是攻戰也。雖南者陳蔡。其所以亡於吳越之閒者。亦以攻戰。雖北者且不屠河。其所以亡於燕代胡貊

必見愛也。而惡人者必見惡也。不識天下之士。所以皆聞兼而非之者。其故何也。抑以爲難而不可爲邪。嘗有難此而可爲者。昔荆靈王好小腰。當靈王之時。荆國之士。飯不踰乎一。固據而後興。扶垣而後行。故約食爲甚難爲也。然衆爲而靈王悅之。未踰於世而民可移也。卽求以鄕其上也。昔者越王句踐好勇。敎其士臣三年。以其智爲未足以知之也。焚內失火。鼓而進之。其士偃前列。伏水火而死者不可勝數也。當此之時。不鼓而不退也。越國之士。可謂顫矣。故焚內爲甚難爲也。然衆爲而越王悅之。未踰於世而民可移也。卽求以鄕上也。昔者晉文公好粗服。當文公之時。晉國之士。大布之衣。牂羊之裘。練帛之冠。且苴之屨。入見文公。出以踐之朝。故苴服爲甚難爲也。然衆爲而文公悅之。未踰於世而民可移也。卽求以鄕其上也。是故約食焚身苴服。此天下之至難爲也。然衆爲而上悅之。未踰於世而民可移也。何故也。卽求以鄕其上也。今若夫兼相愛。交相利。此其有利且易爲也。不可勝計也。我以爲則無有上悅之者而已矣。苟有上悅之者。勸之以賞譽。威之以刑罰。我以爲人之就於兼相愛交相利也。譬之猶火之就上。水之就下也。不可防止於天下。故兼者聖王之道也。王公大人之所以安也。萬民衣食之所以足也。故君子莫若審兼而務行之。爲人君必惠。爲人臣必忠。爲人父必慈。爲人子必孝。爲人兄必友。爲人弟必悌。故君子若欲爲惠君忠臣慈父孝子友兄悌弟。若兼之說不可不行也。此聖王之道。而萬民之大利也。

非攻上第十七

今有一人。入人園圃。竊其桃李。衆聞則非之。上爲政者得則罰之。此何也。以虧人自利也。至攘人犬豕鷄豚者。其不義又甚入人園圃竊桃李。是何故也。以虧人愈多。苟虧人愈多。其不仁滋甚。罪益厚。至入人欄廐。取人馬牛者。其不義又甚攘人犬豕鷄豚。此何故也。以其虧人愈多。苟虧人愈多。其不仁滋甚。罪益厚。至殺不辜人也。扡其衣裘。取戈劍者。其不義又甚入人欄廐取人馬牛。此何故也。以其虧人愈多。苟虧人愈多。其不仁滋甚矣。罪益厚。若此天下之君子。皆知而非之。謂之不義。今至大爲不義攻國。則弗知非。從而譽之。謂之義。此可謂知義與不義之別乎。殺一人謂之不義。必有一死罪矣。若以此說往。殺十人。十重不義。必有十死罪矣。殺百人。百重不義。必有百死罪矣。若此天下之君子。皆知而非之。謂之不義。今至大爲不義攻國。則弗知非。從而譽之。謂之義。情不知其不義也。故書其言以遺後世。若知其不義也。夫奚說書其不義以遺後世哉。今有人於此。少見黑曰黑。多見黑曰白。則必以此人爲不

疾病持養之。死喪葬埋之。兼君之言若此。行若此。然卽交兼交別若之二君者。言相非而行相反與。嘗使若二君者。言必信。行必果。使言行之合。猶合符節也。無言而不行也。然卽敢問。今歲有癘疫。萬民多有勤苦凍餒。轉死溝壑中者。旣已衆矣。不識將擇之二君者。將何從也。我以爲當其於此也。天下無愚夫愚婦。雖非兼者。必從兼君是也。言而非兼。擇卽取兼。此言行拂也。不識天下所以皆聞兼而非之者其故何也。然而天下之士。非兼者之言也。猶未止也。曰兼卽仁矣義矣。雖然豈可爲哉。吾譬兼之不可爲也。猶挈泰山以超江河也。故兼者直願之也。夫豈可爲之物哉。子墨子曰。夫挈泰山以超江河。自古及今。生民而來。未嘗有也。今若夫兼相愛交相利。此自先聖四王者親行之。何知先聖四王之親行之也。子墨子曰。吾非與之並世同時。親聞其聲。見其色也。以其所書於竹帛。鏤於金石。琢於槃盂。傳遺後世子孫者知之。泰誓曰。文王若日若月。作照光于四方于西土。卽此言文王之兼愛天下之博大也。譬之日月兼照天下之無有私也。卽此文王兼也。雖子墨子之所謂兼者。於文王取法焉。且不唯泰誓爲然。雖禹誓卽亦猶是也。禹曰濟濟有衆。咸聽朕言。非惟小子敢行稱亂。蠢茲有苗。用天之罰。若予旣率爾羣封諸君。以征有苗。禹之征有苗也。非以求以重富貴干福祿樂耳目也。以求興天下之利。除天下之害。卽此禹兼也。雖子墨子之所謂兼者。於禹求焉。且不唯禹誓爲然。雖湯說卽亦猶是也。湯曰。惟予小子履。敢用玄牡。告於上天后土。曰今天大旱。卽當朕身履。未知得罪于上下。有善不敢蔽。有罪不敢赦。簡在帝心。萬方有罪。卽當朕身。朕身有罪。無及萬方。卽此言湯貴爲天子。富有天下。然且不憚以身爲犧牲。以祠說于上帝鬼神。卽此湯兼也。雖子墨子之所謂兼者。於湯取法焉。且不惟禹誓與湯說爲然。周詩卽亦猶是也。周詩曰。王道蕩蕩。不偏不黨。王道平平。不黨不偏。其直若矢。其易若砥。君子之所履。小人之所視。若吾言非語道之謂也。古者文武爲政。均分。賞賢罰暴。勿有親戚弟兄之所阿。卽此文武兼也。雖子墨子之所謂兼者。於文武取法焉。不識天下之人。所以皆聞兼而非之者。其故何也。然而天下之非兼者之言猶未止。曰抑不中親之利而害爲孝乎。子墨子曰。姑嘗本原之孝子之爲親度者。吾不識孝子之爲親度者。亦欲人愛利其親與。抑欲人之惡賊其親與。以說觀之。卽欲人之愛利其親也。然卽吾惡先從事卽得此。若我先從事乎愛利人之親。然後人報我以愛利吾親乎。抑我先從事乎惡人之親。然後人報我以愛利吾親乎。卽必吾先從事乎愛利人之親。然後人報我以愛利吾親也。然卽之交孝子者。果不得已乎。毋先從事愛利人之親者與。抑以天下之孝子爲愚而不足以爲正乎。姑嘗本原之先王之所書。大雅之所道曰。無言而不讎。無德而不報。投我以桃。報之以李。卽此言愛人者

借爲人之國若爲其國。夫誰獨擧其國以攻人之國者哉。爲彼者猶爲己也。爲人之都若爲其都。夫誰獨擧其都以伐人之都者哉。爲彼猶爲己也。爲人之家若爲其家。夫誰獨擧其家以亂人之家者哉。爲彼猶爲己也。然卽國都不相攻伐。人家不相亂賊。此天下之害與。天下之利與。卽必曰天下之利也。姑嘗本原若衆利之所自生。此胡自生。此自惡人賊人生與。卽必曰非然也。必曰從愛人利人生。分名乎天下愛人而利人者。別與兼與。卽必曰兼也。然卽之交兼者果生天下之大利者與。是故子墨子曰兼是也。且嚮吾本言曰。仁人之事者。必務求興天下之利。除天下之害。今吾本原兼之所生。天下之大利者也。吾本原別之所生。天下之大害者也。是故子墨子曰。別非而兼是者。出乎若方也。今吾將正求與天下之利而取之。以兼爲政。是以聰耳明目。相與視聽乎。是以股肱畢强。相爲動擧乎。而有道肆相敎誨。是以老而無妻子者。有所持養。以終其壽。幼弱孤童之無父母者。有所倣依。以長其身。今唯毋以兼爲政。卽若其利也。不識天下之士所以皆聞兼而非者。其故何也。然而天下之士非兼者之言。猶未止也。曰卽善矣。雖然豈可用哉。子墨子曰。用而不可。雖我亦將非之。且焉有善而不可用者。姑嘗兩而進之。誰以爲二士。使其一士者執別。使其一士者執兼。是故別士之言曰。吾豈能爲吾友之身。若爲吾身。爲吾友之親。若爲吾親。是故退睹其友。飢卽不食。寒卽不衣。疾病不持養。死喪不葬埋。別士之言若此。行若此。兼士之言不然。行亦不然。曰吾聞爲高士於天下者。必爲其友之身。若爲其身。爲其友之親。若爲其親。然後可以爲高士於天下。是故退睹其友。飢卽食之。寒則衣之。疾病持養之。死喪葬埋之。兼士之言若此。行若此。若之二士者。言相非而行相反與。嘗使若二士者。言必信。行必果。使言行之合猶合符節也。無言而不行也。然卽敢問。今有平原廣野於此。被甲嬰冑。將往戰。死生之機。未可識也。又有君大夫之遠使於巴越齊荊。往來及否未可識也。然卽敢問。不識擇之家室。將惡從也。奉承親戚。提挈妻子。而寄託之。不識於兼之友是乎。於別之友是乎。我以爲當其於此也。天下無愚夫愚婦。雖非兼之人。必寄託之於兼之友是也。此言而非兼。擇卽取兼。卽此言行拂也。不識天下之士。所以皆聞兼而非之者。其故何也。然而天下之士。非兼者之言。猶未止也。曰抑可以擇士。而不可以擇君乎。姑嘗兩而進之。設以爲二君。使其一君者執兼。使其一君者執別。是故別君之言曰。吾惡能爲吾萬民之身。若爲吾身。此泰非天下之情也。人之生乎地上之無幾何也。譬之猶駟馳而過隙也。是故退睹其萬民。飢卽不食。寒卽不衣。疾病不持養。死喪不葬埋。別君之言若此。行若此。兼君之言不然。行亦不然。曰吾聞爲明君於天下者。必先萬民之身。後爲其身。然後可以爲明君於天下。是故退睹其萬民。飢卽食之。寒卽衣之。

比期年。朝有黧黑之色。是其故何也。君悅之。故臣能爲之也。昔越王句踐好士之勇。教訓其臣。私令人焚內失火。試其士曰。越國之寶盡在此。越王親自鼓其士。而進之。士聞鼓音。破萃亂行。蹈火而死者。左右百人有餘。越王擊金而退之。是故子墨子言曰。乃若夫少食惡衣。殺身而爲名。此天下百姓之所皆難也。若苟君悅之。則衆能爲之。況兼相愛。交相利。與此異矣。夫愛人者。人亦從而愛之。利人者。人亦從而利之。惡人者。人亦從而惡之。害人者。人亦從而害之。此何難之有焉。特上不以爲政。而士不以爲行故也。然而今天下之士君子曰。然。乃若兼則善矣。雖然。不可行之物也。譬若挈太山越河濟也。子墨子言。是非其譬也。夫挈太山而越河濟。可謂畢勁有力矣。自古及今。未有能行之者也。況乎兼相愛交相利。則與此異。古者聖王行之。何以知其然。古者禹治天下。西爲西河渭竇。以泄蒲弦澤之水。北爲防原派。注昭余祁。虖陀之瀆。洒爲底柱。鑿爲龍門。以利燕代胡貉。與西河之民。東爲漏大陸。防孟諸之澤。灑爲九澮。以楗東土之水。以利冀州之民。南爲江漢淮汝。東流之。注五湖之處。以利荊楚于越與南夷之民。此言禹之事。吾今行兼矣。昔者文王之治西土。若日若月。作光于四方于西土。不爲大國侮小國。不爲衆庶侮鰥寡。不爲暴勢奪穡人黍稷狗彘。天屑臨文王慈。是以老而無子者。有所得終其壽。矜獨無兄弟者。有所雜於生人之閒。少失其父母者。有所放依而長。此文王之事。則吾今行兼矣。昔者武王將事泰山隧。傳曰。泰山。有道曾孫周王有事。大事既獲。仁人尙作。以祗商夏蠻夷醜貉。雖有周親。不若仁人。萬方有罪。維予一人。此言武王之事。吾今行兼矣。是故子墨子言曰。今天下之君子。忠實欲天下之富。而惡其貧。欲天下之治。而惡其亂。當兼相愛。交相利。此聖王之法。天下之治道也。不可不務爲也。

兼愛下第十六

子墨子言曰。仁人之事者。必務求興天下之利。除天下之害。然當今之時。天下之害。孰爲大。曰若大國之攻小國也。大家之亂小家也。强之劫弱。衆之暴寡。詐之謀愚。貴之敖賤。此天下之害也。又與爲人君者之不惠也。臣者之不忠也。父者之不慈也。子者之不孝也。此又天下之害也。又與今之賊人。執其兵刃毒藥水火。以交相虧賊。此又天下之害也。姑嘗本原若衆害之所自生。此胡自生。此自愛人利人生與。卽必曰非然也。必曰從惡人賊人生。分名乎天下惡人而賊人者。兼與別與。卽必曰別也。然卽之交別者。果生天下之大害者與。是故別非也。子墨子曰。非人者必有以易之。若非人而無以易之。譬之猶以水救水。以火救火也。其說將必無可焉。是故子墨子曰。兼以易別。然卽兼之可以易別之故何也。曰

視父兄與君若其身。惡施不孝。猶有不慈者乎。視子弟與臣若其身。惡施不慈。故不孝不慈亡有。猶有盜賊乎。視人之室若其室。誰竊。視人身若其身。誰賊。故盜賊亡有。猶有大夫之相亂家。諸侯之相攻國者乎。視人家若其家。誰亂。視人國若其國。誰攻。故大夫之相亂家。諸侯之相攻國者亡有。若使天下兼相愛。國與國不相攻。家與家不相亂。盜賊無有。君臣父子皆能孝慈。若此則天下治。故聖人以治天下爲事者。惡得不禁惡而勸愛。故天下兼相愛則治。交相惡則亂。故子墨子曰。不可以不勸愛人者此也。

兼愛中第十五

子墨子言曰。仁人之所以爲事者。必興天下之利。除去天下之害。以此爲事者也。然則天下之利何也。天下之害何也。子墨子言曰。今若國之與國之相攻。家之與家之相篡。人之與人之相賊。君臣不惠忠。父子不慈孝。兄弟不和調。此則天下之害也。然則察此害亦何用生哉。以不相愛生邪。子墨子言。以不相愛生。今諸侯獨知愛其國。不愛人之國。是以不憚擧其國以攻人之國。今家主獨知愛其家。而不愛人之家。是以不憚擧其家以篡人之家。今人獨知愛其身。不愛人之身。是以不憚擧其身以賊人之身。是故諸侯不相愛則必野戰。家主不相愛則必相篡。人與人不相愛則必相賊。君臣不相愛則不惠忠。父子不相愛則不慈孝。兄弟不相愛則不和調。天下之人皆不相愛。强必執弱。衆必劫寡。富必侮貧。貴必敖賤。詐必欺愚。凡天下禍篡怨恨。其所以起者。以不相愛生也。是以仁者非之。既以非之。何以易之。子墨子言曰。以兼相愛交相利之法易之。然則兼相愛交相利之法。將奈何哉。子墨子言。視人之國若視其國。視人之家若視其家。視人之身若視其身。是故諸侯相愛則不野戰。家主相愛則不相篡。人與人相愛則不相賊。君臣相愛則惠忠。父子相愛則慈孝。兄弟相愛則和調。天下之人皆相愛。强不執弱。衆不劫寡。富不侮貧。貴不敖賤。詐不欺愚。凡天下禍篡怨恨。可使毋起者。以相愛生也。是以仁者譽之。然而今天下之士君子曰。然。乃若兼則善矣。雖然。天下之難物迂故也。子墨子言曰。天下之士君子。特不識其利。辯其害故也。今若夫攻城野戰。殺身爲名。此天下百姓之所皆難也。苟君悅之。則士衆能爲之。況於兼相愛交相利。則與此異。夫愛人者。人必從而愛之。利人者。人必從而利之。惡人者。人必從而惡之。害人者。人必從而害之。此何難之有。特上弗以爲政。士不以爲行故也。昔者晉文公好士之惡衣。故文公之臣。皆牂羊之裘。韋以帶劍。練帛之冠。大布之衣。且苴之屨。入以見於君。出以踐於朝。是其故何也。君悅之。故臣能爲之也。昔者楚靈王好士細腰。故靈王之臣。皆以一飯爲節。脇息然後帶。扶牆然後起。

國一家而不横者。若道之謂也。故曰治天下之國。若治一家。使天下之民。若使一夫。意獨子墨子有此。而先王無有此邪。則亦然也。聖王皆以尚同爲政。故天下治。何以知其然也。於先王之書也。大誓之言然。曰。小人見姦巧乃聞。不言也發罪鈞。此言見淫辟不以告者。其罪亦猶淫辟者也。故古之聖王治天下也。其所差論以自左右羽翼者皆良。外之助之視聽者衆。故與人謀事。先人得之。與人擧事。先人成之光譽令聞。先人發之。唯信身而從事。故利若此。古者有語焉。曰一目之視也。不若二目之視也。一耳之聽也。不若二耳之聽也。一手之操也。不若二手之彊也。夫唯能信身而從事。故利若此。是故古之聖王之治天下也。千里之外有賢人焉。其鄕里之人皆未之均聞見也。聖王得而賞之。千里之內。有暴人焉。其鄕里之人未之均聞見也。聖王得而罰之。故唯毋以聖王爲聰耳明目與。豈能一視而通見千里之外哉。一聽而通聞千里之外哉。聖王不往而視也。不就而聽也。然而使天下之爲寇亂盜賊者周流天下無所重足者何也。其以尚同爲政善也。是故子墨子曰。凡使民尚同者。愛民必疾。民無可使。曰必疾愛而使之。致信而持之。富貴以道其前。明罰以率其後。爲政若此。雖欲毋與我同。將不可得也。是以子墨子曰。今天下王公大人士君子。中情將欲爲仁義。求爲上士。上欲中聖王之道。下欲中國家百姓之利。故當尚同之說。而不可不察。尚同爲政之本而治要也。

兼愛上第十四

聖人以治天下爲事者也。必知亂之所自起。焉能治之。不知亂之所自起。則不能治。譬之如醫之攻人之疾者然。必知疾之所自起。焉能攻之。不知疾之所自起。則弗能攻。治亂者何獨不然。必知亂之所自起。焉能治之。不知亂之所自起。則弗能治。聖人以治天下爲事者也。不可不察亂之所自起。嘗察亂何自起。起不相愛。臣子之不孝君父。所謂亂也。子自愛不愛父。故虧父而自利。弟自愛不愛兄。故虧兄而自利。臣自愛不愛君。故虧君而自利。此所謂亂也。雖父之不慈子。兄之不慈弟。君之不慈臣。此亦天下之所謂亂也。父自愛也不愛子。故虧子而自利。兄自愛也不愛弟。故虧弟而自利。君自愛也不愛臣。故虧臣而自利。是何也。皆起不相愛。雖至天下之爲盜賊者亦然。盜愛其室。不愛異室。故竊異室以利其室。賊愛其身。不愛人身。故賊人身以利其身。此何也。皆起不相愛。雖至大夫之相亂家。諸侯之相攻國者亦然。大夫各愛其家。不愛異家。故亂異家以利其家。諸侯各愛其國。不愛異國。故攻異國以利其國。天下之亂物具此而已矣。察此何自起。皆起不相愛。若使天下兼相愛。愛人若愛其身。猶有不孝者乎。

次。立爲卿之宰。卿之宰。又以其知力。爲未足獨左右其君也。是以選擇其次。立而爲鄉長家君。是故古者天子之立三公諸侯。卿之宰。鄉長家君。非特富貴游佚而措之也。將使助治刑政也。故古者建國設都。乃立后王君公。奉以卿士師長。此非欲用逸也。唯辯而使助治天明也。今此何爲人上而不能治其下。爲人下而不能事其上。則是上下相賊也。何故以然。則義不同也。若苟義不同者有黨。上以若人爲善將賞之。若人雖使得上之賞。而避百姓之毀。是以爲善者。必未可使勸見有賞也。上以若人爲暴將罰之。若人雖使得上之罰。而懷百姓之譽。是以爲暴者。必未可使沮見有罰也。故計上之賞譽不足以勸善。計其毀罰不足以沮暴。此何故以然。則義不同也。然則欲同一天下之義。將奈何可。故子墨子言曰。然何不嘗使家人總其身之義。以尚同於家君。試用家君發憲布令其家曰。若見愛利家者必以告。若見惡賊家者亦必以告。若見愛利家以告。亦猶愛利家者也。上得且賞之。衆聞則譽之。若見惡賊家不以告。亦猶惡賊家者也。上得且罰之。衆聞則非之。是以徧若家之人。皆欲得其長上之賞譽。避其毀罰。是以善言之。不善言之。家君得善人而賞之。得暴人而罰之。善人之賞。而暴人之罰。則家必治矣。然計若家之所以治者何也。唯以尚同一義爲政故也。家既已治。國之道盡此已邪。則未也。國之爲家數也甚多。此皆是其家。而非人之家。是以厚者有亂。而薄者有爭。故又使家君總其家之義。以尚同於國君。國君亦爲發憲布令於國之衆曰。若見愛利國者必以告。若見惡賊國者亦必以告。若見愛利國以告者。亦猶愛利國者也。上得且賞之。衆聞則譽之。若見惡賊國不以告者。亦猶惡賊國者也。上得且罰之。衆聞則非之。是以徧若國之人。皆欲得其長上之賞譽。避其毀罰。是以民見善者言之。見不善者言之。國君得善人而賞之。得暴人而罰之。善人賞而暴人罰。則國必治矣。然計若國之所以治者何也。唯能以尚同一義爲政故也。國既已治矣。天下之道盡此已邪。則未也。天下之爲國數也甚多。此皆是其國。而非人之國。是以厚者有戰。而薄者有爭。故又使國君選其國之義。以尚同於天子。天子亦爲發憲布令於天下之衆曰。若見愛利天下者必以告。若見惡賊天下者亦以告。若見愛利天下以告者。亦猶愛利天下者也。上得則賞之。衆聞則譽之。若見惡賊天下不以告者。亦猶惡賊天下者也。上得且罰之。衆聞則非之。是以徧天下之人。皆欲得其長上之賞譽。避其毀罰。是以見善不善者告之。天子得善人而賞之。得暴人而罰之。善人賞而暴人罰。天下必治矣。然計天下之所以治者何也。唯而以尚同一義爲政故也。天下既已治。天子又總天下之義。以尚同於天。故當尚同之爲說也。尚用之天子。可以治天下矣。中用之諸侯。可而治其國矣。下用之家君。可而治其家矣。是故大用之治天下不窕。小用之治一

故上下情通。上有隱事遺利。下得而利之。下有蓄怨積害。上得而除之。是以數千萬里之外。有爲善者。其室人未徧知。鄕里未徧聞。天子得而賞之。數千萬里之外。有爲不善者。其室人未徧知。鄕里未徧聞。天子得而罰之。是以擧天下之人。皆恐懼振動惕慄。不敢爲淫暴。曰天子之視聽也神。先王之言曰。非神也。夫唯能使人之耳目助己視聽。使人之脣吻助己言談。使人之心助己思慮。使人之股肱助己動作。助之視聽者衆。則其所聞見者遠矣。助之言談者衆。則其德音之所撫循者博矣。助之思慮者衆。則其謀度速得矣。助之動作者衆。卽其擧事速成矣。故古者聖人之所以濟事成功。垂名於後世者。無他故異物焉。曰唯能以尙同爲政者也。是以先王之書。周頌之道曰。載來見彼王。聿求厥章。則此語古者國君諸侯之以春秋來朝聘天子之廷。受天子之嚴敎。退而治國。政之所加。莫敢不賓。當此之時。本無有敢紛天子之敎者。詩曰。我馬維駱。六轡沃若。載馳載驅。周爰咨度。又曰。我馬維騏。六轡若絲。載馳載驅。周爰咨謀。卽此語古者國君諸侯之聞見善與不善也。皆馳驅以告天子。是以賞當賢。罰當暴。不殺不辜。不失有罪。則此尙同之功也。是故子墨子曰。今天下之王公大人士君子。中情將欲富其國家。衆其人民。治其刑政。定其社稷。當若尙同之說。不可不察。此爲政之本也。

尙同下第十三

子墨子言曰。知者之事。必計國家百姓所以治者而爲之。必計國家百姓之所以亂者而避之。然計國家百姓之所以治者何也。上之爲政。得下之情則治。不得下之情則亂。何以知其然也。上之爲政得下之情。則是明於民之善非也。若苟明於民之善非也。則得善人而賞之。得暴人而罰之也。善人賞而暴人罰。則國必治。上之爲政也。不得下之情。則是不明於民之善非也。若苟不明於民之善非。則是不得善人而賞之。不得暴人而罰之。善人不賞。而暴人不罰。爲政若此。國衆必亂。故賞罰不得下之情。不可以不察者也。然計得下之情。將柰何可。故子墨子曰。唯能以尙同一義爲政。然後可矣。何以知尙同一義之可以爲政於天下也。則何不審稽古之始爲政之說乎。古者天之始生民。未有正長也。百姓爲人。若苟百姓爲人。是一人一義。十人十義。百人百義。千人千義。逮至人之衆不可勝計也。則其所謂義者。亦不可勝計。此皆是其義。而非人之義。是以厚者有鬬。而薄者有爭。是故天之欲同一天下之義也。是故選擇賢者。立爲天子。天子以其知力爲未足獨治天下。是以選擇其次。立爲三公。三公又以其知力爲未足獨左右天子也。是以分國建諸侯。諸侯又以其知力爲未足獨治其四境之內也。是以選擇其

是以天下治。夫既尚同乎天子。而未上同乎天者。則天菑將猶未止也。故當若天降寒熱不節。雪霜雨露不時。五穀不熟。六畜不遂。疾菑戾疫。飄風苦雨。荐臻而至者。此天之降罰也。將以罰下人之不尚同乎天者也。故古者聖王明天鬼之所欲。而避天鬼之所憎。以求興天下之利。除天下之害。是以率天下之萬民。齋戒沐浴。潔爲酒醴粢盛。以祭祀天鬼。其事鬼神也。酒醴粢盛不敢不蠲潔。犧牲不敢不腯肥。珪璧幣帛。不敢不中度量。春秋祭祀。不敢失時期。聽獄不敢不中。分財不敢不均。居處不敢怠慢。曰其爲正長若此。是故上者天鬼有深厚乎其爲正長也。下者萬民有便利乎其爲正長也。天鬼之所深厚。而能彊從事焉。則天鬼之福可得也。萬民之所便利而能彊從事焉。則萬民之親可得也。其爲政若此。是以謀事得。擧事成。入守固。出誅勝者。何故之以也。曰唯以尚同爲政者也。故古者聖王之爲政若此。今天下之人曰。方今之時。天下之正長猶未廢乎天下也。而天下之所以亂者。何故之以也。子墨子曰。方今之時之以正長。則本與古者異矣。譬之若有苗之以五刑然。昔者聖王制爲五刑以治天下。逮至有苗之制五刑以亂天下。則此豈刑不善哉。用刑則不善也。是以先王之書。呂刑之道曰。苗民否用練。折則刑。唯作五殺之刑曰法。則此言善用刑者以治民。不善用刑者以爲五殺。則此豈刑不善哉。用刑則不善。故遂以爲五殺。是以先王之書。說命之道曰。唯口出好興戎。則此言善用口者出好。不善用口者以爲讒賊寇戎。則此豈口不善哉。用口則不善也。故遂以爲讒賊寇戎。故古者之置正長也。將以治民也。譬之若絲縷之有紀。而罔罟之有綱也。將以連收天下淫暴。而一同其義也。是以先王之書。距年之道曰。夫建國設都。乃作后王君公。否用泰也。卿大夫師長。否用佚也。維辯使治天均。則此語古者上帝鬼神之建設國都。立正長也。非高其爵。厚其祿。富貴游佚而措之也。將以爲萬民興利除害。富貧衆寡。安危治亂也。故古者聖王之爲政若此。今王公大人之爲政則反此。正以爲便譬宗族父兄故舊。以爲左右。置以爲正長。民知上置正長之非以治民也。是以皆比周隱匿。而莫肯尚同其上。是故上下不同義。若苟上下不同義。賞譽不足以勸善。而刑罰不足以沮暴。何以知其然也。曰上唯毋立而爲政乎國家。爲民正長。曰人可賞。吾將賞之。若苟上下不同義。上之所賞。則衆之所非。曰人衆與處。於衆得非。則是雖使得上之賞。未足以勸乎。上唯毋立而爲政乎國家。爲民正長。曰人可罰。吾將罰之。若苟上下不同義。上之所罰。則衆之所譽。曰人衆與處。於衆得譽。則是雖使得上之罰。未足以沮乎。若立而爲政乎國家。爲民正長。賞譽不足以勸善。而刑罰不足以沮暴。則是不與鄕吾本言民始生未有正長之時同乎。若有正長與無正長之時同。則是非所以治民一衆之道。故古者聖王唯能審以尚同。以爲正長。是

子墨子曰。方今之時。復古之民始生。未有正長之時。蓋其語曰。天下之人異義。是以一人一義。十人十義。百人百義。其人數滋衆。其所謂義者亦滋衆。是以人是其義。而非人之義。故相交非也。內之父子兄弟作怨讐。皆有離散之心。不能相和合。至乎舍餘力不以相勞。隱匿良道不以相敎。腐朽餘財不以相分。天下之亂也。至如禽獸然。無君臣上下長幼之節。父子兄弟之禮。是以天下亂焉。明乎民之無正長以一同天下之義。而天下亂也。是故選擇天下賢良聖知辯慧之人。立以爲天子。使從事乎一同天下之義。天子既以立矣。以爲唯其耳目之情。不能獨一同天下之義。是故選擇天下贊閱賢良聖知辯慧之人。置以爲三公。與從事乎一同天下之義。天子三公既已立矣。以爲天下博大。山林遠土之民不可得而一也。是故歷分天下。設以爲萬諸侯國君。使從事乎一同其國之義。國君既已立矣。又以爲唯其耳目之情。不能一同其國之義。是故擇其國之賢者。置以爲左右將軍大夫。以逮至乎鄉里之長。與從事乎一同其國之義。天下諸侯之君。民之正長。既已定矣。天子爲發政施敎曰。凡聞見善者必以告其上。聞見不善者。亦必以告其上。上之所是。必亦是之。上之所非。必亦非之。民有善訪薦之。上有過規諫之。尚同乎其上。而毋有下比之心。上得則賞之。萬民聞則譽之。意若聞見善。不以告其上。聞見不善。亦不以告其上。上之所是不能是。上之所非不能非。民有善不能訪薦之。上有過不能規諫之。下比而非其上者。上得則誅罰之。萬民聞則非毀之。故古者聖王之爲刑政賞譽也。甚明察以審信。是以舉天下之人。皆欲得上之賞譽。而畏上之毀罰。是故里長順天子政。而一同其里之義。里長既同其里之義。率其里之萬民。以尚同乎鄉長。曰。凡里之萬民。皆尚同乎鄉長。而不敢下比。鄉長之所是。必亦是之。鄉長之所非。必亦非之。去而不善言。學鄉長之善言。去而不善行。學鄉長之善行。鄉長固鄉之賢者也。舉鄉人以法鄉長。夫鄉何說而不治哉。察鄉長之所以治鄉者。何故之以也。曰唯以其能一同其鄉之義。是以鄉治。鄉長治其鄉。而鄉既已治矣。又率其鄉萬民。以尚同乎國君。曰。凡鄉之萬民。皆上同乎國君。而不敢下比。國君之所是。必亦是之。國君之所非。必亦非之。去而不善言。學國君之善言。去而不善行。學國君之善行。國君固國之賢者也。舉國人以法國君。夫國何說而不治哉。察國君之所以治國而國治者。何故之以也。曰唯以其能一同其國之義。是以國治。國君治其國。而國既已治矣。又率其國之萬民。以尚同乎天子。曰。凡國之萬民。上同乎天子。而不敢下比。天子之所是。必亦是之。天子之所非。必亦非之。去而不善言。學天子之善言。去而不善行。學天子之善行。天子者固天下之仁人也。舉天下之萬民。以法天子。夫天下何說而不治哉。察天子之所以治天下者。何故之以也。曰唯以其能一同天下之義。

尚同上第十一

子墨子言曰。古者民始生。未有刑政之時。蓋其語曰。人異義。是以一人則一義。二人則二義。十人則十義。其人滋衆。其所謂義者亦滋衆。是以人是其義。以非人之義。故交相非也。是以內者父子兄弟作怨惡離散。不能相和合。天下之百姓皆以水火毒藥相虧害。至有餘力。不能以相勞。腐朽餘財。不以相分。隱匿良道。不以相教。天下之亂若禽獸然。夫明乎天下之所以亂者。生於無政長。是故選擇天下之賢可者立以爲天子。天子立。以其力爲未足。又選擇天下之賢可者置立之以爲三公。天子三公既以立。以天下爲博大。遠國異土之民。是非利害之辯。不可一二而明知。故畫分萬國。立諸侯國君。諸侯國君既已立。以其力爲未足。又選擇其國之賢可者置立之以爲正長。正長既已具。天子發政於天下之百姓。言曰。聞善而不善。皆以告其上。上之所是必皆是之。所非必皆非之。上有過則規諫之。下有善則訪薦之。上同而不下比者。此上之所賞而下之所譽也。意若聞善而不善。不以告其上。上之所是弗能是。上之所非弗能非。上有過弗規諫。下有善弗訪薦。下比不能上同者。此上之所罰而百姓所毀也。上以此爲賞罰。甚明察以審信。是故里長者里之仁人也。里長發政里之百姓。言曰。聞善而不善。必以告其鄉長。鄉長之所是。必皆是之。鄉長之所非。必皆非之。去若不善言。學鄉長之善言。去若不善行。學鄉長之善行。則鄉何說以亂哉。察鄉之所以治者何也。鄉長唯能壹同鄉之義。是以鄉治也。鄉長者鄉之仁人也。鄉長發政鄉之百姓。言曰。聞善而不善者。必以告國君。國君之所是。必皆是之。國君之所非。必皆非之。去若不善言。學國君之善言。去若不善行。學國君之善行。則國何說以亂哉。察國之所以治者何也。國君唯能壹同國之義。是以國治也。國君者國之仁人也。國君發政國之百姓。言曰。聞善而不善。必以告天子。天子之所是皆是之。天子之所非皆非之。去若不善言。學天子之善言。去若不善行。學天子之善行。則天下何說以亂哉。察天下之所以治者何也。天子唯能壹同天下之義。是以天下治也。天下之百姓。皆上同於天子。而不上同於天。則菑猶未去也。今若天飄風苦雨溱溱而至者。此天之所以罰百姓之不上同於天者也。是故子墨子言曰。古者聖王爲五刑。誠以治其民。譬若絲縷之有紀。罔罟之有綱。所以連收天下之百姓不尚同其上者也。

尚同中第十二

其一危弓疲馬衣裳牛羊之財與。我以此知天下之士君子。皆明於小而不明於大也。此譬猶瘖者而使為行人。聾者而使為樂師。是故古之聖王之治天下也。其所富。其所貴。未必王公大人骨肉之親。貫故富貴面目美好者也。是故昔者舜耕於歷山。陶於河瀕。漁於雷澤。販於常陽。堯得之服澤之陽。立為天子。使接天下之政。而治天下之民。昔伊尹為莘氏女師滕。使為庖人。湯得而舉之。立為三公。使接天下之政。治天下之民。昔者傅說居北海之洲。圜土之上。衣褐帶索。傭築於傅巖之城。武丁得而舉之。立為三公。使之接天下之政。而治天下之民。是故昔者堯之舉舜也。湯之舉伊尹也。武丁之舉傅說也。豈以為骨肉之親。貫故富貴面目美好者哉。惟法其言。用其謀。行其道。上可以利天。中可以利鬼。下可以利人。是故推而上之。古者聖王既審尙賢。欲以為政。故書之竹帛。琢之槃盂。傳以遺後世子孫。於先王之書。呂刑之書然。王曰。於來有國有土。告女詳刑。在今而安百姓。女何擇。否人。何敬不刑。何度不及。能擇人而敬為刑。堯舜禹湯文武之道可及也。是何也。則以尙賢及之。於先王之書。距年之言然。曰。晞夫聖武知人。以屏輔而身。此言先王之治天下也。必選擇賢者。以為其羣屬輔佐。曰今也天下之士君子。皆欲富貴而惡貧賤。曰然。女何為而得富貴而避貧賤。莫若為賢。為賢之道將奈何。曰有力者疾以助人。有財者勉以分人。有道者勸以教人。若此則飢者得食。寒者得衣。亂者得治。若飢則得食。寒則得衣。亂則得治。此安生生。今王公大人其所富。其所貴。皆王公大人骨肉之親。貫故富貴面目美好者也。今王公大人骨肉之親。貫故富貴面目美好者。焉胡必知哉。若不知使治其國家。則其國家之亂可得而知也。今天下之士君子。皆欲富貴而惡貧賤。然女何為而得富貴而避貧賤哉。曰莫若為王公大人骨肉之親。貫故富貴面目美好者。王公大人骨肉之親。貫故富貴面目美好者。此非可學而能者也。使不王公大人骨肉之親。知辯德行之厚。若禹湯文武不加得也。王公大人骨肉之親。躄瘖聾瞽。暴為桀紂不加失也。是故以賞不當賢。罰不當暴。其所賞者已無功矣。其所罰者亦無罪。是以使百姓皆放心懈體。沮以為善。舍其股肱之力。而不相勞來也。腐臭餘財。而不相分資也。隱匿良道。而不相教誨也。若此則飢者不得食。寒者不得衣。亂者不得治。是故昔者堯有舜。舜有禹。禹有皋陶。湯有小臣。武王有閎夭·泰顚·南宮括·散宜生。而天下和。庶民阜。是以近者安之。遠者歸之。日月之所照。舟車之所及。雨露之所漸。粒食之所養。得此莫不勸譽。且今天下之王公大人士君子。中實將欲為仁義。求為上士。上欲中聖王之道。下欲中國家百姓之利。故尙賢之為說。而不可不察也。尙賢者。天鬼百姓之利。而政事之本也。

其行。精其思慮。索天下之隱事遺利。以上事天。則天饗其德。下施之萬民。萬民被其利。終身無已。故先王之言曰。此道也。大用之天下。則不窕。小用之則不困。脩用之則萬民被其利。終身無已。周頌道之曰。聖人之德。若天之高。若地之普。其有昭於天下也。若地之固。若山之承。不坼不崩。若日之光。若月之明。與天地同常。則此言聖人之德。章明博大。埴固以脩久也。故聖人之德蓋總乎天地者也。今王公大人欲王天下正諸侯。夫無德義。將何以哉。其說將必挾震威彊。今王公大人將焉取挾震威彊哉。傾者民之死也。民生爲甚欲。死爲甚憎。所欲不得而所憎屢至。自古及今。未嘗能有以此王天下。正諸侯者也。今大人欲王天下正諸侯。將欲使意得乎天下。名成乎後世。胡不察尚賢爲政之本也。此聖人之厚行也。

尚賢下第十

子墨子言曰。天下之王公大人。皆欲其國家之富也。人民之衆也。刑法之治也。然而不識以尚賢爲政其國家百姓。王公大人。本失尚賢爲政之本也。若苟王公大人。本失尚賢爲政之本也。則不能毋擧物示之乎。今若有一諸侯於此。爲政其國家也。曰凡我國能射御之士。我將賞貴之。不能射御之士。我將罪賤之。問於若國之士。孰喜孰懼。我以爲必能射御之士喜。不能射御之士懼。我嘗因而誘之矣。曰凡我國之忠信之士。我將賞貴之。不忠信之士。我將罪賤之。問於若國之士。孰喜孰懼。我以爲必忠信之士喜。不忠不信之士懼。今惟毋以尚賢爲政其國家百姓。使國爲善者勸。爲暴者沮。大以爲政於天下。使天下之爲善者勸。爲暴者沮。然昔吾所以貴堯舜禹湯文武之道者。何故以哉。以其唯毋臨衆發政而治民。使天下之爲善者可以勸也。爲暴者可以沮也。然則此尚賢者也。與堯舜禹湯文武之道同矣。而今天下之士君子。居處言語皆尚賢。逮至其臨衆發政而治民。莫知尚賢而使能。我以此知天下之士君子。明於小而不明於大也。何以知其然乎。今王公大人有一牛羊之材。不能殺。必索良宰。有一衣裳之財。不能制。必索良工。當王公大人之於此也。雖有骨肉之親。貫故富貴面目美好者。實知其不能也。不使之也。是何故。恐其敗財也。當王公大人之於此也。則不失尚賢而使能。王公大人有一疲馬不能治。必索良醫。有一危弓不能張。必索良工。當王公大人之於此也。雖有骨肉之親。貫故富貴面目美好者。實知其不能也。必不使。是何故。恐其敗財也。當王公大人之於此也。則不失尚賢而使能。逮至其國家則不然。王公大人骨肉之親。貫故富貴面目美好者則擧之。則王公大人之視其國家也。不若視

富貴面目姣好則使之。豈必智且慧哉。若使之治國家。則此使不智慧者治國家也。國家之亂。既可得而知已。且夫王公大人有所愛其色而使其心。不察其知而與其愛。是故不能治百人者。使處乎千人之官。不能治千人者。使處乎萬人之官。此其故何也。曰。處若官者。爵高而祿厚。故愛其色而使之焉。夫不能治千人者。使處乎萬人之官。則此官什倍也。夫治之法將日至者也。日以治之。日不什脩。知以治之。知不什益。而予官什倍。則此治一而棄其九矣。雖日夜相接以治若官。官猶若不治。此其故何也。則王公大人不明乎以尚賢使能爲政也。故以尚賢使能爲政而治者。夫若言之謂也。以下賢不使能爲政而亂者。吾若言之謂也。今王公大人中實將欲治其國家。欲脩保而勿失。胡不察尚賢爲政之本也。且以尚賢爲政之本者。亦豈獨子墨子之言哉。此聖王之道。先王之書。距年之言也。傳曰。求聖武哲人。以裨輔而身。湯誓云。聿求元聖。與之戮力同心。以治天下。則此言聖王之不失以尚賢使能爲政也。故古者聖王唯能審以尚賢使能爲政。無異物雜焉。天下皆得其利。古者舜耕歷山。陶河瀕。漁雷澤。堯得之服澤之陽。舉以爲天子。與接天下之政。治天下之民。伊摯有莘氏女之私臣。親爲庖人。湯得之舉以爲己相。與接天下之政。治天下之民。傳說被褐帶索。傭築乎傅巖。武丁得之。舉以爲三公。與接天下之政。治天下之民。此何故始賤卒而貴。始貧卒而富。則王公大人明乎以尚賢使能爲政。是以民無飢而不得食。寒而不得衣。勞而不得息。亂而不得治者。故古聖王以審以尚賢使能爲政。而取法於天。唯天亦不辯貧富貴賤。遠邇親疏。賢者舉而尚之。不肖者抑而廢之。然則富貴爲賢。以得其賞者誰也。曰若昔者三代聖王。堯舜禹湯文武者是也。所以得其賞何也。曰其爲政乎天下也。兼而愛之。從而利之。又率天下之萬民。以尚尊天事鬼。愛利萬民。是故天鬼賞之。立爲天子。以爲民父母。萬民從而譽之曰聖王。至今不已。則此富貴爲賢以得其賞者也。然則富貴爲暴以得其罰者誰也。曰若昔者三代暴王。桀紂幽厲者是也。何以知其然也。曰其爲政乎天下也。兼而憎之。從而賊之。又率天下之民。以詬天侮鬼。賊殺萬民。是故天鬼罰之。使身死而爲刑戮。子孫離散。室家喪滅。絕無後嗣。萬民從而非之曰暴王。至今不已。則此富貴爲暴而以得其罰者也。然則親而不善以得其罰者誰也。曰若昔者伯鯀。帝之元子。廢帝之德庸。既乃刑之于羽之郊。乃熱照無有及也。帝亦不愛。則此親而不善以得其罰者也。然則天之所使能者誰也。曰若昔者禹稷皐陶是也。何以知其然也。先王之書。呂刑道之。曰皇帝清問下民。有辭有苗。曰羣后之逮在下。明明不常。鰥寡不蓋。德威維威。德明維明。乃命三后。恤功於民。伯夷降典。哲民維刑。禹平水土。主名山川。稷降播種。農殖嘉穀。三后成功。維假於民。則此言三聖人者。謹其言。愼

貴之。以爲官長。不肖者抑而廢之。貧而賤之。以爲徒役。是以民皆勸其賞。畏其罰。相率而爲賢。是以賢者衆。而不肖者寡。此謂尙賢。然後聖人聽其言。迹其行。察其所能而愼予官。此謂事能。故可使治國者使治國。可使長官者使長官。可使治邑者使治邑。凡所使治國家官府邑里。此皆國之賢者也。賢者之治國也。蚤朝晏退。聽獄治政。是以國家治而刑法正。賢者之長官也。夜寢夙興。收斂關市山林澤梁之利。以實官府。是以官府實而財不散。賢者之治邑也。蚤出暮入。耕稼樹藝聚菽粟。是以菽粟多而民足乎食。故國家治則刑法正。官府實則萬民富。上有以潔爲酒醴粢盛。以祭祀天鬼。外有以爲皮幣。與四鄰諸侯交接。內有以食飢息勞。持養其萬民。外有以懷天下之賢人。是故上者天鬼富之。外者諸侯與之。內者萬民親之。賢人歸之。以此謀事則得。舉事則成。入守則固。出誅則彊。故唯昔三代聖王堯舜禹湯文武之所以王天下正諸侯者。此亦其法已。既有若法。未知所以行之術。則事猶若未成。是以必爲置三本。何謂三本。曰爵位不高則民不敬也。蓄祿不厚則民不信也。政令不斷則民不畏也。故古聖王高予之爵。重予之祿。任之以事。斷予之令。夫豈爲其臣賜哉。欲其事之成也。詩曰。告女憂卹。誨女予爵。孰能執熱。鮮不用濯。則此語古者國君諸侯之不可以不執善承嗣輔佐也。譬之猶執熱之有濯也。將休其手焉。古者聖王唯毋得賢人而使之。頒爵以貴之。裂地以封之。終身不厭。賢人唯毋得明君而事之。竭四肢之力。以任君之事。終身不倦。若有美善則歸之上。是以美善在上。而所怨謗在下。寧樂在君。憂慼在臣。故古者聖王之爲政若此。今王公大人亦欲效人以尙賢使能爲政。高予之爵。而祿不從也。夫高爵而無祿。民不信也。曰。此非中實愛我也。假借而用我也。夫假借之民。將豈能親其上哉。故先王言曰。貪於政者。不能分人以事。厚於貨者。不能分人以祿。事則不與。祿則不分。請問天下之賢人。將何自至乎王公大人之側哉。若苟賢者不至乎王公大人之側。則此不肖者在左右也。不肖者在左右。則其所譽不當賢。而所罰不當暴。王公大人尊此。以爲政乎國家。則賞亦必不當賢。而罰亦必不當暴。若苟賞不當賢。而罰不當暴。則是爲賢者不勸。而爲暴者不沮矣。是以入則不慈孝父母。出則不長悌鄉里。居處無節。出入無度。男女無別。使治官府則盜竊。守城則倍畔。君有難則不死。出亡則不從。使斷獄則不中。分財則不均。與謀事不得。舉事不成。入守不固。出誅不彊。故唯昔者三代暴王桀紂幽厲之所以失損其國家。傾覆其社稷者。以此故也。何則。皆以明小物而不明大物也。今王公大人有一衣裳不能制也。必藉良工。有一牛羊不能殺也。必藉良宰。故當若之二物者。王公大人本知以尙賢使能爲政也。逮至其國家之亂。社稷之危。則不知使能以治之。親戚則使之。無故富貴面目佼好則使之。夫無故

爲政於國家者。不能以尚賢事能爲政也。是故國有賢良之士衆。則國家之治厚。賢良之士寡。則國家之治薄。故大人之務。將在於衆賢而已。曰。然則衆賢之術。將奈何哉。子墨子言曰。譬若欲衆其國之善射御之士者。必將富之貴之。敬之譽之。然後國之善射御之士。將可得而衆也。況又有賢良之士。厚乎德行。辯乎言談。博乎道術者乎。此固國家之珍。而社稷之佐也。亦必且富之貴之。敬之譽之。然後國之良士。亦將可得而衆也。是故古者聖王之爲政也。言曰不義不富。不義不貴。不義不親。不義不近。是以國之富貴人聞之。皆退而謀曰。始我所恃者富貴也。今上擧義不避貧賤。然則我不可不爲義。親者聞之。亦退而謀曰。始我所恃者親也。今上擧義不避疏。然則我不可不爲義。近者聞之亦退而謀曰。始我所恃者近也。今上擧義不避遠。然則我不可不爲義。遠者聞之。亦退而謀曰。我始以遠爲無恃。今上擧義不避遠。然則我不可不爲義。逮至遠鄙郊外之臣。門庭庶子。國中之衆。四鄙之萌人。聞之皆競爲義。是其故何也。曰。上之所以使下者一物也。下之所以事上者一術也。譬之富者有高牆深宮。宮牆旣立。僅止爲鑿一門。有盜人入。闔其自入而求之。盜其無自出。是其故何也。則上得要也。故古者聖王之爲政。列德而尚賢。雖在農與工肆之人。有能則擧之。高予之爵。重予之祿。任之以事。斷予之令。曰。爵位不高則民弗敬。蓄祿不厚則民不信。政令不斷則民不畏。擧三者授之賢者。非爲賢賜也。欲其事之成。故當是時。以德就列。以官服事。以勞殿賞。量功而分祿。故官無常貴。而民無終賤。有能則擧之。無能則下之。擧公義。辟私怨。此若言之謂也。故古者堯擧舜於服澤之陽。授之政。天下平。禹擧益於陰方之中。授之政。九州成。湯擧伊尹於庖廚之中。授之政。其謀得。文王擧閎夭泰顚於罝罔之中。授之政。西土服。故當是時。雖在於厚祿尊位之臣。莫不敬懼而施。雖在農與工肆之人。莫不競勸而尚意。故士者所以爲輔相承嗣也。故得士則謀不困。體不勞。名立而功成。美彰而惡不生。則由得士也。是故子墨子言曰。得意。賢士不可不擧。不得意。賢士不可不擧。尚欲祖述堯舜禹湯之道。將不可以不尚賢。夫尚賢者政之本也。

尚賢中第九

子墨子言曰。今王公大人之君人民。主社稷。治國家。欲脩保而勿失。故不察尚賢爲政之本也。何以知尚賢之爲政本也。曰自貴且智者爲政乎愚且賤者則治。自愚賤者爲政乎貴且智者則亂。是以知尚賢之爲政本也。故古者聖王甚尊尚賢而任使能。不黨父兄。不偏貴富。不嬖顏色。賢者擧而上之。富而

故民歸之。當今之主。其爲舟車。與此異矣。完固輕利皆已具。必厚作斂於百姓。以飾舟車。飾車以文采。飾舟以刻鏤。女子廢其紡織而脩文采。故民寒。男子離其耕稼而脩刻鏤。故民饑。人君爲舟車若此。故左右象之。是以其民饑寒並至。故爲姦邪。姦邪多則刑罰深。刑罰深則國亂。君實欲天下之治而惡其亂。當爲舟車不可不節。凡回於天地之閒。包於四海之內。天壤之情。陰陽之和。莫不有也。雖至聖不能更也。何以知其然。聖人有傳。天地也則曰上下。四時也則曰陰陽。人情也則曰男女。禽獸也則曰牡牝雄雌也。眞天壤之情。雖有先王。不能更也。雖上世至聖。必蓄私不以傷行。故民無怨。官無拘女。故天下無寡夫。內無拘女。外無寡夫。故天下之民衆。當今之君。其蓄私也。大國拘女累千。小國累百。是以天下之男多寡無妻。女多拘無夫。男女失時。故民少。君實欲民之衆而惡其寡。當蓄私不可不節。凡此五者。聖人之所儉節也。小人之所淫佚也。儉節則昌。淫佚則亡。此五者不可不節。夫婦節而天地和。風雨節而五穀熟。衣服節而肌膚和。

三辯第七

程繁問於子墨子曰。夫子曰。聖王不爲樂。昔諸侯倦於聽治。息於鐘鼓之樂。士大夫倦於聽治。息於竽瑟之樂。農夫春耕夏耘。秋斂冬藏。息於瓴缶之樂。今夫子曰。聖王不爲樂。此譬之猶馬駕而不稅。弓張而不弛。無乃有血氣者之所不能至邪。子墨子曰。昔者堯舜有茅茨者。且以爲禮。且以爲樂。湯放桀於大水。環天下自立以爲王。事成功立。無大後患。因先王之樂。又自作樂。命曰護。又脩九招。武王勝殷殺紂。環天下自立以爲王。事成功立。無大後患。因先王之樂。又自作樂。命曰象。周成王因先王之樂。又自作樂。命曰騶虞。周成王之治天下也。不若武王。武王之治天下也。不若成湯。成湯之治天下也。不若堯舜。故其樂逾繁者。其治逾寡。自此觀之。樂非所以治天下也。程繁曰。子曰。聖王無樂。此亦樂已。若之何其謂聖王無樂也。子墨子曰。聖王之命也。多者寡之。食之利也。以知饑而食之者智也。固爲無智矣。今聖王有樂而少。此亦無也。

尙賢上第八

子墨子言曰。今者王公大人爲政於國家者。皆欲國家之富。人民之衆。刑政之治。然而不得富而得貧。不得衆而得寡。不得治而得亂。則是本失其所欲。得其所惡。是其故何也。子墨子言曰。是在王公大人

辭過第六

子墨子曰。古之民未知爲宮室時。就陵阜而居。穴而處。下潤濕傷民。故聖王作爲宮室。爲宮室之法曰。室高足以辟潤濕。邊足以圉風寒。上足以待雪霜雨露。宮牆之高。足以別男女之禮。僅此則止。凡費財勞力不加利者不爲也。以其常役。脩其城郭。則民勞而不傷。以其常征。收其租稅。則民費而不病。民所苦者非此也。苦於厚作斂於百姓。是故聖王作爲宮室。便於生。不以爲觀樂也。作爲衣服帶履。便於身。不以爲僻怪也。故節於身。誨於民。是以天下之民可得而治。財用可得而足。當今之主。其爲宮室。則與此異矣。必厚作斂於百姓。暴奪民衣食之財。以爲宮室臺榭。曲直之望。青黃刻鏤之飾。爲宮室若此。故左右皆法象之。是以其財不足以待凶饑。賑孤寡。故國貧而民難治也。君實欲天下之治。而惡其亂也。當爲宮室不可不節。古之民未知爲衣服時。衣皮帶茭。冬則不輕而溫。夏則不輕而凊。聖王以爲不中人之情。故作誨婦人。治絲麻。梱布絹。以爲民衣。爲衣服之法。冬則練帛之中。足以爲輕且煖。夏則絺綌之中。足以爲輕且凊。僅此則止。故聖人之爲衣服。適身體。和肌膚而足矣。非榮耳目而觀愚民也。當是之時。堅車良馬不知貴也。刻鏤文采不知喜也。何則其所道之然。故民衣食之財。家足以待旱水凶饑者何也。得其所以自養之情。而不惑於外也。是以其民儉而易治。其君用財節而易贍也。府庫實滿。足以待不然。兵革不頓。士民不勞。足以征不服。故霸王之業。可行於天下矣。當今之王。其爲衣服。則與此異矣。冬則輕煖。夏則輕凊。皆已具矣。必厚作斂於百姓。暴奪民衣食之財。以爲錦繡文采靡曼之衣。鑄金以爲鉤。珠玉以爲佩。女工作文采。男工作刻鏤。以爲身服。此非云益煖之情也。殫財勞力。畢歸之於無用也。以此觀之。其爲衣服。非爲身體。皆爲觀好。是以其民淫僻而難治。其君奢侈而難諫也。夫以奢侈之君。御好淫僻之民。欲國無亂。不可得也。君實欲天下之治。而惡其亂。當爲衣服不可不節。古之民未知爲飲食時。素食而分處。故聖人作誨男耕稼樹藝。以爲民食。其爲食也。足以增氣充虛。彊體適腹而已矣。故其用財節。其自養儉。民富國治。今則不然。厚作斂於百姓。以爲美食芻豢蒸炙魚鼈。大國累百器。小國累十器。前方丈。目不能徧視。手不能徧操。口不能徧味。冬則凍冰。夏則酸饐。人君爲飲食如此。故左右象之。是以富貴者奢侈。孤寡者凍餒。雖欲無亂。不可得也。君實欲天下治而惡其亂。當爲飲食不可不節。古之民未知爲舟車時。重任不移。遠道不至。故聖王作爲舟車。以便民之事。其爲舟車也。完固輕利。可以任重致遠。其爲用財少。而爲利多。是以民樂而利之。法令不急而行。民不勞而上足用。

七患第五

子墨子曰。國有七患。七患者何。城郭溝池不可守。而治宮室。一患也。敵國至境。四鄰莫救。二患也。先盡民力無用之功。賞賜無能之人。民力盡於無用。財寶虛於待客。三患也。仕者持祿。游者愛交。君脩法討臣。臣懾而不敢拂。四患也。君自以爲聖智。而不問事。自以爲安彊。而無守備。四鄰謀之不知戒。五患也。所信者不忠。所忠者不信。六患也。畜種菽粟不足以食之。大臣不足以事之。賞賜不能喜。誅罰不能威。七患也。以七患居國。必無社稷。以七患守城。敵至國傾。七患之所當。國必有殃。凡五穀者民之所仰也。君之所以爲養也。故民無仰則君無養。民無食則不可事。故食不可不務也。地不可不力也。用不可不節也。五穀盡收。則五味盡御於主。不盡收則不盡御。一穀不收謂之饉。二穀不收謂之旱。三穀不收謂之凶。四穀不收謂之匱。五穀不收謂之饑。歲饉則仕者大夫以下。皆損祿五分之一。旱則損五分之二。凶則損五分之三。匱則損五分之四。饑則盡無祿。稟食而已矣。故凶饑存乎國。人君徹鼎食五分之三。大夫徹縣。士不入學。君朝之衣不革制。諸侯之客。四鄰之使。饔飧而不盛。徹驂騑。塗不芸。馬不食粟。婢妾不衣帛。此告不足之至也。今有負其子而汲者。隊其子於井中。其母必從而導之。今歲凶民饑道餓。此疚重於墜其子。其可無察邪。故時年歲善。則民仁且良。時年歲凶。則民吝且惡。夫民何常此之有。爲者疾。食者衆則歲無豐。故曰財不足則反之時。食不足則反之用。故先民以時生財。固本而用財則財足。故雖上世之聖王。豈能使五穀常收而旱水不至哉。然而無凍餓之民者何也。其力時急而自養儉也。故夏書曰。禹七年水。殷書曰。湯五年旱。此其離凶饑甚矣。然而民不凍餓者何也。其生財密。其用之節也。故倉無備粟。不可以待凶饑。庫無備兵。雖有義不能征無義。城郭不備全。不可以自守。心無備慮。不可以應卒。是若慶忌無禦之心。不能輕出。夫桀無待湯之備。故放。紂無待武之備。故殺。桀紂貴爲天子。富有天下。然而皆滅亡於百里之君者何也。有富貴而不爲備也。故備者國之重也。食者國之寶也。兵者國之爪也。城者所以自守也。此三者國之具也。故曰。以其極賞。以賜無功。虛其府庫。以備車馬衣裘奇怪。苦其役徒。以治宮室觀樂。死又厚爲棺椁。多爲衣裘。生時治臺榭。死又脩墳墓。故民苦於外。府庫殫於內。上不厭其樂。下不堪其苦。故國離寇敵則傷。民見凶饑則亡。此皆備不具之罪也。且夫食者聖人之所寶也。故周書曰。國無三年之食者。國非其國也。家無三年之食者。子非其子也。此之謂國備。

傷形費神。愁心勞意。然國逾危。身逾辱。此六君者。非不重其國愛其身也。以不知要故也。不知要者。所染不當也。非獨國有染也。士亦有染。其友皆好仁義。淳謹畏令。則家日益。身日安。名日榮。處官得其理矣。則段干木·禽子·傅說之徒是也。其友皆好矜奮。創作比周。則家日損。身日危。名日辱。處官失其理矣。則子西·易牙·豎刁之徒是也。詩曰。必擇所湛。必謹所湛者。此之謂也。

法儀第四

子墨子曰。天下從事者。不可以無法儀。無法儀而其事能成者無有也。雖至士之爲將相者。皆有法。雖至百工從事者。亦皆有法。百工爲方以矩。爲圓以規。直以繩。正以縣。無巧工不巧工。皆以此五者爲法。巧者能中之。不巧者雖不能中。放依以從事。猶逾已。故百工從事。皆有法所度。今大者治天下。其次治大國。而無法所度。此不若百工辯也。然則奚以爲治法而可。當皆法其父母。奚若。天下之爲父母者衆。而仁者寡。若皆法其父母。此法不仁也。法不仁。不可以爲法。當皆法其學。奚若。天下之爲學者衆。而仁者寡。若皆法其學。此法不仁也。法不仁。不可以爲法。當皆法其君。奚若。天下之爲君者衆。而仁者寡。若皆法其君。此法不仁也。法不仁。不可以爲法。故父母學君三者。莫可以爲治法。然則奚以爲治法而可。故曰。莫若法天。天之行廣而無私。其施厚而不德。其明久而不衰。故聖王法之。既以天爲法。動作有爲必度於天。天之所欲則爲之。天所不欲則止。然而天何欲何惡者也。天必欲人之相愛相利。而不欲人之相惡相賊也。奚以知天之欲人之相愛相利。而不欲人之相惡相賊也。以其兼而愛之。兼而利之也。奚以知天兼而愛之。兼而利之也。以其兼而有之。兼而食之也。今天下無大小國。皆天之邑也。人無幼長貴賤。皆天之臣也。此以莫不犓牛羊。豢犬豬。潔爲酒醴粢盛。以敬事天。此不爲兼而有之。兼而食之邪。天苟兼而有食之。夫奚說以不欲人之相愛相利也。故曰。愛人利人者。天必福之。惡人賊人者。天必禍之。日殺不辜者。得不祥焉。夫奚說人爲其相殺而天與禍乎。是以天欲人相愛相利。而不欲人相惡相賊也。昔之聖王禹湯文武。兼愛天下之百姓。率以尊天事鬼。其利人多。故天福之。使立爲天子。天下諸侯。皆賓事之。暴王桀紂幽厲。兼惡天下之百姓。率以詬天侮鬼。其賊人多。故天禍之。使遂失其國家。身死爲戮於天下。後世子孫毀之。至今不息。故爲不善以得禍者。桀紂幽厲是也。愛人利人以得福者。禹湯文武是也。愛人利人以得福者有矣。惡人賊人以得禍者亦有矣。

君子戰雖有陳而勇爲本焉。喪雖有禮而哀爲本焉。士雖有學而行爲本焉。是故置本不安者。無務豐末。近者不親。無務來遠。親戚不附。無務外交。事無終始。無務多業。擧物而闇。無務博聞。是故先王之治天下也。必察邇來遠。君子察邇而邇脩者也。見不脩行見毀。而反之身者也。此以怨省而行脩矣。譖慝之言。無入之耳。批扞之聲。無出之口。殺傷人之荄。無存之心。雖有詆訐之民。無所依矣。故君子力事日彊。願欲日愉。飾莊日盛。君子之道也。貧則見廉。富則見義。生則見愛。死則見哀。四行者不可虛假。反之身者也。藏於心者。無以竭愛。動於身者。無以竭恭。出於口者。無以竭馴。暢之四肢。浹之肌膚。華髮隳顚。而猶弗舍者。其唯聖人乎。志不彊者。智不達。言不信者。行不果。據財不能以分人者。不足與友。守道不篤。辯物不博。辯是非不察者。不足與游。本不固者末必幾。雄而不脩者。其後必惰。原濁者流不清。行不信者名必耗。名不徒生。而譽不自長。功成名遂。名譽不可虛假。反之身者也。務言而緩行。雖辯必不聽。多力而伐功。雖勞必不圖。慧者心辯而不繁說。多力而不伐功。此以名譽揚天下。言無務爲多。而務爲智。無務爲文。而務爲察。故非智無察。在身而惰。反其務者也。善無主於心者不留。行莫辯於身者不立。名不可簡而成也。譽不可巧而立也。君子以身載行者也。思利尋焉。忘名忽焉。可以爲士於天下者。未嘗有也。

所染第三

子墨子言見染絲者而歎曰。染於蒼則蒼。染於黃則黃。所入者變。其色亦變。五入必而已則爲五色矣。故染不可不愼也。非獨染絲然也。國亦有染。舜染於許由・伯陽。禹染於皐陶・伯益。湯染於伊尹・仲虺。武王染於太公周公。此四王者所染當。故王天下。立爲天子。功名蔽天地。擧天下之仁義顯人。必稱此四王者。夏桀染於干辛・推哆。殷紂染於崇侯・惡來。厲王染於厲公・長父・榮夷終。幽王染於傅公夷・蔡公穀。此四王者。所染不當。故國殘身死。爲天下僇。擧天下不義辱人。必稱此四王者。齊桓染於管仲・鮑叔。晉文染於舅犯・郭偃。楚莊染於孫叔・沈尹。吳闔閭染於伍員・文義。越句踐染於范蠡・大夫種。此五君者所染當。故霸諸侯。功名傳於後世。范吉射染於長柳朔・王勝。中行寅染於籍秦・高彊。吳夫差染於王孫雒・太宰嚭。知伯瑤染於智國・張武。中山尙染於魏義・偃長。宋康染於唐鞅・佃不禮。此六君者所染不當。故國家殘亡。身爲刑戮。宗廟破滅。絕無後類。君臣離散。民人流亡。擧天下之貪暴苛擾者。必稱此六君也。凡君之所以安者何也。以其行理也。行理性於染當。故善爲君者。勞於論人。而佚於治官。不能爲君者。

墨子

親士第一

入國而不存其士則亡國矣。見賢而不急則緩君矣。非賢無急。非士無與慮國。緩賢忘士。而能以其國存者。未曾有也。昔者文公出走而正天下。桓公去國而霸諸侯。越王句踐遇吳王之醜。而上攝中國之賢君。三子之能達名成功於天下也。皆於其國。抑而大醜也。太上無敗。其次敗而有以成。此之謂用民。吾聞之。曰。非無安居也。我無安心也。非無足財也。我無足心也。是故君子自難而易彼。衆人自易而難彼。君子進不敗其志。內不究其情。雖雜庸民。終無怨心。彼有自信者也。是故爲其所難者。必得其所欲焉。未聞爲其所欲。而免其所惡者也。是故偪臣傷君。諂下傷上。君必有弗弗之臣。上必有諮諮之下。分議者延延。而交儆者諮諮焉。可以長生保國。臣下重其爵位而不言。近臣則喑。遠臣則唫。怨結於民心。諂諛在側。善議障塞。則國危矣。桀紂不以其無天下之士邪。殺其身而喪天下。故曰歸國寶。不若獻賢而進士。今有五錐。此其銛銛者必先挫。有五刀。此其錯錯者必先靡。是以甘井先竭。招木先伐。靈龜先灼。神蛇先暴。是故比干之殪其抗也。孟賁之殺其勇也。西施之沈其美也。吳起之裂其事也。故彼人者寡不死其所長。故曰。太盛難守也。故雖有賢君。不愛無功之臣。雖有慈父。不愛無益之子。是故不勝其任而處其位。非此位之人也。不勝其爵而處其祿。非此祿之主也。良弓難張。然可以及高入深。良馬難乘。然可以任重致遠。良才難令。然可以致君見尊。是故江河不惡小谷之滿已也。故能大。聖人者事無辭也。物無違也。故能爲天下器。是故江河之水。非一源之水也。千鎰之裘。非一狐之白也。夫惡有同方不取而取同已者乎。蓋非兼王之道也。是故天地不昭昭。大水不潦潦。大火不燎燎。王德不堯堯者。乃千人之長也。其直如矢。其平如砥。不足以覆萬物。是故谿陝者速涸。游淺者速竭。磽确者。其地不育。王者淳澤不出宮中。則不能流國矣。

修身第二

人。還贄而相見者三十人。貌執之士者。百有餘人。欲言而請畢事者。千有餘人。於是吾僅得三士焉。以正吾身。以定天下。吾所以得三士者。亡於十人與三十人中。乃在百人與千人之中。故上士吾薄爲之貌。下士吾厚爲之貌。人人皆以我爲越踰好士。然故士至。士至而後見物。見物然後知其是非之所在。戒之哉。汝其以魯國驕人幾矣。夫仰祿之士。猶可驕也。正身之士。不可驕也。彼正身之士。舍貴而爲賤。舍富而爲貧。舍佚而爲勞。顏色黎黑。而不失其所。是以天下之紀不息。文章不廢也。○語曰。繒丘之封人。見楚相孫叔敖曰。吾聞之也。處官久者。士妬之。祿厚者。民怨之。位尊者。君恨之。今相國有此三者。而不得罪楚之士民。何也。孫叔敖曰。吾三相楚。而心愈卑。每益祿。而施愈博。位滋尊。而禮愈恭。是以不得罪於楚之士民也。○子貢問於孔子曰。賜爲人下。而未知也。孔子曰。爲人下者。其猶土也。深扣之。而得甘泉焉。樹之而五穀蕃焉。草木殖焉。禽獸育焉。生則立焉。死則入焉。多其功而不息。爲人下者。其猶土也。○昔虞不用宮之奇。而晉并之。萊不用子馬。而齊并之。紂刳王子比干。而武王得之。不親賢用知。故身死國亡也。

爲說者曰。孫卿不及孔子。是不然。孫卿迫於亂世。鰌於嚴刑。上無賢主。下遇暴秦。禮義不行。教化不成。仁者詘約。天下冥冥。行全刺之。諸侯大傾。當是時也。知者不得慮。能者不得治。賢者不得使。故君上蔽而無覩。賢人距而不受。然則孫卿懷將聖之心。蒙佯狂之色。視天下以愚。詩曰。既明且哲。以保其身。此之謂也。是其所以名聲不白。徒與不衆。光輝不博也。今之學者。得孫卿之遺言餘教。足以爲天下法式表儀。所存者神。所過者化。觀其善行。孔子弗過。世不詳察。云非聖人。奈何。天下不治。孫卿不遇時也。德若堯禹。世少知之。方術不用。爲人所疑。其知至明。脩道正行。足以爲紀綱。嗚呼賢哉。宜爲帝王。天地不知。善桀紂。殺賢良。比干剖心。孔子拘匡。接輿避世。箕子佯狂。田常爲亂。闔閭擅彊。爲惡得福。善者有殃。今爲說者。又不察其實。乃信其名。時世不同。譽何由生。不得爲政。功安能成。志脩德厚。孰謂不賢乎。

荀子終

不茹葷。非口不能味也。服使然也。且丘聞之。好肆不守折。長者不爲市。察其有益與其無益。君其知之矣。○魯哀公問於孔子曰。請問取人。孔子對曰。無取健。無取詌。無取口啍。健貪也。詌亂也。口啍誕也。故弓調而後求勁焉。馬服而後求良焉。士信慤而後求知能焉。士不信慤。而有多知能。譬之其豺狼也。不可以身尒也。○語曰。桓公用其賊。文公用其盜。故明主任計不信怒。闇主信怒不任計。計勝怒者彊。怒勝計者亡。○定公問於顏淵曰。東野子之善馭乎。顏淵對曰。善則善矣。雖然其馬將佚。定公不悅。入謂左右曰。君子固讒人乎。三日而校來謁曰。東野畢之馬失。兩驂列。兩服入廐。定公越席而起曰。趨駕召顏淵。顏淵至。定公曰。前日寡人問吾子。吾子曰。東野畢之馭。善則善矣。雖然其馬將佚。不識吾子何以知之。顏淵對曰。臣以政知之。昔舜巧於使民。而造父巧於使馬。舜不窮其民。造父不窮其馬。是舜無佚民。造父無佚馬也。今東野畢之馭。上車執轡。銜體正矣。步驟馳騁。朝禮畢矣。歷險致遠。馬力盡矣。然猶求馬不已。是以知之也。定公曰。善。可得少進乎。顏淵對曰。臣聞之。鳥窮則啄。獸窮則攫。人窮則詐。自古及今未有窮其下而能無危者也。

堯問篇

堯問於舜曰。我欲致天下。爲之奈何。對曰。執一無失。行微無怠。忠信無勸。而天下自來。執一如天地。行微如日月。忠誠盛於內。賁於外。形於四海。天下其在一隅邪。夫有何足致也。○魏武侯謀事而當。羣臣莫能逮。退朝而有喜色。吳起進曰。亦嘗有以楚莊王之語聞於左右者乎。武侯曰。楚莊王之語何如。吳起對曰。楚莊王謀事而當。羣臣莫逮。退朝而有憂色。申公巫臣進問曰。王朝而有憂色何也。莊王曰。不穀謀事而當。羣臣莫能逮。是以憂也。其在中蘬之言也。曰。諸侯自爲得師者王。得友者霸。得疑者存。自爲謀而莫己若者亡。今以不穀之不肖。而羣臣莫吾逮。吾國幾於亡乎。是以憂也。楚莊王以憂。而君以憙。武侯逡巡再拜曰。天使夫子振寡人之過也。○伯禽將歸於魯。周公謂伯禽之傅曰。汝將行。盍志而子美德乎。對曰。其爲人寬。好自用。以愼。此三者其美德也已。周公曰。嗚呼。以人惡爲美德乎。君子好以道德。故其民歸道。彼其寬也。出無辨矣。汝又美之。彼其好自用也。是所以窶小也。君子力如牛。不與牛爭力。走如馬。不與馬爭走。知如士。不與士爭知。彼爭者均者之氣也。汝又美之。彼其愼也。是其所以淺也。聞之。曰。無越踰不見士。見士問曰。無乃不察乎。不聞即物少至。少至則淺。彼淺者賤人之道也。汝又美之。吾語汝。我文王之爲子。武王之爲弟。成王之爲叔父。吾於天下不賤矣。然而吾所執贄而見者十

之俗。服古之服、舍此而爲非者、不亦鮮乎。哀公曰、然則夫章甫約屨、紳而搢笏者、此賢乎。孔子對曰、不必然。夫端衣玄裳。絻而乘路者。志不在於食葷。斬衰菅屨。杖而啜粥者。志不在於酒肉。生今之世。志古之道。居今之俗。服古之服。舍此而爲非者。雖有不亦鮮乎。哀公曰。善。○孔子曰。人有五儀。有庸人。有士、有君子。有賢人。有大聖。哀公曰。敢問何如斯可謂庸人矣。孔子對曰。所謂庸人者。口不能道善言。心不知邑邑。不知選賢人善士。託其身焉。以爲己憂。動行不知所務。止立不知所定。日選擇於物。不知所貴、從物如流。不知所歸、五鑿爲正、心從而壞。如此則可謂庸人矣、哀公曰。善、敢問何如斯可謂士矣。孔子對曰、所謂士者、雖不能盡道術。必有率也。雖不能偏美善。必有處也。是故知不務多。務審其所知。言不務多、務審其所謂。行不務多。務審其所由。故知既已知之矣。言既已謂之矣。行既已由之矣。則若性命肌膚之不可易也。故富貴不足以益也。卑賤不足以損也。如此則可謂士矣。哀公曰、善。敢問何如斯可謂君子矣。孔子對曰、所謂君子者。言忠信而心不德。仁義在身、而色不伐。思慮明通。而辭不爭、故猶然如將可及者。君子也。哀公曰、善、敢問何如斯可謂賢人矣。孔子對曰。所謂賢人者。行中規繩。而不傷於本。言足法於天下。而不傷於身。富有天下。而無怨財。布施天下、而不病貧。如此則可謂賢人矣。哀公曰、善。敢問何如斯可謂大聖矣。孔子對曰。所謂大聖者。知通乎大道。應變而不窮。辨乎萬物之情性者也。大道者所以變化遂成萬物也。情性者所以理然不取舍也。是故其事大辨乎天地。明察乎日月。總要萬物於風雨。繆繆肫肫。其事不可循。若天之嗣。其事不可識。百姓淺然。不識其鄰。若此則可謂大聖矣。哀公曰。善。○魯哀公問舜冠於孔子。孔子不對。三問不對。哀公曰。寡人問舜冠於子。何以不言也。孔子對曰。古之王者。有務而拘領者矣。其政好生而惡殺焉。是以鳳在列樹。麟在郊野。烏鵲之巢。可俯而窺也。君不此問。而問舜冠。所以不對也。○魯哀公問於孔子曰。寡人生於深宮之中。長於婦人之手。未嘗知哀也。未嘗知憂也。未嘗知勞也。未嘗知懼也。未嘗知危也。孔子曰、君之所問。聖君之問也。丘小人也、何足以知之。曰。非吾子。無所聞之也。孔子曰、君入廟門而右。登自胙階。仰視榱棟。俛見几筵。其器存其人亡。君以此思哀。則哀將焉不至矣。君昧爽而櫛冠。平明而聽朝。一物不應。亂之端也。君以此思憂則憂將焉不至矣。君平明而聽朝。日昃而退。諸侯之子孫。必有在君之末庭者。君以此思勞。則勞將焉不至矣。君出魯之四門。以望魯四郊。亡國之虛。則必有數焉、君以此思懼。則懼將焉不至矣。且丘聞之。君者舟也。庶人者水也。水則載舟。水則覆舟。君以此思危。則危將焉不至矣。○魯哀公問於孔子曰。紳委章甫。有益於仁乎、孔子蹴然曰。君號然也。資衰苴杖者。不聽樂。非耳不能聞也、服使然也。黼衣黻裳者

路對曰。知者使人知己。仁者使人愛己。子曰。可謂士矣。子貢入。子曰。賜。知者若何。仁者若何。子貢對曰。知者知人。仁者愛人。子曰。可謂士君子矣。顏淵入。子曰。回。知者若何。仁者若何。顏淵對曰。知者自知。仁者自愛。子曰。可謂明君子矣。○子路問於孔子曰。君子亦有憂乎。孔子曰。君子其未得也。則樂其意。既已得之。又樂其治。是以有終身之樂。無一日之憂。小人者其未得也。則憂不得。既已得之。又恐失之。是以有終身之憂。無一日之樂也。

法行篇

公輸不能加於繩。聖人莫能加於禮。禮者衆人法而不知。聖人法而知之。○曾子曰。無內人之疏。而外人之親。無身不善而怨人。無刑已至而呼天。內人之疏。而外人之親。不亦遠乎。身不善而怨人。不亦反乎。刑已至而呼天。不亦晩乎。詩曰。涓涓源水。不雝不塞。轂已破碎。乃大其輻。事已敗矣。乃重大息。其云益乎。○曾子病。曾元持足。曾子曰。元志之。吾語汝。夫魚鼈黿鼉猶以淵爲淺。而堀其中。鷹鳶猶以山爲卑。而巢其上。及其得也。必以餌。故君子苟能無以利害義。則恥辱亦無由至矣。○子貢問於孔子曰。君子之所以貴玉而賤珉者何也。爲夫玉之少。而珉之多邪。孔子曰。惡賜。是何言也。夫君子豈多而賤之。少而貴之哉。夫玉者君子比德焉。溫潤而澤仁也。縝栗而理知也。堅剛而不屈義也。廉而不劌行也。折而不撓勇也。瑕適並見情也。扣之其聲清揚而遠聞。其止輟然辭也。故雖有珉之雕雕。不若玉之章章。詩曰。言念君子。溫其如玉。此之謂也。○曾子曰。同遊而不見愛者。吾必不仁也。交而不見敬者。吾必不長也。臨財而不見信者。吾必不信也。三者在身。曷怨人。怨人者窮。怨天者無識。失之己。而反諸人。豈不亦迂哉。○南郭惠子問於子貢曰。夫子之門。何其雜也。子貢曰。君子正身以俟。欲來者不距。欲去者不止。且夫良醫之門多病人。檃栝之側多枉木。是以雜也。○孔子曰。君子有三恕。有君不能事。有臣而求其使。非恕也。有親不能報。有子而求其孝。非恕也。有兄不能敬。有弟而求其聽令。非恕也。士明於此三恕。則可以端身矣。○孔子曰。君子有三思。而不可不思也。少而不學。長無能也。老而不教。死無思也。有而不施。窮無與也。是故君子少思長則學。老思死則教。有思窮則施。

哀公篇

魯哀公問於孔子曰。吾欲論吾國之士。與之治國。敢問何如之邪。孔子對曰。生今之世。志古之道。居今

子道篇

入弟出孝。人之小行也。上順下篤。人之中行也。從道不從君。從義不從父。人之大行也。若夫志以禮安。言以類接。則儒道畢矣。雖舜不能加毫末於是矣。

○孝子所以不從命有三。從命則親危。不從命則親安。孝子不從命乃衷。從命則親辱。不從命則親榮。孝子不從命乃義。從命則禽獸。不從命則脩飾。孝子不從命乃敬。故可以從而不從。是不子也。未可以從而從。是不衷也。明於從不從之義。而能致恭敬忠信端愨。以愼行之。則可謂大孝矣。傳曰。從道不從君。從義不從父。此之謂也。故勞苦彫萃。而能無失其敬。災禍患難。而能無失其義。則不幸不順見惡。而能無失其愛。非仁人莫能行。詩曰。孝子不匱。此之謂也。

○魯哀公問於孔子曰。子從父命孝乎。臣從君命貞乎。三問。孔子不對。孔子趨出。以語子貢曰。鄉者君問丘曰。子從父命孝乎。臣從君命貞乎。三問而丘不對。賜以爲何如。子貢曰。子從父命。孝矣。臣從君命。貞矣。夫子有奚對焉。孔子曰。小人哉賜。不識也。昔萬乘之國。有爭臣四人。則封疆不削。千乘之國。有爭臣三人。則社稷不危。百乘之家。有爭臣二人。則宗廟不毀。父有爭子。不行無禮。士有爭友。不爲不義。故子從父。奚子孝。臣從君。奚臣貞。審其所以從之之謂孝。之謂貞也。

○子路問於孔子曰。有人於此。夙興夜寐。耕耘樹藝。手足胼胝。以養其親。然而無孝之名。何也。孔子曰。意者身不敬與。辭不遜與。色不順與。古之人有言。曰衣與繆與。不女聊。今夙興夜寐。耕耘樹藝。手足胼胝。以養其親。無此三者。則何以爲而無孝之名也。孔子曰。由志之。吾語汝。雖有國士之力。不能自擧其身。非無力也。勢不可也。故入而行不脩。身之罪也。出而名不章。友之過也。故君子入則篤行。出則友賢。何爲而無孝之名也。

○子路問於孔子曰。魯大夫練而牀。禮邪。孔子曰。吾不知也。子路出。謂子貢曰。吾以夫子爲無所不知。夫子徒有所不知。子貢曰。汝何問哉。子路曰。由問。魯大夫練而牀。禮邪。夫子曰。吾不知也。子貢曰。吾將爲汝問之。子貢問曰。練而牀禮邪。孔子曰。非禮也。子貢出。謂子路曰。汝謂夫子爲有所不知乎。夫子徒無所不知。汝問非也。禮居是邑。不非其大夫。

○子路盛服見孔子。孔子曰。由是裾裾何也。昔者江出於嶓山。其始出也。其源可以濫觴。及其至江之津也。不放舟。不避風。則不可涉也。非維下流水多邪。今汝服既盛。顏色充盈。天下且孰肯諫汝矣。由。子路趨而出。改服而入。蓋猶若也。孔子曰。志之。吾語汝。奮於言者華。奮於行者伐。色知而有能者。小人也。故君子知之曰知之。不知曰不知。言之要也。能之曰能之。不能曰不能。行之至也。言要則知。行至則仁。既知且仁。夫惡有不足矣哉。

○子路入。子曰。由。知者若何。仁者若何。子

也。獄犴不治。不可刑也。罪不在民故也。嫚令謹誅賊也。今生也有時。斂也無時暴也。不教而責成功虐也。已此三者。然後刑可卽也。書曰。義刑義殺。勿庸以卽。予維曰未有順事。言先教也。故先王既陳之以道。上先服之。若不可。尚賢以綦之。若不可。廢不能以單之。綦三年而百姓從矣。邪民不從。然後俟之以刑。則民知罪矣。詩曰。尹氏大師。維周之氐。秉國之均。四方是維。天子是庳。卑民不迷。是以威厲而不試。刑錯而不用。此之謂也。今之世則不然。亂其教。繁其刑。其民迷惑而墮焉。則從而刑之。是以刑彌繁。而邪不勝。三尺之岸。而虛車不能登也。百仞之山。任負車登焉。何則陵遲故也。數仞之牆。而民不踰也。百仞之山。而豎子馮而游焉。陵遲故也。今夫世之陵遲亦久矣。而能使民勿踰乎。詩曰。周道如砥。其直如矢。君子所履。小人所視。眷焉顧之。潸焉出涕。豈不哀哉。○詩曰。瞻彼日月。悠悠我思。道之云遠。曷云能來。子曰。伊稽道。不其有來乎。○孔子觀於東流之水。子貢問於孔子曰。君子之所以見大水必觀焉者。是何。孔子曰。夫水大徧與諸生而無爲也似德。其流也埤下裾拘。必循其理似義。其洸洸乎不淈盡似道。若有決行之。其應佚若聲響。其赴百仞之谷不懼似勇。主量必平似法。盈不求概似正。淖約微達似察。以出以入。以就鮮絜似善化。其萬折也必東似志。是故君子見大水必觀焉。○孔子曰。吾有恥也。吾有鄙也。吾有殆也。幼不能彊學。老無以教之。吾恥之。去其故鄉。事君而達。卒遇故人。曾無舊言。吾鄙之。與小人處者。吾殆之也。○孔子曰。如垤而進。吾與之。如丘而止。吾已矣。今學曾未如肬贅。則具然欲爲人師。○孔子南適楚。厄於陳蔡之間。七日不火食。藜羹不糂。弟子皆有飢色。子路進問之曰。由聞之。爲善者。天報之以福。爲不善者。天報之以禍。今夫子累德積義懷美。行之日久矣。奚居之隱也。孔子曰。由不識。吾語汝。汝以知者爲必用邪。王子比干不見剖心乎。汝以忠者爲必用邪。關龍逢不見刑乎。汝以諫者爲必用邪。伍子胥不磔姑蘇東門外乎。夫遇不遇者時也。賢不肖者材也。君子博學深謀不遇時者多矣。由是觀之。不遇世者衆矣。何獨丘也哉。夫芷蘭生於深林。非以無人而不芳。君子之學。非爲通也。爲窮而不困。憂而意不衰也。知禍福終始而心不惑也。夫賢不肖者材也。爲不爲者人也。遇不遇者時也。死生者命也。今有其人不遇其時。雖賢其能行乎。苟遇其時。何難之有。故君子博學深謀脩身端行。以俟其時。孔子曰。由居。吾語汝。昔晉公子重耳霸心生於曹。越王句踐霸心生於會稽。齊桓公小白霸心生於莒。故居不隱者思不遠。身不佚者志不廣。女庸安知吾不得之桑落之下乎哉。○子貢觀於魯廟之北堂。出而問於孔子曰。鄉者賜觀於太廟之北堂。吾亦未輟。還復瞻彼北蓋。彼皆繼。彼有說邪。匠過絕邪。孔子曰。太廟之堂。亦嘗有說。官致良工。因麗節文。非無良材也。蓋曰貴文也。

與流言止於知者。此家言邪學之所以惡儒者也。是非疑則度之以遠事。驗之以近物。參之以平心。流言止焉。惡言死焉。○曾子食魚有餘。曰。泔之。門人曰。泔之傷人。不若奧之。曾子泣涕曰。有異心乎哉。傷其聞之晚也。○無用吾之所短。遇人之所長。故塞而避所短。移而從所任。疏知而不法。察辯而操僻。勇果而亡禮。君子之所憎惡也。○多言而類聖人也。少言而法君子也。多言無法而流。喆然雖辯。小人也。○國法禁拾遺。惡民之串以無分得也。有夫分義。則容天下而治。無分義。則一妻一妾而亂。○天下之人。雖各特意哉。然而有所共予也。言味者予易牙。言音者予師曠。言治者予三王。三王既已定法度。制禮樂而傳之。有不用而改自作。何以異於變易牙之和。更師曠之律。無三王之治。天下不待亡。國不待死。飲而不食者蟬也。不飲不食者蜉蝣也。○虞舜孝己。孝而親不愛。比干子胥。忠而君不用。仲尼顏淵。知而窮於世。劫迫於暴國。而無所辟之。則崇其善。揚其美。言其所長。而不稱其所短也。○惟惟而亡者誹也。博而窮者訾也。淸之而濁者口也。○君子能爲可貴。不能使人必貴己。能爲可用。不能使人必用己。○誥誓不及五帝。盟詛不及三王。交質子不及五伯。

宥坐篇

孔子觀於魯桓公之廟。有欹器焉。孔子問於守廟者曰。此爲何器。守廟者曰。此蓋爲宥坐之器。孔子曰吾聞。宥坐之器者。虛則欹。中則正。滿則覆。孔子顧謂弟子曰。注水焉。弟子挹水而注之。中而正。滿而覆。虛而欹。孔子喟然而嘆曰。吁。惡有滿而不覆者哉。子路曰。敢問。持滿有道乎。孔子曰。聰明聖知。守之以愚。功被天下。守之以讓。勇力撫世。守之以怯。富有四海。守之以謙。此所謂挹而損之之道也。○孔子爲魯攝相。朝七日而誅少正卯。門人進問曰。夫少正卯魯之聞人也。夫子爲政而始誅之。得無失乎。孔子曰。居。吾語汝其故。人有惡者五。而盜竊不與焉。一曰。心達而險。二曰。行辟而堅。三曰。言僞而辯。四曰。記醜而博。五曰。順非而澤。此五者有一於人。則不得免於君子之誅。而少正卯兼有之。故居處足以聚徒成羣。言談足以飾邪營衆。彊足以反是獨立。此小人之桀雄也。不可不誅也。是以湯誅尹諧。文王誅潘止。周公誅管叔。太公誅華仕。管仲誅付里乙。子產誅鄧析史付。此七子者。皆異世同心。不可不誅也。詩曰。憂心悄悄。慍于羣小。小人成羣。斯足憂矣。○孔子爲魯司寇。有父子訟者。孔子拘之。三月不別。其父請止。孔子舍之。季孫聞之不悅曰。是老也欺予。語予曰。爲國家必以孝。今殺一人以戮不孝。又舍之。冉子以告。孔子慨然歎曰。嗚呼。上失之。下殺之。其可乎。不敎其民。而聽其獄。殺不辜也。三軍大敗。不可斬

於蜜醴。一佩易之。正君漸於香酒。可讒而得也。君子之所漸。不可不愼也。人之於文學也。猶玉之於琢磨也。詩曰。如切如瑳。如琢如磨。謂學問也。和之璧。井里之厥也。玉人琢之。爲天子寶。子贛季路。故鄙人也。被文學。服禮義。爲天下列士。學問不厭。好士不倦。是天府也。○君子疑則不言。未問則不立。道遠日益矣。○多知而無親。博學而無方。好多而無定者。君子不與。○少不諷。壯不論議。雖可未成也。君子壹教。弟子壹學。亟成。○君子進則能益上之譽。而損下之憂。不能而居之。誣也。無益而厚受之。竊也。學者非必爲仕。而仕者必如學。○子貢問於孔子曰。賜倦於學矣。願息事君。孔子曰。詩云。溫恭朝夕。執事有恪。事君難。事君焉可息哉。然則賜願息事親。孔子曰。詩云。孝子不匱。永錫爾類。事親難。事親焉可息哉。然則賜願息於妻子。孔子曰。詩云。刑于寡妻。至于兄弟。以御于家邦。妻子難。妻子焉可息哉。然則賜願息於朋友。孔子曰。詩云。朋友攸攝。攝以威儀。朋友難。朋友焉可息哉。然則賜願息耕。孔子曰。詩云。晝爾于茅。宵爾索綯。亟其乘屋。其始播百穀。耕難。耕焉可息哉。然則賜無息者乎。孔子曰。望其壙。皎如也。巔如也。鬲如也。此則知所息矣。子貢曰。大哉死乎。君子息焉。小人休焉。○國風之好色也。傳曰。盈其欲而不愆其止。其誠可比於金石。其聲可內於宗廟。小雅不以於汙上。自引而居下。疾今之政。以思往者。其言有文焉。其聲有哀焉。○國將興。必貴師而重傅。貴師而重傅。則法度存。國將衰。必賤師而輕傅。賤師而輕傅。則人有快。人有快。則法度壞。○古者匹夫五十而士。天子諸侯子十九而冠。冠而聽治。其教至也。○君子也者而好之。其人。其人也而不教。不祥。非君子而好之。非其人也。非其人而教之。齎盜糧。借賊兵也。○不自嗛其行者。言濫過。○古之賢人。賤爲布衣。貧爲匹夫。食則饘粥不足。衣則豎褐不完。然而非禮不進。非義不受。安取此。○子夏貧。衣如縣鶉。人曰。子何不仕。曰。諸侯之驕我者。吾不爲臣。大夫之驕我者。吾不復見。○柳下惠與後門者同衣。而不見疑。非一日之聞也。爭利如蚤甲。而喪其掌。○君人者不可以不愼取臣。匹夫者不可以不愼取友。友者所以相有也。道不同。何以相有也。均薪施火。火就燥。平地注水。水流溼。夫類之相從也。如此之著也。以友觀人。焉所疑。取友善人。不可不愼。是德之基也。詩曰。無將大車。維塵冥冥。言無與小人處也。○藍苴路作。似知而非。偄弱易奪。似仁而非。悍戇好鬪。似勇而非。○仁義禮善之於人也。辟之若貨財粟米之於家也。多有之者富。少有之者貧。至無有者窮。故大者不能。小者不爲。是弃國捐身之道也。○凡物有乘而來。乘其出者。是其反者也。○流言滅之。貨色遠之。禍之所由生也。生自纖纖也。是故君子蚤絕之。○言之信者。在乎區蓋之間。疑則不言。未問則不言。○知者明於事。達於數。不可以不誠事也。故曰。君子難說。說之不以道。不說也。語曰。流丸止於甌

其邪心。○公行子之之燕。遇曾元於塗。曰。燕君何如。曾元曰。志卑。志卑者輕物。輕物者不求助。苟不求助。何能舉。○氐羌之虜也。不憂其係壘也。而憂其不焚也。利夫秋豪。害靡國家。然且為之。幾為知計哉。○今夫亡箴者。終日求之而不得。其得之。非目益明也。眸而見之也。心之於慮亦然。○義與利者。人之所兩有也。雖堯舜不能去民之欲利。然而能使其欲利不克其好義也。雖桀紂亦不能去民之好義。然而能使其好義不勝其欲利也。故義勝利者為治世。利克義者為亂世。上重義則義克利。上重利則利克義。故天子不言多少。諸侯不言利害。大夫不言得喪。士不通貨財。有國之君。不息牛羊。錯質之臣。不息雞豚。冢卿不脩幣。大夫不為場園。從士以上皆羞利而不與民爭業。樂分施而恥積藏。然故民不困財。貧窶者有所竄其手。○文王誅四。武王誅二。周公卒業。至成康則案無誅已。○多積財而羞無有。重民任而誅不能。此邪行之所以起。刑罰之所以多也。○上好義則民闇飾矣。上好富則民死利矣。二者亂之衢也。民語曰。欲富乎。忍恥矣。傾絕矣。絕故舊矣。與義分背矣。上好富則人民之行如此。安得不亂。○湯旱而禱曰。政不節與。使民疾與。何以不雨至斯極也。宮室榮與。婦謁盛與。何以不雨至斯極也。苞苴行與。讒夫興與。何以不雨至斯極也。○天之生民。非為君也。天之立君。以為民也。故古者列地建國。非以貴諸侯而已。列官職差爵祿。非以尊大夫而已。○主道知人。臣道知事。故舜之治天下。不以事詔而萬物成。○農精於田而不可以為田師。工賈亦然。○以賢易不肖。不待卜而後知吉。以治伐亂。不待戰而後知克。○齊人欲伐魯。忌卞莊子。不敢過卞。晉人欲伐衛。畏子路。不敢過蒲。○不知而問堯舜。無有而求天府。先王之道。則堯舜已。六藝之博。則天府已。○君子之學如蛻。幡然遷之。故其行效。其立效。其坐效。其置顏色出辭氣效。無留善。無宿問。善學者盡其理。善行者究其難。○君子立志如窮。雖天子三公問。正以是非對。○君子隘窮而不失。勞倦而不苟。臨患難而不忘茵席之言。○歲不寒。無以知松柏。事不難。無以知君子。無日不在是。○雨小漢故潛。夫盡小者大。積微者著。德至者色澤洽。行盡而聲聞遠。小人不誠於內。而求之於外。○言而不稱師謂之畔。教而不稱師謂之倍。倍畔之人。明君不內朝。士大夫遇諸塗不與言。○不足於行者說過。不足於信者誠言。故春秋善胥命。而詩非屢盟。其心一也。善為詩者不說。善為易者不占。善為禮者不相。其心同也。○曾子曰。孝子言為可聞。行為可見。言為可聞。所以說遠也。行為可見。所以說近也。近者說則親。遠者說則附。親近而附遠。孝子之道也。○曾子行。晏子從於郊曰。嬰聞之。君子贈人以言。庶人贈人以財。嬰貧無財。請假於君子。贈吾子以言。乘輿之輪。大山之木也。示諸檃栝。三月五月。為幬菜敝而不反其常。君子之檃栝。不可不謹也。慎之。蘭茝稾本。漸

耕立而式。過十室之邑必下。○祭大蚤。朝大晚。非禮也。治民不以禮。動斯陷矣。○平衡曰拜。下衡曰稽首。至地曰稽顙。○大夫之臣。拜不稽首。非尊家臣也。所以辟君也。○一命齒於鄉。再命齒於族。三命族人雖七十不敢先。上大夫。中大夫。下大夫。○吉事尙尊。喪事尙親。○君臣不得不尊。父子不得不親。兄弟不得不順。夫婦不得不驩。少者以長。老者以養。故天地生之。聖人成之。○聘問也。享獻也。私覿私見也。○言語之美。穆穆皇皇。朝廷之美。濟濟鎗鎗。○爲人臣下者。有諫而無訕。有亡而無疾。有怨而無怒。○君於大夫。三問其疾。三臨其喪。於士一問一臨。諸侯非問疾弔喪。不之臣之家。○既葬。君若父之友食之則食矣。不辟粱肉。有酒醴則辭。○寢不踰廟。設衣不踰祭服。禮也。○易之咸見夫婦。夫婦之道。不可不正也。君臣父子之本也。咸感也。以高下下。以男下女。柔上而剛下。○聘士之義。親迎之道。重始也。禮者人之所履也。失所履。必顚蹷陷溺。所失微而其爲亂大者。禮也。○禮之於正國家也。如權衡之於輕重也。如繩墨之於曲直也。故人無禮不生。事無禮不成。國家無禮不寧。○和樂之聲。步中武象。趨中韶濩。君子聽律習容而後士。○霜降逆女。冰泮殺內。十日一御。○坐視膝。立視足。應對言語視面。立視前六尺。而大之六六三十六。三丈六尺。○文貌情用。相爲內外表裏。禮之中焉能思索。謂之能慮。禮者本末相順。終始相應。禮者以財物爲用。以貴賤爲文。以多少爲異。○下臣事君以貨。中臣事君以身。上臣事君以人。○易曰。復自道。何其咎。春秋賢穆公。以爲能變也。○士有妒友則賢交不親。君有妒臣則賢人不至。蔽公者謂之昧。隱良者謂之妒。奉妒昧者。謂之交譎。交譎之人。妒昧之臣。國之薉孽也。○口能言之。身能行之。國寶也。口不能言。身能行之。國器也。口能言之。身不能行。國用也。口言善。身行惡。國妖也。治國者。敬其寶。愛其器。任其用。除其妖。○不富無以養民情。不敎無以理民性。故家五畝宅。百畝田。務其業。而勿奪其時。所以富之也。立大學。設庠序。脩六禮。明七敎。所以道之也。詩曰。飲之食之。敎之誨之。王事具矣。○武王始入殷。表商容之閭。釋箕子之囚。哭比干之墓。天下鄉善矣。○天下國有俊士。世有賢人。迷者不問路。溺者不問遂。亡人好獨。詩曰。我言維服。勿用爲笑。先民有言。詢于芻蕘。言博問也。○有法者以法行。無法者以類擧。以其本知其末。以其左知其右。凡百事異理而相守也。慶賞刑罰。通類而後應。政敎習俗。相順而後行。○八十者一子不事。九十者擧家不事。廢疾非人不養者。一人不事。父母之喪。三年不事。齊衰大功。三月不事。從諸侯來。與新有昏。朞不事。○子謂子家駒。續然大夫。不如晏子。晏子功用之臣也。不如子產。子產惠人也。不如管仲。管仲之爲人。力功不力義。力知不力仁。野人也。不可以爲天子大夫。○孟子三見宣王不言事。門人曰。曷爲三遇齊王而不言事。孟子曰。我先攻

大略君人者。隆禮尊賢而王。重法愛民而霸。好利多詐而危。○欲近四旁。莫如中央。故王者必居天下之中。禮也。○天子外屏。諸侯內屏。禮也。外屏不欲見外也。內屏不欲見內也。○諸侯召其臣。臣不俟駕。顛倒衣裳而走。禮也。詩曰。顛之倒之。自公召之。天子召諸侯。諸侯輦輿就馬。禮也。詩曰。我出我輿。于彼牧矣。自天子所。謂我來矣。○天子山冕。諸侯玄冠。大夫裨冕。士韋弁。禮也。天子御珽。諸侯御荼。大夫服笏。禮也。天子彫弓。諸侯彤弓。大夫黑弓。禮也。○諸侯相見。卿爲介。以其教出畢行。使仁居守。○聘人以珪。問士以璧。召人以瑗。絕人以玦。反絕以環。○人主仁心設焉。知其役也。禮其盡也。故王者先仁而後禮。天施然也。○聘禮志曰。幣厚則傷德。財侈則殄禮。禮云禮云。玉帛云乎哉。詩曰。物其指矣。唯其偕矣。不時宜。不敬文。不驩欣。雖指非禮也。○水行者表深。使人無陷。治民者表亂。使人無失。禮者其表也。先王以禮表天下之亂。今廢禮者是去表也。故民迷惑而陷禍患。此刑罰之所以繁也。○舜曰。維予從欲而治。故禮之生。爲賢人以下至庶民也。非爲成聖也。然而亦所以成聖也。不學不成。堯學於君疇。舜學於務成昭。禹學於西王國。○五十不成喪。七十唯衰存。○親迎之禮。父南鄉而立。子北面而跪。醮而命之。往迎爾相。成我宗事。隆率以敬。先妣之嗣。若則有常。子曰。諾。唯恐不能。敢忘命矣。○夫行也者。行禮之謂也。禮也者。貴者敬焉。老者孝焉。長者弟焉。幼者慈焉。賤者惠焉。○賜予其宮室。猶用慶賞於國家也。忿怒其臣妾。猶用刑罰於萬民也。○君子之於子。愛之而勿面。使之而勿貌。導之以道而勿彊。○禮以順人心爲本。故亡於禮經而順人心者。皆禮也。○禮之大凡。事生飾驩也。送死飾哀也。軍旅飾威也。○親親故故。庸庸勞勞。仁之殺也。貴貴尊尊。賢賢老老長長。義之倫也。行之得其節。禮之序也。仁愛也。故親。義理也。故行。禮節也。故成。仁有里。義有門。仁非其里而虛之。非禮也。義非其門而由之。非義也。推恩而不理。不成仁。遂理而不敢。不成義。審節而不和。不成禮。和而不發。不成樂。故曰。仁義禮樂。其致一也。君子處仁以義。然後仁也。行義以禮。然後義也。制禮反本成末。然後禮也。三者皆通。然後道也。○貨財曰賻。輿馬曰賵。衣服曰襚。玩好曰贈。玉貝曰唅。賻賵所以佐生也。贈襚所以送死也。送死不及柩尸。弔生不及悲哀。非禮也。故吉行五十。犇喪百里。賵贈及事。禮之大也。○禮者政之輓也。爲政不以禮。政不行矣。○天子卽位。上卿進曰。如之何憂之長也。能除患則爲福。不能除患則爲賊。授天子一策。中卿進曰。配天而有下土者。先事慮事。先患慮患。先事慮事謂之接。接則事優成。先患慮患謂之豫。豫則禍不生。事至而後慮者謂之後。後則事不舉。患至而後慮者謂之困。困則禍不可禦。授天子二策。下卿進曰。敬戒無怠。慶者在堂。弔者在閭。禍與福鄰。莫知其門。豫哉豫哉。萬民望之。授天子三策。○禹見耕者

脩潔之爲親。而雜汙之爲狄者邪。甚深藏而外勝敵者邪。法禹舜而能弇迹者邪。行爲動靜。待之而後適者邪。血氣之精也。志意之榮也。百姓待之而後寧也。天下待之而後平也。明達純粹而無疵也。夫是之謂君子之知。知。○有物於此。居則周靜致下。動則綦高以鉅。圓者中規。方者中矩。大參天地。德厚堯禹。精微乎毫毛。而盈大乎寓宙。忽兮其極之遠也。攭兮其相逐而反也。卬卬兮天下之咸蹇也。德厚而不捐。五采備而成文。往來惛憊。通于大神。出入甚極。莫知其門。天下失之則滅。得之則存。弟子不敏。此之願陳。君子設辭。請測意之。曰。此夫大而不塞者與。充盈大宇而不窕。入郄穴而不偪者與。行遠疾速。而不可託訊者與。往來惛憊。而不可爲固塞者與。暴至殺傷。而不億忌者與。功被天下。而不私置者與。託地而游宇。友風而子雨。冬日作寒。夏日作暑。廣大精神。請歸之雲。雲。○有物於此。儀儀兮其狀。屢化如神。功被天下。爲萬世文。禮樂以成。貴賤以分。養老長幼。待之而後存。名號不美。與暴爲鄰。功立而身廢。事成而家敗。弃其耆老。收其後世。人屬所利。飛鳥所害。臣愚而不識。請占之五帝。五帝占之曰。此夫身女好而頭馬首者與。屢化而不壽者與。善壯而拙老者與。有父母而無牝牡者與。冬伏而夏游。食桑而吐絲。前亂而後治。夏生而惡暑。喜溼而惡雨。蛹以爲母。蛾以爲父。三俯三起。事乃大已。夫是之謂蠶理。蠶。○有物於此。生於山阜。處於室堂。無知無巧。善治衣裳。不盜不竊。穿窬而行。日夜合離。以成文章。以能合從。又善連衡。下覆百姓。上飾帝王。功業甚博。不見賢良。時用則存。不用則亡。臣愚不識。敢請之王。王曰。此夫始生鉅。其成功小者邪。長其尾。而銳其剽者邪。頭銛達。而尾趙繚者邪。一往一來。結尾以爲事。無羽無翼。反覆甚極。尾生而事起。尾邅而事已。簪以爲父。管以爲母。既以縫表。又以連裏。夫是之謂箴理。箴。○天下不治。請陳佹詩。天地易位。四時易鄉。列星殞墜。旦暮晦盲。幽晦登昭。日月下藏。公正無私。反見從橫。志愛公利。重樓疏堂。無私罪人。憼革貳兵。道德純備。讒口將將。仁人絀約。敖暴擅彊。天下幽險。恐失世英。螭龍爲蝘蜓。鴟梟爲鳳皇。比干見刳。孔子拘匡。昭昭乎其知之明也。拂乎其遇時之不祥也。郁郁乎其欲禮義之大行也。闇乎天下之晦盲也。皓天不復。憂無疆也。千歲必反。古之常也。弟子勉學。天不忘也。聖人共手。時幾將矣。與愚以疑。願聞反辭。其小歌曰。念彼遠方。何其塞矣。仁人詘約。暴人衍矣。忠臣危殆。讒人服矣。琁玉瑤珠。不知佩也。雜布與錦。不知異也。閭娵子奢。莫之媒也。嫫母力父。是之喜也。以盲爲明。以聾爲聰。以危爲安。以吉爲凶。嗚呼上天。曷維其同。

大略篇

辟除民害。逐共工。北決九河。通十二渚。疏三江。禹溥土平天下。躬親爲民。行勞苦。得益·皐陶·橫革·直成爲輔。契玄王。生昭明。居於砥石。遷于商。十有四世。乃有天乙。是成湯。天乙湯。論舉當。身讓卞隨。舉牟光。道古賢聖。基必張。○願陳辭。世亂惡善。不此治。隱諱疾賢良。長由姦詐。鮮無災。患難哉。阪先爲。聖知不用。愚者謀。前車已覆。後未知更。何覺時。不覺悟。不知苦。迷惑失指。易上下。忠不上達。蒙揜耳目。塞門戶。門戶塞。大迷惑。悖亂昏莫。不終極。是非反易。比周欺上。惡正直。正直惡。心無度。邪枉辟回。失道途。已無尤人。我獨自美。豈獨無故。不知戒。後必有恨。後遂過。不肯悔。讒夫多進。反覆言語。生詐態。人之態。不如備。爭寵嫉賢。利惡忌。妒功毀賢。下斂黨與。上蔽匿。上壅蔽。失輔埶。任用讒夫。不能制。郭公長父之難。厲王流于彘。周幽厲。所以敗。不聽規諫。忠是害。嗟我何人。獨不遇時。當亂世。欲衷對。言不從。恐爲子胥。身離凶。進諫不聽。剄以獨鹿。棄之江。觀往事。以自戒。治亂是非。亦可識。託於成相。以喻意。○請成相。言治方。君論有五。約以明。君謹守之。下皆平正。國乃昌。臣下職。莫游食。務本節用。財無極。事業聽上。莫得相使。一民力。守其職。足衣食。厚薄有等。明爵服。利隹印上。莫得擅與。孰私得。君法明。論有常。表儀既設。民知方。進退有律。莫得貴賤。孰私王。君法儀。禁不爲。莫不說敎。名不移。脩之者榮。離之者辱。孰它師。刑稱陳。守其銀。下不得用。輕私門。罪禍有律。莫得輕重。威不分。請牧基。明有祺。主好論議。必善謀。五聽脩領。莫不理續。主執持。聽之經。明其情。參伍明謹。施賞刑。顯者必得。隱者復顯。民反誠。言有節。稽其實。信誕以分。賞罰必。下不欺上。皆以情言。明如日。上通利。隱遠至。觀法不法。見不視。耳目既顯。吏敬法令。莫敢恣。君敎出。行有律。吏謹將之。無鈹滑。下不私請。各以宜。舍巧拙。臣謹脩。君制變。公察善思。論不亂。以治天下。後世法之。成律貫。

賦篇

爰有大物。非絲非帛。文理成章。非日非月。爲天下明。生者以壽。死者以葬。城郭以固。三軍以彊。粹而王。駁而伯。無一焉而亡。臣愚不識。敢請之王。王曰。此夫文而不采者與。簡然易知。而致有理者與。君子所敬。而小人所不者與。性不得。則若禽獸。性得之則甚雅似者與。匹夫隆之。則爲聖人。諸侯隆之。則一四海者與。致明而約。甚順而體。請歸之禮。禮。○皇天隆物。以示下民。或厚或薄。帝不齊均。桀紂以亂。湯武以賢。湣湣淑淑。皇皇穆穆。周流四海。曾不崇日。君子以脩。跖以穿室。大參乎天。精微而無形。行義以正。事業以成。可以禁暴足窮。百姓待之。而後寧泰。臣愚而不識。願問其名。曰。此夫安寬平而危險隘者邪。

至于亡。倍道失賢也。故尊聖者王。貴賢者霸。敬賢者存。慢賢者亡。古今一也。故尚賢使能。等貴賤。分親疏。序長幼。此先王之道也。故尚賢使能。則主尊下安。貴賤有等。則令行而不流。親疏有分。則施行而不悖。長幼有序。則事業捷成而有所休。故仁者仁此者也。義者分此者也。節者死生此者也。忠者敦慎此者也。兼此而能之備矣。備而不矜。一自善也。謂之聖。不矜矣。夫故天下不與爭能。而致善用其功。有而不有也。夫故為天下貴矣。詩曰。淑人君子・其儀不忒。其儀不忒。正是四國。此之謂也。

成相篇

請成相。世之殃。愚闇愚闇。墮賢良。人主無賢。如瞽無相。何倀倀。請布基。慎聖人。愚而自專。事不治。主忌苟勝。羣臣莫諫。必逢災。論臣過。反其施。尊主安國。尚賢義。拒諫飾非。愚而上同。國必禍。曷謂罷。國多私。比周還主。黨與施。遠賢近讒。忠臣蔽塞。主埶移。曷謂賢。明君臣。上能尊主。愛下民。主誠聽之。天下為一・海內賓。主之孽。讒人達。賢能遁逃。國乃蹷。愚以重愚。闇以重闇。成為桀。世之災。妬賢能。飛廉知政。任惡來。卑其志意。大其園囿。高其臺。武王怒。師牧野。紂卒易鄉。啓乃下。武王善之。封之於宋。立其祖。世之衰。讒人歸。比干見刳。箕子累。武王誅之。呂尚招麾。殷民懷。世之禍。惡賢士。子胥見殺。百里徙。穆公得之。彊配五伯。六卿施。世之愚。惡大儒。逆斥不通。孔子拘。展禽三絀。春申道綴。基畢輸。請牧基。賢者思。堯在萬世。如見之。讒人罔極。險陂傾側。此之疑。基必施。辨賢罷。文武之道同伏戲。由之者治。不由者亂。何疑為。凡成相・辨法方。至治之極。復後王。慎・墨・季・惠。百家之說。誠不詳。治復一。脩之吉。君子執之。心如結。衆人貳之。讒夫弃之。形是詰。水至平。端不傾。心術如此。象聖人。敬而有執。直而用抴。必參天。世無王。窮賢良。暴人芻豢。仁人糟糠。禮樂滅息。聖人隱伏。墨術行。治之經。禮與刑。君子以脩。百姓寧。明德慎罰。國家既治。四海平。治之志。後埶富。君子誠之。好以待。處之敦固。有深藏之。能遠思。思乃精。志之榮。好而壹之。神以成。精神相及。一而不二。為聖人。治之道。美不老。君子由之。佼以好。下以教誨子弟。上以事祖考。成相竭。辭不蹷。君子道之。順以達。宗其賢良。辨其殃孽。○請成相。道聖王。堯舜尚賢。身辭讓。許由善卷。重義輕利。行顯明。堯讓賢。以為民。氾利兼愛。德施均。辨治上下。貴賤有等。明君臣。堯授能。舜遇時。尚賢推德。天下治。雖有賢聖。適不遇世。孰知之。堯不德。舜不辭。妻以二女。任以事。大人哉舜。南面而立。萬物備。舜授禹。以天下。尚得推賢。不失序。外不避仇。內不阿親。賢者予。禹勞心力。堯有德。干戈不用。三苗服。舉舜甽畝。任之天下。身休息。得后稷。五穀殖。夔為樂正。鳥獸服。契為司徒。民知孝弟。尊有德。禹有功。抑下鴻。

不肖者敢援而廢之。是中勇也。輕身而重貨。恬禍而廣解。苟不恤是非然不然之情。以期勝人爲意。是下勇也。繁弱鉅黍。古之良弓也。然而不得排檠。則不能自正。桓公之葱。太公之闕。文王之錄。莊君之曶。闔閭之干將莫邪。鉅闕辟閭。此皆古之良劍也。然而不加砥礪。則不能利。不得人力。則不能斷。驊騮騹驥。纖離綠耳。此皆古之良馬也。然而前必有銜轡之制。後有鞭策之威。加之以造父之馭。然後一日而致千里也。夫人雖有性質美而心辨知。必將求賢師而事之。擇賢友而友之。得賢師而事之。則所聞者堯舜禹湯之道也。得良友而友之。則所見者。忠信敬讓之行也。身日進於仁義而不自知也者。靡使然也。今與不善人處。則所聞者欺誣詐僞也。所見者汙漫淫邪貪利之行也。身且加於刑戮而不自知者。靡使然也。傳曰。不知其子。視其友。不知其君。視其左右。靡而已矣。靡而已矣。

君子篇

天子無妻。告人無匹也。四海之內無客禮。告無適也。足能行。待相者然後進。口能言。待官人然後詔。不視而見。不聽而聰。不言而信。不慮而知。不動而功。告至備也。天子也者。埶至重。形至佚。心至愈。志無所詘。形無所勞。尊無上矣。詩曰。普天之下。莫非王土。率土之濱。莫非王臣。此之謂也。聖王在上。分義行乎下。則士大夫無流淫之行。百吏官人無怠慢之事。衆庶百姓無姦怪之俗。無盜賊之罪。莫敢犯上之大禁。天下曉然皆知夫盜竊之人不可以爲富也。皆知夫賊害之人不可以爲壽也。皆知夫犯上之禁。不可以爲安也。由其道。則人得其所好焉。不由其道。則必遇其所惡焉。是故刑罰綦省。而威行如流。世曉然皆知夫爲姦則雖隱竄逃亡。而由不足以免也。故莫不服罪而請。書曰。凡人自得罪。此之謂也。故刑當罪則威。不當罪則侮。爵當賢則貴。不當賢則賤。古者刑不過罪。爵不踰德。故殺其父而臣其子。殺其兄。而臣其弟。刑罰不怒罪。爵賞不踰德。分然各以其誠通。是以爲善者勸。爲不善者沮。刑罰綦省。而威行如流。政令致明。而化易如神。傳曰。一人有慶。兆民賴之。此之謂也。亂世則不然。刑罰怒罪。爵賞踰德。以族論罪。以世舉賢。故一人有罪。而三族皆夷。德雖如舜。不免刑均。是以族論罪也。先祖嘗賢。子孫必顯。行雖如桀紂。列從必尊。此以世舉賢也。以族論罪。以世舉賢。雖欲無亂。得乎哉。詩曰。百川沸騰。山冢崒崩。高岸爲谷。深谷爲陵。哀今之人。胡憯莫懲。此之謂也。論法聖王。則知所貴矣。以義制事。則知所利矣。論知所貴。則知所養矣。事知所利。則動知所出矣。二者是非之本。得失之原也。故成王之於周公也。無所往而不聽。知所貴也。桓公之於管仲也。國事無所往而不用。知所利也。吳有伍子胥。而不能用。國

起而生禮義。然則聖人之於禮義積僞也。亦猶陶埏而生之也。用此觀之。然則禮義積僞者。豈人之性也哉。所賤於桀跖小人者。從其性。順其情。安恣睢。以出乎貪利爭奪。故人之性惡明矣。其善者僞也。天非私曾·騫·孝己。而外衆人也。然而曾·騫·孝己。獨厚於孝之實。而全於孝之名者。何也。以綦於禮義故也。天非私齊魯之民。而外秦人也。然而於父子之義。夫婦之別。不如齊魯之孝具敬文者。何也。以秦人之從情性。安恣睢·慢於禮義故也。豈其性異矣哉。○塗之人可以爲禹。曷謂也。曰。凡禹之所以爲禹者。以其爲仁義法正也。然則仁義法正。有可知可能之理。然而塗之人也。皆有可以知仁義法正之質。皆有可以能仁義法正之具。然則其可以爲禹明矣。今以仁義法正。爲固無可知可能之理邪。然則雖禹不知仁義法正。不能仁義法正也。將使塗之人固無可以知仁義法正之質。而固無可以能仁義法正之具邪。然則塗之人也。且內不可以知父子之義。外不可以知君臣之正。不然。今塗之人者。皆內可以知父子之義。外可以知君臣之正。然則其可以知之質。可以能之具。其在塗之人明矣。今使塗之人者。以其可以知之質。可以能之具。本夫仁義之可知之理。可能之具。然則其可以爲禹明矣。今使塗之人伏術爲學。專心一志。思索孰察。加日縣久。積善而不息。則通於神明。參於天地矣。故聖人者。人之所積而致也。曰。聖可積而致。然而皆不可積。何也。曰。可以而不可使也。故小人可以爲君子。而不肯爲君子。君子可以爲小人。而不肯爲小人。小人君子者。未嘗不可以相爲也。然而不相爲者。可以而不可使也。故塗之人可以爲禹。則然。塗之人能爲禹。未必然也。雖不能爲禹。無害可以爲禹。足可以偏行天下。然而未嘗有能偏行天下者也。夫工匠農賈。未嘗不可以相爲事也。然而未嘗能相爲事也。用此觀之。然則可以爲。未必能也。雖不能。無害可以爲。然則能不能之與可不可。其不同遠矣。其不可以相爲明矣。堯問於舜曰。人情何如。舜對曰。人情甚不美。又何問焉。妻子具而孝衰於親。嗜欲得而信衰於友。爵祿盈而忠衰於君。人之情乎。人之情乎。甚不美。又何問焉。唯賢者爲不然。有聖人之知者。有士君子之知者。有小人之知者。有役夫之知者。多言則文而類。終日議。其所以言之。千擧萬變。其統類一也。是聖人之知也。小言則徑而省。論而法。若佚之以繩。是士君子之知也。其言也諂。其行也悖。其擧事多悔。是小人之知也。齊給便敏而無類。雜能旁魄而無用。析速粹孰而不急。不恤是非。不論曲直。以期勝人爲意。是役夫之知也。有上勇者。有中勇者。有下勇者。天下有中。敢直其身。先王有道。敢行其意。上不循於亂世之君。下不沿於亂世之民。仁之所在無貧窮。仁之所亡無富貴。天下知之。則欲與天下同苦樂之。天下不知之。則傀然獨立天地之間而不畏。是上勇也。禮恭而意儉。大齊信焉。而輕貨財。賢者敢推而尙之。

耳好聲。口好味。心好利。骨體膚理好愉佚。是皆生於人之情性者也。感而自然。不待事而後生之者也。夫感而不能然。必且待事而後然者。謂之生於僞。是性僞之所生。其不同之徵也。故聖人化性而起僞。僞起而生禮義。禮義生而制法度。然則禮義法度者。是聖人之所生也。故聖人之所以同於衆。其不過於衆者性也。所以異而過衆者僞也。夫好利而欲得者。此人之情性也。假之有弟兄資財而分者。且順情性。好利而欲得。若是則兄弟相拂奪矣。且化禮義之文理。若是則讓乎國人矣。故順情性。則弟兄爭矣。化禮義。則讓乎國人矣。凡人之欲爲善者。爲性惡也。夫薄願厚。惡願美。狹願廣。貧願富。賤願貴。苟無之中者。必求於外。故富而不願財。貴而不願埶。苟有之中者。必不求於外。用此觀之。人之欲爲善者。爲性惡也。今人之性。固無禮義。故彊學而求有之也。性不知禮義。故思慮而求知之也。然則性而已。則人無禮義。不知禮義。人無禮義則亂。不知禮義則悖。然則性而已。則悖亂在己。用此觀之。人之性惡明矣。其善者僞也。

○孟子曰。人之性善。曰。是不然。凡古今天下之所謂善者。正理平治也。所謂惡者。偏險悖亂也。是善惡之分也已。今誠以人之性。固正理平治邪。則有惡用聖王。惡用禮義矣哉。雖有聖王禮義。將曷加於正理平治也哉。今不然。人之性惡。故古者聖人以人之性惡。以爲偏險而不正。悖亂而不治。故爲之立君上之埶以臨之。明禮義以化之。起法正以治之。重刑罰以禁之。使天下皆出於治。合於善也。是聖王之治。而禮義之化也。今當試去君上之埶。無禮義之化。去法正之治。無刑罰之禁。倚而觀天下民人之相與也。若是則夫彊者害弱而奪之。衆者暴寡而譁之。天下之悖亂而相亡。不待頃也。用此觀之。然則人之性惡明矣。其善者僞也。故善言古者。必有節於今。善言天者。必有徵於人。凡論者貴其有辨合。有符驗。故坐而言之。起而可設。張而可施行。今孟子曰。人之性善。無辨合符驗。坐而言之。起而不可設。張而不可施行。豈不過甚矣哉。故性善則去聖王。息禮義矣。性惡則與聖王。貴禮義矣。故檃栝之生。爲枸木也。繩墨之起。爲不直也。立君上。明禮義。爲性惡也。用此觀之。然則人之性惡明矣。其善者僞也。直木不待檃栝而直者。其性直也。枸木必將待檃栝烝矯。然後直者。以其性不直也。今人之性惡。必將待聖王之治。禮義之化。然後皆出於治。合於善也。用此觀之。然則人之性惡明矣。其善者僞也。

○問者曰。禮義積僞者。是人之性。故聖人能生之也。應之曰。是不然。夫陶人埏埴而生瓦。然則瓦埴豈陶人之性也哉。工人斲木而生器。然則器木豈工人之性也哉。夫聖人之於禮義也。辟亦陶埏而生之也。然則禮義積僞者。豈人之性也哉。凡人之性者。堯舜之與桀跖。其性一也。君子之與小人。其性一也。今將以禮義積僞。爲人之性邪。然則有曷貴堯禹。曷貴君子矣哉。凡所貴堯禹君子者。能化性。能起僞。僞

以養名。如是而加天下焉。其爲天下多。其和樂少矣。夫是之謂重己役物。○無稽之言。不見之行。不聞之謀。君子愼之。

性惡篇

人之性惡。其善者僞也。今人之性。生而有好利焉。順是。故爭奪生。而辭讓亡焉。生而有疾惡焉。順是。故殘賊生。而忠信亡焉。生而有耳目之欲。有好聲色焉。順是。故淫亂生。而禮義文理亡焉。然則從人之性。順人之情。必出於爭奪。合於犯分亂理。而歸於暴。故必將有師法之化。禮義之道。然後出於辭讓。合於文理。而歸於治。用此觀之。然則人之性惡明矣。其善者僞也。故枸木必將待檃栝烝矯。然後直。鈍金必將待礱厲。然後利。今人之性惡。必將待師法。然後正。得禮義。然後治。今人無師法。則偏險而不正。無禮義。則悖亂而不治。古者聖王。以人之性惡。以爲偏險而不正。悖亂而不治。是以爲之起禮義。制法度。以矯飾人之情性而正之。以擾化人之情性而導之也。使皆出於治。合於道者也。今之人化師法。積文學。道禮義者。爲君子。縱性情。安恣睢。而違禮義者。爲小人。用此觀之。然則人之性惡明矣。其善者僞也。孟子曰。人之學者。其性善也。曰。是不然。是不及知人之性。而不察乎人之性僞之分者也。凡性者天之就也。不可學。不可事。禮義者聖人之所生也。人之所學而能。所事而成者也。不可學不可事。而在人者。謂之性。可學而能。可事而成之在人者。謂之僞。是性僞之分也。今人之性。目可以見。耳可以聽。夫可以見之明不離目。可以聽之聰不離耳。目明而耳聰。不可學明矣。孟子曰。今人之性善。將皆失喪其性故也。曰若是則過矣。今人之性。生而離其朴。離其資。必失而喪之。用此觀之。然則人之性惡明矣。所謂性善者。不離其朴而美之。不離其資而利之也。使夫資朴之於美。心意之於善。若夫可以見之明不離目。可以聽之聰不離耳。故曰目明而耳聰也。今人之性。飢而欲飽。寒而欲煖。勞而欲休。此人之情性也。今人飢見長而不敢先食者。將有所讓也。勞而不敢求息者。將有所代也。夫子之讓乎父。弟之讓乎兄。子之代乎父。弟之代乎兄。此二行者。皆反於性而悖於情也。然而孝子之道。禮義之文理也。故順情性則不辭讓矣。辭讓則悖於情性矣。用此觀之。然則人之性惡明矣。其善者僞也。○問者曰。人之性惡。則禮義惡生。應之曰。凡禮義者。是生於聖人之僞。非故生於人之性也。故陶人埏埴而爲器。然則器生於工人之僞。非故生於人之性也。故工人斲木而成器。然則器生於工人之僞。非故生於人之性也。聖人積思慮。習僞故。以生禮義。而起法度。然則禮義法度者。是生於聖人之僞。非故生於人之性也。若夫目好色。

也。情之數也。非治亂也。欲不待可得。而求者從所可。欲不待可得。所受乎天也。求者從所可。受乎心也。所受乎天之一欲。制於所受乎心之多。固難類所受乎天。人之所欲生甚矣。人之所惡死甚矣。然而人有從生成死者。非不欲生而欲死也。不可以生而可以死也。故欲過之而動不及。心止之也。心之所可中理。則欲雖多。奚傷於治。欲不及而動過之。心使之也。心之所可失理。則欲雖寡。奚止於亂。故治亂在於心之所可。亡於情之所欲。不求之其所在。而求之其所亡。雖曰我得之。失之矣。性者天之就也。情者性之質也。欲者情之應也。以所欲爲可得而求之。情之所必不免也。以爲可而道之。知所必出也。故雖爲守門。欲不可去。性之具也。雖爲天子。欲不可盡。欲雖不可盡。可以近盡也。欲雖不可去。求可節也。所欲雖不可盡。求者猶近盡。欲雖不可去。所求不得不慮者。欲節求也。道者進則近盡。退則節求。天下莫之若也。○凡人莫不從其所可。而去其所不可。知道之莫之若也。而不從道者。無之有也。假之有人而欲南無多。而惡北無寡。豈爲夫南者之不可盡也。離南行而北走也哉。今人所欲無多。所惡無寡。豈爲夫所欲之不可盡也。離得欲之道。而取所惡也哉。故可道而從之。奚以損之而亂。不可道而離之。奚以益之而治。故知者論道而已矣。小家珍說之所願皆衰矣。凡人之取也。所欲未嘗粹而來也。其去也。所惡未嘗粹而往也。故人無動而不與權俱。衡不正。則重縣於仰。而人以爲輕。輕縣於俛。而人以爲重。此人所以惑於輕重也。權不正。則禍託於欲。而人以爲福。福託於惡。而人以爲禍。此亦人所以惑於禍福也。道者古今之正權也。離道而內自擇。則不知禍福之所託。○易者以一易一。人曰無得亦無喪也。以一易兩。人曰無喪而有得也。以兩易一。人曰無得而有喪也。計者取所多。謀者從所可。以兩易一。人莫之爲。明其數也。從道而出。猶以一易兩也。奚喪。離道而內自擇。是猶以兩易一也。奚得。其累百年之欲。易一時之嫌。然且爲之。不明其數也。有嘗試深觀其隱而難察者。志輕理而不重物者。無之有也。外重物而不內憂者。無之有也。行離理而不外危者。無之有也。外危而不內恐者。無之有也。心憂恐。則口銜芻豢而不知其味。耳聽鐘鼓而不知其聲。目視黼黻而不知其狀。輕煖平簟而體不知其安。故嚮萬物之美而不能嗛也。假而得間而嗛之。則不能離也。故嚮萬物之美而盛憂。兼萬物之利而盛害。如此者其求物也。養生也。粥壽也。故欲養其欲而縱其情。欲養其性而危其形。欲養其樂而攻其心。欲養其名而亂其行。如此者。雖封侯稱君。其與盜無以異。雖乘軒戴絻。其與無足無以異。夫是之謂以己爲物役矣。心平愉。則色不及傭而可以養目。聲不及傭而可以養耳。蔬食菜羹而可以養口。麤布之衣。麤紃之屨而可以養體。屋室廬庾。葭稾蓐。尙机筵。而可以養形。故無萬物之美而可以養樂。無埶列之位而可

善名。物有同狀而異所者。有異狀而同所者。可別也。狀同而爲異所者。雖可合。謂之二實。狀變而實無別。而爲異者。謂之化。有化而無別。謂之一實。此事之所以稽實定數也。此制名之樞要也。後王之成名。不可不察也。○見侮不辱。聖人不愛己。殺盜非殺人也。此惑於用名以亂名者也。驗之所以爲有名。而觀其孰行。則能禁之矣。山淵平。情欲寡。芻豢不加甘。大鐘不加樂。此惑於用實以亂名者也。驗之所緣而以同異。而觀其孰調。則能禁之矣。非而謁。楹有牛。馬非馬也。此惑於用名以亂實者也。驗之名約。以其所受。悖其所辭。則能禁之矣。凡邪說辟言之離正道而擅作者。無不類於三惑者矣。故明君知其分而不與辨也。夫民易一以道。而不可與共故。故明君臨之以勢。道之以道。申之以命。章之以論。禁之以刑。故其民之化道也如神。辯說惡用矣哉。今聖王沒。天下亂。姦言起。君子無勢以臨之。無刑以禁之。故辯說也。實不喻。然後命。命不喻。然後期。期不喻。然後說。說不喻。然後辯。故期命辯說也者。用之大文也。而王業之始也。名聞而實喻。名之用也。累而成文。名之麗也。用麗俱得。謂之知名。名也者所以期累實也。辭也者。兼異實之名。以論一意也。辯說也者。不異實名。以喻動靜之道也。期命也者。辯說之用也。辯說也者。心之象道也。心也者。道之工宰也。道也者。治之經理也。心合於道。說合於心。辭合於說。正名而期。質情而喻。辨異而不過。推類而不悖。聽則合文。辨則盡故。以正道而辨姦。猶引繩以持曲直。是故邪說不能亂。百家無所竄。有兼聽之明。而無奮矜之容。有兼覆之厚。而無伐德之色。說行則天下正。說不行則白道而冥窮。是聖人之辯說也。詩曰。顒顒卬卬。如珪如璋。令聞令望。豈弟君子。四方爲綱。此之謂也。○辭讓之節得矣。長少之理順矣。忌諱不稱。祆辭不出。以仁心說。以學心聽。以公心辯。不動乎衆人之非譽。不治觀者之耳目。不賂貴者之權勢。不利便辟者之辭。故能處道而不貳。咄而不奪。利而不流。貴公正。而賤鄙爭。是士君子之辯說也。詩曰。長夜漫兮。永思騫兮。大古之不慢兮。禮義之不愆兮。何恤人之言兮。此之謂也。○君子之言。涉然而精。俛然而類。差差然而齊。彼正其名。當其辭。以務白其志義者也。彼名辭也者。志義之使也。足以相通則舍之矣。苟之姦也。故名足以指實。辭足以見極。則舍之矣。外是者謂之訒。是君子之所棄。而愚者拾以爲己寶。故愚者之言。芴然而粗。嘖然而不類。諮諮然而沸。彼誘其名。眩其辭。而無深於其志義者也。故窮藉而無極。甚勞而無功。貪而無名。故知者之言也。慮之易知也。行之易安也。持之易立也。成則必得其所好。而不遇其所惡焉。愚者反是。詩曰。爲鬼爲蜮。則不可得。有靦面目。視人罔極。作此好歌。以極反側。此之謂也。○凡語治而待去欲者。無以道欲。而困於有欲者也。凡語治而待寡欲者。無以節欲。而困於多欲者也。有欲無欲。異類也。生死也。非治亂也。欲之多寡。異類

則直言至矣。而讒言反矣。君子邇。而小人遠矣。詩曰。明明在下。赫赫在上。此言上明而下化也。

正名篇

後王之成名。刑名從商。爵名從周。文名從禮。散名之加於萬物者。則從諸夏之成俗。曲期遠方異俗之鄉。則因之而爲通。散名之在人者。生之所以然者。謂之性。生之和所生。精合感應。不事而自然。謂之性。性之好惡喜怒哀樂。謂之情。情然而心爲之擇。謂之慮。心慮而能爲之動。謂之僞。慮積焉。能習焉。而後成。謂之僞。正利而爲。謂之事。正義而爲。謂之行。所以知之在人者。謂之知。知有所合。謂之智。所以能之在人者。謂之能。能有所合。謂之能。性傷謂之病。節遇謂之命。是散名之在人者也。是後王之成名也。故王者之制名。名定而實辨。道行而志通。則愼率民而一焉。故析辭擅作名。以亂正名。使民疑惑。而多辨訟。則謂之大姦。其罪猶爲符節度量之罪也。故其民莫敢爲奇辭。以亂正名。故其民慤。慤則易使。易使則公。其民莫敢爲奇辭。以亂正名。故一於道法。而謹於循令矣。如是則其迹長矣。迹長功成。治之極也。是謹於守名約之功也。今聖王沒。名守慢。奇辭起。名實亂。是非之形不明。則雖守法之吏。誦數之儒。亦皆亂。若有王者起。必將有循於舊名。有作於新名。然則所爲有名。與所緣以同異。與制名之樞要。不可不察也。異形離心。交喩異物。名實玄紐。貴賤不明。同異不別。如是則志必有不喩之患。而事必有困廢之禍。故知者爲之分別。制名以指實。上以明貴賤。下以辨同異。貴賤明。同異別。如是則志無不喩之患。事無困廢之禍。此所爲有名也。然則何緣而以同異。曰。緣天官。凡同類同情者。其天官之意物也同。故比方之疑似而通。是所以共其約名。以相期也。形體色理以目異。聲音淸濁調竽奇聲。以耳異。甘苦鹹淡。辛酸奇味。以口異。香臭芬鬱。腥臊洒酸奇臭。以鼻異。疾養滄熱。滑鈹輕重。以形體異。說故喜怒哀樂。愛惡欲。以心異。心有徵知。徵知則緣耳而知聲可也。緣目而知形可也。然而徵知必將待天官之當簿其類。然後可也。五官簿之而不知。心徵之而無說。則人莫不然謂之不知。此所緣而以同異也。然後隨而命之。同則同之。異則異之。單足以喩則單。單不足以喩則兼。單與兼無所相避則共。雖共不爲害矣。知異實者之異名也。故使異實者莫不異名也。不可亂也。猶使同實者莫不同名也。故萬物雖衆。有時而欲徧擧之。故謂之物。物也者大共名也。推而共之。共則有共。至於無共。然後止。有時而欲徧擧之。故謂之鳥獸。鳥獸也者大別名也。推而別之。別則有別。至於無別然後止。名無固宜。約之以命。約定俗成。謂之宜。異於約。則謂之不宜。名無固實。約之以命實。約定俗成。謂之實名。名有固善。徑易而不拂。謂之

清明內景。聖人縱其欲。兼其情。而制焉者理矣。夫何彊何忍何危。故仁者之行道也無爲也。聖人之行道也無彊也。仁者之思也恭。聖人之思也樂。此治心之道也。○凡觀物。有疑中心不定。則外物不清。吾慮不清。則未可定然否也。冥冥而行者。見寢石以爲伏虎也。見植木以爲後人也。冥冥蔽其明也。醉者越百步之溝。以爲蹞步之澮也。俯而出城門。以爲小之閨也。酒亂其神也。厭目而視者。視一以爲兩。掩耳而聽者。聽漠漠以爲哅哅。埶亂其官也。故從山上望牛者若羊。而求羊者不下牽也。遠蔽其大也。從山下望木者。十仞之木若箸。而求箸者不上折也。高蔽其長也。水動而景搖。人不以定美惡。水埶玄也。瞽者仰視。而不見星。人不以定有無。目精惑也。有人焉。以此時定物。則世之愚者也。彼愚者之定物。以疑決疑。決必不當。夫苟不當。安能無過乎。夏首之南有人焉。曰涓蜀梁。其爲人也。愚而善畏。明月而宵行。俯見其影。以爲伏鬼也。卬視其髮。以爲立魅也。背而走。比至其家。失氣而死。豈不哀哉。凡人之有鬼也。必以其感忽之間。疑玄之時正之。此人之所以無有而有無之時也。而己以正事。故傷於溼。而擊鼓鼜。則必有敝鼓喪豚之費矣。而未有俞疾之福也。故雖不在夏首之南。則無以異矣。○凡以知人之性也。可以知物之理也。以可以知人之性。求可以知物之理。而無所疑止之。則沒世窮年不能徧也。其所以貫理焉。雖億萬已不足以浹萬物之變。與愚者若一。學老身長子。而與愚者若一。猶不知錯。夫是之謂妄人。故學也者。固學止之也。惡乎止之。曰。止諸至足。曷謂至足。曰。聖也。聖也者。盡倫者也。王也者。盡制者也。兩盡者足以爲天下極矣。故學者以聖王爲師。案以聖王之制爲法。法其法以求其統類。以務象效其人。嚮是而務士也。類是而幾君子也。知之聖人也。故有知非以慮是。則謂之惡。有勇非以持是。則謂之賊。察孰非以分是。則謂之篡。多能非以脩是。則謂之蕩。辯利非以言是。則謂之詍。傳曰。天下有二。非察是。是察非。謂合王制與不合王制也。天下有不以是爲隆正也。然而猶有能分是非。治曲直者耶。若夫非分是非。非治曲直。非辨治亂。非治人道。雖能之。無益於人。不能無損於人。案直將治怪說。玩奇辭。以相撓滑也。案彊鉗而利口。厚顏而忍詬。無正而恣睢。妄辯而幾利。不好辭讓。不敬禮節。而好相推擠。此亂世姦人之說也。則天下之說治者。方多然矣。傳曰。析辭而爲察。言物而爲辯。君子賤之。博聞彊志。不合王制。君子賤之。此之謂也。爲之無益於成也。求之無益於得也。憂戚之無益於幾也。則廣焉能弃之矣。不以自妨也。不少頃干之胷中。不慕往。不閔來。無邑憐之心。當時則動。物至而應。事起而辨。治亂可否。昭然明矣。○周而成。泄而敗。明君無之有也。宣而成。隱而敗。闇君無之有也。故君人者周。則讒言至矣。而直言反矣。小人邇。而君子遠矣。詩曰。墨以爲明。狐狸其蒼。此言上幽而下險也。君人者宣。

未嘗不兩也。然而有所謂一。心未嘗不動也。然而有所謂靜。人生而有知。知而有志。志也者臧也。然而有所謂虛。不以所已臧害所將受。謂之虛。心生而有知。知而有異。異也者同時兼知之。同時兼知之兩也。然而有所謂一。不以夫一害此一。謂之壹。心臥則夢。偷則自行。使之則謀。故心未嘗不動也。然而有所謂靜。不以夢劇亂知。謂之靜。未得道而求道者。謂之虛壹而靜。作之則。將須道者之虛則入。將事道者之壹則盡。將思道者靜則察。知道察。知道行。體道者也。虛壹而靜。謂之大清明。萬物莫形而不見。莫見而不論。莫論而失位。坐於室而見四海。處於今而論久遠。疏觀萬物而知其情。參稽治亂而通其度。經緯天地而材官萬物。制割大理而宇宙裏矣。恢恢廣廣。孰知其極。睪睪廣廣。孰知其德。涫涫紛紛。孰知其形。明參日月。大滿八極。夫是之謂大人。夫惡有蔽矣哉。心者形之君也。而神明之主也。出令而無所受令。自禁也。自使也。自奪也。自取也。自行也。自止也。故口可劫而使墨云。形可劫而使詘申。心不可劫而使易意。是之則受。非之則辭。故曰。心容。其擇也無禁。必自見。其物也雜博。其精之至也不貳。詩云。采采卷耳。不盈頃筐。嗟我懷人。寘彼周行。頃筐易滿也。卷耳易得也。然而不可以貳周行。故曰。心枝則無知。傾則不精。貳則疑惑。以贊稽之。萬物可兼知也。身盡其故則美。類不可兩也。故知者擇一而壹焉。農精於田。而不可以為田師。賈精於市。而不可以為市師。工精於器。而不可以為器師。有人也。不能此三技。而可使治三官。曰。精於道者也。精於物者也。精於物者以物物。精於道者兼物物。故君子壹於道。而以贊稽物。壹於道則正。以贊稽物則察。以正志行察論。則萬物官矣。昔者舜之治天下也。不以事詔而萬物成。處一之危。其榮滿側。養一之微。榮矣而未知。故道經曰。人心之危。道心之微。危微之幾。惟明君子而後能知之。故人心譬如槃水。正錯而勿動。則湛濁在下。而清明在上。則足以見鬚眉而察理矣。微風過之。湛濁動乎下。清明亂於上。則不可以得大形之正也。心亦如是矣。故導之以理。養之以清。物莫之傾。則足以定是非。決嫌疑矣。小物引之。則其正外易。其心內傾。則不足以決麤理也。故好書者衆矣。而倉頡獨傳者壹也。好稼者衆矣。而后稷獨傳者壹也。好樂者衆矣。而夔獨傳者壹也。好義者衆矣。而舜獨傳者壹也。倕作弓。浮游作矢。而羿精於射。奚仲作車。乘杜作乘馬。而造父精於御。自古及今。未嘗有兩而能精者也。曾子曰。是其庭可以搏鼠。惡能與我歌矣。○空石之中有人焉。其名曰觙。其為人也。善射以好思。耳目之欲接。則敗其思。蚊蝱之聲聞。則挫其精。是以闢耳目之欲。而遠蚊蝱之聲。閑居靜思則通。思仁若是。可謂微乎。孟子惡敗而出妻。可謂能自彊矣。有子惡臥而焠掌。可謂能自忍矣。未及好也。闢耳目之欲。而遠蚊蝱之聲。可謂危矣。未可謂微也。夫微者至人也。至人也。何彊何忍何危。故濁明外景。

乎。德道之人。亂國之君非之上。亂家之人非之下。豈不哀哉。○數爲蔽。欲爲蔽。惡爲蔽。始爲蔽。終爲蔽・遠爲蔽。近爲蔽。博爲蔽。淺爲蔽。古爲蔽。今爲蔽。凡萬物異。則莫不相爲蔽。此心術之公患也。昔人君之蔽者。夏桀・殷紂是也。桀蔽於末喜斯觀。而不知關龍逢。以惑其心。而亂其行。紂蔽於妲己・飛廉。而不知微子啓。以惑其心。而亂其行。羣臣去忠而事私。百姓怨非而不用。賢良退處而隱逃。此其所以喪九牧之地。而虛宗廟之國也。桀死於亭山。紂縣於赤旆。身不先知。人又莫之諫。此蔽塞之禍也。成湯監於夏桀。故主其心。而愼治之。是以能長用伊尹。而身不失道。此其所以代夏王。而受九有也。文王監於殷紂。故主其心。而愼治之。是以能長用呂望。而身不失道。此其所以代殷王。而受九牧也。遠方莫不致其珍。故目視備色。耳聽備聲。口食備味。形居備宮。名受備號。生則天下歌。死則四海哭。夫是之謂至盛。詩曰。鳳凰秋秋。其翼若干。其聲若簫。有鳳有凰。樂帝之心。此不蔽之福也。○昔人臣之蔽者。唐鞅・奚齊是也。唐鞅蔽於欲權。而逐戴子。奚齊蔽於欲國。而罪申生。唐鞅戮於宋。奚齊戮於晉。逐賢相而罪孝兄。身爲刑戮。然而不知。此蔽塞之禍也。故以貪鄙背叛爭權。而不危辱滅亡者。自古及今。未嘗有之也。鮑叔・寗戚・隰朋。仁知且不蔽。故能持管仲。而名利福祿。與管仲齊。召公・呂望。仁知且不蔽。故能持周公。而名利福祿。與周公齊。傳曰。知賢之謂明。輔賢之謂能。勉之彊之。其福必長。此之謂也。此不蔽之福也。○昔賓孟之蔽者。亂家是也。墨子蔽於用。而不知文。宋子蔽於欲。而不知得。愼子蔽於法。而不知賢。申子蔽於埶。而不知知。惠子蔽於辭。而不知實。莊子蔽於天。而不知人。故由用謂之道盡利矣。由俗謂之道盡嗛矣。由法謂之道盡數矣。由埶謂之道盡便矣。由辭謂之道盡論矣。由天謂之道盡因矣。此數具者。皆道之一隅也。夫道者體常而盡變。一隅不足以擧之。曲知之人。觀於道之一隅。而未之能識也。故以爲足而飾之。內以自亂。外以惑人。上以蔽下。下以蔽上。此蔽塞之禍也。孔子仁知且不蔽。故學亂術足以爲先王者也。一家得周道。擧而用之。不蔽於成積也。故德與周公齊。名與三王並。此不蔽之福也。聖人知心術之患。見蔽塞之禍。故無欲無惡。無始無終。無近無遠。無博無淺。無古無今。兼陳萬物。而中縣衡焉。是故衆異不得相蔽以亂其倫也。何謂衡。曰。道。故心不可以不知道。心不知道。則不可道。而可非道。人孰欲得恣。而守其所不可。以禁其所可。以其不可道之心取人。則必合於不道人。而不知合於道人。以其不可道之心。與不可道之人論道人。亂之本也。夫何以知。心知道。然後可道。可道然後能守道。以禁非道。以其可道之心取人。則合於道人。而不合於不道之人矣。以其可道之心。與道人論非道。治之要也。何患不知。故治之要。在於知道。人何以知道。曰。心。心何以知。曰。虛壹而靜。心未嘗不滅也。然而有所謂虛。心

以鐘鼓導志。以琴瑟樂心。動以干戚。飾以羽旄。從以磬管。故其清明象天。其廣大象地。其俯仰周旋有似於四時。故樂行而志清。禮脩而行成。耳目聰明。血氣和平。移風易俗。天下皆寧。莫善於樂。故曰樂者樂也。君子樂得其道。小人樂得其欲。以道制欲。則樂而不亂。以欲忘道。則惑而不樂。故樂者所以道樂也。金石絲竹者所以道德也。樂行而民鄉方矣。故樂者。治人之盛者也。而墨子非之。且樂也者。和之不可變者也。禮也者理之不可易者也。樂合同。禮別異。禮樂之統。管乎人心矣。窮本極變。樂之情也。著誠去僞。禮之經也。墨子非之。幾遇刑也。明王已殁。莫之正也。遇者學之。危其身也。君子明樂。乃其德也。亂世惡善。不此聽也。於乎哀哉。不得成也。弟子勉學。無所營也。○聲樂之象。鼓大麗。鐘統實。磬廉制。竽笙簫和。筦籥發猛。 塤箎翁博。瑟易良。琴婦好。歌淸盡。舞意天道兼。鼓其樂之君邪。故鼓似天。鐘似地。磬似水。竽笙筦籥似星辰日月。鞉柷拊鞷椌楬似萬物。曷以知舞之意。曰目不自見。耳不自聞也。然而治俯仰詘信。進退遲速。莫不廉制。盡筋骨之力。以要鐘鼓附會之節。而靡有悖逆者。衆積[意]謘謘乎。○吾觀於鄉。而知王道之易易也。主人親速賓及介。而衆賓皆從之。至于門外。主人拜賓及介。而衆賓皆入。貴賤之義別矣。三揖至于階。三讓以賓升。拜至獻酬辭讓之節繁。及介省矣。至于衆賓。升受坐祭。立飲。不酢而降。隆殺之義辨矣。工入升。歌三終。主人獻之。笙入三終。主人獻之。間歌三終。合樂三終。工告樂備。遂出。二人揚觶。乃立司正。焉知其能和樂而不流也。賓酬主人。主人酬介。介酬衆賓。少長以齒。終於沃洗者焉。知其能弟長而無遺也。降脫屨。升坐。脩爵無數。飲酒之節。朝不廢朝。幕不廢夕。賓出。主人拜送。節文終遂焉。知其能安燕而不亂也。貴賤明。隆殺辨。和樂而不流。弟長而無遺。安燕而不亂。此五行者。足以正身安國矣。彼國安而天下安。故曰吾觀於鄉。而知王道之易易也。○亂世之徵。其服組。其容婦。其俗淫。其志利。其行雜。其聲樂險。其文章匿而采。其養生無度。其送死瘠墨。賤禮義而貴勇力。貧則爲盜。富則爲賊。治世反是也。

解蔽篇

凡人之患。蔽於一曲。而闇於大理。治則復經。兩疑則惑矣。天下無二道。聖人無兩心。今諸侯異政。百家異說。則必或是或非。或理或亂。亂國之君。亂家之人。此其誠心莫不求正而以自爲也。妬繆於道。而人誘其所迨也。私其所積。唯恐聞其惡也。倚其所私以觀異術。唯恐聞其美也。是以與治離走。而是己不輟也。豈不蔽於一曲。而失正求也哉。心不使焉。則白黑在前。而目不見。雷鼓在側。而耳不聞。況於蔽者

樂論篇

夫樂者樂也。人情之所必不免也。故人不能無樂。樂則必發於聲音。形於動靜。而人之道。聲音動靜。性術之變盡是矣。故人不能不樂。樂則不能無形。形而不爲道。則不能無亂。先王惡其亂也。故制雅頌之聲。以道之。使其聲足以樂而不流。使其文足以辨而不[illegible]。使其曲直繁省。廉肉節奏。足以感動人之善心。使夫邪汙之氣無由得接焉。是先王立樂之方也。而墨子非之奈何。故樂在宗廟之中。君臣上下同聽之。則莫不和敬。閨門之內。父子兄弟同聽之。則莫不和親。鄉里族黨之中。長少同聽之。則莫不和順。故樂者審一以定和者也。比物以飾節者也。合奏以成文者也。足以率一道。足以治萬變。是先王立樂之術也。而墨子非之奈何。故聽其雅頌之聲。而志意得廣焉。執其干戚。習其俯仰屈伸。而容貌得莊焉。行其綴兆。要其節奏。而行列得正焉。進退得齊焉。故樂者出所以征誅也。入所以揖讓也。征誅揖讓。其義一也。出所以征誅。則莫不聽從。入所以揖讓。則莫不從服。故樂者。天下之大齊也。中和之紀也。人情之所必不免也。是先王立樂之術也。而墨子非之奈何。且樂者先王之所以飾喜也。軍旅鈇鉞者。先王之所以飾怒也。先王喜怒皆得其齊焉。是故喜而天下和之。怒而暴亂畏之。先王之道。禮樂正其盛者也。而墨子非之。故曰。墨子之於道也。猶瞽之於白黑也。猶聾之於清濁也。猶欲之楚而北求之也。夫聲樂之入人也深。其化人也速。故先王謹爲之文。樂中平則民和而不流。樂肅莊則民齊而不亂。民和齊。則兵勁城固。敵國不敢嬰也。如是則百姓莫不安其處。樂其鄉。以至足其上矣。然後名聲於是白。光輝於是大。四海之民。莫不願得以爲師。是王者之始也。樂姚冶以險。則民流僈鄙賤矣。流僈則亂。鄙賤則爭。亂爭則兵弱城犯。敵國危之。如是則百姓不安其處。不樂其鄉。不足其上矣。故禮樂廢而邪音起者。危削侮辱之本也。故先王貴禮樂而賤邪音。其在序官也。曰。脩憲命。審誅賞。禁淫聲。以時順脩。使夷俗邪音。不敢亂雅。太師之事也。墨子曰。樂者聖王之所非也。而儒者爲之過也。君子以爲不然。樂者聖人之所樂也。而可以善民心。其感人深。其移風易。故先王導之以禮樂。而民和睦。夫民有好惡之情。而無喜怒之應。則亂。先王惡其亂也。故脩其行。正其樂。而天下順焉。故齊衰之服。哭泣之聲。使人之心悲。帶甲冑。歌於行伍。使人之心傷。姚冶之容。鄭衛之音。使人之心淫。紳端章甫。舞韶歌武。使人之心莊。故君子耳不聽淫聲。目不視女色。口不出惡言。此三者君子愼之。凡姦聲感人。而逆氣應之。逆氣成象。而亂生焉。正聲感人。而順氣應之。順氣成象。而治生焉。唱和有應。善惡相象。故君子愼其所去就也。君子

反鉛。過故鄉則必徘徊焉。鳴號焉。躑躅焉。踟蹰焉。然後能去之也。小者是燕爵。猶有啁噍之頃焉。然後能去之也。故有血氣之屬。莫知於人。故人之於其親也。至死無窮。將由夫愚陋淫邪之人與。則彼朝死而夕忘之。然而縱之。則是曾鳥獸之不若也。彼安能相與羣居而無亂乎。將由夫脩飾之君子與。則三年之喪。二十五月而畢。若駟之過隙。然而遂之。則是無窮也。故先王聖人安爲之立中制節。一使足以成文理。則舍之矣。然則何以分之。曰。至親以期斷。是何也。曰。天地則已易矣。四時則已徧矣。其在宇中者。莫不更始也。故先王案以此象之也。然則三年何也。曰。加隆焉。案使倍之。故再期也。由九月以下何也。曰。案使不及也。故三年以爲隆。緦・麻・小功以爲殺。期・九月以爲間。上取象於天。下取象於地。中取則於人。人所以羣居和一之理盡矣。故三年之喪。人道之至文者也。夫是之謂至隆。是百王之所同。古今之所一也。君之喪所以取三年何也。曰。君者治辨之主也。文理之原也。情貌之盡也。相率而致隆之。不亦可乎。詩曰。愷悌君子。民之父母。彼君者。固有爲民父母之說焉。父能生之。不能養之。母能食之。不能教誨之。君者已能食之矣。又善教誨之者也。三年畢矣哉。乳母飲食之者也。而三月。慈母衣被之者也。而九月。君曲備之者也。三年畢乎哉。得之則治。失之則亂。文之至也。得之則安。失之則危。情之至也。兩至者俱積焉。以三年事之。猶未足也。直無由進之耳。故社祭社也。稷祭稷也。郊者幷百王於上天而祭祀之也。三月之殯何也。曰。大之也。重之也。所致隆也。所致親也。將舉錯之。遷徙之。離宮室而歸丘陵也。先王恐其不文也。是以繇其期。足之日也。故天子七月。諸侯五月。大夫三月。皆使其須足以容事。事足以容成。成足以容文。文足以容備。曲容備物之謂道矣。祭者志意思慕之情也。愅詭唈僾而不能無時至焉。故人之歡欣和合之時。則夫忠臣孝子。亦愅詭而有所至矣。彼其所至者。甚大動也。案屈然已。則其於志意之情者。惆然不嗛。其於禮節者。闕然不具。故先王案爲之立文。尊尊親親之義至矣。故曰。祭者志意思慕之情也。忠信愛敬之至矣。禮節文貌之盛矣。苟非聖人。莫之能知也。聖人明知之。士君子安行之。官人以爲守。百姓以成俗。其在君子。以爲人道也。其在百姓。以爲鬼事也。故鐘鼓管磬。琴瑟竽笙。韶夏濩武。汋桓箾簡象。是君子之所以爲愅詭其所喜樂之文也。齊衰苴杖。居廬食粥。席薪枕塊。是君子之所以爲愅詭其所哀痛之文也。師旅有制。刑法有等。莫不稱罪。是君子之所以爲愅詭其所敦惡之文也。卜筮視日。齊戒脩涂。几筵饋薦。告祝。如或饗之。物取而皆祭之。如或嘗之。毋利舉爵。主人宥尊。如或觴之。賓出。主人拜送。反易服。卽位而哭。如或去之。哀夫。敬夫。事死如事生。事亾如事存。狀乎無形影。然而成文。

賤之。故量食而食之。量要而帶之。相高以毀瘠。是姦人之道也。非禮義之文也。非孝子之情也。將以有為者也。故說豫娩澤。憂戚萃惡。是吉凶憂愉之情。發於顏色者也。歌謠謸笑。哭泣諦號。是吉凶憂愉之情。發於聲音者也。芻豢稻粱。酒醴餰鬻。魚肉菽藿水漿。是吉凶憂愉之情。發於食飲者也。卑絻黼黻。文織資麤。衰絰菲繐菅屨。是吉凶憂愉之情。發於衣服者也。疏房檖額。越席牀第几筵。屬茨倚廬。席薪枕塊。是吉凶憂愉之情。發於居處者也。兩情者。人生固有端焉。若夫斷之繼之。博之淺之。益之損之。類之。盡之。盛之美之。使本末終始。莫不順比。足以為萬世則。是禮也。非順孰脩為之君子。莫之能知也。故曰。性者本始材朴也。偽者文理隆盛也。無性則偽之無所加。無偽則性不能自美。性偽合。然後成聖人之名。一天下之功。於是就也。故曰。天地合而萬物生。陰陽接而變化起。性偽合而天下治。天能生物。不能辨物也。地能載人。不能治人也。宇中萬物生人之屬。待聖人然後分也。詩曰。懷柔百神。及河喬嶽。此之謂也。喪禮者。以生者飾死者也。大象其生。以送其死也。故如死如生。如存如亡。終始一也。始卒。沐浴鬠體飯唅。象生執也。不沐則濡櫛三律而止。不浴則濡巾三式而止。充耳而設瑱。飯以生稻。唅以槁骨。反生術矣。設褻衣。襲三稱。縉紳而無鉤帶矣。設掩面儇目。鬠而不冠笄矣。書其名。置于其重。則名不見。而柩獨明矣。薦器則冠有鍪而毋縰。甕廡虛而不實。有簟席而無牀第。木器不成斲。陶器不成物。薄器不成用。笙竽具而不和。琴瑟張而不均。輿藏而馬反。告不用也。具生器以適墓。象徙道也。略而不盡。額而不功。趨輿而藏之。金革轡靷而不入。明不用也。象徙道。又明不用也。是皆所以重哀也。故生器文而不功。明器額而不用。凡禮事生飾歡也。送死飾哀也。祭祀飾敬也。師旅飾威也。是百王之所同。古今之所一也。未有知其所由來者也。故壙壠其額象室屋也。棺椁其額象版蓋斯象拂也。幠帾絲歶縷翣。其額以象菲帷幬尉也。抗折其額以象槾茨番閼也。故喪禮者無它焉。明死生之義。送以哀敬。而終周藏也。故葬埋。敬葬其形也。祭祀敬事其神也。其銘誄繫世。敬傳其名也。事生飾始也。送死飾終也。終始具而孝子之事畢。聖人之道備矣。刻死而附生。謂之墨。刻生而附死。謂之惑。殺生而送死。謂之賊。大象其生。以送其死。使死生終始。莫不稱宜而好善。是禮義之法式也。儒者是矣。

○三年之喪何也。曰。稱情而立文。因以飾羣別親疏貴賤之節。而不可益損也。故曰。無適不易之術也。創巨者其日久。痛甚者其愈遲。三年之喪。稱情而立文。所以為至痛極也。齊衰苴杖。居廬食粥。席薪枕塊。所以為至痛飾也。三年之喪。二十五月。而畢。哀痛未盡。思慕未忘。然而禮以是斷之者。豈不以送死有已。復生有節也哉。凡生乎天地之間者。有血氣之屬。莫不有知。有知之屬。莫不愛其類。今夫大鳥獸。則失亡其羣匹。越月踰時。則必

異。以隆殺爲要。文理繁。情用省。是禮之隆也。文理省。情用繁。是禮之殺也。文理情用。相爲內外表裏。並行而襍。是禮之中流也。故君子上致其隆。下盡其殺。而中處其中。步驟馳騁厲鶩。不外是矣。是君子之壇宇宮廷也。人有是士君子也。外是民也。於是其中焉。方皇周挾。曲得其次序。是聖人也。故厚者禮之積也。大者禮之廣也。高者禮之隆也。明者禮之盡也。詩曰。禮儀卒度。笑語卒獲。此之謂也。○禮者謹於治生死者也。生人之始也。死人之終也。終始俱善。人道畢矣。故君子敬始而愼終。終始如一。是君子之道。禮義之文也。夫厚其生。而薄其死。是敬其有知。而慢其無知也。是姦人之道。而倍叛之心也。君子以倍叛之心。接臧穀。猶且羞之。而況以事其所隆親乎。故死之爲道也。一而不可得再復也。臣之所以致重其君。子之所以致重其親。於是盡矣。故事生不忠厚。不敬文。謂之野。送死不忠厚。不敬文。謂之瘠。君子賤野而羞瘠。故天子棺槨十重。諸侯五重。大夫三重。士再重。然後皆有衣衾多少厚薄之數。皆有翣蔞文章之等。以敬飾之。使生死終始若一。足以爲人願。是先王之道。忠臣孝子之極也。天子之喪。動四海。屬諸侯。諸侯之喪。動通國。屬大夫。大夫之喪。動一國。屬脩士。脩士之喪。動一鄕。屬朋友。庶人之喪。合族黨。動州里。刑餘罪人之喪。不得合族黨。獨屬妻子。棺槨三寸。衣衾三領。不得飾棺。不得晝行。以昏殣。凡緣而往埋之。反無哭泣之節。無衰麻之服。無親疏月數之等。各反其平。各復其始。已葬埋。若無喪者而止。夫是之謂至辱。禮者謹於吉凶。不相厭者也。紸纊聽息之時。則夫忠臣孝子亦知其閔已。然而殯斂之具。未有求也。垂涕恐懼。然而幸生之心未已。持生之事未輟也。卒矣然後作具之。故雖備家。必踰日然後能殯。三日而成服。然後告遠者出矣。備物者作矣。故殯久不過七十日。速不損五十日。是何也。曰。遠者可以至矣。百求可以得矣。百事可以成矣。其忠至矣。其節大矣。其文備矣。然後月朝卜日。月夕卜宅。然後葬也。當是時也。其義止。誰得行之。其義行。誰得止之。故三月之葬。其貌以生設飾死者也。殆非直留死者以安生也。是致隆思慕之義也。○喪禮之凡。變而飾。動而遠。久而平。故死之爲道也。不飾則惡。惡則不哀。尒則翫。翫則厭。厭則忘。忘則不敬。一朝而喪其嚴親。而所以送葬之者。不哀不敬。則嫌於禽獸矣。君子恥之。故變而飾。所以滅惡也。動而遠。所以遠敬也。久而平。所以優生也。禮者斷長續短。損有餘。益不足。達哀敬之文。而滋成行義之美者也。故文飾麤惡。聲樂哭泣。恬愉憂戚。是反也。然而禮兼而用之。時舉而代御。故文飾聲樂恬愉。所以持平奉吉也。麤衰哭泣憂戚。所以持險奉凶也。故其立文飾也不至於窕冶。其立麤衰也。不至於瘠棄。其立聲樂恬愉也。不至於流淫惰慢。其立哭泣哀戚也。不至於隘懾傷生。是禮之中流也。故情貌之變。足以別吉凶。明貴賤親疏之節。斯止矣。外是姦也。雖難君子

耳也。龍旗九斿。所以養信也。寢兕持虎。蛟韅絲末彌龍。所以養威也。故大路之馬。必信至教順。然後乘之。所以養安也。孰知夫出死要節之所以養生也。孰知夫出費用之所以養財也。孰知夫恭敬辭讓之所以養安也。孰知夫禮義文理之所以養情也。故人苟生之爲見。若者必死。苟利之爲見。若者必害。苟怠惰偷儒之爲安。若者必危。苟情說之爲樂。若者必滅。故人一之於禮義。則兩得之矣。一之於情性。則兩喪之矣。故儒者將使人兩得之者也。墨者將使人兩喪之者也。是儒墨之分也。

○禮有三本。天地者生之本也。先祖者類之本也。君師者治之本也。無天地惡生。無先祖惡出。無君師惡治。三者偏亡焉。無安人。故禮上事天。下事地。尊先祖。而隆君師。是禮之三本也。故王者天太祖。諸侯不敢壞。大夫士有常宗。所以別貴始。貴始得之本也。郊止乎天子。而社至於諸侯。道及士大夫。所以別尊者事尊。卑者事卑。宜大者巨。宜小者小也。故有天下者事十世。有一國者事五世。有五乘之地者事三世。有三乘之地者事二世。持手而食者。不得立宗廟。所以表積厚。積厚者流澤廣。積薄者流澤狹也。大饗尚玄尊。俎生魚。先大羹。貴食飲之本也。饗尚玄尊。而用酒醴。先黍稷。而飯稻粱。祭齊大羹。而飽庶羞。貴本而親用也。貴本之謂文。親用之謂理。兩者合而成文。以歸大一。夫是之謂大隆。故尊之尚玄酒也。俎之尚生魚也。豆之先大羹也。一也。利爵之不醮也。成事之俎不嘗也。三侑之不食也。一也。大昏之未發齊也。大廟之未入尸也。始卒之未小斂也。一也。大路之素未集也。郊之麻絻也。喪服之先散麻也。一也。三年之喪。哭之不反也。清廟之歌。一倡三歎也。縣一鐘。而拊之膈。朱絃而通越也。一也。凡禮始乎梲。成乎文。終乎悅。故至備。情文俱盡。其次情文代勝。其下復情以歸大一也。天地以合。日月以明。四時以序。星辰以行。江河以流。萬物以昌。好惡以節。喜怒以當。以爲下則順。以爲上則明。萬物變而不亂。貳之則喪也。禮豈不至矣哉。立隆以爲極。而天下莫之能損益也。本末相順。終始相應。至文以有別。至察以有說。天下從之者治。不從者亂。從之者安。不從者危。從之者存。不從者亡。小人不能測也。禮之理誠深矣。堅白同異之察入焉而溺。其理誠大矣。擅作典制辟陋之說入焉而喪。其理誠高矣。暴慢恣睢輕俗以爲高之屬入焉而隊。故繩墨誠陳矣。則不可欺以曲直。衡誠縣矣。則不可欺以輕重。規矩誠施矣。則不可欺以方圓。君子審於禮。則不可欺以詐僞。故繩者直之至。衡者平之至。規矩者方圓之至。禮者人道之極也。然而不法禮。不足禮。謂之無方之民。法禮足禮。謂之有方之士。禮之中焉能思索。謂之能慮。禮之中焉能勿易。謂之能固。能慮能固。加好者焉。斯聖人矣。故天者高之極也。地者下之極也。無窮者廣之極也。聖人者道之極也。故學者固學爲聖人也。非特學爲無方之民也。

○禮者以財物爲用。以貴賤爲文。以多少爲

可也。無隆正。則是非不分。而辨訟不決。故所聞曰。天下之大隆。是非之封界。分職名象之所起。王制是也。故凡言議期命。莫非以聖王爲師。而聖王之分。榮辱是也。是有兩端矣。有義榮者。有埶榮者。有義辱者。有埶辱者。志意脩。德行厚。知慮明。是榮之由中出者也。夫是之謂義榮。爵列尊。貢祿厚。形埶勝。上爲天子諸侯。下爲卿相士大夫。是榮之從外至者也。夫是之謂埶榮。流淫汙僈。犯分亂理。驕暴貪利。是辱之由中出者也。夫是之謂義辱。詈侮捽搏。捶笞臏腳。斬斷枯磔。藉靡舌纆。是辱之由外至者也。夫是之謂埶辱。是榮辱之兩端也。故君子可以有埶辱。而不可以有義辱。小人可以有埶榮。而不可以有義榮。有埶辱無害爲堯。有埶榮無害爲桀。義榮埶榮。唯君子而後兼有之。義辱埶辱。唯小人然後兼有之。是榮辱之分也。聖王以爲法。士大夫以爲道。官人以爲守。百姓以爲成俗。萬世不能易也。今子宋子案不然。獨詘容爲己。慮一朝而改之。說必不行矣。譬之是猶以塼塗而塞江海也。以焦僥而戴太山也。蹎跌碎折。不待頃矣。二三子之善於子宋子者。殆不若止之。將恐得傷其體也。○子宋子曰。人之情欲寡。而皆以己之情爲欲多。是過也。故率其羣徒。辨其談說。明其譬稱。將使人知情之欲寡也。應之曰。然則亦以人之情爲欲目不欲綦色。耳不欲綦聲。口不欲綦味。鼻不欲綦臭。形不欲綦佚。此五綦者。亦以人之情爲不欲乎。曰。人之情欲是已。曰。若是則說必不行矣。以人之情爲欲此五綦者。而不欲多。譬之是猶以人之情爲欲富貴。而不欲貨也。好美而惡西施也。古之人爲之不然。以人情爲欲多而不欲寡。故賞以富厚。而罰以殺損也。是百王之所同也。故上賢祿天下。次賢祿一國。下賢祿田邑。愿愨之民完衣食。今子宋子以是之情爲欲寡而不欲多也。然則先王以人之所不欲者賞。而以人之所欲者罰邪。亂莫大焉。今子宋子嚴然而好說。聚人徒。立師學。成文典。然而說不免於以至治爲至亂也。豈不過甚矣哉。

禮論篇

禮起於何也。曰。人生而有欲。欲而不得。則不能無求。求而無度量分界。則不能不爭。爭則亂。亂則窮。先王惡其亂也。故制禮義以分之。以養人之欲。給人之求。使欲必不窮乎物。物必不屈於欲。兩者相持而長。是禮之所起也。故禮者養也。芻豢稻粱。五味調香。所以養口也。椒蘭芬苾。所以養鼻也。彫琢刻鏤。黼黻文章。所以養目也。鐘鼓管磬。琴瑟竽笙。所以養耳也。疏房檖貌。越席牀第几筵。所以養體也。故禮者養也。君子既得其養。又好其別。曷謂別。曰。貴賤有等。長幼有差。貧富輕重。皆有稱者也。故天子大路越席。所以養體也。側載睪芷。所以養鼻也。前有錯衡。所以養目也。和鸞之聲。步中武象。趨中韶濩。所以養

○世俗之爲說者曰。堯舜不能教化。是何也。曰。朱象不化。是不然也。堯舜至天下之善教化者也。南面而聽天下。生民之屬。莫不振動從服。以化順之。然而朱象獨不化。是非堯舜之過。朱象之罪也。堯舜者天下之英也。朱象者天下之嵬。一時之瑣也。今世俗之爲說者。不怪朱象。而非堯舜。豈不過甚矣哉。夫是之謂嵬說。羿蠭門者。天下之善射者也。不能以撥弓曲矢中。王梁造父者。天下之善馭者也。不能以辟馬毀輿致遠。堯舜者。天下之善教化者也。不能使嵬瑣化。何世而無嵬。何時而無瑣。自太皥燧人莫不有也。故作者不祥。學者受其殃。非者有慶。詩曰。下民之孽。匪降自天。噂沓背憎。職競由人。此之謂也。

○世俗之爲說者曰。太古薄葬。棺厚三寸。衣衾三領。葬不妨田。故不掘也。亂今厚葬飾棺。故掘也。是不及知治道。而不察於抇不抇者之所言也。凡人之盜也。必以有爲。不以備不足。[足]則以重有餘也。而聖王之生民也。皆使富厚優猶知足。而不得以有餘過度。故盜不竊。賊不刺。狗豕吐菽粟。而農賈皆能以貨財讓。風俗之美。男女自不取於涂。而百姓羞拾遺。故孔子曰。天下有道。盜其先變乎。雖珠玉滿體。文繡充棺。黃金充椁。加之以丹　。重之以曾青。犀象以爲樹。琅玕龍兹華瑾以爲實。人猶且莫之抇也。是何也。則求利之詭緩。而犯分之羞大也。夫亂今而後反是。上以無法使下。以無度行。知者不得慮。能者不得治。賢者不得使。若是則上失天性。下失地利。中失人和。故百事廢。財物屈。而禍亂起。王公則病不足於上。庶人則凍餒羸瘠於下。於是桀紂羣居。而盜賊擊奪。以危上矣。安禽獸行。虎狼貪。故脯巨人而炙嬰兒矣。若是則有何尤抇人之墓。抉人之口。而求利矣哉。雖此倮而埋之。猶且必抇也。安得葬埋哉。彼乃將食其肉。而齕其骨也。夫曰太古薄葬。故不抇也。亂今厚葬。故抇也。是特姦人之誤於亂說。以欺愚者。而淖陷之。以偷取利焉。夫是之謂大姦。傳曰。危人而自安。害人而自利。此之謂也。

○子宋子曰。明見侮之不辱。使人不鬭。人皆以見侮爲辱。故鬭也。知見侮之爲不辱。則不鬭矣。應之曰。然則亦以人之情爲不惡侮乎。曰。惡而不辱也。曰。若是則必不得所求焉。凡人之鬭也。必以其惡之爲說。非以其辱之爲故也。今俳優侏儒狎徒。詈侮而不鬭者。是豈鉅知見侮之爲不辱哉。然而不鬭者。不惡故也。今人或入其缺瀆。竊其豬彘。則援劍戟而逐之。不避死傷。是豈以喪豬爲辱也哉。然而不憚鬭者。惡之故也。雖以見侮爲辱也。不惡則不鬭。雖知見侮爲不辱。惡之則必鬭。然則鬭與不鬭邪。亡於辱之與不辱也。乃在於惡之與不惡也。夫今子宋子不能解人之惡侮。而務說人以勿辱也。豈不過甚矣哉。金舌蔽口。猶將無益也。不知其無益則不知。知其無益也。直以欺人。則不仁。不仁不知。辱莫大焉。將以爲有益於人邪。則與無益於人也。則得大辱而退耳。說莫病是矣。子宋子曰。見侮不辱。應之曰。凡議必將立隆正。然後

來者也。刑稱罪則治。不稱罪則亂。故治則刑重。亂則刑輕。犯治之罪固重。犯亂之罪固輕也。書曰。刑罰世輕世重。此之謂也。○世俗之爲說者曰。湯武不能禁令。是何也。曰。楚越不受制。是不然。湯武者。至天下之善禁令者也。湯居亳。武王居鄗。皆百里之地也。天下爲一。諸侯爲臣。通達之屬。莫不振動從服。以化順之。曷爲楚越獨不受制也。彼王者之制也。視形埶而制械用。稱遠近而等貢獻。豈必齊哉。故魯人以糖。衞人用柯。齊人用一革。土地形埶不同者。械用備飾不可不異也。故諸夏之國同服同儀。蠻夷戎狄之國同服不同制。封內甸服。封外侯服。侯衞賓服。蠻夷要服。戎狄荒服。甸服者祭。侯服者祀。賓服者享。要服者貢。荒服者終王。日祭・月祀・時享・歲貢・終王。夫是之謂視形埶而制械用。稱遠近而等貢獻。是王者之至也。彼楚越者。且時享歲貢終王之屬也。必齊之日祭月祀之屬。然後曰受制邪。是規磨之說也。溝中之瘠也。則未足與及王者之制也。語曰。淺不足與測深。愚不足與謀知。坎井之鼃。不可與語東海之樂。此之謂也。○世俗之爲說者曰。堯舜擅讓。是不然。天子者。埶位至尊。無敵於天下。夫有誰與讓矣。道德純備。智慧甚明。南面而聽天下。生民之屬。莫不振動從服以化順之。天下無隱士。無遺善。同焉者是也。異焉者非也。夫有惡擅天下矣。曰。死而擅之。是又不然。聖王在上。圖德而定次。量能而授官。皆使民載其事。而各得其宜。不能以義制利。不能以僞飾性。則兼以爲民。聖王已沒。天下無聖。則固莫足以擅天下矣。天下有聖而在後者。則天下不離。朝不易位。國不更制。天下厭然與鄉無以異也。以堯繼堯。夫又何變之有矣。聖不在後子而在三公。則天下如歸。猶復而振之矣。天下厭然與鄉無以異也。以堯易堯。夫又何變之有矣。唯其徙朝改制爲難。故天子生則天下一隆。致順而治。論德而定次。死則能任天下者必有之矣。夫禮義之分盡矣。擅讓惡用矣哉。曰。老衰而擅。是又不然。血氣筋力則有衰。若夫智慮取舍則無衰。曰。老者不堪其勞而休也。是又畏事者之議也。天子者。埶至重而形至佚。心至愉而志無所詘。形不爲勞。尊無上矣。衣被則服五采。雜間色。重文繡。加飾之以珠玉。食飲則重大牢而備珍怪。綦臭味。曼而饋。伐皋而食。雍而徹。五祀。執薦者百人侍西房。居則設張容。負依而坐。諸侯趨走乎堂下。出戶而巫覡有事。出門而宗祀有事。乘大路。越席以養安。側載睪芷以養鼻。前有錯衡以養目。和鸞之聲。步中武象。騶中韶濩以養耳。三公奉軶持納。諸侯持輪挾輿先馬。大侯編後。大夫次之。小侯元士次之。庶士介而夾道。庶人隱竄。莫敢望視。居如大神。動如天帝。持老養衰。猶有善於是者與不。老者休也。休猶有安樂恬愉如是者乎。故曰。諸侯有老。天子無老。有擅國。無擅天下。古今一也。夫曰堯舜擅讓是虛言也。淺者之傳。陋者之說也。不知逆順之理。小大至不至之變者也。未可與及天下之大理者也。

以是百官也。令行於境內。國雖不安。不至於廢易遂亡。謂之君。聖王之子也。有天下之後也。執籍之所在也。天下之宗室也。然而不材不中。內則百姓疾之。外則諸侯叛之。近者境內不一。遙者諸侯不聽。令不行於境內。甚者諸侯侵削之。攻伐之。若是則雖未亡。吾謂之無天下矣。聖王歿。有執籍者。罷不足以縣天下。天下無君。諸侯有能德明威積。海內之民。莫不願得以爲君師。然而暴國獨侈。安能誅之。必不傷害無罪之民。誅暴國之君。若誅獨夫。若是則可謂能用天下矣。能用天下之謂王。湯武非取天下也。脩其道。行其義。興天下之同利。除天下之同害。而天下歸之也。桀紂非去天下也。反禹湯之德。亂禮義之分。禽獸之行。積其凶。全其惡。而天下去之也。天下歸之之謂王。天下去之之謂亡。故桀紂無天下。而湯武不弑君。由此效之也。湯武者民之父母也。桀紂者民之怨賊也。今世俗之爲說者。以桀紂爲君。而以湯武爲弑。然則是誅民之父母。而師民之怨賊也。不祥莫大焉。以天下之合爲君。則天下未嘗合於桀紂也。然則以湯武爲弑。則天下未嘗有說也。直墮之耳。故天子唯其人。天下者至重也。非至彊莫之能任。至大也。非至辨莫之能分。至衆也。非至明莫之能和。此三至者。非聖人莫之能盡。故非聖人莫之能王。聖人備道全美者也。是縣天下之權稱也。桀紂者。其知慮至險也。其志意至闇也。其行爲至亂也。親者疏之。賢者賤之。生民怨之。禹湯之後也。而不得一人之與。刳比干。囚箕子。身死國亡。爲天下之大僇。後世之言惡者必稽焉。是不容妻子之數也。故至賢疇四海。湯武是也。至罷不容妻子。桀紂是也。今世俗之爲說者。以桀紂爲有天下。而臣湯武。豈不過甚矣哉。譬之是猶傴巫跛匡。大自以爲有知也。故可以有奪人國。不可以有奪人天下。可以有竊國。不可以有竊天下也。可以奪之者可以有國。而不可以有天下。竊可以得國。而不可以得天下。是何也。曰國小具也。可以小人有也。可以小道得也。可以小力持也。天下者大具也。不可以小人有也。不可以小道得也。不可以小力持也。國者小人可以有之。然而未必不亡也。天下者至大也。非聖人莫之能有也。○世俗之爲說者曰。治古無肉刑。而有象刑。墨黥。慅嬰。官艾畢。非紺屨。殺赭衣而不純。治古如是。是不然。以爲治邪。則人固莫觸罪。非獨不用肉刑。亦不用象刑矣。以爲人或觸罪矣。而直輕其刑。然則是殺人者不死。傷人者不刑也。罪至重而刑至輕。庸人不知惡矣。亂莫大焉。凡刑人之本。禁暴惡惡。且徵其未也。殺人者不死。而傷人者不刑。是謂惠暴而寬賊也。非惡惡也。故象刑殆非生於治古。並起於亂今也。治古不然。凡爵列官職。賞慶刑罰。皆報也。以類相從者也。一物失稱。亂之端也。夫德不稱位。能不稱官。賞不當功。罰不當罪。不祥莫大焉。昔者武王伐有商。誅紂。斷其首。縣之赤旆。夫征暴誅悍。治之盛也。殺人者死。傷人者刑。是百王之所同。未有知其所由

之。天旱而雩。卜筮然後決大事。非以爲得求也。以文之也。故君子以爲文。而百姓以爲神。以爲文則吉。以爲神則凶。○在天者莫明於日月。在地者莫明於水火。在物者莫明於珠玉。在人者莫明於禮義。故日月不高。則光輝不赫。水火不積。則暉潤不博。珠玉不睹乎外。則王公不以爲寶。禮義不加於國家。則功名不白。故人之命在天。國之命在禮。君人者隆禮尊賢而王。重法愛民而霸。好利多詐而危。權謀傾覆幽險而亡矣。○大天而思之。孰與物畜而制之。從天而頌之。孰與制天命而用之。望時而待之。孰與應時而使之。因物而多之。孰與騁能而化之。思物而物之。孰與理物而勿失之也。願於物之所以生。孰與有物之所以成。故錯人而思天。則失萬物之情。○百王之無變。足以爲道貫。一廢一起。應之以貫。理貫不亂。不知貫。不知應變。貫之大體。未嘗亡也。亂生其差。治盡其詳。故道之所善。中則可從。畸則不可爲。匿則大惑。行水者表深。表不明則陷。治民者表道。表不明則亂。禮者表也。非禮昏世也。昏世大亂也。故道無不明。外內異表。隱顯有常。民陷乃去。○萬物爲道一偏。一物爲萬物一偏。愚者爲一物一偏。而自以爲知道。無知也。愼子有見於後。無見於先。老子有見於詘。無見於信。墨子有見於齊。無見於畸。宋子有見於少。無見於多。有後而無先。則羣衆無門。有詘而無信。則貴賤不分。有齊而無畸。則政令不施。有少而無多。則羣衆不化。書曰。無有作好。遵王之道。無有作惡。遵王之路。此之謂也。

正論篇

世俗之爲說者曰。主道利周。是不然。主者民之唱也。上者下之儀也。彼將聽唱而應。視儀而動。唱嘿則民無應也。儀隱則下無動也。不應不動。則上下無以相有也。若是則與無上同也。不祥莫大焉。故上者下之本也。上宣明。則下治辨矣。上端誠。則下愿愨矣。上公正。則下易直矣。治辨則易一。愿愨則易使。易直則易知。易一則彊。易使則功。易知則明。是治之所由生也。上周密。則下疑玄矣。上幽險。則下漸詐矣。上偏曲。則下比周矣。疑玄則難一。漸詐則難使。比周則難知。難一則不彊。難使則不功。難知則不明。是亂之所由作也。故主道利明不利幽。利宣不利周。故主道明則下安。主道幽則下危。故下安則貴上。下危則賤上。故上易知。則下親上矣。上難知。則下畏上矣。下親上則上安。下畏上則上危。故主道莫惡乎難知。莫危乎使下畏己。傳曰。惡之者衆則危。書曰。克明明德。詩曰。明明在下。故先王明之。豈特玄之耳哉。○世俗之爲說者曰。桀紂有天下。湯武篡而奪之。是不然。以桀紂爲常有天下之籍則然。親有天下之籍則不然。天下謂在桀紂則不然。古者天子千官。諸侯百官。以是千官也。令行於諸夏之國。謂之王。

各得其養以成。不見其事而見其功。夫是之謂神。皆知其所以成。莫知其無形。夫是之謂天。唯聖人爲不求知天。天職既立。天功既成。形具而神生。好惡喜怒哀樂臧焉。夫是之謂天情。耳目鼻口形。能各有接而不相能也。夫是之謂天官。心居中虛。以治五官。夫是之謂天君。財非其類。以養其類。夫是之謂天養。順其類者謂之福。逆其類者謂之禍。夫是之謂天政。暗其天君。亂其天官。棄其天養。逆其天政。背其天情。以喪天功。夫是之謂大凶。聖人淸其天君。正其天官。備其天養。順其天政。養其天情。以全其天功。如是則知其所爲。知其所不爲矣。則天地官而萬物役矣。其行曲治。其養曲適。其生不傷。夫是之謂知天。故大功在所不爲。大智在所不慮。所志於天者。已其見象之可以期者矣。所志於地者。已其見宜之可以息者矣。所志於四時者。已其見數之可以事者矣。所志於陰陽者。已其見知之可以治者矣。官人守天。而自爲守道也。○治亂天邪。曰。日月星辰瑞曆。是禹桀之所同也。禹以治。桀以亂。治亂非天也。時邪。曰。繁啓蕃長於春夏。蓄積收臧於秋冬。是又禹桀之所同也。禹以治。桀以亂。治亂非時也。地邪。曰。得地則生。失地則死。是又禹桀之所同也。禹以治。桀以亂。治亂非地也。詩曰。天作高山。大王荒之。彼作矣。文王康之。此之謂也。○天不爲人之惡寒也而輟冬。地不爲人之惡遼遠也而輟廣。君子不爲小人之匈匈也而輟行。天有常道矣。地有常數矣。君子有常體矣。君子道其常。而小人計其功。詩曰。何恤人之言兮。此之謂也。○楚王後車千乘。非知也。君子啜菽飲水。非愚也。是節然也。若夫心意脩。德行厚。知慮明。生於今而志乎古。則是其在我者也。故君子敬其在己者。而不慕其在天者。小人錯其在己者。而慕其在天者。君子敬其在己者。而不慕其在天者。是以日進也。小人錯其在己者。而慕其在天者。是以日退也。故君子之所以日進。與小人之所以日退。一也。君子小人之所以相縣者在此耳。○星隊木鳴。國人皆恐。曰。是何也。曰。無何也。是天地之變。陰陽之化。物之罕至者也。怪之可也。畏之非也。夫日月之有蝕。風雨之不時。怪星之黨見。是無世而不常有之。上明而政平。則是雖並世起。無傷也。上闇而政險。則是雖無一至者。無益也。夫星之隊。木之鳴。是天地之變。陰陽之化。物之罕至者也。怪之可也。畏之非也。物之已至者。人祆則可畏也。楛耕傷稼。耘耨失薉。政險失民。田薉稼惡。糴貴民飢。道路有死人。夫是之謂人祆。政令不明。擧錯不時。本事不理。夫是之謂人祆。禮義不脩。內外無別。男女淫亂。父子相疑。則上下乖離。寇難並至。夫是之謂人祆。祆是生於亂。三者錯無安國。其說甚邇。其菑甚慘。勉力不時。則牛馬相生。六畜作祆。可怪也。而不可畏也。傳曰。萬物之怪。書不說。無用之辯。不急之察。棄而不治。若夫君臣之義。父子之親。夫婦之別。則日切瑳而不舍也。○雩而雨何也。曰。無何也。猶不雩而雨也。日月食而救

門。歸於其家。無有私事也。不比周。不朋黨。倜然莫不明通而公也。古之士大夫也。觀其朝廷。其朝閒。聽決百事不留。恬然如無治者。古之朝也。故四世有勝。非幸也。數也。是所見也。故曰。佚而治。約而詳。不煩而功。治之至也。秦類之矣。雖然則甚有其諰也。兼是數具者而盡有之。然而縣之以王者之功名。則倜倜然其不及遠矣。是何也。則其殆無儒邪。故曰。粹而王。駮而霸。無一焉而亡。此亦秦之所短也。○積微月不勝日。時不勝月。歲不勝時。凡人好敖慢小事。大事至然後興之務之。如是則常不勝夫敦比於小事者矣。是何也。則小事之至也數。其縣日也博。其爲積也大。大事之至也希。其縣日也淺。其爲積也小。故善日者王。善時者霸。補漏者危。大荒者亡。故王者敬日。霸者敬時。僅存之國。危而後戚之。亡國至亡而後知亡。至死而後知死。國之禍敗。不可勝悔也。霸者之善著焉。可以時記也。王者之功名。不可勝日志也。財物貨寶。以大爲重。政教功名反是。能積微者速成。詩曰。德輶如毛。民鮮克舉之。此之謂也。○凡姦人之所以起者。以上之不貴義。不敬義也。夫義者。所以限禁人之爲惡與姦者也。今上不貴義。不敬義。如是則下之人百姓。皆有棄義之志。有趨姦之心矣。此姦人之所以起也。且上者下之師也。夫下之和上。譬之猶響之應聲。影之像形也。故爲人上者。不可不順也。夫義者。內節於人。而外節於萬物者也。上安於主。而下調於民者也。內外上下節者。義之情也。然則凡爲天下之要。義爲本。而信次之。古者禹湯本義務信。而天下治。桀紂棄義倍信。而天下亂。故爲人上者。必將愼禮義。務忠信。然後可。此君人者之大本也。○堂上不糞。則郊草不瞻曠芸。白刃扞乎胸。則目不見流矢。拔戟加乎首。則十指不辭斷。非不以此爲務也。疾養緩急之有相先者也。

天論篇

天行有常。不爲堯存。不爲桀亡。應之以治則吉。應之以亂則凶。彊本而節用。則天不能貧。養備而動時。則天不能病。脩道而不貳。則天不能禍。故水旱不能使之飢渴。寒暑不能使之疾。祆怪不能使之凶。本荒而用侈。則天不能使之富。養略而動罕。則天不能使之全。倍道而妄行。則天不能使之吉。故水旱未至而飢渴。寒暑未薄而疾。祆怪未至而凶。受時與治世同。而殃禍與治世異。不可以怨天。其道然也。故明於天人之分。則可謂至人矣。不爲而成。不求而得。夫是之謂天職。如是者。雖深其人。不加慮焉。雖大不加能焉。雖精不加察焉。夫是之謂不與天爭職。天有其時。地有其財。人有其治。夫是之謂能參。舍其所以參。而願其所參。則惑矣。列星隨旋。日月遞炤。四時代御。陰陽大化。風雨博施。萬物各得其和以生。

下大笑。曷若兩者孰足為也。夫桀紂聖王之後子孫也。有天下者之世也。埶籍之所存。天下之宗室也。土地之大。封內千里。人之衆。數以億萬。俄而天下倜然舉去桀紂。而犇湯武。反然舉惡桀紂。而貴湯武。是何也。夫桀紂何失。而湯武何得也。曰。是無它故焉。桀紂者。善為人所惡也。而湯武者。善為人所好也。人之所惡何也。曰。汙漫爭奪貪利是也。人之所好者何也。曰。禮義辭讓忠信是也。今君人者。辟稱比方。則欲自並乎湯武。若其所以統之。則無以異於桀紂。而求有湯武之功名。可乎。故凡得勝者。必與人也。凡得人者。必與道也。道也者何也。曰。禮義辭讓忠信是也。故自四五萬而往者彊勝。非衆之力也。隆在信矣。自數百里而往者安固。非大之力也。隆在脩政矣。今已有數萬之衆者也。陶誕比周以爭與。已有數百里之國者也。汙漫突盜以爭地。然則是棄己之所以安彊。而爭己之所以危弱也。損己之所以不足。以重己之所以有餘。若是其悖繆也。而求有湯武之功名。可乎。辟之是猶伏而咶天。救經而引其足也。說必不行矣。愈務而愈遠。為人臣者。不恤己行之不行。苟得利而已矣。是渠衝入穴而求利也。是仁人之所羞而不為也。故人莫貴乎生。莫樂乎安。所以養生樂安者。莫大乎禮義。人知貴生樂安。而棄禮義。辟之是猶欲壽而刎頸也。愚莫大焉。故君人者。愛民而安。好士而榮。兩者無一焉而亡。詩曰。介人維藩。大師維垣。此之謂也。○力術止。義術行。曷謂也。曰。秦之謂也。威彊乎湯武。廣大乎舜禹。然而憂患不可勝校也。諰諰然常恐天下之一合而軋己也。此所謂力術止也。曷謂乎威彊乎湯武。湯武也者。乃能使說己者使耳。今楚父死焉。國舉焉。負三王之廟。而辟於陳蔡之間。視可伺間。安欲剡其脛。而以蹈秦之腹。然而秦使左案左。使右案右。是乃使讎人役也。此所謂威彊乎湯武也。曷謂廣大乎舜禹也。曰。古者百王之一天下。臣諸侯也。未有過封內千里者也。今秦南乃有沙羨與俱。是乃江南。北與胡貉為鄰。西有巴戎。東在楚者。乃界於齊。在韓者。踰常山。乃有臨慮。在魏者。乃據圉津。即去大梁。百有二十里耳。其在趙者。剡然有苓。而據松柏之塞。負西海。而固常山。是地徧天下也。此所謂廣大乎舜禹也。威動海內。彊殆中國。然而憂患不可勝校也。諰諰然常恐天下之一合而軋己也。然則奈何。曰。節威反文。案用夫端誠信全之君子。治天下焉。因與之參國政。正是非。治曲直。聽咸陽。順者錯之。不順者而後誅之。若是則兵不復出於塞外。而令行於天下矣。若是。則雖為之築明堂於塞外。而朝諸侯。殆可矣。假今之世。益地不如益信之務也。○應侯問孫卿曰。入秦何見。孫卿曰。其固塞險。形勢便。山林川谷美。天材之利多。是形勝也。入境觀其風俗。其百姓樸。其聲樂不流汙。其服不挑。甚畏有司而順。古之民也。及都邑官府。其百吏肅然。莫不恭儉敦敬忠信而不楛。古之吏也。入其國。觀其士大夫。出於其門。入於公門。出於公

禮。人君者。隆禮尊賢而王。重法愛民而霸。好利多詐而危。權謀傾覆幽險而亡。

○威有三。有道德之威者。有暴察之威者。有狂妄之威者。此三威者。不可不孰察也。禮樂則脩。分義則明。舉錯則時。愛利則形。如是百姓貴之如帝。高之如天。親之如父母。畏之如神明。故賞不用而民勸。罰不用而威行。夫是之謂道德之威。禮樂則不脩。分義則不明。舉錯則不時。愛利則不形。然而其禁暴也察。其誅不服也審。其刑罰重而信。其誅殺猛而必。黭然而雷擊之。如牆厭之。如是百姓劫則致畏。嬴則敖上。執拘則最。得閒則散。敵中則奪。非劫之以形埶。非振之以誅殺。則無以有其下。夫是之謂暴察之威。無愛人之心。無利人之事。而日爲亂人之道。百姓讙敖。則從而執縛之。刑灼之。不和人心。如是下比周賁潰。以離上矣。傾覆滅亡。可立而待也。夫是之謂狂妄之威。此三威者。不可不孰察也。道德之威。成乎安彊。暴察之威。成乎危弱。狂妄之威。成乎滅亡也。

○公孫子曰。子發將西伐蔡。克蔡獲蔡侯。歸致命曰。蔡侯奉其社稷而歸之楚。舍屬二三子。而治其地。既楚發其賞。子發辭曰。發誡布令而敵退。是主威也。徙舉相攻而敵退。是將威也。合戰用力而敵退。是衆威也。臣舍不宜以衆威受賞。譏之曰。子發之致命也恭。其辭賞也固。夫尙賢使能。賞有功。罰有罪。非獨一人爲之也。彼先王之道也。一人之本也。善善惡惡之應也。治必由之。古今一也。古者明王之舉大事。立大功也。大事已博。大功已立。則君享其成。羣臣享其功。士大夫益爵。官人益秩。庶人益祿。是以爲善者勸。爲不善者沮。上下一心。三軍同力。是以百事成而功名大也。今子發獨不然。反先王之道。亂楚國之法。墮興功之臣。恥受賞之屬。無僇乎族黨。而抑卑其後世。案獨以爲私廉。豈不過甚矣哉。故曰。子發之致命也恭。其辭賞也固。

○荀卿子說齊相曰。處勝人之埶。以勝人之道。天下莫忿。湯武是也。處勝人之埶。不以勝人之道。厚於有天下之埶。索爲匹夫。不可得也。桀紂是也。然則得勝人之埶者。其不如勝人之道遠矣。夫主相者。勝人以埶也。是爲是。非爲非。能爲能。不能爲不能。併己之私欲。必以道夫公道通義之可以相兼容者。是勝人之道也。今相國上則得專主。下則得專國。相國之於勝人之埶。亶有之矣。然則胡不敺此勝人之埶。赴勝人之道。求仁厚通明之君子。而託王焉。與之參國政。正是非。如是則國孰敢不爲義矣。君臣上下。貴賤長少。至于庶人。莫不爲義。則天下孰不欲合義矣。賢士願相國之朝。能士願相國之官。好利之民。莫不願以齊爲歸。是一天下也。相國舍是而不爲。案直爲是世俗之所以爲。則女主亂之宮。詐臣亂之朝。貪吏亂之官。衆庶百姓。皆以貪利爭奪爲俗。曷若是而可以持國乎。今巨楚縣吾前。大燕鰌吾後。勁魏鉤吾右。西壤之不絕若繩。楚人則又有襄賁·開陽。以臨吾左。是一國作謀。則三國必起而乘我。如是則齊必斷而爲四三。國若假城耳。必爲天

之人羞而不道也。故厚德音以先之。明禮義以道之。致忠信以愛之。尚賢使能以次之。爵服慶賞以申之。時其事。輕其任。以調齊之。長養之。如保赤子。政令以定。風俗以一。有離俗不順其上。則百姓莫不敦惡。莫不毒孽。若祓不祥。然後刑於是起矣。是大刑之所加也。辱孰大焉。將以為利耶。則大刑加焉。身苟不狂惑戇陋。誰睹是而不改也哉。然後百姓曉然。皆知脩上之法。像上之志。而安樂之。於是有能化善。脩身正行。積禮義。尊道德。百姓莫不貴敬。莫不親譽。然後賞於是起矣。是高爵豐祿之所加也。榮孰大焉。將以為害耶。則高爵豐祿以持養之。生民之屬。孰不願也。雕雕焉縣貴爵重賞於其前。縣明刑大辱於其後。雖欲無化。能乎哉。故民歸之如流水。所存者神。所為者化。而順。暴悍勇力之屬。為之化而愿。旁辟曲私之屬。為之化而公。矜糾收繚之屬。為之化而調。夫是之謂大化至一。詩曰。王猶允塞。徐方既來。此之謂也。○凡兼人者有三術。有以德兼人者。有以力兼人者。有以富兼人者。彼貴我名聲。美我德行。欲為我民。故辟門除涂。以迎吾入。因其民。襲其處。而百姓皆安。立法施令。莫不順比。是故得地而權彌重。兼人而兵愈彊。是以德兼人者也。非貴我名聲也。非美我德行也。彼畏我威。劫我勢。故民雖有離心。不敢有畔慮。若是則戎甲愈衆。奉養必費。是故得地而權彌輕。兼人而兵愈弱。是以力兼人者也。非貴我名聲也。非美我德行也。用貧求富。用飢求飽。虛腹張口。來歸我食。若是則必發夫掌窌之粟以食之。委之財貨以富之。立良有司以接之。已朞三年。然後民可信也。是故得地而權彌輕。兼人而國愈貧。是以富兼人者也。故曰。以德兼人者王。以力兼人者弱。以富兼人者貧。古今一也。○兼并易能也。唯堅凝之難焉。齊能并宋。而不能凝也。故魏奪之。燕能并齊。而不能凝也。故田單奪之。韓之上地方數百里。完全富足而趨趙。趙不能凝也。故秦奪之。故能并之。而不能凝。則必奪。不能并之。又不能凝其有。則必亡。能凝之。則必能并之矣。得之則凝。兼并無彊。古者湯以薄。武王以滈。皆百里之地也。天下為一。諸侯為臣。無它故焉。能凝之也。故凝士以禮。凝民以政。禮脩而士服。政平而民安。士服民安。夫是之謂大凝。以守則固。以征則彊。令行禁止。王者之事畢矣。

彊國篇

刑范正。金錫美。工冶巧。火齊得。剖刑而莫邪已。然而不剝脫。不砥礪。則不可以斷繩。剝脫之。砥礪之。則劙盤盂。刎牛馬。忽然耳。彼國者亦彊國之剖刑已。然而不教誨。不調一。則入不可以守。出不可以戰。教誨之。調一之。則兵勁城固。敵國不敢嬰也。彼國者亦有砥礪。禮義節奏是也。故人之命在天。國之命在

衆。師不越時。故亂者樂其政。不安其上。欲其至也。臨武君曰善。

○陳囂問孫卿子曰。先生議兵。常以仁義爲本。仁者愛人。義者循理。然則又何以兵爲。凡所爲有兵者。爲爭奪也。孫卿子曰。非女所知也。彼仁者愛人。愛人故惡人之害之也。義者循理。循理故惡人之亂之也。彼兵者所以禁暴除害也。非爭奪也。故仁人之兵。所存者神。所過者化。若時雨之降。莫不說喜。是以堯伐驩兜。舜伐有苗。禹伐共工。湯伐有夏。文王伐崇。武王伐紂。此四帝兩王。皆以仁義之兵。行於天下也。故近者親其善。遠方慕其德。兵不血刃。遠邇來服。德盛於此。施及四極。詩曰。淑人君子。其儀不忒。此之謂也。

○李斯問孫卿子曰。秦四世有勝。兵彊海內。威行諸侯。非以仁義爲之也。以便從事而已。孫卿子曰。非女所知也。女所謂便者。不便之便也。吾所謂仁義者。大便之便也。彼仁義者。所以脩政者也。政脩則民親其上。樂其君。而輕爲之死。故曰。凡在於君。將率末事也。秦四世有勝。諰諰然常恐天下之一合而軋己也。此所謂末世之兵。未有本統也。故湯之放桀也。非其逐之鳴條之時也。武王之誅紂也。非以甲子之朝而後勝之也。皆前行素脩也。此所謂仁義之兵也。今女不求之於本。而索之於末。此世之所以亂也。

○禮者治辨之極也。彊國之本也。威行之道也。功名之總也。王公由之所以得天下也。不由所以隕社稷也。故堅甲利兵。不足以爲勝。高城深池。不足以爲固。嚴令繁刑。不足以爲威。由其道則行。不由其道則廢。楚人鮫革犀兕以爲甲。鞈如金石。宛鉅鐵釶。慘如蠭蠆。輕利僄遬。卒如飄風。然而兵殆於垂沙。唐蔑死。莊蹻起。楚分而爲三四。是豈無堅甲利兵也哉。其所以統之者。非其道故也。汝潁以爲險。江漢以爲池。限之以鄧林。緣之以方城。然而秦師至而鄢郢舉。若振槁然。是豈無固塞隘阻也哉。其所以統之者。非其道故也。紂刳比干。囚箕子。爲炮烙刑。殺戮無時。臣下懍然。莫必其命。然而周師至而令不行乎下。不能用其民。是豈令不嚴。刑不繁也哉。其所以統之者。非其道故也。古之兵。戈矛弓矢而已矣。然而敵國不待試而詘。城郭不辨。溝池不抇。固塞不樹。機變不張。然而國晏然不畏外而明固者。無它故焉。明道而分鈞之。時使而誠愛之。下之和上也如影響。有不由令者。然後誅之以刑。故刑一人而天下服。罪人不尤其上。知罪之在己也。是故刑罰省而威流。無它故焉。由其道故也。古者帝堯之治天下也。蓋殺一人。刑二人。而天下治。傳曰。威厲而不試。刑措而不用。此之謂也。

○凡人之動也。爲賞慶爲之。則見害傷焉止矣。故賞慶刑罰埶詐。不足以盡人之力。致人之死。爲人主上者也。其所以接下之百姓者。無禮義忠信。焉慮率用賞慶刑罰埶詐。除阸其下。獲其功用而已矣。大寇至則使之持危城。則必畔。遇敵處戰。則必北。勞苦煩辱。則必犇。霍焉離耳。下反制其上。故賞慶刑罰埶詐之爲道也。傭徒鬻賣之道也。不足以合大衆。美國家。故古

秦之銳士。不可以當桓文之節制。桓文之節制。不可以敵湯武之仁義。有遇之者。若以焦熬投石焉。兼是數國者。皆干賞蹈利之兵也。傭徒鬻賣之道也。未有貴上安制綦節之理也。諸侯有能微妙之以節。則作而兼殆之耳。故招延募選。隆埶詐。尚功利。是漸之也。禮義敎化。是齊之也。故以詐遇詐。猶有巧拙焉。以詐遇齊。辟之猶以錐刀墮太山也。非天下之愚人。莫敢試。故王者之兵不試。湯武之誅桀紂也。拱挹指麾。而彊暴之國。莫不趨使。誅桀紂。若誅獨夫。故泰誓曰。獨夫紂。此之謂也。故兵大齊則制天下。小齊則治鄰敵。若夫招延募選。隆埶詐。尚功利之兵。則勝不勝無常。代翕代張。代存代亡。相爲雌雄耳矣。夫是之謂盜兵。君子不由也。故齊之田單。楚之莊蹻。秦之衞鞅。燕之繆蟣。是皆世俗之所謂善用兵者也。是其巧拙彊弱。則未有以相若也。若其道一也。未及和齊也。掎契司詐。權謀傾覆。未免盜兵也。齊桓・晉文・楚莊・吳闔閭・越句踐。是皆和齊之兵也。可謂入其域矣。然而未有本統也。故可以霸。而不可以王。是彊弱之效也。孝成王臨武君曰。善。請問爲將。孫卿子曰。知莫大乎棄疑。行莫大乎無過。事莫大乎無悔。事至無悔而止矣。成不可必也。故制號政令。欲嚴以威。慶賞刑罰。欲必以信。處舍收藏。欲周以固。徙舉進退。欲安以重。欲疾以速。窺敵觀變。欲潛以深。欲伍以參。遇敵決戰。必道吾所明。無道吾所疑。夫是之謂六術。無欲將而惡廢。無急勝而忘敗。無威內而輕外。無見其利而不顧其害。凡慮事欲熟。而用財欲泰。夫是之謂五權。所以不受命於主有三。可殺而不可使處不完。可殺而不可使擊不勝。可殺而不可使欺百姓。夫是之謂三至。凡受命於主而行三軍。三軍既定。百官得序。羣物皆正。則主不能喜。敵不能怒。夫是之謂至臣。慮必先事。而申之以敬。愼終如始。終始如一。夫是之謂大吉。凡百事之成也。必在敬之。其敗也。必在慢之。故敬勝怠則吉。怠勝敬則滅。計勝欲則從。欲勝計則凶。戰如守。行如戰。有功如幸。敬謀無壙。敬事無壙。敬吏無壙。敬衆無壙。敬敵無壙。夫是之謂五無壙。愼行此六術五權三至。而處之以恭敬無壙。夫是之謂天下之將。則通於神明矣。臨武君曰。善。請問王者之軍制。孫卿子曰。將死鼓。馭死轡。百吏死職。士大夫死行列。聞鼓聲而進。聞金聲而退。順命爲上。有功次之。令不進而進。猶令不退而退也。其罪惟均。不殺老弱。不獵禾稼。服者不禽。格者不赦。犇命者不獲。凡誅非誅其百姓也。誅其亂百姓者也。百姓有扞其賊。則是亦賊也。以故順刃者生。蘇刃者死。犇命者貢。微子開封於宋。曹觸龍斷於軍。殷之服民。所以養生之者也。無異周人。故近者謌謳而樂之。遠者竭蹷而趨之。無幽閒辟陋之國。莫不趨使而安樂之。四海之內若一家。通達之屬。莫不從服。夫是之謂人師。詩曰。自西自東。自南自北。無思不服。此之謂也。王者有誅而無戰。城守不攻。兵格不擊。上下相喜則慶之。不屠城。不潛軍。不留

兵者。威忽悠闇。莫知其所從出。孫吳用之。無敵於天下。豈必待附民哉。孫卿子曰。不然。臣之所道。仁人之兵。王者之志也。君之所貴。權謀埶利也。所行攻奪變詐也。諸侯之事也。仁人之兵。不可詐也。彼可詐者。怠慢者也。路亶者也。君臣上下之間。滑然有離德者也。故以桀詐桀。猶巧拙有幸焉。以桀詐堯。譬之若以卵投石。以指撓沸。若赴水火。入焉焦沒耳。故仁人上下百將一心。三軍同力。臣之於君也。下之於上也。若子之事父。弟之事兄。若手臂之扞頭目。而覆胷腹也。詐而襲之。與先驚而後擊之一也。且仁人之用。十里之國。則將有百里之聽。用百里之國。則將有千里之聽。用千里之國。則將有四海之聽。必將聰明警戒。和傳而一。故仁人之兵。聚則成卒。散則成列。延則若莫邪之長刃。嬰之者斷。銳則若莫邪之利鋒。當之者潰。圜居而方止。則若盤石然。觸之者角摧。案鹿埵隴種東籠而退耳。且夫暴國之君。將誰與至哉。彼其所與至者。必其民也。而其民之親我。歡若父母。其好我。芬若椒蘭。彼反顧其上。則若灼黥。若仇讎。人之情。雖桀跖。豈又肯爲其所惡。賊其所好者哉。是猶使人之子孫。自賊其父母也。彼必將來告之。夫又何可詐也。故仁人用國日明。諸侯先順者安。後順者危。慮敵之者削。反之者亡。詩曰。武王載發。有虔秉鉞。如火烈烈。則莫我敢遏。此之謂也。孝成王臨武君曰。善。請問王者之兵。設何道何行而可。孫卿子曰。凡在大王。將率末事也。請遂道王者諸侯彊弱存亡之效。安危之埶。君賢者其國治。君不能者其國亂。隆禮貴義者。其國治。簡禮賤義者。其國亂。治者彊。亂者弱。是彊弱之本也。上足卬。則下可用也。上不足卬。則下不可用也。下可用則彊。下不可用則弱。是彊弱之常也。隆禮效功上也。重祿貴節次也。上功賤節下也。是彊弱之凡也。好士者彊。不好士者弱。愛民者彊。不愛民者弱。政令信者彊。政令不信者弱。民齊者彊。民不齊者弱。賞重者彊。賞輕者弱。刑威者彊。刑侮者弱。械用兵革。攻完便利者彊。械用兵革。窳楛不便利者弱。重用兵者彊。輕用兵者弱。權出一者彊。權出二者弱。是彊弱之常也。齊人隆技擊。其技也。得一首者。賜贖錙金。無本賞矣。是事小敵毳。則偷可用也。事大敵堅。則渙焉離耳。若飛鳥然。傾側反覆無日。是亡國之兵也。兵莫弱是矣。是其去賃市傭而戰之幾矣。魏氏之武卒。以度取之。衣三屬之甲。操十二石之弩。負服矢五十箇。置戈其上。冠軸帶劍。贏三日之糧。日中而趨百里。中試則復其戶。利其田宅。是數年而衰。而未可奪也。改造則不易周也。是故地雖大。其稅必寡。是危國之兵也。秦人其生民也陿阸。其使民也酷烈。劫之以埶。隱之以阸。忸之以慶賞。鰌之以刑罰。使天下之民。所以要利於上者。非鬭無由也。阸而用之。得而後功之。功賞相長也。五甲首而隸五家。是最爲衆彊長久。多地以正。故四世有勝。非幸也。數也。故齊之技擊。不可以遇魏氏之武卒。魏氏之武卒。不可以遇秦之銳士。

忠說。忠事忠謀。忠譽忠愬。莫不明通方起以尙盡矣。夫是之謂衡聽顯幽。重明退姦進良之術。○川淵深。而魚鼈歸之。山林茂。而禽獸歸之。刑政平。而百姓歸之。禮義備。而君子歸之。故禮及身而行脩。義及國而政明。能以禮挾而貴名白。天下願。令行禁止。王者之事畢矣。詩曰。惠此中國。以綏四方。此之謂也。川淵者魚龍之居也。山林者鳥獸之居也。國家者士民之居也。川淵枯。則魚龍去之。山林險。則鳥獸去之。國家失政。則士民去之。無土則人不安居。無人則土不守。無道法則人不至。無君子則道不舉。故土之與人也。道之與法也者。國家之本作也。君子也者。道法之總要也。不可少頃曠也。得之則治。失之則亂。得之則安。失之則危。得之則存。失之則亡。故有良法而亂者有之矣。有君子而亂者。自古及今。未嘗聞也。傳曰。治生乎君子。亂生乎小人。此之謂也。○得衆動天。美意延年。誠信如神。夸誕逐魂。○人主之患。不在乎不言用賢。而在乎不誠必用賢。夫言用賢者口也。却賢者行也。口行相反。而欲賢者之至。不肖者之退也。不亦難乎。夫耀蟬者。務在明其火。振其樹而已。火不明。雖振其樹無益也。今人主有能明其德。則天下歸之。若蟬之歸明火也。○臨事接民。而以義變應。寬裕而多容。恭敬以先之。政之始也。然後中和察斷。以輔之。政之隆也。然後進退誅賞之。政之終也。故一年與之始。三年與之終。用其終爲始。則政令不行。而上下怨疾。亂所以自作也。書曰。義刑義殺。勿庸以即。汝惟曰未有順事。言先敎也。○程者物之準也。禮者節之準也。程以立數。禮以定倫。德以敘位。能以授官。凡節奏欲陵。而生民欲寬。節奏陵而文。生民寬而安。上文下安。功名之極也。不可以加矣。君者國之隆也。父者家之隆也。隆一而治。二而亂。自古及今。未有二隆爭重。而能長久者。○師術有四。而博習不與焉。尊嚴而憚。可以爲師。耆艾而信。可以爲師。誦說而不陵不犯。可以爲師。知微而論。可以爲師。故師術有四。而博習不與焉。水深則回。樹落則糞本。弟子通利則思師。詩曰。無言不讎。無德不報。此之謂也。○賞不欲僭。刑不欲濫。賞僭則利及小人。刑濫則害及君子。若不幸而過。寧僭無濫。與其害善。不若利淫。

議兵篇

臨武君與孫卿子議兵於趙孝成王前。王曰。請問兵要。臨武君對曰。上得天時。下得地利。觀敵之變動。後之發。先之至。此用兵之要術也。孫卿子曰。不然。臣所聞古之道。凡用兵攻戰之本。在乎壹民。弓矢不調。則羿不能以中微。六馬不和。則造父不能以致遠。士民不親附。則湯武不能以必勝也。故善附民者。是乃善用兵者也。故兵要在乎善附民而已。臨武君曰。不然。兵之所貴者埶利也。所行者變詐也。善用

志。是事聖君之義也。忠信而不諛。諫爭而不諂。撟然剛折端志。而無傾側之心。是案曰是。非案曰非。是事中君之義也。調而不流。柔而不屈。寬容而不亂。曉以至道。而無不調和也。而能化易。時開內之。是事暴君之義也。若馭樸馬。若養赤子。若食餧人。故因其懼也。而改其過。因其憂也。而辨其故。因其喜也。而入其道。因其怒也。而除其怨。曲得所謂焉。書曰。從命而不拂。微諫而不倦。爲上則明。爲下則遜。此之謂也。○事人而不順者。不疾者也。疾而不順者。不敬者也。敬而不順者。不忠者也。忠而不順者。無功者也。有功而不順者。無德者也。故無德之爲道也。傷疾墮功滅敬。故君子不爲也。○有大忠者。有次忠者。有下忠者。有國賊者。以德復君而化之。大忠也。以德調君而補之。次忠也。以是諫非而怒之。下忠也。不卹君之榮辱。不卹國之臧否。偷合苟容。以之持祿養交而已耳。國賊也。若周公之於成王也。可謂大忠矣。若管仲之於桓公。可謂次忠矣。若子胥之於夫差。可謂下忠矣。若曹觸龍之於紂者。可謂國賊矣。○仁者必敬人。凡人非賢。則案不肖也。人賢而不敬。則是禽獸也。人不肖而不敬。則是狎虎也。禽獸則亂。狎虎則危。災及其身矣。詩曰。不敢暴虎。不敢馮河。人知其一。莫知其它。戰戰兢兢。如臨深淵。如履薄冰。此之謂也。故仁者必敬人。敬人有道。賢者則貴而敬之。不肖者則畏而敬之。賢者則親而敬之。不肖者則疏而敬之。其敬一也。其情二也。若夫忠信端愨。而不害傷。則無接而不然。是仁人之質也。忠信以爲質。端愨以爲統。禮義以爲文。倫類以爲理。喘而言。臑而動。而一可以爲法則。詩曰。不僭不賊。鮮不爲則。此之謂也。恭敬禮也。調和樂也。謹愼利也。鬬怒害也。故君子安禮樂。利謹愼。而無鬬怒。是以百舉不過也。小人反是。○通忠之順。權險之平。禍亂之從聲。三者非明主莫之能知也。爭然後善。戾然後功。出死無私。致忠而公。夫是之謂通忠之順。信陵君似之矣。奪然後義。殺然後仁。上下易位然後貞。功參天地。澤被生民。夫是之謂權險之平。湯武是也。過而同情。和而無經。不卹是非。不論曲直。偷合苟容。迷亂狂生。夫是之謂禍亂之從聲。飛廉惡來是也。傳曰。斬而齊。枉而順。不同而壹。詩曰。受小球大球。爲下國綴旒。此之謂也。

致士篇

衡聽顯幽。重明退姦進良之術。朋黨比周之譽。君子不聽。殘賊加累之譖。君子不用。隱忌雍蔽之人。君子不近。貨財禽犢之請。君子不許。凡流言流說。流事流謀。流譽流愬。不官而衡至者。君子愼之。聞聽而明譽之。定其當而當。然後士其刑賞。而還與之。如是則姦言姦說。姦事姦謀。姦譽姦愬。莫之試也。忠言

小察。而綦偏能。自古及今。未有如此而不亂者也。是所謂視乎不可見。聽乎不可聞。為乎不可成。此之謂也。

臣道篇

人臣之論。有態臣者。有簒臣者。有功臣者。有聖臣者。內不足使一民。外不足使距難。百姓不親。諸侯不信。然而巧敏佞說。善取寵乎上。是態臣者也。上不忠乎君。下善取譽乎民。不卹公道通義。朋黨比周。以環主圖私為務。是簒臣者也。內足使一民。外足使距難。民親之。士信之。上忠乎君。下愛百姓而不倦。是功臣者也。上則能尊君。下則能愛民。政令教化。形下如影。應卒遇變。齊給如響。推類接譽。以待無方。曲成制象。是聖臣者也。故用聖臣者王。用功臣者彊。用簒臣者危。用態臣者亡。態臣用則必死。簒臣用則必危。功臣用則必榮。聖臣用則必尊。故齊之蘇秦。楚之州侯。秦之張儀。可謂態臣者也。韓之張去疾。趙之奉陽。齊之孟嘗。可謂簒臣也。齊之管仲。晉之咎犯。楚之孫叔敖。可謂功臣矣。殷之伊尹。周之大公。可謂聖臣矣。是人臣之論也。吉凶賢不肖之極也。必謹志之。而愼自為擇取焉。足以稽矣。○從命而利君。謂之順。從命而不利君。謂之諂。逆命而利君。謂之忠。逆命而不利君。謂之簒。不卹君之榮辱。不卹國之臧否。偷合苟容。以持祿養交而已耳。謂之國賊。君有過謀過事。將危國家。殞社稷之具也。大臣父兄。有能進言於君。用則可。不用則去。謂之諫。有能進言於君。用則可。不用則死。謂之爭。有能比知同力。率羣臣百吏。而相與彊君撟君。君雖不安。不能不聽。遂以解國之大患。除國之大害。成於尊君安國。謂之輔。有能抗君之命。竊君之重。反君之事。以安國之危。除君之辱。功伐足以成國之大利。謂之拂。故諫爭輔拂之人。社稷之臣也。國君之寶也。明君之所尊厚也。而闇主惑之以為己賊也。故明君之所賞。闇君之所罰也。闇君之所賞。明君之所殺也。伊尹箕子。可謂諫矣。比干子胥。可謂爭矣。平原君之於趙也。可謂輔矣。信陵君之於魏也。可謂拂矣。傳曰。從道不從君。此之謂也。故正義之臣設。則朝廷不頗。諫爭輔拂之人信。則君過不遠。爪牙之士施。則仇讎不作。邊境之臣處。則彊垂不喪。故明主好同。而闇主好獨。明主尙賢使能。而饗其盛。闇主妬賢畏能。而滅其功。罰其忠。賞其賊。夫是之謂至闇。桀紂所以滅也。○事聖君者。有聽從。無諫爭。事中君者。有諫爭。無諂諛。事暴君者。有補削。無撟拂。迫脅於亂時。窮居於暴國。而無所避之。則崇其美。揚其善。違其惡。隱其敗。言其所長。不稱其所短。以為成俗。詩曰。國有大命。不可以告人。防其躬身。此之謂也。○恭敬而遜。聽從而敏。不敢有以私決擇也。不敢有以私取與也。以順上為

職事業。是何也。曰。本不利於所私也。彼不能而主使之。則是主闇也。臣不能而誣能。則是臣詐也。主闇於上。臣詐於下。滅亡無日。俱害之道也。夫文王非無貴戚也。非無子弟也。非無便嬖也。倜然乃舉太公於州人而用之。豈私之也哉。以爲親邪。則周姬姓也。而彼姜姓也。以爲故邪。則未嘗相識也。以爲好麗邪。則夫人行年七十有二。齫然而齒墮矣。然而用之者。夫文王欲立貴道。白貴名。以惠天下。而不可以獨也。非于是子。莫足以舉之。故舉是子而用之。於是乎貴道果立。貴名果明。兼制天下。立七十一國。姬姓獨居五十三人。周之子孫。苟不狂惑者。莫不爲天下之顯諸侯。如是者。能愛人也。故舉天下之大道。立天下之大功。然後隱其所憐所愛。其下猶足以爲天下之顯諸侯。故曰。唯明主爲能愛其所愛。闇主則必危其所愛。此之謂也。○牆之外。目不見也。里之前。耳不聞也。而人主之守司。遠者天下。近者境內。不可不略知也。天下之變。境內之事。有弛易齵差者矣。而人主無由知之。則是拘脅蔽塞之端也。耳目之明。如是其狹也。人主之守司。如是其廣也。其中不可以不知也。如是其危也。然則人主將何以知之。曰。便嬖左右者。人主之所以窺遠收衆之門戶牖嚮也。不可不早具也。故人主必將有便嬖左右足信者。然後可。其知慧足使規物。其端誠足使定物。然後可。夫是之謂國具。人主不能不有遊觀安燕之時。則不得不有疾病物故之變焉。如是國者事物之至也。如泉原。一物不應。亂之端也。故曰。人主不可以獨也。卿相輔佐。人主之基杖也。不可不早具也。故人主必將有卿相輔佐足任者。然後可。其德音足以塡撫百姓。其知慮足以應待萬變。然後可。夫是之謂國具。四鄰諸侯之相與。不可以不相接也。然而不必相親也。故人主必將有足使喩志決疑於遠方者。然後可。其辨說足以解煩。其知慮足以決疑。其齊斷足以距難。不還私。不反君。然而應薄扞患。足以持社稷。然後可。夫是之謂國具。故人主無便嬖左右足信者。謂之闇。無卿相輔佐足任者。謂之獨。所使於四鄰諸侯者非其人。謂之孤。孤獨而晻。謂之危。國雖若存。古之人曰亡矣。詩曰。濟濟多士。文王以寧。此之謂也。○材人。愿愨拘錄。計數纖嗇。而無敢遺喪。是官人使吏之材也。脩飭端正。尊法敬分。而無傾側之心。守職循業。不敢損益。可傳世也。而不可使侵奪。是士大夫官師之材也。知隆禮義之爲尊君也。知好士之爲美名也。知愛民之爲安國也。知有常法之爲一俗也。知尙賢使能之爲長功也。知務本禁末之爲多材也。知無與下爭小利之爲便於事也。知明制度。權物稱用之爲不泥也。是卿相輔佐之材也。未及君道也。能論官此三材者。而無失其次。是謂人主之道也。若是。則身佚而國治。功大而名美。上可以王。下可以霸。是人主之要守也。人主不能論此三材者。不知道此道。安値將卑埶出勞。併耳目之樂。而親自貫日而治詳。一日而曲辨之。慮與臣下爭

衆庶百姓。無姦怪之俗。無盜賊之罪。其能以稱義徧矣。故曰。治則衍及百姓。亂則不足及公王。此之謂也。

〇至道大形。隆禮至法。則國有常。尚賢使能。則民知方。纂論公察。則民不疑。賞勉罰偷。則民不怠。兼聽齊明。則天下歸之。然後明分職。序事業。拔材官能。莫不治理。則公道達。而私門塞矣。公義明。而私事息矣。如是則德厚者進。而佞說者止。貪利者退。而廉節者起。書曰。先時者。殺無赦。不逮時者。殺無赦。人習其事而固。人之百事。如耳目鼻口之不可以相借官也。故職分而民不慢。次定而序不亂。兼聽齊明。而百事不留。如是則臣下百吏。至于庶人。莫不脩己而後敢安止。誠能而後敢受職。百姓易俗。小人變心。姦怪之屬。莫不反愨。夫是之謂政教之極。故天子不視而見。不聽而聰。不慮而知。不動而功。塊然獨坐。而天下從之。如一體。如四胑之從心。夫是之謂大形。詩曰。溫溫恭人。維德之基。此之謂也。

〇爲人主者。莫不欲彊而惡弱。欲安而惡危。欲榮而惡辱。是禹桀之所同也。要此三欲。辟此三惡。果何道而便。曰。在愼取相。道莫徑是矣。故智而不仁不可。仁而不智不可。既智且仁。是人主之寶也。而王霸之佐也。不急得不智。得而不用不仁。無其人。而幸有其功。愚莫大焉。今人主有六患。使賢者爲之。則與不肖者規之。使智者慮之。則與愚者論之。使脩士行之。則與汙邪之人疑之。雖欲成功。得乎哉。譬之是猶立直木。而恐其景之枉也。惑莫大焉。語曰。好女之色。惡者之孽也。公正之士。衆人之痤也。循乎道之人。汙邪之賊也。今使汙邪之人。論其怨賊。而求其無偏。得乎哉。譬之是猶立枉木。而求其景之直也。亂莫大焉。故古之人爲之不然。其取人有道。其用人有法。取人之道。參之以禮。用人之法。禁之以等。行義動靜。度之以禮。智慮取舍。稽之以成。日月積久。校之以功。故卑不得以臨尊。輕不得以縣重。愚不得以謀智。是以萬擧不過也。故校之以禮。而觀其能安敬也。與之擧措遷移。而觀其能應變也。與之安燕。而觀其能無流慆也。接之以聲色權利。忿怒患險。而觀其能無離守也。彼誠有之者。與誠無之者。若白黑。然。可詘邪哉。故伯樂不可欺以馬。而君子不可欺以人。此明王之道也。人主欲得善射射遠中微者。縣貴爵重賞以招致之。內不可以阿子弟。外不可以隱遠人。能中是者取之。是豈不必得之之道也哉。雖聖人不能易也。欲得善馭及速致遠者。一日而千里。縣貴爵重賞。以招致之。內不可以阿子弟。外不可以隱遠人。能致是者取之。是豈不必得之之道也哉。雖聖人不能易也。欲治國馭民。調壹上下。將內以固城。外以拒難。治則制人。人不能制也。亂則危辱滅亡。可立而待也。然而求卿相輔佐。則獨不若是其公也。案唯便嬖親比己者之用也。豈不過甚矣哉。故有社稷者。莫不欲彊。俄則弱矣。莫不欲安。俄則危矣。莫不欲存。俄則亡矣。古有萬國。今有數十焉。是無它故。莫不失之是也。故明主有私人以金石珠玉。無私人以官

不與之爭。能而致善用其功。其待上也。忠順而不懈。其使下也。均徧而不偏。其交游也。緣義而有類。其居鄉里也。寬容而不亂。是故窮則必有名。達則必有功。仁厚兼覆天下而不閔。明達周天地。理萬變而不疑。血氣和平。志意廣大。行義塞於天地之間。仁智之極也。夫是之謂聖人。審之禮也。○請問爲國。曰。聞修身。未嘗聞爲國也。君者儀也。儀正而景正。君者槃也。槃圓而水圓。君者盂也。盂方而水方。君射則臣決。楚莊王好細腰。故朝有餓人。故曰。聞脩身。未嘗聞爲國也。○君者民之原也。原清則流清。原濁則流濁。故有社稷者。而不能愛民。不能利民。而求民之親愛己。不可得也。民之不親不愛。而求其爲己用。爲己死。不可得也。民不爲己用。不爲己死。而求兵之勁。城之固。不可得也。兵不勁。城不固。而求敵之不至。不可得也。敵至而求無危削。不滅亡。不可得也。危削滅亡之情。舉積此矣。而求安樂。是狂生者也。狂生者。不胥時而落。故人主欲彊固安樂。則莫若反之民。欲附下一民。則莫若反之政。欲脩政美國。則莫若求其人。彼或蓄積而得之者。不世絕。彼其人者。生乎今之世。而志乎古之道。以天下之王公莫好之也。然而于是獨好之。以天下之民莫欲之也。然而于是獨爲之。好之者貧。爲之者窮。然而于是獨猶將爲之也。不爲少頃輟焉。曉然獨明於先王之所以得之。所以失之。知國之安危臧否。若別白黑。是其人者也。大用之。則天下爲一。諸侯爲臣。小用之。則威行鄰敵。縱不能用。使無去其疆域。則國終身無故。故君人者。愛民而安。好士而榮。兩者無一焉而亡。詩曰。介人維藩。大師維垣。此之謂也。○道者何也。曰。君道也。君者何也。曰。能羣也。能羣也者何也。曰。善生養人者也。善班治人者也。善顯設人者也。善藩飾人者也。善生養人者。人親之。善班治人者。人安之。善顯設人者。人樂之。善藩飾人者。人榮之。四統者俱。而天下歸之。夫是之謂能羣。不能生養人者。人不親也。不能班治人者。人不安也。不能顯設人者。人不樂也。不能藩飾人者。人不榮也。四統者亡。而天下去之。夫是之謂匹夫。故曰。道存則國存。道亡則國亡。省工賈。衆農夫。禁盜賊。除姦邪。是所以生養之也。天子三公。諸侯一相。大夫擅官。士保職。莫不法度而公。是所以班治之也。論德而定次。量能而授官。皆使其人載其事。而各得其所宜。上賢使之爲三公。次賢使之爲諸侯。下賢使之爲士大夫。是所以顯設之也。脩冠弁衣裳。黼黻文章。雕琢刻鏤。皆有等差。是所以藩飾之也。故由天子至於庶人也。莫不騁其能。得其志。安樂其事。是所同也。衣煖而食充。居安而游樂。事時制明而用足。是又所同也。若夫重色而成文章。重味而成珍備。是所衍也。聖王財衍以明辨異。上以飾賢良。而明貴賤。下以飾長幼。而明親疏。上在王公之朝。下在百姓之家。天下曉然。皆知其所非以爲異也。將以明分達治。而保萬世也。故天子諸侯。無靡費之用。士大夫無流淫之行。百吏官人。無怠慢之事。

用巧便。而財不匱矣。農夫朴力而寡能。則上不失天時。下不失地利。中得人和。而百事不廢。是之謂政令行風俗美。以守則固。以征則彊。居則有名。動則有功。此儒之所謂曲辨也。

君道篇

有亂君。無亂國。有治人。無治法。羿之法非亡也。而羿不世中。禹之法猶存。而夏不世王。故法不能獨立。類不能自行。得其人則存。失其人則亡。法者治之端也。君子者法之原也。故有君子。則法雖省。足以偏矣。無君子。則法雖具。失先後之施。不能應事之變。足以亂矣。不知法之義。而正法之數者。雖博臨事必亂。故明主急得其人。而闇主急得其勢。急得其人。則身佚而國治。功大而名美。上可以王。下可以霸。不急得其人。而急得其勢。則身勞而國亂。功廢而名辱。社稷必危。故君人者。勞於索之。而休於使之。書曰。惟文王敬忌。一人以擇。此之謂也。○合符節。別契券者。所以爲信也。上好權謀。則臣下百吏誕詐之人。乘是而後欺。探籌投鉤者。所以爲公也。上好曲私。則臣下百吏。乘是而後偏。衡石稱縣者。所以爲平也。上好傾覆。則臣下百吏。乘是而後險。斗斛敦槩者。所以爲嘖也。上好貪利。則臣下百吏。乘是而後鄙。豐取刻與。以無度取於民。故械數者治之流也。非治之原也。君子者治之原也。官人守數。君子養原。原清則流清。原濁則流濁。故上好禮義。尚賢使能。無貪利之心。則下亦將綦辭讓。致忠信。而謹於臣子矣。如是則雖在小民。不待合符節。別契券而信。不待探籌投鉤而公。不待衡石稱縣而平。不待斗斛敦槩而嘖。故賞不用而民勸。罰不用而民服。有司不勞而事治。政令不煩而俗美。百姓莫敢不順上之法。象上之志。而勸上之事。而安樂之矣。故藉斂忘費。事業忘勞。寇難忘死。城郭不待飾而固。兵刃不待陵而勁。敵國不待服而詘。四海之民。不待令而一。夫是之謂至平。詩曰。王猷允塞。徐方既來。此之謂也。○請問爲人君。曰。以禮分施。均徧而不偏。請問爲人臣。曰。以禮侍君。忠順而不懈。請問爲人父。曰。寬惠而有禮。請問爲人子。曰。敬愛而致恭。請問爲人兄。曰。慈愛而見友。請問爲人弟。曰。敬詘而不悖。請問爲人夫。曰。致功而不流。致臨而有辨。請問爲人妻。曰。夫有禮。則柔從聽侍。夫無禮。則恐懼而自竦也。此道也。偏立而亂。俱立而治。其足以稽矣。請問兼能之奈何。曰。審之禮也。古者先王審禮。以方皇周浹於天下。動無不當也。故君子恭而不難。敬而不鞏。貧窮而不約。富貴而不驕。並遇變態而不窮。審之禮也。故君子之於禮。敬而安之。其於事也。徑而不失。其於人也。寡怨寬裕而無阿。其爲身也。謹脩飭而不危。其應變也。齊給便捷而不惑。其於天地萬物也。不務說其所以然。而致善用其材。其於百官之事。技藝之人也。

一。則百事正。夫兼聽天下。日有餘而治不足者。如此也。是治之極也。既能治近。又務治遠。既能治明。又務見幽。既能當一。又務正百。是過者也。猶不及也。辟之是猶立直木而求其影之枉也。不能治近。又務治遠。不能察明。又務見幽。不能當一。又務正百。是悖者也。辟之是猶立枉木而求其影之直也。故明主好要。而闇主好詳。主好要則百事詳。主好詳則百事荒。君者論一相。陳一法。明一指。以兼覆之。兼炤之。以觀其盛者也。相者論列百官之長。要百事之聽。以飭朝廷臣下百吏之分。度其功勞。論其慶賞。歲終奉其成功。以效於君。當則可。不當則廢。故君人勞於索之。而休於使之。○用國者。得百姓之力者富。得百姓之死者彊。得百姓之譽者榮。三得者具。而天下歸之。三得者亡。而天下去之。天下歸之之謂王。天下去之之謂亡。湯武者修其道。行其義。興天下同利。除天下同害。天下歸之。故厚德音以先之。明禮義以道之。致忠信以愛之。賞賢使能以次之。爵服賞慶以申重之。時其事。輕其任。以調齊之。潢然兼覆之。養長之。如保赤子。生民則致寬。使民則綦理。辨政令制度。所以接天下之人百姓。有非理者如毫末。則雖孤獨鰥寡。必不加焉。是故百姓貴之如帝。親之如父母。爲之出死斷亡而愉者。無它故焉。道德誠明。利澤誠厚也。亂世不然。汙漫突盜以先之。權謀傾覆以示之。俳優侏儒婦女之請謁以悖之。使愚詔知。使不肖臨賢。生民則致貧隘。使民則綦勞苦。是故百姓賤之如尫。惡之如鬼。日欲伺間而相與投籍之。去逐之。卒有寇難之事。又望百姓之爲己死。不可得也。說無以取之焉。孔子曰。審吾所以適人。人之所以來我也。此之謂也。○傷國者何也。曰。以小人尚民而威。以非所取於民而巧。是傷國之大災也。大國之主也。而好見小利。是傷國。其於聲色臺榭園囿也。愈厭而好新。是傷國。不好循正其所以有。啖啖常欲人之有。是傷國。三邪者在胸中。而又好以權謀傾覆之人。斷事其外。若是則權輕名辱。社稷必危。是傷國者也。大國之主也。不隆本行。不敬舊法。而好詐故。若是則夫朝廷羣臣。亦從而成俗於不隆禮義。而好傾覆也。朝廷羣臣之俗若是。則夫衆庶百姓。亦從而成俗於不隆禮義。而好貪利矣。君臣上下之俗莫不若是。則地雖廣。權必輕。人雖衆。兵必弱。刑罰雖繁。令不下通。夫是之謂危國。是傷國者也。儒者爲之不然。必將曲辨。朝廷必將隆禮義。而審貴賤。若是則士大夫莫不敬節死制者矣。百官則將齊其制度。重其官秩。若是則百吏莫不畏法而遵繩矣。關市幾而不征。質律禁止不偏。如是則商賈莫不敦愨而無詐矣。百工將時斬伐。佻其期日。而利其巧任。如是則百工莫不忠信而不楛矣。縣鄙將輕田野之稅。省刀布之斂。罕舉力役。無奪農時。如是則農夫莫不朴力而寡能矣。士大夫務節死制。然而兵勁。百吏畏法循繩。然後國常不亂。商賈敦愨無詐。則商旅安。通貨財。而國求給矣。百工忠信而不楛。則器

職業讓賢。而安隨其後。如是則舜禹還至。王業還起。功一天下。名配舜禹。物由有可樂如是其美焉者乎。嗚呼君人者。亦可以察若言矣。楊朱哭衢涂。曰。此夫過擧蹞步。而覺跌千里者夫。哀哭之。此亦榮辱安危存亾之衢已。此其爲可哀。甚於衢涂。嗚呼哀哉。君人者千歲而不覺也。

○無國而不有治法。無國而不有亂法。無國而不有賢士。無國而不有罷士。無國而不有愿民。無國而不有悍民。無國而不有惡俗。兩者並行而國在。上偏而國安。[在]下偏而國危。上一而王。下一而亡。故其法治。其佐賢。其民愿。其俗美。而四者齊。夫是之謂上一。如是則不戰而勝。不攻而得。甲兵不勞。而天下服。故湯以亳。武王以鄗。皆百里之地也。天下爲一。諸侯爲臣。通達之屬。莫不從服。無它故焉。四者齊也。桀紂卽厚於有天下之埶。索爲匹夫而不可得也。是無它故焉。四者並亡也。故百王之法不同。若是所歸者一也。

○上莫不致愛其下。而制之以禮。上之於下。如保赤子。政令制度。所以接下之人百姓。有不理者如豪末。則雖孤獨鰥寡。必不加焉。故下之親上。歡如父母。可殺而不可使不順。君臣上下。貴賤長幼。至于庶人。莫不以是爲隆正。然後皆內自省。以謹於分。是百王之所同也。而禮法之樞要也。然後農分田而耕。賈分貨而販。百工分事而勸。士大夫分職而聽。建國諸侯之君。分土而守。三公總方而議。則天子共己而止矣。出若入。天下莫不平均。莫不治辨。是百王之所同。而禮法之大分也。若夫貫日而治詳。權物而稱用。使衣服有制。宮室有度。人徒有數。喪祭械用。皆有等宜。以是用挾於萬物。尺寸尋丈。莫得不循乎制數度量。然後行。則是官人使吏之事也。不足數於大君子之前。故君人者。立隆政本朝而當。所使要百事者。誠仁人也。則身佚而國治。功大而名美。上可以王。下可以霸。立隆正本朝而不當。所使要百事者。非仁人也。則身勞而國亂。功廢而名辱。社稷必危。是人君者之樞機也。故能當一人。而天下取。失當一人。而社稷危。不能當一人。而能當千人百人者。說無之有也。既能當一人。則身有何勞而爲。垂衣裳。而天下定。故湯用伊尹。文王用呂尚。武王用召公。成王用周公。旦卑者五伯。齊桓公閨門之內。盤樂奢泰。游抏之脩。於天下不見謂脩。然九合諸侯。一匡天下。爲五伯長。是亦無它故焉。知一政於管仲也。是君人者之要守也。知者易爲之興力。而功名綦大。舍是而孰足爲也。故古之人。有大功名者。必道是者也。喪其國。危其身者。必反是者也。故孔子曰。知者之知。固以多矣。有以守少。能無察乎。愚者之知。固以少矣。有以守多。能無狂乎。此之謂也。

○治國者。分已定。則主相臣下百吏。各謹其所聞。不務聽其所不聞。各謹其所見。不務視其所不見。所聞所見。誠以齊矣。則雖幽閒隱辟。百姓莫敢不敬分安制。以化其上。是治國之徵也。

○主道治近不治遠。治明不治幽。治一不治二。主能治近則遠者理。主能治明則幽者化。主能當

務。是夫人主之職也。若是則一天下。名配堯禹。人主者。守至約而詳。事至佚而功。垂衣裳。不下簟席之上。而海內之民。莫不願得以爲帝王。夫是之謂至約。樂莫大焉。人主者。以官人爲能者也。匹夫者以自能爲能者也。人主得使人爲之。匹夫則無所移之。百畝一守。事業窮。無所移之也。今以一人兼聽天下。日有餘而治不足者。使人爲之也。大有天下。小有一國。必自爲之然後可。則勞苦耗悴莫甚焉。如是則雖臧獲不肯與天子易執業。以是縣天下。一四海。何故必自爲之。爲之者役夫之道也。墨子之說也。論德使能。而官施之者。聖王之道也。儒之所謹守也。傳曰。農分田而耕。賈分貨而販。百工分事而勸。士大夫分職而聽。建國諸侯之君。分土而守。三公總方而議。則天子共己而已矣。出若入若。天下莫不平均。莫不治辨。是百王之所同也。而禮法之大分也。百里之地。可以取天下。是不虛。其難者。在人主之知之也。取天下者。非負其土地而從之之謂也。道足以一人而已矣。彼其人苟一則其土地且奚去我而適它。故百里之地。其等位爵服。足以容天下之賢士矣。其官職事業。足以容天下之能士矣。循其舊法。擇其善者。而明用之。足以順服好利之人矣。賢士一焉。能士官焉。好利之人服焉。三者具而天下盡。無有是其外矣。故百里之地。足以竭埶矣。致忠信。著仁義。足以竭人矣。兩者合。而天下取。諸侯後同者先危。詩曰。自西自東。自南自北。無思不服。一人之謂也。

○羿蠭門者。善服射者也。王良造父者。善服馭者也。聰明君子者。善服人者也。人服而埶從之。人不服而埶去之。故王者已於服人矣。故人主欲得善射射遠中微。則莫若羿蠭門矣。欲得善馭及速致遠。則莫若王良造父矣。欲得調一天下。制秦楚。則莫若聰明君子矣。其用知甚簡。其爲事不勞。而功名致大。甚易處而綦可樂也。故明君以爲寶。而愚者以爲難。夫貴爲天子。富有天下。名爲聖王。兼制人。人莫得而制也。是人情之所同欲也。而王者兼而有是者也。重色而衣之。重味而食之。重財物而制之。合天下而君之。飲食甚厚。聲樂甚大。臺榭甚高。園囿甚廣。臣使諸侯。一天下。是又人情之所同欲也。而天子之禮制如是者也。制度以陳。政令以挾。官人失要則死。公侯失禮則幽。四方之國。有侈離之德則必滅。名聲若日月。功績如天地。天下之人。應之如影響。是又人情之所同欲也。而王者兼而有是者也。故人之情。口好味而臭味莫美焉。耳好聲而聲樂莫大焉。目好色而文章致繁。婦女莫衆焉。形體好佚而安重閒靜莫愉焉。心好利而穀祿莫厚焉。合天下之所同願兼而有之。睪牢天下而制之。若制子孫。人苟不狂惑戇陋者。其誰能睹是而不樂也哉。欲是之主並肩而存。能建是之士。不世絕。千歲而不合。何也。曰人主不公。人臣不忠也。人主則外賢而偏舉。人臣則爭職而妬賢。是其所以不合之故也。人主胡不廣焉無郵親疏。無偏貴賤。唯誠能之求。若是則人臣輕

則必稽焉。是無它故焉。唯其不由禮義。而由權謀也。三者明主之所以謹擇也。而仁人之所以務白也。善擇者制人。不善擇者人制之。國者天下之大器也。重任也。不可不善爲擇所而後錯之。錯險則危。不可不善爲擇道然後道之。涂薉則塞。危塞則亡。彼國錯者。非封焉之謂也。何法之道。誰子之與也。故道王者之法。與王者之人爲之。則亦王。道霸者之法。與霸者之人爲之。則亦霸。道亡國之法。與亡國之人爲之。則亦亡。三者明主之所謹擇也。而仁人之所務白也。故國者重任也。不以積持之。則不立。故國者世所以新者也。是憚憚非變也。改玉改行也。故一朝之日也。一日之人也。然而厭焉有千歲之國。何也。曰。援夫千歲之信法。以持之也。安與夫千歲之信士爲之也。人無百歲之壽。而有千歲之信士。何也。曰。以夫千歲之法自持者。是乃千歲之信士矣。故與積禮義之君子爲之則王。與端誠信全之士爲之則霸。與權謀傾覆之人爲之則亡。三者明主之所謹擇也。而仁人之所務白也。善擇之者制人。不善擇之者人制之。彼持國者。必不可以獨也。然則彊固榮辱。在於取相矣。身能相能。如是者王。身不能。知恐懼而求能者。如是者彊。身不能。不知恐懼而求能者。安唯便僻左右親比己者之用。如是者危削。綦之而亡。國者巨用之則大。小用之則小。綦大而王。綦小而亡。小巨分流者存。巨用之者。先義而後利。安不卹親疏。不卹貴賤。唯誠能之求。夫是之謂巨用之。小用之者。先利而後義。安不卹是非。不治曲直。唯便僻親比己者之用。夫是之謂小用之。巨用之者若彼。小用之者若此。小巨分流者。亦一若彼也。亦一若此也。故曰。粹而王。駁而霸。無一焉而亡。此之謂也。

○國無禮則不正。禮之所以正國也。譬之猶衡之於輕重也。猶繩墨之於曲直也。猶規矩之於方圓也。故錯之。而人莫能誣也。詩云。如霜雪之將將。如日月之光明。爲之則存。不爲之則亡。此之謂也。

○國危則無樂君。國安則無憂民。亂則國危。治則國安。今君人者。急逐樂。而緩治國。豈不過甚矣哉。譬之是猶好聲色。而恬無耳目也。豈不哀哉。夫人之情。目欲綦色。耳欲綦聲。口欲綦味。鼻欲綦臭。心欲綦佚。此五綦者人情之所必不免也。養五綦者有具。無其具。則五綦者不可得而致也。萬乘之國。可謂廣大富厚矣。加有治辨彊固之道焉。若是則恬愉無患難矣。然後養五綦之具具也。故百樂者生於治國者也。憂患者生於亂國者也。急逐樂而緩治國者。非知樂者也。故明君者必將先治其國。然後百樂得其中。闇君者必將急逐樂。而緩治國。故憂患不可勝校也。必至於身死國亡。然後止也。豈不哀哉。將以爲樂。乃得憂焉。將以爲安。乃得危焉。將以爲福。乃得死亡焉。豈不哀哉。於乎君人者。亦可以察若言矣。故治國有道。人主有職。若夫貫日而治詳。一日而曲列之。是所使夫百吏官人爲也。不足以是傷游玩安燕之樂。若夫論一相以兼率之。使臣下百吏。莫不宿道鄉方而

法以齊官。平政以齊民。然後節奏齊於朝。百事齊於官。衆庶齊於下。如是則近者競親。遠方致願。上下一心。三軍同力。名聲足以暴炙之。威強足以捶笞之。拱揖指揮。而強暴之國。莫不趨使。譬之是猶烏獲與焦僥搏也。故曰。事強暴之國難。使強暴之國事我易。此之謂也。

王霸篇

國者天下之利用也。人主者天下之利埶也。得道以持之。則大安也。大榮也。積美之源也。不得道以持之。則大危也。大累也。有之不如無之。及其綦也。索為匹夫。不可得也。齊湣宋獻是也。故人主天下之利埶也。然而不能自安也。安之者。必將道也。故用國者。義立而王。信立而霸。權謀立而亡。三者明主之所謹擇也。仁人之所務白也。挈國以呼禮義。而無以害之。行一不義。殺一無罪。而得天下。仁者不為也。擽然扶持心。國且若是其固也。所與為之者。之人則舉義士也。所以為布陳於國家刑法者。則舉義法也。主之所極然帥羣臣而首鄉之者。則舉義志也。如是則下仰上以義矣。是綦定也。綦定而國定。國定而天下定。仲尼無置錐之地。誠義乎志意。加義乎身行。著之言語。濟之日。不隱乎天下。名垂乎後世。今亦以天下之顯諸侯。誠義乎志意。加義乎法則度量。著之以政事。案申重之以貴賤殺生。使襲然終始猶一也。如是則夫名聲之部發於天地之間也。豈不如日月雷霆然矣哉。故曰。以國齊義。一日而白。湯武是也。湯以亳。武王以鄗。皆百里之地也。天下為一。諸侯為臣。通達之屬。莫不從服。無它故焉。以濟義矣。是所謂義立而王也。德雖未至也。義雖未濟也。然而天下之理略奏矣。刑賞已諾。信乎天下矣。臣下曉然。皆知其可要也。政令已陳。雖覩利敗。不欺其民。約結已定。雖覩利敗。不欺其與。如是則兵勁城固。敵國畏之。國一綦明。與國信之。雖在僻陋之國。威動天下。五伯是也。非本政教也。非致隆高也。非綦文理也。非服人之心也。鄉方略。審勞佚。謹畜積。脩戰備。齺然上下相信。而天下莫之敢當。故齊桓・晉文・楚莊・吳闔閭・越句踐。是皆僻陋之國也。威動天下。彊殆中國。無它故焉。略信也。是所謂信立而霸也。挈國以呼功利。不務張其義。齊其信。唯利之求。內則不憚詐其民。而求小利焉。外則不憚詐其與。而求大利焉。內不脩正其所以有。然常欲人之有。如是則臣下百姓莫不以詐心待其上矣。上詐其下。下詐其上。則是上下析也。如是則敵國輕之。與國疑之。權謀日行。而國不免危削。綦之而亡。齊閔・薛公是也。故用彊齊。非以脩禮義也。非以本政教也。非以一天下也。綿綿常以結引馳外為務。故彊南足以破楚。西足以詘秦。北足以敗燕。中足以舉宋。及以燕趙起而攻之。若振槁然。而身死國亡。為天下大戮。後世言惡。

難。其百吏好法。其朝廷隆禮。其卿相調議。是治國已。觀其朝廷。則其貴者賢。觀其官職。則其治者能。觀其便嬖。則其信者愨。是明主已。凡主相臣下百吏之屬。其於貨財取與計數也。寬饒簡易。其於禮義節奏也。陵謹盡察。是榮國已。賢齊則其親者先貴。能齊則其故者先官。其臣下百吏。汙者皆化而脩。悍者皆化而愿。躁者皆化而愨。是明主之功已。觀國之強弱貧富。有徵驗。上不隆禮則兵弱。上不愛民則兵弱。已諾不信則兵弱。慶賞不漸則兵弱。將率不能則兵弱。上好攻取功則國貧。上好利則國貧。士大夫衆則國貧。工商衆則國貧。無制數度量則國貧。下貧則上貧。下富則上富。故田野縣鄙者。財之本也。垣窌倉廩者。財之末也。百姓時和。事業得敘者。貨之源也。等賦府庫者。貨之流也。故明主必謹養其和。節其流。開其源。而時斟酌焉。潢然使天下必有餘。而上不憂不足。如是則上下俱富。交無所藏之。是知國計之極也。故禹十年水。湯七年旱。而天下無菜色者。十年之後。年穀復熟。而陳積有餘。是無它故焉。知本末源流之謂也。故田野荒而倉廩實。百姓虛而府庫滿。夫是之謂國蹷。伐其本。竭其源。而并之其末。然而主相不知惡也。則其傾覆滅亡。可立而待也。以國持之。而不足以容其身。夫是之謂至貧。是愚主之極也。將以求富。而喪其國。將以求利。而危其身。古有萬國。今有十數焉。是無它故焉。其所以失之一也。君人者。亦可以覺矣。百里之國。足以獨立矣。○凡攻人者。非以爲名。則案以爲利也。不然則忿之也。仁人之用國。將脩志意。正身行。伉隆高。致忠信。綦文理。布衣紃屨之士誠是。則雖在窮閻漏屋。而王公不能與之爭名。以國載之。則天下莫之能隱匿也。若是則爲名者不攻也。將辟田野。實倉廩。便備用。上下一心。三軍同力。與之遠舉極戰則不可。境內之聚也。保固視可。午其軍。取其將。若撥麷。彼得之不足以藥傷補敗。彼愛其爪牙。畏其仇敵。若是則爲利者不攻也。將脩小大強弱之義。以持愼之。禮節將甚文。珪璧將甚碩。貨賂將甚厚。所以說之者。必將雅文辯慧之君子也。彼苟有人意焉。夫誰能忿之。若是則忿之者不攻也。爲名者否。爲利者否。爲忿者否。則國安于盤石。壽於旗翼。人皆亂。我獨治。人皆危。我獨安。人皆失喪之。我獨按起而制之。故仁人之用國。非特將持其有而已也。又將兼人。詩曰。淑人君子。其儀不忒。其儀不忒。正是四國。此之謂也。○持國之難易。事強暴之國難。使強暴之國事我易。事之以貨寶。則貨寶單。而交不結。約信盟誓。則約定而畔無日。割國之錙銖以賂之。則割定而欲無厭。事之彌煩。其侵人愈甚。必至於資單國舉。然後已。雖左堯而右舜。未有能以此道得免焉者也。辟之是猶使處女嬰寶珠。佩寶玉。負戴黃金。而遇中山之盜也。雖爲之逢蒙視。詘要橈膕。若盧屋妾。由將不足以免也。故非有一人之道也。直將巧繁拜請。而畏事之。則不足以持國安身。故明君不道也。必將脩禮以齊朝。正

塞其耳。必將錭琢刻鏤。黼黻文章。以塞其目。必將芻豢稻粱。五味芬芳。以塞其口。然後衆人徒。備官職。漸慶賞。嚴刑罰。以戒其心。使天下生民之屬。皆知己之所願欲之舉在于是也。故其賞行。皆知己之所畏恐之舉在于是也。故其罰威。賞行罰威。則賢者可得而進也。不肖者可得而退也。能不能可得而官也。若是則萬物得宜。事變得應。上得天時。下得地利。中得人和。則財貨渾渾如泉源。汸汸如河海。暴暴如丘山。不時焚燒。無所藏之。夫天下何患乎不足也。故儒術誠行。則天下大而富。佚而功。撞鐘擊鼓而和。詩曰。鐘鼓喤喤。筦磬將將。降福穰穰。降福簡簡。威儀反反。既醉既飽。福祿來反。此之謂也。故墨術誠行。則天下尚儉而彌貧。非鬬而日爭。勞苦頓萃。而愈無功。愀然憂戚。非樂而日不和。詩曰。天方薦瘥。喪亂弘多。民言無嘉。憯莫懲嗟。此之謂也。

○垂事養民。拊循之。唲嘔之。冬日則爲之饘粥。夏日則與之瓜麩。以偷取少頃之譽焉。是偷道也。可以少頃得姦民之譽。然而非長久之道也。事必不就。功必不立。是姦治者也。傮然要時務民。進事長功。輕非譽。而恬失民。事進矣而百姓疾之。是又不可。偷偏者也。徒毀壞墮落。必反無功。故垂事養譽不可。以遂功而忘民亦不可。皆姦道也。故古人爲之不然。使民夏不宛暍。冬不凍寒。急不傷力。緩不後時。事成功立。上下俱富。而百姓皆愛其上。人歸之如流水。親之歡如父母。爲之出死斷亡而愉者。無它故焉。忠信調和均辨之至也。故君國長民者。欲趨時遂功。則和調累解。速乎急疾。忠信均辨。說乎賞慶矣。必先脩正其在我者。然後徐責其在人者。威乎刑罰。三德者誠乎上。則下應之如影響。雖欲無明達得乎哉。書曰。乃大明服。惟民其勑懋。和而有疾。此之謂也。故不教而誅。則刑繁而邪不勝。教而不誅。則姦民不懲。誅而不賞。則勤厲之民不勸。誅賞而不類。則下疑俗險而百姓不一。故先王明禮義以一之。致忠信以愛之。尙賢使能以次之。爵服慶賞以申重之。時其事。輕其任。以調齊之。潢然兼覆之。養長之。如保赤子。若是。故姦邪不作。盜賊不起。而化善者勸勉矣。是何邪。則其道易。其塞固。其政令一。其防表明。故曰。上一則下一矣。上二則下二矣。辟之若屮木枝葉必類本。此之謂也。

○不利而利之。不如利而後利之之利也。不愛而用之。不如愛而後用之之功也。利而後利之。不如利而不利者之利也。愛而後用之。不如愛而不用者之功也。利而不利也。愛而不用也者。取天下矣。利而後利之。愛而後用之者。保社稷也。不利而利之。不愛而用之者。危國家也。

○觀國之治亂臧否。至於彊易而端已見矣。其候徼支繚。其竟關之政盡察。是亂國已。入其境。其田疇穢。都邑露。是貪主已。觀其朝廷。則其貴者不賢。觀其官職。則其治者不能。觀其便嬖。則其信者不愨。是闇主已。凡主相臣下百吏之屬。其於貨財取與計數也。順熟盡察。其禮義節奏也。芒軔僈楛。是辱國已。其耕者樂田。其戰士安

失之則亂。百姓誠賴其知也。故相率而爲之勞苦。以務佚之。以養其知也。誠美其厚也。故爲之出死斷亡。以覆救之。以養其厚也。誠美其德也。故爲之雕琢刻鏤。黼黻文章。以藩飾之。以養其德也。故仁人在上。百姓貴之如帝。親之如父母。爲之出死斷亡而愉者。無它故焉。其所是焉誠美。其所得焉誠大。其所利焉誠多。詩曰。我任我輦。我車我牛。我行既集。蓋云歸哉。此之謂也。故曰。君子以德。小人以力。力者德之役也。百姓之力。待之而後功。百姓之羣。待之而後和。百姓之財。待之而後聚。百姓之埶。待之而後安。百姓之壽。待之而後長。父子不得不親。兄弟不得不順。男女不得不歡。少者以長。老者以養。故曰。天地生之。聖人成之。此之謂也。今之世而不然。厚刀布之斂。以奪之財。重田野之稅。以奪之食。苛關市之征。以難其事。不然而已矣。有掎挈伺詐。權謀傾覆。以相顚倒。以靡敝之。百姓曉然皆知其汙漫暴亂。而將大危亡也。是以臣或弑其君。下或殺其上。粥其城。倍其節。而不死其事者。無它故焉。人主自取之。詩曰。無言不讎。無德不報。此之謂也。○兼足天下之道。在明分。掩地表畝。刺屮殖穀。多糞肥田。是農夫衆庶之事也。守時力民。進事長功。和齊百姓。使人不偸。是將率之事也。高者不旱。下者不水。寒暑和節。而五穀以時熟。是天地之事也。若夫兼而覆之。兼而愛之。兼而制之。歲雖凶敗水旱。使百姓無凍餧之患。則是聖君賢相之事也。墨子之言。昭昭然爲天下憂不足。夫不足。非天下之公患也。特墨子之私憂過計也。今是土之生五穀也。人善治之。則畝數盆。一歲而再穫之。然後瓜桃棗李。一本數以盆鼓。然後葷菜百疏以澤量。然後六畜禽獸。一而剸車。黿鼉魚鼈鰌鱣以時別。一而成羣。然後飛鳥鳧鴈若烟海。然後昆蟲萬物生其閒。可以相食養者。不可勝數也。夫天地之生萬物也。固有餘。足以食人矣。麻葛繭絲鳥獸之羽毛齒革也。固有餘。足以衣人矣。夫有餘不足。非天下之公患也。特墨子之私憂過計也。天下之公患。亂傷之也。胡不嘗試相與求亂之者誰也。我以墨子之非樂也。則使天下亂。墨子之節用也。則使天下貧。非將墮之也。說不免焉。墨子大有天下。小有一國。將蹙然衣麤食惡。憂戚而非樂。若是則瘠。瘠則不足欲。不足欲則賞不行。墨子大有天下。小有一國。將少人徒。省官職。上功勞苦。與百姓均事業。齊功勞。若是則不威。不威則賞罰不行。賞不行。則賢者不可得而進也。罰不行。則不肖者不可得而退也。賢者不可得而進也。不肖者不可得而退也。則能不能不可得而官也。若是則萬物失宜。事變失應。上失天時。下失地利。中失人和。天下敖然。若燒若焦。墨子雖爲之衣褐帶索。嚽菽飲水。惡能足之乎。既以伐其本。竭其原。而焦天下矣。故先王聖人爲之不然。知夫爲人主上者。不美不飾之不足以一民也。不富不厚之不足以管下也。不威不强之不足以禁暴勝悍也。故必將撞大鐘。擊鳴鼓。吹笙竽。彈琴瑟。以

所可異也。知愚分。埶同而知異。行私而無禍。縱欲而不窮。則民心奮而不可說也。如是則知者未得治也。知者未得治。則功名未成也。功名未成。則羣衆未縣也。羣衆未縣。則君臣未立也。無君以制臣。無上以制下。天下害生縱欲。欲惡同物。欲多而物寡。寡則必爭矣。故百技所成。所以養一人也。而能不能兼技。人不能兼官。離居不相待則窮。羣而無分則爭。窮者患也。爭者禍也。救患除禍。則莫若明分使羣矣。彊脅弱也。知懼愚也。下違上。少陵長。不以德爲政。如是則老弱有失養之憂。而壯者有分爭之禍矣。事業所惡也。功利所好也。職業無分。如是則人有樹事之患。而有爭功之禍矣。男女之合。夫婦之分。婚姻娉內。送逆無禮。如是則人有失合之憂。而有爭色之禍矣。故知者爲之分也。○足國之道。節用裕民。而善藏其餘。節用以禮。裕民以政。彼裕民。故多餘。裕民則民富。民富則田肥以易。田肥以易則出實百倍。上以法取焉。而下以禮節用之。餘若丘山。不時焚燒。無所藏之。夫君子奚患乎無餘。故知節用裕民則必有仁義聖良之名。而且有富厚丘山之積矣。此無它故焉。生於節用裕民也。不知節用裕民則民貧。民貧則田瘠以穢。田瘠以穢則出實不半。上雖好取侵奪。猶將寡獲也。而或以無禮節用之。則必有貪利糾譑之名。而且有空虛窮乏之實矣。此無它故焉。不知節用裕民也。康誥曰。弘覆乎天。若德裕乃身。此之謂也。○禮者貴賤有等。長幼有差。貧富輕重皆有稱者也。故天子袾裷衣冕。諸侯玄裷衣冕。大夫裨冕。士皮弁服。德必稱位。位必稱祿。祿必稱用。由士以上則必以禮樂節之。衆庶百姓則必以法數制之。量地而立國。計利而畜民。度人力而授事。使民必勝事。事必出利。利足以生民。皆使衣食百用。出入相揜。必時藏餘。謂之稱數。故自天子通於庶人。事無大小多少。由是推之。故曰。朝無幸位。民無幸生。此之謂也。輕田野之稅。平關市之征。省商賈之數。罕興力役。無奪農時。如是則國富矣。夫是之謂以政裕民。○人之生不能無羣。羣而無分則爭。爭則亂。亂則窮矣。故無分者。人之大害也。有分者。天下之本利也。而人君者。所以管分之樞要也。故美之者。是美天下之本也。安之者。是安天下之本也。貴之者。是貴天下之本也。古者先王分割而等異之也。故使或美或惡。或厚或薄。或佚或樂。或劬或勞。非特以爲淫泰夸麗之聲。將以明仁之文。通仁之順也。故爲之雕琢刻鏤。黼黻文章。使足以辨貴賤而已。不求其觀。爲之鐘鼓管磬。琴瑟竽笙。使足以辨吉凶。合歡定和而已。不求其餘。爲之宮室臺榭。使足以避燥溼。養德辨輕重而已。不求其外。詩曰。雕琢其章。金玉其相。亹亹我王。綱紀四方。此之謂也。若夫重色而衣之。重味而食之。重財物而制之。合天下而君之。非特以爲淫泰也。固以爲王天下。治萬變。材萬物。養萬民。兼制天下者。莫若仁人之善也。夫故其知慮足以治之。其仁厚足以安之。其德音足以化之。得之則治。

也。功名之所就、存亡安危之所隨。必將於愉殷赤心之所。誠以其國爲王者之所。亦王。以其國爲危殆滅亡之所。亦危殆滅亡。殷之日。案以中立。無有所偏。而爲縱橫之事。偃然案兵無動。以觀夫暴國之相卒也。案平政教。審節奏。砥礪百姓。爲是之日。而兵剸天下勁矣。案脩仁義。伉隆高。正法則。選賢良。養百姓。爲是之日。而名聲剸天下之美矣。權者重之。兵者勁之。名聲者美之。夫堯舜者一天下也。不能加毫末於是矣。權謀傾覆之人退。則賢良知聖之士案自進矣。刑政平。百姓和。國俗節。則兵勁城固。敵國案自詘矣。務本事。積財物。而勿忘棲遲薛越也。是使羣臣百姓皆以制度行。則財物積。國家案自富矣。三者體此。而天下服。暴國之君。案自不能用其兵矣。何則彼無與至也。彼其所與至者。必其民也。其民之親我也。歡若父母。好我芳若芝蘭。反顧其上。則若灼黥。若仇讎。彼人之情性也。雖桀跖。豈有肯爲其所惡。賊其所好者哉。彼以奪矣。故古之人。有以一國取天下者。非往行之也。脩政其所。莫不願。如是而可以誅暴禁悍矣。故周公南征而北國怨。曰。何獨不來也。東征而西國怨。曰。何獨後我也。孰能有與是鬬者與。案以其國爲是者王。殷之日。靜兵息民。慈愛百姓。辟田野。實倉廩。便備用。謹募選閱材伎之士。然後漸賞慶以先之。嚴刑罰以防之。擇士之知事者。使相率貫也。是以厭然蓄積脩飾。而物用之足也。兵革器械者。彼將日日暴露毀折之中原。我今將脩飾之。拊循之。掩蓋之於府庫。貨財粟米者。彼將日日棲遲薛越之中野。我今將蓄積幷聚之於倉廩。材伎股肱健勇爪牙之士。彼將日日挫頓竭之於仇敵。我今將來致之。幷閱之。砥礪之於朝廷。如是則彼日積敝。我日積完。彼日積貧。我日積富。彼日積勞。我日積佚。君臣上下之間者。彼將厲厲焉日日相離疾也。我今將頓頓焉日日相親愛也。以是待其弊。安以其國爲是者霸。立身則從庸俗。事行則遵庸故。進退貴賤則舉庸士。之所以接下之人百姓者。則庸寬惠。如是者則安存。立身則輕楛。事行則蠲疑。進退貴賤則舉佞悅。之所以接下之人百姓者。則好取侵奪。如是者危殆。立身則憍暴。事行則傾覆。進退貴賤則舉幽險詐故。之所以接下之人百姓者。則好用其死力矣。而慢其功勞。好用其藉斂矣。而忘其本務。如是者滅亡。此五等者不可不善擇也。王霸安存危殆滅亡之具也。善擇者制人。不善擇者人制之。善擇之者王。不善擇之者亡。夫王者之與亡者。制人之與人制之也。是其爲相懸也亦遠矣。

富國篇

萬物同宇而異體。無宜而有用爲人。數也。人倫並處。同求而異道。同欲而異知。生也。皆有可也。知愚同。

牛馬爲用。何也。曰。人能羣。彼不能羣也。人何以能羣。曰分。分何以能行。曰以義。故義以分則和。和則一。一則多力。多力則彊。彊則勝物。故宮室可得而居也。故序四時。裁萬物。兼利天下。無它故焉。得之分義也。故人生不能無羣。羣而無分則爭。爭則亂。亂則離。離則弱。弱則不能勝物。故宮室不可得而居也。不可少頃舍禮義之謂也。能以事親。謂之孝。能以事兄。謂之悌。能以事上。謂之順。能以使下。謂之君。君者善羣也。羣道當則萬物皆得其宜。六畜皆得其長。羣生皆得其命。故養長時則六畜育。殺生時則草木殖。政令時則百姓一。賢良服。聖王之制也。草木榮華滋碩之時。則斧斤不入山林。不夭其生。不絕其長也。黿鼉魚鱉鰌鱣孕別之時。罔罟毒藥不入澤。不夭其生。不絕其長也。春耕夏耘。秋收冬藏。四者不失時。故五穀不絕。而百姓有餘食也。汙池淵沼川澤。謹其時禁。故魚鱉優多。而百姓有餘用也。斬伐養長不失其時。故山林不童。而百姓有餘材也。聖王之用也。上察於天。下錯於地。塞備天地之間。加施萬物之上。微而明。短而長。狹而廣。神明博大以至約。故曰。一與一是爲人者。謂之聖人。○序官。宰爵知賓客祭祀饗食犧牲之牢數。司徒知百宗域郭立器之數。司馬知師旅甲兵乘白之數。脩憲命。審詩商。禁淫聲。以時順脩。使夷俗邪音不敢亂雅。大師之事也。脩隄梁。通溝澮。行水澮。安水藏。以時決塞。歲雖凶敗水旱。使民有所耘艾。司空之事也。相高下。視肥墝。序五種。省農功。謹蓄藏。以時順脩。使農夫樸力而寡能。治田之事也。脩火憲。養山林藪澤草木魚鱉百索。以時禁發。使國家足用。而財物不屈。虞師之事也。順州里。定廛宅。養六畜。閒樹藝。勸教化。趨孝悌。以時順脩。使百姓順命。安樂處鄉。鄉師之事也。論百工。審時事。辨功苦。尚完利。便備用。使雕琢文采不敢專造於家。工師之事也。相陰陽。占祲兆。鑽龜陳卦。主攘擇五卜。知其吉凶妖祥。傴巫跛擊之事也。脩採清。易道路。謹盜賊。平室律。以時順脩。使賓旅安。而貨財通。治市之事也。折暴禁悍。防淫除邪。戮之以五刑。使暴悍以變。姦邪不作。司寇之事也。本政教。正法則。兼聽而時稽之。度其功勞。論其慶賞。以時順脩。使百吏免盡。而衆庶不偷。冢宰之事也。論禮樂。正身行。廣教化。美風俗。兼覆而調一之。辟公之事也。全道德。致隆高。綦文理。一天下。振毫末。使天下莫不順比從服。天王之事也。故政事亂。則冢宰之罪也。國家失俗。則辟公之過也。天下不一。諸侯倍反。則天王非其人也。○具具而王。具具而霸。具具而存。具具而亡。用萬乘之國者。威彊之所以立也。名聲之所以美也。敵人之所以屈也。國之所以安危臧否也。制與在此。亡乎人。王霸安存危殆滅亡。制與在我。亡乎人。夫威彊未足以殆鄰敵也。名聲未足以縣天下也。則是國未能獨立也。豈渠得免夫累乎天下。脅於暴國。而黨爲吾所不欲於是者。日與桀同事同行。無害爲堯。是非功名之所就也。非存亡安危之所隨

以糾之。存亡繼絕。衛弱禁暴。而無兼并之心。則諸侯親之矣。脩友敵之道。以敬接諸侯。則諸侯說之矣。所以親之者。以不并也。并之見。則諸侯疏之矣。所以說之者。以友敵也。臣之見。則諸侯離矣。故明其不并之行。信其友敵之道。天下無王主。則常勝矣。是知霸道者也。閔王毀於五國。桓公劫於魯莊。無它故焉。非其道而慮之以王也。彼王者不然。仁眇天下。義眇天下。威眇天下。仁眇天下。故天下莫不親也。義眇天下。故天下莫不貴也。威眇天下。故天下莫敢敵也。以不敵之威。輔服人之道。故不戰而勝。不攻而得。甲兵不勞而天下服。是知王道者也。知此三具者。欲王而王。欲霸而霸。欲彊而彊矣。○王者之人。飾動以禮義。聽斷以類。明振毫末。舉措應變而不窮。夫是之謂有原。是王者之人也。○王者之制。道不過三代。法不貳後王。道過三代。謂之蕩。法貳後王。謂之不雅。衣服有制。宮室有度。人徒有數。喪祭械用。皆有等宜。聲則凡非雅聲者舉廢。色則凡非舊文者舉息。械用則凡非舊器者舉毀。夫是之謂復古。是王者之制也。○王者之論。無德不貴。無能不官。無功不賞。無罪不罰。朝無幸位。民無幸生。尚賢使能。而等位不遺。折暴禁悍。而刑罰不過。百姓曉然皆知夫爲善於家。而取賞於朝也。爲不善於幽。而蒙刑於顯也。夫是之謂定論。是王者之論也。○王者之等賦政事。財萬物。所以養萬民也。田野什一。關市幾而不征。山林澤梁。以時禁發而不稅。相地而衰政。理道之遠近而致貢。通流財物粟米。無有滯留。使相歸移也。四海之內若一家。故近者不隱其能。遠者不疾其勞。無幽閒隱僻之國。莫不趨使而安樂之。夫是之謂人師。是王者之法也。○北海則有走馬吠犬焉。然而中國得而畜使之。南海則有羽翮齒革曾青丹干焉。然而中國得而財之。東海則有紫紶魚鹽焉。然而中國得而衣食之。西海則有皮革文旄焉。然而中國得而用之。故澤人足乎木。山人足乎魚。農夫不斲削。不陶冶。而足械用。工賈不耕田。而足菽粟。故虎豹爲猛矣。然君子剝而用之。故天之所覆。地之所載。莫不盡其美。致其用。上以飾賢良。下以養百姓。而安樂之。夫是之謂大神。詩曰。天作高山。大王荒之。彼作矣。文王康之。此之謂也。○以類行雜。以一行萬。始則終。終則始。若環之無端也。舍是而天下以衰矣。天地者生之始也。禮義者治之始也。君子者禮義之始也。爲之貫之。積重之。致好之者。君子之始也。故天地生君子。君子理天地。君子者天地之參也。萬物之摠也。民之父母也。無君子。則天地不理。禮義無統。上無君師。下無父子。夫是之謂至亂。君臣父子。兄弟夫婦。始則終。終則始。與天地同理。與萬世同久。夫是之謂大本。故喪祭朝聘師旅一也。貴賤殺生與奪一也。君君臣臣。父父子子。兄兄弟弟一也。農農士士工工商商一也。○水火有氣而無生。草木有生而無知。禽獸有知而無義。人有氣有生有知。亦且有義。故最爲天下貴也。力不若牛。走不若馬。而

大事殆乎弛，小事殆乎遂。和解調通，好假道人，而無所凝止之，則姦言並至，嘗試之說鋒起，若是則聽大事煩，是又傷之也。故法而不議，則法之所不至者必廢。職而不通，則職之所不及者必隊。故法而議，職而通，無隱謀，無遺善，而百事無過，非君子莫能。故公平者職之衡也，中和者聽之繩也。其有法者以法行，無法者以類舉，聽之盡也。偏黨而無經，聽之辟也。故有良法而亂者，有之矣；有君子而亂者，自古及今，未嘗聞也。傳曰：治生乎君子，亂生乎小人。此之謂也。○分均則不偏，埶齊則不一，衆齊則不使。有天有地，而上下有差，明王始立，而處國有制。夫兩貴之不能相事，兩賤之不能相使，是天數也。埶位齊，而欲惡同，物不能澹則必爭，爭則亂，亂則窮矣。先王惡其亂也，故制禮義以分之，使有貧富貴賤之等，足以相兼臨者，是養天下之本也。書曰：維齊非齊。此之謂也。○馬駭輿，則君子不安輿；庶人駭政，則君子不安位。馬駭輿，則莫若靜之；庶人駭政，則莫若惠之。選賢良，舉篤敬，興孝悌，收孤寡，補貧窮，如是則庶人安政矣。庶人安政，然後君子安位。傳曰：君者舟也，庶人者水也。水則載舟，水則覆舟。此之謂也。故君人者，欲安則莫若平政愛民矣；欲榮則莫若隆禮敬士矣；欲立功名則莫若尚賢使能矣。是君人者之大節也。三節者當，則其餘莫不當矣；三節者不當，則其餘雖曲當，猶將無益也。孔子曰：大節是也，小節是也，上君也；大節是也，小節一出焉，一入焉，中君也；大節非也，小節雖是也，吾無觀其餘矣。○成侯、嗣公，聚斂計數之君也，未及取民也；子產，取民者也，未及為政也；管仲，為政者也，未及脩禮者也。故脩禮者王，為政者彊，取民者安，聚斂者亡。故王者富民，霸者富士，僅存之國富大夫，亡國富筐篋，實府庫。筐篋已富，府庫已實，而百姓貧，夫是之謂上溢而下漏。入不可以守，出不可以戰，則傾覆滅亡可立而待也。故我聚之以亡，敵得之以彊。聚斂者，召寇、肥敵、亡國、危身之道也，故明君不蹈也。○王奪之人，霸奪之與，彊奪之地。奪之人者臣諸侯，奪之與者友諸侯，奪之地者敵諸侯。臣諸侯者王，友諸侯者霸，敵諸侯者危。用彊者，人之城守，人之出戰，而我以力勝之也，則傷人之民必甚矣。傷人之民甚，則人之民惡我必甚矣。人之民惡我甚，則日欲與我鬭。人之城守，人之出戰，而我以力勝之，則傷吾民必甚矣。傷吾民甚，則吾民之惡我必甚矣。吾民之惡我甚，則日不欲為我鬭。人之民日欲與我鬭，吾民日不欲為我鬭，是彊者之所以反弱也。地來而民去，累多而功少，雖守者益，所以守者損，是以大者之所以反削也。諸侯莫不懷交接怨，而不忘其敵，伺彊大之間，承彊大之敝，此彊大之殆時也。知彊大者不務彊也，慮以王命，全其力，凝其德。力全則諸侯不能弱也，德凝則諸侯不能削也，天下無王霸主，則常勝矣。是知彊道者也。彼霸者不然，辟田野，實倉廩，便備用，案謹募選閱材伎之士，然後漸慶賞以先之，嚴刑罰

足以獨立而治。性也者。吾所不能爲也。然而可化也。積也者。非吾所有也。然而可爲也。注錯習俗。所以化性也。并一而不貳。所以成積也。習俗移志。安久移質。并一而不貳。則通於神明。參於天地矣。故積土而爲山。積水而爲海。旦暮積謂之歲。至高謂之天。至下謂之地。宇中六指謂之極。涂之人百姓。積善而全盡。謂之聖人。彼求之而後得。爲之而後成。積之而後高。盡之而後聖。故聖人也者。人之所積也。人積耨耕而爲農夫。積斲削而爲工匠。積反貨而爲商賈。積禮義而爲君子。工匠之子。莫不繼事。而都國之民。安習其服。居楚而楚。居越而越。居夏而夏。是非天性也。積靡使然也。故人知謹注錯。愼習俗。大積靡則爲君子矣。縱性情而不足問學。則爲小人矣。爲君子則常安榮矣。爲小人則常危辱矣。凡人莫不欲安榮。而惡危辱。故唯君子爲能得其所好。小人則日徼其所惡。詩曰。維此良人。弗求弗迪。維彼忍心。是顧是復。民之貪亂。寧爲荼毒。此之謂也。○人論。志不免於曲私。而冀人之以己爲公也。行不免於汙漫。而冀人之以己爲脩也。其愚陋溝瞀。而冀人之以己爲知也。是衆人也。志忍私。然後能公。行忍情性。然後能脩。知而好問。然後能才。公脩而才。可謂小儒矣。志安公。行安脩。知通統類。如是則可謂大儒矣。大儒者天子三公也。小儒者諸侯大夫士也。衆人者工農商賈也。禮者人主之所以爲羣臣寸尺尋丈檢式也。人論盡矣。○君子言有壇宇。行有防表。道有一隆。言道德之求。不下於安存。言志意之求。不下於士。言道德之求。不貳後王。道過三代。謂之蕩。法貳後王。謂之不雅。高之下之。小之巨之。不外是矣。是君子之所以騁志意於壇宇宮庭也。故諸侯問政。不及安存。則不告也。匹夫問學。不及爲士。則不教也。百家之說。不及先王。則不聽也。夫是之謂君子言有壇宇。行有防表也。

王制篇

請問爲政。曰。賢能不待次而舉。罷不能不待須而廢。元惡不待教而誅。中庸民不待政而化。分未定也。則有昭繆也。雖王公士大夫之子孫也。不能屬於禮義。則歸之庶人。雖庶人之子孫也。積文學。正身行。能屬於禮義。則歸之卿相士大夫。故姦言姦說。姦事姦能。遁逃反側之民。職而敎之。須而待之。勉之以慶賞。懲之以刑罰。安職則畜。不安職則弃。五疾上收而養之。材而事之。官施而衣食之。兼覆無遺。才行反時者。死無赦。夫是之謂天德。王者之政也。○聽政之大分。以善至者。待之以禮。以不善至者。待之以刑。兩者分別。則賢不肖不雜。是非不亂。賢不肖不雜。則英傑至。是非不亂。則國家治。若是名聲日聞。天下願。令行禁止。王者之事畢矣。凡聽。威嚴猛厲。而不好假道人。則下畏恐而不親。周閉而不竭。若是則

是武象起。而韶濩廢矣。四海之內。莫不變心易慮。以化順之。故外闔不閉。跨天下而無蘄。當是時也。夫又誰爲戒矣哉。○造父者。天下之善御者也。無輿馬。則無所見其能。羿者天下之善射者也。無弓矢。則無所見其巧。大儒者善調一天下者也。無百里之地。則無所見其功。輿固馬選矣。而不能以至遠。一日而千里。則非造父也。弓調矢直矣。而不能以射遠中微。則非羿也。用百里之地。而不能以調一天下。制彊暴。則非大儒也。彼大儒者。雖隱於窮閻漏屋。無置錐之地。而王公不能與之爭名。在一大夫之位。則一君不能獨畜。一國不能獨容。成名況乎諸侯。莫不願得以爲臣。用百里之地。而千里之國。莫能與之爭勝。笞棰暴國。齊一天下。而莫能傾也。是大儒之徵也。其言有類。其行有禮。其舉事無悔。其持險應變曲當。與時遷徙。與世偃仰。千舉萬變。其道一也。是大儒之稽也。其窮也。俗儒笑之。其通也。英傑化之。嵬瑣逃之。邪說畏之。衆人媿之。通則一天下。窮則獨立貴名。天不能死。地不能埋。桀跖之世不能汙。非大儒莫之能立。仲尼・子弓是也。故有俗人者。有俗儒者。有雅儒者。有大儒者。不學問。無正義。以富利爲隆。是俗人者也。逢衣淺帶。解果其冠。略法先王。而足亂世術。繆學雜舉。不知法後王。而壹制度。不知隆禮義。而敦詩書。其衣冠行僞。已同於世俗矣。然而不知惡。其言議談說。已無異於墨子矣。然而明不能分別。呼先王。以欺愚者。而求衣食焉。得委積足以揜其口。則揚揚如也。隨其長子。事其便辟。舉其上客。億然若終身之虜。而不敢有他志。是俗儒者也。法後王。一制度。隆禮義。而敦詩書。其言行已有大法矣。然而明不能齊。法教之所不及。聞見之所未至。則知不能類也。知之曰知之。不知曰不知。內不自以誣。外不自以欺。以是尊賢畏法。而不敢怠傲。是雅儒者也。法先王。統禮義。一制度。以淺持博。以古持今。以一持萬。苟仁義之類也。雖在鳥獸之中。若別白黑。倚物怪變。所未嘗聞也。所未嘗見也。卒然起一方。則舉統類而應之。無所儗㤰。張法而度之。則晻然若合符節。是大儒者也。故人主用俗人。則萬乘之國亡。用俗儒。則萬乘之國存。用雅儒。則千乘之國安。用大儒。則百里之地。久而後三年。天下爲一。諸侯爲臣。用萬乘之國。則舉錯而定。一朝而伯。○不聞不若聞之。聞之不若見之。見之不若知之。知之不若行之。學至於行之而止矣。行之明也。明之爲聖人。聖人也者。本仁義。當是非。齊言行。不失毫釐。無他道焉。已乎行之矣。故聞之而不見。雖博必謬。見之而不知。雖識必妄。知之而不行。雖敦必困。不聞不見。則雖當非仁也。其道百舉而百陷也。故人無師無法。而知則必爲盜。勇則必爲賊。能則必爲亂。察則必爲怪。辯則必爲誕。人有師有法。而知則速通。勇則速威。云能則速成。察則速盡。辯則速論。故有師法者。人之大寶也。無師法者。人之大殃也。人無師法。則隆性矣。有師法。則隆積矣。而師法者所得乎情。非所受乎性。不

就也。爭之則失。讓之則至。遵道則積。夸誕則虛。故君子務脩其內。而讓之於外。務積德於身。而處之以遵道。如是則貴名起之如日月。天下應之如雷霆。故曰。君子隱而顯。微而明。辭讓而勝。詩曰。鶴鳴于九皐。聲聞于天。此之謂也。鄙夫反是。比周而譽愈少。鄙爭而名愈辱。煩勞以求安利。其身愈危。詩曰。民之無良。相怨一方。受爵不讓。至于己斯亡。此之謂也。故能小而事大。辟之是猶力之少而任重也。舍粹折無適也。身不肖而誣賢。是猶傴身而好升高也。指其頂者愈衆。故明主譎德而序位。所以爲不亂也。忠臣誠能。然後敢受職。所以爲不窮也。分不亂於上。能不窮於下。治辯之極也。詩曰。平平左右。亦是率從。是言上下之交不相亂也。

○以從俗爲善。以貨財爲寶。以養生爲己至道。是民德也。行法至堅。不以私欲亂所聞。如是則可謂勁士矣。行法至堅。好脩正其所聞。以橋飾其情性。其言多當矣。而未諭也。其行多當矣。而未安也。其知慮多當矣。而未周密也。上則能大其所隆。下則能開道不己若者。如是則可謂篤厚君子矣。脩百王之法。若辨白黑。應當時之變。若數一二。行禮要節而安之。若運四枝。要時立功之巧。若詔四時。平政和民之善。億萬之衆而博若一人。如是則可謂賢人矣。井井兮其有理也。嚴嚴兮其能敬己也。分分兮其有終始也。厭厭兮其能長久也。樂樂兮其執道不殆也。炤炤兮其用知之明也。脩脩兮其用統類之行也。綏綏兮其有文章也。熙熙兮其樂人之臧也。隱隱兮其恐人之不當也。如是則可謂聖人矣。此其道出乎一。曷謂一。曰執神而固。曷謂神。曰盡善浹洽之謂神。萬物莫足以傾之之謂固。神固之謂聖人。聖人也者。道之管也。天下之道管是矣。百王之道一是矣。故詩書禮樂之歸是矣。詩言是其志也。書言是其事也。禮言是其行也。樂言是其和也。春秋言是其微也。故風之所以爲不逐者。取是以節之也。小雅之所以爲小雅者。取是而文之也。大雅之所以爲大雅者。取是而光之也。頌之所以爲至者。取是而通之也。天下之道畢是矣。鄉是者臧。倍是者亡。鄉是如不臧。倍是如不亡者。自古及今。未嘗有也。

○客有道曰。孔子曰。周公其盛乎。身貴而愈恭。家富而愈儉。勝敵而愈戒。應之曰。是殆非周公之行。非孔子之言。武王崩。成王幼。周公屏成王而及武王。履天子之籍。負扆而坐。諸侯趨走堂下。當是時也。夫又誰爲恭矣哉。兼制天下。立七十一國。姬姓獨居五十三人焉。周之子孫。苟不狂惑者。莫不爲天下之顯諸侯。孰謂周公儉哉。武王之誅紂也。行之日以兵忌。東面而迎太歲。至氾而汎。至懷而壞。至共頭而山隧。霍叔懼曰。出三日而五災至。無乃不可乎。周公曰。刳比干而囚箕子。飛廉惡來知政。夫又惡有不可焉。遂選馬而進。朝食於戚。暮食於百泉。旦厭於牧之野。鼓之而紂卒易鄉。遂乘殷人而進誅紂。蓋殺者非周人。因殷人也。故無首虜之獲。無蹈難之賞。反而定三革。偃五兵。合天下。立聲樂。於

王曰。然則其爲人上何如。孫卿曰。其爲人上也廣大矣。志意定乎內。禮節脩乎朝。法則度量正乎官。忠信愛利形乎下。行一不義。殺一無罪。而得天下。不爲也。此君子義信乎人矣。通於四海。則天下應之如讙。是何也。則貴名白。而天下治也。故近者歌謳而樂之。遠者竭蹶而趨之。四海之內若一家。通達之屬莫不從服。夫是之謂人師。詩曰。自西自東。自南自北。無思不服。此之謂也。夫其爲人下也如彼。其爲人上也如此。何謂其無益於人之國也。昭王曰。善。○先王之道。仁之隆也。比中而行之。曷謂中。曰禮義是也。道者非天之道。非地之道。人之所以道也。君子之所道也。君子之所謂賢者。非能徧能人之所能之謂也。君子之所謂知者。非能徧知人之所知之謂也。君子之所謂辨者。非能徧辨人之所辨之謂也。君子之所謂察者。非能徧察人之所察之謂也。有所止矣。相高下。視墝肥。序五種。君子不如農人。通財貨。相美惡。辨貴賤。君子不如賈人。設規矩。陳繩墨。便備用。君子不如工人。不卹是非然不然之情。以相薦撙。以相恥怍。君子不若惠施鄧析也。若夫譎德而定次。量能而授官。使賢不肖皆得其位。能不能皆得其官。萬物得其宜。事變得其應。愼墨不得進其談。惠施鄧析不敢竄其察。言必當理。事必當務。是然後君子之所長也。○凡事行有益於理者立之。無益於理者廢之。夫是之謂中事。凡知說有益於理者爲之。無益於理者舍之。夫是之謂中說。事行失中。謂之姦事。知說失中。謂之姦道。姦事姦道。治世之所棄。而亂世之所從服也。若夫充虛之相施易也。堅白同異之分隔也。是聰耳之所不能聽也。明目之所不能見也。辯士之所不能言也。雖有聖人之知。未能僂指也。不知無害爲君子。知之無損爲小人。工匠不知。無害爲巧。君子不知。無害爲治。王公好之則亂法。百姓好之則亂事。而狂惑戇陋之人。乃始率其羣徒。辨其談說。明其辟稱。老身長子不知惡也。夫是之謂上愚。曾不如好相鷄狗之可以爲名也。詩曰。爲鬼爲蜮。則不可得。有靦面目。視人罔極。作此好歌。以極反側。此之謂也。○我欲賤而貴。愚而智。貧而富。可乎。曰。其唯學乎。彼學者。行之士也。敦慕焉君子也。知之聖人也。上爲聖人。下爲士君子。孰禁我哉。鄉也混然涂之人也。俄而並乎堯禹。豈不賤而貴矣哉。鄉也效門室之辨。混然曾不能決也。俄而原仁義。分是非。圖回天下於掌上。而辨白黑。豈不愚而知矣哉。鄉也胥靡之人。俄而治天下之大器擧在此。豈不貧而富矣哉。今有人於此。屑然藏千溢之寶。雖行貣而食。人謂之富矣。彼寶也者。衣之不可衣也。食之不可食也。賣之不可僂售也。然而人謂之富。何也。豈不大富之器誠在此也。是杅杅亦富人已。豈不貧而富矣哉。故君子無爵而貴。無祿而富。不言而信。不怒而威。窮處而榮。獨居而樂。豈不至尊至富至重至嚴之情擧積此哉。故曰。貴名不可以比周爭也。不可以夸誕有也。不可以埶重脅也。必將誠此然後

勝。知而好謙必賢。此之謂也。愚者反是。庭重擅權。則好專事而妬賢能。抑有功而擠有罪。志驕盈而輕舊怨。以吝嗇而不行施道乎上。爲重招權於下。以妨害人。雖欲無危。得乎哉。是以位尊則必危。任重則必廢。擅寵則必辱。可立而待也。可炊而傹也。是何也。則墮之者衆。持之者寡矣。○天下之行術。以事君則必通。以爲仁則必聖。立隆而勿貳也。然後恭敬以先之。忠信以統之。愼謹以行之。端慤以守之。頓窮則從之疾力以申重之。君雖不知。無怨疾之心。功雖甚大。無伐德之色。省求多功。愛敬不勌。如是則常無不順矣。以事君則必通。以爲仁則必聖。夫是之謂天下之行術。○少事長。賤事貴。不肖事賢。是天下之通義也。有人也。埶不在人上。而羞爲人下。是姦人之心也。志不免乎姦心。行不免乎姦道。而求有君子聖人之名。辟之是猶伏而咶天。救經而引其足也。說必不行矣。愈務而愈遠。故君子時詘則詘。時伸則伸也。

儒效篇

大儒之效。武王崩。成王幼。周公屏成王。而及武王。以屬天下。惡天下之倍周也。履天子之籍。聽天下之斷。偃然如固有之。而天下不稱貪焉。殺管叔。虛殷國。而天下不稱戾焉。兼制天下。立七十一國。姬姓獨居五十三人。而天下不稱偏焉。敎誨開導成王。使諭於道。而能揜迹於文武。周公歸周。反籍於成王。而天下不輟事周。然後周公北面而朝之。天子也者。不可以少當也。不可以假攝爲也。能則天下歸之。不能則天下去之。是以周公屛成王。而及武王。以屬天下。惡天下之離周也。成王冠成人。周公歸周反籍焉。明不滅主之義也。周公無天下矣。鄉有天下。今無天下。非擅也。成王鄉無天下。今有天下。非奪也。變埶次序節然也。故以枝代主。而非越也。以弟誅兄。而非暴也。君臣易位。而非不順也。因天下之和。遂文武之業。明枝主之義。抑亦變化矣。天下厭然猶一也。非聖人莫之能爲。夫是之謂大儒之效。○秦昭王問孫卿子曰。儒無益於人之國。孫卿子曰。儒者法先王。隆禮義。謹乎臣子。而致貴其上者也。人主用之。則埶在本朝而宜。不用則退編百姓而愨。必爲順下矣。雖窮困凍餧。必不以邪道爲貪。無置錐之地。而明於持社稷之大義。嗚呼而莫之能應。然而通乎財萬物養百姓之經紀。埶在人上。則王公之材也。在人下。則社稷之臣。國君之寶也。雖隱於窮閻漏屋。人莫不貴之。道誠存也。仲尼將爲司寇。沈猶氏不敢朝飲其羊。公愼氏出其妻。愼潰氏踰境而徙。魯之粥牛馬者不豫賈。必脩正以待之也。居於闕黨。闕黨之子弟罔不分。有親者取多。孝悌以化之也。儒者在本朝則美政。在下位則美俗。儒之爲人下如是矣。

仲尼篇

仲尼之門人。五尺之豎子。言羞稱乎五伯。是何也。曰。然。彼誠可羞稱也。齊桓五伯之盛者也。前事則殺兄而爭國。內行則姑姊妹之不嫁者七人。閨門之內。般樂奢汰。以齊之分。奉之而不足。外事則詐邾襲莒。并國三十五。其事行也。若是其險汙淫汰也。彼固曷足稱乎大君子之門哉。若是而不亡。乃霸何也。曰。於乎。夫齊桓公有天下之大節焉。夫孰能亡之。倓然見管仲之能足以託國也。是天下之大知也。安忘其怒。出忘其讎。遂立以為仲父。是天下之大決也。立以為仲父。而貴戚莫之敢妬也。與之高國之位。而本朝之臣。莫之敢惡也。與之書社三百。而富人莫之敢距也。貴賤長少。秩秩焉莫不從桓公。而貴敬之。是天下之大節也。諸侯有一節如是。則莫之能亡也。桓公兼此數節者。而盡有之。夫又何可亡也。其霸也宜哉。非幸也。數也。然而仲尼之門人。五尺之豎子。言羞稱乎五伯。是何也。曰。然。彼非本政教也。非致隆高也。非綦文理也。非服人之心也。鄉方略。審勞佚。畜積脩鬭。而能顛倒其敵者也。詐心以勝矣。彼以讓飾爭。依乎仁而蹈利者也。小人之傑也。彼固曷足稱乎大君子之門哉。彼王者則不然。致賢而能以救不肖。致彊而能以寬弱。戰必能殆之。而羞與之鬭。委然成文。以示之天下。而暴國安自化矣。有災繆者。然後誅之。故聖王之誅也綦省矣。文王誅四。武王誅二。周公卒業。至於成王。則安以無誅矣。故道豈不行矣哉。文王載百里之地。而天下一。桀紂舍之。厚於有天下之埶。而不得以匹夫老。故善用之。則百里之國。足以獨立矣。不善用之。則楚六千里。而為讎人役。故人主不務得道。而廣有其埶。是其所以危也。

○持寵處位。終身不厭之術。主尊貴之。則恭敬而僔。主信愛之。則謹慎而嗛。主專任之。則拘守而詳。主安近之。則慎比而不邪。主疏遠之。則全一而不倍。主損絀之。則恐懼而不怨。貴而不為夸。信而不忘處謙。任重而不敢專。財利至。則善而不及也。必將盡辭讓之義。然後受。福事至。則和而理。禍事至。則靜而理。富則施廣。貧則用節。可貴可賤也。可富可貧也。可殺而不可使為姦也。是持寵處位。終身不厭之術也。雖在貧窮徒處之埶。亦取象於是矣。夫是之謂吉人。詩曰。媚茲一人。應侯順德。永言孝思。昭哉嗣服。此之謂也。

○求善處大重。理任大事。擅寵於萬乘之國。必無後患之術。莫若好同之。援賢博施。除怨而無妨害人。能耐任之。則慎行此道也。能而不耐任。且恐失寵。則莫若早同之。推賢讓能。而安隨其後。如是有寵則必榮。失寵則必無罪。是事君者之寶。而必無後患之術也。故知者之舉事也。滿則慮嗛。平則慮險。安則慮危。曲重其豫。猶恐及其旤。是以百舉而不陷也。孔子曰。巧而好度必節。勇而好同必

賢仁也。賤不肖亦仁也。言而當知也。默而當亦知也。故知默猶知言也。故多言而法，君子也。多少無法而流湎然。雖辯小人也。故勞力而不當民務。謂之姦事。勞知而不律先王。謂之姦心。辯說譬喩。齊給便利。而不順禮義。謂之姦說。此三姦者。聖王之所禁也。知而險。賊而神。爲詐而巧。言無用而辯。辯不惠而察。治之大殃也。行辟而堅。飾非而好。玩姦而澤。言辯而逆。古之大禁也。知而無法。勇而無憚。察辯而操僻。淫大而用乏。好姦而與衆。利足而迷。負石而墜。是天下之所弃也。○兼服天下之心。高上尊貴。不以驕人。聰明聖知。不以窮人。齊給速通。不爭先人。剛毅勇敢。不以傷人。不知則問。不能則學。雖能必讓。然後爲德。遇君則脩臣下之義。遇鄉則脩長幼之義。遇長則脩子弟之義。遇友則脩禮節辭讓之義。遇賤而少者。則脩告導寬容之義。無不愛也。無不敬也。無與人爭也。恢然如天地之苞萬物。如是則賢者貴之。不肖者親之。如是而不服者。則可謂訞怪狡猾之人矣。雖則子弟之中。刑及之而宜。詩云。匪上帝不時。殷不用舊。雖無老成人。尚有典刑。曾是莫聽。大命以傾。此之謂也。○古之所謂士仕者。敦厚者也。合羣者也。樂富貴者也。樂分施者也。遠罪過者也。務事理者也。羞獨富者也。今之所謂士仕者。汙漫者也。賊亂者也。恣睢者也。貪利者也。觸抵者也。無禮義而唯權埶之嗜者也。古之所謂處士者。德盛者也。能靜者也。脩正者也。知命者也。著時者也。今之所謂處士者。無能而云能者也。無知而云知者也。利心無足而佯無欲者也。行僞險穢而彊高言謹愨者也。以不俗爲俗。離縱而跂訾者也。○士君子之所能爲不能爲。君子能爲可貴。不能使人必貴己。能爲可信。不能使人必信己。能爲可用。不能使人必用己。故君子恥不脩。不恥見汙。恥不信。不恥不見信。恥不能。不恥不見用。是以不誘於譽。不恐於誹。率道而行。端然正己。不爲物傾側。夫是之謂誠君子。詩云。溫溫恭人。維德之基。此之謂也。○士君子之容。其冠進。其衣逢。其容良。儼然。壯然。祺然。蕼然。恢恢然。廣廣然。昭昭然。蕩蕩然。是父兄之容也。其冠進。其衣蓬。其容慤。儉然。恀然。輔然。端然。訾然。洞然。綴綴然。瞀瞀然。是子弟之容也。吾語汝學者之嵬容。其冠絻。其纓禁緩。其容簡連。塡塡然。狄狄然。莫莫然。瞡瞡然。瞿瞿然。盡盡然。盱盱然。酒食聲色之中。則瞞瞞然。瞑瞑然。禮節之中。則疾疾然。訾訾然。勞苦事業之中。則儢儢然。離離然。偷儒而罔。無廉恥而忍謑詢。是學者之嵬也。弟佗其冠。衶禫其辭。禹行而舜趨。是子張氏之賤儒也。正其衣冠。齊其顏色。嗛然而終日不言。是子夏氏之賤儒也。偷儒憚事。無廉恥而耆飮食。必曰君子固不用力。是子游氏之賤儒也。彼君子則不然。佚而不惰。勞而不慢。宗原應變。曲得其宜。如是然後聖人也。

行安之。樂言之。故言君子必辯。小辯不如見端。見端不如見本分。小辯而察。見端而明。本分而理。聖人士君子之分具矣。有小人之辯者。有士君子之辯者。有聖人之辯者。不先慮。不早謀。發之而當。成文而類。居錯遷徙。應變不窮。是聖人之辯者也。先慮之。早謀之。斯須之言而足聽。文而致實。博而黨正。是士君子之辯者也。聽其言。則辭辯而無統。用其身。則多詐而無功。上不足以順明王。下不足以和齊百姓。然而口舌之均。噡唯則節。足以爲奇偉偃卻之屬。夫是之謂姦人之雄。聖王起。所以先誅也。然後盜賊次之。盜賊得變。此不得變也。

非十二子篇

假今之世。飾邪說。文姦言。以梟亂天下。欺惑愚衆。矞宇嵬瑣。使天下混然不知是非治亂之所存者。有人矣。縱情性。安恣睢。禽獸行。不足以合文通治。然而其持之有故。其言之成理。足以欺惑愚衆。是它囂魏牟也。忍情性。綦谿利跂。苟以分異人爲高。不足以合大衆。明大分。然而其持之有故。其言之成理。足以欺惑愚衆。是陳仲・史鰌也。不知壹天下。建國家之權稱。上功用。大儉約。而僈差等。曾不足以容辨異。縣君臣。然而其持之有故。其言之成理。足以欺惑愚衆。是墨翟・宋鈃也。尙法而無法。下脩而好作。上則取聽於上。下則取從於俗。終日言成文典。及紃察之。則倜然無所歸宿。不可以經國定分。然而其持之有故。其言之成理。足以欺惑愚衆。是愼到・田駢也。不法先王。不是禮義。而好治怪說。玩琦辭。甚察而不惠。辯而無用。多事而寡功。不可以爲治綱紀。然而其持之有故。其言之成理。足以欺惑愚衆。是惠施・鄧析也。略法先王。而不知其統。然而猶材劇志大。聞見雜博。案往舊造說。謂之五行。甚僻違而無類。幽隱而無說。閉約而無解。案飾其辭。而祗敬之曰。此眞先君子之言也。子思唱之。孟軻和之。世俗之溝猶瞀儒。嚾嚾然不知其所非也。遂受而傳之。以爲仲尼・子游爲茲厚於後世。是則子思・孟軻之罪也。若夫總方略。齊言行。壹統類。而羣天下之英傑。而告之以太古。教之以至順。奧窔之間。簟席之上。歛然聖王之文章具焉。佛然平世之俗起焉。則六說者不能入也。十二子者不能親也。無置錐之地。而王公不能與之爭名。在一大夫之位。則一君不能獨畜。一國不能獨容。成名況乎諸侯。莫不願以爲臣。是聖人之不得埶者也。仲尼・子弓是也。一天下。財萬物。長養生民。兼利天下。通達之屬。莫不從服。六說者立息。十二子者遷化。則聖人之得埶者。舜禹是也。今夫仁人也。將何務哉。上則法舜禹之制。下則法仲尼・子弓之義。以務息十二子之說。如是則天下之害除。仁人之事畢。聖王之跡著矣。○信信信也。疑疑亦信也。貴

足而無毛也。然而君子啜其羹。食其胾。故人之所以為人者。非特以其二足而無毛也。以其有辨也。夫禽獸有父子。而無父子之親。有牝牡。而無男女之別。故人道莫不有辨。辨莫大於分。分莫大於禮。禮莫大於聖王。聖王有百。吾孰法焉。故曰。文久而息。節族久而絕。守法數之有司。極禮而褫。故曰。欲觀聖王之跡。則於其粲然者矣。後王是也。彼後王者。天下之君也。舍後王。而道上古。譬之是猶舍己之君。而事人之君也。故曰。欲觀千歲。則審今日。欲知億萬。則審一二。欲知上世。則審周道。欲審周道。則審其人。所貴君子。故曰。以近知遠。以一知萬。以微知明。此之謂也。

○夫妄人曰。古今異情。其以治亂者異道。而衆人惑焉。彼衆人者愚而無說。陋而無度者也。其所見焉猶可欺也。而況於千世之傳也。妄人者門庭之問。猶誣欺也。而況於千世之上乎。聖人何以不欺。曰。聖人者以己度者也。故以人度人。以情度情。以類度類。以說度功。以道觀盡。古今一度也。類不悖。雖久同理。故鄉乎邪曲而不迷。觀乎雜物而不惑。以此度之。五帝之外無傳人。非無賢人也。久故也。五帝之中無傳政。非無善政也。久故也。禹湯有傳政。而不若周之察也。非無善政也。久故也。傳者久則愈略。近則愈詳。略則舉大。詳則舉小。愚者聞其略。而不知其詳。聞其詳。而不知其大也。是以文久而滅。節族久而絕。

○凡言不合先王。不順禮義。謂之姦言。雖辯君子不聽。法先王。順禮義。黨學者。然而不好言。不樂言。則必非誠士也。故君子之於言也。志好之。行安之。樂言之。故君子必辯。凡人莫不好言其所善。而君子為甚。故贈人以言。重於金石珠玉。觀人以言。美於黼黻文章。聽人以言。樂於鐘鼓琴瑟。故君子之於言無厭。鄙夫反是。好其實。不恤其文。是以終身不免埤汙傭俗。故易曰。括囊無咎無譽。腐儒之謂也。

○凡說之難。以至高遇至卑。以至治接至亂。未可直至也。遠舉則病繆。近世則病傭。善者於是間也。亦必遠舉而不繆。近世而不傭。與時遷徙。與世偃仰。緩急嬴絀。府然若渠堰檃栝之於己也。曲得所謂焉。然而不折傷。故君子之度己則以繩。接人則用抴。度己以繩。故足以為天下法則矣。接人用抴。故能寬容。因求以成天下之大事矣。故君子賢而能容罷。知而能容愚。博而能容淺。粹而能容雜。夫是之謂兼術。詩曰。徐方既同。天下之功。此之謂也。

○談說之術。齊莊以涖之。端誠以處之。堅彊以持之。分別以喻之。譬稱以明之。欣驩芬薌以送之。寶之珍之。貴之神之。如是則說常無不受。雖不說人。人莫不貴。夫是之謂為能貴其所貴。傳曰。唯君子為能貴其所貴。此之謂也。

○君子必辯。凡人莫不好言其所善。而君子為甚焉。是以小人辯言險。而君子辯言仁也。言而非仁之中也。則其言不若其默也。其辯不若其吶也。言而仁之中也。則好言者上矣。不好言者下也。故仁言大矣。起於上所以道於下。政令是也。起於下所以忠於上。謀救是也。故君子之行仁也無厭。志好之。

爲多。或監門御旅。抱關擊柝。而不自以爲寡。故曰。斬而齊。枉而順。不同而一。夫是之謂人倫。詩曰。受小共大共。爲下國駿蒙。此之謂也。

非相篇

相古之人無有也。學者不道也。古者有姑布子卿。今之世梁有唐擧。相人之形狀顏色。而知其吉凶妖祥。世俗稱之。古之人無有也。學者不道也。故相形不如論心。論心不如擇術。形不勝心。心不勝術。術正而心順。則形相雖惡。而心術善。無害爲君子也。形相雖善。而心術惡。無害爲小人也。君子之謂吉。小人之謂凶。故長短小大。善惡形相。非吉凶也。古之人無有也。學者不道也。蓋帝堯長。帝舜短。文王長。周公短。仲尼長。子弓短。昔者衛靈公有臣。曰公孫呂。身長七尺。面長三尺。焉廣三寸。鼻目耳具。而名動天下。楚之孫叔敖。期思之鄙人也。突秃長左。軒較之下。而以楚霸。葉公子高。微小短瘠。行若將不勝其衣。然白公之亂也。令尹子西。司馬子期皆死焉。葉公子高入據楚。誅白公。定楚國。如反手耳。仁義功名。著於後世。故士不揣長。不揳大。不權輕重。亦將志乎耳。長短小大。美惡形相。豈論也哉。且徐偃王之狀。目可瞻馬。仲尼之狀。面如蒙倛。周公之狀。身如斷菑。皐陶之狀。色如削瓜。閎夭之狀。面無見膚。傅說之狀。身如植鰭。伊尹之狀。面無須麋。禹跳湯偏。堯舜參牟子。從者將論志意。比類文學。邪直將差長短。辨美惡。而相欺傲邪。古者桀紂長巨姣美。天下之傑也。筋力越勁。百人之敵也。然而身死國亡。爲天下大僇。後世言惡。則必稽焉。是非容貌之患也。聞見之不衆。論議之卑爾。今世俗之亂民。鄉曲之儇子。莫不美麗姚冶。奇衣婦飾。血氣態度。擬於女子。婦人莫不願得以爲夫。處女莫不願得以爲士。棄其親家。而欲奔之者。比肩並起。然而中君羞以爲臣。中父羞以爲子。中兄羞以爲弟。中人羞以爲友。俄則束乎有司。而戮乎大市。莫不呼天啼哭。苦傷其今。而後悔其始。是非容貌之患也。聞見之不衆。論議之卑爾。然則從者將孰可也。○人有三不祥。幼而不肯事長。賤而不肯事貴。不肖而不肯事賢。是人之三不祥也。人有三必窮。爲上則不能愛下。爲下則好非其上。是人之一必窮也。鄉則不若。偝則謾之。是人之二必窮也。知行淺薄。曲直有以相縣矣。然而仁人不能推。知士不能明。是人之三必窮也。人有此三數行者。以爲上則必危。爲下則必滅。詩曰。雨雪瀌瀌。宴然聿消。莫肯下隧。式居屢驕。此之謂也。人之所以爲人者何已也。曰。以其有辨也。飢而欲食。寒而欲煖。勞而欲息。好利而惡害。是人之所生而有也。是無待而然者也。是禹桀之所同也。然則人之所以爲人者。非特以二足而無毛也。以其有辨也。今夫猩猩形狀。亦二

可以為農賈。在注錯習俗之所積耳。是又人之所生而有也。是無待而然者也。是禹桀之所同也。為堯禹則常安榮。為桀跖則常危辱。為堯禹則常愉佚。為工匠農賈則常煩勞。然而人多為此而寡為彼。何也。曰。陋也。堯禹者非生而具者也。夫起於變故。成乎修。修之。為待盡而後備者也。人之生固小人。無師無法。則惟利之見耳。人之生固小人。又以遇亂世。得亂俗。是以小重小也。以亂得亂也。君子非得埶以臨之。則無由得開內焉。今是人之口腹。安知禮義。安知辭讓。安知廉恥隅積。亦呥呥而嚼。鄉鄉而飽已矣。人無師無法。則其心正其口腹也。今使人生而未嘗睹芻豢稻粱也。惟菽藿糟糠之為睹。則以至足為在此也。俄而粲然有秉芻豢稻粱而至者。則瞲然視之曰。此何怪也。彼臭之而無嗛於鼻。嘗之而甘於口。食之而安於體。則莫不弃此而取彼矣。今以夫先王之道。仁義之統。以相羣居。以相持養。以相藩飾。以相安固邪。以夫桀跖之道。是其為相縣也。幾直夫芻豢之縣糟糠爾哉。然而人多為此而寡為彼何也。曰。陋也。陋也者天下之公患也。人之大殃大害也。故曰。仁者好告示人。告之示之。靡之儇之。鈆之重之。則夫塞者俄且通也。陋者俄且僩也。愚者俄且知也。是若不行。則湯武在上曷益。桀紂在上曷損。湯武存。則天下從而治。桀紂存。則天下從而亂。如是者豈非人之情。固可與如此。可與如彼也哉。○人之情。食欲有芻豢。衣欲有文繡。行欲有輿馬。又欲夫餘財蓄積之富也。然而窮年累世。不知足。是人之情也。今人之生也。方多畜雞狗豬彘。又畜牛羊。然而食不敢有酒肉。餘刀布。有囷窌。然而衣不敢有絲帛。約者有筐篋之藏。然而行不敢有輿馬。是何也。非不欲也。幾不長慮顧後。而恐無以繼之故也。於是又節用御欲。收斂畜藏。以繼之也。是於己長慮顧後。幾不甚善矣哉。今夫偷生淺知之屬。曾此而不知也。糧食太侈。不顧其後。俄則屈安窮矣。是其所以不免於凍餓。操瓢囊。為溝壑中瘠者也。況夫先王之道。仁義之統。詩書禮樂之分乎。彼固天下之大慮也。將為天下生民之屬。長慮顧後。而保萬世也。其流長矣。其澤厚矣。其功盛姚遠矣。非熟脩為之君子莫之能知也。故曰。短綆不可以汲深井之泉。知不幾者。不可與及聖人之言。夫詩書禮樂之分。固非庸人之所知也。故曰。一之而可再也。有之而可久也。廣之而可通也。慮之而可安也。反鈆察之。而愈可好也。以治情則利。以為名則榮。以羣則和。以獨則足。樂意者其是邪。夫貴為天子。富有天下。是人情之所同欲也。然則從人之欲。則埶不能容。物不能贍也。故先王案為之制禮義以分之。使有貴賤之等。長幼之差。知賢愚能不能之分。皆使人載其事。而各得其宜。然後使愨祿多少厚薄之稱。是夫羣居和一之道也。故仁人在上。則農以力盡田。賈以察盡財。百工以巧盡械器。士大夫以上至於公侯。莫不以仁厚知能盡官職。夫是之謂至平。故或祿天下。而不自以

盜之勇者。有小人之勇者。有士君子之勇者。爭飲食。無廉恥。不知是非。不辟死傷。不畏衆彊。悻悻然唯飲食之見。是狗彘之勇也。爲事利。爭貨財。無辭讓。果敢而振猛貪而戾。悻悻然唯利之見。是賈盜之勇也。輕死而暴。是小人之勇也。義之所在。不傾於權。不顧其利。擧國而與之不爲改視。重死持義而不撓。是士君子之勇也。○儵鉌者浮陽之魚也。胠於沙而思水。則無逮矣。挂於患而欲謹。則無益矣。自知者不怨人。知命者不怨天。怨人者窮。怨天者無志。失之己。反之人。豈不亦迂乎哉。○榮辱之大分。安危利害之常體。先義而後利者榮。先利而後義者辱。榮者常通。辱者常窮。通者常制人。窮者常制於人。是榮辱之大分也。材慤者常安利。蕩悍者常危害。安利者常樂易。危害者常憂險。樂易者常壽長。憂險者常夭折。是安危利害之常體也。○夫天生烝民。有所以取之。志意致脩。德行致厚。智慮致明。是天子之所以取天下也。政令法。擧措時。聽斷公。上則能順天子之命。下則能保百姓。是諸侯之所以取國家也。志行脩。臨官治。上則能順上。下則能保職。是士大夫之所以取田邑也。脩法則度量刑辟圖籍。不知其義。謹守其數。愼不敢損益也。父子相傳。以持王公。是故三代雖亡。治法猶存。是官人百吏之所以取祿秩也。孝悌愿慤。軥錄疾力。以敦比其事業。而不敢怠傲。是庶人之所以取煖衣飽食長生久視以免於刑戮也。飾邪說。文姦言。爲倚事。陶誕突盜。惕悍憍暴。以偷生反側於亂世之間。是姦人之所以取危辱死刑也。其慮之不深。其擇之不謹。其定取舍楛僈。是其所以危也。材性知能。君子小人一也。好榮惡辱。好利惡害。是君子小人之所同也。若其所以求之之道則異矣。小人也者。疾爲誕而欲人之信己也。疾爲詐而欲人之親己也。禽獸之行。而欲人之善己也。慮之難知也。行之難安也。持之難立也。成則必不得其所好。必遇其所惡焉。故君子者信矣。而亦欲人之信己也。忠矣。而亦欲人之親己也。脩正治辨矣。而亦欲人之善己也。慮之易知也。行之易安也。持之易立也。成則必得其所好。必不遇其所惡焉。是故窮則不隱。通則大明。身死而名彌白。小人莫不延頸擧踵而願。曰知慮材性固有以賢人矣。夫不知其與己無以異也。則君子注錯之當。而小人注錯之過也。故孰察小人之知能。足以知其有餘可以爲君子之所爲也。譬之越人安越。楚人安楚。君子安雅。是非知能材性然也。是注錯習俗之節異也。仁義德行。常安之術也。然而未必不危也。汙僈突盜。常危之術也。然而未必不安也。故君子道其常。而小人道其怪。

○凡人有所一同。飢而欲食。寒而欲煖。勞而欲息。好利而惡害。是人之所生而有也。是無待而然者也。是禹桀之所同也。目辨白黑美惡。耳辨音聲淸濁。口辨鹹酸甘苦。鼻辨芬芳腥臊。骨體膚理辨寒暑疾養。是又人之所生而有也。是無待而然者也。是禹桀之所同也。可以爲堯禹。可以爲桀跖。可以爲工匠。

者。有直士者。有愨士者。有小人者。上則能尊君。下則能愛民。物至而應。事起而辨。若是則可謂通士矣。
不下比以闇上。不上同以疾下。分爭於中。不以私害之。若是則可謂公士矣。身之所長。上雖不知。不以
悖君。身之所短。上雖不知。不以取賞。長短不飾。以情自竭。若是則可謂直士矣。庸言必信之。庸行必慎
之。畏法流俗。而不敢以其所獨甚。若是則可謂愨士矣。言無常信。行無常貞。唯利所在。無所不傾。若是
則可謂小人矣。○公生明。偏生闇。端愨生通。詐僞生塞。誠信生神。夸誕生惑。此六生者。君子慎之。而禹
桀所以分也。○欲惡取舍之權。見其可欲也。則必前後慮其可惡也者。見其可利也。則必前後慮其可
害也者。而兼權之。孰計之。然後定其欲惡取舍。如是則常不失陷矣。凡人之患。偏傷之也。見其可欲也。
則不慮其可惡也者。見其可利也。則不顧其可害也者。是以動則必陷。爲則必辱。是偏傷之患也。○人
之所惡者。吾亦惡之。夫富貴者。則類傲之。夫貧賤者。則求柔之。是非仁人之情也。是姦人將以盜名於晻
世者也。險莫大焉。故曰。盜名不如盜貨。田仲・史鰌不如盜也。

榮辱篇

憍泄者人之殃也。恭儉者屛五兵也。雖有戈矛之刺。不如恭儉之利也。故與人善言。煖於布帛。傷人之
言。深於矛戟。故薄薄之地。不得履之。非地不安也。危足無所履者。凡在言也。巨塗則讓。小塗則殆。雖欲
不謹。若云不使。○快快而亡者怒也。察察而殘者忮也。博而窮者訾也。淸之而愈濁者口也。豢之而愈
瘠者交也。辯而不說者爭也。直立而不見知者勝也。廉而不見貴者劌也。勇而不見憚者貪也。信而不
見敬者好剸行也。此小人之所務。而君子之所不爲也。○鬭者忘其身者也。忘其親者也。忘其君者也。
行其少頃之怒。而喪終身之軀。然且爲之。是忘其身也。室家立殘。親戚不免乎刑戮。然且爲之。是忘其
親也。君上之所惡也。刑法之所大禁也。然且爲之。是忘其君也。憂忘其身。內忘其親。上忘其君。是刑法
之所不舍也。聖王之所不畜也。乳彘不觸虎。乳狗不遠遊。不忘其親也。人也。憂忘其身。內忘其親。上忘
其君。則是人也。而曾狗彘之不若也。凡鬭者必自以爲是。而以人爲非也。己誠是也。人誠非也。則是己
君子。而人小人也。以君子與小人相賊害也。憂以忘其身。內以忘其親。上以忘其君。豈不過甚矣哉。是
人也。所謂以狐父之戈钃牛矢也。將以爲智邪。則愚莫大焉。將以爲利邪。則害莫大焉。將以爲榮邪。則
辱莫大焉。將以爲安邪。則危莫大焉。人之有鬭何哉。我欲屬之狂惑疾病邪。則不可。聖王又誅之。我欲
屬之鳥鼠禽獸邪。則不可。其形體又人。而好惡多同。人之有鬭何哉。我甚醜之。○有狗彘之勇者。有賈

不能則妬嫉怨誹。以傾覆人。故曰。君子能則人榮學焉。不能則人樂告之。小人能則人賤學焉。不能則人羞告之。是君子小人之分也。○君子寬而不僈。廉而不劌。辯而不爭。察而不激。直立而不勝。堅彊而不暴。柔從而不流。恭敬謹愼而容。夫是之謂至文。詩曰。溫溫恭人。維德之基。此之謂也。○君子崇人之德。揚人之美。非諂諛也。正義直指。擧人之過惡。非毀疵也。言己之光美。擬於舜禹。參於天地。非夸誕也。與時屈伸。柔從若蒲葦。非懾怯也。剛彊猛毅。靡所不信。非驕暴也。以義變應。知當曲直故也。詩曰。左之左之。君子宜之。右之右之。君子有之。此言君子能以義屈伸變應也。○君子小人之反也。君子大心則天而道。小心則畏義而節。知則明通而類。愚則端愨而法。見由則恭而止。見閉則敬而齊。喜則和而理。憂則靜而理。通則文而明。窮則約而詳。小人則不然。大心則慢而暴。小心則淫而傾。知則攫盜而漸。愚則毒賊而亂。見由則兌而倨。見閉則怨而險。喜則輕而翾。憂則挫而懾。通則驕而偏。窮則弃而儑。傳曰。君子兩進。小人兩廢。此之謂也。君子治治。非治亂也。曷謂耶。曰禮義之謂治。非禮義之謂亂也。故君子者治禮義者也。非治非禮義者也。然則國亂將弗治與。曰國亂而治之者。非案亂而治之之謂也。去亂而被之以治。人汙而脩之者。非案汙而脩之之謂也。去汙而易之以脩。故去亂而非治亂也。去汙而非脩汙也。治之爲名。猶曰君子爲治而不爲亂。爲脩而不爲汙矣。○君子絜其辯。而同焉者合矣。善其言。而類焉者應矣。故馬鳴而馬應之。非知也。其勢然也。故新浴者振其衣。新沐者彈其冠。人之情也。其誰能以己之潐潐。受人之掝掝者哉。○君子養心。莫善於誠。致誠則無它事矣。唯仁之爲守。唯義之爲行。誠心守仁則形。形則神。神則能化矣。誠心行義則理。理則明。明則能變矣。變化代興。謂之天德。天不言而人推高焉。地不言而人推厚焉。四時不言。而百姓期焉。夫此有常。以至其誠者也。君子至德。嘿然而喩。未施而親。不怒而威。夫此順命。以愼其獨者也。善之爲道者。不誠則不獨。不獨則不形。不形則雖作於心。見於色。出於言。民猶若未從也。雖從必疑。天地爲大矣。不誠則不能化萬物。聖人爲知矣。不誠則不能化萬民。父子爲親矣。不誠則疏。君上爲尊矣。不誠則卑。夫誠者君子之所守也。而政事之本也。唯所居。以其類至。操之則得之。舍之則失之。操而得之則輕。輕則獨行。獨行不舍則濟矣。濟而材盡。長遷而不反其初。則化矣。○君子位尊而志恭。心小而道大。所聽視者近。而所聞見者遠。是何邪。則操術然也。故千人萬人之情。一人之情是也。天地始者。今日是也。百王之道。後王是也。君子審後王之道。而論於百王之前。若端拜而議。推禮義之統。分是非之分。總天下之要。治海內之衆。若使一人。故操彌約而事彌大。五寸之矩。盡天下之方也。故君子不下堂。而海內之情擧積此者。則操術然也。○有通士者。有公士

故學曰。遲彼止而待我。我行而就之。則亦或遲或速。或先或後。胡爲乎其不可以同至也。故蹞步而不休。跛鼈千里。累土而不輟。丘山崇成。厭其源。開其瀆。江河可竭。一進一退。一左一右。六驥不致。彼人之才性之相懸也。豈若跛鼈之與六驥足哉。然而跛鼈致之。六驥不致。是無它故焉。或爲之。或不爲之爾。○道雖邇。不行不至。事雖小。不爲不成。其爲人也。多暇日者。其出入不遠矣。○好法而行士也。篤志而體君子也。齊明而不竭聖人也。人無法則倀倀然。有法而無志其義。則渠渠然。依乎法。而又深其類。然後溫溫然。○禮者所以正身也。師者所以正禮也。無禮何以正身。無師吾安知禮之爲是也。禮然而然。則是情安禮也。師云而云。則是知若師也。情安禮。知若師。則是聖人也。故非禮是無法也。非師是無師也。不是師法。而好自用。譬之是猶以盲辨色。以聾辨聲也。舍亂妄無爲也。故學也者。法禮也。夫師以身爲正儀。而貴自安者也。詩曰。不識不知。順帝之則。此之謂也。○端愨順弟。則可謂善少者矣。加好學遜敏焉。則可以爲君子者矣。偸儒憚事。無廉恥而嗜乎飮食。則可謂惡少者矣。加惕悍而不順。險賊而不弟焉。則可謂不祥少者矣。雖陷刑戮可也。老老而壯者歸焉。不窮窮而通者積焉。行乎冥冥。而施乎無報。而賢不肖一焉。人有此三行。雖有大過。天其不遂乎。○君子之求利也略。其遠害也早。其避辱也懼。其行道理也勇。○君子貧窮而志廣。富貴而體恭。安燕而血氣不惰。勞勸而容貌不枯。怒不過奪。喜不過予。君子貧窮而志廣。隆仁也。富貴而體恭。殺埶也。安燕而血氣不惰。閑理也。勞勸而容貌不枯。好學也。怒不過奪。喜不過予。法勝私也。書曰。無有作好。遵王之道。無有作惡。遵王之路。此言君子之能以公義勝私欲也。

不苟篇

君子行不貴苟難。説不貴苟察。名不貴苟傳。唯其當之爲貴。故懷負石而赴河。是行之難爲者也。而申徒狄能之。然而君子不貴者。非禮義之中也。山淵平。天地比。齊秦襲。入乎耳出乎口。鉤有須。卵有毛。是説之難持者也。而惠施鄧析能之。然而君子不貴者。非禮義之中也。盜跖吟口。名聲若日月。與舜禹俱傳而不息。而君子不貴者。非禮義之中也。故曰。君子行不貴苟難。説不貴苟察。名不貴苟傳。唯其當之爲貴。詩曰。物其有矣。維其時矣。此之謂也。○君子易知而難狎。易懼而難脅。畏患而不避義死。欲利而不爲所非。交親而不比。言辯而不辭。蕩蕩乎其有以殊於世也。○君子能亦好。不能亦好。小人能亦醜。不能亦醜。君子能則寬容易直。以開道人。不能則恭敬縛絀。以畏事人。小人能則倨傲僻違。以驕溢人。

見善。脩然必以自存也。見不善。愀然必以自省也。善在身。介然必以自好也。不善在身。菑然必以自惡也。故非我而當者吾師也。是我而當者吾友也。諂諛我者吾賊也。故君子隆師而親友。以致惡其賊。好善無厭。受諫而能誡。雖欲無進得乎哉。小人反是。致亂而惡人之非己也。致不肖而欲人之賢己也。心如虎狼。行如禽獸。而又惡人之賊己也。諂諛者親。諫諍者疏。脩正爲笑。至忠爲賊。雖欲無滅亡得乎哉。詩曰。噏噏呰呰。亦孔之哀。謀之其臧。則具是違。謀之不臧。則具是依。此之謂也。○扁善之度。以治氣養生。則後彭祖。以脩身自名。則配堯禹。宜於時通。利以處窮。禮信是也。凡用血氣志意知慮。由禮則治通。不由禮則勃亂提慢。食飲衣服居處動靜。由禮則和節。不由禮則觸陷生疾。容貌態度進退趨行。由禮則雅。不由禮則夷固僻違。庸衆而野。故人無禮則不生。事無禮則不成。國家無禮則不寧。詩曰。禮儀卒度。笑語卒獲。此之謂也。○以善先人者。謂之教。以善和人者。謂之順。以不善先人者。謂之諂。以不善和人者。謂之諛。是是非非。謂之智。非是是非。謂之愚。傷良曰讒。害良曰賊。是謂是非謂非曰直。竊貨曰盜。匿行曰詐。易言曰誕。趣舍無定。謂之無常。保利棄義。謂之至賊。多聞曰博。少聞曰淺。多見曰閑。少見曰陋。難進曰偍。易忘曰漏。少而理曰治。多而亂曰秏。○治氣養心之術。血氣剛彊。則柔之以調和。智慮漸深。則一之以易良。勇膽猛戾。則輔之以道順。齊給便利。則節之以動止。狹隘褊小。則廓之以廣大。卑濕貪利。則抗之以高志。庸衆駑散。則刦之以師友。怠慢僄弃。則炤之以禍災。愚款端愨。則合之以禮樂。通之以思索。凡治氣養心之術。莫徑由禮。莫要得師。莫神一好。夫是之謂治氣養心之術也。○志意脩則驕富貴矣。道義重則輕王公矣。內省則外物輕矣。傳曰。君子役物。小人役於物。此之謂矣。身勞而心安爲之。利少而義多爲之。事亂君而通。不如事窮君而順焉。故良農不爲水旱不耕。良賈不爲折閱不市。士君子不爲貧窮怠乎道。○體恭敬而心忠信。術禮義而情愛人。橫行天下。雖困四夷。人莫不貴。勞苦之事則爭先。饒樂之事則能讓。端愨誠信。拘守而詳。橫行天下。雖困四夷。人莫不任。體倨固而心執詐。術順墨而情雜汙。橫行天下。雖達四方。人莫不賤。勞苦之事。則偸儒轉脫。饒樂之事。則佞兌而不曲。辟違而不愨。程役而不錄。橫行天下。雖達四方。人莫不弃。○行而供翼。非漬淖也。行而俯項。非擊戾也。偶視而先俯。非恐懼也。然夫士欲獨脩其身。不以得罪於比俗之人也。○夫驥一日而千里。駑馬十駕則亦及之矣。將以窮無窮。逐無極與。其折骨絕筋。終身不可以相及也。將有所止之。則千里雖遠。亦或遲或速。或先或後。胡爲乎其不可以相及也。不識步道者。將以窮無窮。逐無極與。意亦有所止之與。夫堅白同異有厚無厚之察。非不察也。然而君子不辯。止之也。倚魁之行。非不難也。然而君子不行。止之也。

也。○昔者瓠巴鼓瑟。而流魚出聽。伯牙鼓琴。而六馬仰秣。故聲無小而不聞。行無隱而不形。玉在山而草木潤。淵生珠而崖不枯。為善而積邪。安有不聞者乎。學惡乎始。惡乎終。曰。其數則始乎誦經。終乎讀禮。其義則始乎為士。終乎為聖人。真積力久則入。學至乎沒而後止也。故學數有終。若其義則不可須臾舍也。為之人也。舍之禽獸也。故書者政事之紀也。詩者中聲之所止也。禮者法之大分。羣類之綱紀也。故學至乎禮而止矣。夫是之謂道德之極。禮之敬文也。樂之中和也。詩書之博也。春秋之微也。在天地之間者畢矣。君子之學也。入乎耳。著乎心。布乎四體。形乎動靜。端而言。蝡而動。一可以為法則。小人之學也。入乎耳。出乎口。口耳之間。則四寸耳。曷足以美七尺之軀哉。古之學者為己。今之學者為人。君子之學也。以美其身。小人之學也。以為禽犢。故不問而告謂之傲。問一而告二謂之囋。傲非也。囋非也。君子如嚮矣。學莫便乎近其人。禮樂法而不說。詩書故而不切。春秋約而不速。方其人而習君子之說。則尊以徧周於世矣。故曰。學莫便乎近其人。學之經。莫速乎好其人。隆禮次之。上不能好其人。下不能隆禮。安特將學雜識順詩書而已耳。則末世窮年。不免為陋儒而已。將原先王。本仁義。則禮正其經緯蹊徑也。若挈裘領。詘五指而頓之。順者不可勝數也。不道禮憲。以詩書為之。譬之猶以指測河也。以戈舂黍也。以錐飡壺也。不可以得之矣。故隆禮。雖未明。法士也。不隆禮。雖察辯。散儒也。問楛者勿告也。告楛者勿問也。說楛者勿聽也。有爭氣者勿與辯也。故必由其道至。然後接之。非其道則避之。故禮恭而後可與言道之方。辭順而後可與言道之理。色從而後可與言道之致。故未可與言而言。謂之傲。可與言而不言。謂之隱。不觀顏色而言。謂之瞽。故君子不傲不隱不瞽。謹慎其身。詩曰。匪交匪舒。天子所予。此之謂也。○百發一失。不足謂善射。千里蹞步不至。不足謂善御。倫類不通。仁義不一。不足謂善學。學也者。固學一之也。一出焉。一入焉。塗巷之人也。其善者少。不善者多。桀紂盜跖也。全之盡之。然後學者也。君子知夫不全不粹之不足以為美也。故誦數以貫之。思索以通之。為其人以處之。除其害者以持養之。使目非是無欲見也。使耳非是無欲聞也。使口非是無欲言也。使心非是無欲慮也。及至其致好之也。目好之五色。耳好之五聲。口好之五味。心利之有天下。是故權利不能傾也。羣衆不能移也。天下不能蕩也。生乎由是。死乎由是。夫是之謂德操。德操然後能定。能定然後能應。能定能應。夫是之謂成人。天貴其明。地貴其光。君子貴其全也。

修身篇

荀子

勸學篇

君子曰。學不可以已。青取之於藍。而青於藍。氷水爲之。而寒於水。木直中繩。輮以爲輪。其曲中規。雖有槁暴。不復挺者。輮使之然也。故木受繩則直。金就礪則利。君子博學。而日參省乎己。則智明而行無過矣。故不登高山。不知天之高也。不臨深谿。不知地之厚也。不聞先王之遺言。不知學問之大也。干越夷貉之子。生而同聲。長而異俗。教使之然也。詩曰。嗟爾君子。無恒安息。靖共爾位。好是正直。神之聽之。介爾景福。神莫大於化道。福莫長於無禍。吾嘗終日而思矣。不如須臾之所學也。吾嘗跂而望矣。不如登高之博見也。登高而招。臂非加長也。而見者遠。順風而呼。聲非加疾也。而聞者彰。假輿馬者。非利足也。而致千里。假舟檝者。非能水也。而絕江河。君子生非異也。善假於物也。南方有鳥焉。名曰蒙鳩。以羽爲巢。而編之以髮。繫之葦苕。風至苕折。卵破子死。巢非不完也。所繫者然也。西方有木焉。名曰射干。莖長四寸。生於高山之上。而臨百仞之淵。木莖非能長也。所立者然也。蓬生麻中。不扶而直。蘭槐之根。是爲芷。其漸之滫。君子不近。庶人不服。其質非不美也。所漸者然也。故君子居必擇鄉。遊必就士。所以防邪僻而近中正也。物類之起。必有所始。榮辱之來。必象其德。肉腐出蟲。魚枯生蠹。怠慢忘身。禍災乃作。彊自取柱。柔自取束。邪穢在身。怨之所構。施薪若一。火就燥也。平地若一。水就濕也。草木疇生。禽獸羣焉。物各從其類也。是故質的張而弓矢至焉。林木茂而斧斤至焉。樹成蔭而衆鳥息焉。醯酸而蜹聚焉。故言有召禍也。行有招辱也。君子愼其所立乎。○積土成山。風雨興焉。積水成淵。蛟龍生焉。積善成德。而神明自得。聖心備焉。故不積蹞步。無以至千里。不積小流。無以成江海。騏驥一躍。不能十步。駑馬十駕。功在不舍。鍥而舍之。朽木不折。鍥而不舍。金石可鏤。螾無爪牙之利。筋骨之彊。上食埃土。下飲黃泉。用心一也。蟹六跪而二螯。非蛇蟺之穴。無所寄託者。用心躁也。是故無冥冥之志者。無昭昭之明。無惛惛之事者。無赫赫之功。行衢道者不至。事兩君者不容。目不能兩視而明。耳不能兩聽而聰。螣蛇無足而飛。梧鼠五技而窮。詩曰。鳲鳩在桑。其子七兮。淑人君子。其儀一兮。其儀一兮。心如結兮。故君子結於一

外に在り、富人（四一）墟に在り、五の守られざる也。率ね萬家にして城方三里。

【四一】墟に在りは城邑に在らざるをいふ。

國譯墨子終

ちて繩を屬ぐ、繩の長さ四尺、大さ指の如くす。寇至れば先づ牛羊雞狗鳧雁を殺し、其皮革筋角脂腦羽を收め、鋌は皆之を剝ぐ。(三八)吏 桐自、鐵鉝を爲り、後闌を衡柱と爲す。事急卒にして遠ざかるべからざれば、外宅の材を掘り、多少を課す。若し城上を治めて隔を爲さば之を三隅にす。重さ五斤已上の諸材木、水中に渥すこと一筏を過ぐるなし。茅屋若くは積薪を塗るもの厚さ五寸已上。吏は各其部界中の財物の以て守備者を佐くべき者を擧げ之を上らしむ。讒人あり、利人あり、惡人あり、善人あり、長人あり、謀士あり、勇士あり、巧士あり、信士あり、內人なるものあり、外人なるものあり、善人なるものあり、善鬬人なるものあり。守は必ず其然る所以のものを察し、名に應じて乃ち之を納る。民相惡み若くは吏を議し吏の(三九)解く所をば、皆札書して之を藏し、以て告の至るを須ち、以て之を參驗す。諸小兒五尺にして卒とすべからざるものは署吏となし、官府若くは舍に給事せしむ。藺石厲矢の諸材器用、皆謹んで部ごとに各分數を積むあり、解車を爲るに梓を以てす。矢を載するには(四〇)軺車を以てす、輪軲の廣さ十尺、轅の長さ丈、三輪を爲り廣さ六尺、板箱を爲り長さ轅と等し、高さ四尺、善く上を蓋ひ、中を治めて矢を載すべからしむ。

子墨子曰く、凡そ守られざる者五あり。城大に人少し、一の守られざる也。城小に人衆し、二の守られざる也。人衆く食寡し、三の守られざる也。市、城を去ること遠し、四の守られざる也。蓄積

【三八】吏禫桐自の下。疑らくは誤脱あり。
【三九】解は和解。
【四〇】軺車は立乘の小車。

人、門を夾んで立ち、(二八)行者をして其外を趣せしめ、各四戟、門を夾んで立ちて、其人其下に坐す、吏日に五たび之を閲し、逋者の名を上る。

(二九)池水の廉に要あり害あるところには、必ず(三〇)疑人を爲りて往來せしめ、行夜の者をして之を射しめ、其疏なる者を誅す。牆外の水中、竹箭を爲る、箭尺廣さ二歩、箭水に下る五寸、長短を雜へ、前の外廉は(三一)三行、外は外に嚮ひ、內亦內に嚮ふ。三十歩に一(三二)弩廬、廬の廣さ十尺、袤は丈二尺。隧、急あれば亟かに其近き者を發して往き佐け、其次なるもの其處を襲ぐ。節を守りて出入し、(三三)主節をして必ず疏書し、其情を署し、其事を著はさしめ、其還報を須ち以て之を參驗す。節出づれば、所出の門者をして輒ち節の出づるを言はしむ、時に(節)操れる者の名を言ふ。百歩に一隧、(三四)閤は守舍に通じて相錯はる。室を穿ちて復道を治め、墉を築くを爲し、墉は其上を蓋繕す。蔬を取るに、民家をして三年の蓄あらしめ、蔬食以て(三五)湛旱ありて歲の爲らざるに備ふ。常に邊縣をして豫め(三六)芫、芒、烏喙、椒葉を種畜せしめ、外宅溝井窒ぐべくば塞ぎ、(三七)可らざれば此を其中に置く。安ければ則ち示すに危きを以てし、危ければ則ち示すに安きを以てす。寇至れば諸門戶皆鑿つて之幎竅せしめ、各二幎を爲る、一は鑿

(二八) 行者をして其外を趣せしむるは、歩を止めて窺伺するを防ぐなり。趣は行趨。
(二九) 池水の廉は城外の外邊。
(三〇) 疑人は人形。
(三一) 三行。竹箭を列すること三行。
(三二) 弩廬は連弩車を置く處。
(三三) 主節は符節を掌る吏。
(三四) 門の旁戶。
(三五) 湛は大水。
(三六) 芫。芒等は皆毒草也。
(三七) 溝井の窒ぐ可からざるものには毒を置く也。

十八石、（一九）五食なれば終歳十四石四斗、（二〇）六食なれば終歳十二石。（二一）斗食は五升を食ひ、參食は參升を食ひ、四食は二升半を食ひ、五食は二升を食ひ、六食は一升大半を食ひ、日に再食す。死を救ふの時。日に二升のものは二十日、日に三升のものは三十日、日に四升のものは四十日、是の如くにして民九十日の（二二）約を免かる。寇近づけば亟に諸の離鄕の金器、若くは銅鐵、及び他の以て守事を左くべきものを收む。先づ縣官の室居、官府の不急の者の、材の大小長短及び凡數を擧げ、卽ち急に先づ（二三）發す。寇薄れば屋を發き木を伐り、請謁ありと雖ども聽くなかれ。柴を入るゝに、積みて（二四）魚鱗の如くに簪する勿れ。隧に當るは取り易からしむ、材木の盡く入るる能はざる者は之を燔き、寇をして之を用ふるを得しむるなかれ。木を積むは各長短大小惡美の形を以て相從ふ。城の四面外に各其内に積む、諸木大なるものは皆以て（二五）闢鼻を爲り、乃ち之を積聚す。城守司馬以上は、父母昆弟妻子の質として主の所に在るあれば、乃ち以て堅く守るべし。部司空を署くこと大城には四人、候は二人、縣候は（二六）面ごとに一。亭尉は司空に次ぎ亭ごとに一人。吏の、守の所に侍するものは（二七）財に足りて廉信なり、父母昆弟妻子の保宮中に在るあるものは、乃ち侍吏と爲るを得。諸吏必ず質ありて、乃ち事に任ずるを得。大門を守るもの二

【一九】五食は斗の五分の二食。
【二〇】六食は六分の二斗。
【二一】日に再食するが故に、一日に一斗。
【二二】約は危約。
【二三】發すは徵發すること。
【二四】魚鱗とは、魚鱗の如くに參差にする也。
【二五】闢鼻を爲るは、紐をつくり事急なる時曳くべからしむる也。
【二六】面は四面。
【二七】守の所に侍する吏には、定數なく、用に足ろの人數を置くを云ふ。財は纔なり。

烽、火を傳へ、次を以て之に應じ、(一三)主國に至つて止む。其事急なるものは引いて之を上下す。烽火已に擧がれば、輙ち五鼓して傳へ、又火を以て之に屬ぎ、寇の從つて來る所の者の少多を言ひ、厭怠する勿れ。去來のとき烽を屬次して罷むるなかれ。寇を望見すれば一烽を擧げて一鼓し、境に入れば二烽を擧げて二鼓し、(一四)要を射れば三烽を擧げ三鼓し、郭に會へば四烽を擧げ四鼓し、城に會へば五烽を擧げ五鼓す。夜は火を以て此數の如くす。烽を守るもの事(一五)急なれば。

候は五十を過ぐるなく、寇、堞に至れば、隨つて之を去り、厭怠する無かれ。

日暮れて之を出だすには、皆徽幟を爲らしむ。亘阜山林皆以て迹ぬべからしむる者は、平明にして迹ね、迹は里ごとに三人を下ることなく、各其表を立て、城上之に應ず。候出づれば田表を置き、斥は郭の內外に坐し、旗幟を立て、卒の半は內に在り、多少を知るべきなからしむ。若し警あれば外表を擧げ、寇を見れば次表を擧げ、城上麾を以て之を指す。斥、坐して鼓し旗を整へ、戰備を以て麾の指す所に從ふ。田者の男子は戰備を以て斥に從ひ、女子は亟に走り入る。若し寇を見ば鼓傳し、城に到れば止む。表を守るもの三人更る郵表を立て丶望む。守數ふ騎若くは吏をして行いて旁く視、以て其の爲す所を知るあらしむ。其曹ごとに一鼓、寇を望見すれば鼓傳し、城に到つて止む。(一六)斗食なれば終歲三十六石、(一七)參食なれば終歲二十四石、(一八)四食なれば終歲

【一三】主國は國都。
【一四】要塞。
【一五】急なれば。此下脫文あり。
【一六】斗食は日に食する一斗なる也。
【一七】參食は斗の三分の二を食ふ。
【一八】四食は斗の四分の二。

らず。梯、臨、衝皆衝を以て之を衝く。渠の長さ丈五尺、其埋むる者三尺、趺の長さ丈二尺、渠の廣さ丈六尺、其梯丈二尺、渠の垂るゝ者四尺、渠を樹つるに堞に傅くなきこと五寸、梯渠は十丈に一梯、渠荅の大數は、(六)里二百五十八歩に渠荅百二十九、諸〻外道の要塞すべきは以て寇を難む、其の甚だ(七)害なる者は爲に三亭を築く。亭の三隅は之を(八)織女にし能く相救はしむ。諸〻亘阜、山林、溝瀆、邱陵、阡陌、郭門、若くは(九)閻隧は要塞すべく、及び徼幟を爲り、以て往來する者の少多、及び伏藏する所の處を迹知すべし。(一〇)保民は先づ城中の官府、民宅、室署の大小を擧げて(一一)調處す。保者或は兄弟知識の者に從はんと欲せば、之を許す。外宅の粟米畜產財物、諸〻以て城を佐くべき者は送つて城中に入る、事若し急なれば則ち門內に積ましむ。民、粟米布帛金錢牛馬畜產を獻ずれば、皆爲めに價を平直にして、主券を與へて之を書す。人をして各〻其長ずる所を得しめば天下の事當り、其分職を均しくせば天下の事得、其喜ぶ所を偕にせば、天下の事備はり、强弱數あれば天下の事具はる。

郵亭を築くには、之を環らし、高さ三丈以上、(一二)倚殺せしめて臂梯を爲る、梯の兩臂長さ三尺、連版三尺、報ずるに繩を以て之を連ぬ。塹は再匝して、縣梁聾竈を爲り、亭に一鼓あり、寇烽、警烽、亂

【六】里は歩。
【七】害は要害。
【八】織女三星三角形をなす、即ち三亭の位置を三角形とするをいふ。
【九】閻は里中の門、隧は里中の道。
【一〇】保民は外民の城に入り保せらるる者を云ふ。
【一一】調處は分ち處らしむること均調なるを云ふ。
【一二】倚殺は橫にいづるを云ふ。

(一)雜守 第七十一

禽子問うて曰く、客衆くして勇に、(二)輕竸、威を見して、以て主人を駭かし、薪土俱に上げて以て羊坽を爲り、土を積みて高きを爲して以て民に臨み、櫓を蒙りて俱に前み、遂に之を城に屬け、兵弩俱に上りなば、之を爲すこと奈何せん。子墨子曰く、子、羊坽の守を問ふか、羊坽なるものは攻の拙なるものなり。以て卒を勞するに足り、以て城を害するに足らず。羊坽の攻、遠く攻むれば則ち遠く禦ぎ、近く攻むれば則ち近く禦げば、城に至らず、矢石休む無く、左右趣に射る、欄を柱後と爲し、望以て固し。吾が鋭卒を厲まし、愼んで顧みしむる無かれ。守者重く下れば、攻者輕く去る。勇を養ひ、高く奮へば、民心百倍す。多く(三)執へば數賞すれば卒乃ち怠らず。(四)作士休まず、禁禦する能はずして、遂に之を城に屬くれば、雲梯を禦ぐの法を以て之に應ず。凡そ(五)堙、衝、雲梯、臨を待つの法は、必ず城に應じて以て之を禦ぐ、足らずと曰はば則ち木を以て之を捋く、左に百歩、右に百歩、繁く矢石沙灰を下し以て之に雨らし、薪火水湯以て之を濟ふ。鋭卒を選厲し、愼んで顧みしむるなく。賞を審かにし罰を行ひ、靜を以て故と爲し、之に從ふに急を以てし、慮を生ぜしむるなかれ。勇を養ひ高く奮へば民心百倍す、多く執へば數賞すれば卒乃ち怠

【一】守備の法を雜說す。
【二】輕竸は輕進する也。
【三】執ふは敵を執ふ。
【四】作士は敵の土を積むを云ふ。
【五】堙衝等は、皆攻城具。

ち、以て之を驗す。樓下の人候者の言を受けて、以て守に報ず。中涓二人、散門を夾んで內坐し、門は常に閉ぢ、餔食には更〻す。中涓に一長者あり。守宮を環るの隧衢には屯道を置く、各〻其兩方に垣すること高さ丈、埤倪を爲り、立つるに雞足のごとく置く勿れ。卒、葆舍を挾み視る。札書し得ればば必ず謹み案視參驗す。若し不法なれば止めて之を詰る。屯陳垣外の隧衢街樓あり。高く里中に臨み、樓に一鼓、礱竈あり。若し（八五）物故あれば鼓し、吏至りて止む。夜は火を以て鼓の所を指す。城下五十步に一廁、廁は上と圂を同じくし、諸〻罪過あるも斷ずるなかるべきもの、（八六）廁を抒きて之を利せしむ。

【八五】物故は事故。

【八六】廁の不潔を除き去る也。

を出づれば、則ち(八〇)從淫の法、其罪(八一)聅す。色に矜り正を謾り、淫囂靜かならず、路に當りて衆を尼め事を舍て、(八二)後れて就き時を踰えて(八三)寧けざるは、其罪聅す。讙囂衆を駭かすものは、其罪殺す。上を非りて諫めず、主を刺りて凶言するものは、其罪殺す。敢て軍中に樂器奕棊あるなからしむ、有れば則ち其罪聅す。有司の令に非ざれば敢て車馳せ人趨ることあるなからしむ、有れば則ち其罪聅す。敢て牛馬を軍中に散ずることなからしむ、有れば則ち其罪聅す。飮食時ならざれば其罪聅す。敢て軍中に歌哭するなからしむ、有れば則ち其罪聅す。各を執へ罰して盡く殺さしむ。有司、有罪のものを見て誅せざれば、同じく罰す。若し之を逃がすあれば亦殺す。凡そ將帥其衆を鬬はすに、法を失すれば殺す。凡有司、士卒吏民をして誓令を聞かしめざれば、之に代つて罪に服せしむ。凡そ人を市に戮せば屍は三日(八四)徇ふ。謁者、令門外に侍し、二曹をして門を夾んで坐し、餔食にも更して空しくする無からしむ。門下の謁者は一長者あり。守數〻中に入りて其亡ぐる者を視しめ、以て門尉と其官長とを督し、亡ぐる者あるに及べば、中に入り報ず。四人は令門を夾んで內坐し、二人は散門を夾んで外坐し、客見るとき兵を持して前に立つ。餔食に更するとき侍者の名を上る。守堂の下に高樓あり、候者は乘車若くは騎卒の外より來るもの、及び城中非常のものを望見して、輒ち之を守に言す。守以て城上の候、城門及び邑の吏の來つて其事を告ぐるものを須

【八〇】從は縱也。
【八一】聅は耳を貫くなり。
【八二】後れて就くは期に後れて至る也。
【八三】寧は告也。
【八四】徇ふは尸をさらす也。

るものを論じ、盡く其老弱粟米畜産を葆ち、卒の候する者を遣はすこと五十人を過ぐるなし。(三三)客堞に至れば(三四)之を去る。愼んで厭怠するなからしむ。候者の曹三百人を過ぐるなく、日暮れて之を出だし、徽幟を爲る。空隧要塞の、人人の往來する所の者にして、以て迹ぬ可らしむ。迹ぬる者は里の三人を下るなく、平明にして迹ぬ。各其表を立て、城上之に應ず。候出でて(三五)陳表を越ゆれば、斥は郭門の外に坐し、內に其表を立てて、卒の半をして門內に居らしめ、其少多をして知るべきなからしむ。若し警あり、寇の陳表を越ゆるを見れば、城上より麾を以て之を指す。斥は坐して(三六)擊ち旗を正して以て戰備し、麾の指す所に從ふ。寇を望見すれば(三七)一郵を擧げ、(寇)境に入れば二郵を擧げ、郭に(三八)甲すれば三郵を擧げ、門に入れば四郵を擧げ、城に甲すれば五郵を擧ぐ。夜は火を以てすること皆此の如くす。郭を去る百步、牆垣の樹木、小大盡く之を伐除し、外宅の井は盡く之を窒め、汲むを得べからしむる無し。外宅の室は盡く之を發き、木は盡く之を伐る。諸の以て城を攻むべきものは、盡く城中に納れて、其人をして各以て之を記するあらしむ。事已めば各其記を以て之を取り、吏之が劵を爲り、其枚數を書す。隧に當るの材木の盡く納るゝ能はざるは、卽ち之を燒き、客をして得て之を用ひしむるなからしむ。人ごとに自ら版に大書し之を其署中に著はす。有司(三九)其の治むる所

(三三) 客は敵。
(三四) 之は候。
(三五) 陳表は郭外の表。
(三六) 擊つは鼓をうつ也。
(三七) 郵は表をいふ。
(三八) 甲は會といふが如し。
(三九) 其の司どる所を離るゝなり。

り葆宮に入る丈五尺、(六七)復道を爲る。葆には室あるを得ず。三日に一たび席蓐を發き、之を略視す。茅を宮中に布くこと厚さ三尺以上。候を發すれば必ず鄕邑の忠信善重の士の親戚妻子あるを使ひ、厚く之を奉資する、必ず重からしむ。候を發すれば、爲めに其親若くは妻子を養ひ、異舍を爲りて、(六八)員と所を同じうするなく、給食酒肉は他の候をして之を奉資せしむること前の如し。候反り、相參して審信なれば厚く之に賜ふ。候三たび發し三たび信あれば、重く之に賜ふ。

賜を受くるを欲せずして、吏たらんことを欲するものは之に三百石の吏を許し、守之に印を佩授せしむ。其の吏たることを欲せずして、購賞を受けんと欲すれば、爵祿皆前の如くす。能く入つて深く(六九)主國に至るあるものは、之を問ひて信なるを審にすれば、之を賞すること他候に倍す。其の賞を受くるを欲せずして、吏たるを欲するものは之に二百石の吏を許す。

(七〇)扞士の賞賜を受くるものは、守必ず身自から之を致し、其の之を親しむや、其れをして守の任を見せしむ。其の復た以て上を佐けんと欲するものは、其購賞爵祿あり。罪人を贖出するにて之を倍す。(七一)候を出だすは十里に過ぐることなく、高便の所に居りて表を樹つ、表ごとに三人之を守る。城に至る比には五表あり、城上の烽燧と相望む。晝は則ち烽を擧げ、夜は則ち火を擧げ、寇の從つて來る所を聞す。審かに寇形の必ず攻むるを知り、(七二)小城の自から守通せざ

【六七】復道は上下に道あるを云ふ。
【六八】員は衆人。
【六九】主國は敵國の國都を云。
【七〇】杆士は能く敵を防ぎて之を御ぐる者。
【七一】候は斥候。
【七二】小城の自ら守る能はず又自ら大城に通ずる能はざるもの。

自ら家の（六二）五種の（六三）石斗の數を占せしめ、根を爲さしむ。其の簿に在る者を、吏與に雜はりて（六四）訾り、期盡きて匿して占せず、占するも悉さざるときは吏卒をして（六五）徼はしむ。得れば、皆斷ず。能く捕告するあれば什の三を賜ふ。粟米布帛錢金を收め、畜産を出納するには皆爲めに其價を平直し・主劵の人に與へて之を書せしむ。事已めば、皆各其價を以て之を賠償し、又其價の貴賤多少を用て爵を賜ふ。吏たらんと欲するものは之を許し、其の吏たることを欲せずして以て賜賞の爵祿を受け、若くは親戚と所知の罪人とを贖ひ出さんと欲するものは、令を以て之を許す。其購賞を受くるものは、保宮に見えしめ、以て其親に與へ、以て復た上を佐くるを欲するものは皆其爵賞を倍す。某縣某里某子の家、食口二人、積粟六百石、某里某子の家、食口十人、積粟百石。粟米を出だすに期日あり、期を過ぎて出さゞるものは、王公之れあるとき、能く得、若しくは之を告ぐることあれば、之に什の三を賞す。愼みて民をして、吾が粟米の多少を知らしむることなかれ。

守城に入れば、先づ（六六）候を以て始めと爲し、得れば輙ち之を宮養し、吾が守衛の備を知らしむる勿かれ。候者は異宮を爲り、父母妻子は皆其宮を同じくし、衣食酒肉を賜ひ、信吏善く之を待つ、候來り、若くは復た間に就く。宮を守ること三匝、外環の隅に之が樓を爲り、內環に樓を爲り、樓よ

【六二】五種は黍稷菽麥稻。
【六三】石斗の數を占すは其米穀の多少を度りて文簿を爲り之を官に送る也。
【六四】訾は貲。量る也。
【六五】徼は伺。
【六六】候は敵情を候知する者。

し、上數〻之に饌具し、擅まに出入するを得るなからしめ、之を（五三）連質す。隧鄕の長者父老豪傑の親戚妻子は必ず之を尊寵す。若し貧にして食に乏しく自ら食を給する能はざるものは上之に食はしむ。及び勇士の親戚妻子は皆時に酒肉を賜ふ、必ず之を敬し、之を舍くこと必ず太守に近くす。守樓は（五四）質宮に臨みて善く周くし、必ず密に樓に塗り、下より上を見るなく、上より下を見、下より上に人あると人なきとを知るなからしむ。守の親しく擧ぐる所の吏の、貞廉忠信にして、（五五）害なく事に任ずべきものは、其飮食酒肉禁ずる勿く、錢金布帛財物各自ら之を守り、愼んで相盜む勿からしむ。

（五六）保宮の牆は必ず牆の垣を三重にし、守る者皆（五七）瓦を累ね牆上を塗る、門には吏あり、諸の里門の管閉を主どる、必ず大守の（五八）節を須つ。保衞は必ず戍卒の重厚なるものを取る。謹んで吏の忠信、害なく事に任ずべきものを擇びて、衞に將たらしむ。自ら十尺の垣を築き、周く牆を還る。（五九）門閭の者に幷せて（六〇）司馬門を衞らしむ。望氣の者の舍は、必ず太守に近くし、巫舍は必ず公社に近くし、必ず敬しんで之を神とす。巫祝史と望氣の者と、必ず善言を以て民に告げ、情を以て上守に報ず。守獨り其情を知るのみ。巫と望氣と妄りに善からざるの言をなして民を驚恐するをば（六一）斷じて赦す勿かれ。食を度りて足らずば、民をして、各

【五三】連質は其親屬を質とするを云ふ。
【五四】質宮は人の妻子を質とし置く處。
【五五】害なしとは公平なるを云ふ。
【五六】保宮は卽ち質宮。
【五七】瓦を累ぬるときは、垣を踰ゆる者あれば聲ある也。
【五八】節は節度。
【五九】門閭の者は大門及閭門を守る人。
【六〇】司馬内は宮の外門。
【六一】斷は斷罪。

ものを捕へず、守事を釋て、私家の事を治め、卒民相盜むものは、家室の嬰兒までも、皆斷じて赦すなし、人をば擧げて之を籍す。符節なくして軍中に横行するものは斷ず。客、城下に在り、因つて數〻其署を易へて其養を易ふるなく、敵を嚮めて少を以て衆と爲し、亂を以て治と爲し、敵の攻むること拙きを以て巧となすものは斷ず。（四八）客と主人と相與に言ひ、及び相借ることを得るなく、客射るに書を以てするも擧ぐるを得るなかれ、外、內に示すに善を以てするも、應ずることを得るなかれ、令に從はざるものは皆斷ず。禁じて矢書を擧げ若くは書を以て寇に射ることを得るなからしむ、令を犯すものは、父母妻子皆斷じ、身は城上に（四九）梟す。能く之を捕告するものあれば、之に黄金二十斤を賞す。時に非ずして行く（得ベキ）ものは、唯守及び太守の節を操りて使するもののみ。守入つて城に臨めば、必ず謹んで父老吏大夫に問ひ、諸〻怨ありて仇讎相解けざるものは、其人を召し、明白に之が爲めに之を（五〇）解く。守必ず自ら其人を異にして（五一）之を籍し之を孤す。私怨を以て城若くは吏事を害するものあれば、父母妻子皆斷ず。其の城を以て外の爲めに謀るものは（五二）三族す。能く若し捕告を得るものあれば、其守る所の邑を以て、小大之を封じ、守其印を還授して、尊寵して之を官し、吏大夫及び卒民をして明かに之を知らしむ。豪傑の、外多く諸侯に交はるものは、常に之を請ひ、上をして通じて之を知らしめ、善く之を居る所の吏に屬

【四八】客と主人とは敵味方。
【四九】梟は梟首。
【五〇】解は和解。
【五一】之を籍すは其姓名を記す也。之を孤すは人と聚るを得ざらしむる也。
【五二】三族すは三族を誅するなり。

す。（四五）事已めば、守、吏をして身づから死傷の家に行き、戸に臨んで之を悲哀せしむ。寇去り事已めば賽禱す。守、令を以て、邑中の豪傑の力鬪し、諸〻（四六）功あるものに益し、必ず身づから死傷せしもの丶家に行き、以て之を弔哀し、身づから事に死せるものの後を見る。城圍罷めば、主亟かに使者を發して往いて勞せしむ。有功及び死傷者の數を擧げ、爵祿せしむ。守身づから尊寵して明白に之を貴び、其怨をして敵に結ばしむ。城上の卒若くは吏は、各〻其左右を保し、若し城を以て外の爲めに謀らんと欲するものあれば、父母妻子同產皆斷ず。左右知つて捕告せざれば、皆與に罪を同じくす。城下里中の家人皆相葆すること、城上の數の若し。能く之を捕告するものあれば、之を封ずるに千家の邑を以てす。若し其左右に非ず及び他の伍の、捕告するものは、之を二千家の邑に封ず。城には吏卒民の下るを禁ず。寇の徽幟和（四七）旌に效ふ者は斷じ、令に從はざる者は斷ず。擅に出令を非るものは斷ず。令を失する者は斷ず。戟に倚りて懸けて城を下り、上下するに衆と等しうせざる者は斷ず。應ずる者なきに妄りに讙呼するものは斷ず。縱失するものは斷ず。客を譽めて內を毀るものは斷ず。署を離れて聚語するものは斷ず。城鼓の聲を聞いて、伍後れて署に上るものは斷ず。人人自ら版に大書し、之を其署隔に著はせば、守、必ず自ら其先後を謀り、其署に非ずして妄りに之に入るものは斷ず。署の左右を離れて共に他の署の左右に入り、私書を挾み、請謁を行ひ、及び行書を爲す

【四五】事已むは戰終る也。
【四六】功あるものに益すは、賞を加ふる也。
【四七】旌は軍門の旌。

官府城下の吏卒民家は、前後左右相傳へて火を保つ、火發し自ら燔き、燔けて蔓延して人を燔けば斷ず。諸の衆彊を以て弱少を凌ぎ、及び人の婦女を彊奸し、以て讙譁するものは皆斷ず。諸の城門若くは亭は謹みて往來を候視す。行くものは（四二）符あり。符傳、疑はしく、若くは符なきは皆縣廷に詣りて言し、其せしむる所を詰問す。其符傳あるものは、善く官府に舍き、其の智識兄弟あり、之を見んと欲すれば、爲めに召すも、里巷中に入らしむる勿かれ。三老、閭を守り、矢を繕厲し、荅を爲らしむ。若しくは他事を以て徴する者は里中に入るを得ず、三老は人家に入るを得ず。令を里中に傳ふるに羽を以てするあり、羽、三老の所に在り、家人は各〻其宮中に令す。令を失し、若くは令を稽留するものは斷ず。家、守あるものは食を治む。吏卒民、符節なくして擅まゝに里巷官府に入り、吏三老、閭を守る者、訶止を失すれば、皆斷ず。諸の、守の器械財物を盜み及び相盜む者は、直一錢以上は皆斷ず、吏卒民各〻自ら楬に大書して、之を其署隔に著はす、守其署を案じ、擅まに入る者は斷ず。城上日に壹たび席蓐を發き、相錯發せしむ。人の挾藏する所にして、（四三）禁中に在るものを匿し、言はざるあるは、斷ず。吏卒民の死する者は輒ち其人を召して次司空と之を葬り、坐泣を得しむることなし。傷甚しきものは、歸つて病を家に治めしめ、善く養ひて醫を予へ藥を給し、酒を賜ふこと日に二升、肉二斤、吏をして數〻閭に行き病を視しむ、瘳ゆるあれば輒ち造りて上に事ふ、詐つて自ら賊傷し、以て事を避くるを爲すものは之を（四四）族

【四二】符はてがた。
【四三】禁中は禁ぜる物の中。
【四四】族は族滅。

都司空若くは候に屬し、候以て守に聞す。收めずして擅まに之を縱つものは斷ず。能く謀反して城を賣り、城を踰えて敵に歸する者一人を捕へ得ば、以て爲めに死罪二人（三七）城旦四人を除かしむ。城に反き父母を弃て去る者は、去る者の（三八）父母妻子は。悉く民室の材木瓦若くは（三九）藺石を擧げしめ、長短小大を數へ署す。當に擧ぐべくして擧げざれば、吏罪あり。諸卒吏民城上に居る者、各〻其左右を保す、左右罪あつて知らざれば、其次伍罪あり。若し能く身罪人を捕へ、若しくは之を吏に告ぐれば皆之を購ふ、若し伍に非ずして先づ他伍の罪を知らば皆其購賞を倍す。城外は令任じ、城内は守任ず。令丞尉、（四〇）亡すれば當を入るゝを得。十人以上に滿つれば、令丞尉は爵を奪はるる各〻二級、百人以上は令丞尉は免じて卒を以て戍る。諸〻當を取る者は、必らず寇虜を取れば、乃ち之を聽す。民の、財物粟米を募り以て凡器に貿易せんと欲するものは、平價を以て予ふ。邑人の知識昆弟罪あり、縣中にあらずと雖も、爲に贖はんことを欲し、若し粟米錢金布帛他財物を以て免じ出す者は、之を許さしむ。言を傳ふる者は十歩に一人。言を稽留し及び（四一）乏傳する者は斷ず。諸〻以て事に便すべきものは、亟かに疏を以て守に傳言す。吏卒民、事を言はんと欲するものは、亟かに傳言を爲して之を請ふ。吏稽留して言請せざれば斷ず。縣は各〻其縣中の豪傑、若くは謀士、若くは大夫重厚の者の口數の多少を上る。

【三七】城旦は旦に起行して城を治むるをいふ、蓋し罪人の外役するをいふ也。

【三八】父母妻子はの下脱文あり。

【三九】藺石は城上の雷石。

【四〇】亡ぐる者と得る者と相當るをいふ。

【四一】乏傳する者は傳通せざるもの。

せば、主人亦客卒を守る。城中の戍卒、（三四）其邑或は已に寇に下るあれば、謹んで之に備へ、數ば其署に錄し、同邑のものをして守る所を共にせしめず。階門の吏のために符を爲り、符合すれば入り勞す、符合せざれば收めて守に言ふ。若し城に上る者衣服、他、（三五）令の如くならざる者、宿鼓は守の大門中に在り。暮には騎若くは使者をして節を操らしめ、城を閉づる者は皆以て圭を執る。昏鼓鼓すること十なれば、諸門亭皆之を閉ぢ、行く者は斷ず、必ず繫いで行く故を問ひ、乃ち其罪を行ふ。晨に掌文を見、鼓して、行く者を縱し、諸城門吏各入つて籥を請ひ、門を開き、已れば輒ち復た籥を上る。また符節あれば此令を用ひず。

寇至れば、樓鼓五たびし、又た周く鼓し、小鼓を雜へて乃ち之に應ず。小鼓五たびして軍に從ふに後るるは斷す。命は必ず畏れしむるに足り、賞は必ず利するに足れば、令必ず行はる。令出づれば、輒ち入つて、隨つて其行ふべきと行はれざるとを省みる。號は、名に號あり、號を失すれば斷ず。守備の程を爲り、之に署して某程と曰ふ。署を隧街衢の階若くは門に置き、往來のものをして皆視て倣はしむ。諸吏卒民其將長を殺傷せんと謀る者あれば、謀反と罪を同じくす、能く捕へて告ぐるものあれば、黃金二十斤を賜ふ。謹みて其分職に非ずして擅まに之を取るを罪す。若し其當に治むべき所に非ずして擅まに之を治爲するものは斷ず。諸吏卒民其部界に非ずして擅まに他の部界に入れば、輒ち（三六）收めて以て

【三四】其邑は其鄉里なり。
【三五】令の如くならざる者の下に脫文あり。
【三六】收は收捕。

(二六)之を復する三歳、與る所あるなく、租税せず。此れ吏民を勸めて守を堅くし、圍に勝つ所以なり。

吏卒、大門中に侍するもの(二七)曹二人に過ぐるなく、勇敢なるを前行と爲す、(二八)伍坐し各其左右前後を知らしむ。擅まに署を離るれば戮す。門尉は晝は三たび之を閲し、暮鼓撃つて門を閉ぢて一たび閲す。守時は人をして之を參せしめ、(二九)逋者の名を上る、餔食は皆署に於てし、外にて食ふを得ず。守は必ず謹しみて微察し、(三〇)謁者、執盾、中涓及び婦人の前に侍する者の志意顏色使令言語の情を視る。飲食を上るに及び、必ず人をして嘗みしめ、若し情に非ざれば、繫いで故を詰る。守、謁者執盾中涓及び婦人の前に侍するものに悅ばざる所あり、守之を斷り之を衛き、若くは之を縛せよと曰ひて、令の如くせず、及び後れて縛する者は皆(三一)斷ず。必ず時に素に之を誡しむ。諸門下に朝夕立ち若くは坐するには、各、年の少長を以て相次せしむ。旦夕位に就くには、先づ有功有能を右にし、其餘は皆次を以て立つ。日に五たび之を閲し各、嬉戲し、居處莊ならず、好んで人を侵侮するものの名を上る。諸の人士外使の者來れば、必ず以て(三二)執將するあらしめ、出でゝ還り、若くは縣を行らば、必ず信人をして先づ舍室を戒しめて、乃ち出で迎へしめ、守に聞して乃ち舍に入る。人の下と爲るものは常に上の志を伺ひ、隨ひ行くに、上に從ひて下に隨はず、(三三)必ず□□を須ちて隨ふ。客卒、主人を守り、及び以て守衞を爲

(二六) 之を復すは、賦役を除く。
(二七) 曹は吏曹。
(二八) 伍人並び坐するをいふ。
(二九) 逋者は署を離るゝ者。
(三〇) 皆左右に親近する官吏。
(三一) 斷は斷罪。
(三二) 執將すとは、旗章符節の類を執りて信となすをいふ。
(三三) 必ずの下、二字闕く。

る。諸〻女子の死罪あり、及び失火に坐するものは皆〔一八〕逮を失ふ所あるなし。其の火を以て亂事を爲す者は法の如くす。

圍城の重禁は、敵人卒にして至れば、嚴に吏民に令し、敢て讙囂し〔一九〕三聚並行するなからしむ。相視て坐泣流涕し、若しくは視て、手を擧げて相探り、相指し、相呼び、相麾き、相踵み、相投じ、相擊ち、相靡り、身及び衣を以て〔二〇〕訟駮言語し、及び令に非ずして、敵に動移を視するものは斬る。伍人得ざれば斬り、之を得ば〔二一〕除く。伍人城を踰え敵に歸し、伍人得ざれば斬る。〔二二〕伯と與に敵に歸すれば隊吏を斬る。吏と與に敵に歸すれば隊將を斬る。敵に歸するもの丶父母妻子同產は皆車裂す。先づ之を覺れば除く。隧に當りて敵を懦れて〔二三〕地を離るれば斬る。伍人得ざれば斬り、之を得れば除く。其の疾く鬭つて敵を隧に却け、敵下りて終に復た上る能はざれば、疾く鬭ふ者は、隊ごとに二人に上俸を賜ふ。如し圍に勝つには、〔二四〕城の周里以上ならば、城將を三十里の地に封じて、關內侯と爲し、輔將如しくは令は上卿を賜ひ、丞及び吏の丞に比する者には爵五大夫を賜ひ、官吏豪傑と堅守を計る者士人及び城上の吏にして五官に比するものには皆〔二五〕公乘を賜ふ。男子守あるものは爵、人ごとに二級、女子には錢五千を賜ひ、男女老少分守なき者は人ごとに錢千を賜ふ。

【一八】逮は追捕。
【一九】三人相聚り二人並び行く。
【二〇】駮は駁也。
【二一】除くは、其罪を除く。
【二二】伯は百人。
【二三】地は其所。
【二四】敵を却くること遠き者なり。
【二五】公乘は爵の名、公家の車に乘るを得る也。

の罪あるは、死罪より以上は皆父母妻子同產に逮ぶ。諸男子城上に守あるものは、什に（一四）六弩四兵、丁女子老少は人ごとに一矛。卒に警事あれば中軍疾く鼓を撃つ者三たびし、城上の道路、里中の巷街、皆行くを得る無からしめ、行く者は斬る。女子、大軍に到れば、行者に令し、男子は左を行き、女子は右を行き、並び行くなく、皆其守に就かしむ。令に從はざるものは斬り、守を離るるものは三日にして徇ふ、此れ姦に備ふる所以なり。里正は、守ある者と皆里門に宿し、吏其部を行り里門に至れば、正與に門を開きて吏を納れ、與に父老の守及び窮巷幽間無人の處を行る。姦民の謀る所、外の爲めにするの心あらば罪車裂す。正、父老及び吏の部を主るものと、得ざれば皆斬り、之を得れば除き、又之に黃金を賞する、人ごとに二鎰、大將の、信人をして行守せしむる、長夜は五たび徇行し、短夜は三たび徇行し、四面の吏亦皆自ら其守を行ること大將の行の如くし、令に從はざるものは斬る。諸竈は必ず屛を爲し、（一五）火突は高く屋を出づること四尺、愼んで敢て火を失するなからしめ、火を失するものは斬る。其（一六）端、火を失して以て亂事を爲すものは車裂す、（一七）伍人得ざれば斬り、之を得れば除く。火を救ふものは敢て讙譁する無からしむ。及び守を離れ巷を絕ちて火を救ふものは斬る。其正及び父老、守ある者巷中の部吏は皆之を救ふを得。部吏亟かに人をして之を大將に謁げしめ、大將は信人をして左右を將ゐて之を救はしむ。部吏失して言はざるものは斬

【一四】六弩四兵は、十人中六人は弩四人は兵を持つをいふ。
【一五】火突は煙突。
【一六】故意に火を失して事を圖れる者。端は目的。
【一七】伍人得ざればとは、同伍の者之を檢擧せざれば。

之を(七)參せよ。

凡そ守城は亟に敵を傷るを以て上と爲す、其の日を延べ久きを持し、以て救の至るを待つは、守に明かならざるものなり。必す此を能くして乃ち能く城を守る。城を守るの法、敵、邑を去る百里以上には城將乃ち、盡く(八)五官及び百長を召さしむ、富人重室の親を以て之を官府に舍し、謹んで信人をして之を守衞せしめ、謹密故と爲す。(敵人)乃ち城に傅くに及び、守將の營、三百人を下ることなく、四面四門の將必ず之を選擇す。功勞あるの臣及び事に死するものの後の重者には、卒を從ふると各百人。門將は竝に他門を守る。他門の上必ず夾んで高樓を爲り、善射の者をして焉に居らしむ。女郭馮垣は百歩に一人之を守る、(九)重室の子をせしむ。五十歩に一隔あり。城中の里に因りて八部と爲し、部ごとに一吏あり、吏各四人を從へ、以て衝隧及び里中を行る。里中の父老にして、守の事及び會計に與らざるものは、里を分ちて以て四部と爲し、部ごとに一長あり。以て往來を(一〇)苛す。(一一)時を以て行かず、(一二)行いて他異あるものは、以て其姦を得。吏の從卒四人以上にして分守あるものは、大將必ず與めに信符を爲る。大將人をして行守して信符を操らしめ、信合はず及び(一三)號相應ぜざるものは、百長以上も輒ち之を止め、以て大將に聞す。當に止むべきを止めず、及び從吏卒之を縱せば皆斬る。諸

【七】參せよは、參照して之を行ふ也。
【八】五官は都邑の小吏。
【九】重室の子は富家の子。
【一〇】苛すは呵察詰問する也。
【一一】時ならぬ折に行くもの。
【一二】往來する者のいぶかしき者を抑ふる也。
【一三】號は合ひ言葉。

(一)號令　第七十

國を安んずるの道は任地より始まる。地其任を得れば則ち功成り、地其任を得ざれば則ち勞して功なし。人も亦此くの如し、備、先づ具はらざるものは、以て主を安んずることなし。吏卒民の多心にして一ならざるものは、皆(二)其將長に在り。諸の賞罰を行ひ、及び治あるものは、必ず王公に出づ。數〻人をして行き、邊城關塞を守り、蠻夷に備ふるの勞苦者に勞賜せしむ。其守卒の財用の有餘と不足、地形の邊を守るに當るもの、其器備常に多きものを擧ぐ。邊の縣邑には、其樹木、惡ければ則ち用少なく、田闢けざれば食少なく、大屋なくして草蓋なれば、車乘少なきを視せしむ。多財なれば民、好食す。內堞、內行棧を爲り、器を置きて其上に備ふ。城上の吏卒の(三)養は、皆舍を道內に爲り、各其(四)隔部に當たる。養は什に二人、符を爲るものを養吏と曰ひて一人、諸門を辨護す。門者及び守禁あるものは、皆事無き者をして、稽留して其旁に止まるを得しむるなく、令に從ばざるものは戮す。敵人且に至らんとすれば、千丈の城ならば、必ず郭に之を迎へば(五)主人利なり。千丈に盡きざるものは迎ふる勿かれ。敵の(六)居曲を視、衆少ければ之に應ず。此れ守城の大體なり。其の此中にあらざるものは、皆術と人事とを以て

【一】號令に關することを述ぶ。
【二】其責、將長にある也。
【三】厮養炊烹。
【四】隔部は部署。
【五】主人は味方。
【六】居曲は居る所の曲隘。

之を（七）參せよ。

凡そ守城は亟に敵を傷るを以て上と爲す、其の日を延べ久きを持し、以て救の至るを待つは、守に明かならざるものなり。必す此を能くして乃ち能く城を守る。城を守るの法、敵、邑を去る百里以上には城將乃ち、盡く（八）五官及び百長を召さしむ、富人重室の親を以て之を官府に舍し、謹んで信人をして之を守衞せしめ、謹密故と爲す。（敵人）乃ち城に傅くに及び、守將の營、三百人を下ることなく、四面四門の將必ず之を選擇す。功勞あるの臣及び事に死するものの後の重者には、卒を從ふると各百人。門將は並に他門を守る。他門の上必ず夾んで高樓を爲り、善射の者をして焉に居らしむ。女郭馮垣は百歩に一人之を守る、（九）重室の子をせしむ。五十歩に一隔あり。城中の里に因りて八部と爲し、部ごとに一吏あり、吏各四人を從へ、以て衝隧及び里中を行る。里中の父老にして、守の事及び會計に與らざるものは、里を分ちて以て四部と爲し、部ごとに一長あり。以て往來を（一〇）苛す。（一一）時を以て行かず、（一二）行いて他異あるものは、以て其姦を得。吏の從卒四人以上にして分守あるものは、大將必ず與めに信符を爲る。大將人をして行守して信符を操らしめ、信合はず及び（一三）號相應ぜざるものは、百長以上も輒ち之を止め、以て大將に聞す。當に止むべきを止めず、及び從吏卒之を縱せば皆斬る。諸

【七】參せよは、參照して之を行ふ也。
【八】五官は都邑の小吏。
【九】重室の子は富家の子。
【一〇】苛すは呵察詰問する也。
【一一】時ならぬ折に行くもの。
【一二】往來する者のいぶかしき者を抑ふる也。
【一三】號は合ひ言葉。

(一)號令第七十

國を安んずるの道は任地より始まる。地其任を得れば則ち功成り、地其任を得ざれば則ち勞して功なし。人も亦此くの如し、備へ先づ具はらざるものは、以て主を安んずることなし。吏卒民の多心にして一ならざるものは、皆(二)其將長に在り。諸の賞罰を行ひ、及び治あるものは、必ず王公に出づ。數〻人をして行き、邊城關塞を守り、蠻夷に備ふるの勞苦者に勞賜せしむ。其守卒の財用の有餘と不足、地形の邊を守るに當るもの、其器備常に多きものを擧ぐ。邊の縣邑には、其樹木、惡ければ則ち用少なく、田闢けざれば食少なく、大屋なくして草蓋なれば、車乘少なきを視せしむ。多財なれば民、好食す。內堞、內行棧を爲り、器を置きて其上に備ふ。城上の吏卒の(三)養は、皆舍を道內に爲り、各其(四)隔部に當たる。養は什に二人、符を爲るものを養吏と曰ひて一人、諸門を辨護す。門者及び守禁あるものは、皆事無き者をして、稽留して其旁に止まるを得しむるなく、令に從ばざるものは戮す。敵人且に至らんとすれば、千丈の城ならば、必ず郭に之を迎へば(五)主人利なり。千丈に盡きざるものは迎ふる勿かれ。敵の(六)居曲を視、衆少ければ之に應ず。此れ守城の大體なり。其の此中にあらざるものは、皆術と人事とを以て

【一】號令に關することを述ぶ。
【二】其責、將長にある也。
【三】廝養炊烹。
【四】隔部は部署。
【五】主人は味方。
【六】居曲は居る所の曲隘。

旗を建て、其の署をば、皆明白に之を知らしめ、某子の旗と曰ふ。柞格は内の廣さ二十五歩、外の廣さ十歩、袤は地形を以て度となす。卒を勒し中に敎へて前後左右を解かしむ、卒勞するものは更る之を休ましむ。

（一〇）馮垣に到れば、鼓六たびにして四幟を擧げ、（敵）女垣に到れば、鼓七たびにして五幟を擧げ、（敵）大城に到れば、鼓八たびにして六幟を擧げ、（敵）大城に乘ずること半以上なれば（一一）鼓休むなし。夜は火を以て此數の如くす。寇卻き解くれば、輙ち幟を仆すこと（一二）進數の如くして鼓するなし。

城將、絳幟を爲る、長さ五十尺。四面四門の將は長さ四十尺、其次は三十尺、其次は二十五尺、其次は二十尺、其次は十五尺、高さは十五尺を下ることなし。城上の吏卒は之を背に置き、卒は頭上に於てす、城下の吏卒は之を肩に置き、左は左肩に施し、右は右肩に施し、中軍は之を胸に置く。（左右軍ゝ）各一鼓、中軍は三、每鼓之を（一三）三十擊す。諸ゝ鼓するあるの吏謹んで次を以て之に應じ、鼓に應ずべくして應ぜず、應ずべからずして鼓に應ぜば、主なる者斬らる。

道の廣さ三十歩、城下に於て階を夾むもの各二。其井は鐵甕を置く。道の外に於て、屛を爲る。三十歩にして之が（一四）圂を爲る、高さ丈。民圂を爲る、垣の高さ十二尺以上。（一五）巷隧周道には必ず之が門を爲る、門ごとに二人之を守り、信符あるに非ざれば行くなからしめ、令に從はざるものは斬る。城中の吏卒、民の男女、皆衣章の（一六）徽識を辨異にして、男女をして知るべからしむ。諸の（一七）柞格を守るもの、三たび出でて敵を卻くれば、令を以て召して食を前に賜ひ、大旗を予へ、百戶の邑と署す。若し他人の財物ならば

【一〇】馮垣。外堞の外に在る垣。
【一一】敵攻むること愈ゝ急なれば愈ゝ鼓すること多き也。
【一二】六よりして遞減する也。
【一三】或は三擊或は十擊。
【一四】圂は厠也。
【一五】巷隧は邑中の道。
【一六】徽識はしるし。
【一七】柞格は、わな、おとし穴の類。

旗幟第六十九（一）

守城の法、木を蒼旗となし、火を赤旗となし、薪樵を黄旗となし、石を白旗となし、水を黒旗となし、食を茜旗となし、死士を（二）倉英の旗となし、（三）竸士を虎旗となし、（四）多卒を雙兎の旗となし、（五）五尺の童子を童旗となし、女子を梯末の旗となし、弩を狗旗となし、戟を旌旗となし、劍盾を羽旗となし、車を龍旗となし、騎を鳥旗となす。凡そ求索する所にして、旗名の書にあらざるものは、皆其形を以て名けて旗を爲る。城上旗を擧ぐれば、備具の官、財物を致し、物足れば旗を下す。

凡そ守城の法、石積むあり、樵薪積むあり、菅茅積むあり、雚葦積むあり、木積むあり、炭積むあり、沙積むあり、松柏積むあり、蓬艾積むあり、麻脂積むあり、金錢積むあり、粟米積むあり、井竈處あり、（六）重質居あり、五兵各旗あり、（七）節各辨あり、法令各貞正あり、輕重分數各誠あり、道路を循るを主るもの（八）經あり。亭尉各幟を爲り、竿の長さ二丈五、帛の長さ丈五、廣さ幅に半するもの六。寇、前池の（九）外廉に傅き攻め、城上隧に當れば、鼓三たびにして一幟を擧げ、（敵）水中の洲に到れば、鼓四たびにして二幟を擧げ、（敵）藩に到れば、鼓五たびにして三幟を擧げ、（敵）

【一】旗幟に關する事を述ぶ。
【二】倉英は青色。
【三】竸は强勇。
【四】多卒は羨卒なり、あまれる兵。
【五】五尺。年十四以下を云。
【六】重質は其妻子をいふ。
【七】節は符節。
【八】經は之が里數をなすをいふ。
【九】廉は邊なり。

ち退く。公素服して太廟に誓つて曰く、某人不道を爲し、義祥を修めず、唯だ力是れ征して、予必ず爾の社稷を亡ぼし、爾の百姓を滅さんことを懷ふと曰ふ。二三子、尙くは、夙夜自ら厲み、以て寡人に勤めよ、心を和し力を比し、兼ねて左右し、各汝の守に死せよと。既に誓つて公乃ち退食し、(一四)中太廟の右に舍す。祝史、社に舍し、百官具に御して、乃ち升り門に鼓し、右に旂を置き左に旌を置き、隅においては(一五)練名あり。射參たび發して勝を告げ、五兵咸く備り、乃ち下つて出で俟つ。(一六)升つて我郊を望み、乃ち鼓を命じて俄かに升らしむ。役司馬をして門右より射しむ、蓬矢之を射る、矛參たび發す。弓弩之に繼ぐ。(一七)校門左よりす。先づ揮を以てし、木石之に繼ぐ。祖史宗人、社に告げ、之を覆ふに甑を以てす。

【一四】中太廟は諸侯の國の太祖の廟は中にあり、故に云ふ。
【一五】練名は銘旗。
【一六】升るは宮廟の門臺に上る也。
【一七】校は軍吏。

巫卜望氣の情を知るのみ、其出入して流言を爲し、驚駭して吏民を恐すをば、謹んで之を微察し、斷罪して赦さず。望氣の舍は守の宮に近く、賢大夫、及び方技ある者、若くは（三）工を收めて之を（四）秩し（五）屠酤者を擧げて、廚を置き事に給して之を秩す。

凡そ守城の法は、縣師、事を受けて、保を出で〻、溝防を循り、（六）通塗を築薦し、城を修む。百官財を供へ、百工事に卽く。司馬は城を視、卒伍を修め、守門を設く。二人（七）右闔を掌り、二人左闔を掌り、四人閉を掌り、百甲之に坐す。城上は步ごとに一甲一戟あり、其（八）贊は三人、五步に五長あり、十步に什長あり、百步に百長あり。旁に大帥あり、中に大將あり。皆司吏卒長あり。城上階に當たるところあつて有司之を守り、（九）多卒中に處る、急を擇びて之に走く。士皆職あり。城の外、矢の逮ぶ所、其牆を壞つて以て（一〇）客の菌たらすこと無れ。三十里の內、薪蒸（一一）材木皆內に入る。狗彘豚鷄は其肉を食ひ、其骸を斂めて以て（一二）醢醯を爲る、病者以て起つべし。城の內、薪蒸廬室、矢の逮ぶ所、皆之がために菌を塗る。昏に狗を緯ぎ馬を纂ぎて、堅く緯ぐことを命せしむ。靜夜、鼓聲を聞いて譟ぐは、（一三）客の氣を闔む所以にして、民の意を固くする所以なり。故に時に譟げば則ち民疾まず。祝史乃ち四望山川社稷に告げて、先づ以て戒め、乃

【三】工は百工。
【四】秩は之に祿を給ふをいふ。
【五】屠酤者は肉屋酒屋。
【六】通塗を築薦すは通路をふさぐこと。
【七】闔はとびら。
【八】贊は佐也。
【九】多卒は餘卒。
【一〇】客の菌は敵人の障蔽物。
【一一】薪蒸は細木。
【一二】醢醯は肉醬。
【一三】客は敵也。

(一)迎敵祠 第六十八

敵東方を以て來れば、之を東壇に迎ふ。壇の高さ八尺、堂の深さ(二)八、年八十のもの八人祭を主どる。靑旗靑神長八尺のもの八。弩八、八發にして止む。將服は必ず靑く、其牲は鷄を以てす。敵南方を以て來れば、之を南壇に迎ふ。壇の高さ七尺、堂の深さ七、年七十のもの七人祭を主どる。赤旗赤神、長七尺のもの七。弩七、七發にして止む。將服は必ず赤く、其牲は狗を以てす。敵西方を以て來れば、之を西壇に迎ふ。壇の高さ九尺、堂の深さ九、年九十のもの九人祭を主どる。白旗素神長九尺のもの九。弩九、九發にして止む。將服は必ず白く、其牲は羊を以てす。敵北方を以て來れば、之を北壇に迎ふ。壇の高さ六尺、堂の深さ六。年六十のもの六人祭を主どる。黑旗黑神、長六尺のもの六、弩六、六發にして止む。將服は必ず黑く、其牲は彘を以てす。外宅諸名大祠を徙す。靈巫禱ることあれは、禱の牲を給す。

凡そ望氣に、大將の氣あり、小將の氣あり、往氣あり、來氣あり、敗氣あり。能く此を明かにするを得るものは、成敗吉凶を知るべし。巫醫卜の長ずる所あるを擧げ、藥を具へて之を宮養す。善く巫を舍するを爲すには必ず公社に近くし、必ず之を敬神す。巫卜、氣を望み情を以て守に報じ、守獨り

【一】將に戰はんとして祖廟に告ぐるの儀を述ぶ、多く陰陽道に本づき咒術の事を述ぶ。

【二】八は八尺。

れば攻卒其後を撃ち、緩ければ革車の火を治むるを失ふ。凡そ蟻傅して攻むる者を殺すの法は、(二)薄を城外に置く、城を去ると十尺、薄の厚さ十尺、薄を伐るの法は、大小、木を盡して之を斷ち、十尺を以て斷と爲し、離して深く埋め、堅く之を築き、拔くべからしむる毋かれ。二十步に一殺、殺に(三)壙あり、厚さ十尺、殺に兩門あり、門の廣さ五步、薄門の板梯、之を埋めて築く勿く、拔き易からしむ。城上、薄門を睎んで楬を置く。懸火は四尺に一檝、五步に一竈、竈門に爐炭ありて傅ふ。敵人をして盡く入らしめ、熏火門を燒き、懸火之に次ぐ。載を出して立つ、其廣さ隧を終ふ。兩載の間一火、皆立つて鼓音を待つて燃やす。卽ち倶に之を發し、敵人火を闢いて復た攻むれば、懸火復た下る、敵人甚だ病み、師を引いて逃るれば、則ち吾が死士左右をして穴門を出て遁師を擊たしめ、奔士主將をして皆城鼓の音を聽いて出で、又城鼓の音を聽いて入らしむ。素に因りて兵を出し將に伏を施さんとす、夜半にして城上の四面鼓譟せば、敵人必ず惑はん。軍を破り將を殺し、白衣を以て服と爲し、號を以て相得。

【二】薄は木を植ゑて藩蔽となすを云ふ。

【三】壙は烽火臺か。

ぐに楡若くは　(六)蒸を以てし、棘を以て旁と爲し、命じて火捽と曰ひ、一に傳湯と曰ふ。以て隧に當たる。客則ち隧に乘じて傳湯を燒けば、維を斬りて之を下だし、勇士をして隨つて之を擊たしめ、勇士を以て前行とす。城上輒ち壞城を塞ぎ、城下にて下銳を爲らしむ。鑱杙長さ五尺、大さ圍半以上、皆其末を剡り五行と爲す。行間廣さ三尺、埋むること三尺、犬牙之を樹つ。連殳を爲る、長さ五尺、大さ寸、大梃の長さ二尺、大さ六寸、索の長さ二尺、椎柄長さ六尺、首の長さ尺五寸、斧柄長さ六尺、刃は必ず利くし皆築あり、其一は後。苔の廣さ丈二尺、(七)□□丈六尺、前衡を垂るゝ四寸、兩端接すること尺、相覆うて、魚鱗の如くに　(八)槮せしむる勿く、其後行に著く、中央の大繩一、長さ二丈六尺、苔樓會はざるものは堞を以て塞ぎ、數ふ暴乾す。苔にて格を爲り、風をして上下せしむ。堞惡しく、壞るゝに疑はしきものは先づ木を埋むる十尺に一枚。若し壞るれば植を斲り、以て　(九)櫨欂を木に押す、櫨欂は袤八尺、廣さ七寸、徑一尺、數ふ一栝を施して之を下す、上下の　(一〇)釫を爲りて之を斲る、徑一尺。鉤、木樓礧石。懸苔は內に植つるも外に植つる毋かれ、(一一)柞格は埋むること四尺、高き者は十丈の木にして長短相雜はり、其上を銳くして、外內厚く之を塗り、前行の行棧と爲す、懸苔の隅に樓を爲り、樓は必ず再重、土五步に一、二十絫を下る毋かれ、雀穴十尺にして一、堞より下ること三尺、其外を廣くす。城上の樓及び殺と池、革盆とに轉傳し、若し傳す

【六】蒸は薪の小なるをいふ。
【七】□□。二字闕く。
【八】槮はあつまること。
【九】櫨欂は柱上の枅。
【一〇】釫は兩刃の臿。
【一一】柞格は穽也。

(一)備蟻傅第六十三

禽子再拜す。再拜して曰く、敢て問ふ、敵人強弱、遂に以て城に傅き、後れ上れば先づ斷りて、以て法程とし、城を塹りて基と爲し、下を掘りて室と爲し、(二)前上止まずして、後射既に疾し、之を爲す奈何せん。子墨子曰く、子、(三)蟻傅の守を問ふか。蟻傅は將の忿れる者なり、守るには行臨を爲りて、之を射、校機之を窄し、之を擢き、火湯之に迫り、苔を燒きて之を覆ひ、沙石之に雨らす、然らば則ち蟻傅の攻敗れん。蟻傅に備ふるに縣陴を爲る、木板の厚さ二寸、前後三尺、旁の廣さ五尺、高さ五尺なるを以てして、折つて下磿車を爲る、輪の徑、尺六寸、二人をして二丈の四矛を操らしめ、其兩端に刃して、縣陴の中に居き、鐵鎖を以て縣陴の上衡に敷懸し、之が機を爲り、有力のもの四人をして、之を下上して離れざらしむ、縣陴を施すこと、大數二十歩に一、攻隧の在る所は六歩に一。壘を爲るに、苔の廣縱各丈二尺、木を以て(四)上衡と爲し、大麻索を以て之を編む、其索を染め中を塗り、鐵鎖を爲りて、其兩端の縣を鉤し、客則ち城に蟻傅すれば、苔を燒きて以て之を覆ふ。(五)連篷火を遮ぎり、皆之を救ふに、車兩走の軸間廣大なるを以てし、以て之を犯すを禦ぐ、其兩端を独し、以て輪を束ね、徧く編みて其上を塗る、中を窒

【一】敵の蟻附して城に上るを防ぐの法を説く。
【二】前上止まずしては、前進する者止まずして後より射ること又疾きをいふ。
【三】蟻傅は蟻附也。
【四】衡は横木。
【五】篷は大なる扇。

斲は金を以て（一七）斫となし、長さ五尺。（一八）木㞓孔を爲る。㞓に轆轤ありて收め、以て客穴を佐く。戒めて罌の三十斗以上を容るゝを持し、穴中に埋むること、三丈に一なり、以て穴者の聲を聽く。穴を爲る高さ八尺、（一九）廣さ善く傅埴をなし、鑪、牛皮、橐及び瓦缶を具ふ、穴を衞る二蓋す、藿及び艾を陳ね、穴徹れば以て之を熏ず、斧は金を以て斫を爲る、㞓の長さ三尺、穴四を衞るに、藟を爲る、穴四十を衞るに劚四。斤斧鋸鑿钁を爲れば、財かに自ら足る、鐵校を爲り、穴四を衞る、中櫓を爲り、高さ十尺半、廣さ四尺、横穴大櫓を爲る、槀枲を益し具へ、財かに自ら足る、以て穴中を燭す。益す

（二〇）醯を持し、客若し熏ずれば以て目を救ふ、目を救ふには方を分ちて穴を鑿ち、盆を以て醯を盛りて穴中に置く。大盆四斗より少き毋し。若し熏ずれば目を以て醯上に臨み、及び以て目に洒ぐ。

【一七】斫は刃首。
【一八】㞓は柄也。
【一九】廣さの下に尺數を脫す。
【二〇】醯。以て煙を禦ぐべき者。

し。横に負士あり、柱の大さ二圍半、必ず其負士を固くす。穴に二窯あり、皆穴を瓦屋と爲し、爲に吏舍人を置くこと各一人、必ず水を置く。穴門を塞ぐに車兩走を以てし、轀となす。其上に塗るに穴の高下廣狹を以て度となし、穴中に入らしむる四五尺、維いで之を置く。穴に當る者は、客爭うて伏鬪するときは、轉じて之を塞ぎ、窯の三員艾を容るゝ者を爲り、其突をして入り、伏に突の一旁に傅かしむ。二槖を以て之を守り、穴を離るる勿からしむ。矛は鐵を以てす、長さ四尺半、大さ鐵鈇鉞の如く、卽ち之に刃す。二矛、穴、竇を去ること尺、斜に之を鑿ち、上穴心に當る。其矛長さ七尺、穴中環を爲る。利率穴二。井を城下に鑿ち、其の井を穿ちて且に通せんとするを俟つて、版上に居りて、其一偏を鑿ち、已はれば版を移して一偏を鑿つ。桔槹を兩趺と爲し、旁ら其植を埋めて、鉤を其兩端に傅く。諸〻穴を作るもの五十人、男女相半ばす。五十人穴を攻むるには、土を傳ふるの（一四）□を爲り、六（一五）累を受く。枲繩を約して以て其下を絆し、提げて擧げて投すべし。已はれば則ち穴中の人退きて壘を守る。大瓢一を爲り、穴具を其中に藏す。穴し難きには、城外の池脣の木瓦を取り、之を外に散ず。其中を塹る深さ泉に到る。穴に近づき難くするには、鐵趺金と鈇枋とを爲くる長さ四尺にして（一六）財かに自ら足る。客、卽し穴するときは、亦穴して之に應じ、鐵鉤鉅の長さ四尺なるを爲れば財かに自ら足る。穴徹れば、以て客の穴する者を鉤す。短矛、短戟、短弩、蝱矢を爲れば財かに自ら足る、穴徹れば以て鬪ふ。

【一四】□は闕字。
【一五】累は蔂也ふごの類。
【一六】財はわづか。

に兩(一〇)甎あり、橋を以て之を鼓す、重さ百斤、重さ四十斤を下る母らしむ。炭を燃して之を杜し、鑪を滿して之を蓋ひ、氣をして出でしむる毋し。敵人疾く吾穴に近づき、穴高く若くは下く、吾が穴に至らずば、即ち(一一)斜鑿を以て之を通ずるを求む。穴中敵人と遇へば則ち皆禦いで逐ふ毋く、戰ひ且つ北げ、以て鑪火の燃ゆるを須つ。若し去り擁穴の殺に入る。鼠竄あり、之が戸及び關籥繩幎を爲り、往來して其中に行くを得しむ。穴壘の中各一狗、狗吠ゆれば即ち人あるなり。艾と柴とを斬る、長さ尺、乃ち窯竈中に置き、先づ窯壁を壘ね、穴を迎へて連版を爲る。井を鑿ちて城足に傅くる三丈に一、外の廣狹を視て、井を鑿つを爲す。愼んで失ふ勿かれ、城卑く穴高きときは、從つて穴すること難し。井を城下に鑿ち、三四井を爲り、新甀を井中に內れ、伏して之を聽き、審かに穴の在る所を知りて、穴して之を迎へ、穴且に遇はんとせば、桔槹を爲り、必ず堅材を以て(一二)趺と爲し、利斧を以て之に施し、有力のもの三人に命じて、桔槹を用つて之を衝かしむ。灌ぐに不潔十餘石を以てし、趣に柴を井中に伏せ、艾を其上に置くこと七八員。盆もて井口を蓋ひ、煙をして上泄せしむる毋く、其槖口に傍ひ、疾く之を鼓し、車輪を以て輼とす、一に樵を束ね、麻索を染め、中を塗りて之を鐵鎖に束ね、懸りて正に寇の穴口に當つ。鐵鎖長さ三丈、端に一(一三)環あり、一端に鉤あり。鼠穴は高さ七尺、五寸の廣さ、柱は七尺を間つ。二尺に一柱あり、柱下に舃を傅け、二柱共に一負土。兩柱、質を同じく

【一〇】甎はかめ。橋は桔槹。
【一一】斜鑿。横にうがつ也。
【一二】趺。足の如く兩分する者。
【一三】環以て桔槹に繫ぎ鉤以て柴草を束ぬ。

〔六〕員の艾を容れしむ。左右の竇、皆此の如くす。竈は四橐を用ひ、穴且に遇はんとすれば桔槹を以て之を衝き、疾く橐を鼓して之を熏ず、必ず明かに橐の事を習ふものをして竈口を離れしむること勿らしむ。〔七〕連版は穴の高下廣狹を以て度と爲し、穴ほる者と版と倶に前ましむ。其版を鑿ち、矛を容れしめ、其疏數を參分して、以て竇を救ふべからしむ。穴若し遇はば、版を以て之に當て、矛を以て竇を救ひ、竇を塞がしむる勿からしむ。穴若し塞がば、版を引いて却く。一竇に遇うて之を塞ぐときは、其竇を鑿ちて、其煙を通じ、煙通ずれば疾く橐を鼓して以て之を熏ず。穴内より穴の左右を聽き、急に其前を絕ち、行き若くは集まるを得しむる勿かれ。〔八〕客穴は之を塞ぐに柴を以てし、塗つて版を燒くべき無からしむ。然らば則ち穴土の攻敗れん。寇、吾が城に至ること急にして常に非るや、謹んで穴に備へよ。穴に應寇あるかと疑はば、穴を急にせよ。穴未だ得ざれば、愼しんで追ふ毋れ。凡そ〔九〕殺は穴を以て攻むる者は、二十步に一たび穴を置く。穴の高さ十尺、鑿つこと十尺、鑿つて前む、步ごとに三尺を下る、十步ごとに穴を壅ぐ、左右橫行、高廣各十尺、殺とす。兩罌を埋め、深さ城と平にし、板を其上に置き、板を聯ねて以て聽く。井は五步に一あり。密に梓若くは松を用ひて穴戶を爲る、戶內に兩蒺藜あり、皆長さ其戶を極め、戶は環と爲す。石を外廓に累ぬる高さ七尺、堞を其上に加ふ。陛を爲るなく、石と與に陛に懸け上下出入す。鑪橐を具へ、橐は牛皮を以てす。鑪

〔六〕員は丸也。
〔七〕連版は穴口を覆ふ板。
〔八〕客穴は敵の穴。
〔九〕殺は非常口の類。橫行の穴。

備穴第六十二（一）

禽子再拜す。再拜して曰く、敢て問ふ、敵人善く攻むるものあり、土に穴して入り、柱を縛して火を施し、以て吾が城を壞る、城壞るれば或は人に中たる。之を爲すこと奈何せん。子墨子曰く、穴土の守を問ふか。穴に備ふるものは、城內に高樓を爲りて、以て謹んで敵人を候望す。敵人變を爲し、垣を築き土を聚むること、常に非ざるもの、若くは暴に水の濁るあつて常に非ざるものは、此れ土に穴するなり。急に城內を塹り、其土を穴して之に直る。井を城內に穿つこと五步に一井、城足に傅く。高地は(井ノ深サ)丈五尺、下地は泉を得ること三尺にして止む。陶者をして罌の四十斗以上を容るるを爲らしめ、固く之を冪ふに薄き輅革を以てして井中に置き、聽耳のものをして罌に伏して之を聽かしめ、審かに穴の在る所を知り、穴を鑿つて之を迎ふ。陶者をして瓦罌を爲らしむ、長さ二尺五寸にして大さ六圍、之を（二）中判し、合して之を穴中に施し、（三）偃一覆一、下、地に迫る、（四）柱の外を善く周く塗る、其の柱に傅く者は燒く勿れ。柱は善く其竇際を塗り、泄れしむる勿れ。兩傍皆此の如く、穴と俱に前む。糠若くは灰を其中に置く、滿たす勿れ。灰糠長さ竇に亙る。左右俱に匝つて相如く、穴內の口に竈を爲り（五）窯の如くならしめ、七八

【一】攻道を爲つて攻むるに備ふる法を說く。
【二】中判は半分にわる也。
【三】偃一覆一は上向きのもの一、下向きのもの一。
【四】柱は穴柱。
【五】窯は瓦を燒く竈。

備突（一）第六十一

城百歩に一突門、突門ごとに各窯竈を爲る。竇、門に入ること四五尺、其門上を瓦屋とし、水潦をして能く入らしむる毋し、門中の吏、突門を塞ぐことを主り、車兩輪を用ひ、木を以て之を束ね、其上を塗り、維いで突門の内に置き、門の廣狹を度らしめ、人をして門中に入らしむ。四五尺にして、窯竈を置き、門旁橐を爲り、竈に充たすに柴艾を伏せしむ。寇若し入れば、輪を下して之を塞ぎ、橐を鼓して之を熏ず。

【一】突を以て敵に備ふるを說く。

備水（一）第五十八

城內塹外の周道の廣さ八步、水を備へ、謹んで四旁の高下を度り、城中の地は、偏下なれば、其內に渠せしむ。及び下地は地深く之を穿ち、泉を漏れしめ、側瓦を井中に置く。外水に視ぶるに、深きこと丈以上、城內に水渠を鑿ち、船を並べて以て（二）十臨を爲る、臨ごとに三十人、人ごとに弩十四酋矛を擅る、必ず繕す。船を以て轒轀とし、二十船を一隊と爲し、材士有力の者三十人を選び、船を共にす、其二十人は人ごとに酋矛劒甲（三）鞮瞀を擅り十人は弩を擅る。先づ材士を養ひ、異舍を爲り、其父母妻子を食ひ、以て質と爲す。水決すべきを視れば、臨轒轀を以て、外隄を決し、城上にて射機を爲り、疾く之を佐く。

【一】水路の備を說く。
【二】臨は高に臨むの具。
【三】鞮瞀は兜鍪。

其廣さ隧を終ふ、兩載の間に一火あり、皆立つて、(一九)鼓を待ち火を燃し、即ち具に之を發す。敵人火を除きて復攻めば、懸火復た下す。敵人甚だ病み、故に兵を引いて去らば、則ち吾が死士をして左右より穴門を出でて、(二〇)遁師を撃たしむ。奔士守將をして皆城鼓の音を聽いて出で、又城鼓の音を聽いて入らしむ。(二一)素に因つて兵を出だして伏を施し、夜半に城上四面鼓譟せば、敵人必ず惑ふ。此れあれば必ず軍を破り將を殺さん。白衣を以て服と爲し、(二二)號を以て相得、此の若くんば則ち雲梯の攻敗れん。

【一九】鼓譟を合圖に。
【二〇】遁師は敗兵。
【二一】素に因るは舊に照す也。
【二二】號は合ひ言葉。

に距を出すこと各二十尺、雜樓の高さ廣さ行城の法の如く、(九)雀穴、熏鼠を爲りて、苔を其外に施す。機衝棧城、廣さ隧と等しく、其間に雜ふるに(一〇)鐫斲を以てす。衝を持するもの十人、斲を執るもの五人、皆有力のものを以てし、(一一)案目者をして敵を視て鼓を以て之を發せしむ。夾んで之を射、重ねて之を射、校機之を藉す。城上繁く矢石沙灰を下して、以て之を雨らし、薪火水湯以て之を濟ふ。賞を審かにし罰を行ひ、靜を以て故と爲し、之に從ふに急を以てし、慮を生ぜしむる毋かれ。此の若くんば則ち雲梯の攻敗れん。守るに行堞を爲る、堞の高さ六尺にして一(一二)等、斲を其面に施し、機を以て之を發す、(一三)衝至れば則ち之を去り、至らざれば則ち之を施す、雀穴三尺にして一、蒺藜を投ず、必ず隧に當りて立つ、車を以て之を推引す。椐を城外に置く、城を去る十尺、椐の厚さ十尺、伐椐の法は、小大、木を盡して之を斷ち、十尺を以て斷と爲し、雜へて深く之を埋め、堅く築いて拔くべからしむる毋かれ、二十歩に一(一四)殺、殺に(一五)一隔あり、隔の厚さ十尺、殺に兩門あり、門の廣さ五尺、椐門は一たび施し、淺く埋めて築く勿く、拔け易からしむ。城上、椐門を睎んで(一六)楬を置く。懸火は四尺に(一七)一鉤樴、五歩に一竈、竈門に鑪炭あり、敵人をして盡く入らしめ、火を熏して門を燒き、懸火之に次ぐ。(一八)載を出して立つ、

【九】城間の空穴也。
【一〇】鐫斲は錐と手斧。
【一一】案目者は注目者。
【一二】等は級。
【一三】衝は衝車。
【一四】殺は左右に横出するものを云ふ。
【一五】隔は以て守禦の人及び器具を藏する所。
【一六】楬は杙なり識別をなして敵を出撃するに便する所以。
【一七】鉤樴は杙に鉤をつけて火を懸くる也。
【一八】載は蓋し戰車。

(一)備梯第五十六

禽滑釐子、子墨子に事ふること三年、手足(二)胼胝、面目黧黒、身を役して給使し、敢て欲するものを問はず。子墨子甚だ之を哀れむ、乃ち澄酒、膊脯を、(三)泰山に寄せ、茅を(四)摵して之に坐せしめ、以つて禽子に(五)醮す。禽子再拜して嘆ず。子墨子曰く、亦何をか欲すると。禽子再拜再拜して曰く、敢て守道を問ふと。子墨子曰く、姑く(問フ)亡かれ。姑く亡かれ。古へ其術あるもの、内、民を親しまず、外、治を約へず、少を以て衆を間し、弱を以て強を輕んじ、身死し國亡びて天下の笑となる。子其れ之を愼しめ。恐らくは身の(六)僵を爲さんと。禽子再拜頓首して、守道を問ふを遂げんことを願うて曰く、敢て問ふ、(七)客衆くして勇に、吾が池を(八)堙茨し、軍卒並び進み、雲梯既に施し、攻備已に具はり、武士又多く爭うて吾が城に上らば、之を爲すこと奈何せん。子墨子曰く、雲梯の守を問ふか。雲梯は重器なり、其動移甚だ難し、守るもの行城雜樓を爲り、相間だて、以て其中を環にす、廣狹に適するを以て度と爲す。環の中に幕を藉き、其處を廣くする毋かれ。行城の法は城より高きこと二十尺、上に堞を加へ、廣さ十尺、左右

【一】雲梯の攻むるを禦ぐの法を說く。
【二】胼胝は勞働の結果「タコ」ができ或は皮膚の裂けること。
【三】當時墨子師弟泰山附近にありしならん。
【四】摵は薙ぐを云ふ。
【五】醮は酒を酌むをいふ。
【六】僵は仆るゝ也。
【七】客は敵。
【八】堙茨は土を以て塡むるなり。

(九)儀あり、(一〇)詘勝ありて上下すべし。趺を爲るに、重さ一石の材大さ圍五寸、矢の長さ十尺、繩を以て堅く矢端を縛すること弋射の如く、轆轤を以て卷き收む。矢、弩臂より高きこと三尺、弩を用ふること無數、矢は人ごとに六十枚、小矢を用ふること無數なり、十八此車を主り、燧は寇を視めす、高樓を爲りて以て敵を射る、城上に荅礧矢あり。

【九】儀は弩を發する表。
【一〇】詘勝は梯の名、上下に屈伸すべき者。

(一)備高臨第五十三

禽子再拜す。再拜して曰く、敢て問ふ、敵人土を積みて高を爲り、以て吾が城に臨み、薪土俱に上せて以て羊黔を爲り、(二)櫓を蒙つて俱に前み、遂に城に屬き、兵弩俱に上らば、之を爲すこと奈何せん。子墨子曰く、子、羊黔の守を問ふか、羊黔は將の拙なるものなり。以て卒を勞するに足りて、以て城守を害するに足らず。守るには(三)臺城を爲つて以て羊黔に臨む。(四)左右距を出すこと各二十尺、行城三十尺、强弩の校機之を(五)藉し、奇器之を(六)□□す、然らば則ち羊黔の攻敗れん。臨に備ふるには連弩の車を以てし、材の大さ方一尺、長さは城の薄厚に稱ふ。兩軸四輪、輪は筐中に居り、下上の筐を重ね、左右旁に二植あり、左右に衡植あり、衡植の左右皆圓枘あり、枘の徑四寸、左右、弩を縛する皆植に於てし、距を以て弦を鉤す。大弦に至りては、(七)弩臂の前後、筐と齊し、筐の高さ八尺、弩の軸、下筐を去ること三尺五寸、連弩の機郭は、銅を用ふること(八)一石三十鈞、弦を引き轆轤もて收む。筐の大さ三圍半、左右に鉤距あり方三寸、輪の厚さ尺二寸、鉤距の臂、博さ尺四寸、厚さ七寸、長さ六尺、横臂は筐に齊し、外爪は尺五寸、距あり博さ六寸、厚さ三寸、長さ筐の如し。

【一】敵、高地より臨み攻むるを禦ぐの法を說く。
【二】櫓は大盾。
【三】臺城は行城。
【四】大木を編連して兩旁に横出すること雞距の如きもの。
【五】藉は壓搾。
【六】二字闕ぐ。
【七】弩臂は弩柄。
【八】三十斤を鈞とし、四鈞を石とす。

す。藉車の(七七)桓長さ丈二尺半、諸藉車皆鐵錔あり、後車の者之を佐く。寇圍池より來らば、爲めに(七八)水角を作る、深さ四尺、堅く冪うて之を埋む、十尺にして一たび覆ふに瓦を以てし、令を待つ。木の大さ圍、長さ二尺なるを以て、四分して之を中鑿す。炭火を其中に置きて、合して之を冪ひ、藉車を以つて之に投じて、蒺藜を爲りて投ず、長さ二尺五寸、大さ二圍以上、椓杙、杙の長さ七寸、杙の間六寸、其末を剡る。(七九)狗走廣さ七寸長さ尺八寸、爪の長さ四寸、犬牙之を施す。

子墨子曰く、守城の法、必ず城中の木を數ふ、十人の擧ぐる所を十挈と爲し、五人の擧ぐる所を五挈と爲す。凡そ輕重、挈を以て人數と爲す。薪樵の挈を爲すに、壯者も挈あり、弱者も挈あり、皆其任に稱ふ、凡そ挈の輕重爲す所の人をして各其任を得しむ。城中食なければ則ち(八〇)大殺を爲す。城門を去る五歩、大塹の地より高きこと一丈五尺、地より下くて、泉に至ること三尺、機を其中に施き、上に發梁を爲して機もて之を引く、薪土を比附し、道行すべからしむ。旁に溝壘あり、踰越すべき毋からしめて、出でゝ戰を挑み且北ぐ。敵人遂に入れば機を引きて梁を發す、敵人禽にすべし。敵人恐懼して疑心あれば、因つて離る。

【七七】桓は柱也。
【七八】水角は漏水の器。
【七九】狗走は蓋し樹材の藩（かき）をなす者。
【八〇】大殺は減食。

利にして客病む。廣さ五百歩の隧は丈夫千人、丁女子二千人、老小千人、凡そ四千人にして、以て之に應ずるに足る、此れ隧を守るの數なり。老小事あらざるものをして、城上の隧に當らざるものを守らしむ。城將出づるに必ず明旗を爲り、吏民をして皆之を知らしむ。十人百人より以上の將出づるには、旗章を操らず。從人其故人にあらず、及び其旗章に非ざれば、千人の將以上も之を止めて行くを得しむる勿し。行き及び吏卒之に從へば、皆斬り、具に以て上に聞す。此れ守城の重禁なり、夫れ姦の生ずる所審かにせざるべからず。

城上(七二)雀穴を爲り、堞より、下ること三尺、其外を廣くす。五歩に一雀穴、大さ炬を容る、高き者は六尺、下きものは三尺、(七三)疏數自適して之を爲す、外を穿ちて塹あり、(七四)格を去ること七尺に縣梁を爲くる。城窄狹にして塹るべからざるものは塹る勿かれ、城上三十歩に一壟竈あり、人、炬を擧る、長さ五尺、卽し寇、城下に在らば、鼓音を聞けば、炬を燔く、復た鼓すれば苣を雀穴中に內れて外を照らす。諸藉車皆(七五)鐵あり、藉車の柱長さ丈七尺、其埋む者四尺、趺の長さ三丈以上三丈五尺に至る、(七六)馬頰の長さ二尺八寸、藉車の力を試みて之が梱を爲くる、趺四分の三、上に在り、藉車、趺の長さ三丈、四の三上に在り。馬頰は三分の中に在り。馬頰長さ二尺八寸、趺の長さ二十四尺以下なるは用ひず。梱を治むるには大車輪を以て

【七二】雀穴は、穴の小なるを云ふ。
【七三】疏數は多少なり。
【七四】格は城外に樹木を以てつくり以て敵の城に附くを遏むる者。
【七五】鐵は鐵をきせたるなり。
【七六】馬頰は横出の材の馬頰に象るもの。

きを度り、主人先づ城編を削る、唯だ燒く勿からしむ。寇城下に在る時は、吏卒を換へて署し、而かも其養を換ふる毋からしむ、養は城に上るを得る毋からしむ、寇城下に在れば、諸の盆甕を收め、(六五)蒭は之を城下に積む、百歩に一積あり、積は五百あり、城門の內、室あるを得ず、周宮を爲り吏を置き、四尺を(六六)倪と爲す、行棧內に閉ぢ、二關に一堞、(六七)城場の外を除ひ、池を去る百歩、牆垣の樹木は小大盡く壞伐して之を除去す。寇の從つて來る所、昵道(六八)近傒の若き、城場の若き、皆屋樓を爲り、竹箭を水中に立て、守堂の下に大樓を爲り、高く城に臨み、堂下に周散の道あり、中は客に應ず、客見るを待つ、時に三老の保宮の中に在るものを召し、與に事の得失を計る。行ひ得、計謀合すれば乃ち保に入る、保入して守れば、城を行ぐるなく、舍を離るゝなからしむ。諸守の者審かに卑城淺池を知りて錯も守る。晨暮に卒鼓して以て度をなす、人を用ふる少ければ守り易し、守法は五十歩ごとに丈夫十人、丁女二十人、老小十人、之を計るに五十歩ごとに四十人、城上の樓卒率ね一歩に一人、二十歩に二十人、城の小大、此を以て之を率すれば、乃ち以て守禦するに足る。(六九)客、面に馮つて之に蟻傅し、主人則ち先づ之を知れば、主人利に、(七〇)客病む、客攻むるに隧を以てし、十萬の衆きも攻むるに四隧に過ぐるなし、上隧は廣さ五百歩、中隧は三百歩、下隧は百五十歩、諸(七一)百五十歩を盡さゞるものは、主人

【六五】蒭は積草。
【六六】蓋し俾倪なり、城上の小垣をいふなり。
【六七】城場は城下の周道。
【六八】傒は蹊也、間道。
【六九】客は敵也。面は城四面。
【七〇】客病むは敵不利。
【七一】百五十歩以下の廣さの者。

く者は操るを得ず、城上三十步に一藉車あり、隧に當るものは此數を用ひず、城上五十步に一道陛あり、高さ二尺五寸、長さ十步。城上五十步に一樓撕あり、樓撕必ず再重。土樓百步に一あり、外門に發樓あり、左右之を渠にす。樓の爲めに藉幕を加へ、棧上之を出だして以て外を救ふ。城上皆室あるを得る毋く、他依匿すべきものの若きは盡く之を城下州道の内に除去す、百步に一たび薪を積み、三千石を下る毋く、土を以て善く之を塗る、城上十人に一什長、屬に十吏士、一百尉あり。百步に一亭、亭垣丈四尺、厚さ四尺、閨門を爲り、兩扇各以て自ら閉づべからしむ、亭ごとに一尉、尉は必ず重厚忠信事に任ずべき有るものを取る、二舍一井爨を共にす、灰糠粃秠馬矢、皆謹んで之を收藏す、城上の備は、渠蟾、藉車、行棧、行樓、斲、桔槹、連梃、長斧、長椎、〔六四〕長鎡、距、飛衝、縣梁、批屈あり。樓は五十步に一あり、堞下に雀穴を爲る。三尺にして一たび桔槹を爲る、二圍、長さ四尺半、必ず挈あり。瓦石重さ二斤以上、城上に沙あり、五十步に一積す。竈に鐵鬵を置き、沙と處を同じくす。木の大さ二圍、長さ丈二尺以上、善く其本を聯ね、名づけて長從と曰ふ、五十步に三十。木橋、長さ三丈、二十を下ること毋し。復た卒をして急に壘壁を爲り、蓋瓦を以て、之を覆はしむ。瓦木罌の十升以上を容るゝものを用ふる五十步にして十、水を盛り、且つ之を用ふ、五斗以上は十步にして二、城下里中の家人、各其左右前後を保つこと城上の如くす。城小に人衆ければ、鄕を離るゝの老弱、國中及び他の大城に保たしむ。寇至れば、必ず攻むべ

〔六四〕鎡はくわの類。

を爲りて之を守る、五十步に薪を積むこと、三百石を下る毋く、善く蒙ひ塗りて、外火をして能く傷はしむるなし、百步に一櫳樅あり、地に起ること高五丈、三層にして、下の廣さ前面八尺、後十三尺、(五三)其上議きに稱へて之を(五四)衰殺す、百步に一木樓あり、樓の廣さ前面九尺、高さ七尺、樓䦨(五五)坫に居り、城を出づること十二尺。百步に一井、井ごとに十甕あり、木を以て(五六)桔槹を爲る、水器四斗より六斗に至るを容るゝもの百。百步に一たび(五七)雜秆を積む、大さ二圍以上のもの五十枚、百步に櫓を爲り、櫓の廣さ四尺、高さ八尺、衝隧を爲る、百步に(五八)幽竇を爲る、廣さ三尺高さ四尺のもの一、二百步に一立樓あり、城中の廣さ二丈五尺、長さ二丈、拒を出だす五尺、城上の廣さ(五九)三步より四步に到る、乃ち以て鬪はしむべし。

(六〇)俾倪廣さ三尺、高さ二尺五寸、陛の高さ二尺五、廣長各三尺、道の廣各六尺、城上四隅の(六一)重廡高さ五尺、四尉焉に舍す、城上七尺に一渠あり、長さ丈五尺、埋むること三尺、堞を去る五寸、趺の長さ丈二尺、臂の長さ六尺半、植は一鑿あり枘徑の長さ五寸、趺は兩鑿、渠夫の前端、堞より下きこと四寸にして敵す、渠を鑿ち坎を鑿つには覆ふに瓦を以てす。冬日は(六二)馬矢を以て塞ぐ、皆命を待たしむ。若し瓦を以て坎を爲らば、城上十步に一表、長さ丈、水を棄つるもの、表を操りて之を搖かす。五十步に一厠、下と(六三)圂を同じくす。厠に之

【五三】上は上層。
【五四】衰殺は其廣を漸減す。
【五五】坫は屏墻。
【五六】桔槹は水を汲むもの。
【五七】秆は木莖。
【五八】幽竇はかくれたる溝。
【五九】一步は六尺。
【六〇】俾倪は城上の小垣。
【六一】廡は幕舍の類。
【六二】馬矢は馬糞。
【六三】圂はかはや。

るに守印を以てし、時に人をして行いて封を視、及び關の〔四二〕桓に入るの淺深を視しむ、門者皆斧斤鑿鋸椎を挾むを得るなし。城上二步に一渠あり、渠に程を立つること丈三尺、冠の長さ十尺、臂の長さ六尺、二步に一〔四三〕荅あり、廣さ九尺袤十二尺、一步に〔四四〕連挺、長斧、長椎、各一物を置く。槍二十枚を二步の中に周置す。二步に一木弩、必ず五十步以上を射る、及び多く矢を爲る、即し竹箭を以てするなくば、〔四五〕楛桃柘楡も可なり、益す鐵矢を求め齎らす、播くに射衝及び櫳樅を以てす、二步に石を積む、石の重千鈞以上のもの五百枚、百を下る毋く、以て蒺藜を亢ぐ、壁は皆方を善くすべし。二步に炬を積む、大さ一圍、長さ丈なるもの二十枚。五步に一罌、水を盛るに〔四六〕奚蠡あり、奚蠡の大さ一斗を容る。五步に〔四七〕狗屍を積む五百枚、狗屍長さ三尺、喪すに茅を以てし、其端を銳くし堅く杙を約す。十步に〔四八〕摶を積む、大さ二圍以上、長さ八尺のもの二十枚、二十五步に一竈、竈に〔四九〕鐵鬵あり、石以上を容るゝもの一、戒めて以て湯を爲る。及び沙を持するに一石を下る毋かれ。三十步に坐候樓を置く、樓、堞より出づること四尺、廣さ三尺、長さ四尺、板三面を周り、密に之を〔五〇〕傅り、夏は其上を蓋ふ。五十步に一藉車あり、藉車は必ず鐵〔五一〕纂を爲る。五十步に〔五二〕一井屛あり、周垣の高さ八尺。五十步に一戶、戶上必ず關籥

〔四二〕桓は門扉の直木。
〔四三〕渠荅は鐵蒺藜を云ふ。
〔四四〕連枷の如き者にて城に上り來る敵を打つに用ふ。
〔四五〕楛桃柘楡は皆以て矢となすべき木。
〔四六〕奚蠡は、ひさご。
〔四七〕狗屍は守禦の具、蓋し木を以てつくる。
〔四八〕摶は束木。
〔四九〕鬵は大釜をいふ。
〔五〇〕傅は泥を塗る也。
〔五一〕纂は車を治むる軸。
〔五二〕屛は塀也。

の必ず布麻の斗、革盆を以てす、十歩に一柄、長さ八尺、斗の大さ二斗以上三斗に到るを容る、敝綌新布長さ六尺、中屈の柄、長さ丈、十歩に一あり、必ず大繩を以て箭と爲す。城上十歩に一鬵、(三五)水甎三石以上を容るるもの、小大相雜はる。盆蠡各二財かに自ら足る。卒の乾飯を爲る、人ごとに二斗、以て陰雨に備へて而して燥處に積ましむ、吏卒をして城內堞外の爲に行餐せしむ、器備を置き、沙礫鐵を殺して皆(三六)坏斗を爲る、陶者をして薄甎を爲らしむ、大さ一斗以上二斗に至るを容る、卽ち用取して累施合束し、堅く斗と爲す、城上の隔あり。杙は高さ丈二、其一末を剡り、閨門を爲る、閨門の兩扇は以つて各自ら閉づべからしむ。闉池を救ふものは、火を以て與に爭ひ、橐を鼓す、馮垣の外內、柴を以て藩と爲す。靈丁三丈一、犬牙之を施す、十歩に一人、柴を居きて弩を內る、柴の中、狗犀を爲りて之を環らす、牆七歩にして一、熏火を救ふには、(三七)熛矢を爲り、火を城門上に射る、扇上を鑿ちて棧を爲り之を(三八)塗る、水を持するに、麻斗、革盆をもて、之を救ふ。門扇、(三九)欂、植皆鑿つこと半尺、一寸に一椓杙あり、杙の長さ二尺、間一寸、相去る七寸、厚く之を塗り、以て火に備ふ、城門上鑿ちて、以て門火を救ふ所にて、各一(四〇)甀あり、水は三石以上を容るゝもの小大相雜ふ。門植の關は必ず環錮す、銅金若くは鐵を以て之を(四一)鍱す、門關は再び重ねて之を鍱するに鐵を以てし、必ず桄關を堅くす、關二尺 桄關一管、封ず

【三五】鬵は大釜。
【三六】瓦の未だ燒かざるを坏といふ。
【三七】熛矢は蓋し火箭の類。
【三八】塗る。泥を以て塗るなり。
【三九】欂は壁。
【四〇】甀は小口のかめ。
【四一】鍱は金をかぶせる也。

して敵を主り。善射のものをして發を主らしむ、佐は皆矢を礪ぐ、椐を治むる者は、延堞高さ六尺、部の廣さ四尺、皆兵弩の（二二）簡格となす、轉射機あり長さ六尺、埋むること一尺、兩材合して之が（二三）轀と爲す、轀の長さ二尺、中に趺を鑿つこと二、（二四）通臂を爲くる、臂の長さ（二五）桓に至る。二十歩に一、善射のものをして之を佐けしむ、一人も皆離るゝ勿からしむ。城上百歩に一樓、樓ごとに四（二六）植、植は皆（二七）通舃たり、（二八）下の高さ丈、上は九尺、廣袤各丈六尺、皆亭と爲す、三十歩に一突あり（高サ）九尺、廣さ十尺、高さ八尺、鑿の廣さ三尺、袤二尺、亭となし、城上に（二九）攅火を爲る。趺の長さ城の高下を以て度と爲す。火を其末に置く。城上九尺、一弩、一戟、一椎、一斧、一（三〇）艾、皆（三一）礫石（三二）蒺藜を積む。（三三）渠の長さ丈六尺、趺の長さ丈二尺、臂の長さ六尺、其埋むる者三尺、渠を樹つるに堞に傅くなきこと五寸、藉幕長さ八尺、廣さ七尺、其木は廣さ五尺、中に幕を藉き、之が橋と爲す、其端に索し、敵攻むれば一人をして之を下上せしめ、離るる勿からしむ。城上二十歩に一藉車あり、隧に當るものは此數を用ひず、城上三十歩に（三四）一壟竈あり、水を持するも

【二二】簡格は弩を置く欄格。
【二三】轀は、重材を以て鎭壓の用とするもの。
【二四】通臂は横材なり。
【二五】桓は直材なり。
【二六】植は柱也。
【二七】通舃は柱下の石相通ずる也。
【二八】再重樓なり、故に上下あるなり。
【二九】攅火は狼烟の類。
【三〇】艾は刈也、かま。
【三一】礫石は城上より敵を擊つ石。
【三二】蒺藜は草の名、其子に刺あり狀菱の如し、軍家鐵又は木を以て之を作り敵の路上に布く、蓋し逆茂木の類。
【三三】渠は守城械也。
【三四】壟竈は蓋し行竈。

皆築くに七尺に一(一五)倨鐝、五歩に一(一六)壘、五築に(一七)銕、長斧あり、柄の長さ八尺、十歩に一長鎌、柄の長さ八尺、十歩に一斲、長椎柄の長さ六尺、頭の長さ尺、其兩端を鋭くす、三歩に一大鋌、箭の長さ尺、爪の長さ五寸、兩鋌之を交へて置きて平なり、如し平ならざれば利ならず、其兩末を鋭くす。隧を穴し若し(一八)隧を衝かば必ず審かに攻隧の廣狹を知り、斜に其穴を穿たしめ、其を廣くして、必ず(一九)客隧を夷げしむ。樹木を疏束し、以て柴摶と爲すに足らしむ。前面の樹を貫ぬく。長さ丈七尺、一は以て外面と爲し、柴摶を以て縱橫に之を施し、外面は以て強く塗つて土を漏らさしむる毋く、其を廣厚にして、能く三丈五尺の城以上に任へしめ、柴木土を以て稍や之を杜づ。急を以て故とす。前面の長短、豫め蚤く之を接し、能く塗に任へて、以て堞と爲すに足らしむ。善く其外を塗り、燒拔すべき毋からしむ。大城は丈五なるを(二〇)閨門と爲し、廣さ四尺なるを郭門と爲す。郭門は外に在りて衡を爲り、兩木を以て門に當て、其木を鑿ち、維いで上堞に敷け、塹の(二一)縣梁と爲す。穿ちて城を斷たしめ、板橋を以て、斜に外を穿ち、板を以て之に次ぐ、倚殺すること城勢の如くす。城內傳堞あれば、因つて內堞を以て外となす。其間を鑿つこと、深さ丈五尺、窒ぐに樵を以てし、之を燒いて以て敵を待つべし。令耳、城に屬きて、再重の樓を爲し、下にて城の外堞の內を鑿つこと深さ丈五、廣さ丈二、樓若くは令耳にて、皆有力のものを

(一五) 倨鐝は鋸鐝也、くわの類。
(一六) 壘は虆也、ふごの類。
(一七) 銕はスキの類。
(一八) 隧道より攻むる也。
(一九) 敵の隧道。
(二〇) 閨門は小門。
(二一) 縣梁は、つりばし。

壕池は深くして以て廣く、樓楔修まり、守備繕利に、薪食以て三月以上を支ふるに足り、人衆以て選び、吏民以て和し、大臣上に功勞あるもの多く、主信じて以て義とし、萬民之を樂むこと窮りなく、然らずんば父母墳墓在り、然らずんば山林草澤の饒、利するに足り、然らずんば地形攻め難くして守り易く、然らずんば則ち敵に深怨ありて上に大功あり、然らずんば則ち賞明にして信ずべく、罰嚴にして畏るゝに足る。此の十四の者具はれば則ち民死して上を德とせず、然後城守るべく、十四の者一も無ければ、則ち善き者と雖も守る能はず。

故に凡そ城を守るの法は、城門に備ふるに、(一〇)懸門を爲る、闕機長さ二丈廣さ八尺、之を爲るに兩つながら相如く、門扇促りて相接せしむること三寸、土を扇上に施くこと、二寸を過ぐるなし。塹の中深さ丈五、廣さ扇に比す。塹の長さ方を以て度を爲し、塹の末に之が懸を爲り、(一一)一人所を容るべし。(一二)客至れば、諸門戸皆鑿つて孔を冪はしむ。各二幕と爲し、一は鑿ちて繩を繋ぐ、(一三)長さ四尺、城の四面四隅、皆高樓磿楔(蓋シ高樓ノ義)を爲り、(一四)重室の子をして其上に居り、敵を候ひ、其態狀と其進退左右の移る所の處とを視しむ。候を失へば斬る。敵人穴を爲りて來らば、我れ亟かに穴師をして卒を選びて(敵ノ穴ヲ)迎へて之に穴せしめ、之がために、內弩を具へて以て之に應ず。民室の材木瓦石以て城の備を益す可きものは盡く之を上らしむ。令に從はざるものは斬る。

【一〇】懸門は其廣長門の如きものを門上に懸け闕機を施し上下する也。
【一一】一人を容る。以上懸門の法。
【一二】客、敵也。
【一三】長さ四尺。以上門戸を鑿冪するの法。
【一四】重室は貴家。

(一)備城門第五十二

禽滑釐、子墨子に問うて曰く、聖人の言に由るに、鳳鳥の出でざるは、諸侯、(二)殷周の國に畔けばなり。甲兵方に天下に起り、大は小を攻め、强は弱を執る、吾れ小國を守らんと欲せば、之を爲さんこと奈何。子墨子曰く、何の攻むるをか守らんとする。禽滑釐對へて曰く、今の世常に以て攻むる所の者は、(三)臨鉤(四)衝梯(五)堙、水、穴、(六)突、空洞、(七)蟻附、(八)轒轀、(九)軒車なり。敢て問ふ、此の十二を守るには奈何せん。子墨子曰く、我が城池修まり、守器具はり、樵粟足り、上下相親しみ、又四鄰諸侯の救を得る、此れ(我ガ城ヲ)持する所以なり、且つ守るもの善しと雖も、君之を用ひずんば、則ち猶此れ以て守るべからざらん。若し君之を用ひば、守るもの又必ず能く守らん、守るもの能くせずんば、君之を用ふるも、則ち猶ほ此れ以て守るべからざらん。然らば則ち、守るもの必ず善くして、君之を尊用し、然る後以て守るべきなり。凡そ守禦の法、城は厚くして以て高く、

【一】此篇以下凡そ二十篇皆守城の法を說く、蓋し墨子の以て禽滑釐に授くる所の者。

【二】殷周の國は天子の國。

【三】臨は高きより下を臨む攻具。鉤はかぎ也、鉤して城に上るべき者。

【四】衝車は敵城に臨んで衝突して之を破るに用ふ。梯は雲梯。

【五】堙は土山也、城外に土を起して山をつくり、城に乘ずる也。水は水攻め。

【六】地を鑿ちて道をつくり城裏に出づる也。

【七】蟻附は兵士蟻の如く城につきて上る也。

【八】轒轀は四輪車の攻城戰具。

【九】軒車は車上望樓ある者。

宋を攻むるなからんと。子墨子歸つて宋を過ぎる。天雨ふる。其(一七)閭中に(一八)庇せんとす。(一九)閭を守るもの内れず。故に曰く、(二〇)神に治なるものは(二一)衆人其功を知らず、明に爭ふものは衆人之を知ると。

【一七】閭は里門。
【一八】庇はあまやどり。
【一九】宋、楚の攻めんとするを聞き、閭を守ることを固くし容易に人を入らしめざる也。
【二〇】神は冥冥の裡をいふ。
【二一】墨子宋の爲めに楚の患を解きたれども宋人知らざるをいふ。

曰く、今、此に人あり、其（一）文軒を舍てて、鄰に敝輿あるを之を竊まんと欲し、其錦繡を舍てて、鄰に裋褐あるを之を竊まんと欲し、其粱肉を舍てて、鄰に糠糟あるを之を竊まんと欲せば、此れを何若なる人とかする。王曰く、必す竊疾ありとせんと。子墨子曰く、荊の地、方五千里、宋の地、方五百里、此れ猶ほ文軒の敝輿におけるがごとし。荊は（二）雲夢あり、犀兕麋鹿之に滿ち、江漢の魚鼈黿鼉、天下の富たり、宋は所謂雉兎鮒魚だも、無きものなり、此れ猶ほ粱肉の糠糟におけるがごとし。荊は長松、文梓、（三）楩楠豫章あり、宋は長木なし、此れ猶ほ錦繡の裋褐におけるがごとし。臣（四）三吏の宋を攻むるを以て、此と類を同うすと爲すと。王曰く、善い哉、然りと雖も公輸盤我が爲めに雲梯を爲り必ず宋を取らんとすと。是に於てか公輸盤を見、子墨子帶を解きて城と爲し、（五）牒を以て械と爲す。公輸盤九たび城を攻むるの機變を設け、子墨子九たび之を距ぐ、公輸盤の（六）攻械盡きて、子墨子の守禦餘りあり。公輸盤屈す。而して曰く、吾れ子を距ぐ所以を知れども、吾れ言はずと。子墨子亦曰く、吾れ子の我を距ぐ所以を知れども、吾れ言はずと。楚王其故を問ふ、子墨子曰く、公輸子の意、臣を殺さんと欲するに過ぎず、臣を殺さば宋能く守るとなし、攻むべけんと。然れども臣の弟子禽滑釐等三百人、已に臣の守禦の器を持し、宋城の上にありて楚の寇を待つ、臣を殺すと雖も絶つこと能はざらんと。楚王曰く、善い哉、吾れ請ふ

【一】かざりある高車。
【二】雲夢は澤名。
【三】南方生ずる所の大木、楠の屬。
【四】三吏は楚の三人の重もなる官。
【五】牒は小木札。
【六】攻械は攻むる器械。

(一)公輸第五十

(二)公輸盤、楚の爲めに(三)雲梯の(四)械を造りて成り、將に以て宋を攻めんとす。子墨子之を聞き、齊より起ちて、行くこと十日十夜にして、(五)郢に至り、公輸盤を見る。公輸盤曰く、夫子(六)何をか命ずることを爲ると。子墨子曰く、(七)北方に臣を侮るものあり、願はくは子を藉りて之を殺さんと。公輸盤悅ばず。子墨子曰く、請ふ千金を獻ぜんと。公輸盤曰く、吾が義固より人を殺さずと。子墨子起つて再拜して曰く、請ふ之を說かん。吾れ北方より聞く、子、梯を爲つて將に以て宋を攻めんとすと。宋何の罪か之れあらん。(八)荊國地に餘りあつて民に足らず、足らざる所を殺して餘りある所を爭ふ、智と謂ふべからず。宋罪なきに之を攻む、仁と謂ふべからず。(不智不仁)知つて(九)爭はず、忠と謂ふべからず。爭うて得ず、强と謂ふべからず。(一〇)少きを殺さゞるを義として而も衆きを殺すは類を知ると謂ふべからずと。公輸盤服す。子墨子曰く、然らば何ぞ已めざるや。公輸盤曰く、不可。吾れ既に已に之を王に言へりと。子墨子曰く、何ぞ我を王に見えしめざると。公輸盤曰く諾と。子墨子、王に見えて

【一】楚王に說いて宋を伐つなからしむる事を記す。
【二】盤は般に同じ。
【三】梯を以て城に倚せ以て高きに上る。
【四】械は器械。
【五】楚の國都。
【六】何の用ぞときくなり。
【七】楚は南に在り。
【八】荊國は楚をいふ。
【九】爭は諫諍。
【一〇】公輸盤、吾義、人を殺さずといひて、一人を殺さざるを義とするに、却て宋を攻めて衆を殺すを敢てするをいふ。

公輸子竹木を削つて以て鵲を爲り、成りて之を飛ばす、三日下らず。公輸子自ら以爲らく至巧なりと。子墨子、公輸子に謂つて曰く、子の鵲を爲るや、匠の（四二）車轄を爲るに如かず。（車轄）須臾に三寸の木を斲りて、五十石の重きに任ふ。故に爲る所巧みにして人に利ある、之を巧と謂ひ、人に利あらざる、之を拙と謂ふ。

公輸子、子墨子に謂つて曰く、吾れ（子）未だ見るを得ざりし時、我れ宋を得んと欲す、我れ見るを得てしより後、我に宋を予へんとするも、不義をば我は爲さじ。子墨子曰く、翟の未だ見るを得ざりし時や、子、宋を得んと欲し、翟が子を見るを得てしより後、子に宋を予へんとするも、不義をば子は爲さずと。是れ我れ子に宋を予ふるなり。子務めて義を爲さば、翟又將に子に天下をも予へんとす。

【四二】車轄は車のくさび。

れ（三九）鞭を馬靳に鼓するなり。翟之を聞く、義を言へども行はざるは、是れ明を犯すなりと。綽は之を知らざるに非ず、祿、義に勝てるなり。

昔者、楚人、越人と江に舟戰す、楚人は流に順ひて進み、流に迎ひて退く。利を見ては進み、不利を見ては則ち其退くこと難し。越人は流に迎ひて進み、流に順ひて退く、利を見ては進み、不利を見ては則ち其退くこと速かなり。越人此の勢に因つて、亟ば楚人を敗れり。（後）公輸子、魯より南、楚に遊び、こゝに始めて舟戰の器を爲り、鉤距の備を作爲し、退く者をば之を（四〇）鉤し、進む者をば之を距ぐ、其鉤距の長さを量つて之が（四一）兵を制爲す。（是ニ於テ）楚の兵は節ありて越の兵は節あらず、楚人此の勢に因つて亟ば越人を敗れり。公輸子其巧を善りて以て子墨子に語つて曰く、吾が舟戰、鉤距あり、知らず子の義も亦鉤距ありや。子墨子曰く、我が義の鉤距は、子の舟戰の鉤距に賢れり。我が鉤距は我れ之を鉤するに愛を以てし、之を距ぐに恭を以てす。鉤するに愛を以てせざれば則ち親しまず、拒ぐに恭を以てせざれば則ち速かに狎る。狎れて、親しまざれば、則ち速かに離る。故に交〻相愛し交〻相恭するは、此の相利するが若き也。今子鉤して人を止めば、人も亦鉤して子を止めん、子距ぎて人を距がば、人も亦距ぎて子を距がん、交〻相鉤し交〻相距ぐは、此の相害するが若きなり。故に我が義の鉤距は、子が舟戰の鉤距に賢れりと。

【三九】 靳はむながひなり、馬を進めんとして馬靳に鞭てば馬進まずして却て退かん。
【四〇】 鉤にて止むる也。
【四一】 兵は兵器。

に遇ひ、(三一)期するに一日を以て之に及ばば則ち生き、及ばずんば則ち死せんに、今此に固車良馬あり、又此に駑馬(三二)四隅の輪ありて、子をして擇ばしめば、子將に何れにか乘らんとする。對へて曰く、良馬固車に乘り、以て速かに至るべし。子墨子曰く、焉ぞ來を知らざるに在らん。

(三三)孟山、王子閭を譽めて曰く、昔(三四)白公の禍に、王子閭を執へて、斧鉞を腰に鉤し、(三五)直兵を心に當て丶之に謂つて曰く、王と爲らば則ち生きん、王と爲らずんば則ち死さんと。王子閭曰く、何ぞ其れ我を侮るや、我が親を殺して、(三六)我を喜ばしむるに楚國を以てす、我れ天下を得るも、義ならざるをば爲さじ、又況んや楚國をやとて、遂に死して(王ト)爲らず。王子閭は豈に仁ならずや。子墨子曰く、難きは則ち難し、然れども未だ仁ならず。若し王を以て無道なりとせば、則ち何が故に受けて治めざるや、若し白公を以て不義なりとせば、何が故に(三七)王を受けて白公を誅し、然して王を反さゞるや、故に曰く難きは則ち難し、然れども未だ仁ならずと。

子墨子、勝綽をして項子牛に事へしむ、項子牛三たび魯の地を侵して、勝綽三たび從ふ。子墨子之を聞き、高孫子をして(項子牛ニ)請うて之を退けしめて曰く、我れ綽を使しむるは將に以て驕を濟ひ僻を正さしめんとせるに、今や綽、祿厚くして(三八)夫子を譎り、夫子三たび魯を侵して、綽三たび從ふ、是

〔三一〕一日の期間を以て其處に至るを得ばなり。
〔三二〕四角の車輪、其進行する能はざるをいふ。
〔三三〕孟山は墨子の弟子。
〔三四〕白公は楚公子白公勝。
〔三五〕直兵は劍矛。
〔三六〕楚に王たらしめんとするをいふ。
〔三七〕王は王位。
〔三八〕夫子は項子牛を云ふ。

家始めより厚し。又家亨に謹んで鬼神を祭祀す。然り而して人徒多く死し、六畜（二五）蕃せず、身病に湛めり、吾れ未だ夫子の道の用ふべきを知らずと。子墨子曰く、然らず。夫れ鬼神の人に欲する所のものは多く、人の高爵祿に處れば則ち以て賢に譲り、多財なれば則ち以て貧に分たんことを欲す。夫れ鬼神豈に唯だ（二六）黍を擢き、肺を拑するを欲すとせんや。今子、高爵祿に處りて以て賢に譲らず、一の不祥なり。多財にして以て貧に分たず、二の不祥なり。今、子鬼神に事へ、唯祭るのみにして曰く、病何れより至るぞやと。是れ猶ほ百門にして一門を閉ぢ、盜何れより入ると曰ふがごとし。是の若くにして百福を鬼神に求むるは豈に可ならんやと。

魯の（二七）祝、一豚を以て祭つて百福を鬼神に求む。子墨子之を聞いて曰く、是れ不可なり、今、人に施すこと薄くして人に望むこと厚ければ、則ち人唯だ其（二九）己に賜ふことあらんを恐る、今、一豚を以て祭つて、百福を鬼神に求む、（鬼神）唯だ其れ（二八）牛羊を以つて祀られんことを恐れん。古（三〇）聖王の鬼神に事ふるは、祭るのみ。今、豚を以て祭つて百福を求む、則ち其富むも其貧に如かざらん。

彭輕生子曰く、往は知るべく、來は知るべからず。子墨子曰く、藉設へば親百里の外に在りて則ち難

【二五】蕃は蕃殖。
【二六】黍を擢き肺を拑すは、料理法なり。
【二七】祝は神官。
【二八】己に賜ふを恐るゝは、厚く報いざる可からざるが故に賜を欲せざる也。
【二九】其求むる所恐らくは極めて大なるべきを以て也。
【三〇】聖王の鬼神に事ふるは求むる所なし。

（公尙過）曰く、吾れ夫子の道を以て越王に説く、越王大に悦び過に謂つて、苟くも能く子墨子をして越に至つて寡人に敎へしめば、請ふ故の吳の地方五百里を裂いて以て子を封ぜんと曰ふと。子墨子、公尙過に謂つて曰く、子、越王の志を何若と觀る。抑〻越王吾が言を聽き、我が道を用ひんとせば、則ち翟將に往かんとす。腹を量つて食ひ、身を度つて衣、自ら群臣に比すべし、(二)奚んぞ封を以てせんや。抑〻越王吾が言を聽かず吾が道を用ひずして我れ往かば、則ち是れ我れ義を以て糶るなり、鈞しく之れ糶るならば、亦中國に於てせんのみ、何ぞ必ずしも越に於てせんやと。

子墨子、魏越を(三)游ばしむ。（魏越）曰く、既に四方の君子を見るを得ば、則ち何をか將に先づ語るべき。子墨子曰く、凡そ國に入れば、必ず務を擇んで事に從ふ。國家昏亂なれば則ち之に尙賢尙同を語り、國家貧なれば則ち之に節用節葬を語り、國家音を憙びて(三)湛湎すれば、則ち之に非樂非命を語り、國家淫僻にして禮なければ、則ち之に尊天事鬼を語り、國家奪ふを務めて侵凌すれば、卽ち之に兼愛非攻を語る、故に曰く務を擇んで事に從ふと。

子墨子、曹公子を宋に仕へしむ、三年にして反り、子墨子を睹て曰く、始め吾れ子の門に遊ぶや、(四)短褐の衣、藜藿の羹、朝に之を得れば則ち夕に得ず、鬼神を祭祀するを得ず。今夫子の敎を以てし、

【二】旣に儉以て身を奉ず何の封地をか要せん封なきも亦往く。

【三】游は外遊。

【三】湛湎は沈湎。

【四】粗衣粗食を云ふ。

後一夫の戰に當る。一夫の戰は其の三軍を禦がざる、既に賭るべし。翟以爲らく、若かず、先王の道を誦して其說を求め、聖人の言に通じて其辭を察し、上は王公大人に說き、次は匹夫徒步の士に說かんには。王公大人、吾が言を用ひば國必ず治まり、匹夫徒步の士、吾が言を用ひば行必ず脩まらん。故に翟以爲らく、耕さずと雖も飢に食はせ、織らずして寒に衣す、功、耕して之に食はしめ、織つて之に衣するものに賢れりと。故に翟以爲らく、耕織せずと雖も、功、耕織に賢れりと。

吳慮、子墨子に謂つて曰く、義のみ義のみ、焉ぞ之を言ふを用ひんや。子墨子曰く、藉設ば天下、耕を知らずとせんに、人に敎へて耕さしむる者と、人に敎へて耕さしめずして獨り耕す者と、其功孰れか多き、吳慮曰く、人に敎へて耕さしむる者其功多し。子墨子曰く、藉設ば不義の國を攻むるに、鼓して衆をして進み戰はしむると、鼓して衆をして進み戰はしめずして、獨り進み戰ふものと、其功孰れか多き。吳慮曰く、鼓して衆を進むるもの其功多し。子墨子曰く、天下の匹夫徒步の士、義を知ること少ければ、天下に敎ふるに義を以てするは、功も亦多し、何の故にか言はざらん。若し鼓して義に進ましむるを得ば、則ち吾が義豈に益〻進まざらんやと。

子墨子、公尙過を越に游ばしむ。公尙過、越王に說く。越王大に悅び、公尙過に謂つて曰く、先生苟くも能く子墨子をして越に至つて寡人を敎へしめば、請ふ故の吳の地、方五百里を裂いて、以て子墨子を封ぜんと。公尙過許諾す。(越王)遂に公尙過の爲めに車五十乘を束ねて、以て子墨子を魯に迎ふ。

太子と爲して可ならん。子墨子曰く、未だ知るべからず。賞譽の爲めにする所ありてか、是を爲すは、〔二九〕釣者の恭なり、魚の賜を爲すに非ざる也。鼠に餌するに蟲を以てするは、之を愛するに非ず。吾れ願はくは主君の其志功を合せて焉を觀んことを。

魯人、子墨子に因つて其子を學ばしむるものあり、其子戰つて死す、其父、子墨子を讓む。子墨子曰く、子、子の子を學ばしめんことを欲し、今學成り、戰つて死して子慍る。是れ猶ほ糶を欲し、糶讐れば則ち慍るがごとし、豈に悖らずや。

魯の南鄙の人、吳慮なるものあり、冬は陶し、夏は耕し、自ら舜に比す。子墨子聞いて之を見る。吳慮、子墨子に謂ふ、義のみ義のみ、焉んぞ之を言ふを用ひんや。子墨子曰く、子の所謂義も亦力以て人(ノタメ)に勞するあり、財以て人に分つあるか。吳慮曰く有り。子墨子曰く、翟嘗みに之を計らん、翟耕して天下の人を食はんとを慮る、〔三〇〕盛んにして然る後一農の耕に當る、諸を天下に分てば、人ごとに一升の粟を得る能はず、藉に以て一升の粟を得るとするも、其の天下の飢者を飽かしむる能はざる、既に睹るべし。翟織りて天下の人に衣せんことを慮る、盛んにして然る後一婦人の織に當る、諸を天下に分てば、人ごとに尺布を得る能はず、借に尺布を得るとするも、天下の寒者を煖かならしむる能はざる、既に睹るべし。翟堅を被り鋭を執り、諸侯の患を救はんとを慮る、盛んにして然る

〔二九〕釣者の靜かなるは魚を釣らんがためなり、魚に餌を賜與するために非ず。

〔三〇〕收穫の十分なること。

を賞す。豈に惡俗ならずや。子墨子曰く、中國の俗と雖も亦猶ほ是のごとし、其父を殺して其子を賞す、何を以てか其子を食ひて其父を賞するものに異らんや。苟くも仁義を用ひずんば、何を以てか夷人の其子を食ふを非とせん。

魯君の嬖人死す、魯人之か爲めに（一六）誄す、魯君因つて悅んで之を用ふ。子墨子之を聞いて曰く、誄は死人の志を道ふものなり。今因つて悅んで之を用ふるは、是れ猶ほ（一七）貍首を以て服に從はしむるなりと。

魯陽の文君、子墨子に謂つて曰く、我に語ぐるに忠臣を以てする者あり。之をして俯せしむれば則ち俯し、之をして仰がしむれば則ち仰ぎ、處れば則ち靜かに、呼べば則ち應ずと、（此クノ如キハ）忠臣と謂ふべきか。子墨子曰く、之を俯せしむれば則ち俯し、之を仰がしむれば則ち仰ぐ、是れ影に似たり。處れば則ち靜かに、呼べば則ち應ず、是れ響に似たり。君將に何を影と響とに得んとするや。若し翟の所謂忠臣なるものを以てせば、上過あれば則ち之を（一八）微うて以て諫め、己に善あれば則ち之を上に訪りて、敢て以て告ぐるなく、外其邪を匡ひて其善に入れ、尙同して下比することなし、是を以て美善は上に在りて怨讎は下に在り、安樂は上にありて憂慼は臣に在り。此れ翟の所謂忠臣なり。

魯君、子墨子に謂つて曰く、我れ二子あり、一人は學を好み、一人は人に財を分つを好む、孰れか

【一六】其死を哀んで其仁を述ぶるを誄といふ。

【一七】貍首は「タヌキ」なり。以て車に服せしむべからず。

【一八】微は伺ふこと。

順ふなりと曰ふは、譬へば此に人あり、其子(一〇)强梁不材なり、故に其父之を笞つに、其鄰家の父も、木を擧げて之を撃ち、吾が之を撃つは其父の志に順ふと曰はゞ、則ち豈に悖らざらんや。

子墨子、魯陽の文君に謂つて曰く、其鄰國を攻め、其民人を殺し、其牛馬粟米貨財を取り、則ち之を竹帛に書し、之を金石に鏤め、以て銘を鍾鼎に爲り、後世子孫に傳遺して曰く、我が(一一)多きに若くは莫しと。今賤人も亦其鄰家を攻め、其人民を殺し、其狗豕食粮衣裘を取りて、亦之を竹帛に書し、以て銘を(一二)席豆に爲り、以て後世子孫に遺して曰く、我が多きに若くは莫しと。其れ可ならんや。魯陽の文君曰く然り、吾れ子の言を以て之を觀れば、則ち(一三)天下の所謂可なるもの、未だ必ずしも然らざるなり。

子墨子、魯陽の文君に謂つて曰く、世俗の君子、皆小物を知つて大物を知らず。今此に人あり、一犬一彘を竊めば則ち之を不仁と謂ふも、一國一都を竊めば則ち以て義と爲す。譬へば猶ほ小く白を視れば之を白と謂ひ、大に白を視れば之を黑と謂ふがごとし。是の故に世俗の君子、小物を知つて大物を知らずとは、此の言の謂なり。

魯陽の文君、子墨子に語つて曰く、楚の南に(一四)啖人の國なる者あり、其國を擧りて、之の長子生るれば則ち解いて之を食ひ、之を弟に宜しと謂ふ、(一五)美なれば則ち以て其君に遺り、君喜んで則ち其父

【一〇】强梁は頑强。
【一一】戰功をいふ。
【一二】席豆は祭器。
【一三】天下の可とする所必ずしも可にあらざるを知りたるをいふ。
【一四】啖人は人肉を食ふこと。
【一五】美は美味。

子墨子、(八)齊の大王に見えて曰く、今此に刀あり、之を人頭に試むるに、卒然として之を斷つ、利と謂ふべきか。大王曰く利なり。子墨子曰く、多く之を人頭に試むるに、卒然として之を斷つ、利と謂ふべきか。大王曰く利なり。子墨子曰く、刀は則ち利なり、孰れか將に其不祥を受けんとする。大王曰く、刀は其利を受けて、試むるもの其不祥を受けん。子墨子曰く、國を併せ軍を覆し、百姓を賊殺す、孰れか將に其不祥を受けんとする。大王俯仰して之を思ふて曰く、我れ其不祥を受けんと。

魯陽の文君、將に鄭を攻めんとす、子墨子聞いて之を止め、魯陽の文君に謂つて曰く、今、魯の四境の內に、大都は其小都を攻め、大家は其小家を伐ち、其人民を殺し、其牛馬、狗豕、布帛、米粟、貨財を取らしめば、則ち何若ん。魯陽の文君曰く、魯四境の內、皆寡人の臣なり、今、大都其小都を攻め、大家其小家を伐ちて、之か貨財を奪はゞ、則ち寡人必ず將に厚く之を罰せんとす。子墨子曰く、夫れ天の天下を兼ね有つや、亦猶ほ君の四境の內を有つがごとし。今、兵を擧げて將に以て鄭を攻めんとす。天誅其れ至らざらんや。魯陽の文君曰く、先生何ぞ我が鄭を攻むるを止むる、我が鄭を攻むるは、天の志に順ふなり。鄭人三世、其父を殺し、天、誅を加へ、(九)三年全からざらしむ。我は將に天誅を助けんとするなり。子墨子曰く、鄭人三世其父を殺して、天、誅を加ふ、三年全からざらしむれば、天誅足れり。今又兵を擧げて將に以て鄭を攻めんとして、吾が鄭を攻むるは天の志に

【八】齊の大王は蓋し田齊の大公和。

【九】三年全からずとは、年順ならざるなり。

(一)魯問 第四十九

魯君、子墨子に謂つて曰く、吾れ齊の我を攻めんことを恐る、救ふべきか。子墨子曰く、可なり、昔は三代の聖王禹湯文武は、百里の諸侯なり、忠を悅び義を行ひて天下を取る。三代の暴王桀紂幽厲は、忠を讐として暴を行ひて天下を失ふ。吾れ願はくは、主君の、上は天を尊び鬼に事へ、下は百姓を愛利し、厚く皮幣を爲り、辭令を卑くし、亟に偏く四鄰の諸侯に禮し、國を驅つて以て事とすれば、齊の患を救ふべきなり。此に非ざれば固に爲すべきものなしと。

齊將に魯を伐たんとす。子墨子、(二)項子牛に謂つて曰く、魯を伐つは齊の大過なり。昔は吳王、東、越を伐つて諸を會稽に(三)棲ましめ、西、楚を伐つて昭王を隨に(四)保し、北、齊を伐つて(五)國子を取へて以て吳に歸る。諸侯(吳)其讐を報じ、(吳)百姓其勞に苦んで用を爲さず、是を以て國(六)虛戾と爲り身刑戮と爲れり。昔は智伯、范氏と中行氏とを伐ち、三晉の地を兼ね、諸侯其讐を報じ、百姓其勞に苦んで用を爲さず、是を以て國虛戾となり、身刑戮と爲れり。故に大國の小國を攻むるは、是れ交〻相賊するなり、(七)禍必ず國に反ると。

【一】主として攻伐の不義なるを述ぶ。
【二】項子牛は蓋し齊將。
【三】山に處るを棲といふ。
【四】保は閉ぢこめる。
【五】國子は齊將國書。
【六】虛戾は墟厲。
【七】人の國を伐つときは又自ら伐たる。

所を量つて、事に從ふ。國士も〔四五〕戰ひながら且つ人を扶くるは、猶ほ及ぶべからず。今、子は國士に非ず、豈に能く學を爲し、又射を成さんや。

二三子、子墨子に復して曰く、告子は、墨子は義を言ふも行は甚だ惡しと曰へり、請ふ之を棄てんと。子墨子曰く、不可なり。我が言を稱して、以て我が行を毀るは亡きに愈る。此に人あり、翟を甚だ不仁なりとせんも、天を尊び、鬼に事へ、人を愛す、甚だ不仁なるも猶ほ亡きに愈れり。今、告子言談甚だ辯なるも、仁義を言ふとして、吾を毀らず、告子の毀るは猶ほ亡きに愈れり。

二三子、子墨子に復して曰く、告子、仁を爲すに勝ふるか。子墨子曰く、未だ必ずしも然らず、告子の仁を爲すは、譬へば猶ほ〔四六〕跂以て長を爲し、〔四七〕隱以て廣を爲すがごとく、久しうすべからずと。

告子、子墨子に謂つて曰く、我れ能く國を治め政を爲むと。子墨子曰く、政とは、口之を言へば、身必ず之を行ふものなり。今、子口之を言へど身行はず、是れ子の身亂れたるなり。子、子の身をも治むる能はず、惡んぞ能く國の政を治めん、子〔四八〕姑らく子の身をば之を亂す亡かれと。

【四五】兼ねてなすを得ざるをいふ。

【四六】跂はつまだつ。

【四七】隱は偃也、あふぐ。

【四八】先づ其身を治むべきをいふ。

し、善を爲すものは之を福し、暴を爲す者は之を禍すとす。今吾れ先生に事ふること久し、而るに福至らず、意ふに先生の言不善あるか、鬼神不明なるか、我れ何の故にか福を得ざる。子墨子曰く、子、福を得ずと雖も、吾が言何ぞ遽かに不善にして、鬼神何ぞ遽かに不明ならん。子亦刑徒を匿すの刑あることを聞けりや。對へて曰く、未だ之を聞くを得ず。子墨子曰く、今、此に人あり、子に（四一）什せんに、子能く什ながら之を譽めて、而して一も自ら譽むるなからんか。對へて曰く能はずと。（墨子曰ク）此に人あり、子に百せんに、子能く終身其善を譽めて、而して子は一もすることなからんか。對へて曰く能はず。子墨子曰く、一人を匿すもの猶は罪あり、今子匿す所のもの此の若く其れ多し、將に厚罪あらんとするものなり、何の福をか求めんと。

子墨子疾あり、（四二）跌鼻進んで問うて曰く、先生、鬼神を以て、明能く禍福を爲し、善を爲すものは之を賞し、不善を爲すものは之を罰すと謂ふ。今、先生は聖人なり、何が故にか疾ある、意ふに先生の言不善あるか、鬼神明かに知らざるか。子墨子曰く、我をして病あらしむと雖も、鬼神何ぞ遽かに不明ならん、（四三）人の病を得る所のものは多方なり、之を寒暑に得るあり、之を勞苦に得るあり。（四四）百門あるに一門を閉づるも、則ち盜何ぞ遽かに從るなからん。

二三子、子墨子に射を學ばんと復す者あり。子墨子曰く、不可なり。夫れ知者は必ず其力の能く至る

【四一】其才、十倍するを云ふ。
【四二】跌鼻は墨子の弟子。
【四三】鬼神に得るは多方の唯一のみ。
【四四】他の九十九門よりして入るを得んのみ。

子墨子の門に遊ぶものあり、身體強梁、思慮〔三九〕濬通なり、隨へて學ばしめんと欲す。子墨子曰く、姑く學ばんか、吾れ將に子を仕へしめんとすと。善言に勸められて學ぶこと期年にして、仕を子墨子に責む。子墨子曰く、子を仕へしめじ。子亦夫の魯語を聞けりや。魯に昆弟五人のものあり、其父死す、其長子酒を嗜んで葬らず、其四弟曰く、子、我が與に葬れ、當に子の爲めに酒を沽ふべしと。善言に勸められて葬る。已に葬つて、酒を其四弟に責む。四弟曰く、吾れ子に酒を予ふることなからん、子は子が父を葬り、我は吾が父を葬る、豈に獨り吾が父なるのみならんや。子葬らざれば則ち人將に子を笑はんとす、故に子に葬を勸むと。今子義を爲し、我も亦義を爲す、豈に獨り我が義なるのみならんや。子學ばずんば則ち人將に子を笑はんとす。故に子に學を勸むと。

子墨子の門に遊ぶものあり。子墨子曰く、盍ぞ學ばざるやと。對へて曰く、吾が族人學ぶものなしと。子墨子曰く、然らず、夫の美を好むもの、豈に吾が族人之を好むものなし、故に好まずと曰はんや。夫の富貴を欲するもの、豈に我が族人之を欲するもの莫し、故に欲せずと曰はんや。美を好み富貴を欲するものは、〔四〇〕人に視ざるも、猶ほ強めて之を爲す。夫れ義は天下の大器なり、何を以てか必ずしも人に視ん、強めて之を爲せと。

子墨子の門に遊ぶものあり。子墨子に謂つて曰く、先生、鬼神を以て明知にして、能く人の禍福をな

〔三九〕濬はふかき也。
〔四〇〕人の好欲する所。

なく、目見るなし、此れ以て天下を喪ふに足る。又弦歌鼓舞、聲樂を習爲す、此れ以て天下を喪ふに足る。又命を以て、貧富壽夭治亂安危極ありて、損益す可からずとす、上たる者之を行へば必ず治を聽かず、下たる者之を行へば必ず事に從はず、此れ以て天下を喪ふに足る。程子曰く、甚しい哉先生の儒を毀ることや。子墨子曰く、儒固に此の四政者なくして、我れ之を言はゞ、則ち是れ毀るなり、今儒固に此の四政者ありて、我れ之を言はゞ、則ち是れ毀るに非ざるなり、聞けるを告ぐるなりと。程子、辭なくして出づ。子墨子曰く、還れと。反りて坐に復し、進んで復して曰く、嚮の先生の言(三四)閒すべきものあり、先生の言の若くば、則ち是れ禹をも譽めず、桀紂をも毀らざるなりと。子墨子曰く然らず、夫れ(三五)熟辭に應ずるに、稱議せずして之を爲すは、敏なり、厚く攻むれば則ち厚く禦ぎ、薄く攻むれば則ち薄く禦ぐ。熟辭に應ずるに稱議す、是れ猶ほ(三六)蠔を荷うて蟻を撃つがごとし。

子墨子、程子と辯じ、孔子を(三七)稱す。程子曰く、儒を非とするに、何故にか孔子を稱する。子墨子曰く、是れ其の當りて易ふべからざる者なれば也。今、鳥、熱旱の憂を聞けば則ち高く、魚、熱旱の憂を聞けば則ち下る。此の若きは、禹湯之が爲めに謀ると雖も、必ず易ふること能はず。(三八)鳥魚は愚と謂ふべし、禹湯猶ほ因るあり。今、翟曾て孔子を稱することなからんや。

【三四】閒すは非とするをいふ。
【三五】熟辭は日常習熟の語辭。
【三六】蠔を荷うて蟻を撃つは、敏ならざるを云ふ。
【三七】稱は稱述。
【三八】鳥魚は固より愚なれども其爲す所當れば、禹湯と雖ども易ふること能はず。

謂ふがごとし。

公孟子、子墨子に謂つて曰く、知、人に賢ることあらば、則ち知と謂ふべきか。子墨子曰く愚の知も亦人に賢るあり、而かも愚豈に知と謂ふべけんや。

公孟子曰く、三年の喪は、(三二)吾子の、父母を慕ふを學ぶと。子墨子曰く、夫れ嬰兒子の知、獨り父母を慕ふのみ、父母得べからざるなり、然るに號びて止まず、此れ其故何ぞや、卽ち愚の至りなればなり。然らば則ち儒者の知豈に以て嬰兒子に賢るあらんや。

子墨子、儒者に問ひて曰く、何故に樂を爲す。曰く樂は以て樂みの爲めにするなり。子墨子曰く、子未だ我に應へざる也、今我れ問うて何故に室を爲ると曰はんに、冬は寒を避け、夏は暑を避け、宮は以て男女の別を爲すなりと曰はゞ、則ち子、我に室を爲るの故を告ぐるなり。今、我れ問うて何故に樂を爲すと曰ふに、樂は以て樂みの爲めにすと曰ふは、是れ猶ほ何故に室を爲るかと曰ふに、室以て室の爲めにすと曰ふがごとし。

子墨子、程子に謂つて曰く、儒の道以て天下を喪ふに足るもの四政あり。儒は天を以て不明と爲し、鬼を以て不神と爲す、天鬼悅ばず、此れ以て天下を喪ふに足る。又厚葬久喪、重ねて棺槨を爲り、多く衣衾を爲り、死を送る(三三)徙るが若く、三年哭泣し、扶けられて後起ち、杖いて後行き、耳聞く

【三二】吾子は、赤子といふが如し。
【三三】徙るは生者の轉居。

せざるの間を以て、(二六)詩三百を誦し、詩三百を(二七)弦し、詩三百を歌ひ、詩三百を舞ふと。若し子の言を用ひば、則ち君子何れの日か以て治を聽き、庶人何れの日か以て事に從はん。公孟子曰く、國亂るれば則ち之を治め、國治まれば則ち禮樂を爲む、國貧なれば則ち事に從ひ、國富めば則ち禮樂を爲む。子墨子曰く、國の治まるは之を治むる故に治まる也、之を治むると廢すれば則ち國の治も亦廢す。國の富むは、事に從ふが故に富むなり、事に從ふこと廢すれば、則ち國の富も亦廢す。故に治國と雖も之を勸めて饜くことなくして然る後可なり。今、子曰く國治まれば則ち禮樂を爲め、亂るれば則ち之を治むと、是れ譬へば猶ほ(二八)噎びて(二九)井を穿ち、死して醫を求むるがごとし。古は三代の暴王桀紂幽厲薾んに聲樂を爲して其民を顧みず、是を以て身刑戮と爲り、國虛戾と爲れるもの、皆此道に從ればなり。

公孟子曰く、鬼神なしと。又曰く、君子は必ず祭禮を學ぶと。子墨子曰く、無鬼を執つて祭禮を學ぶは、是れ猶ほ客なきに客禮を學ぶがごとし、是れ猶ほ魚なきに(三〇)魚罟を爲るがごとし。

公孟子、子墨子に謂つて曰く、子三年の喪を以て非と爲す、子の三月の喪も亦非なりと。子墨子曰く、子三年の喪を以て三月の喪を非とす、是れ猶ほ(己ハ)裸する者にして、(人ノ)(三一)撅ぐる者を不恭なりと

【二六】其喪既に久くして而して喪なき時は聲樂に耽るを云。
【二七】弦すは琴瑟を鼓するをいふ。
【二八】噎は飯の窒ぐ也。
【二九】飯に噎びて水を飲まんと欲し遽に井を掘る也。
【三〇】魚罟は魚網。
【三一】撅ぐは、衣を揚ぐる也。

則ち豈に孔子を以て天子と爲さゞらんや。子墨子曰く、夫れ知者は必ず天を尊び、鬼に事へ、人を愛し、用を節す、合して知となす。今子、孔子は詩書に博く、禮樂に察に、萬物に詳かなりと曰ひて、而して以て天子たるべしと曰ふは、是れ（二〇）人の齒を數へて以て富と爲すなり。

公孟子曰く、貧富壽夭、（二一）錯然として天に在り、損益すべからず。又曰く君子は必ず學ぶと。子墨子曰く、人に學ぶことを敎へて、而して有命を執るは、是れ猶ほ人に（二二）葆を命じて、其冠を去るがごとしと。

公孟子、子墨子に謂つて曰く、義不義あり、（二三）祥不祥なしと。子墨子曰く、古の聖王皆、鬼神を以て神明にしてよく禍福を爲すと爲して、祥不祥あるとを執れり、是を以て政治まり國安し。桀紂より以下皆、鬼神を以て神明ならずして能く禍福を爲さずとなして、祥不祥なきとを執る、是を以て政亂れ、國危し。故に先王の書箕子に之れあり曰く、其傲るは子が不祥に出づと。（二四）此れ不善を爲すの罰あり、善を爲すの賞あるを言ふなり。

子墨子、公孟子に謂つて曰く、喪禮は、君と父母妻後子との死には三年の喪し、伯父叔父兄弟に服するは（二五）期、戚の族人には五月、姑姊舅甥には皆數月の喪あり。或は喪

【二〇】人の齒云々は他人の貸金證文を勘定して自分を富めりとおもふ也。古は竹木を刻みて數を記し以て契となす、其刻處を齒といふ。

【二一】錯然として天に在りとは其の天命なるをいふ也。

【二二】葆は其頭髮を包むをいふ。

【二三】祥不祥なしは、壽夭貧富皆命にして鬼神禍福をなす能はざるをいふ。

【二四】其傲るは子が不祥に出づ云々墨子は鬼神禍福を司とり義なれば祥を降し不義なれば不祥を降すとする也。

【二五】期は一年。

晉の文公、(一三)大布の衣、牂羊の裘、韋以て劍を帶び、以て其國を治めて其國治まる。昔は楚の莊王、鮮冠組纓、(一四)絳衣博袍、以て其國を治めて其國治まる。昔は越王句踐、剪髮文身、以て其國を治めて其國治まる。此四君は其服同じからずして、其行は猶ほ一のごとし、(一五)翟是を以て行の服に在らざるを知るなり。公孟子曰く善し、吾れ之を聞く曰く、(一六)善を宿むるものは不祥と、請ふ笏を舍て章甫を易へて、復た夫子を見ん、可ならんか。子墨子曰く、(一七)請ふ因つて以て相見ん、若し必ず將に笏を舍て章甫を易へて後相見んとせば、然らば則ち行果して服にあるなり。

公孟子曰く、君子は必ず古の言服して然る後仁なり。子墨子曰く、昔は商王紂の卿士費仲は天下の暴人たり、箕子微子は天下の聖人たり、此れ言を同じくして或は仁或は不仁なるなり。周公旦は天下の聖人たり、管叔は天下の暴人たり、此れ服を同じくして或は仁或は不仁なるなり。然らば則ち(仁八)古服と古言とに在らず。且つ子、(一八)周に法つて未だ夏に法らず、(一九)子の古は古に非ざる也。

公孟子、子墨子に謂つて曰く、昔は聖王の列するや、上聖は立つて天子となり、其次は立つて卿大夫となる。今、孔子、詩書に博く、禮樂に察に、萬物に詳かなり。若し孔子をして聖王に當らしめば、

【一三】大布は粗布。
【一四】絳衣は褒衣なり、大衣をいふ。
【一五】翟は墨子の名。
【一六】善を宿むとは、直ちに善を行はざるを云ふ。
【一七】其のまゝの服にて相見せんとの意。
【一八】周に法る。儒は周に法る。
【一九】夏は周よりも古し。子の古は眞の古にあらず。

且つ子曰く、君子は己を恭しくして待ち、問はるれば則ち言ひ、問はれざれば則ち止む、譬へば鐘の如く然り、扣けば則ち鳴り、扣かざれば則ち鳴らずと。今未だ子を扣くあらざるに言ふ。是れ子の、所謂扣かずして鳴るものか、是れ子の所謂君子に非ざるものか。

公孟子、子墨子に謂つて曰く、實に善を爲せば、人孰れか知らざらん、譬へば良巫の若し、處りて出でざるも(一〇)餘糈あり、譬へば美女の若し、處りて出でざるも人爭うて之を求む、行いて自ら衒へば、人之を娶る莫し。今子徧ねく人に從つて之を說く、何ぞ其れ勞するやと。子墨子曰く、今夫れ世亂る、美女を求むる者は衆し、美女出でずと雖も、人多く之を求む。今、善を求むる者は寡し、強めて人に說かざれば、人之を知ること莫し。且つ此に二生あり、筮を善くするは一ならば、行いて人のために筮する者と、處りて出でざる者と其糈孰れか多き。公孟子曰く、行いて人のために筮する者其糈多し。子墨子曰く、仁義は鈞し、行いて人に說く者は、其功善くして亦多し、何が故にか行いて人に說かざらんや。

公孟子、(一一)章甫を戴き、笏を搢み、儒服して以て子墨子を見て曰く、君子、(一二)服して然る後行はんか、其れ行うて然る後服せんかと。子墨子曰く行は服にあらず。公孟子曰く、何を以てか其然るを知るや。子墨子曰く、昔は齊の桓公、高冠博帶、金劍木盾以て其國を治めて其國治まる。昔は

【一〇】糈は神を祀るの供米をいふ。
【一一】章甫は冠名。
【一二】服裝を先にして行を後にせんか。

(一)公孟 第四十八

公孟子、子墨子に謂つて曰く、君子は己を恭しくして以て待つ、問はるれば則ち言ひ、問はれざれば則ち止む、譬へば鐘の若く然り、扣けば則ち鳴り、扣かざれば則ち鳴らずと。子墨子曰く、是の言、(二)三物あり。子乃ち今(三)其一を知るのみ、又未だ其所謂を知らざるなり。若し大人、淫暴を國家に行はんに、(四)進んで諫むれば則ち之を不遜と謂ひ、左右に因つて諫を獻ずれば則ち之を言議と謂ふ、此れ君子の疑惑する所なり。若し大人政を爲して、將に國家の難に因らんとする、譬へば(五)機の將に發せんとするがごとく然り、君子は必ず諫を以てして、然して大人の利之れあり。君之を得ば必ず之を用ひん。此の若きは、(六)扣かずと雖も必ず唯鳴るべきものなり。若し大人(七)不義の異行を擧げて、(八)大巧の經にして軍旅の事に行ふべきを得と雖も、無罪の國を攻伐して、以て土地を廣闢し、貨材に(九)籍稅せんと欲せば、出づれば必ず辱かしめられん。攻めらるゝ者利あらずして、攻むる者亦利あらず、是れ兩つながら不利なり、此の若き者は扣かずと雖も必ず鳴る者なり。

【一】主として公孟子と儒を論ずるの說を蒐む。
【二】待つと、言ふと、止むと三。
【三】其一を知るのみは其三者中問はるれば言ふこと唯一を知れるのみ。
【四】恭しくして待つべからざるなり。
【五】機は弩機。
【六】問はれざるも止むべからざるなり。
【七】不義の異行を擧ぐとは、俊材なれば不義の人と雖も之を擧用すること。
【八】大巧の經云々は兵事に熟錬する經略を得ること。
【九】聚斂すること。

す。若し子の言を用ひば、則ち是れ天下の行く者を禁ずるなり。是れ(三〇)心を圍みて天下を虚にするなり、子の言用ふべからずと。

子墨子曰く、吾が言用ふるに足るに、吾が言を舍てて思を革むるものは、是れ猶ほ(三一)穫を舍てゝ粟を攈ふがごとし。他の言を以て吾が言を非とするものは、是れ猶ほ卵を以て石に投ずるがごとし、天下の卵を盡くすも、(三二)其石猶ほ是なり、毀つべからざるなり。

【三〇】心を圍みて天下を虚にすとは、天下の人唯だ心に愛を懐きて行くものなきなり。

【三一】穫は易くして功大に、拾ふは難くして功少なり。穫は、かりいれ。攈は拾ふ也。

【三二】依然たるを云ふ。

じと。子墨子曰く、然らば則ち其の審かならざるが爲めにあらずして、其の寡きが爲め也と。

子墨子曰く、世俗の君子、義士を視ること、粟を負ふ者に若かず、今、此に人あり、粟を負ひて路側に息ひ、起たんと欲して能はざらんに、君子之を見ば、長少貴賤となく、必ず之を起すは何の故ぞや、曰く義なればなり。今、義を爲すの君子あり、先王の道を奉承して以て之を語る、(世俗)縦ひ悦んで(義ヲ)行はざるも、又從つて之を非毀せんとは、則ち是れ世俗の君子の義士を視るや、粟を負ふものを視るに若かざるなり。

子墨子曰く、商人四方に之き、市價倍蓰すれば關梁の難盜賊の危ありと雖も、必ず之を爲す。今、士坐して義を言はんに、關梁の難盜賊の危なく、此れ倍蓰を爲すこと勝げて計るべからずして、然かも爲さざるは、則ち士の利を計ること商人の察なるに若かざる也。

【二九】日者は卜筮の者。

子墨子、北、齊に之き、(二九)日者に遇ふ。日者曰く、帝、今日を以て黒龍を北方に殺す、而るに先生の色黒し、以て北すべからずと。子墨子聽かず、遂に北、淄水に至り、遂げずして反る。日者曰く、我れ謂ふ、先生以て北すべからずと。子墨子曰く、南の人は北することを得ずば、北の人は南することを得じ、其色は黒き者あり、白き者あり、何の故にか皆遂げざらん。且つ帝、甲乙を以て青龍を東方に殺し、丙丁を以て赤龍を南方に殺し、庚辛を以て白龍を西方に殺し、壬癸を以て黒龍を北方に殺

子曰く、昔は周公旦、朝に書百篇を讀み、夕に七十士を見る、故に周公旦、天子に佐相たり、其修、今に至る。翟は上、君上の事なく、下、耕農の難なし、吾れ安んぞ敢て此を廢せん。翟之を聞く、（二三）同歸の物なるも信に誤りある者あり、然して民の聽鈞しからず、（二四）是を以て書多しと。今（二五）過の心の若きは、數ふ精徴に逆ひ、同歸の物既已に其要を知る、是を以て敎ふるに書を以てせざるなり、而るを子何をか怪しむと。

子墨子、公良桓子に謂つて曰く、衞は小國なり、齊晉の間に處ること、猶ほ貧家の富家の間に處るがごとし。貧家にして富家の衣食を學びて用を多くせば、則ち速かに亡びんこと必せり。今簡子の家、飾車數百乘、馬の菽粟を食ふ者數百匹、婦人の文繡を衣るもの數百人、若し飾車食馬の費と繡衣の財とを取つて以て士を畜はゞ、（二六）必ず千人有餘ならん。若し患難あらば、則ち數百人をして前に處り、數百人をして後に處らしむると、婦人數百人を前後に處らしむると、孰れか安き、吾れ以爲らく、士を畜ふの安きに若かずと。

子墨子の弟子、衞に仕ふ、仕ふる所の者至つて反る。子墨子曰く何の故にか反れる。對へて曰く、我と言へども（二七）審かならず、（初メ）汝を待つに千（二八）盆を以てせんと曰ひて、我に五百盆を授けたり、故に之を去れりと。子墨子曰く、子に授くるに千盆に過ぎば、則ち子之を去らんかと。對へて曰く、去ら

【二三】同歸の物とは、理は一なるをいふ。
【二四】以上の數句は、讀書の害をいふ。
【二五】過は公尙過。
【二六】必ず千人以上を畜ふことを得べし。
【二七】審かならずは、あてにならぬこと。
【二八】盆は粟の量數。

君子の仁に名づくるや、禹湯と雖も以て之を易ふるなきも、仁と不仁とを兼ねて天下の君子をして焉を取らしむれば、知ること能はざるなり。故に我れ曰く、天下の君子仁を知らずとは、其名づくるを以てに非ず、亦其取るを以てなり。

子墨子曰く、今、士の身を用ふるは、商人の一布を用ふるの愼むに若かず、商人の一布を用ひて市るや、敢て（一九）謑詬して讐らず、必ず良き者を擇ぶ。今、士の身を用ふるは則ち然らず、意の欲する所は則ち之を爲す、厚きものは刑罰に入り、薄きものは毀醜せらる。則ち士の身を用ふる、商人の一布を用ふるの愼むに若かざる也。

子墨子曰く、世の君子其義の成らんことを欲するに、之を助けて其身を修めしむるものあれば、則ち慍る。是れ猶ほ其牆の成らんことを欲して、人之を助けて築けば則ち慍るがごとし、豈に悖らずや。

子墨子曰く、古の聖王、其道を後世に傳へんと欲す。是の故に之を竹帛に書し、之を金石に鏤めて後世子孫に傳遺し、後世子孫の之に法らんことを欲す。今先王の道を聞いて爲さずば、是れ先王の傳を廢するなり。

子墨子南游して衞に使す、（二〇）關中、書を載すると甚だ多し。弦唐子見て之を怪んで曰く、吾が夫子、公尙過に敎へて曰く、（二一）曲直を揣るのみと。今、夫子、書を載すること甚だ多きは（二二）何かある。子墨

（一九）謑詬は輕忽をいふ。
（二〇）關は扃也、車の横木。
（二一）書によらずして直ちに道理をはかるをいふ。
（二二）何かあるとは、如何なる理由あるかとの意。

代の暴王桀紂幽厲に合するものは之を舍つ。

子墨子曰く、言の以て（一〇）行を遷すに足るものは之を常にし、以て行を遷すに足らざるものは常にすること勿れ、以て行を遷すに足らざるを之を常にするは、是れ蕩口なり。

子墨子曰く、必ず（一一）六辟を去て、嘿すれば則ち思ひ、言へば則ち誨へ、動けば則ち事をす、（一二）三者をして代〻御せしむれば必ず聖人たり。必ず喜を去て、怒を去て、樂を去て、悲を去て、愛を去て、惡を去てて、仁義を用ひ、手足口鼻耳、事に義に從へば必ず聖人たり。

子墨子、二三子に謂って曰く、義を爲して能はざるも必ず其（一三）道を排するなかれ。譬へば匠人の斲りて能はざるも、其繩を排するなきがごとし。

子墨子曰く、世の君子、之をして一彘の（一四）宰たらしむれば、能はざれば則ち之を辭するも、一國の相たらしむれば、能はざるも之を爲す、豈に悖らずや。

子墨子曰く、今瞽いふ、皚なるものは白く、（一五）黔なるものは黑しと。（一六）明目のものと雖も、以て之を易ふるなし。（一七）白黑を兼ねて、瞽をして焉を取らしめば、知る能はざるなり、故に我れ曰く、瞽は白黑を知らずとは、（一八）其名を以てに非ず、其取るを以てなり。今天下の

【一〇】行を遷すとは、改過遷善をいふ。
【一一】六辟は下に所謂喜怒樂悲愛惡の情の正に非ざる者。
【一二】默言動の三事を迭に用ふるをいふ也。
【一三】道は義をいふ。
【一四】宰は料理人。
【一五】黔は黑色。
【一六】明目者と雖も其言を易ふる能はず。
【一七】白黑を別ちて取ることは能はざる也。
【一八】言には別つも、取るには別つ能はず。

下の大王なり、乃ち(五)賤人の爲す所と曰つて用ひざる母からんやと。子墨子曰く、唯だ其れ行ふ可きのみ、譬へば藥の若く然り、一草の(六)本も、天子之を食ひて以て其疾を療す、豈に一草の本と曰つて食はざらんや、今、農夫其稅を大人に入れ、大人(此チ以テ)酒醴粢盛を爲りて以て上帝鬼神を祭るに、(上帝鬼神)豈に賤人の爲る所と曰つて享けざらんや、故に賤人と雖ども、上之を農に比し、下之を藥に比せば、曾ち一草の本にだも若かざらんや。且つ(七)主君、亦嘗て湯の說を聞けりや、昔は湯、將に往いて伊尹を見んとして、彭氏の子をして御たらしむ。彭氏の子(八)半道にして問うて曰く、君將に何くに之かんとすると。湯曰く將に往いて伊尹を見んとすと。彭氏の子曰く伊尹は天下の賤人なり、若し君之を見んと欲せば、亦召して問はしめよ、彼れ賜を受けんと。湯曰く、汝が知る所に非ず。今此に藥あり、之を食へば則ち耳、聰を加へ、目、明を加へんに、則ち吾れ必ず悅んで强めて之を食はん。今夫れ伊尹の我國に於けるや、之を譬へば良醫善藥なり、而るに子、我が伊尹を見るを欲せず、是れ子、吾が善を欲せざるなりと。因つて彭氏の子を下して御たらしめざりき。(九)彼れ苟とに然り、然る後可なるなり。

子墨子曰く、凡そ言凡そ動、天鬼百姓に利あるものは之を爲し、凡そ言凡そ動、天鬼百姓に害あるものは之を舍て、凡そ言凡そ動、三代の聖王堯舜禹湯文武に合する者は之を爲し、凡そ言凡そ動、三

【五】賤人は墨子をいふ。
【六】本は根。
【七】主君は穆賀をさす。
【八】半道は半途。
【九】彼れは湯王をさす。湯すら行ふこと此くの如くにして始めて可なり、況んや楚王に於てをや。

貴義(一) 第四十七

子墨子曰く、萬事義より貴きは莫し。今、人に謂つて、子に冠履を予へて、子の手足を斷たん、子之を爲さんかと曰はんに、必ず爲さざらん、何故となれば則ち冠履は手足の貴きに若かざれば也。又子に天下を予へて子の身を殺さん、子之を爲さんかと曰はんに、必ず爲さざらん、何故となれば則ち天下は身の貴きに若かざればなり。一言を爭うて以て相殺すは、是れ義、其身より貴ければなり。故に曰く、萬事、義より貴きは莫しと。

子墨子、魯より齊に(二)卽き、故人に過ぎる。(故人)子墨子に謂つて曰く、今、天下義を爲すもの莫し、子獨り自ら苦んで義を爲す、子(三)已むに若かじと。子墨子曰く、今此に人あり、子十人あり、一人は耕して九人は(四)處らば、則ち耕すもの、以て益〻急ならざるべからず、何故となれば則ち食ふもの衆くして耕すもの寡なければなり。今、天下義を爲すものなければ、則ち子宜しく我に勸むべきに、何の故に我を止むると。

子墨子、南、楚に游び、楚の獻惠王に見ゆ、獻惠王老を以つて辭し、穆賀をして子墨子を見しむ。子墨子、穆賀に說く。穆賀大に悅び、子墨子に謂つて曰く、子の言は則ち誠に善し、而かも君王は天

【一】墨子の語を雜錄す、主として義の貴ぶべきを說く。
【二】卽くは至る也。
【三】已むは義を爲すをやむるなり。
【四】處るは耕さずして安居するなり。

と聞けば、吾れ必ず從つて之を殺すと。子墨子曰く、天下、其好む所を興して、其惡む所を廢てんと欲せざるは莫し。今子、其鄕に勇士ありと聞けば、必ず從つて之を殺すは、是れ勇を好むに非ざるなり、是れ勇を惡むなり。

と欲し、天下子を悅ばずば、天下子を殺して、子を以て不祥の言を施す者と爲さんと欲せん。子を悅ぶも亦子を殺さんと欲し、子を悅ばざるも亦子を殺さんと欲せん。是れ所謂（四二）經者の口は常の身を殺すものなり。子墨子曰く、子の言は惡ぞ利ならん、若し利する所なくして言はば是れ蕩口なり。

子墨子、魯陽の文君に謂つて曰く、今、此に一人あり、（四三）羊牛を（四四）饔人（四五）袒割して之を和す（四六）之を食ふも食ふに勝ふべからざるなり、人の餅を作るを見れば、則ち（四七）還然として之を竊んで曰く、余に食を與へよと。知らず耳目足らざる乎、其れ（四八）竊疾ある乎。魯陽の文君曰く、竊疾あるなり。子墨子曰く、楚、四境の田曠蕪して（四九）闢くに勝ふべからず（五〇）墟墟數千、入るに勝ふべからず。（而ル二）宋鄭の間邑を見て、則ち還然として之を竊む、此と彼と異なるか。魯陽の文君曰く、是れ猶ほ彼のごときなり、實に竊疾あるなり。

子墨子曰く、季孫紹、孟伯常と、魯國の政を治め、相信ずる能はずして、叢社に祝して曰く、苟くも我をして和せしめよと。是れ猶ほ其目を弇ひて叢社に祝して、苟くも我をして皆視しめよといふがごとし、豈に繆まらずや。

子墨子、駱滑氂に謂つて曰く、我れ聞く、子、勇を好むと。駱滑氂曰く、然り、我れ其鄉に勇士あり

【四二】人平常口の呼吸によつて活く、而して縊死者は此の口のために死す。
【四三】羊牛は美食を云ふ。
【四四】饔人は料理人。
【四五】袒割は料理する也。
【四六】食ふに多きをいふ。
【四七】還然は驚くさま。
【四八】竊疾は竊盜狂。
【四九】田の闢くべきもの猶ほ甚だ多き也。
【五〇】墟墟は間隙虛曠。

是れ（三五）述ぶるを好まずして作る者に異なる所なし。吾れ以爲らく、古の善き者は則ち之を述べ、今の善き者は則ち之を作るべしと、善の益多からんことを欲するなり。

巫馬子、子墨子に謂つて曰く、我は子と異なり、我は兼愛する能はず、我は（三六）鄒人を（三七）越人よりも愛し、（三八）魯人を鄒人よりも愛し、我が鄕人を魯人よりも愛し、我か家人を鄕人よりも愛し、我が親を家人よりも愛し、我が身を吾が親よりも愛す、我に近きが爲めなるを以てなり。我を擊てば則ち疾み、彼を擊てば則ち我に疾まず、我れ何の故にか（三九）疾む者を拂はずして、（四〇）疾まざる者を拂はん。故に我れ、彼を殺して以て我を利することあるも、我を殺して以て彼を利することなし。子墨子曰く、子の義將に匿さんとするや。抑も將に以て人に告げんとするや。巫馬子曰く、我れ何故に我義を匿さん、吾れ將に以て人に告げんとす。子墨子曰く、然らば則ち、（四一）一人子（說ノ）を悅ばば、一人子を殺して以て己を利せんと欲し、十人、子を悅ばば、十人、子を殺して以て己を利せんと欲し、天下子を悅ばば、天下子を殺して以て己を利せんと欲せん。一人子を悅ばずば、一人子を殺して、子を以て不祥の言を施すものと爲さんと欲し、十人子を悅ばずば、十人子を殺して、子を以て不祥の言を施すものと爲さん

【三五】述ぶるを好まず云々は唯述ぶるのみなる者は作るのみなる者と同じとの意。
【三六】鄒魯は並んで中國にあり。
【三七】越人は遠き南方の人。
【三八】巫馬子蓋し魯人にして主我論者なり。
【三九】疾む者は我の擊たるゝなり。
【四〇】疾まざる者は彼の擊たるゝ也。
【四一】則ち其說に從ひて、所謂彼を殺して以て利するの言を行はん。

に苟くも道あらば、狂を受くるも何ぞ傷まん。高石子曰く、石之を去る焉ぞ敢て道あらざらん。昔者夫子言へることあり曰く、天下無道なれば、仁士は厚きに處らずと。今、衞君無道なり、而るを其祿爵を貪ぼらば、則ち是れ我れ苟くも人の(二九)粻を啗ふとなすなりと。子墨子悅んで子禽子を召して曰く、姑らく此を聽けよ。夫れ義に背いて祿に向ふものは、我れ嘗つて之を聞く、祿に背いて義に向ふものは、高石子に於て之を見たりと。

子墨子曰く、世俗の君子、貧なるを、之を富むと謂へば則ち怒り、義なきを之を義ありと謂へば則ち喜ぶ、豈に悖らずや。

公孟子曰く、人に先んずるに則あり三のみ。子墨子曰く、孰か人に先んじて、則あり三のみと曰はん。(三〇)子未だ人の先有を知らず。(三一)後生(三二)子墨子に反きて而して反へる者あり(曰ク)我れ豈に罪あらんや、吾れ反ること後れたるのみ。子墨子曰く、是れ猶ほ三軍背失、後るゝの人賞を求むるがごとし。

公孟子曰く、君子(三三)作らず、述ぶるのみと。子墨子曰く、然らず、人の甚だ君子たらざる者は、古の(三四)善き者をば述べず、今の善き者をも作らず。其次の君子たらざるものは、古の善き者をば述べず、己に善あれば則ち之を作りて、善の己より出でんことを欲するなり。今、述べて作らざるは、

【二九】粻は秩祿の米。
【三〇】子未だ人の先有を知らず。此文義不明。
【三一】後生は後進の弟子。
【三二】子墨子に反きて而して反るとは一旦師門を去りしも再び戻りたること。
【三三】作るは自ら創むる也述ぶるは他に因りて祖述する也。
【三四】善き者は善き事也。

子墨子、魯陽の（二五）文君に謂つて曰く、大國の小國を攻むるは、譬へば猶ほ童子の（二六）馬を爲むるがごとし、童子の馬を爲むるは、足用つて勞す。今、大國の小國を攻むるや、攻めらるゝ者は、農夫耕やすを得ず、婦人織るを得ず、守を以て事と爲す。人を攻むるものも亦、農夫耕やすを得ず、婦人織るを得ず、攻を以て事と爲す。故に（二七）大國の小國を攻むるは、譬へば猶ほ童子の馬を爲むるがごとしと。

子墨子曰く、言の以て復んで行ふに足るものは之を常にし、以て擧げて行ふに足らざるものは常とする勿れ。以て擧げて行ふに足らずして之を常にするは、是れ（二八）蕩口なり。

子墨子、管黔敖をして高石子を衞に游ばしむ、衞君、祿を致す甚だ厚し、之を卿に設く。高石子三たび朝し、必ず言を盡くして言ふも、行はるるなし、去つて齊に之く。子墨子に見えて曰く、衞君、夫子の故を以て祿を致す甚だ厚く、我を卿に設く、石三たび朝し、必ず言を盡くす、而るに言行はるゝなし、是を以て之を去る、衞君乃ち石を以て狂と爲すなからんやと。子墨子曰く、之を去るに苟くも道あらば、狂を受くるも何ぞ傷まん。古は周公旦、管叔に非られ、三公を辭して、東、商奄に處るや、人皆之を狂と謂へるも、後世德を稱し、其名を揚げ、今に至るまで息まず。且つ翟之を聞く、義を爲すは、毀を避け譽に就くにあらずと。之を去る

〔二五〕文君は楚の平王の孫。
〔二六〕馬は竹馬を謂ふ也。
〔二七〕攻むる者亦自ら勞するをいふ。
〔二八〕蕩口は冗辯。

譽めざるは仁に非ざる也と。

子墨子曰く、(三二)和氏の璧、(三三)隋侯の珠(三四)三翮六翼此れ諸侯の所謂良寶なり、以て國家を富まし、人民を衆くし、刑政を治め、社稷を安んずべきか。曰く、不可なり、所謂良寶を貴ぶものは、其の以て利すべきが爲めにして、和氏の璧、隋侯の珠、三翮六翼は、以て人を利すべからず、是れ天下の良寶に非ざるなり。今、義を用て政を國家に爲せば、人民必ず衆く、刑政必ず治まり、社稷必ず安し。良寶を貴ぶ所爲のものは、以て民を利すべきにありて、義は以て人を利すべし。故に曰く、義は天下の良寶なりと。

葉公子高、政を仲尼に問うて曰く、善く政を爲さんには、之を若何ん。仲尼對へて曰く、善く政を爲すものは、遠きものは之を近づけ、(三五)舊きものは之を新たにすと。子墨子之を聞いて曰く、葉公子高は未だ其問を得ず、仲尼亦た未だ其對ふる所以を得ず。葉公子高、豈に善く政を爲すもの、遠きは近づけて舊きは新たにすることを知らざらんや、之を爲す所以は若何にすべきやを問ふ也。(孔子モ亦)人の知らざる所を以て人に告げずして、知る所を以て之に告ぐ。故に葉公子高は未だ其問を得ず、仲尼亦未だ其對ふる所以を得ざるなりと。

【三二】和氏の璧は楚人和氏が楚王に献ぜし明珠。

【三三】隋侯の珠は隋侯に助けられし大蛇の侯に報いんとて献ぜし珠。

【三四】三翮六翼は鼎を謂ふ、鼎の足中空なるを翮といひ鼎の耳の外に附けるを翼といふ。

【三五】故舊を待つこと新たなるが如くして厭くことなきをいふ。

しむること三升、之を客とすること厚からずと。子墨子曰く、未だ知るべからずと。幾何もなくして、十金を子墨子に遺つて曰く、(一七)後生敢て死せず、此に十金あり、願はくは夫子の用ひられんことをと。子墨子曰く、果して未だ知るべからざりしと。

巫馬子、子墨子に謂つて曰く、子の義を爲すや、人、汝が助くるを見ず、鬼、汝が富ますを見ず。而かも子の之を爲すは、狂疾あるならん。子墨子曰く、今、子をして、此に二臣あらしめんに、其一人は子を見て事に從ひ、子を見ざれば則ち事に從はず。其一人は子を見るも亦事に從ひ、子を見ざるも亦事に從はゞ、子誰れをか此の二人に貴ばん。巫馬子曰く、我れ其の我を見るも亦事に從ひ、我を見ざるも亦事に從ふものを貴ばん。子墨子曰く、然らば則ち子亦狂疾あるものを貴ぶなりと。

子夏の徒、子墨子に問うて曰く、君子も鬬ふことあるか。子墨子曰く、君子は鬬ふことなし。子夏の徒曰く、狗豨猶は鬬ふことあり、惡ぞ士にして鬬ふなきことあらん。子墨子曰く、傷ましい哉、言は則ち(一八)湯文を稱し、行は則ち狗豨に譬ふ、傷ましい哉と。

巫馬子、子墨子に謂つて曰く、今の人を舍てゝ先王を譽むるは、是れ(一九)槁骨を譽むるなり。譬へば匠人の若く然り、槁木を知つて生木を知らずと。子墨子曰く、天下の(二〇)生ずる所以のものは、先王の道の教ふるを以てなり、今先王を譽むるは、是れ天下の生ずる所以を譽むるなり、譽むべくして

【一七】後生は後輩、耕柱子自らいふ。敢て死せずは書信の套語なり。
【一八】湯文は二王。
【一九】槁骨は枯骨。
【二〇】生は生養。

り、聖人をして其良臣と其傑相とを聚めて謀らしむとも、豈に能く數百歳の後を知らんや、而かも鬼神は之を知る。是の故に曰く、鬼神の聖人より明智なる、猶は聰耳明目の聾瞽におけるがごとしと。

(一三)治徒娯、縣子碩、子墨子に問うて曰く、義を爲すこと、孰れをか大務と爲すと。子墨子曰く、譬へば牆を築くが若く然り、能く築くものは築き、能く壤を實するものは壤を實し、能く睎るものは睎る、然る後牆成るなり。義を爲すも猶ほ是のごとし、能く談辯するものは談辯し、能く書を説くものは書を説き、能く事に從ふものは事に從ひ、然る後、義の事成るなりと。

巫馬子、子墨子に謂つて曰く、子天下を兼愛するも、未だ利なりと云はず、我れ天下を愛せざれども、未だ賊なりと云はず、功(一四)皆未だ至らざるなり。子何ぞ獨り自ら是として、我を非とするや。子墨子曰く、今此に(一五)燎者あらんに、一人は水を捧げて將に之に灌がんとし、一人は火を操りて將に之を益さんとし、功皆未だ至らず、子何れをか二人に貴ぶ。巫馬子曰く、我れ彼の水を捧ぐるもの丶意を是として、夫の火を操るもの丶意を非とす。子墨子曰く、吾も亦吾が意を是として、子が意を非とするなりと。

【一三】治徒娯、縣子碩は二人の墨者。
【一四】皆は二人とも。
【一五】燎者は火を放つもの。
【一六】之は二三子。客とするは待遇をいふ。

子墨子、耕柱子を楚に游ばしむ。二三子之を過ぐ、(耕柱子)之に食はしむること三升、(一六)之を客とすること厚からず。二三子、子墨子に復して曰く、耕柱子楚に處るも益なし、二三子之を過ぐ、之に食は

(一)耕柱 第四十六

子墨子、(二)耕柱子を怒る。耕柱子曰く、我れ人に愈ること毋からん乎。子墨子曰く、我れ將に(三)大行に上らんとせんに、驥と牛とを駕せば、子將に誰をか驅らんとする。耕柱子曰く、將に驥を驅らん。子墨子曰く、何故にか驥を驅る。耕柱子曰く、驥の以て責むるに足るを以てなり。子墨子曰く、我れ亦、(四)子を以て責むるに足ると爲すと。

(五)巫馬子、子墨子に謂つて曰く、鬼神は聖人の明智に孰與れぞ。子墨子曰く、鬼神の聖人よりも明智なる、猶ほ聰耳明目の聾瞽におけるがごとし。昔は夏后開、蜚廉をして金を山川に折らしめて、之を(六)昆吾に(七)陶鑄す、是に益をして雉を斮らしめ、已に(八)白若の龜に卜せしむ。曰く、鼎成り、四足にして方、炊がずして自ら烹え、(九)擧げずして自ら藏まり、遷さずして自ら行く、以て昆吾の墟に祭る、(一〇)尚はくは饗けよと。已にして又(一一)兆の由を言ふ、曰く、饗けたり、(一二)蓬蓬たる白雲、一南一北、一西一東、九鼎既に成り、三國に遷ると。夏后氏之を失ひ、殷人之を受け、殷人之を失ひ、周人之を受く。夏后、殷、周の相受くるや數百歳な

【一】墨子の語を雜錄す。
【二】耕柱子は墨子の弟子。
【三】大行は山名。
【四】人に愈る所あるが故に怒ることあるなり。
【五】巫馬子は儒家の一人。
【六】昆吾は地名。
【七】陶鑄は鼎とする也。
【八】白若は龜の名。
【九】擧ぐは舁ぐ也。
【一〇】冀はくは、鬼神、之を享けよ。
【一一】由は繇也、兆の由は卦兆の辭。
【一二】蓬蓬は雲盛なる貌。

國に居れば則ち國に居ると爲すも、國に一宅を有つも、國を有つと爲さず。桃の實は桃なるも、(一六)棘の實は棘に非ざるなり。人の病を問ふは人を問ふなるも、人の病を惡むは人を惡むに非ざる也。人の鬼は人に非ざるも、兄の鬼は兄なり、人の鬼を祭るは、人を祭るに非ざるも、兄の鬼を祭るは、乃ち兄を祭る也。馬の目眇なるを則ち之を馬眇といふも、馬の目大なるを之を馬大とは謂はず。牛の毛黄なるを則ち之を牛黄と謂ふも、牛の毛の衆きを之を牛衆とは謂はず。一馬も馬、二馬も馬なるも、馬四足なりとは、一馬にして四足なるなり、兩馬にして四足なるには非ず。(一七)馬或は白しとは、二馬にして或は白きなるなり、一馬にして或は白きに非ず。此れ乃ち一は是にして、一は非なるものなり。

【一六】棘の實は棗といふ、故にしかいふ。

【一七】馬或は白しとは、二馬中の執れか白きをいふものにして、一馬の斑なるをいふには非ず。

くせんに、世は彼あるも自ら非とせざるに、墨者は此あるときは之を非とするあるは他の故なし、所謂(一四)內膠し外閉づるものか、心に空なければか、內膠して解けざる也。此れ乃ち是にして然らざる者也。夫れ且に書を讀まんとするは書を讀むに非ざるも、書を讀むを好むは書を好む也。且に雞を鬭はさんとするは雞を鬭はすに非ざるも、雞を鬭はすを好むは雞を好む也。且に井に入らんとするは井に入るに非ざるも、且に井に入らんとするを止むるは、井に入るを止むるなり。且に門を出でんとするは門を出づるに非ざるも、且に門を出でんとするを止むるは、門を出づるを止むる也。世相與に之を是とせん。若し是くの若ければ、且に夭せんとするは夭するに非ざるも、壽夭命あるは命に非ず、有命を執るに非ざるは命に非ざるや難なし。此と彼と類を同じうせんに、世は彼にして自ら非とせざるあるを、墨者此あるときは之を非とするあるは、他の故なし、所謂內膠し外閉づるものか、心に空なければか、內膠して解けざる也、此れ乃ち是にして然らざるものなり。

人を愛するは、周く人を愛するを待つて後人を愛すと爲す、(一五)人を愛せざるは、周く人を愛せざるを待たず、周く愛せざるも因て人を愛せずと爲す。馬に乘るは、周く馬に乘るを待たずして然る後馬に乘ると爲す、馬に乘るあるを、因つて馬に乘ると爲す、馬に乘らざるに至るに逮んでは、馬に周く乘らざるを待ちて後馬に乘らずとなす。此れ一は周くして一は周からざるものなり。

【一四】內膠は不靈なるなり。膠は膠固。

【一五】一人を愛せざるも亦人を愛せずといふべし。

る所以は必ずしも同じからず。其の之を取るや之を取る所以あり、其の之を取るや同じきも、其の之を取る所以は必ずしも同じからず。是の故に（二）譬、侔、援、推の辭は、行いて異に、轉じて詭はり、遠くして失ひ、流れて本を離る。則ち審かにせずんばあるべからず、常に用ふべからざる也。故に言、多方殊類異故なれば則ち偏觀すべからず。

夫れ物或は乃ち是にして然り、或は是にして然らず。或は一は周く一は周からず。或は一は是にして一は非也。白馬も馬なり、白馬に乗るは馬に乗るなり。驪馬も馬なり、驪馬に乗るは馬に乗るなり。（三）獲も人なり、獲を愛するは人を愛するなり、臧も人なり、臧を愛するは人を愛するなり、此れ乃ち是にして然るものなり。獲の親は人なるも、獲が其親に事ふるは、人に事ふるに非ざる也。其弟美人なるも、弟を愛するなり。美人を愛するに非ざるなり。車は木なるも、車に乗るなり、木に乗るに非ざる也。船は木なるも、船に入るなり、木に入るに非ざる也。盗は人なるも、盗多きは人多きに非ずして、盗なきは人なきに非ざる也。奚を以てか之を明かにする、盗多きを惡むは人多きを惡むに非ずして、盗なきを欲するは人なきを欲するに非ざるなり、世相與に共に之を是とせん。若し是くの若ければ、則ち盗は人なりと雖も、盗を愛するは人を愛するに非ずして、盗を愛せざるは人を愛せざるに非ず、盗を殺すは人を殺すに非ざるや、（三）難なし。此と彼と類を同じ

【二】譬侔援推は同なるが如くして實は異なることあり。察せざれば論理的錯誤に陷るべきを云ふ。

【三】臧獲は奴婢の賤稱。

【三】難は異論。

(一)小取第四十五

夫れ辯は、將に以て是非の分を明かにし、治亂の紀を審かにし、同異の處を明かにし、名實の理を察し、利害を處し、嫌疑を決せんとす。萬物の狀を摹略し、群言の比を論求し、名を以て實を擧げ、辭を以て意を抒べ、(二)說を以て故を出だす。類を以て取り、類を以て予ふ。諸を己れに有して、(三)諸を人に非とせず、諸を己れに無くして、諸を人に求めず。(四)或はとは、盡さゞる也。假にとは、(五)今然らざる也。效とは、之を法と爲す也。效ふ所とは、之が法を爲す所以也。故に效に中れば則ち是なり、效に中らざれば則ち非なり、此れ效なり。譬とは、他物を擧げて以て之を明かにする也。侔とは、辭を比べて俱に行く也。(六)援とは、子然り我奚ぞ獨り以て然るべからざらんと曰ふなり。(七)推とは、其の之を(八)取らざる所を以て、(九)其取る所のものに(一〇)同じくして之を予ふるなり。是れ猶ほ謂ふがごとしとは、同じき也。吾れ豈に謂はんとは、異なるなり。夫れ物、同を以てして否なるあり。率遂に同じきは、辭の侔しきや至る所あつて止まるなり。其の然るや然る所以あり、其然るや同じきも、其然

【一】辯の法を述べて論理を明にするを說く。
【二】理由を說明する也、類は比類。
【三】人の無きを非らざる也。
【四】或は疑ふ辭なり、故に未だ盡くさざるを表す。
【五】尙未だ行はざるなり。
【六】援引して證とする也。
【七】推は彼を推して此を察するなり。
【八】之を取らざる所は彼也。
【九】其の取る所は此也。
【一〇】同じくすは彼を此に同じとなす也。

す、其類は江上の井に在り。己の譽むべきを爲さざるや、其類は獵走に在り。人を愛するの譽の爲めに非ざる、其類は逆旅に在り。人の親を愛する其親を愛するが若き、其類は官笱に在り。兼愛相若き一愛相若くこと、其類は死に在り。

ず。二子親に事へ、或は（二五）熟に遇ひ或は（二六）凶に遇ふも、其の親や相若く、彼の其行の益す加はるにも非ず、外勢は能く吾が利を厚うするものなし。『長人と短人との同じきは、其貌同じきものなるが故に同じ。指の人に於けると首の人に於けると異なるは、人の體は一貌の者に非ざるが故に異なり。劍を將つと劍を挺くとは異なるは、劍は形貌を以て命ずるものなれば、其形一ならざるが故に、異なり。楊木の木と桃木の木とは同じ。諸の以つて量數を擧げて命ずるに非ざるものは之を取つて盡く是なり。故に一指は一人に非ざるも、一人の指は乃ち是の一人なり。方の一面は方に非ざるも、方木の面は方木なり。』夫れ辭は故を以て生じ、理を以て長じ、類を以て行ふ者、辭を立てて其生ずる所に明ならざるは妄なり。今人、道に非ざれば行ふ所無し、强股肱ありと雖ども道に明ならざれば、其困しむや立つて待つべきなり。』夫れ辭は類を以て行ふ者也、辭を立てゝ其類を明かにせざれば則ち必ず困しむ。故に浸淫の辭は其類鼓栗に在り。聖人は天下を爲むるや、其類は追迷に在り。或は壽或は（二七）卒、其の天下を利するや相若く、其類は（二八）礜石にあり。一日にして百萬生ずるも愛厚きを加へざる、其類は害を惡むに在り。上世を愛するに厚薄あれども二世を愛するは相若く、其類は蛇文に在り。愛の相若ける擇んで其一人を殺す、其類は阬下の鼠に在り。小人と大人と行の厚き相若く、其類は申に在り。凡そ利を興し害を除く、其類は漏甕に在り。親に厚きは行に稱はざれども、行に類

【二五】熟は豐年。
【二六】凶は凶歲。
【二七】卒は夭死を云ふ。
【二八】礜石は毒石也、能く鼠を殺すも蚕之を食へば肥ゆ。

ものは皆是れなり。諸の形貌を以て命ずるものは、山邱室廟の若きものは皆是れなり。知ると意ふとは異なり。重同、具同、連同、同類の同、同名の同、同根の同、(一六)丘同、附同、是の同、然の同、非とするの異あり、然らずとするの異あり、其異あるは、其同爲なり、其同の爲に異なり。』一に曰く、乃ち是として然りとす。二に曰く乃ち是として然らずとす。三に曰く(一七)遷、四に曰く(一八)强、子其深を深とし、其淺を淺とし、其益を益とし、其(一九)尊を尊とす、盜の此室に止るを察するは、指に因て盜を得、盜の聲を察して名を端すは情に因て得。匹夫の惡を辭するもの、人其情を以て得る有り、諸の遭執する所にして生を惡まんと欲する者は、人必ずしも其情を以て得ず。』聖人の(二〇)撫汩や、仁にして利愛無し、(二一)利愛は慮に生ず、昔者の慮は今日の慮に非ず、昔者の人を愛するは今の人を愛するに非ず。(二二)獲を愛するの、人を愛するは、獲の利を慮るに生じて、獲の利を慮るは、(二三)臧の利を慮るに非ず、而かも(二四)臧を愛するの、人を愛するは、乃ち獲を愛するの、人を愛するなり。其愛を去つて天下利とせば去らざる能はず。昔の嗇を知るは、今日の嗇を知るに非るなり。藉臧や死して天下害とせば、我の臧を持養するや萬倍せんも、吾が臧を愛するや厚きを加へず。』貴きこと天子たるも其の人を利するは匹夫よりも厚から

【一六】丘は區と同じ、區域を同じくするを云ふ。
【一七】遷。昔は是にして今は非とす。
【一八】强。貌は是にして情は非とす。
【一九】尊は撙也、損と同じ。
【二〇】撫汩は撫循すること。
【二一】利愛は自ら私するの心に生ず。
【二二】獲は婢也。
【二三】臧は奴也。
【二四】獲を愛するも人を愛する也、臧を愛するも人を愛する也、其人を愛すること同じ。

を愛することを學ぶ、小圓の圓と大圓の圓と同じ、尺に至らざるの至らざると、千里に至らざるの至らざると異ならざるも、其至らざること同じきは遠近の謂ひなり。是れ(一三)璜なり。是れ玉なり。楹を意ふは木を意ふに非ず、是の楹の木を意ふなり。人の指を意ふは、人を意ふに非ず。獲を意ふは乃ち禽を意ふなり。(一四)志功は以て相從ふべからず、人を利するは其人の爲めにするに非るなり。人を富ますは其人の爲めにするに非ざる也、爲めにする有つて以て人を富ます、人を富ますや人を治めて又鬼の爲めにす。賞譽一人を利すと爲す。賞譽人を利するを爲すに非ざるなり、亦人を賞譽するなきに至らず。親の一利未だ孝たらざるを知るも亦己の親を利するを爲さゞるに至らず。是の世の人あるを知るも、盡く是の世を愛す、是の室の盜あるを知るも、盡く是の室を惡まず、其一人の盜なるを知るも盡く是人を惡まず、其一人の盜と雖も苟も其在る所を知らざれば、盡く其朋を惡むなり。』諸の聖人の先にする所は、人の爲めに名實を效すにあり、實は必しも名ならず、苟も是の石や白くば、是石を取るや盡く白と同じ。是石や大と雖も大と同じからざるは、是れ謂はしむることあれば也。形貌を以て命ずる者は、必ず是の某なるを智る、乃ち某を知るなり、形貌を以て命ずべからざる者は、是の某なるを知らずと雖も、某を知るというて可なり。諸の(一五)居運を以て命ずる者は、苟くも其中に入るものは皆是れなり、之を去らば因りて非なり。諸の居運を以て命ずるものは、鄕里齊荆の若き

【一三】璜は半璧。

【一四】志は成さんとする意嚮、功は成されたる結果也、二者必ずしも相伴はず。

【一五】居運は居住運徙。

盗の天下に加ふるを爲すを惡みて、盗を惡むも天下に加へざるが若し。人を愛するは己に外ならず、己も愛せらるる所の中に在り。己れ愛せらるる所に在り、愛は己に加はる。倫列の人を愛するは己を愛するなり、臧の己を愛するは、己の人たるを愛するが爲に非るなり。厚は己を外にせず、愛に厚薄なし、己を譽むるは賢に非ざるなり。『聖人は(其身ヲ自重シ)疾病を惡むも(人ノ爲メニ)危難を惡まず、體を正しくして動かざるは、人の利を欲するなり、人の害を惡むに非ざる也。聖人其室の爲に之を臧せず、故に臧に在り。聖人子たるの事を得ず、聖人の法。死すれば親を忘るるは、天下の爲めにする也、親に厚うするは分なり、已に死すれば之を忘る。體竭きて利を興す厚薄あつて、之を倫列するなし、利を興すは己の爲めにするなり、天下の利として驩ぶ。』語經とは、經を語る也。白馬を非とし、駒を執るに、說あらば之を求めん、說なければ非なり、犬を殺すの犬なきは非なり。三つのもの畢く具はつて、然る後以て生ずるに足る。』利を義とし害を不義とするは、(二)志功辯をなす。有た秦馬に於てするあり、有た馬に於てするあり、來者の馬を智る也。來世を愛すると寡世を愛すると相若き、兼て之を愛する又た相若く。上世を愛すると後世を愛すると、一に今世の人の若し。鬼は人に非ざれども、兄の鬼は兄なり。聖人は愛あつて利なしと、俔へて曰く之の言や乃ち客の言なりと。(三)天下人無し、子墨子の言や猶ほ在り。』臧を殺すを意ふは、臧を殺すに非ず。盗を殺すを意ふは盗を殺すに非ず。凡そ人

【二】志は動機也、義をいふ。功は目的也、利害をいふ。

【三】人を視る己の如き也兼愛をいふ。

て以て天下を利するを非とするなり、己を殺して以て天下を存するは、己を殺して以て天下を利するを是とするなり、事爲の中に於て輕重を權る、之を求と謂ふ、之を爲すを求むるは之を爲すには非ざるなり。『利の中に大を取り害の中に小を取るは、義を爲すを求むるも、義を爲すには非ざるなり。正しくすべからずして之を正しくす。』暴人の爲めに天の是たり而して性なるを語るも、暴人の爲めに天の非たるを歌ふなり。諸〻の陳執、既に爲す所あるを、我れ之が陳執をなせば、陳執の爲す所にして吾が爲す所に因るに非ざるなり。若し陳執未だ爲す所あらざるを、我れ之が陳執をなせば、陳執は吾が爲す所に因る。暴人我が天の、人の非を以て是となして而して性なりと謂ふと謂ふ。』利の中に大を取るは已むを得ざるに非る也、已むを得ずして之を欲するは之を欲するに非るなり、害の中に小を取るは已むを得ざる也。

（九）未だ有らざる所にして焉を取るは、是れ利の中に大を取るなり、（一〇）既に有る所に於てして焉を棄つるは、是れ害の中に小を取るなり。『義厚くすべければ之を厚くし、義薄くすべければ之を薄くす、之を德行を倫列すと謂ふ。君上老長親戚は此れ皆厚くすべき所なり、長の爲めに厚くするも幼の爲めに薄くせず、親み厚ければ厚くし、親み薄ければ薄くす、親は至るも薄は至らず。義親きに厚くするは行に稱はざれども行に類す。」天下の爲めに禹に厚くするは禹の爲めにする也、乃ち禹の人を愛するが爲めなり。禹の天下に加ふるが爲め、禹に厚くするも天下に加へざる、

【九】未だ有らざる所にして焉を取る。故に已むを得ざるに非ず。

【一〇】既に有る所に於てして焉を棄つ。故に已むを得ず。

(一)大取第四十四

天の人を愛するや、聖人の人を愛するより(二)薄く、其の人を利するや、聖人の人を利するより(三)厚し。大人の小人を愛するや、小人の大人を愛するより(四)薄く、其の小人を利するや、小人の大人を利するより厚し。』(五)臧を以て其親の爲めにすとして之を愛するも、其親を愛するに非ざる也、臧を以て其親の爲めにすとして之を利するも其親を利するに非ざる也。』(六)樂を以て其子を利するとして其子の爲めに之を欲するは、其子を愛するに非るなり、(七)樂を以て其子を利するとして其子の爲めに之を求むるは、其子を利するに非ざる也。』所體の中に於て輕重を權る、之を權と謂ふ、(八)權とは是を爲すに非ざる也、亦非を爲すに非ざる也、權は正なり。』指を斷つて以て腕を存す。』利の中には大を取り、害の中には小を取るなり。害の中に小を取る者は、害を取るに非ず、利を取るなり。其の取る所のものは人の執る所なり。』盜人に遇ひて指を斷ちて以て身を免かるゝは利なり、其の盜人に遇ふは害なり。指を斷つと腕を斷つと、天下に利するは相若きて擇ぶことなし。死生の利も一の若きときは擇ぶなきに非るなり、一人を殺して以て天下を存するは、一人を殺し

【一】大取小取二篇蓋し經の餘論、廣く譬喩を取るを以てかく名づく。
【二】薄きは私なければ也。
【三】私なきを以て厚し。
【四】薄きは私なければ也。
【五】臧獲即ち奴隷。
【六】樂は音樂。
【七】以上の數句は人を愛し人を利するにも幾多の種類あるを論ず。
【八】權は是非にあらず。

を相爲さず、愛せらるゝと利せらるゝと亦外內を相爲さず、其の仁は內、義は外なりと謂ふは、愛すると利せらるゝとを擧ぐる也。是れ狂擧也、左目出で右目入るが若し。

學とは、以て學を知らざるの益なしとなすや、故に之を告ぐるは是。學の益なきを知らしむるなり。是の敎や、學を以て益なしとするなり、敎は悖る。

論誹とは、誹の可不可は、理の誹るべきを以てす、多く誹ると雖も其誹は是也。其理非とすべからざれば、少く誹ると雖も非也。今や謂ふ、多く誹るは不可と。是れ猶は長を以て短を論ずるがごとし。誹を非とするは己の誹るに非る也。誹を非とせざるは、非とすべきに非る也。非とす可からざる也。是れ誹を非とせざる也。

【五三】是を是とせざる云々は文義不明。

物甚だ長、甚だ短とは、是より長きはなく、是より短きは莫きなり。是なれば是なり、是に非ざるものは、是より甚しきは莫きなり。

高下を取るに、善不善を以て度となす、山澤の若くならず。下に處るは上に處るよりも善なるは、下は所謂上なれば也。

(五三)是を是とせざるも則ち是は且に是ならんとす。今の是は是に文りて、是に於てせず、故に是は文らず、是は文らざれば、則ち是にして文らず。今の是は是に文らずして、文是に與ふ。故に之と是の不文とは說を同じくする也。

が若し。外は親智なり、室中は說智なり。以て悖を爲すは不可なる也。之人の言可にして、是れ悖らざれば、則ち是れ可ある也、出入の言不可なれば、以て當つれば必ず當らず。

唯とは、是を虎と謂ふに可なりとするも、猶ほ之れ夫の虎に非る也。彼の是を是と謂ふ、謂ふ可らざる者は其謂に唯なる毋し。彼れ猶ほ其謂に唯なれば、則ち吾が謂行はれ、彼れ若し其謂に唯ならざれば、則ち行はれざる也。

【五一】南なしとは、窮あれば則ち盡くす可く、窮なければ則ち盡くす可らず。窮あると窮なきと未だ知る可らざれば、則ち盡くす可きと盡くす可らざると、未だ知る可らず。人の之を盈たすと否と未だ知る可らざるに、人の盡くすべきを必し、人の盡くす可きと盡くす可らざると亦未だ知る可からざるに、人の盡く愛すべからざるを必するは悖る。人若し窮りなきに盈たざれば則ち人窮りある也、(之)盡くすに窮りあるを盡くすや難なし。盈窮りなば則ち窮まりなきこと盡くる也。盡くすに窮りあるを盡くすこと、難なし。

一一に其數を知らず、惡ぞ民を愛するの之を盡くすを知らん。或は其問に遺るるも、盡く人に問へば、則ち盡く其の問ふ所を愛す。若し其數を知らずして、愛の之を盡くすを知るは、難なし。仁とは、【五二】仁は愛也、義は利也。愛利は此也。愛せらるゝと利せらるゝとは彼也。愛すると利すると內外

【五一】南なし。莊子に曰ふ、惠施曰く、南方窮なくして窮ありと。
【五二】仁云々は告子の說也、孟子に見ゆ。

ば可なり、則ち或は牛に非ずして牛なりとするも可。故に牛馬は牛に非ざる也と曰ふは未だ可ならず。牛馬は牛也と未だ可ならず。則ち或は可とし或は不可として、牛馬は牛也と曰ふを未だ可ならずとするも亦不可。且つ牛二ならず、馬二ならずして、牛馬は二。則ち牛は牛に非ざるにあらず、馬は馬に非ざるにあらずして、牛馬は牛に非ず馬に非ずとは、難なし。

彼とは、名を正せば彼此なり。彼と此とは可、彼を彼とするは彼に止まり、此を此とするは此に止まる。彼此とは不可、彼は且に此ならんとす。彼此とは亦可、彼此は彼此に止まる。是の若くにして彼此なれば、則ち彼も亦且に此を此とせんとす。

唱ふるに偶無ければ、用ふる所なし、稗の若し、和するに偶無きは、使しむる也、已むを得ず。唱へて和せざるは、是れ學ばざる也、智少くして學ばず、必ず功寡し、和して唱へず、是れ敎へざる也。智にして敎へず、功適に息む。人をして人の衣を奪はしむ、罪或は輕く或は重し。人をして人に酒を予へしむ、或は厚く或は薄し。

外に在る者の知らざる所を聞くに、或は曰く、室に在る者の色は是の其の色の若しと曰ふは、其色は是れ知らざる所知る所の若き也。猶は白と黑とのごとし。誰か勝つ、是の其色の若しとせば、若き白は必ず白し、今や其色の若く白の若きを知る。故に其白きを知る也。夫れ名は明にする所を以て知らざる所を正すなり、知らざる所を以て明かにする所を疑はず、尺を以て、知らざる所の長さを度る

半を斫るに非ずとは、進んで前に取る也、前なれば則ち、中なるもの半をなすなきこと猶は端のごとし、前後に取れば則ち端は中也。斫るに必ず半なれば、與に半に非ざる毋し、斫るべからざる也。

無かるべしとは、已に然らば、嘗つて然り、無かる可らざる也。久しうして窮まる有るも窮まる無きなり。

正丸は處る所として中懸に中らざる所なし、（四九）摶なれば也。

區宇とは、偏く擧ぐ可からざるは宇也。進行する者は先づ近きに敷り、後に遠きに敷る。行くとは、必ず近を先にして、遠を後にす。

遠近は（五〇）脩也、先後は久也。民の行くこと脩きときは必ず久しきを以てす。

【四九】摶は圓と同じ。
【五〇】脩は處を以ていふ。久は時を以ていふ。

一方盡く類す、倶に法ありて異なり。或は木或は石、其方の相合ふを害せざる也。盡く類するは方に由る、物倶に然るなり。

牛の性馬と異なりと雖も、牛に齒あり、馬に尾あるを以て、牛の馬に非ざるを說くは不可・是れ倶有にして、偏く有らず、偏く有ることなければなり、牛と馬と類せずと曰ふ、牛の角あり馬の角なきを以てす、是れ類の同じからざる也。若し牛に角あり馬に角なきを擧げて、是を以て類の同じきとせば是れ狂擧也。猶は牛に齒あり、馬に尾あるがごとし、或は牛に非ざるにあらず而た牛に非ずとすれ

用ひて後已まんとするは、必ず工を用ひて後已むなり。

均とは、髮均しく懸かるなり。輕重ありて髮絶ゆるは、均しからざれば也。均しければ、其絶ゆるや絶ゆるなし。

堯と鶴とあり、或は（四六）名を以て人に視し、或は（四七）實を以て人に視す。友の富高たるを擧ぐるは、是れ名を以て人に視す也。是の鶴を指すは、是れ實を以て人に視す也。堯の義や、是の聲は今に於てし、義とせらるゝの實は古に處る、殆んど城門に於けると臧に於けるとの若し。

狗とは、狗は犬也、之を犬を殺すと謂ふは可、兩髀の若し。

使とは令使也、義を以て使ふは義、義を以て使はざるも亦使は義。假ること義なるも亦使、義ならざるも亦使は假なり。

荆の沆は、荆の有なるも、則ち沆の淺きは荆の淺きに非ざる也。

五と一とを易ふる若し、楹と（四八）摶とを以て之を見る、其の意に於けるや易らず、知ることなくして意想也、楹の萩よりも輕きが若きも、其の意に於けるや洋然。

鍛と椎と錐と、倶に履に事あるとき、用ふ可き也、縮履を成して椎に遇ふと、椎を成して縮履に遇ふと同じ、遇仵也。

一とは、五に一あり、一に五あり、十に二あり。

【四六】堯といふは名也。
【四七】鶴と云ふは實也。
【四八】摶は束木。

少しく適するも、是れ誰をか愛するや、多粟を嘗むるに、或者は能く傷ふあらざらんことを欲するも、酒の人に於けるが若し、且つ人を怒らし人を利せんとす。是れ誰をか愛する、則ち唯給らざらんことを恐る。

飽者を損して餘を去れば、適足して害あらず、而して飽は害あり、(四二)傷麋の髀なきが若し、且つ損ありて後益すは瘧病の人の瘧に於けるが若し。

(四三)智は目を以て見て、目は火を以て見て、火は見ず、惟五路を以てすれば、智久しきも當らず。

目を以て火を見、火を以て火を見るが若し、火の熱するを謂ふも、火の熱を以てするに非ず。

我れ此の視て知ると曰ふあらば、知る所と知らざる所とを雜へて之を問へ。則ち必ず曰ふ是は知る所也。是は知らざる所也と。(四四)取去倶に之を能くするは、是れ兩ながら之を知る也。

無とは、馬無きが若し、則ち之れ有りて後無し、失陷なきは則ち之れ無くして無し。

(四五)推疑とは謂れなき也。臧や今死して養や之を得、之死するも可。

且にとは、猶ほ是のごとき也。且然は、必然なり。且に已まんとするは、必ず已むなり。且に工を

【四二】麋は祭に供すれども其髀は祭俎に登らざるを云ふ。
【四三】文義不明。
【四四】知るを取り知らざるを去るなり。
【四五】文義不明。

能はず、欲する所指傳へず、意未だ悅ばざるが若し。且つ其の知る所も是に、知らざる所も是ならば、則ち是の智と、是の不智と、惡ぞ一たるを得ん。謂つて知るあり知らざるありと謂ふ。惷なる所あれば、其勢固より指す可からざる也。逃臣は其處を知らず、狗犬は其名を知らず、遺す者は巧みなるも綱する能はざる也。

智とは、狗を知る。重は犬を知る。知らざれば則ち過ち、重ねざれば則ち過たず。

通とは、問者曰く、子、(三七)騾を知れりや、之に應じて曰く、騾とは何の謂ぞや、彼曰く騾なりと、則ち之を智る。若し騾とは何の謂ぞと問はずして徑ちに應ずるに知らざるを以てせば、則ち過てり、且つ問へば必ず應ず、之に問ふの時、若く應ず、其應ずるに深淺あり。

人、堂中に在り、其人其所、(三八)室堂は存する所也、(三九)茅子は存せらるる者也。存せらるる者に據りて室堂の惡くに存する所と問ふと、室堂を主として存せらるる者の孰れに存するを問ふと。是れ一は存せらるる者を主として以て存する所を問ひ、一は存する所を主として以て存せらるる者を問ふ。

(四〇)五合とは木、火を生じ、火(四一)離きて燃ゆ。火の金を鑠かすは、火多ければ也。金の炭を靡するは金多ければ也。之を合すれば水を成し、木は土に離く。

麋と魚との數を識るが若し。惟だ利する所のみにして欲惡無し。生を傷ひ壽を損する、假とへ以て

【三七】騾は驢と馬との混血。
【三八】室堂は所也。
【三九】茅子は人也。
【四〇】五合は五行相合ふ也。
【四一】離は附くなり。

軍に在るときは其〔三四〕死生を必せず。生きて戰を聞くも亦其〔三五〕生を必せず。前には懼れず、今や懼る。

〔三六〕域とは是の此に在らざるを知る也。又是の此に在らざるを知る、然して此を南北と謂ふ、過ぎて以已に然りと爲す。始や此を南方と謂ふ。故に今や此を北方と謂ふ。

智りて之を論ずるは、智に非ず、已むなきなり。

謂とは、謂ふ所同に非ざれば則ち異なる也。同なれば則ち或は之を狗と謂ひ、其れ或は之を犬と謂ふ也。異なれば則ち或は之を牛と謂ひ其れ或は之を馬と謂ふ也。倶に勝つなし、是れ辯ぜざる也。辯とは、或は之を是と謂ひ、或は之を非と謂ひ、當るもの勝つ也。

讓るなしとは、酒なり、未だ讓らざるは、殆ければなり。

石に於ては一也、堅白は二にして石に在り、故に知るあり、知らざるあるは、可。

指すあり、子是を知りて又た是の吾が擧ぐる所を知るは重。則ち子是を知りて吾が擧ぐるなき所を知らざるは是れ一。知るあり知らざるありと謂ふは、可。若し之を知れば則ち當に之を指すべし、知りて我に告ぐれば則ち我も之を知る。兼ねて之を指せば已に二也。衡に、之を指せば、參直なり。若し必ず獨り吾が擧ぐる所を指して、吾が擧げざる所を擧ぐるなしと曰はゞ、則ち指は固より獨り指す

【三四】死生を必せず、故に懼れず。
【三五】死すること無きを保せず、故に懼る。
【三六】方に定位なく、身のある處を卽ち中とするをいふ。

上る者權重く、盡くれば則ち挈を墜す。

兩輪高く、兩輪、(二七)輲をなすは車梯也。其前を重くし其前を引く、載ち其(二八)胡を引く、是れ梯なり。挈げ且つ挈ぐれば則ち行く。凡そ重とは、上、挈げず、下、收せず、旁、扡かざれば、則ち下直なり。(二九)拖とは之を害するあるなり、流る。梯する者流るゝを得ざるは直なればなり也。

今や石を平地に廢き重きも下らざるは、踦なければ也。若し夫れ繩の胡を引くや、是れ猶舟中より(三〇)横を引くがごとし。倚倍拒堅邪倚なれば則ち正しからず、唯石を幷せ石を累ねる耳、(三一)寢を夾む者は柱なり、方石地を去ること尺、石を其下に關し、絲を其上に懸け、適に方石に至つて下らざらしむるは柱也、絲に膠き石を去るは挈也、絲絕ゆるは引也。

未だ變せずして名易はるは反也。買とは(三二)刀糴買を相爲すなり、刀輕ければ則ち糴貴からず、刀重ければ則ち糴易からず、(三三)王刀變ずるなくして糴には變あり、歲ごとに糴を變ずれば則ち歲ごとに刀を變ず、子を鬻ぐ若し。

買盡くとは、盡く其の讐れざる所以を去る也、其讐れざる所以去れば則ち讐ること正に買するなり。宜しきと宜しからざるとは正に欲不欲なり、敗邦室を鬻ぎ、子を嫁して子無きが若し。

【二七】輲は卑輪をいふ。
【二八】胡は車前に垂れて地に拄ふるもの。
【二九】拖は斜也、直ならざる也。
【三〇】横は舟前の横木。
【三一】寢は寢室を云ふ。
【三二】刀は泉刀、錢也、糴は穀を買ふ也。
【三三】王刀は錢の私鑄ならざるものを云ふ。

影就けば倶に當り、去るも亦た當る、倶によりて比す。鑒せらるゝ者の倶は、鑒に於て鑒せざる所なく、影の倶は無數にして、必ず正を過ぐ、故に同じく處り其體は倶なるも、然れども鑒は分る、鑒の中の內は、鑒せらるゝ者中に近ければ、則ち鑒みる所大に、影も亦大、中に遠ければ則ち鑒みる所小に、影も亦小。而して必ず正は、中に起りて正に緣りて長く其れ直也。中の外は、鑒せらるゝ者中に近ければ則ち鑒みる所大に、影も亦大、中に遠ければ則ち鑒みる所小に、影も亦小にして必ず(二二)易、中に合して長く其れ直也。

　鑒とは。鑒せらるゝ者近ければ、則ち鑒みる所大に影も亦大、其遠ければ鑒みる所小に影も亦小にして必ず正、影は正を過ぐる故なり。

　(二三)橋、衡木を負ふ、重きを加ふれども撓まず、(二四)極重きに勝ふれば也。右權、繩を交ふ、加ふるなきも撓む、極重きに勝へざれば也。衡重きを其一旁に加ふれば必ず(二五)錘す。權重くして相若けば也。相衡すれば則ち本短かく標長し、兩ながら加へて重さ相若くも則ち標必ず下る、標、權を得れば也。

　挈は力有り、引は力なし、之を挈ぐる所正しきと迺めなるとを正しくせざるは、繩制の之を挈ぐればなり、錐を以て之を刺すが若し。挈ぐとは、長ければ重き者下り、短ければ輕き者上る、上る者愈よ得、下る者愈よ亡ふ、繩直と權重と相若けば則ち正し。(二六)收とは、上る者愈よ喪ひ、下る者愈よ得。

【二二】易は正ならざる也。
【二三】橋は直木。
【二四】極は横木を云ふ。
【二五】錘すは偏下する也。
【二六】收は引くを云ふ。

（一八）倶とは。一を倶にする也、牛馬の四足の若し。惟是として牛馬に當つ、牛と數へ馬と數ふれば、則ち牛馬は二、牛馬を數ふれば則ち牛馬は一、指を數ふるが若し、指は五にして五は一。

長宇とは。徙つて處あるは宇なり、宇は南北、旦に在り又暮に在り。宇は徙ること久し。堅なくして白を得るは必ず相盈つる也。堯に任ずれば善く治まる、今よりすれば諸を古に任じ、古より之を今に任ずれば、則ち堯治むる能はざる也。

影とは。光至れば影亡ぶ、（影）若し在らば、（光）（一九）盡古に息まる。

影は二光、一光を夾む、一光は影也、影光の人と（二〇）煦すること射るが若し。

（二一）下き者の人や高く、高き者の人や下し、足は下光を蔽ふ、故に影を上に成す、首は上光を蔽ふ、故に影を下に成す。

遠近に在つて端あり、光に與かる。故に影、内を庫ふる也。

影は。日の光反つて人を燭せば、則ち景は日と人との間に在り。

影は。木迤なれば影短大に、木正しければ影長小なり、光木より小なるは則ち影は木よりも大に、獨り小なるのみに非ざる也。遠近鑒に臨みて立つときは影の多寡、貌態の白黑、遠近迤正により光鑒に異なれり。

【一八】倶とは普通名辭なるをいふ。惟是は固有名辭。
【一九】盡古はいつまでも也。
【二〇】煦は光の放射をいふ。
【二一】影の下きは人高きにあるなり。影の高きは人下きに在る也。

擧けて重からざるも、箴を擧げざるは(五)力の任に非ざる也。(六)握者の觭倍を爲すは智の任に非ざる也。耳目の異なるが若し。

(七)木と夜と孰れか長き。智と粟と孰れか多き。爵と(八)親と行と賈と四者孰れか貴き。(八)麋と虎と孰れか高き。蚓と蠶と孰れか長き。

偏俱に一なれば變ずる無きなり。

假とは假は必ず非にして後假なり。狗の虎を假るは、猶ほ虎を(九)氏とするがごとし。

物或は傷めるは然る也、之を見るは知る也、之を告ぐるは知らしむる也。

疑とは。逢は、(一〇)墪を爲るには則ち土、牛廬を爲る者は夏寒くするは、(一一)逢也。之を擧ぐれば則ち輕く、之を(一二)廢けば則ち重し、力あるに非ざる也。(一三)柹の削に從ふは巧に非ざる也、(一四)石羽の若きは(一五)循也、鬭ふ者の(一六)敝るゝや飲酒を以てし、若くは(一七)日中を以てす、是れ智とす可らざる也、遇也。智なるか、己を以て然りとせんか、過也。

【五】力擧ぐる能はざるに非す。
【六】物を握りて其數の奇偶をあてしむるをいふ。
【七】異類の物の比す可からざるをいふ。
【八】親は親しむ所の者。行は德行。賈はあたひ。
【九】古は禽獸草木を名いふに亦氏と謂ふことあり。
【一〇】墪は土釜なり。
【一一】逢ふ所の便なるに隨ふを云ふ。
【一二】廢は置也。
【一三】柹はあらき也。削は小刀。
【一四】莊子に云ふ、羽の旋るが若く、磨石の隧の若しと、蓋し此の意。
【一五】循は自然に循從するをいふ。
【一六】蔽はるは其知蔽はるゝを云ふ。
【一七】市は日中に於て最も盛なり。

經說下第四十三

(一)止とは、彼は、此の其の然るを以て、是の其の然るを說き、我は、此の其の然らざるを以て、是の其の然るを疑ふ。

(二)四足を獸と謂ふと牛馬と異なり。物盡く異なるは、大小也。此れ是の然るを然りとすれば則ち倶にす。馬麋の同名倶に鬬ふは、倶に二ならず、二と鬬と也。色、肝、肺、子は愛也。(三)楙茅は食と招と也。白馬は多く白きも、視馬は多く視ず、白と視と也。曬を爲すは必ずしも曬ならざるは曬と曝となり。扉を爲るに人の足を以てすれば非たらず。若し趺の爲に踴するも、趺の爲に屨を爲らず、衣を買ふを以て屨を爲る。趺と屨と也、二を與にすれば一は亡ぶ、與にせざれば一は在り、之を偏去す。文實ありて而る後之を謂ふ、文實なければ則ち謂ふこと無し。假と義との若し、是を謂へば則ち是れ固より義なり。他を謂へば則ち是れ義にあらず。謂ふことなければ、則ち執也。(四)見ると見ざるとを離る、一と二と相盈たざれば、廣修は堅白なり。

【一】止とは、自己の意見によりて他人の意見を非とするを云ふ。

【二】凡て四足のものを獸と云ふは大名(普通名辭)にして、牛馬といふは小名(固有名辭)なり。

【三】楙は木瓜也。楙は食ふべく、茅は神を招くに用ふ。

【四】石に於て白を見れば堅を見ず、堅を見れば白を見ず。

（六二）報服は成り難しとは務めて之を成すを言ふなり、（六三）說とは則ち之を執るを求むるなり。法を法とし同を取り、巧を觀て法を傳へ、此を取りて彼を釋き、故を問ひ宜きを觀る。人の黑なる者あり、黑ならざる者あるを以て、黑人を止むると、人を愛するあり、人を愛せざるあるを以て、人を愛するを止むると、是れ孰れか宜しく止むべき。

彼れ然る者を擧げて以て此を其れ然りと爲せば、則ち然らざる者を擧げて之に問ふ。聖人の若きは非とするあるも非とせざるが如し。

【六二】自己の意見を固執して人を服せしめんとせば、人亦之に反す、故に調停來らず。
【六三】說とは伺ふこと、他人の說を伺うて之をとること。

必也、宜は用ふるも必する勿し、必ずとは疑ふ勿かるべし。

權とは。兩ながらにして偏する勿し。

爲とは。(五五)甲臺は存也。病は亡也。賣鬻は易也。(五六)霄盡は蕩也。順長は治也。蛙鶉は化也。

同とは。二名一實なるなり、重は同也。兼に外ならず、體は同也、倶に室に處る、合は同也。以て同じきあるは類同也。

異とは。二畢く異なるは二也。連屬せざるは不體也。所を同じうせざるは不合也。同じきあらざるは不類也。

同異交得とは。富家の食に於て、有無を知る也、多少を比度する也。蛇蚓(五七)旋圓は去就也。(五八)象梗は桐を用ふるは堅柔也。劍戈甲は死生也。處室の子と子母とは長少也。兩つながら絶勝なるは白黑也。中央は旁也。論行學實は是非也。難宿は(五九)成未也。兄弟は(六〇)倶敵也。身處り志往くは存亡也。虎の姓たるは假也。買の宜きは貴賤也。諸とは超城負正也。相從ふと、相去ると、先つ知ると、是と、可と、五也。長短、前後、輕重の援あり。五諸を正せば皆人、知に於て悅あり。五諸を過ち若し負にして直なければ悅なし。五諸を用ふること自然の若し。

【五五】甲は兵甲、臺は城臺。
【五六】霄は消也。
【五七】旋圓は蜿蜒して行くを云ふ也。
【五八】象梗は木偶なり。
【五九】成未は成と未成と。
【六〇】相倶にし又相敵す。
【六一】援とは他人の然りとする所を我も亦然りとするを云ふ。援は己の説を執持する也。

愚に非ざる也。爲す所と爲さゞる所と相疑ふを爲すは謀に非ざる也。

（四五）已むとは。衣を爲るは成るなり。（四六）病を治むるは亡きなり。

使とは。謂は令むるなり。謂とは（四七）成偏を必せず、（四八）故は必ず爲す所の成るを待つ也。

名とは。（四九）物は達也、實あれば必ず文の名を待つ也。之に馬と命ずるは（五〇）類也、此の實の者は必ず是の名を以てす。之に臧を命ずるは（五一）私也、是の名、是の實に止まる也。聲、口を出づれば倶に名あり。姓字の若し、鹿をば狗犬と謂ふは移つす也、狗と犬とは擧ぐる也。狗を叱するは加ふる也。

知とは。傳へて之を受くるは聞く也、（五二）方障へざるは說也、身づから焉を觀るは親也。

（五三）以て謂ふ所は名也、謂はるゝは實也、名實の耦ふは合也、（五四）志行は名也。

聞とは。之を告ぐるものあるは傳也。身づから焉を觀るは親也。

見とは。特なる者は體なり。二なる者は盡也。

合とは。其の迹反するも中志の正しきは正也。義の爲すは宜しき也。彼に非ざれば必ず有らざるは

【四五】衣成れば則ち衣を爲るをやむ。
【四六】病なければ病を治するをやむ。
【四七】成偏は成就失敗。
【四八】故とは、ことさらにする也。
【四九】物といふは萬物を通じていふものたるを謂ふ。
【五〇】類は普通名辭なり。
【五一】私は固有名辭なり。
【五二】方は四方なり。
【五三】以て謂ふ所は命ずる也。
【五四】志行は志す所を行ふなり。

（三七）二を得。堅白處を異にすれば相盈たず。相非とするは是れ相外にする也。

攖とは。尺と尺とは俱に盡きず、端と端とは俱に盡く。尺と端とは或は盡き或は盡きず、堅白の攖る丶は相盡き、體の攖る丶は相盡きず。

（三八）仳とは。兩つながら端ありて後可。

（三九）次とは。厚なくして後可。

法とは。意、規、（四〇）員の（四一）三、俱に以て法たるべし。

佴は然りとは。民の法に若ふ也。

彼とは凡ての（四二）牛樞は牛に非ず。兩とは以て非とする無き也。辯じて或は之を牛と謂ひ、或は之を牛に非ずと謂ふ、是れ彼を爭ふ也、是れ俱に當らず。俱に當らざれば必ず當らざるあり、犬に當つるが若からず。

爲すとは。其指を斫らんと欲して、智其害を知らざるは、是れ智の罪也。若し智の之を愼みて其害を遺る丶なくして、猶ほ之を斫らんと欲すれば則ち之に罹る。是れ猶ほ脯を食ふがごとし、（四三）臊の利害未だ知る可らざるも、欲して臊を得、是れ疑ふ所を以て欲する所を止めざる也。牆外の利害は未だ知る可らずば、之に趨かば（四四）刀を得とも則ち趨かじ、是れ疑ふ所を以て欲する所を止むる也。爲の知を窮めては欲に懸かるの理を觀る。脯を斫るも知に非ざる也。指を斫るも

【三七】二は堅白の二。
【三八】仳は比なり。
【三九】厚さなければ則ち間なし、故に相次ぐ。
【四〇】員は圓也。
【四一】意は爲さんとするの志也、規は爲すべき器也、員は規によりて成されたる影也。
【四二】牛樞は蓋し木名。
【四三】臊は臭。味の美否を云ふ。
【四四】刀は泉刀也、錢を云ふ。

を久しうすれど止まらざるあり、馬の馬に非ざるが若し、人の梁を過ぐるが若し。

必とは。(二八)臺執の者を謂ふ也、弟兄の一は然りとする者、一は然らずとする者の若し。必と不必とは。是れ必に非るなり。

同とは。(二九)挿と(三〇)往との同長也。

(三一)心中是より(三二)往くときは相若く也。

厚とは。惟れ大にする所なし。

圓とは。(三三)規の、交を寫す也。

方とは。(三四)矩の、(三五)交を寫す也。

倍とは。二尺と尺と但だ一を去る。

(三六)端とは。是れ同じきなき也。

間ありとは。之を夾む者を謂ふ也。

間とは夾まるゝ者を謂ふ也。尺の區穴より前にして端よりも後にして、必ず端と區穴とに夾まれずして、及ぶ也。及ぶとは齊しきものの及ぶに非ざる也。

纑間は虛しとは。兩木の間其の木なき者を謂ふ也。

盈とは。盈つること無ければ厚きことなし。石に於て往くとして得ざる所なし。

【二八】臺執は固執。
【二九】挿は日影を測るの表を地に立つる也。
【三〇】外邊の表との距離。
【三一】心中は中心。
【三二】往くときは相若くとは、同距離なるを云ふ。
【三三】規は圓を畫く器。
【三四】矩は方を畫く定木。
【三五】交は二直線の直角をなして相交はるを云ふ。
【三六】端は最前にあり、故に同じきものなし。

罰とは上、下の罪に報ゆる也。

(二三)同とは。二人にして倶に是の楹なるを見る、君に事ふるが若し。

久とは。古今旦暮なり。

宇とは、東西南北なり。

窮とは、(二四)尺を容れざるあるは窮り有るなり、尺を容れざる莫きは窮り無き也。

盡くとは。止動倶にするなり。

始とは。時に或は久しきあり、或は久しき無し、始めは久しきなきに當る。

化とは蛙の鶉となるが若し。

損は偏去なりとは、(二五)兼の體也、其體或は去り或は存す、其存する者の損ずるを謂ふ。

環とは氐を倶にする也。

庫とは。(二六)區穴なり、斯の貌の常なるが若し。

動とは。偏際に徙る者なり、(二七)戸樞は蝨に免かる。

止まるとは。之を久しうして止まらざるなし、牛の馬に非ざるが若し、矢の楹を過ぐるが若し、之

【二三】人心の一致すること。
【二四】尺を容れずは餘地なきなり。
【二五】兼の體は箇々の體。
【二六】區穴は空穴。
【二七】樞は常に動く。

臥は夢なり。

平とは。(二〇)憺然なり。

利とは。是を得れば喜ぶは則ち是れ利也、其害や是に非ざる也。

害とは。是を得れば惡むは則ち是れ害也。其利や是に非ざる也。

(二一)治とは。吾事を治む、人又南北を治む。

之を譽めて、其行を必す、其の之を言ふや欣ぶ。

誹とは。人をして之を督さしむ。其行を必し、其之を言ふや欣ぶ。

擧とは。告ぐるに(二二)文名を以てして彼の實を擧ぐる也。

故に言とは口の能く名を出だす者をいふ也。名は畫虎の若し。言ふとは言の名に由りて致すを謂ふ也。

且とは。前よりするを且と曰ひ、後よりするを已と曰ふ、方に然るも亦且なり。

臣民とは。君此を以て名づくるなり。

功は。時を待たず、衣裘の若し。

賞は。上、下の功に報ゆる也。

罪は。禁に在らず、惟だ無罪を害すれば辜に迨ぶ。

【二〇】憺然は安き貌。

【二一】吾治につとむれば人も亦之に感ずるをいふ、南北は至る所といふが如し。

【二二】文名は盛名。

實とは。其志氣の見はるゝや、人を使ふこと己の如くす。必ず(八)金聲玉服の若し。

(九)忠とは。弱子孩に利ならず、足將に入らんとして(一〇)容を正す。

孝とは。親を以て愛となして能く親を利するを能くするも、(一一)必ずしも得られず。

信とは。必ず其言の當るを以てする也。人をして(一二)視ること金の如く、得ること金の如くならしむ。

佴とは。(一三)人と與にし人と遇ふ、衆く揗す。

狷とは。是がために彼を詒くをば爲さず。

慊とは。己れ之を爲すと雖も、其謬るゝを知る。

(一四)令むる所とは。身づからするに非ざれば行はれず。

(一五)任とは。身づからの惡む所をなして、以て人の急とする所を成すなり。

(一六)勇とは。其の是に敢てするを以てや之に名づく、其の彼に敢てせざるを以てや之を害とす。

(一七)力とは。重きを下と謂ひ、重きを擧ぐるは奮ふ也。

(一八)生とは。盈の生なり、(一九)常に必す可からざる也。

【八】其志氣の外に見はるる形容。玉服は佩服の玉。
【九】忠は幼君を諫む、故に一見すれば利あり。弱子孩は孩兒の主を云ふ。
【一〇】忠臣の君を敬すること。
【一一】必ずしも親の意に中らざるを云ふ。
【一二】其言を貴ぶをいふ。
【一三】衆人と相伴ふことをいふ。
【一四】率先せざれば令するも行はれず。
【一五】任は任俠。
【一六】斷行すべからざるときに斷行するは、眞の勇に非ざるなり。
【一七】重き者は下りがちの者なり之を擧ぐるは力なり。
【一八】生命は體力と心智との充盈なり。
【一九】何時死ぬかもしれず。

經說上第四十二 (一)

(二)故とは。(三)小故は、之れ有るも必ずしも然らず、之れ無きは必ず然らず、大故は、之れ有れば必ず然り、之れ無きは必ず然らず、得ることの是を成すが若し。

體とは。二の一におけると、尺の端におけるとの若し。

知は材なりとは。知とは知る所以なり、而して必ず知ること明の如し。

慮とは。慮なる者は其知を以て求むるある也、而して必ずしも之を得ず、(四)睨むが若し。

知とは。知なる者は、其知を以て物を過ぎて能く之を貌するなり。見るが若し。

知とは。知なる者は、其知を以て物を論じて、其の之を知るや著しきなり。明の若し。

仁とは。己を愛するは己に用あるが爲めに非ざること、(五)馬を愛する者の若くならず。

義とは。志天下を以て愛となして能く之を利するも、必ずしも用ひられず。

禮とは。貴き者は公といひ、賤しき者は名いひて、倶に敬慢あり、異倫を等するなり。

(六)行ひは。爲す所、善名ならざるは行也、爲す所善名なるは(七)巧竊也。盜を爲すが若し。

【一】前に揭げし經の意義を釋する者也。
【二】經の故の字を釋す。
【三】故に小故大故あり。
【四】睨むは斜視也。
【五】馬を愛するは利己心なり。
【六】名譽を求めざる者を眞の善行となす。
【七】巧に善名を竊む也。

知とは、之を知ると、之を否とすると、用ふるに足れば悖る、說は已むなきに在り。

謂は辯勝つなければ必ず當らず、說は辯に在り。

讓らざる無きは不可、說は殆きに在り。

一に於て知るあり、知らざるあり、說は存するに在り。（堅白同ジク石ニ存シテ、堅ヲ知ルトキ白ヲ知ラズ、白ヲ知ルトキ堅ヲ知ラザルアリ。）

二に指さすあれば逃る可らず。（堅白ノ二ヲ以テ石ヲイヘバ則チ石ヲ說クニ完キナリ）說は二を以て參するに在り。

知る所をば指す能はず、說は惷に在り。逃臣、狗犬、遺者なり。

狗を知れるに自ら犬を知らずと謂ふは過ち也、說は重ぬるに在り。

意に通じて後對ふるなり、說は其の誰の謂たるを知らざるに在り。

其數を知らずして其盡くるを知るは、說は問者に在り。

其の處る所を知らざるも、之を愛するを害せず、說は子を喪へる者に在り。

仁義の外內をなすや非、說は頡仵（相ヒサカラフコト）に在り。

學の益なきや、說は悖る者に在り。

誹の可否は衆寡を以てすべからず。（衆ノ誹ル者必ズシモ非ナラズ）

說は非とすべきに在り。

誹を非とするは悖る、說は非とせざるに在り。

物の甚と不甚と。說は是の若きに在り。

下を取つて以て上を求むるや、說は澤に在り。

是を是とすれば是と同じ、說は文に在り。

影は日を迎ふ、說は轉に在り。
影の小と大と、說は迤正正斜ト遠近に在り。
大なれば必ず正、說は得るに在り。
負へども撓まず、說は勝つに在り。
挈ぐると收むると上ニ提グルト下ニ引クト也反す、說は權に在り。
倚る者は止むべからず、說は梯に在り。
柱の必ず住まるは、說は材を廢くに在り。
買ふに貴きことなし、說は其買を反するに在り。
賈宜しければ則ち讐る、說は盡くすに在り。
說なくして懼る、說は必せざるに在り。
域とは過ぐる名也。說は實に在り。

正なれば搖がす可らず、說は摶也圓に在り。
宇は進むに近きなし、說は敷に在り。
行くこと脩きは久を以てす、說は先後に在り。
一は法の相與にするや、盡く類す。方の相合ふが若し、說は方に在り。
狂擧は以て異を知る可らず、說は不可あるに在り。
牛馬の牛と馬とに非ざるの可なる、說は兼に在り。
此の此と、彼の此と同じ、說は異に在り。
唱和は同患なり、說は功に在り。
知らざる所、若くは知る所を聞けば、則ち兩つながら之を知る、說は告ぐるに在り。
言を以て盡く悖るとせば悖る、說は其言に在り。
吾が謂を唯するは名に非ざれば則ち不可、說は反に在り。
無窮は兼を害せず、說は盈つると否とに在り。

少きが若し、說は空區（鏡中ノ凹所ヲ云フ）に在り。

鑑に立てば景一は小にして易（施也ナナメ也）一は大にして正、說は中の外內に在り。

鑑、團なれば景一。

堅白ならず、說は（脫字アリ）に在り。

久しきなきと宇と堅白、說は因に在り。

此の其の然る所を、此の然らざるに在り、說は是より之を推すに在り。

影は徙らず、說は改め爲すに在り。

立つときは影は二、說は重なるに在り。

影倒なるは午に在り、端と景と長きあり、說は端に在り。

可、說は重に在り。

假義ならしむ、說は使むるに在り。

荆の大なるも其沈（澤也）は淺し、說は有に在り。

楹を以て摶（束木ヲ云フ）となす、於に以て無知となす、說は意に在り。

意未だ知るべからず、說は用ふべきの遇件に在り。

一は二よりも少にして、五よりも多し、說は進に在り。

半に非ざれば斫るなければ則ち動かず、說は端に在り。

無かるべしとは、之れ有るをば去る可らず、說は嘗て然るに在り。

異類は比せず、說は量に在り。

偏去すれども少を加ふるなし、說は故（變ズルナキ也）に在り。

假は必ず悖る、說は然らざるに在り。

物の然る所以と、之を知る所以と、人をして之を知らしむる所以とは必ずしも同じからず、說は病に在り。

疑は、說は逢、循、遇、過に在り。

合と一と、或は復すると否と、說は拒に在り。

數物一體なり、說は俱一、と唯是（俱一ハ數物一名ヲ俱ニスル普通名辭ヲイヒ惟是ハ一物唯一名ナル固有名辭ヲイフ）とに在り。

宇域徙るとは、說は長宇の久しきに在り。

二　二人鑑に臨みて立てば、影（映像ナリ）倒に、多きも

知れども五路を以てせず、說は久しきに在り。

火熱せず、說は視るに在り。（見ルハ火ノ光ニシテ火ノ熱ニアラズ。）

其の知らざる所以を知る、說は名を以て取るに在

り。

無は必ずしも有を待たず、說は所謂に在り。

擢慮（大略ヲ言フ）は疑はず、說は有無に在り。

且に然らんとするは、正とす可からずして、工を用ふる（事ニ從フヲ謂フ也）を害せず、說は區蓋にあり。

均しきの絕つと否と、說は均しき所に在り。

堯の義は、今に任じて古に處りて、時を異にす。說は義とする所に在り。

狗は犬也、而かも狗を殺すは犬を殺すに非ざるや

經下第四十一

此讀法は上に同じく、先づ上欄を篇末(即ち一七八頁)まで讀み、然る後下欄につゞくべし。

止とは、類推以て之を行ふなり。説は同じきに在り。

四足牛馬、説を異にするは、類を推すの難きなり。説は名の大小に在り。

物は盡く名を同くす。同名ナルモノハ皆物ナル中ニ包マル。

二と闘と、愛と食と招と、白と視と麗と暴と、趺と履となり。

一とは、之を偏棄するなり。

謂ふことは則ち是に因る。説は因るに在り。

偏去して二となすべからず。説は、見と倶と、一と二と、廣と脩とに在り。

不能にして害あらず、説は害に在り。

存する所と、存する者と、存するに於て孰れか存す。

五行常に勝つなし(火ハ金ニ勝ツモ水ニ勝タザルガ如シ)説は宜しきに在り。

欲惡なきの益損なきや、説は宜しきに在り。

損して害とせず、説は餘に在り。餘リアルモノハ之ヲ損スルモ害ナシ。

大とは益すなり。

環とは柢を倶にす。旋轉シテ互ニ相本タルヲ云フ。

障とは易也。

動とは徙るある也。

此書を讀む旁行せよ。

は言の利なり。

巧とは傳へて則ち其故舊傳ノ故法を求む。

法同じければ則ち其同を觀る。

法異なれば則ち其宜しきを觀る。

止とは別道を以てするに因る。

正は非なし。

且にとは然るを言ふ也。

君とは臣氓の通約也。（君主トハ臣民ガ協同シテ之ヲ仰グモノナリ。）

功とは民を利するなり。

賞とは上、下の功に報ゆる也。

罪とは禁を犯す也。

罰とは上、下の罪に報ゆる也。

同とは異にして之の一を倶にする也。

久とは異時に彌るなり（時間ヲ云フ）、宇とは異所に彌るなり。（空間ヲ云フ。）

窮まるとは或は前あるも尺を容れざる也。

盡くとは然らざる莫き也。

始とは時に當る也。

化とは徵易はる也。

損とは偏去する也。（一偏ヲ去ルヲ云フ。）

見とは體と盡となり。

合とは正と宜と必となり。

欲すれは、正しく、利を權るなり。惡めば、正しく、害を權るなり。（中正以テ權リテ利多ケレバ之ヲ欲シ害多ケレバ之ヲ惡ム。）

爲とは存と亡と易と蕩と治と化と也。

同とは事と體と合と類となり。

異とは二と不體と不合と不類となり。

同異交ゝ得とは有無を知るなり。

聞くとは耳の聰なる也。

聞く所に循つて其意を得とは心の察なる也。

言ふとは口の利なる也。

言ふ所を執つて意、見るるを得るは心の辯なる也。

諾とは一ならざるも用に利あり。

服（他人ノ言ニ服スル也）と執（我見ヲ執テ服セザル也）と説（何也服セズ又執セズシテ相伺フ也）と

臥とは知あるも知るなき也。知覺存在シテ而カモ知覺スル所ナキヲ云フ。

夢とは臥して以て然りとする也。夢中知ル所ヲ實ニ然リトスルナリ。

平とは知の欲惡なき也。公平ナルコト。

利とは得て喜ぶ所也。

害とは得る所ありて惡む所也。

治む事ヲナスヲ謂フとは求むること得る也。

譽むとは美を明かにする也。

誹とは惡を明かにする也。

擧ぐとは實に擬する也。

言ふとは擧を出す也。

説とは明むる所以也。説明ヲ云フ。

彼不可とは兩つながら不可なる也。我既ニ彼ヲ不可トスレバ彼モ亦我ヲ不可トス。

辯とは彼を爭ふ也。辯勝つとは當る也。彼ヲ不可トシテ爭フハ辯ナリ我ガ說當レバ卽チ勝ツ也。

爲すとは知を窮めて欲に懸る也。欲スル所アリ之ヲ目的トシテ知ヲ窮ムルヲイフ。

已とは成ると亡ぶとなり。已ハ「スデニ」ト訓ズ或ハ成リテ終ルカ成ラズシテ終ルカノ二義アリ。

使むとは謂と故となり。

名とは達と類と私となり。

謂とは移と擧と加となり。

知とは聞と說と親となり。名とは實と合と爲となり。

聞とは傳と親となり、

實とは榮ゆる也。

忠とは以て利となせば君に強ふる也。君ノ爲メニ利トスル所ヲ敢テ君ニ強フルハ忠也。

孝とは親を利する也。

信とは言の意に合ふ也。

佴（並ブ）とは自ら比する也。

狷とは嗛を作す也。狷介ノ者ノ爲サヾル所アルヲ云フ。

慊とは非を作す也。不平ノ心ハ非行ヲナス。

令とは作す所をせしめざる也。君主ハ人ニ令スルモ自分ハ行ハズ。

任（任侠）とは士、己を損して爲す所を益す也。己ヲ損スルモ人ノタメニ竭スヲ云フ。

勇とは志の敢てする所以也。志ス所ヲ敢テスルハ勇也。

力とは形の奮ふ所以也。

生とは形と知と處る也。形體アリ而シテ知覺アルヲ生トイフ。

倍とは二とする也。倍スルトキハ一ナルヲ二トスルナリ。

端とは體の序なくして最も前なる者なり。最モ前ナル處ニ在ルガ故ニ次序ノ外ニアリ。

間有りとは中也。間アリトハ空隙ヲ占ムル也。

間とは旁に及ばざる也。間ハ兩側間ノ中空ナリ。

纑（櫨也、柱上ノ方木）とは間の虛しき也。櫨ト櫨トノ間木ナキヲ云フ。

盈とは有らざる莫き也。

堅白とは相外にせざる也。堅白石一ニシテ別ツ可ラザルヲ云フ。

攖とは相得る也。線ノ相觸ル、ノ類ヲイフ。

仳（比也似テ相比スベキ者ヲ云フ）とは以て相攖るゝあり、相攖れざるある也。

次とは間なくして而かも相攖れざる也。二者ノ間間隙ナクシテ而カモ相觸レテ重ナラズ故ニ相次グ也。

法とは若ふ所にして然る也。

佴とは然る所也。佴ハ弍也、法トスル所ニナラウテ之ニ次グ也。

經上第四十

蓋し一種の術語の解釋也先づ上欄を篇末(卽ち一七三頁)まで讀み後に下欄にうつるべし。

故とは得て後成る所也。吾人ガ或ル假定ヲ前提シ其故卽理由ヲ得テ或ル判斷ヲ成スモノナルヲイフ。

體ノ體とは兼ノ物に分るゝ也。人トイフハ兼ニシテ某トイフハ體ナリ。

知とは材也。知ハ卽チ智。材ハ卽チ才。

慮とは求むる也。慮ルハ謀ル所アル也謀ルハ求ムル所アル也。

知るとは接はる也。外物ニ接シテ始メテ知覺アリ。

智とは明也。事ニ明カナルヲ云フ。

仁とは愛を體する也。

義とは利する也。交々相利スルヲイフ。

禮とは敬ふ也。

行とは爲す也。

止とは已に久しき也。止マル者ハ變セズ故ニ久シ。

必とは已まざる也。必トハ事ヲ遂行スルノ謂。

平とは同高也。高サ齊シケレバ則チ平ナリ。

同とは長さの正と與に相盡くる也。線アリテ之ヲ截ルコト齊シケレバ其長サ同ジ。

中とは同長也。圓ノ中心ハ圓ノ邊ヨリ皆同長ナリ。

厚とは大にする所ある也。面ニハ長廣アリテ厚薄ナシ厚サハ面ヲ大ニスル者ナリ。

日中とは正南也。日正南ニアル時ハ卽チ午也。

直とは參はる也。二直線ヲ相置ケバ參ハリテ一致ス。

圓とは一中にして同長なる也。圓ハ一中心アリテ邊ニ至ルノ長サ同ジ。

方とは柱隅の四雜也。四面ニシテ等邊等角ナルヲイフ。

知及ばすして後止む。今孔丘の行、此の如くなれば、儒士は則ち以て疑ふ可し。

とき、(五八)植を決す。孔丘陳蔡の間に窮し、藜羹(五九)糝せざること十日、子路爲めに豚を烹る、孔丘肉の由つて來る所を問はずして食ふ。(子路)人衣を褫ひて以て酒を酤ふ、孔丘酒の由つて來る所を問はずして飲む。(其後)哀公孔丘を迎ふるや、席端しからざれば坐せず、割正しからざれば食はず。子路進み(六〇)請ひて曰く、何ぞ其れ陳蔡と反するやと。孔丘曰く來れ、吾れ汝に語らん、曩には女と(六一)苟生をなし、今は女と(六二)苟義をなすと。(孔子ハ卽チ)飢(六三)約なれば則ち妄取を辭せずして以て身を活かし、(六四)贏飽すれば則ち僞行して以て自から邪を飾る、汚邪詐僞孰れか此より大ならん。

孔丘其門弟子と間坐す、曰く夫の舜、瞽叟を見て(六五)蹵然たり、(六六)此時天下岌乎たり、周公旦は其れ仁に非ざるか、何爲れぞ(六七)其家室を舍て、託寓せると。孔丘の行ふ所は、(六八)心術の至る所なり、其徒屬弟子皆孔丘に效ふ、子貢季路は孔悝を輔けて衞を亂り、陽貨は齊を亂り、佛肸は(六九)中牟を以て叛き、漆雕は(七〇)刑殘せらる、亂焉より大なるは莫し。夫れ弟子(七一)後生の師に期するをなすは、必ず其言を修め、其行に法り、力足らず、

【五八】孔子勇をふるつて門柱を拔く。
【五九】糝は米を以て羹に和するをいふ。
【六〇】請ふは問ふ也。
【六一】苟生は苟くも生くる也。
【六二】苟義は一時まにあはせの義。
【六三】約は窮と同じ。
【六四】贏飽は充分あく。
【六五】蹵然は安んぜざる貌。
【六六】此時舜、天子となりて其親(瞽叟)を臣とす、故に天下危きなり、岌乎は危き貌。
【六七】周公三公を辭して商奄に處りしを云ふ。
【六八】心術旣に陋、故に行ふ所亦陋なるをいふ。
【六九】中牟は地名。
【七〇】刑殘せらるは形そこなはれたる也、刑に遇ふを云ふ。
【七一】後生は弟子と同じ。

べからず。孔丘盛容修飾して以て世を蠱し、弦歌鼓舞して以て徒を聚め、登降の禮を繁くして以て儀を示し、趨翔の節を務めて以て衆に觀す、博學なるも世を議せしむべからず、勞思するも以て民を補ふべからず、(五二)壽を累ぬるも其學を盡すこと能はず、(五三)當年も(五四)其禮を行ふこと能はず。財を積むも其樂を贍らすこと能はず、邪術を繁飾して、以て世君を營し、盛んに聲樂を爲して以て愚民を淫す、其道以て世に期すべからず、其學以て衆を導くべからず。今、君之を封じて以て齊の俗を移さんとす、國を導き衆に先ずる所以に非ずと。公曰く善しと。是に於て其禮を厚くして其封を留め、亟ば見て其道を問はず。

(五五)孔丘乃ち景公と晏子とを恚怒し、乃ち鴟夷子皮を田常の門に樹て、南郭惠子に告ぐるに爲さんと欲する所を以てして、魯に歸る。頃くありて齊の將に魯を伐たんとするを聞き、子貢に告げて曰く、(五六)賜よ、大事を擧ぐるに今の時に於てすと。乃ち子貢を遣つて齊に之き、南郭惠子に因つて以て田常に見え、之に勸めて吳を伐たしめ、以て高國鮑晏に敎へて、田常の亂を害するを得る毋からしめ、越を勸めて吳を伐たしめ、三年の內、齊吳、國を破るの難あり。(五七)伏尸億率を以て數ふるは孔丘の誅なり。

孔丘魯の司寇と爲り、公家を舍て、季孫に奉じ、季孫魯君に相として走る、季孫邑人と門關を爭ふ

【五二】學の博きをいふ。
【五三】當年は壯年。
【五四】當年も云々は、禮の繁きをいふ。
【五五】孔子怒りて鴟夷子皮といふ謀臣を齊の奸臣田常に推薦し以て齊國を亂さんとす。
【五六】賜は子貢の名。
【五七】伏尸は死骸、億率は億を以て數ふること。

【四六】孔丘の荊に之くや、白公の謀を知りて之に奉ずるに石乞を以てし、【四七】君の身幾んど滅せんとして白公戮せらる。嬰聞く、賢人は上に得て虛しからず、下に得て危からず、言君に聽かるれば必ず人を利し、敎下に行はるれば必ず上を利す、是を以て言明かにして知り易く、行明かにして從ひ易し、行義民に明かにすべく、謀慮君臣に通ずべしと。今孔丘は深慮周謀して以て賊に奉じ、思を勞し知を盡くして以て邪を行ひ、下を勸めて上を亂り、臣を敎へて君を殺さしむ、賢人の行に非ざるなり。人の國に入つて人の賊に與す、義の類に非ざるなり。人の不忠を知つて之を促して亂をなす、仁義の類に非ざるなり。人を逃れて後謀り、人を避けて後言ふ、行義民に明かにすべからず、謀慮君臣に通ずべからず。嬰、孔丘の白公に異なることあるを知らず、是を以て對へずと。景公曰く嗚呼【四八】寡人に貺ふもの衆し、夫子に非ざりせば、則ち吾れ終身孔丘の白公と同じきことを知らじと。

孔丘齊に之き景公に見ゆ、景公悅び之を封ずるに【四九】尼谿を以てせんと欲し、以て晏子に告ぐ。晏子曰く不可なり、夫れ儒は傲倨して自ら順ぶものなり、以て下を敎ふべからず。樂を好んで人を淫す、親ら治めしむべからず。命を立てゝ事を怠る、職を守らしむべからず。喪を宗び哀を【五〇】循ぐ、民を慈ましむべからず。【五一】危服俛容、衆を導かしむ

【四六】孔子、石乞を白公に紹介して其の參謀たらしむ。謀は謀叛。

【四七】是れ君臣の親を合し上下の怨を弭めざるなり。

【四八】寡人に貺ふもの衆しとは景公が晏子の忠言の已れに利あるをいふ。

【四九】尼谿は地名。

【五〇】循は遂と通ず哀を極むるをいふ。

【五一】危服はいかしめき衣服、俛容は謙遜の態度。

後對ふ、君親の大利ありと雖も問はれざれば言はず、若くは將に大寇亂あらんとし、盜賊將に作らんとし、若くは（四〇）機辟將に發せんとするに、他人知らず己れ獨り之を知り、其君親皆在りと雖も、問はれざれば言はざるは、是れ夫れ大亂の賊なり。是を以て人臣と爲れば忠ならず、子となれば孝ならず、兄に事ふれば弟友ならず、人に遇はれば貞良ならず。夫れ（四一）後を執りて之を朝に言はざるも、己利便するを見れば後言を恐る。若し言つて未だ利あらざれば、則ち（四二）高拱下視し、（四三）噲噎深きを爲して曰く、惟だ某未だ之を學ばずと。用、急なりと雖ども、（四四）行を遺ふこと遠し。

夫れ一の道術學業仁義なり、皆、大は以て人を治め、小は以て官に任じ、遠くは周徧に施し、近くは以て身を修む、義ならざれば處らず、理に非ざれば行はず、務めて天下の利を興し、曲直周旋、利ならざれば則ち止む、此れ君子の道也。聞く所の孔丘の行を以てすれば則ち本と此と相反謬す。

齊の景公、晏子に問うて曰く、孔子の人と爲り如何と。晏子對へず。公又復び問ふも對へず。景公曰く、孔丘を以て寡人に語る者衆し、倶に以て賢人となす、今寡人之を問ふに、子對へざるは何ぞや。晏子對へて曰く、（四五）嬰不肖、以て賢人を知るに足らず、然りと雖も、嬰聞く、所謂賢人なる者は、人の國に入れば、必ず務めて其君臣の親を合して、其上下の怨を弭むと。

【四〇】機臂也、弩身なり。將に發せんとする危急の際。

【四一】後を執るとは、擊てば鳴るは卽ち後を執りて先んぜざるなり。

【四二】拱は手をこまぬく也。

【四三】噲噎はむせぶ也、言はざるを云ふ。

【四四】行を遺ふとは、急のまにあはぬこと。

【四五】嬰は晏子の名。

人の道なり。

又曰く、君子勝てば、奔るを逐はず、(三五)揜函には射ず、施れば則ち之に(三六)胥車を助くと。之に應へて曰く、此れ皆仁人ならば則ち說の以て(三七)相與みするなけん、仁人其取舍是非の理を以て相告げんに、故なきは故あるに從ひ、知らざるは知るあるに從ひ、辭なくんば必ず服し、善を見ば必ず遷らん、何が故にか相與せん。若し兩暴交〻爭はゞ、其勝つもの奔るを逐はず、揜函には射ず、施れば則ち之が胥車を助けんと欲し、能を盡くすと雖も、猶ほ(三八)且つ君子たるを得ざらん、抑も暴殘の國ならば、聖人將に世の爲めに害を除き、師を興して誅罰せんとす、(而ルニ)勝てば將に儒術を因り用ひて士卒に令して曰はんとす、奔るを逐ふこと毋れ、揜函には射ること勿れ、施れば則ち之に胥車を助けよと。(此クノ如クンバ)暴亂の人活くることを得て、天下の害除かれじ。是れ父母を群殘して、深く世を賊することを爲すなり、不義焉より大なるは莫し。

又曰く君子は鐘の若し、(三九)之を撃てば則ち鳴り、撃たざれば鳴らずと。之に應へて曰く、夫れ仁人上に事へて忠を竭し、親に事へて孝を務め、善を得れば則ち美し、過あれば則ち諫む、此れ人臣たるの道なり。今之を撃てば則ち鳴り、撃たざれば鳴らず、知を隱し力を舍き、恬漠にして問ふを待つて

【三五】揜函は人のくるしむ場所。
【三六】胥車は荷車。
【三七】相與は相手となつて敵すること。
【三八】爭あれば仁人に非ず。奔るを逐はざるが如きをなすも以て君子といふ可からず。
【三九】儒者の沈默を攻撃す。

に陷り、凍餒に危きも、以て之を違ることなし。是れ乞人の若し、(二一)鼸鼠のごとく藏し、羝羊のごとく視、(二三)賁彘のごとく起る。君子之を笑へば、怒つて曰く(二四)散人焉ぞ良儒を知らんと。夫れ夏は麥禾を乞ひ、五穀既に收まれば、(二五)大喪に是れ隨ひ、(二六)子姓皆從つて飮食に厭くを得、畢く數喪を治めば、(二七)以て致すに足る、(二八)人の家に因つて以て賥となり、人の(二九)野を恃んで以て尊を爲す、富人喪あれば乃ち大に悅喜して、此れ衣食の端なりと曰ふ。

儒者曰く、君子は必ず古言古服して然る後仁と。之に應へて曰く、所謂(三〇)之を古とするもの皆嘗て新たなり。而るに古人之を言ひ之を服して則ち君子に非ずば、然らば則ち必ず服君子の服に非ず、言君子の言に非ずして、而る後仁なるか。

又曰く、君子は(三一)循べて作らずと。之に應へて曰く、古は羿、弓を作り、伃は甲を作り、奚仲は車を作り、工倕は舟を作る、然らば則ち今の(三二)鞄、函、車、匠は皆(三三)君子にして、羿、伃、奚仲、工倕は皆(三四)小人なるか。且つ其の循ぶる所の人は必ず之を作るあり、然らば則ち其循ぶる所は皆小

【二一】鼸鼠は田鼠、藏すは鼠が食物を口中に含むこと。

【二三】賁彘は去勢せる豚。以上は皆儒者の醜態をいふ。

【二四】散人はやくにたゝぬもの。

【二五】大喪に是れ隨ふは他人の葬式の手傳をなすこと。

【二六】子姓は衆子孫をいふ。

【二七】以て致すに足るは望を達すること。

【二八】他人の財寶を食ること。

【二九】野は田野也。

【三〇】古のものでも初めより古といふ者なし。

【三一】循は述也。

【三二】鞄はなめし皮をつくるもの。函は鎧を作るもの。車は車を作るもの。匠は大工。

【三三】君子古に循へば也。

【三四】自ら作れば也。

父母に悖逆す。父母下りて妻子に則り、妻子上りて父母を侵す。此の若くば孝と謂ふべけんや。儒者曰く妻を迎ふるは、之と祭祀を奉じ、子は將に宗廟を守らんとす、故に之を重んずと。之に應へて曰く此れ誣言なり、其宗兄は其（一）先の宗廟を守ること數十年なるも、死すれば之に喪すること期のみ。兄弟の妻も其先の祭祀を奉ずるに、（死スルモ）服せず、（是ヲ以テ親レバ）則ち（我カ）妻子に喪する三年なるは、必ず宗廟祭祀を守奉するを以てに非じ。夫れ妻子を愛して、已に大に累を負ひ、又た曰く親を重んずる所以なりと。（二）至私する所を厚うせんことを欲する爲めに、（三）至重すべき所を輕んぜば、豈に大姦に非ざらんや。

又た强ひて（四）有命を執つて以て說議して曰く、壽夭、貧富、安危、治亂固より天命ありて損益すべからず、窮達、賞罰、幸否、（五）極あり、（六）人の知力爲す能はずと。群吏之を信ずれば則ち分職に怠り、庶人之を信ずれば則ち事に從ふを怠る。（七）吏治めざれば則ち亂れ、（八）農事緩べば則ち貧し、貧しく且つ亂るゝは政の本に背く。而るに儒者は以て道の敎と爲す。是れ天下の人を賊する者なり。且つ夫れ禮を繁飾して以て人を淫し、久喪僞哀以て親を謾り、（九）命を立て貧に（一〇）綏うして高く傲踞し、（一一）本に背き事を棄てゝ怠傲に安んじ、飮食を貪り、作務を惰り、飢寒

【一】先は先祖。
【二】私する所は妻子をいふ。
【三】至重すべき所は父母をいふ。
【四】有命は宿命の說。
【五】極ありは一定の道あること。
【六】人の知力の如何ともす可からざるを云ふ。
【七】吏治めざれば群吏怠るなり。
【八】農事緩ぶは庶人怠る也。
【九】命は天命。
【一〇】綏うすは急とせざる也。
【一一】本は本務。

非儒上 第三十八(闕)

(一)非儒下 第三十九

儒者曰く、親を親しむに(二)殺あり、賢を尊ぶに等ありと、親疎尊卑の異なるを言ふ也。其禮に曰く、喪は父母には三年、妻(三)後子には三年、伯父叔父、弟兄庶子には(四)期、戚族人には五月と。若し親疎を以て歳月の數を爲さば、則ち親しき者多くして疏き者少かるべきに、是は妻後子と父と同じきなり。若し尊卑を以て歳月の數を爲さば、則ち是れ其妻子を尊ぶこと父母と同じく、而して、伯父宗兄を視ること(五)卑子のごときなり、逆孰れか焉より大ならん。其親死せば尸を列ねて(六)斂せず、屋に登り井を窺ひ、鼠穴を挑げ、(七)滌器を探つて、(八)其人を求む、以て實に在りと爲せば則ち贛愚甚し、其亡きを知りて必ず求めば、僞も亦大なり。

妻を娶るに親ら迎へ、(九)玄端して僕と爲り、(妻ノタメニ)(一〇)轡を秉り綏を授け、嚴親を迎ふるがごとく、昏禮の威儀、祭祀を承くるが如し。上下を顚覆し、

【一】儒者の說を擧げて之を非とす。
【二】殺は差等、父母兄弟夫婦各親みを異にするをいふ。
【三】後子は後嗣。
【四】期は一年。
【五】卑子は庶子。
【六】斂は納棺を云ふ。
【七】滌器は酒濯の器。
【八】當時の禮によるに死人の靈魂を方々にさがし求むることあり．墨子其虛禮と愚とを論ず。
【九】玄端は正服なり。
【一〇】夫、妻のために親ら御するを云ふ。

ず亂れんと。農夫耕稼樹藝に怠り、婦人紡績織紝に怠らば、則ち我れ以爲らく、天下衣食の財將に必ず足らざらんとすと。若し以て政を天下に爲し、上以て天鬼に事ふれば、天鬼(三)使はず、下以て百姓を持養すれば、百姓利とせず、必ず離散して用ふるを得べからざらん。是を以て入守すれば則ち固からず、出誅すれば則ち勝たず、故に昔は三代の暴王桀紂幽厲の其國家を失損し、其社稷を傾覆せる所以のものと雖も此れなり、是の故に子墨子言つて曰く、今天下の士君子、中實に天下の利を興し、天下の害を除かんことを求めんと將欲せば、有命のものの言の若き、強めて非とせざるべからざるなり。曰く命なるものは暴王の作す所、窮人の述ぶる所にして、仁者の言に非ずと。今の仁義を爲すもの、將に察して強めて非とせざる可からざるものは此れなり。

【三】 使は從。

すや、將に其喉舌を勸勞して、其脣吻を利せんとするのみに非ずして、中實に其國家邑里萬民の刑政を將欲する者あらん。今や王公大人の蚤に朝し、晏く退き、獄を聽き政を治め、終朝均分して、敢て怠倦せざる所以のものは何ぞや、曰く彼れ以爲らく、強むれば必ず治まり、強めざれば必ず亂れ、強むれば、必ず寧く、強めざれば必ず危しと、故に肯て怠倦せざるなり。今や卿大夫の股肱の力を竭し、其思慮の知を殫し、內、官府を治め、外、關市山林澤梁の利を斂めて以て官府を實して敢て怠倦せざる所以のものは何ぞや、曰く彼れ以爲らく、強むれば必ず貴く、強めざれは必ず賤しく、強むれば必ず榮え、強めざれば必ず辱ありと、故に敢て怠倦せざるなり。今や農夫の蚤に出で暮に入り、耕稼樹藝を強め、多く菽粟を聚めて、敢て怠倦せざる所以のものは何ぞや、曰く彼れ以爲らく、強むれば必ず富み、強めざれば必ず貧しく、強むれば必ず飽き、強めざれば必ず飢うと、故に敢て怠倦せざるなり。今や婦人の夙に興き夜に寢ね、紡績織紝を強め、多く麻絲葛紵と治め布縿を梱りて敢て怠倦せざる所以のものは何ぞや、曰く彼れ以爲らく、強むれば必ず富み、強めざれば必ず貧しく、強むれば必ず煖かく、強めざれば必ず寒しと、故に敢て怠倦せざるなり。

今、唯だ王公大人に在りて、借若有命を信じて之を行ふを致せば、則ち必ず獄を聽き政を治むるに怠り、卿大夫は必ず官府を治むるに怠り、農夫は必ず耕稼樹藝に怠り、婦人は必ず紡績織紝に怠らん。王公大人獄を聽き政を治むるに怠り、卿大夫官府を治むるに怠らば、則ち我れ以爲らく天下必

此れ皆衆を疑はしめ（三）樸を稚んず。先聖王の之を患ふるや固より前にあり、是を以て之を竹帛に書し、之を金石に鏤め、之を盤盂に琢り、後世子孫に傳遺す。曰く何れの書にか存する。禹の總德に之れあり、曰く允に著はれざらんや惟れ天、民（四）保つ能はず、（五）凶心を防ぐなくんば、天之に咎を加へん、厥德を愼しまずんば、天命焉くにか保せんと。仲虺の誥に曰く、我れ聞く、有夏の人、（六）天命を下に矯め、帝式て是を惛み、用て厥師を喪はしむと。彼れ無を以つて有と爲す、故に矯と謂ふ、若し有るをば有りと謂はゞ、夫れ豈に矯むと爲さんや。昔は桀、有命を執つて行ふ、湯、仲虺の誥を爲して以て之を非とするなり。太誓の言や、太子（七）發に於て曰く、惡乎君子、天、顯德あり、其行甚だ章なり、鑑を爲すこと遠からず、彼の殷王に在り、人に命ありと謂ひ、敬は行ふべからずと謂ひ、祭は益なしと謂ひ、暴も傷むことなしと謂ふ、上帝尙けず、九有以て亡び、上帝順ばず、（八）祝ちて其喪を降す、惟れ我が有周、之を（九）大商に受くと。昔紂有命を執て行ふ、武王、太誓太子發を爲り以て之を非とするなり。（一〇）曰く、子何ぞ上之を商周虞夏の記に考へざる、（一一）十簡の篇より以上、皆之れなし、將た何若なるものぞやと。是の故に子墨子曰く、今天下の君子の、文學を爲し、言談を出だ

【三】樸は朴實の人、稚んずは輕蔑すること。
【四】天命を保つ能はず。
【五】凶心の生ずるを止めざること。
【六】命を下に布き。
【七】武王の名。
【八】祝つは其命を斷つ也。
【九】大商は殷をいふ、殷の後をつぎて天子となること。
【一〇】有命を執る者の言。
【一一】一篇の文をいふ。

亂は上の政を爲すに存す、則ち夫れ豈に命ありと謂ふべけんや。故に昔は禹湯文武、政を天下に爲すの時に方つて曰く、必ず飢者をして食を得、寒者をして衣を得、勞者をして息を得、亂者をして治を得しめんと。遂に光譽令聞を天下に得。夫れ豈に以て命ありと爲すべけんや、固より以て其力と爲すべきなり。今、賢良の人、賢を尊んで道術を好む。故に上は其王公大人の賞を得、下は其萬民の譽を得、遂に光譽令聞を天下に得。亦豈に以て命と爲さんや、又以て其力と爲す也。

然らば今、夫の有命なりといふものは、識らず、昔三代の聖善人たるか、抑昔三代の暴不肖人たるか、此の說を以て之を觀れば、則ち必ず昔三代の聖善人に非ずして必ず暴不肖人なり。然らば今、命を以て有りと爲すものは、昔三代の暴王桀紂幽厲なり。貴きこと天子と爲り、富み天下を有ちて、此に於てか其耳目の欲を矯むる能はずして、其心意の僻に從ひ、之を外にしては驅騁田獵畢弋し、內にしては酒樂に湛りて、其國家百姓の政を顧みず、繁く無用を爲して百姓を暴逆し、遂に其宗廟を墜失す。其言に、吾れ疲不肖にして、吾れ治を聽くを强めずと曰はずして、必ず吾が命固より將に之を失はんとすと曰ふ。昔の三代の疲不肖の民と雖も亦猶ほ此のごとし、善く親戚君長に事ふること能はず、甚だ恭儉を惡んで簡易を好み、飮食を貪つて事に從ふに惰り、衣食の財足らず、是を以て、身飢寒凍餒の憂に陷るあり、其言に、吾れ疲不肖にして吾が事に從ふとを强めずと曰はずして、必ず吾が命固より將に窮せんとすと曰ふ。昔三代の僞民亦猶ほ此くのごとし。昔は暴王之を作し、窮人之を述べ、

非命下第三十七

子墨子言つて曰く、凡そ言談を出すには、則ち必ず以つて先づ儀を立てゝ言はざるべからず。若し先づ儀を立てゝ言はずんば、之を譬ふるに、猶ほ（一）運鈞の上にして朝夕を立つるがごとし、我以爲らく、朝夕の辨ありと雖も、必ず將に終に未だ得て從つて定むべからざらんと。是の故に言に三法あり。何をか三法と謂ふ、曰く之を考ふるものあり、之を原るものあり、之を用ふるものあり。惡にか之を考ふる、先聖大王の事に考ふ。惡にか之を原る、衆の耳目の情を察す。惡にか之を用ふる、發して政を國に爲し、萬民を察して之を觀る。此を三法と謂ふ。故に昔は三代の聖王禹湯文武、政を天下に爲すの時に方つて、曰く、必ず務めて孝子を擧げて（二）之に親に事ふるを勸め、賢良の人を尊んで之に善を爲すを敎へんと。是故に政を出し、敎を施し、善を賞し、暴を罰す。且つ以爲らく、此の若くなれば、則ち天下の亂や將た屬に得て治むべきなり、社稷の危や將た屬に得て定むべきなり。若し以て然らずとせば、昔桀の亂るゝ所、湯之を治め、紂の亂るゝ所、武王之を治む。此の時に當つて、世渝らず、民易らざるに、上、政を變ずれば、民、俗を改む。桀紂に在りては天下亂れ、湯武に在りては天下治まる。天下の治まるは湯武の力にして、天下の亂るゝは桀紂の罪なり。此を以て之を觀るが若くんば、夫れ安危治

【一】表を立てゝ日影を測るをいふ。
【二】之は天下をいふ。

天命なし、惟れ(八)予二人、而かも(九)造言なし、天より之を降さずして我より之を得と。商夏の詩書に於て曰く、命なるものは暴王之を作すと。且つ今、天下の士君子、是非利害の故を辨ぜんと將欲せば、夫の有命の若きは、疾めて非とせざるべからず、有命を執るものは、此れ天下の厚害なり。是の故に子墨子之を非とするなり。

【八】予二人は召周二公をいふ。

【九】造言は訛言。

（五）畢弋し、内にしては酒樂に沈り、其國家百姓の政を顧みず、繁く無用を爲して百姓を暴逆し、下をして其上に親しまざらしむ。是の故に國（六）虚厲と爲り、身刑戮の中に在り、肯へて我疲不肖にして我が刑政を爲すこと善からずと曰はずして、必ず我が命固より且に亡びんとすと曰ふ。昔の三代の窮民と雖も亦猶此くのごとし、之を内にしては善く其親戚に事ふること能はず、外は善く其君長に事ふること能はず、恭儉を惡みて簡易を好み、飲食を貪りて事に從ふを惰り、衣食の財足らず、身をして饑寒凍餒の憂あるに至らしめて、必ず我疲不肖にして我が事に從ふこと疾からずと曰ふ能はずして、必ず我が命固より且に窮せんとすと曰ふ。昔の三代の僞民と雖も亦猶ほ此くのごとし、有命を繁飾して、以て衆愚樸の人を敎ふるや久し。

聖王の此を患ふるや、故に之を竹帛に書し、之を金石に琢る。先王の書仲虺の誥に於て曰く、我聞く、有夏の人、天命を矯めて命を下に布く、帝式て是を惡み、因て厥師を喪すと。此れ夏王桀の有命を執りて、湯と仲虺と共に之を非とするを語るなり。先王の書大誓の言も然り、曰く、紂、夷に之れ居りて、肯て上帝に事へず、厥の先神示を棄てて祀らず、我が民命ありと曰ひて、侮戮其れ務む、天亦棄て、縱ちて保せずと。此れ紂の有命を執り、武王太誓を以て之を非とするを言ふ也。又た（七）三代百國に於て之れあり曰く、汝、天の有命を崇ぶ毋れと。今三代百國亦命のなきを言ふなり。召公の執命を非とするに於ても亦然り、曰く敬まんかな、

【五】畢は兎網、弋はいぐるみ。
【六】宅に人なきを虚といひ、死して後なきを厲といふ、滅亡の謂也。
【七】三代百國の歴史。

るなり。然らば何ぞ嘗みに之を聖王の事に考へざる、古の聖王は、孝子を擧げて之に親に事ふるを勸め、賢良を尊んで之に善を爲すを勸め、憲を發し令を布いて以て教誨し、賞罰を明かにして以て勸沮す、此の若くなれば則ち（二）亂るゝものは治まらしむべくして、危きものは安んぜしむべければなり。若し以て然らずとせば、昔は桀の亂るゝ所、湯之を治め、紂の亂るゝ所、武王之を治む、此れ世渝らずして民改まらざるに、上、政を變ずれば民、教を易ふ、其の湯武にありては則ち治まり、其の桀紂にありては則ち亂る、安危治亂は上の政を發するに在り、則ち豈に命ありと謂ふべけんや。夫の命ありと云ふと曰ふもの亦然らず。

今夫の有命を執るものゝ言に曰く、我、之を後世に作るに非ず、昔三代より此の言あつて以て傳流すと。今何ぞ先生之を非とする、曰く（三）夫命を有りとするものは昔三代の聖善人なるか、抑昔三代の暴不肖人なるかを識らざる也。何を以てか之を知る。初めの列士傑大夫言を愼しみ行を知る、此れ上は以て其君長を規諫するあり、下は以て其百姓を敎訓するあり、故に上其君長の賞を得、下其百姓の譽を得、烈士傑大夫の聲聞廢せず、流傳して今に至つて、天下皆曰く其力なりと。（四）必ず、我れ命を見ると曰ふ能はず。

是の故に昔は三代の暴王其耳目の淫を糾さず、其心志の僻を愼しまず、之を外にしては驅騁田獵

【二】治亂は命にあらずして政に由るをいふ。

【三】夫命を有りとするものとは、其三代より流傳すと稱する言の出づる所をいふ。

【四】前述の如き好果を得るは其人努力の結果にして命にあらず。

非命中 第三十六

子墨子言つて曰く、凡そ言談を出だし文學に由るの、道たるや、則ち以て先づ儀法を立てざるべからず。若し言にして儀なくんば、譬へば猶ほ朝夕を運鈞の上に立つるがごとし、則ち巧工ありと雖も必ず正を得ること能はじ。然して今、天下の情僞未だ得て識るべからず、故に言に三法あらしむ。三法とは何ぞや、之を本づくるものあり、之を原るものあり、之を用ふるものあり。其の之を本づくるに於ては、之を天鬼の志、聖王の事に考へ、其の之を原るに於ては、徵するに先王の書を以てす、之を用ふること奈何、發して刑政となる。此を之れ三法と言ふ。

今天下の士君子或は命を以て有りとなし或は命を以て亡しと爲す。我が命の有ると亡きとを知る所以は、衆人耳目の情を以て有ると亡きとを知る。(一)之を聞くことあり之を見ることあれば、之を有りと謂ふ。之を聞くことなく之を見ることなければ、之を亡しと謂ふ。然らば何ぞ嘗みに之を百姓の情に考へざる、古より以て今に及ぶまで、生民以來のもの、亦嘗て命の物を見、命の聲を聞けるものありや、則ち未だ嘗てあらざるなり。若し百姓を以て愚不肖にして(ソノ)耳目の情は因て法と爲すに足らずとせば、然らば則ち胡ぞ嘗に之を諸侯の傳言流語に考へざる、古より以て今に及ぶまで生民以來の者、亦嘗て命の聲を聞き、命の體を見たるものありや、則ち未だ嘗てあらざ

【一】即ち耳目の情を以てするなり。

惰る、是を以て衣食の財足らずして、飢寒凍餒の憂至る。我が疲不肖にして事に從ふこと疾からずと曰ふを知らずして、必ず我が命固より且に貧ならんとすと曰ふ。昔上世の暴王、其耳目の淫、心志の僻を忍びず、其親戚に順はず、遂に以て國家を亡失し、社稷を傾覆す。我が疲不肖にして政を爲すこと善からずと曰ふことを知らず、必ず吾が命固より之を失ふと曰ふ。仲虺の誥に於ては曰く、我聞く、夏人、天命を矯めて、命を下に布き、帝式て之れ惡み、龔て厥の師を喪はしむと。此れ湯の桀の有命を執るを非とする所以を言ふなり。太誓に於ては曰く、紂、夷處して、肯て上帝鬼神に事へず、厥の先神祇に禍して祀らず、乃ち曰く吾が民命ありと、侮戮其れ務む。天亦之を縱ち棄てゝ保せずと。此れ武王、紂の有命を執るを非とする所以を言ふなり。

今有命を執るものゝ言を用ふれば、則ち上は治を聽かず、下は事に從はず、上治を聽かざれば則ち刑政亂れ、下事に從はざれば則ち財用足らず、上は以て粢盛酒醴を供して上帝鬼神を祭祀するなく、下は以て天下賢(一七)可の士を(一八)降綏せしむるなく、外は以て諸侯の賓客に應待するなく、內は以て飢に食し寒に衣せ老弱を持養するなし。故に命は、上は天を利せず、中は鬼を利せず、下は人を利せず、而して强ひて此を執るものは、此れ特に凶言の自りて生ずる所にして、暴人の道なり。是の故に子墨子言つて曰く、今、天下の士君子、忠實に天下の富むを欲して其貧を惡み、天下の治を欲して其亂を惡まば、有命を執るものゝ言非とせざるべからず、此れ天下の大害なり。

【一七】可は能と同意。
【一八】降綏は安心。

世を歿らずして、天下に王とし諸侯に正たり。嚮に言つて曰く、義人上にあれば、天下必ず治まり、上帝山川鬼神必ず幹主あり、萬民其大利を被ると。吾此を以て之を知る。

是の故に古の聖王、憲を發し、令を出し、設けて以て賞罰を爲し以て賢を勸め暴を沮む。是を以て入つては則ち親戚に孝慈に、出でては卽ち鄕里に弟長に、坐處度あり、出入節あり、男女辨あり。是の故に官府を治めしむれば則ち盜竊せず、城を守らしむれば則ち背叛せず、君難あれば則ち死し、出亡すれば則ち送る。此れ上の賞する所にして百姓の譽むる所なり。有命を執るもの丶言に曰く、上の賞する所、命固より且に賞せんとす、賢の故に賞するに非ざるなりと。是の故に入つては則ち親戚に慈孝ならず、出でゝは則ち鄕里に弟長ならず、坐處度あらず、出入節なく、男女辨なし。是の故に官府を治むれば則ち盜竊し、城を守れば則ち背叛し、君、難あれば則ち死せず、出亡すれば則ち送らず。此れ上の罰する所、百姓の非毀する所なり。有命を執るもの丶言に曰く、上の罰する所、命固より且に罰せんとす、暴の故に罰するにあらざる也、此を以て君となれば則ち不義、臣となれば則ち不忠、父となれば則ち不慈、子と爲れば則ち不孝、兄となれば則ち不長、弟となれば則ち不弟なり。而るに強ひて(一六)此を執るは、此れ特に凶言の自りて生ずる所にして、暴人の道なり。

然らば則ち何を以てか、命の、暴人の道たるを知る。昔、上世の窮民、飲食を貪ぼり、事に從ふを

【一六】此は有命。

く計數すべからざるも、(一)大方、數を論ずるは(二)三者是れなり。今唯だ有命を執るものの言を求むるに、必ずしも(三)得ず、亦(四)錯くべきに非ずや。今有命を執るものの言を用ふるは、是れ天下の義を覆すなり、天下の義を覆すものは、是れ命を立つるものなり、百姓の悴なり、百姓の悴を悦ぶものは是れ天下の人を滅すなり。

然らば則ち所謂義人の上に在ることを欲するは何ぞや。曰く義人上に在れば天下必ず治まり、上帝山川鬼神必ず(五)幹主あり、萬民其大利を被ればなり。何を以てか之を知る。子墨子曰く、古は湯の亳に封ぜらるる、長を絶ち短に繼ぎて、方地百里、其百姓と兼ねて相愛し、交〻相利し、侈れば則ち分つ、其百姓を率ゐて、以て上、天を尊び、鬼に事ふ、是を以て天鬼之を富まし、諸侯之に與みし、百姓之に親しみ、賢士之に歸す、未だ其世を歿らずして天下に王とし、諸侯に正なり。昔は文王の岐周に封ぜらるる、長を絶ち短に繼ぎて、方地百里、其百姓と兼ねて相愛し、交〻相利し、侈れば則ち分つ、是を以て、近きものは其政に安んじ、遠きものは其德に歸す、文王を聞くものは、皆起つて之に趨き、疲不肖、股肱不利なるものは處りて之を願うて曰く、奈何か文王の地をして我に及ばしめん、則ち吾豈に亦猶文王の民のごとくならざらんやと。是を以て天鬼之を富まし、諸侯之に與みし、百姓之に親しみ、賢士之に歸す、未だ其

【一】大方は大略。
【二】三者は憲刑誓の三者。
【三】得ずとは、理にあたらざるをいふ。
【四】有命論者の語を廢するも、可なり。
【五】幹主は祭祀を主るもの。

者あり、之を用ふるものあり。何に於てか之を本づくる、上、之を古の聖王の事に本づく。何に於てか之を原る、下、百姓耳目の實を原察す。何に於てか之を用ふる、發して以て刑政と爲し、其國家百姓人民の利に中たるを觀る。此れ所謂言に三表あるなり。然り而して今、天下の士君子、或は命を以て有りと爲す。盍ぞ嘗みに上聖王の事に觀ざる。古は桀の亂だす所、湯受けて之を治め、紂の亂だす所、武王受けて之を治む。此れ(六)世未だ易はらず民未だ渝はらざるに、桀紂に在りては則ち天下亂れ、湯武に在りては則ち天下治まる、豈に命ありと謂ふべけんや。然り而して今天下の士君子、或は命を以て有りと爲す、盍ぞ嘗に上、先王の書に觀ざる。先王の書の、國家に出し、百姓に布施する所以のものは(七)憲なり。先王の憲に亦嘗て、(八)福は請ふべからず、禍は違くべからず、(九)敬は益することなく、暴は傷むとなしと曰ふ者あるか。獄を聽いて罪を制する所以のものは刑なり。先王の刑に亦嘗て福は請ふべからず、禍は違くべからず、敬は益することなく、暴は傷むことなしと曰ふ者あるか。師旅を整設し、師徒を進退する所以のものは誓なり。先王の誓に亦嘗て曰へるあり、福は請ふべからず、禍は違くべからず、敬は益することなく、暴は傷むことなしと曰ふ者あるか。是の故に子墨子言つて曰く、吾、當に(一〇)盡く數へざるべし、天下の良書は盡

【六】同一の世同一の民ながら也。
【七】憲は法律。
【八】福は請へども來らざることあり、禍は避くれども去らざることあり。
【九】恭敬ありとも利益を得ず亂暴なりとて差支なし、何事も勝手に行ふ。
【一〇】盡く數へざるべしとは、先王の書中に在ることを盡く列擧することかたき也。

（一）非命上 第三十五

子墨子言つて曰く、古は王公大人の政を國家に爲すものは、皆國家の富み、人民の衆く、刑政の治まらんことを欲す。然り而して富を得ずして貧を得、衆を得ずして寡を得、治を得ずして亂を得、則ち是れ本と其欲する所を失ひ、其惡む所を得るなり。是故何ぞや。子墨子言つて曰く、（二）有命を執る者以て民間に雜はるもの衆ければなり。有命を執るものゝ言に曰く、命富めば則ち富み、命貧しければ則ち貧しく、命衆ければ則ち衆く、命寡ければ則ち寡く、命治まれば則ち治まり、命亂るれば則ち亂れ、命壽なれば則ち壽に、命夭なれば則ち夭す、命のある所、强勁と雖も何ぞ益あらんと。上は以て王公大人に說き、下は以て百姓の事に從ふを阻む。故に有命を執るものは不仁なり。故に有命を執るものゝ言の若きは、明辨せざるべからず。

然らば則ち此の說を明辨するには將に奈何かすべき。子墨子曰く、（三）言に必ず儀を立てよ。言つて儀毋くんば、譬へば猶ほ（四）運鈞の上にして朝夕を立つる者のごとく、是非利害の辨得て明知すべからじ。故に言に必ず（五）三表あり。何をか三表と謂ふ。子墨子言つて曰く、之を本づくる者あり、之を原る

【一】天命宿運を信ずる者の說を破す。
【二】有命は宿命說。
【三】言論に一定の標準を立つべし。
【四】運鈞は、ろくろ也。ろくろは轉動定りなし、以て表柱を其上に立てゝ時を測る可らず。
【五】表は標準。

ぶと。酒に沈濁し、野に偸食し、萬舞翼翼たり、章かに天に聞ゆ、天用つて式とせずと。故に上は天鬼式とせず、下は萬民利とせず。是の故に子墨子曰く、今天下の士君子、誠に天下の利を興し、天下の害を除くを求めんと將欲せば、樂の物たるに在るが若きは、將に禁じて止めずんばあるべからざるなり。

非樂中第三十三（闕）

非樂下第三十四（闕）

紡績織紝して、多く麻絲、葛紵を治めて、繰布を細る、此れ其分事也。今、惟だ王公大人に在つて樂を悦んで之を聽かば、卽ち必ず、蚤に朝し晏く退き獄を聽き政を治むること能はず、是の故に國家亂れて社稷危ふからん。今惟だ士君子に在つて樂を悦んで之を聽かば、卽ち必ず、股肱の力を竭し、其思慮の智を殫し、內は官府を治め、外は關市山林澤梁の利を收斂して、以て倉廩府庫を實たす能はず、是の故に倉廩府庫實たじ。今、惟だ農夫に在りて樂を悦んで之を聽かば、卽ち必ず蚤に出で暮に入り、耕稼樹藝して多く菽粟を聚むること能はず、是の故に菽粟足らじ。今惟だ婦人に在りて樂を悦んで之を聽かば、卽ち必ず夙に興き夜に寢ね、紡績織紝して、多く麻絲葛緒を治め、布繰を細ること能はず。是の故に布繰興らじ。曰く孰を爲してか大人の治を聽くと賤人の事に從ふことを廢する、曰く樂也。是の故に子墨子曰く、樂を爲すは非なりと。

何を以てか其然るを知るや、曰く先王の書、湯の官刑に之れあり、曰く其の恒に宮に舞ふ、是れを巫風と謂ふ。其刑、君子は絲二（一九）衡を出す、小人は否らず、（二〇）二百の黃經を以てす。乃ち言つて曰く嗚呼舞ふこと洋洋として、其言孔だ章なり、上帝侑けず、（二一）九有以て亡ぶ、上帝順はず、之に（二二）百祥を降し、其家必ず壞喪すと。九有の亡ぶ所以のものを察するに、徒らに樂を飾るに從へばなり。武觀に於て曰く、啓乃ち淫溢康樂し、（二三）野に飮食し、（二四）鏘鏘鍠鍠 筦磬以て方

【一九】衡はめかたの名。
【二〇】二百の黃色のたて絲。
【二一】九有は支那の九州。
【二二】百祥は百禍。
【二三】游田に樂しむを云ふ。
【二四】鏘鏘鍠鍠は皆音樂の聲、筦は管にして笛の類。

昔者齊の康公(一四)樂萬を興む。(一五)萬人には(一六)裋褐を衣すべからず、糠糟を食はしむべからず、曰く食飮美ならざれば面目顏色視るに足らず、衣服美ならざれば身體(一七)從容貌觀るに足らずと。是を以て食は必ず粱肉、衣は必ず文繡、此れ常に衣食の財に從事せずして、常に人に食するものなり。是の故に子墨子曰く、今、王公大人、惟だ民の衣食の財を虧奪して、以て拊樂を爲すこと、此の如く多しと。是の故に子墨子曰く樂を爲すは非なりと。

今、人は固より禽獸、麋鹿、飛鳥、貞蟲と異なるものなり、今、禽獸麋鹿飛鳥貞蟲は、其羽毛に因つて以て衣裘と爲し、其蹄爪に因つて以て絝屨と爲し、其水草に因つて以て飮食と爲す、故に雄をして耕稼樹藝せず、雌をして亦紡績織紝せざらしむと雖も、衣食の財固より已に具はる。今、人は此と異なるものなり。其力に賴るものは生き、其力に賴らざるものは生きず。君子强めて治を聽かざれば卽ち刑政亂れ、賤人强めて事に從はざれば卽ち財用足らず。今天下の士君子、吾が言を以て然らずとせば、然らば卽ち、姑らく嘗みに天下の(一八)分事を數へて、樂の害を觀ん。王公大人は、蚤に朝し晏く退き、獄を聽き政を治む。此れ其分事なり。士君子は、股肱の力を竭し、其思慮の智を殫し、內は官府を治め、外は關市山林澤梁の利を收斂して、以て倉廩府庫を實たす。此れ其分事なり。農夫は蚤に出で暮に入り、耕稼樹藝して、多く菽粟を聚む、此れ其分事なり。婦人は夙に興き夜に寢ね、

【一四】萬舞と稱する舞樂の名。
【一五】萬舞をなす伶人。
【一六】裋褐は粗衣。
【一七】從容は擧動也。
【一八】分事は各人の職業。

下の利を興し、天下の害を除くを求むるも而も補ふなしと。是の故に子墨子曰く樂を爲すは非なりと。

今王公大人唯だ高臺厚榭の上に處りて、(八)之を視るのみならば、鐘は猶ほ是れ延鼎のごとし、撞擊せずんば將た何をか樂しむことを得んや、其說將に必ず之を撞擊せんとす、(九)唯だ撞擊せむに、將に必ず老と稚者とを使はざらんとす。老と稚者とは耳目聰明ならず、股肱畢強ならず、聲和調ならず、(一〇)明轉變ならず、將に必ず(一一)當年のものをして其耳目の聰明、股肱の畢強、聲の和調、明の轉抃なるに因らしめんとす。丈夫をして之を爲さしめば、丈夫の耕稼樹藝の時を廢し、婦人をして之を爲さしめば、婦人の紡績織紝の事を廢せん。今、王公大人惟だ樂を爲し、民の衣食の財を虧奪して以て(一二)拊樂すること此の如く多し。是の故に子墨子曰く樂を爲すは非なりと。

今、大鐘鳴鼓琴瑟竽笙の聲既に已に具はるも、王公大人鏘然として奏して獨り之を聽くも、將た何をか樂しむことを得んや、其說將に必ず賤人と與にせずして(一三)君子と與にせんとす。君子と與に之を聽かば君子の治を聽くを廢し、賤人と與に之を聽かば賤人の事に從ふを廢せん。今、王公大人惟だ樂を爲し、民の衣食の財を虧奪して、以て拊樂すること此の如く多し。是の故に子墨子曰く樂を爲すは非なりと。

【八】延鼎は、ひつくりかへしたる鼎、撞かずして視るのみならば鐘は鼎と形相似たるものに過ぎず。

【九】唯だ撞くのみを以て足れりとせず、撞くに必ず人を擇び、老と稚者とをして之をなさしめざるを云ふ。

【一〇】明は眼。轉變は自由にはたらく。

【一一】當年は中年の者。

【一二】音樂をうちならす。

【一三】君子は上流社會の人。

の舟車を爲くるが若くならば、卽ち我れ敢て非とせじ。古は、聖王亦嘗て厚く萬民に籍斂して以て舟車を爲り、既已に成る。曰く吾、將に惡許にか之を用ひんと。曰く舟は之を水に用ひ、車は之を陸に用ひんと。君子は其足を息め、小人は其肩背を休む。故に萬民、(五)財貲を出して之に與へ、敢て以て感恨となさゞるものは何ぞや、其の反つて民の利に中たるを以てなり。然らば則ち樂器も反つて民の利に中たること亦此の若くならば、則ち我れ敢て非とせじ。

然らば則ち若し樂器を用ふること、之を譬ふるに聖王の舟車を爲くるが若くならば、卽ち我は敢へて非とせざるなり。民に三患あり。飢者食を得ず、寒者衣を得ず、勞者息を得ず、三つのものは民の巨患なり。然らば卽ち、嘗みに之が爲めに巨鐘を撞き、鳴鼓を擊ち、琴瑟を彈じ、竽笙を吹いて、(六)干戚を揚ぐれば、民の衣食の財、將た安に得て具ふべきか、卽ち我以爲らく未だ必ずしも然ざるなりと。抑(七)此を舍くも、今大國あれば卽ち小國を攻め、大家あれば卽ち小家を伐ち、强は弱を劫かし、衆は寡を暴し、詐は愚を欺むき、貴は賤に傲り、寇亂盜賊並び興つて、禁止すべからざるなり。然らば卽ち、之が爲めに巨鐘を撞き、鳴鼓を擊ち、琴瑟を彈じ、竽笙を吹いて、干戚を揚ぐるが若きは、天下の亂や、將た安に得て治むべきか。卽ち我以爲らく未だ必ずしも然らざるなりと。是の故に、子墨子曰く、姑らく嘗みに厚く萬民に籍斂して、以て大鐘鳴鼓琴瑟竽笙の聲を爲すも、以て天

【五】舟車を爲るの費を出すをいふ。
【六】干戚は盾と斧との舞樂。
【七】前述の事は暫く論せずとするも。

(一)非樂上第三十二

子墨子曰く、仁人の事は、必ず務めて天下の利を興し、天下の害を除かんを求め、將に以て天下に法たらんとす。人を利せんか卽ち爲し、人を利せざらんか卽ち止む。且つ夫れ仁者の天下の爲めに度るや、其目の美とする所、耳の樂しむ所、口の甘しとする所、身體の安しとする所の爲めに非ず。(二)此を以て民の衣食の財を虧奪するは仁者は爲さざるなり。是の故に子墨子の樂を非とする所以のものは、大鐘、鳴鼓、琴瑟、竽笙の聲を以て、樂しからずと以爲ふに非ざる也。刻鏤、文章の色を以て美ならずと以爲ふに非ざる也。犓豢、煎炙の味を以て甘からずと以爲ふに非ざる也。高臺、厚榭、邃宇の居を以て、安からずと以爲ふに非ざる也。身は其安きを知り、口は其甘きを知り、目は其美しきを知り、耳は其樂しきを知ると雖も、然れども上に之を考へて聖王の事に中らず、下に之を度りて萬民の利に中らず。是の故に子墨子曰く、樂を爲すは非なりと。

今王公大人唯だ樂器を造爲して以て事を國家に爲すは、直に(三)潦水を掊り壤垣を折きて、之を爲すに非ず、將に必ず厚く萬民に(四)斂して以て大鐘鳴鼓琴瑟竽笙の聲を爲さんとす。之を譬ふるに、聖王

【一】民の衣食に奪ひて聲樂に耽るを非とす。
【二】此は耳目口體。
【三】無用の物を取りて以て造り得べきにあらざるをいふ。潦水は雨水。壤垣はつちくれ。
【四】斂は租稅をとる。

なり。若し鬼神にして誠にあらば則ち是れ吾が父母兄姒を得て、之を食せしむるなり、則ち此れ豈に天下の利事に非ざらんや。是の故に子墨子曰く、今天下の王公大人士君子、中實に天下の利を興し、天下の害を除くを求めんと將欲せば、鬼神の有るが若き、將た尊明せざるべからざるなり、聖王の道なり。

今無鬼を執るものは曰く、抑も親の利に中たらずして孝子たるを害とするかと。子墨子曰く、古今の鬼たる、他に非ざるなり。天の鬼あり、亦山水の鬼神あり、亦人死して鬼と爲るものあり。今、子其父に先つて死し、弟其兄に先つて死するものあり、抑も(五二)然らしむと雖も、然かも天下の(五三)陳物に曰く、先に生るゝものは先に死すと。是の若くんば、則ち先に死するものは父に非ずんば則ち母、兄に非ずんば姒なり。今潔く酒醴粢盛を爲りて以て祭祀を敬愼す、若し鬼神をして誠にあらしめば、是れ其父母姒兄を得て之に飮食せしむるなり、豈に厚利に非ずや。若し鬼神をして誠に亡からしめば、是れ乃ち其の爲る所の酒醴粢盛の財を費すのみ。且つ夫れ之を費すは、特之を汚壑に注いで之を棄つるに非ず、内は宗族、外は鄕里、皆得て倶に之を飮食せば、鬼神をして誠に亡からしむと雖も、此れ猶ほ以て驩を合せ衆を聚め、親を鄕里に取るべし。

今無鬼を執るものゝ言に曰く、鬼神なるものは固より誠に有ることなし、是を以て其酒醴粢盛犧牲の財を供へずと。豈に乃ち今其酒醴粢盛犧牲の財を愛しむに非ざらんや、其得る所のもの、將た以て何ぞや、此れ上は聖王の書に逆ひ、内は民人孝子の行に逆ひて、而して天下に上士たらんとするなるも、此れ上士たる所以の道に非じ。是の故に子墨子曰く、今吾が祭祀を爲すや、直に之を汚壑に注いで之を棄つるのみに非じ。上は以て鬼神の福に交はり、下は以て驩を合せ衆を聚め親みを鄕里に取る

【五二】以上の如き事ありともそは例外あるをいふ。

【五三】陳物とは陳説卽ち舊説。

富み天下を有ち、勇力の人推哆大戯の、兕虎を生裂し、(四六)指畫して人を殺すあり、人民の衆、兆億、維厥の澤陵に盈つるも、然かも此を以て鬼神の誅を禦ぐこと能はず。此れ吾が所謂鬼神の罰は、富貴衆强勇力强武堅甲利兵を爲すべからずとは此れなり。

且つ惟だ此のみ然りと爲さず、昔は殷王紂、貴きこと天子たり、富み天下を有ちしも、上、天を詬り鬼を侮り、下、天下の萬民を殃殺し、(四七)黎老を播棄し、孩子を賊誅し、無罪を焚炙し、孕婦を刳剔し、庶舊鰥寡(四八)號咷して告ぐるところなし。故に此に於てか天乃ち武王をして明罰を致さしむ。武王(四九)擇車百輛、虎賁の卒四百人を以て、(五〇)庶國節に告げて(五一)戎を窺ひ、殷人と牧の野に戰ふ、王手づから費中惡來を禽にし、衆畔いて走る、武王奔り逐ひて宮に入る、萬年の梓株にて、紂を折きて之を赤環に繫ぎ、之を白旗に載せ、以て天下諸侯の僇と爲す。故に昔の殷王紂、貴きこと天子たり富み天下を有ち、勇力の人費仲惡來崇侯虎の指畫人を殺すあり、人民の衆、兆億、維厥の澤陵に盈つるも、然かも此を以て鬼神の誅を禦ぐ能はず。此れ吾が所謂鬼神の罰は、富貴衆强勇力强武堅甲利兵を爲すべからずとは此れなり。且つ禽艾に之を道ひて曰く、禨を得るも小なりとするなく、宗を滅ぼすも大なりとなすなかれと。則ち此れ鬼神の賞する所は、小となく必ず之を賞し、鬼神の罰する所は、大となく必ず之を罰するを言ふなり。

【四六】指畫は指揮計畫。
【四七】黎老は耆老と同じ。
【四八】號咷はなきさけぶ。
【四九】擇車は擇びたる車。
【五〇】庶國節は諸の符節を受くる諸侯。
【五一】戎を窺ふは、敵陣を伺ふ。

古に於て曰く、吉日丁卯、以て代つて(四一)社方を祀り、(四二)祖若くは考に歳あり、以て年壽を延ぶと。若し鬼神なくんば、彼、豈に年壽を延ばす所あらんや。是の故に子墨子曰く、鬼神の能く賢を賞して暴を罰するが若きは、蓋し本と之を國家に施し、之を萬民に施して、實に國家を治め萬民を利する所以の道なり。是を以て吏治官府の潔廉ならざる、男女の別なきを爲すもの、鬼神之を見る。民の淫暴寇亂盜賊を爲し、兵刃毒藥水火を以て、無罪の人を道路に迓へ、人の車馬衣裘を奪つて、以て自ら利するもの、又た鬼神之を見る。是を以て吏治官府は敢て潔廉ならずんばあらず、善を見ては敢て賞せずんばあらず、暴を見ては敢て罪せずんばあらす。民の淫暴寇亂盜賊を爲し、兵刃毒藥水火を以て、無罪の人を道路に迓へ、車馬衣裘を奪つて以て自ら利する者、此に由つて止む。是を以て天下治まる。故に鬼神の明は、幽閑廣澤山林深谷を(四三)爲すべからず、鬼神の明は必ず之を知る。鬼神の罰は富貴衆强勇力强武堅甲利兵を爲すべからず、鬼神の罰は必ず之に勝つ。若し以て然らずとせんか、昔は夏王桀貴きこと天子たり、富み天下を有ちしも、上、天を詬り、鬼を侮り、下、天下の萬民を殃殺し、上帝を伴りて、(四四)元山の帝祀を伐る。故に此に於てか天乃ち湯をして明罰を致さしむ、湯は車九輛を以て、鳥陣鴈行し、湯(四五)大贊に乘じ夏衆を犯逐し、之を郊隧に入らしめ、王手づから推哆大戲を擒にす。故に昔は夏王桀貴きこと天子たり、

【四一】方は祭の名。秋、四方の地祇等を祭る。
【四二】祖考の廟に歳時の祭をなす。
【四三】爲は恃むといふが如し。
【四四】元山といふ山の神木をきる。
【四五】贊は地名。

り、以て飛鳥に及ぶまで、（三九）比方せざるは莫し、矧んや惟れ人面なるもの、何んぞ敢て心を異にせん、山川鬼神も、亦敢て寧からざるは莫し、若ひて能く恭允なり、惟れ天下を之れ合し、下土を之れ保たんと。山川鬼神の、敢て寧からざるは莫き所以のものを察するに、以て佐けて禹を謀るを以てなり。此れ吾が商書の鬼あるを知る所以なり。且つ商書獨り鬼ありて夏書鬼あらずば、則ち未だ以て法と為すに足らじ。然らば則ち姑らく嘗みに上、夏書を觀ん。禹誓に曰く、大に甘に戰ひ、王乃ち左右六人に命じて、下つて誓を中軍に聽かしめて曰く、有扈氏、五行を蔑侮し、（四〇）三正を怠棄す、天以つて其命を勦絶すと。又た曰く、日中に今、予、有扈氏と一日の命を爭ふ、且つ爾卿大夫庶人、予、爾が田野寶玉を欲するに非ず、予恭んで天の罰を行ふ、左、左に恭まず、右、右に恭まざるは、若、命を恭まざるなり、御、爾の馬を正すに非ざるは、若命を恭まざるなり、是を以て祖に賞して社に戮すと。祖に賞すとは何ぞや、命を分つの均しきを云ふなり。社に戮すとは何ぞや、獄を聽くの中たるを言ふ也。故に古聖王は必ず鬼神を以て賢を賞して暴を罰すと為す。是の故に賞は必ず祖に於てして戮は必ず社に於てす、此れ吾が夏書の鬼あるを知る所以なり。故に上は夏書、其次は商周の書、語に鬼神のあるを數へ、重ねて有た之を重ぬ。此れ其故何ぞや、則ち聖王之を務むればなり。此の書の說を以て之を觀れば、則ち鬼神の有ること、豈に疑ふべけんや。

【三九】比方は道に從ふこと。
【四〇】三正は天地人の正道をいふ。

す。或は其腐蠹絶滅して、後世子孫の得て記せざらんとを恐る、故に之を盤盂に琢り之を金石に鏤め以て之を重ね、又た後世子孫の、能く（三〇）敬若して以て祥を取る能はざらんことを恐る、故に先王の書、聖人の言、一尺の帛、一篇の書にも、語に鬼神の有るを數へて、重ねて又た之を重ぬ。此れ其故何ぞや、則ち聖王之を務むればなり。今無鬼を執るもの曰く、鬼神なるものは固と有ることなしと。則ち此れ聖王の務に反く。聖王の務に反くは、則ち君子たる所以の道に非ざる也。

今、無鬼を執る者の言に曰く、先王の書、聖人の言、一尺の帛、一篇の書にも、語に鬼神のあるを數へ、重ねて又た之を重ぬるとは、亦何の書に之れあるか。子墨子曰く、周書の大雅に之れあり、大雅に曰く、（三一）文王上に在り、於天に昭る、周は舊邦と雖も、（三二）其命維れ新なり、有周顯はれざらんや、（三三）帝命時ならざらんや、文王陟降して、（三四）帝の左右に在り、（三五）穆穆たる文王、（三六）令聞已まずと。若し鬼神あるとなくば、則ち文王既に死す、彼豈に能く帝の左右に在らんや。此れ吾が、周書の鬼あるを知る所以なり。且つ周書にのみ獨り鬼あるも、商書に鬼あらずば、則ち未だ以て法と爲すに足らじ。然らば則ち姑らく嘗みに上、商書に觀ん。曰く嗚呼古は（三七）有夏、未だ禍あらざるの時に方つて、百獸（三八）貞蟲よ

【三〇】敬若はつゝしみ順ふこと。祥は幸福。

【三一】文王の神靈天に在すこと。

【三二】新たに文王に在るをいふ。

【三三】天帝が文王に大命を下すこと。

【三四】文王が上帝の左右に上下すること。

【三五】穆々は明德を積むことを勉むるさま。

【三六】令聞は善名を云ふ。

【三七】有夏は支那即中夏。

【三八】貞蟲は活動する蟲類。

祀を受けしめよと。故に武王は必ず鬼神を以て有りと爲す。是の故に殷を攻め紂を伐ち、諸侯をして其祭を分たしめたり、若し鬼神有ることなくんば則ち武王何ぞ祭を分たんや。

唯だ武王の事然りとなすのみに非ず、古の聖王の其賞するや必ず(二四)祖に於てし、其戮するや必ず社に於てす。祖に賞するは何ぞや、分つの均しきを告ぐるなり、社に戮するは何ぞや、(二五)聽くの中たるを告ぐるなり。

唯だ此の書の說然りと爲すのみに非ず、且つ昔の虞夏商周三代の聖王と雖も、其始め國を建て都を營むの日に、必ず國の正壇を擇びて、置いて以て宗廟と爲し、必ず木の脩茂なる者を擇びて、立てゝ以て叢社と爲し、必ず國の父兄の慈孝貞良なる者を擇びて以て(二六)祝宗と爲し、必ず六畜の勝れて腯肥粹毛なるを擇んで以て犧牲と爲し、(二七)珪璧琮璜は財に稱へて度を爲し、必ず五穀の芳黃なるを擇んで以て酒醴粢盛を爲る、故に酒醴粢盛、(二八)歲と上下す。故に古聖王の天下を治むるや、固より必ず鬼神を先にして人を後にするものは此れなり。故に曰く官府の選效は必ず祭器祭服を先にして、畢く府に藏め、祝宗有司は畢く朝に立ち、犧牲(二九)昔聚と群せずと。故に古は聖王の政を爲すこと此の若し、古聖王は必ず鬼神を以て有りとなし其の鬼神に務むること厚し。又後世子孫の知る能はざるを恐る、故に之を竹帛に書し、後世子孫に傳遺

【二四】祖は祖廟なり。社は土地の神なり。
【二五】聽くは聽斷。
【二六】祝宗は神官。
【二七】珪璧琮璜は祭祀に供する玉。
【二八】年の豐凶により厚薄あるをいふ。
【二九】昔聚は平素あつめたる物品。

せんとすれば、(二〇)有罪を失ふを恐る。乃ち二人をして一羊を供へて齊の神社に盟はしむ、二子許諾す。是に於て盟に涖みて、羊を剄りて其血を灑ぐ、王里國の辭を讀みて既已に終る。中里徼の辭を讀むこと未だ半ならず、羊起つて(二一)之に觸れ、其脚を折き神の社に跳つて之を敲き、之を盟所に殪す。是の時に當つて齊人の、從ふ者見ざるは莫く、遠きもの聞かざるは莫く、著して齊の春秋にあり、諸侯傳へて之を語つて曰く、諸の(二二)盟矢其情を以てせざるものは、鬼神の誅至ること此の若く其れ憯遬なりと。此の書の說を以て之を觀れば、鬼神の有ること、豈に疑ふべけんや。

是の故に子墨子言つて曰く、あるひは深谿博林幽閑、人毋きの所と雖も、施行すること以て謹まずんばあるべからず、現に鬼神あつて之を視ると。

今無鬼を執るものは曰く、夫れ衆人耳目の情豈に以て疑を斷むるに足らんや、奈何ぞ其れ天下に上士君子たらんと欲して、復た衆の耳目の情を信ずるものあらんやと。子墨子曰く、若し衆の耳目の情を以て、以て信ずるに足らずと爲して、以て疑を斷めずんば、識らず昔の三代の聖王、堯舜禹湯文武の若きものは、以て法と爲すに足る乎。則ち此に於てか、中人より以上皆曰く、昔の三代の聖王の若きは、以て法と爲すに足ると。若し苟くも昔の三代の聖王以て法と爲すに足らば、然らば則ち姑らく嘗みに上、聖王の事を觀んに、昔者武王の殷を攻め紂を誅するや、諸侯をして其祭を分たしめて曰く、(二三)親き者をして內祀を受け、疏き者をして外

【二〇】有罪を失ふは、有罪の者をゆるす也。
【二一】之は中里徼。
【二二】盟矢は盟誓。
【二三】周と同姓は周の文王を祀り疏遠の異姓は其國の山川等を祭ること。

將に（一三）祖塗に馳せんとす。莊子儀朱杖を荷うて之を擊ち、之を車上に殪す。是の時に當つて燕人の從ふ者見ざるは莫く、遠き者聞かざるは莫く、著はして燕の春秋に在り。諸侯傳へて之を語つて曰く、凡そ不辜を殺すものは、其不祥を得、鬼神に誅せらるる此の若く其れ憯遬なりと。此の書の說を以て之を觀れば、則ち鬼神の有ること、豈に疑ふべけんや。

唯だ此の書の說然りと爲すのみに非ず。昔は宋の文君鮑の時、臣あり祝觀辜と曰ふ。固と嘗て事に（一四）厲に從ふ。（一五）祝子（一六）殳を杖つき、出でゝ言つて曰く、觀辜、是れ何ぞ、珪璧の度量に滿たざる、酒醴粢盛の淨潔ならざる、犧牲の全肥ならざる、春秋冬夏（一七）選效時を失へる、豈に汝之を爲すか、抑〻鮑之を爲すかと。觀辜曰く鮑幼弱にして（一八）荷繈の中に在り、鮑何ぞ與り識らん、官臣觀辜特り之を爲すと。祝子殳を擧げて之を敲き、之を壇上に殪す。是の時に當つて宋人の從ふ者見ざるは莫く、遠きもの聞かざるは莫く、著はして宋の春秋に在り。諸侯傳へて之を語つて曰く、諸の祭祀を敬愼せざるもの、鬼神の誅至ること此の若く其れ憯遬なりと。此の書の說を以て之を觀れば、鬼神の有ること、豈に疑ふべけんや。

唯だ此の書の說然りと爲すのみに非ず。昔は齊の莊君の臣所謂王里國、中里徼なるものあり、此二子のもの、訟ふること三年にして獄斷まらず。齊君之を（一九）兼殺せんとすれば不辜を恐れ、之を兼釋

【一三】祖塗は祖澤の道路。
【一四】厲は神祠をいふ。
【一五】祝子は巫の類。
【一六】殳は木杖。
【一七】選效は祭祀の器具をそろへること。
【一八】荷繈はむつき。
【一九】兼殺は二人共に殺す也。

中たつて脊を折き、車中に殪れ、(七)弢に伏して死す。是の時に當つて周人從ふ者見ざるは莫く、遠き者聞かざるは莫く、著はして周の(八)春秋に在り。君たるもの以て其臣を敎へ、父たるもの以て其子を警めて曰く、之を戒しめ之を愼しめよと。凡そ不辜を殺す者は、其の不祥を得、鬼神に誅せらるること、此の若くに(九)憯遬なり。此の書の說を以て之を觀れば、則ち鬼神の有るは豈に疑ふべけんや。

惟に此の書の說然りと爲すのみに非ず。昔は秦の穆公、嘗つて晝日廟に中處す、神あり門に入つて左す、人面鳥身にして素服(一〇)玄純、面の狀正方なり。秦の穆公之を見て乃ち恐懼して奔る。神曰く懼るゝ無かれ、帝、女の明德を享け、予をして女に壽十年有九を錫はしむ、若の國家をして蕃昌し、子孫をして懋めて失ふ毋らしめんと。秦の穆公再拜稽首して曰く、敢て神の名を問ふと。曰く予は句芒たりと。若し秦の穆公の身見る所を以て儀と爲さば、則ち鬼神の有ること、豈に疑ふべけんや。

唯に此の書の說然りと爲すのみに非ず。昔は燕の簡公、其臣莊子儀を殺して辜あらず。莊子儀曰く、吾が君王、我を殺して辜あらず、死人知ること毋くば亦已まん、死人知ることあらば、三年を出でずして必ず吾が君をして之を知らしめんと。(一一)期年にして燕將に(一二)祖に馳せんとす、燕の祖あるは、齊の社あり、宋の桑林あり、楚の雲夢あるが若し、此れ男女の屬りて觀る所なり、日中に燕の簡公方に

【七】弢は弓衣なり。
【八】周の時諸侯の國史を春秋といふ。
【九】憯遬は迅速。
【一〇】黑色のへりをとりたること。
【一一】一年を云ふ。
【一二】祖澤と稱する地。

則ち鬼神の有と無との別に當つて、將に以て此を察せざる可らざらんとす。

既に鬼神有無の別を以て、以て察せざるべからざるのみとす。然らば則ち吾が此を明察するを爲すは、其說將に奈何してか可なるべき。子墨子曰く是の天下の有と無とを察知する所以の道を擧げんには、必ず衆の耳目の實に、有と無とを知るを以て（三）儀と爲すべき者なり。誠に之を聞き之を見るあれば則ち必ず以て有と爲し、聞くことなく見ること莫ければ、則ち必ず以て無と爲さん。是の若くんば何ぞ嘗みに一鄉一里に入つて之を問はざる。古より以て今に及んで生民以來の者、亦嘗て鬼神の物を見、鬼神の聲を聞くことあらば、則ち鬼神無といふべけんや。若し聞くこと莫く、見ること莫ければ、則ち鬼神有と謂ふべけんや。今、無鬼を執るもの丶言に曰く、夫れ天下の、鬼神の物を聞見すと爲すもの、勝げて計るべからず、亦孰れか鬼神有無の物を聞見すとなすか。子墨子言つて曰く、若し衆の同じく見る所と、衆の同じく聞く所とを以てすれば、則ち昔の杜伯の若き是れなり。周の宣王、其臣杜伯を殺して、辜あらず。杜伯曰く、吾が君我を殺して辜あらず、若し死者を以て知ることなしと爲せば則ち止む、若し死して知るあらば、三年を出でずして必ず吾が君をして之を知らしめんと。其後三年周の宣王諸侯を合せて（四）圃田に（五）田す、車數百乘、（六）徒數千人、野に滿つ。日中に杜伯、白馬素車に乘り、朱衣冠にして朱弓を執り、朱矢を挾み、周の宣王を追ひ、之を車上に射る。心に

【三】儀は標準。
【四】圃田は地名。
【五】田は田獵。
【六】徒は從卒。

明鬼上第二十九（闕）

明鬼中第三十（闕）

(一)明鬼下第三十一

子墨子言つて曰く、昔三代の聖王既に歿するに至るに逮んで、天下義を失ひ諸侯力征す。是を以て夫の人の君臣上下たるもの、惠忠ならず、父子弟兄の慈孝弟長貞良ならず、政長の治を聽くに強めず、賤人の事に從ふに強めざるを存す。民の淫暴寇亂盜賊を爲し、兵刃毒藥水火を以て、無罪の人を道路(二)術徑に迓へ、人の車馬衣裘を奪ひて以て自ら利するもの、並び作ること、此に由つて始まり、是を以て天下亂る。此れ其故何を以て然るや、則ち皆鬼神の有ると無きとの別に疑惑して、鬼神の能く賢を賞し、暴を罰するを明かにせざるを以てなり。今若し天下の人をして偕に鬼神の能く賢を賞して暴を罰するを信せしめば、則ち夫の天下豈に亂れんや。今無鬼を執るものは曰く鬼神は固より有ること無しと。旦暮以て天下を敎誨するを爲し、天下の衆をして皆鬼神有無の別に疑惑せしむ。是を以て天下亂る。是の故に子墨子曰く、今天下の王公大人士君子、實に天下の利を興し天下の害を除くを求めんと將欲せば、

【一】鬼神の實有なるを明にし之を尊ぶべきを述ぶ。
【二】術は車道、徑は步道。

君子、中實に仁義を爲して、上士たるを求めんと將欲し、上、聖王の道に中らんと欲し、下、百姓の利に中らんと欲せば、天の志の若きは察せざるべからず、天の志は義の經なり。

踰えて人の牛馬を竊むもの、及び人の場圃に入りて人の桃李瓜薑を竊むものには、今、王公大人の罰を此に加ふるや、古の堯舜禹湯文武の政を爲すと、雖も亦以て此に異なるなし。今天下の諸侯將に猶ほ皆侵凌攻伐兼幷せんとす、此れ一不辜の人を殺すを爲すもの數千萬なり、此れ人の牆垣を踰えて人の子女を担格する者及び人の府庫を穴ち人の金玉布縿を竊む者數千萬なり、人の欄牢を踰えて牛馬を竊む者、及び人の場圃に入つて人の桃李瓜薑を竊む者數千萬なり。而して自ら義なりと曰ふ。故に子墨子言つて曰く、是の我を紛るものは、則ち豈に以て是の黑白甘苦の辯を紛るものと異なるあらんや。今此に人あらんに、少しく之に黑を示さば之を黑と謂ひ、多く之に黑を示さば白と謂はゞ、必ず曰はん、吾が目亂れて黑白の別を知らずと。今此に人あらんに、少しく之に甘きを嘗めしむるとき之を甘しと謂ひ、多く之に甘を嘗めしむるとき苦しと謂はゞ、必ず曰はん、吾が口亂れて其甘苦の味を知らずと。今、王公大人の政をなすや、或ひは人を殺すは其國家之を禁ずるに、此の（四）爪牙能く多く其鄰國の人を殺すあれば、因つて以て大義と爲す。此れ豈に白黑甘苦の別を紛るものに異なるあらんや。故に子墨子天志を置き以て儀法と爲す。獨り子墨子のみ天志を以て法と爲すに非ず、先王の書に於て、大夏（即チ詩經ノ大雅）に於て之を道ふこと然り。帝、文王に謂へらく、予明德を懷く、聲と色とを大にする毋く、夏に長として以て革むる毋れ、識らず知らず、帝の則に順ふと。此れ文王の天志を以て法となして帝の則に順ふを語るなり。且つ今天下の士

【四】爪牙は軍隊。

の諸侯に告げて曰く、吾、國を攻め、軍を覆へし、將を殺す若干人と。其鄰國の君亦此が不仁義たるを知らず、又た其皮幣を具へ、其の（一〇）徒遽を發し、人をして（一一）饗賀せしむ。則ち夫の攻伐を好むの君、又た重ねて此が不仁不義たるを知らず、又た之を竹帛に書し、之を府庫に藏す。人の後子たるもの必ず且に其先君の行に順はんと欲す、曰く何ぞ嘗に吾が府庫を發きて、吾が先君の法儀を視ざるかと。必ず（一二）文武の政を爲すもの此の若しと曰はずして、吾、國を攻め、軍を覆へし將を殺すこと若干人と曰ふ。則ち夫の好伐を好むの君此が不仁不義たるを知らず、其鄰國の君も此が不仁不義たるを知らず。是を以て攻伐世世にして已まざるもの、此れ吾が所謂大物は則ち知らざるもの也。

所謂小物は則ち之を知るとは何若ん。今此に人あり、人の場園に入り、人の桃李瓜薑を取らば、上得ば且に之を罰せんとし、衆聞かば則ち之を非らんとす、是れ何ぞや。曰く、其勞に與からずして其實を獲、其の有する所に非ずして之を取るを以ての故なり。而るを況んや又た人の牆垣を踰え、人の子女を（一三）担格するものをや、及び人の府庫を穴ちて、人の金玉（一四）布繰を竊むものをや、及び人の欄牢を踰えて人の牛馬を竊むものをや。而るを況んや又た一不幸の人を殺すをや。今、王公大人の政を爲すや、一不幸の人を殺すものより、人の牆垣を踰えて人の子女を担格するもの、及び人の府庫を穴ちて人の金玉布繰を竊むもの、及び人の欄牢を

【一〇】徒は徒歩、遽は傳車也。使者を出すを云ふ。
【一一】饗は享也、獻ずる也。
【一二】文武は二王。
【一三】担格は拘執する也。
【一四】布繰は布帛。

詐は則ち愚を欺く也、貴は則ち賤に傲る也、富は則ち貧に驕る也、壯は則ち老に奪ふ也。是を以て天下の庶國方に水火毒藥兵刃を以て、以て相賊害するなり。若きの事は上は天を利せず、中は鬼を利せず、下は人を利せず、三不利にして利する所なし。是を天賊と謂ふ。故に凡そ事に此に從ふものは、寇亂なり、盜賊なり、不仁、不義、不忠、不惠、不慈、不孝なり、是の故に天下の惡名を聚斂して之に加ふ。是れ其故何ぞや、則ち天の意に反けばなり。

故に子墨子、天志を置立して以て儀法と爲すこと、輪人の規あり匠人の矩あるが如し。今輪人は規を以てし、匠人は矩を以てし、此を以て方圓を別つ。是の故に子墨子天志を置立して以て儀法と爲す。吾、此を以て天下の士君子の、義を去ること遠きを知るなり。何を以てか天下の士君子の義を去ること遠きを知るや。今、是の大國の君囂然として曰く、吾、大國に處りて小國を攻めずんば、吾、何を以てか大とならんやと。是を以て爪牙の士を（四）差論し、舟軍の卒を比列して、以て無罪の國を攻伐し、其邊境に入り、其禾稼を刈り、其樹木を斬り、其城郭を殘ひ、以て其溝池を抑へ、其祖廟を焚燒し、其（五）犧牷を攘殺す、民の（六）格するものをば、則ち之を剄殺し、格せざるものをば、則ち（七）係纍して歸る、丈夫をば以て（八）僕圉胥靡と爲し、婦人をば以て（九）舂酋と爲す。則ち夫の攻伐を好むの君は、此が不仁義たるを知らずして、以て四鄰

【四】選擇すること。
【五】牛の純色なるを牷と云。
【六】格は闘ふ也。
【七】係纍はとりことする。
【八】圉は御。胥靡は徒刑。
【九】舂は米をつくもの、酋は酒を作るもの。

ぎ、子孫繼嗣し、之を譽むる者廢まず、之を名づけて聖人と曰ふ。此を以て其の善を賞するの證を知る。是の故に昔は三代の暴王桀紂幽厲の天下を兼惡するや、從つて之を賊し、其百姓の意を移す。焉に率ゐて、以て上帝山川鬼神を詬侮す、天以爲らく其愛する所に從はずして之を惡み、其利する所に從はずして之を賊すと。是に於て其罰を加へ、之をして父子離散、國家滅亡し、社稷を抎失して、憂以て其身に及ばしむ。是を以て天下の庶民、屬まりて之を毀りて、萬世に業ぎ、子孫繼嗣して之を毀るもの廢まず、之を名けて暴王と曰ふ。此を以て其の暴を罰するの證を知る。

今天下の士君子義を爲さんと欲せば、則ち天の意に順はざるべからず。曰く天の意に順ふものは兼なり、天の意に反くものは別なり。兼の道たるや義正、別の道たるや力正。曰く義正とは何若ん、曰く大、小を攻めざる也、强、弱を侮らざる也、衆、寡を賊せざる也、詐、愚を欺かざる也、貴、賤に傲らざる也、富、貧に驕らざる也、壯、老に奪はざる也。是を以て天下の(三)庶國、水火毒藥兵刃を以て、以て相害すること莫し、此の事は上は天を利し、中は鬼を利し、下は人を利す、三利して利せざる所なし、是を天德と謂ふ。故に凡そ事に此に從ふものは聖知なり、仁義なり、忠惠なり、慈孝なり。是の故に天下の善名を聚斂して之に加ふ。是れ其故何ぞや、則ち天の意に順へばなり。

曰く力正とは何若ん、曰く大は則ち小を攻むる也、强は則ち弱を侮る也、衆は則ち寡を賊する也、

【三】庶國は衆國。

てなり。何を以てか其の兼ねて之を食ふを知る、古より今に及ぶまで、(一)遠墟孤夷の國あることなく、皆其牛羊犬彘を犓豢し、潔く粢盛酒醴を爲りて、以て敬んで上帝山川鬼神を祭祀す、此を以て兼ねて之を食ふことを知るなり。苟くも兼ねて食へば、必ず兼ねて之を愛す。之を譬ふるに楚越の君の若し、今是の楚王は楚の四境の内に食ふ、故に楚の人を愛す、越王は越の四境の内に食ふ、故に越の人を愛す。今天は天下を兼ねて食ふ、我、此を以て其の兼ねて天下の人を愛するを知る也。

且つ天の百姓を愛するや、此のみにして止まらず。今天下の國、粒食の民、一不辜を殺せば必ず一不祥あり。曰く誰か不辜を殺す、曰く人なり。孰れか之に不祥を予ふ、曰く天なり。若し天にして中實に此民を愛せずば、何の故にか人不辜を殺すあるも天之に不祥を予へんや。且つ天の百姓を愛すること厚く、天の百姓を愛すること偏き既に得て知るべきなり。何を以てか天の百姓を愛することを知る、吾、賢者の必ず善を賞し暴を罰するを以て之を知る。何を以て賢者の必ず善を賞し暴を罰するを知る。吾、昔の三代の聖王を以て之を知る。故に昔は三代の聖王堯舜禹湯文武の天下を兼愛するや、從つて之を利し、其百姓の意を移す。焉に率ゐて以て上帝山川鬼神を敬す。天以爲らく(二)其愛する所に從つて之を愛し、其利する所に從つて之を利すと。是に於て其賞を加へ、之をして上位に處らしめ、立てゝ天子と爲し、以て民の父母となす。是を以て天下の庶民、屬まり之を譽め、萬世を業

【一】遠國孤夷の區別なく。遠墟は遠國、孤夷は遠くはなれたる蠻夷。

【二】其は天をさす。

則ち治まり、義なければ則ち亂る、我、此を以て義の正たることを知るなり。然り而して政とは下よりして上を正すものなし、必ず上よりして下を正す。是故に庶人は己を恣にして正をなすことを得ず、士あつて之を正す。士は己を恣にして正をなすことを得ず、大夫あつて之を正す。大夫は己を恣にして正を爲すことを得ず、諸侯あつて之を正す。諸侯は己を恣にして正を爲すことを得ず、三公あつて之を正す。三公は己を恣にして正を爲すことを得ず、天子あつて之を正す。天子は己を恣にして正を爲すことを得ず、天あつて之を正す。今、天下の士君子皆天子の天下を正すことを明かにして、天の天子を正すことを明かにせず。是故に古は聖人明かに此を以て人に説いて曰く、天子善あれば天能く之を賞し、天子過あれば天能く之を罰すと。天子の賞罰當らず、聽獄中らざれば、天、疾病禍祟を下して霜露時ならず。天子必ず且に其牛羊犬彘を犓豢し、潔く粢盛酒醴を爲りて以て禱祠して福を天に祈る、我、未だ嘗て天の禱祠して福を天子に祈るを聞かざるなり。吾、此を以て天の天子よりも貴く且つ知なるを知る也。

是の故に義は愚にして且つ賤なる者より出でずして、必ず貴くして且つ知なる者より出づ。曰く誰をか貴しとなす、天を貴しとなす。誰をか知と爲す、天を知と爲す。然らば則ち義は果して天より出づる也。今天下の士君子の義を爲さんと欲する者、則ち天の意に順はざるべからず。曰く天の意に順ふとは何若ん、曰く天下の人を兼愛す。何を以てか天下の人を兼愛するを知る。兼ねて之を食ふを以

天志下第二十八

子墨子言つて曰く、天下の亂るゝ所以は其說將た何ぞや、則ち是れ天下の士君子、皆小に明かにして大に明かならざればなり。何を以てか其小に明かにして大に明かならざるを知るや、其の天の意に明かならざるを以てなり。何を以てか其の天の意に明かならざるを知るや、人の家に處るものを以て之を知る。今、人、此の家に處りて罪を得んに、將に猶ほ異家の以て之れを避逃する所の者あらんとす、然かも且つ父は以て子を戒しめ、兄は以て弟を戒しめて曰く、之を戒しめ、之を愼しめよ、人の家に處りて之を戒しめず愼しまずして、人の國に處るものあらんやと。今人此の國に處りて罪を得んに、將に猶ほ異國の以て之を避逃する所の者あらんとす、然かも且つ父は以て子を戒しめ、兄は以て弟を戒しめて曰く、之を戒しめ之を愼しめよ、人の國に處るものは戒愼せざるべからずと。今、人皆天下に處りて天に事ふ、罪を天に得れば、將に以て之を避逃する所のものなからんとす、然かも以て相儆戒するを知ること莫し。吾、此を以て、大物をば則ち知らざるものたることを知る。是の故に子墨子言つて曰く、之を戒しめ之を愼しみ、必ず天の欲する所を爲して、天を惡む所を去れと。

曰く天の欲する所とは何ぞや、惡む所とは何ぞや。天は義を欲して其不義を惡むものなり。何を以てか其然るを知るや、曰く義なるものは正なり。何を以てか義の正たることを知るや、天下義あれば

其言談を觀て、天の意に順へるをば之を德行を善くすと謂ひ、天の意に反けるをば之を德行を善くせずと謂ふ。其刑政を觀て、天の意に順へるをば之を善なる刑政と謂ひ、天の意に反けるをば之を不善なる刑政と謂ふ。故に（一〇）此を置いて以て法と爲し、此を立てゝ以て儀と爲し、將に以て天下の王公大人卿大夫の仁と不仁とを量度せんとす、之を譬ふるに猶ほ（一一）黑白を分つがごとし。是の故に子墨子曰く、今天下の王公大人士君子、中實に道に遵ひ、民を利し、仁義の本を本察せんと將欲せば、天の意順はずんばあるべからずと。天の意に順ふは義の法なり。

【一〇】此は天意。
【一一】一目瞭然たるを云ふ。

き、天の罰を得るものなりと。止に此れのみならず、又其事を竹帛に書し、之を金石に鏤め、之を盤盂に琢り、後世子孫に傳遺す。曰く將に何を以て爲さんとする。將に以て夫の人を憎み、人を賊し、天の意に反きて、天の罰を得るを識さんとする者也。(一八)大誓に之を道つて曰く、紂、越に厥れ(一九)踐踞して、肯て上帝に事へず、厥の先神祇を棄てゝ、祀らず、乃ち曰く吾れ命ありと、侮戮其れ務む、天亦紂を縱ち棄てゝ、保たずと。天の以て紂を縱ち棄てゝ保たざるものを察するに、天の意に反けばなり。故に夫の人を憎み、人を賊し、天の意に反きて、天の罰を得るものは、既に得て知るべきなり。

是の故に子墨子の天志ありとするは、之を譬ふるに、以て輪人の規あり、匠人の矩あるに異なることなし。今夫れ輪人其規を操り、將に以て天下の圓と不圓とを量度せんとするや、曰く吾が規に中たる者は之を圓と謂ひ、吾が規に中たらざる者は之を不圓と謂ふと。是を以て圓と不圓と皆得て知るべきなり。此れ其故何ぞや、則ち圓法明かなければなり。匠人亦其矩を操り、將に以て天下の方と不方とを量度せんとするや、曰く吾が矩に中る者は之を方と謂ひ、吾が矩に中らざる者は之を不方と謂ふと。是を以て方と不方と、皆得て之を知るべし。此れ其故何ぞや、則ち方法明かなればなり。故に子墨子の天志あるは、上は將に以て天下の王公大人の刑政を爲すを度らんとし、下は將に以て天下萬民の文學を爲し、言談を出だすを量らんとするなり、其行を觀て、天の意に順へるをば之を善なる行と謂ひ、天の意に反けるをば之を不善なる行と謂ふ、

【一八】書經の篇名。

【一九】傲慢なる也。

し、是を天德と謂ひ、天下の美名を聚斂して之に加ふ。曰く此れ仁なり、義なり、人を愛し、人を利し、天の意に順ひ、天の賞を得る者なりと。止に此のみならず、其事を竹帛に書し、之を金石に鏤め、之を盤盂に琢り、後世の子孫に傳遺す。曰く將に何を以て爲さんとする、將に以て夫の人を愛し、人を利し、天の意に順ひ、天の賞を得るを識さんとする者也。(一三)皇矣に之を道つて曰く、帝、文王に謂へらく、予、明德を懷ふ、(一四)聲と色とを大にせず、(一五)夏に長として以て革めず、知らず識らず、帝の則に順ふと。帝、其の法則に順ふを善する也。故に(一六)殷を擧げて以て(一七)之を賞し、貴きこと天子となり、富、天下を有ち、名譽今に至るまで息まざらしむ。故に夫の人を愛し、人を利し、天の意に順ひ、天の賞を得る者は、既に得て知るべきのみ。

夫れ人を憎み、人を賊し、天の意に反き、天の罰を得る者は誰ぞや。曰く昔の三代の暴王桀紂幽厲の若き者是也。桀紂幽厲焉れの所にか事に從ふ。曰く事に別に從ひて、事に兼に從はず。別とは大國に處れば則ち小國を攻め、大家に處れば則ち小家を亂り、强は弱を劫かし、衆は寡を暴し、詐は愚を謀り、貴は賤に傲る、其事を視るに、上、天に利ならず、中、鬼に利ならず、下、人に利ならず、三不利は利する所なし、是を天賊と謂ふ、天下の醜名を聚斂して之に加ふ。曰く此れ仁にあらず、義にあらず、人を憎み、人を賊し、天の意に反

【一三】詩經の一篇。
【一四】聲色を以て人に威張らざること。
【一五】夏即中國の君長たるも妄りに舊法を革めず。
【一六】殷を滅ぼすをいふ。
【一七】之は文王。

り天下の君子擧つて之を不仁不祥と謂はん。今夫れ天、天下を兼ねて而して之を愛し、萬物を撽遂して以て之を利し、豪の末の若きも天の爲す所に非ざるなくして、民得て之を利す、則ち厚と謂ふべし。然るに獨り夫の天に報ゆるなくして、其の不仁不祥たることを知らず。此れ吾が所謂、君子細に明かにして、大に明かならざるものなり。

且つ吾が天の民を愛するの厚きを知る所以のものは、止に此のみにして足らず、曰く、不辜を殺せば天不祥を予ふと。不辜を殺す者は誰ぞや、曰く人なり。之に不祥を予ふるものは誰ぞや、曰く天なり。若し天、民を愛するの厚からずんば、夫れ何の說か、人不辜を殺して天之に不祥を予へんや。此れ吾が天の民を愛するの厚きを知る所以なり。

且つ吾が天の民を愛するの厚きを知る所以のものは、止に此れのみならず。曰く、人を愛し、人を利し、天の意に順ひて、天の賞を得るもの之れあり、人を憎み、人を賊し、天の意に反きて、天の罰を得るもの亦あり。夫れ人を愛し、人を利し、天の意に順ひて、天の賞を得るものは誰ぞや、曰く昔三代の聖王、堯舜禹湯文武の若きは是れなり。堯舜禹湯文武焉れの所にか事に從ふ。曰く事に（一）兼に從ひ、事に（二）別に從はず。兼とは大國に處りて小國を攻めず、大家に處りて小家を亂らず、强にして弱を劫かさず、衆にして寡を暴せず、詐にして愚を謀らず、貴にして賤に傲らざるなり。其事を觀るに上は天を利し、中は鬼を利し、下は人を利す、三利は利せざる所な

【一】兼は兼愛。
【二】別は差別。

を求む、是を以て天の寒熱を爲すや節に、四時調ひ、陰陽雨露や時に、五穀熟し六畜（四）遂げ、疾菑、厲疫、凶饑は則ち至らず。是故に子墨子曰く、今天下の君子、中實に道に遵ひ、民を利し、仁義の本を本察せんと將欲せば、天の意順はずんばあるべからずと。

且つ夫れ天下蓋し不仁不祥のものあり。曰く、子の父に事へず、弟の兄に事へず、臣の君に事へざるが若き、故に天下の君子、擧つて之を不祥のものと謂ふ。今夫れ天、天下を兼ねて而して之を愛し、萬物を（五）撽遂して以て之を利す、（六）豪の末の若きも天の謂す所に非ざるなくして、民得て之を利す、則ち（七）厚と謂ふべし。然るに獨り夫の天に報ゆることなくして、而かも其の不仁不祥たるを知らず、此れ吾が所謂君子細に明かにして大に明かならざる者なり。且つ吾が、天の、民を愛するの厚きを知る所以のもの有り、曰く以て日月星辰を（八）歴爲して以て之を昭道し、四時春秋冬夏を制爲して以て之を紀綱す、雷霆雪霜雨露、以て五穀麻絲を長遂し、民をして得て之を財利せしめ、山川谿谷を列爲し、百事を（九）播賦して、以て民の善否を臨司し、王公侯伯を爲して之をして賢を賞して暴を罰せしめ、金木鳥獸を賦し、五穀麻絲に從事して以て民の衣食の財と爲す、古より今に及ぶまで未だ嘗て此れあらずんばあらず。今此に人あり、（一〇）驩若として其子を愛し、力を竭し務を殫して以て之を利するに、其子長じて其父に報ゆるなくば、故よ

【四】成育する也。
【五】成長發達。
【六】毫の末は微細を云ふ。
【七】天の民を愛すること厚き也。
【八】わかちつらねる。
【九】播賦は播布。
【一〇】心喜ぶ貌。

て、諸侯の怨興らず、邊境の兵甲作らず。內は飢に食し、勞に息し、其萬民を持養するあれば、則ち君臣上下惠忠に、父子弟兄慈孝なり、故に惟天の意に順ひ、奉じて廣く之を天下に施すことを明かにせば、則ち刑政治まり、萬民和し、國家富み、財用足り、百姓皆煖衣飽食を得、(三)便寧にして憂ひなからん。是の故に子墨子曰く、今天下の君子、中實に道に遵ひ民を利し仁義の本を本察せんと將欲せば、天の意順はざるべからずと。

且つ夫れ天子の天下を有つや、之を譬ふるに、以て國君諸侯の四境の內を有つに異なることなし、今國君諸侯の四境の內を有つや、夫れ豈に其國臣萬民の不利を相爲すことを欲せんや、今若し大國に處れば則ち小國を攻め、大家に處れば則ち小家を亂り、此を以て賞譽を求むるも終に得べからず、誅罰必ず至らん。夫れ天の天下を有つや將に以て此に異るなからんとす。今若し大國に處れば則ち小國を攻め、大都に處れば則ち小都を伐つて、此を以て福祿を天に求めんと欲するも、福祿終に得ずして禍祟必ず至らん。然らば天の欲する所を爲さずして、天の欲せざる所を爲す所あらば、則ち夫れ天も亦且に人の欲する所を爲さずして、人の欲せざる所を爲さんとす。人の欲せざる所とは何ぞや、曰く病疾禍祟なり。若し己、天の欲する所を爲さずして天の欲せざる所を爲さば、是れ天下の萬民を率ゐて以て事に禍祟の中に從ふなり。故に古は聖王明かに天鬼の福する所を知つて、天鬼の憎む所を避け、以て天下の利を興して天下の害を除かんこと

【三】便寧は便利安寧。

子より貴にして且つ知なることを知る所以のものあり。曰く天子善を爲せば天能く之を賞し、天子暴を爲せば天能く之を罰す、天子、疾病禍祟あらんに必ず齋戒沐浴し、潔く酒醴粢盛を爲りて以て天鬼を祭祀すれば、則ち天能く之を除去す。然れども吾、未だ天の、福を天子に祈ることを知らざるなり。此れ吾が、天の天子よりも貴にして且つ知なるを知る所以のものなり。止に此れのみならず、又先王の書に、天明懈らざるの道を訓ふるを以て之を知る。曰く、明哲なるは維れ天、下土に臨君すと。則ち此れ天の天子よりも貴にして且つ知なるを語るなり。知らず、亦夫の天より貴知なるものあるを、曰く天を貴と爲し天を知と爲すのみ。然らば則ち義は果して天より出づ。

是の故に子墨子曰く、今天下の君子、中實に將に道に遵ひ、民を利し、仁義の本を本察せんと將欲せば、天の意に順はざるべからず。既に天の意を以て順はざるべからざる已となす、然らば則ち天の意將に何をか欲し何をか憎まんとする。子墨子曰く、天の意、大國の小國を攻め、大家の小家を亂し、强の寡を暴し、詐の愚を謀り、貴の賤に傲ることを欲せず、此れ天の欲せざる所也。止だ此れのみならず、人の(二)有力相營み、有道相敎へ、有財相分たんことを欲し、又上の强めて治を聽き、下の强めて事に從はんことを欲す。上强めて治を聽けば則ち國家治まり、下强めて事に從へば則ち財用足る、若し國家治まりて財用足らば、則ち内は以て潔く酒醴粢盛を爲りて以て天鬼を祭祀するあり、外は以て環壁珠玉を爲りて以て四鄰に聘交するあり

【二】互に力を以て相助けて經營する也。

天志中第二十七

子墨子言つて曰く、今、天下の君子の仁義を爲さんと欲するものは、則ち義の從つて出づる所を察せざるべからす。既に以て義の從つて出づる所を察せざるべからずと曰ふ、然らば則ち義は何に從つてか出づる。子墨子曰く義は愚にして且つ賤なるものより出でず、必ず貴にして且つ知なるものより出づ。何を以てか義の愚にして賤なるものより出でずして、必ず貴にして且知なる者より出づるを知るや、曰く義は政なり。何を以てか義の政を言ふことを知るや、曰く天下義あれば則ち治まり、義なければ則ち亂る、是を以て義の政を言ふたることを知るなり。夫れ愚にして且つ賤なるものは、政を貴にして且つ知あるものに爲すを得ず、貴にして且知なる者にして然る後政を愚にして且つ賤なるものに爲すを得、此れ吾が、義の愚にして且つ賤なるものより出でずして、必ず貴にして且つ知なるものより出づることを知る所以なり。然らば則ち孰れを貴と爲し孰れを知と爲す。曰く天を貴と爲し、天を知と爲すのみ。然らば則ち義は果して天より出づ。

今天下の人曰く、天子の諸侯より貴く、諸侯の大夫より貴きが若きに當りては、確明に之を知る、然れども吾れ未だ天の天子より貴にして且つ知なることを知らざるなりと。子墨子曰く、吾、天の天

【一】確明は確的明瞭。

墨子言つて曰く、大國に處りては小國を攻めず、大家に處りては小家を簒はず、强き者は弱を劫かさず、貴き者は賤に傲らず、詐るものは愚を欺かず、此れ必ず上は天を利し、中は鬼を利し、下は人を利するなり。三利は利せざる所なし、故に天下の美名を擧げて之に加へて、之を聖王と謂ふ。力政なるものは則ち此と異なり、言(二)此に非き、行此に反する、猶ほ背馳するがごとし。大國に處りては小國を攻め、大家に處りては小家を簒ひ、强き者は弱を劫かし、貴き者は賤に傲り、多詐のものは愚を欺く、此れ上は天を利せず、中は鬼を利せず、下は人を利せざるなり、三不利は利する所なし、故に天下の惡名を擧げて之に加へ、之を暴王と謂ふ。

【二】此は義政。
【三】明法は天意をいふ。

子墨子言つて曰く、我が天志あるは、譬へば輪人の規あり、匠人の矩あるが若し、輪匠其規矩を執りて以て天下の方圓を度る、曰く中るものは是なり、中らざるものは非なりと。今天下の士君子の書、勝げて載すべからず、言語盡く計るべからず、上は諸侯に說き、下は列士に說くも、其の仁義に於けるは則ち大に相遠し。何を以てか之を知る、曰く我、天下の(三)明法を得て以て之を度る。

り、富は天下を有ち、萬世を業ぎ、子孫其善を傳へ稱し、旁く天下に施す、今に至つて之を稱して之を聖王と謂ふ、然らば則ち桀紂幽厲の其罰を得たるは何を以てせる。子墨子言つて曰く、其れ上は天を詬り、中は鬼神を詬り、下は人を賊するを事とす、故に天意に曰く、此は我が愛する所に於て別ちて之を惡み、我が利する所を交〻之を賊すと。人を惡むをば此を博しとなし、人を賤しむをば此を厚しとなす、故に其壽を終ふるを得ず、其世を歿らざらしむ、今に至るまで之を毀つて之を暴王と謂ふ。

然らば則ち何を以てか天の天下の百姓を愛するを知る、其の兼ねて之を(一〇)明かにするを以てなり。何を以てか其の兼ねて之を明かにするを知る、其の兼ねて之を有つを以てなり。何を以てか其の兼ねて之を有つを知る、其の兼ねて(一一)食ふを以てなり。何を以てか其の兼ねて食ふを知る。曰く四海の內、粒食の民、牛羊を芻ひ、犬彘を養ひ、潔く粢盛酒醴を爲りて、以て上帝鬼神に祭祀せざるはなければなり。天は邑人を有つ、何を以てか(人)愛せざらん。且つ吾言ふ、一不辜を殺すものは、必ず一不祥ありと。不辜を殺すものは誰ぞや、則ち人なり。之に不祥を予ふるものは誰ぞや、則ち天なり。若し天を以て天下の百姓を愛せずとせば、則ち何が故に人と人と相殺すを以て、天之に不祥を予へん。此れ我が、天の天下の百姓を愛するを知る所以なり。

【一〇】明かにてらすこと。
【一一】享け食ふ。

天意に順ふものは義政なり、天意に反くものは力政なり。然らば義政は將に奈何せんとするや。子

恣にして正を爲すを得ず、天あつて之を正す、天子の正を三公諸侯士庶人に爲すは、天下の士君子固より明かに之を知るも、天の正を天下に爲すは、天下の百姓未だ明かに之を知るを得ざるなり。故に昔三代の聖王、禹湯文武、天の、正を天子に爲すを以て、明かに天下の百姓に說かんと欲す、故に牛羊を犓ひ、犬彘を豢ひ、潔く粢盛酒醴を爲り、以て上帝鬼神を祭祀して、福を天に求祈せざるは莫し、(而)我、未だ嘗て天の、福を天子に祈るを聞かず。(是)我が、天の正を天子に爲すことを知る所以のものなり。

故に天子なる者は天下の（七）窮貴なり、天下の窮富なり、故に富み且つ貴きを欲する者は、天意に當つて順はざるべからず。天意に順ふものは、兼ねて相愛し、交〻相利して必ず賞を得、天意に反くものは別ちて相惡み、交〻相賊して必す罰を得、然らば則ち是れ誰か天意に順つて賞を得るものぞ、誰か天意に反いて罰を得るものぞ。子墨子言つて曰く、昔三代の聖王、禹湯文武は此れ天意に順つて賞を得たるものなり、昔三代の暴王、桀紂幽厲は此れ天意に反して罰を得たるものなり。然らば則ち禹湯文武の其の賞を得たるは何を以てせる。子墨子言つて曰く。其れ上は天を尊び、中は鬼神に事へ、下は人を愛するを事とす。故に天意に曰く、此は之れ我が愛する所に於て兼ねて之を愛し、我が利する所を兼ねて之を利すと。人を愛するをば（八）此を博しとなし、人を利するをば（九）此を厚しとなす。故に貴きこと天子と爲

【七】貴きを極むるを云ふ。
【八】此は愛。
【九】此は利。

此れ我が天下の士君子の小を知つて大を知らざるを知る所以なり。

然らば則ち天亦何をか欲し、何をか惡むや。天は義を欲して不義を惡む。然らば則ち、天下の百姓を率ゐて以て事に義に從ふは、則ち我、乃ち天の欲する所を爲すなり。我、天の欲する所を爲せば、天も亦我が欲する所を爲す。然らば則ち我は何をか欲し何をか惡むや。我は福祿を欲して禍祟を惡む。若し我、王の欲する所を爲さずして、王の欲せざる所をなす。然らば則ち我、天下の百姓を率ゐて、以て禍祟の中に從事するなり。然らば則ち何を以てか、天の義を欲して不義を惡むを知るや。曰く、天下義あれば則ち生じ、義なければ則ち死し、義あれば則ち富み、義なければ則ち貧しく、義あれば則ち治まり、義なければ則ち亂る。然らば則ち天は其生を欲して其死を惡み、其富を欲して其貧を惡み、其治を欲して其亂を惡むなり。此れ我が、天の義を欲して不義を惡むを知る所以なり。

【六】正は正し治むるをいふ。

曰く、且つ夫れ義は(六)正なり、下よりして上を正すことなし、必ず上よりして下を正す。是の故に庶人は力を竭して事に從ふべし、未だ己を恣にして正を爲すを得ず、士あつて之を正す。士は力を竭して事に從ふべし、未だ己を恣にして正を爲すを得ず、將軍大夫ありて之を正す。將軍大夫は力を竭して事に從ふべし、未だ己を恣にして正を爲すを得ず、三公諸侯あつて之を正す、三公諸侯は力を竭して治を聽くべし、未だ己を恣にして正を爲すを得ず、天子あつて之を正す、天子未だ己を

(一)天志上第二十六

子墨子言つて曰く、今、天下の士君子、小を知つて大を知らず。何を以てか之を知る。其家に處るものを以て之を知る、家に處りて罪を家長に得るが若きは、猶ほ隣家の之を避逃すべき所あり、然も且つ親戚兄弟、(其人)(二)知識する所、共に相儆戒して皆曰く、戒しめざるべからず、愼まざるべからず、惡んぞ家に處りて罪を家長に得ること有るを爲す可けんやと。獨り家に處る者のみ然りとなすに非ず、國に處ると雖ども亦然り、國に處りて罪を國君に得る、猶ほ隣國の之を避逃する所あり、然かも且つ親戚兄弟知識する所、共に相儆戒して皆曰く、戒めざるべからず、愼まざるべからず、誰か亦國に處りて罪を國君に得ることあるを爲すべけんやと。此れ之を避逃する所あるものなるも、相儆戒すること猶ほ此の若く其れ厚し、況んや之を避逃する所なきもの、相儆戒すること豈に愈よ厚くして然る後可ならざらんや。且つ語に之れあり、曰く(三)晏日に於て焉に罪を得は、將に惡くにか之を避逃せんと。曰く之を避逃する所なし。夫れ(四)天は林谷幽閑にも人なしと爲すべからず、明かに必ず之を見る。然るに天下の士君子の天に於けるや、(五)忽然として以て相儆戒することを知らず。

【一】天意は義を欲して不義を惡む故に義をなせば天之を賞し不義をなせば天之を罰するを說く。
【二】知識する所。知人を云ふ。
【三】晏は明也淸也、晏日は白日といふが如し。
【四】天は幽暗にも見るをいふ。
【五】戒めざる貌。

ば則ち太だ厚く、此の如くなれば則ち太だ薄し。然らば則ち葬埋に（五三）節あり。故に衣食は人の（五四）生利なり、然かも且つ猶ほ節あり、葬埋は人の死利なり、夫れ何ぞ獨り此に節なからんや。子墨子葬埋の法を制爲して曰く、棺は三寸以て骨を朽ちしむるに足り、衣は三領以て肉を朽ちしむるに足る、掘地の深さは、下、（五五）沮漏なく、氣、上に發洩するなく、（五六）壟は以て其所を期するに足れば則ち止む、往を哭し來を哭し、反つて衣食の財に從事し、祭祀を（五七）佴でて、以て孝を親に致す、故に子墨子の法は死生の利を失はずと曰ふは此れなり。故に子墨子言つて曰く、今天下の士君子、中情に仁義を爲さんことを將欲し、上士たらんことを求め、上聖王の道に中らんと欲し、下國家百姓の利に中らんと欲せば、故より節喪の政を爲すが若き、此を察せざるべからざる者なり。

【五三】節は節度。
【五四】生利とは生者にとりての利益。死利とは死者にとりての利益。
【五五】沮は濕なり。
【五六】此處に埋めたりとの在處を定むるに足るをいふ。
【五七】疎曠ならず。

て大國の小國を攻むるを禁止せんことを求めて而して既已に不可に、以て上帝鬼神の福を干めんと欲して又禍を得、上、之を堯舜禹湯文武の道に稽ふるに正に之に逆ひ、下、之を桀紂幽厲の事に稽ふるに猶ほ節を合するがごとし。若し此を以て觀れば則ち厚葬久喪は其れ聖王の道に非ざるなり。

今厚葬久喪を執るものゝ言に曰く、厚葬久喪は果して聖王の道に非ずんば、夫れ何の說か中國の君子爲して已まず操つて釋てざるやと。子墨子曰く、此れ所謂其〔四八〕習を便とし其〔四九〕俗を義とするものなり。昔は越の東に輆沐の國なるものあり、其長子生るれば則ち〔五〇〕解いて之を食ひ、之を〔五一〕宜弟と謂ふ、其大父死すれば其大母を負ひて之を棄て、〔五二〕鬼妻居處を與にすべからずと曰ふ。此れ上以て政と爲し、下以て俗と爲し、爲して已まず、操つて釋てず、則ち此れ豈に實に仁義の道ならんや。此れ所謂其習を便とし其俗を義とするものなり。楚の南に啖人國なるものあり、其親戚死すれば其肉を剔りて之を棄て、然る後其骨を埋めて、乃ち孝子たることを成す。秦の西に儀渠の國なる者あり、其親戚死すれば、柴薪を聚めて之を焚いて燻上し、之を登遐と謂ひ、然る後孝子たることを成す、此れ上以て政と爲し下以て俗と爲す。爲して已まず操つて釋てず、則ち此れ豈に實に仁義の道ならんや、此れ所謂其習を便とし其俗を義とする者なり。若し此の三國のものを以て之を觀れば、則ち亦已に薄し、若し中國の君子を以て之を觀れば則ち亦已に厚し、彼の如くなれ

【四八】習は習慣。
【四九】俗は習俗。
【五〇】解は支解。
【五一】宜弟といふ。長子の壽を弟に讓るの意よりいふ。
【五二】亡者の配偶者。

以て之を緘す、之を絞して（四三）合はず、之を通じて坎せず、掘地の深さ、下、泉に及ぶ毋く、上、臭を通ずる毋く、既に葬つて餘壤を其上に收む、壟、參耕の畝の若くにして則ち止む。若し此の三聖王の者を以て之を觀れば、則ち厚葬久喪は果して聖王の道に非ず。故に三王は皆貴きこと天子たり、富は天下を有つ、豈に財用の足らざるを憂へて、以て葬埋の法を爲さんや。

今の王公大人の葬埋を爲すは、則ち此に異なり。必ず大棺中棺、（四四）革䩯（四五）三褋、璧玉既に具はり、戈劍、鼎鼓、壺濫、文繡、素練、（四六）大鞅、衣衾萬領、輿馬、女樂皆具はる。曰く、必ず（四七）羨道を捶捈し、壟の堆きは山陵に倣ふ、此れ民の事を輟め、民の財を靡ことをなす。勝げて計るべからざるなり。其の無用たること此の若し。是故に子墨子曰く、鄕には吾が本言に曰ふ、抑も亦其言に法とり其謀を用ひしめんに、厚葬久喪を計るに誠に以て貧を富まし、寡を衆くし、危を定め、亂を治むべきか、則ち仁なり義なり孝子の事なり、人の爲めに謀る者勸めざるべからず、抑も亦其言に法とり其謀を用ひしめんに、此の人、厚葬久喪するも實に以て貧を富まし、寡を衆くし、危を定め、亂を治むべからざらんか、則ち仁に非ず、義に非ず、孝子の事に非ざるなり、人の爲めに謀る者沮まざるべからざる也と。是故に以て國家を富ますことを求めて甚だ貧しきを得、以て人民を衆くせんことを欲して甚だ寡きを得、以て刑政を治めんことを欲して甚だ亂るゝを得、以

【四三】結べども十分ならず。
【四四】緧革也。
【四五】三匝也。
【四六】鞅は馬の垂るるもの。
【四七】墓道をつきかためる。

之を撫するを得て曰はん、我、是の人あると、是の人なきと、孰れか愈れると。我、是の人あると、則ち是の人なきと擇ぶことなしと曰はん。則ち上帝鬼神之に罪厲と禍罰とを降して之を棄つと雖も、則ち豈に亦乃より其所ならざらんや。

故に古の聖王、葬埋の法を制爲して曰く、棺は三寸以て體を朽ちしむるに足り、衣衾は三領以て(三五)惡を覆ふに足り、以て其葬むるに及ぶや、下、泉に及ぶこと毋く、(三六)上、臭を通ずること毋く、壟は(三七)參耕の畝の若くなれば則ち止む。死者既已に葬る、生者必ず久喪することなくして、疾く事に從ひ、人ゝ其の能くする所を爲して以て交ゝ相利する、此れ聖王の法也。今厚葬久喪を執るもの丶言に曰く、厚葬久喪は、以て貧を富まし、寡を衆くし、危きを定め、亂を治むべからざらしむと雖も、然れども此れ聖王の道なりと。子墨子曰く、然らず、昔は堯は、北して八狄に敎へ、道に死して蛩山の陰に葬る、衣衾三領、(三八)穀木の棺、葛以て之を緘す、既に(三九)窆して後哭す、坎を滿たして(四〇)封ずること無し、已に葬つて牛馬(四一)之に乘ず。舜は西して七戎に敎へ、道に死して南己の市に葬る・衣衾三領、穀木の棺、葛以て之を緘す、已に葬つて市人之に乘ず。禹は東して九夷に敎へ、道に死して會稽の山に葬る、衣衾三領、(四二)桐棺三寸、葛

【三五】惡は醜體。
【三六】臭氣上に洩れざるをいふ。
【三七】三耦耕の畝。耕すこと廣さ五寸なるを伐となし二伐を耦となす、一耦の畝其廣さ一尺、三耦の畝は卽ち三尺。
【三八】木名、惡木也。
【三九】棺を下す也。
【四〇】土を聚めて墳となすを封といふ。
【四一】其上に乘りて踐むなり。
【四二】棺はもと壞れ難きの木を擇ぶ、桐は壞れ易し。

ほ人をして（三一）三還して己に負く毋らしめんとするがごとし、治の說得べきなけん。

是故に以て刑政を治むるを求むる則ち既已に不可なり、以て大國の小國を攻むるを禁止せんと欲する、意ふに可ならんか、其說又不可なり。是故に昔は聖王既に歿し、天下義を失ひ、諸侯（三二）力征し、南に楚越の王ありて北に齊晉の君あり、此れ皆其卒伍を砥礪し、攻伐并兼を以て政を天下に爲す。是故に凡そ大國の小國を攻めざる所以は、（三三）積委多く、城郭修まり、上下調和す、是故に大國之を攻むるを嗜まず。積委無く、城郭修まらず、上下調和せず、是故に大國之を攻むるを嗜む。今惟厚葬久喪なる者を以て政を爲さんに、國家必ず貧しく、人民必ず寡く、刑政必ず亂る。若し苟くも貧しくば是れ以て積委を爲すとなく、若し苟くも寡くば是れ城郭溝渠を修むる者寡し、若し苟くも亂れば是れ出で戰へば克たず、入り守れば固からじ。

此れ大國の小國を攻むるを禁止することを求むるや既已に不可なり。以て上帝鬼神の福を干めんと欲する、意ふに可ならんか。其說又不可なり。今惟厚葬久喪なる者を以て政を爲さんに、國家必ず貧しく、人民必ず寡く、刑政必ず亂る。若し苟くも貧しくば是れ粢盛酒醴、淨潔ならず、若し苟くも寡くば是れ上帝鬼神に事ふるもの寡なく、若し苟くも亂るれば、是れ祭祀（三四）時度ならじ、今又上帝鬼神に事ふることを禁止す、政を爲すこと此くの若し、上帝鬼神始めて上より

【三一】還は旋なり、我に面する者一旋すれば我に背き、二旋すれば復た我に面し、三旋すれば復た我に背く。

【三二】威力を以て侵爭する也。

【三三】積委は穀財蓄財。

【三四】時度ならずは時ならず度ならず即ち怠るを云ふ。

又曰く上士の喪を操るや、必ず扶けられて能く起ち、杖して能く行く、此を以て三年に共すと。若し此言に法とり此の道を行はば苟に其飢約又此の若し、是の故に百姓冬は寒に忍へず、夏は暑に忍へず、疾病を作して死するもの勝げて計るべからず。此れ其の男女の交を敗ることを爲すや多し。此を以て(二九)衆を求むるは、譬へば猶ほ人をして劍に伏せしめて、其壽を求むるがごときなり、衆の說得べきなけん。

是故に以て人民を衆くするを求むる既已に不可なり、以て刑政を治めんと欲する、意ふに可ならんか、其說又不可なり。今惟厚葬久喪なる者を以て政を爲さんに、國家必ず貧しく、人民必ず寡く、刑政必ず亂れん、若し此言に法とり四道を行ひ、上たるものをして此を行はしめば、則ち治を聽く能はず、下たるものをして此を行はしめば則ち事に從ふ能はじ。上、治を聽かざれば刑政必ず亂れ、下、事に從はざれば衣食の財必ず足らず。若し苟くも足らずんば、人の弟たるもの其兄に求めて得ずば、不弟の弟は必ず將に其兄を怨みんとす。人の子たるもの其親に求めて得ずば、不孝の子は必ず且に其親を怨みんとす。人の臣たるもの之を君に求めて得ずば、不忠の臣は必ず且に其上を亂らんとす。是を以て淫僻邪行の民、出でては則ち衣なく、入つては則ち食なく、內に(三〇)謑詬を積み、幷びに淫暴を爲して勝げて禁ずべからじ。是の故に盜賊衆くして治むるもの寡く。先づ盜賊を衆くして治むるものを寡くす。此を以て治を求むるは、譬へば猶

【二九】人を衆くする也。
【三〇】謑詬は恥辱を云ふ。

られて能く起ち、杖して能く行く、此を以て共すること三年、此の言に法とり此の道を行ふと。王公大夫をして此を行はしめば、則ち（二一）必ず蚤に朝し晏く退き、（二二）五官、（二三）六府を治め、草木を闢き、倉廩を實する能はじ。農夫をして此を行はしめば、則ち必ず蚤に出で夜に入り、耕稼樹藝すること能はじ。百工をして此を行はしめば、則ち必ず舟車を修め、器皿を爲ること能はじ。婦人をして此を行はしめば則ち必ず夙に興き夜に寢ね、紡績織紝すること能はじ。（二四）厚葬を計るに、多く賦財を埋むるを爲す者なり。久喪を計るに、久しく事に從ふを禁ずるを爲す者なり。財已に成るものをば挾みて之を埋め、後生ずるを得るものをば則ち久しく之を禁ず、此を以て富を求むるは、此れ譬へば猶ほ耕を禁じて穫を求むるがごときなり、富の說得べきなけん。是の故に（厚葬久喪）以て家を富まさんことを求むるは、既已に不可なり、以て人民を衆くせんと欲する、意ふに可ならんか、其說又不可なり、今惟厚葬久喪なるものを以て政を爲さんに、君死すれば之に喪すること三年、父母死すれば之に喪すること三年、妻と（二五）後子と死す、（二六）二者皆之に喪すること三年、然る後伯父、叔父、兄弟、（二七）孽子は（二八）期、族人は五月、姑姊甥舅皆數月あり。則ち毀瘠必ず制ありて、面目陷陬、顏色黧黑、耳目聰明ならず手足勁强ならずして、用ふべからざらしむ。

【二一】政荒廢すべきをいふ也。
【二二】司徒、司馬、司空、司士、司寇。
【二三】司土、司水、司木、司草、司器、司貨。
【二四】厚葬は卽ち徒らに既に成るの財を埋むる者にして、久喪は卽ち財を生ずる所以の事に從ふを得ざること久しからしむる者也。
【二五】後子は後嗣。
【二六】二者は妻と後子。
【二七】孽子は庶子。
【二八】期は一年。

知るや。

今天下の士君子、將に猶ほ多く皆厚葬久喪を是非利害の何れに中つるかを爲すに疑惑す。故に子墨子言つて曰く、然らば則ち姑らく嘗みに之を稽ふるに、今唯厚葬久喪を執るもの丶言に法とりて以て事を國家に爲さんに、此れ王公大人の喪あるものに存すれば曰く、棺椁必ず重なり、葬埋必ず厚く、（七）衣衾必ず多く、（八）文繡必ず繁く、（九）邱隴必ず巨なり。匹夫賤人の死するものに存すれば、殆んど家室を竭す。諸侯の死するものに存すれば、庫府を虛にす。然る後金玉珠璣、（一〇）身に比し、（一一）綸組節約車馬（一二）壙に藏す、又必ず多く幄幕、鼎鼓、几筵、（一三）壺濫、戈劍、羽旄、（一四）齒革、を爲り、（一五）挾みて之を埋めて意に滿つ。死を送り若くは徙すに曰く、天子は（一六）殺殉衆きは數百、寡きも數十、將軍大夫は殺殉衆きは數百、寡きも數人と。喪に處するの法將に奈何せんとするや。曰く（一七）哭泣聲を秩にせず、（一八）縗絰を擁き涕を垂れ、（一九）倚廬に處り、苦に寢ね塊を枕にし、又相率ゐて強いて食はずして飢を爲し、衣を薄うして寒を爲し、面目（二〇）陷陬、顏色黧黑に、耳目聰明ならず、手足勁強ならずして用ふべからざらしむ。又曰く上士の喪を操るや、必ず扶け

【七】衣衾は死者の衣衾。
【八】文繡は棺の飾り。
【九】邱隴は墓地。
【一〇】身に比すは一身にまとふこと。
【一一】綸組節約は、わた、くみいとの類にてしばること。
【一二】壙は墓穴。
【一三】壺濫は氷水を盛る大盆なり。
【一四】齒は象牙の類、革は獸皮。
【一五】挾むは前後左右よりかこむこと。
【一六】殺殉は殉死者。
【一七】哭泣の一定の時なし。
【一八】縗絰は喪服。
【一九】喪中に居る假小屋。
【二〇】やせつかる。

爲さゞるもの無し、三務の若きは、此れ仁者の天下の爲めに度るや既に此の若し。

今、昔の三代の聖王既に歿し、天下義を失ふに至るに逮んで、後世の君子或は厚葬久喪を以て、以て仁なり義なり孝子の事なりと爲し、或は厚葬久喪を以て、以て仁義に非ず孝子の事に非ずとなす。曰く二子の者、(五)言は卽ち相非とし行は卽ち相反す。(然ルニ)皆曰く、吾は上、堯舜禹湯文武の道を祖述するものなりと。而るに言は卽ち相非とし行は卽ち相反す。此に於てか後世の君子皆二子のもの丶言に疑惑するなり。若し苟くも之の二子のもの丶言に疑惑せば、然らば則ち姑らく嘗みに(六)轉じて政を國家萬民に爲さしめて之を觀ん。計るに、厚葬久喪奚んぞ此三利のものに當らん。我意ふに、若し其言に法り其謀を用ひしめんに、厚葬久喪實に以て貧を富まし、寡を衆くし、危を定め、亂を治むべきか、此れ仁なり義なり孝子の事なり、人の爲めに謀る者勸めざるべからず。仁者は將に之を天下に興し、設置して民をして之を譽めて、終身廢するなからしめんことを求めんとす。抑も亦言に法とり其謀を用ひしめんに、厚葬久喪實に以て貧を富まし寡を衆くし危を定め亂を理むべからざるか、此れ仁に非ず義に非ず孝子の事に非ざるなり、人の爲めに謀る者は沮まざるべからず、仁者は將に之を天下に除き、措廢して人をして之を非りて、終身爲す勿からしめんことを求めんとす。是故に天下の利を興し、天下の害を除きて國家百姓を治まらざらしむるは、古より今に及ぶまで未だ嘗て之れあらざるなり。何を以て此然るを

【五】二者の言行全く正反對なり。

【六】轉ずは論點をかへること。

節葬上第二十三(闕)

節葬中第二十四(闕)

(一)節葬下第二十五

子墨子言つて曰く、仁者の天下の爲めに度るや、之を譬ふるに、以て孝子の親の爲めに度るに異なるなし。今、孝子の親の爲めに度るや、將に奈何せんとするや。曰く親貧なれば則ち之を富ますに從事し、人民寡なければ則ち之を衆くするに從事し、衆くして亂るれば則ち之を治むるに從事す。其の此に於けるに當つてや、亦(二)力足らず財贍らず智知らざるあつて然る後已む、敢て(三)餘力、隱謀、遺利を含いて、親の爲めに之を爲さゞるもの無し。(四)三務の若きは、孝子の親の爲めに度るや既に此の若し、仁者の天下の爲めに度ると雖も、亦猶ほ此のごとし。曰く天下貧なれば則ち之を富ますに從事し、人民寡ければ則ち之を衆くするに從事し、衆くして亂るれば則ち之を治むるに從事す。其の此に於けるに當つて、亦力足らず財贍らず智知らざるあつて然る後已む。敢て餘力隱謀遺利を含いて天下の爲めに之を

〔一〕厚葬久喪は仁義の事に非ざるを論ず。
〔二〕力と財と智のあらん限りを竭すをいふ。
〔三〕其力を餘し其智謀を隱し其利を遺して親に盡さゞる所あるが如きことなきをいふ。
〔四〕貧を富まし、寡を衆くし亂を治むるの三事。

おもひ曰く、冬は以て風寒を避くべきも、夏に逮んでは、下は潤濕、上は熏蒸、恐らくは民の氣を傷らんと。是においてか宮室を作爲して民を利す。然らば則ち宮室を爲るの法、將に奈何せんとするや。

子墨子言つて曰く、其旁は以て風寒を圉ぐべく、上は以て雪霜雨露を圉ぐべく、其中は蠲潔以て祭祀すべく、宮墻以て男女の別を爲すに足れば則ち止む、諸々の費を加へて民の利を加へざるものは、聖王爲さず。

節用下 第二十二（闕）

古は聖王、衣服の法を制爲して曰く、冬は紺(七)緅の衣を服し、輕にして且つ暖に、夏は絺綌の衣を服し、輕にして且つ凊なれば則ち止むと。諸〻の費を加へて、民の利を加へざるものは聖王爲さず。

古は聖人、猛禽狡獸の人を暴し民を害するが爲めに、是に於て民に教ふるに兵を以てし、行くときは則ち劍を帶ばしむ。刺せば則ち入り、擊てば則ち斷ち、(八)旁擊するも折れず、此れ劍の利なり。甲を衣と爲せば、則ち輕く且つ利に、(九)動けば則ち變じ、且つ從ふ。此れ甲の利なり。

車は重きを(一〇)服して遠きに致すを爲す、之に乘れば則ち安く、之を引けば則ち利なり。安くして以て人を傷らず、利にして以て速かに至る。此れ車の利なり。古は聖王、大川廣谷の濟るべからざるが爲めに、是に於て、舟楫を制爲し以て之を將ふに足れば則ち止む。王者三公諸侯の至るありと雖も、舟楫易へず、津人飾らず、此れ舟の利なり。

古は聖王節葬の法を制爲して曰く、衣(一一)三領以て肉を朽ちしむるに足り、棺三寸以て骸を朽ちしむるに足る、(一二)掘穴は深さ泉に通せず、(一三)氣發洩せざれば則ち止む、死者既に葬れば、生者、久しく喪して哀を用ふることなしと。

古は、人の始めて生れ、未だ宮室あらざるの時、陵邱掘穴に因つて處る。聖王之を慮りて、掘穴を

【七】帛の青赤色なるを緅と云ふ。
【八】旁擊は横に薙ぐなり。
【九】人の身の動くまゝに變ずる也。
【一〇】服すは載すること。
【一一】三領は三枚。
【一二】掘穴は窟穴。
【一三】氣は死者の臭氣。

節用中 第二十一

子墨子言つて曰く、古は明王聖人の、天下に王として諸侯に正たる所以のものは、彼れ其民を愛すること謹忠、民を利すること謹厚、忠信相連ね、又之に示すに利を以てす、是を以て終身饜かず、世を歿りて倦まれず。古は明王聖人の其の天下に王とし諸侯に正たる所以のものは此れなり。是の故に古は聖王、節用の法を制爲して曰く、凡そ天下の群百工、輪車、(一)鞼鞄(二)陶冶、梓匠、各をして其能くする所に從事せしめて曰く、凡そ以て民を用奉給するに足れば則ち止むと。諸〻の費を加へて民の利を加へざるものは、聖王は爲さず。

古は聖王飲食の法を制爲して曰く、以て虛に充て、氣を繼ぎ、股肱を强くし、耳目聰明なるに足れば則ち止むと。五味の調、芬香の和を極めず、遠國の珍怪異物を致さず。何を以て其然るを知る。古は堯の天下を治むるや、南、交阯を撫し、北、幽都に際し、東西、日の出入する所に至るまで賓服せざるは莫し。其（人民）厚愛するに至るに逮んでは、(三)黍稷をば二にせず、羹胾をば(四)重ねず、(五)土塯に飲み、土鉶に啜り、(六)斗以て酌む。俯仰周旋威儀の禮以て之を將ふに足りて則ち止む。諸〻の費を加へて民の利を加へざる者は聖王爲さず。

【一】鞼は繡革。鞄は柔革工。
【二】土器を治むるを陶と云ひ、金器を治むるを冶といひ、木器を治むるを梓と云ふ。
【三】黍稷云々の數句は、已の用を節して侈らざるを云ふ。
【四】一品限りとすること。
【五】土塯は瓦の飯器。
【六】斗は酒器。

興して以て隣國を攻伐す、久しきは終年、速きも數月、男女久しく相見ず、此れ人を寡くする所以の道なり。居處安からず、飲食時ならず、疾病を作して死するものと、又た侵就(一五)伏橐攻城野戰して死するものと、勝げて數ふべからず。此れ今の政を爲すものは、人を寡くする所以の道、數術にして起るならずや。聖人政を爲す特に此れなし。此れ聖人の政を爲すは其の人を衆くする所以の道亦數術にして起るならずや。故に子墨子曰く、無用の費を去るは、聖王の道、天下の大利なりと。

【一五】伏橐は火攻の具。

に行き、舟は以て川谷に行いて、以て四方の利を通ず、凡そ舟車を爲るの道は、輕くして以て利を加ふる者にして則ち止む、加へざる者は之を去る。凡そ其の此物を爲るや、用を加へざるをば爲るなし。是故に財を用ふること費えず、民の德勞せずして、其利を興すこと多し。

又た大人の、珠玉鳥獸犬馬を聚むるを好むを去り、以て衣裳宮室甲盾五兵舟車の數を益さんに、數倍するに於てや此れ則ち難からず。故に孰れをか倍し難しと爲す、唯だ人のみ倍し難しと爲す、然れども人倍すべきあり。昔は聖王、法を爲つて曰く、丈夫年二十敢て(八)家を處めざること毋かれ、女子年十五敢て(九)人に事へざること毋かれと。此れ聖王の法なり。聖王旣に殁して、民において恣なり、其の蚤く家を處めんと欲するものは、時ありて二十年にして家を處め、其の晚く家を處めんと欲する者は、時ありて四十年にして家を處むるとあり、(一〇)其蚤きと其晚きとを以て相翦するときは、聖王の法に後るゝ十年なり。若し(一一)純三年にして字するとするも、(一二)子の生まるゝこと以て二三人あるべし。此れ惟に民をして蚤く家を處めしむるときは、則以て倍すべきにあらずや。且(一三)唯だ此れ然りとなすのみならず。今天下の政を爲す者、其の人を寡くする所以の道多し、其の民を使ふや勞、其(一四)籍斂は厚く、民財足らず、凍餓して死するもの、勝げて數ふべからず。且つ大人惟師を

【八】家を處むは娶るをいふ。
【九】人に事ふは嫁するなり。
【一〇】早晚の中を取るなり。
【一一】純三年はまる三年。字すは子を育つるなり。
【一二】早く婚する者は此十年間に二三人の子あるべき筈なるをいふ。
【一三】唯だ以上の原因だけではない。此の下文をひきおこす。
【一四】籍は稅也。

(一)節用上第二十

聖人政を一國に爲せば、一國(利ノ)倍すべし。之を大にして政を天下に爲せば、天下倍すべし。其の之を倍するは外に地を取るに非ず、其國家に因つて其無用の費を去れば、以て之を倍するに足る。聖王の政を爲す、其の令を發し事を興し民を使ひ財を用ふるや、(二)用を加へざるをば爲すことなし。是故に財を用ふること費えず、(三)民の得勞せずして、其の利を興すこと多し。其の衣裘を爲るは何を以てか爲る、冬は以て寒を圉ぎ、夏は以て暑を圉がんとてなり、凡そ衣裳を爲るの道は、冬は溫を加へ夏は(四)凊を加ふる者にして則ち止む、(五)加へざるものは之を去る。其宮室を爲るは何を以て爲る、冬は以て風寒を圉ぎ、夏は以て暑雨を圉ぎ、凡べて宮室を爲くるの道は圉を加ふる者にして則ち止む、加へざる者は之を去る。其の甲盾(六)五兵を爲るは何を以てか爲る、以て寇亂盜賊を圉ぐなり、若し寇亂盜賊あらんに、甲盾五兵あるものは勝ち、無きものは勝たず、是の故に聖人甲盾五兵を作爲す、凡甲盾五兵を爲るは、輕くして以て利、堅にして折れ難きを加ふる者にして則ち止む、加へざる者は之を去る。其の舟車を爲るは何を以てか爲る、車は以て陵陸

【一】政の要は費用を節するにあるを述ぶ。
【二】民の利便をまさざる事をばなさず。
【三】利得をなすに力を勞せず。
【四】凊はすずしきこと。溫凊の目的を達するを以て足れりとなす。
【五】徒らに華美にして實益を加へざる者は之を廢す。
【六】弓、殳、矛、戈、戟これを五兵といふ。

た此を察せざるべからざる者なり。

て天下に立ち、徳を以て諸侯を來すものあらば、（四八）天下の服する、立つて待つべき也。夫れ（四九）天下の攻伐に處るや久し、譬へば童子の馬を爲むるが若く然り。今若し能く信に交はり、先づ天下の諸侯を利する者ありて、大國の不義なるや則ち同じく之を憂へ、大國の小國を攻むるや則ち同じく之を救ひ、小國の城郭の全からざるや必ず之を修めしめ、布粟の乏絶は則ち之を（五〇）委し、幣帛の足らざるには則ち之を供せんに、此を以て小國に交らば則ち小國の君悅ばん。人勞し我逸すれば則ち我は甲兵强く、寛にして以て惠に、（五一）緩を急に易へば、（五二）民必ず移らん、攻伐に易へて以て我國を治めば、功必ず倍せん、我が（五三）師擧の費を量つて、以て諸侯の獘に爭はゞ、則ち必ず得て利を享くべし、（五四）督すに正を以てし、其名を義にし、必ず吾が衆を寛にし、吾が師を信にするを務め、此を以て諸侯の師を援くときは、則ち天下敵なく、其の天下に利たるや、勝げて數ふべからざらん。此れ天下の利なるに、王公大人よく用ふるを知らず。則ち此れ天下を利するの巨務を知らずと謂ふべし。是の故に子墨子曰く、今夫れ天下の王公大人士君子、中情に天下の利を興し、天下の害を除かんと求めんと將欲せば、繁く攻伐を爲すが若きは、此れ實に天下の巨害なり。今仁義を爲さんと欲し、上士たらんを求め、上は聖王の道に中らんと欲し、下は國家百姓の利に中らんと欲せば、故より非攻の、說たるが若き、則ち將

【四八】天下立ちどころに來り服すべきをいふ。
【四九】攻伐に勞するあるをいふ。
【五〇】委は運輸。
【五一】民を待つこと緩なるなり。
【五二】移りて我に歸するなり。
【五三】軍を興すの費用。
【五四】正道を以て正す。

見る、三神曰く、予既に殷紂を（四四）酒德に沈漬す、往いて之を攻めば、予必ず汝をして大に之に戡たしめんと。武王乃ち往きて之を攻め、商の國に及ぶ。天、武王に黃鳥の旗を賜ふ。王既已に殷に克つ、帝の賚を成し、諸神を分主し、紂の先王を祀り、四夷を通じて、天下賓せざるは莫く、乃ち湯の（四五）緒を襲ぐ。此れ卽ち武王の紂を誅せる所以なり。若し此三聖王の者を以て之を觀れば、則ち所謂攻にあらざる也、所謂誅なり。

則ち夫の攻伐を好むの君、又其說を飾りて、以て子墨子を非として曰く、子、攻伐を以て不義にして物を利するにあらずとなす與。昔は楚の熊麗は始めて此睢山の間に封ぜられ、越王繄は（四六）熊渠より出で始めて越に邦し、（四七）唐叔と呂尙とは齊晉に邦す。此れ皆地、方數百里。今、國を幷するの故を以て、天下を四分して之を有つ、是の故何ぞやと。子墨子曰く、子は未だ吾が言の類を察せず、未だ其故を明かにせざる者なり。古は天子の始めて諸侯を封ずるや萬有餘國、今、國を幷するの故を以て萬有餘國皆滅びて四國獨り立つ、此れ譬へば猶ほ醫の萬有餘人に藥して、四人癒ゆるがごときなり、則ち良醫と謂ふべからず。

則ち夫の攻伐を好むの君又其說を飾つて曰く、我、金玉、子女、壤地を以て足らずと爲すに非ず、我、義名を以て天下に立ち、德を以て諸侯を來さんと欲する也と。子墨子曰く、今若し能く義名を以

【四四】酒に沈湎せしむるなり。
【四五】緒は業也。
【四六】熊渠は人名。
【四七】呂尙は齊に、唐叔は晉に封ぜらる。

違はず、天下乃ち靜かなり、則ち此れ禹の有苗を征せる所以なり。夏王桀に至るに逮んで、天、(三〇)酷命あり、日月時ならず、寒暑雜れ至り、五穀焦死し、鬼、國に呼び、鶴鳴く十夕餘。天乃ち湯に鑣宮に命じ、以て(三一)夏の大命を受けしむ。（曰ク）夏德大に亂る、予既に(三二)其命を天に卒ふ、往いて之を誅せば、必ず汝をして之に戡たしめんと。湯乃ち敢て其衆を奉率し、是を以て有夏の境に嚮ふ、帝乃ち陰に有夏の城を暴毀せしむ、少少ありて神あり來り告げて曰く、夏德大に亂る、往いて之を攻めば、予必ず汝をして大に之に戡たしめん、予既に命を天に受くと。天、(三三)融に命じて、火を夏の城間、西北の隅に降す。湯、桀の衆を奉じて以て有夏に克ち、諸侯を(三四)亳に屬め、天命を(三五)薦章し、四方に通じて、天下の諸侯敢て賓服せざるは莫し、則ち此れ湯の桀を誅せる所以なり。商王紂に至るに逮んで、(三六)天其德を享けず、祀以て時を失ひ、兼夜中、(三七)十日土を亳に雨らし、九鼎遷止し、婦妖宵出で、鬼あり宵(三八)吟し、女あり男と爲り、天、肉を雨らし、棘、國道に生ず、王況自ら縱まにす。赤鳥、(三九)珪を銜み、周の(四〇)岐社に降りて曰く、天、周の文王に命じて、殷を伐つて國を有たしむと。(四一)泰顚來賓し、河、(四二)綠圖を出し、地、(四三)乘黃を出し、武王阼を踐む。夢に三神を

(三〇) 嚴罰を降すこと。
(三一) 夏に代つて王たらしむるなり。
(三二) 天命既に盡きたるなり。
(三三) 祝融也、火神。
(三四) 亳は地名。屬すは會する也。
(三五) 薦章は明かにしめす。
(三六) 紂の德を非とする也。
(三七) 十日は十晝夜。
(三八) 吟ずは嘆ずる也。
(三九) 珪は上圓にして下方なる玉、以て諸侯を封ずる者。
(四〇) 岐邑の社。
(四一) 泰顚は人名。
(四二) 綠圖は籙圖。
(四三) 黃色の馬。

戰を好むの國は齊晉楚越なり。若し此四國のものをして意を天下に得しめば、此れ皆其國の衆を十倍するも、未だ(一八)其地に食ふこと能はじ、是れ(一九)人足らずして地餘りあるなり、今又地を爭ふの故を以て反つて(人)相賊す、然らば則ち是れ(二〇)不足を虧いて有餘を重ぬるなり。

今夫の攻伐を好むの君に逮んでは、又其說を飾つて以て子墨子を非として曰く、子、攻伐を以て不義にして物を利するに非ずとする與。昔は禹は有苗を征し、湯は桀を伐ち、武王は紂を伐つ、此れ皆立ちて聖王となる、是れ何の故ぞやと。子墨子曰く、子未だ吾が言の(二一)類を察せず、未だ其故を明かにせざるものなり。彼は所謂攻に非ずして、誅と謂ふものなり。昔は三苗大に亂る、天命じて之を(二二)殛せしむ、(二三)妖日、宵出で、血を雨らすこと三朝、龍、廟に生じ、犬、市に哭す、夏氷り地坼けて(二四)泉に及び、五穀變化して民乃ち大に震る。(二五)高陽乃ち禹に玄宮に命じて、親から天の瑞令を把つて、以て有苗を征せしむ。雷電勃震、神あり人面鳥身、珪を奉げて以て侍す、(二六)矢を有苗の將に搤して、苗師大に亂れ、後乃ち遂に(二七)幾す。禹既已に三苗に克ち、乃ち山川を(二八)歷爲し、上下を別物し、彰に極を制して、(二九)神民

(一八) 攻取せし地の生產する所民の食ふに餘りあるをいふ。
(一九) 地力、人に比して餘りあるをいふ。
(二〇) 不足は人をさす。虧くは民を相殺するをいふ。有餘は地をさす。
(二一) 類は比類。
(二二) 殛は殛罰。
(二三) 妖日以下の諸句は天變地異不祥の見はるゝこと。
(二四) 泉は黃泉。
(二五) 高陽は舜をいふ。
(二六) 有苗の大將を射殺す。
(二七) 衰微するなり。
(二八) 歷爲は區域をわかつこと。
(二九) 神と人と。

今夫れ師なる者の不利を相爲すものたる、曰く將勇まず、士奮はず、(八)兵利からず、(九)教習はず、師衆からず、(一〇)率和せず、威圉からず、之を圍むこと久しからず、之を爭ふこと疾からず、之を係くること强からず、心を植つること堅からざれば、與國の諸侯疑ふ、與國の諸侯疑へば則ち敵、慮を生じて意羸ると。(一一)偏ねく此物を具して、事に從ふを致さんとせば、則ち是れ國家は足ることを失うて、(一二)百姓務を易ふるなり。今嘗みに其說を觀るに、攻伐を好むの國あり。若し中に師を興さしむるときは、(一三)君子數百あり、庶人は必ず且に數千、(一四)徒は倍すること十萬、然る後以て師として動くに足る。久しきは數歲、速なるも數月、是れ(一五)上、治を聽くに暇あらず、士、其官府を治むるに暇あらず、農夫は稼穡、暇あらず、婦人は紡績織紝に暇あらず、則ち是れ國家足ることを失うて百姓務を易ふるなり。然して又其車馬の疲弊や、幔幕帷蓋、三軍の用、甲兵の備も、(一六)五分にして其一を得れば則ち猶は厚餘と爲す。然して又及び其の道路に散亡し、道路遼遠にして、粮食繼際せず、食飲時ならず、廝役の此を以て飢寒凍餒疾病して溝壑の中に轉死するものも、勝げて計るべからず。此れ其の人に不利たるや、天下の害厚し。而して王公大人樂しんで之を行ふ、則ち此れ天下の萬民を賊滅するを樂しむなり、豈悖らずや。今天下、

【八】兵は兵器。
【九】教は教練。
【一〇】率は帥。
【一一】前述の不利を一國に兼ぬること。
【一二】農の本務を捨てゝ攻伐に從ふをいふ也。
【一三】君子は官吏の類、卽ち治者、庶人は一般人民。
【一四】徒は兵卒。
【一五】上は君主。
【一六】存する所五分の一なるを云ふ。
【一七】廝役は雜兵。

天下を有つ所以のものなり。

今の王公大人天下の諸侯は則ち然らず、將に必ず皆其爪牙の士を差論し、其舟車の卒伍を比列せんとす。是に於いて堅甲利兵を爲めて、以て往いて無罪の國を攻伐し、其國家の邊境に入り、其禾稼を芟刈し、其樹木を斬り、其城郭を墮ち、以て其溝池を湮ぎ、其牲(二)牷を攘殺し、其祖廟を燔燎し、其萬民を剄殺し、其老弱を覆し、其(三)重器を遷し、卒に進んで亟ば鬬ふ、曰く、命に死するを上と爲し、多殺之に次ぎ、身傷くものは下と爲す。又況んや(四)失列に背撓するをや、罪死して赦すなからんと。以て其衆を憚す。夫れ國を兼ね、軍を覆し、萬民を賊虐して、以て聖人の(五)緒を亂るは、抑も將に以て天を利するとせんとするか、夫れ天の人を取つて、以て天の邑を攻む、此れ天民を刺殺し、神位を剝振し、社稷を傾覆し、犧牲を攘殺す、則ち此れ上、天の利に中らず。抑も將に以て鬼を利するとせんとするか、夫れ天の人を殺し、鬼神の主を滅し、先王を廢滅し、萬民を賊虐し、百姓離散す、則ち此れ中、鬼の利に中らず。抑も將に以て人を利するとせんとするか、夫れ(六)人を殺すの、人を利するとなすや薄し、又其費を計るに、此れ(七)生の本を害するとなす、天下百姓の財用を竭すこと勝げて數ふべからず、則ち此れ下、人の利に中らず。

【二】牷は牛の體の完全純色なるをいふ。
【三】重器は寶物。
【四】進まざる也。
【五】緒は業也。
【六】人を殺すは人を利すといふべからず。
【七】生の本とは財をいふ。

非攻下第十九

子墨子言つて曰く、今、天下の譽善する所のものは、其說將た何ぞや。其上は天の利に中り、中は鬼の利に中り、下は人の利に中るものたるが故に、之を譽むる與。抑〻其上は天の利に中り、中は鬼の利に中り、下は人の利に中るものたるに非ざるが故に、之を譽むる與。下愚の人ならしむと雖ども必ず將に曰はんとす、其上は天の利に中り、中は鬼の利に中り、下は人の利に中るものたるが故に之を譽むと。今天下の同じく義とする所のものは、聖王の法なり、(而カモ)今天下の諸侯將に猶ほ多く皆攻伐幷兼を勉むれば、則ち是れ義を譽むるの名あつて而かも其實を察せざるなり、此れ譬へば猶ほ盲者の、人と同じく白黑の名を命じて、其物を分つ能はざるがごとし、則ち豈に(一)別ありと謂はんや。是故に古の知者の、天下の爲めに度るや、必ず其義を順慮して、而る後之が行を爲す、是を以て動けば則ち疑はず、遠邇咸其欲する所を得て、天鬼百姓の利に順ふは、則ち知者の道なり。是故に古の仁人の天下を有つものは、必ず大國の悅びに交り天下の和を一にし、四海の內を總べ、乃ち天下の百姓を率ゐて、以て厚く上帝山川鬼神に臣事し、人を利すること多く、功又大なり。是を以て天之を賞し、鬼之を富まし、人之を譽む。貴きことは天子と爲り、富は天下を有ち。名は天下に參して、今に至つて廢れざらしむ。此れ則ち知者の道なり、先王の

【一】別は辨別。

相從つて謀つて曰く、古に語あり、脣亡ぶれば則ち齒寒しと、(三五)趙氏朝に亡びば、我夕に之に從はん、趙氏夕に亡びば、我朝に之に從はん、詩に、魚、水にて鶩せずんば、(三六)陸將た何ぞ及ばんと曰ふと。是を以て三主の君、心を一にし力を戮せ、門を闢き道を除ひ、甲を奉げ士を興し、韓魏は外よりし、趙氏は內よりし、智伯を擊つて大に之を敗れり。是の故に子墨子言つて曰く、古に語あり、曰く、君子は水に鏡みずして人に鏡みると。水に鏡みれば面の容を見、人に鏡みれば則ち吉と凶とを知る。今攻戰を以て利と爲さば、則ち盍ぞ嘗みに之を智伯の事に鑑みざるや。此れ其の不吉にして凶たること、既に得て知るべきなり。

【三五】相踵いで亡ぶ。
【三六】一旦陸に在らば則ち唯死あるのみ。

收用すと雖も、子豈に古の吳の闔閭に若かんや、古は吳の闔閭(士)敎ふると七年、甲を奉げ(二二)兵を執り、(二三)奔ること三百里にして舍ず、淮汭に次り、澠阨の徑に出で、(楚)柏擧に戰ふ。(二四)楚國を中として、宋と魯とを朝せしむ。(二五)夫差の身に至るに及びて、北して齊を攻め、東汶上に舍り、艾陵に戰ひ、大に齊人を敗つて之を大山に(二六)保せしめ、東して越を攻め、三江五湖を濟つて之を會稽に保せしむ、九夷の國賓服せざるは莫し。是に於て退いて(二七)孤を賞し、(二八)群萌に(二九)施舍すること能はず、自ら其力を恃み、其功を伐り、其智を譽め、敎に怠る、遂に姑蘇の臺を築き、(三〇)七年成らず、此の若きに及びて、則ち吳離疲の心あり。越王句踐、吳の上下相得ざるを視て、其衆を收め以て其讎を復す、北郭に入り、(三一)大舟を徙り、王宮を圍み、吳國以て亡べり。昔は晉に(三二)六將軍ありて、(三三)智伯よりも強しとするもの莫し、(智伯)其土地の博きと人徒の衆きとを計り、以て諸侯に抗せんと欲す、以爲へらく攻戰の速かなるに若くなしと。故に其爪牙の士を(三四)差論し、其舟車の衆を比例して、以て中行氏を攻めて之を有ち、其謀を以て既已に足れりと爲す、又范氏を攻めて大に之を敗り、三家を幷せて以て一家と爲して止めず、又趙襄子を晉陽に圍む。此の若きに及びて、則ち韓魏亦

(二二) 兵は兵器。
(二三) 士を敎ふるの法をいふ。
(二四) 楚の中央まで攻めしむ。
(二五) 夫差は闔閭の子。
(二六) 逃れて自ら守らしむるをいふ。
(二七) 戰死者の孤兒。
(二八) 群萌は民衆。
(二九) 恩德を布くをいふ。
(三〇) 其工を費すの大なるをいふ。
(三一) 大舟は王舟。
(三二) 范、中行、智伯、韓、魏、趙。
(三三) 智伯最も强き也。
(三四) 擇びて擧用する也。

を道を行ふにあらずと謂はん、譬へば醫の人の病あるものに藥するが若く然り、今此に醫あり、其(一三)注藥を(一四)和合して、天下の病ある者に之いて之を藥し、萬人に此を食はしめんに、若し四五人を醫するには利を得んも、猶(一五)之を藥を行ふに非ずと謂はん。故に孝子は以て其親に(一六)食はしめず、忠臣は以て其君に食はしめじ。古は國を天下に封せる、上は耳の聞く所を以てし、近きは目の見る所を以てするに、攻戰を以て亡べるもの勝げて數ふべからず。何を以てか其然ることを知るや、東方に莒の國なるものあり、其國たるや甚だ小にして大國の間に(一七)間し、(一八)大に敬事せず。大國亦之を、從つて愛利せず。是を以て東は越人其壞地を挾削し、西は齊人兼て之を有す。莒の齊越の間に亡ぶる所以のものを計るに、是の攻戰を以てなり。南の陳蔡の其の吳越の間に亡ぶる所以のものと雖も、亦攻戰を以てなり。北の(一九)且(二〇)不居河の其の燕代胡貊の間に亡ぶる所以のものと雖も、亦攻戰を以てなり。是の故に子墨子言つて曰く、今は王公大人、情に得を欲して失を惡み、安を欲して危を惡む、故に攻戰の如きは非とせざるべからず。

攻戰を飾るもの、言に曰く、彼、彼の衆を收用する能はず、是故に亡べり、我、能く我が衆を收用し、此を以て天下に攻戰せば、誰か敢て(二一)賓服せざらんやと。子墨子言つて曰く、子能く子の衆を

(一三) 注藥は、つけぐすり。
(一四) 和合は調合。
(一五) 四五人位の少數が平癒したりとて常に用ふべき藥といふべからず。
(一六) 食はなほ服の如し。
(一七) 間は、はさまる。
(一八) 大は大國。
(一九) 且は國名。
(二〇) 不居河は夷人種。
(二一) 賓服は歸服。

勝げて數ふべからず。國家政を發して、民の用を奪ひ、民の利を廢する、此くの若く甚だ衆し。然かも何爲れぞ(六)之を爲す。曰く、我が勝つの名と及び得るの利とを貪り伐るが故に之を爲すと。子墨子言つて曰く、其の自ら勝つ所を計るに、用ふべき所なし、其の得る所を計るに、反つて喪ふ所の者の多きに如かず。今三里の城七里の郭を攻めんに、此を攻むるに鋭を用ひず、且つ殺すことなくして、徒に此を得ば(七)然らん。人を殺すこと多きは必ず萬を數へ、寡きも必ず千を數へて、然る後三里の城七里の郭も且つ得つべきなり。今萬乘の國、墟城は千を數へて、以て(八)入るに勝へず、廣衍萬を數へて以て(九)闢くに勝へず、然らば則ち土地は餘りある所なり、士民は足らざる所なり。今、士民の死を盡くし、(一〇)土地の患を嚴にし、以て墟城を爭ふは、則ち是れ(一一)足らざる所を棄てゝ、(一二)餘りある所を重んずるなり。政を爲すこと此くの若きは、國の務めに非ざるものなり。

攻戰を飾る者の言に曰く、南は則ち荊呉の王、北は則ち齊晉の君、始めて天下に封ぜられしの時、其土地の方未だ數百里あるに至らず、人徒の衆未だ數十萬人あるに至らざりしに、攻戰の故を以て土地の博きこと數千里あるに至り、人徒の衆きこと數百萬人あるに至る、故に攻戰の如きは則ち非とすべからざる也と。子墨子言つて曰く、四五國は則ち利を得と雖も、猶ほ之れ

【六】之は攻伐。
【七】利あるべきをいふ。
【八】入りきれぬ。
【九】土地の多く且廣き者あるをいふ也。萬乘の國以下は敵の城の多く又土地のひろくして我人民を收容し之を開墾するにあまりあるをいふ。
【一〇】土地をきびしく守ること。
【一一】足らざる所は士民。
【一二】餘りある所は土地。

非攻中 第十八

子墨子言つて曰く、今は王公大人の、政を國家に爲す者、情に、毀譽の審かに、賞罰の當り、刑政の過失せざらんことを欲す。是の故に子墨子曰く、古に語あり、謀つて得ざれば、則ち往を以て來を知り、見を以て隱を知ると。謀ること此の若くなれば得て知るべし。今（一）師徒に唯興起するも、冬行には寒を恐れ、夏行には暑を恐る、此れ冬夏を以て爲すべからざるものなり。春は則ち民の耕稼樹藝を廢し、秋は則ち民の穫斂を廢す。此れ春秋を以て爲すべからざるものなり。今唯（二）一時を廢するも、則ち百姓の飢寒凍餒して死するもの勝げて數ふべからず。今嘗みに軍出を計るに、竹箭、羽旄、幄幕、甲盾、（三）撥劫の往いて靡弊腐爛して反らざるもの勝げて數ふべからず。又及び其矛戟、戈劍、乘車比列して往き、碎折靡弊して反らざるものも、勝げて數ふべからず、及び其牛馬の肥えて往き、瘠せて反り、死亡して反らざるものも、勝げて數ふべからず。其塗道の脩遠にして、粮食（四）輟絕して繼がず、百姓の死するものも、勝げて數ふべからず、及び其居處の安からざる、食飲の時ならざる、飢飽の節ならざる、百姓の道に疾病して死する者も、勝げて數ふべからず。師を喪ふの多きこと勝げて數ふべからず、師を喪うて盡くすことも勝げて計るべからざれば、則ち是れ鬼神の其（五）主后を喪ふも亦

【一】師は軍陣をいふ。
【二】春若くは秋の一時の農事。
【三】撥は大盾。劫は刀のつか。
【四】輟絕は中絕。
【五】主後也。後に祭主たる者。

不義を十重す、必ず十死罪あり、百人を殺さば不義を百重す、必ず百死罪あるべし。此の若きは天下の君子皆知つて之を非とし、之を不義と謂ふ。今大に不義、國を攻むるを爲すに至つては、則ち非とするを知らず、從つて之を譽めて、之を義と謂ふ。情に其不義なるを知らざるなり、故に其言を書して以て後世に遺す。若し其不義を知らば、夫れ（四）奚の說か其不義を書して、以て後世に遺さんや。

今此に人あり、少しく黑を見て黑と曰ひ、多く黑を見て白と曰はゞ、則ち必ず此人を以て白黑の辯を知らずとせん。少しく苦を嘗めて苦と曰ひ、多く苦を嘗めて甘と曰はゞ、則ち必ず此人を以て甘苦の辯を知らずとせん。今小しく非を爲せば則ち知つて之を非とし、大に非を爲して國を攻むれば、則ち非とするを知らず、從つて之を譽めて之を義と謂ふ、此れ義と不義との辯を知れりと謂ふべけんや。是を以て天下の君子の、義と不義とを辯ずるの亂れたるを知るなり。

【四】何の理由によりて。

（一）非攻上第十七

今、一人あり、人の（二）園圃に入つて其桃李を竊まんに、衆聞かば則ち之を非とし、上の政を爲すもの、得ば則ち之を罰せん。此れ何ぞや、人に虧いで自ら利するを以てなり。人の犬豕雞豚を攘むものに至つては、其不義又人の園圃に入つて桃李を竊むよりも甚し。是れ何の故ぞや、人に虧くこと愈よ多きを以てなり。苟くも人に虧くこと愈よ多ければ、其不仁滋ゝ甚しくして罪益ゝ厚し。人の欄廐に入つて、人の馬牛を取るものに至つては、其不義なること又人の犬豕雞豚を攘むよりも甚し、此れ何の故ぞや、其の人に虧くこと愈よ多きを以てなり、苟も人に虧くこと愈よ多ければ、其不仁滋ゝ甚しくして罪益ゝ厚し。不辜の人を殺し、其衣裘を扡ひ、戈劍を取る者に至つては、其不義又人の欄廐に入つて人の馬牛を取るよりも甚し、此れ何の故ぞや、其の人に虧くこと愈ゝ多きを以てなり、苟くも人に虧くこと愈ゝ多ければ其不仁滋ゝ甚しくして罪益ゝ厚し。

此の若きは天下の君子皆知つて之を非とし、之を不義と謂ふ。今大に不義國を攻むるを爲すに至つては、則ち非とするを知らず、從つて之を譽めて之を義と謂ふ、此れ義と不義との別を知ると謂ふ可けんや。一人を殺せば、之を不義と謂ひ、必ず一死罪あり。若し（三）此說を以て往かば、十人を殺さば

【一】人の國を攻伐するの非なるを論ず。
【二】果を樹うるを園といひ、菜を種うるを圃といふ。
【三】此理を推演すること。

威すに刑罰を以てせば、我以爲らく、人の兼ねて相愛し交ゝ相利するに就くや、之を譬へば猶ほ火の上に就き、水の下に就くがごとく、天下に防止すべからざらんと。

故に兼なるものは聖王の道なり、王公大人の安んずる所以なり、萬民衣食の足る所以なり、故に君子、兼を審かにして務めて之を行ふに若くはなし。人の君となりては必ず惠、人の臣となりては必ず忠、人の父と爲りては必ず慈、人の子と爲りては必ず孝、人の兄と爲りては必す友、人の弟と爲りては必ず悌なり。故に君子は若し惠君、忠臣、慈父、孝子、友兄、悌弟たらんと欲せば、兼の説の若きは行はずんばあるべからず。此れ聖王の道にして萬民の大利なり。

甚だ爲し難きを爲すなるも、然れども衆爲して靈王之を悦べば、（二五）未だ世を渝へずして民移すべきは、即ち以て其の上に嚮はんことを求むればなり。昔は越王句踐勇を好む、其の士臣を敎ふること三年、（二六）其智を以ては未だ以て之を知るに足らずと爲すや、內を焚きて火を失し、鼓して之を進ましむ。其士、（二七）前列に偃し、水火に伏して死するもの、勝げて數ふべからず。此の時に當つて（二八）鼓せざれども退かず、越國の士は顫すと謂ふべし、故に內を焚くは甚だ爲し難きを爲すなるも、然れども衆爲して越王之を悦べば、未だ世を渝へずして民移すべきは、即ち以て上に嚮はんことを求むればなり。昔は晉の文公（二九）苴服を好む、文公の時に當つて、晉國の士、（三〇）大布の衣、牂羊の裘、練帛の冠、且苴の屨、入つて文公に見え、出でて以て之を朝に踐む。故に苴服は甚だ爲し難きを爲すなるも、然る後爲して文公之を悦べば、未だ世を渝へずして民移すべきは、即ち以て其上に嚮はんことを求むれば也。是故に食を約し身を焚き苴服するは、此れ天下の至て爲し難きなるも、然れども衆爲して上之を悦べば、未だ世を渝へずして民移すべきは、何の故ぞや。即ち以て其上に嚮はんことを求むればなり。今夫の兼ねて相愛し交〻相利するが若きは、此れ其の利有りて且つ爲し易きや勝げて計るべからず、我以爲らく、則ち上の之を悦ぶ者あるなきのみと。苟くも上の之を悦ぶものありて之を勸むるに賞譽を以てし、之を

【二五】未だ世を渝へずは、一世。
【二六】如何ほどまで訓錬せられたるかを知らず。
【二七】前列に偃すは先を爭うて僵るゝを辭せざる也。
【二八】進軍の鼓鳴らざるも退かずして進むなり。
【二九】苴服は粗服
【三〇】大布は麤衣。

孝子の親の爲めに度るもの、亦人の其親を愛利せんことを欲するか、抑人の其親を惡賊せんことを欲するか、説を以て之を觀れば、卽ち人の其親を愛利せんことを欲するなり。然らば卽ち吾れ惡くにか先づ事に從つて卽ち此を得ん、若し我、先づ事に人の親を愛利するに從つて、然る後に人、我に報ずるに吾が親を愛利することを以てするか、抑我、先づ事に人の親を惡賊するに從つて、然る後に人、我に報ずるに吾が親を愛利することを以てするか、卽ち必ず、吾、先づ事に人の親を愛利するに從つて、然る後に人、我に報ずるに吾が親を愛利することを以てせん。然らば卽ち之の交〻孝子なるもの、果して先づ事に人の親なる者を愛利するに從ふ毋きに已むを得ざるか、抑天下の孝子を以て愚と爲して以て正と爲すに足らずとするか。姑らく嘗みに先王の書する所、大雅の道ふ所を本原するに、曰く、言として讐いられざるはなく、德として報いられざるはなし、我に投ずるに桃を以てせば、之に報ゆるに李を以てせんと。卽ち此れ人を愛するものは必ず愛せられて、人を惡むものは必ず惡まるゝを言ふなり。

識らず天下の士、皆兼を聞いて之を非とする所以のものは、其故何ぞや。抑以て難くして爲すべからずとするか、嘗て此より難きも爲すべきものありき。昔、荊の靈王、小腰を好む。靈王の時に當つて、荊國の士、飯は一を踰えず、(三)固く據りて後興ち、垣に扶りて後行く、故に食を(四)約するは、

【三】杖にしつかりよりすがりて而る後興つ。

【四】約は節する也。

即ち亦猶ほ是のごとし。(一四)湯曰く、惟れ予小子(一五)履、敢て(一六)玄牡を用ひて、(一七)上天后土に告ぐ、曰く今天大に旱して、即ち朕が身履に當つるも、(一八)未だ罪を上下に得たるを知らず、(一九)善あれば敢て蔽はず、罪あれば敢て赦さず、(二〇)簡ぶこと帝の心に在り、萬方罪あらば即ち朕の身に當て、朕の身罪あるも、萬方に及ぼすことなかれと。即ち此れ湯、貴きこと天子たり、富は天下を有ちて、然も且つ身を以て犧牲となして、以て上帝鬼神に祠說するを憚らざるを言ふなり。即ち此れ湯の兼なり。子墨子の所謂兼なるものと雖も、湯に於て法を取る。且つ惟だ禹誓と湯說とのみ然りと爲さず、周詩も即ち亦猶ほ是のごとし。周詩に曰く王道(二一)蕩蕩たり、偏せず黨せず、王道平平たり、黨せず偏せず、其直きこと矢の若く、其易けきこと厎の若し、君子の履む所、小人の視ふ所と。若の吾言は道を語るの謂に非ざるか、古は(二二)文武の政を爲し分を均うし、賢を賞し暴を罰する、親戚弟兄にも阿ねる所あることなし。即ち此れ文武の兼なり、子墨子の所謂兼なるものと雖も、文武に於て法を取る。識らず天下の人皆兼を聞いて之を非とする所以のものは、其故何ぞや。

然るに天下の兼を非とするもの、言猶ほ未だ止まずして曰く、抑親の利に中たらずして、孝を爲すに害あるかと。子墨子曰く、姑らく嘗みに之を孝子の親の爲めに度るものに本原するに、吾識らず、

【一四】湯は殷の湯王。
【一五】履は湯の名。
【一六】玄牡は黒色の犧牲。
【一七】上天后土は天地の神。
【一八】我愚なれば天罰を得たるわけを知らず。
【一九】善人を登用すること。
【二〇】善惡を選擇するは上帝の御心にまかす。
【二一】蕩蕩は盛なる貌。
【二二】文武の二王。

雖も豈に爲すべけんや、吾、兼の爲すべからざるを譬ふるに、猶ほ泰山を挈げて以て江河を超ゆるがごとし、故に兼なるものは直に之を願ふべきのみ、夫れ豈に爲すべき物ならんやと。子墨子曰く、夫れ泰山を挈げて、以て江河を超ゆるは、古より今に及ぶまで、生民ありてより來未だ嘗て有らざるなり、今夫の兼ねて相愛し交〻相利するが若きは、此れ先聖（一〇）四王の者より親ら之を行へり。何ぞ先聖四王の親ら之を行へるを知るや。子墨子曰く、吾之と世を並べ時を同じうして、親ら其聲を聞き、其色を見たるにあらず、其の竹帛に書し、金石に鏤め、槃盂に琢り、後世子孫に傳遺する所の者を以て之を知る。泰誓に曰く、文王は日の若く月の若く、四方に西土に照光を作すと。卽ち此れ文王の天下を兼愛するの博大なるを言ひて、之を日月の天下を兼照するの私あるなきに譬ふるなり、卽ち此れ文王の兼なり。子墨子の所謂兼なるものと雖も、文王に於て法を取る。且つ惟だ泰誓のみ然りと爲さず、禹誓と雖も卽ち亦猶ほ是のごとし、禹曰く、（一一）濟濟たる有衆、咸な朕が言を聽け、惟だ小子のみ敢へて亂を稱るを行ふにあらず、（一二）蠢たる茲の有苗、天の罰を用ふべし、若に予既に爾群封の（一三）諸君を率ゐて、以て有苗を征すと。禹の有苗を征するや、以て富貴を重んじ、福祿を干め耳目を樂ましむるを求むるにあらず、以て天下の利を興し、天下の害を除かんことを求むるなり。卽ち此れ禹の兼なり。子墨子の所謂兼なるものと雖も、禹に於て求む。且つ惟だ禹誓のみ然りと爲さず、湯說と雖も

【一〇】四王は下文列擧の四王。
【一一】濟濟は衆盛の貌。
【一二】蠢は蠢動。
【一三】諸君は群諸侯。

に生くるの幾何もなきや、之を譬ふるに猶ほ（七）駟の馳せて（八）隙を過ぐるがごとし、是の故に退いて其の萬民を睹るに、飢うるも卽ち食はせず、寒ゆるも卽ち衣せず、疾病にも持養せず、死喪にも葬埋せず。別君の言は此くの若く、行も此くの若し。兼君の言は然らず、行も亦然らず。曰く吾聞く、天下に明君たる者は、必ず萬民の身を先にして其身の爲めにするを後にし、然る後以て天下に明君たるべしと。是の故に退いて其萬民を睹るに、飢うれば卽ち之に食はしめ、寒ゆれば卽ち之に衣せ、疾病には之を持養し、死喪には之を葬埋す。兼君の言は此の若く行も此くの若し。然らば卽ち交〻兼ね交〻別つ。之の二君の若き者は、言相非にして行相反するかな、嘗に若き二君の者をして言必ず信に、行必ず果ならしめ、言行の合ふこと猶ほ符節を合はすがごとくに、言ふとして行はざることなからしめんに、然らば卽ち敢て問はん。今、歲、癘疫あり、萬民多く勤苦凍餒、溝壑中に（九）轉死する者あること既に已に衆からんに、識らず將に之の二君の者を擇ばんとするに、將に何れにか從はんとするや、我以爲らく、其の此に於けるに當つてや、天下、愚夫愚婦となく、兼を非とするものと雖も、必ず兼君に從ふを是とせん。言へば兼を非とし、擇べは卽ち兼を取る、此れ言行拂るなり。識らず、天下皆兼を聞いて、之を非とする所以のものは其故何ぞや。

然かも天下の士の兼を非とするもの、言や、猶ほ未だ止まず。曰く兼は卽ち仁なり義なり、然りと

【七】駟は四馬。
【八】隙は壁際の孔。
【九】轉は棄つる也。

持養し、死喪には之を葬埋す。兼士の言此くの若く行此くの若し。之の二士の者の若き、言相非にして行相反するかな。嘗に若の二士の者をして言必ず信に行必ず果ならしめ、言行の合ふこと猶ほ符節を合はすがごとく、言ふとして行はざるはなからしめんに、然らば即ち敢て問はん、今此に平原廣野に、甲を被り冑を嬰けて將に往いて戰はんとして、死生の機未だ識るべからざるあらんに、又君大夫の遠く（五）巴越齊荊に使せんとして、（六）往來及否未だ識るべからざるあらんに、然らば即ち敢て問はん、識らず之が家室を擇ぶに將に惡くに從はんとするか、親戚を奉承し、妻子を提挈して之を寄託するに、識らず、兼の友に於てすること是なるか、別の友に於てすること是なるか。我以爲ふに其の此に於いてするに當つてや、天下、愚夫愚婦となく、兼を非とするの人と雖も、必ず之を兼の友に寄託するを是とせん。此れ言へば兼を非とし、擇べば即ち兼を取る、即ち此れ言行拂るなり。識らず天下の士、皆兼を聞いて之を非とする所以のものは其故何ぞや。

然かも天下の士、兼を非とするもの、言猶は未だ止まず、曰く抑も以て士を擇ぶべきも、以て君を擇ぶべからざらんと。姑く嘗みに兩べて之を進めんに、設し以て二君に、其一君の者をして兼を執らしめ、其一君の者をして別を執らしむるをせん。是故に別君の言に曰く、吾惡んぞ能く吾が萬民の身の爲めにすること、吾が身の爲めにするがごとくせんと。此れ泰だ天下の情に非ざるなり。人の地上

【五】巴越齊荊は遠國をいふ。
【六】及否は、到り及ぶと否となり。

に視聽するかな、是を以て股肱畢强は相爲に㈢動擧するかな、而して有道は肆めて相敎誨す。是を以て老いて妻子なきもの、持養する所あつて以て其壽を終へ、幼弱孤童の父母なきもの、倣依する所あつて其身を長ず、今唯毋兼を以て政と爲せば、卽ち若れ其れ利なり。識らず天下の士皆兼を聞いて之を非とする所以の者は其故何ぞや。

然かも天下の士、兼を非とするもの丶言猶ほ未だ止まざるなり、曰く、卽ち善なるも、然りと雖も豈に用ふべけんやと。子墨子曰く、用ひて不可ならば、我と雖も亦將に之を非とせんとす。且焉んぞ善にして用ふべからざるものあらん。姑らく嘗みに㈣兩べて之を進めんに、誰か以て、二士に、其一士の者をして別を執らしめ、其一士の者をして兼を執らしむるをせん。是の故に別士の言に曰く、吾豈に能く吾が友の身の爲めにすること、吾が身の爲めにするがごとくし、吾が友の親の爲めにすること、吾が親の爲めにするが若くせんやと。是の故に退いて其友を睹るや飢うるも卽ち食はせず、寒ゆるも卽ち衣せず、疾病に持養せず、死喪に葬埋せず。別士の言此くの若く、行此くの若し。兼士の言は然らず、行も亦然らず、曰く、吾聞く、天下に高士たるものは、必ず其友の身の爲めにすること、其身の爲めにするが若くし、其友の親の爲めにすること其親の爲めにするが若くして、然る後以て天下に高士たるべしと。是の故に退いて其友を睹るや、飢うれば則ち之に食はせ、寒ゆれば則ち之に衣せ、疾病には之を

【三】動擧は動作。
【四】兩べて之を進むは、兼と別とを比較して論ずること。

するが若くんば、夫れ誰れか獨り其國を擧げて、以て人の國を攻めん者ぞ、彼の爲めにすること猶ほ己の爲にするがごとければなり。人の都の爲めにするが若くんば、夫れ誰か獨り其都を擧げて、以て人の都を伐たんものぞ、彼の爲めにすること猶ほ己が爲めにするがごとければなり。人の家の爲めにすること其家の爲にするが若くんば、夫れ誰か獨り其家を擧げて、以て人の家を亂らんものぞ、彼の爲めにすること猶ほ己の爲めにするがごとければなり。然らば卽ち國都の相攻伐せず、人家の相亂賊せざるは、此れ天下の害か天下の利か、卽ち必ず、天下の利なりと曰はん。姑らく嘗みに若の衆利の自りて生ずる所を本原するに、此れ胡に自つてか生ずる。此れ人を惡み人を賊するより生ずるか、卽ち必ず、然るに非ずと曰はん、必ず人を愛し人を利するに從りて生ずと曰はん。天下の人を愛し人を利するものを分名せむに、別か兼か、卽ち必ず兼なりと曰はん、然らば卽ち之の交ゝ兼するものは果して天下の大利を生ずるものなるかな。是故に子墨子曰く、兼は是なりと。

且つ嚮に吾が本言に曰く、仁人の事は、必ず務めて天下の利を興し、天下の害を除くを求むと、今吾、兼の生ずる所を本原するに、天下の大利なるものなり。吾、別の生ずる所を本原するに、天下の大害なるものなり。是故に子墨子曰く別は非にして兼は是なりと。若の(一)方に出づるなり。今吾、將に正に天下の利を興して之を取るを求めんとせば、兼を以て政と爲す。是を以て(二)聰耳明目は相與

【一】方は道理。
【二】耳は目の爲に聽き、目は耳の爲に視る。

兼愛下第十六

子墨子言つて曰く、仁人の事は、必ず務めて天下の利を興し、天下の害を除かんことを求む。然るに當今の時、天下の害孰れか大と爲す。曰く大國の小國を攻め、大家の小家を亂し、强の弱を刧し、衆の寡を暴し、詐の愚を謀り、貴の賤に敖るが若きは、此れ天下の害なり。又人君たるものゝ不惠、臣たるものゝ不忠、父たるものゝ不慈、子たるものゝ不孝の與きは、此れ又天下の害なり。又、今の人を賊ひ、其兵刃毒藥水火を執つて、以て交〻相虧賊するが與きは、此れ又天下の害なり、姑らく嘗に若の衆害の自りて生ずる所を本原するに、此れ胡に自りてか生ずる。此れ人を愛し人を利するに自りて生ずるか、即ち必ず、然るに非ずと曰はん。必ず、人を惡み人を賊するより生ずと曰はん。天下の、人を惡み而た人を賊するものを分名せむに、兼か別か、即ち必ず、別なりと曰はん。然らば即ち之の交〻別なる者は、果して天下の害を生ずる者なるかな。是の故に子墨子曰く、別は非なりと。人を非とする者は、必ず以て易ふべきなり、若し人を非として以て之に易ふべきなくば、之を譬ふるに猶ほ火を以て水を救ふがごとし、其說將に必ず可なるなからんとす。是の故に子墨子曰く、兼以て別に易ふべしと。

然らば即ち兼の以て別に易ふべきの故は何ぞや。曰く借し人の國の爲めにすること、其國の爲めに

得る所あり、(二九)矜獨にして兄弟なきもの生人の間に雜はる所あり、少くして其父母を失ひしもの(三〇)放依して長ずる所あり、此れ文王の事なり。則ち吾も今兼を行ふ。昔は武王(三一)事を泰山の隧に將ふ、傳に曰く泰山、有道の曾孫周王事あり、(三二)大事を既に獲、仁人尙ほ作つて以て商夏蠻夷醜貉を祗はん、(三三)周親ありと雖も、仁人に若かず、(三四)萬方罪あらば、維れ予一人(ノ罪ナリ)と。此れ武王の事を言ふなり、吾も今兼を行ふ。是の故に子墨子言つて曰く、今、天下の君子忠實に天下の富を欲して其貧を惡み、天下の治を欲して其亂を惡まば、當に兼ねて相愛し、交ゝ相利すべし、此れ聖王の法、天下の治道なり、務めて爲さゞるべからざるなり。

【二九】矜獨は鰥獨を云ふ。
【三〇】放依はよりたのむ。
【三一】山神をまつること。隧は隧道。
【三二】大事云々は殷紂を征伐したるをいふ。
【三三】周親は至親。
【三四】萬方は萬民。

特上以て政と爲さずして士以て行と爲さゞるが故なり。

然り而して今天下の士君子曰く、然り、乃ち兼の若きは則ち善なり、然りと雖も行ふべからざるの物なり、譬へば太山を挈げて河濟を越ゆるが若しと。子墨子言ふ、(一六)是れ其譬に非ざる也、夫れ太山を挈げて河濟を越ゆるは(一七)畢勁有力と謂ふべし、古より今に及ぶまで未だ能く之を行ふものあらざるなり。況んや兼ねて相愛し交ゝ相利するは則ち此と異なるをや。古の聖王之を行へり。何を以てか其然るを知る、古は禹天下を治め、西、西河渭竇を爲りて以て(一八)蒲弦澤の水を泄し、北、(一九)原派を防ぐことをなし、(二〇)昭余祁に注ぎ、虖陀の(二一)濆、洒いで(二二)底柱と爲り、鑿ちて(二三)龍門と爲りて、以て燕、代、胡、貉と西河との民を利し、東は大陸に漏らすことを爲し、孟諸の澤に(二四)防し、灌いで(二五)九澮と爲し、以て東土の水を楗り、以て冀州の民を利し、南(二六)江漢淮汝を爲りて東に之を流し、五湖の處に注いで、以て荊楚、于越と南夷の民とを利す、此れ、禹の事を言ふなり。吾も今兼を行ふ。昔は文王の西土を治むる、日の若く月の若く、作りて四方に西土に光き、大國の爲に小國を侮らず、衆庶の爲に鰥寡を侮らず、暴勢の爲に(二七)穡人の黍稷狗彘を奪はず、天、文王の慈を(二八)屑臨す、是を以て、老いて子なきもの其壽を終るを

(一六) 適當の譬に非ず。
(一七) 畢は疾也。
(一八) 蒲と弦は兩川の名、澤は其の注ぐ所。
(一九) 原派は川の名。
(二〇) 昭余祁は澤の名。
(二一) 濆は虖陀河の水はき。
(二二) 底柱は山名。
(二三) 龍門は山名。
(二四) 防は堤防。
(二五) 九澮は九河。
(二六) 江漢淮汝は四水。
(二七) 穡人は農夫。
(二八) 屑は顧みる也。

何の難きことか之れあらん。特上以て政と爲さず、士以て行と爲さざるが故なり。昔は晉の文公、士の惡衣を好む、故に文公の臣、(六)牂羊の裘、(七)韋以て劍を帶び、(八)練帛の冠、(九)大布の衣、(一〇)且苴の履、入つては以て君に見え、出ては以て朝に踐む。是れ其故何ぞや、君之を悅ぶが故に臣、能く之を爲すなり。昔は楚の靈王、士の細腰を好む。故に靈王の臣皆一飯を以て節と爲し、(一一)脇息して然る後帶し、(一二)牆に扶つて然る後起つ、期年の比ひ、朝に(一三)黧黑の色ありき、是れ其故何ぞや、君之を悅ぶが故に、臣能く之を爲す。昔は越王句踐、士の勇を好む、其臣を教訓し、私に人をして、(一四)內を焚きて火を失せしめ、其士を試みて曰く、越國の寶盡く此に在りと。越王親自ら其士に鼓して之を進む、士鼓音を聞き、(一五)萃を破り行を亂り、火を踏んで死する者、左右百人有餘、越王金を擊つて之を退く。是の故に子墨子言つて曰く、乃ち夫の食を少くし、衣を惡くし、身を殺して名を爲すが若きは、此れ天下百姓の皆難しとする所なり、若し苟くも君之を說べば則ち衆能く之を爲す、況んや兼ねて相愛し交〻相利するは、此と異なるをやと。夫れ人を愛するものは人亦從つて之を愛し、人を利するものは人亦從つて之を利し、人を惡むものは人亦從つて之を惡み、人を害するものは人亦從つて之を害す、此れ何の難きことか之れあらん。

【六】牂羊は牝羊。
【七】韋を用ひて飾を加へざる也。
【八】練帛は粗帛。
【九】大布は粗布。
【一〇】且苴は草。
【一一】脇息は細い息を出す也。
【一二】牆に扶つて云々は其體羸れたるを云ふ。
【一三】黧黑の色は身澤枯渇して皮膚光澤なし。
【一四】內は句踐の宮。
【一五】先を爭ふ也。萃は行列。

は相愛せざるを以て生ずる也。是を以て仁者は之を非とす、既に以て之を非とす、（二）何を以て之に易へん。子墨子言つて曰く、兼ねて相愛し交〻相利するの法を以て之に易へんと。

然らば則ち兼ねて相愛し、交〻相愛するの法は將に奈何すべきや。子墨子言ふ、人の國を視ること其國を視るが若くし、人の家を視ること其家を視るが若くし、人の身を視ること其身を視るが若くす、是の故に諸侯相愛すれば則ち野戰せず、家主相愛すれば則ち相簒はず、人と人と相愛すれば則ち相賊せず、君臣相愛すれば則ち惠忠、父子相愛すれば則ち慈孝、兄弟相愛すれば則ち和調、天下の人皆相愛して、強は弱を執らず、衆は寡を劫かさず、富は貧を侮らず、貴は賤に敖らず、詐は愚を欺かず、凡そ天下の禍簒怨恨、起るなからしむべきは、相愛するを以て生ずる也。是を以て仁者之を譽む。

然り而して今、天下の士君子言つて曰く、然り、乃ち（三）兼の若きは則ち善なり、然りと雖も天下の（四）難物迂故なりと、子墨子言つて曰く、天下の士君子特其利を識り、其害を辯ぜざるが故なり。今夫の城を攻めて野戰し、身を殺して名を爲すが若きは、此れ天下百姓の皆難しとする所なるも、苟くも君之を悅べば、則ち士衆能く之を爲す、況んや兼ねて相愛し、交〻相利するに於けるは、則ち此と異なるをや。夫れ人を愛するものは人必ず從つて之を愛し、人を利するものは人必ず從つて之を利し、人を惡むものは人必ず從つて之を惡み、人を害するものは人必ず從つて之を害す。（五）此れ

【二】如何なる方法を以て之を改むるか。
【三】兼は兼愛。
【四】難物は難事、迂故は迂闊なる事柄。
【五】此は兼愛交利をさす。

兼愛中 第十五

子墨子言つて曰く、仁人の事とする所以のものは、必ず天下の利を興し、天下の害を除去せんとし、此を以て事とするものなりと。然らば則ち天下の利とは何ぞや、天下の害とは何ぞや。子墨子言つて曰く、今、國と國との相攻め、家と家との相簒ひ、人と人との相賊し、君臣の惠忠ならず、父子の慈孝ならず、兄弟の和調せざるが若きは、此れ則ち天下の害なりと。然らば則ち此害を察するに亦何を用て生ずるや、相愛するを以て生ずるか。子墨子言ふ、相愛せざるを以て生ずと。

今、諸侯獨り其國を愛することを知つて人の國を愛せず、是を以て其國を擧げて以て人の國を攻むることを憚からず。今、(一)家主獨り其家を愛することを知つて人の家を愛せず、是を以て其家を擧げて以て人の家を簒ふことを憚からず。今、人獨り其身を愛することを知つて人の身を愛せず、是を以て其身を擧げて以て人の身を賊することを憚からず。是の故に諸侯相愛せざれば則ち必ず野戰し、家主相愛せざれば則ち必ず相簒ひ、人と人と相愛せざれば則ち必ず相賊す。君臣相愛せざれば則ち惠忠ならず、父子相愛せざれば則ち慈孝ならず、兄弟相愛せざれば則ち和調せず、天下の人皆相愛せざれば、彊は必ず弱を執り、衆は必ず寡を劫し、富は必ず貧を侮り、貴は必ず賤に敖り、詐は必ず愚を欺く。凡そ天下の禍簒怨恨、其の起る所以のもの

【一】家主は卿大夫を謂ふ。

利す、賊其身を愛して人の身を愛せず、故に人の身を賊して以て其身を利す、此れ何ぞや、皆相愛せざるに起る。大夫の家を相亂し、諸侯の國を相攻むるものに至ると雖も亦然り。大夫各〻其家を愛して異家を愛せず、故に異家を亂して以て其家を利す、諸侯各〻其國を愛して異國を愛せず、故に異國を攻めて以て其國を利す、天下の〔二〕亂物此に具はるのみ、此れ何に自つて起ると察するに、皆相愛せざるに起る。

若し天下をして兼ねて相愛して、人を愛すること其身を愛するが若くならしめんに、猶ほ不幸なる者あらんや、父兄と君とを視ること其身の若くんば、惡ぞ不幸を施さん、猶ほ不慈なる者あらんや、子弟と臣とを視ること其身の若くんば、惡ぞ不慈を施さん。故に不孝も不慈もあることなけん。猶ほ盜賊あらんや、人の室を視ること其室の若くんば、誰れか竊まん、人の身を視ること其身の若くんば誰か賊せん、故に盜賊もあることなけん。猶ほ大夫の家を相亂し、諸侯の國を相攻むるものあらんや、人の家を視ること其家の若くんば、誰か亂らん、人の國を視ること其國の若くんば誰か攻めん、故に大夫の家を相亂り諸侯の國を相攻むるものあるとなけん。若し天下をして兼ねて相愛せしめ、國と國と相攻めず、家と家と相亂らず、盜賊あることなく、君臣父子も皆能く孝慈、此の若くば則ち天下治まらん。故に聖人は天下を治むるを以て事と爲すものなり。惡んぞ惡を禁じて愛を勸めざるを得ん。故に天下兼ねて相愛すれば則ち治まり、交〻相惡めば則ち亂る。故に子墨子の曰く、以て人を愛するを勸めざるべからずとは、此れなり。

〔二〕物は事といふが如し。

(一)兼愛上第十四

聖人は天下を治むるを以て事と爲す者なり、必ず亂の自つて起る所を知つて能く之を治む。亂の自つて起る所を知らざれば則ち治むること能はず、之を譬ふるに、醫の人の疾を攻むるもの、如く然り、必ず疾の自つて起る所を知つて能く之を攻む、疾の自つて起る所を知らざれば、則ち攻むること能はず。亂を治むるもの、何ぞ獨り然らざらん。必ず亂の自つて起る所を知つて能く之を治む、亂の自つて起る所を知らざれば則ち治むること能はず。

聖人は天下を治むるを以て事と爲す者なり、亂の自つて起る所、察せざるべからず、嘗に亂は何に自つて起るかを察するに、相愛せざるに起る。

【一】兼愛は卽ち天下治まる所以なるを述ぶ。

臣子の君父に孝ならざるは所謂亂なり。子自ら愛して父を愛せず、故に父を虧いで自ら利す。弟自ら愛して兄を愛せず、故に兄を虧いで自ら利す。臣自ら愛して君を愛せず、故に君を虧いで自ら利す、此れ所謂亂なり。父の子を慈まず、兄の弟を慈まず、君の臣を慈まざると雖も、此れ亦天下の所謂亂なり。父自ら愛して子を愛せず、故に子に虧いで自ら利し、兄自ら愛して弟を愛せず、故に弟を虧いで自ら利し、君自ら愛して臣を愛せず、故に臣を虧いで自ら利す、是れ何ぞや、皆相愛せざるに起る。天下の盜賊を爲すものに至ると雖も亦然り、盜其室を愛して異室を愛せず、故に異室に竊んで以て其室を

らんとす。是を以て子墨子曰く、今、天下の王公大人士君子、中情に、仁義を爲むるを將欲して上士たらんことを求め、上は聖王の道に中らんことを欲し、下は國家百姓の利に中たらんことを欲せば、故當尙同の說察せざるべからず。尙同は政をなすの本にして治の要なり。

ごときを言へるなり。故に古の聖王の天下を治むるや、其の（一四）差論して以て自ら左右羽翼とする所の者皆良にあり、之を外にして之が視聽を助くるもの衆し。故に人と事を謀れば人に先つて之を得、人と事を擧ぐれば人に先つて之を成し、光譽令聞人に先つて之を發す。唯だ身に信じて事に從ふ、故に利此くの如し。古に語あり、曰く、一目の視るは二目の視るに若かず、一耳の聽くは二耳の聽くに若かず、一手の操るは二手の彊きに若かずと。夫れ唯だ能く身に信じて事に從ふ、故に利此くの若し。是故に古の聖王の天下を治むるや、千里の外に賢人あらんに、其鄕里の人皆未だ之を均しく聞見せざるに、聖王得て之を賞し、千里の內に暴人あらんに、其鄕里の人皆未だ之を均しく聞見せざるに、聖王得て之を罰す。故に唯聖王を以て聰耳明目なりとせんか、豈に能く一視して千里の外を通見せんや、一聽して千里の外を通聞せんや、聖王往いて視ず、就いて聽かず、然かも天下の寇亂盜賊を爲すものをして、天下に周流するも、（一五）足を重ぬる所なからしむるものは何ぞや。其の尙同を以て政を爲すこと善ければなり。

是故に子墨子曰く、凡そ民をして尙同せしむるものは、民を愛すること必ず（一六）疾くせよ、（一七）民使むべきなければ、曰く必ず疾く愛して之を使め、信を致して之を持し、富貴以て其前に道き、明罰以て其後に率ゆ、政を爲すこと此の若くんば、我と同じきものなからんと欲すと雖も、將に得べからざ

【一四】差論は選擇なり。
【一五】身を容るるに處なきを云ふ。
【一六】疾くせよはつとむる也。
【一七】民使むべきなければとは、尙同せしむること能はざるとき也。

するを見て以て告ぐるものは、亦猶ほ天下を愛利する者のごとく、上得ば則ち之を賞せん、衆聞かば則ち之を譽めん、若し天下を惡賊するを見て以て告げざるものは、亦猶ほ天下を惡賊する者のごとく、上得ば則ち之を罰せん、衆聞かば則ち非らんと。是を以て天下の人を徧くして皆其長上の賞與を得て、其毀罰を避けんと欲す、是を以て善不善のものを見て之を告ぐ、天子善人を得ては之を賞し、暴人を得ては之を罰す、善人は賞して暴人は罰すれば、天下必ず治まる。然らば天下の治まる所以のものを計るに何ぞや、唯而く尙同一義を以て政を爲すが故なり。

天下既已に治まる、天子又天下の義を總べて以て天に尙同す、故に當ち尙同の說たるや、尙之を天子に用ふれば以て天下を治むべく、中之を諸侯に用ふればもつて其國を治むべく、下之を家君に用ふれば、もつて其家を治むべし。是の故に之を大用して天下を治むるも窕がず、之を小用して一國一家を治むるも横がらずとは、若の道を謂ふ也。故に曰く、天下の國を治むるは、一家を治むるが若く、天下の民を使ふは一夫を使ふが若しと。意獨り(九)子墨子のみ此れあつて、先王此れ有ることなきや、(先王モ)則ち亦然り、聖王皆尙同を以て政を爲す、故に天下治まる。何を以てか其然るを知る、先生の書に於てや(一〇)大誓に言ふこと然り、曰く、(一一)小人、姦巧を見ば乃ち(一二)聞せよ、(一三)言はずして發すれば罪鈞しと。此れ淫僻を見て以て告げざる者は、其罪亦猶ほ淫僻者の

【九】是れ子墨子一人の言に非ずして、先王も皆之と同じといふ。
【一〇】大誓は書經の篇名。
【一一】小人は下民を云ふ。
【一二】聞は上聞。
【一三】言はざる者と姦巧をなす者と同罪。發は發覺。

家既已に治まる、國の道も此のみに盡くるか、則ち未だし。〔八〕國の家數たるや甚だ多し、此れ皆其家を是として人の家を非とす。是を以て厚きもの亂ることありて、薄き者爭ふことあり。故に又家君をして其家の義を總べて以て國君に尙同せしむ。國君亦爲めに國の衆に發憲布令して曰く、若し國を愛利するものを見ば必ず以て告げよ、若し國を惡賊するものを見ば亦必ず以て告げよ。若し國を愛利するを見て以て告ぐるものは、亦猶ほ國を愛利するものゝごとく、上得ば且に之を賞せん、衆聞かば則ち之を譽めん。若し國を惡賊するを見て以て告げざるものは、亦猶ほ國を惡賊するものゝごとく、上得ば且に之を罰せん。衆聞かば之を非らんと。是を以て若の國の人を徧くして、皆其長上の賞與を得て、其毀罰を避けんと欲す。是を以て民善きものを見るも之を言ひ、不善のものを見るも之を言ふ。國君善人を得ては之を賞し、暴人を得ては之を罰す。善人は賞して暴人は罰すれば、則ち國必ず治まる。然らば若の國の治まる所以のものを計るに何ぞや、唯だ能く尙同一義を以て政を爲すが故なり。

【八】國の家數云々は、一國多數の家より成立つをいふ。

國既已に治まる、天下の道此のみに盡くるか、則ち未だし。天下の國數たるや甚だ多し、此れ皆其國を是として人の國を非とす、是を以て厚き者戰ふことありて薄き者爭ふことあり、故に又國君をして其國の義を選へ、以て天子に尙同せしむ。天子亦爲めに天下の衆に發憲布令して曰く、若し天下を愛利するものを見ば必ず以て告げよ。若し天下を惡賊するものを見ば亦以て告げよ。若し天下を愛利

からざるものは黨あり、上、若の人を以て善となし、將に之を賞せんとす、若の人、上の賞を得ると雖も、百姓の毀を避けんとす。是を以て善を爲すもの、必ず未だ賞あるを見るに勸ましむべからず、上若の人を以て暴となし、將に之を罰せんとす、若の人上の罰を得ると雖も、百姓の譽を懷ふ、是を以て暴を爲すもの、必ず未だ罰あるを見るに沮ましむべからざる也。故に上の賞譽を計るに以て善を勸むるに足らず。其毀罰を計るに以て暴を沮むに足らず。此れ何の故を以てか然る。則ち義同じからざれば也。然らば則ち天下の義を同一にせんと欲せば將に奈何して可なるべき。故に子墨子言つて曰く、然らば何ぞ嘗に家人をして其の身の義を總べて以て家君に尙同せしめざる。試みに家君を用ひ其家に發憲布令して曰く、若し家を愛利するものを見ば、必ず以て告げよ、若し家を惡賊するものを見ば亦必ず以て告げよ。若し家を愛利するを見て以て告ぐるものは、亦猶ほ家を愛利するものゝごとく、上得ば且に之を賞せん、衆聞かば則ち之を譽めん。若し家を惡賊するを見て以て告げざるは、亦猶ほ家を惡賊する者のごとく、上得ば且に之を罰せん、衆聞かば則ち之を非らんと。是を以て若の(七)家の人を徧くして皆其長上の賞譽を得て、其毀罰を避けんと欲す。是を以て善も之を言ひ、不善も之を言ふ。家君善人を得ては之を賞し、暴人を得ては之を罰す、善人を賞して暴人を罰すれば、則ち家必ず治まる。然らば若の家の治まる所以のものを計るに何ぞや、唯だ尙同一義を以て政を爲すが故なり。

【七】家の人を徧くすとは、一人も殘こさざる也。

し苟くも百姓人たらば、是れ一人は一義、十人は十義、百人は百義、千人は千義。人の衆の勝げて計るべからざるに至るに逮ばゞ、則ち其の所謂義なるものも亦勝げて計るべからざらん。此れ皆其義を是として、人の義を非とす。是を以て（三）厚き者は闘ふとあり、（四）薄き者は争ふとあり、是の故に天の天下の義を同一にせんことを欲するや、是の故に賢者を選擇し立てゝ天子と爲す。天子其知力を以て未だ獨り天下を治むるに足らずと爲し、是を以て其次を選擇して立てゝ三公と爲す。三公又其知力を以て未だ獨り天子を（五）左右するに足らずと爲し、是を以て國を分ちて諸侯を建つ。諸侯又其知力を以て未だ獨り其四境の内を治むるに足らずと爲し、是を以て其次を選擇して、立てゝ卿の宰と爲す。卿の宰又其知力を以て未だ獨り其君を左右するに足らずと爲し、是を以て其次を選擇し、立てゝ鄕長家君と爲す。是の故に古は天子の、三公、諸侯、卿の宰、鄕長、家君を立つるや、特に富貴游佚ならしめんとして之を措くに非ざる也、將に刑政を助け治めしめんとするなり。故に古は國を建て都を設け、乃ち后王君公を立て、奉ずるに卿士師長を以てす、此れ用て逸せしめんと欲するにあらず、唯だ辯じて（六）天明を助け治めしめんとするなり。

今は、此れ何ぞ、人の上と爲つて其下を治むること能はず、人の下と爲つて其上に事ふること能はず、則ち是れ上下相賊するなり。何の故を以てか然る、則ち義同じからざればなり。若し苟も義同じ

【三】厚き者は力強き者。
【四】薄き者は力弱き者。
【五】左右は輔弼するなり。
【六】天明は天の明かなる道。

尙同下第十三

子墨子言つて曰く、智者の事は必ず國家百姓の治まる所以のものを計つて之を爲し、必ず國家百姓の亂る所以のものを計つて之を避く。然らば國家百姓の治亂する所以のものを計るとは何ぞや、上の政を爲すや、下の情を得れば則ち治まり、下の情を得ざれば則ち亂る。何を以てか其然るを知るや。上の政を爲すに下の情を得れば、則ち是れ民の（一）善非に明かなり、若し苟くも民の善非に明かならば、則ち善人を得て之を賞し、暴人を得て之を罰せん、善人は賞して暴人は罰せば則ち國必ず治まらん。上の政を爲すに下の情を得ざれば、則ち是れ民の善非に明かならず、若し苟くも民の善非に明かならずんば、則ち是れ善人を得て之を賞せず、暴人を得て之を罰せじ、善人は賞せずして暴人は罰せず、政を爲すこと此の若くば國衆必ず亂れん。故に賞罰、下の情を得ざるは、以て察せざる可からざる者なり。然らば下の情を得るを計るは將に奈何して可なるべき。故に子墨子曰く、唯だ能く同を尙び義を一にするを以て政を爲して然る後可なりと。

何を以て同を尙び義を一にするの、もつて政を天下に爲すべきを知るや。則ち何ぞ古の始めて政を爲すの說を審稽せざるや。古は天の始めて民を生じ、未だ政長あらざるや、（二）百姓、人をなす、若

【一】善非は善不善といふに同じ。
【二】百姓人をなすは。百姓は人人みな一致せず。

る、所以のものは、(二四)他故異物なし、曰く唯だ能く尚同を以て政を爲せばなり。是を以て先王の書、(二五)周頌に之を道つて曰く、載めて來つて彼の王に見え、聿に(二六)厥の章を求むと。則ち此れ古は國君諸侯の、春秋を以て來つて天子の廷に朝聘し、天子の嚴敎を受け、退いて國を治むれば、政の加はる所、敢て(二七)賓せざることなきを語るなり。此の時に當つて、本と敢て天子の敎を紛るものあることなし。詩に曰く我が馬維れ(二八)駱、(二九)六轡沃若たり、載ち馳せ載ち驅けり、周ねく爰に(三〇)咨度すと。又曰く我が馬維れ(三一)騏、六轡絲の若し、載ち馳せ載ち驅けり、周ねく爰に咨謀すと。卽ち此れ古は國君諸侯の、善と不善とを聞見するや、皆馳驅して以て天子に告ぐるを語るなり。是を以て賞、賢に當り、罰、暴に當り、不辜を殺さず、有罪を失はず。則ち此れ尚同の功なり。是の故に子墨子曰く、今、天下の王公大人士君子、中情に其國家を富まし、其人民を衆くし、其刑政を治め、其社稷を定めんと將欲せば、當ち尚同の說の若きは察せざるべからず。此れ政を爲すの本なり。

【二四】他の理由なし。
【二五】周頌は詩經にあり。
【二六】厥の章は車服禮儀、文章制度をいふ。
【二七】賓は賓服。
【二八】駱は白馬の黑鬣なるを云ふ。
【二九】六轡沃若は盛なる貌。
【三〇】咨度は諮ひはかる。相談すること。
【三一】騏は靑黑の馬を云ふ。

則ち是れ上の罰を得しむと雖も、未だ以て沮むに足らざらんかなと。若し立つて政を國家に爲し、民の政長と爲りて、賞譽以て善を勸むるに足らず、刑罰以て暴を沮むに足らずんば、則ち是れ鄕の

(二二)吾が本言の、民始めて生じ未だ政長あらざるの時と同じからずや。若し政長あると政長なきの時と同じからば、則ち是れ民を治め衆を一にする所以の道にあらず。故に古は聖王唯だ能く以て尙同するを審かにして、以て政長と爲る。是の故に上下の情通ず、上に隱事遺利あれば、下得て之を利し、下に蓄怨積害あれば、上得て之を除く。是を以て數千萬里の外、善を爲す者あらんに、其室人も未だ偏ねく知らず、鄕里も未だ偏ねく聞かざるに、天子得て之を賞し、數千萬里の外、不善を爲すものあらんに、其室人も未だ偏ねく知らず、鄕里も未だ偏ねく聞かざるに、天子得て之を罰す。是を以て天下の人を擧げて皆恐懼振動惕慄し、敢て淫暴を爲さずして曰く、天子の視聽や神なりと。先王の言に曰ふ、神に非ざるなり、夫れ唯だ能く人の耳目をして己が視聽を助けしめ、人の脣吻をして己が言談を助けしめ、人の心をして己が思慮を助けしめ、人の股肱をして己が動作を助けしむと。之が視聽を助くるもの衆ければ、則ち其の聞見する所のもの遠く、之が言談を助くるもの衆ければ、則ち其

(二三)德音の撫循する所のもの博く、之が思慮を助くるもの衆ければ、則ち其謀度速かに得、之が動作を助くるもの衆ければ、卽ち其擧事速かに成る。故に古は聖人の、事を濟し功を成し、名を後世に垂

【二二】吾が本言は最初の論をいふ、卽上文の論旨なり。

【二三】德音は、君主のなさけふかきめぐみ。

る、用つて（一八）泰ならしむるに否ざる也、卿大夫師長は用つて（一九）佚ならしむるに否ざる也、維れ辯じて（二〇）天均を治めしむと。則ち此れ古は上帝鬼神の、國都を建設し政長を立つるや、其爵を高くし、其祿を厚くし、富貴游佚にして之を措くに非ず、將に以て萬民の爲めに利を興し、害を除き、貧を富まし、寡を衆くし、危を安くし、亂を治めんとするにあるを語ぐるなり。故に古は聖王の政を爲すこと此の若し、今の王公大人の政を爲すは則ち此に反す、正に以て（二一）便嬖宗族父兄故舊たるを以て、以て左右と爲し、置いて以て政長と爲す。民、上の政長を置くの以て民を治むるに非ざるを知るなり。是を以て皆比周隱匿して、肯へて其上に尙同すること莫し、是の故に上下義を同じうせず。若し苟くも上下義を同じうせざれば、賞譽は以て善を勸むるに足らずして、刑罰は以て暴を沮むに足らず。何を以て其然るを知るや。曰く上唯毋立つて政を國家に爲し民の政長たり、曰く、人賞すべくんば、吾れ將に之を賞せんとすと。若し苟くも上下義を同じくせざれば、上の賞する所は則ち衆の非とする所、曰く、人衆と與に處り、衆に於て非を得れば、則ち是れ上の賞を得しむと雖も、未だ以て勸むるに足らざらんかなと。上唯毋立つて政を國家に爲し、民の政長たり、曰く、人罰すべくんば吾れ將に之を罰せんとすと。若し苟くも上下義を同じくせざれば、上の罰する所は則ち衆の譽むる所、曰く、人衆と與に處り、衆に於て譽を得れば、

【一八】泰は驕奢。
【一九】佚は安逸。
【二〇】天均は天の如く公平なる政治。
【二一】便嬖は辯說すぐれたるもの。

廢せられずして、而かも天下の亂るゝ所以の者は何の故を以てぞやと。子墨子曰く、方今の時の、政長を以てするは則ち本と古の者と異なり。之を譬ふるに有苗の、五刑を以てするが若く然り。昔は聖王(二二)五刑を制爲して以て天下を治む、有苗の五刑を制して以て天下を亂るに至るに逮んでは、則ち豈に刑の善からざるならんや、刑を用ふること則ち善からざるなり。是を以て先王の書(二三)呂刑に之れ道ふ、曰く、(二四)苗民、練を用ひず、(二五)折めて則ち刑す、唯だ(二六)五殺の刑を作つて法と曰ふと。則ち此れ善く刑を用ふるものは以て民を治め、善く刑を用ひざるものは以て五殺を爲すことを言へるなり。則ち此れ豈に刑の善からざるならんや、刑を用ふること則ち善からず、故に遂に以て五殺を爲すなり。是を以て先生の書、(二七)術令に之を道つて曰く、惟れ口は好をも出だし戎をも興すと。則ち此れ善く口を用ふるものは好を出だし、善く口を用ひざるものは、以て讒賊寇戎を爲すことを言へるなり。則ち此れ豈に口の善からざるならんや、口を用ふること善からず、故に遂に以て讒賊寇戎を爲すなり。故に古の政長を置くや、將に以て民を治めんとするなり、之を譬ふるに絲縷の紀あり、罔罟の綱あるがごときなり、將に以て天下の淫暴を連收して其義を一同せんとする也。是を以て先王の書距年に之を道つて曰く、夫れ國を建て都を設け、乃ち后王君公を作

【二二】五刑は墨、劓、剕、宮、大辟。
【二三】呂刑は書經の一篇。
【二四】苗民。古の三苗の國蓋し今の湖南湖北の境にあり。練。靈と同音卽ち令也。
【二五】折。制と同音。
【二六】有苗氏、政令を用ひて民を治めず、之を制御するに嚴刑を以てし、五殺の刑を作つて法となす。
【二七】術令は書經の一篇。

夫れ既に天子に尙同するも、未だ天に上同せざるものは、則ち天菑將に猶ほ未だ止まざらんとす、故に當ち夫の寒熱節あらず、雪霜雨露時ならず、五穀熟せず、六畜(七)遂げず、疾菑戾疫、飄風苦雨荐臻として至るもの丶若きは、此れ天の罰を降せるなり、將に以て下人の天に尙同せざるものを罰せんとするなり。故に古は聖王、天鬼の欲する所を明かにして、天鬼の憎む所を避け、以て天下の利を興し、天下の害を除かんことを求む。是を以て天下の萬民を率ゐて、齋戒沐浴して、潔く酒醴粢盛を爲り、以て天鬼を祭祀す。其鬼神に事ふるや、酒醴粢盛敢て(九)蠲潔にせずんばあらず、犧牲敢て(一〇)腯肥にせずんばあらず、珪璧幣帛敢て度量に中たらずんばあらず、春秋の祭祀敢て(一一)時を失はず、聽獄敢て中らずんばあらず、財を分つこと敢て均しからずんばあらず、居處敢て怠慢せず。曰く、其の政長たること此の若し、是故に上は天鬼、其の政長たるを深厚とすることあり、下は萬民、其の政長たるを便利とすることあり、天鬼の深厚とする所にして彊めて事に從はゞ則ち天鬼の福得べき也、萬民の便利とする所にして能く彊めて事に從はゞ。則ち萬民の親得べきなり。其の政を爲すこと此の若し、是を以て事を謀れば得、事を擧ぐれば成り、入りて守れば固く、出でて誅すれば勝つものは何の故を以てするや。曰く唯だ尙同を以て政を爲せばなり。

故に古は聖王の政を爲すこと此の若し。今、天下の人曰く、方今の時天下の政長猶ほ未だ天下に

【七】遂。長ずる也。
【八】荐臻はしきりに至る也。
【九】蠲潔。蠲も亦潔の義。
【一〇】牛羊の肥ゆるを肥といひ、豕の肥ゆるを腯といふ。
【一一】時は期也。

を學び、而の不善の行を去つて鄕長の善行を學べと。鄕長は固より鄕の賢者なり、鄕人を擧げて以て鄕長を法とせば、夫の鄕、何の說ありて治らざらんや。鄕長の鄕を治むる所以のものを察するに何の故をこれ以てするか、曰く、其の能く其鄕の義を一同するを以て、是を以て鄕治まる。鄕長其鄕を治めて鄕既に已に治まる。又た其鄕の萬民を率ゐて以て國君に尙同す。曰く凡そ鄕の萬民皆國君に上同して、敢て下比せざれ、國君の是とする所は必ず亦之を是とし、國君の非とする所は必ず亦之を非とし、而の不善の言を去つて國君の善言を學び、而の不善の行を去つて國君の善行を學べと。國君は固より國の賢者なり、國人を擧げて以て國君を法とせば、夫の國、何の說としてか治まらざらんや。國君の國を治めて國治まる所以のものを察するに何の故をこれ以てするか、曰く唯其の能く其國の義を一同するを以て、是を以て國治まる。國君其國を治めて國既に已に治まる。又た其國の萬民を率ゐて以て天子に尙同す、曰く凡そ國の萬民、天子に上同して、敢て下比せざれ、天子の是とする所は必ず亦之を是とし、天子の非とする所は必ず亦之を非とし、而の不善の言を去つて、天子の善言を學び、而の不善の行を去つて、天子の善行を學べと。天子は固より天下の仁人なり、天下の萬民を擧げて以て天子を法とせば、夫れ天下何の說ありて治まらざらんや。天子の天下を治むる所以のものを察するに何の故をこれ以てするか、曰く唯だ其の能く天下の義を一同するを以て、是を以て天下治まる。

するに從事せしむ。國君既已に立つ、又以爲らく唯其耳目の情、其國の義を一同すること能はずと。是故に其國の賢者を擇び、置いて以て左右將軍大夫と爲し、以て鄕里の長に至るまで與に其國の義を一同するに從事す。天下諸侯の君、民の政長、既已に定まる、天子爲めに政を發し敎を施して曰く、凡そ善を聞見するものは、必ず以て其上に告げよ、不善を聞見するものも亦必ず以て其上に告げよ。上の是とする所は必ず亦之を是とし、上の非とする所は必ず亦之を非とし、民に善あれば之を訪薦し、上に過あれば之を規諫し、其上に尙同して、(六)下比の心あること毋くば、上得ば則ち之を賞し、萬民聞かば則ち之を譽めん。意若善を聞見して以て其上に告げず、不善を聞見するも亦以て其上に告げず、上の是とする所を是とする能はず、上の非とする所を非とする能はず、民に善あるも之を訪薦する能はず、上に過あるも之を規諫する能はず、下比して其上を非とするものは、上得ば則ち之を誅罰し、萬民聞かば則ち之を非毀せんと。故に古は聖王の刑政賞譽を爲すや、甚だ明察にして以て審信なり、是を以て天下の人を擧げて皆、上の賞譽を得んと欲し、上の毀罰を畏る。

是故に里長天子の政に順つて其里の義を一同す、里長既に其里の義を同し、其里の萬民を率ゐて、以て鄕長に尙同す。曰く凡そ里の萬民皆鄕長に尙同して、敢て下比せざれ、鄕長の是とする所は必ず亦之を是とし、鄕長の非とする所は必ず亦之を非とし、而の不善の言を去りて鄕長の善言

【六】下比は下に比周するをいふ。

(一)尙同中第十二

子墨子曰く、今の時に方つて、古の民始めて生じ、未だ政長あらざるの時に(一)復るに、蓋し其語に曰く、天下の人、義を異にす、是を以て一人は一義、十人は十義、百人は百義、其人數滋衆ければ、其所謂義なるものも亦滋衆し。是を以て人、其義を是として人の義を非とす、故に相交〻非とするなり。之を內にしては父子兄弟、怨讐を作し、皆離散の心あつて、相和合すること能はず。餘力を舍てゝ以て相勞せず、良道を隱匿して以て相敎へず、餘財を腐朽して以て相分たざるに至る。天下の亂るゝや、禽獸の如く然り、君臣上下長幼の節、父子兄弟の禮なきに至る、是を以て天下亂る。民の政長の以て天下の義を一同するなくして、天下亂るゝを明かにするや、是の故に天下の賢良聖知辯慧の人を選擇し、立てゝ以て天子と爲し、天下の義を一同するに從事せしむ。天子既以に立つ、以爲らく唯だ其(二)耳目の情、(三)獨り天下の義を一同すること能はずと。是の故に天下に選擇し、賢良聖知辯慧の人を(四)贊閱し、置いて以て三公と爲し、與に天下の義を一同するに從事す。天子三公既已に立つ、以爲らく天下博大にして、山林遠土の民得て一にすべからずと。是故に天下を(五)靡分し、設けて以て萬の諸侯國君と爲し、其國の義を一同

【一】復は古に反りて考ふる也。
【二】其視聽限りあるは卽ち耳目の情也。
【三】視聽には限りあり、故に獨を以て天下の義を同一する能はざる也。
【四】贊閱は進めえらぶこと。
【五】靡分はこまかに分ける。

能く國の義を壹同す、是を以て國治まるなり。國君は國の仁人なり、國君政を國の百姓に發し、言つて曰く、善而くは不善を聞かば、必ず以て天子に告げよ、天子の是とする所は、皆之を是とし、天子の非とする所は皆之を非とし、若の不善の言を去りて天子の善言を學び、若の不善の行を去りて天子の善行を學べと。則ち天下何の說ありてか以て亂れんや。天下の治まる所以のものは何ぞやと察するに、天下唯だ能く天下の義を壹同す、是を以て天下治まるなり。天下の百姓、皆天子に上同するも、天に上同せざれば則ち菑猶未だ去らざる也。今、夫の飄風苦雨(五)溱溱として至るものゝ若きは、此れ天の、百姓の天に上同せざるものを罰する所以なり。是故に子墨子言つて曰く、古は聖王、五刑を爲り、誠に以て其民を治む。譬へば絲縷の(六)紀あり、罔罟の綱あるが若く、天下の百姓の、其上に尙同せざるものを連收する所以なりと。

【五】溱溱は盛なる貌。

【六】紀はすぢめ。

百姓に發し、言つて曰く、善而くは不善を聞かば、皆以て其上に告げよと。上の是とする所は必ず皆之を是とし、非とする所は必ず皆之を非とし、上、過あれば則ち之を規諫し、下、善あれば則ち之を訪薦し、上同して〔三〕下比せざるは、此れ上の賞する所にして、下の譽むる所なり。意若善而しくは不善を聞きて、以て其上に告げず、上の是とする所を是とする能はず、上の非とする所を非とする能はず、上に過あるも規諫せず、下に善あるも訪薦せず、下比して上同する能はざるは、此れ上の罰する所にして百姓の毀る所なり。上此を以て賞罰を爲すこと、甚明察にして以て審信なり。

是の故に里長は里の仁人なり、里長政を里の百姓に發し、言つて曰く、善而くは不善を聞かば、必ず以て其郷長に告げよ、郷長の是とする所は必ず皆之を是とし、郷長の非とする所は必ず皆之を非とし、若の不善の言を去りて、郷長の善言を學び、若の不善の行を去りて郷長の善行を學べと。則ち郷、〔四〕何の説ありて以て亂れんや。郷の治まる所以のものを察するに何ぞや、郷長唯だ能く郷の義を壹同す、是を以て郷治まるなり。郷長は郷の仁人なり、郷長政を郷の百姓に發し、言つて曰く、善而くは不善を聞くものは、必ず以て國君に告げよ、國君の是とする所は必ず皆之を是とし、國君の非とする所は必ず皆之を非とし、若の不善の言を去りて國君の善言を學び、若の不善の行を去りて國君の善行を學べと。則ち國、何の説ありて以て亂れんや。國の治まる所以のものを察するに何ぞや、國君唯だ

〔三〕下比は下相黨するなり。
〔四〕何の説ありては何の故といふが如し。

(一)尚同上第十一

子墨子言つて曰く、古は民始めて生じ、未だ刑政あらざるの時、蓋し其語に曰く、人ごとに義を異にす、是を以て一人は則ち一義、二人は則ち二義、十人は則ち十義、其人滋衆ければ、其所謂義なるもの亦滋衆し。是を以て人、其義を是として、以て人の義を非とす、故に交〻相非とするなり。是を以て、内は父子兄弟・怨惡離散を作して、相和合する能はず、天下の百姓皆水火毒藥を以て相虧害し、餘力あるも以て(二)相勞すること能はず、餘財を腐朽するも以て相分たず、良道を隱匿して以て相敎へざるに至る。天下の亂るゝ禽獸の若く然り。

夫れ天下の亂るゝ所以のものを明かにするに、政長なきに生ず。是の故に天下の賢なるものを選擇し、可なるものをば立てゝ以て天子と爲す。天子立つ、其力を以て未だ足らずと爲し、又天下の賢を選擇し、可なる者をば之を置立して以て三公と爲す。天子三公既に以て立つ、以爲らく天下博大にして、遠國異土の民の是非利害の辯、一二にして明かに知るべからずと、故に萬國を畫分して、諸侯國君を立つ。諸侯國君既に已に立つ、其力を以て未だ足らずと爲し、又其國の賢を選擇し、可なる者をば之を置立して以て政長と爲す。政長既に已に具はる、天子政を天下の

【一】百姓皆上に同すれば天下治まることを論ず。
【二】相勞すは互に相助くるなり。

と貫故富貴なると面目美好なるものとは、此れ學んで能くすべきものに非ざるなり。王公大人骨肉の親あらざらしむれば、知辯德行の厚きこと、湯禹文武の若きも、得ることを加へず。王公大人の骨肉の親なれば、躄瘖聾瞽、暴、桀紂たるも、失ふことを加へざる也。是の故に以て賞すれば賢に當らず、罰すれば暴に當らず、其の賞する所のもの已に功なく、其の罰する所のものも亦罪なし。是を以て百姓をして、皆心を放ち體を懈り、以て善を爲すを沮み、（一三）其股肱の力を舍いて相勞來せず、（一四）餘財を腐臭して相分資せず、良道を隱匿して相敎誨せざらしむ。此の若くなれば則ち飢うる者食を得ず、寒ゆる者衣を得ず、亂るゝ者治を得ず。是故に、昔は堯に舜あり、舜に禹あり、禹に皐陶あり、湯に（一五）小臣あり、武王に閎夭・泰顚・南宮括・散宜生ありて、天下和し庶民阜なり。是を以て近き者之に安んじ、遠き者之に歸し、日月の照す所、舟車の及ぶ所、雨露の漸す所、（一六）粒食の養ふ所、此を得て譽に勸まざる莫し。且つ今、天下の王公大人士君子、中實に仁義を爲めんと將欲し、上士たらんを求め、上は聖王の道に中らんと欲し、下は國家百姓の利に中らんと欲せん、故に賢を尙ぶの說たる、察せざるべからざるなり、賢を尙ぶは、天鬼百姓の利にして、政事の本なり。

【一三】人のために相勤勞せざる也。
【一四】人の窮乏を相救はざる也。
【一五】小臣は伊尹を謂ふ。
【一六】粒食は穀食をいふ。

を告げん。今に在りて而ち百姓を安んぜんとせば、(一〇)女何をか擇ぶ、人に否ずや、(一一)何をか敬する、刑にあらずや、(一二)何をか度る、及にあらずや。能く人を擇んで敬んで刑と爲さば、堯舜禹湯文武の道及ぶべきなり。是れ何ぞや、則ち賢を尙ぶを以て之に及ぶなり。先王の書距年の言に於て然り。曰く夫の聖武知人を睎て、以て而の身を屛輔せよと。此れ先王の天下を治むるや、必ず賢者を撰擇し、以て其群屬輔佐と爲すを言ふなり。

曰く、今や天下の士君子、皆富貴を欲して貧賤を惡むと。曰く然らば女何を爲してか富貴を得て貧賤を避くる、賢たるに若くは莫し。賢たるの道將に奈何かすべき。曰く力あるものは疾く以て人を助け、財あるものは勉めて以て人に分ち、道あるものは勸めて以て人に敎ふ。此の若くなれば則ち飢者食を得、寒者衣を得、亂者治を得、若し飢うれば則ち食を得、寒ゆれば則ち衣を得、亂るれば則ち治を得るは、此れ生生に安んずるなり。今王公大人の其富ます所其貴ぶ所、皆王公大人の骨肉の親と貫故富貴なると面目美好なるものとなり、今王公大人の骨肉の親と貫故富貴なると、面目美好なるものと、胡ぞ必ず知ならんや、若し不知なるに其國家を治めしめば、則ち其國家の亂得て知るべきなり。今、天下の士君子、皆富貴を欲して貧賤を惡む、然るに女何を爲してか富貴を得て貧賤を避くるや、曰く王公大人の骨肉の親たるに若くはなしと。王公大人の骨肉の親

【一〇】擇ぶ所他にあらず、善人なるを云ふ。

【一一】刑の外に敬愼すべき者なし。

【一二】古聖王に及ばざるを度るの外に度るべきものなし。

此を以て、天下の士君子皆小に明にして大に明ならざるを知る也。

此れ譬へは猶ほ（四）瘖者をして（五）行人たらしめ、聾者をして樂師たらしむるがごとし。是故に古の聖王の天下を治むるや、其の富ます所、其の貴ぶ所、未だ必ずしも王公大人の骨肉の親と貫故富貴なると面目美好なる者とならざるなり。是故に昔は舜、歷山に耕し、河瀕に陶し、雷澤に漁し、常陽に販ぐ。堯之を服澤の陽に得て、立てゝ天子と爲し、天下の政に接し天下の民を治めしむ。昔、伊尹は（六）莘氏の女師の媵たり、庖人たらしめらる、湯得て之を擧げ、立てゝ三公と爲し、天下の政に接し天下の民を治めしむ。昔は傅說は、北海の州、（七）圜土の上に居り、褐を衣、索を帶にして、傅巖の城に傭築す、武丁得て之を擧げ、立てゝ三公と爲し、之をして天下の政に接し、天下の民を治めしむ。是の故に昔は堯の舜を擧ぐるや、湯の伊尹を擧ぐるや、武丁の傅說を擧ぐるや、豈に骨肉の親と貫故富貴なると、面目美好のものたるとを以てせんや。惟だ其言に法り、其謀を用ひ、其道を行はば、上は以て天を利すべく、中は以て鬼を利すべく、下は以て人を利すべし、是の故に推して之を上ぐるなり。古は聖王既に賢を尙ぶに審かにして、以て政を爲さんと欲す、故に之を竹帛に書し、之を盤盂に琢り、傳へて以て後世子孫に遺す。先王の書、呂刑の書に於て然り。王曰く於來れ（八）有國有土、女に（九）詳刑

【四】瘖者はおし。
【五】行人は使ひ番。
【六】有莘氏といふ諸侯の娘の女教師の附人。
【七】圜土は獄をいふ。傅說、刑人たり、故にいふ。
【八】有國有土は國土を有する諸侯。
【九】詳刑は刑罰を詳審すること。

天下の善を爲す者をして以て勸むべく、暴を爲す者をして以て沮むべからしむるを以て也。然らば則ち此の賢者を尙ぶや、堯舜禹湯文武の道と同じ。而るに今天下の士君子は、居處言語皆賢を尙ぶに、其の衆に臨み政を發して民を治むるに至るに逮んで、賢を尙び能を使ふを知ること莫し。我れ此を以て、天下の士君子の小に明にして大に明ならざるを知る也。

何を以て其然るを知るや。今、王公大人、一牛羊の〔二〕材ありて殺す能はざるも、必ず良宰を索め、一衣裳の材ありて制する能はざるも、必ず良工を索む。王公大人の此に於てするに當つてや、骨肉の親と、〔三〕貫故富貴なると面目美好なるものとありと雖も、實に其能くせざるを知れば之を使はざる也。是れ何の故ぞ、其材を敗ることを恐るればなり。王公大人の此に於てするに當つてや、則ち賢を尙び能を使ふことを失はず、王公大人、一疲馬ありて治むる能はざるも、必ず良醫を索め、一危弓ありて張る能はざるも、必ず良工を索む。王公大人の此に於てするに當つてや、骨肉の親と故なくして富貴なると面目美好なるものとありと雖も、實に其能くせざるを知れば、必ず使はず。是れ何の故ぞ、其の材を敗ることを恐るればなり。王公大人の此に於てするに當つてや、則ち賢を尙び能を使ふことを失はず。其國家に至るに逮んでは則ち然らず。王公大人、骨肉の親と、貫故富貴なると、面目美好なるものとは則ち之を擧ぐ、則ち王公大人の其國家を視るや、其の一の危弓疲馬衣裳牛羊の材を視るに若かざるか。我れ

〔二〕材は財物、しろもの。
〔三〕貫故は自己に慣れてふるき知合。

尙賢下第十

子墨子言つて曰く、天下の王公大人、皆、其國家の富み人民の衆く刑法の治まらんことを欲す、然るに賢を尙ぶを以て政を其國家百姓に爲すを識らざるは、王公大人、本と、賢を尙んで政を爲すの本を失へるなり。若し苟くも王公大人、本と、賢を尙んで政を爲すの本を失はゞ、則ち（一）物を擧げて之に示す毋きこと能はざらんや。今若し此に一諸侯あらんに、政を其國家に爲すや、曰く、凡そ我國、射御を能くするの士は我れ將に賞して之を貴くせんとす、射御を能くせざる士は我れ將に罪して之を賤しくせんとすと。若の國の士に、孰か喜び孰か懼ると問はゞ、我れ以爲らく必ず射御を能くするの士は喜び、射御を能くせざるの士は懼れんと。我れ嘗に因つて之を誘ふ。曰く凡そ我國の忠信の士は我れ將に賞して之を貴くせんとす、忠信ならざるの士は我れ將に罪して之を賤しくせんとすと。若の國の士に、孰か喜び、孰か懼ると問はゞ、我れ以爲らく必ず忠信の士は喜び、不忠不信の士は懼れんと。今惟毋賢を尙ぶを以て政を其國家百姓に爲し、國の善を爲す者をして勸み、暴を爲す者をして沮ましめ、大は以て政を天下に爲し、天下の善を爲すものをして勸み、暴を爲すものをして沮ましめん。然らば昔、吾が堯舜禹湯文武の道を貴ぶ所以のものは何の故を以てぞや、其の唯毋衆に臨み政を發して民を治むるに、

【一】物を擧げて之に示すは、一例を擧げて其論の確かなるを示すこと。

んと欲し、意をして天下に得、名をして後世に成さしめんと將欲せば、胡ぞ賢を尙ぶの政の本なるを察せざるや。此れ聖人の厚行なり。

降し、民を（二八）哲めて維れ刑す。禹は水土を平げ、山川を主名し。（二九）稷は種を降播し、嘉穀を（三〇）農殖す。三后功を成し、維れ民は（三一）假なりと。則ち此れ三聖人のもの其言を謹しみ、其行を愼しみ、其思慮を精くし、天下の隱事遺利を索めて、以て上、天に事ふれば則ち天其德を鄉け、下之を萬民に施せば萬民其利を被り、終身已むことなきを言へるなり。故に先王の言に曰く、此道や大に之を天下に用ひて則ち窕がず、小く之を用ひて則ち困まず、脩く之を用ひて則ち萬民其利を被り、終身已むことなしと。周頌之を道つて曰く、聖人の德は天の高きが若く、地の普ねきが若く、其れ天下に昭なることあり。地の固きが若く、山の承きが若く、坼けず崩れず。日の光らすが若く、月の明なるが若く、天地と常を同じくすと。此れ聖人の德、章明博大、（三二）埴固にして、以て脩久なるを言へるなり。故に聖人の德は蓋し天地を總ぶるものなり。今、王公大人、天下に王とし、諸侯を正さんと欲するも、（三三）夫れ德義なくんば、將た何を以てせんや、其說將に必ず威彊を挾震せんとす。今、（三四）王公大人將に焉くにか威彊を挾震するを取らんとするや。諸民の死を傾くるか。民は生を甚だ欲すと爲し、死を甚た憎むと爲す。欲する所得ずして、憎む所屢ゝ至る。古より今に及ぶまで、未だ嘗て能く此を以て天下に王とし諸侯に正たるもの有らざるなり。今、大人、天下に王とし諸侯に正たら

【二八】哲は折と同じ、制する也。
【二九】稷は后稷。
【三〇】農は勉也、殖は種也。
【三一】假は嘏也。
【三二】埴はねばりつよし。
【三三】德義なくんば則ち威彊を以てせざるを得ず。
【三四】王公大人、威彊を以てせんとすれば爭戰あり、則ち民を驅りて死に就かしめざる可からず。

則ち此れ富貴の、賢を爲して以て其賞を得たるものなり。然らば則ち富貴の、暴を爲して以て其罰を得たるものは誰ぞや、曰く昔の三代の暴王桀紂幽厲の若きもの是れなり。何を以てか其然るを知る。曰く其の政を天下に爲すや、兼ねて之を憎み、從つて之を賊ひ、又天下の民を率ゐて、以て、天を詬り鬼を侮り、萬民を賊殺す、是の故に天鬼之を罰し、身死して刑戮と爲り、子孫離散し、室家喪滅し、絶えて後嗣なからしむ。萬民從つて之を非つて暴王と曰ふこと、今に至つて已まず。則ち是れ富貴の、暴を爲して其罰を得たるものなり。然らば則ち、親なるも不善にして以て其罰を得たるものは誰ぞや。曰く昔の（一八）伯鯀の若き、帝の元子となり、帝の（一九）徳庸を廢す、既にして乃ち之を（二〇）羽の郊に刑し、乃ち（二一）熱照及ぶことあるなく、帝も亦愛せず、則ち此れ親なるも不善にして以て其罰を得たる者なり。然らば則ち天の能を使ふ所のものは誰ぞや。曰く昔の禹、稷、皐陶の若き是れなり。何を以て其然るを知るや。先王の書呂刑之を道つて曰く、（二二）皇帝、下民に（二三）清問するに、（二四）有苗に辭あり、曰く（二五）群后の下に在るに逮び、（二六）明を明にすること常ならず、（二七）鰥寡蓋はざるは、徳威維れ威に、徳明維れ明なればなりと。乃ち三后に命じ、功を民に恤へしむ。伯夷は典を

（一八）鯀は帝顓頊の子なり。
（一九）徳庸は功德。
（二〇）羽は羽山。
（二一）鯀幽囚せられて日月照さざるをいふ。
（二二）堯を斥す。
（二三）清問は詳問。
（二四）有苗は南方の蠻民。有苗に辭ありは、有苗を怨むるなり。
（二五）群后以下の數句は、獨り有苗の然らざるを怨むなり。
（二六）明德の人を明かに選抜するにて其何人たるを問はざるなり。
（二七）鰥寡一人も所を得ざるはなき也。

政を爲すことを審かにし、異物を雜ふることなく、天下皆其利を得。古は舜、歷山に耕し、河瀕に(二五)陶し、雷澤に漁す、堯之を服澤の陽に得、擧げて以て天子と爲し、與に天下の政に接し、天下の民を治む。(二六)伊摯は(二七)有莘氏の女の私臣なり、親ら庖人と爲る、湯之を得、擧げて以て己が相と爲し、與に天下の政に接し、天下の民を治む。傅說、褐を被り索を帶にし、傅巖に傭築す。武丁之を得、擧げて以て三公と爲し、與に天下の政に接し、天下の民を治む。此れ何の故ぞ、始め賤しく、卒にして貴く、始め貧しく、卒にして富めるは、則ち王公大人賢を尙び能を使ふを以て政を爲すことを明かにしたればなり。是を以て、民、飢ゑて食を得ず、寒えて衣を得ず、勞して息ふを得ず、亂れて治まるを得ざるものなし。

【二五】陶は、陶器を作る也。
【二六】伊尹、名は摯。
【二七】有莘氏の女の湯に婚するとき媵となりて女を送る。

故に古の聖王は以て、賢を尙び能を使ふを以て政を爲すことを審かにして、法を天に取る、唯天も亦貧富貴賤遠邇親疏を辯せず、賢者をば擧げて之を尙び、不肖者をば抑へて之を廢す、然らば則ち富貴の、賢を爲して以て其賞を得たる者は誰ぞや。曰く、昔の三代の聖王堯舜禹湯文武の若きもの是れなり。其賞を得る所以は何ぞや、曰く其政を天下に爲すや、兼ねて之を愛し、從つて之を利し、又天下の萬民を率ゐて、以て天を尊び鬼に事へ萬民を愛利することを尙ぶ。是の故に天鬼之を賞し、立て丶天子と爲し、以て民の父母と爲す。萬民從つて之を譽めて聖王と曰ふこと、今に至つて已まず、

を治むること能はざるものを、千人の官に處らしめ、千人を治むる能はざるものを、萬人の官に處らしむ。此れ其故何ぞや、曰く、若の官に處るもの、若きは爵高くして祿厚し、故に其色を愛して之を使ふ。夫れ千人を治むる能はざる者を、萬人の官に處らしむれば、則ち此れ官什倍するなり。夫れ治の法は將に日に至らんとするものなり、日以て之を治めて日は（二）什脩せず、知以て之を治めて知は（三）什益せざるに、官を予ふるのみ什倍なれば、則ち此れ一を治めて其九を棄つるなり。日夜相接ぎて以て若の官を治むと雖も、官猶ほ治まらざるが若きは、此れ其故何ぞや。則ち王公大人、賢を尙び能を使ふを以て政を爲すことを明かにせざればなり。故に賢を尙び能を使ふことを以て政を爲して治まるとは、夫の若の言の謂ひなり。賢を下し能を使はざるを以て政を爲して亂るとは、吾が若の言の謂ひなり。今王公大人、中實に將に其國家を治めんと欲し、脩保して失ふなからんと欲せば、胡ぞ賢を尙ぶは政を爲すの本なることを察せざるや。

且つ賢を尙ぶを以て政の本と爲すものは、亦豈に獨り子墨子の言のみならんや、此れ聖王の道、先王の書、（三）距年の言なり。傳に曰く、（四）聖武哲人を求めて、以て而の身を裨輔せよと。湯誓に曰く、聿に元聖を求めて、之と力を戮せ心を同じうして、以て天下を治むと。則ち此れ聖王の、賢を尙び能を使ふを以て政を爲すことを失はざるを言ふなり。故に古は聖王唯だ能く賢を尙び能を使ふを以て

【二】脩は長さ也、長さ十倍となる也。
【三】知の益すこと十倍。
【三】距年の言は古き傳說なるをいふ。
【四】聖武は聖士。

ず、若し苟くも賞、賢に當らずして、罰、暴に當らずんば、則ち是れ賢を爲すもの勸まずして、暴を爲すもの沮まじ。是を以て、入れば則ち父母に慈孝ならず、出づれば則ち鄕里に長悌ならず、居處節なく、出入度なく、男女別なく、官府を治めしむれば則ち盗竊し、城を守らしむれば則ち(九)倍畔し、君、難あれば則ち死せず、出亡すれば則ち從はず、獄を斷ぜしむれば則ち中らず、財を分たしむれば、則ち均しからず、與に事を謀れば得ず、事を擧ぐれば成らず、入りて守れば固からず、出で、誅すれば彊からず。故に唯昔の三代の暴王桀紂幽厲の、其國家を失損し、其社稷を傾覆する所以のものは、此故を以てせるなり。何となれば則ち、皆小物に明かにして、大物に明かならざるを以てなり。今王公大人、一衣裳ありて制すること能はざるも必ず良工を藉る、一牛羊ありて殺す能はざるも、(一〇)必ず良宰を藉る、故に當ち之の二物の若くにするときは王公大人本と賢を尙び能を使ふを以て政を爲すことを知るなり、其國家の亂、社稷の危に至るに逮んでも、則ち能を使ひて以て之を治むることを知らず、親戚なれば則ち之を使ひ、故なきも、富貴、面目姣好なれば、則ち之を使ふ。夫れ故なきも富貴面目姣好なれば則ち之を使はゞ、豈に必ず智にして且つ慧ならんや。若し之をして國家を治めしむれば、則ち此れ智慧ならざるものをして國家を治めしむるなり、國家の亂、既に得て知るべきのみ。

且つ夫れ王公大人其色を愛する所あつて其心を使ひ、其知を察せずして其愛に與ふ。是の故に百人

【九】倍畔は背反。

【一〇】良宰は膳宰。必ず良宰を藉るは小物に明かなる也。

則ち此れ古は國君諸侯の以て善を執りて承嗣輔佐せざる可からざる、之を譬ふるに猶ほ熱を執るものの濯ふことありて將に其手を休めんとするがごときを語ぐるなり。

古は聖王、(六)惟母賢人を得て之を使ひ、爵を頒ちて以て之を貴び、地を裂いて以て之を封じて、終身厭はず、賢人は唯母明君を得て之に事へ、四肢の力を竭して以て君の事に任じて、終身倦まず、若し美善あれば、則ち之を上に歸す、是を以て美善は上に在りて、怨謗せらるるは下に在り、寧樂は君に在りて、憂慼は臣に在り。故に古は聖王の政を爲す此の若し。今、王公大人亦人に效ひて、賢を尚び能を使ふを以て政を爲さんと欲し、高く之に爵を予ふるも、而かも祿從はざるなり。夫れ爵を高くして祿なければ、民信せずして、曰く、此れ中實に我を愛するに非ざるなり、(七)假借して我を用ふるなりと。夫れ假借の民、將た豈に能く其上を親しまんや。故に先王言つて曰く、貪ぼるものは人に分つに事を以てすること能はず、貨に厚きものは人に分つに祿を以てすること能はずと。事は則ち與へず、祿は則ち分たずして、天下の賢人を請ひ問ふとも、將た何に自つて王公大人の側に至らんや。若し苟くも賢者、王公大人の側に至らざるは、則ち此れ不肖者左右に在ればなり、不肖者左右に在れば、則ち(八)其譽むる所は賢に當らずして、罰する所は暴に當らず、王公大人此を尊んで以て政を國家に爲せば、則ち賞も亦必ず賢に當らずして、罰も亦必ず暴に當ら

【六】只管といふが如し。
【七】虚名をかりて人を用ふるをいふ。
【八】其譽むる所云々は、賢なる者賞せられず暴なる者罰せらざる也。

(二)關市山林澤梁の利を收斂し、以て官府を實す、是を以て官府實ちて財散せず。賢者の邑を治むるや、蚤に出で暮に入り、耕稼樹藝して菽粟を聚む、是を以て菽粟多くして民食に足る。故に國家治まれば則ち刑法正しく、官府實つれば則ち萬民富む。上、以て潔く酒醴粢盛を爲りて以て天鬼を祭祀することあり、外、以て(三)皮幣を爲りて四鄰の諸侯と交接することあり、內、以て飢に食はし勞を息はせ其萬民を持養し、天下の賢人を懷くることあり、是故に上は天鬼之を富まし、外は諸侯之に與し、內は萬民之に親しみ、賢人之に歸す。此を以て事を謀れば則ち得、事を擧ぐれば則ち成り、入つて守れば則ち固く、出でゝ誅すれば則ち彊し。故に唯、昔三代の聖王、堯舜禹湯文武の、天下に王とし諸侯を正す所以のものは、則ち此れ亦其法のみ。既に若き法あるも、未だ行ふ所以の術を知らざれば、則ち事猶ほ未だ成らざるが若し。是を以て必ず爲めに三本を置く。何をか三本と謂ふ、曰く、爵位高からざれば則ち民敬せざる也、蓄祿厚からざれば則ち民信ぜざる也、政令斷ぜざれば則ち民畏れざる也。故に古の聖王は高く之に爵を予へ、重く之に祿を予へ、之に任ずるに事を以てし、斷ずるために之に令を予ふ、夫れ豈に其臣の爲めに賜ふならんや、其事の成らんことを欲すればなり。詩に曰く、(四)女に憂恤を告げ、女に予が爵を誨ふ、孰か能く熱を執つて、用て(五)濯はざる鮮からんと。

【二】關市以下に稅を課すること。
【三】皮幣は獸皮及び絹帛類。
【四】毛詩の大雅桑柔の篇。天下の憂を憂へ、賢能に爵を予ふる所以の途を汝に敎ふべし、須らく熱物を執るものの濯うて以て熱を救ふが如く急なるべし。
【五】濯ふは水を手に注ぐ也。

尙賢中第九

子墨子言つて曰く、今、王公大人の、人民に君とし、社稷に主とし、國家を治めて、脩保して失ふ勿からんを欲せば、胡ぞ賢を尙ぶの、政の本なるを察せざるや。何を以てか賢を尙ぶの政の本たるを知るや。曰く、貴且つ智なるものよりして、政を愚且つ賤なるものに爲せば則ち治まる、愚且つ賤なるものよりして政を貴且つ智なるものに爲せば則ち亂る、是を以て賢を尙ぶの政の本たることを知るなり。故に古は聖王甚だ賢を尊尙し能を任使し、父兄に黨せず、貴富に偏せず、(一)顏色に嬖せず、賢者は之を擧げて上せ、之を富まして貴くし、以て官長と爲し、不肖者は之を抑へて廢し、之を貧しくして賤しくし、以て徒役と爲す。是を以て民皆其賞に勸み其罰を畏れ、相率ゐて賢と爲る、是を以て賢者衆くして不肖者寡し。此を賢を尙ぶと謂ふ。然る後聖人其言を聽き、其行を迹ね、其能とする所を察して、愼んで官を予ふ。此を能を事ふと謂ふ。故に國を治めしむべきものは國を治めしめ、官に長たらしむべきものは官に長たらしめ、邑を治めしむべきものは邑を治めしむ。

凡そ國家官府邑里を治めしむる所は此れ皆國の賢者なり。賢者の國を治むるや、蚤に朝して晏く退き、獄を聽き政を治む、是を以て國家治まつて刑法正し。賢者の官に長たるや、夜に寢ね夙に興き、

【一】顏色に嬖すとは、美色ある者を愛して之に私することなき也。

の爲めに賜ふにあらざるなり、其事の成らんことを欲してなり。故に是時に當つて徳を以て列に就き、官を以て事に服し、勞を以て賞を殿め、功を量つて祿を分つ。故に官に常貴なくして、民に終賤なし、能あれば則ち之を擧げ、能なければ則ち之を下す。公義を擧げ私怨を避くとは、此の若きの言の謂ひなり。故に古は、堯は舜を服澤の陽に擧げ、之に政を授けて天下平なり。禹は益を陰方の中に擧げ、之に政を授けて九州成ぐ。湯は（六）伊尹を庖廚の中に擧げ、之に政を授けて其謀得、文王は閎夭泰顚を（七）罝罔の中に擧げ、之に政を授けて西土服す。故に是の時に當つて、厚祿尊位の臣に在りと雖も、敬懼して施れざること莫く、（八）農と工肆との人に在りと雖も、競勸して意を尙へざるは莫し。故に士は輔相承嗣を爲す所以なり。故に士を得れば則ち謀困しまず、體勞せずして、名立ちて功成り、美彰はれて惡生ぜず、則ち士を得るに由るなり、是の故に子墨子言つて曰く、意を得るも、賢士は擧げざるべからず、意を得ざるも賢士は擧げざるべからず。尙堯舜禹湯の道を祖述せんと欲せば、將に以て賢を尙ばざるべからず。夫れ賢を尙ぶは、政の本なり。

【六】伊尹を庖宰より拔擢す。
【七】罝罔は兎又魚を捕る網。蓋し閎夭泰顚を獵漁より擧ぐるか。
【八】農工の人と雖も亦擧用せらるべし、故に心中自ら負む所あるをいふなり。

のは富貴なり。今、上、義を擧げて貧賤を避けず、然らば則ち我れ義を爲さゞるべからずと。親しき者之を聞いて亦退いて謀つて曰く、始め我が恃む所のものは親なり、今、上、義を擧げて疏を避けず、然らば則ち我れ義を爲さゞるべからずと。近き者之を聞いて、亦退いて謀つて曰く、始め我が恃む所のものは近なり、今、上、義を擧げて遠を避けず、然らば則ち我れ義を爲さゞるべからずと。遠き者之を聞いて亦退いて謀つて曰く、我れ始め遠を以て恃むなしと爲す、今、上、義を擧げて遠を避けず、然らは則ち我れ義を爲さゞるべからずと。遠鄙郊外の臣、〔二〕門庭の庶子、國中の衆、四鄙の〔三〕萠人に至るに逮ぶまで、之を聞いて皆競うて義を爲す。是れ其故何ぞや。曰く。上の下を使ふ所以のものは一物なり、下の上に事ふる所以のものは一術なり。之を譬ふるに、富者は高牆深宮あり、宮牆既に立ちて、僅に止爲めに〔四〕一門を鑿つをなす。盜人ありて入るときは、其自りて入るところを闔ぢて之を求むれば、盜其れ自りて出づるところなし。是れ其故何ぞや、則ち上、要を得ればなり。故に古は聖王の政を爲すや、德を列でて賢を尙ぶ、農と工肆との人にありと雖も、能あれば則ち之を擧げ、高く之に爵を予へ、重く之に祿を予へ、之に任ずるに事を以てし、斷ずるために之に〔五〕令を予へて曰く、爵位高からざれば則ち民敬せず、蓄祿厚からざれば則ち民信ぜず、政令斷ぜざれば則ち民畏れずと。三つの者を擧げて之を賢者に授く、賢

【二】門庭の庶子は、公族及び卿大夫の子の、宮中に宿衞する者をいふ。
【三】萠人は一般の人民。
【四】一門は用心の爲めに多く門を設けざるをいふ。
【五】令を予ふは必ず實行すべき命令を下すこと。

尙賢上第八 (一)

子墨子言つて曰く、今は王公大人の政を國家に爲すもの、皆國家の富み、人民の衆く、刑政の治まらんことを欲す、然かも富を得ずして貧を得、衆を得ずして寡を得、治を得ずして亂を得、則ち是れ本と其の欲する所を失ひて其の惡む所を得るなり、是れ其故何ぞや。子墨子言つて曰く、是れ王公大人の政を國家に爲すもの、賢を尙び能を事ふを以て政を爲すこと能はざるに在り。是故に、國に賢良の士あること衆ければ則ち國家の治厚く、賢良の士寡ければ則ち國家の治薄し、故に大人の務は將に賢を衆くするにあるべきのみ。

曰く然らば則ち賢を衆くするの術、將に奈何かすべき。子墨子言つて曰く、譬へば其國の善く射御するの士を衆くせんと欲するものの若し、必ず將に之を富まし、之を貴び、之を敬し、之を譽めんとす、然る後國の善く射御するの士、將に得て衆くすべき也。況んや又賢良の士の德行に厚く、言談に辯に、道術に博きもののあるをや。此れ固より國家の珍にして、社稷の佐なり。亦必ず且に之を富まし、之を貴び、之を敬し、之を譽めて、然る後國の良士亦將に得て衆くすべきなり。是故に古は聖王の政を爲すや、言つて曰く、不義は富まさず、不義は貴ばず、不義は親しまず、不義は近づけずと。是を以て國の富貴の人、之を聞いて、皆退いて謀つて曰く、始め我が恃む所のも

【一】此篇は國を治めんと欲せば賢者を尙ばざる可からざるを述ぶ。

程繁曰く、子、聖王樂なしと曰ふも、此も亦樂のみ、之を若何ぞ其れ聖王樂なしと謂はんや。

子墨子曰く、(九)聖王の命や多き者も之を寡うす、食の利や、饑うれば之を食ふことを知るものの智なるを以て、因つて智なしと爲す。今聖王樂あるも少し、此れ亦無きなり。

【九】必ず用ふべき時のみに用ふること猶饑うるに食するが如きならば、其用ふるや多しと雖も猶無きが如し。

(一)三辯第七

程繁、子墨子に問うて曰く、(二)夫子曰く聖王樂を爲さずと。(而レドモ)昔、諸侯、治を聽くに倦めば、鐘鼓の樂に息ひ、士大夫、治を聽くに倦めば、竽瑟の樂に息ひ、農夫、春耕夏耘秋斂冬藏すれば、(三)瓴缶の樂に息ふ。今夫子曰ふ聖王樂を爲さずと。此れ之を譬ふるに、猶ほ馬、(四)駕して(五)稅かず、弓張つて弛べざるがごとく、無乃血氣ある者の至ること能はざる所ならんかと。

子墨子曰く、昔は、堯舜(六)茅茨あり、且つ以て禮を爲し、且つ以て樂を爲す。湯、桀を(七)大水に放ち、(八)天下を環らして、自ら立つて王と爲り、事成り功立つて、大なる後患なし、先王の樂に因つて、又自ら樂を作り、命じて護と曰ふ、又九招を脩む。武王、殷に勝つて紂を殺し、天下を環らして自ら立つて以て王と爲り、事成り功立つて、大なる後患なし、先王の樂に因つて、又自ら樂を作り、命じて象と曰ふ。周の成王、先王の樂に因つて、命じて騶虞と曰ふ。周の成王の天下を治むるや、武王に若かず。武王の天下を治むるや、成湯に若かず、成湯の天下を治むるや、堯舜に若かず、故に其樂逾よ繁きものは其治逾よ寡し、此に自つて之を觀れば、樂は天下を治むる所以にあらざるなり。

【一】三辯は聖王は樂を爲さざるを辯す。
【二】夫子は子墨子を斥す。
【三】瓴缶は瓦盆。
【四】駕は馬を車につくる也。
【五】稅は解きはなす。
【六】茅茨は茅を以て室を蓋ふをいふ。
【七】大水は海をいふ。
【八】天下を環らしは、天下を擧げてといふが如し。

民怨むことなし。(二六)宮に(二七)拘女なし、故に天下寡夫なし。内に拘女なく外に寡夫なし、故に天下の民衆し。當今の君、其私を蓄ふるや、大國は拘女千を累ね、小國は百を累ぬ、是を以て天下の男多くは寡にして妻なく、女は多く拘せられて夫なし。男女(二八)時を失ふ、故に民少し。君、實に民の衆を欲して其寡を惡まば、當ち私を蓄ふるや節せざるべからず。

凡そ此五つのものは聖人の儉節する所にして、小人の淫佚する所なり。儉節すれば則ち昌え、淫佚すれば則ち亡ぶ。此の五つのものは節せざるべからず、夫婦節して天地和し、風雨節して五穀熟し、衣服節して肌膚和す。

【二六】宮は宮中。
【二七】拘女は外に出さざる女。
【二八】時は婚期。

に天下の治を欲して其亂を惡まば、當ち飲食を爲るや節せざるべからず。

古の民未だ舟車を爲るを知らざる時、(二三)重任移されず、遠道至られず、故に聖王、舟車を作爲して以て民の事を便にす、其の舟車を爲るや、完固輕利なれば、以て重きを任せ遠きに致すべし。其の財を用ふるを爲すこと少にして、利を爲すこと多し、是を以て民樂んで之を利す。故に法令急にせずして行はれ、民勞せずして、上、用に足る、故に民之に歸す。當今の主の其の舟車を爲るは、此と異なり、完固輕利已に具はるも、必ず厚く百姓に作斂して、以て舟車を飾る。車を飾るに文采を以てし、舟を飾るに刻鏤を以てす。女子は其紡織を廢して文采を脩む、故に民寒え、男子は其耕稼を離れて刻鏤を脩む、故に民饑う。人君、舟車を爲る此の如し、故に左右之に象どる、是を以て其民饑寒並び至る、故に姦邪を爲す。姦邪多ければ則ち刑罰深く、刑罰深ければ則ち國亂る。君實に天下の治を欲して其亂を惡まば、當ち舟車を爲るや、節せざるべからず。

凡そ天地の間に回り、四海の内に包まるるものは、(二四)天壤の情、陰陽の和あらざるは莫く、至聖と雖も更ふる能はず。何を以てか其然るを知る、聖人傳ふるあり、天地には則ち上下と曰ひ、四時には則ち陰陽と曰ひ、人情には則ち男女と曰ひ、禽獸には則ち牝牡雄雌と曰ふ也、眞に天壤の情なり、先王ありと雖も更ふること能はざる也、上世の至聖と雖も必ず(二五)私を蓄ふるも、以て行を傷らず、故に、

【二三】重任は重き荷物。
【二四】天壤は天地。
【二五】私は姫妾。

を爲して之を衣、鑄金以て鈎と爲し、珠玉以て佩と爲す、女工は文采を作り、男工は刻鏤を作りて以て身の服と爲す、(二六)此れ煖の情に益するあるに非ざる也、財を殫し力を勞し、畢く之を(二七)無用に歸す。此を以て之を觀れば、其の衣服を爲るは身體の爲めにするにあらず、皆觀好の爲めにするなり。是を以て其民淫僻にして治め難く、其君奢侈にして諫め難し。夫れ奢侈の君を以て、淫僻を好むの民を御す、國の亂るるなからんを欲すとも得べからざらん。君實に天下の治を欲して、其亂を惡まば、當ち衣服を爲るや、節せざるべからず。

古の民未だ飲食を爲ることを知らざる時、(二八)素食して分處す。故に聖人、男を作誨し、耕稼(二九)樹藝以て民の食を爲る、其の食を爲るや、以て氣を增し、虛を充て、體を彊くして腹に適するに足るのみ。故に其の財を用ふるや節にして、其の自ら養ふや儉に、民富み國治まる。今は則ち然らず、厚く百姓に作斂して、以て美食を爲り、芻豢蒸炙魚鼈、大國は百器を累ね、小國は十器を累ね、(三〇)前方丈、(三一)目徧ねく視る能はず、手徧ねく操る能はず、口徧ねく味ふ能はず、冬は則ち凍冰し、夏は則ち(三二)酸饐す。人君飲食を爲ること此くの如し、故に左右之に象どる、是を以て富貴のものは奢侈し、孤寡のものは凍餒す、亂るるなからんと欲すと雖も得べからざらん。君、實

【二六】事實上格別あたたかみをますものに非ず。
【二七】無用の文飾のみ。
【二八】素食は草木を食ふなり。
【二九】藝は種うる也。
【三〇】前方丈は美饌を前に列ぬること方一丈、其廣きをいふ。
【三一】目云々の三句は其多きをいふ也。
【三二】飯の濕に傷むをいふ。食ふに餘りありて凍氷し酸饐する也。

ち、孤寡を賑ふに足らず、故に國貧にして民治め難きなり。君、實に天下の治を欲して其亂を惡まば、當ち宮室を爲るや節せざるべからず。

古の民未だ衣服を爲ることを知らざる時、皮を衣とし、(一〇)茭を帶とす、冬は則ち輕くして溫かならず、夏は則ち輕くして凊からず。聖王以爲らく人の情に中らずと。故に婦人を作誨して、絲麻を治め、布絹を梱ねて、以て民の衣を爲る。衣服を爲るの法、冬は則ち練帛の(一一)中、以て輕くして且つ暖たるに足り、夏は則ち(一二)絺綌の中、以て輕くして且つ凊かるに足る、僅に此にして則ち止む。故に聖人の衣服を爲る、身體に適し、肌膚に和すれば足る、耳目に榮にして愚民に觀すにあらざるなり。是時に當りては、堅車良馬も貴ぶべきことを知らず、(一三)刻鏤文綵も喜ぶべきことを知らず、何となれば則ち其道とする所の然ればなり。故に民の衣食の財、家ごとに以て旱水凶饑を待つに足るものは何ぞや、(一四)其自ら養ふ所以の情を得て、外に惑はざればなり。是を以て其民、儉にして治め易く、其君、財を用ふること節にして贍り易し、府庫實滿、以て(一五)不然を待つに足り、兵革頓れず、士民勞れず、以て不服を征するに足る、故に霸王の業天下に行ふべし。當今の王其の衣服を爲るは則ち此と異なり、冬は則ち輕煖、夏は則ち輕凊、皆已に具はるも、必ず厚く百姓に作斂し、民の衣食の財を暴奪して、以て錦繡文采靡曼

【一〇】茭。細帶なり。
【一一】中は中衣。
【一二】絺綌は葛衣。
【一三】樸にして儉なれば也。
【一四】衣食以て其生を養ふに足れば則ち安んず、敢て美觀文飾を以て外に見さんことを求めざる也。
【一五】不然は非常の變。

(一)辭過第六

子墨子曰く、古の民未だ宮室を爲ることを知らざる時、陵阜に就いて居り、(二)穴して下きに處り、潤濕民を傷る、故に聖王宮室を作爲す。宮室を爲るの法に曰く、室の高さは以て潤濕を避くるに足り、邊は以て風寒を圉ぐに足り、上は以て雪霜雨露を待つに足り、宮牆の高さは以て男女の禮を別つに足る、僅に此にして則ち止む。凡そ財を費し、力を勞して、(三)利を加へざるものは爲さゞるなり。(四)其常役を以て其城郭を脩むれば、則ち民勞すれども傷まず、(五)其常征を以て其租稅を收むれば、則ち民費せども病まず。民の苦しむ所のものは、此にあらざるなり。厚く百姓に(六)作斂するに苦しむ。是故に聖王は宮室を作爲して生に便にするも、以て觀樂の爲めにせざる也、衣服帶履を作爲して身に便にするも、以て(七)僻怪の爲めにせざる也。故に身に節して民に誨ふ、是を以て天下の民得て治むべく、財用得て足るべし。當今の主の其の宮室を爲るは則ち此れと異なり、必ず厚く百姓に作斂し、民の衣食の財を奪うて、以て宮室臺榭、曲直の(八)望、青黃刻鏤の飾を爲す。宮室を爲ること此の若し、故に左右皆之に(九)法象す、是を以て其財は以て凶饑を待

【一】此篇は人君の宮室衣服飲食舟車蓄私に奢侈なるを戒むる也。
【二】穴は穴居。
【三】利を加へざるもの。人のために便利を增さゞるもの。
【四】常役は徭役常ある也。
【五】常征は賦稅常ある也。
【六】作斂は收斂。
【七】僻怪は異様。
【八】望は眺望。
【九】てほんとすること。

府庫內に殫き、上其樂に厭かず、下其苦に堪へず、故に國、寇敵に離れば則ち傷られ、民凶饑を見れば則ち亡ぶ、此れ皆備への具はらざる罪なり。且つ夫れ食は聖人の寶とする所なり。故に周書に曰く、國に三年の食なきものは國其國に非ざるなり、家に三年の食なきものは子其子に非ざるなりと。此を國備と謂ふ。

財を用ふれば、則ち財足る。故に上世の聖王と雖も、豈に能く五穀をして常に收まりて、旱水をして至らざらしめんや。然かも凍餓の民なきものは何ぞや、其の時を力むること急にして、自ら養ふこと儉なればなり。故に夏書に曰く、禹に七年の水と。殷書に曰く、湯に五年の旱と。此れ其の凶饑に離るや甚し、然かも民凍餓せざるものは何ぞや。其の財を生ずること密に、其の之を用ふること節わればなり。

故に倉に備粟なければ、以て凶饑を待つべからず。庫に備兵なければ、義ありと雖も、義なきを征する能はず。城郭、備全せざれば、以て自ら守るべからず。心に備慮なければ、以て（一八）卒に應ずべからず。是れ（一九）慶忌の若きも、禦ぐの心なければ輕しく出づること能はず。夫れ桀は湯を待つの備へなきが故に放たれ、紂は武を待つの備へなきが故に殺さる。桀紂は貴きこと天子たり富天下を有つ、然かも皆百里の君に滅亡せるは何ぞや、富貴を有するも、備へを爲さゞればなり。故に備へは國の重なり、食は國の寶なり、兵は國の爪なり、城は自ら守る所以なり、此の（二〇）三つのものは國の具なり。故に曰く、其極賞を以て無功に賜ひ、其府庫を虛にして以て車馬衣裘（二一）奇怪に備へ、其役徒を苦しめて以て宮室觀樂を治め、死して又厚く棺槨を爲り、多く衣裘を爲り、生時には臺榭を治め、死しては又墳墓を脩む。故に民外に苦しみ、

【一八】卒は倉卒の變。
【一九】慶忌、勇と雖も、備ふるの心なきが故に、輕しく出でて遂に殺されたるを云ふ。
【二〇】三つのもの食、兵、城の三備也。
【二一】珍奇の器具。

せず。（六）一穀收まらざる、之を饉と謂ひ、二穀收まらざる之を（七）罕と謂ひ、三穀收まらざる之を凶と謂ひ、四穀收まらざる之を（八）匱と謂ひ、五穀收まらざる之を饑と謂ふ。歳饉なれば則ち仕ふる者大夫以下皆祿五分の一を損し、罕なれば則ち五分の二を損し、凶なれば則ち五分の三を損し、匱なれば則ち五分の四を損し、饑なれば則ち盡く祿なし、（九）稟食するのみ。故に凶饑、國に存すれば、人君は鼎食の五分の三を徹し、大夫は（一〇）縣を徹し、士は學に入らず、（一一）君朝の衣革め制せず、諸侯の客四鄰の使、（一二）饔飧して盛にせず、（一三）驂騑を徹し、塗、芸らず、馬、粟を食はず、婢妾、帛を衣ず、此れ不足を告ぐるの至りなり。今、其子を負うて汲むものあり、其子を井中に墜さんに、其母必ず從つて之を導かん。今、歳凶に、民饑ゑ、道に餓うるは、此の疚しきこと、其子を墜すよりも重し、其れ察するなかるべけんや。

故に時、年歳善なれば、則ち民仁にして且つ良、時、年歳凶なれば則ち民吝にして且つ惡。夫れ民は何の常か此れあらん。爲すもの（一四）疾きも、食ふもの衆ければ、則ち歳、豐なるなし。故に曰く、（一五）財足らざれば則ち之を時に反し（一六）食足らざれば則ち之を用に反す。故に（一七）先民は時を以て財を生じ、本を固くして

【六】一穀は五穀中の一。
【七】罕は稀少なること。
【八】匱はとぼしき也。
【九】稟食は領土なくして唯だ扶持米を月々貰ふこと。
【一〇】縣は懸樂。
【一一】君朝の衣は正服をいふ。
【一二】飱は客始めて至るの禮、饔は既に幣を將ふの禮。
【一三】馬車の副馬。
【一四】疾は勉勵するをいふ。
【一五】財足らざれば時を失はざるを愼む。
【一六】食足らざれば用を節することを勉む。
【一七】先民は古の賢人君たるもの。

(一)七患第五

子墨子曰く、國に七患あり。七患とは何ぞ。城郭溝池守るべからざるに、宮室を治むる、一患なり。敵國境に至れるに四鄰救ふなき、二患なり。先づ民力を無用の功に盡くし、無能の人を賞賜し、民力は無用に盡き、財寶は客を待つに虛しき、三患なり。仕ふる者は祿を持し、(二)游ぶ者は交を養ひ　(三)君法を脩めて臣を討つに、(四)臣懾れて敢て拂らざる、四患なり。君自ら以て聖智と爲して事を問はず、自ら以て安彊と爲して守備するなく、四鄰之を謀るに戒しむることを知らざる、五患なり。信とする所忠ならず、忠とする所信ならざる、六患なり。畜種菽粟以て食ふに足らず、大臣以て事ふに足らず、賞賜喜ばすこと能はず、誅罰威すこと能はざる、七患なり。七患を以て國に居れば、必らず社稷なく、七患を以て城を守れば、敵至つて國傾むく、七患の當る所、國必ず殃あり。

凡そ五穀は民の仰ぐ所也、君の養を爲す所以也。故に民仰ぐべきなければ、則ち君養ふべきなし、民食ふべきなければ則ち事ふべからず。故に食は務めざるべからず、地は力めざるべからず、用は節せざるべからず。五穀盡く收まれば、則ち五味盡く主に(五)御し、盡く收まらざれば、則ち盡く御

【一】此篇は本を固くし用を節して備ふる所あるべきを説く。
【二】游は遊説。皆己の爲にして國家の爲にせざるをいふ。
【三】君權を誇り嚴法を以て臣を責むること。
【四】臣、君に過失あれども諫めざるをいふ。
【五】飲食の口に入るを御といふ。

禍を與ふるや、是れ天、人の相愛し相利することを欲して、人の相惡み相賊することを欲せざるを以てなり。

昔の聖王禹湯文武は、天下の百姓を兼愛し、率ゐて以て天を尊び鬼に事へ、其の人を利すること多し、故に天之を福し、立つて天子たらしめ、天下の諸侯皆之に(八)賓事す。暴王桀紂幽厲は天下の百姓を兼惡し、率ゐて以て天を詬り鬼を侮り、其の人を賊すること多し、故に天之を禍し、其國家を墜失し、身死して天下に戮となり、後世子孫之を毀ること今に至つて息まず。故に不善を爲して以て禍を得るものは桀紂幽厲是れなり。人を愛し人を利して以て福を得るものは禹湯文武是れなり。人を愛し人を利して福を得るものあり。人を惡み人を賊して以て禍を得るものも亦有り。

【八】賓事は敬ひ事ふる也。

其君を法とせば、此れ不仁を法とするなり、不仁を法とするは以て法と爲すべからず。故に父母、學、君の三つのものは以て治法と爲して可なるべきなし。

然らば則ち奚をか以て治法と爲して可なる。故に曰く、天を法とするに若くは莫しと。天の行は廣くして私なく、其施は厚くして德とせず、其明は久しうして衰へず。故に聖王は之を法とす。既に天を以て法と爲す、動作有爲は必ず天に度る、天の欲する所は則ち之を爲し、天の欲せざる所は則ち止む。然らば天は何をか欲し何をか惡むものぞ。天は必ず人の相愛し相利することを欲して、人の相惡み相賊するを欲せざるなり。奚を以てか天の、人の相愛し相利するを欲して、人の相惡み相賊することを欲せざるを知るや、其の兼ねて之を愛し、兼ねて之を利するを以てなり。奚を以てか天の兼ねて之を愛し兼ねて之を利するを知るや、其の兼ねて之を有し、兼ねて之を食ふを以てなり。今、天下、大小の國となく皆天の邑なり、人、幼長貴賤となく皆天の臣なり。此を以て牛羊を犓ひ、犬豬を豢ひ、潔く酒醴(六)粢盛を爲り以て天に敬事せざることなし。此れ(天ノ)兼ねて之を有し兼ねて之を食ふが爲めならざらんや。天苟くも兼ねて之を有ち食はば、夫れ奚の說か以て、人の相愛し相利することを欲せずとせん。故に曰く、人を愛し人を利するものは天必ず之を福し、人を惡み人を賊するものは天必ず之を禍すと。(七)曰に不幸を殺すものは不祥を得。夫れ奚の說か、人其の相殺すを爲せば、天、

【六】粢稷を粢といひ器に在るを盛といふ。
【七】前日無罪を殺すものは本日必ず不幸を蒙る。

(一)法儀第四

子墨子曰く、天下の、事に從ふもの、以て(二)法儀なかるべからず。法儀なくして其事能く成るものは有ることなし。士の、將相たるものに至ると雖も皆法あり、百工の、事に從ふ者に至ると雖も亦皆法あり。百工、方を爲すに矩を以てし、圓を爲すに規を以てし、直は繩を以てし、正は(三)懸を以てし、平は水を以てす。巧工、不巧工となく、皆此五者を以て法と爲す、巧なる者は能く之を中つ、巧ならざる者は中つる能はずと雖も、(四)倣依して以て事に從へば、猶ほ已むに逾れり。故に百工の事に從ふ皆法の度とする所あり。今、大なるものは天下を治め、其次は大國を治めて、而して法の度とする所なき、此れ百工の辯ずるに若かざるなり。

然らば則ち奚を以て治法と爲して可なる。嘗に皆其父母を法とせば奚若ん、天下の父母たるものは衆きも、仁なる者は寡し、若し皆其父母を法とせば此れ不仁を法とするなり、不仁を法とするは以て法と爲すべからず。嘗に皆其(五)學を法とせば奚若ん、天下の學を爲すものは衆きも仁なる者は寡し、若し皆其學を法とせば此れ不仁を法とするなり、不仁を法とするは以て法と爲すべからず。嘗に皆其君を法とせば奚若ん、天下の君たるものは衆きも仁なる者は寡し、若し皆

【一】此篇は、聖王は天の兼愛を法儀となすべきを説く。
【二】法儀は軌範。
【三】懸は絲をつるしかけて其正不正を見ること。
【四】倣依はならひよる。
【五】學は師を謂ふ。

は魏義、偃長に染み、（六）宋康は唐鞅、佃不禮に染む、此六君は染まる所當らず、故に國家殘亡し、身刑戮と爲り、宗廟破滅し、絶えて後類なく、君臣離散し、民人流亡し、天下の貪暴苛擾なるものを擧ぐれば必ず此六君を稱するなり。

凡そ君の安んずる所以のものは何ぞや、其行理まるを以てなり、行理まるは染まるの當れるに生ず。故に（七）善く君たるものは、人を論ずるに勞して、官を治むるに佚し、君たること能はざるものは、形を傷り神を費し心を愁へしめ意を勞す、然も國逾よ危く、身逾よ辱かしめらる。此六君は其國を重んじ其身を愛せざるにあらざる也、要を知らざるを以ての故なり、要を知らざるものは染まる所當らざるなり。

獨り國の染まることあるのみに非ず、士も亦染まることあり。其友皆仁義を好み、淳謹にして令を畏るれば、則ち家日に益し、身日に安く、名日に榮え、官に處りては其（八）理を得。則ち段干木、禽子、傅說の徒是れなり。其友皆（九）矜奮を好み、（一〇）創作比周すれば、則ち家日に損し、身日に危く、名日に辱しめられ、官に處りては其理を失ふ。則ち子西、易牙、豎刁の徒是なり。詩に曰く、必ず（一一）湛す所を擇び、必ず湛す所を謹むとは、此を謂ふなり。

【六】宋康は宋の康王。
【七】善く君たるものは云々。賢を擧げんことをつとむ、故に勞す。既に賢を擧ぐれば能く此に任ず、故に逸する也。
【八】理は治まる也。
【九】矜奮はほこりいさむ。
【一〇】創作は自ら主として從順ならざる也。比周は私黨する也。
【一一】湛は漸染するをいふ。

(一)所染第三

(二)子墨子の言に、絲を染むるものを見て歎じて曰く、蒼に染むれば則ち蒼に、黄に染むれば則ち黄に、入る所のもの變ずれば、其色亦變じ、五たび入つて已めば則ち五色となる、故に染むることは愼まざるべからざるなり。獨り絲を染むること然るのみならず、國も亦染むることあり、舜は許由、伯陽に染み、禹は皐陶、伯益に染み、湯は伊尹、仲虺に染み、武王は太公、周公に染む、此四王は(三)染まる所當れり、故に天下に王とし、立つて天子と爲り、功名天地を蔽ふ。天下の仁義顯人を擧ぐれば必ず此四王の者を稱す。夏桀は干辛、推哆に染み、殷紂は崇侯、惡來に染み、厲王は厲公、長父、榮夷終に染み、幽王は傅公夷、蔡公穀に染まる、此四王は染まる所當らず、故に國殘はれ身死して、天下の僇と爲る。天下の不義辱人を擧ぐれば必ず四王の者を稱す。齊桓は管仲、鮑叔に染み、晉文は舅犯、郭偃に染み、楚莊は孫叔、沈尹に染み、吳の闔閭は伍員、文義に染み、越の句踐は范蠡、大夫種に染む、此五君は染まる所當れり、故に諸侯に霸とし、功名後世に傳はる。(四)范吉射は長柳朔、王胜に染み(五)中行寅は籍秦、高彊に染み、吳の夫差は王孫雒、太宰嚭に染み、知伯瑤は智國、張武に染み、中山の尙

【一】此篇は國君は其臣を擇び人は其友を擇ぶべきを說く。
【二】子墨子。子を氏の上に冠するは弟子其師を貴びて言ふ也。
【三】染まる所、其人を得たるをいふ。
【四】范吉射は晉の大夫。
【五】中行寅は晉の大夫。

とは忽焉にして、以て天下に士たるべきものは、未だ嘗てあらざるなり。

ものは以て(九)馴を竭くすことなし。之を四肢に暢べ、之を肌膚に浹くし、(一〇)華髮隳顚にして猶ほ舍まざるものは其れ唯だ聖人か。

志彊からざるものは智達せず、言信ならざるものは行果ならず、財に據つて以て人に分つこと能はざるものは與に友とするに足らず、道を守ること篤からず、物を辯ずること博からず、是非を辯ずること察ならざるものは與に游ぶに足らず。本、固からざるものは末必ず幾し、(一一)雄にして脩めざるものは其後必ず惰る。原濁るものは流清からず、行信ならざるものは名必ず耗る。名は徒らに生ぜず、譽は自ら長ぜず、功成り名遂ぐるも、名譽は虛假なるべからず、之を身に反すべきものなり。言を務むるも行を緩うすれば、辯なりと雖も必ず聽かれず、多く力むれども、功に伐れば、勞すと雖も必ず圖られず。慧者は心に辯じて繁說せず、多く力めて功に伐らず、此を以て名譽天下に揚がる。言、多きを爲すを務むることなくして智を爲すを務め、文を爲すを務むることなくして察を爲すを務む。故に智を非とし察を無みし身に在つて惰るは、其務に反するものなり。(一二)善、心に主無きものは留まらず、行、身に辯ずる莫きものは立たず。名は(一三)簡にして成るべからず、譽は(一四)巧にして立つべからず。君子は身を以て行を載するものなり。(一五)利を思ふことは尋焉、名を忘るゝこ

【九】馴は雅馴。
【一〇】華髮は白髮、隳顚は禿頂なり。老を云ふ。
【一一】雄は勇也。
【一二】善の我身に留まらざるをいふ。
【一三】簡は簡慢。
【一四】巧は小巧。
【一五】利欲をば常に念ふこと深く、名譽をば忽ち忘れて顧みざるなり。

(一)脩身第二

君子は戰は陳ありと雖も勇を本と爲し、喪は禮ありと雖も哀を本と爲し、士は學ありと雖も行を本と爲す。是故に本を置く安からざれば、末を豐にすることを務むること無かれ、近きもの親まずんば、遠きを來すことを務むること無かれ、親戚附かざれば、外交を務むること無かれ、事終始なくんば、多業を務むること無かれ、物を擧ぐるに闇からば、博聞を務むること無かれ。是故に先王の天下を治むるや、必ず邇きを察して遠きを來す。

(二)君子は邇きを察して邇く脩むるものなり、行を脩めずして毀らるるを見れば、之を身に反すものなり、此を以て怨省くして行脩まる。譖慝の言之を耳に入るるなく、(三)批扞の聲之を口に出だすなく、人を殺傷するの(四)荄之を心に存するなく、(五)詆訐の民ありと雖も依る所なし。故に君子、(六)力事日に彊め、願欲日に愉り、(七)飾莊日に盛んなり。君子の道や貧には則ち廉を見、富には則ち義を見、生には則ち愛を見、死には則ち哀を見る、四つの行は虛假なるべからず、之を身に反すべきものなり。心に藏するものは以て愛を(八)竭くすことなく、身に動くものは以て恭を竭くすことなく、口に出だす

【一】此篇は君子は先づ身を修むるを以て務とすべきを說く。
【二】君子は先づ我身を脩むるをいふ。
【三】批はうつ、扞はさかふ也。
【四】荄は荄根。
【五】詆訐するに由なきなり。
【六】力事は力めて事を行ふ。
【七】飾莊は莊敬なる也。
【八】竭は其の永くつづくこと。

ふに足らず。是故に谿陝きものは速かに涸れ、(三五)游淺きものは速かに竭き、(三六)磽确のものは其地育せず、王者の淳澤、宮中を出でざれば、則ち國に流るゝこと能はず。

【三五】游は流水也。
【三六】磽确は石多くして不毛なる地をいふ。

さる。是故に比干の殪さるゝは（二五）其抗なればなり、孟賁の殺さるゝは其勇なればなり、西施の沈めらるゝは其美なればなり、吳起の裂かるゝは（二六）其事あればなり。故に彼の人は（二七）其長ずる所に死せざるは寡し。故に曰く、太だ盛んなれば守り難しと。

故に賢君ありと雖も無功の臣を愛せず、慈父ありと雖も無益の子を愛せず。是故に其任に勝へずして其位に處るは、此位の人に非ざるなり。其爵に勝へずして其祿に處るは、此祿の主に非ざるなり。良弓は張り難し、然れども以て高きに及び、深きに入るべし。良馬は乘り難し、然れども以て重きを任せ遠きを致すべし。良才は令し難し、然れども以て君を致し尊きを見すべし。是故に、江河は小谷の己れに滿つるを惡まず、故に能く大なり、聖人なるものは事、辭することなく、物、違ふことなし、故に能く天下の器となる。是故に江河の水は一源の水にあらず、（二八）千鎰の裘は（二九）一狐の白にあらず、（三〇）夫れ惡んぞ方を同じくして取らず、己に同じき者を取ることあらんや、（アラバ）蓋し兼王の道にあらざるなり。是故に天地は昭昭たらず、大水は（三一）潦潦たらず、大火は（三二）燎燎たらず、（三三）王徳堯堯たらざるものは、乃ち千人の長なり。其直きこと矢の如く、其平なること砥の如くなるは、以て萬物を（三四）覆

【二五】 抗は高行なるを云ふ。
【二六】 事は、事功。
【二七】 長ずる所は長所。
【二八】 千鎰は價貴きなり、一鎰は二十四兩或は曰く二十兩。
【二九】 狐の腋下の皮其毛純白なり、集めて裘となす。
【三〇】 聖人の人を取るや、其の我と道を同じくするを以てのみ、必ずしも我意と合するに非ざるなり。
【三一】 潦は瞭に同じ。
【三二】 燎燎たらずは分明に過ぎざるをいふ。
【三三】 堯堯は崢嶸たる貌、敢て自ら別なりとして能く同を取る也。
【三四】 覆ふに足らずは包容する能はざる也。

君子は（九）自ら難くして彼を易くし、衆人は自ら易くして彼を難くす。君子は（一〇）進んで其志を敗らず、（一一）衲いて其情を疚まず、庸民に雜はると雖も終に怨心なし、彼は自信あるものなり。是故に其難しとする所を爲すものは、必ず其欲する所を得、未だ其欲する所を爲して、其惡む所を免かるゝものを聞かざるなり。是故に（一二）偪臣は君を傷ひ、（一三）諂下は上を傷ふ。君必ず（一四）弗弗の臣あり、上必ず、（一五）詻詻の下あり、（一六）分議する者（一七）延延として（一八）交儆する者詻詻たらば、以て生を長じ國を保つべし。臣下其爵位を重んじて言はず、近臣は則ち（一九）喑し遠臣は則ち（二〇）唫し、怨み民心に結ぼる、諂諛側に在りて、善議障塞すれば則ち國危ふし。桀紂其の天下の士なきを以てならずや、其身を殺し天下を喪へるは。故に曰く國寶を歸くるは、賢を獻じて士を進むるに若かずと。

今、五錐あれば、此れ其（二一）銛銛たるもの必ず先づ挫け、五刀あれば、此れ其（二二）錯錯たるもの必ず先づ（二三）礱す、是を以て甘井は先づ竭き、（二四）招木は先づ伐られ、靈龜は先づ灼かれ、神蛇は先づ暴

【九】自ら難きに處りて、人に難きを責めず。
【一〇】君子は樂達するも其志を亂ださず、貧賤なるも其情を挫かず。
【一一】衲は退也。
【一二】偪は逼也。偪臣は臣にして君に逼る者。
【一三】諂下は下にありて上に諂ふ者。
【一四】阿附せざるをいふ。
【一五】諤諤也、直言するをいふ。
【一六】分議する者は君と説を分ち論をたたかはすもの。
【一七】延延は長く國事を慮ることの形容。
【一八】交儆する者は君臣上下とも警戒するもの。
【一九】喑は言はざる也。
【二〇】唫は口をつぐむなり。
【二一】銛銛は銳利。
【二二】錯錯は磨ぎすましたるを云。
【二三】礱は銷磨す。
【二四】招木は喬木なり。

國譯墨子

文學博士　小柳司氣太　譯並註

(一)親士第一

國に入つて其士を(二)存せざるは、則ち亡國なり、賢を見て急にせざるは則ち緩君なり、賢に非ざれば急にすべきなく、士に非ざれば與に國を慮るべきなし、賢を緩うし士を忘れて、能く其國を以て存するものは、未だ嘗てあらざるなり。昔は(三)文公出走せるも天下に(四)正たり、(五)桓公國を去れるも諸侯に霸たり、越王句踐は吳王の醜に遇ひたるも上中國の賢君を懾せり、三子の能く名を達し天下に功を成せるは、皆其國に於て(六)大醜を抑へたればなり。太上は敗るゝことなし、其次は敗るゝも以て成ることあり、此を(七)用民と謂ふ。吾之を聞く、曰く、(八)安居なきにあらざる也、我れ安心なきなり、足財なきにあらざる也、我れ足心なきなりと。是故に

【一】親士。人君の道は、賢士を親むを先とするにあるを述ぶ。
【二】存は恤問也。
【三】晉の文公。
【四】正は君長。
【五】齊の桓公。
【六】大醜。恥辱に屈し之を忍びたるを云ふ。
【七】用民。士を親しむを以てよく民心を得、民皆之が用をなす。
【八】我心安ければ居るとして安からざるなく、我心足るを知れば貧なるも亦足る。

得ず、故に之を割愛す、其詳細を知らんとせば、富山房發行漢文大系中の墨子間詁を見よ）

其の注釋書の主なるものは

一經訓堂墨子十五卷〔清、畢沅校注、尤も廣く世に行はる〕

一墨子間詁十五卷・目錄一卷・後語二卷〔清、孫詒讓撰、墨子の注釋書の最も完全なる者なり〕

なほ本書の國譯及び注釋と此の解題とは、亡友田岡嶺雲氏の和譯墨子に本づき、往往之が補綴を爲したるに止まる。又間詁の説によりて原文を更訂し古體の文字を今體に改む、讀者之を諒せよ。

大正九年六月

小柳司氣太識

又漢人種殊に東洋人種は其攷察常に主觀に傾き客觀に疎なるの嫌あり。故に支那人の如き其の極めて實際的なるに似ず、科學としては僅に天文植物の如き實際生活と密切の關係あるものを除きては、殆ど全く發達せず（植物は所謂本草として醫藥に供せらるゝが爲めに較ゝ研究せられたり）。而るに墨子の經說中には光學・重學・數學等に關する定義の如きものを揭ぐ。是れ當時の其他の諸子に見ざる所にして、吾人は此にも墨子の思想が甚だしく漢種の國民性と相距る者あるを認む。

第三　墨子の書

墨子の書今傳ふる所、十五卷五十三篇、漢書藝文志に據るに、其書固と蓋し七十一篇、十八篇を亡へるなり、十八篇中有題のもの八篇、卽ち節用下・節葬上及中・明鬼上及中・非樂中及下・非儒上是なり。無題のもの十篇、第五十一・第五十四・第五十五・第五十七・第五十九・第六十・第六十四・第六十五・第六十六・第六十七是れ也。而して存する所の五十三篇と雖ども訛脫頗る多く、殊に經上下・經說上下・大取・小取及び備城門以下の諸篇に至つては殆ど解す可からざるもの多し。然れども備城門以下の諸篇は皆事守城禦敵の設備に關するもの、又經以下の六篇は其言ふ所多く當時に於ける論理上の爭議に關する者にして、子墨子が說の大旨を窺ふには之れ無しと雖ども亦妨げざる者也。（なほ經以下の諸篇の解釋は論理學・數學・光學等に關して之が解說をなすには、本叢書の如き體裁の書としては紙幅上斷念せざるを

の思想は寧ろ君主神權說に近づき易からんとするの傾向ありといふべく、儒家に比しても更に民主的ならざる嫌なきに非ず。

故に墨子は國家社會主義者たると共に、所謂基督敎的社會主義なる者に類すとも謂ひ得べし。卽ち墨子は有神論を基礎とせる一種の社會主義者なり、平和論者なり、博愛論者なり、而して此に吾人の最も注意すべきことは

(1)宗敎的なること

(2)科學的なること

是れ也。

蓋し漢種の國民的性情に最ひ闕如せるは其宗敎的信仰と其科學的攷察とにあり。漢人種は頗る實際的にして其著眼つねに人事を離れず。故に先秦諸子の說く所必ず道德刑政に關し、偶〻天を說くことなきに非ざるも、其天は一種理法的の天たる者にして宗敎的性質を帶びず。然るに墨子の所謂天は、主宰的の天にして萬物を創造して又萬物を支配する所の神たるに外ならず。此點に於て吾人は端なく希伯來思想に想到せざる能はず。墨子が善良なる政治の根源は天に在りとし、天より選ばれたる者則ち天子として天に代つて天下の人民を兼愛すべき者なりとするが如き、其兼愛交利の說が耶蘇敎の四海同胞博愛主義と相類する所あるが如き、漢人種の國民性と相距れる者あるを感ず。

墨子は今日に所謂博愛論者なり、民人を愛する者は侵略を非とせざる可からず、從つて彼は外交上に平和論者なり、平和論は帝國主義卽ち侵略主義の積極的なるに對しては一種の消極主義なり、從つて彼は經濟上にも一種の勤儉論者なり、既に節儉力行を主義とす、徒手にして食ひ安樂にして逸する者あるは其容さゞらんとする所也、人は同じく勞働して均して其利を享くべき者也となす、從つて彼は一種の共產論者なり、然れども彼は老莊の如く虛無主義ならず、無政府主義ならず、彼は有神論者なり、主宰的なる神の存在を認む、萬物の主宰として神あるが如く、民人の主宰として君あるべきことを認め、從つて彼は一種の君權論者なり、從つて彼は君主の手によつて民人を撫恤する社會政策を行はんとする國家社會主義者なりとも謂ふを得可し。

此の在上の君主が社會政策を行ふの主義は、必ずしも墨子の創見に非ず、支那には元來其國家成立の歷史的事情よりして、君主の存在の理由は民人を愛撫するに在りとの思想あり。故に彼の儒教の如きものと雖ども其政治上の主義は一種の國家社會主義にして、家家に桑園稻田あり、老者皆肉を食ひ道路に負戴せず、鰥寡孤獨の者は之を救濟するを以て其政治の理想とす。但儒家は君主を以て民人に推戴せられたるものなるが故に、民人の利福を圖るを其第一目的となさゞる可からずと信ずるに反し、墨子は民の上に君主の存するは猶萬物の上に天(上帝)の存するが如き者なりとし、而して天の志は則ち萬物を愛するにあるが故に、君主も亦民人を愛せざる可らずとする者にして、此點に於ては墨子

其生地に於ても、亦或は宋人なりといひ、或は魯人なりといひ、史記は其の宋の大夫なりしことをいうて何の處の人たるをいはず。但本書中魯よりするの語數〻見ゆ（貴義篇魯問篇等）、故に孫詒讓の如き因つて其の魯人たるべきを斷ずと雖ども、蓋し墨子其足跡及ぶ所甚だ廣く、所謂墨突黔まずと云ひ墨子煖席なしといふが如く、一處に定住せざりしが如し。故に其の魯よりするといへるもの、會〻其の時魯にありしを證すべきも、未だ以て其の必ず魯人たるの確證となすべきに非ず。殊に公輸般の雲梯を爲つて宋を攻めんとせし時、墨子の之を聞いて魯より楚に往けりとの事實（呂氏春秋愛類篇・淮南子脩務訓）の如きは、蓋し其の宋を救はんとするに努めたるを見るも、墨子が宋の大夫たりし時なるべく、偶〻事を以て魯にありしを證すべきも、以て魯人なりとなすの證とするに足らず。

更に甚だしきは其姓名にすら異說あること是也、普通には墨を姓とし翟を其名とすれども、或は又翟を姓とし墨を名なりとする說あり、然れども書中其自ら名いふとき常に翟を以て稱するを見れば、其名の翟にして姓の墨なりしは疑ふ可からざるに似たり。

然れども其名の一時に高く其弟子の天下に滿ちたりしこと墨子の如きを以てして、其生時・生地、甚だしきは其姓名にまで確說なきは、奇なりと謂はざる可からず。

第二　墨子の思想

墨子解題

第一　墨子の傳

墨子の傳は極めて不明なり。其說が儒墨と並稱せられて（韓非子顯學篇）、其流派天下に滿ちたりしといふに似ず（莊子天下篇）、獨り墨子に在りては僅に孟荀傳の末に姓名を附綴するに過ぎずして、其時代其行事邈として明かならず、或は此を以て太史公が墨子の說を悅ばざるに出づるとなす者あれども、然れども其自序に於て其父の六家の旨を論ずるを述ぶるに、未だ必ずしも墨を排斥せず。則ち謂へらく、墨は儉にして遵ひ難きも、其の本を彊め用を節するは廢すべからずと、且つ太史公豈に其好惡の私意に徇ひて、故らに墨の事蹟を傳ふるに疎にする者ならん哉。想ふに當時既に其詳を得るに由なかりし耳。今傳ふる所に據るに其生時と生地共に詳ならず。其生時の如き、或は孔子の時に並ぶといひ（史記）或は子思の時に當るといひ（後漢張衡）、或は六國の時の人にして周末に至りて猶存すとする畢沅（淸人）の如き者あれば、宋に仕へて景公の世に當りたりとする汪中（淸人）の如き者あり、近時孫詒讓は書中記する所の事蹟を推校して周の定王の初年に生れ安王の季に卒すとなす。衆說の舛牾此くの如し。

[illegible]

餘教を得るも、以て天下の法式表儀と爲すに足らん。存する所は神、過ぐる所は化す。其善行を觀るに孔子も過ぎざるに、世、詳に察せずして、『聖人に非ず』と云ふ。奈何せん、天下治まらざるは、孫卿、時に遇はざればなり。德、堯禹の若きも、世、之を知ること少なり、方術用ひられず、人の疑ふ所と爲る。其知至明、道を脩め行を正し、以て紀綱と爲すに足る。嗚呼賢なるかな。宜しく帝王たるべくして、天地知らず、桀紂を善として、賢良を殺す、比干、心を剖かれ、孔子、匡に拘はる、接輿、世を避け、箕子、佯り狂し、田常、亂を爲し、闔閭、彊を擅まにす。惡を爲すは福を得、善者は殃あり。今の說を爲す者、又、其實を察せず、乃ち其名を信ず。時世同じからず、譽何に由つてか生ぜん。政を爲すを得ず、功安んぞ能く成らん。志脩り德厚し、孰か『賢ならず』と謂はん。

國譯荀子終

を以て罪を楚の士民に得ざるなり』と。

子貢、孔子に問うて曰く、『(二七)賜、人の下たる(ノ道)を未だ知らず』と、孔子曰く、『人の下たる者は、其れ猶ほ土のごとし、深く之を(二八)扣れば甘泉を得、之に樹ゑて五穀蕃く、草木殖ゑ、禽獸育つ、(物ヲ)生ずれば則ち(土上ニ)立ち、死すれば則ち(土中ニ)入る、其功多くして息はず、人の下たる者は、其れ猶ほ土のごとし』と。

昔、(二九)虞、宮之奇を用ひずして、晉、之を幷せ、萊、子馬を用ひずして、齊、之を幷せ、紂、王子比干を剖きて武王、之を得たり。賢を親しみ知を用ひず、故に身死し國亡ぶる也。

(三〇)說を爲す者は曰く、『(三一)孫卿は孔子に及かず』と。是れ然らず。孫卿は亂世に迫られ、嚴刑に鰌られ、上は賢主無く、下は暴秦に遇ひ、禮義行はれず、敎化成らず、仁者詘約し、天下冥冥として、行全きも之を刺り、諸侯大に傾く。是時に當りてや、知者も慮ることを得ず、能者も治むることを得ず、賢者も使ふことを得ず、故に君上蔽はれて・覩る無く、賢人距まれて・受けられず。然らば則ち孫卿は將に聖ならんとするの心を懷きて、佯り狂するの色を蒙り、天下に視すに愚を以てせるなり。(三二)詩に曰く、『既に明且つ哲、以て其身を保つ』と。此を謂ふ也。是れ其の名聲白かならず・徒與衆からず・光輝博からざる所以なり。今の學者、孫卿の遺言

(二七) 賜は子貢の名。
(二八) 扣は掘る也。
(二九) 虞も萊も國名。
(三〇) 此一節は是れ荀子の弟子が其師を贊して以て此書の後序と爲せる者なり。
(三一) 孫卿は荀子なり。
(三二) 大雅烝民の篇。

れ叔父たり、吾は天下に於て賤しからず、然も吾が、(一七)贄を執りて見る所の者十人、(一八)贄を還して相見る者三十人、(一九)貌執の士は百有餘人、言はんと欲して・(二〇)事を畢らんことを請ふ者千有餘人、是に於て吾、僅かに三士を得、以て吾が身を正し、以て天下を定めぬ。吾が三士を得る所以の者は、十人と三十人との中に亡く、乃ち百人と千人との中に在りき。故に上士は吾薄く之が(二一)貌を爲し、下士は吾、厚く之が貌を爲す。人、皆、我を以て、越踰して士を好むと爲す。然るが故に士至る。士至りて而る後物を見、物を見て然る後其是非の在る所を知る。之を戒しめよや、汝其れ魯國を以て人に驕らば幾からん。夫れ(二二)仰祿の士には猶ほ驕るべし、(二三)正身の士には驕る可からざるなり。彼の正身の士は貴を舍てて賤を爲し、富を舍てて貧を爲し、佚を舍てて勞を爲す、顏色(二四)黎黑なるも、其所を失はず、是を以て天下の(二五)紀息まず、文章廢れざる也』と。

語に曰く、繒丘の(二六)封人、楚の相孫叔敖を見て曰く、『吾、之を聞く、「官に處ること久しき者は士之を妬み、祿厚き者は民之を怨み、位尊き者は君之を恨む」と。今、相國、此三つの者ありて、而も罪を楚の士民に得ざるは何ぞや。』孫叔敖曰く、『吾三たび楚に相として、心愈〻卑く、祿を益す毎に施愈〻博く、位滋〻尊くして禮愈〻恭し、是

【一七】尊敬して師事する者。
【一八】友として相見る者。
【一九】禮貌を以て接待するの士。
【二〇】卑賤の士をいふ。其言を盡す能はざるべきを恐れ、周公これに辭をつくさんことを請ふ者。
【二一】貌は禮貌なり。
【二二】祿を上に仰ぐの士。
【二三】其身を正しうするの士。
【二四】黎黑は黑き也。
【二五】紀は紀綱なり。
【二六】封人は境を守るもの。

し、自ら謀を爲して己に若くもの莫き者は亡ぶ」と。今、不穀の不肖を以てして、群臣、吾に逮ぶもの莫し、吾が國、亡ぶるに幾からんか、是を以て憂ふるなり」と。莊王は以て憂ふるに、君は以て喜ぶ』と。武侯、逡巡して再拜して曰く、『天、夫子をして寡人の過を振はしむ』と。

〔一〇〕伯禽、將に魯に歸らんとす。周公、伯禽の傅に謂つて曰く、『汝將に行かんとす、盍ぞ〔一一〕而が子の美德を志さざる』と。對へて曰く、『其の人と爲りや寬、好んで自ら用ひ、以て愼しむ、此三つの者は其美德なるのみ。』周公曰く、『嗚呼、人の惡を以て美德と爲すか。君子は好むに道德を以てす、故に其民、道に歸す、彼れ其の寬なるや、〔一二〕辨無きに出づ、汝又之を美とす。彼れ其の好んで自ら用ふるや〔一三〕是れ窶小なる所以なり。君子は力、牛の如くなるも、牛と力を爭はず、走ること馬の如くなるも、馬と走ることを爭はず、知、士の如くなるも、士と知を爭はず、彼の爭ふは〔一四〕均者の氣なり、汝又之を美とす。彼れ其の愼しむや、是れ其の淺き所以也。之を（古二）聞く、曰く、「〔一五〕越踰して士を見ざること無く、士を見れば問うて、「〔一六〕乃ち察せざること無からんや」と曰ふ」と。聞かざれば卽ち物至ること少く、至ること少ければ則ち淺し。彼の淺き者は賤人の道なり、汝又之を美とす。吾、汝に語らん、我は文王には之れ子たり、武王には之れ弟たり、成王には之

〔一〇〕伯禽は周公の子、魯に封ぜらる。
〔一一〕而が子とは、伯禽をさす。
〔一二〕辨別なきが故に寬容に似たり。
〔一三〕窶小は器局狭小なり。
〔一四〕均者は匹敵するもの。
〔一五〕越踰は等位を越えて賤者をも見る也。
〔一六〕其壅蔽を懼るゝが故にと察せざること無きやと問ふ也。

（一）堯問篇

堯、舜に問うて曰く、『我、天下を（二）致さんと欲す、之を爲すこと奈何せん』と。對へて曰く、『一を執りて失ふこと無かれ、微を行うて怠ること無かれ、忠信にして倦むこと無かれ、而らば天下自ら來らん。一を執ること天地の如く、微を行ふこと日月の如く、忠誠、內に盛ならば、外に（三）賁して四海に形はれん、（四）天下は其れ一隅に在るか、夫れ有た何ぞ致すに足らんや』と。

魏の武侯、事を謀りて當る。群臣、能く逮ぶもの莫し。朝を退きて喜色あり。吳起進んで曰く、『亦嘗て楚の莊王の語を以て、（五）左右に聞する者あるか。』武侯曰く、『楚の莊王の語とは何如。』吳起對へて曰く、『楚の莊王、事を謀りて當る。群臣逮ぶもの莫し。朝を退きて憂色あり。申公巫臣、進んで問うて曰く、「王、朝して憂色あるは何ぞや。」莊王曰く、「（六）不穀、事を謀りて當る、群臣能く逮ぶもの莫し、是を以て憂ふるなり。」其れ（七）中蘬の言に在り、曰く、「諸侯（八）自ら師を得ると爲す者は王たり、友を得る者は霸たり、（九）疑を得る者は存

【一】此篇、亦、記傳の語を雜錄す。
【二】致は來し致す也。
【三】賁は、もりあがる也。
【四】既に四海に形はる、天下は四海の一隅のみ、致すを待たずして自から來らんのみ。
【五】左右は君をさす也。聞は上聞なり。
【六】不穀は君の自稱。
【七】中蘬は仲虺と同じ、湯王の左相。
【八】其臣を尊んで師事するを云ふ。
【九】疑ふものは下に聽くことあり、必ず自ら專にせず。

定公、顏淵に問うて曰く、『東野子は善く馭するか。』顏淵對へて曰く、『善は則ち善なり、然りと雖も其馬將に（五五）佚せんとす』と。定公悅ばず、入りて左右に謂つて曰く、『（五六）君子固より人を讒するか』と。三日にして（五七）校來りて謁して曰く、『東野畢の馬佚し、（五八）兩驂列け、兩服、廐に入る』と。定公。席を越ゑて起ち、曰く、『駕を趨して顏淵を召せ』と。顏淵至る。定公曰く、『前日、寡人、吾子に問ふ、吾子曰く、「東野畢の馭、善は則ち善なり、然りと雖も其馬將に佚せんとす」と。識らず吾子、何を以てか之を知れる。』顏淵對へて曰く、『臣、政を以て之を知れり。昔、舜は民を使ふに巧にして、造父は馬を使ふに巧みなり、舜は其民を（五九）窮めず、造父は其馬を窮めず、是をもつて舜に佚民無く、造父に佚馬無し。今、東野畢の馭、車に上り轡を執る、（六〇）銜と體と正しく、步驟馳騁、（六一）朝禮畢き、險しきを歷遠きを致して、馬力盡くるも、然も（六二）猶ほ馬に求めて已まず。是を以て之を知る』と。定公曰く、『善し、（六三）少しく進むるを得べきか。』顏淵對へて曰く、『臣之を聞く、「鳥窮すれば則ち啄み、獸窮すれば則ち攫み、人窮すれば則ち詐る」と。古より今に及ぶまで、未だ其下を窮めて、能く危きこと無き者は有らざる也』と。

【五五】佚は逸也、奔逸するをいふ。
【五六】顏回を以て人を讒すると爲し、其の君子に非ざるを疑ふ也。
【五七】校は校人なり、馬を養ふ官。
【五八】列は裂くる也。外馬、靷を斷ちて去り・中馬のみ廐に入りしなり。兩驂は兩方の外側に在る馬、兩服は轅を挾みて中央にある兩馬。
【五九】窮とは、其力を窮むる也。
【六〇】銜は馬の口に含ませて馬を御するもの、體は馬體。
【六一】朝は調、其馬を調習するを云ふ。
【六二】是れ馬の力を窮むる也。
【六三】其說を進めて更に聞かんと欲する也。

魯の哀公、孔子に問うて曰く、『紳(四〇)委章甫は仁に益ありや。』孔子(四一)蹴然として曰く、『君(四二)號ぞ然るや、(四三)資衰苴杖なる者は樂を聽かず、耳、聞くこと能はざるに非ず、服然らしむるなり。(四四)黼衣黻裳なる者は葷を茹はず、口、味ふこと能はざるにあらず、服然らしむるなり。且つ丘之を聞く、(四五)肆を好むものは折を守らず、長者は(四六)市を爲さずと。其の益あると其の益無きとを察すればなり。君其れ之を知れ』と。

魯の哀公、孔子に問うて曰く、『人を取る(術)を請ひ問ふ。』孔子對へて曰く、『(四七)健なるを取る無かれ、(四八)詌なるを取る無かれ、口(四九)啍なるを取る無かれ。健なるは貪り、詌なるは亂り、口啍なるは誕る。故に弓は(五〇)調して而る後、勁きを求め、馬は(五一)服して而る後、良きを求め、士は信愨にして而る後、知能を求む。士信愨ならずして有た知能多きは、之を譬へば其れ豺狼なり、身を以て(五二)尒く可からざるなり』と。

語に曰く、『(五三)桓公は其賊を用ひ、文公は其盜を用ふ』と。故に明主は(五四)計に任せて怒に信せず、闇主は怒に信せて計に任せず。計、怒に勝つ者は彊く、怒、計に勝つ者は亡ぶ。

【四〇】委は委貌なり、周の冠。
【四一】蹴然は色を變ずる貌。
【四二】號は胡の誤なるべし。
【四三】資衰は齊衰なり。苴杖と共に喪にある者の服なり。
【四四】黼衣黻裳は、祭服をいふ。
【四五】肆を好むものは販者なり。折は折損なり。
【四六】市は、あきなひを云ふ。
【四七】健は健羨のもの。強力、人を乘ぬる也。
【四八】詌は妄對して謹誠ならざるもの。
【四九】啍は多言を云ふ。
【五〇】調は調節して度を得る也。
【五一】服は、ならす也。
【五二】尒は邇なり。
【五三】齊の桓公は已を射たる管仲を用ふ、晉の文公は盜をなしし人勃鞮を用ふ。
【五四】計は術數なり。

し。君、此を問はずして舜の冠を問ふ。對へざる所以なり』と。

魯の哀公、孔子に問うて曰く、『寡人、深宮の中に生れ、婦人の手に長ず、未だ嘗て憂を知らず、未だ嘗て勞を知らず、未だ嘗て懼を知らず、未だ嘗て危を知らず。』孔子曰く、『君の問ふ所は聖君の問なり、丘は小人なり、何ぞ以て之を知るに足らん。』曰く、『吾子に非ざれば之を聞くに所無し。』孔子曰く、『君、(三〇)廟門に入りて右し、(三一)阼階より登り、仰いで榱棟を視、俛して几筵を見る、其器存して其人亡し、君、此を以て哀を思はば、則ち(三二)哀將た焉んぞ至らざらん。君(三三)昧爽にして(三四)櫛冠し、(三五)平明にして朝を聽くに、一物(三六)應ぜざるも亂の端なり。君、此を以て憂を思はば、則ち憂將た焉んぞ至らざらん。君、平明にして朝を聽き、(三七)日昃にして退くに、(三八)諸侯の子孫、必ず、君の末庭に在(リテ臣禮ヲ修ム)る者あらん。君此を以て勞を思はば、則ち勞將た焉んぞ至らざらん。君、魯の四門を出で、以て魯の四郊を望まば、亡國の(三九)虚則ち必ず數あらん。君此を以て懼を思はば、則ち懼將た焉んぞ至らざらん。且つ丘之を聞く、「君は舟なり、庶人は水なり、水は則ち舟を載せ、水は則ち舟を覆す」と。君、此を以て危を思はば、則ち危將た焉んぞ至らざらん』と。

【三〇】廟門は宗廟の門なり。
【三一】阼階は阼階なり。主人の昇降する階。
【三二】其祖を追想す。
【三三】初曉尚ほ暗き時。
【三四】髮を櫛けづり冠をつく。
【三五】夜既に明けたる後。
【三六】應は理に當る也。
【三七】日昃は日傾く也。退は退朝なり。
【三八】諸侯の子孫は、外國より魯に奔り來りて仕ふる者をいふ。
【三九】虛は墟なり、敗墟。

き。』孔子對へて曰く、『所謂賢人なる者は、行、規繩に中りて而も本を傷らず、言、天下に法とするに足りて而も身を傷らず、富、天下を有ちて而も(一八)怨財なく、天下に布施して而も(已)貧を病へず、此の如くなれば則ち賢人と謂ふ可し。』哀公曰く、『善し。敢て問ふ何如なるを斯れ大聖と謂ふべき。』孔子對へて曰く、『所謂大聖なる者は、知、大道に通じ、變に應じて窮せず、萬物の情性を辨ずる者なり。大道なる者は、萬物を變化(一九)遂成する所以なり、情性なる者は(二〇)然不取舍を理むる所以なり。是の故に其事、大は天地に(二一)辨く、明は日月よりも察かに、(二二)萬物を風雨に總要す。(二三)繆繆肫肫として、其事循ふ可からず、天の(二四)嗣の若く、其事識る可からず、百姓(二五)淺然として(二六)其鄰きを識らず。此の若くなれば則ち大聖と謂ふ可し。』哀公曰く、『善し』と。

魯の哀公、舜の冠を孔子に問ふ、孔子對へず、三たび問へども對へず。哀公曰く、『寡人、舜の冠を子に問ふ、何を以てか言はざる。』孔子對へて曰く、『古の王者は(二七)務して拘領なる者あり、(二八)其政は生を好みて殺を惡む。是を以て(二九)鳳は列樹に在り、麟は郊野に在り、烏鵲の巣は俯して窺ふべ

【一八】怨財は蘊財なり。貯へたる財物なり。
【一九】遂成は、遂げ成す也。
【二〇】然不は是非なり。取舍は取捨なり。
【二一】辨は徧なり。
【二二】總要は、すべくくる也。萬物を統領すること造化と功を同じうす。
【二三】繆繆は穆穆なり。和にして美なり。肫肫は純純なり。精にして密なり。
【二四】嗣は司なり、萬化を司る也。
【二五】淺然は淺見の貌。
【二六】百姓親しく聖人の功に浴して、自ら識らざるを云ふ。
【二七】務は冒也、卽ち帽。拘領はまがれるえり。
【二八】衣冠は素朴なれども、仁政を行ふ也。
【二九】天下和平の象なり。

動行、務むべき所を知らず、（八）止立、定まるべき所を知らず、日に物を選擇して、（九）貴ぶべき所を知らず、（一〇）物に從ふこと流るるが如くにして、歸する所を知らず、（一一）五鑿、正を爲し、心從つて壞る。此の如くなれば則ち庸人と謂ふ可し。』哀公曰く、『善し。敢て問ふ、何如なるを斯れ士と謂ふ可き。』孔子對へて曰く、『所謂士なる者は、道術を盡くすこと能はずと雖も、必ず率ふことあり、美善に徧きこと能はずと雖も、（一二）必ず處ることあり。是の故に知は多きを務めずして、其の知る所を審かにするを務め、言は多きを務めずして、其の謂ふ所を審かにするを務め、行は多きを務めずして其の由る所を審かにするを務む。故に知既に已に之を知り、言既に已に之を謂ひ、行既に已に之に由れば、則ち（一三）性命肌膚の易ふ可からざるが若し。故に（一四）富貴も以て益すに足らず、卑賤も以て損するに足らず。此の如くなれば則ち士と謂ふ可し。』哀公曰く、『善し。敢て問ふ、如何なるを斯れ君子と謂ふべき。』孔子對へて曰く、『所謂君子なる者は、言忠信なるも、心（一五）德たりとせず、仁義、身にあるも、色伐らず、思慮明通なるも、辭（人ト）爭はず、故に（一六）猶然として、（一七）將に及ぶべからんとするが如き者は君子なり。』哀公曰く、『善し。敢て問ふ、何如なるを斯れ賢人と謂ふべ

【八】止立は、とゞまり立つ也。
【九】物の貴賤を辨ぜず。
【一〇】外物に誘はれて流蕩す。
【一一】五鑿は五官なり。正は政なり。五官の欲に支配せられて精神頽壞するを云ふ。
【一二】守る所ある也。
【一三】其知る所言ふ所行ふ所を固守するを謂ふ。
【一四】其志奪ふ可からざる也。
【一五】德は得る也。
【一六】猶然は、舒遲にして進まざる貌。
【一七】驕矜ならざるなり、八九分のところにて止まるを言ふ。

(一)哀公篇

魯の哀公、孔子に問うて曰く、『吾、吾が國の士を(二)論じ、之と與に國を治めんと欲す、敢て問ふ之を何如せんや。』孔子對へて曰く、『今の世に生れて古の道に志し、今の俗に居りて古の服を服す。(三)此に舍りて非を爲す者、亦鮮からずや。』哀公曰く、『然らば則ち夫の(四)章甫絇屨、紳して笏を搢む者は此れ賢か。』孔子對へて曰く、『必ずしも然らず。夫れ(五)端衣玄裳、絻して路に乘る者は、志、葷を食ふにあらず、斬衰菅屨、杖して粥を啜る者は、志、酒肉にあらず。今の世に生れて古の道に志し、今の俗に居りて古の服を服す、此に舍りて非を爲す者は、有りと雖も亦鮮なからずや。』哀公曰く、『善し。』

孔子曰く、『人に(六)五儀あり、庸人あり、士あり、君子あり、賢人あり、大聖あり。』哀公曰く、『敢て問ふ、何如なるを斯れ庸人と謂ふ可き。』孔子對へて曰く、『所謂庸人なる者は、口は善言を道ふこと能はず、(七)心は邑邑を知らず、賢人善士を選びて其身を託するを以て己が憂と爲すべきを知らず、

【一】此篇、哀公と孔子との問答の語を錄す。

【二】論は選ぶ也。

【三】古の道に志し、古の服を服して、而も非を爲す者は少し。

【四】章甫は冠の名、絇屨は屨の頭に飾りあるもの。紳は大帶。

【五】端衣玄裳は祭服を云ふ。絻は冕なり。路は輅、王者の車。葷は葱韮の類。齋戒する者は之を食はず。斬衰は喪服。斬衰菅屨、杖して粥をすするとは、喪事あるをいふ。服は外に被るものなりと雖ども、以て心を制するに足るを言ふ。

【六】五儀は、五等なり。

【七】邑は悒なり。心、邑邑を知らずとは、心に憂懼無きをいふ。

南郭惠子、子貢に問うて曰く、『(二五)夫子の門(二六)何ぞ其れ雜なるや』と。子貢曰く、『君子、(己)身を正しうして以て俟つ、來らんと欲する者は距まず、去らんと欲する者は止めず。且つ夫れ良醫の門には病人多く、檃栝の側には枉木多し。是の以に雜なるなり』と。

孔子曰く、『君子、三恕あり、(二七)君ありて事ふること能はずして、臣ありて其使はれんことを求むるは、恕に非ざる也。親ありて報ゆること能はずして、子ありて其孝ならんことを求むるは、恕に非ざる也。兄ありて敬すること能はずして、弟ありて其の(我)令を聽かんことを求むるは、恕に非ざる也。士、此三恕に明かなれば、則ち以て身を(二八)端しうすべし』と。

孔子曰く、『君子、三思ありて、思はざる可からざるなり。少にして學ばざれば、長じて能無し。老いて(人)敎へざれば、死して思はるること無し。有りて施さざれば、窮して與へらるること無し。是の故に、君子、少にして長を思へば則ち學び、老いて死を思へば則ち敎へ、有りて窮を思へば則ち施す』と。

【二五】夫子は孔子なり。
【二六】弟子雜駁なる也。
【二七】我、君に事ふる能はずして、我が臣の我に事へんことを求むる也。
【二八】端は正なり。

子貢、孔子に問うて曰く、『君子の玉を貴んで(一〇)珉を賤しむ所以のものは何ぞや、夫の玉の少くして珉の多きが爲めか』と。孔子曰く、『惡、賜、是れ何の言ぞや。夫れ君子は豈に多ければ之を賤しみ、少ければ之を貴ばんや。夫れ玉なる者は、君子、徳を比す。溫潤にして(一一)澤あるは仁なり。(一二)縝栗にして、(一三)理あるは知なり。堅剛にして屈せざるは義なり。(一四)廉なるも劌らざるは(一五)行なり。折るるも撓まざるは勇なり、(一六)瑕適並に見はるるは情なり。(一七)之を扣けば其聲清揚にして遠く聞え、其止むや輟然たるは辭なり。故に珉の(一八)彫彫たるありと雖も、玉の(一九)章章たるに若かず、(二〇)詩に曰く、『言に君子を念ふ、溫としてて其れ玉の如し』と。此を謂ふ也』と。

曾子曰く、『(二一)同遊して愛せられざるは、吾必ず不仁なれば也。交りて敬せられざるは、吾必ず(二二)不長なれば也。財に臨みて信ぜられざるは、吾必ず不信なれば也。三つの者身に在り、曷ぞ人を怨みん。人を怨む者は窮し、天を怨む者は(二三)識る無し。(二四)諸を己に失して諸を人に反す、豈に亦迂ならずや』と。

【一〇】珉は、石の玉に似たるもの。
【一一】澤はつや也。
【一二】緻密堅固。
【一三】理は文理。
【一四】廉はかど也。
【一五】行は徳行なり。
【一六】瑕適は、きず也。適は瑜なり。君子は其過を掩はず。
【一七】輟然は止む貌。言ふべくして言ひて人聞くを樂み、言ふべきこと畢れば則ち止めて煩言せず。
【一八】彫彫は雕飾文采。
【一九】章章は、素質明なるをいふ。
【二〇】秦風小戎の篇。言は我なり。
【二一】同遊とは、友たるをいふ。
【二二】不長は、長厚ならざるなり。
【二三】天命を知らず。
【二四】己に過ありて却つて人を告む。

(一)法行篇

(二)公輸も(三)繩に加ふる能はず、聖人も能く(四)禮に加ふる莫し。禮をば、衆人は法りて而して知らず、聖人は法りて而して之を知る。

曾子曰く、『内人を疏んじて外人を親しむこと無かれ。身不善にして人を怨むこと無かれ。刑已に至りて天を呼ぶこと無かれ。内人を疏んじて外人を親しむは、亦(五)遠からずや。身不善にして人を怨むは、亦(六)反せずや。刑已に至りて天を呼ぶは、亦晩からずや。(七)詩に曰く、「涓涓たる源水、雝がず塞がず、轂已に破碎して、乃ち其輻を大にす、事已に敗れて、乃ち重大息すとも、其れ云に益あらんや」と。』

曾子病み、(八)曾元足を持す。曾子曰く、『元、之を志せ、吾、汝に語らん。夫れ魚鼈黿鼉は、猶ほ淵を以て淺しと爲して、其中に(九)堀す。鷹鳶は、猶ほ山を以て卑しと爲して、其上に巣ふ、其の得らるるに及ぶや、必ず餌の以なり。故に君子苟くも能く利を以て義を害する無くば、則ち恥辱亦由つて至ること無けん』と。

【一】君子の行は禮に法ることを述ふ。
【二】公輸は魯の巧匠。
【三】必ず繩墨に待つ。
【四】必ず禮に由る。
【五】遠は迂遠なり。
【六】反は顚倒なり。
【七】逸詩なり。涓涓は細流の貌。雝は壅なり。細流にして壅がざれば、大河をなす。轂は輻を承くるもの、轂破れて輻を大にするも益なし。重大息とは之を嘆く也。
【八】曾元は曾子の子。
【九】堀は窟なり。

一日の憂も無し。小人は、其の未だ得ざるや、則ち得ざるを憂へ、既に已に之を得れば、又、之を失はんことを恐る、是を以て終身の憂ありて、一日の樂も無し』と。

んに、(一九)顏色充盈す、天下且つ孰か肯て汝を諫めんや、由』と。子路趨つて出で、服を改めて入る。蓋し(二〇)猶若たり。孔子曰く、『之を志せ。吾、汝に語げん。言に奮ふ者は華、行に奮ふ者は(二一)伐、(二二)知を色にして(二三)能を有とする者は小人なり。故に君子は、之を知るを之を知ると曰ひ、知らざるを知らずと曰ふ、言の要なり。之を能くするを之を能くすと曰ひ、能くせざるを能くせずと曰ふ、行の至なり。言要なれば則ち知、行至れば則ち仁。既に知に且つ仁ならば、夫れ惡んぞ足らざることあらんや』と。

子路入る。子曰く、『由、知者は若何、仁者は若何。』子路對へて曰く、『知者は人をして己を知らしめ、仁者は人をして己を愛せしむ。』子曰く、『士と謂ふ可し』と。子貢入る、子曰く、『賜、知者は若何、仁者は若何。』子貢對へて曰く、『知者は人を知り、仁者は人を愛す。』子曰く、『士君子と謂ふ可し』と。顏淵入る、子曰く、『回、知者は若何、仁者は若何。』顏淵對て曰く、『知者は自ら知り、仁者は自ら愛す。』子曰く、『明君子と謂ふ可し』と。

子路、孔子に問うて曰く、『君子も亦憂ふることあるか。』孔子曰く、『君子は、其の未だ(志ヲ達スルヲ)得ざるや、則ち(二四)其意を樂しみ、既に已に之を得れば、又(二五)其治を樂しむ、是を以て終身の樂ありて、

【一九】得意の色あるなり。
【二〇】舒和の貌。
【二一】伐は、ほこる也。
【二二】知る所顏色に見はるゝを云ふ。
【二三】自ら其能に矜る。
【二四】其意を樂しむは、自ら樂しむ所有るなり。
【二五】治とは、事とする所皆治まるを謂ふ。

身を擧ぐること能はず、力無きに非ず、勢不可なればなり。故に入つて行脩まらざるは、身の罪なり、出でて名章はれざるは、友の過なり。故に君子入つては則ち行を篤くし、出でては則ち賢を友とせば、何爲れぞ孝の名なからん』と。

子路、孔子に問うて曰く、『魯の大夫(一二)練にして牀す、禮か。』孔子曰く、『吾知らず』と。子路出でて子貢に謂つて曰く、『吾、夫子を以て知らざる所無しと爲す、夫子、(一三)徒り知らざる所あり』と。子貢曰く、『汝、何を問へりや。』子路曰く、『由問ふ、「魯の大夫練にして牀す、禮か」と。夫子曰く「吾知らず」と。』子貢曰く、『吾、將に汝が爲めに之を問はんとす』と。子貢（孔子に）問うて曰く、『練にして牀するは、禮か。』孔子曰く、『禮に非ざるなり』と。子貢出でて子路に謂つて曰く、『汝、夫子を謂つて知らざる所ありと爲すか、夫子、徒り知らざる所無し、(一四)汝の問非なればなり。禮に、此邑に居れば其大夫を非らず』と。

子路、盛服して孔子に見ゆ。孔子曰く、『由是れ(一五)裾裾たるは何ぞや。(一六)昔者、(一七)江、岷山に出づ、其の始めて出づるや、其源は以て（僅に）觴を濫ぶべきも、其の江の津に至るに及びてや、舟を(一八)放べず、風を避けざれば、則ち渉る可からず。維れ下流の水多きがゆゑにあらずや。今、汝、衣服既に盛

【一二】練は小祥、卽ち喪より十三月を云ふ、小祥には寢に席あり、然れども牀につくは大祥の後なり。
【一三】徒は獨のごとし。特の意。
【一四】魯の大夫を以て問ふ、故に孔子答へざりし也。
【一五】裾裾は衣服の盛なる貌。
【一六】昔者の二字は、家語には夫に作る、是なり。
【一七】江は江水。
【一八】放は方なり。

魯の哀公、孔子に問うて曰く、『子、父の命に從ふは、孝か。臣、君の命に從ふは貞か』と。三たび問へども、孔子對へず。孔子趨つて出で、以て子貢に語げて曰く、『鄕に君、丘に問うて曰く、「子、父の命に從ふは孝か。臣、君の命に從ふは貞か」と。三たび問はれて丘對へず。賜以て何如と爲す』と。子貢曰く、『子、父の命に從ふは、孝なり。臣、君の命に從ふは、貞なり、夫子、焉に對ふるに奚かあらん』と。孔子曰く、『小人なるかな、賜は識らざるなり。昔、萬乘の國、爭臣四人あれば、則ち封疆削られず、千乘の國、爭臣三人あれば、則ち社稷危からず、百乘の家、爭臣二人あれば、則ち宗廟毀たれず、父、爭子あれば、無禮を行はず、士、爭友あれば、不義を爲さず。故に子、父に從ふは、奚ぞ子の孝ならん、臣、君に從ふは、奚ぞ臣の貞ならん。其の之に從ふ所以を審かにして、之を孝と謂ひ、之を貞と謂ふ也』と。

子路、孔子に問うて曰く、『此に人あり、夙に興き夜に寢ね、耕耘樹藝し、手足(八)胼胝して以て其親を養ふ、然も孝の名無きは何ぞや』と。孔子曰く、『意ふに身不敬なるか、辭不遜なるか、色不順なるか。古の人言へることあり、曰く、「(九)衣か繆か、女に聊らず」と。今夙に興き夜に寢ね、耕耘樹藝し、手足胼胝して、以て其親を養うて、(一〇)此三つの者無くんば、則ち何の以にか爲して孝の名無からん。』孔子曰く、『由、之を志せ。吾、汝に語らん。(一一)國士の力ありと雖も、自ら其

【八】胼胝は皮厚きを云ふ。
【九】之に衣服し之を綢繆するも不敬不順あらば汝に賴らじ。
【一〇】此三つの者とは、不敬、不遜、不順なり。
【一一】國士は、一國の勇力の士。

(一)子道篇

入りては孝、出でては弟なるは、人の小行なり。上には順ひ、下には篤きは、人の中行なり。道に從つて・君に從はず、義に從つて・父に從はざるは、人の大行なり。若し夫れ(二)志、禮を以て安んじ、(三)言、類を以て接すれば、則ち儒道畢る。舜と雖も、毫末を是に加ふる能はじ。

孝子、命に從はざる所以、三つあり。命に從へば則ち親危く、命に從はざれば則ち親安くば、孝子の命に從はざるは、乃ち(四)衷。命に從へば則ち親辱あり、命に從はざれば則ち親榮あらば、孝子の命に從はざるは、乃ち義。命に從へば則ち禽獸、命に從はざれば則ち脩飾ならば、孝子の命に從はざるは、乃ち敬。故に以て從ふ可くして從はざるは、是れ不子なり。未だ以て從ふ可からずして從ふは、是れ不衷なり。從不從の義に明にして、能く恭敬忠信端愨を致し、以て之を愼行すれば則ち大孝と謂ふべし。傳に曰く、『道に從つて・君に從はず、義に從つて・父に從はず』と、此を謂ふ也。故に勞苦(五)彫萃するも、能く其敬を失ふ無く、災禍患難なるも、能く其義を失ふ無く、則し不幸にして(六)不順にして惡まるるも、能く其愛を失ふ無きは、仁人に非ざれば能く行ふ莫し。(七)詩に曰く、『孝子匱しからず』と、此を謂ふ也。

【一】子の道は義に從つて父に從はざることあるを述ぶ。
【二】妄動せざる也。
【三】妄說せざる也。
【四】衷は忠なり。
【五】彫萃は憔悴なり。
【六】不順は親に從ふを得ざる也。
【七】大雅旣醉の篇。

ず、還つて復た彼の（六〇）北蓋を瞻るに、彼皆斷てり、彼、說あるか、匠、過ちて絕てるか』と。孔子曰く、『太廟の堂、亦嘗て說あり、官、良工を致し、因つて節文を（六一）麗す、良材無きに非ざるなり、蓋し文を貴ぶが曰なり』と。

【六〇】北蓋は北面の戸扇。
【六一】麗は施す也。

刑せられざりしや。汝、諫者を以て必ず用ひらるると爲すか、伍子胥は姑蘇の東門外に磔せられざりしや。夫れ遇と不遇は時也、賢と不肖は材也。君子、博學深謀にして、時に遇はざる者多し。是に由つて之を觀れば、世に遇はざる者は衆し、何ぞ獨り丘のみならんや。夫れ芷蘭は深林に生ず、(五二)人無きの以に芳しからずんばあらず。君子の學は(五三)通ぜんが爲めにあらず、窮するも困せず・憂ふるも意衰へず・禍福終始を知りて・心惑はざらんが爲めなり。夫れ賢と不肖とは材なり、爲すと爲さざるとは人なり、遇と不遇とは時なり、死生は命なり。今、其人あるも、其時に遇はずんば、賢と雖も其れ能く行はれんや。苟くも其時に遇はば、何の難きことか之れあらん。故に君子は博學深謀にして、身を修め行を端しくし、以て其時を俟つ』と。孔子曰く、『由、居れ、吾、汝に語らん。昔、晉の(五四)公子重耳の霸心は曹に生ず、(五五)越王句踐の霸心は會稽に生ず、(五六)齊の桓公小白の霸心は莒に生ず。故に居、隱せざる者は、思ひ遠からず、(五七)身佚せざる者は志、廣からず。女庸安ぞ吾が之を(五八)桑落つるの下に得ざるを知らんや』と。

子貢、魯廟の(五九)北堂を觀、出でて孔子に問うて曰く、『鄉には賜、太廟の北堂を觀る、吾亦未だ輟め

【五二】人に識られざるも亦自ら芳し。

【五三】通は窮通の通なり。

【五四】即ち文公、重耳亡げて曹を過ぎ辱を受く、故に怒りて霸たらんとする心を生ず。

【五五】越王は吳王の爲に敗られ會稽山に棲む。

【五六】小白は桓公の名、桓公莒に奔り禮せられず。

【五七】佚は逸なり、奔竄をいふ。

【五八】孔子、桑樹の下に露居せるなり。桑落つるは、九月の時なり。

【五九】北堂は神主のある所を云ふ。

以て就きて、(四二)鮮絜にするは、善化に似たり。其の萬折するも必ず東するは、志に似たり、是の故に君子、大水を見れば必ず觀る』と。

孔子曰く、『吾、恥づることあり、吾、鄙しむことあり、吾、殆むことあり。幼にして彊め學ぶこと能はず、老いて、(四三)以て之を敎ふる無き、吾、之を恥づ。其故鄕を去り、君に事へて達し、(四四)卒として故人に遇ひ、曾て(四五)舊言無き、吾、之を鄙しむ。小人と處る者は、吾、之を殆む』と。

孔子曰く、『(四六)垤の如くなるも進まば、吾、之に與せん。丘の如くなるも止まらば、吾已まん。今學、曾て未だ(四七)肬贅にも如かざるに、則ち(四八)具然として人の師と爲らんを欲するものあり』と。

孔子、南のかた楚に適く、陳蔡の間に(四九)厄せられ、七日、火食せず、(五〇)藜羹、糂せず、弟子、皆、飢色あり。子路進んで問うて曰く、『由、之を聞く、「善を爲す者は天之に報ゆるに福を以てし、不善を爲す者は天之に報ゆるに禍を以てす」と。今、夫子、德を累ね義を積み、美行を懷くの日久し、奚ぞ居の(五一)隱なるや』と。孔子曰く、『由、識らず。吾、汝に語らん。汝、知者を以て必ず用ひらるると爲すか、王子比干は心を剖かれざりしや。汝、忠者を以て必ず用ひらるると爲すか、關龍逢は

【四二】絜は潔なり。鮮絜は新鮮清潔なり。
【四三】人に敎ゆるに足らず。
【四四】卒は卒然なり。故人は故舊なり。
【四五】舊言無きは、舊時を語らざる也。
【四六】垤はありづか也。
【四七】肬贅はいぼ。
【四八】具然は自ら滿足する貌。
【四九】厄は阨なり。
【五〇】藜羹は、あかざのあつもの。糂せずは、羹中に穀粒なきを云ふ。
【五一】隱は窮困なり。

れ世の陵遲なること亦久し、而して能く民をして踰ゆる勿からしめんや。〔三〇〕詩に曰く、「周道砥の如く、其直きこと矢の如し、君子の履む所、小人の視る所、眷焉として之を顧み、潸焉として涕を出す」と。豈に哀しからずや』と。

〔三一〕詩に曰く、『彼の日月を瞻れば、悠悠として我思ふ、道の云に遠き、曷ぞ云に能く來らん』と。子曰く、『伊れ道を〔三二〕稽じくせば、其れ來るあらざらんや』と。

孔子、東流の水を觀る。子貢、孔子に問うて曰く、『君子の、大水を見れば必ず焉を觀る所以のものは、是れ何ぞや』と。孔子曰く、『夫れ水大なれば、〔三三〕徧く諸生を與へて而も〔三四〕爲すなきや、德に似たり。其の流るるや〔三五〕埤下裾拘、必ず其理に循ふは、義に似たり。〔三六〕其の洸洸乎として、淈き盡きざるは、道に似たり。若し之を決して行かしむるあれば、其の應じて〔三七〕佚すること〔三八〕聲響の若く、其の百仞の谷に赴きて懼れざるは、勇に似たり。〔三九〕主量、必ず平なるは法に似たり。〔四〇〕盈ちて概を求めざるは、正に似たり。〔四一〕淖約として微達するは、察に似たり。以て出で以て入り、

【三〇】小雅大東の篇。砥矢の道を失ふとは、陵遲する所以、其法度の墮壞するを云ふ也。眷焉は惓戀する貌、潸焉は涙下る貌。
【三一】邶風雄雉の篇。
【三二】稽は同なり。
【三三】萬物に生を與ふ。
【三四】爲す無きは、私せざるなり。
【三五】埤は卑なり。裾拘は倨句、或は直或は曲なるを云ふ。
【三六】洸洸乎は滉滉乎也。
【三七】佚は奔逸なり。
【三八】聲に響の應ずるが如し。
【三九】主は注、量は坑坎。水の坑に注ぐを云ふ。
【四〇】概は斗斛を平にするの木なり、盈つれば概を待たずして自ら平。
【四一】淖約は柔弱なる貌。

(一八)嫚にして誅を(一九)謹しむは、賊なり、令に時あるも、(二〇)斂に時無きは、暴なり、敎へずして成功を責むるは、虐なり、此三つの者を已めて然る後、刑(二一)即く可きなり。(二二)書に曰く、「義刑義殺、庸ひて以て予に即く勿れ、維れ「未だ順事あらず」と曰へ」と。敎を先にするを言ふなり。故に先王は既に之に陳ぬるに道を以てし、上先づ之を(二三)服す。若し可ならざれば、賢を尙びて以て(二四)之を綦む。若し可ならざれば、(二五)不能を廢して以て之を單す。三年を朞して百姓(二六)從ふ。邪民從はずして、然る後之を俟つに刑を以てすれば、則ち民、罪を知る。(二七)詩に曰く、「尹氏大師たり、維れ周の氐、國の均を秉り、四方を是れ維ぎ、天子を是れ庳け、民をして迷はざらしむ」と。是を以て威、厲なれども試みず、刑、錯けども用ひずとは、此を謂ふ也。今の世は則ち然らず、其敎を亂り、其刑を繁くし、其民迷惑して焉に墮つれば、則ち從つて之を刑す。是を以て刑彌〻繁くして、邪に勝たず。三尺の岸なるに、虛車、登ること能はず、百仞の山なるも、(二八)任負の車焉に登る。何となれば則ち(二九)陵遲なるが故なり。數仞の牆なるに、民踰えず、百仞の山なるも、豎子馮りて游ぶは、陵遲なるが故なり。今夫

【一八】嫚は慢なり。
【一九】謹は嚴にする也。
【二〇】斂は收斂なり。
【二一】即は施し行ふ也。
【二二】康誥の篇。周公、康叔に命ずる語。刑殺、義を以てするも、先づ敎へざれば順事に非ざるを云ふ。
【二三】服は行ふ也。
【二四】優寵する也。
【二五】黜削する也。
【二六】從は來り歸する也。
【二七】小雅節南山の篇。氐は柢なり、根柢。國の均を秉るは政を爲す也。維は維持するなり。
【二八】任負の車は、物を載せたる車なり。
【二九】陵遲は、丘陵の傾斜の緩慢なる也。

にして堅、三に曰く、言ふこと僞にして辯、四に曰く、記すること(九)醜くして博、五に曰く、非に順つて(一〇)澤。此の五つの者、人に一あるも、則ち君子の誅に免るるを得ず、而るに少正卯は、兼ねて之を有せり。故に居處は以て徒を聚め群を成すに足り、言談は以て邪を飾り衆を(一一)營はすに足り、彊は以て(一二)是に反して獨立するに足る。此れ小人の桀雄なり。誅せざる可からず。是を以て湯は尹諧を誅し、文王は潘止を誅し、周公は管叔を誅し、太公は華仕を誅し、管仲は付里乙を誅し、子產は鄧析・史付を誅せり、此七子は皆世を異にして心を同じうす、誅せざる可からざる也。(一三)詩に曰く、「憂心悄悄たり、群小に慍らる」と。小人、群を成すは、斯れ憂ふるに足れり』と。

孔子、魯の司寇と爲る。父子、訟ふる者あり。孔子之を拘へて、三月(一四)別たず。其父、止めんことを請ふ、孔子、之を舍す。季孫、之を聞いて、悅ばずして曰く、『(一五)是の老や予を欺けり。予に語げて曰く、「國家を爲むるには必ず孝を以てす」と。今、一人を殺して以て不孝を(一六)戮すべきに、又之を舍せり』と。冉子以て(孔子)告ぐ。孔子慨然として歎じて曰く、『嗚呼、上、之を失して、下、之を殺さば、其れ可ならんや。其民を敎へずして、其獄を聽くは、不辜を殺すなり。三軍大に敗るるときは、斬る可からず、(一七)獄犴治まらざるときは、刑す可からず。罪、民に在らざるが故なり。令を

【九】醜は衆なり、多きをいふ。
【一〇】澤は外面に潤澤ありて美しき也。
【一一】營は熒なり。
【一二】是は是非の是。
【一三】邶風柏舟の篇。悄悄は憂ふる貌。
【一四】裁決をなさざるを云ふ。
【一五】是の老は、孔子をさす。
【一六】戮は戮辱なり。
【一七】犴も獄なり。獄犴治まらずとは、法令當らざるをいふ。

(一)宥坐篇

孔子、魯の桓公の廟を觀る。(二)欹器あり。孔子、廟を守る者に問うて曰く、『此を何の器と爲す』と。廟を守る者曰く、『此れ蓋し(三)宥坐の器と爲す』と。孔子曰く、『吾聞く、宥坐の器なる者は、虚しければ則ち欹き、中なれば則ち正しく、滿つれば則ち覆ると。』孔子顧みて弟子に謂つて曰く、『水を注げ』と。弟子、水を挹りて之に注ぐ、中にして正しく、滿ちて覆り、虚しくして欹く。孔子、喟然として嘆じて曰く、『吁、惡んぞ滿ちて覆らざる者あらんや』と。子路曰く、『敢て問ふ、滿を持するに道ありや』と。孔子曰く、『聰明聖知なるも之を守るに愚を以てし、功、天下に被るも之を守るに讓を以てし、勇力、世を(四)撫ふも之を守るに怯を以てし、富、四海を有つも之を守るに謙を以てす。此れ所謂挹りて之を損するの道なり』と。

孔子、魯の攝相と爲り、朝すること七日にして少正卯を誅す。門人進んで問うて曰く、『夫の少正卯は魯の(五)聞人なり。夫子、政を爲して始めに之を誅す、(六)失無きを得んや』と。孔子曰く、『居れ、吾、汝に其故を語らん。人、惡き者五ありて、盜竊は與からず。一に曰く、(七)心達にして險、二に曰く、行ひ(八)辟

【一】此篇は孔子の語を雜錄する者。
【二】欹器は傾側せる器。
【三】宥は右と同じ、人君、座右に置きて以て戒とすべきものなり。
【四】撫は幠なり。掩ふ也。
【五】有名の人。
【六】失は過失なり。
【七】心達は事に通達するを云ふ。
【八】辟は僻なり。

を爲すも、人をして必ず己を用ひしむる能はず。

（二〇六）誥誓は五帝に及ばず、盟詛は三王に及ばず、交々子を質とするは五伯に及ばず。

【二〇六】誥誓は言辭を以て相戒め約するをいふ。盟詛は牲を殺し、血を歃り、神明に告げて約するを云ふ。世愈々降りて德義愈々衰ふ。五帝の時、言以て相約して足れり、三王に及んで、誥誓は約するに足らず、乃ち牲を殺し血を歃る、五霸の時に及んで、盟詛以て約するに足らず、乃ち質子を相易へて約す、荀子の時に及んでは、誥誓盟詛質子も亦以て約するに足らざるを慨せる也。

國法、(二〇〇)拾遺を禁ずるは、民の・(二〇一)分なきを以て得るに串るるを惡めばなり。夫の分義あれば、則ち天下を容れて而も治まり、分義なければ、則ち一妻一妾にして而も亂る。

天下の人、各々(二〇二)特意なりと雖も、然も共に予する所あり。味を言ふ者は易牙に予し、音を言ふ者は師曠に予し、治を言ふ者は三王に予す。三王既に已に法度を定め、禮樂を制して、之を傳へたるに、用ひずして改めて自ら作るあるは、何を以てか易牙の(二〇三)和を變じて師曠の律を更むるに異ならんや。三王の治なくんば、(二〇四)天下、亡を待たず、國、死を待たじ。

飮めども食はざる者は蟬なり、飮まず食はざる者は蜉蝣なり。

虞舜・孝己は、孝なれども親、愛せず、比干・子胥は忠なれども君、用ひず、仲尼・顔淵は知なれども世に窮す。

暴國に劫迫せられて、之を辟くるに所無くんば、則ち其善を崇び、其美を揚げ、其の長ずる所を言ひて、其の短なる所を稱せざれ。

(二〇五)惟惟なるも亡ぶる者は、誹なり、博なれども窮する者は、訾なり、之を清ませども愈々濁る者は、口なり。

君子、能く貴ぶべきを爲せども、人をして必ず己を貴ばしむること能はず、能く用ふべきこと

【二〇〇】拾遺は、途に落ちたる物を拾ふ也。
【二〇一】分無しとは、我が分に非ざるを云ふ。串は慣なり。
【二〇二】特意は人各々特異の見解あるを云ふ。
【二〇三】和は、あんばい也。
【二〇四】立ろに亡ぶるをいふ。
【二〇五】惟惟は唯唯と同じ、聽從の貌。

言の信なる者は（一八八）區蓋の間に在り。疑へば則ち言はず、問はれざれば則ち言はず。

知者は事に明に、數に達し、不誠を以て事ふ可からず。故に曰く、君子は說き難し、之に說くに道を以てせざれば說かれずと。語に曰く、『（一八九）流丸は甌臾に止まり、（一九〇）流言は智者に止まる』と。此れ（一九一）家言邪學の、儒者を惡む所以なり。是非疑はしきは、則ち之を度るに遠事を以てし、之を驗するに近物を以てし、之を參するに平心を以てすれば、流言止み、惡言死す。

曾子魚を食うて餘りあり、曰く、『（一九二）之を泔せよ』と。門人曰く、『之を泔すれば人を傷ふ、之を（一九三）奧するに若かず』と。曾子泣涕して曰く、『（一九四）異心あらんや』と。其の之を聞くの晩きを傷めるなり。

吾の短なる所を用つて人の長ずる所に遇る無し、故に（一九五）塞いで（我が）短なる所を避け、（一九六）移りて（我が）任ふる所に從ふ。（一九七）疏知なるも法あらず、察辯なるも（一九八）僻を操り、勇果なるも禮無きは、君子の憎惡する所なり。

多言にして類するは聖人なり、少言にして法るは君子なり、多言にして法無くして流るれば、（一九九）喆然として辯ずと雖も小人なり。

【一八八】區は物を藏する處、蓋は物を蔽ふ所以なり。區蓋の間に在りとは、其の守る所を踰えざるなり。
【一八九】甌臾は窪。
【一九〇】智者は流言を信ぜず。
【一九一】家言は一家言なり。
【一九二】泔は米汁に漬くる也。
【一九三】奧は燠なり、炙りて蓄ふる也。
【一九四】人を傷はんとの心あるに非ざるを辯疏する也。
【一九五】短なる所を塞いで之を爲さず。
【一九六】任は堪なり。能くする所に移りて爲す。
【一九七】疏知は疏通なり。
【一九八】僻は邪僻なり。
【一九九】喆は哲なり。智慧の貌。

人に君たる者は、以て臣を取るに愼しまざる可からず。匹夫なる者は、以て友を取るに愼しまざる可からず。友なる者は（一八一）相有する所以也。道同じからずんば、何を以てか相有せん。薪を均くして火を施せば、（一八二）火は燥に就き、地を平にして水を注げば、水は（一八三）溼に流る。夫れ類の相從ふや、此の如く之れ著し。友を以て人を觀ば、焉ぞ疑ふ所あらん。友を善人に取ること、愼しまざる可からず、是れ德の基なり。（一八四）詩に曰く、『大車を將むること無かれ、維れ塵冥冥たり』と。小人と。與に處ること無きを謂ふ也。

（一八五）藍苴路作は、知に似て非なり、懦弱にして奪ひ易きは、仁に似て非也、悍戇にして鬭を好むは、勇に似て非なり。

仁義禮善の人に於けるや、之を譬ふるに貨財粟米の家に於けるが若し、多く之れを有つ者は富み、少しく之を有つ者は貧しく、有つ無き者に至りては窮す。故に（一八六）大なる者をも能くせず、小なる者をも爲さざるは、是れ國を弃て身を損するの道也。

凡そ（一八七）物、乘じて來るあれば、乘じて其れ出づるは是れ其反へる者也。流言は之を滅し、貨色は之を遠ざくべし。禍の由つて生ずる所は、纖纖より生ずるなり、是の故に君子は蚤く之を絕つ。

【一八一】有は保有なり。
【一八二】乾きたるもの先づ燒く。
【一八三】溼は濕なり。
【一八四】小雅無將大車の篇。將は奬むる也。
【一八五】藍苴は、濫狙なり、うろうろするなり。路作は露作なり、人に示す樣に事を爲すなり。
【一八六】是れ有つなき者也。
【一八七】實逆つて入るものは逆つて出づ。

んずれば則ち人、（一七二）快あり、人、快あれば則ち法度壞る。

古は匹夫は五十にして（一七三）士、天子・諸侯の子は十九にして冠し、冠すれば治を聽くは、其敎至りたればなり。

君子なる者にして之を好むは、其人なり、其人なるに而も敎へざるは、不祥なり。君子に非ずして之を好むは、其人に非ざるなり、其人に非ざるに而も之に敎ふるは、盜に糧を齎らし、賊に兵を借すなり。

自ら其行に嗛らざる者は（一七四）言濫過す。

古の賢人は賤しきこと布衣たり、貧しきこと匹夫たり、食は則ち饘粥だも足らず、衣は則ち（一七五）豎褐だも完からざるも、然も禮に非ざれば進まず、義に非ざれば受けず、（一七六）安んぞ此を取らん。

子夏貧にして、（一七七）衣、縣鶉のごとし。人曰く、『子何ぞ仕へざる』と。（子夏）曰く、『諸侯の我に驕る者には、吾、臣たらず、大夫の我に驕る者には、吾、復た見えず』と。

柳下惠、（一七八）門に後れたる者と衣を同じうして疑はれざるは、（一七九）一日の聞に非ざればなり。

利を爭ふこと（一八〇）蚤甲の如くなれば、其掌を喪ふ。

【一七二】意を肆にする也。
【一七三】士は仕ふる也。
【一七四】多言以て飾るなり。
【一七五】豎褐は短褐。
【一七六】道を枉げて富貴を取らず。
【一七七】敝衣をいふ。
【一七八】門は門限なり、都門は暮に閉づ。門に後れたる者とは女なり。
【一七九】其行の潔きこと、久しく聞えたれば也。
【一八〇】蚤は爪なり。爪甲は微細なるをいふ。

邦を御む』と。妻子は難し。妻子には焉んぞ息ふ可けんや。』(子貢曰ク)『然らば則ち賜願はくは朋友に息はん。』孔子曰く、『(一六二)詩に云ふ、「朋友の攝くる攸、攝くるに威儀を以てす」と。朋友は難し。朋友には焉くんぞ息ふ可けんや。』(子貢曰ク)『然らば則ち賜願はくは耕に息はん。』孔子曰く、『(一六三)詩に云ふ、「晝は爾干きて茅とり、宵は爾索を綯へ、亟に(一六四)其れ屋に乘れ、其れ始めて百穀を播け」と。耕は難し。耕には焉くんぞ息ふ可けんや。』(子貢曰ク)『然らば則ち賜息ふ者無けんか。』孔子曰く、『(一六五)其壙を望めば皐如たり、嵮如たり、鬲如たり、此れ則ち息ふべき所と知れ。』子貢曰く、『大なるかな死や、君子は息ひ、小人は休す』と。

國風の色を好むや、傳に曰く、『其欲を盈てて、而も(一六六)其止を愆まらず』と。其誠は金石に比ぶ可く、其聲は宗廟に內る可し。小雅は(一六七)汙上に以ひられず、自ら引いて(一六八)下に居る、今の政を疾んで以て(一六九)往者を思ふ、(一七〇)其言、文あり、其聲、(一七一)哀あり。

國將に興らんとすれば、必ず師を貴びて傳を重んず。師を貴びて傳を重んずれば則ち法度存す。國將に衰へんとすれば、必す師を賤しみて傳を輕んず。師を賤しみて傳を輕

【一六二】大雅旣醉の篇。
【一六三】豳風七月の篇。
【一六四】其屋の弊漏を修むるなり。
【一六五】壙は墓穴なり。皐如は廣き貌。嵮如は高き貌。鬲如は隔絕の貌。息ふべきは唯死にあるをいふ。
【一六六】止は止まる所、卽ち禮なり。
【一六七】汙上は汚君なり。
【一六八】自ら引退して、疏遠なるなり。
【一六九】往者は昔なり。
【一七〇】其言、鄙陋ならざるをいふ。
【一七一】哀しみて以て思ふをいふ。

君子疑へば則ち（一五二）言はず、未だ問はれざれば則ち（一五三）言はず、道遠くして日に益す。多知にして親無く、博學にして（一五四）方無く、好み多くして定り無き者は、君子與せず。

少にして（一五五）諷せず、壯にして論議せざれば、可と雖も未だ成らざるなり。君子、敎に壹に、弟子、學に壹なれば、亟かに成る。

君子（一五六）進めば則ち能く上の譽を益して下の憂を損す。不能にして之に居るは（一五七）誣なり、無益にして（一五八）厚く之を受くるは竊なり。

學は必ずしも仕ふるが爲めにあらざれども、仕ふる者は必ず學においてす。

子貢、孔子に問うて曰く、『賜、學に倦む、願はくは君に事ふるに息はん。』孔子曰く、『（一五九）詩に云ふ、「溫恭にして朝夕し、事を執るに恪むあり」と。君に事ふるは難し。君に事ふるは焉んぞ息ふ可けんや。』（子貢曰ク）『然らば則ち賜願はくは親に事ふるに息はん。』孔子曰く、『（一六〇）詩に云ふ、「孝子匱しからず、永く爾に類を錫ふ」と。親に事ふるは難し、親に事ふるは焉んぞ息ふべけんや。』（子貢曰ク）『然らば則ち、賜願はくは妻子に息はん。』孔子曰く、『（一六一）詩に云ふ、「寡妻に刑となり、兄弟に至り、以て家

【一五二】論議せざる也。
【一五三】勉強日進以て道の高遠に達せんとする也。
【一五四】方無しとは向ふ所を定めざる也。
【一五五】諷せずは詩書を諷誦せざるなり。
【一五六】進むとは仕ふるをいふ。
【一五七】誣は欺く也。
【一五八】厚く之を受くるは、祿厚き也。竊は、ぬすむ也。
【一五九】詩は商頌那の篇。
【一六〇】大雅既醉の篇。孝子の親を養ふは、手をつくして行き渡らざる所無し、故に天長く之に賜ふに善を以てす。
【一六一】大雅思齊の篇。

者說べば則ち附く。近きを親しみて遠きを附くるは、孝子の道なり』と。

曾子行く、晏子、(二四〇)郊に從ふ、曰く、『(二四一)嬰之を聞く、「君子は人に贈るに言を以てし、庶人は人に贈るに財を以てす」と。嬰は貧にして財無し、請ふ(二四二)君子に假りて、吾子に贈るに言を以てせん。乘輿の輪は、大山の木なり、諸を(二四三)檃栝に示くこと三月五月なれば、(二四四)幬菜、敝るゝをなすも、(二四五)其常に反らず。君子の檃栝は愼まざるべからず、之を愼めよ。(二四六)蘭茝も槀本を蜜醴に漸せるは、一佩すれば之を易ふ。正君も(二四七)香酒に漸せば、讒して得可きなり。君子の漸す所、愼まざる可からざるなり』と。

人の文學に於けるは、猶ほ玉の琢磨に於けるがごとし。(二四八)詩に曰く、『切するが如く瑳するが如く、琢するが如く磨するが如し』と。學問を謂ふなり。(二四九)和の璧は井里の厥なり、玉人之を琢けば天子の寶となる、(二五〇)子贛・季路は故、鄙人なり、文學を被り、禮義を服して、天下の(二五一)列士と爲る。學問して厭かず、士を好んで倦まざるは、是れ天府なり。

【二四〇】郊は郊外なり。
【二四一】嬰は晏子の名。
【二四二】君子に假るは謙辭なり。
【二四三】檃栝は木を正す器なり。示は寘なり。
【二四四】幬は轂にかぶせたる革、菜は菑なり、軸の轂中に入れるもの。
【二四五】曲木を托げて直とせるもの曲にかへらざる也。
【二四六】蘭茝は香草、槀本は茎根。
【二四七】香酒は美酒なり。
【二四八】衞風淇澳の篇。切は骨をみがく也。瑳は象牙をみがく也。琢は玉をみがく也。磨は石をみがく也。
【二四九】和は卞和なり。厥は橛なり、門梱。
【二五〇】子贛季路は子貢子路。
【二五一】列士は立派なる人。

無し、(一二九)日として是に在らざるなし。

(一三〇)雨小なるも漢故に潜となる。夫れ小を盡くす者は大に、微を積む者は著はる、(一三一)徳至る者は色澤洽く、(一三二)行盡くせば聲聞遠し。(一三三)小人は内に誠ならずして、之を外に求む。

言ふに師を稱せざる之を(一三四)畔と謂ひ、教ふるに師を稱せざる之を倍と謂ふ。倍畔の人をば明君は朝に内れず、士大夫諸に塗に遇へば與に言はず。

(一三五)行ひに足らざる者は説過ぎ、(一三六)信に足らざる者は言を誠にす。故に(一三七)春秋に胥命ずるを善し、(一三八)詩に屢〻盟ふを非とす、其心一なり。善く詩を爲す者は説かず、善く易を爲す者は占はず、善く禮を爲す者は(一三九)相せず、其心同じ。

【一二九】一日も道をはなれず。
【一三〇】潜は漢水の溢流せる川の名、雨小なりと雖も積めば終に河水を溢れしむるに足るを云ふ。
【一三一】徳、身を潤す。
【一三二】行美なれば名聞こゆ。
【一三三】徳行を脩めずして色澤聲聞を求む。
【一三四】畔も倍も、そむく也。
【一三五】行脩まらざるものは徒らに多く説く。
【一三六】行に信ならざるものは言を飾る。
【一三七】春秋魯桓公三年に曰く齊侯衛公、蒲に胥命ずと。盟はずして唯言を相結びて退くを云ふ。信は必ずしも盟によらざる也。
【一三八】詩經小雅巧言の篇に曰く君子屢〻盟ふ、亂是を以って長しと。盟は所謂言を誠にするなり。
【一三九】相は禮を贊くる也。

曾子曰く、『孝子は言は聞く可きを爲し、行は見る可きを爲す、言は聞く可きを爲すは遠きを説ばしむる所以なり、行、見る可きを爲すは、近きを説ばしむる所以なり。近き者説べば則ち親しみ、遠き

賢を以て不肖に易ふれば、(二六)卜を待つて後吉を知らず、治を以て亂を伐てば、(二七)戰を待つて後克つを知らず。

齊人、魯を伐たんと欲す、(二八)卞莊子を忌みて、敢て卞を過らず。晉人、衞を伐たんと欲す、(二九)子路を畏れて、敢て蒲を過らず。

知らざれば堯舜に問ふ、有ること無ければ(三〇)天府に求む。先王の道は則ち堯舜のみ、六藝の博は則ち天府のみ。

君子の學は(三一)蛻の如し、(三二)幡然として之に遷る、故に其行くや效ひ、其立つや效ひ、其坐するや效ひ、其の顏色を置き辭氣を出すや效ふ。(三三)善を留むること無く、(三四)問を宿むること無し。善く學ぶ者は其理を盡し、善く行ふ者は其(三五)難を究む。

君子の志を立つるや、(三六)窮するが如く、天子三公の問と雖も正に是非を以て對ふ。

君子は(三七)隘窮すれども失せず、勞倦すれども苟くもせず、患難に臨めども(三八)茵席の言を忘れず。

歳寒からざれば、以て松栢を知る無し、事難からざれば以て君子を知る

【二六】必ず吉なるをいふ。
【二七】必ず克つをいふ。
【二八】卞莊子は卞邑の賢大夫。
【二九】子路は蒲の宰たり。
【三〇】天府は天の府藏なり。道藝のこもれる所、即ち下文の六藝是れなり。
【三一】蛻は、せみのぬけがら。
【三二】幡然は改まる貌。
【三三】善あれば即ち行ひ留滯無きなり。
【三四】時に當りて即ち問ひ、宿を經るを待たず。
【三五】行ひ難き事を爲し遂ぐる也。
【三六】變に通ずる能はざるに似たり。
【三七】隘窮は阨窮なり。
【三八】茵席の言は平生言ふ所なり。

以、刑罰の多き所以なり。

（二一）上、義を好めば則ち民、闇に飾り、上、富を好めば則ち民、利に死す、二つの者は亂の衢なり。民語に曰く、『富を欲するか、恥を忍べ、（二二）傾絕せよ、故舊を絕て、義と分背せよ』と。上、富を好めば、則ち人民の行此の如し、安んぞ亂れざるを得んや。

湯、旱のとき禱りて曰く、『政、（二三）節せざるか、民をして疾ましむるか。何を以て雨ふらざること斯の極に至る。宮室榮なるか、婦謁盛なるか。何を以て雨ふらざること斯の極に至る。（二四）苞苴行はるるか、讒夫興るか。何を以て雨ふらざること斯の極に至る』と。

天の民を生ずるは、君の爲めにするに非ざるなり、天の君を立つるは、以て民の爲めにするなり。故に古は地を列ね國を建つるは、以て諸侯を貴ぶのみにあらず、官職を列ね爵祿を差するは、以て大夫を尊ぶのみにあらず。

主道は人を知る、臣道は事を知る。故に舜の天下を治むるや、（二五）事を以て詔けずして、萬物成れり。

農は田に精しきも、以て田師と爲す可からず、工賈も亦然り。

【二一】上、義を好むときは、民、幽闇の中に處ると雖も、亦、自ら修飾して、敢て利を放にして行はざる也。
【二二】傾絕は、身を傾け命を絕ちて求むるをいふ。
【二三】節は調適なり。
【二四】苞苴は賄賂なり。
【二五】事を以て詔告せずして、但だ委任するのみ。禹をして水を治めしむるに、水を治むるの方略を告げざりしが若きをいふ。

今夫れ（九九）箴を亡ふもの、終日之を求めて而も得ず、其の之を得るは、目の明を益せるに非ざるなり、（一〇〇）眸して之を見ればなり、心の慮に於けるも亦然り。

義と利とは人の兩つながら有する所なり、堯舜と雖も、民の利を欲するを去ること能はず、然も能く其の利を欲するをして其の義を好むに克たざらしむるなり。桀紂と雖も、亦、民の義を好むを去ること能はず、然も能く其の義を好むをして其の利を欲するに勝たざらしむるなり。故に義、利に勝つ者を、治世と爲し、利、義に克つ者を、亂世と爲す。上、義を重んずれば則ち義、利に克ち、上、利を重んずれば則ち利、義に克つ。故に天子は多少を言はず、諸侯は利害を言はず、大夫は得喪を言はず、士は（一〇一）財貨を通せず、國を有つの君は牛羊を（一〇二）息はず、（一〇三）錯質の臣は雞豚を息はず、（一〇四）冢卿は（一〇五）幣を修めず、大夫は（一〇六）場園を爲さず、從士以上、皆、利を羞ぢて、民と業を爭はず、分施を樂みて積藏を恥づ。然るが故に民、財に困しまず、貧窶なる者、（一〇七）其手を竄るる所あり。

文王は四を誅し、武王は二を誅し、周公は（一〇八）業を卒へ、（一〇九）成康に至りては則ち案に誅なき已。多く財を積みて、（一一〇）有る無きを羞ぢしめ、民の任を重くして、能くせざるを誅す、此れ邪行の起る所

【九九】箴は鍼なり。
【一〇〇】眸は瞀なり、低目諦視するなり。
【一〇一】賣買せざるをいふ。
【一〇二】息は蕃育なり。
【一〇三】錯質は贄を執るを云ふ。
【一〇四】冢卿は上卿なり。
【一〇五】幣は財幣なり。
【一〇六】場園は稼穡樹藝。
【一〇七】竄は容るる也。手を竄るるとは、手をつけて仕事を爲すことを得る也。
【一〇八】業は王業をいふ。
【一〇九】成康は周の成王、康王。
【一一〇】有る無きは、貧をいふ。

應じ、政教習俗、相順ひて而る後行はる。

八十の者、一子なれば(其子)事はず、九十の者は擧家を事はず、癈疾にして人に非ざれば養はれざる者は、(九一)一人を事はず、父母の喪は三年事はず、齊衰大功は三月事はず、諸侯より來ると、新に(九二)昏あるとは、朞事はず。

(九三)子、子家駒を謂ふ、『(九四)續然たる大夫なり、(而)晏子に如かず。晏子は功用の臣なり、(而)子産に如かず。子産は惠人なり、(而)管仲に如かず。(但)管仲の人と爲りや、功を力むれども義を力めず、知を力むれども仁を力めず、野人なり、以て天子の大夫たるべからず』と。

孟子、三たび宣王に見えて、事を言はず。門人曰く『曷爲れぞ三たび齊王に遇うて、而も事を言はざる』と。孟子曰く、『我、先づ其邪心を攻む』と。

公行子の燕に之くや、曾元に塗に遇ふ。曰く、『燕君は何如。』曾元曰く、『志卑し、志卑しきものは物を輕んず、物を輕んずるものは助を求めず、苟くも助を求めずんば(九五)何ぞ能く擧げん』と。

(九六)氏羌の虜にせらるるや、其係累を憂へずして、其の焚かれざるを憂ふ。夫の(九七)秋豪を利して、害、國家を(九八)靡するを、然も且つ之を爲すは、幾に計を知るとせんや。

【九一】一人を廢して癈疾を養はしむ。
【九二】昏は婚なり。朞は一年なり。
【九三】子は孔子。
【九四】續然は繾綣として公に從ふを云ふ。
【九五】人を擧用せざるを云ふ。
【九六】氏羌は蠻族の名。係累は繫累なり。氏羌の俗、死すれば其屍を焚くなり。今他國に虜となる、故に焚かれざるを恐るゝなり。
【九七】秋豪は秋毫なり。
【九八】靡は糜なり。疲弊するなり。

なり。口能く之を言ひ、身行ふこと能はざるは、國の用なり。口、善を言ひ、身、惡を行ふは、國の妖なり。國を治むる者は、其寶を敬し、其器を愛し、其用に任じ、其妖を除く。

富まざれば、以て民の情を養ふ無く、敎へざれば、以て民の性を理むる無し。故に家ごとに五畝の宅、百畝の田、其業を務めしめて、其時を奪ふ勿きは、之を富ます所以なり。大學を立て、庠序を設け、(八二)六禮を修め、(八三)七敎を明かにするは、之を導く所以なり。(八四)詩に曰く、『之に飮ましめ之に食はしめ、之を敎へ之を誨へて、王事具はる』と。

武王始めて殷に入り、(八五)商容の閭に表し、箕子の囚を釋し、比干の墓に哭して、天下、善に鄕ふ。

天下、國ごとに俊士あり、世ごとに賢人あれども、迷ふ者は路を問はず、溺るる者は(八六)遂を問はず、亡ぐる人は(八七)獨を好む。(八八)詩に曰く、『我が言を維れ服し、用て笑ふことを爲す勿れ、先民言へるあり、芻蕘にも詢ると。』博く問ふを言へるなり。

法ある者は法を以て行ひ、法無き者は(八九)類を以て擧ぐ、其本を以て其末を知り、其左を以て其右を知る。凡そ百事、(九〇)理を異にして相守る。慶賞刑罰、類に通じて而る後

【八二】六禮は冠、婚、喪、祭、鄕、相見。
【八三】七敎は父子、兄弟、夫婦、君臣、長幼、朋友、賓客。
【八四】小雅緜蠻の篇。
【八五】商容は殷の賢人にして紂に貶退せられたるもの。表は旌表なり。
【八六】遂は徑隧なり、水中の涉るべき徑。
【八七】賢俊を用ひざるを云ふ。
【八八】大雅板の篇。服は用ふる也。芻蕘は薪を取る者なり。芻蕘にも詢るとは、賤者に問ふを恥ぢざる也。
【八九】類は類例なり。
【九〇】其理は異なりと雖も、相關連制約す。

君子(七三)律を聽き(七四)容を習うて而る後士たり。

(七五)霜降れば女を逆へ、(七六)冰泮くれば內を殺し、十日に一たび御す。

坐しては膝を視、立ちては足を視、應對言語には面を視る、立ちては前を視ること六尺、而して之を大にすれば、六六三十六、三丈六尺。

文と貌と情と用と、內外表裏を相爲す。禮の中にして能く思索する、之を能く慮ると謂ふ。禮なる者は本末相順ひ、終始相應ず。禮なる者は財物を以て用と爲し、貴賤を以て文と爲し、多少を以て異と爲す。

下臣は君に事ふるに貨を以てし、中臣は君に事ふるに身を以てし、上臣は君に事ふるに(七七)人を以てす。

易に曰く『(七八)復するに道に自る、何ぞ其れ咎あらん』と。春秋に穆公を賢とするは、以て能く變ずと爲せばなり。

士に妒友あれば則ち賢交親しまず、君に妒臣あれば則ち賢人至らず。(七九)公を蔽ふ者之を昧と謂ひ、良を隱す者之を妒と謂ひ、妒昧を奉ずる者之を(八〇)交譎と謂ふ。交譎の人・妒昧の臣は、國の(八一)薉孽なり。

口能く之を言ひ、身能く之を行ふは、國の寶なり。口言ふこと能はず、身能く之を行ふは、國の器

【七三】律は音律なり。
【七四】容は容儀なり。
【七五】農間に嫁娶の事を行ふをいふ。
【七六】春月農劇の時、民野處し又出御することを時を以てするをいふ。
【七七】賢を擧ぐる也。
【七八】復は返る也。易の小畜の卦の初九の爻辭。
【七九】公は公道なり。
【八〇】交は狡なり。
【八一】薉は穢なり。

とあれども怒ること無し。

君の、大夫に於ける、三たび其疾を問ひ、三たび其喪に臨む。士に於ては一たび問ひ一たび臨む。諸侯は、疾を問ひ喪を弔ふに非ざれば、臣の家に之かず。既に葬りて、君若くは父の友之に食せしむれば則ち食す、粱肉を辟けず、酒醴あれば則ち辭す。

（六七）寢は廟を踰えず、設衣は祭服に踰えざるは禮なり。

易の（六八）咸は夫婦を見す。夫婦の道は正しくせざる可からず、君臣父子の本なり。咸は感なり、（六九）高きを以て下きに下り、（七〇）男を以て女に下る、柔上にして、剛下なり。

（七一）聘士の義、（七二）親迎の道は、始めを重んずるなり。

禮とは人の履む所なり。履む所を失へば則ち顚蹷陷溺す。失ふ所微なるも、其の亂を爲すこと大なる者は、禮なり。

禮の、國家を正すに於けるや、權衡の、輕重に於けるが如く、繩墨の、曲直に於けるが如し。故に人、禮無ければ生きず、事、禮無ければ成らず、國家、禮無ければ寧からず。

和樂の聲は、步は武象に中り、趨は韶濩に中る。

【六七】寢は燕居の室。廟は宗廟なり。寢は、其構造を粗にする也。設衣は褻衣なり。
【六八】咸の卦なり、艮下兌上。
【六九】艮は山にして高し。兌は澤にして低し。
【七〇】艮は少男なり。兌は少女なり。
【七一】聘を厚くして士を招くなり。
【七二】婚禮に男往いて女を迎ふるをいふ。

(五七)下る。

祭大だ蚤く、(五八)朝大だ晩きは。禮に非ざるなり。民を治むるに禮を以てせざれば、動けば斯に陷る。

(五九)平衡を拜と曰ひ、(六〇)下衡を稽首と曰ひ、地に至るを稽顙と曰ふ。大夫の臣は(大夫チ)拜して稽首せず、家臣を尊ぶに非ざるなり、君を辟くる所以なり。

(六一)一命して(六二)鄕に齒し、(六三)再命して族に齒し、(六四)三命すれば、族人七十のものと雖も敢て先んぜず。上大夫、中大夫、下大夫。(脱簡アルベシ)

吉事には尊を尙び、喪事には親を尙ぶ。

君臣(禮チ)得ざれば尊ならず、父子得ざれば親ならず、兄弟得ざれば順ならず、夫婦得ざれば驩ならず、少者以て長じ、老者以て養はる。故に天地之を生じ、聖人之を成す。

(六五)聘は問なり、享は獻なり、私覿は私見なり。

言語の美は(六六)穆穆皇皇たり、朝廷の美は濟濟鎗鎗たり。

人の臣下たる者は、諫むることあれども訕ること無く、亡ぐることあれども疾むこと無く、怨むこ

【五七】下るは、車を下る也。
【五八】朝は朝政なり。
【五九】平衡は頭を腰と平になるまで下ぐる也。
【六〇】下衡は頭を腰より下に下ぐる也。
【六一】一命は士となるをいふ。
【六二】鄕に齒すは、鄕人と交はるに年次を以てする也。
【六三】再命は大夫となるをいふ。族は族人なり。
【六四】三命は、卿となるをいふ。
【六五】聘は聘使して諸侯を問ふを云ふ、獻は束帛及び璧を加へて獻するを云ふ。
【六六】穆穆は謹敬の貌、皇皇は俯飾の貌、濟濟鎗鎗は進退威儀ある貌。

て悲哀に及ばざるは、禮に非ざるなり。故に【四四】吉行は五十、喪に犇るは百里、賵贈、【四五】事に及ぶは禮の大なり。

禮なる者は【四六】政の輓なり、政を爲すに禮を以てせざれば政行はれず。

天子、位に卽けば、上卿進んで曰く、『之を如何せん、【四七】憂の長きこと、能く患を除けば則ち福と爲り、患を除く能はざれば則ち賊と爲る』と。天子に【四八】一策を授く。中卿進んで曰く、『天に配して下土を有する者は、事に先だちて事を慮り、患に先だちて患を慮る。事に先だちて事を慮る之を【四九】接と謂ふ、接なれば則ち事、優に成る。患に先だちて患を慮る、之を【五〇】豫と謂ふ、豫なれば則ち禍生ぜず。事至りて後に慮るもの之を後と謂ふ、後なれば則ち事擧がらず。患至りて後に慮るもの之を困と謂ふ、困なれば則ち禍禦ぐ可からず』と。天子に【五一】二策を授く。下卿進んで曰く、『敬戒して怠ること莫かれ、【五二】慶者、堂に在れば、弔者、閭に在り、禍は福と鄰る、【五三】其門を知る莫し。【五四】豫なれよや、豫なれよや、萬民之を望む』と。天子に三策を授く。

禹、耕者の【五五】耦して立つを見れば【五六】式し、十室の邑を過ぐれば必ず

【四四】吉行は吉禮の行程。

【四五】事に及ぶとは、柩戸に及び悲哀に及ぶ也。

【四六】輓は車のひき綱なり、此は禮を以て行はるるを云ふ。

【四七】天子は天下の安危の繫る所、故に其憂長し。

【四八】上言を策に書して之を天子に授くる也。

【四九】接は捷なり、はやきを云ふ。

【五〇】豫は、あらかじめするなり。

【五一】二策は第二策なり。

【五二】吉凶は相踵ぐ。閭は門なり。

【五三】相別つ可からず。

【五四】戒むべきを言ふ也。

【五五】耦は相對する也。

【五六】式は軾に倚りて禮するなり。

禮の大凡は、生に事ふるは驩びを飾るなり、死を送るは哀みを飾るなり、軍旅は威を飾るなり。親を親とし、(三三)故を故とし、(三四)庸を庸とし、勞を勞とするは、(三五)仁の殺なり。貴を貴とし、尊を尊とし、賢を賢とし、老を老とし、長を長とするは、義の倫なり。之を行うて其節を得るは、禮の序なり。仁は愛なり、故に親しむ。義は理なり、故に行はる。禮は節なり、故に成る。仁に(三六)里あり。義に(三七)門あり。仁、(三八)其里に非ずして之に(三九)處るは禮に非ざるなり。義、(四〇)其門に非ずして之に由るは義に非ざるなり。恩を推すも理ならざるは、仁を成さず、理を遂ぐるも敢てせざれば、義を成さず、節を審かにするも和せざれば、禮を成さず、和するも發せざれば、樂を成さず。故に曰く、仁義禮樂、其致一なりと。

君子、仁に處るに義を以てして、然る後仁なり。義を行ふに禮を以てして、然る後義なり。禮を制するに、本に反り末を成して、然る後禮なり。三者皆通じて、然る後道なり。

貨財を(死人ニ贈ルヲ)賻と曰ひ、輿馬を賵と曰ひ、衣服を襚と曰ひ、玩好を贈と曰ひ、玉貝を唅と曰ふ。賻賵は(四一)生を佐くる所以なり、(四二)贈襚は死を送る所以なり。(四三)死を送るに柩尸に及ばず、生を弔し

【三三】故は故舊なり。
【三四】庸は功なり。
【三五】殺は等差なり。
【三六】里は安居する處をいふ。
【三七】門は出入する處をいふ。
【三八】其里とは、宜しく處るべき處をいふ。
【三九】處は居なり。
【四〇】其門とは宜しく由るべき所をいふ。
【四一】生は生者なり。
【四二】死は死者なり。
【四三】死者の床にあるを尸と云ひ、棺に在るを柩といふ。贈襚は死を送る所以、故に宜しく未だ葬らざる前にすべく、賻賵は生を弔する所以、宜しく哭を卒らざるの前にすべし。

舜曰く、『維れ予、欲するに從ひて治まる』と。故に禮の生ずるは、賢人より以下庶民に至るものの爲めなり、成聖の爲めに非ざるなり。然も亦聖を成す所以なり。學ばざれば成らず。堯は君疇に學び、舜は務成昭に學び、禹は西王國に學ぶ。

(二三)五十は喪を成さず、(二四)七十は唯だ衰のみ存す。

(二五)親迎の禮は、父、南に鄕つて立ち、子北に面して跪づく、(二六)醮して之に命ずらく、『往いて而の(二七)相を迎へて、我が(二八)宗事を成し、(二九)隆率して以て敬み、(三〇)先妣を之れ嗣ぎ、若則ち常あれ』と。子曰く、『諾、惟だ能はざらんことを恐る、敢て命を忘れんや』と。

夫れ行とは禮を行ふの謂なり。禮とは貴者には敬に、老者には孝に、長者には弟に、幼者には慈に、賤者には惠するなり。

其宮室に賜予するにも、猶ほ慶賞を國家に用ふるがごとくし、其臣妾に忿怒するにも、猶ほ刑罰を萬民に用ふるがごとくす。

君子の、子に於ける、之を愛するに(三一)面する勿く、之を使ふに(三二)貌する勿く、之を導くに道を以てして彊ふる勿し。

禮は、人心に順ふを以て本と爲す、故に禮經に亡けれども、而も人心に順ふ者は皆禮なり。

【二三】年五十を踰ゆれば父母の喪にも哭泣せず。
【二四】縗麻を服するのみ、老者には其禮を略するを云ふ。
【二五】往いて妻を迎ふるを云ふ。
【二六】醮は酒を酌んで酬酢せざる一種の禮。
【二七】相は助くる義、妻をいふ。
【二八】宗事は宗廟の事。
【二九】隆率は婦道を貴び率ゆるなり。
【三〇】先妣は先母なり。
【三一】面は、まのあたりする也。
【三二】貌は禮貌を以てする也。

し、諸侯は荼を御し、大夫は笏を服するは、禮なり。天子は（一三）彫弓、諸侯は彤弓、大夫は黒弓なるは、禮なり。

諸侯相見る、卿を介と爲し、（一四）其敎を以ゐて出で、畢く行き、（一五）仁をして居守せしむ。

人を聘するに珪を以てし、士を問ふに璧を以てし、人を召すに（一六）瑗を以てし、（一七）人を絶つに玦を以てし、（一八）絶を反すに環を以てす。

人主は仁心を設く、知は其役なり、禮は（一九）其盡なり、故に王者は仁を先にして禮を後にす、（二〇）天施然ればなり。聘禮志に曰く、『幣厚ければ則ち德を傷り、財侈れば則ち禮を殄ふ、禮と云ひ禮と云ふ、（二一）玉帛を云はんや』と。（二二）詩に曰く、『物其れ指きは、唯だ其れ偕へばなり』と。時宜ならず、敬文ならず、驩欣せざれば、指しと雖も禮に非ざるなり。

水に行く者は深きに表し、人をして陷る無からしむ、民を治むる者は亂に表し、人をして失ふ無からしむ。禮なる者は其表なり。先王、禮を以て天下の亂に表す。今、禮を廢するは、是れ表を去るなり。故に民、迷惑して禍患に陷る。此れ刑罰の繁き所以なり。

【一三】彫弓は彫畫せる弓、彤弓は朱弓。
【一四】敎は敎衞なり、敎ふる所の武衞の士。
【一五】仁は仁厚の者。
【一六】瑗は大孔ある璧。
【一七】絶は絶交なり。玦は環の如くにして一部缺けたる玉。
【一八】絶を反すは、交を復する也。
【一九】其盡は仁を盡くす所以なり。
【二〇】天施は天道の施す所。
【二一】禮は本なり、玉帛は末なり。
【二二】小雅魚麗の篇。指は旨き也。

(一)大略篇

大略、人に君たる者、禮を隆び賢を尊べば王たり、法を重んじ民を愛すれば霸たり、利を好み詐り多ければ危し。

(二)四旁に近からんことを欲すれば、中央に如くは莫し、故に王者は必ず天下の中に居るは、禮なり。

天子は(三)外屏、諸侯は内屏するは、禮なり。外屏は外を見るを欲せざるなり、内屏は内を見るを欲せざるなり。

諸侯、其臣を召せば、臣は(四)駕を俟たず、衣裳を顚倒して走るは、禮なり。(五)詩に曰く、『之を顚し之を倒す、公より之を召す』と。天子、諸侯を召せば、諸侯、(六)輿を輦きて馬に就くは禮なり、(七)詩に曰く、『我、我が輿を彼の牧に出す、天子の所より、我に來れと謂ふ』と。

天子は(八)山冕、諸侯は(九)玄冠、大夫は(一〇)裨冕、士は(一一)韋弁なるは、禮なり。天子は(一二)珽を御

【一】此篇は蓋し弟子の荀子の語を雜錄せる者、論旨なく次序なし。
【二】偏すれば一方に近きも一方に遠し。
【三】屏は塀なり、蔽ふ所以のもの。
【四】召に應ずるに急なる也。
【五】齊風東方未明の篇。
【六】輦は、人、車を輓くなり。輿を輦きて馬に就くは、馬の至るを待つに暇あらざればなり。
【七】小雅出車の篇。車を出し牧地に就きて馬を駕するを云ふ。
【八】山冕は山を衣に畫きて冕を服す。
【九】玄冠は玄衣にして冕す。
【一〇】裨冕は裨衣にして冕す。
【一一】韋弁を白鹿皮を以て爲れる冠。
【一二】珽は大珪。荼は玉の上圓下方なるもの。

佩ぶることを知らず。布と錦とを雜ふるも、異なることを知らず。(八二)閭娵・子奢をば、之を媒するもの莫く、嫫母・力父をば、是を之れ喜ぶ。盲を以て明と爲し、聾を以て聰と爲し、危を以て安と爲し、吉を以て凶と爲す。嗚呼上天、(八三)曷ぞ維れ其れ同じき。

【八二】閭娵は、梁王魏罌の美女、子奢は子都なるべし、鄭の美人、嫫母は醜女、黄帝の時の人、力父は詳ならず、一說には醜男なり。美を喜ばずして醜を喜ぶを云ふ。

【八三】天下皆然るをいふ。

晦盲す。幽晦登り昭し、日月下り藏る　公正私なきを、反つて（六四）從橫とせらる。（六五）志、公利を愛するものは、（六六）重樓疏堂あり。（六七）罪人に私するなきものは、（六八）革を憖み兵を貳ふ。道德純備するも、讒口（六九）將將たり。（七〇）仁人絀約し、（七一）敖暴擅まに彊し。天下幽險にして、（七二）世英を失はんことを恐る。螭龍を（七三）蝘蜓と爲し、鴟梟を鳳凰と爲す。比干は刳かれ、孔子は匡に拘はる。昭昭乎として其知の明なるに、拂乎として其れ時の不祥に遇へる。郁郁乎として其禮義の大に行はれんことを欲するに、闇乎として天下の晦盲なる。（七四）皓天復らず、憂疆り無し。（七五）千歲必ず反るは、古よりの常なり。弟子、學を勉むるは、（七六）天、忘れざれば也。聖人（七七）手を共するも、（七八）時や幾將からんとす。愚にして以て疑はんよりは、願はくは（七九）反辭を聞け、其れ小歌せん。彼の遠方を念ふ。何ぞ其れ塞がれる。仁人詘約し、暴人（八〇）衍り、忠臣危殆し、讒人服ひらる。（八一）瓊玉瑤珠、

【六四】從橫は反復の心あるを云ふ。
【六五】公家の利を擅にするをいふ。
【六六】榮貴なるをいふ。
【六七】私心なくして有罪の人を刑するを云ふ。
【六八】革は甲也。惡人に讎せらるるの恐あるが故に却て兵甲を戒備して以て自ら守る也。
【六九】喧しき貌。
【七〇】屈托窮約。
【七一】敖は傲なり。
【七二】世英は一時の雋英。
【七三】蝘蜓は、いもり。
【七四】天道逝いて還らざるをいふ。
【七五】亂久しければ必ず治に復るべき時あるをいふ。
【七六】天道復らずと雖も、豈に竟に斯民を忘れんや。
【七七】共は拱なり。手を拱すとは、世に用ひられざるをいふ。
【七八】時運の反、其の來ること近かるべきを云ふ。
【七九】前意を反復して述ぶる辭を云ふ。
【八〇】衍は蕃衍なり、はびこる也。
【八一】瓊玉は赤き玉、瑤珠は美なるたま。

を惡み、(四八)濕を喜びて雨を惡む。蛹以て母と爲し、蛾以て父と爲す。(四九)三俯三起、事乃ち大に已む。夫れ是を之れ蠶の理と謂ふ。蠶。

此に(五〇)物あり、(五一)山阜に生じ、室堂に處る。知無く巧無く、善く衣裳を治む。盜せず(五二)竊せざるに、(五三)穿窬して行く。日夜合離して、以て文章を成す。以て能く合從し、又能く連衡す。下、百姓を覆ひ、上、帝王を飾る。功業甚だ博きも、賢良とせられず。時に用ひらるれば則ち存し、用ひられざれば則ち亡ぶ。臣愚にして識らず、敢て之を王に請ふ。王曰く、此れ夫の始め生ずること鉅にして、其成功は小なる者か。其尾を長くして、(五四)其剽を鋭にせし者か。頭、(五五)銛達にして尾、(五六)趙繚する者か。一往一來、尾を結びて以て事を爲す。羽無く翼無きも、反覆甚だ極まる。(五七)尾生じて事起り、(五八)尾遭りて事已む。(五九)簪以て父と爲し、管以て母と爲す。既に以て表を縫ひ、又以て裏を連ぬ。夫れ是を之れ(六〇)箴の理と謂ふ。箴。

天下治まらず、請ふ(六一)佹詩を陳せん。天地、位を易へ、四時(六二)鄕を易ふ。列星(六三)殞墜し、旦暮

【四八】濕を好むとは、其種を浴するをいふ。既に生ずるの後は雨を惡む。
【四九】三俯は眠るをいふ。
【五〇】鍼をいふ。
【五一】鍼を作るの鐵を云ふ。
【五二】竊はぬすむ也。
【五三】穿窬は壁を穿ち牆を穿つ也。鍼の穿つをいふ。
【五四】剽は標なり。末なり。
【五五】銛達は、するどき也。
【五六】趙繚は繞繚なり、針線の長く廻るを云ふ。
【五七】線を針に施すを云ふ。
【五八】遭は廻りて盤結する也。線を結ぶをいふ。
【五九】簪は鑽なり、鍼のめを穿つきり。管は鍼を納め置く管。
【六〇】箴は鍼なり。
【六一】佹は危なり、危言の危の如し。
【六二】鄕は方向なり。
【六三】殞は隕なり。

と疾速なるも、(二八)訊を託す可からざる者か。往來惛憊なるも、固塞を爲す可からざる者か。(二九)暴至殺傷するも、(三〇)億忌せざる者か。功、天下に被るも(三一)私置せざる者か。地に託し宇に游び、風を友とし雨を子とす。冬日は寒を作し、夏日は暑を作す。廣大なる精神、請ふ之を雲に歸せん。雲。

此に(三二)物あり、(三三)儽儽たる其狀、屢〻化すること神の如し。功天下に被り、萬世の(三四)文を爲す。禮樂以て成り、貴賤以て分る。老を養ひ幼を長ずる、之を待つて後存す。名號美ならず、(三五)暴と鄰を爲す。功立ちて身廢し、(三六)事成りて家敗る。(三七)其耆老を弃て、(三八)其後世を收む。(三九)人屬の利とする所、飛鳥の害とする所、臣愚にして識らず、請ふ之を(四〇)五帝に占せん。帝之を占して曰く、此れ夫の身、(四一)女好にして、(四二)頭、馬首なる者か。屢〻化して壽ならざる者か。(四三)壯に善くして、老に拙き者か。父母ありて、(四四)牝牡無き者か。冬伏して(四五)夏遊び、桑を食うて絲を吐き、(四六)亂を前にして治を後にす。夏生じて(四七)暑

【二八】訊は書問なり。
【二九】暴至は、にはかに至る也。
【三〇】億忌は、いむ也。億は意と通ず。
【三一】私置せずとは、偏せざる也。
【三二】蠶をいふ。
【三三】儽儽は毛羽なくして裸なるを云ふ。
【三四】文は文飾なり。
【三五】蠶の字の音の慘、又は憯と相近きを云ふ。
【三六】蠶の繭成りて殺さるるを云ふ。
【三七】蛾を云ふ。
【三八】種を云ふ。
【三九】人類は絲帛を以て利とすれども、鳥類は之が爲めに害せらる。
【四〇】五帝は、少昊・顓頊・高辛・唐・虞なり。
【四一】女好は柔婉なるをいふ。
【四二】頭、馬に類す。
【四三】壯時は人に養はれ、老ゆれば則ち殺さる。
【四四】蠶の時牝牡なし。
【四五】化して出づる也。
【四六】繭は亂れて絲は治まる。
【四七】暑に先だちて死す。

を待つて、而る後寧泰なり。臣愚にして識らず、願はくは其名を問はん。曰く、此れ夫の寛平に安くして、險隘に危き者か。脩潔に之れ親しむことを爲して、雜汙を之れ（二三）狄と爲す者か。甚だ深藏して、外、敵に勝つ者か。禹舜に法りて、能く迹を（二四）拚ふ者か。行爲動靜、之を待つて後適する者か。血氣の精なり、志意の榮なり。百姓之を待つて後寧く、天下之を待つて後平かなり、明達純粹にして疵無し。夫れ是を君子の知と謂ふ。知。

此に（二五）物あり、居れば則ち周靜にして下きを致し、動けば則ち高を綦めて以て鉅なり。圓き者は規に中り、方なる者は矩に中る。大は天地に參はり、德は堯禹よりも厚し。毫毛よりも精微にして、（二六）寓宙よりも盈大なり。忽兮として其れ極めて之れ（二七）遠く、（二八）攭兮として其れ相逐うて（二九）反る。（三〇）卬卬として（三一）天下の咸な蹇るところ、（三二）德厚くして捐てず。五采備りて文を成す。往來（三三）惛憊、（三四）大神に通ず。出入甚だ（三五）極かに、其門を知る莫し。天下之を失へば則ち滅し、之を得れば則ち存す。弟子不敏、此を之れ陳べんを願ふ。君子、辭を設け、請ふ之を（三六）測意せよ。曰く、此れ夫の大にして塞がれざる者か。（三七）太宇に充盈して窕からず、郄穴に入りて偪らざる者か。遠きに行くこ

【二三】卑しむをいふ。
【二四】拚は襲ぐ也。
【二五】雲をいふ。
【二六】寓は宇なり。
【二七】遠く揚る也。
【二八】攭兮は旋轉の貌。
【二九】反は軸にかへる也。
【三〇】卬卬は高きを仰ぐ貌。
【三一】蹇は攓なり。澤普く施すをいふ。
【三二】普く及ぶ。
【三三】惛憊は昏昧なり。
【三四】變化測られざるをいふ。
【三五】極は亟なり。
【三六】測意は測臆なり、はかる也。
【三七】郄は隙なり、すきま。大に入れば則ち大、小に入れば則ち小なるをいふ。

(一)賦篇

爰に(二)大物あり、(三)絲に非ず帛に非ず、文理、章を成す、日に非ず月に非ず、天下の明と爲る。生者以て壽く、死者以て葬る。城郭以て固く、三軍以て彊し。粹なれば王たり、駁なれば伯たり、一も無ければ亡ぶ。臣愚にして(大物ノ何タルヲ)識らず、敢て之を王に請ふ。王曰く、此れ夫の文にして而も采ならざるものか。簡然として知り易くして、致りて(四)理ある者か。君子の敬する所にして、小人の不ざる所の者か。性(之ヲ)得ざれば則ち禽獸の若く、性之を得れば則ち甚だ(五)雅似たる者か。匹夫之を隆べば、則ち聖人と爲り、諸侯之を隆べば、則ち四海を一にする者か。致つて明にして(六)約に、甚だ順にして體あり、請ふ之を禮に歸せん。禮。

皇天、物を(七)隆し、以て下民に示す。或は厚く或は薄く、(八)帝齊均にせず。桀紂以て亂れ、湯武以て賢なり。(九)涽涽淑淑、(一〇)皇皇穆穆、四海に周流するも、(一一)曾て日を崇へず。君子は以て脩め、(一二)跖は以て室を穿つ。大、天に參し、精微にして形無し、行義以て正しく、事業以て成る。以て暴を禁じ窮を足す可し。百姓之

【一】荀卿の作る所の賦六篇を收む。
【二】大物は禮をいふ。
【三】絲帛は能く黼黻文章を成す、禮も亦然り。
【四】理は文理なり。
【五】雅似は雅爾なり、正しき也。
【六】約は知り易きを云ふ、體は行ひ易きを云ふ。
【七】隆は降す也。物とは知をいふ。
【八】帝は上帝なり。齊均は、ひとしき也。
【九】幽微の貌。淑は寂なり。
【一〇】盛大の貌。
【一一】終日ならずして周流す。
【一二】跖は盜跖なり。

る。(八九)下用ふるを得ざれば、(九〇)私門輕く、(九一)罪禍、律あり、輕重するを得る莫なければ、(九二)威分れず。請ふ基を牧めん。明なれば祺あり。主、論議を好めば、必ず善く謀る。(九三)五聽脩領し、(九四)理續せざるは莫く、主(自)執持す。(九五)聽の經は、其情を明にするにあり。參伍明謹して、賞罰を施せば、顯はる者は必ず得、隱れたる者も復た顯はれ、(九六)民、誠に反る。言に節あるは、其實を稽ふればなり。(九七)信誕以て分れ、賞罰必すれば、下、上を欺かず、皆情を以て言ひ、明なること日の如し。(九八)上通利なれば、隱遠至り、觀法、不法なれば、見れども視えず、耳目既に顯なれば、吏、法令を敬ひ、敢て恣にすること莫し。君の敎出でて、行ふに律あり、吏謹んで之を將ひ、(九九)鈹滑することなし、下、私請せず、各〻宜しきを以てし、巧拙を舍つ。臣謹んで脩め、君、變を制す。公に察して善く思へば、論亂れず、以て天下を治むれば、後世之に法り、(一〇〇)律貫と成る。

【八九】臣下擅に刑を用ふるを得ず。
【九〇】私門は臣下の私權なり。
【九一】罪禍は罪過なり。
【九二】君威、下に分れず。
【九三】五聽は、辭聽、色聽、氣聽、耳聽、目聽、之を五聽といふ、獄を聽く所以なり。脩領は修め治むる也。
【九四】理續は文理相續く也。
【九五】聽は獄を聽く也。
【九六】民詐らず。
【九七】信誕は眞僞なり。
【九八】上に居る者眼識銳利にして洞通するをいふ。
【九九】鈹滑は、亂るる也。
【一〇〇】律貫は一貫の法なり。

たればなり。嗟我れ何人ぞ、獨り時に遇はず、亂世に當る。(七四)吏を對げんと欲するも、言從はれず。恐らくは子胥と爲りて、身、凶に離り、進諫聽かれず、到ぬるに(七五)獨鹿を以てして、江に棄てられんことを。往事を觀て。以て自ら戒しめば、治亂是非、亦識る可し。成相に託して、以て意を喩す。

請ふ相を成して、(七六)治方を言はん。(七七)君論五あり、約にして以て明なり。君謹んで之を守れば、下皆平正にして、國乃ち昌なり。(其一)臣下の職は、(七八)游食する莫かれ。本を務め用を節すれば、財極まり無し。(七九)事業上に聽いて、相使ふことを得る莫ければ、民力を一にす。(其二)其(八〇)職を守れば、衣食に足り、(八一)厚薄、等あり、爵服を明にす。利は(八二)隹上に仰ぐ、擅まに與ふるを得る莫し。孰れか(八三)得を私せん。(其三)君の法明かなれば、(八四)論常あり。表儀既に設くれば、民、方を知り、進退、律あり。貴賤するを得る莫ければ、孰れか(八五)王を私せん。(其四)君の法儀は、(八六)禁ずれば爲さず、敎を説ばざる莫ければ、名移らず、之を脩むる者は榮あり、之を離るる者は辱あり、孰ぞ他を師とせん。(其五)刑、(八七)稱陳すれば、(八八)其銀を守

【七四】吏は誠心なり。對は遂ぐる也。
【七五】獨鹿は屬鏤の劍。
【七六】治方は治を爲すの方術。
【七七】君論は君たるの道を論ずる也。
【七八】游食は事を勤めずして素餐する也。
【七九】興す所の事業、皆、上に聽かれて羣下擅に相役使するを得ざれば、民力一なり。
【八〇】民、職を失はざれば則ち衣食足る。
【八一】貴賤、別あり。
【八二】隹は唯なり。
【八三】得は德なり。
【八四】論は人材を論定して之を官するをいふ。
【八五】王を私すとは、私に威權を擅にして以て自ら貴くするをいふ。
【八六】君禁ずれば民爲さず。
【八七】稱陳は、かなふ也。
【八八】銀は垠也、分限をいふ。

論擧く當る、身、下隨に讓り、牟光を擧ぐ。古の賢聖に道れば、基必ず張る。

願はくは辭を陳せん。世亂れて善を惡むも、此を治めず、(六〇)隱諱にして賢良を疾み、長ゝ、姦詐に由れば、災なきこと鮮し。患難なるかな、(六一)先爲に阪すること。聖知を用ひず、愚者と謀る。前車已に覆りて、(六二)後未だ更むることを知らず、何ぞ覺る時あらん。覺悟せず、苦を知らず、迷惑して(六三)指を失し、上下を易へ、忠、上に達せず、耳目を

(六四)蒙揜し、門戸を塞ぐ。門戸塞がりて、大に迷惑し、悖亂(六五)昏莫、終極せず、(六六)是非反易し、比周して上を欺き、正直を惡む、正直を惡みて、心、度無し、邪枉(六七)辟回にして、道途を失ふ。已に尤むる人無く、我獨り自ら美とす、豈に獨り

(六八)故無からん。戒むることを知らざれば、彼必ず恨みあり。過を後に遂げて、肯て悔いざれば、讒夫多く進み、言語を反覆して。詐態を生ず、人の態は、(六九)備ふるに如かず。寵を爭ひ賢を嫉み、(七〇)惡忌を利とす。功を妬み賢を毀け、下は黨與を

(七一)斂め、上は蔽匿す、上壅蔽せらるれば、(七二)輔勢を失す、讒夫を任用して、制すること能はず。(七三)郭公長父の難ありて、厲王、彘に流さる、周の幽厲の、敗れし所以は、規諫を聽かず、忠を是れ害とし

【六〇】隱諱は忌む也。
【六一】先爲は前人の爲す所なり。阪は反なり。
【六二】後は後車をいふ。
【六三】指は方向なり。
【六四】蒙揜はおほふ也。
【六五】昏莫は昏漠なり、くらき也。
【六六】是を以て非と爲し、非を以て是と爲す。
【六七】辟は僻なり。回は姦なり。
【六八】故は辜と通ず。
【六九】之を戒むべきをいふ。
【七〇】惡忌は賢者を惡み忌む也。
【七一】斂は聚むる也。
【七二】輔勢は賢輔と權勢。
【七三】郭公長父は厲王の嬖臣。

請ふ相を成さん、聖王に道らん。堯舜、賢を尙び、身辭讓す、〔四七〕許由善卷、義を重んじ利を輕んじ、行ひ顯明なり。堯、賢に讓りて、以て民の爲めにす、〔四八〕氾利兼愛、德施均しく、上下を辨治して、貴賤、等あり、君臣を明にす。堯、能に授け、舜、時に遇ひ、賢を尙び德を推し、天下治まる。賢聖ありと雖も、適〻世に遇はずんば、孰れか之を知らん。堯、德とせず、舜辭せず、妻すに二女を以てし、任ずるに事を以てす。大人なる哉舜、南面して立ち、萬物備はる。舜、禹に授くるに、天下を以てし、〔四九〕得を尙び賢を推して、序を失はず、〔五〇〕外、仇を避けず、〔五一〕內、親に阿らずして、賢者に予ふ。禹、心力を勞し、堯、德あり、干戈用ひずして、三苗服す。舜を〔五二〕畎畝に擧げ、之に天下を任じて、身休息す。后稷を得て、五穀殖し、夔を樂正と爲して、鳥獸服し、契を司徒となして、民、孝弟を知り、有德を尊ぶ。禹、功あり、〔五三〕鴻を抑下す、民の害を辟除して、共工を逐ひ、北のかた九河を決し、〔五四〕十二渚を通じ、三江を疏す。禹、土に〔五五〕溥き、天下を平にし、躬親ら民の爲めにし、勞苦を行ふ、益・皐陶・〔五六〕横革・直成を得て輔と爲す。契は〔五七〕玄王なり、〔五八〕昭明を生み、〔五九〕砥石に居り、商に遷る、十有四世にして、乃ち天乙あり、是れ成湯なり。天乙湯、

【四七】許由は堯の讓を受けず、善卷は舜の讓を受けず。
【四八】氾利は、ひろく利する也。
【四九】得は德なり。
【五〇】舜、禹の父鯀を殛す、故に仇なり。
【五一】舜、天下を其子に予へざるを云ふ。
【五二】畎畝は、畎畝と同じ。
【五三】鴻は鴻水なり。
【五四】十二州を靡むるをいふ。
【五五】溥は敷く也。洪水泛溢せるを、禹、分布して九州の土を治むるをいふ。
【五六】横革、直成は人の名也。
【五七】玄王は契の追號なり。
【五八】昭明は契の子。
【五九】砥石は地名。

(三五)愼墨季惠、百家の說は、誠に(三六)不詳なり。(三七)治は一に復す、之を脩むれば吉、君子之を執り、(三八)心、結ぶが如し、衆人は之を貳れ、讒夫は之を棄て、(三九)形是れ詰む。水、至平なれば、端くして傾かず、心術此の如くなれば、聖人に象る。敬にして執るあり、直にして(四〇)枻を用ふれば、必ず天に參す。世に王無ければ、賢良窮す、暴人は(四一)芻豢、仁人は糟糠、禮樂滅息し、聖人隱伏して、墨術行はる。治の經は、禮と刑とにあり、君子以て脩めり、百姓寧し、德を明にし罰を愼しめば、國家既に治まり、四海平かなり。治の志は、(四二)勢富を後にするにあり。君子之を誠にし、好みて以て持つ。之に處すること(四三)孰固、有た深く之を藏し、能く遠く思ふ、思うて乃ち精しければ、志之れ榮ゆ、好みて之を壹にすれば、神にして以て成る、精神相及び、一にして二ならざれば、聖人と爲る。治の道は、(四四)美にして老いざるにあり、君子之に由り、(四五)佼にして以て好、下は以て子弟を教誨し、上は以て祖考に事ふ。(四六)成相竭きて、辭蹷かず。君子之に道れば、順にして以て達し、其賢良を宗び、其殃孽を辨ず。

【三五】愼到、墨翟、季眞、惠施。
【三六】不詳は不祥なり。
【三七】一なれば則ち治まり、兩なれば則ち亂る。
【三八】心を用ゐる堅き也。
【三九】形は刑なり。刑の苛暴なるをいふ。
【四〇】枻は弓を正す器。
【四一】芻豢は美食、糟糠は粗食。
【四二】勢富は權勢富者。治を爲すの意、權勢と富者とを後にすれば、則ち公道行はれて貨賂息む也。
【四三】孰固は敦く固き也。
【四四】治を爲すには、當に日に其美を新にすべし。
【四五】佼は形の好き也。
【四六】成相の事を論ずること、篇を終ると雖も、頽蹷の辭無し。

闇を重ねば、桀と成り爲らん。世の災は、賢能を妬むにあり、(一六)飛廉、政を知どり、惡來に任じ、(一七)啓其志意を卑くし、其園囿を大にし、其臺を高くす。武王怒りて、牧野に師し、紂の卒鄕を易へ、乃ち下り、武王之を善みし、之を宋に封じ、(一八)其祖を立てぬ。世の衰ふるは、讒人の歸するにあり、比干は刳かれ、箕子は(一九)累はる、武王(二〇)之を誅し、(二一)呂尙招麾して、殷の民懷きぬ。世の禍は賢士を惡むにあり、子胥は殺され、(二二)百里は(秦ニ)徙さる、(秦ノ)穆公(二三)之を得て彊、五伯に配し、六卿(二四)施す。世の愚は、大儒を惡み、逆斥して通せざるにあり、孔子は拘はれ、(二五)展禽は三たび絀けられ、(二六)春申は(二七)道綴み、(二八)基畢く輸る。請ふ基を(二九)牧めん、賢者を思へ。(三〇)堯、萬世に在り、之を見るが如し、讒人極り罔く、險陂傾側なるは、此をも之れ疑ふ。基必ず施せば、賢罷を辨ず。(三一)文武の道は、(三二)伏戲に同じ、之に由る者は治まり、由らざる者は亂る、何ぞ疑ふことを爲さん。(三三)凡ふ相を成さん。法方を辨ぜよ。(三四)至治の極は、後王に復するにあり、

【一六】飛廉は惡來の子、惡來は力あり、飛廉は善く走り、父子倶に材力を以て紂に事ふ。
【一七】啓は微子なり。
【一八】祖は宗廟なり。
【一九】累は縲なり。
【二〇】之は紂をさす。
【二一】呂尙は太公望。
【二二】百里奚は虞の賢臣、
【二三】之とは百里奚をさす。
【二四】施は設くる也。
【二五】魯の大夫。柳下惠。
【二六】楚の相春申君。
【二七】道行はれざる也。
【二八】基は基業なり。
【二九】牧は養ひ治むる也。
【三〇】堯の言行は、萬世の後に在りても、尙ほ目に見るが如し。
【三一】文武は周の文王武王。
【三二】伏戲は伏羲なり。
【三三】凡は請の字の譌なるべし。
【三四】至治の標準は、周の文武の道を復するに在り、百家の說は用ふ可からず。

(一)成相篇

(二)請ふ相を成さん、世の殃は、(三)愚闇愚闇、賢良を墮るにあり、(四)人主に賢なきは、瞽に相なきが如し、何ぞ(五)倀倀たる。(六)請ふ基を布かん。聖人に(七)愼へ。愚にして(八)自ら專にせば、事治まらじ。(九)主忌にして苟くも勝たば、群臣諫むるもの莫く、必ず災に逢はん。臣の過を論ぜば、(一〇)其施に反くにあり。主を尊くし國を安くせんには、賢義を尙べ。諫を拒ぎ非を飾り、愚にして(一一)上同せば、國必ず禍あらん。曷をか(一二)罷と謂ふ、國に私多く、比周して主を還り、黨與を(一三)施し、賢を遠ざけ讒を近づけ、忠臣蔽塞すれば、主勢(権臣ニ)移る。曷をか賢と謂ふ、君臣(ノ道)を明にするにあり、上は能く主を尊び、下民を愛し、主、誠に之を聽かば、天下一と爲りて、海內(一四)賓せん。主の孽は、讒人達するにあり。賢能遁逃して、國乃ち(一五)蹷く。愚以て愚を重ね、闇以て

【一】相の辭に托して君臣治亂の事を述ぶ、此篇もと韻を押む、蓋し賦の類也。
【二】相は我が地築き音頭の如し、重きを擧げ力を勸むるの歌、蓋し荀子其諷誦の辭に托して之を爲る。
【三】愚闇を重ね言ふは、語意を強くせんが爲めなり。
【四】人君に、輔佐すべき賢者無きは、瞽者に扶くる者無きが如し。
【五】倀倀は往く所なき貌。
【六】基業を陳べ布くことを説かん。
【七】愼は順なり。
【八】相くる者なき也。
【九】忌は、猜忌なり。苟くも勝つとは、人に下らざるなり。
【一〇】行ふ所乖くを云ふ。
【一一】上同は苟くも上に同ずる也。
【一二】罷は疲るゝ也。疲れ弱りて役に立たざる也。
【一三】施は設くる也。
【一四】賓は賓服なり。
【一五】蹷は顚覆する也。

して、善く其功を用ふることを致す。有りて而も有りとせず、夫の故に天下の貴となる。(二四)詩に曰く、『淑人君子、其儀忒はず、是の四國を正す』と。此を謂ふ也。

【二四】曹風鳲鳩の篇。

く、『百川沸騰し、山冢崒崩し、高岸谷と爲り、深谷陵となる、哀し今の人、胡ぞ憯て懲ること莫き』と。此を謂ふ也。

論、聖王に法れば則ち貴ぶべき所を知り、義を以て事を制すれば則ち利すべき所を知る。論、貴ぶべき所を知れば則ち養ふべき所を知り、事、利すべき所を知れば則ち動くに出づべき所を知る、二者は是非の本、得失の源なり。故に成王の周公に於けるや、往くとして聽かざる所なし、貴ぶべき所を知ればなり。桓公の管仲に於けるや、國事往くとして用ひざる所なし、利すべき所を知ればなり。吳に伍子胥ありて、用ふること能はず、國亡ぶるに至るは、道に倍き賢を失へばなり。故に聖を尊ぶ者は王たり、賢を貴ぶ者は霸たり、賢を敬する者は存し、賢を慢る者は亡ぶ、古今一なり。故に賢を尙び能を使ひ、貴賤を（一九）等し、親疏を分ち、長幼を序するは、此れ先王の道なり。故に賢を尙び能を使へば、則ち主尊く下安く、貴賤、等あれば、則ち令行はれて流れず、親疏、分あれば、則ち施行はれて悖らず、長幼、序あれば、則ち事業（二〇）捷成して、（二一）休ふ所あり。故に仁とは此を仁する者なり、義とは此を分つ者なり、節とは此に死生する者なり、忠とは此を（二二）敦愼する者なり。（二三）此を兼ねて之を能くすれば備はり、備はりて而も矜らず、一に自ら善くする、之を聖と謂ふ。矜らず、夫の故に天下與に能を爭はず

【一九】等は等差なり、等級を立つる也。
【二〇】捷成ははやく成る也。
【二一】休は休息なり。
【二二】敦愼は、あつく、つゝしむ也。
【二三】此仁義忠節を兼ねて之を能くするときは、德備はると爲す。

るが如く、世曉然として、皆、夫の姦を爲せば則ち隱竄逃亡すと雖も猶以て免るるに足らざるを知る、故に罪に服して(刑戮)請はざるなし、書に曰く、『凡そ人自ら罪を得』と。此を謂ふ也。故に刑、罪に當れば則ち威あり、罪に當らざれば則ち侮らる。爵、賢に當れば則ち貴ばれ、賢に當らざれば則ち賤しまる。(七)古は刑、罪に過ぎず、爵、德を踰えず。故に(八)其父を殺して其子を臣とし、其兄を殺して其弟を臣とす、(九)刑罰は罪を怒らず、爵賞は德を踰えず、分然として(一〇)各々其誠を以て通ず。是を以て善を爲す者は勸み、不善を爲す者は沮む。刑罰綦めて省きて、威行はるること流るるが如く、(一一)政令致りて明かにして、化易すること神の如し。(一二)傳に曰く、『一人慶あれば、兆民之に賴る』と。此を謂ふ也。亂世は則ち然らず、刑罰は罪を怒り、爵賞は德を踰え、(一三)族を以て罪を論じ、(一四)世を以て賢を擧ぐ。故に一人罪あれば、三族皆(一五)夷ぐ。德、舜の如しと雖も、(一六)刑均しきを免れず、是れ族を以て罪を論ずればなり。先祖嘗て賢なれば、子孫必ず顯はれ、行、桀紂の如しと雖も、(一七)列從必ず尊し、此れ世を以て賢を擧ぐればなり。族を以て罪を論じ、世を以て賢を擧ぐ、亂無きを欲すと雖も得んや。(一八)詩に曰

【七】刑と罪と相當り、爵と德と相稱ふ。
【八】私怨なくして至公なるを謂ふ。
【九】罪を惡んで罰を重くせず。
【一〇】公平なるを云ふ。
【一一】民を化し其心を易へしむ。
【一二】尙書甫刑の語。
【一三】罪人は其一族を併せ罰す。
【一四】人を用ふるに世襲を以てす。
【一五】族滅する也。
【一六】刑均しとは、他人と等しく罪に連坐するをいふ。
【一七】列從は地位なり。
【一八】小雅十月之交の篇。山冢は山頂なり。崒崩は山のくづるること、憯は曾て也。

(一)君子篇

(二)天子は妻無し、人の匹する無きを告ぐるなり、四海の內、(三)客禮無し、適無きを告ぐるなり、足能く行くも(四)相者を待つて然る後進み、口能く言ふも、官人を待つて然る後紹ぐ、視ずして見、聽かずして聰に、言はずして信に、慮らずして知に、動かずして功あるは、至備を告ぐるなり。天子なる者は、勢は至重、形は至佚、心は至愉、志は屈する所無く、形は勞する所無く、尊きこと上無し。(五)詩に曰く、『普天の下、王土に非ざるは莫く、率土の濱、王臣に非ざるは莫し』と。此を謂ふ也。

聖王、上に在りて、(六)分義、下に行はるれば、則ち士大夫、流淫の行無く、百吏官人、怠慢の事無く、衆庶百姓、姦怪の俗無く、盜賊の罪無く、敢て上の大禁を犯すもの莫く、天下曉然として、皆、夫の盜竊の人の以て富を爲す可からざるを知り、皆、夫の賊害の人の以て壽を爲すべからざるを知り、皆夫の上の禁を犯すの以て安を爲すべからざるを知る。其道に由れば則ち人其の好む所を得、其道に由らざれば則ち必ず其の惡む所に遇ふ。是故に刑罰綦めて省きて、威の行はるること流る

【一】此篇、人君の道を論ず。且凡そ篇名多く初發の語を用ふ、君子は蓋し天子の誤か。

【二】其尊匹儔なるものなし、妻は齊也、對等の義あり、天子の妃は后と云ふ、後の義なり。告は示といふが如し。

【三】天子は四海を以て家と爲す、相對敵する者無し、故に主客の禮を修めざる也。適は敵なり。

【四】相者は、たすくる者なり。

【五】小雅北山の篇。

【六】分義は名分大義なり。

し、苟くも是非然不然の情を恤みずして、人に勝つを期するを以て意と爲すは、是れ下勇なり。(六一)繁弱・鉅黍は古の良弓なり、然も(六二)排檠を得ざれば則ち自ら正すこと能はず。桓公の(六三)葱、太公の闕、文王の錄、莊君の曶、闔閭の干將・莫邪、鉅闕・辟閭、此れ皆古の良劍なり、然も砥礪を加へざれば則ち利きこと能はず、人力を得ざれば則ち斷つこと能はず。(六四)驊騮・騹驥、纖離・綠耳は、此れ皆古の良馬なり、然も前に必ず銜轡の制あり、後に鞭策の威あり、之に加ふるに造父の馭を以てして、然る後一日にして千里を致すなり。夫れ人、性質の美ありて、心、辯知なりと雖も、必ず將に賢師を求めて之に事へ、賢友を擇びて之を友とせんとす。賢師を得て之に事ふれば、則ち聞く所の者は堯舜禹湯の道なり、良友を得て之を友とすれば、則ち見る所の者は忠信敬讓の行なり、身日に仁義に進みて自ら知らざるものは、(六五)靡、然らしむる也。今、不善の人と處れば、則ち聞く所の者は欺誣詐僞なり、見る所の者は汙漫淫邪貪利の行なり、身且に刑戮を加へられんとして自ら知らざるものは、靡、然らしむる也、傳に曰く、『其子を知らざれば其友を視よ、其君を知らざれば其左右を視よ』と。靡のみ、靡のみ。

【六一】いづれも弓の名。
【六二】弓を正す器。
【六三】葱、闕、錄等は皆名劍の名。
【六四】皆、周の穆王の八駿馬の名。
【六五】靡は漸靡なり、浸漸して化するを云ふ。

るも則ち（四七）文にして（四八）類し、終日議して、其の之を言ふ所以、千擧萬變するも、其統類一なるは、是れ聖人の知なり。小言なるも則ち（四九）徑にして省、倫にして法、（五〇）之を佚ぬるに繩を以てするがごときは、是れ士君子の知なり。其言や諂、其行や悖、其の事を擧ぐる悔多きは、是れ小人の知なり。齊給便敏にして類無く、（五一）雜能旁魄にして用無く、（五二）析速（五三）粹熟にして（五四）急ならず、是非を恤みず、曲直を論ぜず、人に勝つを期するを以て意と爲すは、是れ役夫の知なり。上勇なる者あり、中勇なる者あり、下勇なる者あり。天下（五五）中あり、（五六）敢て其身を直くす、先王、道あり、（五七）敢て其意を行ふ、上は亂世の君に循はず、下は亂世の民に沿らず、（五八）仁の在る所貧窮無く、仁の亡き所富貴無く、天下、之を知れば、則ち天下と同じく之を苦樂せんと欲し、天下、之を知らざれば、則ち（五九）傀然として天地の間に獨立して畏れざるは、是れ上勇なり。禮恭にして意儉、齊信を大として貨財を輕んじ、賢者をば敢て推して之を尙び不肖者をば敢て援いて之を廢するは、是れ中勇なり。身を輕んじて貨を重んじ、禍に恬んじて（六〇）廣解

【四七】文は、言、鄙陋ならざる也。
【四八】類は乖離ならざる也。
【四九】徑は徑直なり。省は簡略なり。
【五〇】其條理正しきをいふ。
【五一】雜能は、其材能雜博、旁魄は、磅礴と同じ、廣博を云ふ。
【五二】析速は堅白論などの如く、辭を分析して、捷速なるをいふ。
【五三】粹は碎なり。粹熟は瑣事に熟練せるをいふ。
【五四】不急の事たるをいふ。
【五五】中は中道なり。
【五六】中に遵うて倚らず。
【五七】道に遵うて疑はず。
【五八】唯、仁をこれ求むるのみ、富貴と雖ども、仁ならざれば貧賤の如きのみ。
【五九】傀然は獨立の貌。
【六〇】廣は曠、解は懈なり、懈怠曠廣の意。

積みて致す可くば、然らば皆積む可からざるは、何ぞや。曰く、(四二)以てす可くして、使しむ可からざればなり。故に小人は、以て君子となる可くして、君子となるを肯んぜず、君子は、以て小人と爲る可くして、小人となるを肯んぜず。小人と君子とは未だ嘗て以て相爲す可からずんばあらず、然も相爲さざるものは、以てす可くして使しむ可からざればなり。故に塗の人以て禹たるべきは則ち(四三)然り、塗の人能く禹たるは(四四)未だ必ずしも然らざるなり。(四五)禹たる能はずと雖も、以て禹たる可きに害なし。足は以て天下を偏行す可し、然も未だ嘗て能く天下を偏行せる者あらざる也。夫れ工匠農賈、未だ嘗て以て(四六)事を相爲す可からずんばあらず、然も未だ嘗て能く事を相爲さざるなり。此を用つて之を觀るに、然らば則ち以て爲す可くして、未だ必ずしも能くせざるなり。能くせずと雖も以て爲す可きに害無し。然らば則ち能不能と可不可と、其の同じからざるや遠し、其の以て相爲す可からざること明かなり。堯、舜に問うて曰く、『人情は何如』と。舜對へて曰く、『人情甚だ美ならず、又何ぞ問はん。妻子具はりて、孝、親に衰へ、嗜欲得て、信、友に衰へ、爵祿盈ちて、忠、君に衰ふ。人の情や、人の情や、甚だ美ならず、又何ぞ問はん』と。唯だ賢者をば然らずと爲す。

聖人の知なる者あり、士君子の知なる者あり、小人の知なる者あり、役夫の知なる者あり。多言な

【四二】以てすとは、自ら求めて之を爲すをいふ。使しむとは、人、外より之を強ふるをいふ。
【四三】以てすれば也。
【四四】使しむ可からざれば也。
【四五】能はざるは爲さゞればのみ。
【四六】事を相爲すとは、工、農となり、賈、工となるが如し。

禮義を慢るを以ての故なり。豈に其性異ならんや。

（三九）塗の人も、以て禹たるべしと。曷の謂ぞや。曰く、凡そ禹の禹たる所以のものは、其の仁義法正を爲すを以てなり。然らば則ち仁義法正は、知る可く能くす可きの理あり。然り而して塗の人や、皆、以て仁義法正を知る可きの質あり、皆、以て仁義法正を能くす可きの具あり、然らば則ち其の以て禹たる可きこと明かなり。今、仁義法正を以て、固より知る可く能くす可きの理無しと爲さんか、然らば則ち禹と雖も仁義法正を知らず、仁義法正を能くせざらん。將た塗の人をして、固より以て仁義法正を知る可きの質無く、固より以て仁義法正を能くす可きの具無からしめんか、然らば則ち塗の人や且に内は以て父子の義を知るべからず、外は以て君臣の正を知るべからざらんとす。然らず。今、塗の人なる者は、皆内は以て父子の義を知る可く、外は以て君臣の正を知る可し。然らば則ち其の以て知る可きの質、以て能くす可きの具、其の塗の人に在ること明かなり。今、塗の人なる者をして、其の以て知る可きの質、以て能くす可きの具を以て、夫の仁義の知る可きの理・能くす可きの具に本づかしめば、然らば則ち其の以て禹たる可きこと明かなり。今、塗の人をして術に（四〇）伏し、學を爲し、心を專らにし、志を一にし、思索熟察し、（四一）加日縣久、善を積みて息まざらしめば、則ち神明に通じ、天地に參せん。故に聖人なる者は、人の積みて致す所なり。曰く、聖、

【三九】塗の人は路上に在る尋常の人なり。

【四〇】伏は服と通ず。服膺する也。

【四一】日を累ね久しきに渉るを云ふ。

問ふ者曰く、(三七)禮義積僞なる者は、是れ人の性なり、故に聖人能く之を生ずるなりと。之に應へて曰く、是れ然らず。夫れ陶人、埴を埏して瓦を生ず、然らば則ち埴を瓦とするは、豈に陶人の性ならんや。工人、木を斲りて器を生ず、然らば則ち木を器とするは豈に工人の性ならんや。夫れ聖人の、禮義に於けるや、譬へば亦陶の埏して之を生ずるなり。然らば則ち禮義積僞は豈に人の性ならんや。凡そ人の性なる者は、堯舜と盜跖と其性一なり、君子と小人と其性一なり。今將た禮義積僞を以て人の性とせんか、然らば則ち有た曷んぞ堯禹を貴ばん、曷んぞ君子を貴ばんや。凡そ堯禹君子を貴ぶ所の者は、能く性を化し能く僞を起すにあり。僞起りて禮義を生ず。然らば則ち聖人の、禮義積僞に於けるや、亦猶ほ陶の埏して之を生ずるがごときなり。此を用つて之を觀るに、然らば則ち禮義積僞は豈に人の性ならんや。盜跖小人に賤む所の者は、其性を縱まにし、其情に順ひ、恣睢に安んじ、以て貪利爭奪に出づるにあり。故に人の性惡なること明かなり、其善なる者は僞なり。天、(三八)曾騫孝己に私して衆人を外にするに非ざるなり。然も曾騫孝己、獨り孝の實に厚く、孝の名に全き者は、何ぞや、禮義を綦むるを以ての故なり。天、齊・魯の民に私して・秦人を外にするに非ざるなり。然も(秦人ノ)父子の義・夫婦の別に於ける、齊・魯の孝具はり・敬文なるに如かざる者は、何ぞや、秦人の・情性を縱まにし・恣睢に安んじ・

【三七】禮義は人爲の力を積みて成れる者なりと雖も、亦皆人の天性に自ら有り、故に能く之を生ずることを得るなりとの意。

【三八】曾は曾參、騫は閔子騫、共に孔子の弟子。孝己は殷の高宗の太子、三人共に至孝を以て聞ゆ。

弱を害して之を奪ひ、衆者は寡を暴して之を譁がし、天下の悖亂して相亡ぶること、(三二)頃を待たじ。此を用つて之を觀るに、然らば則ち人の性惡なること明かなり、其善なる者は僞なり。故に善く古を言ふ者は、必ず今に(三三)節あり、善く天を言ふものは必ず人に(三四)徵あり。凡そ論なる者は、其の(三五)辨合あり符驗あるを貴ぶ。故に坐して之を言へば、起ちて・設く可く、張りて・施行す可し。今、孟子曰ふ、『人の性は善』と、辨合符驗無く、坐して之を言ひて、起ちて・設く可からず、張りて・施行す可からず。豈に過の甚しきならざらんや。故に性善ならば則ち(三六)聖王を去り、禮義を息むべし、性惡ならば則ち聖王を興し、禮義を貴ぶべし。故に檃栝の生ずるは枸木の爲めなり、繩墨の起るは不直の爲めなり、君上を立て禮義を明にするは性惡なるが爲めなり。此を用つて之を觀るに、然らば則ち人の性は惡なること明かなり、其善なるものは僞なり。直木は檃栝を待たずして直なるは、其性直なればなり、枸木は必ず將に檃栝烝矯を待ちて然る後直ならんとするは、其性不直なるを以てなり。今、人の性惡なり、必ず將に聖王の治・禮義の化を待ちて・然る後皆治に出で善に合せんとす。此を用つて之を觀るに、然らば則ち人の性惡なること明かなり、其善なる者は僞也。

【三二】頃はしばらく也。
【三三】節は、符節の節にて、しろし也、彼と此と相符合する也。
【三四】徵は徵驗、しろし也。
【三五】辨は別ち、別ちて兩と爲し、兩家各〻一を執り、必要に應じて之を合するを辨合といふ。
【三六】聖王禮義を要せざるなり。

に無き者は、必ず外に求む。故に富めば財を願はず、貴ければ勢を願はず。苟くも之が中にある者は、必ず外に求めず。此を用つて之を觀れば、人の善を爲さんと欲するは、性惡なるが爲めなり。今、人の性は固より禮義無し、故に彊學して之を有せんことを求むる也。性は禮義を知らず、故に思慮して之を知らんことを求むる也。然らば則ち性のみならば、則ち人は禮義無く、禮義を知らじ。人、禮義無ければ則ち亂れ、禮義を知らざれば則ち悖る。然らば則ち性のみなれば則ち悖亂己にあり。此を用つて之を觀れば、人の性惡なること明かなり、其善なる者は僞なり。

孟子曰く、『人の性は善なり』と。曰く、是れ然らず、凡そ古今天下の所謂善なる者は、正理平治なり、所謂惡なる者は偏險悖亂なり、是れ善惡の分なるのみ。今誠に人の性は固より正理平治なりと以へるか、(然ラバ)則ち有た惡んぞ聖王を用ひん、惡んぞ禮義を用ひん、聖王禮義ありと雖も、將た曷んぞ正理平治に加へんや。今は然らず。人の性は惡なり、故に古は聖人以爲へらく、人の性は惡なるが以に、偏險にして正しからず、悖亂にして治まらずと。故に之が爲めに、君上の勢を立てて以て之に臨み、禮義を明かにして之を化し、(三〇)法正を起して以て之を治め、刑罰を重くして以て之を禁じ、天下をして皆治に出で善に合せしむ。是れ聖王の治にして禮義の化なり。今嘗試に君上の勢を去り、禮義の化を無くし、法正の治を去り、刑罰の禁を無くし、(三一)倚ちて天下民人の相與するを觀よ。是の若くならば則ち夫の彊者は

【三〇】法正は法度規矩。
【三一】倚は立つ也。倚ちて觀るとは、傍觀する也。

するに非ざるなり。聖人、思慮を積み、(二二)僞故を習ひて、以て禮義を生じ、法度を起す。然らば則ち禮義法度なる者は、是れ聖人の僞に生ず、故より人の性に生ずるに非ざるなり。若し夫れ目は色を好み、耳は聲を好み、口は味を好み、心は利を好み、骨體膚理は愉佚を好むは、是れ皆、人の情性に生ずる者なり、感じて自ら然り、事を待ちて而る後生ずる者ならざるなり。夫れ感じて(自)然ること能はず、必ず且つ事を待つて而る後然る者は、之を僞に生ずと謂ふ。是れ性僞の生ずる所、其の同じからざるの徵なり。故に聖人、性を(二三)化して僞を起し、僞起りて(二四)禮義を生じ、禮義生じて(二五)法度を制す。然らば則ち禮義法度なる者は、是れ聖人の生ずる所なり。故に聖人の、衆に同じくして・其の衆に過ぎざる所以の者は性なり、(衆)異にして(其)衆に過ぐる所以の者は僞なり。夫れ利を好みて・得るを欲するは、此れ人の情性なり。之を弟兄の財を資りて分つあるものに假ふるに、且た情性に順はば、利を好みて得るを欲す、是の若くならば則ち兄弟相(二六)拂奪せん。且た禮義の文理に化せば、是の若くならば則ち(二七)國人にも讓らん。故に情性に順へば則ち弟兄も爭ひ、禮義に化すれば則ち國人にも讓るなり。凡そ人の・善を爲さんと欲するは、性惡なるが爲めなり。夫れ(二八)薄は厚を願ひ、(二九)惡は美を願ひ、狹は廣を願ひ、貧は富を願ひ、賤は貴を願ふ。苟くも之が中

【二二】故は故意の故の如し。
【二三】化は教化なり。
【二四】禮義は、謂はゆる道德なり。
【二五】法度は、謂はゆる法律なり。
【二六】拂奪は、もとり・うばふ也。
【二七】必ずしも兄弟相讓るのみならじ。
【二八】薄は性情の薄きをいふ。
【二九】惡は醜なり。

（二六）所謂性善とは、其朴を離れずして之を美とし、其資を離れずして之を利とするなり。夫の資朴の美に於ける、心意の善に於けるをして、夫の以て見るべきの明、目を離れず、以て聽くべきの聰、耳を離れざるが故に、目明にして耳聰なりと曰ふが若くならしむるなり。（而ル二）今、人の性は飢ゑて飽を欲し、寒くして煖を欲し、勞して休を欲す、此れ人の情性なり。今、人、飢うるも、（二七）長を見れば敢て先づ食せざるは、將に讓る所あらんとすればなり。勞すれども敢て息ふを求めざるは、將に（二八）代る所あらんとすればなり。夫れ子の父に讓り、弟の兄に讓り、子の父に代り、弟の兄に代る、此（二九）二行は、皆（三〇）性に反して情に悖れるなり。然も孝子の道は禮義の文理なり。故に情性に順へば則ち辭讓せず、辭讓すれば則ち情性に悖る。此を用つて之を觀るに、然らば則ち人の性惡なること明かなり、其善なる者は僞なり。

問ふ者曰く、人の性惡ならば、則ち禮義惡にか生ずると。之に應へて曰く、凡そ禮義なる者は、是れ聖人の僞に生ず、故より人の性に生ずるに非ざるなり。故に陶人（三一）埴を埏して器を爲す、然らば則ち器は工人の僞に生ず、故より人の性に生ずるに非ざるなり。故に工人、木を斲りて器を成す、然らば則ち器は工人の僞に生ず、故より人の性に生

【二六】若し孟子の言の如く性は善なりとするときは、其の生れたるままの朴質を其まま善なり利なりとして觀ることとなる。これ禮法辭讓等の人爲の修飾によりて成るものと、耳目の自然に聰明の能を具へたるものとを同一視することとなる也。
【二七】長は尊長なり。
【二八】代るとは、尊長の勞に代りて勞する也。
【二九】二行は讓と代と也。
【三〇】孝悌は本性に非ず。
【三一】粘土をあへる。

人の情性を矯飾して之を正し、以て人の情性を（九）擾化して之を導けり、皆治に出で道に合せしめんとせし者なり。今の人、師法に化し、文學を積み、禮義に道る者を、君子と爲し、性情を縱まにし、恣睢に安んじて、禮義に違ふ者を、小人と爲す。此を用つて之を觀るに、然らば則ち人の性惡なること明かなり、其善なる者は僞なり。

（一〇）孟子曰く、『人の學ぶは、其性善なればなり』と。曰く、是れ然らず、是れ人の性を知るに及ばず、而た人の（一一）性僞の分を察せざる者なり。凡そ性なる者は、（一二）天の就なり、學ぶ可からず、事とす可からず。禮義なる者は、聖人の生ずる所なり、人の學んで能くする所、事として成す所の者なり。學ぶ可からず事とす可からずして人に在る者、之を性と謂ひ、學んで能くす可く事として之を成す可きの人に在る者、之を僞と謂ふ。是れ性僞の分なり。今、人の性、目は以て見る可く、耳は以て聽く可し、夫れ以て見る可きの明は、目を離れず、以て聽くべきの聽は、耳を離れずして、目明にして耳聰なり、（一三）學ぶ可からざること、明かなり。孟子曰く、『今、人の性は善、（其惡ナルハ）將た皆其性を失喪するが故なり』と。曰く、是の若くならば則ち過てり。今、人の性、生れながらにして（一四）其朴を離れ、（一五）其資を離れ、必ず之を失ひて喪ふ。之を用つて之を觀るに、然らば則ち人の性惡なること明かなり。

【九】擾は馴らす也。
【一〇】孟子は性善なるが故に學んで其放心を收め善に歸るべしとなす。
【一一】本性と人僞。
【一二】天の就は天成なり。
【一三】性なれば也。
【一四】朴は質樸なり。
【一五】質は本質なり。

(一)性惡篇

人の性は惡なり、(二)其善なるは僞なり。今、人の性、生れながらにして利を好むことあり、是に順ふ、故に爭奪生じて辭讓亡ぶ。生れながらにして(三)疾惡することあり、是に順ふ、故に殘賊生じて忠信亡ぶ。生れながらにして耳目の欲ありて聲色を好むことあり、是に順ふ、故に淫亂生じて禮義文理亡ぶ。然らば則ち人の性に從ひ、人の情に順へば、必ず爭奪に出で、(四)犯分亂理に合して、暴に歸す。故に必ず將に師法の(五)化・禮義の(六)道ありて、然る後辭讓に出で、文理に合して、治に歸せんとす。此を用つて之を觀るに、然らば則ち人の性惡なること明かなり、其善なる者は僞なり。

故に(七)枸木は必ず將に檃栝烝矯を待つて然る後直ならんとす。鈍金は必ず將に(八)礱厲を待つて然る後利からんとす。今人の性は惡なり、必ず將に師法を待つて然る後正しく、禮義を得て然る後治まらんとす。今、人、師法無ければ則ち偏險にして正しからず、禮義無ければ則ち悖亂にして治まらず。古は聖王、人の性惡なるが以に、以爲へらく、偏險にして正しからず、悖亂にして治まらずと。是を以て之が爲めに禮義を起し、法度を制して、以て

【一】人の性は惡なり、故に禮義を以て之を治めざる可からざるを論ず。
【二】僞は人爲の義なり、人の修飾に成るを云ふ。
【三】疾惡は、にくむ也。
【四】分限を犯し條理を亂る。
【五】化は教化なり。
【六】道は導なり。
【七】枸木は鉤木なり、曲れる木なり。檃栝は曲木を直す器。烝は蒸なり。烝矯は蒸して矯むる也。
【八】礱厲は、とぐ也。

(二九)屋室廬庾、葭藁の蓐、机筵を倘へて、以て形を養ふ可し。故に萬物の美なくして以て樂を養ふべく、勢列の位なくして以て名を養ふべし。是の如くにして天下に加ふれば、其の天下の爲めにするは多く、(三〇)其和樂は少し、夫れ是を己を重んじて物を役すと謂ふ。

(三一)無稽の言、不見の行、不聞の謀は、君子之を愼しむ。

【二九】屋室は當に局室に作るべし、局室は狹き家なり、盧庾は當に盧廡に作るべし。葭藁の蓐は、葭藁を以て織る所の蓐也。此蓐を敷きて其上に几筵を置く也。

【三〇】和樂は當に私樂に作るべし。

【三一】先王に稽へざるの言、先王に見ざるの行、先王に聞かざる謀。

難き者を觀んに、志、理を輕んじて物を重んぜざる者は、之れあること無し、外、物を重んじて、內憂へざる者は、之れあること無し、行、理を離れて、外危からざる者は、之れあること無し、外危くして、內恐れざる者は、之れあること無し。心、憂恐すれば則ち口、芻豢を銜めども其味を知らず、耳、鐘鼓を聽けども其聲を知らず、目、黼黻を視れども其狀を知らず、輕煖(二二一)平簟あれども、體、其安きを知らず、故に萬物の美を(二二二)嚮くれども嗛ること能はず、假ひ(二二三)間を得て之に嗛ることあるも則ち(不足)離るること能はざるなり。故に萬物の美を嚮けて而も盛に憂へ、萬物の利を兼ねて而も盛に害とす。此くの如き者は、其れ物を求むとせんや、生を養ふとせんや、壽を(二二四)粥ふとせんや。故に其欲を養はんと欲して其情を縱まにし、其性を養はんと欲して其形を危くし、其樂を養はんと欲して其心を攻め、其名を養はんと欲して其行を亂る。此の如き者は、侯に封ぜられ君と稱すと雖も、其れ盜と以て異なる無く、(二二五)軒に乘り絻を戴くと雖も、其れ(二二六)足無きと以て異なる無けん。夫れ是を己を以て物の役と爲すと謂ふ。心平愉なれば則ち色、(二二七)傭はるに及ばずして、以て目を養ふ可く、聲、傭はるに及ばずして、以て耳を養ふ可く、蔬食菜羹にして、以て口を養ふ可く、麤布の衣麤(二二八)紃の履にして、以て體を養ふ可く、

【二二一】平簟は蒲席竹席なり。
【二二二】嚮は饗なり。
【二二三】間を得てとは、しばらくも也。
【二二四】粥は育なり。
【二二五】軒は大車なり。絻は冕なり。
【二二六】足無きとは、刖者なり。
【二二七】傭は備の誤なり。
【二二八】紃は、麻にて編みたるひも。

（二四）小家珍說の願ふ所のものは皆衰ふ。

凡そ人の取るや、（二五）欲する所未だ嘗て粹にして來らず、（二六）其の去るや、惡む所未だ嘗て粹にして往かず、故に人、動くとして（二七）權と倶にせざるは無し。衡正しからざれば則ち重きを（二八）仰ぐに懸けて、人、以て輕しと爲し、輕きを俛するに懸けて、人、以て重しと爲す、此れ人の輕重に惑ふ所以なり。權正しからざれば、則ち禍、欲に託して、人、以て、福と爲し、福、惡に託して、人、以て禍と爲す、此れ亦人の禍福に惑ふ所以なり。道なる者は古今の正權なり。道を離れて內自ら擇ばば、則ち禍福の託する所を知らじ。

易ふる者、一を以て一に易ふれば、人は曰ふ、『得も無く亦喪も無し』と。一を以て兩に易ふれば、人は曰ふ、『喪は無くして得はあり』と。兩を以て一に易ふれば、人は曰ふ、『得は無くして喪はあり』と。（二九）計者は多とする所を取り、謀者は可とする所に從ふ。兩を以て一に易ふるを人爲す莫きは、其數を明かにすればなり。道に從りて出づるは、猶ほ一を以て兩に易ふるがごとし。奚ぞ喪せん。道を離れて內自ら擇ぶは、是れ猶ほ兩を以て一に易ふるがごとし、奚ぞ得せん。其の百年の欲を累ねて一時の（三〇）嗛に易へ、然も且つ之を爲すは、其數を明にせざるなり。有た嘗試に深く其の隱れて察し

【二四】小家珍說とは、宋墨などの小家の其說を自ら珍重がりて誇るをいふ。
【二五】粹は純粹なり。福を取らんとすれば禍共に來る。
【二六】去は捨つる也。禍を去らんとすれば福倶に去る。
【二七】權は、はかり。輕重を權りて行ふをいふ。
【二八】重ければ權仰ぐ。
【二九】計者は計數の者なり。
【三〇】嗛は慊なり、快なり。

て得可しと爲して之を求むるは、情の必ず免れざる所なり。(一〇七)以て可と爲して之を道くは、知の必ず出づる所なり。故に(一〇八)守門たりと雖も、欲は去る可からず、性に具はればなり。天子たりと雖も、(一〇九)欲は盡くす可からず。欲は盡くす可からずと雖も、以て(一一〇)盡くすに近かるべき也。欲は去る可からずと雖も、(一一一)求は節す可きなり。欲する所は盡くす可からずと雖も、求むる者は猶ほ盡くす可きに近く、欲は去る可からずと雖も、求むる所は慮らざるを得ざる者は、求を節せんと欲すれば也。道なる者は、進めば則ち盡くすに近く、退けば、則ち求を節す、天下、之に若くもの莫きなり。

凡そ人、其の可とする所に從つて其の不可とする所を去らざる莫く、道の之に若くもの莫きを知りて、道に從はざる者は、之れあること無し。之を假へば人ありて、南を欲するや(一一二)多きこと無くして、北を惡むや(一一三)寡きこと無くば、豈に夫の南なる者の盡くす可からざるが爲めに、南行を離れて北走せんや。今、人、欲する所多きこと無く、惡む所寡きこと無くば、豈に夫の欲する所の盡くす可からざるが爲めに、欲するを得るの道を離れて、惡む所を取らんや。故に道を可として之に從はば、奚を以てか之を損して亂れん。道を不可として之を離れば、奚を以てか之を益して治まらん。故に知者は道を論ずるのみ。

【一〇七】知以て情を制す。
【一〇八】守門は門番なり。
【一〇九】必ず之を節すべし。
【一一〇】唯だ縱にせざるのみ。
【一一一】唯だ可とする所の理に中るを求む。
【一一二】多きこと無しとは、欲するの厭かざるをいふ。
【一一三】寡きこと無しとは、惡むの極まれるをいふ。

有欲と無欲とは異類なり、(九四)生死なり、治亂に非ざるなり。欲の多寡は異類なり、(九五)情の數なり、治亂に非ざるなり。(九六)欲は得べきを待たずして、而して(九七)求むる者は可とする所に從ふ。欲の得可きを待たざるは、(九八)天に受くる所なり。求むる者(九九)可とする所に從ふは、(一〇〇)心に受くるなり。(一〇一)天に受くる所の一欲は、心に受くる所の多きに制せらる、固に天に受くる所に類し難し。人の欲する所は生甚し、人の惡む所は死甚し。然も人、生に從つて死を成す者あるは、生を欲せずして死を欲するに非ざるなり、以て生く可からずして、以て死す可ければなり。故に欲之に過ぎて(一〇二)動及ばざるは、心之を止むるなり。心の可とする所理に中れば、則ち欲多しと雖も奚ぞ治に傷はん。欲及ばずして動之に過ぐるは、心之を使しむればなり。心の可とする所理を失へば、則ち欲寡しと雖も奚んぞ亂を止めん。故に治亂は心の可とする所に在りて、情の欲する所に亡し。(一〇三)之を其の在る所に求めずして、之を其の亡き所に求む、『我れ之を得』と曰ふと雖も、之を失はん。性なる者は(一〇四)天の就なり、情なる者は性の質なり、欲なる者は情の(一〇五)應なり。(一〇六)欲する所を以

【九四】生あれば則ち有欲、死すれば則ち無欲、有欲と無欲とは生死の繫る所、治亂の繫る所に非ず。
【九五】人情自から多欲なるものあり、寡慾なるものあり。
【九六】欲すれば必ずしも其物の得べきと否とを問はず。
【九七】求むる者は擇んで而して可なるものを求む。
【九八】自然なり。
【九九】心の可とする所に從ふ也。
【一〇〇】心、自然を制する也。
【一〇一】心之を制して天性を矯偽するをいふ也。
【一〇二】動は動作なり。
【一〇三】之は治亂をさす。
【一〇四】天の就は天成なり。
【一〇五】應は感應なり。
【一〇六】謂はゆる得可きを待たざる也。

彼は其名を正しうし、其辭を當らしめ、以て務めて其志義を白かにする者なり。彼の名辭なる者は、志義の(八六)使なり、以て相通ずるに足れば則ち之を舍つ。之を苟くもするは姦なり。故に名は以て實を指すに足り、辭は以て極を見すに足れば則ち之を舍つ。是に外るるものは之を(八七)訒と謂ふ。是れ君子の棄つる所にして、而して愚者は拾つて以て己の寶と爲す。故に愚者の言は(八八)芴然として粗に、嘖然として類せず、諸諸然として沸く。彼は其名に誘はれ、其辭に眩して、其志義に深きこと無き者なり。故に(八九)窮藉して極無く、甚だ勞して功無く、貪りて名無し。故に知者の言は、之を慮るに知り易く、之を行ふに安んじ易く、之を持するに立ち易し、成れば則ち必ず其の好む所を得て、其の惡む所に遇はず。愚者は是に反す。(九〇)詩に曰く、『鬼たり蜮たれば、則ち得可からず、靦たる面目あり、人を視ること極罔し、此好歌を作りて、以て反側を極む』と。此を謂ふ也。

凡そ治を語りて、(九一)欲を去るを待つものは、以て(九二)欲を道くこと無くして、有欲に困する者なり、凡そ治を語りて(九三)欲を寡くするを待つ者は、以て欲を節することなくして、多欲に困するものなり、

【八六】使は使役なり。
【八七】訒は難說。說き難き不用の語なり。
【八八】芴然は茫漠の貌。嘖然は煩言の貌。諸諸然は爭ひ言ふ貌。
【八九】窮藉は、きはめ、ふむ。名辭の道を深く履み行へども一向要領を得ざるをいふ。
【九〇】小雅何人斯の篇。此詩は已に儒效篇に見ゆ。
【九一】民をして無欲ならしめて然後治むべしとなす、老子の如し。
【九二】欲を道くとは、民の欲に因りて之を賞罰し以て之を導く。
【九三】民の寡慾を待ちて治むべしとする者、宋子の如し。欲を去らんとして、欲を導くに由らざれば、欲去られずして却て有欲に困しみ、欲を寡くせんとして、欲を節するに由らざれば、欲寡くするを得ずして、却て多欲に困しまん。

を推して悖らず、聽けば則ち文に合し、辨ずれば則ち（七四）故を盡くし、道を正して姦を辨ずる、猶ほ繩を引いて以て曲直を持するがごとし。是の故に邪說も亂ること能はず、百家も竄るる所なし。兼聽の明ありて而も（七五）奮矜の容無く、兼覆の厚あつて而も德に伐るの色無し。說行はるれば則ち天下正しく、說行はれざれば則ち道を白にして（七六）躬を冥ます。是れ聖人の辯說なり。（七七）詩に曰く、『顒顒卬卬として、珪の如く璋の如し、令聞令望、豈弟の君子、四方、綱と爲す』と。此を謂ふ也。

辭讓の節は得、長少の理は順ひ、忌諱稱へず、（七八）祆辭出でず、（七九）仁心を以て說き、（八〇）學心を以て聽き、（八一）公心を以て辯じ、衆人の非譽に動かされず、（八二）觀者の耳目を治めず、貴者の權勢に賂はず、便僻者の辭を利せず。故に能く道に處して貳れず、（八三）咄なれども奪はれず、利なれども流れず、公正を貴んで賤爭を鄙しむ、是れ士君子の辯說なり。（八四）詩に曰く、『長夜漫たり、永思騫たり、大古を之れ慢らず、禮義を之れ愆らずば、何ぞ人の言を恤へん』と。此を謂ふ也。

君子の言は（八五）涉然として精しく、俛然として類し、差差然として齊し。

【七四】故は事の故なり。
【七五】奮矜は、ほこる也。
【七六】躬を幽處に隱す也。
【七七】大雅卷阿の篇。顒顒は溫良の貌、卬卬は盛なる貌、豈弟は樂易なり。
【七八】祆辭は妖辭なり。
【七九】說くには開導を務とす。
【八〇】學ぶ所あらんとするの志を以て傾聽す。
【八一】辯ずるに私意を挾まず。
【八二】辯を飾りて誇眩せんとせず。
【八三】其辯吶なるも人に劫奪せられず、通利なるも流蕩ならず。
【八四】逸詩なり、漫は長き貌、騫は思ふ貌。
【八五】涉然は博き貌、精は精審なる也。俛然は深き貌、類は統ぶる所ある也。差差然は次序ある貌。

僻言の・正道を離れて擅まに作る者、三惑に類せざる者無し。故に明君は其分を知りて、與に辨せざるなり。夫れ民は、一にするに道を以てし易くして、（六一）故を與に共にすべからず。故に明君は之に臨むに勢を以てし、之を道くに道を以てし、之に申ぬるに命を以てし、之を章にするに論を以てし、之を禁ずるに刑を以てす、故に其民の・道に化するや神の如し、辯說惡んぞ用ひんや。今聖王歿し、天下亂れ、姦言起る。君子、勢の以て之に臨む無く、刑の以て之を禁ずる無し、故に辯說す。實喩されず、然る後（六二）命ず、命じて喩されず、然る後（六三）期す、期して喩されず、然る後（六四）說く、說いて喩されず、然る後辯ず。故に期命辯說なる者は（六五）用の大文也、而して王業の始なり。名聞いて實喩さるるは名の用なり。累ねて文を成すは名の（六六）麗なり。用麗倶に得、之を名を知ると謂ふ。（六七）名なる者は實を異にするを期する所以なり。辭なる者は、實を異にせるの名を兼ねて以て一意を諭すなり。辯說なる者は、實を異にせざるの名を以て（六八）動靜を喩すの道也。期命なる者は、辯說の用なり。辯說なる者は、（六九）心の象道なり。心なる者は道の（七〇）工宰なり。道なる者は治の（七一）經理なり。心、道に合し、說、心に合し、辭、說に合し、名を正して期し、情を質して喩し、（七二）異を辨じて過たず、（七三）類

【六一】辨ぜざるを云ふ。
【六二】名を命す。
【六三】形狀大小を以て會す。
【六四】說は說明なり。
【六五】事を行ふの大文飾。
【六六】麗は、文飾なり。
【六七】實を異にすれば必ず名を異にす、名は實を別つ所以。
【六八】兩端を明にする也。
【六九】心の思慮する所を象どりて之を通じ之を導く。
【七〇】工は物を成す者、宰は物を主る者。
【七一】經理は條貫の道理。
【七二】異なるを別つ。
【七三】同なるを共にす。

而も別つ無き、之を一實と謂ふ。此れ事の・實を稽へ數を定むる所以なり。此れ名を制するの樞要なり。後王の成名、察せざる可からざるなり。

(四七)侮られて辱とせず、(四八)聖人は己を愛せず、(四九)盜を殺すは人を殺すに非ずと、此れ(五〇)名を用ふるに惑ひて、以て名を亂るものなり、(五一)之が名あることを爲す所以を驗して、其孰れか行はるるを觀ば、則ち能く之を禁ぜん、(五二)山淵平かに、(五三)情は寡きを欲す、(五四)芻豢は甘きを加へず、大鐘は樂きを加へずと、此れ(五五)實を用ふるに惑ひて、以て名を亂るものなり、(五六)之が緣つて以て(名ノ)同異する所を驗して、其孰れか(實ニ)調ふを觀ば則ち能く之を禁ぜん。(五七)非とすれど謁ぐ、楹に牛あり、(五八)馬、馬にあらずと、此れ(五九)名を用ふるに惑ひて以て實を亂るものなり、(六〇)之が名約の・其の受くる所を以て其の・辭とする所に悖るを驗せば、則ち能く之を禁ぜん。凡そ邪說

【四七】宋子の說。

【四八】蓋し墨子の說、聖人は兼愛あるべきを云ふ。

【四九】莊子に此語あり、蓋し當時形名家の唱ふる所、盜を以て人の類となさず、之を殺すを憚らざるなり。

【五〇】盜と人との名の異なるに惑ひ、盜は人の別名、人は盜の共名たるを忘る。

【五一】名の同異を正だすときは、其說必ず行はる可からず。

【五二】山に居る者には山も亦平に、淵に居る者には、淵も亦平なるを云ふ、蓋し莊子の說。

【五三】宋子の說。

【五四】芻豢も口に適ふに於て藜藿と同じく、大鐘も耳に適ふに於て瓦缶と同じ。蓋し墨子、儉を尙ぶの說。

【五五】其同じく耳に適ふの實を以て大鐘と瓦缶との別を混ずるもの也。

【五六】實を驗して名を正だすときは、其說必ず行はれず。

【五七】此二說詳ならず、恐くは是れ當時唱ふるものありたるも後に傳はらざるべし。

【五八】公孫龍の白馬非馬の說。

【五九】白馬の名のために其馬たるの實を忘る。

【六〇】其の受くる所とは名を受くる所以の實をいふ。其の辭とする所とは、命名せられたる名をいふ。名を驗して實を正す也。

にして以て喩すに足らざれば則ち（三六）兼にす、（三七）單と兼と相避くる所無ければ則ち共にす、共にすと雖も害と爲さず、實を異にするものの名を異にすべきを知る、故に實を異にせる者をして、名を異にせざること莫らしめて、亂る可からざること、猶ほ實を同じくする者をして名を同じくせざること莫らしむるがごとくす。故に萬物衆しと雖も、時ありて之を徧擧せんと欲す、故に（三八）之を（名ヅケテ）物と謂ふ、物なる者は大共名なり、推して之を共にす、（三九）共にすれば則ち共にするあるより共にする無きに至つて然る後止む。時ありて之を徧擧せんと欲す、故に（四〇）之を鳥獸と謂ふ、鳥獸なる者は大別名なり、推して之を別つ、（四一）別てば則ち別つあるより別つなきに至つて然る後止む。名に（四二）固宜無し、（四三）之を約するに命を以てし、（四四）約定まり俗成る、之を宜と謂ふ、約に異なれば則ち之を不宜と謂ふ。名に固實なし、之を約して以て實に命ず、約定まり俗成る、之を實名と謂ふ。名に固善あり、（四五）徑易にして拂らず、之を善名と謂ふ。物、狀を同じくして所を異にする者あり、狀を異にして所を同じくする者あり、別つて所を異にすと爲す可き者は、合ふ可しと雖も、之を二實と謂ふ。狀は變ずるも實は別つ無くして異と爲る者は、之を（四六）化と謂ふ、化ありて

【三六】他物の類を同じうするものを並べて之を論ずる也。
【三七】此の一個と他の類物と以て相並ぶに足れば之を總べて一名を共にせしむ。
【三八】異を同に約す。
【三九】物とすべきもの擧げて盡く之を共にす。
【四〇】國を異に別つ。
【四一】苟くも鳥獸の名に包含せられたる者を擧げて盡く之を別つ。
【四二】固宜は固有の定名。
【四三】約を立てて之に命名するなり。
【四四】世俗皆之を認むるなり。
【四五】徑易は徑直平易。
【四六】化は舊形を改むる也。

同異別つ。是の如くなれば則ち志、喩されざるの患無く、事、困廢の禍無し。此れ名あることを爲す所なり。然らば則ち何に縁りて以て同異する。曰く〔二四〕天官に縁る。凡そ類を同じうし情を同じうする者は、其天官の物を意るや同じ、故に之が疑似を〔二五〕比方して通ず、是れ其〔二六〕約名を共にして以て相期する所以なり。形體〔二七〕色理は目を以て異にし、聲音清濁、〔二八〕調竽奇聲は、耳を以て異にし、甘苦鹹淡、辛酸奇味は、口を以て異にし、香臭〔二九〕芬鬱、腥臊洒酸奇臭は、鼻を以て異にし、〔三〇〕疾養滄熱、滑鈹輕重は、形體を以て異にし、〔三一〕說故喜怒哀樂愛惡欲は、心を以て異にす。心、〔三二〕徵知あり、徵知は則ち耳に縁りて聲を知りて可なり、目に縁りて形を知りて可なり、然り而して徵知は必ず將に天官の其類を〔三三〕當簿するを待つて然る後可ならんとす。五官之を簿して知らず、心之を徵して〔三四〕說く無くんば、則ち人、之を知らずと謂ふを然りとせざるは莫からん。此れ縁つて以て同異する所也。然る後隨つて之を命ず、同じければ則ち之を同じくし、異なれば則ち之を異にす。〔三五〕單にして以て喩すに足れば則ち單にし、單

〔二四〕天官は五官の類をいふ。
〔二五〕比方は、くらぶる也。
〔二六〕約名は共通する名。期は期約なり。
〔二七〕色理は、皮膚の色澤文理。
〔二八〕調竽は調節の誤なるべし。
〔二九〕芬は花草の香氣なり。鬱は鬱鬯の類にて、香の盛んなる者なり。腥はなまぐさし。臊はあぶらくさし。洒酸は漏庮の誤なるべし。漏庮は腐敗したる惡臭なり。
〔三〇〕疾養は痛癢、滄熱は寒熱、滑鈹は滑利と澁苦。
〔三一〕說故は說明理由なり、
〔三二〕徵知は、あきらめ〻しる也。
〔三三〕當簿は、記帳なり、五官各其感ずる所を認識するを云ふ。
〔三四〕說は之を辨ずる也。
〔三五〕單は一個なり。

の人に在る者なり、是れ後王の成名なり。故に王者の、名を制するや、名定まりて實辨じ、道行はれて志通じ、則ち（一四）愼んで民を率ゐて一にす。故に辭を析ちて擅まに名を作り、以て正名を亂り、民をして疑惑して、辨訟多からしむるは、則ち之を大姦と謂ふ、其罪猶ほ符節度量を（一五）爲るの罪のごとし。故に其民、敢て奇辭を爲して以て正名を亂る莫し、故に其民愨なり。（民）愨なれば則ち使ひ易く、使ひ易ければ則ち公なり。其民、敢て奇辭を爲して以て正名を亂る莫し、故に法に道るに一にして、令に循ふに謹む、是の如くなれば則ち其（一六）迹長し。迹長く功成るは治の極なり。是れ（一七）名約を守るに謹むの功なり。今、聖王歿して（一八）名守慢み、奇辭起りて名實亂れ、是非の形明ならず、則ち守法の吏、（一九）誦數の儒と雖も亦皆亂る。若し王者起ることあらば、必ず將に舊名に循ふことあり新名を作ることあらんとす。然らば則ち名あることを爲す所と、緣りて以て同異することある所と、（二〇）制名の樞要とは、察せざるべからず。（二一）異形離心、交〻異物を喩さば、名實（二二）玄紐し、貴賤明ならず、同異別たれじ、是の如くならば、則ち志必ず喩されざるの患ありて、事必ず困廢の禍あらん。故に知者、之が分別を爲し、名を（二三）制して以て實を指し、上は以て貴賤を明にし、下は以て同異を辨ず。貴賤明かに

【一四】名を制するは則ち民を一にする所以。
【一五】爲は僞なり。
【一六】迹は功迹なり。
【一七】名約は名の約定せる所。
【一八】名守は成名を守るを云ふ。
【一九】誦數は聖經を誦說するなり。
【二〇】名を制する所以の大綱。
【二一】物物形を殊にし、人人心を殊にするを云ふ。
【二二】玄紐は、明かに別つ可からざる也。
【二三】制は制定する也。

(一)正名篇

後王の(二)成名は、刑の名は(三)商に從ひ、(四)爵の名は周に從ひ、(五)文の名は禮に從ひ、(六)散名の萬物に加はる者は、則ち(七)諸夏の成俗に從ひ、(八)遠方異俗の郷に曲期すれば、則ち之れに因つて通を爲す。散名の人に在る者は、(九)生の然る所以の者之を性と謂ふ。生の和、生ずる所にして、精合し感應じ、事とせずして自然なる、之を性と謂ふ。性の好惡喜怒哀樂、之を情と謂ふ。情然るを、心之が擇を爲す、之を慮と謂ふ。心慮りて(一〇)能之が動を爲す、之を僞と謂ふ。慮積み、能習ひて、而る後成る、之を(一一)僞と謂ふ。利を(一二)正にして爲す、之を事と謂ふ。義を正にして爲す、之を行と謂ふ。之を知る所以の人に在る者、之を知と謂ふ。知(物)合する所ある、之を智と謂ふ。之を能くする所以の人に在る者、之を能と謂ふ。能、合する所ある、之を能と謂ふ。性傷るる、之を病と謂ふ。(一三)節遇ふ、之を命と謂ふ。是れ散名

【一】名の正さゞる可からざるを述べて、當時の諸子の名を亂り說を縱にするを駁す。
【二】成名は既に定まれる名。
【三】商は殷なり。
【四】五等の爵の名。
【五】文の名は節文威儀をいふ。禮は周の儀禮。
【六】散名は萬物の名。
【七】諸夏は中國なり。成俗は舊俗の方言。
【八】曲期は委曲期會なり。委曲に相約して物名を定むる也遠方異俗の物名は敢て改めずして通行せしむ。
【九】生の然る所以の者は、天より受けたる必然の者。
【一〇】能は才能なり。
【一一】僞は人爲の義にして、眞僞の僞にあらず。
【一二】正は期待なり、當てにする也。
【一三】節遇ふとは、時節の遭遇なり。

下険なるを言ふなり。人に君たる者宣なれば、則ち直言至りて、讒言反り、君子邇づきて、小人遠ざかる。(一四七)詩に曰く、『明明として下に在るは、赫赫として上に在ればなり』と。此れ上明にして下化するを言ふなり。

【一四七】大雅大明の篇。臣民明明として下に在るは、人君赫赫として上に在ればなり。

のみ。案に（二三七）彊鉗にして利口、厚顔にして詬を忍び、正無くして恣睢、妄辯にして利を幾ひ、辭譲を好まず、禮節を敬せずして、好んで相推擠す。此れ亂世姦人の説なり。則ち天下の治を説く者、（二三八）方に多く然り。傳に曰く、『（二三九）辭を析ちて察を爲し、物を言ひて辯を爲すは、君子之を賤しむ。博聞（二四〇）彊志なるも、王制に合せざるは、君子之を賤しむ』と。此を謂ふなり。之を爲すも成るに益無く、之を求むるも得るに益無く、之を憂戚するも幾ふに益無ければ、則ち（二四一）廣焉として能く之を弃て、（二四二）以て自ら妨げず、少頃も之を胸中に干さしめず、往を慕はず來を閔へず、（二四三）邑憐の心無く、時に當りて動き、物至りて應じ、事起りて辨ず、治亂可否、昭然として明なり。

（二四四）周にして成り、泄にして敗るるは、明君には之れあること無し。（二四五）宣にして成り、隱にして敗るるは、闇君には之れあること無し。故に人に君たる者周なれば、則ち讒言至りて、直言反り、小人邇づきて、君子遠ざかる。（二四六）詩に曰く、『墨以て明となせば、狐狸其れ蒼たり』と。此れ上幽にして

【二三七】彊鉗は强ひて人を服し人の口を鉗するを云ふ。

【二三八】亂世姦人の徒也。

【二三九】辭を析つとは、言辭を分析する也。

【二四〇】彊志は彊識なり。記憶力强き也。

【二四一】廣焉は曠焉なり。遠き貌。

【二四二】無益を以て有益を害せざる也。

【二四三】邑憐は悒憐なり、同情を寄せていたみ惜む也。無益の事を棄てて、悒怏吝惜の心無きをいふ。

【二四四】周は周密なり。泄は漏泄なり。治君は泄なるも其功成る。

【二四五】宣は宣明なり、隱は隱蔽なり。闇君は宣なれば則ち成らず。

【二四六】逸詩なり。墨は默なり。蒼は蒼然として別つ可からざるをいふ。臣下、上を誑すを言ふ。

足に止む。曷をか至足と謂ふ。曰く、（二二五）聖なり。聖なる者は（二二六）倫を盡くす者なり、（二二七）王なる者は制を盡くす者なり、兩の盡くす者、以て天下の極たるに足る。故に學者は聖王を以て師と爲し、案に聖王の制を以て法と爲し、其法を治めて以て（二二八）其統類を求め、以て務めて其人に（二二九）象效す。是れに嚮つて務むるは士なり、是れに類して（二三〇）幾きは君子なり、之を知るは聖人なり。故に（二三一）非に知ありて以て是を慮れば則ち之を惡と謂ひ、非に勇ありて以て（二三二）是を持すれば則ち之を賊と謂ひ、非に察熟にして以て是を分てば則ち之を簒と謂ひ、非に多能にして以て是を（二三三）脩むれば則ち之を蕩と謂ひ、非に辯利にして以て是を言へば則ち之を（二三四）詍と謂ふ。傳に曰く、『天下二あり、非には是を察し、是には非を察す』と。王制に合すると王制に合せざるとを謂ふなり。天下、（二三五）是れを以て隆正と爲さざることありて、然も猶ほ能く是非を分ち曲直を治むる者あらんや。若し夫れ是非を分つに非ず、曲直を治むるに非ず、治亂を辨ずるに非ず、人道を治むるに非ざれば、之を能くすと雖も人に益無く、能くせざるも人に損無し。案に直に將に怪說を治め、奇辭を玩びて、以て（二三六）相撓滑せんとする

【二二五】聖は聖人の道をさす。
【二二六】倫は倫類なり、人倫の道をいふ。
【二二七】王は王者の道をさす。制は法度なり。
【二二八】其統類は法の統體類例なり。
【二二九】象效は、かたどりならふ也。
【二三〇】幾は近き也。
【二三一】非を爲すに智ありて、謀慮を以て正道を傾くる者、之を惡と謂ふ。
【二三二】是を持すとは、是と爭ふ也。
【二三三】脩は脩飾する也。
【二三四】詍は多言をいふ。
【二三五】王制に合するを以て隆正とせざれば以て是非を分ち曲直を治むる能はず。
【二三六】撓滑は、かき、みだすなり。

くも當らざれば、安んぞ能く過無からんや。(二四)夏首の南に人あり、涓蜀梁と曰ふ、其の人となりや、愚にして善く畏る、明月にして宵行くに、俯して其影を見て以て伏鬼と爲し、仰いで其髮を視て以て(二五)立魅と爲し、(二六)背いて走り、其家に至る比ひ、氣を失して死す、豈に哀しからずや。凡そ人の鬼ありとするや、必ず(二七)其感忽の間疑玄の時を以て(二八)之を正しとす、此れ人の有を無として、無を有とする所以の時なり、而して己は以て事を正しとす。故に(二九)溼に傷みて(三〇)鼓を撃てば、則ち必ず鼓を敝り豚を喪ふの費ありて、而も未だ疾を愈すの福あらざる也。故に(三一)夏首の南に在らずと雖も、則ち以て異なる無し。

凡そ人の性を知るを以て、以て物の理を知る可し。以て人の性を知る可きを以て、以て物の理を知る可きことを求めて、之を(三二)疑止する所無くんば、則ち世を歿り年を窮むとも、徧きこと能はじ、其の理を貫ふ所以、億萬なりと雖も、以て萬物の變に浹くするに足らず、愚者と一の若くならん。學、(三三)老身長子にして、愚者と一の若く、猶ほ(三四)錯くことを知らず、夫れ是を妄人と謂ふ。故に學なる者は、固より學んで之に止まるなり。惡にか止まる。曰く、諸を至

【二四】夏首は夏水の首。
【二五】立魅は立てる鬼。
【二六】其影に背いて反り走るなり。
【二七】感忽は慌惚、疑玄は疑眩。
【二八】正に鬼ありとす。
【二九】溼は濕氣。濕氣の爲めに病を生ずる也。
【三〇】鼓を撃ちて神に禱るなり。
【三一】夏首の南は涓蜀梁を云ふ。
【三二】疑止は凝止なり。凝は定まる也。
【三三】老身長子は其身已に老い其子已に長ずるを云ふ。
【三四】錯は廢捨なり。錯くことを知らずとは、無益の學を廢捨することを知らず。

道を行ふや無爲なり、聖人の道を行ふや（一〇一）無彊なり、仁者の思や恭しく、聖人の思や樂し、此れ心を治むるの道なり。

凡そ物を觀るに、疑ひありて、中心定まらざれば、則ち外物（一〇二）淸からず。吾が慮淸からざれば、則ち未だ然否を定む可からず。（一〇三）冥冥にして行く者は、寢石を見て以て伏虎と爲し、（一〇四）植木を見て以て候人と爲す、冥冥、其明を蔽へばなり。醉へる者は、百歩の溝を越えて、以て（一〇五）蹞歩の澮と爲し、（一〇六）俯して城門を出でて、以て之を（一〇七）閨よりも小と爲す、酒、其神を亂ればなり。目を厭へて視る者は、一を視て以て兩と爲し、耳を掩うて聽く者は、（一〇八）漠漠に聽きて以て（一〇九）哅哅と爲す、勢、其（一一〇）官を亂ればなり。故に山上より牛を望めば、羊の若きも、羊を求むる者、下りて牽かず、遠、其大を蔽へばなり。山下より木を望めば、十仞の木、箸の若きも、箸を求むる者、上りて折らず、高、其長を蔽へばなり。水動きて影搖げば、人、以て美惡を定めざるは、水勢（一一一）玄すればなり。瞽者仰視して星を見ざるも、人、以て有無を定めざるは、（一一二）目精惑へばなり。人あり、此時を以て（一一三）物を定むるは、則ち世の愚者なり。彼の愚者の物を定むる、疑を以て疑を決して、決必ず當らず。夫れ苟

【一〇一】無彊は、強ひて爲さゞる也。
【一〇二】明瞭に認むること能はざる也。
【一〇三】冥冥は暮夜なり。
【一〇四】植木は、たち木。候人は己を候ふもの。
【一〇五】蹞歩は跬歩なり。半歩なり。澮は小溝なり。
【一〇六】俯は首をかがむる也。
【一〇七】閨は小門なり。
【一〇八】漠漠は聲無きをいふ。
【一〇九】哅哅は喧しき聲。
【一一〇】官は官能。
【一一一】玄は眩なり。
【一一二】目精は目睛なり。
【一一三】美惡有無を定む。

奚仲は車を作り、乘杜は乘馬を作りて、造父は御に精し。古より今に及ぶまで、未だ嘗て兩にして能く精しき者あらざるなり。曾子曰く、『(八九)其庭に以て鼠を搏つべきを是ば、惡んぞ能く我と與に歌はん』と。

(九〇)空石の中、人あり、其名を觙と曰ふ。其の人と爲りや (九一)射を善くして以て思を好む。耳目の欲、接すれば則ち其思を敗り、蚊虻の聲聞ゆれば則ち其精を挫く、是を以て耳目の欲を (九二)闢けて、蚊虻の聲を遠ざけ、閑居靜思して則ち通ず。仁を思ふこと是の若くならば、(九三)微と謂ふ可きか。孟子、(九四)敗を惡んで妻を出す、能く自ら彊むと謂ふ可し、有子、(九五)臥を惡んで掌を焠く、能く自ら忍ぶと謂ふ可し、(而モ)(九六)未だ好むに及ばず。(空谷ノ人)耳目の欲を闢け蚊虻の聲を遠ざくるは、(九七)危と謂ふべし、未だ微と謂ふ可からず。夫れ微なる者は (九八)至人なり、至人は何ぞ彊め、何ぞ忍び、何ぞ危ぶまん。故に (九九)濁明は外に景し、清明は内に景す。聖人は其欲を縱まにし、其情を (一〇〇)兼くし、而して焉を制する者は理なり、夫れ何ぞ彊め、何ぞ忍び、何ぞ危まん。故に仁者の

【八九】心、鼠に牽かるるが故なり。是は諟と通ず。視る也。
【九〇】空石は石窟なり。
【九一】射は心に揣りて物をあてること。
【九二】闢は避なり。
【九三】微は精妙なり。
【九四】敗は敗德なり。
【九五】臥は睡臥なり。
【九六】彊忍は強ひてなす也、好むは強ふる所無し。
【九七】危は自ら危んで戒懼する也。
【九八】至人は至德の人。
【九九】火の如く明の濁れる者は、其影、外を照らす、水の如く明の清めるものは、其影内に含む。
【一〇〇】兼は嗛なり、満足せしむる也。

物に精しき者は（七九）以て物を物とす、道に精しき者は、物を物とするを兼ぬ。故に君子は道に一にして、以て物を贊稽す。道に一なれば則ち正しく、物を贊稽すれば則ち察なり、正しきの志を以て察なるの論を行へば則ち（八〇）萬物官す。昔者、舜の天下を治むるや、事を以て詔げずして萬物成れり。一に處するは之れ危く、其榮（八一）滿側す。一を養ふは之れ微に、榮なるも（八二）未だ知らず。故に道經に曰く、『人心之れ危く、道心之れ微』と。危微の（八三）幾、惟だ明君子にして而る後、能く之を知る。故に人心は譬へば（八四）槃水の如し、（八五）正錯して動かすことなければ、則ち（八六）湛濁、下に在りて、清明、上に在り、則ち以て鬚眉を見て（八七）理を察するに足るも、微風之を過ぐれば、湛濁、下に動き、清明、上に亂れ、則ち以て大形をだも正すを得可からず。心も亦是の如し。故に之を導くに理を以てし、之を養ふに清を以てし、物之を傾くる莫ければ、則ち以て是非を定め嫌疑を決するに足るも、小物、之を引けば、則ち其正、外に易はり、其心、内に傾き、則ち以て（八八）麤理をだも決するに足らず。故に書を好む者は衆くして、倉頡獨り傳はるは、壹なればなり。稼を好む者は衆くして、后稷獨り傳はるは、壹なればなり。樂を好む者は衆くして、夔獨り傳はるは、壹なればなり。義を好む者は衆くして、舜獨り傳はるは、壹なればなり。倕は弓を作り、浮游は矢を作りて、羿は射に精しく、

【七九】一物にのみ精しき也。
【八〇】萬物各〻當る也。
【八一】或は盈ち或は傾く。
【八二】未だ萌を見ざる也。
【八三】幾は、きざし也。
【八四】槃水は淺きたらひの水。
【八五】正錯は、正しく置くなり。
【八六】湛濁は沈濁なり。
【八七】理は皮膚の文理。
【八八】麤理は粗末なる道理。

心なる者は形の君なり、而た神明の主なり、（七〇）令を出して、令を受くる所無く、自ら禁じ自ら使ひ、自ら奪ひ自ら取り、自ら行き自ら止る。故に口は（七一）劫して墨云せしむ可く、形は劫して（七二）詘申せしむ可きも、心は劫して意を易へしむ可からず、之を是とすれば則ち受け、之を非とすれば則ち辭す。故に曰く、（七三）心の容、其擇ぶや禁ずる無く、必ず自らす、其物を見るや雜博なるも、其精の至るや貳せずと。（七四）詩に云く、『卷耳を采り采る、頃筐に盈たず、嗟我れ人を懷うて、彼の周行に寘く』と。頃筐は滿ち易く、卷耳は得易し、然も以て周行に貳すべからず。故に曰く、心、（七五）枝すれば則ち知る無く、傾けば則ち精しからず、貳すれば則ち疑惑すと。以て之を（七六）贊稽すれば、萬物、兼ね知るべき也。（七七）身、其故を盡くせば則ち美なり。類は兩にす可からず、故に知者は一を擇んで壹にす。農は田に精なるも、以て（七八）田師と爲す可からず、賈は市に精なるも、以て市師と爲す可からず、工は器に精なるも、以て器師と爲す可からず。人あり、此三技を能くせずして、三官を治めしむべし。曰く道に精しき者なり。

【七〇】心、令を出して以て百體を使ひ、百體の使ふ所と爲らざるをいふ。

【七一】劫は劫制なり。墨云は或は默し或は云ふ也。

【七二】詘申は屈伸なり。

【七三】心は自ら擇ぶ、故に物を見るに雜博にして容受せざるなきも一たび擇べば守ること純一なり。

【七四】周南卷耳の篇。周行にある人を懷ふが故に心此にあらず。故に得易きの卷耳を采り滿ち易きの頃筐に盈たす能はず、心の貳にすべからざるを云ふなり、卷耳は苓耳・頃筐は畚の類。

【七五】枝は分岐する也。

【七六】贊稽は助け考ふる也。

【七七】故は事なり。貳にせざるの事を盡せば、則ち身美なり。

【七八】田師は官名なり。

ば　(六〇)異なるあり、異なるとは　(六一)同時に之を兼ね知るなり、同時に之を兼ね知るは兩なり、然れども所謂一あり。(六二)夫の一を以て此一を害せず、之を壹と謂ふ。心、臥すれば則ち夢み、偸れば則ち(六三)自ら行き、之を使しむれば則ち謀る、故に心未だ嘗て動かずんばあらず、然れども所謂靜あり、(六四)夢劇を以て知を亂らず、之を靜と謂ふ。未だ道を得ずして道を求むる者は、虚一にして靜、之を則と作す。將に道を須めんとする者之れ虚なれば則ち入り、將に道を事とせんとする者之れ一なれば則ち盡き、將に道を思はんとする者靜なれば則ち察なり。道を知りて察に、道を知りて行ふは、道を體する者なり。虚一にして靜、之を大清明と謂ふ。萬物、形として見えざること莫く、見るとして論ぜざること莫く、論ずとして位を失ふこと莫し。室に坐して四海を見、今に處りて久遠を論じ、萬物を　(六五)疏觀して其情を知り、治亂を　(六六)參稽して其度に通じ、天地を經緯して萬物を　(六七)材官し、(六八)大理を制割して宇宙を裹む、恢恢廣廣として、孰れか其極を知らん、(六九)睪睪廣廣として、孰れか其德を知らん、涫涫紛紛として、孰れか其形を知らん、明、日月に參し、大、八極に滿つ、是を大人と謂ふ、夫れ惡んぞ蔽はるることあらんや。

【六〇】同異を知る。
【六一】彼此を兼ね知るが故に同異ある也。
【六二】必ずしも其の同とする所を以て其の異とする所を害せず。
【六三】自ら行くは、放縱なり。
【六四】夢は、ゆめ、劇は繁劇多事なり。夢は是れ夜動く也。
【六五】疏觀は通觀なり。
【六六】參稽は參驗して考ふ。
【六七】材官は材質によりて適用する也。
【六八】大理は天下の大治。
【六九】睪睪は廣大の貌。涫涫は沸く貌。

無く終り無く、近き無く遠き無く、博き無く淺き無く、古無く今無く、(五四)萬物を兼陳して、(五五)中に衡を懸く。是故に衆異も、相蔽うて以て其倫を亂ることを得ざる也。何をか衡と謂ふ、曰く、道。故に心は以て道を知らざる可からず。心、道を知らざれば則ち道を不可として非道を可とす。人孰か(五六)恣を得んと欲して、其の不可とする所を守りて、以て其の可とする所を禁ぜんや。其の道を不可とするの心を以て人を取れば、則ち必ず不道の人に合して、道の人に合することを知らず。其の道を不可とするの心を以て、道を不可とするの人と與に、道の人を論ずるは、亂の本なり。夫れ何を以てか知らん。心、道を知りて然る後道を可とし、道を可として然る後能く道を守り、以て非道を禁ず。其の道を可とするの心を以て道の人を取れば、則ち道の人に合して不道の人に合せず。其の道を可とするの心を以て、道の人と非道を論ずるは、治の要なり。何ぞ知らざるを患へん。故に治の要は道の人を知るに在り。何を以てか道を知らん。曰く、心。心何を以てか知らん。曰く、虚壹にして靜。心未だ嘗て(五七)臧せずんばあらず、然れども所謂虚あり。心未だ嘗て兩ならずんばあらず、然れども所謂一あり。心未だ嘗て動かずんばあらず、然れども所謂靜あり。人生るれば知るあり、知れば(五八)志すあり、志すなる者は臧なり、然れども所謂虚あり。(五九)已に臧する所を以て將に受けんとする所を害せず、之を虚と謂ふ。心、生ずれば知あり、知れ

【五四】一切の事物を悉く陳列する也。
【五五】中正を得るを云ふ。
【五六】恣は縱欲なり。
【五七】臧は藏也、包藏也。
【五八】志は認識する也。
【五九】積習に滯らずして善く選る。

れて賢を知らず、申子は（四〇）勢に蔽はれて知を知らず、惠子は辭に蔽はれて實を知らず、莊子は（四一）天に蔽はれて人を知らず。故に（四二）用に由るを之を道、利に盡くと謂ひ、欲に由るを之を道、（四三）嗛に盡くと謂ひ、法に由るを之を道、（四四）數に盡くと謂ひ、勢に由るを之を道、（四五）便に盡くと謂ひ、辭に由るを之を道、（四六）論に盡くと謂ひ、天に由るを之を道、（四七）因に盡くと謂ふ。此の數具は皆道の一隅なり。夫れ道なる者は、（四八）常を體して變を盡くす、一隅以て之を擧ぐるに足らず。（四九）曲知の人は、道の一隅を觀るも、猶ほ未だ之を能く識らず、故に以て足れりと爲して之を飾る、内は以て自ら亂り、外は以て人を惑はし、上は以て下を蔽ひ、下は以て上を蔽ふ、此れ蔽塞の禍なり。孔子は仁智にして且つ蔽はれず、故に（五〇）亂術の以て先王と爲るに足る者を學び、（五一）一家にして（五二）周道を得、擧げて之を用ひて、（五三）成積に蔽はれず、故に德、周公と齊しく、名、三王と並ぶ、此れ蔽はれざるの福なり、聖人は心術の患と蔽塞せらるるの禍とを知る、故に欲する無く惡む無く、始め

【四〇】君は唯だ權勢に乘じて下を致すべきを說きて、權勢の知を待ちて行はるべきを知らず。
【四一】自然の道を說き、人の道を忘る。
【四二】利用を以て道の極致とするを云ふ。
【四三】嗛は快意なり、人の欲する所に從ひて節をなさざるを云ふ。
【四四】數は術數なり。
【四五】便は便宜に因るを云ふ。
【四六】論は辯論なり。
【四七】因は、自然に任するを云ふ。
【四八】其體は不易にして、其用は變化窮まらず。
【四九】曲知は一曲を知るの人をいふ。
【五〇】亂術は雜術なり。
【五一】一家は孔子の一人一身なるをいふ。
【五二】周道は周の治道なり。
【五三】成積は、其の積習する所なり。

名、備號を受け、生くれば則ち天下歌ひ、死すれば則ち四海哭す、夫れ是を至盛と謂ふ。(二八)詩に曰く、『鳳凰秋秋たり、其翼は干の若く、其聲は簫の若し、鳳あり凰あり、帝の心を樂ましむ』と。此れ蔽はれざるの福なり。

昔、人臣の蔽はれたる者は　(二九)唐鞅・奚齊是れなり。唐鞅は權を欲するに蔽はれて　(三〇)戴子を逐ひ、奚齊は國を欲するに蔽はれて　(三一)申生を罪して、唐鞅は宋に戮せられ、奚齊は晉に戮せらる。賢相を逐ひ孝兄を罪し、身、刑戮と爲りて、然も知らず、此れ蔽塞の禍なり。故に貪鄙背叛爭權を以て、危辱滅亡せざる者は、古より今に及ぶまで、未だ嘗て之れあらざるなり。(三二)鮑叔・甯戚・隰朋は、仁智にして且つ蔽はれず、故に能く管仲を　(三三)持して、名利福祿、管仲と齊し、(三四)召公・呂望は、仁智にして且つ蔽はれず、故に能く周公を持して、名利福祿、周公と齊し。傳に曰く、『賢を知るを明と謂ひ、賢を輔くるを彊と謂ひ、之を勉め之を彊むれば、其福必ず長し』と。此を謂ふ也。此れ蔽はれざるの福なり。

昔、(三五)賓孟の蔽はるる者は　(三六)亂家是れなり、墨子は　(三七)用に蔽はれて文を知らず、宋子は欲に蔽はれて　(三八)得を知らず、愼子は　(三九)法に蔽は

【二八】逸詩なり。堯能く賢才を用ひ、天下和平し、鳳凰來儀せるを云ふ。秋秋は舞ふ貌。
【二九】唐鞅は宋の康王の臣、奚齊は晉の獻公の子。
【三〇】戴子は戴驩。
【三一】申生は奚齊の兄。
【三二】いづれも齊の桓公の臣。
【三三】持は扶持なり。
【三四】いづれも周初の賢臣。
【三五】賓孟は蓋し賓萌なり、戰國の時の游士の諸侯に賓客たる者の稱。
【三六】亂家は世を亂す諸家の義。
【三七】實用に蔽はれて文飾を知らず、故に儉を尙ぶ。
【三八】得は德なり。
【三九】法によりて治むれば賢を要せずとなし、法の賢を待ちて行はるるを知らず。

を、亂國の君、之を上に非とし、亂家の人、之を下に非とす、豈に哀しからずや。蔽を爲すを數ふ。(一八)欲、蔽を爲し、惡、蔽を爲し、始、蔽を爲し、終、蔽を爲し、遠、蔽を爲し、近、蔽を爲し、博、蔽を爲し、淺、蔽を爲し、古、蔽を爲し、今、蔽を爲す。凡そ萬物異なれば、則ち蔽を相爲さゞること莫し、此れ心術の公患なり。昔、人君の蔽はれたる者は、夏桀・殷紂是れなり、桀は(一九)末喜・斯觀に蔽はれて、關龍逢を知らず、以て其心を惑はし其行を亂る。紂は(二〇)妲己・飛廉に蔽はれて、微子啓を知らず、以て其心を惑はし其行を亂る。故に群臣、忠を去つて私を事とし、百姓怨誹して(二一)用ひられず、賢良退處して隱逃す、此れ其の(二二)九牧の地を喪うて宗廟の國を(二三)虛にせる所以なり。桀は亭山に死し、(二四)紂は赤旆に縣けらる。身先づ知らず、人又之を諫むる莫し。此れ蔽塞の禍なり。成湯、夏桀に鑒みる、故に其心を主として之を愼治す、是を以て能く長く伊尹を用ひて、身、道を失はず、此れ其の夏王に代りて(二五)九有を受けし所以也。文王、殷紂に鑒みる、故に其心を主として之を愼治す、是を以て能く長く呂望を用ひて、身、道を失はず、此れ其の殷王に代りて(二六)九牧を受けし所以なり。遠方、其珍を致さざること莫し、故に目、(二七)備色を視、耳、備聲を聽き、口、備味を食ひ、形、備宮に居り。

【一八】其好む所知る所に蔽はれざるなし。
【一九】末喜は桀の妃、斯觀は佞臣、關龍逢は忠臣。
【二〇】妲己は紂の妃、飛廉は佞臣、微子啓は忠臣。
【二一】上の用をなさず。
【二二】九牧の地は九州。
【二三】虛は、墟、敗墟也。
【二四】武王、紂の首を赤旆にかく。
【二五】九有は九州なり。
【二六】九牧は九州なり。
【二七】備色は完備せる色。

(一)解蔽篇

凡そ人の患は、(二)一曲に蔽はれて大理に闇きにあり。(三)治まれば則ち(四)經に復し、(五)兩疑なれば則ち惑ふ。天下に二道無く、聖人に(六)兩心無し。今、諸侯、政を異にし、百家、說を異にし、則ち(七)必ず或は是或は非、(八)或は理或は亂。亂國の君・亂家の人も、此れ其誠心、正を求めて以て自ら爲さざる莫きも、妬んで道に繆れば、(九)人、其の迨き所を誘ふ。(一〇)其の積む所に私して、唯だ(一一)其惡を聞かんことを恐れ、其の私する所に(一二)倚りて以て異術を觀て、唯だ(一三)其美を聞かんことを恐る、是を以て治と(一四)離走して、己を是として輟まず、豈に一曲に蔽はれて正求に失せざらんや。(一五)心使しめざれば則ち白黑前に在るも目見ず、(一六)雷鼓側に在るも耳聞かず、況や蔽はるる者に於てをや。道を(一七)德るの人

【一】人の患は、偏見に蔽はれて大理を觀る能はざるにあるを論ず。
【二】一曲は一偏なり。
【三】治とは、蔽なくして大理に明なるを云ふ。
【四】經は常なり、正道をいふ。
【五】兩疑とは、二心ありて疑を懷く也。蔽はるれば則ち疑ふ。
【六】卽ち兩疑なきをいふ。
【七】百家說を異にして相是非する也。
【八】理は治なり。諸侯政を異にして各〻治亂ある也。
【九】其の好む所に因りて人之を誘ふ。
【一〇】其とは、己をさす。積む所とは積習なり。
【一一】其惡とは、己が積む所の惡をいふ。
【一二】倚は偏倚なり。
【一三】其美とは異術の美をいふ。之を聞かんことを恐るるは、之を妬めば也。
【一四】離走は背馳する也。
【一五】心、見んとせざれば則ち見えず、
【一六】雷鼓は大鼓。
【一七】德は得なり。

にして采、其生を養ふは度無く、其死を送るは
(五三)瘠墨、禮義を賤しんで勇力を貴び、貧なれば則ち盜を爲し、富めば則ち賊を爲す。治世は是に反す。

【五三】瘠墨は墨子の說の如く儉なるを云ふ、卽ち己が口腹を養ふには貪り、人の死を送るには吝なるなり。

(三八)酢せずして降る、隆殺の義辨ず。(三九)工入つて升り、歌ふこと三終し、主人之に獻ず。笙入つて(四〇)三終し、主人之に獻ず。(四一)間歌三終し、(四二)合樂三終し、工、樂備はるを告げて遂に出づ。二人(四三)觶を揚げ、乃ち(四四)司正を立つ。其の能く和樂して流せざるを知るなり。賓、主人に酬い、主人、介に酬い、介、衆賓に酬ゆ。少長、齒を以てし、(四五)沃洗する者に終る、其の能く弟長にして(四六)遺す無きを知るなり。降りて屨を脫し、升りて坐し、爵を脩むること數無し。飲酒の節は、(四七)朝は朝を廢せず、暮は夕を廢せず。賓出でて主人拜送し、節文終に遂ぐ、其の能く(四八)安燕して而も亂れざるを知るなり。貴賤明に、隆殺辨じ、和樂して而も流せず、弟長にして遺す無く、安燕して而も亂れず、此五行の者、以て身を正し國を安んずるに足る。彼の國安ければ天下安し。故に曰く、吾、鄉を觀て、王道の易易たるを知ると。

亂世の徵は、其服は(四九)組、其容は(五〇)婦、其俗は淫、其志は利、其行は雜、其聲樂は險、其文章は(五一)匿

【三八】酢は返杯。
【三九】工は瞽矇の樂工、三終は鹿鳴、四牡、皇皇者華を歌ひ三終する事。獻は酒を獻ずる也。
【四〇】三終は南陔、白華、華黍を吹き三終すること。
【四一】間歌は歌と笙と代る〲起るを云ふ、三終は魚麗を歌ひ、由庚を笙し、南有嘉魚を歌ひ、崇丘を笙し、南山有臺を歌ひ、由儀を笙し、各々代る代る、故に間歌と云ふ。
【四二】合樂は歌樂、衆聲と共に作るを云ふ、其詩に周南の關雎、葛覃、卷耳の三、召南の鵲巢、采蘩、采蘋三なり。
【四三】觶は、さかづき。
【四四】司正は監督者。
【四五】沃洗は、さかづきをすゝぎ洗ふ也。
【四六】遺は遺漏なり。
【四七】朝を卒りて飲み、夕に先だちて止む。
【四八】燕は宴と通す。
【四九】組は組織の精巧を云ふ。
【五〇】婦とは女の如きをいふ。
【五一】匿は慝なり、情を隱して非を飾るを云ふ。

にするは、乃ち其德なり。亂世は善を惡み、此を聽かざるなり。於乎哀しいかな、成るを得ず。弟子、學を勉めて營さるることなかれ。

聲樂の象は、鼓は　(三〇)大麗、鐘は統實、磬は廉制、竽笙は簫和、筦籥は發猛、篪は翁博、瑟は易良、琴は婦好、歌は淸盡、舞の意は　(三一)天道を兼ぬ。鼓は其れ樂の君か、故に鼓は天に似、鐘は地に似、磬は水に似、竽笙筦籥は星辰日月に似、(三二)鞉鼓拊革椌楬は萬物に似たり。曷を以てか舞の意を知る、曰く、目自ら見ず、耳自ら聞かず、然も俯仰　(三三)詘信・進退遲速を治むるに廉制せざること莫く、筋骨の力を盡くして、以て鐘鼓(三四)附會の節を要して、悖逆する者有ること靡く、衆積して　(三五)諰諰乎たり。

吾、　(三六)鄕を觀て、王道の易易たるを知る。

主人、親ら賓及び　(三七)介を速きて、衆賓皆之に從ふ、門外に至れば、主人、賓及び介を拜して、衆賓皆入り、貴賤の義別る。(主人)三揖して階に至り、三讓して賓と以に(階ヲ)升る、(賓ノ)至るを拜し、獻酬辭讓の節繁し。介に及びては省く。衆賓に至りては、升りて(爵ヲ)受け、坐して祭り、立ちて飲み、

【三〇】大麗は大にして群音附麗す、統實は諸聲を統べて氣充滿す、廉制は聲に稜角あり、簫和は肅雍和鳴、發猛は發强猛厲なる也。塤は土にて作り形錐の如し、篪は竹にて作り、六孔にして橫に吹く、翁博は滃渤大、易良は和易溫良、婦好は柔婉、淸盡は淸審。

【三一】四時周旋八風皆備はる。

【三二】鞉鼓は小鼓、拊革は韋を以て作り之に實たすに糠を以てし、樂を節す、椌楬は樂を作止するもの。

【三三】詘信は屈伸なり。

【三四】附會は會合なり。節は節度なり。要は、もとむる也。

【三五】諰諰乎は、ねんごろによく行きわたる也。

【三六】鄕は鄕飮酒の禮。

【三七】介は、かいぞへ人。速は家に行きて招く也。

淫聲を聽かず、目に(二三)女色を視ず、口に惡言を出さず、此三つの者は、君子之を愼しむ。凡そ姦聲人を感じて、逆氣之に應じ、逆氣、(二四)象を成して、亂生ず。正聲、人を感じて、順氣之に應じ、順氣、象を成して、治生ず。唱和(二五)應あり、善惡相象る。故に君子は其の去就する所を愼しむ。君子は鐘鼓を以て志を導き、琴瑟を以て心を樂しましめ、動かすに干戚を以てし、飾るに羽旄を以てし、從ふるに磬管を以てす。故に其淸明は天に象り、其廣大は地に象り、其俯仰周旋は四時に似るあり。故に樂行はれて志淸く、禮脩まりて行成る、耳目聰明、血氣和平、風を移し俗を易へて、天下皆寧んずるは、樂よりも善きは莫し。故に曰く、樂なる者は樂しむなりと。君子は其道を得るを樂しみ、小人は其欲を得るを樂しむ。道を以て欲を制すれば則ち樂しんで亂れず、欲を以て道を忘るれば則ち惑うて樂しまず。故に樂なる者は樂しみを導く所以なり、金石絲竹なる者は樂を導く所以なり、樂行はれて民、(二六)方に嚮ふ。故に樂なる者は、人を治むるの盛なる者なり。而して墨子之を非とす。且つ樂なる者は、和の變ず可からざる者なり、禮なる者は、理の易ふ可からざる者なり。樂は同を合はせ、禮は異を別つ。禮樂の統は、人心を管ぶ。本を窮め變を極むるは樂の(二七)情なり、誠を著はし僞を去るは禮の(二八)經なり。墨子は之を非とす、幾ど刑に遇はん。明王已に歿して(二九)之を正すこと莫く、愚者之を學んで其身を危くす。君子の・樂を明

【二三】女色は姦色に作るべし。
【二四】象を成すとは歌舞にあらはるゝなり。
【二五】應は感應なり。
【二六】方は正しき道をいふ。
【二七】情は精神なり。
【二八】經は要條なり。
【二九】之は墨學をさす。

聲是に於て白かに、光輝是に於て大に、四海の民、以て（一五）師と爲すを得んことを願はざるは莫からん、是れ王者の始めなり。（一六）樂姚冶にして以て險なれば、則ち民（一七）流慢鄙賤なり、流慢なれば則ち亂れ、鄙賤なれば則ち爭ふ、亂爭すれば則ち兵弱く城犯され、敵國之を危くす。是の如くならば則ち百姓、其處に安んぜず、其鄕を樂しまず、其上を足れりとせじ。故に禮樂廢れて邪音起るは危削侮辱の本なり。故に先王、禮樂を貴んで邪音を賤しむは、其れ（一八）序官に在り、曰ふ、『憲命を脩め、（一九）誅賞を審にし、淫聲を禁じ、時を以て順脩して、夷俗の邪音をして敢て雅を亂さざらしむるは（二〇）太師の事なり』と。墨子曰く、『樂なる者は聖王の非とする所にして、儒者之を爲すは過てり』と。君子、以て然らずと爲す。樂なる者は聖人の樂しむ所にして、以て民心を善くす可く、其の人を感ずること深く、其の風を移すこと易し。故に先王之を導くに禮樂を以てして、民和睦す。

夫れ民、好惡の情ありて、喜怒の（二一）應無ければ則ち亂る、先生、其亂を惡む、故に其行を脩め、其樂を正して、天下焉に順ふ。故に齊衰の服、哭泣の聲は、人の心をして悲しましめ、甲を帶び冑を嬰け、行伍に歌へば、人の心をして傷ましめ、姚冶の容、鄭衞の音は、人の心をして淫せしめ、（二二）紳端章甫、韶を舞ひ武を歌へば、人の心をして莊ならしむ。故に君子は耳に

【一五】師は長なり。
【一六】姚冶は妖冶。淫聲を云ふ。
【一七】流慢は流蕩慢易なり。みだれて、しまり無き也。
【一八】序官は周の官制をいふ。
【一九】誅賞は禮記王制篇には詩商に作る。從ふべし。
【二〇】太師は官名。
【二一】應は外に現はるる應徵。
【二二】紳は大帶、端は玄端、周の朝服。章甫は冠の名、殷の冠。

て萬變を治むるに足る、是れ先王、樂を立つるの術なり。而して墨子、之を非とするは、奈何。故に其雅頌の聲を聽けば、志意、廣きを得。(九)其干戚を執り、其俯仰屈伸を習へば、容貌、莊を得。(一〇)其綴兆を行くに、其節奏を(一一)要すれば、行列、正を得、進退、齊を得。故に樂なる者は、出でては征誅する所以也、入りては揖讓する所以也。征誅揖讓、其義一なり。出でて以て征誅する所は則ち聽從せざるは莫く、入りて以て揖讓する所は、則ち從服せざるは莫し。故に樂なる者は天下の大齊なり、中和の紀なり、人情の必ず免れざる所なり、是れ先王、樂を立つるの術なり。而して墨子、之を非とするは、奈何。且つ樂なる者は、先王の喜を飾る所以なり。軍旅(一二)鈇鉞なる者は、先王の怒を飾る所以なり。先王は喜怒皆其齊を得、是の故に喜べば天下之に和し、怒れば暴亂之を畏る。先王の道は、禮樂は正に其盛なる者なり。而して墨子之を非とす。故に曰く、墨子の道に於けるや、猶ほ瞽の白黑に於けるがごとく、猶ほ聾の清濁に於けるがごとく、猶ほ(一三)楚に之かんと欲して之を北に求むるがごとし。夫れ聲樂の人に入るや深く、其の人を化するや速かなり、故に先王謹んで之が文を爲す。樂中平なれば則ち民和して流せず、樂肅莊なれば則ち民齊しうして亂れず、民和齊すれば則ち兵勁く城固く、敵國敢て嬰れず。是の如くならば則ち百姓、其處に安んじ、其鄕を樂しんで、以て其上を(一四)至足とせざること莫からん、然る後名

【九】干戚を執るは武王の舞。干は、たて、戚は、おの。
【一〇】綴は舞者を贊するの位、兆は位外の塋域。
【一一】要は會し協はしむる也。
【一二】鈇鉞は、おの、まさかり。
【一三】楚は南方の國なり。
【一四】至足は大に滿足する也。

(一)樂論篇

夫れ樂なる者は樂しむなり、人情の必ず免れざる所なり。故に人樂しみ無きこと能はず、樂しめば則ち必ず聲音に發し、動靜に形はる。而して人の道は、聲音動靜にして、(二)性術の變是に盡く。故に人、樂しまざること能はず、樂しめば則ち形はるる無きこと能はず、形はれて道を爲さざれば則ち亂無きこと能はず。先王、其亂を惡む、故に雅頌の聲を制して以て之を道き、其聲をして以て樂しむに足りて而も(三)流せざらしめ、其文をして以て辨ずるに足りて(四)諰がざらしめ、(五)其曲直・繁省・廉肉・節奏をして以て人の善心を感動するに足らしめ、夫の邪汙の氣をして接することを得るに由無からしむ、是れ先王、樂を立つるの(六)方なり。而して(七)墨子、之を非とするは、奈何。

故に樂は宗廟の中に在りて、君臣上下同じく之を聽けば、則ち和敬せざること莫く、閨門の內に、父子兄弟同じく之を聽けば、則ち和親せざること莫く、鄕里族黨の中に、長少同じく之を聽けば、則ち和順せざること莫し。故に樂なる者は(八)一を審かにして以て和を定むる者なり、物に比して以て節を飾る者なり、合奏して以て文を成す者なり、以て一道に率ふに足り、以

【一】音樂の起原、必要、用法等を概論す。
【二】性術は性情心術なり。
【三】流は流淫する也。
【四】諰は息なり、塞と通ず。
【五】其は聲音をさす。繁省は繁多と省約、廉肉は廉稜と肥豐。
【六】方は道なり。
【七】墨子に非樂篇あり、音樂を排斥す。
【八】一は律をいふ。

りて服を易へ、位に卽きて哭す、〔二〇一〕之を去るものあるが如し。哀しむ夫敬む夫、死に事ふること生に事ふるが如く、亡に事ふること存に事ふるが如く、〔二〇二〕形影無きに狀す、然して文を成す。

【二〇一】以上は、髣髴として神の來り享くるあるが如きをいふ。

【二〇二】思慕の至り髣髴として神をみる也。

り、(一九二)屈然として已めば、則ち其の志意の情に於ける者、(一九三)惆然として嗛らず、其の禮節に於ける者、闕然として具はらず、故に先王案に之が爲めに(一九四)文を立て、尊を尊び親を親しむの義至る。故に曰く、祭なる者は志意思慕の情なり、忠信愛敬の至なり、禮節文貌の盛なり、苟くも聖人に非ずんば、之を能く知るもの莫し。聖人は明に之を知り、士君子は安んじて之を行ひ、官人は以て守と爲し、百姓は以て俗を成す。其の君子に在るは、(一九五)以て人道と爲し、其の百姓に在るは、(一九六)以て鬼事と爲す。故に鐘鼓管磬、琴瑟竽笙、(一九七)韶夏濩武酌桓箾簡象は、是れ君子の・愅詭を其の喜樂する所に爲す所以の文なり。齊衰苴杖、廬に居り、粥を食ひ、薪を席とし、塊を枕とするは、是れ君子の・愅詭を其の哀痛する所に爲す所以の文なり。師旅、制あり、刑法、等あり、罪に稱はざること莫きは、是れ君子の・愅詭を其の(一九八)敦惡する所に爲す所以の文なり。卜筮して日(ノ吉凶)を視、齋戒して(宮ヨリ廟ニ至ル)塗を脩め、几筵し、(一九九)饋薦し、祝に告ぐ、之を饗くるもの或るが如し。物ごとに取りて皆之を祭る、之を嘗むるもの或るが如し。(二〇〇)利・爵を擧ぐること毋く、主人(自ラ)尊を有む、之を觴するもの或るが如し。賓出づ、主人拜送す、反

【一九二】屈然は空しき貌。
【一九三】惆然は悵然なり。
【一九四】文は禮文なり。
【一九五】安んじて之を行ふ也。
【一九六】畏れて之に事ふ。
【一九七】韶は舜の樂、夏は禹の樂、濩は湯の樂、武酌桓三者共に周頌の篇名・箾簡象は文王の樂。
【一九八】敦は懟なり。懟惡は、うらみにくむ也。
【一九九】饋薦は供物をすゝむ。
【二〇〇】利は佐食の者。爵は、さかづき。尊は酒樽なり。有は侑なり。爵を擧げて酒をすすむるに利をして之を爲さしめずして主人自ら之を爲すは、禮を重んずる也。

く之を敎誨する者なり、三年にして畢きんや。乳母は之に飮食せしむる者にして三月、(一八一)慈母は之に衣被する者にして九月、君は之を曲備する者也、三年にして畢きんや。之を得れば則ち治まり、之を失へば則ち亂る、文の至なり、之を得れば則ち安く、之を失へば則ち危し、情の至なり、兩至の者倶に積む、三年を以て之に事ふるも猶ほ未だ足らざる也、(一八二)直之を進むるに由なきのみ。故に社は(一八三)社を祭る也、稷は(一八四)稷を祭る也、郊なる者は、百王を上天に幷せて之を祭祀するなり。三月の(一八五)殯は何ぞや。曰く、之を大にする也、之を重んずる也、隆を致す所也、親を致す所也、將に之を擧錯し・之を遷徙し・宮室を離れて丘陵に歸せんとする也。先王、其の文ならざるを恐るるや、是を以て其期を(一八六)繇にして之が日を足すなり。故に天子は七月、諸侯は五月、大夫士は三月、皆、其をして(一八七)須つことは以て事を容るるに足り、事は以て成を容るるに足り、成は以て文を容るるに足り、文は以て備を容るるに足らしむ、曲さに物を容備するを道と謂ふ。

祭なる者は志意思慕の情なり、(一八八)愅詭悒僾して、(一八九)時に至るなきこと能はず、故に人の歡欣和合の時は則ち夫の忠臣孝子、亦、(一九〇)愅詭して至る所あり、彼の其の至る所の者は(一九一)甚だ大に動くな

【一八一】慈母は庶母なり。
【一八二】三年以上となすべき由なし。
【一八三】社は土神。
【一八四】稷は穀神。
【一八五】殯は棺に納めたる後、葬の前をいふ。
【一八六】繇は遙なり。
【一八七】須は期日を待つをいふ。
【一八八】愅詭は變異感動の貌、悒僾は氣の伸びざる貌。
【一八九】時あつて想起するなり。
【一九〇】我が君親の同じく樂しむを得ざるを傷む。
【一九一】情大に感動する也。

喪二十五月にして畢るも、駟の隙を過ぐるがごとし、然して（一七三）之を遂ぐれば則ち是れ窮り無きなり。故に先王聖人、安に之が爲めに中を立て節を制し、一に以て文理を成すに足らしむれば則ち之を舍く。然らば則ち何を以て（一七四）之を分にする。曰く、至親は（一七五）期を以て斷つ。是れ何ぞや。曰く、天地は則ち已に易はり、四時は則ち已に徧し、（一七六）其の宇中に在る者、更始せざるは莫し、故に先王案に此を以て之に象る。然らば則ち三年するは何ぞや、曰く、焉に（一七七）加隆して案に之を倍せしむ、故に再期なり。九月より以下は何ぞや。曰く、案に及ばざらしむるなり。故に三年は以て隆と爲し、緦麻小功は以て殺と爲す、期と九月と以て（一七八）間と爲す。上は象を天に取り、下は象を地に取り、中は則を人に取る、人の羣居して和一する所以の理盡く。故に三年の喪は人道の至文なる者なり、夫れ是を至隆と謂ふ、是れ百王の同じくする所、古今の一にする所なり。君の喪、三年に取る所以は、何ぞや。曰く、君なる者は治辨の主なり、文理の原なり、（一七九）情貌の盡なり、相率ゐて隆を之に致す、亦可ならずや。（一八〇）詩に曰く、『愷悌の君子は、民の父母』と。彼の君子なる者は、固より民の父母たるの說あり。父は能く之を生ずれども、之を養ふこと能はず、母は能く之に食へども、之を敎誨すること能はず、君なる者は已に能く之を食ひ、又善

【一七三】其心のまゝにせしめば三年を以て猶ほ短しとせん、終に除喪の期なき也。
【一七四】三年を分半して一年とするを云ふ。
【一七五】期は一年を云ふ。
【一七六】其の宇中に在る者とは、萬物をいふ。
【一七七】加隆は加厚なり。
【一七八】間は隆殺の間なり。
【一七九】情は誠眞。貌は威儀。盡は極なり。
【一八〇】大雅泂酌の篇。

三年の喪は何ぞや。曰く、情に稱へて文を立て、因つて以て（一六六）群別を飾る、親疏貴賤の節にして、益損す可からざるなり、故に曰く、（一六七）無適不易の術なりと。創巨なる者は其日久しく、痛甚しき者は其愈ゆること遲し。三年の喪は、情に稱へて文を立て、至痛の極と爲す所以なり。（一六八）齊衰苴杖、廬に居り、粥を食ひ、薪を席にし、塊を枕にするは、至痛の飾を爲す所以なり。三年の喪、二十五月にして畢る、哀痛未だ盡きず、思慕未だ忘れず、然るに禮是を以て之を斷つものは、豈に死を送るに已むことあり。（一六九）生に復するに節あるを以てにあらざらんや。凡そ天地の間に生ずる者、血氣あるの屬、知あらざること莫し、知あるの屬、其類を愛せざること莫し。今夫の大鳥獸、則し其羣匹を失亡すれば、月を越え時を踰えて則ち必ず（一七〇）反鉛し、故郷を過ぐれば則ち必ず徘徊し鳴號し、（一七一）躑躅し踟躕し、然る後能く之を去る。小者は是れ（一七二）燕爵猶ほ啁噍の頃あり、然る後能く之を去る。故に血氣あるの屬、人よりも知なるは莫し、故に人の其親に於けるや、死に至るまで窮まる無し。將に夫の愚陋淫邪の人に由らんとするか、則ち彼は朝に死して夕に之を忘る。然して之を縱にすれば、則ち是れ曾ち鳥獸にだも若かざるなり、彼安んぞ能く相與に群居して亂るること無からんや。將に夫の脩飾の君子に由らんとするか、則ち三年の

【一六六】群別は、群して別ある所以なり。
【一六七】無適は不變なり。
【一六八】齊衰は喪服。苴杖は竹の杖。廬は倚廬、喪中に居る宅。
【一六九】生に復すとは喪を除きて平生に復する也。
【一七〇】反鉛は反沿なり、反り巡る也。
【一七一】躑躅は、足ぶみして進まざる也。
【一七二】燕爵は燕雀、啁噍は哀鳴の貌。頃は、時間なり。

(二五五)明器は貌すれども用ひず。凡そ禮、生に事ふるは歡を飾るなり、死を送るは哀を飾るなり、祭祀は敬を飾るなり、師旅は威を飾るなり。是れ百王の同じうする所、古今の一にする所なり、未だ其の由來する所を知る者あらざるなり。故に(二五六)壙壠は其貌、室屋に象るなり、棺椁は其貌、(二五七)版蓋斯拂に象るなり、(二五八)無帾絲䔫縷翣は、其貌、以て(二五九)菲帷幬尉に象るなり、(二六〇)抗折は、其貌、以て(二六一)槾茨番閼に象るなり。故に喪禮なる者は他なし、死生の義を明かにし、送るに哀敬を以てして、(二六二)周藏するに終るなり。故に葬埋は敬んで其形を葬むるなり、祭祀は敬んで其神に事ふるなり、其銘誄(二六三)繫世は敬んで其名を傳ふるなり。生に事ふるは始を飾るなり、死を送るは終を飾るなり。終始具はりて孝子の事畢き、聖人の道備はる。

(二六四)死に刻にして生に附する之を墨と謂ひ、生に刻にして死に附する之を惑と謂ひ、(二六五)生を殺して死を送る之を賊と謂ふ。大に其生に象りて以て其死を送り、死生の終始をして宜しきに稱ひて好善ならざること莫からしむ、是れ禮義の法式なり、儒者是れなり。

【二五五】明器は死人に用ふる器。
【二五六】壙壠は墓穴。
【二五七】版は輭なり、車旁に在り、蓋は車蓋、斯拂の斯は蓋し斳の誤、車前に在り、拂は茀、車後にある者。
【二五八】無は戸を覆ふ者、帾は棺を覆ふ者、絲䔫は葬車の飾なるべし、縷翣は蔞翣、棺の飾なり。
【二五九】菲は帟の誤か、幕なり、帷幬は帳、尉は幄の誤か。
【二六〇】抗は土を禦ぐもの、折は抗をうくるたな。
【二六一】槾は梋の木、茨は蓋し椽か、番閼は藩垣。
【二六二】周藏は埋葬。
【二六三】繫世は譜諜。
【二六四】刻は薄き也。附は附益する也。墨は墨子の道なり。
【二六五】殉葬の類を云ふ。

止む。耳に充つるには(二三三)瑱を設け、飯するに生稻を以てし、唅するに(二三四)槁骨を以てするは、(二三五)生術に反する也。褻衣を(二三六)說ぎ、襲ぬること三稱、(二三七)紳に縉すれども帶に鉤する無し、(二三八)掩面儇目を設け、鬠すれども冠笄せず、(二三九)其名を書して其重に置けば則ち名見えずして柩獨り明かなり。(二四〇)器を薦むれば則ち冠に(二四一)鍪あれども縰母し、(二四二)甕廡、虛にして實せず、(二四三)簟席あつて牀第無く、木器は(二四四)斲を成さず、陶器は(二四五)物を成さず、(二四六)薄器は用を成さず、笙竽具ふれども和せず、琴瑟張れども均へず、輿は藏めて(二四七)馬は反る、用ひざるを告す也。(二四八)生器を具へて以て墓に適くは、(二四九)徙道に象るなり、(二五〇)略して盡くさず、(二五一)貌すれども功ならず、(二五二)趨輿は之を藏め、(二五三)金革轡靷は（墓に）入れず、用ひざるを明にするなり。徙道に象るは又用ひざるを明にする也、是れ皆哀を重ぬる所以なり。故に生器は文なれども(二五四)功ならず、

【二三三】瑱は、白きわたを耳に充たすをいふ。
【二三四】槁骨は貝なり。
【二三五】生術は生時の法なり。死者に爲す所は、生者と自ら異なる所あるを云ふ。
【二三六】說は脫ぐ也。
【二三七】紳は大帶、縉は笏をはさむ。復た解かず、故に帶に鉤(卽ち帶留め)せず。
【二三八】掩面は面を掩ふ帛、儇目は目を覆ふ巾。
【二三九】名は銘なり、旌に某の柩と書して、重の上に懸け置く。重は木主なり。
【二四〇】明器を陳するを云ふ。
【二四一】鍪ははち。縰は髮を包むもの。

【二四二】廡は甒なり。酒壺。
【二四三】簟席は、竹席。
【二四四】斲は、けづる也。
【二四五】完全ならざる也。
【二四六】薄器は竹葦の器。
【二四七】馬は輿に駕したる馬。
【二四八】生器は生時の用器。
【二四九】生時の遷徙に象る。
【二五〇】簡粗なるをいふ。
【二五一】但形貌を具ふるのみ、功を加へ精巧にせず。
【二五二】趨輿は菆靈、塗車。
【二五三】金は鈴の類。革は靷（車の前の革のかざり）の類。靷は、むながひ。轡は、くつわ。
【二五四】功は巧なり。

を繼ぎ、之を博くし之を淺くし、之を益し之を損し、(二二二)之を類し之を盡くし、之を盛にし之を美にし、本末終始をして(二二三)順比せざること無く、以て萬世の則と爲すに足らしむるは、是れ禮なり。(二二四)順孰脩爲の君子に非ざれば、之を能く知ること莫し。故に曰く、性なる者は本始(二二五)材朴なり、(二二六)僞なる者は文理隆盛なり。性無ければ則ち僞の加はる所無く、僞無ければ則ち性自ら美なること能はずと。性僞合して然る後聖人の名を成す、天下を一にするの功是に於て就る也。故に曰く、天地合して萬物生じ、陰陽接して變化起り、性僞合して天下治まると。天、能く、物を生ずれども、物を辨すること能はず、地能く人を載すれども、人を治むること能はず、(二二七)宇中の萬物生人の屬、聖人を待つて然る後分るる也。(二二八)詩に曰く、『百神を懷柔し、河と喬嶽とにも及ぶ』と。此を謂ふ也。

喪禮なる者は、(二二九)生者を以て死者を飾るなり、大に其生に象りて以て其死を送るなり。故に死せるが如く生けるが如く、存せるが如く亡きが如く、終始、一なり。始め卒して、沐浴(二三〇)鬠體飯唅するは、生執に象るなり。沐せざれば則ち(二三一)濡櫛三律にして止み、浴せざれば則ち濡巾(二三二)三式にして

【二二二】之を類すとは、類に觸れて之を長ずる也。吉凶によりて愉愛の情を發作せしむるをいふ。
【二二三】順比は、順適附會なり。
【二二四】順孰は禮に從ひ熟したる也。
【二二五】材朴は材質の素樸なるもの也、
【二二六】僞は、人僞の力を用ふる也。
【二二七】宇中は宇宙。
【二二八】周頌時邁の篇。
【二二九】生きて居る樣にして死者を飾る也。
【二三〇】鬠體は髮を束ね爪を切る。飯唅は飯を含ましむ。生執は生時執る所の事。
【二三一】濡ひたる櫛にて三たびかく也。
【二三二】三式は、三たびぬぐふ也。

流なり。故に情貌の變は、以て吉凶を別ち貴賤親疎の節を明にするに足れば、斯に止む。是に外るゝは姦なり、(一〇六)難しと雖も君子之を賤しむ。故に(一〇七)食を量りて之を食ひ、(一〇八)要を量りて之を帶び、(一〇九)相高しとするに毀瘠を以てするは、是れ姦人の道なり、禮儀の文に非ざる也、孝子の情に非ざる也、(一一〇)將に以て爲すことあらんとする者也。故に(一一一)説豫娩澤と、憂戚(一一二)萃惡とは、是れ吉凶憂愉の情の顏色に發する者なり、歌謠(一一三)謸笑と、哭泣(一一四)諦號とは、是れ吉凶憂愉の情の聲音に發する者なり、芻豢・稻粱・酒醴と、(一一五)餰鬻・魚肉・菽藿・水漿とは、是れ吉凶憂愉の情の、食飲に發する者なり、(一一六)卑絻・黼黻・(一一七)文織と、(一一八)資麤・衰經・菲繐・菅屨は、是れ吉凶憂愉の情の衣服に發する者なり、疏房・檖䫉・越席・牀第・几筵と、(一一九)屬茨・倚廬・席薪・枕塊とは是れ吉凶憂愉の情の居處に發する者なり。(一二〇)兩情なる者は、人生固より(一二一)端あり、若し夫れ之を斷ち之

【一〇六】難は爲し難き行。
【一〇七】毀瘠を求めて食を減ず。
【一〇八】要は腰なり。毀瘠の多からんことを求むる也。
【一〇九】相高しとするに毀瘠を以てするは、謂はゆる難き者なり。
【一一〇】名を邀へ利を求むるなり。
【一一一】悅樂して顏色潤澤なるなり。
【一一二】萃は瘁なり、萃惡は、やつれ、みにくき也。
【一一三】謸笑は、たはむれわらふ也。
【一一四】諦は啼なり。諦號は、なきさけぶ也。
【一一五】餰鬻は饘粥なり。
【一一六】卑絻は裨冕なり。稗衣を衣て冕を服する也。
【一一七】文飾ある織物。
【一一八】資は齊衰なり。麤は粗布なり。衰經は麻にて作れるなはひも、菲繐は小功の喪服、菅屨は草履。
【一一九】屬茨は茨にて屋を葺く。倚廬は喪者の居る小屋。席薪は、むしろをしきものとする也。枕塊は、土塊を枕とする也。
【一二〇】兩情は吉凶憂愉。
【一二一】端は端緒なり。

て死者を飾るがためなり、殆ど直に死者を留めて以て（九五）生を安んずるに非ざるなり。是れ隆を思慕に致すの義なり。

喪禮の（九六）凡は、（九七）變じて飾り、（九八）動いて遠くし、（九九）久しうして平、故に死の道たるや、飾らざれば則ち惡く、惡ければ則ち哀しまず、（一〇〇）尒ければ則ち翫れ、翫るれば則ち厭き、厭けば則ち忘れ、忘るれば則ち敬せず。一朝にして其嚴親を喪うて、之を送葬する所以の者、哀しまず敬はざれば、則ち禽獸に嫌し、君子之を恥づ。故に變じて飾るは、惡きを滅ぼす所以也。動いて遠くするは、敬を遂ぐる所以也。久しうして平なるは、（一〇一）生を優にする所以也。禮なる者は長を斷ちて短を續ぎ、有餘を損して不足を益し、哀敬の文を達して滋〻行義の美を成す者なり。故に文飾と麤惡と、聲樂と哭泣と、恬愉と憂戚とは、是れ（一〇二）反なり、然るに禮は兼ねて之を用ひ、時に擧げ代る〱御す。故に文飾・聲樂・恬愉は、平を持し吉に奉ずる所以也。麤衰・哭泣・憂戚は、險を持し凶に奉ずる所以也。故に其の文飾を立つるや（一〇三）窕冶に至らず、其の麤衰を立つるや（一〇四）瘠棄に至らず、其の聲樂恬愉を立つるや流淫惰慢に至らず、其の哭泣哀戚を立つるや（一〇五）隘懾して生を傷るに至らず、是れ禮の中

【九五】生は生者。
【九六】凡は大凡なり。
【九七】殯斂加はる毎に飾る。
【九八】牖下に飯し、戸内に小斂し、阼に大斂し、客位に殯し、庭に祖し、墓に葬る。動く毎に遠きに置く。
【九九】久しきに及べば終に平常に反る。
【一〇〇】尒は邇き也。翫は狎るる也。
【一〇一】生を優にすは、生を養ふ也。
【一〇二】反は相反する者なり。
【一〇三】窕冶は妖美なり。
【一〇四】瘠棄は、身を瘠せ毀ちて、棄たるほどにする也。
【一〇五】隘懾は、苦しみて氣抜けする也。

の節無く、衰麻の服無く、(八二)親疏月數の等無く、各〻其(八三)平に返り、各〻其始めに復し、已に葬埋すれば、喪無かりし者の若くにして止む、(八四)夫れ是を至辱と謂ふ。

禮なる者は吉凶を謹しみ、(八五)相厭かざる者なり、(八六)紸纊聽息の時は、則ち夫の忠臣孝子も(八七)又其閔むを知るのみ、然も(八八)殯斂の具、未だ求むることあらず、垂涕恐懼して、然して(八九)生を幸ふの心未だ已まず、生を持するの事未だ輟めず、(九〇)卒して然る後之を作具す、故に家に備ふと雖も、必ず日を踰えて然る後能く殯し、三日にして服を成し、然る後遠きに告ぐる者出で、物を備ふる者作る。故に殯は久しきも七十日に過ぎず、速なるも五十日を損せず。是れ何ぞや、遠き者以て至る可く、百求以て得可く、百事以て成る可く、其忠至り、其節大に、其文備はればなり。然る後、(九一)月朝、日を卜し、月夕、宅を卜して、然る後葬るなり。是時に當りてや、(九二)其義止まる、誰か之を行はしむるを得ん。其義行はる、誰か之を止むるを得ん。故に三月にして葬るは、(九三)其貌、(九四)生設を以

【八二】喪に服すること無きなり。
【八三】平は平常なり。
【八四】墨子の薄葬は至辱に近きを諷す。
【八五】足れりとせざるをいふ。
【八六】人の將に死せんとする時、新綿を鼻下に置き其動靜によりて息の絶ゆるを候ふを云ふ。
【八七】閔は病なり、疾甚しきを云ふ。死の必ず至るべきを知る。
【八八】殯斂の具は死者を收むる具。
【八九】必死を知るも、猶萬一を僥倖して其道を盡くす。
【九〇】卒は死する也。作具は、つくりそなふる也。
【九一】月朝は月初。月夕は月末。宅は墓處。
【九二】節制、行止の中を得たるをいふ也。
【九三】貌は象なり。
【九四】生設は生時の如き器用の設備。

り、是れ姦人の道にして(六九)倍叛の心なり。君子は、倍叛の心を以て、(七〇)臧穀に接するだも猶ほ且つ之を羞づ。而るを況や以て其の(七一)隆親する所に事ふるをや。故に(七二)死の道たるや、一たびす可くして、再び復することを得可からず、臣の重きを其君に致す所以、子の重きを其親に致す所以、是に於て盡く。故に生に事へて忠厚ならず敬文ならざるを、之を(七三)野と謂ひ、死を送つて忠厚ならず敬文ならざるを、之を(七四)瘠と謂ふ。君子は野を賤しみて瘠を羞づ。故に天子は棺槨十重、諸侯は五重、大夫は三重、士は再重、然る後皆、衣衾の多少厚薄の數あり、皆(七五)翣蔞文章の等ありて、以て之を敬飾す。生死をして終始一の若くならしむれば、以て(七六)人の願を爲すに足る、是れ先王の道、忠臣孝子の極なり。天子の喪は四海を動かし諸侯を(七七)屬す。諸侯の喪は(七八)通國を動かし大夫を屬す。大夫の喪は一國を動かし脩士を屬す。脩士の喪は一鄉を動かし朋友を屬す。庶人の喪は族黨を合し州里を動かす。刑餘罪人の喪は族黨を合するを得ず獨り妻子を屬す、棺槨三寸、衣衾三領、棺を飾るを得ず、晝行くを得ず、昏を以て(七九)殣し、(八〇)凡緣して往きて之を埋め、(八一)反りて哭泣

【六九】倍叛は、そむき、そむく也。
【七〇】臧、穀は、奴婢なり。
【七一】隆は尊なり、隆ぶ所とは君を謂ひ、親しむ所とは父母をいふ。
【七二】人に二死なし、故に死に奉ずるの道は、唯一たびすべきのみ。
【七三】野は野人、禮を知らざる者。
【七四】瘠は薄なり。禮の足らざるをいふ。
【七五】翣、蔞は棺の牆飾。等は等差なり。
【七六】人の願足る。
【七七】屬は葬に會するをいふ。
【七八】通國は其通好の國。
【七九】殣は埋むる也。
【八〇】凡緣は常日の服を以てするを云ふ。
【八一】反は歸る也。

禮なる者は財物を以て(五七)用と爲し、(五八)貴賤を以て文と爲し、(五九)多少を以て異と爲し、(六〇)隆殺を以て要と爲す、(六一)文理繁く情用省きは是れ禮の隆なり、(六二)文理省く情用繁きは是れ禮の殺なり、文理情用、內外表裏を相爲し、並行して雜はるは是れ禮の(六三)中流なり。故に君子は、上は其隆を致し、下は其殺を盡し、而して中は其中に處る。步驟馳騁(六四)厲鶩、是に外れざるは、是れ君子の(六五)壇宇宮庭なり。人是あるは士君子なり、是に外るるは民なり、是の其中に於て(六六)方皇周挾し、其次序を曲得するは、是れ聖人なり。故に厚きは禮の積なり、大なるは禮の廣なり、高きは禮の隆なり、明なるは禮の盡なり。(六七)詩に曰く、『禮儀卒く度あり。笑語卒く獲』と。此を謂ふ也。

禮なる者は、生死を治むるに謹む者なり。生は人の始めなり、死は人の終りなり。終始俱に善ければ、人道畢く。故に君子は始を敬し、終りを愼む。終始、一の如きは、是れ君子の道、禮義の文なり。夫れ其生を厚くして、(六八)其死を薄くするは、是れ其の知るあるを敬して、其の知る無きを慢にするな

【五七】用は、禮を行ふの用なり。貢獻問遺を以て、禮を行ふの用と爲す也。

【五八】車服旗章を以て貴賤の文飾と爲す也。

【五九】多少、制を異にするは、上下を別つ所以なり。

【六〇】隆殺は禮或は厚く或は薄きを云ふ。

【六一】文理は威儀をいひ、情用は忠誠をいふ。たとへば享禮の禮に賓主百拜するが如きは、情唯だ敬を主とすれども、文、情に過ぐ、是れ禮の隆なり。

【六二】尊の、玄酒を尙ぶが若きは、質に本づき、情、文に過ぐ、減殺すと雖も、是も亦禮なり。

【六三】中流は中道なり。

【六四】厲鶩はとくはする也。

【六五】安んじて居る處たるをいふ。

【六六】方皇は彷徨なり。周挾は周浹なり。

【六七】小雅楚茨の篇。

【六八】墨子の薄葬を斥す。

爲れば則ち明、萬物變じて亂れず、之を貳るれば則ち喪ふ、禮豈に至らざらんや。隆を立てて以て極と爲して、天下、之を能く損益すること莫し。本末相順ひ、終始相應じ、至文にして以て（五三）別あり、至察にして以て（五四）説あり。天下之に從ふ者は治まり、從はざる者は亂る。之に從ふ者は安く、從はざる者は危し。之に從ふ者は存し、從はざる者は亡ぶ。小人測ること能はず。禮の理誠に深し、堅白同異の察も、（五五）入つて而して溺る。其理誠に大なり、擅作典制辟陋の説も、入つて而して喪ぶ。其理誠に高し、暴慢恣睢輕俗以て高しと爲すの屬も、入つて而して（五六）隊つ。故に繩墨誠に陳ぬれば則ち欺くに曲直を以てす可からず。衡誠に縣かれば則ち欺くに輕重を以てす可からず。規矩誠に設くれば則ち欺くに方圓を以てす可からず。君子、禮を審かにすれば則ち欺くに詐僞を以てす可からず。故に繩なる者は直の至、衡なる者は平の至、規矩なる者は方圓の至、禮なる者は人道の極なり。然り而して禮に法らず、禮に足らざる、之を無方の民と謂ふ。禮に法り禮に足る、之を有方の士と謂ふ。禮の中にして能く思索する、之を能く慮ると謂ふ。禮の中にして能く易はること勿き、之を能く固しと謂ふ。能く慮り能く固く、加ふるに（禮ヲ）好む者は斯れ聖人なり。故に天なる者は高の極なり、地なる者は下の極なり、無窮なる者は廣の極なり、聖人なる者は道の極なり。故に學なる者は固より聖人と爲ることを學ぶなり、特に無方の民と爲ることを學ぶに非ざるなり。

【五三】別は貴賤上下の別なり。
【五四】是非分別の説なり。
【五五】此禮の理の中に入るときは、沈みて滅する也。
【五六】隊は墜つる也。

に尊の玄酒を尙ぶや、俎の生魚を尙ぶや、豆の大羹を先にするや、一なり。(三五)利爵の醮せざるや、成事の俎は嘗めざるや、(三七)三侑の食せざるや一なり。(三八)大昏の未だ齊を發せざるや、大廟の未だ尸を入れざるや、始めて卒せるの未だ(三九)小斂せざるや一なり。(四〇)大路の末集を素にするや、(四一)郊の麻絻するや、喪服の(四二)散麻を先にするや一なり。三年の喪、之を哭して(四三)反らざるや、(四四)清廟の歌、一倡して三歎するや、一鐘を懸けて、(四五)之が膈を拊つや、(四六)朱絃にして(四七)通越するや一なり。凡そ禮は(四八)梲に始まり、(四九)文に成り、(五〇)悅に終る。故に至備は(五一)情文倶に盡し、其次は情文代るゞ勝ち、其下は情に復して、以て(五二)大一に歸す。天地以て合し、日月以て明に、四時以て序し、星辰以て行り、江河以て流れ、萬物以て昌に、好惡以て節し、喜怒以て當る、以て下と爲れば則ち順、以て上と

【三五】利爵は食を佐くるものの獻ずる杯。醮は、つくす也。
【三六】禮成り尸出でて後室中西北隅に餕する俎。
【三七】祭には必ず侑を立て尸に食を勸む、三飯にして止む毎に一侑、故に三侑あり、既に尸に勸む、故に自ら食せず。
【三八】大昏は大婚なり。齊を發すとは、夫婦の親始めて成れるを云ふ。
【三九】小斂は、死したる翌日衣衾に斂むるを云ふ。
【四〇】大路は天を祭るの車。末は幦なり、集は幬なり、車帷。
【四一】郊は郊祭なり。麻絻は麻冕なり。
【四二】散麻は麻にて製せる要經を垂れたる儘にせるを云ふ。
【四三】反らずは、曲折無き也。
【四四】清廟の歌は、樂工、樂を以て清廟の篇を歌ふを云ふ、一人倡へて三人歎ずるは、和するものの少きを云ふ。
【四五】膈は鐘を懸ける格。鐘を撃たずして格を拊つは其聲を取らずして質を示すなり。
【四六】朱絃は、大瑟の絃を朱にて練る、練れば則ち聲濁る。
【四七】越は瑟底の孔なり、之を疏通せしむれば聲遲し。
【四八】梲は脫なり、簡略なり。
【四九】文は文飾なり。
【五〇】悅は和悅なり。
【五一】情は精神、文は形式なり。
【五二】大一に歸するとは、簡素なるをいふ。

すれば安人無し。故に禮は、上は天に事へ、下は地に事へ、先祖を尊び、君師を隆ぶ、是れ禮の三本なり。故に王者は太祖を天とす、諸侯は敢て（一九）壞たず、大夫士は（二〇）常宗あり、（二一）始を貴ぶことを別つ所以、始を貴ぶは（二二）得の本なり、（二三）郊は天子に止まり、而して社は諸侯に至り、（二四）道は士大夫に及ぶ。尊者は尊に事へ、卑者は卑に事へ、宜しく大なるべき者は巨に・宜しく小なるべき者は小なるを別つ所以なり。故に天下を有する者は十世に事へ、一國を有する者は五世に事へ、五乘の地を有する者は三世に事へ、三乘の地を有する者は二世に事へ、（二五）手を恃んで食する者は宗廟を立つることを得ざるは、（二六）積の厚きを表する所以、積厚き者は流澤廣く、積薄き者は流澤狹し。大饗には、（二七）玄尊を尚び、生魚を俎にし、（二八）大羹を先にするは、食飮の本を貴ぶなり。（二九）饗には玄尊を尚びて酒醴を用ひ、黍稷を先にして稻粱を飯し、（三〇）祭には大羹を齊めて（三一）庶羞に飽くは、（三二）本を貴びて用を親しむなり。本を貴ぶを文と謂ひ、用を親しむを理と謂ふ。兩者合して文を成し、以て（三三）大一に歸す、夫れ是を（三四）大隆と謂ふ。故

【一九】廟を壞たざる也。
【二〇】常宗は一族の宗なり。
【二一】始を貴ぶに、王者諸侯大夫士各〻別あり。
【二二】得は德なり。
【二三】郊を祭るは、天子あるのみ。
【二四】道は行神なり。
【二五】農工の如く力に食するもの。
【二六】積は績なり、功業。
【二七】尊は樽と同じ。玄酒なり。
【二八】大羹は鹽梅せざる肉汁。
【二九】饗は四時の祭。
【三〇】祭は月祭。齊は嚌なり、嘗むる也。
【三一】庶羞はもろもろの供物。
【三二】玄尊黍稷大羹は本を貴ぶ也、酒醴稻粱庶羞は用に親む也。
【三三】大一は太一なり、太初をいふ。
【三四】大隆は其禮の至高至善なるをいふ。

に中るは、耳を養ふ所以なり、龍旗九斿は、信を養ふ所以なり、(九)寢兕・特虎・(一〇)蛟韅・(一一)絲末・(一二)彌龍は、威を養ふ所以なり。故に大路の馬は、(一三)必ず信至り教順ひて、然る後に之に乘るは、安を養ふ所以なり。孰か夫の(一四)出死要節の・生を養ふ所以なるを知らん、孰か夫の費用を出すの・財を養ふ所以なるを知らん。孰か夫の恭敬辭讓の・安を養ふ所以なるを知らん。孰か夫の禮義文理の・情を養ふ所以なるを知らん。故に人苟くも生くるを之れ見るを爲す、若き者は必ず死す。苟くも利するを之れ見るを爲す、若き者は必ず害せらる。苟くも怠惰偸儒を之れ安しと爲す、若き者は必ず危し。苟くも(一五)情説を之れ樂しとなす、若き者は必ず滅ぶ。故に人、之を禮義に一にすれば則ち之を(一六)兩得す、之を情性に一にすれば、則ち之を兩喪す、故に儒者は將に人をして之を兩得せしめんとする者なり、墨者は將に人をして之を兩喪せしめんとする者なり、是れ儒墨の分なり。

禮に三本あり、天地なる者は生の本なり、先祖なる者は類の本なり、(一七)君師なる者は治の本なり。天地無くんば惡んぞ生ぜん、先祖無くんば惡んぞ出でん、君師無くんば惡んぞ治まらん、三つの者(一八)偏亡

【九】寢兕特虎は車輪に寢たる野牛、立ちたる虎を畫きて飾となす。
【一〇】蛟韅は鮫魚皮の馬腹帶。
【一一】末は幦と同じ、軾を覆ふもの、絲末は絲を以て作れるなり。
【一二】彌龍は、衡軛の末を龍首にせるもの。
【一三】馬を調して馴らすを云ふ。
【一四】出死は力を出して死を決する也。要節は自ら檢束するに節義を以てする也。是れ卽ち祭を受け生を養ふ所以なり。
【一五】說は悅なり。
【一六】禮と情性兩ながら得。
【一七】君師は君長を云ふ。
【一八】偏亡は一を闕く。

(一)禮論篇

禮は何に起るや。曰く、人生るれば欲するあり、欲して得ざれば則ち求むる無きこと能はず、求めて度量分界無ければ、則ち爭はざること能はず、爭へば則ち亂れ、亂るれば則ち窮す。先王は其亂を惡む、故に禮義を制して以て之を分ち、以て人の欲を養ひ、人の求めを給し、(二)欲をして必ず物を窮めず、(三)物をして必ず欲に屈きざらしむ、(四)兩者相持して長し、是れ禮の起る所なり。故に禮なる者は養なり、芻豢稻粱五味(五)調香は口を養ふ所以なり、椒蘭(六)芬苾は鼻を養ふ所以なり、彫琢刻鏤黼黻文章は目を養ふ所以なり、鐘鼓管磬琴瑟竽笙は耳を養ふ所以なり、(七)疏房檖貌越席牀第几筵は體を養ふ所以なり、故に禮なる者は養なり。君子は既に其養を得、又其別を好む。曷をか別と謂ふ。曰く、貴賤、等あり、長幼、差あり、貧富輕重皆(八)稱ある者なり。故に天子は大路越席、體を養ふ所以なり、側に睪芷を載するは、鼻を養ふ所以なり、前に錯衡あるは、目を養ふ所以なり、和鸞の聲、步は武象に中り、趨は韶護

【一】禮の重んずべき所以を論ず。
【二】欲、制する所あり。
【三】物餘りある也。
【四】兩者は、物と欲と也。長は長久なり。欲盡くさず、物盡きず、故に長し。
【五】調香は當に調盉に作るべし。調和と同じ。
【六】芬苾は皆香なり。
【七】疏房は、通明の房。あかるきへや。檖貌は、邃廟なり、深宮なり。ふかきざしき。越席は、蒲にて作れるむしろ、第は、ゆかだな。几は、つくゑ。筵は、むしろ。
【八】稱は、各〻其の宜しきに當るをいふ。

者を欲するも、多きを欲せずと爲すは、之れを譬へば是れ猶ほ人の情を以て、富貴を欲して貨を欲せず、美を好んで西施を惡むと爲すがごときなり。古の人の之を爲すは然らず、人の情を以て、多きを欲して寡きを欲せずと爲す、故に賞するに富厚を以てして、罰するに（一三四）殺損を以てするなり、是れ百王の同じうする所なり。故に上賢には天下を祿し、次賢には一國を祿し、下賢には田邑を祿し、愿愨の民には衣食を完うす。今、子宋子、是の情を以て、寡きを欲して多きを欲せずと爲す、然らば則ち先王は人の欲せざる所の者を以て賞して、而して人の欲する所の者を以て罰するか、亂焉よりも大なるは莫からん。今、子宋子、（一三五）嚴然として說を好み、人徒を聚め、師學を立て、（一三六）文典を成す。然も說、至治を以て至亂と爲すを免かれず。豈に過の甚しきならざらんや。

【一三四】殺は減する也。殺損は減損する也。
【一三五】嚴然は儼然なり。
【一三六】文典は文章なり。

辱の兩端なり。故に君子は以て勢辱ある可くして、以て義辱ある可からず、小人は以て勢榮ある可くして、以て義榮ある可からず。勢辱あるも堯たるに害なく、勢榮あるも桀たるに害無し。義榮勢榮は唯だ君子にして而る後之を兼有す。義辱勢辱は、唯だ小人にして然る後之を兼有す。是れ榮辱の分なり。聖王以て法と爲し、士大夫以て道と爲し、官人以て守と爲し、百姓以て成俗と爲す、萬世、易ふること能はざるなり。今、子宋子は案に然らず、獨り(二九)容を詘して、己が爲めにし、一朝にして之を改めんことを慮る、說必ず行はれじ。之を譬へば是れ猶ほ(三〇)塼塗を以て江海を塞ぎ、(三一)僬僥を以て太山を戴くが如し、(三二)蹎跌碎折、(三三)頃を待たじ。二三子の子宋子に善き者、殆ど之を止むるに若かず、將に恐らくは其體を傷るを得んとす。

子宋子曰く、人の情は寡きを欲す、而るに皆、己の情を以て多きを欲すと爲す、是れ過てりと。故に其羣徒を率ゐて、其談說を辨じ、其譬稱を明にし、將に人をして情の寡きを欲するを知らしめんとす。之に應へて曰く、然らば則ち亦人の情を以て、目は色を綦むるを欲せず、耳は聲を綦むるを欲せず、口は味を綦むるを欲せず、鼻は臭を綦むるを欲せず、形は佚を綦むるを欲せずと爲すなり、此五綦なる者は、亦人の情を以て、欲せずと爲るか。曰く、人の情、是を欲するのみ。曰く、是の若くならば則ち說必ず行はれじ。人の情を以て、此五綦の

【二九】容を詘すとは、辱を受くるをいふ。
【三〇】塼塗は、摶塗なり。固めたる泥なり。
【三一】僬僥は短人。
【三二】蹎は顚なり。
【三三】頃は少頃、しばらく。

す。其の益無きを知らざるは則ち不知なり、其の益無きを知つて直に以て人を欺くは則ち不仁なり、不仁不知は、辱焉よりも大なるは莫し。將に以て人に益ありとせんとするか、則ち與人に益無きなり、則ち大辱を得て退かんのみ、說是よりも病しきは莫し。子宋子曰く、侮られて辱とせずと。之に應へて曰く、凡そ議は必ず將に（二一七）隆正を立てて然る後可ならんとす。隆正無ければ則ち是非分たず、辨訟決せず。故に聞く所に曰く、天下の大隆や、是非の封界、分職（二一八）名象の起る所と。（二一九）王制是れなり。故に凡そ（二二〇）言議・期命は聖王を以て師と爲すに非ざる莫し。而して（二二一）聖王の分は榮辱是也。是に兩端あり、義榮なる者あり、勢榮なる者あり、義辱なる者あり、勢辱なる者あり。志意脩まり、徳行厚く、知慮明なるは、是れ榮の中より出づる者なり、夫れ是を義榮と謂ふ。爵列尊く、貢祿厚く、（二二二）形勢勝れ、上、天子諸侯と爲り、下、卿相士大夫と爲る、是れ榮の外より至る者なり、夫れ是を勢榮と謂ふ。流淫（二二三）汙慢、分を犯し理を亂り、驕暴にして貪利なる、是れ辱の中より出づる者なり、夫れ是を義辱と謂ふ。詈侮（二二四）捽搏、（二二五）捶笞臏脚、（二二六）斬斷枯磔、（二二七）藉靡（二二八）舌繹、是れ辱の外より至る者なり、夫れ是を勢辱と謂ふ。是れ榮

【二一七】隆正は標準なり。
【二一八】名は名義なり。象は法象なり。
【二一九】王制は王者の制なり。
【二二〇】言議は言論なり。期命は名號なり。
【二二一】聖王は榮辱を以て人の大分と爲す。
【二二二】形勢は勢位なり。
【二二三】汙慢は汙慢なり。
【二二四】捽は頭をつかむ也。搏は手にて擊つ也。
【二二五】捶笞は杖にて擊つ也。臏脚は膝の骨をきり絕つ也。
【二二六】斬斷は、首を斬る也。枯磔は、はりつけ也。
【二二七】藉靡は胥靡なり。形徒。
【二二八】舌繹は口を箝するの義か。

（二〇）子宋子曰く、（二一）侮らるるの辱たらざるを明かにすれば、人をして鬪はざらしむと。人皆侮らるるを以て辱と爲すが故に鬪ふ、侮らるるの辱たらざるを知らば則ち鬪はずとするなり。之に應へて曰く、然らば則ち亦人の情を以て、侮を惡まずと爲すか。曰く、（二二）惡めども辱とせざるなり。曰く、是の若くならば則ち（二三）必ず求むる所を得じ、凡そ人の鬪ふは、必ず其の之を惡むを以て説と爲す、其の之を辱とするを以て故と爲すに非ざるなり。今、俳優侏儒狎徒の、詈侮せられて鬪はざるは、是れ豈に鉅ぞ侮らるるを辱ならずと爲すを知るならんや、然も鬪はざるは、惡まざるが故なり。今、人或は其（二四）缺瀆に入りて其猪彘を竊まば、則ち劍戟を援りて之を逐うて、死傷を避けず、是れ豈に猪を喪ふを以て辱と爲すならんや、然も鬪ふを憚らざるは、之を惡むが故なり。侮らるるを以て辱と爲すと雖も、惡まざれば則ち鬪はず、侮らるるを辱ならずと爲すを知ると雖も、之を惡めば則ち必ず鬪ふ。然らば則ち鬪ふと鬪はざるとや、辱とすると辱ならずとするとに亡く、乃ち之を惡むと惡まざるとに在るなり。夫れ今、子宋子、人の侮を惡むを（二五）解すること能はずして、務めて人に説くに辱とする勿からんことを以てするは、豈に過の甚しきならずや。（二六）金舌・口を蔽ふも、猶ほ將に益無からんと

【二〇】子宋は宋銒なり。
【二一】他人より侮らるるとも、決して我が恥辱に非ざることを知るときは、人と鬪ふこと無し。
【二二】侮を惡めども、恥辱とせざる也。
【二三】鬪はざることを求むとも必ず得可からず。
【二四】缺瀆は、やぶれあな。瀆は竇なり。
【二五】解は解き去る也。
【二六】金舌、口を蔽ふとは、口一杯の金舌、卽ち辯の達なるをいふ。

(一〇一)曾青を以てし・犀象以て(一〇二)樹と爲し・琅玕・(一〇三)龍玆・華瑾以て(一〇四)實と爲すと雖も、人猶ほ且つ之を抇つこと莫からん。是れ何ぞや、則ち利を求むるの(一〇五)詭は緩にして、分を犯すの羞は大なればなり。夫れ亂今よりして後は是に反す、上は無法を以て使ひ、下は無度を以て行ふ、知者も慮ることを得ず、能者も治むることを得ず、賢者も使ふことを得ず、是の若ければ則ち上は天性を失ひ、下は地利を失ひ、中は人和を失ふ、故に百事廢れ、財物屈きて、禍亂起る、王公は則ち上に不足を病へ、庶人は則ち下に凍餒羸瘠す、是に於て桀紂羣居して、盜賊擊奪し、以て上を危くす、安に禽獸の行、虎狼の貪なり、故に巨人を(一〇六)脯にして嬰兒を炙にす、是の若くならば則ち有た何ぞ人の墓を抇ち・(一〇七)人の口を抉りて・利を求むるを尤めんや。此に(一〇八)倮にして之を埋むと雖も、猶ほ且つ必ず抇たん、安んぞ葬埋することを得んや、彼乃ち將に其肉を食ひて其骨を齕まんとするなり。夫の『太古は薄葬す、故に抇たず、亂今は厚葬す、故に抇つ』と曰ふは、是れ特に姦人の・亂說に誤られて、以て愚者を欺き、而して之を(一〇九)淖陷して、以て利を偸取するなり、夫れ是を大姦と謂ふ。傳に曰く、『人を危くして自ら安くし、人を害して自ら利す』と。此を謂ふ也。

【一〇一】曾青は銅の精、形珠の如きもの、色極めて青し。
【一〇二】樹は、墳中に樹うるなり。
【一〇三】龍玆は龍髭なり。美玉の名、華瑾も美玉の名。
【一〇四】實は樹の實。
【一〇五】詭は責なり、罪なり。
【一〇六】脯は、ほじし。炙は、あぶりもの。
【一〇七】其口に含める珠を取るなり。
【一〇八】倮は裸なり。
【一〇九】淖陷は泥中に陷るるなり。

輿を以て遠きを致すこと能はず。堯舜は天下の善く敎化するものなり、（而）嵬瑣をして化せしむる能はず。何の世としてか嵬無からん、何の時としてか瑣無からん、（九一）太皞燧人より、有らざること莫し。故に（九二）作す者は不祥、學ぶ者は其殃を受け、非とする者は慶あり。（九三）詩に曰く、『下民の孼は、天より降るに匪ず、噂沓して背けば憎む、職として競ふは人に由る』と。此を謂ふ也。

世俗の說を爲す者曰く、太古は薄葬す、棺の厚さ三寸、衣衾三領、葬むるに（九四）田を妨げず、故に（九五）掘られず、亂今は厚葬して棺を飾る、故に掘らるるなりと。是れ治道を知るに及ばずして（九六）扣不扣を察せざる者の言ふ所なり。凡そ人の盜むは、必ず以て爲めにするあり、以て不足に備ふるにあらざれば、則ち以て有餘を重ぬるなり。而して聖王の民を（九七）生ずるや、皆、富厚（九八）優猶にして・足ることを知りて・有餘を以て度を過ぐることを得ざらしむ。故に盜、竊まず、賊、刺さず、狗豕も（九九）菽粟を吐き、農賈も皆能く貨財を以て讓る、風俗の美なること、男女、自ら途に取らずして、百姓、遺ちたるを拾ふを羞づ。故に孔子曰く、『天下、道あらば、盜其れ先づ變ぜんか』と。珠玉・體に滿ち・文繡・棺に充ち・黄金椁に充ち・之に加ふるに（一〇〇）丹矸を以てし・之に重ぬるに

【九一】太皞燧人は太古の帝王。
【九二】此の世俗の說を作す者は不祥なり、從つて之を傳授する者は必ず其殃を受け、能く之を非として、辨明する者は福なり。
【九三】小雅十月之交の篇。噂沓は對談多言する貌。
【九四】農耕を妨げず。
【九五】掘は塚を發く也。
【九六】扣は塚を發くを云ふ。掘と通ず。
【九七】生は生養する也。
【九八】優猶は優裕なり。
【九九】菽粟の多きをいふ。
【一〇〇】丹矸は丹砂なり。

（八一）庶士、介して道を夾み、庶人、隱竄して、敢て望視する莫し。居は大神の如く、動は天帝の如し。老を（八二）持し衰を養ふに、猶ほ是よりも善なる者あらんや不や。老なる者は休するなり、休するに猶ほ安樂恬愉なること是の如き者あらんや。故に曰く、諸侯には老あり、天子には老無しと。國を擅ることはあり、天下を擅ることは無し、古今一なり。夫の堯舜擅讓すと曰ふは是れ虛言なり、是れ淺者の傳、陋者の說なり、逆順の理・小大・（八三）至不至の變を知らざる者なり。未だ與に天下の大理に及ぶ可からざる者也。

世俗の說を爲す者曰く、堯舜は敎化を能くせずと。是れ何ぞや。曰く、（八四）朱象化せずと。是れ然らず。堯舜は至つて天下の善く敎化する者也、南面して天下を聽き、生民の屬、振動從服して以て之に化順せざるは莫し、然るに朱象獨り化せざるは、是れ堯舜の過に非ず、朱象の罪なり。堯舜なる者は、天下の（八五）英なり、朱象なる者は、天下の（八六）嵬、一時の（八七）瑣なり。今、世俗の說を爲す者、朱象を怪しまずして堯舜を非るは、豈に過の甚しきならざらんや。夫れ是を（八八）嵬說と謂ふ。羿・蠭門は天下の善く射る者なり、（而モ）（八九）撥弓曲矢を以て中つること能はず。王梁・造父は天下の善く馭する者なり、（而モ）（九〇）辟馬毀

【八一】庶士は軍士なり。介は甲を被る也。
【八二】持は扶持なり。
【八三】天子は至れるもの、諸侯は至らざるもの。
【八四】朱は堯の子、象は舜の弟。
【八五】英は英傑なり。
【八六】嵬は怪異なり。
【八七】瑣は瑣細なり。つまらぬもの。
【八八】嵬說は狂妄の說なり。
【八九】撥弓は、はれかへりたる弓。曲矢は、曲りたる矢。
【九〇】辟は躄なり。辟馬は、いざりうま。毀輿は、やぶれたるかご。

て（後）擅ると。是れ又然らず。血氣筋力は則ち衰ふることあり、夫の智慮取舍の若きは則ち衰ふること無し。（説ヲ爲ス者）曰く、老者は其勞に堪へずして休すと。是れ又事を畏る者の議なり。天子なる者は、勢至重にして形至佚、心至愉にして志（六三）詘する所無く、形、勞を爲さず、尊、上無し。衣被は則ち五采を服して、間色を雜へ、文繡を重ね、之に加飾するに珠玉を以てす。食飲は則ち大牢を重ねて、珍怪を備へ、臭味を綦む、（六四）曼して（六五）饋し、（六六）伐皐して食し、（六七）雍して徹す、（六八）五祀に薦を執る者百人、西房に侍す。居るには則ち（六九）張容を設け、（七〇）依を負うて坐し、諸侯、堂下に趨走す。（七一）戸を出づれば巫覡、事あり、門を出づれば宗祝、事あり。（七二）大路に乗り、（七三）越席以て安を養ひ、側ら（七四）睪芷を載せて以て鼻を養ひ、前に（七五）錯衡あり以て目を養ふ、（七六）和鸞の聲、（七七）歩は武象に中り、騶は韶濩に中り以て耳を養ふ、三公（七八）軛を奉じ納を持し、諸侯、輪を持し輿を挾んで（七九）先馬す、大侯、後に編し、大夫之に次ぎ、小侯（八〇）元士之に次ぐ、

【六三】詘は屈なり。
【六四】曼は縵なり、樂を云ふ。
【六五】饋は食を進む。
【六六】皐は皋なり、伐皐は鼓を撃つ也。
【六七】雍は樂章の名。徹は饌を撤す。
【六八】五祀は禘、郊、祖、宗、報の五祀。薦は供物。
【六九】張は帳。容は屏風。
【七〇】依は扆。
【七一】門戸を出づるには不祥を祓ひ福を祈る。
【七二】大路は天子の事。
【七三】越席は車上に蒲の席をしく。
【七四】睪は澤なり、芷は香草なり。
【七五】錯衡は、かざりあるながえ。
【七六】和鸞は車上の鈴。
【七七】歩は緩行、武象は樂の名。騶は趨なり、疾行。韶濩は樂の名。
【七八】軛は轅前、納は軜、馬を軾前に繋ぐもの。
【七九】先馬は先驅なり。
【八〇】元士は上士なり。

夫れ有た誰と與にか讓らん。道德純備、智慧甚だ明に、南面して天下に聽き、生民の屬、振動從服して以て之に化順せざるは莫し。天下に隱士無く、遺善無く、焉に同する者は是に、焉に異なる者は非なり、夫れ有た惡んぞ天下を擅らん。(世俗說チナス者)曰く、死して(後)之を擅ると。是れ又然らず。聖王、上に在れば、德を圖りて(五六)次を定め、能を量りて官を授く、皆、民をして其事を載して、各〻其宜しきを得しむ。義を以て利を制すること能はず、僞を以て性を飾ること能はざるは、則ち(五七)兼ねて以て民と爲す。聖王已に沒して、天下聖無くば、則ち固より以て天下を擅るに足る莫く、天下、聖にして後に在る者あらば、則ち天下離れず、朝、位を易へず、國、制を更めず、天下(五九)厭然として、鄉と以て異なる無からん。堯を以て堯に繼ぐ、夫れ又何の變ずることか之れあらん。聖、後子に在らずして三公に在らば、則ち天下(六〇)如き歸すること、猶ほ(六一)復して之を振ふがごとく、天下厭然として、鄉と以て異なる無からん。堯を以て堯に易ふ、夫れ又何の變することか之れあらん。唯だ其の朝を徙し制を改むるを難しと爲す。故に天子生ずれば則ち天下、(六二)隆を一にす、順を致して治め、德を論じて次を定む。死すれば則ち能く天下に任へたる者必ず之を有つ。夫の禮義の分盡くせり、擅讓惡んぞ用ひんや。(世說ノ說チナス者)曰く、老衰し

【五六】次は次序なり。一本には「德を決して次を定む」に作る。
【五七】僞は人爲なり、本性を矯正する所以、即ち禮なり。
【五八】盡く庶民たらしめて、官に用ひざる也。
【五九】厭然は不變の貌。鄉は嚮なり、往日なり。
【六〇】後子に歸せずして三公に歸する也。
【六一】復は、もとにかへる也。振は振起する也。
【六二】二尊なきを云ふ。

ざる也。故に諸夏の國は、服を同じうし儀を同じうす、蠻夷戎狄の國は、服を同じうして制を同じうせず、(四九)封内は甸服し、封外は侯服し、侯衞は賓服し、蠻夷は要服し、戎狄は荒服す。甸服の者は(五〇)祭し、侯服の者は祀し、賓服の者は享し、要服の者は貢し、荒服の者は王す、日祭、月祀、時享、歳貢、終王、夫れ是を形勢を視て械用を制し、遠近を稱りて貢獻を等すと謂ふ。是れ王者の至なり。彼の楚越は且時享歳貢終王の屬なり、必ず之を日祭月祀の屬に齊しくして、然る後制を受くと曰はんや、是れ(五一)規磨の說なり。(五二)溝中の瘠や則ち未だ與に王者の制に及ぶに足らざる也。語に曰く、『淺は與に深を測るに足らず、愚は與に知を謀るに足らず、(五三)坎井の鼃は與に東海の樂しみを語るべからず』と。此を謂ふ也。

世俗の說を爲す者曰く、堯舜は(五四)擅讓すと。是れ然らず。天子なる者は、勢位至尊、天下に敵無し、(五五)

【四九】封内は王畿の内五百里、甸服は天子の爲に治田に服す、封外は畿外の五百里、侯服は祇候して服事す、侯衞は封外より中國の界に至る二千五百里、賓服は服貢を以て王に賓見す、夷は中國の界より千里に至る、要服は要束するに文教を以てす、荒服は荒裔の地なるを云ふ。

【五〇】祭は日に貢す、祀は月に貢す、享は四時に貢す、貢は歳に貢す、王は其王世々一たび貢す、終王は代變りに貢す。

【五一】規磨の說とは拘泥の說と云はんが如し、蓋し規(ブンマハシ)を轉じて圓を畫くに必ず切磨あるを免れず、而も磨あるが故に規を以て圓を畫く可からずとするは拘泥に過ぎたるなり。

【五二】溝中の瘠は乞丐を云ふ、智慮淺きに譬ふ。

【五三】坎井は、壞れたる井。鼃は蛙なり。莊子に出づ。

【五四】擅は禪と同じ、ゆづるなり。

【五五】卑を以て尊に對す、乃ち讓あり、天子至尊、何者に讓らん。

官職、賞慶刑罰、皆（四二）報なり、（四三）類を以て相從ふものなり。一物も（四四）稱を失ふは亂の端なり。夫れ德、位に稱はず、能、官に稱はず、賞、功に當らず、罰、罪に當らざるは、不祥焉よりも大なるは莫し。昔者武王、有商を伐つて紂を誅し、其首を斷つて之を赤旆に懸く。夫れ暴を征し悍を誅するは、治の盛なり、人を殺す者を死し、人を傷つくる者を刑するは、是れ百王の同じうする所、未だ其由來する所を知る者あらざるなり。刑、罪に稱へば則ち治まり、『罪に稱はざれば則ち亂る、故に治には則ち刑重く、亂には則ち刑輕し。治を犯すの罪は固より重く、亂を犯すの罪は固より輕し。（四五）書に曰く、『刑罰は世に輕く世に重し』と。此を謂ふ也。

世俗の說を爲す者曰く、湯武、禁令すること能はずと。是れ何ぞや。曰く、楚越、制を受けざればなりと。是れ然らず。湯武は、至つて天下の善く禁令する者なり、湯、亳に居り、武王、鄗に居る、皆百里の地なり、天下、一と爲り、諸侯、臣と爲り、通達の屬、振動從服し以て之に化順せざるは莫し、曷爲れぞ楚越獨り制を受けざらん。彼の王者の制は（四六）形勢を視て械用を制し、遠近を稱りて貢獻を（四七）等す、豈に必ずしも齊しくせんや。故に魯人は（四八）榶を以てし、衞人は柯を用ひ、齊人は一革を用ふ。土地形勢同じからざる者は、械用備飾異ならざる可から

【四二】報は善惡に報ゆる也。
【四三】善者は其善を得、惡者は其惡を得。
【四四】稱は平衡なり。稱を失ふとは、二つの物相當らざる也。
【四五】甫刑の篇。世に治亂あり、故に刑罰に輕重あり、或る世には重く、或る世には輕きなり。
【四六】土地異なれば器械制を異にし、衣服宜しきを異にす。
【四七】等は等差なり。
【四八】榶は盌を云ひ、柯は盂を云ふ。

竊めば、以て國を得可きも、以て天下を得可からず。是れ何ぞや、曰く、國は小具なり、小人を以て有す可く、小道を以て得可く、小力を以て持す可きなり。天下は大具なり、小人を以て有す可からず、小道を以て得可からず、小力を以て持す可からざるなり。國は小人以て之を有す可し、然も未だ必ずしも亡びずんばあらず、天下は至大なり、聖人に非ざれば之れを能く有すること莫し。

世俗の說を爲すもの曰く、(三六)治古には　(三七)肉刑無くして象刑あり、墨黥、慅嬰、宮は艾畢、(三八)剕は枲屨、殺は赭衣にして　(三九)純せず、治古是の如しと。是れ然らず。以て治と爲さんか、則ち人固より罪に觸るる莫し、獨り肉刑を用ひざるのみに非ず、亦象刑をも用ひじ。以て人或は罪に觸るると爲して、而して直に其刑を輕くするにあらば、然らば則ち是れ人を殺す者を死さず、人を傷くる者を刑せざるなり、罪は至重なるも刑は至輕ならば、庸人(刑)惡むを知らじ、亂焉よりも大なるは莫けん。凡そ人を刑するの本は暴を禁じ惡を惡み、且つ其　(四〇)未だなるを徵すなり。人を殺す者を死さず人を傷くる者を刑せざるは、是を暴に惠み賊に寛うすと謂ふ、惡を惡むに非ざるなり。故に象刑は殆ど治古に生ぜるに非ず、並に　(四一)亂今に起る也。治古は然らず、凡そ爵列

【三六】治古は古の治世なり。
【三七】肉刑は墨黥等の刑、象刑は衣服に畫き、章服を異にし、形象を以て罪に當つるを云ふ、墨黥は黑巾を以て其罪人の頭に蒙らしむるを云ふ、黥刑に當るなり、慅嬰は草纓なり、劓刑に當る、艾畢は艾韠なり、艾は蒼白色、韠は前垂、宮刑に當る。
【三八】剕は、あしきる也。枲屨はあさぐつ也。
【三九】純は、えり也。
【四〇】未は、未だ爲さざる者なり。徵は懲す也。
【四一】亂今は亂れたる今世。

て弑すと爲すは、則ち天下未だ嘗て說あらざるなり、直之を(二八)隳すのみ。故に天子は、唯(二九)其人をもつてす。天下なる者は至重なり、至彊に非ざれば、之を能く任ずる無し、(天下ナル者ハ)至大なり、至辨に非ざれば、之を能く分つ莫し、(天下ナル者ハ)至衆なり、至明に非ざれば、之を能く和する莫し、此三至の者は、聖人に非ざれば、之を能く盡す莫し、故に聖人に非ざれば、之に能く王たる莫し、聖人は道を備へ美を全うする者なり、是れ天下を縣くるの(三〇)權稱なり。桀紂は、其知慮は至險也、其志意は至闇也、其行爲は至亂也、親しき者も之を疏んじ、賢なる者は之を賤しみ、生民は之を怨む、禹湯の後なるも、一人の(三一)與を得ず、比干を刳き、箕子を囚へ、身死し國亡びて、天下の大戮と爲る、後世の惡を言ふ者、必ず焉を稽ふ、是れ妻子をだに(三二)容れざるの數なり。故に至賢は四海を(三三)疇とす、湯武是れなり、至罷は妻子をだに容れず、桀紂是れなり。今、世俗の說を爲す者、桀紂を以て天下を有すと爲して、湯武を臣とす、豈に過の甚しきにあらずや。之を譬へば、是れ猶ほ(三四)傴巫跛覡の大に自ら以て知ありと爲すがごとし。故に(三五)以て人の國を奪ふことある可きも、以て人の天下を奪ふことある可からず、以て國を竊むことある可きも、以て天下を竊むことある可からず。以て之を奪ふ可き者は、以て國を有つ可きも、以て天下を有つ可からず、

【二八】隳は毀傷なり、そしる也。
【二九】適任者を以てす。
【三〇】權稱は、はかり也。
【三一】與は黨與なり、くみする者なり。
【三二】容は保有なり。數は道なり。
【三三】疇は儔なり。
【三四】せむしのみこ。びっこのかんなぎ。
【三五】不仁の者は以て國を竊奪すべし、以て天下を竊奪するに足らざるを言ふ也。

くしては境内一ならず、遙かにしては諸侯聽かず、令、境内に行はれず、甚しきは、諸侯、之を侵削し之を攻伐す。是の若くならば則ち未だ亡びずと雖も、吾、之を天下無しと謂はん。聖王歿して、(二一)勢籍を有する者(二二)罷にして以て天下を縣くるに足らず、天下、(二三)君無し。諸侯の能く德明かに威積む者あれば、海内の民、得て以て(二四)君師と爲すを願はざるは莫し。然り而して暴國獨り侈れば、安に能く之を誅して、必ず無罪の民を傷害せず、暴國の君を誅すること、(二五)獨夫を誅するが若し、是の若きは則ち能く天下を用ふと謂ふべし。能く天下を用ふる、之を王と謂ふ。湯武は、天下を取れるに非ず、其道を脩め、其義を行ひ、天下の(二六)同利を興し、天下の同害を除きて、天下、之に歸せる也。桀紂は天下を去れるに非ず、禹・湯の德に反し、禮義の分を亂り、禽獸の行あり、其凶を積み其惡を全うして、天下、之を去れるなり。天下之に歸する、之を王と謂ひ、天下之を去る、之を亡と謂ふ。故に桀紂は天下無くして、湯武は君を弑せざる、此に由つて之を效かにす。湯・武なる者は民の父母也、桀紂なる者は民の怨賊也。今、世俗の說を爲す者、桀紂を以て君と爲して、湯武を以て弑と爲す、然らば則ち是れ民の父母たる者を誅めて、民の怨賊たる者を(二七)師とするなり、不祥焉よりも大なるは莫からん。天下の合するを以て君と爲さば、則ち天下未だ嘗て桀紂に合せじ。然らば則ち湯武を以

(二一) 勢籍を有する者とは、其子孫を云ふ。

(二二) 罷は不能なり。

(二三) 君ありと雖ども君なきが如し。

(二四) 賢を以て民を得るを師といふ。

(二五) 天下皆去り、之を助くる者無く、一夫の如し。

(二六) 同じく利とする所。

(二七) 師は長なり。

れば則ち明ならず。是れ亂の由つて作る所なり。故に主道は明に利にして幽に利ならず、宣に利にして周に利ならず。故に主道明なれば則ち下安んじ、主道幽なれば則ち下危む。故に下安んずれば則ち上を貴び、下危めば則ち上を賤しむ。故に上知り易ければ則ち下、上に親しみ、上知り難ければ則ち下、上を畏る。下、上に親しめば則ち上安く、下、上を畏るれば則ち上危し。故に主道は知り難きよりも惡きは莫く、下をして己を畏れしむるよりも危きは莫し。傳に曰く、『之を惡むもの衆ければ則ち危し』と。(一二)書に曰く、『克く明徳を明にす』と。(一三)詩に曰く、『明明として下に在り』と。故に先王は之を明にす。豈に特に之を玄するのみならんや。

世俗の説を爲す者曰く、桀紂は天下を有ち、湯武は之を簒ひ奪へりと。是れ然らず。桀紂を以て(一四)常て天下の籍を有すと爲すは則ち然り、(一五)親ら天下の籍を有すとするは則ち然らず、天下桀紂にありと謂ふは則ち然らず。古は天子は千官あり、諸侯は百官あり、是の千官なるを以てや、(一六)令、諸夏の國に行はる、之を王と謂ふ、是の百官なるを以てや、令、境内に行はる、國、安んぜずと雖も廢易(一七)遂亡に至らず、之を君と謂ふ。聖王の(一八)子なり、天下を有せるものの後なり、(一九)勢籍の在る所なり、天下の宗室なり、然も(二〇)不材不中、内は則ち百姓之を疾み、外は則ち諸侯之に叛き、近

【一二】康誥の篇。
【一三】文王の徳を頌するなり。
【一四】常は嘗なり。
【一五】民心既に離れたるを言ふ。
【一六】諸夏の國は中國なり。
【一七】遂は墜なり。
【一八】子は子孫。
【一九】勢籍は勢位なり。
【二〇】不材は不才なり、役に立たぬなり。不中は不中正なり。

(一)正論篇

世俗の、說を爲す者、曰く、(二)主道は周なるに利ありと。是れ然らず。主なる者は民の(三)唱なり、上なる者は下の(四)儀なり。(五)彼將に唱を聽いて應じ、儀を視て動かんとす。唱、(六)嘿なれば則ち民應ずべき無く、儀、(七)隱なれば則ち下動くべき無し。應ぜず動かざれば、則ち上下以て相有つべき無し。是の若くなれば則ち上無きと同じ、不祥、焉よりも大なるは莫からん。故に上なる者は下の本なり、上、(八)宣明なれば則ち下、治辨に、上、端誠なれば則ち下、愿愨に、上、公正なれば則ち下、易直なり。治辨なれば則ち(九)一にし易く、愿愨なれば則ち使ひ易く、易直なれば則ち知り易し。一にし易ければ則ち彊く、使ひ易ければ則ち功あり、知り易ければ則ち明なり。是れ治の由って生ずる所也。上、周密なれば則ち下、(一〇)疑玄し、上、幽險なれば則ち下、(一一)漸詐し、上、偏曲なれば則ち下、比周す。疑玄すれば則ち一にし難く、漸詐すれば則ち使ひ難く、比周すれば則ち知り難し。一にし難ければ則ち彊からず、使ひ難ければ則ち功あらず、知り難け

【一】當時に行はれし諸說を擧げて之を駁したる者也。
【二】周は周密なり。當時の法術家、人主たる者は其情を隱し臣下をして窺知せしむべからざるを說く。管子に曰く、先王は周を貴ぶ、口に出ださず、色に見はさず、一龍一蛇、一日に五化す、之を周と云ふと。
【三】唱は首唱なり。
【四】儀は儀表なり。
【五】彼は下民をさす。
【六】嘿は默なり。
【七】隱は隱密なり。
【八】宣明は、あきらか也。
【九】一は統一なり。
【一〇】玄は眩なり、疑惑を云ふ。
【一一】漸も詐る也。

萬物は道の一偏たり、一物は萬物の一偏たり、愚者は一物の一偏たり、而るに（八一）自ら以て道を知ると爲すも、知る無きなり。（八二）愼子は後に見るありて、先に見る無し、老子は詘に見るありて、信に見る無し、墨子は齊に見るありて、畸に見る無し、宋子は少に見るありて多に見る無し。（八三）後ありて先無ければ則ち群衆門無し、（八四）詘ありて信無ければ則ち貴賤分たれず、（八五）齊ありて畸無ければ則ち政令施されず、（八六）少ありて多無ければ則ち群衆化せず。（八七）書に曰く、『好みを作すある無く、王の道に遵へ。惡みを爲すある無く。王の路に遵へ』と。此を謂ふ也。

【八一】偏を以て、道を知ると爲すは、豈に道を知る有らんや。

【八二】愼到は爭はざるを說き、老聃は卑下を說き、墨翟は兼愛を說き、宋鈃は寡欲を說く。詘は屈なり、信は伸なり。齊は平等なり、畸は差別なり。

【八三】競はざれば之を開導す可からず。

【八四】皆謙下すれば貴賤分つ可からず。

【八五】政令は勢位によりて施すべし、勢位齊しければ何者か政令を施さん。

【八六】欲多ければ誘うて善を爲さしむべし、皆欲少ければ何を以てか化せん。

【八七】洪範の篇。以て偏好するときは、王道に遵ふに非ざるを喩す也。

（六八）物に因つて之を多しとするは、能を騁せて之を化するに孰れぞ。（六九）物を思うて之を物とするは、物を理めて之を失ふなきに孰れぞ。（七〇）物の生ずる所以に願ふは、物の成る所以を有つに孰れぞ。故に人を（七一）錯きて天を思へば、則ち萬物の情を失ふ。

（七二）百王の變ずる無き者は、以て道の（七三）貫と爲すに足る、一廢一起、之に應ずるに貫を以てす、貫を理むれば亂れず、貫を知らざれば、變に應ずるを知らず、之が大體を貫すれば、未だ嘗て亡びざるなり、亂は（七四）其差に生じ、治は其詳に盡く。故に道の善しとする所、中なれば則ち從ふ可く、（七五）畸なれば則ち爲す可からず、（七六）匿なれば則ち大に惑ふ。水を行く者は（七七）深きに表す、表明ならざれば則ち（七八）陷る、民を治むる者は道に表す、道明ならざれば則ち亂る。禮なる者は表なり、禮を非とするは世を昏ますなり、世を昏ますは大亂なり。故に道、明ならざるは無く、（七九）外內、表を異にし、隱顯、常あれば、（八〇）民陷乃ち去る。

【六八】能は智能なり。天物の自然なるは人力を以て之を化するに若かず。

【六九】我に無き所の物を望むは我に有る所を存して之を理むるに若かず。

【七〇】生ずるは天に在り、成るは人に在り。

【七一】錯は舍く也、捨て置く也。

【七二】百王の變ずる無き者とは禮をいふ。

【七三】貫は一貫の條綱なり。

【七四】差は差謬なり、たがひあやまる也。

【七五】畸は偏倚なり。

【七六】匿は差なり、邪なり。

【七七】深き處に標を立てて、しるしとする也。

【七八】陷は陷り溺るる也。

【七九】後宮は內にして、朝廷は外なり。朝廷は內にして國民は外なり。國民は內にして外國は外なり。禮は其儀を一にせず、一ならざれども而も常にして變ぜず。

【八〇】民由る所あり、乃ち水行者に表あるが如く、陷らざるを得。

（六〇）書說かず』と。無用の辯、不急の察は、棄てて治めず。夫の君臣の義・父子の親・夫婦の別の若きは、則ち日に切瑳して舍てざる也。

（六一）雩して雨ふるは何ぞや、曰く、何も無し、猶ほ雩せずして雨ふるがごとし。日月食して之を救ひ、天旱して雩し、卜筮して然る後大事を決するは、以て求むる（所）を得と爲すに非ざる也、以て（六二）之を文るなり。故に君子は以て文と爲して、百姓は以て（六三）神と爲す。以て文と爲せば則ち吉、以て神と爲せば則ち凶也。

天に在る者は日月よりも明なるは莫く、地に在る者は水火よりも明なるは莫く、物に在る者は珠玉よりも明なるは莫く、人に在る者は禮義よりも明なるは莫し。故に日月高からざれば則ち光輝赫かず、水火積まざれば則ち（六四）暉潤博からず、珠玉外に睹えざれば則ち王公以て寶と爲さず、禮義、國家に加はらざれば則ち功名白ならず。故に人の命は天に在り、國の命は禮に在り。人に君たる者、禮を隆び賢を尊べば王たり、法を重んじ民を愛すれば霸たり、利を好み詐多ければ危く、權謀傾覆幽險なれば亡ぶ。

天を大として之を思ふは、（六五）物畜して之を制するに孰れぞ。（六六）天に從つて之れを頌するは、天命を制して之を用ふるに孰れぞ。（六七）時を望んで之れを待つは、時に應じて之を使ふに孰れぞ。

【六〇】書は六經をいふ。
【六一】雩は雨乞ひ也。
【六二】政事を文飾する也。
【六三】神は神怪。
【六四】暉は、光なり。潤は、うるほひ也。
【六五】物の如く畜ふ、即ち天を見て物と做すなり。
【六六】頌は、ほむる也。天巧を讃せんより天命を制せよ。
【六七】時に任ずるは人を以て時を使ふに若かず。

星墜ち木鳴れば、國人皆恐れて曰く、是れ何ぞやと。曰く、(四七)何も無し、是れ天地の變、陰陽の化、物の罕に至る者なり、之を怪しむは可なり、之を畏るるは非なり。夫れ日月の蝕ある、風雨の時ならざる、怪星の(四八)黨見はるるは、是れ世として常に之れ有らざる無し。上、明にして政、平なれば、則ち是れ(四九)並世にして起ると雖も、傷むこと無し、上闇くして政(五〇)險なれば、則ち是れ一の至る者無しと雖も、益無きなり。夫れ星の墜ち木の鳴るは、是れ天地の變、陰陽の化、物の罕に至る者なり、之を怪しむは可なり、之を畏るるは非なり。物の(五一)已だ至る者にして、(五二)人祆は則ち畏るべき也、(五三)楛耕、稼を傷り、耘耨、(五四)薉を失し、政險に、民を失し、田は(五五)薉に稼は惡に、(五六)糴貴くして民飢ゑ、道路に死人ある、夫れ是を人祆と謂ふ。政令明ならず、擧錯時ならず、(五七)本事理まらず、勉力時ならざれば、則ち(五八)牛馬相生じ、六畜、祆を作す、夫れ是を人祆と謂ふ。禮義脩まらず、內外別なく、男女淫亂に、父子相疑へば、則ち上下乖離し、寇難竝び至る、夫れ是を人祆と謂ふ。祆は是れ亂に生ず。(五九)三つの者錯はれば、安國無し。其說甚だ邇くして、其菑甚だ慘なり。畏る可きも、怪しむ可からざる也。

傳に曰く、「萬物の怪は、

【四七】憂ふるに足らざる也。
【四八】黨は儻なり。
【四九】一世の中に並び起る。
【五〇】險は平かならざる也。
【五一】已は甚なり。
【五二】人祆は人妖なり。人事の妖なり。
【五三】楛耕は粗なる耕作。
【五四】薉は當に歳に作るべし。耕耨宜しきを得ずして豐作を失ふ也。韓詩外傳には「楛耘、歳を失ふ」に作る。
【五五】薉は穢なり、荒れ果つる也。
【五六】米價高きを云ふ。
【五七】本事は農事なり。
【五八】牛馬相混じて生ずる也。
【五九】上の三妖、國中に交錯するときは、國必ず危し。

曰く、地を得れば則ち生じ、地を失へば則ち死す、是れ又禹桀の同じうする所なり、(而ル)禹は以て治まり、桀は以て亂る、治亂は地に非ざるなり。(三九)詩に曰く、『天・高山を作れるを、大王・之を荒にす、彼作れるを、文王之を康んず』と。此を謂ふ也。

天は人の寒を惡むが爲めに冬を輟めず、地は人の遼遠を惡むが爲めに廣きを輟めず、君子は小人の(四〇)匈匈たるが爲めに行ひを輟めず、天に常道あり、地に常數あり、君子に常體あり、君子は其常に道り、而して小人は(四一)其功を計る。(四二)詩に曰く、『何ぞ人の言を恤へん』と。此を謂ふ也。

楚王、後車千乘なるも、知に非ざるなり、君子、(四三)菽を啜り水を飲むも、愚に非ざるなり、是れ節(四四)然ればなり。若し夫れ心意脩まり、徳行厚く、知慮明かに、今に生れて古に志すは、則ち是れ其の我に在る者なり。故に君子は(四五)其の己に在る者を敬して、其の天に在る者を慕はず、小人は其の己に在る者を錯きて、其の天に在る者を慕ふ。君子は其の己に在る者を敬して、其の天に在る者を慕はず、是を以て日に進む。小人は其の己に在る者を錯きて、其の天に在る者を慕ふ、是を以て日に退く。故に君子の日に進む所以と、小人の日に退く所以とは一なり、君子小人の(四六)相懸る所以のものは此に在るのみ。

【三九】周頌天作の篇、之を引きて以て吉凶は人に由るを明かにする也。
【四〇】匈匈は洶洶に同じ、騒ぐ貌。
【四一】功利の在る所に就く。
【四二】逸詩なり。禮義によりて違はざれば、小人の匈匈も顧みるに足らざるをいふ。
【四三】菽は、まめ。
【四四】逢ふ所の時節。
【四五】行は己に在り、貧富は天にあり。
【四六】懸は懸隔する也。

人は、其天君を淸くし、其天官を正しくし、其天養を備へ、其天政に順ひ、其天情を養うて、以て其天功を全うす、是の如くなれば、則ち(二八)其の爲すべき所を知り、其の爲さざるべき所を知る、則ち(二九)天地を官して萬物を役す。其行は治を(三〇)曲し、其養は適を曲し、其生は傷はれず、夫れ是を天を知ると謂ふ。故に(三一)大功は爲さざる所に在り、大智は慮らざる所に在り、天に(三二)志す所の者は、其見象の以て期す可き者に已む、地に志す所の者は(三三)其見宜の以て息す可き者に已む、四時に志す所の者は(三四)其見數の以て事とす可き者に已む。陰陽に志す所の者は其(三五)見和の以て治む可き者に已む。(三六)人を官し天を守れば、自ら道を守るを爲す也。

治亂は天か、曰く、日月星辰(三七)瑞曆は、是れ禹桀の同じうする所なり、(而ルニ)禹は以て治まり、桀は以て亂る、治亂は天に非ざるなり。時か、曰く、春夏に(三八)繁啓蕃長し、秋冬に蓄積收藏す、是れ又禹桀の同じうする所なり、(而ルニ)禹は以て治まり桀は以て亂る、治亂は時に非ざるなり。地か、

【二八】其の爲すべき所とは、人事をいひ、其の爲さゞるべき所とは、天職をいふ。

【二九】天地之が官と爲り、萬物之が役と爲る。

【三〇】曲は徧く盡す也。

【三一】人事を盡くして、天を知るを務めず、是れ乃ち天を知る所以也。

【三二】志は記識なり。見は現前に見るべきものをいふ　象は天象なり。

【三三】宜は土宜。息は蕃息なり、繁殖なり。

【三四】數は春作夏長秋斂冬藏の如き必然の數を云ふ。

【三五】和とは萬物生ずる所以の名。「天に志す所の者」以下の數句は、卽ち爲さざる所あり慮らざる所あるを云ふ。

【三六】其見象見宜見數見和には之を司どるに各〻其人あり、而も其以上を知らんことを務めず。

【三七】瑞曆は、めでたき曆。瑞は蓋し曆を尊ぶの詞。

【三八】繁啓は、しげり、ひらく也。

の如き者は深しと雖も　(一四)其人、慮を加へず、大なりと雖も能を加へず、精しと雖も察を加へず、夫れ是を天と職を爭はずと謂ふ。天に其時あり、地に其財あり、人に其治あり、夫れ是を能く參すと謂ふ。(一五)其の參する所以を舍てて、(一六)其の參する所を願ふは則ち惑へり。列星隨つて旋り、日月遞ひに炤し、四時代る〳〵御し、陰陽大に化し、風雨博く施し、萬物、各〻其　(一七)和を得て以て生じ、各〻其養を得て以て成り、(一八)其事を見ずして、(一九)其功を見る、夫れ是を神と謂ふ。皆(二〇)其の以て成る所を知り　(二一)其形を知る莫し、夫れ是を天と謂ふ。唯だ聖人は　(二二)天を知るを求めずと爲す。天職既に立ち、天功既に成り、(二三)形具はりて神生じ、好惡喜怒哀樂焉に藏す、夫れ是を天情と謂ふ。耳目鼻口の形、能く各〻　(二四)接するありて、(二五)相能くせざるなり、夫れ是を天官と謂ふ。心、中虛に居り、以て五官を治む、夫れ是を天君と謂ふ。(二六)財、其類に非ずして以て其類を養ふ、夫れ是を天養と謂ふ。(二七)其類に順ふ者之を福と謂ひ、其類に逆ふ者之を禍と謂ふ、夫れ是を天政と謂ふ。其天君を暗くし、其天官を亂り、其天養を棄て、其天政に逆ひ、其天情に背いて、以て天功を喪ふ、夫れ是を大凶と謂ふ。聖

【一四】其人とは至人をいふ。至人は其の人に在るものを治めて天に在るものを治めず。
【一五】其人に在る者を治むるは則ち天地の化を贊する所以。
【一六】天地の我に福するを願ふ。
【一七】和は和氣。
【一八】其事とは、日月風雨の爲す所をいふ。
【一九】其功とは和養の功を云ふ。
【二〇】功を見る也。
【二一】事を見ざる也。
【二二】唯だ人事を勤む。
【二三】形は身體也。神は精神也。
【二四】接は物に接する也。
【二五】耳は目の用を爲さず、鼻は口の用を爲さず。
【二六】禽獸菜蔬は人の食となり皮革麻枲人の衣となるが如し此飮食衣服は人と類異なり。
【二七】其同類と相和するを云。

(一)天論篇

(二)天行、常あり、堯の爲めに存せず、桀の爲めに亡びず、（人）(三)之に應ずるに治を以てすれば則ち吉、之に應ずるに亂を以てすれば則ち凶、(四)本を彊めて用を節すれば、則ち天も貧にすること能はず、(五)養ふこと備はりて動くこと時なれば、則ち天も病ましむること能はず、道を脩めて貳れざれば、則ち天も禍すること能はず、故に　(六)水旱も之を飢渇せしむること能はず、(七)寒暑も之を疾ましむること能はず、(八)祆怪も之を凶ならしむること能はず。本荒みて用侈れば、則ち天も之を富ましむること能はず、養ふこと(九)略にして動くこと罕なれば、則ち天も之を全からしむること能はず、道に倍きて妄行すれば、則ち天も之を吉ならしむること能はず、故に水旱未だ至らずして飢渇し、寒暑未だ薄らずして疾み、祆怪未だ至らずして凶なり。(一〇)時を受くること治世と同じくして、殃禍、治世と異なるも、以て天を怨む可からず、其道然ればなり。(一一)故に天人の分に明なれば則ち至人と謂ふ可し。爲さずして成り、求めずして得、夫れ是を　(一二)天職と謂ふ、(一三)是

【一】人唯其己を修むれば、天は畏るるに足らざるを論ず。
【二】天行は天道なり。
【三】之とは天をさす。應とは順應する也。吉凶は人の爲すに在るをいふ。
【四】本は農事なり。
【五】養は衣食給足する也。動は運動なり。
【六】人、彊本節用すれば也。
【七】養備動時なれば也。
【八】修道不貳なればなり。祆は妖なり。
【九】略は備はらざる也。罕は時ならざる也。
【一〇】時は天の時なり。
【一一】吉凶皆人に在り、天に在らざるを知れば。
【一二】天職は天の職任なり。天の行ふ所なるをいふ。
【一三】是の如き者とは、爲さずして成り求めずして得る者。

ん、此れ姦人の起る所以なり。且つ上なる者は下の師なり。夫の下の上に和するは、之を譬へば、猶ほ響の聲に應じ、影の形に像るがごとし、故に人の上たる者は順まざる可からざる也。夫の義なる者は、内は人を節して、外は萬物を節する者也、上は主を安んじ、下は民を調ふる者也、内外上下、節あるは、義の情なり。然らば則ち凡そ天下を爲むるの要は、義を本と爲し、而して信之に次ぐ。古者禹湯は、義に本づき信を務めて、天下治まり、桀紂は、義を棄て信に倍きて、天下亂れき。故に人の上たる者は、必ず將に禮義を愼み、忠信を務めて然る後可ならんとす。此れ人に君たる者の大本なり。

堂上(二二)糞せざれば則ち(二三)郊草、曠芸を瞻ず、(二三)白刃、胸に捍せば、則ち目、流矢を見ず、(二四)拔戟、首に加はれば則ち十指、斷を辭せず、此を以て務とせざるに非ず、(二五)疾養緩急の相先んずべきもの有ればなり。

【二二】糞は掃除。
【二三】郊野荒廢して芸鋤せざる也、近き者未だ治めず、遠きに及ぶに暇あらざるを云ふ。
【二三】捍は干なり、犯す也。急あるを先にするを云ふ。
【二四】拔戟は、ぬきみ。十指の斷たるるを顧みずして首を救ふなり。
【二五】疾は痛なり、養は癢なり。人君は禮儀を先にすべきを云ふ。

（一〇〇）微を積むは、月は日に勝かず、時は月に勝かず、歳は時に勝かず。凡そ人好んで小事を（一〇一）敖慢し、大事至りて然る後之を興し之を務む。是の如きは、則ち常に夫の小事に（一〇二）熟比する者に勝かず。是れ何ぞや。則ち小事の至るや（一〇三）數、（一〇四）其の日を縣くるや博、其の積を爲すや大、大事の至るや希、其の日を縣くるや淺、其の積を爲すや小、故に日を善くする者は王たり、時を善くする者は霸たり、（一〇五）漏を補ふ者は危く、（一〇六）大に荒む者は亡ぶ。故に王者は日を敬し、霸者は時を敬し、僅に存するの國は危くして而る後之を戚へ、亡國は亡に至りて而る後亡を知り、死に至りて而る後死を知る、國の禍敗、勝げて悔ゆ可からず。霸者の善く著はるるは、（一〇七）時を以て記すべきなり、王者の功名は（一〇八）勝げて日々に志す可からざるなり。財物貨寶は大を以て重と爲すも、政教功名は（一〇九）是に反す、能く微を積む者は速に成る。（一一〇）詩に曰く、『德の輶きこと毛の如きも、民克く之を擧ぐること鮮し』と。此を謂ふ也。

凡そ姦人の起る所以は、上の義を貴ばず義を敬せざるを以てなり。夫の義なる者は、人の惡と姦とを爲すを限禁する所以の者なり。今、上、義を貴ばず、義を敬せず、是の如くならば則ち下の人百姓、皆、義を棄つるの志あり、姦に趨くの心あら

【一〇〇】微細の事を積むには、日日之を謹むべきをいふ。時は四時なり。
【一〇一】敖は傲なり。
【一〇二】熟比は之に熟し之に親む也。
【一〇三】數は、しばしば也。
【一〇四】時日を縣け連ぬること多きをいふ。
【一〇五】破綻生じて之を修むる者。
【一〇六】すべて荒廢して治めざる者。
【一〇七】時を善くする也。
【一〇八】日を善くする也。
【一〇九】小を重んずべし。
【一一〇】大雅烝民の篇。微を積んで著に至るをいふ。

谷は美に、(八七)天材の利は多し、是れ形勝なり。境に入りて其風俗を觀るに、其百姓は樸に、其聲樂は(八八)流汙ならず、其服は(八九)挑ならず、甚だ有司を畏れて順なり、古の民なり。都邑官府に及れば、其百吏肅然として、恭儉敦敬忠信にして(九〇)不楛ならざるは莫し、古の吏也。其國に入りて、其士大夫を觀るに、其門を出でて公門に入り、公門を出でて其家に歸るに、私事あること無し、比周せず、朋黨せず、(九一)倜然として、明通して公ならざる莫し、古の士大夫なり。其朝廷を觀るに、其朝は(九二)閒に、百事を聽決して(九三)留めず、(九四)恬然として、治無き者の如し、古の朝也。故に四世、勝あるは、(九五)幸に非ざるなり、數なり。是れ(吾カ)見る所なり。故に曰く、佚にして治まり、約にして詳かに、煩ならずして功あるは治の至り也と。秦之に類す。然りと雖も則ち甚だ其れ(九六)諰るるあり、是の數具の者を兼ねて盡く之を有して、然も(九七)之を縣るに王者の功名を以てすれば、則ち倜倜然として其の及ばざること遠し、是れ何ぞや。則ち其れ殆ど(九八)儒なければか。故に曰く、粹なれば王たり、(九九)駁なれば霸たり、一も無ければ亡ぶと。此れ亦秦の短なる所なり。

【八七】出す所の物產多き也。
【八八】流汙は邪淫。
【八九】挑は姚なり。美麗なるを云ふ。
【九〇】不楛は濫惡ならず。
【九一】倜然は高遠なる貌。
【九二】閒は暇多き也。
【九三】卽決するなり。
【九四】其の閑なるを言ふ。
【九五】幸は僥倖なり。
【九六】諰は懼るる也。
【九七】縣は權衡の義なり。治の至りなるも、王者たるに遠きものあり。
【九八】儒道を用ひざるが故か。
【九九】駁は雜駁なり。

千里に過ぐる者あらず。今、秦は、南は乃ち沙羨を有して(七五)與に倶にす、是れ乃ち江南なり、北は胡貉と隣を爲し、西は巴戎を有ち。(七六)東、楚に在る者は、乃ち齊に界し、韓に在る者は、常山を踰え、乃ち臨慮あり、魏に在る者は、乃ち圍津に據る、卽ち(七七)大梁を去ること百有二十里のみ、其の趙に在る者は(七八)剡然として苓を有ちて、(七九)松柏の塞に據り、西海を負うて常山を固めとす、是れ地、天下に徧きなり、此れ所謂廣、舜禹よりも大なる也。威、海內を動かし、彊、中國を殆くす、然も憂患勝げて校すべからず。諰諰然として、常に天下の一合して己を軋らんことを恐るる也。然らば則ち奈何。曰く、(八〇)威を節して文に反り、夫の端誠(八一)信全の君子を用ひて天下を治め、因つて之と與に國政に參し、是非を正し、曲直を治めて、(八二)咸陽に聽く、順ふ者は(八三)之を錯き、順はざる者にして而る後之を誅す、是の如くならば、則ち兵、復た塞外に出でずして、令、天下に行はれん、是の若くならば則ち之が爲めに(八四)明堂を築きて諸侯を朝せしむと雖も、殆ど可ならん。今の世に(八五)假りて、地を益すは、信を益すを務むるに如かざる也。

(八六)應侯、孫卿に問うて曰く、『秦に入りて何をか見たる。』孫卿曰く、『其固塞は險に、形勢は便に、山林川

【七五】與に倶にすとは、併屬するをいふ。
【七六】東のかた楚の地を侵して得たる所の者は、乃ち齊と界を爲す。
【七七】大梁は魏の都。
【七八】剡然は侵削の貌。苓は地名。
【七九】趙は秦との界に松柏を樹ゑて塞と爲す。
【八〇】威彊を節減して、禮文に復る也。
【八一】全は德全きをいふ。
【八二】咸陽は秦の都。聽は政を聽く也。
【八三】捨てて伐たざるなり。
【八四】明堂は天子が諸侯を朝するの宮。
【八五】假は至る也。
【八六】應侯は秦の相范睢。

ひ安を樂しむ所以の者は、禮義よりも大なるは莫し。人、生を貴び安を樂しむを知つて、禮義を棄つるは、之を譬へば是れ猶ほ壽を欲して刎頸するがごとく、愚焉よりも大なるは莫し。故に人に君たる者、民を愛すれば安く、士を好めば榮え、兩者一も無ければ亡ぶ。(六四)詩に曰く、「介人は維れ藩、大師は維れ垣」と。此を謂ふ也。』

(六五)力術なれば止み、義術なれば行はると、曷の謂ぞや。曰く、秦の謂なり。(秦八)威、湯武よりも彊く、廣、舜禹よりも大なるに、然も憂患勝げて(六六)校すべからず、(六七)諰諰然として、常に天下の一合して己を軋らんことを恐る、此れ所謂力術なれば止むなり。曷をか威、湯武よりも彊しと謂ふ。湯武は乃ち能く己を説ぶ者をして(六八)使しむるのみ、今、(六九)楚、父死し國擧げられ、(七〇)三王の廟を負うて陳蔡の間に辟く、(七一)可を視・間を伺ひ、(七二)其脛を剡くして以て秦の腹を蹈まんと欲す、然るに秦、(七三)左せしめんとすれば案に左し、右せしめんとすれば案に右す、是れ乃ち讎人をして役せしむるなり、此れ所謂威、湯武よりも彊きなり。曷をか廣、舜禹よりも大なりと謂ふ。曰く、古者、百王の、天下を一にし、諸侯を臣とするや、未だ(七四)封內

【六四】大雅板の篇。
【六五】力術は彊兵の術。止むは、行はれざるをいふ。義術は仁義の術。彊兵の術は、一時は進めども、終に止まつて行はれず、仁義の術は之に反す。
【六六】校は、はかる也。
【六七】諰諰然は、憂ふる貌。
【六八】使は使役なり。
【六九】楚の頃襄王の父懷王、秦に虜にせられて客死し、又國都郢、秦將白起の爲に拔かる。
【七〇】三王の廟を負ふとは、頃襄王が祖先の廟王を負ふ也。
【七一】可は伐つ可き時をいふ。
【七二】剡は鋭なり。民の兵刃なき者も、皆、敵愾心を抱き、秦に甘心せんと欲す。
【七三】楚の民を意の儘に使役するを云ふ。
【七四】封內は封疆の內。

ばなり。人の惡む所とは何ぞや、曰く、(五八)汙漫爭奪貪利是れなり。人の好む所とは何ぞや、曰く禮義辭讓忠信是れなり。今、人に君たる者は、(五九)辟稱比方は、則ち自ら湯武に並ばんことを欲す、(而)其の之を統ぶる所以の若きは、則ち以て桀紂に異なる無し、而も湯武の功名を有たんことを求む、可ならんや。故に凡そ勝を得る者は必ず人と與にするなり、凡そ人を得る者は、必ず道と與にするなり。道とは何ぞや、曰く、禮義辭讓忠信是れなり。故に四五萬よりして(六〇)而往の者の彊勝は、衆の力に非ず、隆ぶこと信に在ればなり。數百里よりして而往の者の安固は、大の力にあらず、隆ぶこと政を脩むるに在ればなり。今已に數萬の衆を有する者にして、陶誕比周して以て(六一)與を爭ひ、已に數百里の國を有するものにして、汙漫突盜して以て地を爭ふ。然らば則ち是れ己の安彊なる所以を棄てて、己の危弱なる所以を爭ふなり、己の足らざる所以を損して、以て己の餘りある所以を重ぬるなり、是の若く其れ悖繆にして、而して湯武の功名あらんことを求む、可ならんや。之を辟へば是れ猶ほ伏して天を咶り、(六二)經を救ふに其足を引くがことし、説必ず行はれず、愈ゝ務めて愈ゝ遠からん。人臣たる者、己が行の行はれざるを恤みずして、苟くも、利を得んとするのみなるは、是れ(六三)渠衡、穴に入りて利を求むる也、是れ仁人の羞ぢて爲さざる所也。故に人、生よりも貴きは莫く、安よりも樂しきは莫し、生を養

【五八】汙漫は穢汚にして清潔ならざるをいふ。
【五九】辟は譬なり。辟稱比方は、たとへ、くらぶる也。
【六〇】而往は以上なり。
【六一】與は與國なり。
【六二】經は、くびくくり。
【六三】渠衡は攻城の大車、大車を穴に入るれば用をなさず。

は相國の朝を願ひ、能士は相國の官を願ひ、利を好むの民は（四五）齊を以て歸と爲すを願はざる莫くんば、是れ天下を一にすべき也。相國、是を舍てて爲さずして、案に直是の世俗の以て爲す所を爲す、則ち（四六）女主、之が宮を亂り、詐臣、之が朝を亂り、貪吏、之が官を亂り、衆庶百姓、皆、貪利爭奪を以て俗と爲す、曷ぞ是の若くにして以て國を持す可けんや。今、（四七）巨楚、吾が前に縣り、（四八）大燕、吾が後に鰌り、勁魏、吾が右を（四九）鉤し、（五〇）西壤の絕えざること（五一）繩の若く、楚人は則ち又（五二）襄賁開陽を有ちて以て吾が左に臨む。是れ一國、謀を作さば、三國、必ず起つて我に乘ぜん、是の如くば則ち齊必ず斷えて（五三）四三と爲り、國は（五四）假城の若からんのみ、必ず天下の爲めに大笑せられん。曷若ん、兩者孰れか爲すに足る。夫れ桀紂は聖王の後子孫なり、天下を有せる者の（五五）世なり、（五六）勢籍の存する所、天下の宗室なり、土地の大は、封內千里、人の衆は、數ふるに億萬を以てす、俄にして天下（五七）倜然として擧く桀紂を去つて湯武に犇り、反然として擧く桀紂を惡みて湯武を貴ぶ。是れ何ぞや。夫の桀紂何をか失つて湯武何をか得たる。曰く、是れ他の故無し、桀紂は善く人の惡む所を爲して、湯武は善く人の好む所を爲せ

【四五】齊は齊國。
【四六】女主は君主の妻妾の類なり。齊の君王后をいふ。
【四七】巨楚は楚國をいふ。
【四八】大燕は燕國をいふ。
【四九】鉤は鉤取するなり。
【五〇】西壤は齊の西境、魏は齊の西に在り。
【五一】其細きを言ふ。
【五二】襄賁開陽の二邑は齊の東に在り。
【五三】三四に分裂するをいふ。
【五四】假城は人より借りたる城。久しからずして復た人に歸すべき也。
【五五】世は世嗣。
【五六】勢籍は勢位國籍。
【五七】倜然は離背する貌。

亂り、(三八)功を興すの臣を墮し、賞を受くるの屬を恥かしめ、(三九)族黨に僇無くして、其後世を抑卑し、獨り以て私廉と爲す、豈に過の甚しきならざらんや。故に曰く、子發の命を致すや恭、其賞を辭するや固と。』

荀卿子、齊の相に說いて曰く、『人に勝つの勢に處り、人に勝つの道を行うて、天下忿る莫きは、湯武是れなり。人に勝つの勢に處りて、人に勝つの道を以てせず、天下を有つの勢に厚きも、匹夫たらんことを索むとも得可からざるは、桀紂是れなり。然らば則ち人に勝つの勢を得る者は、其の人に勝つの道に如かざるや遠し。夫の主相なる者は、人に勝つに勢を以てする也。是を是とし、非を非とし、能を能とし、不能を不能とし、己の私欲を(四〇)併けて、必ず以て夫の公道通義の以て相兼容す可き者に道るは、是れ人に勝つの道なり。今、相國、上は則ち主を專にするを得、下は則ち國を專にするを得。相國の人に勝つの勢に於ける、亶に之れあり。然らば則ち胡ぞ此の人に勝つの勢を(四一)毆りて人に勝つの道に赴き、(四二)仁厚通明の君子を求めて王を託し之と與に國政に參し是非を正さざる、是の如くば則ち(四三)國孰れか敢て義を爲さざらん。君臣上下、貴賤長少、庶人に至るまで、義を爲さざること莫くんば、則ち(四四)天下孰れか義に合ふを欲せざらん。賢士

【三八】功名を立てんと欲する者の志をこぼつ。
【三九】子發の族黨戮を蒙るに非ざるに、子發功なきを謂へるが爲めに、其子孫光榮なし。
【四〇】併は屏くる也。
【四一】毆は驅る也。
【四二】賢者を求めて、之に託するに王を以てして、輔佐せしむる也。
【四三】國內皆之に化するをいふ。
【四四】天下皆來りて義に歸するをいふ。

の威と謂ふ。此の三威は熟察せざる可からざるなり。道德の威は安彊を成し、暴察の威は危弱を成し、狂妄の威は滅亡を成す。

〔二八〕公孫子曰く、『〔二九〕子發、（兵）將として西、蔡を伐ち、蔡に克ちて蔡侯を獲、歸りて命を致して曰く、「蔡侯、其社稷を奉じて之を楚に歸す、〔三〇〕舍、二三子に屬して、其地を理む」と。既にして楚、〔三一〕其賞を發す。子發辭して曰く、「〔三二〕誡を發し令を布きて敵退くは、是れ主の威なり。〔三三〕徙擧相攻めて敵退くは、是れ將の威なり。合戰して力を用ひて敵退くは、是れ衆の威なり。臣舍、宜しく衆の威（故）を以て賞を受く可からず」と。』（荀子）之を譏つて曰く、『子發の命を致すや恭、其の賞を辭するや〔三四〕固。夫れ賢を尙び能を使ひ、有功を賞し、有罪を罰するは、獨り（楚王）一人之を爲すに非ざるなり、彼の先王の道なり、人を一にするの本なり、善を善とし惡を惡とするの〔三五〕應なり、治必ず之に由ると、古今一なり。古は明王の大事を擧げ、大功を立つるや、大事已に博く、大功已に立てば、則ち君は〔三六〕其成を享け、群臣は〔三七〕其功を享け、士大夫は爵を益し、官人は秩を益し、庶人は祿を益す、是を以て善を爲す者勸み、不善を爲す者沮み、上下、心を一にし、三軍、力を同じくす、是を以て百事成つて功名大なり。今子發は獨り然らず、先王の道に反し、楚國の法を

〔二八〕公孫子は齊の相なり、其名を知らず。
〔二九〕子發は楚國の臣。
〔三〇〕舍は子發の名。
〔三一〕其賞を行ふ也。
〔三二〕誡は敎なり。
〔三三〕徙擧は軍を徙し兵を擧ぐ。
〔三四〕固は固陋なり。
〔三五〕應は應驗なり。
〔三六〕成は成功なり。
〔三七〕功は功積なり。

せざる可からざる也。禮樂は則ち脩まり、(二六)分義は則ち明かに、(二七)擧錯は則ち時に、(二八)愛利は則ち形はる、是の如ければ百姓之を貴ぶこと(二九)帝の如く、之を高しとすること天の如く、之を親しむこと父母の如く、之を畏るること神明の如し、故に賞用ひずして民勸み、罰用ひずして威行はる。夫れ是を之れ道德の威と謂ふ。禮樂は則ち脩まらず、分義は則ち明かならず、擧錯は則ち時ならず、愛利は則ち形はれず、然も其の暴を禁ずるや察、其の不服を誅するや審、其刑罰は重くして信、其誅殺は猛にして必、(三〇)黭然として雷の擊つがごとく、牆の(三一)厭すが如し。是の如くなれば、百姓刧さるれば則ち畏を致し、(三二)嬴むれば則ち上に敖り、(三三)執拘すれば則ち最まり、間を得れば則ち散じ、(三四)敵中すれば則ち奪はる、之を刧すに形勢を以てするに非ず、之を振ふに誅殺を以てするに非ざれば、則ち以て其下を有つ無し、夫れ是を之れ暴察の威と謂ふ。人を愛するの心無く、人を利するの事無くして、日に人を亂るの道を爲し、百姓(三五)讙敖すれば則ち從つて之を執縛し、之を(三六)刑灼して、人心を和せず、是の如くなれば比周(三七)賁潰して以て上に離れ、傾覆滅亡、立つて待つ可きなり、夫れ是を狂妄

【二六】分は、上下、分ある也。義は、各〻其宜しきを得る也。分義は名分義理。
【二七】擧錯は、事業を爲す也。
【二八】愛利は人を愛利する也。
【二九】帝は天帝なり。
【三〇】黭然は闇然なり。
【三一】厭は壓なり。
【三二】嬴は緩くする也。
【三三】執拘は束縛する也。最は聚まる也。
【三四】敵は適なり。正に中ることあれば却て威を失し、下の爲めに其勢を奪はるるを云ふ。
【三五】讙敖は喧噭なり。さわぐ也。
【三六】刑灼は黥灼なり。入れずみをし、火にてやく也。
【三七】賁は奔と通ず。奔走潰散して去る也。

(一)彊國篇

(二)刑范正しく、(三)金錫美に、(四)工冶巧に、(五)火齊（宜シ/キチ）得て、(六)刑を剖けば莫耶のみ。然も(七)剝脫せず砥礪せずば、則ち以て縄をだも斷つ可からず、之を剝脫し之を砥礪せば、則ち(八)盤盂を劙き牛馬を刎ぬるにも(九)忽然たらんのみ。(一〇)彼の國なる者は、亦、彊國の剖刑のみ、然も教誨せず調一せずんば、則ち入つては以て守る可からず、出でては以て戰ふ可からず、之を教誨し之を調一せば、則ち兵勁く城固く、敵國、敢て(一一)摫れざらん。彼の國なる者も亦砥礪あり、禮義(一二)節奏是なり。故に人の命は天に在り、國の命は禮に在り。人君なる者、禮を隆び賢を尊べば王たり、法を重んじ民を愛すれば霸たり、利を好み詐り多ければ危く、權謀傾覆(一三)幽險なれば亡ぶ。

威に三あり、道德の威なる者あり、(一四)暴察の威なる者あり、(一五)狂妄の威なる者あり、此三威は熟察

【一】禮を隆び賢を尊んで民を教誨調一すれば國以て强きを說く。
【二】刑范は型範なり。いかた。
【三】金錫は刀の地金。
【四】工冶は、鍛工。
【五】火齊は、火加減。
【六】刑は型なり。利劍已に成れるを云ふ。
【七】剝脫は其生澁を刮去するを云ふ。
【八】盤盂は銅器なり。劙は切り割く也。
【九】其易きを言ふ。
【一〇】何の國か强國たり得ざらん。唯未だ教誨調一せざるのみ。
【一一】摫は觸るゝ也。
【一二】節奏は節度なり。
【一三】幽險は陰險なり。
【一四】暴察は暴急嚴察なり。
【一五】狂妄は狂亂妄行なり。

他の故無し、能く之を凝めたればなり。故に士を凝むるに禮を以てし、民を凝むるに政を以てす、禮脩まりて士服し、政平にして民安んず。士服し民安んず。夫れ是を之れ大凝と謂ふ。以て守れば則ち固く、以て征すれば則ち彊く、令すれば行はれ禁ずれば止み、王者の事畢る。

て兵愈〻弱し、是れ力を以て人を兼ぬる者なり。我が名聲を貴ぶに非ず、我が徳行を美とするに非ず、貧を用つて富を求め、飢を用つて飽を求め、腹を虚しくし口を張り、來つて我が食に歸す、是の若きには、則ち必ず（一八六）夫の掌窌の粟を發して以て之に食はし、之に財貨を（一八七）委して以て之を富まし、良有司を立てて以て之に接す、已に（一八八）朞すること三年、然る後、民信ず可きなり、是の故に地を得て權彌〻輕く、人を兼ねて國愈〻貧し、是れ富を以て人を兼ぬる者なり。故に曰く、徳を以て人を兼ぬる者は王たり、力を以て人を兼ぬる者は弱く、富を以て人を兼ぬる者は貧しと。古今一なり。

兼幷は能くし易し、唯だ（一八九）堅凝を之れ難しとす。齊能く宋を幷せて、凝むること能はず、故に魏之を奪ふ。燕能く齊を幷せて、凝むること能はず、故に田單之を奪ふ。韓の上地は、方數百里、（城邑）完全（府庫）富足にして趙に（一九〇）趨く、趙凝むること能はず、故に秦之を奪ふ。故に能く之を幷すも、凝むること能はざれば則ち必ず奪はれ、之を幷すること能はず、又（一九一）其有を凝むること能はざれば、則ち必ず亡び。能く之を凝むれば、則ち必ず能く之を幷す。之を得て則ち凝むれば、兼幷して（一九二）彊きもの無し。古は湯は（一九三）薄を以てし、武王は（一九四）滈を以てす、皆百里の地なり、（而ルニ）天下、一となり、諸侯、臣と爲れるは、

【一八六】掌窌は倉廩を掌るもの。
【一八七】委は給する也。
【一八八】朞は期と同じ。
【一八九】堅凝は堅固に地を有つを云ふ。
【一九〇】趨は歸する也。
【一九一】其有は其の有つ所の地なり。
【一九二】前に彊國あるなし。
【一九三】薄は亳なり、湯の都。
【一九四】滈は鎬なり。周の都。

け、明刑大辱を其後に懸く、化する無からんと欲すと雖も能くせんや、故に民の之に歸すること流水の如し、(一七四)存する所は神、爲す所は化す。(此間脱文アリ)(之が爲めに化)して順、暴悍勇力の屬、之が爲めに化して(一七五)愿、(一七六)旁辟曲私の屬、之が爲めに化して公、(一七七)矜糾收繚の屬、之が爲めに化して調、夫れ是を之れ大化至一と謂ふ。(一七八)詩に曰く、『王猷允に塞つれば、徐方既く來る』と。此を謂ふなり。

凡そ人を兼ぬるには三術あり、徳を以て人を兼ぬる者あり、力を以て人を兼ぬる者あり、富を以て人を兼ぬる者あり。彼。我が名聲を貴び、我が徳行を美とし、我が民たらんと欲す、故に門を(一七九)辟き塗を除ひ、以て吾が入るを迎ふ、(一八〇)其民に因り、(一八一)其處を襲ぎて、百姓皆安んず、法を立て令を施せば、(一八二)順比せざるは莫し、是の故に地を得て權彌〻重く、人を兼ねて兵愈〻彊し、是れ徳を以て人を兼ぬる者なり。我が名聲を貴ぶに非ず、我が徳行を美とするに非ず、彼、我が威を畏れ、我が勢に劫かさる、故に民、離心ありと雖も、敢て(一八三)畔慮あらず、是の若きは則ち(一八四)戎甲愈〻衆くして、(一八五)奉養必ず費ゆ、是の故に地を得て權彌〻輕く、人を兼ね

【一七四】至る所の處、之を畏るること神の如く、凡そ施爲する所、民皆從ひ化する也。
【一七五】愿は愿愨なり。
【一七六】旁辟は偏僻なり。
【一七七】矜は誇ること、糾は好んで人の過を摘發するもの、收は美を掠むるもの、繚は繚繞、委曲多きもの、いづれも鄙陋の人を云ふ。
【一七八】大雅常武の篇。猷は、はかりごと也。
【一七九】辟は闢く也。
【一八〇】因は其民をそのまま我が民とする也。
【一八一】其處を其まま受けつぎて改めざる也。
【一八二】順比は從順親比なり。
【一八三】畔慮は、そむくはかりごと。
【一八四】戎甲は、兵甲なり。
【一八五】兵を養ふの費多し。

苦(一六五)煩辱ならば則ち必ず犇り、(一六六)霍焉として離れんのみ、下反つて其上を制せん。故に賞慶刑罰勢詐の道たるや、傭徒鬻賣の道なり、以て大衆を合し國家を美にするに足らず、故に古の人羞ぢて(一六七)道はざるなり。故に(一六八)德音を厚くして以て之に先んじ、禮義を明にして以て之を道き、忠信を致して以て之を愛し、賢を尙び能を使ひて以て之を(一六九)次で、爵服慶賞以て之を(一七〇)申ね、(一七一)其事を時にし其任を輕くし、以て之を調齊し之を長養すること、赤子を保するが如くす。政令以に定まり、風俗以に一となり、俗を離れて其上に順はざるあれば、則ち百姓、(一七二)敦惡とせざる莫く、毒孽とせざる莫く、不祥を祓ふが若し、然る後、刑是に於て起る、是れ大刑の加はる所也、辱孰れか焉よりも大ならん、將に以て利と爲さんとするか、則ち大刑焉に加はる、身苟くも狂惑戇陋ならずんば、誰か是を踏て改めざらんや。然る後百姓曉然として、皆、上の法を脩め・上の志に像ひて・之に安樂するを知る、是に於て、能く善に化し・身を脩め行を正しくし・禮義を積み道德を尊ぶあれは、百姓、貴敬せざるは莫く、親譽せざるは莫し、然る後賞是に於て起る、是れ高爵豐祿の加はる所、榮孰れか焉よりも大ならん。將に以て害と爲さんとするか、則ち高爵豐祿以て之を持養す、生民の屬孰れか願はざらんや。(一七三)雕雕焉として貴爵重賞を其前に懸

【一六五】煩辱は煩縟なり。煩はしく、くだくだしき也。
【一六六】霍焉は離るる貌。
【一六七】道は言ふ也。
【一六八】道德を厚くして民衆に先んずる也。
【一六九】序は次なり。適當の位地に置く也。
【一七〇】申は重ぬる也。
【一七一】事は作業なり。任は力役なり。
【一七二】敦は憝なり。敦惡は大憝元惡なり。
【一七三】雕雕焉は章明の貌。

や、其の之を統ぶる所以の者、其道に非ざるが故なり。古の兵は戈矛弓矢のみ、然も（一五一）敵國（之）試ふるを待たずして詘し、城郭（一五二）辨めず、溝池（一五三）扣らず、固塞樹てず、機變張らずして、然も國晏然として外を畏れずして固き者は、他の故無し。（一五四）道を明かにして之を（一五五）分鈞し、（一五六）時に使ひて誠に之を愛すれば、下の上に和するや（一五七）影嚮の如し、令に由らざる者あれば、然る後之を誅するに刑を以てす、故に一人を刑して天下服し、罪人、其上を（一五八）尤めざるは、罪の己に在るを知ればなり。是の故に刑罰省けて威（一五九）流るるは、他の故無し、其道に由るが故なり。古は帝堯の天下を治むるや、蓋し（一六〇）一人を殺し二人を刑して天下治まる。傳に曰く、『威、厲けれども試みず、刑（一六一）措けども用ひず』と。此を謂ふなり。

凡そ人の動くや、賞慶の爲めに之を爲さば、則ち害傷を見ば止めん。故に賞慶刑罰勢詐は、以て人の力を盡し人の死を致すに足らず。人の主上たる者の、其の、下の百姓に接する所以の者、禮義忠信無く、賞慶刑罰勢詐を（一六二）率用して其下を（一六三）除阨せんことを慮らば、（一六四）其功用を獲んのみ、大寇至りて則ち之をして危城を持せしめば則ち必ず畔き、敵に遇ひ戰に處せば則ち必ず北げ、勞

【一五一】我が兵を用ふるを待たずして敵直に屈服するをいふ。
【一五二】辨は治むる也。
【一五三】扣は掘る也。
【一五四】道は禮をいふ。
【一五五】分鈞は上下貴賤を分つ。
【一五六】時に使ふとは、使ふに時を以てするなり。
【一五七】嚮は響なり。
【一五八】尤は怨なり。
【一五九】流は流布する也。
【一六〇】一人は鯀、二人は共工と驩兜。
【一六一】措は備へ置く也。
【一六二】率用は、したがひ用ふる也。
【一六三】除阨は驅逐迫蹙。
【一六四】以て心服する能はず。

由るは、天下を得る所以なり。由らざるは社稷を隕す所以なり。故に堅甲利兵も、以て勝を爲すに足らず、高城深池も、以て固と爲すに足らず、嚴令繁刑も、以て威と爲すに足らず、(二三七)其道に由れば則ち行はれ、其道に由らざれば則ち廢る。楚人は鮫革犀兕以て甲と爲す、(二三八)鞈なること金石の如く、(二三九)宛の(二四〇)鉅鐵釶、(二四一)慘なること蠭蠆の如く、(楚人ノ)輕利(二四二)僄遬なること、(二四三)卒として飄風の如し、然も兵、(二四四)垂沙に殆く、唐蔑(二四五)死し、莊蹻(二四六)起り、楚分れて三四と爲る、是れ豈に堅甲利兵無からんや、其の之を統ぶる所以の者、其道に非ざるが故なり。(二四七)汝潁以て險と爲し、江漢以て池と爲し、之を限るに鄧林を以てし、之に縁らすに方城を以てす、然も秦師至つて鄢郢擧がり、(二四八)槁を振ふが若く然り、是れ豈に固塞險阻無からんや、其の之を統ぶる所以の者、其道に非ざるが故なり。紂、比干を刳き、箕子を囚へ、(二四九)炮烙の刑を爲し、殺戮、時なし、臣下(二五〇)懍然として、其命を必する莫し、然も周の師至れば、(紂ノ)令下に行はれず、其民を用ふること能はず、是れ豈に令嚴ならず刑繁ならざらん

【二三七】其道とは、禮をいふ。
【二三八】鞈は堅き貌。
【二三九】宛は地名。
【二四〇】大剛の鐵にて作れる矛。
【二四一】慘は慘毒なり。蠭蠆は蜂の針。
【二四二】僄遬は僄速なり、僄悍敏速なり。
【二四三】卒は、俄なること。
【二四四】垂沙は地名。
【二四五】死は戰死する也。
【二四六】起りて亂を爲す。
【二四七】汝潁は楚の水名、江は楊子江、漢は漢水、鄧林も方城、ともに楚の地名、鄢も郢も楚の都。
【二四八】槁は枯葉なり。
【二四九】炮烙は銅柱に膏し之を炭上に加へ、有罪のものを其上に行かしむれば輙ち火中に墜つ。
【二五〇】懍然は懼るゝ貌、其命を必する莫しは、必ず生命を全うすべきを思はず。

ずして（二二四）遠邇來り服し、德此に盛んにして、施いて四極に及べり。（二二五）詩に曰く、『淑人君子、其儀忒はず』と。此を謂ふなり。』

李斯、孫卿子に問うて曰く、『秦、四世、勝あり、兵、海內に彊く、威、諸侯に行はる、仁義を以て之を爲すに非ざる也、（二二六）便を以て事に從ふのみ。』孫卿子曰く、『女の知る所に非ず。女の所謂便なる者は、（二二七）便ならざるの便なり、吾が所謂仁義なる者は、（二二八）大に便なるの便なり。彼の仁義なる者は、政を脩むる所以の者なり、政脩まれば則ち民其上に親しみ、其君を樂んで、之が爲めに死するを輕んず。故に曰く、凡べて君に在り、將率は末事なりと。秦四世、勝あり、（二二九）諰諰然として、常に天下の（二三〇）一合して己を軋らんことを恐る、此れ所謂末世の兵なり、未だ本統あらざるなり。故に湯の桀を放つや、其の之を鳴條に逐へるの時に非ざる也。武王の紂を誅するや、（二三一）甲子の朝を以てして而る後之に勝てるに非ざる也。皆（二三二）前より行ひ素より脩めたるなり。此れ所謂仁義の兵なり。今汝、之を本に求めずして之を末に索む、此れ世の亂るる所以なり。』

禮なる者は、（二三三）治辨の極なり、（二三四）彊國の本なり、威行の道なり、功名の（二三五）總なり、王公（二三六）之に

【二二四】遠邇は遠近なり。
【二二五】曹風鳲鳩の篇。
【二二六】便は便宜なり。
【二二七】便に似たれども便に非ず。
【二二八】至極の便なるをいふ。
【二二九】諰諰然は懼るゝ貌。
【二三〇】一合は合して一となる也。軋は陵轢なり。
【二三一】甲子は紂の滅びし日。
【二三二】放伐以前、平素、仁義の政を脩め行ひたる也。
【二三三】辨も亦治まる也。
【二三四】彊國は史記に彊固に作る、是なるに似たり。
【二三五】總は總合なり、歸する所なり。
【二三六】之は禮をさす。

(二一)詩に曰く、「西よりし東よりし、南よりし北よりし、思ふとして服せざる無し」と。此を謂ふ也。

(二二)王者は誅あつて戰無く、城の守れるを攻めず、兵の(二三)格するを撃たず、(敵ノ)上下相喜べば則ち之を慶す。城を屠らず、軍を(二四)潛めず、(二五)衆を留めず、(二六)師、時を越えず、故に(二七)亂者は其政を樂しみ、其上に安んぜず、(二八)其の至らんことを欲す。』臨武君曰く、『善し。』

(二九)陳囂、孫卿子に問うて曰く、『先生、兵を議するに、常に仁義を以て本と爲す。仁者は人を愛し、義者は理に循ふ。然らば則ち又何ぞ兵を以て爲さんや。凡そ兵あるを爲す所のものは、爭奪の爲めなり。』孫卿子曰く、『汝の知る所に非ず。彼の仁者は人を愛す。人を愛するが故に、人の之を害するを惡む。義者は理に循ふ。理に循ふが故に、人の之を亂るを惡む。彼の兵なる者は、暴を禁じ害を除く所以也、爭奪に非ざる也。故に仁人の兵は、(三〇)存する所は神、(三一)過ぐる所は化す、(三二)時雨の降るが若く、說喜せざるは莫し。是を以て堯は驩兜を伐ち、舜は有苗を伐ち、禹は共工を伐ち、湯は有夏を伐ち、文王は崇を伐ち、武王は紂を伐つ、此四帝兩王は、皆仁義の兵を以て天下に行りしなり。故に近き者は其善に親しみ、遠方は其德を慕ひ、(三三)兵、刃に血ぬら

【二一】大雅文王有聲の篇。
【二二】其君を誅して民を弔す。
【二三】格は抵抗なり。
【二四】潛は潛かに襲ふ也。
【二五】久しく外に暴露せず。
【二六】軍旅久しきに渉らざるなり、軍は三月を期とす。
【二七】亂者は亂國の民なり。其政とは王者の政なり。其上とは亂國の君をいふ。
【二八】其とは、王師をいふ。
【二九】陳囂は荀子の弟子。
【三〇】存止する所、人之を畏ること神の如し。
【三一】過ぎ往く所の國、從ひ化せざる無し。
【三二】時雨は時に應じて來る雨。
【三三】兵は兵器。

敬して壙くする無し、夫れ是を之れ五無壙と謂ふ。此六術五權三至を愼み行ひて、之に處するに恭敬無壙を以てす、夫れ是を之れ（九六）天下の將と謂ひ、則ち神明に通ず。』臨武君曰く、『善し、王者の軍制を請ひ問ふ。』孫卿子曰く、『（九七）將は鼓に死し、馭は轡に死し、百吏は職に死し、士大夫は行列に死す。鼓聲を聞いて進み、金聲を聞いて退く。命に順ふを上と爲し、有功は之に次ぐ。令、進むならざるに進むは、猶ほ令、退くならざるに退くがごとし、（九八）其罪惟れ均し。老弱を殺さず、禾稼を（九九）獵せず、服する者を禽にせず、（一〇〇）格する者を赦さず、（一〇一）犇命する者を獲へず。凡そ誅は其百姓を誅するに非ざる也、其の百姓を亂る者を誅する也。百姓、其賊を（一〇二）捍ぐあれば則ち是れ亦賊なり。故を以て刃に順ふ者は生き、刃に（一〇三）蘇ふ者は死し、犇命する者は（一〇四）貢す。（一〇五）微子開は宋に封せられ、（一〇六）曹觸龍は軍に斷せられ、殷の（一〇七）服民は、之を養生する所以の者、周人に異る無し。故に近き者は（一〇八）謌謳して之を樂しみ、遠き者は（一〇九）竭蹷して之に趨く。幽間辟陋の國と無く、趨使して之に安樂せざるは莫く、四海の內、一家の若く、通達の屬、從服せざるは莫し。夫れ是を之れ（一一〇）人師と謂ふ。

【九六】天下の將とは、天下及ぶもの無き將なり。
【九七】死に至るまで命令を下すを已めず。
【九八】均しく命に順はざるなり。
【九九】獵は蹴なり、踐むなり。
【一〇〇】格は格鬪なり。
【一〇一】犇命する者は戰はずして來り降る者。
【一〇二】捍は捍蔽なり。かくまふ也。
【一〇三】蘇は偝なり、向ふ也。
【一〇四】貢は上將に獻ずるなり。
【一〇五】殷紂王の庶兄。是れ刃に順ふ者なり。
【一〇六】夏桀王の臣。是れ刃に逆ふ者也。
【一〇七】服民は周に服せる民。
【一〇八】謌は歌なり。
【一〇九】竭蹷は顚仆なり。
【一一〇】師は長の義。

受けざる所以の者三あり、(八二)殺すべけれども不完に處らしむ可からず、殺す可けれども勝たざるを撃たしむ可からず、殺す可けれども(八三)百姓を欺かしむ可からず。夫れ是を之れ(八四)三至と謂ふ。凡そ命を主に受けて三軍を行る、三軍既に定まり、百官序を得、群物皆正しければ、則ち(八五)主も喜ばすこと能はず、敵も怒らすこと能はず、夫れ是を之れ(八六)至臣と謂ふ。(八七)慮は必ず事に先ち、而して(八八)之に申ぬるに敬を以てし、終を愼むこと始の如く、終始一の如し、夫れ是を之れ(八九)大吉と謂ふ。凡そ百事の成るや、必ず之を敬するに在り、其敗るるや必ず之を慢るに在り、故に敬、怠に勝てば則ち吉、怠、敬に勝てば則ち滅ぶ、計、欲に勝てば則ち(九〇)從、欲、計に勝てば則ち凶、(九一)戰ふに守るが如くし、(九二)行くに戰ふが如くし、(九三)功あるも幸の如くす。(九四)謀を敬して壙くする無く、事を敬して壙くする無く、吏を敬して壙くする無く、衆を敬して壙くする無く、(九五)敵を

【八二】君主の權を以てすれば將帥を殺すことを得可けれども、無理に將帥をして不完の地に居らしむ可からず。不完は守固からざる也。呂氏春秋に云はく、之を殺し之を免じ、其家を殘ふことは、王能く此を臣に得れども、以て戰ふ可からざるに戰はしめ、以て戰ふ可きに戰はざらしむるは、王、此を臣に得ること能はずと。亦此意なり。

【八三】百姓を欺くとは、令を出して信ならざる也。

【八四】至とは一に守りて變ぜざるをいふ。

【八五】必ず節度に因るを云ふ。

【八六】至臣は上臣といふが如し。

【八七】事に先だち謀慮すれば後に悔なし。

【八八】常に戒懼して備ある也。

【八九】大吉とは、必ず覆敗の禍無きをいふ。

【九〇】從は事、順なる也。

【九一】妄動妄擧せず。

【九二】行は行軍なり。警備嚴なるを云ふ。

【九三】幸は僥倖なり。敢て驕らざる也。

【九四】須臾も敬せざるなきを云ふ。

【九五】敵を敬すは、敵を侮らざる也。

だ盜兵たるを免れず。齊桓、晉文、楚莊、吳の闔閭、越の句踐は、是れ皆和齊の兵也、(七二)其域に入ると謂ふべし、然も未だ(七三)本統あらざる也、故に以て霸たる可くして、以て王たる可からず、是れ彊弱の效なり。』孝成王・臨武君曰く、『善し。將たるを請ひ問ふ。』孫卿子曰く、『知は疑を棄つるよりも大なるは莫く、行は過無きよりも大なるは莫く、事は悔無きよりも大なるは莫し。事は悔無きに至つて止まる。(七四)成るは必す可からざる也。故に制號政令は、嚴にして以て威あらんことを欲し、慶賞刑罰は、必にして以て信ならんことを欲し、(七五)處舍收藏は、周にして以て固ならんことを欲し、徙擧進退は、安にして以て重ならんことを欲し、疾にして以て速ならんことを欲し、敵を窺ひ變を觀るは、潛にして以て深からんことを欲し、(七六)伍して以て參せんことを欲し、敵に遇ひて戰を決するは、必ず吾が明にする所に道り、吾が疑ふ所に道る無し、夫れ是を之れ六術と謂ふ。將ふを欲して廢むるを惡むこと無かれ、(七七)勝に急にして敗を忘るること無かれ、(七八)內を威して外を輕んずること無かれ、(七九)其利を見て其害を顧みざると無かれ、凡そ事を慮るには(八〇)熟ならんことを欲して、財を用ふるには(八一)泰ならんことを欲す、夫れ是を之れ五權と謂ふ。命を主に

【七二】其域とは、王兵の域をいふ。
【七三】本統は仁義をいふ。
【七四】成ると成らざるとは豫め期すべからず、但此の備ふること完く、以て悔なきを要す。
【七五】處舍は營壘。收藏は財物。周は周密なり。
【七六】同異を比して之を驗知するをいふ。
【七七】勝たんとするよりも寧ろ敗に備へよ。
【七八】內を威せば士卒服せず、外を輕ずれば備を怠る。
【七九】利のみを見て害を見ざれば則ち敵を侮り戰を輕んず。
【八〇】熟は精審なり。
【八一】泰は吝嗇ならざるを云ふ。

制に安んじ節を綦むるの理あらざるなり。諸侯、能く之を微妙にするに節を以てするあらば、則ち作つて之を兼ね殆くせん耳。故に（五九）招延募選し、勢詐を隆び功利を尚ぶは、（六〇）是れ之を漸にするなり。禮法教化は是れ（六一）之を齊しくするなり。故に詐を以て詐に遇へば（六二）猶ほ巧拙あり、詐を以て（六三）齊に遇へば、之を譬ふれば猶ほ錐刀を以て太山を墮たんとするがごとし、天下の愚人に非ずんば、敢て試むる莫からん。故に王者の兵は（六四）試みず、湯武の桀紂を誅するや、（六五）拱挹指麾して、彊暴の國、趨使せざるは莫く、桀紂を誅すること、（六六）獨夫を誅するが若かりき。故に泰誓に曰く、「獨夫の紂」と。此を謂ふなり。故に兵大に齊しければ則ち天下を制し、少しく齊しければ則ち鄰敵を治む。夫の招延募選し、勢詐を隆び功利を尚ぶの兵の若きは、則ち勝不勝常無し、（六七）代翕代張、代存代亡（六八）雌雄を相爲すのみ、夫れ是を盗兵と謂ふ。君子は由らざるなり。故に齊の田單、楚の莊蹻、秦の衞鞅、燕の繆蟣は、是れ皆世俗の所謂善く兵を用ふる者なり。是れ其巧拙彊弱は則ち未だ以て相若くあらず、其道の若きは（六九）一なり、未だ（七〇）和齊に及ばず。（七一）掎契司詐、權謀傾覆、未

【五九】招延募選は兵卒を徵募する也。
【六〇】民の心を險詐に進ましむるを言ふ。
【六一】其心を服し之を齊一にするなり。
【六二】或は勝ち或は敗る。
【六三】齊は齊一なり。
【六四】試みずとは、一擧にして定むるをいふ。
【六五】拱は拱手なり。挹は揖なり。
【六六】權勢なき匹夫。
【六七】或は歛まり、或は張り、或は存し、或は亡ぶ。
【六八】强弱勝敗定まらず。
【六九】皆變詐に由る。
【七〇】和齊は、人心の統一なり。
【七一】掎契は手足をひく也。司詐は伺詐なり、欺詐の意。

復し、其(四一)田宅を利す、是れ數年にして(四二)衰ふるも、未だ(其復ト利トチ)奪ふ可からず、(四三)改造するも則ち周くし易からず。是の故に、地大なりと雖も、其税必ず寡し。是れ危國の兵なり。秦人は其の民を生ずるや(四四)陜阸、其の民を使ふや酷烈、之を(四五)劫すに勢を以てし、之を(四六)隱するに阸を以てし、之を忸らすに慶賞を以てし、之に(四七)鰌るに刑罰を以てし、天下の民をして、利を上に要する所以のもの、(四八)鬬にあらざれば由る無からしむ。(四九)阸して之を用ひ、(勝チ)得て後之を功とす。功賞相長とし、(五〇)五甲首にして五家を隷す。是れ最も衆彊長久たり。地の以て(五一)正するもの多し。故に(五二)四世、勝あるは、(五三)幸に非ず、數なり。故に齊の技擊は、以て魏氏の武卒に(五四)遇ふ可からず、魏氏の武卒は、以て秦の鋭士に遇ふ可からず、秦の鋭士は以て(五五)桓文の節制に當る可からず、桓文の節制は以て湯武の仁義に敵す可からず、之に遇ふあらば、(五六)焦熬を以て石に投ずるが若けん。是の(五七)數國の者を兼ねて、皆賞を干め利を蹈むの兵也、傭徒(五八)鬻賣の道也、未だ上を貴び

【四一】征税せず。
【四二】衰は筋力衰ふる也。
【四三】改造は、更に選擇するなり。
【四四】生養の道薄きを云ふ。
【四五】威務を以て之を劫迫して、出で戰はしむ。
【四六】狹隘の法を以て之を隱括す。
【四七】鰌は迫る也。
【四八】鬬に非ざれば利を上より得るに由なし。
【四九】阸は迫り窮むる也。
【五〇】甲首五人を獲たるときは、五家の長たらしむる也。
【五一】正は征なり。
【五二】孝、惠、武、昭の四公。
【五三】幸は僥倖なり。
【五四】敵するに足らず。
【五五】齊桓公、晉文公、倶に覇者。
【五六】焦熬は、いりたる物。脆以て堅に敵すべからざるを言ふ。
【五七】齊魏秦等。
【五八】鬻賣は、ひさぎ賣る也。

民を愛せざる者は弱し。政令信なる者は彊く、政令信ならざる者は弱し。民齊しき者は彊く、民齊しからざる者は弱し。賞重き者は彊く、賞輕き者は弱し。刑威ある者は彊く、刑侮らるる者は弱し。械用兵革の（二六）攻完便利なる者は彊く、械用兵革の窳楛不便利なる者は弱し。（二七）兵を用ふるを重んずる者は彊く、兵を用ふるを輕んずる者は弱し。權、一に出る者は彊く、權、二に出る者は弱し。是れ彊弱の常なり。齊人は（二八）技撃を隆ぶ、其技や一首を得る者は（二九）錙金を賜ひ贖うて、（三〇）本賞無し。是れ事小に敵（三一）毳ければ則ち偸に用ふ可きも、事大に敵堅ければ則ち（三二）渙焉として離れんのみ。飛鳥の若く然り、（三三）傾側反覆すること日なけん。是れ亡國の兵也。兵是よりも弱きは莫し。是れ其の（三四）市傭を賃して之を戰はしむるを去ること幾ばくぞ。（三五）魏氏の武卒は度を以て之を取る、（三六）三屬の甲を衣、十二石の弩を操り、（三七）服矢五十箇を負ひて、戈を其上に置き、（三八）軸を冠し劍を帶び、三日の粮を贏らし、（三九）日中にして趨ること百里ならしめ、（以テ其武勇ヲ試ミ）試に中れば、（四〇）其戶を

【二六】攻は工なり。堅固なり。
【二七】兵を用ふるを重んずとは、容易に兵を用ひざるをいふ。
【二八】技撃は勇力を以て敵を撃斬するを云ふ。
【二九】錙金は、金八兩、八兩を以て、一首を贖うて、賞に充つ。
【三〇】本賞は戰勝の賞。
【三一】毳は脆なり、弱き也。
【三二】渙焉は離るる貌、以上技撃を尙ぶの兵は以て小敵を撃つべく、大敵を破るに足らざるを說く。
【三三】烏合の兵は離合反覆常なし。
【三四】市傭は日雇人夫。
【三五】其武勇を試み度に中るものを取る。
【三六】三屬の甲は、上身一、髀褌一、脛繳一。
【三七】服は箙なり。
【三八】軸は冑なり。
【三九】日中は一日の中なり。
【四〇】徭役せず。

するは、則ち灼黥の若く、仇讎の若し。人の情、桀跖と雖も、豈に又肯て其の惡む所の爲めに、其の好む所の者を賊はんや。是れ猶ほ人の子孫をして自ら其父母を賊はしむるがごとし。彼、必ず將に之を(其父母ニ)來り告げんとす。夫れ又何ぞ（一八）詐る可けんや。故に仁人の・國を用ふるは、日に（一九）明に、諸侯の先づ順ふ者は安く、後に順ふ者は危く、之に敵するを慮る者は(土地)削られ、之に反する者は亡ぶ。（二〇）詩に曰く、「武王・發を載せ、有た虔んで鉞を秉る。火の烈烈たるが如く、則ち我を敢て遏むる莫し」と。此を謂ふなり。』

孝成王・臨武君曰く、『善し。請ひ問ふ、王者の兵、何の道何の行を設けてか可なる。』孫卿子曰く、『凡べて（二一）大王に在り、（二二）將率は末事なり。臣請ふ遂に王者諸侯の彊弱存亡の效・安危の勢を道はん。君賢なれば其國治まり、君不能なれば其國亂る。禮を隆び義を貴べば其國治まり、禮を簡にし義を賤しめば其國亂る。治まれば彊く、亂るれば弱し、是れ彊弱の本なり。上、仰ぐに足れば則ち（二三）下、用ふ可く、上、仰ぐに足らざれば則ち下、用ふ可からず。下用ふ可ければ則ち彊く、用ふ可からざれば則ち弱し、是れ彊弱の常なり。禮を隆びて功を效すは上なり、祿を重くして（二四）節を貴ぶは次なり、功を上びて節を賤しむは下なり。是れ彊弱の（二五）凡なり。士を好む者は彊く、士を好まざる者は弱し。民を愛する者は彊く、

【一八】詐は、詐り襲ふ也。
【一九】明は盛なり。
【二〇】詩は殷頌なり。武王は殷の湯王なり。發は旂なり。鉞は、まさかり。此詩は、仁人の兵の熾なるを言ふ也。
【二一】大王は孝成王を斥す。王の自ら務むるにあり。
【二二】王道を本とすべきをいふ。率は帥なり。
【二三】民、君に服するなり。
【二四】節は忠義なり。
【二五】凡は、おほよそ也、大略なり。

して離德ある者なり。故に桀を以て桀を詐らば、猶ほ巧拙、(九)幸あらん。桀を以て堯を詐るは、之を譬ふれば、卵を以て石に投じ、指を以て(一〇)沸を撓すが若く、水火に赴くが若く、焉に入れば(一一)焦沒せん耳。故に仁人の上下は、百將心を一にし、三軍力を同じくす。臣の君に於けるや、下の上に於けるや、子の父に事へ弟の兄に事ふるが若く、手臂の頭目を扞ぎて胸腹を覆ふが若し。詐つて之を襲ふも、(一二)先づ驚かして而も後之を擊つと一なり。且つ仁人の十里の國を用ふるは、則ち(一三)將に百里の聽あらんとし、百里の國を用ふるは、則ち將に千里の聽あらんとし、千里の國を用ふるは、則ち將に四海の聽あらんとす。必ず將に聰明警戒し、(一四)和傳して一たらんとす。故に仁人の兵は、聚まれば則ち卒を成し、散ずれば則ち列を成す、延ぶれば則ち莫耶の長刀の若く、之に嬰る者は斷たれ、銳ければ則ち莫耶の利鋒の若く、之に當る者は潰ゆ、圜居して(一五)方止すれば則ち磐石の若く然り、之に觸るる者は(一六)角摧す、案に(一七)鹿埵隴種東籠として退かんのみ。且つ夫れ暴國の君將た誰と與に至らんや。彼の其の與に至る所の者は必ず其民なり、而して其民の我を親しむや、歡ぶこと父母の若く、其の我を好むや、芬しきこと椒蘭の若く、彼、其上を反顧

【九】幸は僥倖なり。詐の巧拙によりて以て、其勝を僥倖すべきをいふ。
【一〇】沸は、にえゆ也。
【一一】焦は、火に燒かるゝ也。沒は水に溺沒する也。
【一二】先づ之を知らしめて而る後之を擊つ。
【一三】民親附して其耳目となる故に其聽くこと遠し。
【一四】傳は附なり。
【一五】方止は不動の時。
【一六】角摧は、つのがくだけとれる也。
【一七】鹿埵は木實の垂下するが如き貌、隴種は龍鍾に同じ、沮喪の貌。東籠は凍瀧に同じ、沾溼の貌。以上は摧敗披靡して敗走するを云ふ。

議兵篇（一）

（二）臨武君、孫卿子と與に、兵を趙の孝王の前に議す。王曰く、『兵の（三）要を請ひ問ふ。』臨武君對へて曰く、『上は天の時を得、下は地の利を得、敵の變動を觀、之に後れて發し、之に先だちて至る、此れ兵を用ふるの要術なり。』孫卿子曰く、『然らず、臣が聞く所の古の道は、凡そ用兵攻戰の本は、民を壹にするに在り。弓矢調はざれば、則ち羿も以て微に中つること能はず、六馬和せざれば、則ち造父も以て遠きを致すこと能はず、士民親附せざれば、則ち湯武も以て必ず勝つこと能はざる也。故に善く民を（四）附くる者は、是れ乃ち善く兵を用ふる者なり。故に兵の要は、善く民を附くるに在るのみ。』臨武君曰く、『然らず、兵の貴ぶ所は（五）勢利なり、行ふ所は變詐なり。善く兵を用ふる者は、（六）感忽悠闇、其の從つて出づる所を知る莫し、孫吳之を用ひて天下に敵無し、豈に必ずしも民を附くるを待たんや。』孫卿子曰く、『然らず、臣の道ふ所は仁人の兵、王者の志なり。君の貴ぶ所は權謀勢利なり、行ふ所、攻奪變詐なり、諸侯の事也。仁人の兵は詐る可からず。彼の詐る可きは怠慢なる者なり、（七）路亶なる者なり、君臣上下の間（八）滑然と

【一】兵を用ふるの本は、民を親附せしむるにあるを論ず。
【二】楚の將、姓を知らず。
【三】要は要領。
【四】附は親附なり。
【五】勢利は勢に乘じ利を爭ふをいふ。
【六】感忽は惚怳と同じ。悠闇は遠夜分辨せざる貌。ともに倏忽の間を云ふ。
【七】路は羸、亶は殫、疲れなやむ。
【八】滑然は亂るる貌。

師術四ありて（三〇）博習は與からず。尊嚴にして憚からるるは、以て師と爲す可し、（三一）耆艾にして信ぜらるるは、以て師と爲す可し、（三二）誦說して陵がず犯さざるは、以て師と爲すべし、微を知つて論ずるは、以て師と爲すべし、故に師術四あつて、博習は與からず。水深ければ則ち（三三）回り、樹落つれば則ち本を（三四）糞す、弟子通利すれば則ち師を思ふ。（三五）詩に曰く、『言として讎いざる無く、德として報いざる無し』と。此を謂ふ也。

賞は僭を欲せず、刑は濫を欲せず、賞僭なれば則ち利小人に及び、刑濫なれば則ち害君子に及ぶ。若し不幸にして過たば、寧ろ僭なるも濫なるなかれ、（三六）其善を害せんよりは淫を利せんに若かず。

【三〇】博習は博く習ふ也。博習は師たるに足らず。
【三一】耆艾は長老なり。五十歲を艾と云ひ、六十歲を耆と云。
【三二】經を誦し講說するに、師說を守りて、敢て異說を立てざる也。
【三三】回は旋流なり。
【三四】糞は、こやす也。
【三五】大雅抑の篇。
【三六】其善を害するは、濫なるをいふ。淫を利するは、僭なるをいふ。

ならざれば、其樹を振ふと雖も益無し。今、人主、能く其德を明にするあらば、則ち天下の之に歸すること、蟬の明火に歸するが若けん。

事に臨み民に接するに、義を以て變應し、寬裕にして、多く容れ、恭敬以て之に先んずるは、政の始めなり、然る後、中和察斷、以て之を輔くるは、政の(一九)隆なり、然る後之を進退誅賞するは政の終なり。故に一年(二〇)之と始め、三年之と終る。(二一)其終りを用て始めと爲さば、則ち政令行はれずして上下怨疾せん、亂、自ら作る所以なり。(二二)書に曰く、『義刑義殺を、庸て以て(二三)卽する勿れ、(二四)汝惟だ「未だ順事あらず」と曰へ』と、敎を先にするを言ふなり。

(二五)程は物の準なり、禮は(二六)節の準なり。程以て數を立て、禮以て倫を定め、德以て位を敘し、能以て官を授く。凡そ節奏は(二七)陵を欲して(二八)生民は寬を欲す。節奏、陵なれば(二九)文に、生民、寬なれば安し。上文に下安きは功名の極也、以て加ふ可からず。君は國の隆なり、父は家の隆なり。隆、一なれば治まり、二なれば亂る。古より今に及ぶまで、未だ二隆重きを爭ひて、能く長久なる者はあらず。

(一九) 隆は極なり、標準なり。
(二〇) 之は、民をさす。
(二一) 賞罰を先にして德化を後にす。
(二二) 書は康誥なり。
(二三) 卽は卽行なり。急ぎて直に行ふ也。
(二四) 民の法を犯すを以て先づ自ら責む。
(二五) 程は度量の總名。準は標準なり。
(二六) 節は君臣の差等をいふ。
(二七) 陵は稜なり、嚴峻の義。
(二八) 生民は民を生養する也。
(二九) 文は文飾なり。

ず』と。此を謂ふ也。川淵なる者は魚龍の居也、山林なる者は鳥獸の居也、國家なる者は士民の居也。川淵枯るれば則ち魚龍之を去り、山林險なれば則ち鳥獸之を去り、國家 政を失へば則ち士民之を去る。土無ければ則ち人、居に安んぜず、人無ければ則ち土、守られず、道法無ければ則ち人至らず、君子無ければ則ち道擧がらず。故に土と人と、道と法とは、國家の（二二）本作なり、君子は道法の（二三）摠要なり、少頃くも曠しくす可からず。之を得れば則ち治まり、之を失へば則ち亂れ、之を得れば則ち安く、之を失へば則ち危く、之を得れば則ち存し、之を失へば則ち亡ぶ。故に良法ありて亂るる者は之れあり、君子ありて亂るる者は、古より今に及ぶまで未だ嘗て聞かざるなり。傳に曰く、『治は君子に生じ、亂は小人に生ず』と。此を謂ふ也。

（二四）衆を得れば天を動かし、（二五）美意は年を延べ、誠信は神の如く、（二六）夸誕は魂を逐ふ。

人主の患は、賢を用ふるを言はざるに在らずして、（二七）誠に必ず賢を用ひざるに在り。夫れ賢を用ふるを言ふ者は口なり、賢を卻くる者は行なり、口と行と相反して、賢者の至り不肖者の退くことを欲するも、亦難からずや。夫れ（二八）蟬を耀す者は、務、其火を明にして其樹を振ふに在るのみ、火、明

【二二】本作は本務なり。
【二三】摠要は綱紀なり。
【二四】衆人の意を得れば、以て天心を感動す可し。
【二五】美意は樂意なり。憂患無きときは、壽を延ぶ。
【二六】僞をなせば精神疲勞す。
【二七】賢を用ふること誠必ならざるに在り。
【二八】蟬を照らして之を捕ふ。

(一)致士篇

(二)聽を衡にして、幽を顯はし、明を重ね、姦を退け、良を進むるの術は、朋黨比周の譽むるは君子は聽かず、(三)殘賊加累の譖るは君子は用ひず、(四)隱忌雍蔽の人は君子は近づけず、貨財禽犢の(五)請は君子は許さず。凡そ(六)流言、流說、流事、流謀、流譽、流愬、(七)官ならずして衡至する者は、君子之を愼む。聞聽して之を(八)明詧し、其當を定めて當り、(九)然る後其刑賞を士ひて之を還與す。是の如ければ則ち姦言、姦說、姦事、姦謀、姦譽、姦愬、之を試むる莫く、忠言、忠說、忠事、忠謀、忠譽、忠愬、明通(一〇)方起して以て盡すを尙はざる莫し。夫れ是を聽を衡にして、幽を顯はし、明を重ね、姦を退け、良を進むるの術と謂ふ。

川淵深くして魚鼈之に歸し、山林茂りて禽獸之に歸し、刑政平にして百姓之に歸し、禮義備はりて君子之に歸す。故に禮、身に及びて行脩まり、義、國に及びて政明に、能く禮を以て挾くして、貴名白に、天下願ひ、令行はれ禁止み、王者の事畢る。(一一)詩に曰く、『此中國を惠み、以て四方を綏

【一】士を致し賢良を用ふる所以の術を述ぶ。
【二】聽を衡にすとは、偏り聽かざるをいふ。
【三】殘賊は人を賊害するを謂ふ、加累は罪惡を以て加累し人を誣ふるを云ふ。
【四】隱は蔽ふ也、忌は賢を妬む也。雍は壅なり、塞ぐ也。
【五】請は賄賂請謁。
【六】流は、據り所無き也。愬は訴なり、そしりをいふ。
【七】其官に由らずして他より至るなり。衡は橫なり。
【八】詧は察なり。
【九】賞に當るものは之を賞し、罰に當るものは之を罰す。士は事なり。
【一〇】方起は、ならび起る也。
【一一】大雅民勞の篇。中國は京師なり。四方は諸夏なり。惠、四方に施及するをいふ。

ず、偸合苟容して、(五四)狂生を迷亂す、夫れ是を禍亂に從聲すと謂ふ、飛廉・惡來是れなり。傳に(五五)曰く、『斬つて齊しく、枉げて順に、不同にして壹なり』と。(五六)詩に曰く、『小球大球を受けて、下國の綴旒と爲る』と。此を謂ふ也。

【五四】狂生は、暴主虐君をいふ。

【五五】初め乖戻なるが如くにして終に順に歸するを云ふ。

【五六】商頌長發の篇。小球大球は、小大諸侯の贄とする所の玉。小は尺二寸の圭、大は三尺の珽。綴旒は表章、詩の意は殷の湯王、諸侯を會同し、下國のものども之を瞻仰するを云ふ。

をば則ち貴びて之を敬し、不肖者をば則ち畏れて之を敬す、賢者をば則ち親みて之を敬し、不肖者をば則ち疎んじて之を敬す。其敬は一なれども其情は二なり。若し夫れ忠信端愨にして害傷せざれば、則ち接するとして(四五)然らざるは無し、是れ仁人の(四六)質なり。忠信以て質と爲し、端愨以て統と爲し、禮義以て文と爲し、(四七)倫類以て理と爲す、(四八)喘にして言ひ、臑にして動くも、一に以て法則と爲す可し。(四九)詩に曰く、『僭せず賊せざれば、則と爲らざる鮮し』と、此を謂ふ也。恭敬は禮なり、(五〇)調和は樂なり、謹愼は利なり、鬪怒は害なり。故に君子は禮樂に安んじ、謹愼を利として、鬪怒無し、是を以て百擧して過たず、小人は是に反す。

忠を通じて順に、險を權りて平に、禍亂に(五一)從聲す、三つの者は、明主に非ざれば之を能く知る莫きなり。爭うて然る後善く、(五二)戾りて然る後功、死を出して私無く、忠を致して公、夫れ是を・忠を通じて順なりと謂ふ、信陵君之に似たり。奪うて然る後義、殺して然る後仁、上下位を易へて然る後貞、功、天地に參し、澤、生民に被る、夫れ是を險を・權りて平なりと謂ふ、湯武是れなり。(五三)過つて情を同じくし、和して經無く、是非を卹みず、曲直を論ぜ

【四五】然は可なり。

【四六】質は本質なり。統は綱紀なり。文は文飾なり。

【四七】倫は人倫。類は物の種類なり。近きを以て遠きを推し、以て條理を爲す。

【四八】喘にして言ふは微言するなり。臑にして動くは微動する也。

【四九】大雅抑の篇。僭せずは、分に過ぎざるなり、賊せずは爭はざるなり。

【五〇】調和は、爭ひ競はざるなり。

【五一】從聲は、聲に應じて從ふ也。

【五二】戾は、君に逆ふを云ふ。

【五三】君、過あるも、雷同し附和して、常守無し。

敬なる者なり。敬にして不順なる者は不忠なる者なり。忠にして不順なる者は無功なる者なり。功あつて不順なる者は無德なる者なり。故に無德の道たるや、疾を傷ひ、功を墮し、敬を滅す、故に君子は爲さざるなり。

大忠なる者あり、次忠なる者あり、下忠なる者あり、國賊なる者あり。德を以て君を(四二)復ひて之を化するは大忠なり。德を以て君を調へて之を補ふは次忠なり。是を以て非を諫めて之を怒らすは下忠なり。君の榮辱を卹みず、國の臧否を卹みず、偸合苟容して以て祿を持し交を養ふのみなるは國賊なり。周公の成王に於けるが若きは、大忠と謂ふ可し。管仲の桓公に於けるが若きは、次忠と謂ふ可し、子胥の夫差に於けるが若きは、下忠と謂ふ可し。曹觸龍の紂に於けるが若きは國賊と謂ふ可し。

仁者は必ず人を敬す。凡そ人、賢に非ざれば則ち不肖也、人賢にして而も(我之)(チ)敬せざるは則ち是れ禽獸なり、人不肖にして而も(我之)(チ)敬せざるは則ち是れ(四三)虎に狎るるなり。禽獸は則ち亂れ、虎に狎るれば則ち危く、災、其身に及ぶ。(四四)詩に曰く、『敢て暴虎せず、敢て馮河せず、人其一を知つて、其佗を知るなし、戰戰兢兢として、深淵に臨むが如く、薄氷を履むが如し』と。此を謂ふ也。故に仁者は必ず人を敬す、人を敬するに道あり、賢者

【四二】復は覆ふ也。おほひ助くる也。之は君をさす。化は化易する也。
【四三】必ず害せらるべし。
【四四】小雅小旻の篇。暴虎は虎を手打ちにする也。馮河は河を徒渉するなり。人、暴虎馮河の害を知れども、小人の害の更に甚しきを知らず。戰戰云々の三句は戒懼謹愼するをいふ也。

(三一)詩に曰く、『國に大命あり、以て人に告ぐべからず、其躬身を防がん』と。此を謂ふ也。

恭敬にして遜、聽從して敏、敢て以て私に決擇するあらず、敢て以て私に取與するあらず、上に順ふを以て志と爲す、是れ聖君に事ふるの義なり。忠信にして諛はず、諫爭して諂はず、(三二)撟然として(三三)剛折端志にして、傾側の心無く、是を案に是と曰ひ、非を案に非と曰ふ、是れ中君に事ふるの義なり。(三四)調すれども流れず、柔なれども屈せず、寛容なれども亂れず、曉すに至道を以てすれども調和せざる無くして、能く(三五)化易し、時に之を(三六)開內す、暴君に事ふるの義なり。(暴君ニ事フルハ)(三七)樸馬を馭するが若く、赤子を養ふが若く、餧人に食はすが若し、故に其懼に因つて其過を改め、其憂に因つて(三八)其故を辨じ、其喜に因つて其道に入れ、其怒に因つて其怨を除けば、謂ふ所を(三九)曲得す。(四〇)書に曰く、『命に從ひて拂はず、微諫して倦まず、上となれば則ち明、下となれば則ち遜』と。此を謂ふ也。

人に事へて不順なる者は(四一)不疾なる者なり。疾にして不順なる者は不

【三一】逸詩なり。天大命を降して將に此國を亡ぼさんとす、此を以て人に告ぐれば則ち罪將に其身に及ばんとす、宜しく其口を緘して以て身の害を防ぐべし。
【三二】撟然は強き貌、禮記に「和にして流れず、強なるかな撟たり」となり。
【三三】剛折は剛直面折。端志は、端正なる意志。
【三四】調は諧和也。流は流蕩也。
【三五】化易は其暴戾の性を化するを云ふ。
【三六】開內、內は納と同じ、善言を以て君の心中を開き通ず。
【三七】樸馬は未だ調習せざる馬。餧人は、うゑたる人。共に其の徐緩にすべきを言ふ。
【三八】其故は憂を致すの故也。
【三九】曲得は、つぶさに得る也。
【四〇】書は逸書なり。
【四一】不疾は怠慢なり。疾は疾速なり。

て國の危を安んじ、君の辱を除き、(二〇)功伐以て國の大利を成すに足ることある、之を(二一)拂と謂ふ。故に諫爭輔拂の人は、社稷の臣なり、國君の寶なり、明君の尊厚する所なり。而も闇主は惑ひて以て己が賊と爲す。故に明君の賞する所は闇君の罰する所也、闇君の賞する所は明君の殺す所也。伊尹・箕子は諫と謂ふ可し、比干・子胥は爭と謂ふ可し、平原君の趙に於けるや輔と謂ふ可し、信陵君の魏に於けるや拂と謂ふ可し。傳に曰く、『道に從ひて君に從はず』と。此を謂ふ也。故に正義の臣(二二)設なれば則ち朝廷頗らず、諫爭輔拂の人(二三)信ぶれば則ち君の過(二四)遠からず、(二五)爪牙の士施ひらるれば則ち仇讎作らず、邊境の臣(二六)處かるれば則ち疆垂喪はず。故に明主は(二七)同を好みて、闇主は獨を好み、明主は賢を尙び能を使ひて(二八)其盛を饗け、闇主は賢を妬み能を畏れて其功を滅ぼす。其忠を罰し其賊を賞す。夫れ是を至闇と謂ふ。桀紂の滅ぶる所以なり。

聖君に事ふる者は(二九)聽從あつて諫爭無く、中君に事ふる者は諫爭あつて諂諛無く、暴君に事ふる者は(三〇)補削あつて撟拂無し。亂時に迫脅せられ、暴國に窮居して、之を避くる所無ければ、則ち其美を崇び、其善を揚げ、其惡を違け、其敗を隱し、其の長ずる所を言ひ、其の短なる所を稱せず、以つて成俗を爲す。

【二〇】功伐は功績なり。
【二一】拂は弼なり。
【二二】設は列位に置くをいふ。
【二三】信は伸なり。
【二四】大に至らざるを云ふ。
【二五】爪牙の士は、勇猛の士をいふ。施は用ふる也。
【二六】處は設け置く也。疆垂は、さかひ。
【二七】同は臣と共にする也。獨は獨り任ずる也。
【二八】盛は成なり、成功なり。饗は享くる也。
【二九】唯だ君命に順ふのみ。
【三〇】補削は闕けたるを補ひ過ぎたるを削る。撟拂は、ため、さかふ也。

え、聖臣用ひらるれば則ち必ず尊し。故に齊の蘇秦・楚の（一二）州侯・秦の張儀は、態臣と謂ふ可きなり、韓の張去疾・趙の奉陽・齊の孟嘗は、簒臣と謂ふ可きなり、齊の管仲・晉の咎犯・楚の孫叔敖は、功臣と謂ふ可きなり、殷の伊尹・周の太公は、聖臣と謂ふ可きなり。是れ人臣の論なり、（君ノ）吉凶賢不肖の（一三）極なり、必ず謹んで之を（一四）志して、愼んで自ら擇取を爲さば、以て稽ふるに足らん。

命に從つて君を利する、之を順と謂ひ、命に從ふも君を利せざる、之れを諂と謂ひ、命に逆つて君を利する、之を忠と謂ひ、命に逆つて君を利せざる、之を簒と謂ひ、君の榮辱を卹みず、國の臧否を卹みず、（一五）偸合苟容以て祿を持し、（一六）交を養ふのみなる、之を國賊と謂ふ。君に、過謀過事の、將に國家を危くし社稷を殞さんとするの具ありて、大臣父兄、能く言を君に進むるあり、用ふれば則ち可、用ひざれば則ち去る、之を諫と謂ふ。能く言を君に進むるあり、用ふれば則ち可、用ひざれば則ち死する、之を爭と謂ふ。能く知を（一七）比せ力を同じくして、羣臣百吏を率ゐて、相與に君を彊ひ君を（一八）撟め、君安んぜずと雖も聽かざること能はずして、遂に以て國の大患を解き、國の大害を除き、君を尊び國を安んずることを成すある、之を輔と謂ふ。能く君の命に抗し、君の（一九）重を竊み、君の事に反き、以

【一二】州侯は、楚襄王の佞臣なり、戰國策に見ゆ。
【一三】極は、此域に極まるをいふ。
【一四】志は記憶する也。
【一五】苟くも人に合ひ人に容れられんことを求むるなり。
【一六】孤家の努りにつとむるを云ふ。
【一七】比は合はす也。
【一八】撟は矯なり、矯正する也。
【一九】重は權勢威力なり。

(一)臣道篇

人臣の(二)論は、(三)態臣なる者あり、(四)簒臣なる者あり、功臣なる者あり、聖臣なる者あり。內は民を一にせしむるに足らず、外は難を(五)距がしむるに足らず、百姓親しまず、諸侯信ぜず、然も巧敏(六)佞說にして善く寵を上に取る、是れ態臣なる者也。上は君に忠ならず、下は善く譽を民に取り、公道通義を卹みず、朋黨比周して、以て主を環り私を圖るを務と爲す、是れ簒臣なる者也。內は民を一にせしむるに足り、外は難を距がしむるに足り、民之を親しみ、士之を信じ、上は君に忠に、下は百姓を愛して倦まざる、是れ功臣なる者也。上は則ち能く君を尊び、下は則ち能く民を愛し、政令敎化、下に形はること影の如く、(七)卒に應じ變に遇ひて、(八)齊給すること響の如く、類を推して(九)接譽し、以て無方に待ち、(一〇)制象を曲成するは、是れ聖臣なる者也。故に聖臣を用ふる者は王たり、功臣を用ふる者は彊く、簒臣を用ふる者は危く、態臣を用ふる者は亡ぶ。態臣用ひらるれば則ち(一一)必ず死し、簒臣用ひらるれば則ち必ず危く、功臣用ひらるれば則ち必ず榮

【一】臣の君に事ふる所以の道を述ぶ。
【二】論は善惡を論ずるをいふ。
【三】佞媚の容態を以て君に事ふる者。
【四】簒奪の臣。
【五】距は拒ぐ也。
【六】說は悅なり、人を悅ばす也。
【七】卒は倉卒なり。
【八】齊給は疾く供給する也。敏捷なり。
【九】接譽は接豫に同じ、事に先だち患に先だちて慮るを云ふ、無方に待つは、以て應ぜざる所なきを云ふ。
【一〇】制象は、制度法象なり。曲成は、つぶさになす也。
【一一】其身殺さるる也。

未だ君道に及ばざるなり。能く此三材の者を（二九）論官して、其次を失ふこと無き、是を人主の道と謂ふ。是の若くなれば則ち身佚して國治まり、功大にして名美に、上は以て王たる可く、下は以て霸たる可し。是れ人主の要守也。人主、此三材の者を論ずること能はず、此道に道ることを知らず、（三〇）値將に勢を卑くして出で勞し、耳目の樂を倂けて、親自ら貫日にして治詳し、一日にして之を（三一）曲辨し、臣下と小察を爭ひて偏能を綦むることを慮らんとす。古より今に及ぶまで、未だ此の如くにして亂れざる者あらざる也。是れ所謂見る可からざるを視、聞く可からざるを聽き、成す可からざるを爲すとは、此を謂ふ也。

【二九】論官は、其人物を論定して相當の官位を授くる也。
【三〇】其身、卑賤の事を操り、力を出し勞に就く也。
【三一】大體を統ぶることを忘る也。倂は屛くる也。曲辨は委曲に辨ずる也。偏能は一偏の能なり。

して（一〇九）薄に應じ患を扞ぎ以て社稷を持するに足つて然る後可ならんとす。夫れ是を國具と謂ふ。故に人主、便嬖左右の信ずるに足る者無き、之を闇と謂ひ、卿相輔佐の任ずるに足る者無き、之を獨と謂ひ、四鄰諸侯に使する所の者其人に非ざる、之を孤と謂ひ、孤獨にして（一一〇）唵なる、之を危と謂ふ。國存するが若しと雖も古の人は（之）（チ）亡と曰ふ。（一一一）詩に曰く、『濟濟たる多士、文王以て寧し』と。此を謂ふ也。

（一一二）人を材するは、愿愨（一一三）拘錄計數（一一四）纖嗇にして、敢て遺喪すること無きは、是れ官人使吏の材なり。脩飭端正、法を尊び分を敬して、傾側の心無く、職を守り業に循ひ、敢て損益せず、（一一五）傳世す可くして、侵奪せしむ可からざるは、是れ士大夫官師の材なり。禮儀を隆ぶの・君を尊ぶが爲めなるを知り、士を好むの・名を美にするが爲めなるを知り、民を愛するの・國を安んずるが爲めなるを知り、常法あるの・俗を一にするが爲めなるを知り、賢を尙び能を使ふの・功を長ずるが爲めなるを知り、（一一六）本を務め末を禁ずるの・（一一七）材を多くするが爲めなるを知り、下と小利を爭ふこと無きの・事に便するが爲めなるを知り、制度を明にし物を權り用を稱るの・（一一八）泥まざるが爲めなるを知るは、是れ卿相輔佐の材なり。

【一〇九】薄に應ずは、急迫の事件に順應する也。薄は迫なり。
【一一〇】唵は闇なり。
【一一一】大雅文王の篇。
【一一二】材に因りて人を官するの道を論ず。
【一一三】拘錄は劬錄なり、勤勞するの義。
【一一四】纖嗇は纖細吝嗇なり。
【一一五】傳世は、永世に傳ふるなり。
【一一六】本は農、末は商工。
【一一七】材は財なり。
【一一八】泥は拘泥なり。制度を明にし物を權り用を稱るは、拘泥するに似るあれども、實は然らざるをいふ。

是れ(一〇一)拘脅蔽塞せらるるの端なり。耳目の明は是の如く其れ狹く、人主の守司は是の如く其れ廣く、其の以て知らざる可からざるや是の如く其れ危し、然らば則ち人主將た何を以て之を知らん。曰く、便嬖左右は、人主の遠きを窺ひ衆を收むる所以の門戸(一〇二)牖嚮なり、早く具へざる可からず。故に人主は必ず將に便嬖左右の信ずるに足る者ありて然る後可、其知慧は物を規らしむるに足り、其端誠は物を定めしむるに足りて然る後可ならんとす、夫れ是を(一〇三)國具と謂ふ。人主、遊觀安燕の時あらざること能はず、則ち疾病(一〇四)物故の變あらざることを得ず、是の如く國は事物の至ること(一〇五)泉源の如し、(一〇六)一物應ぜざれば、亂の端なり。故に曰く、人主は以て獨りす可からず、卿相輔佐は人主の(一〇七)基杖たり、早く具へざる可からずと。故に人主は必ず將に卿相輔佐の任ずるに足る者ありて然る後可、其德音以て百姓を鎭撫するに足り、其知慮以て萬變に應待するに足りて然る後可ならんとす。夫れ是を國具と謂ふ。四鄰諸侯の相與にする、以て相接せざる可からずして、然も必ずしも相親しまざる也、故に人主は必ず將に遠方に志を喩し疑を決せしむるに足る者ありて然る後可、其辯說以て煩を解くに足り、其知慮以て疑を決するに足り、(一〇八)其齊斷以て難を距ぐに足り、私を還みず君に反かず、然

【一〇一】拘脅蔽塞は、困厄にかかる也。拘脅は、陽虎が季氏に於けるの類。蔽塞は、豎牛が叔孫に於けるの類をいふ。
【一〇二】牖嚮はまど。
【一〇三】國具は國器なり。國の用となる者をいふ。
【一〇四】物故は死なり。
【一〇五】窮り無きをいふ。
【一〇六】一物も相順應せざるときは、亂亡の端緒なり。
【一〇七】基杖は几杖なり、皆人の倚賴する所なり。
【一〇八】齊は劑なり。齊斷は、きりもり也。

と日無し、倶に害するの道なり。夫れ文王は貴戚無きに非ず、子弟無きに非ず、便嬖無きに非ず、(九二)偶然として乃ち太公を州人より擧げて之を用ふ、豈に之に私するならんや。以て親と爲さんか、則ち周は姬姓にして彼は姜姓なり。以て(九三)故と爲さんか、則ち未だ嘗て相識らず。以て好麗と爲さんか、則ち夫の人行年七十有二、(九四)齫然として齒墮つ。然も之を用ひたるは、夫の文王、(九五)貴道を立て・貴名を白にして・以て天下を惠せんと欲するも、以て獨りす可からず、是の子に非ざれば、以て之を擧ぐるに足る莫し、故に是の子を擧げて之を用ひしなり。是に於てか貴道果して立ち、貴名果して明に、天下を兼制し、七十一國を立てて、姬姓獨り五十三人に居る、周の子孫苟くも狂惑ならざる者は、天下の顯諸侯と爲らざるは莫し。是の如くなりしは、能く人を愛したれば也。故に天下の大道を擧げ、天下の大功を立てて、然る後其の憐む所愛する所を(九六)隱ひ、其下、猶ほ以て天下の顯諸侯と爲るに足れり。故に曰く、『唯だ明王のみ(九七)能く其の愛する所を愛すると爲し、闇主は則ち必ず(九八)其の愛する所を危くす』と。此を謂ふ也。

牆の外は目見ず、(九九)里の前は耳聞かず。而るに人主の守司は、遠きは天下、近きは境內を、略ぼ知らざる可からず。天下の變、境內の事、(一〇〇)弛易齵差する者ありて、人主之を知るに由無ければ、則ち

【九二】偶然は普通を超越する貌。
【九三】故は故舊なり。
【九四】齫然は齒無き貌。
【九五】貴道は王道をいふ。
【九六】隱は蔽ふ也。庇護する也。
【九七】私する所に私せず。
【九八】私する所に私す。
【九九】里の前は一里以上をいふ。
【一〇〇】弛は移なり。弛易は、うつりかはる也。齵差は、くひちがふ也。

は以て子弟に阿る可からず、外は以て遠人に隱す可からず、能く是を中つる者は之を取る、是れ豈に必ず之を得るの道ならざらんや、聖人と雖も易ふること能はざる也。善馭の・速きに及び遠きを致す者の一日にして千里なるを得んと欲すれば、貴爵重賞を縣けて以て之を招致す、內は以て子弟に阿る可からず、外は以て遠人に隱す可からず、能く是を致す者は之を取る、是れ豈に必ず之を得るの道ならざらんや、聖人と雖も易ふること能はざる也。國を治め民を馭し・上下を調壹し・將た內は以て城を固くし・外は以て難を拒がんと欲す、治まれば則ち人を制して、人(己)(チ)制すること能はず、亂るれば則ち危辱滅亡、立つて待つ可し。然るに卿相輔佐を求むるは、則ち獨り是の若く其れ公ならず、唯だ己に便嬖親比する者を之れ用ふ、豈に過の甚しきにあらずや。故に社稷を有つ者は、彊を欲せざること莫きも、俄にして則ち弱く、安を欲せざること莫きも、俄にして則ち危く、存を欲せざること莫きも、俄にして則ち亡ぶ。(八八)古に萬國ありて、今は數十あり、是れ他の故無し、(八九)之を是に失はざること莫ければなり。故に明主は人に私するに金石珠玉を以てすることあるも、人に私するに官職事業を以てすること無し。是れ何ぞや。曰く、本、(九〇)私する所に利ならざればなり。彼不能にして主之を使ふは、則ち是れ主闇きなり、臣不能にして(九一)能を誣ふるは、則ち是れ臣詐るなり、主、上に闇く、臣、下に詐れば、滅亡する

【八八】國の亡びたる者多きをいふ。數十は當に十數に作るべし。
【八九】輔佐を求むるに公ならざるに失す。
【九〇】反つて其の私する所の人の不利を來す也。
【九一】能を誣ふは、能なりと欺く也。

の孽なり、公正の士は衆人の痤なり』と。道に循ふの人は汙邪の賊なり。今汙邪の人をして(八〇)其怨賊を論ぜしめて、其の偏する無からんとを求むとも得んや、之を譬ふるに是れ猶ほ枉木を立てて其景の直きを求むるがごとく、亂焉よりも大なるは莫し。故に古の人之を爲すは然らず、其の人を取るや道あり、其の人を用ふるや法あり。人を取るの道は、(八一)之を參するに禮を以てし、人を用ふるの法は、(八二)之を禁ずるに等を以てす、行義の動靜は、之を度るに禮を以てし、知慮の取舍は、之を稽ふるに(八三)成を以てし、日月の積久は、之を校るに功を以てす。故に卑は以て(八四)尊に臨むことを得ず、輕は以て重を縣くることを得ず、愚は以て知を謀ることを得ず。是を以て萬擧過たず。故に之を校るに禮を以てして、其の能く敬に安んずるを觀、之と擧措遷移して、其の能く變に應ずるを觀、之と(八五)安燕して、其の能く流慆すること無きを觀、之に接するに聲色權利忿怒患險を以てして、其の能く(八六)守を離るること無きを觀る、彼の誠に之れある者と誠に之れ無き者とは、白黑の若く然り、誣ふ可けんや。故に伯樂は欺くに馬を以てす可からず、而して君子は欺くに人を以てす可からず、此れ明王の道なり。

人主、善射の遠きを射微に中つる者を得んと欲すれば、貴爵重賞を縣けて、以て之を招致す、(八七)内

【八〇】怨賊は怨とする所の賊、即ち道に循ふ人。

【八一】禮を以て參考して、禮ある者を取る。

【八二】等を踰えしめず。

【八三】成は事の成否。

【八四】尊に臨むとは尊者の上に立つ也。

【八五】安燕は安逸燕遊なり。流慆は流連耽溺なり。

【八六】守は操守なり。

【八七】親疎を以て取捨せざるを云ふ。

姦怪の屬、愨に反らざるは莫し、夫れ是を政教の極と謂ふ。故に天子は視ずして見、聽かずして聰、慮らずして知、動かずして功、(七二)塊然として獨坐して、天下之に從ふこと一體の如く、(七三)四胑の心に從ふが如し、夫れ是を大形と謂ふ。(七四)詩に曰く、『溫溫たる恭人は、維れ德の基なり』と。此を謂ふ也。

人主たる者、彊を欲して弱を惡み・安を欲して危を惡み・榮を欲して辱を惡まざるは莫し。是れ禹桀の同じうする所なり。此三欲を(七五)要し、此三惡を辟くるは、果して、何れの道よりしてか便なる。曰く、(七六)相を取るを愼しむに在り、道是よりも徑きは莫し。故に智にして不仁なるも不可なり、仁にして不智なるも不可なり、既に智に且つ仁なるは、是れ人主の寶にして、王霸の佐なり。(七七)得ることを急にせざるは不智なり、得て而も用ひざるは不仁なり、其人無くして而も其功あるを幸ふは、愚焉よりも大なるは莫し。今、人主に大患あり、(七八)賢者をして之を爲さしめて則ち不肖者と之を規り、知者をして之を慮らしめて則ち愚者と之を論じ、脩士をして之を行はしめて則ち汙邪の人と之を疑ふ、成功を欲すと雖も得んや。之を譬ふるに是れ猶ほ直木を立てて其景の枉るを恐るるがごとく、惑ひ焉よりも大なるは莫し。語に曰く、『(七九)好女の色あるは惡者

【七二】塊然は正して坐して無爲なるの貌。
【七三】胑は肢なり。
【七四】大雅抑の篇。
【七五】要は求むる也。辟は避くる也。
【七六】相は宰相なり。
【七七】得るは、賢相を得るをいふ。
【七八】賢知脩の士に任ぜずして、不肖愚汙邪の士を任ずる也。脩士は清潔の士なり。
【七九】好女は美女なり。惡者は醜女なり。美女は醜女の爲には害物なり、公正の士は凡庸の人に所謂目の上の瘤なり。

を明にし治を達して萬世を保たんとする也。故に天子・諸侯に、（六三）靡費の用無く、士大夫に、流淫の行無く、百吏官人に、怠慢の事無く、衆庶百姓に、姦怪の俗無く、盜賊の罪無し、其れ能く以て義に稱ひて徧ければなり。故に曰く、治まれば則ち衍、百姓に及び、亂るれば則ち不足、王公に及ぶと。此を謂ふ也。

至道の大形は、禮を隆び法を至せば則ち國に常あり、賢を尙び能を使へば則ち民、（六四）方を知り、（六五）纂論公察なれば則ち民疑はず、勉を賞し（六六）偸を罰すれば則ち民怠らず、（六七）兼聽齊明なれば則ち天下之に歸す。然る後分職を明にし、事業を序し、材を拔き能を官して、治理せざること莫ければ、則ち公道達して私門塞がり、公義明にして私事息む。是の如くなれば則ち德厚の者進んで佞說の者止まり、貪利の者退いて廉節の者起る。（六八）書に曰く、『時に先だつ者は殺して赦すこと無く、時に逮ばざる者も殺して赦すこと無し』と。人、其事を習ひて固く、（六九）人の百事、耳目鼻口の以て官を相借す可からざるが如し、故に職分れて民慢らず、次定まつて序亂れず、兼聽齊明にして（七〇）百事留まらず。是の如くなれば則ち臣下百吏より庶人に至るまで、己を脩めて後敢て（七一）止に安んじ・誠能にして後敢て職を受けざるは莫く、百姓、俗を易へ、小人、心を變じ、

【六三】靡費は奢靡なり。
【六四】方は歸嚮する所。
【六五】衆論は從ひ察に私無し。
【六六】偸は怠る也。
【六七】兼聽は衆言を兼れ聽く也。齊明は、視聽偏らずして明なるをいふ。
【六八】夏書胤征の篇。時に先だつ者は命を得ずして私に爲す者なり。時に逮ばざる者は、命を用ひずして爲すを怠る者なり。人君の刑罰の嚴正なるを謂ふ也。
【六九】各〻其の司どる所あるを云ふ。官は官能なり。
【七〇】事のはかどるをいふ。
【七一】止は立つ所の位を云ふ。

を班治すること能はざるものは人安んぜず、人を顯設すること能はざるものは人樂しまず、人を藩飾することと能はざるものは人榮とせず、四統の者亡びて、天下之を去る、夫れ是を匹夫と謂ふ。故に曰く、道存すれば則ち國存し、道亡ぶれば則ち國亡ぶと。工賈を省き、農夫を衆くし、盜賊を禁じ、姦邪を除く、是れ之を生養する所以なり。天子は三公あり、諸侯は一相あり、大夫は(五八)官を擅にし、士は職を保ち、(五九)法度にして公ならざるは莫し、是れ之を班治する所以なり。德を論じて次を定め、能を量りて官を授け、皆、其人をして其事を載して、各〻其の宜しき所を得しむ、上賢は之をして三公たらしめ、次賢は之をして諸侯たらしめ、下賢は之をして士大夫たらしむ、是れ之を顯設する所以なり。冠弁衣裳・黼黻文章・雕琢刻鏤を脩むる、皆等差あり、是れ之を藩飾する所以也。故に天子より庶人に至るまで、其能を騁せ・其志を得・其事を安樂せざるは莫し、是れ同じうする所也。衣煖にして食充ち、居安くして游樂しみ、事、時に、制、明にして用足る、是れ又同じうする所也。(六〇)若し夫れ色を重ねて文章を成し、味を重ねて珍備を成すは、是れ衍する所なり。聖王、衍を(六一)財して以て(六二)辨異を明にす、上は以て賢良を飾つて貴賤を明にし、下は以て長幼を飾つて親疏を明にす、上は王公の朝に在り、下は百姓の家に在り、天下曉然として皆其所を知る。以て異を爲すに非ざる也、將に以て分

【五八】其官の事を專らにするを得。

【五九】法度に由る也。

【六〇】衣食居處既に足りて皆之を同じくす、乃ち更に文章珍備を加へて上下の分を別つ。衍は餘りある也。あり餘りて爲す所也。

【六一】財は裁なり。

【六二】辨異は上下貴賤の別。

公之を好むこと莫きを以てや、然も是に獨り之を好み、天下の民之を欲すること莫きを以てや、然も是に獨り之を爲し、之を好む者は貧しく、之を爲す者は窮するも、然も是に獨り猶は將に之を爲さんとして、少頃くも輟むことを爲さず、曉然として獨り先王の之を得る所以と之を失ふ所以とを明にし、國の安危臧否を知ること、白黒を別つが若し。是の其人なる者や、之を大用すれば則ち天下一と爲り、諸侯、臣と爲り、之を小用すれば、則ち威、鄰敵に行はる。縱ひ用ふる能はざるも、其疆域を去ること無からしむれば、則ち國、終身、(五一)故無し。故に人に君たる者、民を愛すれば安く、士を好めば榮え、兩者一も無ければ亡ぶ。(五二)詩に曰く、『介人維れ藩、大師維れ垣』と。此を謂ふ也。

道とは何ぞや。曰く、君道なり。君とは何ぞや。曰く、能く羣するなり。能く羣するとは何ぞや。曰く、(五三)善く人を生養する者也、善く人を(五四)班治する者也、善く人を(五五)顯設する者也、善く人を(五六)藩飾する者なり。善く人を生養するものは人之を親しみ、善く人を班治するものは人之を安んじ、善く人を顯設するものは人之を樂しみ、善く人を藩飾するものは人之を榮とす、(五七)四統の者倶はりて、天下之に歸す、夫れ是を能く羣すと謂ふ。人を生養すること能はざるものは人親しまず、人

【五一】故は事故なり。

【五二】大雅板の篇。介人は大人なり、大師は大衆なり。士と民とは君の守衞たるをいふ。

【五三】其利を興し、其害を除き、民をして衣食給足せしむるなり。

【五四】班治とは、職を別ちて之を治むる也。

【五五】顯設は、其才を用ひて朝廷に置く也。

【五六】藩飾は位爵を以て之を飾る也。

【五七】四者、皆、人を統ぶる所以なり、故に四統といふ。

（四二）君射れば則ち臣決す。楚の莊王、細腰を好む、故に（四三）朝に餓人あり。故に曰く、（四四）身を脩むるを聞く、未だ嘗て國を爲むるを聞かずと。

君は民の原なり、原淸めば則ち流淸み、原濁れば則ち流濁る。故に社稷を有つ者にして、民を愛すること能はず、民を利すること能はずして、民の己を親愛せんことを求むるも、得可からざる也。民の親しまず愛せざるに、其の己が爲めに用ひられ己が爲めに死せんことを求むるも、得可からざる也。人、己が爲めに用ひられず、己が爲めに死せざるに、兵の勁く城の固きことを求むるも、得可からざる也。兵勁からず城固からざるに、敵の至らざらんことを求むるも、得可からざる也。敵至れるに、危削無く滅亡せざらんことを求むるも得可からざる也、危削滅亡の（四五）情擧く此に積んで、而も安樂を求むるは、是れ（四六）狂生なる者也。狂生なる者は時を胥たずして落つ。故に人主、彊固安樂を欲すれば、則ち（四七）之を民に反するに若くは莫く、下を附し民を一にせんと欲すれば、則ち之を政に反するに若くは莫く、政を脩め國を美にせんと欲すれば、則ち（四八）其人を求むるに若くは莫し。彼の或は（四九）蓄積して之を得る者は、（五〇）世〻絶えざるなり。彼の其人なる者は、今の世に生れて古の道に志し、天下の王

【四二】決は、ゆがけをつける也。上の爲す所に從ふをいふ。
【四三】食を減じて腰を細くせんとするなり。
【四四】先づ身を修むれば國自から治まるなり。
【四五】情は實情なり。
【四六】狂生なるものは猶草木の妄生せる如きを云ふ。
【四七】反顧して先づ民を親愛するときは、四者自ら得。
【四八】其人は適當の人也。
【四九】德を蓄へ學を積みて之を自得する者。
【五〇】其人なきを憂へず。

故に君子は恭にして〔三一〕難らず、敬にして〔三二〕鞏れず、貧窮にして〔三三〕約ならず、富貴にして驕らず、〔三四〕竝に變態に遇うて窮せざるは、之が禮を審にすれば也。故に君子の禮に於けるや、敬にして之に安んじ、其の事に於けるや〔三五〕徑にして失はず、其の人に於けるや、寡怨寛裕にして阿る無し、其の身を爲むるや、謹んで修飾して危からず、其の變に應ずるや、齊給便捷にして惑はず、其の天地萬物に於けるや、〔三六〕其の然る所以を說くを務めずして、善く其材を用ふるを致し、其の百官の事伎藝の人に於けるや、之と能を爭はずして、善く其功を用ふるを致し、其の上を待つや、忠順にして懈らず、其の下を使ふや、均徧にして偏せず、其の交游するや、〔三七〕義に緣つて類あり、其の鄉里に居るや、寛容にして亂れず。是の故に窮すれば則ち必ず名あり、達すれば則ち必ず功あり、仁厚、天下を兼覆して〔三八〕悶へず、明達、天地に周く、萬變を理めて疑はず、血氣和平、志意廣大、行義、天地の間に塞がるは、仁智の極なり。夫れ是を聖人と謂ふ、之が禮を審にすればなり。

國を爲むるを請ひ問ふ。曰く、身を脩むるを聞く、未だ嘗て國を爲むるを聞かず。君は〔三九〕儀なり、儀正しければ景正し。君は〔四〇〕槃なり、槃圓なれば水圓なり。君は〔四一〕盂なり、盂方なれば水方なり。

〔三一〕事に當りて勇。
〔三二〕鞏は恐るる也。
〔三三〕約は屈するなり。
〔三四〕偏く天下の變態に遇うて之に應じて窮まらざる也。
〔三五〕徑は徑直なり。眞直に行ふ也。
〔三六〕天地萬物造化の事は、人の知る所に非ざる也、故に之を說くを務めず。
〔三七〕義によりて選擇して、一類として聚まる也。
〔三八〕足らざるなき也。
〔三九〕儀は儀表なり。
〔四〇〕槃は盤なり。たらひ也。
〔四一〕盂も、たらひ也。

斂には費を忘れ、事業には勞を忘れ、寇難には死を忘れ、城郭は飾ふるを待たずして固く、兵刃は(二〇)陵ぐを待たずして勁く、敵國は服するを待たずして詘し、四海の民は令を待たずして一ならん。夫れ是を至平と謂ふ。(二一)詩に曰く、『王猷允に塞つれば、徐方既く來る』と。此を謂ふ也。

人君たるを請ひ問ふ。曰く、禮を以て(二二)分施し、均徧にして(二三)偏ならざるにあり。人臣たるを請ひ問ふ、曰く、禮を以て君に侍し、忠順にして懈らざるにあり。人の父たるを請ひ問ふ。曰く、寛惠にして禮あるにあり。人の子たるを請ひ問ふ。曰く、敬愛にして(二四)恭を致すにあり。人の兄たるを請ひ問ふ。曰く、慈愛にして(二五)友を見すにあり。人の弟たるを請ひ問ふ。曰く、敬詘にして悖らざるにあり。人の夫たるを請ひ問ふ。曰く、功を致して(二六)流れず、(二七)臨を致して辨あるにあり。人の妻たるを請ひ問ふ。曰く、夫禮あれば則ち柔從聽侍し、夫禮なければ則ち恐懼して(二八)自ら竦るるにあり。(二九)此道や偏立すれば亂れ、倶立すれば治まること、其れ以て稽ふるに足る。請ひ問ふ之を兼ね能くすること奈何せん。曰く、之が禮を審にするにあり。古は先王、禮を審にして以て天下に(三〇)方皇周浹し、動いて當らざる無し。

【二〇】陵は兵刃を礪ぐ也。
【二一】大雅常武の篇。王猷は王の謀なり。塞は上下に充塞するなり。徐方は夷人也。
【二二】禮を以て分施すとは、施すに節ある也。
【二三】偏は偏頗なり。
【二四】恭は原有には文に作る、今韓詩外傳に從ふ。
【二五】友は友愛の情なり。
【二六】流淫の行無き也。
【二七】臨は妻に臨む也。辨は男女の辨別なり。
【二八】自ら責めておそれつつしむ也。
【二九】此道とは、以上の君臣父子兄弟夫婦の道をいふ。
【三〇】方皇は彷徨なり。周浹はあまねく行きわたる也。

(一〇)符節を合せ、契券を別つは、信を爲す所以なり。上、權謀を好めば、則ち臣下百吏誕詐の人、是に乘じて後欺く。(一一)籌を探り鉤を投ずるは、公を爲す所以なり。上、曲私を好めば、則ち臣下百吏是に乘じて後偏す。(一二)衡石稱縣は平を爲す所以なり。上、傾覆を好めば則ち臣下百吏是に乘じて(一三)後險なり。(一四)斗斛敦槩は嘖を爲す所以なり。上貪利を好めば則ち臣下百吏是に乘じて後鄙なり。(一五)豐取刻與し、無度を以て民に取る。故に(一六)械數なる者は治の流なり、治の原に非ず、(一七)君子は治の原なり。官人は數を守り、君子は原を養ふ、原淸ければ則ち流淸く、原濁れば則ち流濁る。故に上、禮義を好み、賢を尙び能を使ひ、貪利の心無くば、則ち下も亦將に辭讓を綦め忠信を致して(一八)臣子に謹まんとす。是の如くならば則ち小民に在りと雖も、符節を合せ契券を別つを待たずして信に、籌を探り鉤を投ずるを待たずして公に、衡石稱縣を待たずして平に、斗斛敦槩を待たずして嘖ならん。故に賞用ひずして民勸み、罰用ひずして民服し、有司勞せずして事治まり、政令煩はしからずして俗美に、百姓、敢て上の法に順ひ上の志に象り上の事に勸めて之を安樂せざるは莫からん。故に(一九)藉

【一〇】符節は、わりふ。契券は、てがた。
【一一】籌は籤、鉤は鬮にて、共に、くじ也。
【一二】衡石稱縣は、共にはかり也。
【一三】險は陰險なり。
【一四】斗斛は、ます。敦槩は、ますかき。嘖は賾なり、齊整の義。
【一五】豐取は多く取り、刻與は少く與ふ。無度は定度無き也。臣下、欺偏險鄙を弄し、符契籌鉤斗衡皆用をなさず。
【一六】械數に符契の類を云ふ。械は器械なり。數は法數なり。
【一七】君子は法度を制す、故に流は末なり。
【一八】臣子に謹むとは、臣子たる身分に於て謹愼する也。
【一九】藉とせずして上の賦斂に應ず。

(一)君道篇

(二)亂君あつて亂國無く、(三)治人あつて治法無し。(四)羿の法は亡びたるに非ざるも、而も羿は世〻中たらず、禹の法は猶ほ存するも、而も夏は世〻王たらず、故に法は獨り立つ能はず、(五)類は自ら行はるる能はず、其人を得れば則ち存し、其人を失へば則ち亡ぶ。法は治の(六)端なり、君子は法の原なり。故に君子あれば則ち法省くと雖も以て徧きに足り、君子無ければ則ち法具はると雖も先後の施を失ひ、事の變に應ずること能はずして、以て亂るるに足る。法の(七)義を知らずして、法の數を正す者は、博しと雖も事に臨んで必ず亂る。故に明王は其人を得るを急にし、而して闇主は其(八)勢を得るを急にす。其人を得るを急にすれば、則ち身佚して國治まり、功大にして名美に、上は以て王たる可く、下は以て霸たる可し。其人を得るを急にせずして、其勢を得るを急にすれば、則ち身勞して國亂れ、功廢して名辱しめられ、社稷必ず危し。故に人に君たる者は、之を索むるに勞して、之を使ふに休す。(九)書に曰く、『惟れ文王敬忌して、一人以て擇ぶ』と。此を謂ふ也。

【一】君は民の源也、君正しければ民自ら治まるを說く。
【二】亂るるは君にあり。
【三】治まるは人にあり。
【四】羿の法は射法なり。數句は、治人ありと治法なきを言ふ。
【五】類は法の類例なり。
【六】端は端緒なり。
【七】義は本義なり。數は末數なり。義を知るは君にあり。
【八】執は勢位なり。
【九】尙書康誥の篇。文に異同あり。敬忌は、謹愼なり。

れば則ち固く、以て征すれば則ち彊く、居れば則ち名あり、動けば則ち功あり、此れ儒の所謂曲辨なり。

しと雖も權必ず輕く、人衆しと雖も兵必ず弱く、刑罰繁しと雖も、令下に通ぜず、夫れ是を危國と謂ふ、是れ傷國なる者なり。儒者の之を爲すは然らず、必ず將に（一四四）曲辨ならんとす。朝廷必ず將に禮義を隆びて貴賤を審にせんとす。是の若くならば則ち士大夫、（一四五）節を敬ひ制に死せざる者莫からん。百官則ち將に其制度を齊くし其官秩を重くせんとす。是の若くならば則ち百吏、法を畏れて繩に遵はざるは莫からん。關市幾して（一四六）征せず、（一四七）質律禁止して偏ならず、是の如くならば則ち商賈、敦愨にして無詐ならざるは莫からん。百工將に時に斬伐し、其期日を（一四八）佻くして、其（一四九）巧任を利せんとす。是の如くならば則ち百工忠信にして（一五〇）不楛ならざるは莫からん。縣鄙、將に田野の税を輕くし、刀布の斂を省き、力役を擧ぐるを罕にし、農の事を奪ふなからんに、是の如くば則ち農夫（一五一）朴力にして（一五二）寡能ならざるは莫からん。士大夫、節を務め制に死して、然して兵勁く、百吏法を畏れ繩に循ひて、然る後國常に亂れず、商賈敦愨にして無詐なれば、則ち商旅安く、貨財を通じて國の求め給り、百工忠信にして不楛なれば、則ち器用巧便にして財匱からず、農夫朴力にして寡能なれば、則ち上、天の時を失はず、下、地の利を失はず、中、人和を得て、百事廢せず、是を政令行はれ風俗美なりと謂ふ。以て守

【一四四】曲辨は、治辨委曲なるなり。
【一四五】節は忠義。制は職分。
【一四六】征は税なり。
【一四七】質律は室律なり。
【一四八】佻は緩なり。
【一四九】巧任は巧能者。
【一五〇】楛は器の惡しくして牢固ならざるを云ふ。
【一五一】朴力は質朴にして力作する也。
【一五二】寡能とは、一事に專らにして他事を務めざる也。

則ち勞苦を綦む。是の故に、百姓之を賤しむこと（二三六）偃の如く、之を惡むこと鬼の如し。日に間を伺ひて相與に之を（二三七）投籍し之を去逐せんと欲す。卒に寇難の事ありて、又、百姓の己の爲めに死せんことを望むも、得可からず。（二三八）説、以て之を取る無し。孔子曰く、『（二三九）吾が人に適く所以を審にするは、人の我に來る所以なり』と。此を謂ふ也。

傷國とは何ぞや、曰く、小人を以て（二四〇）民に尙くして威あらしめ、（二四一）非所を以て民に取つて巧なるは、是れ傷國の大災なり。大國の主にして、好んで小利を見るは、是れ傷國なり。其の聲色臺榭園囿に於ける、愈〻厭きて新を好むは、是れ傷國也。其の以て有する所を脩正するを好まず、（二四二）啖啖として常に人の有を欲するは、是れ傷國也。三邪の者、胸中に在りて、而して又好んで權謀傾覆の人を以て、事を其外に斷ぜしむ、是の若くなれば、則ち權輕く名辱しめられ、社稷必ず危し、是れ傷國なる者なり。大國の主にして、本行を隆ばず、舊法を敬せずして、（二四三）詐故を好む、是の若くなれば、則ち夫の朝廷群臣も、亦從つて禮義を隆ばずして傾覆を好むに俗を成す、朝廷群臣の俗是の若くなれば、則ち夫の衆庶百姓も、亦從つて禮義を隆ばずして貪利を好むに俗を成す。君臣上下の俗、是の若くならざること莫ければ、則ち地廣

【二三六】尩は尪なり、病人をいふ。一說に曰く、尩は虺の誤なり。虺はまむし也と。

【二三七】投籍は、なげうち、ふみつける也。

【二三八】論說の中に、此事を以て得たりと爲す無し。

【二三九】己の欲する所を人に施せば、人も亦其の欲する所を我に施さん。

【二四〇】尙は上なり。民に尙くすとは、民の上位に在らしむる也。

【二四一】取るべき時に非ざるに收斂し巧に口實を設るなり。

【二四二】啖啖は貪る貌。

【二四三】故も亦詐なり。

るは（二九）之を索むるに勞して、（三〇）之を使ふに休す。

國を用ふる者、百姓の力を得る者は富み、百姓の死を得る者は彊く、百姓の譽を得る者は榮ゆ。三つの得る者具はれば天下之に歸し、三つの得る者亡ければ天下之を去る。天下之に歸するを王と謂ひ、天下之を去るを亡と謂ふ。湯武は其道を脩め、其義を行ひ、天下の（三一）同利を興し、天下の同害を除きて、天下之に歸せり。故に德音を厚くして以て之を先にし、禮義を明にして以て之を道き、忠信を致して以て之を愛し、賢を（三二）賞び能を使ひて以て之を次で、爵服賞慶以て之を申重し、其事を時にし、其任を輕くして、以て之を調齊し、（三三）潢然として之を兼覆し、之を養長すること、赤子を保するが如く、民を（三四）生ずるには則ち寬を致し、民を使ふには則ち理を綦め、政令制度を辨じ、天下の人百姓に接する所以に、非理なる者毫末の如きだもあれば、則ち孤獨鰥寡と雖も必ず焉を加へず。是の故に百姓之を貴ぶこと帝の如く、之を親しむこと父母の如く、之が爲めに出死斷亡して愉むものは、他の故無し。道德誠に明に、利澤誠に厚ければなり。亂世は然らず、汙漫（三五）突盜以て之に先んじ、權謀傾覆以て之に示し、俳優侏儒婦女の請謁以て之を悖り、愚をして知に詔げしめ、不肖をして賢に臨ましめ、民を生ずるには則ち貧隘を致し、民を使ふには

【二九】之は相をいふ。之を索むるに勞するは、得る所、賢ならんを欲すれば也。
【三〇】既に賢を得れば之に任ずれば也。
【三一】同利は、同じく利とする所なり。
【三二】賞は尙なり。
【三三】潢然は、水の廣大なる貌。
【三四】生は生養なり。
【三五】突盜は突き觸れ盜竊する也。

主の道は近きを治めて遠きを治めず、明を治めて幽を治めず、一を治めて二を治めず。主能く近きを治むれば則ち遠きもの理まる、主能く明を治むれば則ち幽なる者化す、主能く一に當れば則ち百事正し。夫れ天下を兼聽し、日餘りあつて治足らざるは、此の如くすればなり。是れ治の極なり。既に能く近きを治めて、又、遠きを治めんことを務め、既に能く明を治めて、又、幽を見んことを務め、既に能く一に當りて、又、百を正さんことを務むるは、是れ過ぐる者なり。(過ギタルハ)猶ほ及ばざるがごとし。之を譬へば、是れ猶ほ直木を立てゝ其影の枉らんことを求むるがごとし。近きを治むる能はずして、又、遠きを治めんことを務め、明を察する能はずして、又、幽を見んことを務め、一に當る能はずして、又、百を正さんことを務むるは、是れ悖る者也。之を譬へば、是れ猶ほ枉木を立てゝ、其影の直からんを求むるがごとし。故に明主は(二二)要を好みて、闇主は(二三)詳を好む、主、要を好めば則ち(二三)百事詳に、主、詳を好めば則ち(二四)百事荒む。君は、一相を(二五)論じ、一法を陳じ、(二六)一指を明にして、以て之を兼覆し、之を(二七)兼炤し、以て其盛を觀る者なり。相は百官の長を(二八)論列し、百事の聽を要し、以て朝廷臣下百吏の分を飭へ、其功勞を度り、其慶賞を論じ、歳の終りに其成功を奉じて、以て君に效す、當れば則ち(君)可とし、當らざれば則ち廢す。故に人に君た

【二二】要は約を守る也。
【二三】自ら爲す也。
【二三】人を使ふが故に事功擧がる。
【二四】自ら爲す故に力及ばざる也。
【二五】論は擇ぶ也。
【二六】大體を總攬するなり。
【二七】炤は照なり。
【二八】論列は選擇して列位に置く也。

は五伯なり。齊の桓公は、閨門の内、(二〇)般樂奢泰、(二一)游抏を之れ脩む、天下に於ては、脩と謂はれず、然れども諸侯を九合し、天下を一匡し、五伯の長と爲れり。是れ亦他の故無し、政を管仲に一にするを知りたればなり。是れ人に君たる者の(二二)要守なり。(二三)知者は之が爲めに力を興し易くして、功名綦めて大なり、(二四)是を舍てて孰か爲すに足らん。故に古の人の、大功名ある者は、必ず是に道れる者なり、其國を喪ひ其身を危くせる者は、必ず是に反せる者なり。故に孔子曰く、『知者の知は、固より以て多きに、以て(二五)少きを守るあり、能く察なる無からんや。愚者の知は固より以て少きに、以て(二六)多きを守るあり、能く狂なる無からんや』と。此を謂ふ也。

國を治むるに、分已に定まれば、則ち主相臣下百吏、(二七)各ゝ其の聞く所を謹み、其の聞かざる所を聽くを務めず、各ゝ其の見る所を謹み、其の見ざる所を視るを務めず。(二八)聞く所見る所誠に以て齊へば、則ち幽間(二九)隱辟と雖も、百姓、敢て分を敬し制に安んじ以て其上に化せざる莫からん、是れ治國の(三〇)徵也。

【二〇】般樂は、たのしむ也。奢泰は、おごる也。
【二一】抏は玩なり。
【二二】要守は、執り守るべき要旨。
【二三】此知者は賢臣をいふ。
【二四】この賢に任ずるの事を舍てゝは、何ぞ之を爲すに足らん。其餘は皆爲すに足らざるを言ふ。
【二五】少きを守るとは、賢に任じ己を恭しくするのみなるをいふ。
【二六】多きを守るとは、賢に任ぜずして自ら百事に任ずるをいふ。
【二七】守る所あるなり。
【二八】各ゝ其職に當りて僭越せざる也。
【二九】辟は僻なり。
【三〇】徵は徵驗なり。

て販ぎ、百工は事を分ちて勸め、士大夫は職を分ちて聽き、建國諸侯の君は土を分ちて守り、三公は方を總べて議すれば、則ち天子は己を共するのみ。若しくは出で若しくは入るも、天下、平均ならざる莫く、治辨ならざる莫し。是れ百王の同じうする所、而して禮法の大分也。若し夫れ（一〇一）貫日にして治詳し、物を權りて用に稱ひ、衣服に制あり、宮室に度あり、人徒に數あり、喪祭械用に皆等宜あらしめ、是を以て用、萬物に（一〇二）挾く、尺寸尋丈、制數度量に循はざるを得る莫くして、然る後行ふは、則ち是れ官人（一〇三）使吏の事也。大君子の前に（一〇四）數ふるに足らず。故に人に君たる者、（一〇五）隆正を本朝に立てて當り、（一〇六）百事を要せしむる所の者誠に仁人なれは、則ち身佚して國治まり、功大にして名美に、上は以て王たる可く、下は以て霸たる可し。隆正を本朝に立てて當らず、百事を要せしむる所の者仁人に非ざれば、則ち身勞して國亂れ、功廢れて名辱しめられ、社稷必ず危し。是れ人君たる者の樞機也。故に（一〇七）當を一人に能くして天下取られ、當を一人に失して社稷危し。當を一人に能くせずして、當を千人百人に能くする者は、（一〇八）說之れあること無し。既に當を一人に能くせば、則ち身有た何の勞するをか爲さん。衣裳を垂れて天下定まらん。故に湯は伊尹を用ひ、文王は呂尚を用ひ、武王は召公を用ひ、成王は周公を用ふ。且つ（一〇九）卑しき者

【一〇一】貫日は積日なり。
【一〇二】挾は浹なり。
【一〇三】使吏は使役する所の吏。
【一〇四】言ふに足らず。
【一〇五】隆正は國是なり。
【一〇六】百事を要せしむる所の者とは、百事の要約綱紀を主どる所の者、卽ち國相をいふ。
【一〇七】能く仁人を用ふる也。
【一〇八】是の理あること無し。
【一〇九】卑しき者とは、功業、王よりも卑しき者をいふ。

く、國として惡俗あらざる無し。兩者竝び行はれて(九三)國在り。(九四)上に偏すれば國安く、下に偏すれば國危し。(九五)上に一なれば王たり、下に一なれば亡ぶ。故に其法は治、(九六)其佐は賢、其民は愿、其俗は美に、四者齊へば、夫れ是を上に一なりと謂ふ。是の如くなれば則ち戰はずして勝ち、攻めずして得、甲兵勞せずして天下服す。故に湯は亳を以てし、武王は鄗を以てす、皆百里の地なり、(而も)天下、一と爲り、諸侯、臣と爲り、通達の屬、從服せざる莫かりしは、他の故無し、四者齊ひたればなり。桀紂は卽ち天下を有するの勢に厚きも、匹夫たらんことを索むも、而も得可からざりしは、是れ他の故無し、四者並び亡ければなり。故に百王の法は同じからざるも、是の歸する所の若きは一なり。

上、愛を其下に致さゞるは莫く、而して之を制するに禮を以てす。上の下に於ける、赤子を保するが如く、政令制度の、下の人百姓に接する所以、不理なる者(九七)豪末の如きだもあれば、則ち孤獨鰥寡と雖も必ず(九八)焉を加へず。故に下の上に親しむこと、歡、父母の如く、(九九)殺す可きも、順はざらしむ可からず。君臣上下、貴賤長幼、庶人に至るまで、是を以て隆正と爲さざるは莫く、然る後皆內に自ら省みて以て(一〇〇)分を謹む。是れ百王の同じうする所、而して禮法の樞要也。然る後、農は田を分ちて耕し、賈は貨を分ち

【九三】國在りは、國存在する也。
【九四】上に偏すとは、上なる者に偏する也。
【九五】上に一なりとは、上なる者に一となる也。
【九六】佐は相なり。
【九七】豪は毫なり。
【九八】不理(卽ち無理)のことを加へざる也。
【九九】死するも君命に背かず。
【一〇〇】其上を愛敬す、故に敢て其分を踰越せざる也。

天下を(八六)皐牢して之を制すること、子孫を制するが若きは、人苟くも狂惑(八七)戇陋ならざらん者、其れ誰か能く是を睹て樂まざらんや。是を欲するの主は、肩を並べて存し、能く是を建つるの士は世に絶えざるに、千歲にして合はざるは何ぞや。曰く、人主、公ならず、人臣、忠ならざれば也、人主は則ち賢を外にして(八八)偏擧し、人臣は則ち職を爭うて賢を妬む、是れ其の合はざる所以の故なり。人主胡ぞ(八九)廣焉として親疎を卹みる無く、貴賤に偏する無く、唯だ誠能を之れ求めざる。是の若くならば則ち人臣は職業を輕んじ、(九〇)賢に讓つて其後に隨はん。是の如くならば則ち舜禹還た至り、王業還た起り、功、天下を一にして、名、舜禹に配せん。物、(九一)由ほ樂しむ可きこと是の如く其れ美なる者おらんや。嗚呼、人に君たる者は、亦以て若き言を察す可し。(九二)楊朱、衢塗に哭して曰く、『此にや過ちて(足)擧ぐること蹞步にして、千里を跌はんことを覺る者ぞや』と。哀しみて之を哭しき。此れ亦榮辱安危存亡の衢のみ、此れ其の哀むべしと爲すこと、衢塗よりも甚し。嗚呼哀しい哉、人に君たる者千歲にして覺らざること。

國として治法あらざる無く、國として亂法あらざる無し。國として賢士あらざる無く、國として罷士あらざる無し。國として愿民あらざる無く、國として悍民あらざるなし。國として美俗あらざる無

【八六】皐牢なり、牢籠するを云ふ。
【八七】戇は愚なり、陋は固陋なり。
【八八】偏擧は、人を擧げ用ふることの偏頗なる也。
【八九】廣焉は、廣くして差別を立てざる貌。
【九〇】賢を妬まざる也。
【九一】由は猶なり。
【九二】楊朱は戰國の時の人、己を愛するを說く、衢塗は岐路を云ふ、蹞步は半步なり。跌は、差ふ也。

を致すを得んと欲せば、則ち王良・造父に若くは莫く、天下を調一し秦楚を制するを得んと欲せば、則ち聰明の君子に若くは莫けん。（此クノ如クバ）其の知を用ふること甚だ簡、其事を爲すこと勞せずして、功名、大を致す、甚だ處し易くして、綦めて樂しむ可き也。故に明君は以て寶と爲して、愚者は以て難しと爲す。夫れ貴、天子と爲り、富、天下を有ち、名、聖王と爲り、人を兼制して、人得て制する莫きは、是れ人情の同じく欲する所、而して王者は兼ねて是を有する者也。

色を重ねて之を衣、味を重ねて之を食ひ、財物を重ねて之を制し、天下を合して之に君とし、飲食甚だ厚く、聲樂甚だ大、臺榭甚だ高く、園囿甚だ廣く、諸侯を臣使し、天下を一にするは、是れ又人情の同じく欲する所、而して天子の禮制は是の如き者也。制度以て陳し、政令以て（八〇）挾く、官人、（八一）要を失すれば則ち死し、公侯、禮を失すれば則ち（八二）幽し、四方の國（八三）侈離の徳あれば則ち必ず滅ぼし、名聲、日月の若く、功績、天地の如く、天下の人之に應ずること影響の如きは、是れ又人情の同じく欲する所、而して王者は兼ねて是を有する者也。故に人の情、口、味を好むに、臭味焉よりも美なるは莫く、耳、聲を好むに、聲樂焉よりも大なるは莫く、目、色を好むに、（八四）文章、繁を致し、婦女焉よりも衆きは莫く、形體、佚を好むに、安重閒靜、焉よりも愉しさは莫く、心、利を好むに、穀祿焉よりも厚きは莫く、（八五）天下の同じく願ふ所を合して兼ねて之を有し、

【八〇】挾は浹なり、洽き也。
【八一】要は要約、法則なり。
【八二】幽は幽囚なり。
【八三】侈も離なり、離は乖離。
【八四】文章は、かざり也。
【八五】王者は兼有すること此の如し。

取るとは、(六九)其土地を負うて之に從ふを謂ふに非ず、(七〇)道以て人を一にするに足るのみ。(七一)彼の其人苟も一ならば、則ち其土地且た奚ぞ我を去つて他に適かんや。故に百里の地も、其等位爵服以て天下の賢士を容るるに足り、其官職事業、以て天下の能士を容るるに足り、其舊法に循ひ、其善者を擇んで、明かに之を用ふれば、以て利を好むの人を順服するに足る。賢士一に、能士官し、利を好むの人服す、三つの者具はつて、(七二)天下盡く、是の其外あることなし。故に百里の地も、以て(七三)勢を竭すに足り、忠信を致し仁義を著せば、以て人を竭すに足る、(七四)兩者合して天下取られ、(七五)諸侯後れて同する者は先づ危し。(七六)詩に曰く、『西よりし東よりし、南よりし北よりす、思ふとして服せざる無し』と。人を一にするを謂ふなり。

羿・(七七)蠭門は善く射を服する者也。王良・造父は善く馭を服する者也。聰明の君子は善く人を服する者也。人服すれば勢之に從ひ、人服せざれば勢之を去る、故に(七八)王者は人を服するに已む。故に人主、善射の遠きを射(七九)微に中るを得んと欲せば、則ち羿・蠭門に若くは莫く、善馭の速きに及び遠き

【六九】他國、自身に其土地を負ひかつぎて來りて我に從ふをいふに非ず。
【七〇】道あれば天下自ら歸する也。人を一にすとは、中外の人民を齊一する也。
【七一】彼の國の人、苟も我に歸せば、その土地奚ぞ他に往かんや。
【七二】天下の重要の事畢るなり。
【七三】勢を竭すとは、天下の勢を盡して、悉く我に歸向せしむるをいふ。
【七四】兩者とは勢を盡すと、人を竭すとをいふ。
【七五】諸侯競うて來り歸するなり。
【七六】大雅文王有聲の篇。四方皆之に歸するをいふ。
【七七】蠭門は逢蒙なり。
【七八】王者の功は、此に盡くる也。
【七九】微は微細の物なり。

り、之を移す所無ければ也。今一人を以て天下を兼聽し、(六一)日餘りあつて治足らざるは、人をして之を爲さしむれば也。大、天下を有ち、小、國を有つに、必ず自ら之を爲して然る後可とせば、則ち勞苦(六二)耗悴、焉よりも甚しきは莫からん。是の如くならば則ち(六三)臧獲と雖も肯て天子と勢業を易へじ。(六四)是を以て天下を縣け四海を一にする、何故にか必ず自ら之を爲さんとする。(自ラ)之を爲すは役夫の道也、(六五)墨子の說也、(六六)德を論じ能を使つて、之を官施するは、聖王の道也、儒の謹んで守る所なり。傳に曰く、『農は田を分ちて耕し、賈は貨を分ちて販ぎ、百工は事を分ちて勸め、士大夫は職を分ちて聽き、建國諸侯の君は土を分ちて守り、三公は方を總べて議すれば、則ち天子は己を(六七)共するのみ』と。出づるも若くし入るも若くすれば、天下、平均ならざる莫く、治辨ならざる莫し。是れ百王の同じうする所にして、禮法の大分なり。

百里の地、以て天下を取るべしとは、是れ虛ならず、其難きは人主の(六八)之を知るに在る也。天下を

【六一】日餘りありとは、閑暇多きなり。治足らずとは、治むる所の少き事をいふ。
【六二】耗は精神耗竭するをいふ。悴は顦顇なり。
【六三】臧獲は奴婢の賤者。勢業は權勢事業なり。天子の勞苦を厭へば也。
【六四】是の一人の寡きを以て、天下の重きを懸け、四海の大を一にするに、何の故にか自ら之を爲さんとする。力之に任へざるをいふ。
【六五】墨子の說は、必ず自ら勞苦す。
【六六】人を使うて自ら爲さず。官施は、百官を建てて以て職事を施設遂行する也。
【六七】共は拱なり。拱手して爲すなきを云ふ。
【六八】之は、其の取る所以の道をさす。

を治めんとす、然る後、(五三)百樂、其中に得、闇君は必ず將に樂を逐ふを急にして、國を治むるを緩にせんとす。故に憂患勝げて校る可からず、必ず身死して國亡ぶるに至つて然る後止むなり、豈に哀しからずや。將に以て樂を爲さんとして乃ち憂を得、將に以て安を爲さんとして乃ち危を得、將に以て福を爲さんとして、則ち死亡を得、豈に哀しからずや。於乎、人に君たる者、亦以て(五四)若き言を察す可し。故に國を治むるに道あり、人主に職あり、若し夫れ(五五)貫日にして治詳し、一日にして之を(五六)曲列するは、是れ夫の百吏官人をして爲さしむべき所也、是を以て(君タル者)游玩安燕の樂を傷るに足らず、若し(五七)夫れ一相を論じて以て之を兼率し、臣下百吏をして道に宿り方に鄉つて務めざるなからしむるは、是れ夫の人主の職なり。是の若くならば則ち天下を一にし、名、堯禹に配せん。人主なる者は、(五八)守、至約にして而も詳に、事、至佚にして而も功あり。衣裳を垂れ、簟席の上を下らずして、海內の民、得て以て帝王と爲すことを願はざる莫し。夫れ是を至約と謂ふ、樂焉よりも大なるは莫し。人主は人を官するを以て能と爲すもの也、匹夫は自ら能くするを以て能と爲す者也。人主は人をして之を爲さしむるを得、匹夫は則ち(五九)之を移す所無し、(六〇)百畝一守、事業、窮りあ

【五三】すべての樂を治國の中より得る也。
【五四】若き言は、此の如きの言なり。
【五五】貫日は積日なり。治詳は整治詳備なり。
【五六】曲列は委曲に列ぬる也。
【五七】論は討論選擇する也。率は領する也。道に宿るは道に止まる也。方に鄉ふは、迷はざる也。煩瑣の事は百吏に任じ、君は其大體を統ぶるをいふ。
【五八】大體を統ぶれば也。
【五九】自ら爲さざる可からざるを云ふ。
【六〇】一夫の守る所は百畝。

れば霸たり、一も無ければ亡ぶと、此を謂ふなり。

國、禮無ければ則ち正しからず、禮の國を正す所以は、之を譬ふれば、猶ほ衡の輕重（ヲ量ル）に於けるがごとく、猶ほ繩墨の曲直（ヲ正ス）に於けるがごとく、猶ほ規矩の方圓（ヲ定ムル）に於けるがごとし、故に之を（四九）錯けば、人能く誣ふる莫し。（五〇）詩に云く、『霜雪の將將たるが如く、日月の光明なるが如し、之を爲せば則ち存し、之を爲さゞれば則ち亡ぶ』と。此を謂ふ也。

國危ければ則ち樂しむの君無く、國安ければ則ち憂ふるの民無し。亂るれば則ち國危く、治まれば則ち國安し。今、人に君たる者、樂を逐ふを急にして、國を治むるを緩にす、豈過の甚しきにあらずや。之を譬ふれば、是れ猶ほ聲色を好んで、（五一）恬として耳目なきがごとし、豈哀しからずや。夫れ人の情、目は色を綦めんと欲し、耳は聲を綦めんと欲し、口は味を綦めんと欲し、鼻は臭を綦めんと欲し、心は佚を綦めんと欲す、此五綦の者は、人情の必ず免れざる所也。（五二）五綦を養ふには具あり、其具無ければ則ち五綦は得て致す可からず。萬乘の國は廣大富厚と謂ふ可し、加ふるに治辨彊固の道あり、是の如くなれば則ち恬愉にして患難なし、然る後五綦を養ふの具具はる。故に百樂は治國に生ずる者なり、憂患は亂國に生ずる者なり、樂を逐ふを急にして、國を治むるを緩にするは、樂を知る者に非ざる也。故に明君は必ず將に先づ其國

【四九】錯は置く也。誣は欺く也。

【五〇】逸詩、將將は霜雪の聲、霜雪の句は、亡ぶるをいふ。日月の句は存するをいふ。

【五一】恬は靦なり、面目の貌。

【五二】五綦を養ふには、之を養ふの具卽ち方法あり。具とは、國家の廣大富厚治辨彊國なるをいふ。

し、而るに千歳の信士あるは何ぞや、曰く、夫の千歳の法を以て自ら持する者は、是れ乃ち千歳の信士なり。故に禮義を積むの君子と與に之を爲せば則ち王たり、端誠信全の士と與に之を爲せば則ち霸たり、權謀傾覆の人と與に之を爲せば則ち亡ぶ、三つの者は明主の謹んで擇ぶべき所、仁人の務めて白にすべき所なり。善く之を擇ぶ者は人を制し、善く之を擇ばざる者は人之を制す。彼の國を持するものは、(四二)必ず以て獨りす可からざるなり。然らば則ち彊固榮辱は、(四三)相を取るに在り。(四四)身も能に相も能なる、是の如き者は王たり。身不能なるも、恐懼して能者を求むるを知れる、是の如き者は彊し。身不能なるに、恐懼して能者を求むるを知らず、安に唯だ(四五)便僻左右の己に親比する者を之れ用ふる、是の如き者は危削せられ、之を綦むれば亡ぶ。國なる者は之を巨用すれば則ち大、之を小用すれば則ち小、大を綦むれば王たり、小を綦むれば亡ぶ、(四六)小巨分流するものは存す。之を巨用する者は義を先にして利を後にす。安に親疎を卹みず、貴賤を卹みず、唯だ誠能を之れ求む、夫れ是を之を巨用すと謂ふ。之を小用する者は、利を先にして義を後にす、安に是非を卹みず、曲直を治めず、唯だ便僻の己に親比する者を之れ用ふ、夫れ是を之を小用すと謂ふ。之を巨用する者は彼の若く、之を小用する者は此の若し、小巨分流する者は亦一は彼の若く、亦一は此の如し。故に曰く、(四七)粹なれば王たり、(四八)駁な

(四二) 獨を以ては治む可からず。
(四三) 相は輔臣なり。
(四四) 身は君をさす。
(四五) 便僻は便嬖なり。
(四六) 小巨分流は大小相半する也。
(四七) 粹は純粹なり。
(四八) 駁は雜駁なり。

後世、惡を言へば則ち必ず稽ふ。是れ他の故無し、唯だ其の禮義に由らずして權謀に由りたればなり。三つの者は、明主の謹んで擇ぶべき所、仁人の務めて白にすべき所なり。善く擇ぶ者は人を制し、善く擇ばざる者は人之を制す。國なる者は天下の大器なり、重任なり。善く爲めに（三三）所を擇んで而る後之を錯かざる可からず、險に錯けば則ち危し。善く爲めに道を擇んで然る後之に道らざる可からず、塗、（三四）薉なれば則ち塞がる。危塞なれば則ち亡ぶ。彼の國を錯くとは、焉を（三五）封ずるの謂に非ず。何の法にか之れ道り、誰が子とか之れ與にせん。故に王者の法に道り、王者の人と與に之を爲せば、則ち亦王たり、霸者の法に道り、霸者の人と與に之を爲せば、則ち亦霸たり、亡國の法に道り、亡國の人と與に之を爲せば、則ち亦亡ぶ。三つの者は、明主の謹んで擇ぶべき所にして、仁人の務めて白にすべき所なり。故に國なる者は重任なり、（三六）積を以て之を持せざれば則ち（三七）立たず、故に國なる者は世〻新たなる所以の者なり。（三八）是れ憚憚として變ずるに非ざる也、（三九）玉を改むれば行を改むる也。故に一朝の日なり、一日の人也、然るに（四〇）厭焉として千歲の國あるは何ぞや。曰く、夫の千歲の信法を援りて以て之を持し、安に夫の（四一）千歲の信士と與に之を爲せば也。人に百歲の壽無

【三三】所は處なり。錯は置く也。
【三四】薉は穢なり。蕪惡にしてあれたる所也。
【三五】封は封土の封の義。
【三六】積は積久の法。
【三七】傾覆する也。
【三八】國はたゞ繼世の主自ら新にするのみ、此れ積文の法坦坦然として變ずるなし。憚憚は坦坦なり。
【三九】玉は佩玉なり。行は行步なり。佩玉を改むれば、行步自ら改まること、猶ほ國の世世に新なるが如し。
【四〇】厭焉は動かざる貌。
【四一】百世不易信ず可きの士をして政を爲さしむるをいふ。

(二三)郷ひ、勞佚を審にし、蓄積を謹み、戰備を脩め、(二四)齺然として上下相信じて、天下、之に敢て當る莫し。故に齊桓・晉文・楚莊・吳の闔閭・越の句踐、是れ皆僻陋の國也。(而)威、天下を動かし、彊、中國を殆くせるは、他の故無し、略ぼ信なれば也。是れ所謂信立てば霸たる也。

(二五)國を挈げて以て功利を呼びて、其義を張り其信を齊すを務めず、唯だ利を之れ求め、內は則ち其民を詐るを憚らずして小利を求め、外は則ち其與を詐るを憚らずして大利を求め、內は其の有する所以を脩正せずして、然も常に人の有を欲す。是の如くなれば則ち臣下百姓、詐心を以て其上を待たざる莫し。上、其下を詐り、下、其上を詐れば、則ち是れ上下(二六)析るるなり、是の如くならば則ち敵國、之を輕んじ、與國、之を疑ひ、權謀日に行はれて、國、危削を免かれじ、之を綦むれば亡ぶ、(二七)齊閔・(二八)薛公是れなり。故に(二九)彊齊を用ひて、以て禮義を脩むるに非ず、以て政敎に本づくに非ず、以て天下を一にするに非ず。(三〇)綿綿常に引を結びて外に馳するを以て務めと爲す。故に彊は南は以て楚を破るに足り、西は以て秦を詘するに足り、北は以て燕を敗るに足り、中は以て宋を擧ぐるに足れるも、(一旦)燕趙起つて之を攻むるに及以んで、(三一)槁を振ふが若く然り、身死し國亡びて、天下の(三二)大戮と爲り、

【二三】郷は嚮なり。
【二四】齺然は齒の上下相向ふを云ふ。
【二五】擧國務むる所唯だ功利なり。
【二六】析は離析、乖離なり。
【二七】齊閔は齊の閔王。
【二八】薛公は閔王の相たる孟嘗君田文。
【二九】彊齊は强き齊國。
【三〇】綿綿は絶えざる貌、引は靷、引を結ぶは車を馳する也。說客をして他國に馳騁せしむる
【三一】槁は、かれき。滅べるの容易なるを云ふ。
【三二】戮は戮辱なり。

(一三)綦定るなり。綦定まつて國定まり、國定まつて天下定まる。仲尼は置錐の地無きも、義を志意に誠にし、義を身行に加へて、之を言語に著し、(一四)濟るの日、天下に隱れず、名後世に垂れき。況や今亦天下の顯諸侯を以て、義を志意に誠にし、義を法則度量に加へ、之を著はすに政事を以てし、案に之を申重するに貴賤殺生を以てし、(一五)襲然として終始猶ほ一のごとくならしめんに、是の如くならば、則ち夫の名聲の天地の間に(一六)部發するや、豈に日月雷霆の如く然らざらんや。故に曰く、國を以て義を(一七)齊せば、一日にして名聲白なりと、湯武是なり。湯は亳を以てし、武王は鄗を以てす、皆百里の地なり、而も天下、一となり、諸侯、臣となり、通達の屬、從服せざる莫かりしは、他の故無し、義を濟せるを以てなり、是れ所謂義立てば王たるなり。德未だ至らずと雖も、義未だ濟らずと雖も、然も(一八)天下の理略ほ奏し、刑賞已諾、天下に信ぜられ、臣下曉然として皆其の(一九)要す可きを知る、政令已に陳ぶれば、(二〇)利敗を覩ると雖も、其民を欺かず、約結已に定まれば、利敗を覩ると雖も、其(二一)與を欺かず、是の如くならば則ち兵勁く城固く、敵國、之を畏れ國一に綦明かに、與國、之を信じ、僻陋の國に在りと雖も、威、天下を動かさん、(二二)五伯是なり。政敎に本づくに非ず、降高を致すに非ず、文理を綦むるに非ず、人の心を服するに非ず、方略に

(一三) 綦は極なり、標準なり。
(一四) 濟るの日は、成功の後なり。
(一五) 襲然はかさぬる貌。
(一六) 部は剖なり。剖發は顯明なり。
(一七) 齊は濟なり。
(一八) 條理略ほ節奏あるなり。
(一九) 要は約なり。
(二〇) 利敗は利害なり。
(二一) 與は與國なり。
(二二) 五伯は五霸なり。

(一)王霸篇

國なる者は　(二)天下の利用なり、人主なる者は天下の　(三)利勢なり。道を得て以て之を持すれば、則ち大安なり、大榮なり、積美の源なり。道を得て以て之を持せざれば則ち大危なり、大累なり、(四)之あるは之無きに如かず、(五)其綦まるに及んでや、(六)匹夫たらんを索むとも得可からざるなり、(七)齊湣・宋獻是なり。故に人主は天下の利勢なり。然れども自ら安んずる能はず、之を安んずる者は必ず　(八)將た道なり。故に國を用ふる者は、義立てば王たり、信立てば霸たり、權謀立てば亡ぶ、三つの者は明王の謹んで擇ぶべき所、仁人の務めて　(九)白にすべき所なり。(一〇)國を挈げて以て禮義を呼ぶも、(一一)以て之を害する無し、一不義を行ひ、一無罪を殺して、天下を得るは、仁者は爲さゞるなり。(一二)擽然として心を扶持すると、固に且た是の如く其れ固し、與に以て爲す所の者は則ち擧く義士なり、國家の刑法を布陳するを爲す所以の者は則ち擧く義法なり、主の、極めて然りとし群臣を帥ゐて之に首嚮する所の者は擧く義志なり、是の如くなれば則ち下、上を仰ぐに義を以てす、是れ

【一】以て王たり以て霸たり以て亡ぶる所以を論ず。
【二】天下に於て最も利なるもの。
【三】勢の最も利なるもの。
【四】之は、國と主權とをさす。
【五】大危大累を極むるなり。
【六】匹夫たらんことを索むとは、國を舍て主權を舍つるなり。
【七】齊の湣王は弑せられ、宋の獻公は滅ぼさる。
【八】道に由れば則ち安し。
【九】白は明なり。
【一〇】擧國務むる所唯禮義也。
【一一】人之を害とせず。
【一二】擽然は堅き貌。

を詘し(一七八)膕を撓げて、(一七九)廬屋の妾の若しと雖も、由ほ將に以て之を免るるに足らざらんとす。(一八〇)故に人を一にするの道あるに非ずして、直に將に(一八一)巧繁拜請して之に畏事せんとするも、則ち以て國を持し身を安んずるに足らず、故に明君は道らざる也。必ず將に禮を脩めて以て朝を齊へ、法を正して以て官を齊へ、政を平にして以て民を齊へんとす。然る後、(一八二)節奏、朝に齊ひ、百事、官に齊ひ、衆庶、下に齊ふ。是の如くば則ち近き者は競ひ親しみ、遠方は(一八三)願を致し、上下、心を一にし、三軍、力を同じくし、名聲は以て之を(一八四)暴炙するに足り、威强は以て之を(一八五)捶笞するに足り、拱揖指揮して、强暴の國も(一八六)趨使せざること莫からん。之を譬ふるに是れ猶ほ(一八七)烏獲と焦僥と(相)搏つがごとし。故に曰く、强暴の國は事ふるは難く、强暴の國をして我に事へしむるは(一八八)易しと。此を謂ふ也。

【一七八】膕は、ひかゞみ。撓は曲ぐる也。
【一七九】廬屋の妾は官府の賤役に服する者。
【一八〇】人を一にすとは、人民を齊一にして以て暴國を拒ぐをいふ。
【一八一】繁は敏なり。巧敏は便佞の義。
【一八二】節奏は、禮の節文なり。
【一八三】願を致すは、深く願つて來りつく也。韓詩外傳には「願ひて至る」に作る。長ぜるに似たり。
【一八四】暴は曝なり。曝炙は日の曝すが如く火の炙るが如く、名聲の赫赫たるをいふ。
【一八五】捶笞は、むちうつ也。
【一八六】我が爲めに趨走して使をなす也。
【一八七】烏獲は、秦の力人にして、千鈞を擧ぐるもの。焦僥は、短人にして、長け三尺。搏は鬪ふ也。
【一八八】僅に禮を修め法を正し政を平にすれば足る。

る者攻めざるなり。名の爲にする者(一六六)せず、利の爲めにする者せず、忿りの爲めにする者せず、則ち國、磐石よりも安く、(一六七)旗翼よりも壽なり、人皆亂るるも、我は獨り治まり、人皆危きも、我は獨り安く、人皆之を失喪するも、我は獨り按に起つて之を制す。故に仁人の國を用ふるや、特に將に其有を持せんとするのみに非ず、又將に人を(一六八)兼ねんとす。(一六九)詩に曰く、『淑人君子、其儀(道三)忒はず、其儀忒はざれば、是の四國を正す』と。此を謂ふなり。

國を持するの難易は、強暴の國に事ふるは難く、強暴の國をして我に事へしむるは易し。(一七〇)之に事ふるに貨寶を以てすれば、則ち貨寶單くるも交結ばれず、約信盟誓もてすれば、則ち(一七一)約定まるも畔くこと日なく、(一七二)國の錙銖を割いて以て之に賂へば、則ち割くと定まるも(彼ノ)欲厭くこと無し。之に事ふると彌〻煩にして、(一七三)其の人を侵すこと愈〻甚し、必ず資單き、(一七四)國擧がるに至つて然る後已む、堯を左にして舜を右にすと雖も、未だ能く此道を以て免るるを得る者あらざる也。之を譬ふるに、是れ猶ほ處女をして寶珠を(一七五)嬰け、寶玉を佩び、黃金を負戴して、中山の盜に遇はしむるがごとし、之が爲めに(一七六)逢蒙視し、(一七七)要

【一六六】せずは、攻めざる也。
【一六七】旗翼は箕翼、星の名。
【一六八】兼は、兼れ有する也。
【一六九】曹風鳲鳩の篇。四國は四方の國なり。
【一七〇】之は強暴の國をさす。
【一七一】約僅に定まれば已に又背く。

【一七二】地を割くをいふ。
【一七三】其は强暴の國をさす。
【一七四】國擧がるは、國全く奪はるる也。
【一七五】嬰は繫くる也。
【一七六】逢蒙視は畏れて敢て正視せざるをいふ。
【一七七】要は腰なり。

ち之を忿るなり。仁人の、國を用ふるは、將に志意を脩め、身行を正し、隆高を伉げ、忠信を致し、文理を綦めんとす。布衣(一五一)紃屨の士も是を誠にすれば、則ち窮閻漏屋に在りと雖も、王公も之と名を爭ふ能はず、(一五二)國を以て之を載へば、則ち(一五三)天下も之を能く隱匿する莫し、是の若くなれば則ち(一五四)名の爲めにする者攻めざるなり。(仁人ノ國ヲ用フル)將に田野を辟き、倉廩を實し、備用を便にし、上下心を一にし、三軍力を同じくせんとす、(敵國)之と(一五五)遠擧極戰すれば則ち不可、境内の(一五六)聚や、(一五七)固を保ち、(一五八)可を視、(一五九)其軍を午へ其將を取ること、(一六〇)麷を撥くが若し、(一六一)彼、之を得るも、以て傷を藥し敗を補ふに足らず、(一六二)彼は其爪牙を愛し、其仇敵を畏る、是の如くなれば、則ち利の爲めにする者攻めざるなり。(仁人ノ國ヲ用フル)將に(一六三)小大强弱の義を脩めて以て之を持愼せんとす、禮節は將に甚だ文ならんとし、(一六四)珪璧は將に甚だ碩ならんとし、貨賂は將に甚だ厚ならんとし、之を說く所以の者は、必ず將に雅文辯慧の君子ならんとす。(一六五)彼苟くも人意あらば、夫れ誰か能く之を忿らん、是の如くなれば則ち之を忿

【一五一】紃屨は粗繩の履。
【一五二】國君たるもの此數行を行ふときは。載は行ふ也。
【一五三】其聲譽著明なるをいふ。
【一五四】有道の國を伐つに、惡名あるを憚るなり。
【一五五】遠擧は遠征なり。極戰は苦戰なり。
【一五六】聚は屯聚したる兵士。
【一五七】固は險固なり。
【一五八】隙の乘ずべきを視て動く。
【一五九】其は敵をさす。午は迕也。
【一六〇】麷は、いりむぎ。其易きを言ふ。
【一六一】得る所、亡ふ所に若かざるを言ふ。
【一六二】戰へば則ち敗れて其爪牙の士を失ふ。
【一六三】小大强弱の義とは、弱小を以て强大に事ふるの義。
【一六四】珪璧は禮物なり。碩は大なり。
【一六五】彼は、敵をいふ。

縣鄙は財の本也、(一四五)垣窌倉廩は財の末也。百姓時に和し、事業、叙を得るは、貨の源也、(一四六)等賦府庫は貨の流也。故に明主は必ず謹んで其和を養ひ、其流を節し、其源を開いて、時に斟酌す、潢然として、天下をして必ず餘ありて、上をして不足を憂へざらしむ。是の如くば、則ち上下倶に富み、(一四七)交〻之を藏するに所無けん。是れ國計を知るの極也。故に禹は十年水し、湯は七年旱して、而も天下、菜色の者無く、十年の後、年穀復た熟して、(一四八)陳積餘りありしは、是れ他の故無し。本末源流を知れるの謂なり。故に田野荒れて倉廩實ち、百姓虛しくして府庫滿つるは、夫れ是を(一四九)國蹶といふ。其本を伐り、其源を竭して、之を其末に幷せて、然も主相(之ヲ)惡むことを知らざれば、則ち其傾覆滅亡、立ちて待つ可く、(一五〇)國を以て之を持するも、以て其身を容るるに足らず。夫れ是を至貪と謂ふ。是れ愚主の極なり。將に以て富を求めんとして、而して其國を喪ひ、將に以て利を求めんとして、而して其身を危くす。古に萬國ありて、今十數のみ有るは、是れ他の故無し、其の之を失へる所以は一なり。人に君たる者、亦以て覺る可し。(之ヲ覺ラバ)百里の國も、以て獨立するに足らん。

凡そ人を攻むる者は、以て名の爲めに非ざれば、則ち案に以て利の爲めにするなり。然らざれば則

【一四五】窌は地を掘りて穀を藏する所。
【一四六】等賦は、等差を以て賦を制する也。
【一四七】其儲積多きを云ふ。
【一四八】陳積は、久しく積み置きたる穀物。
【一四九】國蹶は國の傾倒するなり。
【一五〇】一國の力を以て、君を戴く也。

らざるは、是れ闇主已。凡そ主相臣下百吏の屬、其の貨財取與計數に於けるや（二三四）順熟盡察に、其禮義節奏や（二三五）芒軔僈楛なるは、是れ（二三六）辱國のみ。其耕者は田を樂み、其戰士は難に安んじ、其百吏は法を好み、其朝廷は禮を隆び、其卿相は（二三七）調議するは、是れ治國のみ。其朝廷を觀れば則ち其貴き者賢に、其官職を觀れば則ち其治むる者能に、其便嬖を觀れば則ち其信ぜらるる者愨なるは、是れ明主のみ。凡そ主相臣下百吏の屬、其の貨財取與計數に於けるや寬饒簡易に、其の禮義節奏に於けるや（二三八）陵謹盡察なるは、是れ榮國のみ。賢齊しければ則ち其親しき者先づ貴く、能齊しければ則ち其（二三九）故き者先づ官す、其臣下百吏、汙者皆化して（二四〇）脩、悍者皆化して（二四一）愿、躁者皆化して愨なるは、是れ明主の功のみ。國の强弱貧富を觀るに徵あり。上、禮を隆ばざれば則ち兵弱く、上、民を愛せざれば則ち兵弱く、已諾、信ならざれば則ち兵弱く、慶賞漸めざれば則ち兵弱く、將率不能なれば則ち兵弱し。上、攻を好み功を取れば則ち國貧しく、上、利を好めば則ち國貧しく、士大夫衆ければ則ち國貧しく、（二四二）工商衆ければ則ち國貧しく、（二四三）制數度量無ければ則ち國貧し。下貧しければ則ち上貧しく、下富めば則ち上富む。故に（二四四）田野

【二三四】收斂なるを云ふ。

【二三五】芒は昧。軔は柔。僈は慢。楛は濫。

【二三六】辱國は、陵辱せらるゝ國。

【二三七】調議は、調和して政事を議定する也。

【二三八】陵は稜なり、廉隅あるなり。

【二三九】故は故舊なり。

【二四〇】脩は淸き也。

【二四一】愿は、すなほ也。

【二四二】農業に從事する者少き也。

【二四三】限量を爲さゞれば則ち物耗費す。

【二四四】二千五百家を縣と云ひ五百家を鄙と云ふ。財の本は民にあり、上に貯ふるに非ず。

保するが如し。是の若し、故に姦邪作らず、盜賊起らずして、善に化する者勸勉す。是れ何ぞや、則ち其道は（二三）易く、（二四）其塞は固く、其政令は一に、（二五）其防表は明かなればなり也。故に曰く、『上一なれば則ち下一なり、上二なれば則ち下二なり。之を譬ふるに、（二六）屮木の枝葉は必ず本に類するが若し』と。此を謂ふ也。

（二七）利せずして之を利とするは、利して後之を利とするの利なるに如かざる也、愛せずして之を用ふるは、愛して後之を用ふるの功あるに如かざる也。利して後之を利とするは、（二八）利して利とせざる者の利なるに如かざる也、愛して後之を用ふるは、愛して用ひざる者の功あるに如かざる也。利して利とせず、愛して用ひざる者は天下を取る。利して後之を利とし、愛して後之を用ふる者は社稷を保つ。利せずして之を利とし、愛せずして之を用ふる者は國家を危くす。

國の治亂臧否を觀るに、（二九）彊易に至つて、端已に見ゆ、（三〇）其候徼は支繚に、（三一）其竟關の政は盡察なるは、是れ亂國のみ。其境に入りて、其田疇は穢し、都邑は（三二）露なるは、是れ貪主のみ。其朝廷を觀れば則ち其貴き者賢ならず、其官職を觀れば則ち其治むる者能ならず、其（三三）便嬖を觀れば則ち其信ぜらるる者愨な

【二三】平易にして行ふ可し。
【二四】塞は閉塞なり。禁じて行はしめざる也。
【二五】防表は規矩標準なり。
【二六】屮は草の古字。
【二七】民を利せずして、君、利を取る。
【二八】民を利して上自ら利せず。
【二九】易は埸と同じ、國境を云ふ。
【三〇】候徼は國境の斥候、巡警を云ふ。支繚は支分繚亂なり。
【三一】竟は境なり。政は征稅なり。盡察は苛察に過ぐるなり。
【三二】露は敗れて障壁など無き也。
【三三】便嬖は侍臣なり。愨は、まこと也。

冬は凍寒せず、急なるも力を傷らず、緩なるも時に後れざらしむ。事成り功立てば、上下俱に富みて、百姓皆其上を愛し、人之に歸すること流水の如く、之に親みて歡ぶこと、父母の如く、之が爲めに出死斷亡して愉む者は、他の故無し、忠信調和(二一)均辨の至なれば也。故に國に君とし民に長たる者、時に趨き功を遂げんと欲すれば、則ち和調(二二)累解なれば、疾に急ぐよりも速かに、忠信均辨なれば、賞慶よりも說ばれ、必ず先づ其の我に在る者を脩正して、然る後徐に其の人に在る者を責むれば、刑罰よりも威れらる。(此ノ)三德のもの、上に誠あらば、則ち下、之に應ずること影響の如くならん、明達する無からんと欲すと雖も得んや。(二三)書に曰く、『乃ち大明にして服すれば、惟れ民其れ勅懋し、和するや疾き有り』と。此を謂ふ也。故に敎へずして誅すれば、則ち刑繁くして(二四)邪に勝たず、敎へて誅せざれば、則ち姦民懲りず、誅して賞せざれば、則ち(二五)勤厲の民勸まず、(二六)誅賞して類せざれば則ち下、疑ひ、俗、險にして、百姓、一ならず。故に先王、禮義を明にして以て之を一にし、忠信を致して以て之を愛し、賢を尙び能を使うて以て(二七)之を次で、爵服慶賞以て之を(二八)申重す、(二九)其事を時にし、(三〇)其任を輕くして、以て之を(三一)調齊し、(三二)潢然として之を兼覆し、之を養長すること、赤子を

【二一】均辨は平均明察。
【二二】累解は煩累を解く也。
【二三】康誥の篇の語。勅懋は、つとむる也。勅は一に力に作る。
【二四】邪なるもの多き也。
【二五】厲は勵なり。
【二六】誅、罪に當らず、賞、功に當らず。
【二七】適當の位次に置く也。
【二八】申重は、かさぬる也。
【二九】長く勞せしめざるなり。
【三〇】力を量りて使ふ也。
【三一】調齊は統一なり。
【三二】潢然は水大に至る貌。

を非として而も日に爭ひ、勞苦(九五)頓萃して而も愈ふ功なく、(九六)愀然として憂戚し、樂を非として日に和せざらん。(九七)詩に曰く、『天方に薦に瘥ましめ、喪亂弘多なり、民言嘉きこと無きも、憯て懲嗟する莫し』と、此を謂ふ也。

(九八)事を垂れて民を養ひ、之を(九九)拊循し、之を(一〇〇)呴嘔し、冬日は則ち之が(一〇一)饘粥を爲り、夏日は則ち之に(一〇二)瓜麩を與へ、以て(一〇三)少頃の譽を偸取す、是れ偸道なり。以て少頃く姦民の譽を得べきも、然れども長久の道に非ざる也、事必ず就らず、功必ず立たじ、是れ姦治なる者也。(一〇四)傮然として、(一〇五)時を要して民を務めしめ、事を進め、(一〇六)功を長じ、(一〇七)非譽を輕んじて、(一〇八)民を失ふに恬んず、事進んで、百姓之を疾む、是又不可なり、(一〇九)偸偏なる者也、徒に毀壞墮落するのみにて、必ず反つて功無からん。故に事を垂れて譽を養ふも不可なり、功を遂ぐるを以て民を忘るるも亦不可なり、皆姦道なり。故に古人の之を爲すは然らず、民をして夏は(一一〇)宛暍せず、

【九五】頓萃は、つかるゝ也。萃は瘁に通ず。

【九六】愀然は、憂ふる貌。

【九七】小雅節南山の篇。政を爲すこと宜しきを得ず、是を以て神怒りて之に重ぬるに喪亂を以てす、人怨みて其上を謗讟す、然れども政を爲す者、曾て懲創咨嗟して其の自ら改むる所以を求めず。

【九八】事を垂るとは、强ひて民の爲めに事業を起す也。

【九九】拊循は撫循なり。

【一〇〇】呴嘔は嬰兒の語聲、撫愛の意。

【一〇一】饘粥は、かゆ。

【一〇二】麩は、麥の粥。

【一〇三】少頃は、しばらくなり。偸取は、かりそめに取るなり。

【一〇四】傮然は力を盡す貌。

【一〇五】勞役を以て民を强ふ。

【一〇六】上の功利を益す。

【一〇七】非は誹なり。

【一〇八】民を失ふは、民心を失ふ也。

【一〇九】偸偏は、かりそめにしてかたよる也。

【一一〇】宛暍は蘊暍なり、暑氣に中るを云ふ。

にするに足らず、不富不厚の以て下を（八七）管するに足らず、不威不彊の以て暴を禁じ悍に勝つに足らざるを知る。故に必ず將に大鐘を撞き、鳴鼓を擊ち、笙竽を吹き、琴瑟を彈じて、以て其耳に（八八）塞さんとし、必ず將に（八九）錭琢刻鏤、黼黻文章以て其目に塞さんとし、必ず將に芻豢稻粱、五味芬芳以て其口に塞さんとす。然る後、人徒を衆くし、官職を備へ、慶賞を漸め、刑罰を嚴にして、以て其心を戒しめ、天下生民の屬をして、皆己の願欲する所の、擧く是に在るを知らしむ、故に其賞、行はる、皆己の畏恐する所の擧く是に在るを知らしむ、故に其罰、威あり。賞行はれ罰威あれば、則ち賢者得て進む可く、不肖得て退く可く、能不能得て官す可き也。是の若くば、則ち萬物宜しきを得、事變、應を得、上、天の時を得、下、地の利を得、中、人の和を得、則ち財貨（九〇）渾渾として泉源の如く、（九一）汸汸として河海の如く、（九二）暴暴として丘山の如く、時に焚燒せざれば、之を藏するに所無からん。夫れ天下何ぞ不足を患へんや。故に儒術誠に行はれば、則ち天下大にして富み、佚して功あり、◎鐘を撞き鼓を擊つて和せん。（九三）詩に曰く、『鐘鼓喤喤たり、磬筦將將たり、福を降す穰穰たり、福を降す簡簡たり、威儀反反たり、既に醉ひ既に飽き、福祿來り反る』と、此を謂ふなり。故に墨術誠に行はれば、則ち天下、儉を尙んで而も彌〻貧に、（九四）鬬

【八七】管は管領なり。
【八八】塞は充たす也。
【八九】錭は彫なり。
【九〇】渾渾は、水の絕えざる貌。
【九一】汸汸は水の多き貌。汸は滂なり。
【九二】暴暴は委積多き貌。
【九三】周頌執競の篇。喤喤は聲和する貌、筦は管と同じ、笛なり、將將は聲和する貌、簡簡は大なる貌、穰穰は衆多の貌、反反は順習の貌。
【九四】墨子に非攻篇あり。

と、求めざるや。我以へらく、墨子の樂を非とするは、則ち天下をして亂れしめ、墨子の用を節するは、則ち天下をして貧ならしむと。（七八）將に之を墮たんとするに非ざれども、說、免れざるなり。墨子は大、天下を有ち、小、一國を有つも、將に蹙然として麤を衣惡を食ひ、憂戚して樂を非とせんとす。是の若くなれば則ち瘠す、（七九）瘠すれば則ち（八〇）欲に足らず、（八一）欲に足らざれば則ち賞行はれず。墨子は大、天下を有ち、小、一國を有つも、將に人徒を少くし、官職を省き、功を上んで勞苦し、百姓と事業を均しくし、功勞を齊しくせんとす、是の若くなれば則ち（八二）威あらず、威あらざれば則ち罰行はれず。賞行はれざれば則ち賢者得て進む可からず、罰行はれざれば則ち不肖者得て退く可からず。賢者得て進む可からず、不肖者得て退く可からざれば、則ち能不能得て（八三）官す可からざる也。是の若くば則ち萬物、宜しきを失ひ、事變、應を失ひ、上、天の時を失ひ、下、地の利を失ひ、中、人の和を失ひ、天下（八四）敖然として燒く若く焦ぐるが若けん。墨子之が爲に（八五）褐を衣索を帶にし、（八六）菽を啜り水を飲むと雖も、惡んぞ能く之を足さんや。旣に以て其本を伐り其原を竭して、天下を焦せばなり。故に先王聖人の之を爲すは然らず、夫の人の主上と爲る者、不美不飾の以て民を一

【七八】墨子の意必ずしも天下を隳毀せんとするには非ざるべきも、其說は則ち玆に至らざるを得ず。
【七九】奉養薄き也。
【八〇】欲を滿たすに足らず。
【八一】賞は厚きが故に行はる、薄くして欲に足らざれば行はれず。
【八二】君、臣と事を同じくす、故に君威なし。
【八三】官とは、各〻其任に當りて差錯無きをいふ。
【八四】敖然は、熬然なり。煎りあぶる貌。天下足らずして亂るるをいふ。
【八五】麤衣。
【八六】惡食。

を多くして田を肥すは、是れ農夫衆庶の事也。時を守りて民を力めしめ、事を進めて功を長じ、百姓を和齊し、人をして(六八)偸らざらしむるは、是れ(六九)將率の事也。高き者早せず、下き者水せず、寒暑和節して、五穀時を以て熟するは、是れ天地の事也。若し夫れ兼ねて之を覆ひ、兼ねて之を愛し、兼ねて之を制し、歳、凶敗水旱すと雖も、百姓をして凍餒の患無からしむるは、則ち是れ聖君賢相の事也。墨子の言、(七〇)悄悄然として、天下の爲めに不足を憂ふ。夫れ不足は天下の公患には非ず、特に墨子の私憂過計のみ。今、是の土の五穀を生ずるや、人善く之を治むれば、則ち畝ごとに(七一)數盆、一歳にして再び之を穫る、(七二)然る後瓜桃棗李、一本にして數ふるに、盆鼓を以てす、然る後、葷菜百蔬、(七三)澤を以て量る、然る後、六畜禽獸、(七四)一にして車を剸にし、黿鼉魚鼈鰌鱣、時を以て(七五)別れ、一にして群を成す、然る後、飛鳥鳧鴈、(七六)烟海の若し、然る後、昆蟲萬物其間に生ず、以て相食養す可き者、勝げて數ふ可からざる也。(何ゾ墨子ノ如ク不足ヲ憂ヘン。)夫れ天地の萬物を生ずるや、固より餘あり、以て人を食ふに足る。麻葛繭絲鳥獸の羽毛齒革や、固より餘あり、以て人に衣するに足る。夫の有餘不足は天下の公患に非ず、特に墨子の私憂過計のみ。(七七)天下の公患は亂之を傷るにあり。胡ぞ嘗試に相與に、之を亂る者は誰ぞ

【六八】偸は怠る也。
【六九】古は將帥は平時に州長黨正なり。
【七〇】悄悄然は憂ふる貌。墨子儉を尙び節用を說く。
【七一】盆は量の名。
【七二】然る後は、其以外といふが如し。
【七三】澤に滿つる也。
【七四】一獸にして一車に滿つるなり。
【七五】別は孚別なり。
【七六】遠く望めば多くして烟の海を覆へる如し。
【七七】有餘あるものを亂りて不足ならしむるなり。

曰く、『我が任我が輦、我が車我が牛、我が行既に集る、蓋ぞ云に歸せざる』と。此を謂ふなり。故に曰く、君子（五四）徳を以てすれば、（五五）小人（五六）力を以てすと。力は徳の（五七）役なり、百姓の力は（五八）之を待つて後、功あり、百姓の群、之を待つて後、和し、百姓の財、之を待つて後、聚まり、百姓の勢、之を待つて後、安く、百姓の壽之を待つて後、長じ。父子(之)得ざれば親しまず、兄弟(之)得ざれば順ならず、男女(之)得ざれば歡せず、少者以て長じ、老者以て養はる。故に曰く、天地之を生じ、聖人之を成すと。此を謂ふ也。今の世は而ち然らず、（五九）刀布の斂を厚くして、以て（六〇）之が財を奪ひ、田野の稅を重くして以て之が食を奪ひ、關市の（六一）征を苛くして以て其事を難くす。然るのみならず、有た（六二）掎挈伺詐、權謀傾覆、以て相顚倒し、以て之を靡弊す、百姓曉然として、皆、其汙漫暴亂にして將に大に危亡せんとするを知る。是を以て臣或は其君を弑し、下或は其上を殺し、其城を（六三）鬻ぎ、其節に倍いて、其事に死せざる者は、他の故無し、人主自ら之を取るなり。（六四）詩に曰く『言として讎いざる無く、徳として報いざる無し』と。此を謂ふなり。

天下を兼足するの道は、分を明にするに在り。（六五）地を掩ひて畝を表し、（六六）艸を刺ち穀を殖し、（六七）糞

【五四】徳を以て下を撫す。
【五五】小人は下民をいふ。
【五六】力を以て上に事ふ。
【五七】役は使役なり。
【五八】之は君上の徳をいふ。
【五九】刀布は錢貨なり。斂は收斂なり。
【六〇】之は下百姓をいふ。
【六一】征は稅なり。
【六二】掎は後より引く。挈は前に在りて揭ぐる、伺は偵察してあばき出す也。
【六三】鬻は賣なり。城を以て敵に賣る也。
【六四】大雅抑の篇。讎は報也。
【六五】境界を明にす。
【六六】艸は古の草の字。刺は絕つ也。
【六七】糞は、こやし。

(四一)其外を求めず。(四二)詩に曰く、『雕琢せる其章、金玉なる其相、亹亹たる我王、四方を綱紀す』と。此を謂ふなり。若し夫れ、色を重ねて之を衣、味を重ねて之を食ひ、財物を重ねて之を制し、天下を合して之に君たるは、特に以て淫泰を爲すに非ず。固に以て、天下に王とし、萬變を治め、萬物を(四三)材し、萬民を養ひ、天下を兼制するは、仁人の善きに若くもの莫しと爲せばなり。夫の故に、(四四)其知慮は以て之を治むるに足り、其仁厚は以て之を安んずるに足り、其德音は以て之を化するに足る、(四五)之を得れば則ち治り、之を失へば則ち亂る。百姓誠に其(四六)知を賴む、故に相率ゐて之が爲めに勞苦して、以て務めて之を佚し、以て其知を養ふ也。(百姓)誠に(四七)其厚を美とす、故に之が爲めに(四八)出死斷亡して以て之を(四九)覆救し、以て其厚を養ふ也。(百姓)誠に其(五〇)德を美とす、故に之が雕琢刻鏤・黼黻文章を爲して、以て之を(五一)藩飾し、以て其德を養ふ也。故に仁人、上に在れば、百姓之を貴ぶと(五二)帝の如く、之を親しむと父母の如く、之が爲めに出死斷亡して愉ぶ者は、他の故無し、其の是とする所誠に美に、其の得る所誠に大に、其の利する所誠に多なれば也。(五三)詩に

【四一】外飾を求めず。
【四二】大雅棫樸の篇。章は文なり。相は質なり。亹亹は勤勉の貌。
【四三】材は裁なり。
【四四】其は君をさす。
【四五】之は君をさす。
【四六】知は知慮なり。
【四七】厚は仁厚なり。
【四八】出死斷亡は、己が身命を棄てて之に趨くを言ふ。出死は其死力を出す也。斷亡は決死なり。
【四九】覆救は蔽ひ救ふ也。
【五〇】德は德音なり。
【五一】藩飾は、まもりかざる也。
【五二】帝は天帝なり。
【五三】小雅黍苗の篇。任は負擔なり。輦は、てぐるま。集は成る也。蓋は盍と通ず。

謂ふ。故に天子より庶人に通ずるまで、事、大小多少と無く、是に由つて之を推す。故に曰く、朝に(三一)幸位無く、民に幸生無しと。此を謂ふ也。田野の税を輕くし、關市の征を平かにし、商賈の數を省き、力役を興すこと罕に、(三二)農時を奪ふこと無し。是の如くなれば則ち國富む。夫れ是を政を以て民を裕にすと謂ふ。

人の生、羣する無きこと能はず、羣して分無ければ則ち爭ひ、爭へば則ち亂れ、亂るれば則ち窮す。故に分無き者は人の大害なり、分ある者は天下の本利なり、而して人君なる者は分を(三三)管する所以の樞要なり。故に(三四)之を美にするは是れ天下の本を美にするなり、之を安んずるは是れ天下の本を安んずるなり、之を貴ぶは是れ天下の本を貴ぶなり。古は先王(三五)分割して之を等異す、故に或は美或は惡・或は厚或は薄・或は佚或は樂・或は劬或は勞せしむるは、特に以て淫泰夸麗の(三六)聲を爲すに非ず、(三七)將に以て仁の文を明にし、仁の順を通ぜんとするなり。故に之が雕琢刻鏤・黼黻文章を爲すは、以て貴賤を辨ずるに足らしむるのみ、(三八)其觀を求めず。之が鐘鼓管磬・琴瑟竽笙を爲すは、以て吉凶を辨じ・歡を合せ和を定むるに足らしむるのみ、(三九)其餘を求めず。之が宮室臺榭を爲すは、以て燥溼を避け・德を養ひ(四〇)輕重を辨ずるに足らしむるのみ、

【三一】幸位幸生、前に出づ。
【三二】農時に當りて民を役せす。
【三三】管は主管なり。
【三四】之は人君をさす。人君の宮室衣服飲食等を美にするをいふ。
【三五】貴賤を分別して之を等差す。
【三六】聲は聲聞なり。
【三七】上下分あるは卽ち仁の文、貴賤相犯さゞるは卽ち仁の順。
【三八】觀は外觀の美麗をいふ。
【三九】餘は過度なり。
【四〇】輕重は尊卑なり。

夫の君子、奚ぞ餘無きを患へん。故に用を節し民を裕にするを知れば、則ち必ず仁義聖良の名あつて、且つ富厚丘山の積あり、此れ他の故無し、用を節し民を裕にするに生ずるなり。用を節して民を裕にするを知らざれば、則ち民貧し、民貧しければ則ち田瘠せて以て(二〇)穢す、田瘠せて以て穢すれば則ち出實半ばならず、上、好取侵奪すと雖も猶ほ將に獲ること寡からんとす、而るを禮の之を節用する無きを以てする或らば、則ち必ず貪利(二一)糾譑の名あつて、且つ空虛窮乏の實あらん。此れ他の故無し、用を節し民を裕にするを知らざればなり。康誥に曰く、『弘く覆ふや天のごとく、德に若ふは乃の身を裕にするなり』と。此を謂ふなり。

禮とは貴賤、等あり、長幼、差あり、貧富輕重、皆稱ふことある者なり、故に天子は(二二)袾裷にして冕を衣、諸侯は玄裷にして冕を衣、大夫は(二三)裨にして冕、士は(二四)皮弁にして服す。德必ず位に稱ひ、位必ず祿に稱ひ、祿必ず用に稱ふ。士より以上は、則ち必ず禮樂を以て之を節し、衆庶百姓は則ち必ず(二五)法數を以て之を制す。地を量つて國を立て、(二六)利を計つて民を畜ひ、人力を度つて事を授く。民をして必ず事に勝へ、事は必ず利を出し、利は以て民を(二七)生ずるに足らしむ、皆衣食(二八)百用をして(二九)出入相揜はしめ、必ず時に餘を藏す、之を(三〇)稱數と

【二〇】穢は耕耨せざるなり。
【二一】誅求苛斂の義。
【二二】袾は朱、裷は袞と同じ。衣に龍を畫きたるを云ふ。
【二三】裨は裨衣なり。
【二四】白鹿皮を以て冠を作る。
【二五】法數は、刑、掟なり。
【二六】利は地の出す所の利をいふ。
【二七】生は生養なり。
【二八】百用は雜用なり。
【二九】入る所と出づる所と相足る。
【三〇】稱數は、適宜の計數。

に(一一)百技の成す所は一人を養ふ所以也。而して(一二)能も技を兼ぬること能はず、人も官を兼ぬることと能はず、離居して相待たざれば則ち窮し、群して分無ければ則ち爭ふ。窮は患なり、爭は禍なり、患を救ひ禍を除くは、則ち分を明にして群せしむるに若くは莫し。彊は弱を脅し、知は愚を懼し、下は上に違ひ、少は長を陵ぎ、德を以て政を爲さず、是の如くなれば、則ち老弱は養を失ふの憂あり、壯者は分を爭ふの禍あり。(一三)事業は惡む所なり、功利は好む所なるに、(一四)職業、分なし、是の如くなれば則ち人、事を樹つるの患ありて、功を爭ふの禍あり。男女の合、夫婦の分、(一五)婚姻聘內、(一六)逡逆禮無し、是の如くなれば、則ち人、(一七)合を失ふの憂あり、色を爭ふの禍あり。故に知者は之が分を爲す也。

國を足すの道は、用を節し民を裕にして、善く其餘を藏するにあり。用を節するに禮を以てし、民を裕にするに政を以てす。彼、民を裕にす、故に餘り多し。民を裕にすれば則ち民富む、民富めば則ち田肥えて以て(一八)易なり、田肥えて以て易なれば、則ち(一九)出實百倍す。上、法を以て(之ヲ)取りて、下、禮を以て之を節用すれば、餘は丘山の若く、時に焚燒せずば、之を藏する所無からん、

【一一】百技、等を分ちて、互に其功を通じ、各〻相養ふ、故に物足るなり。
【一二】人の才能は、衆技多官を兼ぬること能はず、是を以て其職業を分たざるを得ず、故に人に群居の要あり。
【一三】事業は勞役なり。
【一四】分なければ人生勞を去りて逸に就く。
【一五】內は納なり、聘は名を問ひ、納は幣を納るるなり。
【一六】逡は女を致すなり、逆は親迎なり。
【一七】合を失ふは、配偶を失ふ也。
【一八】易は耕墾せるを云ふ。
【一九】出實は出す所の穀實。

(一)富國篇

萬物、(二)宇を同じうして體を異にし、(三)宜無くして人たるに用あるは、數也。人倫竝び處り、(四)求を同じうして道を異にし、欲を同じうして知を異にするは(五)生也。(六)皆可とする有るや、知愚同じく、可とする所異なるや、知愚分る。(七)勢同じうして知異に、私を行ふも禍無く、欲を縱まにするも窮せざれば、則ち(八)民心奮うて、説ばす可からざるなり。是の如くなれば則ち知者も未だ治むるを得ず。知者未だ治むるを得ざれば、則ち功名未だ成らず。功名未だ成らざれば、則ち(九)群衆未だ懸せず。群衆未だ懸せざれば、則ち君臣未だ立たず。君以て臣を制する無く、上以て下を制する無ければ、天下の害は欲を縱まにするに生ず。(一〇)欲惡物を同じうす、欲する者多くして物寡し、寡ければ則ち必ず爭ふ、故

【一】上下の分を明にし、君は德を以て民を役し、民は力を以て君に事へば、國以て富むべきを論ず。

【二】宇を同じうすとは、同じく宇内に生ずる也。

【三】萬物皆人の用をなす、必ずしも一定の宜しき所なく人の用ふるに因る。

【四】人の求め欲する所は一なり、之を求め欲する所の途は同じからず。

【五】生は性なり。

【六】意の以て善しと爲す所あることは、智者も愚者も同じ。意の以て善しと爲す所の事物は、知者と愚者と相異なる。

【七】勢同じとは、上下の等なき也。

【八】民心奮起爭競して、悦服す可からざる也。

【九】懸は懸隔なり。懸せずとは功あるもの上に居らず、功なきもの下に居らざる也、

【一〇】欲惡は欲する所と惡む所と也。物を同じうすとは、美衣美食を欲し惡食醜女を惡むが如し。

以においては則ち寛惠を庸ふ、是の如き者は則ち安存す。立身は則ち（一七七）輕楛、事行は則ち（一七八）蠲疑、貴賤を進退するは、則ち佞悦を擧げ、下の人百姓に接する所以においては則ち（一七九）好取侵奪す、是の如き者は危殆なり。立身は則ち（一八〇）憍暴、事行は則ち傾覆、貴賤を進退するは則ち幽險（一八一）詐故を擧げ、下の人百姓に接する所以の者においては、則ち好んで其（一八二）死力を用ひて其功勞を慢し、好んで其（一八三）藉斂を用ひて其（一八四）本務を忘る、是の如き者は滅亡す。此の五等の者は善く擇ばざる可からざる也。王霸安存危殆滅亡の具なり。善く擇ぶ者は人を制し、善く擇ばざる者は人之を制す、善く之を擇ぶ者は王たり、善く之を擇ばざる者は亡ぶ、夫れ王たる者と亡ぶ者と、人を制すると人之を制するとは、是れ其の相（一八五）懸るを爲すや亦遠し。

【一七七】輕楛は輕率にして堅固ならざる也。
【一七八】蠲は嫌なり。
【一七九】民物をみだりに取り上ぐる也。
【一八〇】憍は驕なり。
【一八一】故は巧なり。
【一八二】必死の力を盡さしむるも其功勞に酬いず。
【一八三】藉斂は稅歛なり。
【一八四】本務は農業なり。
【一八五】懸は懸隔なり。

東征すれば、西國怨む、曰く、何ぞ獨り我を後にするやと。（其ノ民ノ心ヲ得ル此ノ如シ）孰か能く是れと鬭ふ者あらんや。案に其國を以て是を爲す者は王たり。殷なるの日、兵を靜め民を息め、百姓を慈愛し、田野を辟き、倉廩を實し、備用を便にし、材技の士を謹募選閲して、然る後、賞慶を漸めて以て之に先んじ、刑罰を嚴にして以て之を防ぎ、士の事を知る者を擇んで相（一六七）率貫せしむ。是を以て（一六八）厭然として蓄積脩飾して、物の用之れ足る。兵革器械をば、（一六九）彼は將に日日之を中原に暴露毀折せんとし、我は今將に之を府庫に脩飾し（一七〇）拊循し（一七一）掩蓋せんとす。貨財粟米をば、彼は將に日日之を中原に棲遲薛越せんとし、我は今將に之を倉廩に蓄積幷聚せんとす。材技股肱健勇爪牙の士をば、彼は將に日日之を仇敵に挫・（一七二）頓・竭せんとし、我は今將に之を朝廷に來致し、（一七三）併閲し砥礪せんとす。是の如くなれば、則ち彼は日に敝を積み、我は日に完を積み、彼は日に貧を積み、我は日に富を積み、彼は日に勞を積み、我は日に佚を積む。君臣上下の間は、彼は將に（一七四）厲厲焉として日日に相離疾せんとし、我は今、將に（一七五）頓頓焉として日日に相親愛せんとす。是を以て其弊を待つ。安に其國を以て是を爲す者は霸たり。立身は則ち庸俗に從ひ、事行は（一七六）則ち庸故に遵ひ、貴賤を進退するは則ち庸士を擧げ、下の人百姓に接する所

【一六七】率貫は相率ひて事に習ふ也。
【一六八】厭然は足る貌。
【一六九】彼は敵なり。
【一七〇】拊循は撫循なり。愛重するをいふ。
【一七一】掩蓋は藏する也。
【一七二】頓は疲らす也、竭は、つくす也。
【一七三】併閲は併せ容るる也。
【一七四】厲厲焉は憎む貌。離疾は、はなれ、にくむ也。
【一七五】頓頓焉は服從する貌。
【一七六】庸故は平常の事。

勁を（一五八）剸にせん。案に仁義を脩め、（一五九）隆高を伉げ、法則を正し、賢良を選び、百姓を養ふ、是を爲すの日にして、名聲、天下の美を剸にせん。權は之を重くし、兵は之を勁くし、名聲は之を美にす。夫れ堯舜は天下を一にするものなるも、毫末を是れに加ふる能はじ。權謀（一六〇）傾覆の人退かば、則ち賢良知聖の士案に自ら進まん。刑政平かに、百姓和し、國俗、節あらば、則ち兵勁く城固く、敵國案に自ら詘せん。（一六一）本事を務め、財物を積みて、（一六二）棲遲薛越を忘るる勿く、是れ群臣百姓をして、皆制度を以て行はしめば、則ち財物積み、國家案に自ら富まん。三つの者此を體すれば、天下服す。暴國の君は、案に自ら其兵を用ふる能はず。何となれば則ち彼、與に至るもの無ければなり。彼、其の與に至る所の者は必ず其民なり、（而ルニ）其民の我に親しむや歡ぶこと父母の若く、我を好むや芳ばしきこと芝蘭の若くなるに、（一六三）其上を反顧すること則ち（一六四）灼黥の若く、仇讎の若し。彼の人の情性は、桀跖と雖も、豈に肯て其の惡む所の爲めに其の好む所を賊ふ者あらんや。（一六五）彼以に奪はる。故に古の人、一國を以て天下を取る者あり、往いて之を行ふに非ざるなり、（一六六）政を其の願はざる莫き所に脩む、是の如くにして以て暴を誅し悍を禁ず可し。故に周公、南征すれば、北國怨む、曰く、何ぞ獨り來らざるやと、

【一五八】剸は專なり。獨り卓越するをいふ。
【一五九】隆高は標準なり。伉は高く勵ます也。卽ち禮義なり。
【一六〇】傾覆は他人を傾覆する也。
【一六一】本事は農事なり。
【一六二】放慢なる勿らしむる也。
【一六三】其上は暴君をいふ。
【一六四】灼は、やきがね。黥は、いれずみ。
【一六五】彼れ暴國の君の民は、已に我が爲めに收めらる。
【一六六】民の欲する所を施せば、天下自ら歸す。

(一四九)具、具はりて王たり、具、具はりて覇たり、具、具はりて存し、具、具はりて亡ぶ。萬乘の國を用ふるは、威彊の立つ所以なり、名聲の美なる所以なり、敵人の屈する所以なり。國の安危(一五〇)臧否する所以は、(一五一)制與に此に在り、人に亡し、王霸安存危殆滅亡は、制與に我に在り、人に亡し。夫れ威彊未だ以て鄰敵を殆くするに足らず、名聲未だ以て(一五二)天下を懸くるに足らずば、則ち是れ國未だ獨立する能はじ、豈に渠ぞ夫の天下に累はされ暴國に脅かさるるを免るるを得んや。而して(一五三)黨し吾が欲せざる所を是に爲す者は、日に桀と事を同じくし行を同じくするも、堯と爲るに害無からん。(然レドモ)是れ功名の就る所に非ず、存亡安危の隨ふ所に非ず。功名の就る所、存亡安危の隨ふ所は、必ず將に愉殷赤心の所に於てせんとす。誠に其國を以て王者の所を爲さば、亦王たり、其國を以て危殆滅亡の所を爲さば、亦危殆滅亡せん。(一五四)殷なるの日、案に中を以て立ち、偏する所あつて縱橫の事を爲す無く、(一五五)偃然として兵を案へて動く無く、以て夫の暴國の(一五六)相卒つを觀る。案に政教を平にし、(一五七)節奏を審にし、百姓を砥礪す、是を爲すの日にして、兵、天下の

【一四九】王たり、或は霸たり、或は存し、或は亡ぶべきの事項條件、皆具はりて、而る後、王たり、霸たり、或は存し、或は亡ぶる也。

【一五〇】臧否は、よきと、あしきと也。

【一五一】制は能く之を制する也。

【一五二】天下を懸くとは、天下の仰望を懸繫する也。

【一五三】黨は儻なり。吾が力足らずして、已むを得ずして暴國に與すと雖も、大事に關せず、國家の興亡の大事に關するは、平生安樂殷盛の時、心をゆるして矯飾無き際に在り。

【一五四】國家殷盛なる時。

【一五五】偃然は動かざるなり。案は抑ふる也。

【一五六】卒は捽つ也。觀は傍觀する也。

【一五七】節奏は制度の施行なり。

し、雕琢文采をして敢て家に（一三八）専造せざらしむるは、工師の事なり。陰陽を相し、（一三九）祲兆を占ひ、龜を鑽り卦を陳ね、（一四〇）攘擇（一四一）五卜を主どり、其吉凶妖祥を知るは、（一四二）傴巫跛擊の事也。（一四三）採清を脩め、道路を易め、盜賊を謹み、（一四四）室律を平にし、時を以て順脩して、賓旅をして安んじて、貨財をして通せしむるは、治市の事なり。暴を折き悍を禁じ、淫を防ぎ邪を除き、之を戮するに五刑を以てし、暴悍をして以て變じ、姦邪をして作らざらしむるは、司寇の事なり。政教に本づき、法則を正し、兼聽して時に之を稽へ、其功勞を度り、其慶賞を論じ、時を以て順脩して、百吏をして（一四五）免盡し、衆庶をして偷らざらしむるは、冢宰の事なり。禮樂を論じ、身行を正し、敎化を廣め、風俗を美にし、兼覆して之を調一するは辟公の事なり。道德を全うし、隆高を（一四六）致し、文理を綦め、天下を一にし、（一四七）毫末を振ひ、天下をして順化從服せざる莫からしむるは、天王の事なり。故に政事亂るゝは則ち冢宰の罪なり、國家、俗を失ふは則ち辟公の過なり、天下一ならず、諸侯（一四八）倍反するは、則ち天王、其人に非ざればなり。

【一三八】専造は私造なり。
【一三九】陰陽の氣相侵すを祲と云ふ。
【一四〇】不祥を禳ひ、吉事を擇ぶ。
【一四一】雨、霽、蒙、驛、剋を五卜と云ふ。
【一四二】擊は覡、男の巫、古は癈疾の人卜筮巫祝の事をつかさどる。故に傴巫跛覡と曰ふ。傴は、せむし。
【一四三】採は埰、塚を云ひ、淸は圊厠を云ふ。
【一四四】逆旅の法。
【一四五】免は勉なり。盡は藎なり。勉强なり。
【一四六】致は至極する也。
【一四七】毫末の微と雖も、必ず之を振ひ起す也。
【一四八】倍反は、そむく也。

を知どり、司馬は(二一八)師旅・甲兵・(二一九)乘白の數を知どる。(二二〇)憲命を脩め、(二二一)詩商を審にし、淫聲を禁じ、時を以て順脩して、夷俗邪音をして敢て雅を亂らざらしむるは、大師の事なり。(二二二)隄梁を脩め、(二二三)溝澮を通じ、水潦を行り、(二二四)水藏を安んじ、時を以て(二二五)決塞して、歲に凶敗水旱ありと雖も、民をして(二二六)耘艾する所あらしむるは、司空の事なり。高下を相、(二二七)肥墝を視て、五種を序で、農功を省み、畜藏を謹み、時を以て順脩して、農夫をして(二二八)樸力にして寡能ならしむるは、治田の事なり。(二二九)火憲を修め、山林・藪澤・草木・魚鼈・(二三〇)百索を養ひ、時を以て禁發し、國家をして用に足りて、財物(二三一)屈きざらしむるは、虞師の事なり。州里を(二三二)順にし、(二三三)廛宅を定め、六畜を養ひ、(二三四)樹藝を間び、敎化を勸め、孝悌に趨かせ、時を以て順脩して、百姓をして命に順ひ、安樂して鄕に處らしむるは、鄕師の事なり。百工(ノ拙巧)を論じ、(二三五)時事を審かにし、(二三六)巧苦を辨じ、(二三七)完利を尙び、備用を便に

【二一八】二千五百人を師となし、五百人を旅となす。
【二一九】乘は車乘。白は、伯なり、卒百人を云ふ。
【二二〇】憲命は憲法の命なり。
【二二一】歌謠商聲。
【二二二】隄は、つゝみ。梁は、はし。
【二二三】溝澮は、みぞ。
【二二四】水をして歸する所あらしむるなり。
【二二五】決は、ひらく也。塞はふさぐ也。
【二二六】艾は刈なり。草をかる也。
【二二七】墝は瘠地なり。
【二二八】樸力は、質朴にして勤勉なり。寡能は他の技能寡少なり。
【二二九】時に非ずして山澤を焚くを禁ず。
【二三〇】百索は、凡百の需用品なり。
【二三一】屈は竭なり。
【二三二】順は和順なり。
【二三三】廛は市内百姓の居。宅は邑内百姓の居。
【二三四】種樹園藝。間は簡なり。
【二三五】時の宜しきに悖る勿らしむ。
【二三六】精巧濫惡。
【二三七】完全便利。

之を君と謂ふ。君なる者は（一〇一）群を善くする也。群するの道當れば、則ち萬物皆其宜を得、六畜皆（一〇二）其長を得、群生皆（一〇三）其命を得。故に養長、時なれば則ち六畜育ち、殺生、時なれば則ち草木殖し、政令、時なれば則ち百姓一にして賢良服す。聖王の制なり。草木の（一〇四）榮華滋碩の時なるは、則ち斧斤、山林に入らずして、其生を夭せず、其長を絶たざればなり。黿鼉魚鼈鰌鱣の（一〇五）孕別の時なるは、（一〇六）罔罟毒藥、澤に入らずして、其生を夭せず、其長を絶たざればなり。春耕夏耘、秋收冬藏、四つの者時を失はず、故に五穀絶えずして百姓餘食あり。（一〇七）汙池淵沼川澤、（一〇八）其時禁を謹む、故に魚鼈優多にして、百姓餘用あり。斬伐養長、其時を失はず、故に山林（一〇九）童せずして、百姓餘材あり。聖王の（一一〇）用也。上、天に（一一一）察し、下、地に錯り、天地の間に（一一二）塞備し、萬物の上に加施す、微にして明、短にして長、狹にして廣、神明博大にして以て至約、故に曰く、（一一三）一と一と、是れをもて人を爲むる者、之を聖人と謂ふと。

（一一四）序官は、宰爵は、賓客・祭祀・饗食・（一一五）犧牲牢の數を知どり、司徒は（一一六）百宗城郭・（一一七）立器の數

【一〇一】能く人をして羣を爲さしむる也。
【一〇二】長は成長なり。
【一〇三】其生命に安んずる也。
【一〇四】榮華は榮え花さくなり。滋碩は繁茂碩大なり。
【一〇五】孕は、はらむ也。別は分娩なり。
【一〇六】罔罟は、あみ。毒藥は、魚を毒する藥。
【一〇七】汙は水の溜れる處。
【一〇八】時禁は、魚の生殖の時に漁を禁ずる也。
【一〇九】童は草木なきを云ふ。
【一一〇】用は財用なり。
【一一一】察は明なり。
【一一二】塞備は塞滿の誤なるべし。塞滿は充滿なり。
【一一三】純一を以て人を治むるなり。
【一一四】王者、官を序するの云。
【一一五】牛羊豕を牢といふ。
【一一六】百宗は百族なり。
【一一七】立器は器械なり。

と謂ふ。君臣・父子・兄弟・夫婦、始まれば則ち終り、終れば則ち始まる、天地と理を同うし、萬世と久を同うす、夫れ是を大本と謂ふ。故に喪祭・朝聘・師旅は、(九七)一にするなり。貴賤・殺生・與奪は、一にするなり。君、君たり、臣、臣たり、父、父たり、子、子たり、兄、兄たり、弟、弟たるは、一にするなり。農、農たり、士、士たり、工、工たり、商、商たるは、一にするなり。

水火は氣あつて生無く、草木は生あつて知無く、禽獸は知あつて義無し、人は氣あり生あり知あり、亦且つ義あり、故に最も天下の貴たり。力は牛に若かず、走るとは馬に若かずして、而も牛馬、用を爲すは、何ぞや。曰く、人は能く群し、彼は群する能はざれば也。人何を以てか能く群する、曰く、(九八)分。分何を以てか能く行はるる、曰く、義を以てなり。故に義以て分てば則ち和す、和すれば則ち一、一なれば則ち多力、多力なれば則ち彊、彊なれば則ち物に勝つ、故に(九九)宮室得て居る可きなり。故に四時を序し、萬物を裁し、天下を兼利するは、他の故無し、之れを(一〇〇)分義に得るなり。故に人生、群無き能はず、群して分無ければ則ち爭ふ、爭へば則ち亂れ、亂るれば則ち離れ、離るれば則ち弱く、弱ければ則ち物に勝つ能はず、故に宮室得て居る可からざるなり。少頃も禮義を舍つ可からざるの謂なり。能く以て親に事ふる、之を孝と謂ひ、能く以て兄に事ふる、之を悌と謂ひ、能く以て上に事ふる、之を順と謂ひ、能く以て下を使ふ、

【九七】民を齊一にする所以。
【九八】分無ければ則ち爭ふ。爭へば則ち群を爲すこと能はざる也。
【九九】物、害する能はず、安居する所以なり。
【一〇〇】分義は、義以て分つ也。

海には則ち皮革・(八八)文旄あり、然るを中國得て之を用ふ。故に澤人は木に足り、山人は魚に足り、農夫は斲削せず陶冶せずして械用に足り、工賈は田を耕さずして菽粟に足る。故に虎豹猛たれども、然も君子剝いで之を用ふ。故に天の覆ふ所、地の載する所、(八九)其美を盡し其用を致さざるは莫し、上は以て賢良を(九〇)飾り、下は以て百姓を(九一)養ひて、之を安樂にす。夫れ是を(九二)大神と謂ふ。(九三)詩に曰く、『天、高山を作れば、大王之を荒にす、彼れ作れば、文王之に康んず』と。此を謂ふなり。

(九四)類を以て雜を行ひ、一を以て萬を行ふ、始まれば則ち終り、終れば則ち始まる、環の端無きが若し、之を舍つれば天下以て衰ふ。天地なる者は生の始めなり、禮義なる者は、治の始めなり、君子なる者は禮義の始めなり、(九五)之を爲び之を貫ひ之を積重し、之を致好する者は、君子の始めなり。故に天地、君子を生み、君子、天地を理む。君子は(九六)天地の參なり、萬物の摠なり、民の父母なり。君子無ければ則ち天地理まらず、禮義、統無く、上、君師無く、下、父子無し、夫れ是を至亂

【八八】文旄は旄牛の尾を染めたるもの。

【八九】物、皆、其美を盡して、來りて人の用を爲す。

【九〇】其車服を飾る。

【九一】其衣食となす。

【九二】天地と其德を同じうする故に大神と云ふ。

【九三】周頌天作の篇。天此高山(岐山)を作り、周の大王、豳より遷り、雲雨を興さしむ、之を尊大にす、大王此都を作り、文王又能く之を安んず。

【九四】類を以て統ぶれば、雜も亂れず、既に其一を得れば萬を治むべし、いづれも樞要を得るを云ふ。

【九五】爲は學ぶ也。貫は習ふ也。積重は積累申重なり。致好は極めて之を好みて、倦まざる也。

【九六】參とは、之を助けて化育を共に成す也。摠は總領する義。

罰せざる無し、朝に(七二)幸位無く、民に幸生無し。賢を尙び能を使ひて、(七三)等位遺さず、暴を折き悍を禁じて、刑罰過たず、百姓曉然として、皆夫の、善を家に爲すも、賞を(七四)朝に取り、不善を幽に爲すも、刑を顯に蒙るを知る、夫れ是を(七五)定論と謂ふ。是れ王者の論なり。

王者の、賦を等しくし、事を(七六)政し萬物を財するは、萬民を養ふ所以也。田野は(七七)什一、關市は(七八)幾して征せず、山林澤梁は(七九)時を以て禁發して稅せず、地を相て(八〇)衰政し、道の遠近を理して貢を致し、財物粟米を通流して、滯留あると無く、相歸移せしむ。四海の内、一家の若し。故に近き者(八一)其能を隱さず、遠き者(八二)其勞を疾まず、幽間隱僻の國と無く、(八三)趨使して之に安樂せざるは莫し、夫れ是を之れ人の師と謂ふ、王者の法也。

北海には則ち走馬吠犬あり、然るを中國得て之を畜使す。南海には則ち羽翮・(八四)齒革・(八五)曾靑・(八六)丹干あり、然るを中國得て之を財とす。東海には則ち(八七)紫紶魚鹽あり、然るを中國得て之を衣食す。西

【七二】幸位は僥倖にして位を得るもの。幸生は僥倖にして刑罰を免るるもの。
【七三】其材あるもの、各皆其官に當る。
【七四】朝は朝廷なり。
【七五】定論は、不易の論なり。
【七六】政は正なり、財は裁なり。
【七七】十に一を稅す。
【七八】幾は姦人を呵察する也。征は征稅なり。
【七九】時に非ざれば禁じ、時に及べば發く。
【八〇】衰は差、政は稅、土地の美惡及び生出する所を視て征賦の輕重を分つ。
【八一】其材を竭くす。
【八二】其勞を效す。
【八三】王者に趨使して其政敎を安んじ樂む。
【八四】象齒、犀兕の革。
【八五】銅の精。
【八六】丹干は丹砂なり。徂徠曰く、丹干は珊瑚なりと。
【八七】紶は絺の誤ならんか。

彼の王者は然らず、(六一)仁、天下に眇たり、義、天下に眇たり、威、天下に眇たり。仁、天下に眇たり、故に天下親まざる莫く、義、天下に眇たり、故に天下貴ばざる莫く、威、天下に眇たり、故に天下敢て敵する莫し。敵せられざるの威を以て、人を服するの道を輔く、故に戰はずして勝ち、攻めずして得、甲兵勞せずして天下服す、是れ王道を知る者なり。此三具を知る者は、王を欲すれば王たり、霸を欲すれば霸たり、彊を欲すれば彊たり。

王者の(六二)人は、(六三)飾動に禮儀を以てし、聽斷に類を以てす。明、(六四)毫末を振ひ、擧措、應變して窮まらず。夫れ是を(六五)原ありと謂ふ、是れ王者の人なり。

王者の制は、道、三代を過ぎず、法、後王を貳れず。道、三代を過ぐる、之を蕩と謂ひ、法、後王を貳るゝ、之を不雅と謂ふ。衣服、制あり、宮室、度あり、(六六)人徒、數あり、喪祭(六七)械用、皆(六八)等宜あり、聲は則ち凡そ(六九)雅聲に非ざる者は擧廢し、色は則ち凡そ(七〇)舊文に非ざる者は擧息め、械用は則ち凡そ舊器に非ざる者は擧毀つ、夫れ是を復古と謂ふ。是れ王者の制なり。

王者の(七一)論は、德として貴ばざる無く、能として官せざる無く、功として賞せざる無く、罪として

【六一】眇は高遠なるをいふ。眇然として遠く超えたる也。
【六二】人は佐をいふ。
【六三】飾動は修飾擧動なり。
【六四】振は擧ぐる也。
【六五】政を爲すの本を知る也。
【六六】士卒胥徒。
【六七】械用は器械なり。
【六八】等級ありて其宜しきに當るなり。
【六九】雅聲は正聲なり。
【七〇】舊文は先王の禮文。
【七一】論は賞罰を論說せる也。

れ大なる者の反つて削らるる所以なり。(五一)諸侯、交接を壞りて怨まざる莫く、其敵を忘れず、(五二)彊大の間を伺ひ、彊大の敝を承くるは、此れ彊大の殆き時なり。彊大(ノ術)を知る者は(五三)彊を務めず、(五四)慮るに王命を以ひて、其力を全うし、其德を凝らす、力全ければ則ち諸侯、弱むること能はず、德凝れば則ち諸侯削ること能はず、天下、王霸の主なくば則ち(彊者)常に勝たん、是れ彊道を知る者なり。彼の霸者は然らず、田野を辟き、倉廩を實し、備用を便にし、(五五)案に募選を謹み、材伎の士を閱し、然る後慶賞を(五六)漸めて以て之を先にし、刑罰を嚴にして以て之を糾し、亡を存し絕を繼ぎ、弱を衞り暴を禁じて、兼幷の心無くば、則ち諸侯之を親まん、敵を友とするの道を脩め、以て諸侯に敬接せば、則ち諸侯之を說ばん。之を親む所以の者は(五七)幷せざるを以てなり、之を幷すること見れば則ち諸侯之を疏んせん、之を說ぶ所以の者は、敵を友とするを以てなり、之を臣とすること見れば則ち諸侯離れん。故に其の幷せざるの行を明かにし、敵を友とするの道を信にせば、天下、王の主無くば則ち常に勝たん、是れ霸道を知る者なり。(五八)閔王、五國に毀られ、(五九)桓公、魯莊に劫されしは、他の故無し、(六〇)其道に非ずして之を慮るに王を以てしたればなり。

【五一】諸侯我を怨み我を敵として、交りを結ばず。

【五二】我、彊大なるも、敵は我が間を伺ひ、我が敝に乘ぜんとす。

【五三】力を以て勝たんことを務めず。

【五四】敢て擅に侵暴せざるなり。

【五五】案は發辭の助辭。

【五六】漸は進なり。

【五七】幷は兼幷なり。

【五八】齊の閔王の四十年燕の樂毅、燕趙楚魏秦の五國を以て齊を破る、閔王出奔す。

【五九】齊の桓公、魯の莊公の臣曹沫の脅す所となる。

【六〇】其道を行はずして王たらんとせしなり。

富まし府庫を實たす、筐篋已に富み府庫已に實つれば、百姓貧し、夫れ是を上溢れて下漏ると謂ふ。入つては以て守る可からず、出でては以て戰ふ可からず、則ち傾覆滅亡、立つて待つべきなり。故に我、之を聚めて以て亡び、敵、之を得て以て彊し。聚斂なる者は、寇を召き敵を肥し國を亡し身を危くするの道なり、故に明君は蹈まざるなり。

(四六)王は之が人を奪ひ、霸は之が與を奪ひ、彊は之が地を奪ふ。之が人を奪ふ者は諸侯を臣とし、之が與を奪ふ者は諸侯を友とし、之が地を奪ふ者は諸侯を敵とす。諸侯を臣とする者は王たり、諸侯を友とする者は霸たり、諸侯を敵とする者は危し。彊を用ふる者は、人の城守し、人の出戰するを、我、力を以て之に勝つなり、則ち人の民を傷ること、必ず甚し。人の民を傷ること甚しければ、則ち人の民、我を惡むこと、必ず甚し、人の民、我を惡むこと甚しければ、則ち日に我と鬪はんと欲す。人の城守し人の出戰するを、我、力を以て之に勝てば、則ち吾が民を傷ること必ず甚し、吾が民を傷ること甚しければ、則ち吾が民の、我を惡むこと必ず甚し、吾が民の、我を惡むこと甚しければ、則ち日に我が爲めに鬪ふを欲せず。人の民は日に吾と鬪はんと欲し、吾が民は日に我が爲めに鬪ふことを欲せざるは、是れ彊者の反つて弱き所以なり。(四七)地來るも民去り、(四八)累多くして功少く、(四九)守る者益すと雖も(五〇)守る所以の者損す、是

【四六】王は王者なり。人を奪ふは人心を收攬すること、與を奪ふは與國を連合すること。
【四七】地を得るも民背く。
【四八】累は煩累なり。
【四九】守る者とは、地をいふ。
【五〇】守る所以の者とは、民をいふ。

輿に駭けば則ち之を靜むるに若くは莫く、庶人、政に駭けば則ち之を惠むに若くは莫し。賢良を選び、篤敬を擧げ、孝悌を興し、孤寡を收め、貧窮を補ふ、是の如くなれば則ち庶人政に安んず、庶人政に安んじて、然る後君子位に安んず。傳に曰く、『君は舟なり、庶人は水なり、水は則ち舟を載せ、水は則ち舟を覆す』と。此を謂ふなり。故に人に君たる者、安きを欲すれば、則ち政を平にし民を愛するに若くは莫く、榮を欲すれば則ち禮を隆び士を敬するに若くは莫く、功名を立てんと欲すれば、則ち賢を尙び能を使ふに若くは莫し、是れ人に君たる者の大節なり。三節の者當らば、則ち其餘は當らざる莫けん、三節の者當らずば、則ち其餘は（四〇）曲當すと雖も、猶ほ將に益無からんとす。孔子曰く、『大節も是なり、小節も是なるは、上君なり。大節は是なるも、小節は（四一）一出し一入するは、中君なり。大節非なれば、小節、是なりと雖も、吾、（四二）其餘を觀る無し』と。

（四三）成侯・嗣公は、聚斂計數の君なり、未だ民(ノ心)を取るに及ばず、（四四）子産は民を取る者なり、未だ政を爲すに及ばざる者なり、管仲は政を爲す者なり、未だ禮を脩むるに及ばざる者なり、故に禮を脩むる者は王たり、政を爲す者は彊く、民を取る者は安く、聚斂する者は亡ぶ。故に王者は民を富まし、霸者は士を富まし、僅に存するの國は大夫を富まし、亡國は（四五）筐篋を

【四〇】曲當はつぶさに當る也。
【四一】一得一失するを云ふ。
【四二】其餘は觀るに足らず。
【四三】ともに衞の君。呂氏春秋に「衞の嗣君、稅を重くし、以つて粟を聚めんと欲す、民安んぜず」とあり。
【四四】子産は鄭の相。民を取るは、民心を收攬する也。
【四五】筐篋は衣服寶物等を入るる長方形の竹器なり。民に收斂して、君の私財獨り富む。

(三〇)盡なり、(三一)偏黨にして經無きは聽の辟なり。故に(三二)良法ありて亂るゝ者は之れあり、君子ありて亂る者は、古より今に及ぶまで、未だ嘗て聞かざるなり。傳に曰く、『治は君子に生じ、亂は小人に生ず』と。此を謂ふなり。

(三三)分、均しければ則ち偏からず、(三四)勢、齊しければ則ち一ならず、(三五)衆、齊しければ則ち使はれず。天あり地ありて、上下、差あり、明王始めて立つて、(三六)國を處すること制あり。夫れ兩貴の相事ふること能はず、兩賤の相使ふこと能はざるは、是れ天の數なり。(三七)勢位齊しうして欲惡同じく、物、澹ること能はざれば、則ち必ず爭ふ、爭へば則ち亂れ、亂るれば則ち窮す。先王、其亂るるを惡む、故に禮義を制して以て之を分ち、貧富貴賤の等ありて以て相兼臨するに足らしむる者は、是れ天下の本を養ふなり。(三八)書に曰く、『維れ齊しきは齊しきに非ず』と。此を謂ふなり。

馬、輿に駭けば、則ち君子、輿に安んぜず、庶人、(三九)政に駭けば、則ち君子、位に安んぜず。馬、

【三〇】盡は至極なり。
【三一】偏黨は偏頗比黨なり。經は常法なり。辟は僻なり。
【三二】聽は人にありて法にあらず。
【三三】偏は徧と古相通用す。貴賤の身分均しくして別無きときは、すべてを皆十分に滿足せしむること能はず。
【三四】勢掎角す、故に一なるを得ず。
【三五】等差なければ制す可からず。
【三六】處は處置なり。制を立て等差あり。
【三七】澹は贍なり、足る也。勢位齊しく欲惡同じければ、獲んとする所亦同一なり、故に物給するに足らず。
【三八】呂刑の言。眞の齊一なる者は、不齊一の上に存する也。齊しきときは却つて亂る。差等ありて然る後以て治を爲すべし。
【三九】政に駭くとは、上の政に安んぜざる也。

政を聽くの大分は、善を以て至る者は之を待つに禮を以てし、不善を以て至る者は之を待つに刑を以てす。兩者分別すれば則ち賢不肖雜らず、是非亂れず。賢不肖雜らざれば則ち英傑至り、是非亂れざれば則ち國家治まる。是の若くなれば名聲日に聞え、(一五)天下願ふ、令行はれ禁止み、王者の事畢る。凡そ(一六)聽は、威嚴猛厲にして、人を(一七)假道するを好まざれば、則ち下畏恐して親しまず、(一八)周閉して、竭さず、是の若くなれば則ち大事は弛ぶに殆く、小事は(一九)遂るに殆し。(二〇)和解調通、人を假道するを好んで、之を(二一)凝止する所無ければ、則ち姦言並び至り、(二二)嘗試の說(二三)鋒起す。是の若くなれば則ち(二四)聽大に事煩はしく、是又(二五)之を傷る。故に(二六)法あれども議せざれば、則ち法の至らざる所の者必ず廢れ、職あれども通ぜざれば、則ち職の及ばざる所の者必ず隊る。故に法にして議し、職にして通じ、隱謀無く、遺善無くして、百事過ち無きは、君子に非ざれば能くする莫し。故に公平は職の(二七)衡なり、中和は聽の(二八)繩なり。其の法ある者は法を以て行ひ、法無き者は(二九)類を以て擧ぐるは、聽の

【一五】天下皆之に悅服す。
【一六】聽は政を聽く也。
【一七】寬假引導。
【一八】周閉は隱蔽すること。
【一九】遂は墜なり、弛廢する也。
【二〇】和解調通は、寬大溫和にして、人を拒まざる也。
【二一】凝は定なり。凝止とは、其不可をよい加減にくひとむる也。
【二二】嘗試の說とは、用ひらるるや否やは知れずとも、兎に角試に說く也。
【二三】鋒起は蜂起なり。多きをいふ。
【二四】聽く所の事多き也。
【二五】之は政をさす。
【二六】法度あれども講論する能はず。
【二七】衡は、輕重を知る所以。
【二八】繩は、曲直を知る所以。
【二九】其本を以て其末を知り、其左を以て其右を知るを、之を類といふ。

(一)王制篇

政を爲すを請ひ問ふ。曰く、賢能は(二)次を待たずして擧げ、(三)罷不能は(四)須を待たずして廢し、(五)元惡は敎を待たずして誅し、中庸の民は政を待たずして化す。(六)分未だ定まらざれば、則ち昭繆あり。(ヒ)王公士大夫の子孫なりと雖も、禮義に屬すること能はざれば、則ち之を庶人に歸し、庶人の子孫なりと雖も、文學を積み、身行を正しうし、能く禮義に屬すれば、則ち之を卿相士大夫に歸す。故に姦言姦說、姦事姦能、遁逃(七)反側の民は(八)職して之を敎へ、(九)須して之を待つ。之を勉むるに慶賞を以てし、之を懲すに刑罰を以てし、職に安んずれば則ち畜ひ、職に安んぜざれば則ち弃つ。(一〇)五疾のものは、上、收めて之を養ひ、(一一)材して之を事ひ、(一二)官施して之を衣食せしめ、(一三)兼覆して遺すこと無く、(一四)才行、時に反する者は、死して赦すこと無し、夫れ是を天德と謂ふ、王者の政なり。

【一】王者の政は禮義に由るにあるを論ず。
【二】次は官の次序なり。
【三】罷は行無きを云ふ。
【四】須は須臾なり。
【五】元惡は元兇なり。
【六】分は上下貴賤の分なり。政を爲すに、分未だ定らざる時に當りては、之が區別をなし、賢者をして上に居り、不肖者をして下に居らしむること昭穆の區別の如くならしめ、其世族を問はず。
【七】反側は不安の民。
【八】職を之に敎ふる也。
【九】其の善に遷るを待つ。
【一〇】啞、聾、跛、躄、侏儒の類。
【一一】其材によつて之を使用す。
【一二】官施は官より之が爲めに其職を遂ぐべき方法を施設する也。
【一三】あまねく保護する也。
【一四】才行は材と行と也。

論盡く。

君子は(二四五)言に壇宇あり、行に防表あり、道に一隆あり、道德の求を言へば(國家ノ)安存よりも下らず、志意の求を言へば士よりも下らず、道德の求を言へば(二四六)後王を貳れず。道、(二四七)三代を過ぐる、之を(二四八)蕩と謂ひ、(二四九)法、後王を貳るる、之を不雅と謂ふ。之を高くし之を下くし、之を小にし之を巨にするも、是に外ならず、是れ君子の志意を壇宇宮庭に騁する所以なり。故に諸侯、政を問ふ、安存に及ばざれば則ち告げず、匹夫、學を問ふ、士たるに及ばざれば則ち敎へず、百家の說、先王に及ばざれば則ち聽かず。夫れ是を之れ、君子、言に壇宇あり、行に防表ありと謂ふ。

【二四五】壇は土を累ねて作れるもの、宇は屋根。卽ち尊崇すべき所あり、法に非ざれば言はず。防は堤、表は標。標準あるを云ふ。一隆は一に厚く、異端を以て之を亂さざるを云ふ。
【二四六】後王を舍てざるを云ふ。
【二四七】三代は夏殷周。
【二四八】遠きに過ぐる也。
【二四九】不雅は不正なり。今を舍てて徒らに古を說くなり。

習す、楚に居りては楚たり、越に居りては越たり、(二三六)夏に居りては夏たり。是れ天性に非ざるなり、(二三七)積靡然らしむる也。故に人、注錯を謹み習俗を愼むを知りて、大に積靡すれば、則ち君子と爲り、性情を縱にして、問學に足らざれば、則ち小人と爲る。君子たれば則ち常に安榮なり、小人たれば則ち常に危辱なり。凡そ人、安榮を欲して危辱を惡まざるは莫し、故に唯だ君子のみ能く其の好む所を得と爲し、小人は則ち日に其の惡む所を(二三八)徼く。(二三九)詩に曰く、『維れ此良人をば、求めす迪めず、維れ彼の忍心をば、是れ顧み是れ復ぬ、民の貪亂なる、寧んじて荼毒を爲す』と。此を謂ふなり。

(二四〇)人論は、志、曲私を免れずして、人の己を以て公と爲さんを冀ひ、行、汙漫を免れずして、人の己を以て(二四一)脩と爲さんを冀ひ、甚だ愚陋(二四二)溝瞀にして、人の己を以て知と爲さんを冀ふ。是れ衆人也。志、私を忍びて、然る後能く公、行、情性を忍びで、然る後能く脩。知にして而して問ふを好みて、然る後能く才、公脩にして才あるは、小儒と謂ふべし。志、公に安んじ、行、脩に安んじ、知、統類に通ず、是の如ければ則ち大儒と謂ふべし。大儒は(二四三)天子の三公也、小儒は諸侯の大夫士也、衆人は工農商賈也。禮は、人主の、群臣の寸尺尋丈(二四四)檢式と爲す所以なり。人

【二三六】夏は中國なり。
【二三七】積靡は積習なり。
【二三八】徼は招く也。
【二三九】大雅桑柔の篇。周の厲王、善人あるも求めて之を進用せず、殘忍害をなすものをば、反て顧念し、之を重復す、故に天下の民、亂を貪り、平氣で荼毒の行をなす、畢竟王之をして然らしむるなり。
【二四〇】人の善惡を論ずるを云ふ。
【二四一】脩は脩潔なり。
【二四二】溝瞀は無知なり。
【二四三】三公たるに堪ふ。
【二四四】檢式は準則なり。

に論ず。故に師法あるは、人の大寶なり、師法無きは、人の大殃なり。人師法無ければ則ち(二二三)性を隆んにし、師法あれば則ち(二二四)積を隆んにす、而して師法なる者は、積に得る所にして、性に受くる所に非ず、(二二五)以て獨立して治むるに足らず。性なる者は(二二六)吾が爲す能はざる所なり、然れども化す可きなり。積なる者は(二二七)吾が有する所に非ざるなり、然れども爲す可き也。(二二八)注錯習俗は、性を化する所以なり、(二二九)幷一にして貳せざるは、積を成す所以なり。習俗は(二三〇)志を移し、安久は(二三一)質を移す、幷一にして貳せざれば則ち神明に通じ、天地に參す。故に土を積んで山を爲し、水を積んで海を爲し、旦暮積もりて之を歲と謂ひ、至高を之を天と謂ひ、至下を之を地と謂ひ、宇中(二三二)六指を之を極と謂ひ、(二三三)涂の人百姓の、(二三四)善を積みて全く盡すを、之を聖人と謂ふ。彼、之を求めて後得、之を爲して後成り、之を積んで後高く、之を盡して後聖、故に聖人なる者は人の積む所なり。人、耨耕を積んで農夫と爲り、斲削を積んで工匠と爲り、(二三五)反貨を積んで商賈と爲り、禮義を積んで君子と爲る。工匠の子は、事を繼がざる莫く、而して都國の民は、其服に安

【二二三】性は本性の惡なる者をいふ。
【二二四】積は積習、惡を化して善となす者をいふ。
【二二五】必ず敎化によりて治めざるべからざるを云ふ。
【二二六】自然にして人の爲すにあらず。
【二二七】外よりして之を漸積するなり。
【二二八】注錯は措置なり。
【二二九】專ら一事を反復して、他に移らざるをいふ。
【二三〇】性を化する也。
【二三一】積を成す也。
【二三二】六指は上下四方。
【二三三】道塗に往來する衆人百姓。
【二三四】漸積するを云ふ。
【二三五】反は販なり。

未だ嘗て聞かざる所、未だ嘗て見ざる所、卒然として一方に起れば、則ち統類を擧げて之に應じ、（二九）儗懲する所無く、法を張りて之を度れば、則ち（三〇）唵然として符節を合するが若し、是れ大儒なる者なり。故に人主、俗人を用ひば則ち萬乘の國亡び、俗儒を用ひば則ち萬乘の國存し、雅儒を用ひば則ち千乘の國安く、大儒を用ひば、則ち百里の地は、久しきも後三年にして天下一と爲り、諸侯、臣と爲らん、萬乘の國に用ひば則ち（三一）擧錯して定まり、一朝にして伯たらん。

聞かざるは之を聞くに若かず、之を聞くは之を見るに若かず、之を見るは之を知るに若かず、之を知るは之を行ふに若かず。學は之を行ふに至つて止まる。之を行へば明かなり。之を明かにせば聖人たり。聖人なる者は、仁義に本づき、是非を當し、言行を齊しくし、毫釐を失はず。他の道無し、之を行ふのみ。故に之を聞けども見ざれば、博しと雖も必ず謬、之を見れども知らざれば、識ると雖も必ず妄、之を知れども行はざれば、敦しと雖も必ず困す。聞かず見ざれば、則ち當ると雖も仁に非ず、其道百擧して百陷す。故に人、師無く法無くして、而して知なれば、則ち必ず盜を爲し、勇なれば則ち必ず賊を爲し、能なれば則ち必ず亂を爲し、察なれば則ち必ず怪を爲し、辯なれば則ち必ず誕を爲す。人、師あり法ありて、而して知なれば則ち速に通じ、勇なれば則ち速に威あり、能なれば則ち速に成り、察なれば則ち速に盡し、辯なれば則ち（三二）速

【二九】儗懲は凝滯に同じ。
【三〇】唵然は奄然なり。同じくして違はざる貌。
【三一】擧錯は擧措なり。一擧手一投足の如く容易なるをいふ。
【三二】事物の是非を速に判斷明辯する也。

俗儒なる者あり、雅儒なる者あり、大儒なる者あり。學問せず、正義無く、富利を以て隆しと爲す、是れ俗人なる者なり。(一〇八)逢衣淺帶、其冠を解果にし、略ぼ先王に法りて、世術を亂るに足り、(一〇九)繆學雜擧し、後王に法つて制度を壹にするを知らず、禮義を隆んで詩書を敦くするを知らず。其衣冠(一一〇)行僞已に世俗に同じくして、然も惡むを知らず、其言議談說、已に墨子に異なる無くして、然も明、分別する能はず、先王を(一一一)呼びて以て愚者を欺きて、衣食を求め、(一一二)委積を得て、以て其口を揜ふに足れば、則ち揚揚如たり。其(一一三)長子に隨ひ、其(一一四)便辟に事へ、其(一一五)上客を擧げ、(一一六)僡然として終身の虜の若くにして、敢て他志あらず、是れ俗儒なる者也。後王に法り、制度を一にし、禮義を隆びて、詩書を敦くし、其言行已に大法あり、然も明、齊しくする能はず、法敎の及ばざる所、聞見の未だ至らざる所は、則ち知、類する能はず、之を知るを之を知ると曰ひ、知らざるを知らずと曰ひ、內は自ら以て誣ひず、外は自ら以て欺かず、是を以て賢を尊び法を畏れて、敢て怠傲せず、是れ(一一七)雅儒なる者なり。先王に法り、禮義を統べ、制度を一にし、淺を以て博を持し、古を以て今を持し、一を以て萬を持し、苟くも仁義に類すれば、鳥獸の中に在りと雖も、白黑を別つが若く、(一一八)倚物怪變、

【一〇八】逢衣は大衣、淺帶は博帶、解果は高くすること。以上强ひて儒服をなすを云ふ。
【一〇九】繆妄の學を雜然として列擧する也。
【一一〇】行僞は行爲なり。
【一一一】呼は稱擧する也。
【一一二】委積は蓄積。
【一一三】長子は君の世子。
【一一四】便辟は嬖臣なり。
【一一五】褒めて其助けを得んことを冀ふなり。
【一一六】僡然は囚拘せらるゝ貌。
【一一七】雅儒は雅德あるの儒。
【一一八】倚は奇なり。

造父は天下の御を善くする者なれど、輿馬無ければ則ち其能を見はす所無し。羿は天下の射を善くする者なれど、弓矢無ければ則ち其巧を見はす所無し。大儒なる者は、天下を調一するを善くする者なれど、百里の地無ければ則ち其功を見はす所無し。輿固く馬選び、而も以て遠きを（一〇二）至して一日にして千里なる能はざれば、則ち造父に非ざる也。弓調ひ矢直く、而も以て遠きを射て微に中る能はざれば、則ち羿に非ざる也。百里の地を用ひ、而も以て天下を調一して強暴を制する能はざれば、則ち大儒に非ざる也。彼の大儒なる者は、窮閻漏屋に隱れ・置錐の地無しと雖も、而も王公、之と名を爭ふ能はず、一大夫の位に在れば、則ち一君も獨り畜ふ能はず、一國も獨り容るる能はず。成名、諸侯に況へば、得て以て臣と爲すことを願はざるは莫し。百里の地を用ひて、千里の國も、能く之と勝を爭ふ莫く、暴鬪を笞棰し、天下を齊一して、能く傾くるもの莫し。是れ大儒の（一〇三）徴也。其言、（一〇四）類あり、其行、禮あり、其の事を擧ぐるや悔なく、其の險を持し變に應ずるや曲さに當る、（一〇五）時と遷徙し、世と偃仰し、千擧萬變、其道一なり。是れ大儒の（一〇六）稽なり。其窮するや俗儒之を笑ひ、其通ずるや英傑之に化し、（一〇七）嵬瑣之を逃れ、邪說之を畏れ、衆人之を媿づ。通ずれば則ち天下を一にし、窮すれば則ち獨り貴名を立つ。天も死す能はず、地も埋むる能はず、桀跖の世も汙す能はず。大儒に非ざれば之を能く立つる莫し。仲尼・子弓是なり。故に俗人なる者あり、

【一〇二】至は致なり。
【一〇三】徴は驗なり。
【一〇四】類は法なり。
【一〇五】能く世と推し移る也。
【一〇六】稽は成績なり。
【一〇七】嵬瑣は狂怪の人。

孰か周公を儉と謂はんや。武王の紂を誅するや、行くの日、(八六)兵忌を以てし、東面して(八七)太歳に迎ふ、(八八)氾に至れば汎し、懷に至れば壞し、共頭に至れば山隧つ。霍叔、懼れて曰く、「出づること三日にして五災至る、乃ち不可なる無からんや」と。周公曰く、「(紂)(八)比干を刳きて箕子を囚へ、(八九)飛廉・惡來、政を知る、夫れ又惡んぞ不可なるあらん」と。遂に馬を(九〇)選へて進み、(九一)戚に朝食し、百泉に暮食し、旦に牧の野に厭し、之を鼓して、紂の卒(九二)郷を易ふ、遂に(九三)殷人に乘じて進んで紂を誅す。蓋し(九四)殺す者は周人に非ず、殷人に因る也。故に(九五)首虜の獲無く(九六)蹈難の賞無し。反りて(九七)三革を定め、五兵を偃せ、天下を合せ、聲樂を立つ。是に於て(九八)武象起りて韶護廢れ、四海の內、心を變へ慮を易へ以て之に化順せざるは莫し。故に(九九)外闔、閉ぢず、天下に跨つて(一〇〇)蘄なし。是の時に當つてや、夫れ又誰か(一〇一)戒むるを爲さんや。』

【八六】兵を發するに兵家忌む所の日を以てす。
【八七】太歳は歳星、即ち木星なり。歳星に向つて之を伐つときは必ず其凶を受くといふ。
【八八】氾は水の名。汎は汎濫。懷は地名。壞は水溢れて道を壞るあり。汎と氾、懷と壞いづれも同音なり。隧は崩れ落つる也。
【八九】飛廉、惡來は、二佞臣の名。
【九〇】選は齊ふる也。
【九一】戚、百泉、牧の野いづれも地名、厭は壓なり、未明に牧野に至り、紂の軍を壓す。
【九二】郷は方向、戈を倒にして己が軍を攻む。
【九三】戈を倒にしたる勢に乘ずる也。
【九四】周人之を殺せるにあらず、殷人が戈を倒にするの勢に因りて自ら之を殺せる也。
【九五】斬首捕虜の獲物無し。
【九六】周人攻めずして克つ。故に難を冒すの賞なし。
【九七】三革は甲冑盾、定は息むる也。五兵は刀劍矛戟矢。
【九八】武象は武王の樂の名、韶濩は殷の樂の名。
【九九】闔は門の扉。
【一〇〇】蘄は圻なり、境。
【一〇一】戒は戒備する也。

此れ其道一に出づ。曷をか一と謂ふ。曰く神を執りて固し。曷をか神と曰ふ。曰く、善を盡すの（八〇）浹洽なるを神と謂ひ、萬物以て之を傾くるに足る莫きを固と謂ふ。神固なるを聖人と謂ふ。聖人なる者は道の（八一）管なり、天下の道は（八二）是に管し、百王の道は是に一なり。故に詩書禮樂も是に歸す。詩は是の其志を言ふなり、書は是の其事を言ふなり、禮は是の其行を言ふなり、樂は是の其和を言ふなり、春秋は是の其微を言ふなり。故に（八三）風の逐はざるを爲す所以の者は、是を取つて以て之を節すれば也。小雅の小雅たる所以の者は、是を取つて之を文れば也。大雅の大雅たる所以の者は、是を取つて之を光にすれば也、（八四）頌の至たる所以の者は、是を取つて之を通ずれば也。天下の道は是に畢く。是に鄕ふ者は臧く、是に倍く者は亡ぶ。是に鄕ひて如し臧からず、是に倍いて如し亡びざる者は、古より今に及ぶまで、未だ嘗て有らざるなり。

客道へるあり、曰く、『孔子曰ふ「周公は其れ盛なるかな、身貴くして愈〻恭、家富みて愈〻儉、敵に勝つて愈〻戒む」と。』之に應へて曰く、『是れ殆んど周公の行に非ず、孔子の言に非ず。武王崩じて成王幼、周公、成王を屛ひて武王に及ぎ、天子の籍を履み、（八五）扆を負うて坐し、諸侯、堂下に趨走す。是の時に當つてや、夫れ又誰か恭を爲さんや。天下を兼制し、七十一國を立て、姬姓獨り五十三人に居る。周の子孫苟くも狂惑ならざる者は、天下の顯諸侯と爲らざるは莫し。

【八〇】浹洽は、あまねき也。
【八一】管は樞要なり。
【八二】是は、聖人をさす。
【八三】風は詩の國風。逐は流蕩を云ふ。
【八四】至は盛德の極。
【八五】扆は其狀屛風の如し、天子、諸侯を見るとき、之を負うて立つ。

り。法を行ふこと至堅、私欲を以て聞く所を亂さざる、是の如きは則ち勁士と謂ふ可し。法を行ふこと至堅、好んで其の聞く所を（七一）脩正し、以て其情性を（七二）撟飾す、其言多く當れども、（七三）未だ諭らず、其行多く當れども、未だ安んぜず、其知慮多く當れども、未だ周密ならず、上は則ち能く其の隆ぶ所を大にし、下は則ち能く己に若かざる者を（七四）開道す、是の如きは、則ち篤厚の君子と謂ふ可し。百王の法を脩むること白黑を辨ずるが若く、當時の變に應ずること（七五）一二を數ふるが若く、禮を行ひ節を要へて之れに安んずること（七六）四枝を運らすが若く、時を要へ功を立つるの巧みなること（七七）四時を詔ぐが若く、政を平かにし民の善を和すると、（七八）億萬の衆にして博きも、一人の若し、是の如きは則ち賢人と謂ふべし。（七九）井井として其れ理あり、嚴嚴として其れ能く己を敬し、分分として其れ終始あり、厭厭として其れ能く長久に、樂樂として其れ道を執つて殆からず、炤炤として其れ知を用ふると明かに、脩脩として其れ統類を用ひて行ひ、綏綏として其れ文章あり、熙熙として其れ人の臧きを樂しみ、隱隱として其れ人の當らざるを恐る、是の如きは則ち聖人と謂ふべし。

【七一】脩正は、をさめただす。
【七二】撟は矯なり。
【七三】盡く其義を曉るに至らず。
【七四】道は導く也。
【七五】易きを言ふ也。
【七六】身の四肢を動かすが如く自然なるを云ふ。
【七七】詔は紹ぐ也。四時相紹代して萬物を成らしむるが如きなり。
【七八】博雜衆多なりと雖も、一人の少きを理むるが如し。
【七九】井井は條理ある貌、嚴嚴は威重ある貌、分分は秩序ある貌、厭厭は足る貌、炤炤は明かなる貌、脩脩は整齊の貌、綏綏は安泰の貌、熙熙は和樂の貌、隱隱は憂懼の貌。

に君子は務めて其内を脩めて、之を外に讓り、務めて德を身に積みて、之に處するに道に遵ふを以てす。是の如くなれば、則ち貴名之に起ること、日月の如く、天下之に應ずること、雷霆の如し。故に曰く（六三）君子は隱るれども顯はれ、微なれども明かに、辭讓すれども勝つと。（六四）詩に曰く、『鶴、九皐に鳴いて、聲、天に聞こゆ』と。此を謂ふ也。鄙夫は是に反す。比周して譽れ愈〻少く、鄙爭して名愈〻辱しめられ、煩勞以て安利を求めて其身愈〻危し。（六五）詩に曰く、『民の良無き、一方に相怨む。爵を受けて讓らず。己斯に亡ぶるに至る』と。此を謂ふなり。故に能小にして事大なるは、之を辟ふるに是れ猶ほ力の少にして任の重きがごとし、（六六）粹折を舍いて適く無からん。身不肖にして賢を誣ふるは、是れ（六七）猶ほ傴身にして高きに昇るを好むがごとし、其頂を指すもの愈〻衆からん。故に明主は德を譎りて位を序づ、亂れざるを爲す所以也。忠臣は誠に能にして、然る後敢て職を受く、窮せざるを爲す所以也。分、上に亂れず、能、下に窮せざるは、（六八）治辯の極也。（六九）詩に曰く、『平平たる左右、亦是れ率ひ從ふ』と、是れ上下の交〻相亂れざるを言ふなり。

俗に從ふを以て善と爲し、貨財を以て寶と爲し、生を養ふを以て己が至道と爲す、是れ（七〇）民の德な

【六三】内に修め德を積む故に、能く外に顯はるゝを云ふ。
【六四】小雅鶴鳴の篇。皐は澤なり。此詩は身隱れて名著はるゝを云ふ。
【六五】小雅角弓の篇。己を責めずして人を怨むを云ふ。
【六六】粹折は碎折なり、此意は必ず碎折すべきを云ふ。
【六七】傴身は傴僂、此意は傴僂高きに登れば、其頭尤も低し、故に人指して之を笑ふなり。
【六八】辯は一本には辨に作る、二字相通じて用ふ。辨も亦治なり。
【六九】小雅采菽の篇。平平は辨治の貌。
【七〇】民は庸民なり。禮儀を知らざるを云ふ。

んか。曰く、其れ唯だ學か。彼の學なる者は、之を行へば士なり、敦く慕へば君子なり、之を知れば聖人なり。上は聖人と爲り、下は士君子と爲るも、孰か我を禁ぜんや。郷には混然として(五四)塗の人なり、俄かにして堯禹に並ぶ、豈に賤にして貴ならずや。郷には(五五)門室の辨を效すに、混然として曾ち決する能はず、俄かにして仁義に原き、是非を分ち、天下を掌上に廻らすを圖ること、白黒を辨ずるが而し、豈に愚にして知ならずや。郷には(五六)胥靡の人なり、俄かにして天下を治むるの大器擧此に在り、豈に貧にして富ならずや。今此に人ありて(五七)屑然として(五八)千溢の寶を藏せば、(五九)行貣して食ふと雖も、人之を富むと謂はん。彼の寶なる者は、之を衣るも衣る可からず、之を食ふも食ふ可からず、之を賣るも(六〇)僂く售る可からず、然るに人之を富むと謂ふは何ぞや、豈に大富の器誠に此に在ればならざらんや、是れ(六一)杅杅として亦富人のみ、豈に貧にして富ならずや。故に君子は、爵無くして貴く、祿無くして富み、言はずして信あり、怒らずして威あり、窮處して榮え、獨居して樂しむ。豈に至尊至富至重至嚴の情、擧此に積めるならずや。故に曰く、貴名は(六二)比周を以て爭ふ可からず、夸誕を以て有つ可からず、勢重を以て脅す可からず、必ず將に此を誠にして然る後就らんとする也と。之を爭へば則ち失ひ、之を讓れば則ち至り、道に遵へば則ち積み、夸誕なれば則ち虚し。故

【五四】路上の人。
【五五】門室の辨は、門と室との區別なり。
【五六】胥靡は刑徒。
【五七】屑然は衆多の貌。
【五八】溢は鎰なり。
【五九】行貣は行く〳〵乞貸す。
【六〇】僂は疾く也。
【六一】杅杅は自ら足る貌。
【六二】比周は私に相黨するを云ふ。

中ると謂ふ。凡そ知說の、理に益するある者は之を爲し、理に益する無き者は之を舍つ、夫れ是を之れ說に中ると謂ふ。事行、中を失する、之を姦事と謂ひ、知說、中を失する、之を姦道と謂ふ。姦事姦道は、治世の棄つる所にして、亂世の從服する所なり。若し夫れ（四八）充虛の相施易する、（四九）堅白同異の分隔するは、是れ聰耳の聽く能はざる所、明目の見る能はざる所、辯士の言ふ能はざる所、聖人の知ありと雖も、未だ（五〇）僂指する能はざる也。知らざるも君子たるに害無く、之を知るも小人たるに損無し。工匠知らざるも巧を爲すに害無く、君子知らざるも治を爲すに害無し。王公之を好めば則ち法を亂り、百姓之を好めば則ち事を亂る。而して狂惑戇陋の人、乃ち始めて其群徒を率ゐ、（五一）其談說を辨じ、其辟稱を明かにし、（五二）身老い子長ずるまで、惡むを知らず、夫れ是を之れ上愚と謂ふ。曾ち好く雞狗を相するの以て名を爲すべきに如かざるなり。（五三）詩に曰く、『鬼たり蜮たらば、則ち得可からず、靦たる面目あり、人の視ること極り罔し。此好歌を作つて、以て反側を極む』と。此を謂ふなり。

我は、賤にして貴に、愚にして智に、貧にして富ならんを欲す。可なら

【四八】充は實なり。施易は移易なり。實を以て虛と爲し、虛を以て實と爲す也。
【四九】堅白同異の言を以て相分別隔異する也。
【五〇】僂指は指を屈する也。
【五一】詭辯を弄するを謂ふ。辟は譬なり。
【五二】身老い子長ずるまでは、終身なり。
【五三】小雅何人斯の篇。蜮はいさごむし、亦鬼也。靦は面目の貌、靦たる面目ありとは人の面目あるを云ふ、鬼たり蜮たらば汝は見るを得ず、靦然として面目あるを見れば汝も人なり、人は相視て極る時あるなく、終には汝と相見ん、故に我今此好歌を作りて、汝が反側して不正なる情を盡くあらはす。

先王の道は仁を之れ隆ぶ、（三六）中に比べて之を行ふ。曷をか中と謂ふ。曰く禮義是れ也。道とは天の道に非ず、地の道に非ず、人の以て道とする所也、君子の道とする所也。君子の所謂賢とは、能く偏く人の能くする所を能くするの謂に非ざる也。君子の所謂知とは、能く偏く人の知る所を知るの謂に非ざる也。君子の所謂辨とは、能く偏く人の辨ずる所を辨ずるの謂に非ざる也。君子の所謂察とは、能く偏く人の察する所を察するの謂に非ざる也。（三七）止まる所ある也。（三八）高下を相し、（三九）墝肥を視て、（四〇）五種を序づるは、君子、農人に如かず。財貨を通じ、美惡を相して、（四一）貴賤を辨ずるは、君子、賈人に如かず。規矩を設け、繩墨を陳ねて、（四二）備用を便にするは、君子、工人に如かず。是非然不然の情を卹へずして、以て相（四三）薦撙し、以て相恥怍するは、君子、惠施・鄧析に若かず。若し夫れ德を（四四）譎りて次を定め、能を量つて官を授け、賢不肖をして皆其位を得、能不能をして皆其官を得、萬物をして其宜しきを得、事變をして其應を得しめ、（四五）愼墨も其談を進むるを得ず、惠施・鄧析も敢て（四六）其察を竄れず、言必ず理に當り、事必ず務に當るは、是れ君子の長ずる所なり。

凡そ事行の、（四七）理に益するある者は之を立て、理に益する無き者は之を廢つ、夫れ是れを之れ事に

（三六）中は中道なり。
（三七）禮儀に止まるをいふ。
（三八）高下は、地の高低。
（三九）墝肥は、地の墝埆と肥沃。
（四〇）五種は黍稷豆麥麻。
（四一）貴賤は價の高下。
（四二）備用は器具なり。
（四三）薦は蹈藉、撙は撙抑。
（四四）譎は商なり。商度する也。
（四五）愼到、墨翟。
（四六）其察辯を竄入せず。
（四七）理は治なり。

ばなり。仲尼將に司寇たらんとす、(二七)沈猶氏、敢て朝に其羊に飲はず、公愼氏、其妻を出し、愼潰氏、境を踰えて徙り、魯の牛馬を(二八)粥ぐ者豫賈せず、必ず(二九)脩正以て之を待ちたれば也。闕黨に居れば、闕黨の子弟(三〇)分たざる罔く、(三一)親ある者取ること多し、(三二)孝悌以て之を化したれば也。儒者、本朝に在れば則ち政を美にし、下位に在れば則ち俗を美にす。儒の人の下たること是の如し』と。王曰く、『然らば則ち其の人の上たること何如』と。孫卿曰く、『其の人の上たるや廣大なり。志意、内に定まり、禮節、(三三)朝に脩まり、法則度量、官に正しく、忠信愛利、下に形はる。一不義を行ひ、一無罪を殺して、天下を得るは、爲さざるなり。此君子、義、人に信ぜられ、四海に通ずれば、則ち天下之に應ずること讙しきが如し。是れ何ぞや。則ち貴名白にして天下治まれば也。故に近き者は歌謳して之を樂しみ、遠き者は(三四)竭蹶して之に趨く、四海の內、一家の若く、通達の屬、服從せざるは莫し、夫れ是を人の師と謂ふ。(三五)詩に曰く、「西よりし東よりし、南よりし北よりし、思ふとして服せざる無し」と。此を謂ふなり。夫れ其の人の下たるや彼の如く、其の人の上たるや此の如し。何ぞ其れ人の國に益無しと謂はんや』と。昭王曰く、『善し』と。

【二七】沈猶氏毎朝其羊に飲ひて以て市人を詐りしなり。公愼氏の妻、淫にして制あらず。愼潰氏、奢侈にして法に踰ゆ。

【二八】粥は鬻ぐ也。豫賈は、かけね也。

【二九】脩正は、先づ其身を正しくする也。

【三〇】有無を均分す。

【三一】親ある者稍多く分配せらる。

【三二】孔子、孝悌を以て之を化するに由る。

【三三】朝は朝廷なり。

【三四】竭蹶は顚倒なり。之に就くに急なるなり。

【三五】大雅文王有聲の篇。

さざるの義を明かにせるなり。周公、天下無し、鄕に天下を有ち、今天下無きは、(一六)擅るに非ざる也、成王、鄕に天下無く、今天下を有つは、奪ふに非ざるなり、變勢次序の節、然るなり。故に(一七)枝を以て主に代はるも、越に非ず、(一八)弟を以て兄を誅するも、暴に非ず、君臣、位を易ふるも、不順に非ず。天下の和に因つて、文武の業を遂げ、枝主の義を明かにす。抑 亦變化すれど、天下(一九)厭然として猶ほ一のごとし。聖人に非ざれば之を能く爲す莫し。夫れ是を之れ大儒の效と謂ふ。

秦の昭王、(二〇)孫卿子に問うて曰く、『儒は人の國に益無し』と。孫卿子曰く、『儒者は先王に法り、禮義を隆び、臣子を謹ませて、貴を其上に致す者也。人主之を用ふれば、則ち勢、(二一)本朝に在りて(二二)宜しく。用ひざれば、則ち退いて百姓に編して愨、必ず(二三)順下たり、窮困凍餒すと雖も、必ず邪道を以て貪を爲さず、置錐の地無くして、社稷を持するの大義に明かに、(二四)嗚呼するも之に能く應ずるもの莫きも、然も萬物を(二五)財し百姓を養ふの經紀に通ず。勢、人の上に在れば、則ち王公の材なり、人の下に在れば、則ち社稷の臣・國君の寶なり、(二六)窮閻漏屋に隱ると雖も、人、之を貴ばざるは莫し、道、誠に存すれ

【一六】擅は禪なり。
【一七】枝は宗家にあらざるを云ふ、周公を指す。主は成王をさす。越は僭越なり。
【一八】管叔を殺すを云ふ。
【一九】厭然は順從の貌。
【二〇】孫卿子は荀子のこと。漢の宣帝の時、帝の諱詢を忌み、劉向此書を編する際、荀卿を孫卿となす。
【二一】本朝は朝廷を言ふ。
【二二】其の爲す所宜しきに合するなり。
【二三】下となつて順從なり。
【二四】嗚呼は歎息なり。困窮するときは、叫呼するも、人之を侮りて應ぜざる也。
【二五】財は裁なり。
【二六】窮閻は窮巷なり。

(一)儒效篇

大儒の(二)效は、武王崩じ、成王幼なるや、周公、成王を(三)屛うて、武王に(四)及ぎ、以て(五)天下を屬したるは、天下の周に倍くを惡みたれば也。天子の(六)籍を履み、天下の斷を聽き、(七)偃然として固より之あるが如くなりしも、天下、貪と稱せず。管叔を殺し、(八)殷國を虛にしたるも、天下、(九)戾と稱せず。天下を兼制し、七十一國を立て、(一〇)姬姓獨り五十三人に居りたるも、天下(一一)偏と稱せず。成王を敎誨開導し、道を諭らしめて、能く迹を文・武に(一二)拚ぐ。周公、(一三)周を歸し、籍を成王に反して、天下、周に事ふるを輟めず、然る後、(一四)周公北面して之に朝しき。天子なる者は、(一五)少を以て當る可からず、假攝を以て爲す可からず、能なれば則ち天下之に歸し、不能なれば則ち天下之を去る。是を以て、周公、成王を屛うて武王に及ぎ、以て天下を屬したるは、天下の周を離るるを惡みたればなり。成王冠して人と成るや、周公、周を歸し籍を反せるは、主を滅ぼ

【一】大儒の功を述べて師法の重んずべきを論ず。
【二】效は功なり。
【三】屛は蔽ふ也。
【四】及は繼ぐ也。弟、兄の位に代るを及と曰ふ。
【五】屬は繫なり。天下の人心をかけつなぎて離れざらしむる也。
【六】籍は位なり。
【七】偃然は安き貌。
【八】殷の民を遷して其國を墟にす。
【九】戾は暴戾なり。
【一〇】姬姓は周の同姓。
【一一】偏は偏頗なり。
【一二】拚は襲ぐ也。
【一三】周の天下を以て之を成王に歸す。
【一四】政を成王に歸し己は臣として之に事ふ。
【一五】少は幼少なり。

天下の行術と謂ふ。

少は長に事へ、賤は貴に事へ、不肖は賢に事ふるは、是れ天下の通義なり。人あり、勢、人の上に在らずして、人の下と爲るを羞づるは、是れ姦人の心なり。志、姦心を免れず、行、姦道を免れずして、而して君子・聖人の名を有たんことを求むるは、之を辟ふれば是れ猶ほ伏して天を咶らんとし、(六七)經を救ふに其足を引くがごとし、說必ず行はれず、愈〻務めて愈〻遠からん。故に君子は時(六八)詘すれば則ち詘し、時伸ぶれば則ち伸ぶるなり。

【六七】經は縊るる者。
【六八】詘は屈なり。君子は時と與に屈伸す。

同を好めば必ず勝ち、(五三)知にして謙を好めば必ず賢』と。此を謂ふなり。
愚者は是に反す。重きに處り權を擅にすれば、則ち好んで事を專らにして、賢能を妬み、有功を抑へて(五四)有罪を擠し、志、驕盈にして(五五)舊怨を輕んじ、(五六)恡嗇にして道を上に行施せざるを以て重しと爲し、(五七)權を下に招きて、以て人を妨害す。危き無からんと欲すと雖も得んや。是を以て位尊ければ則ち必ず危く、任重ければ則ち必ず廢せられ、寵を擅にすれば則ち必ず辱しめらるること、立つて待つべく、(五八)炊ぎて僥ふべきなり。是れ何ぞや、則ち之を墮す者衆くして、之を持する者寡ければなり。

(五九)天下の行術は、以て君に事ふれば則ち必ず(六〇)通じ、以て仁を爲せば則ち必ず聖ならんとせば、(六一)隆を立てて貳る勿かれ。然る後恭敬以て之に先んじ、忠信以て之を統べ、愼謹以て之を行ひ、端愨以て之を守り、(六二)頓窮すれば則ち(六三)疾力して以て之を(六四)申重す。君、知らずと雖も、怨疾の心無く、功、甚だ大なりと雖も、德に伐るの色無く、(六五)求を省き功を多くし、愛敬(六六)勸まず。是の如ければ則ち常に順ならざること無し。以て君に事ふれば則ち必ず通じ、以て仁を爲せば則ち必ず聖なり。夫れ是を

【五三】知なれば物を慢り易し。
【五四】有罪を甚だしく排擠する也。
【五五】舊怨ある者を飽くまでも輕侮して、予を如何とする莫しと謂ふ也。
【五六】恡は吝なり。
【五七】權を振うて下を壓するなり。
【五八】一炊の間なるを云ふ。僥は竟也。
【五九】徧く天下に行はるべき方術。
【六〇】通は通達する也。
【六一】隆は禮なり。
【六二】困頓窮迫。
【六三】疾力は勤勉なり。
【六四】申重は、再三する也。
【六五】求むる所少く、功を成す多し。
【六六】勸は倦む也。

術なり。貧窮(三九)徒處の勢に在りと雖も、亦(四〇)象を是に取る、夫れ是を吉人と謂ふ。(四一)詩に曰く、『媚なるかな茲の一人、侯の順徳に應る、永く言に孝を思ひ、昭なる哉服を嗣ぐ』と、此を謂ふなり。

善く(四二)大重に處り・大事を(四三)理任し・寵を萬乘の國に擅にして、必ず後患なきの術を求むるに、(四四)之を同じくするを好むに若くは莫し。賢を援きて施を博くし、(四五)怨を除きて、之を妨害する無く、(四六)能、之に任ずるに耐ふれば、則ち愼んで此道を行ひ。能而し任ずるに耐へず、且つ寵を失はんことを恐るれば、則ち早く之と同じくするに若くは莫し。賢を推し能に讓りて、安じて其後に隨ふ。是の如くなれば、寵あれば則ち必ず榮え、寵を失ふも則ち必ず罪無し。是れ君に事ふる者の寶にして、必ず後患無きの術なり。故に知者の事を擧ぐるや、滿つれば則ち(四七)嗛を慮り、平かなれば則ち險を慮り、安ければ則ち危を慮り、(四八)其豫を(四九)曲重して、猶ほ(五〇)其既に及ばんことを恐る、是を以て百擧して陷らざるなり。孔子曰く、『(五一)巧にして度を好めば必ず節、(五二)勇にして

(三九) 徒處は獨處なり。

(四〇) 法を此に取る。

(四一) 大雅下武の篇。茲の一人は武王を指す。愛すべきかな武王、能く此順徳に當り、能く祖考の事を嗣ぎ行ひ、祖考に對して孝を竭せり。

(四二) 大重は大位なり。

(四三) 兪樾曰く、理の字は衍文なり。大重に處ると大事に任ずると相對し、皆、善の字を蒙るを義と爲す。理の字は蓋し重の字の誤りて衍せし者ならんと。從ふ可し。

(四四) 人と同じうするを好むなり。

(四五) 私怨を挾んで人の擧用を妨げず。

(四六) 能は才能。

(四七) 嗛は不足なり。

(四八) 豫は、豫かじめ備ふるなり。

(四九) 委曲重多。

(五〇) 既は禍と同じ。

(五一) 巧なれば淫靡なり易し、故に度を以て之を制す。

(五二) 勇なれば物を凌ぎ易し、人と同じうする能はず。

を有つの勢に厚きも、而も（二六）匹夫を以て老ゆるをだも得ず。故に善く之を用ふれば、則ち百里の國も、以て獨立するに足り、善く之を用ひざれば、則ち楚は六千里にして、而も（二七）讐人の役と爲る。故に人主、道を得るを務めずして、廣く其勢を有つは、是れ其の危き所以なり。

（二八）寵を持し位に處り、終身厭はれざるの術は、主之を尊貴すれば則ち恭敬にして（二九）僔、主之を信愛すれば則ち謹愼にして（三〇）嗛、主之を專任すれば則ち（三一）拘守して詳、主之を安近すれば則ち（三二）愼比して邪ならず、主之を疏遠すれば則ち（三三）全一にして倍かず、主之を（三四）損絀すれば則ち恐懼して怨みず、貴くして（三五）夸を爲さず、信ぜられて謙に處るを忘れず、任重くして敢て專らにせず。財利至れば則ち（三六）善及ばざる而く、必ず將に辭讓の義を盡して然る後受けんとす。（三七）福事至れば則ち和にして理、禍事至れば則ち靜にして理。富めば則ち（三八）施廣く、貧しければ則ち用節す。貴かる可く賤しかる可し、富む可く貧しかる可し。殺す可きも姦を爲さしむ可からず。是れ寵を持し位に處り、終身厭はれざるの

【二六】庶人として壽を終るだも得ず。戮せられたるを云ふ。
【二七】讐人は秦をいふ。役は使役。
【二八】寵は主の寵をいふ。
【二九】僔は撙と同じく、抑損する也。
【三〇】嗛は歉と同じ、敢て自ら滿たざるを云ふ。
【三一】謹んで職事を守りて、法度を詳明にす。
【三二】愼は順なり。君に順比すと雖も、諂諛せず。
【三三】全一は純一なり。
【三四】絀は黜なり。
【三五】夸は奢侈なり。
【三六】己の善寡くして、此財利を受くるに足らざるが如く思ふ也。
【三七】憂喜を以て其理を害せざるをいふ。
【三八】施は施與なり。

桓公に從つて之を貴敬せざるは莫し、是れ天下の大節なり。諸侯、一節の是の如きあるも、則ち之を能く亡ぼす莫けん、桓公、此數節の者を兼ねて盡く之を有つ、夫れ又何ぞ亡ぼす可けんや、其霸たるや宜なるかな、(一三)幸にあらざるなり、(一四)數なり。然れども仲尼の門人、五尺の豎子も、言、五伯を稱するを羞づるは、是れ何ぞや。曰く然り、彼は政教に本づくに非ざるなり、(一五)隆高を致すに非ざるなり、(一六)文理を綦むるに非ざるなり、人の心を服するに非ざる也、方略に鄕ひ、勞佚を審かにし、(一七)畜積脩鬭して、能く其敵を顚倒する者なり、詐心以て勝つなり。彼は(一八)讓を以て爭を飾り、仁に依りて利を蹈む者なり、小人の傑なるのみ、彼固と曷ぞ大君子の門に稱するに足らんや。彼の王者は則ち然らず、賢を致して能く以て不肖を救ひ、彊を致して能く以て弱を寛うす、(一九)戰へば必ず能く之を殆くするも、而も之と鬭ふを羞ぢ、(二〇)委然として文を成し、以て之を天下に示して、暴國安に自ら化す、(二一)災繆なる者あり、然る後之を誅す。故に聖王の誅は綦めて省し、文王は(二二)四を誅し、武王は二を誅し、周公は(二三)業を卒へ、成王に至つては則ち安に以て誅する無し。故に道は豈に行はれざらんや、文王は百里の地より載めて、天下一たり、桀紂は(二四)之を舍つ、(二五)天下

【一三】幸は僥倖なり。
【一四】必然の數なり。
【一五】隆高は禮を云ふ。
【一六】綦は極むる也。文章條理を極むるに非ざる也。
【一七】畜積は倉廩に畜積する也。脩鬭は、戰鬭の術を修むる也。
【一八】讓は謙讓なり。
【一九】義を以て服して、力を以て服せざる也。
【二〇】委然は靡く貌。
【二一】災怪繆戾。
【二二】四は翟、密、崇、昆夷。二は黎と紂。
【二三】王業を成し終ふる也。
【二四】之は、道をいふ。
【二五】其勢厚くして天下を有つ。

(一)仲尼篇

仲尼の門人は、五尺の豎子も、言、五伯を稱するを羞づ。是れ何ぞや。曰く、然り、彼は誠に稱するを羞づ可きなり。(二)齊桓は五伯の盛なる者なり。前事は則ち(三)兄を殺して國を爭ひ、內行は則ち姑姉妹の嫁せざる者七人、閨門の內、(四)般樂奢汰し、齊の(五)分を以て之に奉じて足らず、外事は則ち邾を詐り莒を襲ひ、國を并すること三十五。其事行や、是の若く其れ險汙淫汰なり、彼は固より曷ぞ大君子の門に稱するに足らんや。是の若くなるも亡びずして、乃ち霸たるは何ぞや。曰く、於乎、夫の齊の桓公、天下の大節を有てり、夫れ孰か能く之を亡ぼさん。(六)倓然として、管仲の能以て國を託するに足るを見る、是れ天下の大知なり。安んじては其怒を忘れ、出でては(七)其讎を忘れ、遂に立てて以て仲父と爲す、是れ天下の(八)大決なり。立てて以て仲父と爲すも、貴戚、之を敢て妬む莫く、之に(九)高國の位を與へたるも、本朝の臣、之を敢て惡む莫く、之に(一〇)書社三百を與へたるも、富人、之を敢て(一一)距む莫く、貴賤長少、(皆)(一二)秩秩焉として、

【一】人臣の人主に事ふる所以の道を述ぶ。
【二】齊の桓公。
【三】兄は公子糾。
【四】般も樂む也。汰は侈なり。
【五】分は賦稅の半。
【六】倓然は安然として疑はざるを云ふ。
【七】管仲嘗て桓公を射て其鉤に中つ。
【八】決斷の大なること。
【九】高子國子は、ともに世世齊の上卿なり、其位を以て之に與ふ。
【一〇】二十五家を社となす、社の戶口を以て版圖に書するを書社と云ふ。
【一一】距は拒なり。
【一二】秩秩焉は順序ある貌。

然たり、端然たり、訾然たり、洞然たり、綴綴然たり、瞀瞀然たるは、是れ子弟の容なり。吾、汝に學者の(七六)嵬容を語げん、其冠は(七七)絻、其纓は禁緩、其容は簡連、(七八)塡塡然たり、狄狄然たり、莫莫然たり、瞡瞡然たり、瞿瞿然たり、盡盡然たり、盱盱然たり。酒食聲色の中には、則ち(七九)瞞瞞然たり、瞑瞑然たり。禮節の中には、則ち疾疾然たり、訾訾然たり、勞苦事業の中には、則ち儢儢然たり、離離然たり。偸儒にして罔、廉恥なくして謑詬を忍ぶ、是れ學者の嵬なり。其冠を(八〇)弟佗にし、其辭を神禫にし、禹行して舜趨す、是れ子張氏の賤儒なり。其衣冠を正しうし、其顏色を齊へ、(八一)嗛然として終日言はず、是れ子夏氏の賤儒なり。偸儒にして事を憚り、廉恥無くして飲食を嗜み、必ず、『君子固より力を用ひず、』と曰ふは、是れ子游氏の賤儒なり。彼の君子は則ち然らず、佚して而も惰ならず、勞して而も慢ならず、(八二)原を宗とし變に應じ、曲さに其宜しきを得。是の如くにして然る後聖人なり。

【七六】嵬容は怪異不正の容。

【七七】絻は俛なり、前に向ひ低く俯すを云。禁緩は纓が太く緩し。簡連は傲慢前まざる貌。

【七八】塡塡然は滿足の貌、狄狄然は跳躍の貌、莫莫然は靜かな貌　瞡瞡然は小見の貌、瞿瞿然は瞠視の貌、盡盡然は極視の貌、盱盱然は目を張るの貌。

【七九】瞞瞞然は目を閉づる貌、瞑瞑然は視て審ならざる貌、疾疾然は憎む、訾訾然は譏る、儢儢然は勉めざる貌、離離然は事に親まざる貌、儒は懦なり。謑詬は罵辱。

【八〇】弟佗は詳ならず。一本には第作に作る、第作は第诈なり、促小の意、其冠の小なるを言ふならんか。神禫は沖澹、舜行禹趨はたゞ聖人の威儀にのみ倣ふを云ふ。

【八一】嗛然は自得の貌。

【八二】本原を以て宗と爲し、萬變に應じて其宗を離れぬ也。

者なり。今の所謂處士なる者は、能無くして能と云ふ者なり、知無くして知と云ふ者なり、利心(六四)足ること無くして、欲無しと佯る者なり、(六五)行僞險穢にして、彊ひて高言謹愨なる者なり、(六六)俗ならざるを以て俗と爲し、(六七)離蹤して跂訾する者なり。

士君子の能くする所と爲す能はざる所とは、君子は能く貴ばるべきを爲すも、人をして必ず己を貴ばしむる能はず、能く信ぜらるべきを爲すも、人をして必ず己を信ぜしむる能はず、能く用ひらるべきを爲すも、人をして必ず己を用ひしむる能はず。故に　(六八)君子は(己ノ)脩からざるを恥ぢて、(人ニ)汙さるるを恥ぢず、信ならざるを恥ぢて、信ぜられざるを恥ぢず、能くせざるを恥ぢて、用ひられざるを恥ぢず。是を以て譽に誘はれず、誹に恐れず、道に率つて行ひ、端然として己を正しくし、物に　(六九)傾側せられず、夫れ是を誠の君子と謂ふ。詩に曰く、『溫溫たる恭人は、維れ德の基』と。此を謂ふなり。

士君子の容は、其冠は　(七〇)進、其衣は　(七一)逢、其容は　(七二)良、儼然たり、壯然たり、(七三)祺然たり、蕼然たり、恢恢然たり、廣廣然たり、昭昭然たり、蕩蕩然たるは、是れ父兄の容なり。其冠は進、其衣は逢、其容は　(七四)愨、(七五)儉然たり、恀然たり、輔

【六四】足るを知らず。
【六五】行僞は行爲なり。
【六六】俗人に異なるを以て自ら其俗と爲す也。
【六七】俗に違ひて自ら高しとするを云ふ。
【六八】能く己を脩めて人に求めざるを云ふ。
【六九】傾側は、かたむくろ也。
【七〇】進は峻なり、高きを云ふ。
【七一】逢は大、逢掖を云ふ。
【七二】良は溫良、樂易なり。
【七三】祺然は安泰にして憂懼せざる貌、蕼然は寬舒の貌、蕼は肆なり。
【七四】愨は謹敬。
【七五】儉然は卑謙の貌。恀然は尊長を恃む貌、輔然は相親附する貌、訔然は柔弱の貌、洞然は恭敬の貌、綴綴然は離れざる貌、瞀瞀然は正視せざる貌。

能くすと雖も必ず讓り、然る後德と爲す。君に遇へば則ち臣下の義を脩め、(五〇)鄉に遇へば則ち長幼の義を脩め、長に遇へば則ち子弟の義を脩め、友に遇へば則ち禮節辭讓の義を脩め、賤にして少き者に遇へば、則ち告導寬容の義を脩め、愛せざる無く、敬せざる無く、人と爭ふ無く、(五一)恢然として、天地の萬物を(五二)苞むが如し。是の如くなれば則ち賢者は之を貴び、不肖者は之を親しむ。是の如くにして服せざる者は、則ち(五三)訞怪狡猾の人と謂ふべし、則ち子弟の中と雖も、(五四)刑之に及んで宜し。(五五)詩に云く、『上帝時ならざるに匪ず、(五六)殷は舊を用ひず、(五七)老成人無しと雖も、尚ほ典刑あり、曾て是れ聽く莫く、大命以て傾く』と。此を謂ふなり。

古の所謂士の仕ふる者は、敦厚なる者なり、(五八)羣を合する者なり、富貴を樂しむ者なり、(五九)分施を樂しむ者なり、罪過に遠ざかる者なり、(六〇)事理を務むる者なり、(六一)獨富を羞づる者なり。今の所謂士の仕ふる者は、汙漫なる者なり、賊亂なる者なり、恣睢なる者なり、貪利なる者なり、(六二)觸抵なる者なり、禮義無くして唯だ權勢を之れ嗜む者なり。古の所謂(六三)處士なる者は、德盛んなる者なり、能く靜かなる者なり、脩正なる者なり、命を知る者なり、時を著にする

【五〇】鄉黨の中に在る也。
【五一】恢然は大なる貌。
【五二】苞は包む也。
【五三】訞は妖なり。
【五四】刑は刑戮なり。
【五五】大雅蕩の篇。
【五六】殷の故法を用ひずして亡べるを云ふ。
【五七】老成人は、伊尹、伊陟、臣扈の屬をいふ。
【五八】羣衆を和合する也。
【五九】分施は、均しく分つ也。
【六〇】務めて事をして條理あらしむ。
【六一】家語に曰く、獨り貴く獨り富むは、君子之を羞づと。
【六二】權勢を恃んで人に忤ふ。
【六三】處士は仕へざる者。

當るは知なり。默して當るも亦知なり。故に知つて默するは猶ほ知つて言ふがごときなり。故に言多くして(三六)類あるは聖人なり、言少くして法あるは君子なり、多きも少きも法無くして(三七)流湎するは、然も辯なりと雖も小人なり。故に力を勞して而も民の務に當らざる、之を姦事と謂ひ、知を勞して而も先王に(三八)律らざる、之を姦心と謂ひ、辯說譬喩、(三九)齊給便利にして、而も禮義に順はざる、之を姦說と謂ふ、此三姦は聖王の禁ずる所也。知にして(四〇)險に、(四一)賊にして神に、(四二)爲詐にして巧に、言、無用にして辯に、辯、(四三)不惠にして察なるは、治の大殃なり。行、(四四)辟にして堅に、(四五)非を飾つて好に、姦を玩んで澤に、言辯にして(四六)逆なるは、古の大禁なり。知にして法無く、勇にして憚る無く、察辯にして(四七)操僻に、(四八)淫大にして用乏しく、姦を好んで衆と與にするは、(四九)足を利して迷ひ、石を負うて墜つる也。是れ天下の弃つる所なり。

　天下の心を兼ね服し、高上尊貴なるも、以て人に驕らず、聰明聖知なるも、以て人を窮めず、齊給速通なるも、人に先んずるを爭はず、剛毅勇敢なるも、以て人を傷らず、知らざれば則ち問ひ、能くせざれば則ち學び、

【三六】類は統類なり。
【三七】流湎は流蕩沈湎。
【三八】律は法る也。
【三九】齊は疾なり、給は急なり。便利は言辭敏捷なるをいふ。
【四〇】險は陰險なり。
【四一】賊は賊害なり。神は權變鬼神の如き也。
【四二】爲は僞なり。
【四三】王念孫曰く、不惠は當に不急に作るべしと。從ふ可し。
【四四】辟は僻なり。
【四五】非を飾ること工なり。
【四六】逆は常理に乖く也。
【四七】操は操行なり。
【四八】言行過度にして實用多からざる也。
【四九】疾足の人迷へば迷ふこと愈〻遠く、石を負うて墜つれば其の沈むこと愈〻深し。

に受けて之を傳へ、以爲らく、仲尼・子游、茲が爲めに後世に厚しと。是れ則ち子思・孟軻の罪也。若し夫れ方略を總べ、言行を齊しくし、統類を壹にし、而して天下の英傑を羣め、而して之に告ぐるに太古を以てし、之に教ふるに至順を以てし、(二七)奧窔の間、簟席の上、(二八)斂然として聖王の文章具はり、(二九)佛然として平世の俗起らば、則ち六説なる者入る能はず、十二子なる者、親く能はざらん。(三〇)置錐の地無きも、王公も之と名を爭ふ能はず、一大夫の位に在れば、則ち一君も獨り畜ふ能はず、一國も獨り容るる能はず、(三一)成名、諸侯に況ひ、以て臣と爲すを願はざるは莫し、是れ聖人の・勢を得ざる者なり。仲尼・子弓是れなり。天下を一にし、萬物を(三二)財し、生民を長養し、天下を兼ね利し、(三三)通達の屬、從服せざるは莫く、六説なる者立ろに息み、十二子なる者(三四)遷り化す、則ち聖人の・勢を得る者にして、舜・禹是れなり。今夫の仁人や、將に何をか務めんとする。上は則ち舜・禹の制に法り、下は則ち仲尼・子弓の義に法り、以て十二子の説を息むるを務む。是の如くならば、則ち天下の害除かれ、仁人の事畢り、聖王の跡著はれん。

(三五)信を信ずるは信なり、疑を疑ふも亦信なり。賢を貴ぶは仁なり、不肖を賤むも亦仁なり。言つて

【二七】奧は西南隅、窔は東南隅、室内を出でざるを云ふ。

【二八】斂然は聚まる貌。

【二九】佛然は勃然なり。

【三〇】置錐の地は、狹き土地をいふ。此數句は、其大を云ふ也。

【三一】成名は盛名なり。

【三二】財は裁なり。

【三三】苟しくも舟車の通ずる所。

【三四】遷りて化に從ふ。

【三五】信ず可き者を信じ、疑ふ可き者を疑ふは、意、同じからずと雖も、皆、信に歸す。

愚衆を欺惑するに足る、是れ墨翟・(一四)宋鈃也。法を尙べども法無く、脩を下めども(一五)作を好み、(一六)上は則ち聽を上に取り、下は則ち從を俗に取る、終日言つて文典を成すも、之を細察するに及んでは、則ち(一七)倜然として、歸宿する所無く、以て國を(一八)經し分を定む可からず、然れども其の之を持するや故あり、其の之を言ふや理を成し、以て愚衆を欺惑するに足る、是れ愼到・(一九)田駢也。先王に法らず、禮義を是とせずして、好んで怪説を治め(二〇)琦辭を玩び、甚だ察なるも(二一)惠ならず、辯なるも用無く、事多きも功寡く、以て治の綱紀と爲す可からず、然れども其の之を持するや故あり、其の之を言ふや理を成し、以て愚衆を欺惑するに足る、是れ惠施・鄧析也。略ば先王に法れども、(二二)其統を知らず、然も猶ほ(二三)材劇に志大に、聞見雜博に、往舊を案じて說を造り、之を(二四)五行と謂ふ、甚だ(二五)僻違にして類無く、幽隱にして說無く、閉約にして解無し、案に其辭を飾りて、之を祗敬して曰く、『此れ眞に先君子の言なり』と。子思之を唱へ、孟軻之に和す。世俗の(二六)溝猶たる瞀儒、嚾嚾然として其の非なる所を知らざる也。遂

【一四】宋鈃は宋の人、孟子・尹文子等と時を同じうす。
【一五】作は作爲なり。
【一六】苟くも上下の意に順ふ。
【一七】倜然は疏遠の貌。歸宿は歸著なり。
【一八】經は經營なり。分は上下の分限なり。
【一九】田駢は齊の人、著書十五篇あり。
【二〇】琦は奇なり。
【二一】王念孫曰く、惠は當に急に爲るべし、字の誤なりと。從ふ可し。
【二二】統は體統。紀綱をいふ。
【二三】劇は繁多。
【二四】五行は、中庸の天下の達道五、及び孟子の親、義、別、序、信なり。
【二五】邪辟にして法無く、幽隱閉結して解說すべからず。
【二六】溝は怐と同じく愚なり。溝猶は無知。瞀は暗。嚾嚾然は喧囂の貌。

(一)非十二子篇

今の世に假りて、邪說を飾り姦言を文り、以て天下を(二)梟亂し、愚衆を欺惑し、(三)矞宇嵬瑣、天下をして(四)混然として、是非治亂の存する所を知らざらしむる者、人あり。情性を縱にし、(五)恣睢に安んじ、禽獸の行にして、以て(六)文に合し治に通ずるに足らず、然れども(七)其の之を持するや故あり、其の之を言ふや理を成し、以て愚衆を欺惑するに足る、是れ(八)它囂・魏牟也。情性を忍び、(九)綦谿利跂、苟くも人に分異するを以て高しと爲し、以て大衆を合し大分を明かにするに足らず、然れども其の之を持するや故あり、其の之を言ふや理を成し、以て愚衆を欺惑するに足る、是れ(一〇)陳仲・史鰌也。天下を壹にし・國家を建つるの(一一)權稱を知らず、功用を上とし、儉約を大として、(一二)差等を僈にし、曾ち以て(一三)辨異を容れ君臣を懸くるに足らず、然れども其の之を持するや故あり、其の之を言ふや理を成し、以て

【一】當時の諸子の說を非とするなり。
【二】梟は澆と同じ、水のぐるぐる渦を卷く狀。
【三】矞は譎と同じく、譎詭。宇は大、誇大。嵬は狂險の行。瑣は姦細の行。
【四】混然は分別無きの貌。
【五】恣睢は放恣なり。
【六】文は禮文、治は治理。
【七】其主張に根據理由あり、其言は條理を形成す。
【八】它囂は人の名、何の代たるを詳にせず、韓詩外傳には范雎魏牟に作る、魏牟は魏の公子牟、莊子に見ゆ。
【九】狹路を極めて以て己の道となす貌。
【一〇】陳仲は田仲、此二人のことは前に出づ。
【一一】權稱は輕重をはかるもの、亦禮法をいふ。
【一二】僈は慢なり。階級を重んぜざる也。
【一三】辨異は差別なり。縣は縣隔なり、差別なり。

君子の辯なる者あり、聖人の辯なる者あり。先づ慮らず、早く謀らず、之を發して當り、文を成して(八五)類し、(八六)居錯遷徙、變に應じて窮まらざるは、是れ聖人の辯なる者也。先づ之を慮り、早く之を謀り、斯須の言なるも聽くに足り、(八七)文にして實を致し、(八八)博にして正に黨するは、是れ士君子の辯なる者なり。其言を聽けば則ち辭辯にして(八九)統無く、其身を用ふれば則ち詐り多くして功無く、上は以て明王に順ふに足らず、下は以て百姓を和齊するに足らず、然るに口舌之れ(九〇)均、(九一)噡唯則ち節に、以て(九二)奇偉偃却の屬と爲すに足る、夫れ是を姦人の雄と謂ふ。聖王起れば、以て先づ誅する所なり、然る後盜賊之に次ぐ。盜賊は(九三)變ずるを得るも、(九四)此は變ずるを得ざればなり。

【八五】乖戾せず。
【八六】居錯は擧措なり。遷徙は動止といふが如し。
【八七】文なれば、虛詐に失し易し。
【八八】博なれば、流蕩に失し易し。
【八九】統は統一せる條理。
【九〇】均は音の調ふを云ふ。
【九一】噡は言語、唯は應酬すること。應酬の語節ある也。
【九二】奇偉は誇大、偃却は驕り高ぶる也。
【九三】變ずとは、之を敎へて自ら新ならしむるをいふ。
【九四】此は、姦人の雄をさす。

談說の術は、(七七)齊莊以て之に蒞み、端誠以て之に處し、(七八)堅彊以て之を持し、(七九)分別以て之を喩し、譬稱以て之を明にし、(八〇)欣驩芬薌、以て之を送り、之を寶とし之を珍とし、之を貴び之を神とす。是の如くならば則ち說常に受けられざる無く、人に說かずと雖も、人貴ばざるは莫からん、夫れ是れを能く其の貴ぶ所を貴ぶと爲すと謂ふ。傳に曰く、『唯だ君子は能く其の貴ぶ所を貴ぶと爲す』と。此を謂ふなり。

君子は必ず辯ず。凡そ人、其の善しとする所を言ふを好まざるは莫くして、君子を甚しと爲す。是を以て小人辯なれば險を言ひ、君子辯なれば仁を言ふ。言ひて仁の中に非ざれば、則ち其言は其默に若かず、其辯は(八一)其吶に若かざるなり。言ひて仁の中なれば、則ち言を好む者は上なり、言を好まざる者は下なり。故に仁の言は大なり、上に起るは下を道く所以、政令是れなり。下に起るは上に忠なる所以、(八二)謀救是れなり。故に君子の仁を行ふや厭くこと無し、志之を好み、行之に安んじ、之を言ふを樂しむ、故に言ふあり、君子は必ず辯ず。小辯は(八三)端を見るに如かず、端を見るは(八四)本分を見るに如かず。小辯にして察と、端を見て明と、本分にして理と、聖人士君子の分具はる。小人の辯なる者あり、士

【七七】齊莊は愼重の態度。
【七八】堅彊は耐忍なり。
【七九】韓詩外傳及び說苑の善說篇に此を引き、並に「譬稱以て之を喩し、分別以て之を明かにし」に作る、是なるに似たり。
【八〇】欣驩はよろこぶ也。芬薌は至つて芳潔なるを云ふ。和氣を以て我が言を人の心中に送り入るるをいふ。
【八一】吶は訥と同じ。
【八二】謀救は嘉謀を以て匡救するを云ふ。
【八三】端は首。
【八四】本分は、上下貴賤の分をいふ。

譽れも無し』と。腐儒の謂なり。

凡そ說の難きは、(六五)至高を以て至卑に遇ひ、至治を以て至亂に接すれば、未だ直ちに(說イテ)至るべからざるなり。(六六)遠擧なれば則ち(六七)繆を病へ、近世なれば則ち(六八)傭を病ふ。善くする者の是の間に於けるや、亦必ず遠擧して繆ならず、近世にして傭ならず、時と遷徙し、世と偃仰し、緩急(六九)嬴絀し、(七〇)府然として、(七一)渠堰檃括の己に於けるがごとし。(七二)謂ふ所を曲得し、然れども折傷せず。故に君子は、己れを度るには則ち繩を以てし、人に接するには則ち(七三)抴を用ふ。己を度るには繩を以てす、故に以て天下の法則と爲るに足る。人に接するには抴を用ふ、故に能く寬容し、因つて以て天下の大事を成すを求む。故に君子は、(七四)賢にして能く罷を容れ、知にして能く愚を容れ、博にして能く淺を容れ、粹にして能く雜を容る、夫れ是を(七五)兼術と謂ふ。(七六)詩に曰く、『徐方既く同じきは、天子の功』と。此を謂ふ也。

【六五】至高至治の道を以て至卑至亂の君に說くときは、相懸絕するが故に、直接に道を說くべからず。
【六六】遠く上世の事を擧ぐ。
【六七】繆は繆妄なり。
【六八】傭は庸鄙なり。
【六九】嬴絀は伸屈なり。
【七〇】府は俯、府然は物に就くの貌。
【七一】渠は、みぞ。堰は、つゝみ。水を制する所以。檃括は、ためぎ。木を制する所以。其の制することの自在なるを言ふ。
【七二】曲得は、つぶさに得る也。思ふ所をつぶさに說き盡せども、人と衝突して傷害するに至らざる也。
【七三】抴は弓弩を正す器。
【七四】罷は不能なり。罷を容るは、能く寬容する也。
【七五】兼術は、兼ね容るるの法。
【七六】大雅常武の篇、南方の徐方の國まで、他國と同じく降服し來れるは、天子包容の功之をして然らしむる也。

(五八)中、傳はれる政無し、善政無きに非ず、久しきが故なり。禹・湯は、傳はれる政あるも、周の(五九)察かなるに若かず、善政無きに非ず、久しきが故なり。傳はること久しければ則ち愈ゝ略に、近ければ則ち愈ゝ詳かなり、略なれば則ち大を擧げ、詳かなれば則ち小を擧ぐ。愚者は其略を聞くも、其詳を知らず、其詳を聞くも、其大を知らず、是を以て文久しうして滅し、節族久しうして絶ゆるなり。

凡そ言の、先王に合はず、禮義に順はざるを、姦言と謂ふ。辯なりと雖も君子は聽かず。先王に法り、禮義に順ひ、學者に(六〇)黨するも、然も言を好まず言を樂しまざるは、則ち必ず誠の士に非ざるなり。故に君子の、言に於けるや、志、之を好み、行、之に安んじて、之を言ふを樂しむ、故に君子は必ず辯ず。凡そ人、其の善とする所を言ふを好まざるは莫くして、君子を甚しと爲す。故に人に贈るに言を以てするは、金石珠玉よりも重し、人に觀すに言を以てするは、(六一)黼黻文章よりも美し、人に聽かすに言を以てするは、鐘鼓琴瑟よりも樂し。故に君子の言に於けるや厭くと無し。鄙夫は是れに反し、(六二)其實を好んで、其文を恤みず、是を以て終身、(六三)埤汙傭俗なるを免れず。故に(六四)易に曰く、『括嚢は咎も無く

【五八】中は中間なり。
【五九】察は明なり。
【六〇】黨は親比する也。
【六一】黼黻文章はいづれも色の美なるもの。白と黒とを黼と云ひ、黒と青とを黻と云ひ、青と赤とを文と云ひ、赤と白とを章と云ふ。
【六二】但だ其實質を好みて、文飾を知らず。恤みずとは顧慮せざる也。
【六三】埤は卑なり、傭は庸なり。
【六四】坤の卦の六四の爻。括嚢はふくろの口をしばりくくりたるが如く、口を噤みて寡言なる也。

人の君に事ふるがごとき也。故に曰く、千歳を觀んと欲すれば、則ち今日を審かにし、億萬を知らんと欲すれば則ち一二を審かにし、上世を知らんと欲すれば、則ち（四六）周道を審かにし、周道を審かにせんと欲すれば則ち（四七）其人を審かにすと。君子を貴ぶ所なり。故に曰く、近を以て遠を知り、一を以て萬を知り、微を以て明を知ると。此を謂ふ也。

（四八）夫の妄人曰く、『古今情を異にす。其の以て治亂するもの道を異にす』と。而して衆人焉に惑ふ。彼の衆人なるものは、（四九）愚にして說無く、陋にして度無きものなり、其の（五〇）見る所（五一）も、猶ほ欺く可し、而るを況んや千世の傳に於てをや。妄人なる者は、門庭の間も、猶ほ誣欺す、而るを況んや千世の上に於てをや。聖人は、何を以て欺かれざる。曰く、聖人は、己を以て度る者なり、故に人を以て人を度り、情を以て情を度り、（五二）類を以て類を度り、（五三）說を以て功を度り、道を以て（五四）盡を觀る。（五五）古今一度なり、（五六）類悖らざれば、久しと雖も理を同じうす。故に邪曲に鄉へども迷はず、雜物を觀れども惑はず、此を以て之を度る。五帝の（五七）外、傳はれる人無し、賢人無きに非ず、久しきが故なり、五帝の

【四六】周道は周代の道なり。
【四七】其人とは仲尼、子弓の如きをいふ。
【四八】妄人ありて、「古と今とは、全然事情を異にす、古の治亂する所以と、今の治亂する所以とは、其道同じからず」と言へば、衆人は之に惑はされて之を信ぜんとす。
【四九】愚陋にして辯說測度すること能はず。
【五〇】見とは目睹する也。
【五一】傳は傳聞なり。
【五二】類は同類なり。
【五三】說は言說なり。功は功業なり。
【五四】物の理を盡す。
【五五】古今、殊ならず、盡く此を以て彼を度る可し。
【五六】種類乖悖せずんば、久しと雖も理同じ。今の牛馬は、古と異ならず、何ぞ人に至りて獨り異ならんや。
【五七】外は以前をいふ。

謂ふなり。

人の人たる所以の者は何ぞや。曰く、其の（三七）辨有るを以てなり。飢ゑて食を欲し、寒くして煖を欲し、勞して息ふを欲し、利を好みて害を惡むは、是れ人の生れながらにして有する所なり、是れ待つ無くして然る者なり、是れ禹・桀の同じき所也。然らば則ち人の人たる所以の者は、特に二足にして毛無きを以てのみに非ざる也、其の辨あるを以て也。今夫の猩猩の形狀、亦二足にして毛無き也、然るに君子、其羹を啜り、其（三八）胾を食ふ。故に人の人たる所以の者は、特に二足にして毛無きを以てのみに非ざる也、其の辨あるを以て也。夫れ禽獸も父子あれど、父子の親み無く、牝牡あれど、男女の別無し。故に人の道は辨あらざる莫く、辨は（三九）分よりも大なるは莫く、分は禮よりも大なるは莫く、禮は（四〇）聖王よりも大なるは莫し。（四一）聖王、百あり、吾、孰れにか法らん。故に曰く、（四二）文久しければ息み、節族久しければ絕ゆと。（四三）法數を守るの有司、禮を極むれば褫む。故に曰く、聖王の跡を觀んと欲すれば、則ち（四四）其粲然たるものに於てすと。（四五）後王是れ也。彼の後王は天下の君也。後王を舍いて上古を道ふは、之を譬ふるに是れ猶ほ己の君を舍いて

【三七】辨は辨別なり。
【三八】胾は臠肉。
【三九】分は上下親疏の分別。
【四〇】聖王は禮を制せる者。其人存すれば其政擧るをいふ。
【四一】聖王は至つて多し。誰をか法と爲すべき。
【四二】文は禮なり。節族は節奏に同じ、音樂を云ふ。二句は、古の必ずしも貴ぶに足らざるを云ふ也。
【四三】有司世世相承けて、禮の法數を守り、極めて久しきに至れば、遂に弛解す。
【四四】粲然は明白の貌。
【四五】後王は近時の王なり。卽ち上古の王に對して周の文武などをいふ。

度・女子に擬せざるは莫し、婦人は以て夫と爲すを得んことを願はざるは莫く、處女は以て(二八)士と爲すを得んことを願はざるは莫く、其親家を棄てて、之に奔らんと欲する者、肩を比べて並び起る。然れども(二九)中君は以て臣と爲すを羞ぢ、中父は以て子と爲すを羞ぢ、中兄は以て弟と爲すを羞ぢ、中人は以て友と爲すを羞づ。俄にして則ち有司に(三〇)束ねられて大市に戮せらるれば、天を呼んで啼哭し・其今(刑ノ戮)を苦傷して・其始め(所ノ爲ス)を後悔せざるは莫し。是れ容貌の患に非ざる也、聞見の衆からざると、論議の卑しきとなればのみ。然らば則ち從者將に孰れをか可とせんとするや。

人に三不祥あり、幼にして、長に事ふるを肯んぜず、賤しうして、貴きに事ふるを肯んぜず、不肖にして、賢に事ふるを肯んぜざるは、是れ人の三不祥なり。人に(三一)三必窮あり、上と爲れば則ち下を愛する能はず、下と爲れば則ち好んで其上を非るは、是れ人の一必窮なり。鄕へば則ち若かず、偝けば則ち之を謾るは、是れ人の二必窮なり。知行淺薄に、(三二)曲直有以に縣かりて、然るに仁人をも推す能はず、知士をも明かにする能はざるは、是れ人の三必窮なり。人、此(三三)三數行あるものは、以て上と爲れば則ち危く、下と爲れば則ち必ず滅ぶ。詩に曰く、『雨雪(三四)瀌瀌たるも、(三五)宴然なれば聿に消ゆ。肯て(三六)下隧する莫く、式て居るに屢〻驕る』と。此を

〔二八〕士は未だ妻を娶らざるもの。
〔二九〕中君は中等の君。
〔三〇〕束は束縛なり。
〔三一〕必ず窮する所以の者三つなり。
〔三二〕其能否、人と懸隔あり。
〔三三〕三數行の三の字は衍なり。
〔三四〕瀌瀌は盛に降る貌。
〔三五〕宴然は日の明なるを云。
〔三六〕下隧は下に下り隨ふ也。幽王が人に下り隨はず、平然驕傲してゐたるをいふ。

若し、然も白公の亂に、令尹子西・司馬子期皆死せるに、葉公子高入つて楚に據り、白公を誅し、楚國を定むること手を反すが如きのみ、仁義功名、後世に著はる。故に士、長を揣らず、大を（一〇）揳らず、輕重を權らず、亦將た志のみ、長短小大美惡の形相、豈に論ぜんや。且つ徐の偃王の狀は、（一一）目、馬を瞻るべく。仲尼の狀は、（一二）面、倛を蒙れるが如く。周公の狀は、身、（一三）斷菑の如く。皐陶の狀は、色、（一四）削瓜の如く。（一五）閎夭の狀は、（一六）面、見膚無く。傅說の狀は、身（一七）植鰭の如く。伊尹の狀は、面、（一八）須麋無し。（一九）禹は跳、湯は偏、堯舜は（二〇）參牟子なり。（二一）從者、將に志意を論じ文學を比類せんとするか、直だ將に長短を差り・美惡を辨じて・相欺傲せんとするか。古者桀紂は、長巨（二二）姣美、天下の傑なり、筋力（二三）越勁、百人の敵なり、然れども身死し國亡び、天下の大僇と爲り、後世、惡を言へば則ち必ず（二四）稽ふ。是れ容貌の患に非ず、聞見の衆からざると、論議の卑しきとなればのみ。今、世俗の亂民、鄉曲の（二五）儇子、美麗（二六）姚冶・（二七）奇衣婦飾・血氣態

【一〇】揳は絜なり。度る也。
【一一】偃仰して俯視する能はざるを云ふ。
【一二】倛は假面。
【一三】菑は榴と同じ、立枯れの木。
【一四】皮を削り去りたる瓜、其色青綠。
【一五】文王の子。
【一六】鬚髯の多きを云ふ。
【一七】植鰭は、たちたるひれ。
【一八】須麋は鬚眉。
【一九】禹の步するは跳るが如く湯王は半體偏枯。
【二〇】二つの瞳の相參るを云ふ。
【二一】荀卿の門人等を指す。
【二二】姣美は身體の好美なるをいふ。
【二三】越勁は、其强勁なること衆に超越する也。
【二四】稽は、かんがへて引き合ひに出すこと。
【二五】儇は輕薄。
【二六】姚冶は妖冶なり。
【二七】奇衣は珍異の衣。婦飾は婦人の飾。

(一)非相篇

相は、古の人、有る無く、學者道はざるなり。古に(二)姑布子卿あり、今の世、梁に(三)唐擧あり、人の形狀顔色を相して、其吉凶妖祥を知る、世俗之を稱す。古の人、有る無く、學者道はざるなり。故に形を相するは、心を論ずるに如かず、心を論ずるは、(四)術を擇ぶに如かず。形は心に勝たず、心は術に勝たず。術正しくして心順なれば、則ち形相惡しと雖も、而も心術善し、君子たるに害無きなり。形相善しと雖も、而も心術惡しければ、小人たるに害無き也。君子を吉と謂ひ、小人を凶と謂ふ。故に長短・小大・善惡の形相は、吉凶に非ざるなり。古の人、有る無く、學者道はざるなり。蓋し帝堯は長く、帝舜は短し、文王は長く、周公は短し、仲尼は長く、(五)子弓は短し。昔者衞の靈公に臣あり、公孫呂と曰ふ、身の長け七尺、面の長さ三尺、(六)焉の廣さ三寸、鼻目耳、具はつて、名、天下を動かせり。楚の孫叔敖は、(七)期思の鄙人なり、(八)突禿長左、(九)軒較の下にして、楚を以て霸とせり。葉公子高は、微小短瘠、行くに將に其衣に勝へざらんとするが

【一】形を以て人を相するの無稽なるを述ぶ。
【二】姑布は姓、子卿は名、趙襄子を相す。又孔子を相したること、韓詩外傳に見ゆ。
【三】唐擧が燕人蔡澤を相したることは史記及び戰國策に見ゆ。
【四】術は道術なり。
【五】子弓は蓋し仲弓。
【六】焉は文選には眉に作り、事文類聚には額に作る、又助辭とも云ふ、今額の義に從ふ。
【七】楚の邑、鄙は田舍。
【八】突禿は禿頭、長左は左脚の長きこと。
【九】軒較は車上と同じ、文德を修め、甲兵を勞して遠く征伐せざるをいふ。

れば則ち和、以て(八四)獨なれば則ち足る。意を樂ましむる者とは其れ是れか。夫れ貴、天子と爲り、富、天下を有つは、是れ人情の同じく欲する所也。然らば則ち人の欲に從はば、則ち(八五)勢容るる能はず、(八六)物贍る能はざらん。故に先王案に之が爲めに禮義を制して以て之を分ち、貴賤の等・長幼の差ありて・賢愚能不能の分を知らしめ、皆人をして其事を(八七)載ひて・各〻其宜しきを得しめ、然る後(八八)慤祿の多少厚薄をして之れ稱はしむ、是れ夫の羣居和一の道なり。故に仁人、上に在れば、則ち農は力を以て田に盡し、賈は(八九)察を以て財に盡し、百工は巧を以て械器に盡し、士大夫以上、公侯に至るまで、仁厚知能を以て官職に盡さざるは莫し、夫れ是を至平と謂ふ。故に或は(九〇)天下を祿とすれど、自ら以て多と爲さず、或は(九一)監門・御旅、抱關・擊柝なるも、自ら以て寡と爲さず。故に曰く、斬つて齊しくし、枉げて順にし、同じからざるを一にす。夫れ是を人倫と謂ふと。詩に曰く『(九二)小共・大共を受けて、下國の(九三)駿蒙と爲る』と。此を謂ふなり。

【八四】獨は孤棲なり。
【八五】同じく貴き能はず。
【八六】同じく富む能はず。
【八七】載は行ふ也。
【八八】慤は穀と通ず。
【八九】察は明察なり。
【九〇】天下を祿とすとは、天子となるをいふ。
【九一】監門は門番、御旅は宿屋。抱關は關所の番人、擊柝は夜番。
【九二】共は珙と同じく璧なり。小國大國の諸侯が璧を執り、贄となすを、天子が受くるを云ふ。
【九三】駿蒙は駿龐なり、すぐれたる者を云ふ。

欲を(七一)御ぎ、收斂畜藏、以て之に繼ぐなり。是れ己が慮を長くし後を顧みるに於て、幾に甚だ善からずや。今夫れ偸生淺知の屬は、曾て此をしも知らざる也。糧食太だ侈りて、其後を顧みず、俄にして則ち(七二)屈きて安に窮す。是れ其の凍餓して(七三)瓢囊を操りて(七四)溝壑中の瘠と爲るを免れざる所以のものなり。(七五)況んや夫の先王の道、仁義の統、詩書禮樂の分をや。彼は固より天下の大慮なり、將に天下生民の屬の爲めに、慮を長くし後を顧みて萬世を保たんとするものなり。(七六)其汧は長く、其澤は厚く、其功は盛にして(七七)姚遠なり、(七八)熟脩爲の君子に非ざるよりは、之を能く知る莫き也。故に曰く(七九)短綆は以て深井の泉を汲む可からず、知(八〇)幾からざる者は與に聖人の言に及ぶ可からずと。夫れ詩書禮樂の分は、固と庸人の知る所に非ず。故に曰く、(八一)之を一たびすれば再す可く、之を有てば久しくす可く、之を廣むれば通ず可く、之を慮れば安んず可く、反つて之を(八二)鉛察すれば愈ゝ好すべしと。以て情を治むれば則ち利、以て名を爲せば則ち榮、以て(八三)群す

【七一】御は禦ぐ也。
【七二】屈は竭くる也。窮は窮困なり。
【七三】瓢は飲物を盛る具、囊は食物を入れる具。
【七四】溝壑中の瘠は乞食。
【七五】生業を爲すことすら、尙ほ知る能はず、況んや、能く其の遠大なる者を知らんや。
【七六】汧は流。
【七七】姚は遙と通ず。
【七八】熟修爲は、修飾作爲すること深熟なり。
【七九】綆は、つるべなは。
【八〇】幾は近くして將に及ばんとする也。
【八一】中道にして廢す可からず。
【八二】鉛は沿と通ず。循ふ也。反復沿循して、之を察するときは、愈ゝ好みて厭かざる可し。
【八三】群は群居して社會を營む也。

の(六三)相縣るを爲すこと、幾に直に夫の芻豢の、糟糠に縣るのみならんや。然るに人多く此を爲して而して彼を爲す寡きは何ぞや、曰く、陋なれば也。陋なる者は天下の公患なり、人の大殃大害なり。故に曰く、仁者は好んで人に告示すと。之に告げ之に示し、(六四)之を靡り之を儇くし、之に鉛ひ之を重ぬ。則ち夫の塞がる者も俄にして且に通ぜんとし、陋なる者も俄にして且に(六五)僩ならんとし、愚なる者も俄にして且に知とならんとす。是れ若し行はれずば則ち湯武上に在るも曷ぞ益せん、桀紂上に在るも曷ぞ損せん。湯武存すれば、則ち天下從つて治まり、桀紂存すれば則ち天下從つて亂る。是の如きものは、豈に人の情固より與て此の如くなる可く、與て彼の如くなる可きをもつてに非ざらんや。

人の情は、食は芻豢あらんを欲し、衣は文繡あらんを欲し、行くには輿馬あらんを欲し、又夫の餘財蓄積の富を欲して、然して窮年累世、足るを知らず、是れ人の情也。今、人の生や、方に多く雞狗猪彘を畜ひ、又牛羊を畜ふ、然れども食ふに敢て酒肉あらず。(六六)刀布を餘し、(六七)囷窌を有す、然れども衣るに敢て絲帛あらず。(六八)約なる者は(六九)筐篋の藏あり、然れども行くに敢て輿馬あらず。是れ何ぞや。欲せざるに非ざる也、(七〇)幾に慮を長くし後を顧みて、以て之を繼ぐなきを恐るるが故ならずや。是に於て又用を節し

【六三】縣は懸隔なり。
【六四】儇は利なり、鉛は循ふ。數句は積漸以て教化する也。
【六五】僩は閑雅なり。
【六六】刀布はいづれも錢。
【六七】囷は米倉、窌は穴倉。
【六八】約は儉約なり。
【六九】財貨に富むをいふ。
【七〇】慮を長くするは、遠く慮る也。侈れば則ち收藏する所直に罄きて繼がざるを恐るる也。

はれる者に非ず。夫れ（四八）故を變ずるに起り、脩むるに成る。之を脩むとは、（人爲）盡すを待つて而る後備はるを爲す者也。

（四九）人の生は固より小人なり、師無く法無ければ、則ち惟、利を之れ見る耳。人の生固より小人なるに、又以て亂世に遇ひ亂俗を得、是れ小を以て小を重ぬるなり、亂を以て亂を得るなり。君子、勢を得て以て（五〇）之に臨むに非ざれば、則ち（五一）開き內るるを得るに由無し。今是の人の口腹、安んぞ禮義を知らん、安んぞ辭讓を知らん、安んぞ廉恥（五二）隅積を知らん、亦（五三）呥呥として噍み、（五四）鄉鄉として飽くのみ。人、師無く法無ければ、則ち其心は正に其口腹なり。今、人をして生れてより未だ嘗て（五五）芻豢稻粱を睹ざらしめ、惟だ（五六）菽藿糟糠をのみ睹しめば、則ち（五七）至足を以て此に在りと爲さん。俄にして（五八）粲然として芻豢稻粱を秉つて至る者あらば、則ち（五九）瞲然之を視て曰はん、『此れ何ぞ怪しきや』と。彼、之を臭いで鼻に嗛く無く、之を嘗めて口に甘く、之を食ひて體に安くば、則ち（六〇）此れを弃てて彼を取らざるは莫からん。今夫の先王の道・仁義の統を以て、以て相群居し、以て相（六一）持養し、以て相（六二）藩飾し、以て相安固せんか、夫の桀跖の道を以てすると、是れ其

【四八】故は性質。故を變ずとは、固有の性質を變ずる也。
【四九】人の性は惡なり。
【五〇】之は小人をさす。
【五一】小人の心を開き善道に納るるに由無し。
【五二】隅は一隅、其分を謂ふ。積は積習なり。
【五三】呥呥は咀嚼のさまを云ふ。噍は嚼に同じ。
【五四】鄉鄉は其方に向ふ有樣。
【五五】芻は牛羊、豢は犬豚。
【五六】菽は豆、藿はあかざ。
【五七】至足は至極の滿足。
【五八】粲然は精潔の貌。
【五九】瞲然は驚き視る貌。
【六〇】此は菽藿糟糠、彼は芻豢稻粱。
【六一】持養は保養なり。
【六二】藩飾は藩蔽文飾。

人は越に安んじ、楚人は楚に安んじ、君子は(四一)雅に安んず、是れ知能材性の然るには非ざる也。是れ注錯(四二)習俗の節異なれば也。仁義德行は常安の術なり、然れども未だ必ずしも危からずんばあらず、(四三)汙優突盜は常危の術なり、然れども未だ必ずしも安からずんばあらず、故に君子は其常に道り、小人は其怪に道る。

凡そ人、一同なる所あり、飢ゑて食を欲し、寒くして煖を欲し、勞して息ふを欲し、利を好んで害を惡む、是れ人の生れながらにして有る所なり。是れ待つ無くして然る者なり、是れ禹桀の同じき所なり。目は白黑美惡を辨じ、耳は音聲淸濁を辨じ、口は鹹酸甘苦を辨じ、鼻は芬芳腥臊を辨じ、骨體膚理は寒暑(四四)疾養を辨ずる、是れ又人の生れながらにして有る所なり、是れ待つ無くして然る者なり、是れ禹桀の同じき所なり。以て堯禹と爲るべく、以て桀跖と爲るべく、以て工匠と爲るべく、以て農賈と爲るべきは、注錯習俗の(四五)積む所に在るのみ。是れ又人の生れながらにして有る所なり、是れ待つ無くして然る者なり、是れ禹桀の同じき所なり。堯禹と爲れば則ち常に安榮、桀跖と爲れば則ち常に危辱、堯禹と爲れば則ち常に愉佚、工匠農賈と爲れば則ち常に煩勞なり。然るに人多く(四六)此と爲りて而して彼と爲る寡きは何ぞや。曰く、(四七)陋なれば也。堯禹は、生れながらにして具

【四一】雅は正なり、正しくして美德あるを雅と云ふ。一說に曰く、雅は夏と通ず、夏は中國なりと。
【四二】習俗は習慣風俗。節は適なり。
【四三】汙優は汙漫なり、漫も亦汙す也。
【四四】養は癢なり。
【四五】積は積習なり。
【四六】此は桀跖工匠農賈、彼は堯禹。
【四七】固陋なるに由る。

突盜、（三六）惕悍憍暴、以て生を偸んで亂世の間に反側す、是れ姦人の、危辱死刑を取る所以なり。其慮の深からざる、其擇の謹まざる、其取舍を定むるの（三七）楛優なる、是れ其の危き所以也。

材性知能は君子小人一なり。榮を好み辱を惡み、利を好み害を惡むは、是れ君子小人の同じき所なり。其の之を求むる所以の道の若きは則ち異なり。小人なる者は疾く誕を爲して而して人の己を信ぜんを欲し、疾く詐を爲して而して人の己を親まんを欲し、禽獸の行にして而して人の己を善せんを欲す。之を慮るや知り難く、之を行ふや安んじ難く、之を持するや立ち難し、成るとも則ち必ず其好む所を得ず、必ず其惡む所に遇ふ。故に君子は信にして、而して亦人の己を信ぜんを欲し、忠にして、而して亦人の己を親しまんを欲し、脩正治辨にして、而して亦人の己を善せんを欲す。之を慮るや知り易く、之を行ふや安んじ易く、之を持するや立ち易し、成れば則ち必ず其好む所を得て、必ず其惡む所に遇はず。是故に窮するも則ち隱れず、通ずれば則ち大に明かに、身死して名彌〻白けく、小人、頸を延べ踵を擧げて（三八）願ひ、『知慮材性固に以て人に賢るあり』と曰はざるは莫し。夫れ（三九）其の己と以て異るなくして、則ち（四〇）君子は注錯の當りて、小人は注錯の過てるなるを知らざるなり。故に、小人の知能を熟察するに、以て其の・以て君子の爲す所を爲すべきに餘りあるを知るに足るなり。之を譬へば越

【三六】惕は蕩なり。
【三七】楛は惡、優は漫、楛優は濫惡なる義。
【三八】願は慕ふ也。
【三九】其は智慮材性をさす。
【四〇】注錯は措置なり。君子と小人の異なるは、唯だ其措置の宜しきを得ると否とにある也。

榮辱の大分、安危利害の常體は、義を先にして利を後にする者は榮え、利を先にして義を後にする者は辱しめらる、榮ゆる者は常に通じ、辱しめらるる者は常に窮す、通ずる者は常に人を制し、窮する者は常に人に制せらる、是れ榮辱の大分なり。(二七)材愨なるものは常に安利、蕩悍なるものは常に危害、安利なるものは常に樂易、危害なるものは常に憂險、樂易なるものは常に壽長、憂險なるものは常に夭折、是れ安危利害の常體なり。

夫れ天の烝民を生ずる、之を取る所以あり。志意、脩を致し、德行、厚を致し、智慮、明を致す、是れ天子の、天下を取る所以なり。政令、(二八)法あり、擧措(二九)時あり、聽斷(三〇)公に、上は則ち能く天子の命に順ひ、下は則ち能く百姓を保つ、是れ諸侯の、國家を取る所以なり。志行脩まり、(三一)臨官治まり、上は則ち能く上に順ひ、下は則ち能く職を保つ、是れ士大夫の、田邑を取る所以なり。(三二)法則・度量・刑辟・圖籍を脩めて、其義を知らず、謹んで其數を守り、愼んで敢て損益せず、父子相傳へて以て王公を持す、是の故に三代亡ぶと雖も治法猶ほ存す、是れ官人百吏の、祿秩を取る所以なり。孝悌愿愨、(三三)軥錄疾力、以て敦く其事業に比んで、敢て怠傲せず、是れ庶人の、煖衣飽食を取り、長生久視して、以て刑戮を免る所以なり。邪說を飾り、姦言を文り、(三四)倚事を爲し、(三五)陶誕

【二七】材愨は其材性が正直なるを云ふ。
【二八】度を得るなり。
【二九】時を得るなり。
【三〇】公は公平。
【三一】官に臨んで其功擧る也。
【三二】王公其傳ふる所に賴りて治をなす。
【三三】軥錄は勤勞すること。疾力は努力すること。
【三四】倚事は奇事なり。怪異の事。
【三五】陶誕突盜は、頑嚚にして不順なること。

たりとせんか、則ち辱、焉よりも大なるは莫し。將た以て安たりとせんか、則ち危きこと焉よりも大なるは莫し。人の闘あるは何ぞや、我、之を狂惑疾病に屬せんと欲するか、則ち不可なり、聖王又之を誅す。我、之を鳥鼠禽獸に屬せんと欲するか、則ち不可なり、(二二)其形體又人にして、好惡多く同じ。人の闘あるは何ぞや、我甚だ之を醜む。

狗彘の勇なるものあり、賈盜の勇なるものあり、小人の勇なるものあり、士君子の勇なるものあり。飲食を爭ひて、廉恥無く、是非を知らず、死傷を辟けず、衆彊を畏れず、(二三)恈恈然として唯飲食をのみ見るは、是れ狗彘の勇なり。事利の爲めに、貨財を爭ひて、辭讓無く、果敢にして振ひ、猛貪にして戻る、恈恈然として唯利をのみ見るは、是れ賈盜の勇なり。死を輕んじて暴なるは、是れ小人の勇なり。義の在る所、權に傾かず、其利を顧みず、國を擧げて之に與ふるも、爲めに視を改めず、死を重んじ義を持して撓まざるは、是れ士君子の勇なり。

鯈魾は(二四)浮陽の魚なり。沙に(二五)胠して而して水を思へども則ち逮ぶ無し。患に挂りて而して謹まんと欲するも則ち益無し。自ら知る者は人を怨まず、命を知る者は天を怨まず、人を怨む者は窮し、天を怨む者は志無し。之を己に失うて、(二六)之を人に反す、豈に亦迂ならずや。

【二二】鳥鼠禽獸に非ざるなり。
【二三】恈恈然は愛欲の貌。
【二四】浮陽は好んで水上に浮び、陽に就く也。
【二五】胠は呿に通ず、口を張る貌。
【二六】己に德無くして反つて人を責むるは迂遠なり。

は(二六)劌なり、勇なるも憚られざるものは貪なり、信なるも敬はれざるものは(二七)剸行を好むなり。此れ小人の務むる所にして、君子の爲さざる所なり。

鬭ふものは其身を忘るるものなり、其親を忘るるものなり、其君を忘るるものなり。其少頃の怒を行ひて、而して終身の軀を喪ふとも、然も且つ之を爲す、是れ其身を忘るるなり。室家、立ろに殘はれ、親戚、刑戮を免かれず、然も且つ之を爲す、是れ其親を忘るるなり。君上の惡む所なり、刑法の大禁する所なり、然も且つ之を爲す、是れ其君を忘るるなり。憂、(二八)其身を忘れ、內、其親を忘れ、上、其君を忘る、是れ刑法の舍さざる所なり、聖王の畜はざる所なり。

(二九)乳彘、虎に觸れず、(三〇)乳狗遠遊せざるは、其親を忘れざればなり。人や憂其身を忘れ、內、其親を忘れ、上、其君を忘るるは、則ち是れ人にして曾ち狗彘にだも若かざるなり。凡そ鬭ふものは、必ず自ら以て是と爲して、人を以て非と爲すなり。己誠に是にして、人誠に非なれば、則ち是れ己は君子にして人は小人なり、君子を以て小人と相賊害するなるに、憂以て其身を忘れ、內以て其親を忘れ、上以て其君を忘るるは、豈に過甚ならずや。是の人や所謂(三一)狐父の戈を以て牛矢を鄙すなり。將た以て智たりとせんか、則ち愚、焉よりも大なるは莫し。將た以て利たりとせんか、則ち害、焉よりも大なるは莫し。將た以て榮

【二六】劌、己を刻すること甚だしきを云ふ。
【二七】剸行は、專行なり。
【二八】其身の憂に遭ふを忘る。
【二九】乳彘は、こぶた。
【三〇】乳狗は、こいぬ。
【三一】狐父は地名、梁碭の間、其地蓋し名戈を出す。牛矢は牛の屎なり。貴きを以て賤きに用ふるに譬ふ。

(一)榮辱篇

(二)憍泄は人の殃なり、恭儉は五兵を屏くるなり。戈矛の刺ありと雖も、恭儉の利きに如かざるなり。故に人に善言を與ふるは布帛よりも煖く、人を傷くるの言は(三)矛戟より深し。故に(四)薄薄の地、之を履むを得ざるは、地安からざるに非ず、(五)危足して、履む所なきものは、(六)凡て言に在るなり。(七)巨塗には則ち讓るも、(八)小塗には則ち殆し、(九)謹まざらんと欲すと雖も、云に使しめざる若し。

(一〇)快快たるも、亡ぶる者は怒なり、察察たるも、殘はるるものは(一一)忮なり、博きも、窮まるものは(一二)訾なり、(一三)之を清ませば愈ゝ濁るものは口なり、(一四)之を豢へば、愈ゝ瘠するものは交なり、辯なるも說ばれざる者は爭なり、直立なるも知とせられざる者は(一五)勝なり、廉なるも貴ばれざる者

【一】行の榮辱の別るる所以を述ぶ。
【二】憍は驕、泄は媟、嬻なり、嫚なり。
【三】傷くること深し。
【四】薄薄は博博に同じ、廣大の義。
【五】危足は足を側だつ。
【六】言を以て身を害するをいふ也。
【七】道大なれば相讓るを得。
【八】道小なれば、讓るを得ず、故に爭ふに至るをいふ。
【九】愼まざる能はざるを云ふ。
【一〇】快快は其快意を肆にする也。一時意を快にするに足れども、亦身を亡ぼすに足る者は怒なり。
【一一】忮は强害の心。至つて明察なれども、傷殘せらるるは、忮害の心あるに由る。
【一二】訾は毀訾を好む、言辭辯博にして窮するは、其の毀訾を好むに由る。
【一三】愈ゝ言へば愈ゝ過ちを重ぬ。
【一四】交其人を得ざれば其交愈ゝ深ければ愈ゝ己を損す。
【一五】勝を求むる也。

欲惡取舍を定む。是の如ければ則ち常に失陷せず。凡そ人の患は（四七）偏之を傷るにあり、其の欲すべきを見れば則ち其の惡むべき者を慮らず、其の利すべきを見れば則ち其の害すべきものを顧みず。是を以て動けば則ち必ず陷り、爲せば則ち必ず辱あり、是れ偏、之を傷るの患なり。

人の惡む所のものは吾も亦之を惡む。（四八）夫の富貴には則ち之に傲る類くし、夫の貧賤には則ち之を柔けんことを求むる、是れ人の情に非ざる也。是れ姦人將に以て名を（四九）晻世に盜まんとする者なり、險焉よりも大なるは莫し。故に曰く、名を盜むは貨を盜むに如かずと。（五〇）田仲・史鰌は盜に如かざるなり。

【四七】偏は偏見なり。

【四八】是れ人の好む所を惡み、惡む所を好むなり。

【四九】晻は暗と同じ。

【五〇】田仲は齊の人、於陵に處り、兄の祿を食まず、富貴を辭し、人の爲に園に灌ぐ、號して於陵仲子と曰ふ、史鰌は衞の大夫、字は子魚。二人倶に直を賣り名を盜む。

子は堂を下らずして、海內の情、擧此に積むものは、則ち操術然らしむるなり。

通士なるものあり、公士なるものあり、直士なるものあり、愨士なるものあり、小人なるものあり。上は則ち能く君を尊び、下は則ち能く民を愛し、物至つて而して應じ、事起つて而して辨ず、是の若きは則ち通士と謂ふべし。(三九)下比して以て上を闇まさず、(四〇)上同して以て下を疾ましめず、爭を(四一)中に分ち、私を以て之を害せず、是の若きは則ち公士と謂ふべし。身の長ずる所は、上知らずと雖も、以て君に悖らず、身の短なる所は、上知らずと雖も、以て賞を取らず、長短飾らず、(四二)情を以て自ら竭す、是の若きは則ち直士と謂ふべし。(四三)庸言も必ず之を信にし、庸行も必ず之を愼み、(四四)流俗に法らんとを畏るるも、而も敢て其獨り（善シ）する所を以て甚しくせず、是の若きは則ち愨士と謂ふべし。言に常信なく、行に常貞なく、唯、利の在る所は、傾かざる所無し、是の若きは則ち小人と謂ふべし。

公は明を生じ、偏は闇を生じ、端愨は通を生じ、詐僞は(四五)塞を生じ、誠信は神を生じ、夸誕は惑を生ず。此の六生は君子之を愼む、而して禹桀の分るる所以なり。

(四六)欲惡取舍の權は、其の欲すべきを見れば、則ち必ず前後に其の惡むべきものを慮り、其の利すべきを見れば、則ち必ず前後に其の害すべきものを慮りて、之を兼權し之を熟計し、然る後其

(三九) 下比は下と相比黨す。
(四〇) 上同は上と相雷同す。
(四一) 中は正中なり。
(四二) 情は實情なり。
(四三) 庸言は常の言なり。
(四四) 敢て俗に從はず、又自ら高くせず。
(四五) 塞は窮塞。
(四六) 欲惡は好惡なり。權は、はかる也。

して而も親み、怒らずして而も威す、夫れ此れ（三二）命に順ひて、以て（三三）其獨を愼む者なればなり。善の道たるは、誠ならざれば則ち獨ならず、獨ならざれば則ち形はれず、形はれざれば、則ち心に作り色に見れ言に出づと雖も、民猶ほ未だ從はざるが若し、從ふと雖も必ず疑ふ。天地大たるも、誠ならざれば則ち萬物を化する能はず、聖人、知たるも、誠ならざれば則ち萬民を化する能はず、父子、親たるも、誠ならざれば則ち疏く、君上、尊たるも、誠ならざれば則ち卑し。夫れ誠は君子の守る所にして、政事の本なり、（三四）唯だ居る所、其類を以て至る。之を操れば則ち之を得、之を舍つれば則ち之を失ふ。操つて之を得れば則ち輕し、輕ければ則ち獨行す。獨行して舍てざれば則ち濟る、濟りて材盡き、（三五）長く遷りて其初に反らざれば則ち化す。

君子は位尊くして而も志恭しく、心小にして而も道大、聽視する所の者近くして而も聞見する所の者遠し。是れ何ぞや、則ち操術然るなり。故に千人萬人の情は一人の情是れなり、天地の始めは今日是れなり、（三六）百王の道は後王是れ也。君子、後王の道を審かにすれば、百王の前を論ずると、（三七）端拜して議するが若し。禮義の統を推し、是非の分を分ち、天下の要を總ぶれば、海内の衆を治むること一人を使ふが若し。故に操彌〻約にして事彌〻大、五寸の（三八）矩は天下の方を盡すなり、故に君

【三二】命は天命なり。
【三三】愼獨は、至誠人を欺かざる所以也、故に未だ言はずして人自ら順ふ。未だ行はずして人自ら順ふ。
【三四】至誠なれば則ち類を以て自ら至る。
【三五】中道廢せざるを云ふ。
【三六】百王は前代の王、後王は後世の王、卽ち文王武王。
【三七】端は玄端、朝服なり、玄端を服して拜揖して議す。其從容として勞せざるを言ふ。
【三八】矩は方を正す器。方は方形なり。

ち國亂るれば將に治めざらんとするか。曰く、國亂れて之を治むとは、亂を案へて之を治むるの謂には非ず、亂を去つて、之に被らしむるに治を以てするなり。人汙れて之を（二六）脩むとは、汙を案へて之を脩むるの謂には非ず、汙を去つて、之に易ふるに脩を以てするなり。故に亂を去つて、亂を治むるに非ざるなり。汙を去つて、汙を脩むるに非ざるなり。治の名たる、猶ほ『君子、治を爲して、亂を爲さず、脩を爲して、汙を爲さず』と曰ふがごとし。

君子は、其辯を（二七）絜くして、焉に同じき者とは合す。其言を善くして、焉に類する者とは應ず。故に馬鳴いて馬之に應ずるは、知に非ざる也。其勢然るなり。故に（二八）新に浴するものは其衣を振ひ、新に沐する者は其冠を彈くは、人の情なり。其れ誰か能く己の（二九）潐潐たるを以て人の掝掝たるを受くる者ならんや。

君子の心を養ふは、誠より善きは莫し。誠を致すは則ち它事なし、唯、仁を之れ守るを爲す、唯、義を之れ行ふを爲す。誠心、仁を守れば則ち形る、形るれば則ち神、神なれば則ち能く化す。誠心、義を行へば則ち理、理なれば則ち明、明なれば則ち能く變ず。變化代り興る、之を天德と謂ふ。天、言はざれども、人、高を推し、地、言はざれども、人、厚を推し、四時、言はざれども百姓（三〇）期す、夫れ（三一）此れ常ありて、以て其誠を至す者なればなり。君子は至德、嘿然として而も喩し、未だ施さず

（二六）脩は潔なり。
（二七）絜は修潔なり。
（二八）其身を潔くせる者は外物の汙すを懼る。
（二九）潐潐は明察、掝掝は昏冥。
（三〇）期は期待する也。
（三一）天地四時、常ありて忒はず、故に至誠なり。

し、柔從なること蒲葦の若きも、懾怯に非ざるなり。剛彊猛毅、信びざる所靡きも、驕暴に非ざるなり。義を以て變應し、知、曲直に當るが故なり。詩に曰く、『之を左し之を左し、君子之を宜しくす。之を右し之を右し、君子之を有つ』と。此れ君子の能く義を以て屈伸變應するを言ふなり。

君子は小人の反なり。君子大心なれば則ち(一六)天にして道、小心なれば則ち義を畏れて節。知なれば則ち明通にして(一七)類、愚なれば則ち端慤にして法。(一八)由ひらるれば則ち恭にして(一九)止、(二〇)閉ぢらるれば則ち敬にして(二一)齊。喜べば則ち和にして理、憂ふれば則ち靜にして理。通ずれば則ち文にして明、窮すれば則ち約にして詳。小人は則ち然らず。大心なれば則ち慢にして暴、小心なれば則ち淫にして傾。知なれば則ち攫盜にして(二二)漸、愚なれば則ち毒賊にして亂。由ひらるれば則ち兌びて倨、閉ぢらるれば則ち怨みて險。喜べば則ち輕にして(二三)翾、憂ふれば則ち(二四)挫けて懾。通ずれば則ち驕つて偏、窮すれば則ち(二五)弃てて儑。傳に曰く、『君子は兩ながら進み、小人は兩ながら廢す』と。此を謂ふなり。

君子、治を治む、亂を治むるに非ずとは、曷の謂ぞや。曰く、禮義を治と謂ひ、禮義に非ざるを亂と謂ふなり。故に君子は、禮義を治むる者にして、禮義に非ざるを治むる者に非ざるなり。然らば則

【一六】天に合し道に順ふ。
【一七】類とは、統類を知る也。
【一八】由ひらるとは、道行はるる也。
【一九】止は放縱ならざる也。
【二〇】閉ぢらるとは、道行はれざる也。
【二一】齊は齊整なり。
【二二】漸は陰險なるを云ふ。
【二三】翾は懁と同じく、急の義。
【二四】挫とは、心挫くる也。
【二五】弃は自棄なり。儑は安んぜざる也。

欲するも非とする所を爲さず、交りて親むも（一〇）比せず、言ひて（一一）辯なるも辭ならず、蕩蕩乎として其れ以て世に殊なる有る也。

君子は能なるも亦好く、不能なるも亦好く、小人は能なるも亦醜しく、不能なるも亦醜し。君子能なれば則ち寛容易直、以て人を（一二）開道し、不能なれば則ち恭敬（一三）縛絀、以て人に（一四）畏事す。小人能なれば則ち倨傲僻違、以て人に驕溢し、不能なれば則ち妬嫉怨誹、以て人を傾覆す。故に曰く、君子能なれば則ち人焉に學ぶを榮とし、不能なれば則ち人之に告ぐるを樂み、小人能なれば則ち人之に學ぶことを賤しみ、不能なれば則ち人之に告ぐるを羞づと。是れ君子小人の分なり。

君子は寛なれども（一五）僈らず、廉なれども劌けず、辯なれども爭はず、察なれども徼へず、直立なれども勝たんとせず、堅彊なれども暴ならず、柔從なれども流れず、恭敬謹愼なれども（能ク人チ）容る、夫れ是れを至文と謂ふ。詩に曰く、『溫溫たる恭人は、維れ德の基』と。此を謂ふなり。

君子は人の德を崇め、人の美を揚ぐるも、諂諛に非ざるなり。正義直指、人の過惡を擧ぐるも、毀疵に非ざるなり。己の光美を言ひ、禹舜に擬し、天地に參するも、夸誕に非ざるなり。時と與に屈伸

【一〇】比は暱狎。
【一一】辯は是非を辯ずる也、辭ならずは辭を弄せざる也。
【一二】道は導なり。
【一三】縛は撙と同じく、絀は黜と同じ、自ら抑損し、へりくだること。
【一四】畏事は、おそれつかふる也。
【一五】僈は慢なり。

(一)不苟篇

君子は行苟くも難きを貴ばず、說苟くも察なるを貴ばず、名苟くも傳はるを貴ばず、唯其れ(二)當るを之れ貴しと爲す。石を負うて河に赴くは、是れ行の爲し難き者なり。而して(三)申徒狄之を能くす。然れども君子貴ばざるものは、禮義の中に非ざればなり。山と淵と平かに、天と地と比しく、齊と秦と襲く、(四)鉤に須あり、卵に毛ありとは、是れ說の持し難き者なり。而して(五)惠施・鄧析之を能くす。然れども君子貴ばざるものは、禮義の中に非ざればなり。盜跖は(六)口に吟ぜられ、名聲、日月の如く、舜禹と倶に傳へられて息まず。然れども君子貴ばざるものは、禮義の中に非ざればなり。故に曰く、『君子は行苟くも難きを貴ばず、說苟くも察なるを貴ばず、名苟くも傳はるを貴ばず、唯其れ當るを之れ貴しと爲す』と。詩に曰く、『(七)物其れ有り、惟れ其れ時なり』と。此を謂ふなり。

君子は(八)知り易きも狎れ難く、(九)懼れ易きも脅し難く、患を畏るるも義に死するを避けず、利を

【一】君子の行爲心事を說く。
【二】當るとは、禮儀に合するをいふ。
【三】申徒狄は殷の人、道の行はれざるを恨み、憤を發し、石を負うて自ら河に投ず。
【四】鉤は、つりばり。須は魚鬚。
【五】惠施は梁の相、鄧析は鄭の大夫、並に異端曲說を唱ふ。
【六】其名長く人口にあるをいふ。
【七】物は其時を得べきを云ふ。
【八】知り易きは、公明なり、狎れ難きは威ある也。
【九】懼れ易きは、忠なる也。脅し難きは、守の所ある也。

端愨（七四）順弟なるは則ち善き（七五）少者と謂ふべし。加ふるに好學遜敏ならば、則ち以て君子者たるべし。（七六）偸儒事を憚り、廉恥無くして、飲食を嗜むは、則ち惡しき少者と謂ふべし。加ふるに（七七）惕悍にして不順、險賊にして不弟なるは、則ち不祥なる少者と謂ふべし、刑戮に陷ると雖も可なり。（七八）老を老とすれば、壯なる者歸し、（七九）窮を窮とせざれば、（八〇）通ずる者積み、（八一）冥冥に行ひ、無報に施せば、賢不肖一たり。人此三行あらば、大禍ありと雖も、（八二）天其れ遂げざらんや。』

君子の、利を求むるや（八三）略、其の害に遠ざかるや早、其の辱を避くるや懼、其の道理を行ふや勇。君子は貧窮なるも志廣く、富貴なるも體恭しく、（八四）安燕なるも血氣惰らず、（八五）勞勸なるも容貌枯れず、（八六）怒るも過奪せず、喜ぶも過予せず。君子貧窮なるも志廣きは、仁を隆べばなり。富貴なるも體恭しきは、勢を殺げばなり。安燕なるも血氣惰らざるは、禮に閑へばなり。勞勸なるも容貌枯れざるは、學を好めばなり。怒るも過奪せず、喜ぶも過予せざるば、法、私に勝てばなり。書に曰く、『好みを作す有る無く、王の道に遵ひ、惡みを作す有る無く、王の路に遵ふ』と。此れ君子の能く公義を以て私欲に勝つを言ふなり。

【七四】弟は悌なり。
【七五】少者は、わかきもの。
【七六】儒は懦なり。怠惰にして勞を畏れ事をなさず。
【七七】惕悍は放蕩兇悍。
【七八】老を老とすとは、之を尊ぶ也。
【七九】窮を窮とせずとは、貧賤を侮らざる也。
【八〇】通ずる者とは、窮せざる者なり。積むとは、多く歸するをいふ。
【八一】行うて人の知るを求めず施して人の報ゆるを求めず。
【八二】天之を佑けん。
【八三】略は貪らざるなり。
【八四】安燕は安逸燕遊。
【八五】勞勸は勞苦勤勉。
【八六】賞罰、不公なし。

爲さざれば成らず、其の人と爲りや、(六一)暇日多き者は、(六二)其出入遠からず。法を好んで行ふは士なり、志を篤くして(六三)體するは君子なり、(六四)齊明にして竭きざるは聖人なり。人、法なければ(六五)則ち倀倀然たり、法あるも其義を(六六)志る無ければ則ち(六七)渠渠然たり、法に依り、又(六八)其類に深くして、然る(六九)後溫溫然たり。

禮は身を正す所以なり、師は禮を正す所以なり、禮無くんは何を以てか身を正さん、師無くんば吾安んぞ禮の是たるを知らんや。(七〇)禮然れば然する、則ち是れ情、禮に安んずるなり、(七一)師云すれば云する、則ち是れ知、師の若くなるなり。情、禮に安んじ、知、師の若くなるは、則ち是れ聖人なり、故に禮を非とするは是れ法無きなり。師を非とするは是れ師無きなり。師法を是とせずして、而して自ら用ふるを好むは、之を譬へば是れ猶ほ盲を以て色を辨じ、聾を以て聲を辨ぜんとするがごとし、(七二)亂妄(者ノ)を舍いて爲すこと無けん。故に學とは禮に法るなり。夫の師は身を以て(七三)正儀と爲して、自ら安んずるを貴ぶ者なり。詩に曰く、『知らず識らず、帝の則に順ふ』と。此を謂ふなり。

【六一】暇日多き者は怠惰者。
【六二】至る所ある能はざるを謂ふ。
【六三】體は體得なり。
【六四】齊明は公明なり。
【六五】倀倀然は之く所なき貌。擧措する所を知らざる也。
【六六】志は識なり。
【六七】渠渠然は遽遽然と同じ、安んぜざる貌。
【六八】其類とは、類を以て相比するを云ふ。
【六九】溫溫然は潤澤ある貌。
【七〇】禮に遵ふ也。
【七一】師に法とる也。
【七二】亂妄の人に非ざれば爲さじ。
【七三】正儀は正しき儀則。

視して先づ俯するも、恐懼に非ざる也。然るは夫の士・獨り其身を脩めて以て罪を比俗の人に得ざらんと欲すればなり。

夫れ驥は一日にして千里なるも、駑馬も十駕すれば、則ち亦之に及ぶ。(而レドモ)將に以て無窮を窮め、無極を逐はんとするか、其れ骨を折り筋を絶つも、終身以て相及ぶ可からざらん。將に止まる所有らんとせば、則ち千里遠しと雖も、亦、或は遲、或は速、或は先、或は後、胡爲れぞ其れ以て相及ぶ可からざらんや。識らず道を歩する者、將に以て無窮を窮め無極を逐はんとするか、意 亦止まる所あらんとするか。夫れ（五四）堅白同異・有厚無厚の察は、（五五）察ならざるに非ず、然も君子辯せざるは、止まるなり。（五六）倚魁の行は難からざるに非ず、然も君子行はざるは、止まる也。故に學を、（五七）遲つと曰ふ、彼止まりて我を待ち、我行いて之に就く。則ち亦或は遲或は速、或は先或は後、胡爲れぞ其れ以て同じく至るべからざらんや。故に蹞歩、休まざれば、跛鼈も千里し、累土、輟まざれば丘山崇く成る。其源を（五八）厭ぎ、其（五九）瀆を開かば、江河も竭すべし。一進一退、一左一右せば、六驥も致しえじ。彼の人の才性の（六〇）相懸るや、豈に跛鼈と六驥の足との若きのみならん。然れども跛鼈は之を致し、六驥は致さざるは、是れ它の故無し、或は之を爲し、或は之を爲さざればのみ。道邇しと雖も行かざれば至らず、事小なりと雖も

【五三】偶視は對視なり。
【五四】堅白同異は公孫龍の説、有厚無厚は愼到の説。
【五五】察は察辯なり。
【五六】倚魁は詭怪に同じ。
【五七】遲は待つ也。
【五八】厭は塞ぐ也。
【五九】瀆は水竇。
【六〇】懸は懸絶する也。

利少くして而して義多ければ之を爲す。(三六)亂君に事へて而して通ずるは、(三七)窮君に事へて而して順なるに如かず。故に良農は(三八)水旱の爲に耕さざるをせず、良賈は(三九)折閲の爲に市らざるをせず、士君子は貧窮の爲に道に怠らず。

體恭敬にして心忠信に、術、禮儀にして情、人を愛せば、(四〇)天下に横行して、四夷に困むと雖も、人貴ばざる莫けん。勞苦の事は則ち先を爭ひ、饒樂の事は則ち能く讓り、端愨誠信、(四一)拘守して詳かならば、天下に横行して、四夷に困むと雖も、人任せざる無けん。體倨固にして、心、詐を執り、術(四二)愼墨にして情、(四三)汙を雜へば、天下を横行して、四方に達すと雖も、人賤まざる莫けん。勞苦の事は則ち(四四)偸儒轉脱し、饒樂の事は則ち(四五)佞兌にして(四六)曲げず、(四七)辟違にして愨ならず、(四八)程役にして(四九)録せずば、天下に横行して、四方に達すと雖も、人弃てざる莫けん。行くに(五〇)供翼するも、(五一)漬淖に非ざるなり。行くに項を俯するも、(五二)撃戾に非ざる也、(五三)偶

【三六】暴亂の君は道に逆ひて順みず。
【三七】窮迫の君は道に由らんことを努む。
【三八】水旱あるの故を以て耕を怠らず。
【三九】折は損、閲は賣る也。折閲とは賣る所損失あるをいふ。良賈は折閲あるの故を以て商賣をやめず。
【四〇】至る所として貴ばれざるなきを云ふ。
【四一】拘守は守つて失はず、詳は疎鹵ならざる也。
【四二】愼は愼到、墨は墨翟、いづれも人の名。
【四三】純ならざる也。
【四四】偸は苟くも事を避けんとするの義。儒は懦と同じ。苟偸懦弱にして事を免れんことを求むるをいふ。
【四五】兌は悦に同じ。
【四六】直に取るをいふ。
【四七】辟違は乖僻違背。
【四八】程役功程を立て役に就く。
【四九】録は勤勞。
【五〇】供翼は拱手翼如。敬慕の意をいふ。
【五一】漬淖は衣袖の濡れそぼちたる也。
【五二】撃戾は項の曲りて仰ぐことの出來ぬこと。

と曰ひ、忘れ易きを漏と曰ひ、少くして而して理まるを治と曰ひ、多くして而して亂るるを（一九）耗と曰ふ。

氣を治め心を養ふの術、血氣剛彊なれば、則ち之を柔ぐるに調和を以てし、（二〇）智慮漸深なれば、則ち之を一にするに（二一）易良を以てし、勇膽猛戾なれば、則ち之を輔くるに（二二）道順を以てし、（二三）齊給便利なれば、則ち（二四）之を節するに動止を以てし、狹隘褊小なれば、則ち之を（二五）廓するに廣大を以てし、卑濕貪利なれば、則ち之を（二六）抗するに高志を以てし、庸衆（二七）駑散なれば則ち之を（二八）刦すに師友を以てし、（二九）怠慢僄弃なれば、則ち之を炤すに禍災を以てし、（三〇）愚款端愨なれば則ち之を合するに禮樂を以てし、之を通ずるに思索を以てす。凡そ氣を治め心を養ふの術は、禮に由るよりも徑きは莫く、師を得るよりも要なるは莫く、好みを一にするよりも神なるは莫し。夫れ是を氣を治め心を養ふの術と謂ふなり。

志意脩まれば則ち（三一）富貴に驕る、道義重ければ則ち（三二）王公を輕んず。（三三）內に省みれば、則ち（三四）外物輕し。傳に曰く、『君子は物を役し、小人は（三五）物に役せらる』と。此を謂ふなり。身勞して而して心安ければ之を爲し、

【一九】耗は盡き易きを云ふ。
【二〇】智慮漸深は險詐。
【二一】易は和易、良は溫良。
【二二】道順は導き訓ふ。順は訓。
【二三】齊給便利は捷速。
【二四】安徐ならしむ。
【二五】廓は大なり。
【二六】抗は高くする也。
【二七】駑は下材、散は無用。
【二八】刦は刼と同じ。師友の力を以て其舊性を去る。
【二九】僄は輕、弃は自棄。禍災を以て之を照らして懼れしむ。
【三〇】款は誠、愨は正。
【三一】富貴に屈せず。
【三二】眼中、王公なし。
【三三】內に省みるは、心を養ふ也。
【三四】物に使役せられず。
【三五】物のために心を累らはす。

(九)扁善の度、以て氣を治め生を養へば、則ち (一〇)彭祖に後れ、以て身を脩め自ら强むれば、則ち堯禹に配す。時の通ずるに宜しく、以て窮に處るに利なるは、禮、信に是れなり。凡そ血氣・志意・知慮を用ふる、禮に由れば則ち治通し、禮に由らざれば則ち (一一)勃亂提僈なり。食飮、衣服、居處、動靜、禮に由れば則ち和節し、禮に由らざれば、則ち (一二)觸陷して疾を生ず。容貌、態度、進退、趨行、禮に由れば則ち雅、禮に由らざれば、則ち (一三)夷固僻違、(一四)庸衆にして (一五)野なり。故に人、禮無ければ則ち生きず、事、禮無ければ則ち成らず、國家、禮無ければ則ち寧からず。詩に曰く、『禮儀卒く度あり、笑語卒く獲』と。此を謂ふなり。

善を以て人に先だつもの、之を敎と謂ひ、善を以て人に和するもの、之を順と謂ふ。不善を以て人に先つもの、之を諂と謂ひ、不善を以て人に和するもの、之を諛と謂ふ。是を是とし、非を非とするを、之を智と謂ひ、是を非とし、非を是とするを、之を愚と謂ふ。良を傷くるを讒と曰ひ、良を害するを賊と曰ふ。是を是と謂ひ、非を非と謂ふを、直と曰ひ、貨を竊むを盜と曰ひ、行を匿すを詐と曰ひ、言を易ふるを誕と曰ふ。(一六)趣舍定り無きを、之を無常と謂ひ、利を保ち義を棄つるを、之を至賊と謂ふ。多聞を博と曰ひ、少聞を淺と曰ひ、多見を (一七)閑と曰ひ、少見を陋と曰ひ、進み難きを (一八)偍

【九】扁善の度は善惡を辨別する尺度標準。禮を云ふ。
【一〇】壽、彭祖よりも長き也。
【一一】勃は悖、勃亂は治の反對。提僈は弛慢。遲滯。通の反對。
【一二】觸陷は和順ならず。
【一三】夷は倨、固は固陋。
【一四】庸衆は凡俗。
【一五】野は野鄙。
【一六】趣舍は進退。
【一七】閑は迫遽ならざるを云ふ。
【一八】偍は弛緩。

(一)脩身篇

善を見れば、(二)脩然として必ず(三)以て自ら存し、不善を見れば、愀然として必ず以て自ら省みる。善、身に在れば、(四)介然として必ず以て自ら好し、不善、身に在れば、(五)菑然として必ず以て自ら惡む。故に我を非として(我ニ)當る者は吾が師なり、我を是として(我ニ)當る者は吾が友なり、我に諂諛する者は吾が賊なり。故に君子は師を隆びて友に親しみ、以て其賊を(六)致め惡む。善を好んで厭く無く、諫を受けて能く誡めば、進む無からんと欲すと雖も得んや。小人は是れに反す、亂を致して而も人の己を非とするを惡み、不肖を致して而も人の己を賢とせんを欲し、心虎狼の如く、行禽獸の如くにして、而も又人の己を賊とするを怨み、諂諛する者をば親み、諫諍する者をば疏んじ、(七)脩正を笑ふべしと爲し、至忠を賊なりと爲す。滅亡する無からんと欲すと雖も得んや。詩に曰く、『(八)噏噏呰呰として、亦(八)孔に之れ哀しむべし、謀りて其の臧きは、則ち具に是を違り、謀りて臧からざるは、則ち具に是に依る』と。此を謂ふなり。

【一】禮を以て身を修むべきを説く。
【二】脩然は修飾の貌。
【三】之を吾身に存せんとする也。
【四】介然は特立の貌。
【五】菑は、緇と同じ。泥濘の身を汚すを惡むが如きを云ふ。
【六】致は極なり。
【七】脩正は、きよく、正しき也。
【八】噏噏は相和し、呰呰は相訾る。孔は大なり。小人の相比周して私を營むを謂ふ也。

故に(九一)誦數以て之を貫ひ、(九二)思索以て之を通じ、(九三)其人たれば以て之と處り、其害なる者を除き、以て之を(九四)持養す。目をして(九五)是に非ざれば見るを欲する無からしめ、耳をして是に非ざれば聞くを欲する無からしめ、口をして是に非ざれば言ふを欲する無からしめ、心をして是に非ざれば慮るを欲する無からしむ。(九六)其の致に至るに及んでや之を好む、目之を五色よりも好み、耳之を五聲よりも好み、口之を五味よりも好み、心之を天下を有つよりも利とす。是の故に(九七)權利も傾くると能はざる也、群衆も移すと能はざる也、天下も蕩かすと能はざる也。(九八)生や是に由り、死や是に由る。夫れ是れを德の操と謂ふ。德操りて然る後能く定まる。能く定まつて然る後能く應ず。能く定まり能く應ずる、夫れ是れを(九九)成人と謂ふ。天は其明を貴び、地は其光を貴び、君子は其(德ノ)全きを貴ぶ。

【九一】貫は習なり。誦經讀禮をいふ。
【九二】思索は、おもひ、もとむる也。
【九三】賢師を擇ぶ也。
【九四】持養は扶持長養。
【九五】是は是非の是なり、正道をいふ。
【九六】致は極致なり。欲するなきは、勉強して之をなす也。之を好むは、意なくして自ら然り、故に深く且固し。
【九七】權利は勢利なり。權利云云の數句は之を好むの深く且つ固き也。
【九八】正を執りて渝らず。
【九九】成人は成就の人。

辯なりと雖も、(八一)散儒なり。

問ふこと(八二)楛なる者には告ぐる勿れ、告ぐること楛なる者には問ふ勿れ、説くこと楛なる者には聽く勿れ、爭氣ある者とは與に辯ずる勿れ。故に必ず其道に由つて至りて、然る後之に接す、其道に非ざれば、則ち之を避く。故に禮恭しくして而る後、與に道の方を言ふべく、辭順にして而る後、與に道の理を言ふべく、色從つて而る後、與に道の(八三)致を言ふ可し。故に未だ與に言ふべからざるに、言ふを、之を傲と謂ひ、與に言ふべきに、言はざるを、之を隱と謂ひ、顏色を觀ずして言ふを、之を瞽と謂ふ。故に君子は傲ならず、隱ならず、瞽ならず、其身を謹愼す。詩に曰く、『(八四)交らず舒めず、(八五)天子の予ふ所』と。此を謂ふなり。

百發して一を失へば、善射と謂ふに足らず、千里も蹞歩の至らざるあれば、善御と謂ふに足らず。倫類、(八六)通ぜず、(八七)仁義一ならざれば、善學と謂ふに足らず。學なるものは、(八八)固と之を一にするを學ぶ也。(八九)一たび出で、一たび入るは、塗巷の人なり。其善なる者は少く、不善なる者多きは、桀紂・盜跖なり。之を全くし之を盡して、然る後學者なり。君子は、夫の(九〇)不全不粹の以て美と爲すに足らざるを知れり、

【八一】散儒は無用の學者。
【八二】楛は苦と同じ、濫惡なるを云ふ。
【八三】致は極致。
【八四】交は侒なり。交らず舒めずとは、自ら愼む也。
【八五】天子の賜予を受くる也。
【八六】通は等倫比類に該れ通ずるをいふ。
【八七】仁義一なりとは、恒に仁義を離れざるをいふ。
【八八】能く萬事に一貫するを得るに至るを云ふ。
【八九】或時は善、或時は惡。
【九〇】不全不粹は、精粋ならざる也。

り、(六六)君子は嚮の如し。

學は(六七)其人に近づくよりも便なるは莫し。禮樂は(六八)法にして說かず、詩書は(六九)故にして切ならず、春秋は(七〇)約にして速かならず。其人に(七一)方ひて君子の說を習へば、則ち尊くして以て(七二)世に徧周なり。故に曰く、學は其人に近づくよりも便なるは莫しと。學の(七三)經は其人を好むよりも速かなるは莫し、禮を隆ぶこと之に次ぐ。上、其人を好むこと能はず、下、禮を隆ぶこと能はずして、特に將に(七四)雜識を學んで、詩書に順はんとするのみならば、則ち(七五)末世窮年、陋儒たることを免れざらんのみ。將に先王に原づき仁義に本づかんとせば、則ち禮は(七六)正に其經緯蹊徑なり。(七七)裘領を挈ぐるが若く、(七八)五指を詘して之を頓かば、(七九)順ふ者勝げて數ふべからざらん。禮憲に道らず、詩書を以て之を爲さんとするは、之を譬へば(八〇)猶ほ指を以て河を測り、戈を以て黍を舂き、錐を以て壺に飧するがごとし、以て之を得べからざらん。故に禮を隆べは、未だ明かならずと雖も、法士なり。禮を隆ばざれば、察

【六六】嚮は響なり、響の聲に應ずるが如く、問はれざれば告げず、一を問はるれば一を告ぐ。
【六七】師を得るを謂ふ。
【六八】大法ありて細說せず。
【六九】故事を論じて切實ならず。
【七〇】文義隱約にして速に曉り難し。
【七一】方は倣なり。
【七二】世は世事。
【七三】經は大經。
【七四】雜識は雜說。
【七五】末世窮年は終身。
【七六】經は縱絲、緯は橫絲、蹊徑はみち、小路。必ず此に由らざる可からざる也。
【七七】領は、えり。
【七八】容易にして成る也。
【七九】全裘皆順ふ。
【八〇】其の爲し難きをいふ。飧は食ふ也。

り、禮を讀むに終る。（四九）其義は則ち士と爲るに始まり、聖人と爲るに終る。眞積み力久しければ則ち（五〇）入る、（五一）學は沒するに至つて而る後止むなり。故に數を學ぶには（五二）終あれど、（五三）其義の若きは則ち須臾も舍つべからざるなり。之を爲せば人なり、之を舍つれば禽獸なり。故に書は政事の紀なり、（五四）詩は中聲の止まる所なり、（五五）禮は法の大分、群類の綱紀なり、故に學は禮に至つて止まる。夫れ是れを道德の極と謂ふ。（五六）禮の敬文や、樂の中和や、詩書の博や、春秋の（褒貶スル所ノ）微や、天地の間に在るもの畢く。

君子の學や、耳に入り、心に著き、四體に布き、動靜に形はる。（五七）喘にして言ひ、（五八）蝡にして動くも、（五九）一に以て法則と爲すべし。小人の學や、（六〇）耳に入りて、口に出づ、口耳の間は、則ち四寸のみ、曷ぞ以て七尺の軀を美にするに足らんや。古の學ぶ者は（六一）己の爲めにし、今の學ぶ者は（六二）人の爲めにす。君子の學や以て其身を美にし、小人の學や以て（六三）禽犢と爲す。故に問はれざるに告ぐる、（六四）之を傲と謂ひ、一を問はれて二を告ぐる（六五）之を囋と謂ふ。傲も非なり、囋も非な

【四九】義は目的。
【五〇】身に得るを云ふ。
【五一】沒は死なり。學は止むべき時なし。
【五二】禮を讀むに終る。
【五三】聖人たらんとす、何ぞ怠惰すべけん。
【五四】聲音を節して流淫ならしめざる也。
【五五】荀子の説、最も禮を貴ぶ。
【五六】敬は周旋揖讓、文は車服等級をいふ。
【五七】喘は微言する也。
【五八】蝡は微動。
【五九】一は、一一に。
【六〇】聞く所を直ちに說く。
【六一】以て身を修め德を磨くをいふ。
【六二】學ぶ所を人に告ぐ。
【六三】禽犢は、とり、こうし。饋獻の物。
【六四】傲は嗷、喧噪。
【六五】囋は多言。

むべし。

(三四)螾は爪牙の利・筋骨の彊なきも、上、埃土を食ひ、下、黃泉に飮むは、心を用ふる(三五)一なれば也。蟹は(三六)六跪にして(三七)二螯あるも、(三八)蛇鱓の穴に非ざれば、(身チ)寄託する所なきは、心を用ふる躁なれば也。是故に(三九)冥冥の志無き者は、昭昭の明無く、惽惽の事無き者は、赫赫の功無し。(四〇)衢道を行く者は至らず、兩君に事ふる者は容れられず。目は兩視せずして而して明、耳は兩聽せずして而して聰。(四一)螣蛇は足なきも而も飛ぶに、梧鼠は五技あるも而も窮す。詩に曰く、『鳲鳩桑に在り、其子七つ、淑人君子は、其(四二)儀一なり、其儀一なれば、(四三)心結ぶが如し』と。故に君子は一に結ぶなり。

昔者、(四四)瓠巴、瑟を鼓すれば、流魚出でて聽き、(四五)伯牙、琴を鼓すれば、六馬(四六)仰いで秣くふ。故に聲は小なるも聞えざるはなく、行は隱れたるも形はれざるは無し。玉、山に在れば、草木潤ほひ、淵、珠を生ずれば、崖、(四七)枯れず。善を爲して積まんか、安んぞ聞えざるものあらんや。

學は惡にか始まり、惡にが終る。曰く、(四八)其數は則ち經を誦するに始ま

【三四】螾はみゝず。
【三五】一は專一なり。
【三六】跪は足。
【三七】螯は、はさみ。
【三八】虵は蛇。鱓は、うなぎ。
【三九】冥冥惽惽は、專默にして心を用ふる一なるを云ふ。
【四〇】衢道は兩道。
【四一】螣蛇は龍の類。五技は多能なるをいふ。梧鼠の多能は螣蛇の專一に如かず。
【四二】儀は威儀。
【四三】心を執る固きをいふ。
【四四】瓠巴は古の善く瑟を鼓するもの。
【四五】伯牙は古の善く琴を鼓するもの。
【四六】首を仰いで之をきく。
【四七】光潤ある也。
【四八】數は方法。

らざるには非ざるなり、漸す所の者然れば也。故に君子は居るに必ず鄕を擇び、遊ぶに必ず士に就く、邪僻を防ぎて中正に近づく所以なり。

物類の起るや、必ず始まる所あり。榮辱の來るや、必ず其德に象る。(一九)肉腐れば蟲を生じ、魚枯るれば蠹を生じ、(二〇)怠慢身を忘るれば、禍災乃ち作る。(二一)彊は自ら柱を取り、柔は自ら束を取る。(二二)邪穢の身に在るは、怨の構ぶ所。薪を施く(二三)一の若くなれば、火は(二四)燥に就き、地を平ぐる一の若くなれば、水は(二五)溼に就く。(二六)草木は疇生し、禽獸は群す。物各其類に從ふなり。是の故に(二七)質的張れば弓矢至り、林木茂れば斧斤至る。樹、蔭を成せば、衆鳥息ひ、(二八)醯酸ければ蜹聚まる。故に言は禍を召くあり、行は辱を招くあり。君子は其の立つ所を愼しまんかな。

土を積んで山を成せば風雨興り、水を積んで淵を成せば蛟龍生ず。善を積んで德をなせば(二九)神明自ら得、聖心備はる。故に(三〇)蹞步を積まざれば、以て千里に至る無く、小流を積まざれば、以て江海を成す無し。騏驥も一躍に十步すると能はず、(三一)駑馬も十駕するは、(三二)功、舍てざるに在り、(三三)鍥して之を舍つれば、朽木も折れず、鍥して舍てざれば、金石も鏤

【一九】物類の起る、始まる所あるをいふ。
【二〇】榮辱の來るは其德に象るなり。
【二一】彊は强なり。物强ければ柱となり、弱ければ束ねらる、皆自ら取るなり。
【二二】身に邪穢あれば則ち怨を招く。
【二三】一の若しとは均一なり。
【二四】燥は、かわきたる也。
【二五】溼は、うるほへる也。
【二六】疇は儔なり。同類の者は共に生ず。
【二七】質的は、まと。
【二八】酸は酸敗する也。
【二九】自ら神明に通ず。
【三〇】蹞は半步。
【三一】十駕は十日の行程を行く。
【三二】舍は放棄する也。舍てざれば能く功をなす。
【三三】鍥は刻む。

を同じくすれど、長じて俗を異にするは、教、之をして然らしむるなり。詩に曰く、『嗟爾君子、安息を恒とする無く、爾の（一一）位を靖共し、是の正直を好まば、神や之を聽いて、爾の（一二）景福を介けん』と。神は（一三）道に化するよりも大なるは莫く、福は（一四）禍無きよりも長きは莫し。

吾、嘗て終日思へども、須臾の學ぶ所に如かざるなり、吾、嘗て跂ちて望めども、高きに登るの博く見るに如かざるなり。高きに登つて招けば、臂は長きを加ふるに非ざるも、而も見る者遠く、風に順つて呼べば、聲は疾きを加ふるに非ざるも、而も聞く者彰かなり。輿馬を假る者は、足を利するに非ざるも、而も千里を致し、舟檝を假る者は、水を能くするに非ざるも、而も江河を絶る。君子、生れながらに異なるに非ざるなり、善く物に假るなり。

南方に鳥あり、名を（一五）蒙鳩と曰ふ、羽を以て巣と爲し、之を編むに髮を以てして、之を（一六）葦苕に繫く、風至り苕折るれば、卵破れ子死す、巣完からざるには非ざる也、繫くる所の者然れば也。西方に木あり、名を射干と曰ふ、莖の長さ四寸、高山の上に生じて、百仞の淵に臨む、木莖能く長きには非ざるなり、立つ所の者然れば也。蓬も麻中に生ずれば、扶けざるに(自ラ)直し。蘭槐の根、是を芷と爲す、其の之を（一七）滫に漸せるは、君子近づけず、庶人（一八）服せず、其質美な

【一一】靖共は靜恭。
【一二】景福は大なる福。
【一三】學をなすは則ち道に化する所以。
【一四】身を修むれば則ち禍なし。
【一五】蒙鳩は鷦鷯の一名。
【一六】苕は葦の長く秀でたるもの。
【一七】滫は溺。
【一八】服は佩服。

國譯荀子

文學博士　笹川臨風　譯並註

(一)勸學篇

君子曰く、(二)學は以て已むべからず。(三)青は之を藍に取りて、而して藍よりも青く、氷は水之を爲して、而して水よりも寒し。(四)木の直、(五)繩に中るを、輮めて以て輪と爲せば、其曲、(六)規に中り、(七)槁暴ありと雖も、復た(八)挺せざるものは、輮之をして然らしむるなり。故に木は繩を受けて則ち直く、金は礪に就いて則ち利し。君子は博く學びて日に己を(九)參省せば、則ち知、明にして而して行過ち無からん。故に高山に登らざれば、天の高きを知らず、深谿に臨まざれば、地の厚きを知らず、先王の遺言を聞かざれば、學問の大なるを知らざるなり。(一〇)于越夷貊の子、生れて聲

【一】學以て性を矯めざる可からざるを說く。
【二】必ず學ぶことを要す。
【三】學べば則ち才其本性に過ぐるに喩ふ。
【四】學べば則ち本性を變じて復らざるに喩ふ。
【五】繩に中るは眞直なること。
【六】規に中るは正圓なるを云ふ。
【七】槁は枯れ、暴は乾く。
【八】挺は直なること。
【九】參省は三省、度々我身に反省すること。
【一〇】于越は卽ち越、南蠻。夷貊は東北夷。

刑名論に直接の感化を與へたるものあることは信ずるに難からず。

故に荀子の韓非子に與へたる學問の感化は其性惡論以下決して寡少に非ず。但韓非子は荀子の學の大精神たる禮に代ふるに法術を以てしたるが爲めに、全く其哲學系統を別にし、所謂鶯に孵化せられたる杜鵑たるに至りたるのみ。

（十一）附言

此書は亡友田岡嶺雲氏の和譯荀子を本とし、處處補訂したるものなれども、亡友が苦心の餘に成りたるものなれば、多く加筆するに忍びず、解題の如きも、荀子の小傳に於ては補ふ所少からざるも荀子論は總べて氏の筆に成れり。

大正九年六月

笹川臨風識

(十) 荀子の正名論

荀子の學說の綱要が、其の禮を隆び法を尙び、學を勸め師を重んずるにあるを以ても、見るべきが如く、荀子は人間自發の努力に殆ど何等の價値をも算せずして、外面的なる形式の威權を信ずること寧ろ太甚だ重きものあり、故に彼は一種の形而下論者たり、物質論者たり、實驗論者たると共に、又名目論者たるは、思想の一貫上避く可からざる所なりとす 語を換へて之を言へば、荀子の禮を隆ぶは、卽ち外を重んずる所以にして、外を重んずるものは卽ち形を重んぜざる能はず、形を重んずる者は、卽ち形を分つ所以として名を重んぜざる能はず。故に夫の禮を制するは、畢竟するに名を制する所以に外ならず、其の上といひ下といひ貴といひ賤といふ、卽ち是れ名を分つ者なるのみ。是を以て禮は名を正だすの上に立つ、若し名立たざれば則ち禮亦立つを得ざる也。是れ荀子が其隆禮の說と關聯して正名を說きたる所以にして、更に之を言へば正しくせられたる名は卽ち禮にして、其名を正しくするは卽ち義なりとするに在りとす。

荀子は又其の名目論者たる立場より、當時の諸子百家が各〻異を立てて相是非するを以て名を用ふるの亂れたるに歸し、辯說以て正道を白にし、以て姦言邪說を禁ずるの已む可からざるを說けり。

蓋し荀子の此の正名論は其影響を尹文子の如き刑名論者の說に得たる者にして、而して又韓非子の

ざるが故に其の知る可からざるがまゝに措いて、敢て之を知らんことを求めず、唯、其の人に在るものを修むれば、天ありと雖ども之を禍し之を凶する能はずとなす。故に孔子にあつては、猶天命を懼れ天命の順承すべきを説きたれども、荀子にありては天命も亦畏憚するに足らざるを斷言し、君子は其の己に在るものを敬して其の天に在るものを慕はずといひ。又天を大として思はんより、物畜として之を制せよ。天に從つて之を頌せんより天命を制して之を用ひよ。人を措いて天を思はば、萬物の情を失すといひて、殆ど天なる者の威力を無視し、寧ろ人力を以て其上に加へんとしたり。

荀子既に天を懼れず、從て天變地妖に對して何等戒懼の情を有せず、其意見は極めて痛快なり、謂へらく星墜ち木鳴るが如き、是れ天地の變陰陽の化、物の罕に至るものなるのみ、之を怪むは可なり、畏るべき所以を見ず、日月の蝕、風雨の不時、怪星の儻見はるゝが如きも、世として常に有らざるはなく、若し上明に政平かならば並世にして起るも傷む所なしと。荀子の畏るゝ所、此くの如き天變にあらずして、寧ろ人祆に在り、所謂人祆とは上其政を失ひ國家治まらざること是也。荀子の重んずる所の天に非ずして人に在ること是又以て見るに足る。

荀子の其政治論經濟論に於て墨子と相容れざるが如く、其宗敎觀に於ても亦墨子は正に荀子と反し、鬼神の明にせざる可からざるを論ぜり。蓋し先秦諸子中明かに有神的傾向を有せるものは墨子あるのみ。

がらも、溯つて其力の何たるやに就ては、殆ど思索を費したる痕を見ず、故に季路の鬼神に事ふるを問ふに對して、『未だ人に事ふる能はず、焉ぞ能く鬼に事へん』と冷冷一撥し去りたるが如き、以て孔子の意を見るに足る。

老子は其哲學の冥想的なるだけ、孔子に比すれば天なるものに對し多少の考慮を與へたるが如きも、此すら唯、孔子の如く常識論者の必然到着すべき、宿命として天を觀たるよりは稍〻深く、天地の現象以上に或る無形の者の存在するを感得したるに過ぎず。子思も亦孔子に比しては一歩を進めて寧ろ老子に近く天に關する一種の理法を認めたりと雖ども、孟子に至りては子思の繼嗣たる地位に立ちながらも、天に對する觀念に就きては何等の發明も展開もあらず、但其直覺論者たり、從つて先天的の存在を承認せざる能はざる立場に在りながら、眼を玆に注ぐこと深からざる者ありしは、蓋し當時の時代が物質的に墮落せる影響として、天人の關係の如きは思索家の攷察を喚起するには、餘りに閑問題たるに過ぎたる者ならん。而かも此くの如き時代には、一方には高尙なる宗敎的精神の發露を缺くと雖ども、一方には巫覡妖祥の如き迷信が盛に行はれしは察するに難からず、我が荀子は此等の迷信に對し痛擊を加へたるのみならず、彼は天に對しても一種の無神論者たる態度を有せり。

蓋し荀子は既に法式を重んずる後天論者也、彼は一種の唯物論者也、從つて其の天に對する觀念が無神的傾向を有するは當然なりとす、故に荀子は聖人は天を知るを求めずといひて、天は知る可から

（九）荀子の天人論

天の覆ひ地の載せ、日月の麗り星辰の運り、雷霆の震ひ風雨の變ずるを視て、此に驚異し、此を畏懼し、終に此宇宙を主宰し人間の吉凶禍福を司どる者として、上帝鬼神の存在を信ずるに至ること太古原始の民皆然らざるはなし、支那に於ても同じ、此の上帝と鬼神との觀念の存したりしは、易に多く鬼神を說き、詩經及左氏傳等に數〻神又は天を說くことあるを見て知るべしとなす。此くの如き思想は即ち他民族にありては、宗敎として發育すべき萌芽たるべきものなりと雖ども、常識的實際的にして感情的冥想的ならざる漢民族には終に成形せる宗敎たるに至らずして、寧ろ倫理的に發達し（但後世に至りて佛敎の傳來と共に老莊哲學の變形たる道敎が此思想に宗敎臭味を帶びしめたれど）、天も上帝も鬼神も形質的に感格せられ、若しくは人格的に崇信せられずして、寧ろ一種の自然の道又は已む可からざるの理として解釋せられ、所謂天命なる語は一種の宿運を意味するに過ぎずして、唯、消極的に此に順承するのみにして、積極的に祈禱祈願の如き手段を以て此を變更せんと努力することは、殆ど意料の外に置かれたり。孔子の意見は正に此漢民族の思想を代表せる者にして、孔子と雖ども、『罪を天に獲れば禱る所なし』と云ひ、『我を知るものは天か』と云ふが如く天なる者を認めざるに非ざりしも、更に進んで深刻なる信仰を天の上に置きたるにはあらず、一種の不可抗力を此に認めな

生ずるあり、人の以て食ふべき者勝げて數ふ可からず、而して麻葛繭絲、鳥獸の羽毛齒革、人の以て衣るべきもの亦餘りある也、況んや又四海遠方の財物亦得て之を致して用ふべきあるをや。天地の萬物を生ずる、夫れ此くの如く人の受用し盡くすに餘りあり、夫れ奚ぞ足らざるを以て戚戚として憂となすを要せんや。

然るに墨子の一派あり、天下生産の不足を以て憂となして、一種の社會主義共産主義を唱へ、在上の治者が被治の民人と生計を異にし、徒手にして食ひ、安樂にして逸するを以て不可なりとし、天子諸侯も亦麤衣惡食して百姓と並び耕すべしと說く。荀子は乃ち是を以て一の私憂過計に過ぎずとし、天地の生産は固より餘りあるが故に、人君能く百姓を率ゐて之を治むること當たれば、必ずしも儉を尙び樂を非とするを爲さざるも、民貧しきに苦むが如きことなかるべく、寧ろ墨子の說の如く、人君、百姓と其勞を齊しくし事を均しくするが如きことあらん乎、則ち貴賤の分定まらずして、威上に立つを得ざるべく、威上に立たざれば則ち賞罰下に行はれずして、國却て亂に陷るを免れざらん。故に天下の公患は其の足らざるにあらずして、亂の以て之を傷ふにありと論ず。

之を要するに荀子は老莊の如き無政府主義と墨子の如き共産主義とを排して、王者萬能の一種の社會政策を行はんことを理想としたるが如し。

て各其生產する所の財物を通流せしむれば、則ち所謂澤人も木に足り、山人も魚に足り、農夫は斲削せず陶冶せずして械用に足り、工賈は田を耕さずして菽粟に足るを得べし。而して此等衆庶百姓の上に立ちて、之を兼ね覆ひ之を兼ね愛し、之を兼ね制し、以て萬變を治め萬物を裁し萬民を養ふを爲すは則ち王者の任にして、若し聖君賢相、位にあり、用を節するに禮を以てし、即ち苛稅收斂せず、民を裕にするに政を以てし、即ち耕耘收藏其時を失はず、山林の斬伐魚鼈漁獲亦時禁あれば、則ち五穀絕えずして百姓に餘食あり、山林童せずして百姓に餘用あり、魚鼈優多にして百姓に餘用あるを得べし。若し能く此の如くば則ち國富み天下足り、財貨の蓄積餘りあり、暴暴として丘山の若くならんとする也。

荀子は此くの如く、經濟上にも亦財物の外力の加功によつて按排充實せられ得べきを信ずるが故に、マルサスの如く人口の過剩に對する生產の不足を憂ふる悲觀論者にあらず、荀子の信ずる所によれば、自然の生產力は決して貧乏なる者に非ず、其貧乏に至るは人の善く之を治理せざるが爲めにして、若し治理の方法其宜しきを得ば、土の五穀を生ずる、一畝に數盆にして一歲に再穫すべく、之に加ふるに果實あり、瓜棗梨一本にして其產する所盆鼓を以て數ふべく、之に加ふるに又葷菜百蔬の澤を以て量るべきあり、更に又六畜禽獸の一にして車を專にすべきあり、黿鼉魚鼈鰌鱣の時を以て孕別して一にして群を成すべきあり、之に加ふるに更に又飛鳥鳧雁の烟海の若きあり、昆蟲萬物の其間に

孟子は性善說を唱ふるが故に、聖人たるべき素質は何人の中にも具有するものとす、所謂堯何人ぞ舜何人ぞとの意氣は此に發せるものにして、即ち孟子よりいへば、聖人は理想的に擴大せられたる自己に外ならざるも、之を荀子よりいへば、聖人は吾人を離れて立ち、而して吾人を改鑄すべき型範なり。

故に孟子の見地は、之を荀子に比すれば、更に平等的にして、從つて民權主義の分子多きも、荀子は天下の天下にして、一人の天下に非ざるをいふも、而かも猶知愚の說を以て民の分を劃定して、君主の必要を認めたる點に於て一種の君權主義者なり。故に彼が其弟子として極端の君權主義を執り一種のマキアヴヱリズムを說ける韓非子を出だし、又秦の中央集權に力を效せる李斯を出だしたるは、蓋し偶然に非ざる也。

（八）荀子の富國論

荀子は其の一種の分業論を以て國家の政治組織を解釋したるが如く、其經濟說をも亦、基礎を分業論の上に置けり。即ち君と民とが德と力とを相分ちて、國家の治致すべきが如く、國家を富まし天下を兼ね足らしむるの道も亦分を明にするにありとなす。士農工商をして各其職業に一ならしめて、農は田を分ちて耕し、賈は貨を分ちて販ぎ、百工は事を分ちて勸め、士大夫は職を分ちて聽いて、而し

所に隨つて擅まゝに其人民を支配し得る特權を有すべきかといふに、否らず。蓋し君主は其德を以て人民に臨むべきものにして、其德あるが故に君主たるの勢あれど、其德を失ひて善政を施すことを懈れば、君主は卽ち其君主たるべき存在の理由を失ふものとせらる。是れ支那の古今に共通なる一種の民主的思想の發露せるものに外ならずして、而して此の民主的思想は、支那の建國の當初に於いて、其人君が征服者として被征服者の上に權威的に君臨せるものに非ずして、寧ろ、今日の共和政治に見るが如く人民の代表者(諸姓の長卽ち牧)によりて好意的に推戴せられたる緣起に由來せる者の如く、人君は人民の利福の爲めに其存在の理由を有し、其存在の理由を失へば、之を革命するも亦不可に非ずとの思想は、比較的穩和なる儒教者流すら猶信じて疑はざる所なりとす。故に支那の政體は今日と雖ども、一見君主專制の如くにして、而かも實際に於て民人の勢力甚だ侮る可からざる者あるは是が爲めなりとす。既に人君を以て人民の師なるべしとすれば、君主の理想として見るべきものは卽ち聖人なりとす。聖人は卽ち政治的にいへば君主たり、個人的にいへば人師たるべき者にして、聖人は卽ち禮義の制作者たり、實行者たり、人を治め人を率ゐ、人を敎へ人を化する者たるなり。故に聖人其位に在れば王道行はれ、王制作る也。

　故に荀子の說に從へば、人は常に外より節制せらるべき者にして、心としていへば卽ち義、物としていへば卽ち禮、人としていへば卽ち聖人、是れ荀子が哲學に於ける三位一體也。

なきの欲を以て限りあるの物を爭はん乎、亂乃ち生せざる能はず、故に彼等をして相群居するも而かも爭ふ莫からしめんとすれば、則ち彼等の間に人爲的階級を定め、貴賤上下の分を設け、禮義を制して以て彼等に欲望の節すべく、其分の安んせざる可からざるを知らしむるに若くは莫しとす。所謂治者被治者の別も亦始めて玆に生ずとする者にして、即ち智ある者は上に位し貴に處り其德を以て下を敎化して之を率ゆ、即ち人君是也、故に荀子の語に從へば人君は禮義の分を管する樞要也、愚なる者は即ち被治者として、其勤勞力役を以て治者に奉じて之を養ふ者たり。是れ即ち智と力との一種の分業として治者被治者の關係を觀る者にして、語を換へて之を言へば、人君は人民に對して一種の師たる地位を有し、(荀子は君主を指して君師といへり、)人民は其師に對する敎化の報酬として、其勞力を之に獻じ、一種の授業科として賦稅を收むるものたる也。

既に君主は人民に對して師弟の關係を有する者なりとすれば、主は民の唱にして民は主に應ずる者也、上は下の儀にして下は上に則る者也、故に人君の行爲動作は、盡く人民の制を仰ぐ所にして、其の宣明公正ならんことを要すべきや勿論なり、否らざれば則ち民人は其依憑する所、歸嚮する所を失うて、行ひに惑ひ爲すに亂れざる能はず、荀子の見地は此くの如きが故に、正に彼の管子申子の如き法術家者流の、主道は周密にして其情を隱匿し、下をして知らしめざるを利とするに相反せり。

既に君主と人民との關係は此くの如く、劃然として上下の分別ありとすれば、君主は其意の欲する

ざるが故に、從つて仁なる者の先天的存在を認めず、且つ荀子の重んずる所は後天的の法式にあるが故に、縱使告子の謂へるが如く仁なる者は愛にして內なりとするも、此くの如き人心に何等の節制を與へざるものは、倫理的に小價値ならざる能はず。是れ即ち荀子が禮に對して人心の節制たる義を採り、之を重んずること仁よりも大なるに至りたる所以なりとす。

孟子の如き性善論者よりいへば、仁義禮智信皆人心自然の發現なれども、荀子よりいへば人心自然の發現は欲と利を好むとのみ、人の利欲を節制する所以の禮義は後天的に聖人の制作に出でたる者に過ぎず。既に禮義は聖人の制作也、故に必ずしも千古不易の者に非ず、時の宜しきに隨つて變ずべきものたる也。語を換へていへば道德の形式の人間の作爲にして、時勢と共に推移すべきものたるを認めたる者にして、近來の西洋倫理學者の說く所と其揆を一にする所あり、韓非も亦其意を傳へて當時の固陋なる尙古思想を排斥せり。

(七) 荀子の王制論

荀子は其政治論即ち國家の成立及び君權の統制をも其性惡論より演繹したり。荀子の意に以爲らく人の性は惡、其欲求の饜く所なき群衆皆同じ、故に其相群居するに方り、若し彼等の性のまゝに任じて其欲を縱にせしめんか、乃ち彼等の欲求する所は限りなくして、欲求する物には限りあり、限り

と共に、又、荀子が其他力論者たる立場よりして、當然說き及ばざるを得ざる、人に學の已む可からざる所以も、師の重んせざる可からざる所以も、亦、此の禮に至り、禮を正さんとするが爲めに外ならず、(荀子は『學は禮に至りて止まる』といひ、又『禮は身を正す所以にして、師は禮を正す所以なり』といへり。)故に荀子の哲學は性惡を以て一貫し、隆禮を以て終始せる者也。蓋し前にも述べたるが如く荀子の立論は、常に內よりせずして外よりし、主觀に反省するよりも客觀を觀察するに由るが故に、其道德の已む可からざる所以を說くに於ても、亦之を個人自からの修養の上よりせずして、人の集團たる社會の必要の點より觀、卽ち人の群居して而かも相爭はざらしむべき所以の者を求めて之を最高の道德とせり、禮は卽ち是にして、禮は上下を分ち貴賤を分ち、各〻其分を踰えざらしむるに由つて、人群をして爭亂なからしむる所以の途也。故に禮は君は君たり、臣は臣たり、父は父たり、子は子たり、兄は兄たり、弟は弟たることを分つ所以也、農は農たり、士は士たり、工は工たり、商は商たることを分つ所以也、喪祭、朝聘、師旅に節あらしむる所以也。貴賤殺生與奪に制あらしむる所以也、故に禮は分つ所以也、分つて而して宜しきを制する所以の者は卽ち義也、禮あるが故に分あり、義あるが故に分を踰えず、故に禮と義とは離れて行ふ可からず、故に荀子は常に禮義の二語を連用すること、孟子の仁義を連用するが如し。蓋し孟子の如き直覺派に在りては、仁も義も先天的に人心に存在すとするが故に、仁義を連用するを妨げずと雖ども、荀子の如き性惡論者は良心を認め

荀子の學說が獨り儒敎の間のみならず、支那諸子中に在つて異彩を放てるは、其性惡論にあり。而して荀子の哲學組織は實に此性惡論を以て一貫せるものにして、其倫理說も、政治論も、經濟論も、宗敎觀も、皆此性惡論を以て其根柢となさゞるは莫し。吾人は先づ彼が倫理說の如何なるかを觀ん。

若し夫れ孟子の如く性は善なりとの前提より出發せん乎、其倫理上の問題は、如何にして其放心を收めんかといふに歸著す。是れ孟子の說が、宋儒に開展せられて、靜と敬とを以て其放心を收むるの手段とせらるゝに至りたる所以にして、卽ち性善說は主觀的に、自力的に內省的工夫の上に著力するに至るを、其必然の結果なりとす。此に反し性惡說の倫理上の問題は、其性の本然に復するに非ずして、其本來惡なる自性を外力を以て矯正して善に遷らしむるにあるが故に、性惡說の當然採るべき方法は自省的にあらずして他働的ならざる能はず、卽ち一種の他力敎たらざる能はず。既に他方的に外物を待つて始めて性を修めて善の彼岸に達し得べしとせば、倫理上に價値の重んずべきものは、人間自己本來の心に非ずして、此の外物に在り。而して此外物は勿論正しき法式を有して、一種の型範たるを得べき者たるの點に於て其價値あるものとす。卽ち荀子は此の型範として禮を採れる也。

禮を尙ぶは、其性惡論と相表裏して、荀子の哲學の一特色として見るべき者たり、荀子の信ずる所によれば、禮は人間の依據すべき最高標準（荀子は之を隆正といふ）にして、其身を修むるにも、家を齊ふるにも、國家天下を平治するにも、必ず此を以て法とし度とせざる可からざる『德の極』なる

るべき乎。

故に性善說も性惡說も共に儒家によりて唱へられ、而して同じく老莊哲學の影響と見るべきものありとせば、荀子を其性惡說を唱ふるが故に儒教の異端視するは酷なりといはざる可からず。孟子は性は固と善なるに、放心のために其本然を失ふを慨して、其善に歸らしめんとし、荀子は性惡なるが故に其性を化して善に遷らしめざる可からずといふ。其善を以て究竟の理想とすること、二人者何ぞ相異ならんや。但荀子が人の性は惡、其善なるは僞也といへる一語が、悖理橫暴の言なる如く目せられて宋儒の攻擊の目標たれども、其所謂僞也といへるは、必ずしも善を惡意に解して排斥せるには非ず。此に謂へる僞とは卽ち人爲を意味し、作爲の義にして詐僞の義にあらず、故に其善なるは僞也といへるは、敎化以て惡を化して善に遷らしめ得べきを說けるに外ならず。古は僞と爲と通じ用ふ、僞の語は決して惡意を包含せず、之を惡意に解するは荀子の本意を誤まれる者なり。故に荀子自ら性と僞とを解して曰く不ㇾ可ㇾ學、不ㇾ可ㇾ事而在ㇾ人者謂二之性一、可二學而能一、可二事而成一ㇾ之而在ㇾ人者謂二之僞一と、僞の敎化を意味すること是を以ても明かなりといふべし。故に性惡說は決して荀子の儒家たるの立場を累はすべきものに非ず。

(六) 荀子の禮義論

を見る。故に荀子の性惡說は主として時代の暗黑に影響せられたる產物なることは勿論なりと雖ども、吾人は其以外の一因として荀子に對する老莊哲學の感化を數へんことを欲す。荀子が其晚年を楚國に送りたる爲め、其儒家の信奉者たるに拘はらず、南方思想との接觸の痕跡あることは、前に述べたるが如し。其弟子なりと稱せらるゝ韓非子に、解老喩老の諸篇あり、明かに老子の說の祖述者たるを標示せるを以て推すも、其師たる荀子に、既に其萠芽の藏せらるゝ者ありしを想はざる能はず。

然らば性惡論は、如何なる點に於て老莊哲學の影響を受けたりと見るべきやといふに、老莊哲學は自然と人爲とを別ち、自然は至善なるも人間の爲す所は渾べて惡なりとなす者にして、固より老莊哲學自身に於ては、性を卽ち自然なりと觀るが故に性は卽ち善に、唯、外感を享受して蕩搖する官能の嗜欲は此本性を傷ふ者にして惡なりとするに在れば、此思想は寧ろ子思の說と相近く、從つて又後世宋儒が佛說と共に老莊の說をも哲學中に包容するを得たる所以も亦此にあれど、然れども又一面より之を觀れば、性が外感の爲めに蕩搖するは、性其者に蕩搖せらるべき性質あり、卽ちショーペンハウアーが稱して得欲といへるが如き者の存在を假定せるものなりとも論じ得べく、且つ老莊の哲學の如く人爲を惡なりとすれば、其人爲なる者は卽ち人間の天性に本づく者なりとも觀察せられ得ざるに非ず。想ふに荀子は如是に老莊哲學を觀取して、其大膽なる性惡說の安住地を此より得來りたるに非ざ

れざる者に非ざるが如く、亦た荀子の如く性惡なりと見るも、亦必ずしも孔子の學に反逆せる者なりとはいふ可からず。蓋し孟子の性善說と雖ども、宋儒が信ずる如く儒敎の正統の說なりと斷ずべきには非ず、孟子の說は直ちに孔子の言に發明せりといふよりも寧ろ子思の說を展開したるものにして、子思が人の性を以て天の命なりとしたるより來れる必然の結論なりとして觀るべきもの也、卽ち旣に性を以て天の命なりとすれば、此の天なる者は、上古に於ける一種の宗敎的信仰よりして、論證を須たずして直に善なる者と見做されたる者なるが故に、從つて此の天の命なる性なる者も亦善なりといふに到著するは自然なりとす。是れ孔子は單に相近しといひて善惡何れとも斷ぜず、子思は天の命といひて其善たるべきを暗示したるに過ぎざる性の問題が、孟子に至りて明かに性善と斷言せらるゝに至れる所以なり。

荀子の性惡論に至りては、之を孟子の如く人性の本質の主觀的攷察に由りて得たりといふより、寧ろ時代の客觀的觀察に得たりといふを當れりとすべし。蓋し周末は道德上には暗黑時代也、國は國と讎し、人は人と讎す、君臣も仇敵也、父子も仇敵也、夫妻も亦仇敵也、此くの如き世道人心墮落の事實を目擊しつゝ、其間に人となれる者が、人性を以て本より惡なりと感得するに至るは避く可からざるの數なるべく、故に當時に於て明かに性惡を說きたるものは獨り荀子のみなりと雖ども、當時の思想家は、法家の如き刑名家の如き、亦同じく性惡の前提より、其學說を演繹したるもの尠からざる

結論と正に相一致する者也、故に荀子の性惡說を以て直ちに荀子の創見に出づといふ能はざれども、而かも明かに性惡を提撕して先秦の哲學壇上一赤幟を樹てたるは荀子の效なりといはざる可からず。

（五）荀子の性惡說

荀子の、其學說よりいへば、儒の正統たるに近きこと孟子と逕庭なく、寧ろ孟子よりも醇正なりと覩得られざるにも拘はらず、宋儒の說天下を風靡してより、孟子のみ獨り孔子と並び稱せられ、荀子は却て儒敎の獅子身中の蟲なるが如く棄斥せらるゝものは他の所以あるに非ず、唯彼が性惡論を唱へて、孟子の性善論に對抗せんとしたるが爲めなるに外ならず。

然れども荀子が性惡論を唱へたるが故に、之を儒家の系統より疎外せんとするは、畢竟宋儒が理氣の說を立てゝ人の性にも又本然の性と氣質の性とを別ち、其本然の性を以て天理に出でたる善なるものなりとせるより、其學說の上に於て孟子の性善說を推戴せざるを得ざるに至りたるに由ると雖ども、此性善說なる者は孟子の始めて說破し出せる者、孔子に至りては未だ性の善惡を說かざれば、此の一點のみによりて、荀子を忌まんとするは宋儒の偏見にして、荀子の爲めには寃枉といはざる可からず。

孔子は人の性を論じて唯、相近しといへるのみ、故に孟子の如く性善なりと說くも孔子の意と相容

如きことあらざりき。孔子に至りては其考察較〻內省的にして、宇宙の客象に注げる眼を轉じて專ら人間自身の上に向ひ、修身治國の道德的問題を明かにせんとを努めたりと雖ども、而かも猶更に一層內省的なる人性の問題に關しては未た深く徹底せざる者あり、單に『性相近也習相遠也』といへるに過ぎざりしのみ。子思は孔子に比すれば一歩を進めて、未拓なる性の本質に其硏究の耒鋤を加へたれど、眞に人性を以て其學說の基礎とし、其人性論の上に倫理學を築かんとするに至りたるは、蓋し孟子以後の事なるが如し。

孟子が人性を以て善なるものとなしたるに對し、孟子と同時代に告子なる者あり、性に善惡なしとの說を唱へたるとある、孟子の書によりて之を知るを得、告子の說に謂へらく、我は之を愛し秦人は之を愛せざるは、仁にして內也、而らば之を善なりといふ可からず。楚人の長をも長として敬し、我が長をも長として敬するは、義にして外也、而らば之を惡なりといふ可からず、故に性は竟に善惡なく、但外よりして之を矯めて其行ふ所を善ならしむべしと。此說は孰れといへば寧ろ荀子の性惡說に近しといふべく、其の我弟は之を愛し、秦人は之を愛せずといへるは、人間の本性に主我的意志の存在を認めたるものにして、楚人の長と我が長とを同じく敬するをも、性なりとせるは、因習の鑄型に成れる第二の天性を本性と混同したるやの嫌ありて、若し此の誤謬を脫すれば、告子も亦一種の性惡論者となりしを疑はず。殊に其の性を矯めて始めて仁義の行はるべきをいへるも、亦荀子の性惡說の

て其倫を亂るを禦がんには懸衡（中正を得るの意なり）に由るべしとなし、更に衡を解して衡は即ち道なりといひ、而して道は心の虛一にして靜なるによりて之を知るを得べしと說ける、其虛といひ、一といひ、靜といふ、豈に是れ老莊哲學其まゝの用語に非ずや。子思の中庸も亦其の中を說き敬を說く所、老莊哲學との近日點を認め得られざるにあらざるも、未だ此くの如く其接觸を露骨に呈示したるはあらざる也。

荀子は又其哲學以外の文學的方面にも南方思想との接觸を明示せるものあり、即ち彼の作れる所の賦是れ也。蓋し賦は、詩經の國風等が韻文に於ける北方文學を代表せるが如く、楚辭に濫觴して楚國に發達せる南方特有の韻文なりとす。賦の荀子の作として今傳はる者、賦篇に見る所の數篇に過ぎずと雖ども、以て荀子が南方の地に處るに慣れて、漸く南方思想を攝取したるの左劵とするに足らんか。

（四）先秦に於ける人性問題

哲學の發達を攷ふるに、其始めや先づ宇宙の客觀的物質に對する驚異に起り、人自己の內省的考察は之に次ぐを常とす。支那に於ても其易に現れたる所を以て見るに、其觀察は主として宇宙の形質例へば日月の運行、四時の循環、陰陽の消長等の上に在りて、人生の問題としては、之を人間の上に類推するに過ぎず。未だ人性其者を以て直ちに其考察の對象として以て人生の問題を解決せんとするが

のありといふべき歟。

荀子の哲學の一特色にして、而して又其學說の中心たる者は、其性惡論なり、吾人を以て之を觀れば、此性惡論既に老莊哲學により啓發せられたる思想なるが如し、(此は後に於て說く所あるべし、)啻に然るのみならず、荀子の人君の道を論ずる、又老子の說に近きものあり。荀子が、君たるもの能く賢を尙び能を使うて、之に任ずれば、拱手して以て天下を治むるに足る、人臣は自ら能くするを以て能となせども、人君は人を官するを以て能となすものにして、人主能く人に任じ人をして事を爲さしむるが故に、一人を以て天下を兼聽して、而かも日に餘りありて治むること足らずと謂へるが如きは、之を孔子の說に得たりといはんよりも　老子の無爲を以て天下を治むるの旨に得たりといふを妥當なりとすべし。韓非が人主の術を說く、頗る荀子の君道を說くと相似る、蓋し韓非、老子を學ぶと謂はるゝも、或は亦直ちに其師たる荀子の說を傳へたるものあらざる莫からんや。荀子が人主の六患として擧げたる、賢者をして之を爲さしめて則ち不肖者と之を規り、知者をして之を慮らしめて、則ち愚者と之を論じ、修士をして之を行はしめて則ち汚邪の人と之を疑ふの一節の如き、正に韓非に同一義の文あるを見るなり。

更に又、荀子の解蔽の一篇の如き、其世俗の諸子の說が、一曲に蔽はれて大理に闇きよりして互に相是非するあるを論ぜるは、較ゝ莊子が齊物論と相比すべきものなきに非ず。而して其の衆異相蔽う

（三）荀子の南方思想との接觸

抑も支那は廣漠たる大陸の地にして、山岳襟帶の障壁を爲すもの殆ど之れなきが故に、政治上に統一を保ち、三國又は南北朝の如く時に割據分立を見ざるにあらざるも、久しからずして又一統の治に復るを常とす。然れども之を其文明上より觀れば地勢の南北を以て其特色を殊にせる者なきにあらず、殊に先秦の時の如く、漢人種の統一僅に其緒に就きたるのみの際に於ては、漢種の永く占據せる北方の民の思想感情と、漢種の所謂王化を被りて、新に開化せる南方土著の民の思想感情とが、劃然として別樣の趣を呈せるは當然にして、而して北方の思想感情は實際的に、常識的に、世間的に、形而下的なるに對し、南方は、理想的に、熱狂的に、出世間的に、形而上的なるを見る。孔子の儒學は此北方の思想を代表せるものにして、老子の道敎は南方の思想を代表せる者なり。荀子は子夏の流を汲み、其宗とする所は固より孔子の儒學にありと雖ども、而かも其の戰國末の思想淆亂の時代に生まれたると、且つ南方思想の淵源地たる楚に住みたること久しかりしが故に、其學說には多少老莊哲學の影響あるを認め得べし。是れ其說に儒として較〻純粹ならざるの嫌を存する所なりと雖ども、然れども彼の孟子が、其才分の高邁なるに任せて、其行跡游說の士に類し、其口吻縱橫の調を帶びたるものありしに比し、荀子の態度は始終學者的循吏的の風を存し、此點に於ては寧ろ醇儒の行に幾きも

て勝りたるや知る可くして、從つて其學風は、直ちに心に參する內觀的工夫よりも、寧ろ知を致して心を正さんとする外制的手段を尙ぶに在りしなる可し、卽ち荀子の學說が主として師法を重んじ、學を重んじ、禮樂を重んじ、外よりして人性を矯めんとするにあるもの、之を子夏に得たるに非ずといふ可からず。

今孟荀二人を執つて之を比較するに、荀子も亦性惡を倡へて人性を說かざるに非ずと雖ども、其學說の大主張とする所は禮樂にあり、卽ち荀子は儒學の政治的敎育的方面卽ち智的實行的方面を得たるものにして、孟子は、王者の政を說かざるに非ざるも、そは竟に彼の理想に過ぎざるのみ、史に尤も詩書に通ずといはれたるを以ても知るべきが如く、儒學の藝術的、哲學的方面卽ち主として理想的感情的方面に達せるもの也。此區別は二人者の性行をも併せて表示するに足るものにして、孟子の一生は藝術家的也、當時の時勢よりいへば空想に近き仁義の說を揭げて、殺伐功利、習をなせる諸侯の間に遊說せる、何ぞ熱狂なるや、荀子は政治家的也、齊に祭酒となり、楚に縣令となりて、小規模ながらにも其政治的經綸を實行したり。又其文章に就いて觀るも、孟子の文は跌宕奔放にして圭角あり、意氣人を壓せんとするものあるに反し、荀子の文は極て論理的なり、解說的也、諄諄反覆して、人をして首肯せしめざれば已まざらんとす。二人者は、獨り其學說の性の善惡論に於て相反するのみならず、徹頭徹尾相一致す可からざる異型の人物たること、是を以ても推すに足る。

も、其分派が早くよりして既に存したるものなるは疑ふ可からず。

孟子の學統は卽ち子思に出でたりと稱せらる。漢書藝文志には孟子を以て子思の弟子となしたれども、年代相合せざるが如し、史記列傳によりて業を子思の門人に受くとするを當れりとせん歟。之は兎に角彼の學說が子思の系統中に入るべき者たるは爭ふ可からず。子思の學說は、之を中庸に徵して知るを得べきが如く、(中庸を子思の作なりといふには異論あれど、既に子思の作なりと稱せらるゝを以てすれば、中庸に說く所が、少くとも子思派の儒術の一斑を推知し得べき者たるや論なし。)常識的易行的にして所謂匹夫匹婦も之を識るを得べき儒學の上に、一種の哲學的攷察を加へ、宇宙の本體と人性の內核に向うて解釋を試みんとせるの特色を帶びたるもの也。故に孟子の學說も哲學的內省的の傾向を有し、其の仁義を說き、性善を說くも、常に內よりして心を治むるを主とし、正に荀子の外よりして之を治めんとすると正反に立つ。

荀子の學統は蓋し子夏の流を汲めるもの歟、子夏は孔子歿して後、西河(魏)に在りて敎授し魏の文侯に師たりしといへば、其餘風、三晉(韓魏趙)の間に布きたる者あるべく、趙人たる荀子が、少くも間接の感化を此より得たりとするは、强ち牽强に失するの推論にはあらじ、(莊子も亦子夏の學を學びたりといはる、荀子が同じく子夏の學統を引きて、而して其說に老莊哲學の影響あるを見るは、亦奇とすべし。)而して子夏は、孔子も嘗て文學には子遊子夏といへりしを以て見るも、其人博學多聞を以

我國にては藤原佐世の日本國現在書目に其名を載せたれば、舶載の古きを知るべし、其の盛に之を推稱祖述したるものは實に荻生徂徠なりとす。徂徠に讀荀子四卷あり。信州の人久保筑水(名は愛)の增註二十卷は諸註を大成したるものにして、淸の謝墉の箋釋二十卷は朝川善庵に依りて我邦に飜刻せらる。

(二) 荀子の學系及び孟荀二家の異同

戰國は支那に於て思想の上に最も生氣の滃渤たりし時代にして、卽ち又最も哲學の創見に富める時代也、諸子の學、分派は分派を生じ、互に抗爭して相下らず。乃ち孔氏の學を傳ふる所謂儒者の間にも、亦孔子歿後早く其弟子間に流派を異にする傾向を生じたるが如く、蓋し大人物は其德に包容ありて、能く諸種の異材を統一するに足ると雖ども、其人一たび亡べは、則ち其人に待てる統一は忽ち弛解して、各異材互に頭角を嶄出するを競ふに至るを免れざるが爲めにして、是れ惟に孔子のみならず、基督に於て亦然り、釋迦に於て亦然り、近くは之を芭蕉の歿後に觀るも亦然り。而して孔子歿後の儒の分派は其類甚だ寡からずして、韓非に據るに、儒は分れて八となり墨は分れて三となるといへり、其の所謂儒の八流として擧けたる者は、卽ち子張の儒、子思の儒、顏子の儒、孟子の儒、漆雕氏の儒、仲梁氏の儒、公孫氏の儒、樂正子の儒、是にして、此れ固より韓非當時の分派なるべしと雖ど

荀子乃ち行いて復蘭陵の令となる。春申君死して荀子亦廢せらる。因て蘭陵に家し、終に茲に卒す、其書を著はせるは、蓋し蘭陵閑居の時に成れる也。荀子蘭陵に令となつて德の施く所其流風餘韻永く傳ふ。劉向の言ふ所によるに、曰く、蘭陵多く學を爲むるを善くす、蓋し荀卿を以て也、長老今（漢の時）に至つて之を稱して蘭陵の人と曰ふ、字を卿となすを喜ぶ、蓋し以て荀卿に法る也と。秦の相李斯及び韓非皆業を荀子に受けたりと稱せらる。

漢書藝文志儒家の部に、荀卿三十三篇とあり。但し王應麟の考證に從へば當に三十二篇に作るべし。劉向の言ふ所に依るに、荀子著はす所の書、元と凡そ三百二十三篇あり、劉向校讎して其重複なる者二百九十篇を除き、定めて三十三篇となし、十二卷となせりと、題して孫卿新書といふ。唐の楊倞分ちて二十卷となし、また之が註を作り、改めて荀子となせり、今傳ふる所のもの卽ち是れ。劉向が特に之を孫卿といへるに就きては、司馬貞、顏師古より相承けて以て漢の宣帝の諱詢を避けて荀を改めて孫となせりとせり。唯淸の謝墉謂へらく、漢の時尙ほ嫌名を諱まず、後漢の李恂、荀淑、荀爽、荀悅、荀或の如き、俱に本字を書す、獨り反て周の時の人名の載籍に見れたるものを改稱するの理ある可からず、若し之を改稱すべしとせば、左傳に載する所、荀息より荀瑤に至る亦多きに、何が故に之を改めざる、故に荀卿を改めて孫卿といへるは、荀の音孫に同じく、語遂に移易せるものなること、猶、荊軻、燕にあれば燕人之を荊卿といひ、衞にあれば衞人之を慶卿といふが如きのみと。

申君死して廢せらるとあり、史記の六國年表に據るに宣王の末より春申君の死まで其間八十七年あり、若し荀卿五十にして始めて齊に游ばば、春申君死する年は、當に百三十七歳となるべし、豈此理あらんや、故に今十五歳說に從ふ）にして齊に游學す。蓋し齊の威、宣二王の文學游說の士を喜ぶあり、天下の賢才を稷下に聚めて之を尊寵せしより、騶衍、淳于髡、田駢、愼到、環淵等一時の雋英皆來り會し、爲めに稷下は學者の淵藪たるの觀を呈せり、荀子の時は、正に齊の襄王の時に方る、當時田駢等の徒皆死したりと雖ども、稷下は猶盛時の遺風を存して笈を此に負ふもの多かりしが如し。荀子茲に在り、善く詩、禮、春秋を爲むと稱せられ、既にして稷下學者間に最も老師を以て目せらるゝに至り、襄王の爲めに重んぜられて三たび祭酒となれり。既にして讒に遭ひ、乃ち齊を去りて楚に適く。時に春申君楚の相たり、荀子を用ひて以て蘭陵の令となす。人の春申君に謂ふものあり、曰く、湯は七十里を以てし、文王は百里を以てして王たり、荀子は賢者なり、今之に百里の地を與ふ、楚其れ危からんかと。春申君仍て之を謝す。荀子去つて趙に之く。其の趙の孝成王の前に王者の兵を論ぜる蓋し此時也。後、客あり、春申君に謂つて曰く、伊尹夏を去つて殷に入り、殷、王となりて夏亡ぶ、管仲魯を去つて齊に入り、魯弱くして齊强し、故に賢者の在る所は、君尊く國安し、今荀子は天下の賢人なり、去る所の國其れ安からざらんと。春申君、人をして荀子を聘せしむ。荀子、書を春申君に遺りて、楚國を刺り、因て歌賦を爲つて以て春申君に遺る。春申君之を恨めるも、復固く荀子に謝す。

荀子解題

（一）荀子の小傳

孔子は世界に於ける一大聖なり、其人格は東西に渉りて瞻仰せられ、其教義は古今を通じて尊崇せらると雖ども、所謂豫言者は其故郷に容れられざるが如く、如何なる大人物も其同時代に於ては、距離あまりに接近せるが爲めに、左程に珍重せられざるを常とし、孔子に在りても亦、先秦の當時に於ては世人の此に對する崇拜の度未だ今日の如きものあらず、寧ろ諸子百家互に相抵排するの間に立ちて、孔氏の學も亦諸方面よりの辯難攻撃を免れず。殊に戰國の如き天下糜亂戰鬪簒奪を常とするの時に至りて、先王を述べ禮樂を説く孔氏の學が迂濶視せられしは當然にして、其の甚だ振はざるものありしは蓋し察するに難からず。孔子よりして百有餘歳にして孟軻鄒に出で丶孔子の道統の嫡系たるを以て自ら任じ、仁義の説を提げて諸侯に游説せしも、用ひられず、孟子を距る復百餘年にして、即ち荀卿趙に出で、復孔氏の儒學を唱ふ。

荀卿は趙の人、名は況、年十五（史記及劉向の傳する所には年五十といふ、風俗通年十五に作る。晁公武の讀書志も亦之に同じ。蓋し荀卿齊の宣王の時、稷下に來游し、後、楚の春申君に仕へ、春

經下第四十一……一七四
經說上第四十二……一七九
經說下第四十三……一八八
大取第四十四……二〇一
小取第四十五……二〇八
耕柱第四十六……二一三
貴義第四十七……二二一
公孟第四十八……二二八
魯問第四十九……二三八
公輸第五十……二四九
備城門第五十二……二五三
備高臨第五十三……二六三
備梯第五十六……二六五
備水第五十八……二六八
備突第六十一……二六九
備穴第六十二……二七〇
備蛾傅第六十三……二七五
迎敵祠第六十八……二七八
旗幟第六十九……二八一
號令第七十……二八四
雜守第七十一……三〇〇

荀子原文……一—八一
墨子原文……一—八九

尙同上第十一……四一
尙同中第十二……四四
尙同下第十三……五三
兼愛上第十四……五九
兼愛中第十五……六一
兼愛下第十六……六六
非攻上第十七……七六
非攻中第十八……七八
非攻下第十九……八三
節用上第二十……九一
節用中第二十一……九四
節用下第二十二(闕)
節葬上第二十三(闕)
節葬中第二十四(闕)
節葬下第二十五……九七
天志上第二十六……一〇七
天志中第二十七……一一三
天志下第二十八……一二〇
明鬼上第二十九(闕)
明鬼中第三十(闕)
明鬼下第三十一……一二八
非樂上第三十二……一四〇
非樂中第三十三(闕)
非樂下第三十四(闕)
非命上第三十五……一四六
非命中第三十六……一五一
非命下第三十七……一五五
非儒上第三十八(闕)
非儒下第三十九……一六〇
經上第四十……一六九

解蔽篇……二三七
正名篇……二四一
性惡篇……二五四
君子篇……二六五
成相篇……二六九
賦篇……二七六
大略篇……二八二
宥坐篇……三〇四
子道篇……三一一
法行篇……三一六
哀公篇……三一九
堯問篇……三二五

墨子解題……一—六

國譯墨子……一—三〇六

親士第一……一
修身第二……五
所染第三……八
法儀第四……一〇
七患第五……一三
辭過第六……一七
三辯第七……二二
尚賢上第八……二四
尚賢中第九……二七
尚賢下第十……三六

目次

荀子解題……………………一—二七
國譯荀子……………………一—三三九
勸學篇……………………一
修身篇……………………九
不苟篇……………………一六
榮辱篇……………………二三
非相篇……………………三三
非十二子篇……………………四二
仲尼篇……………………四九
儒效篇……………………五五
王制篇……………………七一
富國篇……………………八八
王霸篇……………………一〇五
君道篇……………………一二四
臣道篇……………………一三九
致士篇……………………一四六
議兵篇……………………一五〇
彊國篇……………………一六七
天論篇……………………一七八
正論篇……………………一八六
禮論篇……………………二〇二
樂論篇……………………二二〇

國譯漢文大成

經子史部
第八卷

荀子・墨子



(3) Hsun Tze
Mo Tze

15/



